# Ⅱ　東久邇・幣原・第一次吉田・片山・芦田内閣時代

# 一　終戦への対応

## 1　終戦善後措置一般

### (1)　時局収拾に関する諸問題（第一案）（昭和二〇年八月一二日）

時局収拾ニ関スル諸問題（第一案）（昭二〇、八、一二）

一、基本観念
　国体ヲ護持シ国民ノ活力ヲ保存シ隠忍以テ将来ニ於ケル我国ノ発展ヲ期ス

二、今後ニ於ケル施策ノ重点
　(1)　多面的ニシテ柔軟ナル外交ノ展開
　(2)　科学的思考ノ涵養ト技術教育ノ徹底
　(3)　会議精神ニ基ク政治ノ刷新
　(4)　民生ノ安定ニ依ル社会秩序ノ維持

三、当面ノ問題
　(1)　円滑且敏速ニ軍事上及産業上ノ復員ヲ行フコト
　(2)　軍需物資、資材等ヲ急速ニ民生ノ安定ノ為ニ振向クルコト
　(3)　輸送力ヲ最優先的ニ回復セシムルコト
　(4)　食糧ノ徹底増産ヲ期スルコト之ガ為肥料工業ノ再開、農機具ノ供給、労務ノ充実ヲ図ル
　(5)　帰還兵、産業復員ニ依ル失業者、戦災者等ノ生活不安ノ除去ヲ図ルコト
　　(イ)　住宅ノ供給
　　(ロ)　食糧配給ノ確保

四、財政経済ニ関スル問題
　(1)　歳計ニ関スル問題
　　(イ)　臨軍ノ終結
　　(ロ)　応急諸後諸費ノ支出
　　(ハ)　二十年度予算ノ実行計画ノ再検討
　　(ニ)　二十一年度予算ノ編成方針
　　(ホ)　賠償ノ支払
　　　我方ノ主張スベキ要点ヲ急速ニ決定シ置クコト
　　(ヘ)　政府保証債務ノ処理
　　(ト)　会計法戦時特例ノ処置
　(2)　租税ニ関スル問題
　　(イ)　戦時租税体系ノ改変
　　(ロ)　関税制度ノ再検討
　　(ハ)　単純ナル金銭的救済ヘ極力之ヲ避ケ実質的ナル救済ヲ為スコト肝要ナリ
　　(ニ)　平和産業ノ再開、戦災地整理等ニ依ル職場ノ提供等ノ実行ヲ期ス但シ
　(6)　戦時ニ於ケル諸統制ヲ撤去スル建前トスルモ新ナル観点ニ立チ秩序維持ニ必要ナル規制ヲ実行スルコト
　(7)　インフレーション悪化ノ危険化セルニ鑑ミ物資面並ニ資金面ヨリ之ガ対策ヲ講ズルコト
　(8)　大陸及南方所在ノ日本人ヘ兵士其ノ他特殊ノモノヲ除キ出来得ル限リ現地ニ踏止マラシムル如ク努ムルコト
　(9)　講和条件ニ基キ必要ニ応ジ我国ノ制度組織ノ改廃ヲ行フコト

(ろ)清酒製造場及ビール工場ノ再転換
(は)特殊決済債権ノ処理
(に)在外資産ノ整理
(ほ)公債整理方針ノ樹立
(へ)金融緩慢対策ノ改廃
(と)軍需企業ノ整理ニ伴フ対策
(ち)致ス為必要ナル通貨金融方策ニ付テ、凡ユル努力ヲ傾注スルコト

(4)
国内金融ニ於ケル資金確保ノ方策
(イ)通貨製造計画ノ再検討
(ロ)新事態ニ即応セル徴税ノ復旧
(ハ)日銀ノ復興
(ニ)預金部資金ノ運用
(ホ)金融緩慢対策ノ改廃
(ヘ)軍需企業ノ整理ニ伴フ対策
(ト)致ス為必要ナル通貨金融方策ニ付テ、凡ユル努力ヲ傾注スルコト

(5)
対外金融ニ関スル問題
(イ)戦争保険ノ結末
(ロ)金融緩慢対策
(ハ)預金部関係ノ整理
(ニ)在外保護ノ創設
(ホ)対外金融ニ関スル件
(ヘ)在外資産ノ処理
(ト)為替管理ニ関スル件
(チ)為替銀行ノ業務再開

(6)
貿易ノ振興
(イ)各種ノ貿易制限ノ撤廃
(ロ)輸出入ノ促進
(ハ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ金融措置
(ニ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ税制ノ改正
(ホ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ関税制度ノ改正
(ヘ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ為替制度ノ改正
(ト)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ貿易管理ノ改正
(チ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ貿易金融ノ改善
(リ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ貿易保険制度ノ改善
(ヌ)貿易ノ復興ニ即応スル為ノ貿易ニ関スル行政機構ノ改善

(7)
国内産業ノ復興
(イ)産業ノ復興ニ関スル基本方針
(ロ)産業ノ復興ニ関スル具体的方策
(ハ)産業ノ復興ニ関スル行政機構ノ改善
(ニ)産業ノ復興ニ関スル財政金融ノ改善
(ホ)産業ノ復興ニ関スル労働関係ノ改善
(ヘ)産業ノ復興ニ関スル物資ノ需給ノ改善
(ト)産業ノ復興ニ関スル物価ノ改善
(チ)産業ノ復興ニ関スル輸送ノ改善
(リ)産業ノ復興ニ関スル電力ノ改善
(ヌ)産業ノ復興ニ関スル石炭ノ改善
(ル)産業ノ復興ニ関スル鉄鋼ノ改善
(ヲ)産業ノ復興ニ関スル肥料ノ改善
(ワ)産業ノ復興ニ関スル繊維ノ改善
(カ)産業ノ復興ニ関スル化学工業ノ改善
(ヨ)産業ノ復興ニ関スル機械工業ノ改善
(タ)産業ノ復興ニ関スル造船ノ改善
(レ)産業ノ復興ニ関スル鉱業ノ改善
(ソ)産業ノ復興ニ関スル木材ノ改善
(ツ)産業ノ復興ニ関スル水産ノ改善
(ネ)産業ノ復興ニ関スル農業ノ改善
(ナ)産業ノ復興ニ関スル中小企業ノ改善
(ラ)産業ノ復興ニ関スル技術ノ改善
(ム)産業ノ復興ニ関スル人口問題ノ対策
(ウ)産業ノ復興ニ関スル労働問題ノ対策
(ヰ)産業ノ復興ニ関スル教育ノ改善
(ノ)産業ノ復興ニ関スル文化ノ向上
(オ)産業ノ復興ニ関スル科学技術ノ振興
(ク)産業ノ復興ニ関スル観光ノ振興
(ヤ)産業ノ復興ニ関スル厚生ノ改善
(マ)産業ノ復興ニ関スル社会保障ノ改善
(ケ)産業ノ復興ニ関スル住宅ノ改善
(フ)産業ノ復興ニ関スル都市ノ改善
(コ)産業ノ復興ニ関スル農村ノ改善
(エ)産業ノ復興ニ関スル漁村ノ改善
(テ)産業ノ復興ニ関スル公共施設ノ改善
(ア)産業ノ復興ニ関スル国土保全ノ改善
(サ)産業ノ復興ニ関スル災害復旧ノ改善
(キ)産業ノ復興ニ関スル国土開発ノ改善
(ユ)産業ノ復興ニ関スル地下資源ノ開発
(メ)産業ノ復興ニ関スル水資源ノ開発
(ミ)産業ノ復興ニ関スル電源ノ開発
(シ)産業ノ復興ニ関スル電力ノ開発
(ヱ)産業ノ復興ニ関スル石炭ノ開発
(ヒ)産業ノ復興ニ関スル鉄鋼ノ開発
(モ)産業ノ復興ニ関スル肥料ノ開発
(セ)産業ノ復興ニ関スル繊維ノ開発
(ス)産業ノ復興ニ関スル化学工業ノ開発
(ン)産業ノ復興ニ関スル機械工業ノ開発
(ヘ)産業ノ復興ニ関スル造船ノ開発
(ホ)産業ノ復興ニ関スル鉱業ノ開発
(ノ)産業ノ復興ニ関スル木材ノ開発
(ヌ)産業ノ復興ニ関スル水産ノ開発
(ル)産業ノ復興ニ関スル農業ノ開発
(ヲ)産業ノ復興ニ関スル中小企業ノ開発
(ワ)産業ノ復興ニ関スル技術ノ開発
(カ)産業ノ復興ニ関スル観光ノ開発
(ヨ)産業ノ復興ニ関スル厚生ノ開発
(タ)産業ノ復興ニ関スル社会保障ノ開発
(レ)産業ノ復興ニ関スル住宅ノ開発
(ソ)産業ノ復興ニ関スル都市ノ開発
(ツ)産業ノ復興ニ関スル農村ノ開発
(ネ)産業ノ復興ニ関スル漁村ノ開発
(ナ)産業ノ復興ニ関スル公共施設ノ開発
(ラ)産業ノ復興ニ関スル国土保全ノ開発
(ム)産業ノ復興ニ関スル災害復旧ノ開発
(ウ)産業ノ復興ニ関スル国土開発ノ開発
(ヰ)産業ノ復興ニ関スル地下資源ノ開発
(ノ)産業ノ復興ニ関スル水資源ノ開発
(オ)産業ノ復興ニ関スル電源ノ開発
(ク)産業ノ復興ニ関スル電力ノ開発
(ヤ)産業ノ復興ニ関スル石炭ノ開発
(マ)産業ノ復興ニ関スル鉄鋼ノ開発
(ケ)産業ノ復興ニ関スル肥料ノ開発
(フ)産業ノ復興ニ関スル繊維ノ開発
(コ)産業ノ復興ニ関スル化学工業ノ開発
(エ)産業ノ復興ニ関スル機械工業ノ開発
(テ)産業ノ復興ニ関スル造船ノ開発
(ア)産業ノ復興ニ関スル鉱業ノ開発
(サ)産業ノ復興ニ関スル木材ノ開発
(キ)産業ノ復興ニ関スル水産ノ開発
(ユ)産業ノ復興ニ関スル農業ノ開発
(メ)産業ノ復興ニ関スル中小企業ノ開発
(ミ)産業ノ復興ニ関スル技術ノ開発
(シ)産業ノ復興ニ関スル観光ノ開発
(ヱ)産業ノ復興ニ関スル厚生ノ開発
(ヒ)産業ノ復興ニ関スル社会保障ノ開発
(モ)産業ノ復興ニ関スル住宅ノ開発
(セ)産業ノ復興ニ関スル都市ノ開発
(ス)産業ノ復興ニ関スル農村ノ開発
(ン)産業ノ復興ニ関スル漁村ノ開発
(ヘ)産業ノ復興ニ関スル公共施設ノ開発
(ホ)産業ノ復興ニ関スル国土保全ノ開発
(ノ)産業ノ復興ニ関スル災害復旧ノ開発
(ヌ)産業ノ復興ニ関スル国土開発ノ開発
(ル)産業ノ復興ニ関スル地下資源ノ開発
(ヲ)産業ノ復興ニ関スル水資源ノ開発
(ワ)産業ノ復興ニ関スル電源ノ開発
(カ)産業ノ復興ニ関スル電力ノ開発
(ヨ)産業ノ復興ニ関スル石炭ノ開発
(タ)産業ノ復興ニ関スル鉄鋼ノ開発
(レ)産業ノ復興ニ関スル肥料ノ開発
(ソ)産業ノ復興ニ関スル繊維ノ開発
(ツ)産業ノ復興ニ関スル化学工業ノ開発
(ネ)産業ノ復興ニ関スル機械工業ノ開発
(ナ)産業ノ復興ニ関スル造船ノ開発
(ラ)産業ノ復興ニ関スル鉱業ノ開発
(ム)産業ノ復興ニ関スル木材ノ開発
(ウ)産業ノ復興ニ関スル水産ノ開発
(ヰ)産業ノ復興ニ関スル農業ノ開発
(ノ)産業ノ復興ニ関スル中小企業ノ開発
(オ)産業ノ復興ニ関スル技術ノ開発
(ク)産業ノ復興ニ関スル観光ノ開発
(ヤ)産業ノ復興ニ関スル厚生ノ開発
(マ)産業ノ復興ニ関スル社会保障ノ開発
(ケ)産業ノ復興ニ関スル住宅ノ開発
(フ)産業ノ復興ニ関スル都市ノ開発
(コ)産業ノ復興ニ関スル農村ノ開発
(エ)産業ノ復興ニ関スル漁村ノ開発
(テ)産業ノ復興ニ関スル公共施設ノ開発
(ア)産業ノ復興ニ関スル国土保全ノ開発
(サ)産業ノ復興ニ関スル災害復旧ノ開発
(キ)産業ノ復興ニ関スル国土開発ノ開発

ン実施」科学的思考ノ涵養及技術教育ノ徹底ヲ図ルコト

(ぬ)　右諸施策ノ遂行ニ当リテハ、尚広ク輸送、居住、衣食、就職、就業等各般ニ亘リ関係各庁ノ緊密ナル協力ヲ為スコト

(ね)　内地在住朝鮮人及台湾人ニシテ引揚ヲ希望スル者ニ対シテハ可及的速ニ引揚ヲ為シ得ル様措置スルコト

(の)　朝鮮人及台湾人ニシテ日本国籍ヲ持続シ希望スル者ノニ対シテハ之ヲ許ス

(は)　内地在住朝鮮人及台湾人ニシテ日本国籍ヲ離脱スル者ニ対シ内地ニ留マラシムルコト

(ひ)　私有財産ニ付テハ国際法ノ常則ニ基キ保護補償ヲ与フルコト

(ふ)　内地ニ資本ニ基ク平和産業ニ付テハ出来得ル限リ合弁其ノ他ノ形式ヲ以テ存続スルコト

(へ)　技術ノ習得ニ於テハ技術其ノ他ノ障害ニ付徐ニ内地人ヲ活用スル様措置スルコト

(ほ)　国際会社其ノ他有力商社ノ資本ト組織力ヲ活用シ内地（例ノ北海道）ニ於ケル集団未墾地又ハ高地帯ノ開発ヲ担当セシメ食糧増産ニ寄与セシムル様研究スルコト

(ま)　朝鮮銀行券及台湾銀行券ハ内地各種金融機関ニ於テ日本銀行券ト無制限ニ兌換セシムルコト

(み)　以上各項ノ円滑ナル実施ノ期シ難キ場合ハ将来ノ折衝ニ当ラシムルコトヲ現地ニ於ケル連合国軍ノ指揮官ニ対シ要請スルコト

(む)　朝鮮、台湾及樺太ニ関スル善後措置ノ総ヲ述ベ終ニ臨ミ日本国民ヲシテ公平且厳粛ナル処置ニ努メシムル為ニハ朝鮮、台湾及樺太ニ在住スル内地人ニ大詔ヲ奉戴シ速ニ於テ現地ニ於ケル集団ノ実ヲ挙ゲ以テ将来ノ成果ニ顧ミ将ノ出来ル様ニ善処スベキコトヲ切ニ要望ス

二、要領

(イ)　在鮮、在台、在樺太内地人ノ出来得ル限リ現地ニ踏ミ止マリ非常共栄ノ生活ノ継続ニ邁進スルコト

(ロ)　朝鮮及台湾郵便官署ノ郵便貯金等ノ夫ノ通帳ニ依リ通帳ヲ以テ内地ニ於ケル引揚者ニ対シ之ガ支払ヲ為シ得ル様措置スルコト

(ハ)　朝鮮、台湾及樺太内ノ銀行、金融組合、信用組合、農業会、信託会社、東拓其ノ他金融機関ノ一切ノ在外各種金融機関ニ於ケル日本人ノ預金、信託、北鮮地帯ノ鉱山、工場ニシテ、破壊ヲ免ヤラレタルモノニ対シテハ之ガ速カナル処分ヲ講ズル方途ヲ講ズベキコト

出所　大蔵省資料Ｚ五三一一。

## （4）朝鮮、台湾及び樺太に関する善後措置要領案

（昭和二〇年八月一九日内務省管理局）

一、方針

朝鮮、台湾及樺太ニ関スル善後措置要領（案）

朝鮮①　②　③

昭二〇・八・一九　内務省管理局

（イ）　朝鮮人ノ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ロ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ハ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ニ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ホ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヘ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ト）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（チ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（リ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヌ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ル）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヲ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ワ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（カ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヨ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（タ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（レ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ソ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ツ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ネ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ナ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ラ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ム）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ウ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヰ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ノ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（オ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ク）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヤ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（マ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ケ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（フ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（コ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（エ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（テ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ア）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（サ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（キ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ユ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（メ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ミ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（シ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヱ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ヒ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（モ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（セ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ス）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ン）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ゝ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（ゞ）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（〆）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（〇）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（十九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（二十九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（三九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（四九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（五九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（六九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（七九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（八九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（九九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百一九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百二九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百三九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百四九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百五九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百六九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百七九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八三）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八四）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八五）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八六）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八七）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八八）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百八九）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百九十）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百九一）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百九二）　朝鮮人ニシテ内地ニ在留スル者ニ対シテハ内地人ニ準ジ左記ニ依リ処置スルコト

（百九三）　朝鮮

四、喪失領土及諸外国トノ貿易及為替政策
五、国際通貨協定ニ対シ本邦ノ採ルベキ態度方針

大臣指示事項処理方針（戦後緊急対策企画室）

| 事項 | 担当主幹 | 立案順位 |
|---|---|---|
| 対内関係 | | |
| 第一　各官庁ノ機構 | 福田 | A |
| 第二　国有財産 | 脇坂 | A |
| 第三　政府保証ノ債務整理 | 西原（主計） | A |
| 第四　喪失地域債権取立不能整理 | 河野通（外資） | B |
| 第五　軍事及産業ノ復員 | 伊原 | B |
| 第六　軍需物資ノ民需ヘノ振替 | 渡辺 | A |
| 第七　食糧増産 | 河野一 | B |
| 第八　平和産業再建 | 渡辺 | C |
| 第九　帰還兵離職者等ノ不安除去 | 河野一 | B |
| 第十　諸統制ノ運用方針ノ改変 | 伊原（外資） | A |
| 第十一　衣料及住宅問題 | 河野一 | B |
| 第十二　撤退地域特殊会社 | 河野通 | B |
| 対外関係 | | |
| 第一　保障占領軍関係問題 | 河野通 | A |
| 第二　ポツダム宣言実施関係問題 | 小栗 | A |
| 第三　賠償問題（細目分担ハ追テ之ヲ定ム） | 東条 | B |
| 第四　喪失領土及諸外国トノ貿易及為替問題 | 東条 | C |
| 第五　国際通貨協定ニ関スル問題 | 小栗 | C |

備考
(一)　担任主幹ハ立案順位Aニ属スルモノハ八月二十五日迄（土）
　同　B〃　九月一日迄（土）
　同　C〃　九月八日迄（土）
ニ必ズ其ノ成案ヲ総務迄提出スルモノトス

但シ之ト異ル日限ヲ特ニ指定セルモノハ此ノ限ニアラズ
(二)　担任主幹ハ必要ニ応ジ其ノ所管外事項ニ付テハ該所管ノ主幹又ハ課長ト連絡シ綜合的ニ成案ヲ作成スルモノトス
出所　大蔵省資料Z五三一―六―一三。

## (7)　終戦処理に関する渋沢日本銀行総裁私案

（昭和二〇年八月二〇日頃）

渋沢私案（日本銀行）

一、今後ノ日本ハ明治中期迄ノ領土トナルヲ以テ現在ノポテンシャル及カイネティックノ国富ニ比ベ何分ノ一カニ縮小シソノ基盤ノ上ニ明治中期ノ約倍ノ人口ヲササヘ且ツ経済力運営ヲ要スルコトヲ銘記スルコト
一、故ニ宣言受諾後ノ我国力ノ測定ヲ至急且ツ可及的ニ精確ニ算定スルコト急務中ノ急務ナリ
　食料生産関係、生必品生産関係
　右ノ原料資財関係、並ニ消費規制ノ測定等、即チ実体財ト運転財ト
一、今後ノ不要産業（軍需）ニ対スル今迄ノ政府ノ方針ニ重大ナル改変ヲ為ス様至急研究スルコト
　イ、不生産財ニ対スル過度ノ損害賠償ハ今後ノ悪性インフレニ至大ノ関係アリ
　ロ、倫理的見地ヨリスルモ他ノ部面（軍人、戦災者等）トノ調整ヲ考慮スルヲ要ス
　ハ、株式市場再開ニツキテハ別ニ述ブ
　ニ、レシーバーヲ作リ極メテ苛酷ト思ハルル程ノ計算ニヨリ一応引取ッテ整理スルコト
一、今後ノ経済ハ表現ハ別トシテ異常ナル計画経済タラシメザレバ賠償ハ百年河清ヲ待ツコトトナル
一、先述ノ国力測定ナクシテ平和条約締結（経済面）ハ至難ナリ、我国ノ維持可能ノ限界ニツキ科学的把握ヲ為スコト肝要ナリ
一、政治的云ヒ方トシテ民間人ヲ用フルハ可ナルモソノ面ノ指導者ノ現下実態把握力ニツキ充分注目ヲ要ス
一、先方出方如何ニヨルモ為替相場ノ定メ方ハ我国現下ノ実力的財産（国富）ニ近キコトガ将来ノ為替相場上ヨリ来ル混乱ヲ未然ニ防ギ得ベシ、一ドル一〇円ノ如キハ少シ甘スギルベシ
一、株式市場再開ニツキテハ日銀ノ案ヲ基本トスベキモ更ニ急イデ再開ヲ要スル場合ニハ他ノ方途ヲ至急考究ヲ要スルコト
一、軍需会社ニ対スル損害保険査定ニツキ前述ノ意図ヲ容レテ至急促進スルコト
一、賠償ニ対シ現下ノ公定価格ヲソノママ適用サレテハ困ル故之等ニツキ考究スルコト
一、物価問題モ至急大方針ヲ定メタキコト

編注　この文書は、日本銀行用箋を使用した手書き。八月一八日付で津島蔵相が、金融機関の首脳等に依頼した意見具申に対する回答の一つである。回答は概ね八月一九―二一日の間に集まっているので二〇日前後と推定した。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―三五。

## (8)　陸海軍復員に伴う給与等処理に関する件

（昭和二〇年八月二一日閣議決定）

陸海軍復員ニ伴フ給与等処理ニ関スル件

一、復員ヲ命セラレタル陸海軍軍人諸生徒軍属ニハ現在ノ金銭給与ノ十二月分ニ相当スル退職賞与ヲ給スルコト
二、復員ヲ命セラレ帰郷スル陸海軍軍人諸生徒軍属ニハ左ノ給与ヲナスコト
　イ、下士官兵諸生徒ニハ必要ナル被服装具ヲ給ス
　ロ、帰郷途中及帰郷直後所要措弁ノ為必要ナル食糧品及日用品ヲ給ス
三、外征部隊所属軍人軍属ノ留守宅ニ対シテハ陸海軍機関復員後ニ在リテモ本人帰還迄政府ニ於テ留守宅渡送金ヲ持続スルコト

備考
　現下ノ金融情勢ニ鑑ミ退職賞与ノ支給ニ付テハ努メテ現金支給ヲ避クル如ク処置ス

〔参考資料〕
昭和二十年八月十八日陸　第五七二九号陸軍解散ニ伴フ給与等ニ関スル件達抜粋（各陸軍司令官、各軍管区司令官、陸軍大臣直轄官衙学校長宛）
陸軍解散ニ伴フ給与等ニ関シ別紙ノ通定ム　陸軍大臣
別紙末尾
退職賞与ハ最近ノ金融状況ニ鑑ミ其ノ支払要領ハ左ノ各号ニ依ルモノトス
一　退職賞与ノ額千九十円迄ノ者ハ全額現金払トス
二　退職賞与ノ額千百円以上ノ者ハ千円迄ハ現金払トシ千円ヲ超ユル部分ニ付テハ最寄銀行預入ノ期間（三ケ月ノ定期預金証書ニ依リ支払ス）
三　前号定期預金ハ預入銀行ニ非ザル銀行ニ在リテモ払戻ヲ受クルコトヲ得
四　定期預金証書用紙ハ中央ニ於テ準備交付スルモノヲ使用スルモノトスルモ遅延ノ間ハ最寄銀行ノ用紙ヲ利用スルコトヲ得
海軍軍人ノ解員ニ伴フ給与等ニ関スル件
海軍軍人ノ解員（予備役編入ヲ含ム以下同ジ）ニ伴フ給与等ニ関シ左ノ通定ム
一　略
二　退職賞与
(イ)　海軍退職賞与内規ニ拘ラズ解員時ノ所轄ニ於テ左ノ額ヲ支給ス但シ勤怠及勤務年数ノ長短等ニ応ジ所属長官ノ定ムル所ニ依リ適宜減額スルコトヲ得

| | |
|---|---|
| 大将 | 九五四〇円 |
| 中将 | 八五〇〇円 |
| 少将 | 七四六〇円 |
| 大佐 | 六一八〇円 |
| 中佐 | 四九一〇円 |
| 少佐 | 三七七〇円 |

大　尉　二九八〇円
中　尉　二二二〇円
少　尉　一八九〇円
特務士官タル大尉　三三〇〇円
同　中尉　三〇二〇円
同　少尉　二六五〇円
候補生見習尉官　一四五〇円
准士官　二二四〇円
上等下士官一、二級俸　一八〇〇円
同　三級俸　一〇二〇円
一等下士官　九〇〇円
二等下士官　七七〇円
兵　長　六六〇円
上等兵　五二〇円
一等兵　四四〇円

(ロ) 上等下士官一、二級以上ノ者ニハ一〇〇〇円ヲ超ユル部分ハ銀行定期預金トシ（一〇〇円未満ノ端数ヲ附セザルモノトス）其ノ預金証書ヲ以テ一〇〇〇円並ニ一〇〇〇円ヲ超ユル部分ノ中一〇〇円未満ノ金額ハ現金ヲ以テ夫々交付シ上等下士官三級俸以下ノ者ニハ全額現金ヲ以テ交付スルモノトス証書用紙ハ経理局ヨリ急送セシム

以下略

出所　大蔵省資料Z六二〇―二九。

## (9) 塩の専売に関する事務の委譲取止めに関する件

（昭和二〇年八月二一日閣議決定）

本件廃止ノ件閣議決定

塩ノ専売ニ関スル事務ノ委譲ニ関スル件（昭和二〇年八月一四日閣議決定）

## (10) 昭和二十年度預金部資金運用計画の変更に付て

（昭和二〇年八月二三日大蔵省発表）

第一方針

国内戦場化ニ伴フ塩対策ノ完璧ヲ期スル為左記要領ニ依リ地方専売官署ニ於ケル塩ノ専売ニ関スル事務ノ全部ヲ地方総監又ハ都庁府県長官ニ委譲スルモノトス

第二要領

一、委譲ノ範囲

現在地方専売局長ヲシテ分掌セシメツツアル塩ノ専売ニ関スル事務ノ全部トスルコト

尚右ニ伴ヒ現在地方専売局長ヲシテ分掌セシメツツアル苦汁ノ専売ニ関スル事務モ亦附随的ニ之ヲ委譲スルコト

二、委譲ニ伴フ要員ノ措置

地方専売官署ニ於ケル職員中塩及苦汁ノ専売ニ関スル事務ニ従事スル者ニ対シ昭和二十年勅令第六十三号ニ依リ地方総監府又ハ都庁府県ニ於テ塩及苦汁ノ専売ニ関スル事務ニ従事セシムベキ措置ヲ講ズルコト

三、委譲ニ伴フ経理的措置

委譲ニ伴ヒ増加支出ヲ要スル経費ニ付テハ原則トシテ塩及樟脳緊急増産対策費（一般会計一般費）ヲ以テ経理スルコトトシ第二予備金支出ノ措置ヲ講ズルコト

四、実施時期

可及的速カニ実施ノコト

編注　「本件廃止ノ件閣議決定」は津島蔵相の毛筆手書きであるが日付がない。表題の件名と閣議決定の日付は、内閣官房内閣参事官室編「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名目録」によった。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―三。



昭和二十年度預金部資金運用計画の変更に付て（二〇、八、二三）

本年度に於ける預金部資金の運用に付ては既に総額百七十五億八千余万円の運用計画を決定し、多額の国債消化に応ずるの外、地方公共団体、特殊法人並に軍需会社等に対し、防衛、疎開、生産増強、食糧増産其の他緊要事業資金等戦力増強のため必要なる資金を融通し来たつたのであるが、今回戦争終結後の新事態に伴ふ資金需要の変動に対処するため右計画に修正を加へることとした。

其の要点は左の如くである。

尚本措置に依り相当額の剰余資金を生ずるが之に付ては今後に於ける産業経済の情勢に応じ必要なる方面に運用する方針である。

一、戦時施設特別資金の融通打切

重要軍需会社等の疎開、緊急施設に対し融通せる本資金は今後之が供給を打切ること。

二、軍需産業関係社債券の引受及買入の停止

特殊会社、営団及特殊銀行等に於て今後新規資金調達の為発行する軍需産業関係社債の引受又は買入は之を停止すること。

三、戦災応急地方資金の新設

戦時緊急地方資金の融通は今後之を打切り、新に相当多額の戦災応急地方資金を設定し地方公共団体、公共組合及中小企業者等に対し戦災復旧、住宅建設、産業転換及食糧増産所要資金並に生計応急資金等を融通すること。

出所　大蔵省資料Z六〇四―四六。

## (11) 大東亜省及び軍需省の廃止等に伴う経費等の処理に関する件

（昭和二〇年八月二三日）

大東亜省及軍需省ノ廃止等ニ伴フ経費等ノ処理ニ関スル件

（二〇、八、二三）

一、大東亜省廃止関係

(一) 大東亜省所管経費ハ原則トシテ外務省所管ニ移替使用スルコト但シ大東亜本省、大東亜各庁及臨時諸要務費ノ各項ニ在ル交易関係ノ経費ハ実行上不用ニ立ツルコト

(二) 関東局及南洋庁ノ両特別会計モ之ヲ外務省所管ニ移替スルコト

二、軍需省廃止関係

(一) 左ノ経費ニ付予備金支出ヲ為スコト

(1) 軍需本省、軍需各庁及軍需生産増強費ノ系統ノ経費但シ大蔵省及厚生省ヘ移管系統ノ経費ハ之ヲ除ク

(2) 大東亜省所管経費中交易事務ニ関スル経費

(3) 農商省所管経費中商工省ニ移換セラルベキ事務ニ関スル経費（農商本省、農商各庁、臨時諸要務費、産業振興補助、臨時諸補助金ノ各項ノ一部）

(4) 臨時整理部ノ経費

(二) 軍需省所管経費中其ノ他ノモノハ其ノ儘商工省所管ニ移替使用スルコト

(三) 燃料局特別会計ヲ移替スルコト

三、農林省設置関係

農商省所管経費ハ総テ其ノ儘農林省所管ヘ移替使用スルコト但シ商工省ヘ移管シタル事務ノ関係ノ経費ハ実行上不用ニ立ツルコト

四、内閣調査局設置関係

綜合計画局関係ノ経費（内閣臨時諸費ノ項）ヲ其ノ儘充用スルコト

出所　大蔵省資料Z六〇二―一。

## (12) 塩賠償価格改定に関する件

（昭和二〇年八月二七日大蔵省発表）

塩賠償価格改定に関する件（昭和二〇、八、二七大蔵省）

情勢の急転によつて従来我国に対する塩の主なる供給地であつた台湾、関東州、満洲及中華民国からの輸入も従前の様に期待することは困難となるものと予想されるので食料用塩の国内自給の問題は一層其の重要性を加へるに至つた。随

つて専業製塩者に依る塩の大増産を図ることは何よりの急務となつた。因つて政府は予て塩賠償価格の引上方を考究中であつたが新事態に対応して塩の増産を推進する為此際急速且大幅の引上が必要となつて来たので此程別紙の通新賠償価格を決定、八月一日以降の収納塩に付之を適用することとし本二十七日附の官報に公示されることとなつた。又専業製塩の増産と共に自給製塩の増産も勿論必要であつて政府では関係方面の一層の努力に依つて自給製塩目標額に達成するのみならず進んでこれを突破されんことを期待して居る。

塩賠償価格表

| 製塩方法別 | | 区分 | 賠償価格（包装塩百瓩当） |
|---|---|---|---|
| 平釜式及蒸汽利用式 | 第一区 | 兵庫県ノ内赤穂郡、岡山県、香川県、愛媛県ノ内越智郡、徳島県、大分県ノ内東国東郡姫島村 | 円 二三・四〇 |
| | 第二区 | 兵庫県ノ内印南郡、飾磨郡、揖保郡、広島県、愛媛県ノ内新居郡、福岡県、大分県（除東国東郡姫島村） | 二九・七〇 |
| | 第三区 | 山口県、鹿児島県ノ内姶良郡帖佐町 | 三一・八〇 |
| | 第四区 | 愛知県、鹿児島県（除姶良郡帖佐町）、沖縄県 | 三六・一〇 |
| | 第五区 | 宮城県、石川県 | 四三・〇〇 |
| 真空式 | 甲 | 開墾塩業株式会社、仁尾塩田株式会社 | 二二・一〇 |
| | 乙 | 株式会社野崎事務所、赤穂東浜塩業組合 | 二三・六〇 |
| | 丙 | 味野塩業組合、尾道塩業組合、松永塩業組合、波止浜塩業組合、伯方塩業組合、太斎田塩業組合、合同塩業組合 | 二五・四〇 |
| | 丁 | 平生柳井塩業組合 | 二九・七〇 |

出所　大蔵省資料Z五三一―六―二七。

## (13) 戦後通貨対策委員会設置に関する件

（昭和二〇年八月二八日閣議了解）

戦後通貨対策委員会設置ニ関スル件

一、大蔵大臣ノ諮問ニ応ジインフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベキ重要ナル通貨対策ニ関シ意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル為大蔵省ニ戦後通貨対策委員会ヲ置クコト

二、戦後通貨対策委員会ニ委員長一名、副委員長一名及委員若干名ヲ置クコト

三、戦後通貨対策委員会ノ委員長、副委員長及委員ハ貴衆両院議員又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ委嘱スルコト

四、大蔵大臣ハ部内関係官ヲシテ戦後通貨対策委員会ノ任務遂行上必要ナル資料ヲ提供シ又ハ説明ヲ為シ若ハ意見ヲ述ベシムルコト

備考　本件実施ニ伴ヒ戦時財政参画委員制ハ之ヲ廃止スルコト

戦後通貨対策委員会名簿（イロハ順）

委員長　賀屋興宣
副委員長　太田正孝
委員
貴族院議員
子　裏松友光　男　矢吹省三
子　舟橋清賢　子　綾小路護
男　水谷川忠麿　下条康麿
衆議院議員
西川貞一　田村秀吉
中村三之丞　永野護
中嶋弥団次　楢橋渡
小笠原三九郎　松村光三
藤本捨助　木暮武太夫



由谷義治
学識経験者
入間野武雄　石橋湛山
石山賢吉　原邦道
丹波秀伯　高橋亀吉
田中豊　武井大助
中山伊知郎　野田哲造
小汀利得　岡野清豪
山室宗文　荒井誠一郎
新木栄吉　阿部賢一
木内四郎

編注　本文書は大蔵部内で八月二一日に起案された。委員会設置後の資料は多量にのぼるが、大部分は採録していない。委員会は、昭和二〇年一一月二八日「戦後通貨物価対策委員会」と改称され、また委員にも交代、変更がある。

出所　大蔵省資料Z六〇四―二八。

## (14) 連合国最高司令官の要求に係る一般命令の実施に関する件

（昭和二〇年九月二日閣議了解）

連合国最高司令官ノ要求ニ係ル一般命令所定ノ事項中ニハ統帥関係以外ノ事項存スルモ、之ガ実施ニ付テハ、此ノ際特別ノ法律制定ノ手続ヲ執ルコトナク、行政上ノ措置ニ依リ充分之ガ目的ノ達成ニ努ムルモノトシ、今後ノ事態ニ依リ特ニ必要ヲ生ジタル場合ニ於テハ其ノ際ニ緊急勅令ノ制定等所要ノ立法措置ヲ講ズルモノトス

出所　大蔵省資料六二〇―一〇。

## (15) 軍事上並に産業上の復員促進の為に大蔵省として措置すべき事項案（昭和二〇年九月七日金融局資金統制課）

軍事上並ニ産業上ノ復員促進ノ為ニ大蔵省トシテ措置スベキ事項（案）

（融資二〇、九、七）

軍事上並ニ産業上ノ復員ヲ出来得ル限リ円滑且ツ敏速ニ実行スル為大蔵省トシテ措置スベキ事項概ネ左記ノ如シ

記

一、軍事上ノ復員ニ関シ措置スベキ事項

(一) 復員ニ際シ直ニ生ズベキ退職金等ノ資金ニ付テハ浮動化防止ノ措置ヲ講ズルト共ニ之ガ円滑ナル供給ヲ斡旋スルコト（措置済別紙参照）

(二) 帰還将兵ノ職業補導其ノ他厚生、傷夷軍人ノ厚生援護ニ関シ予算上特別ノ考慮ヲ為シ復員上ノ精神的不安ヲ少ナカラシムル如ク措置スルコト

(三) 経理担当将兵中適当ナル者ノ相当数ヲ大蔵省及金融機関ニ採用スルコト蓋シ今後大蔵省ニ於テ担当スベキ事務中陸海軍ヨリ引継グベキ予算、国有財産ニ関スル事務、軍需事業ノ補償其ノ他経理上ノ処置、軍需金融ノ処置等ニ関シ従来ノ陸海軍ニ於テ之ニ関係シ居リタル経理将兵ヲシテ従事セシムルヲ適当且ツ必要トスル事務相当多キヲ以テ之等将兵ヲ大蔵省及金融機関ニ採用スルコトハ復員促進ノ一助トモナルモノト思料セラル

二、産業上ノ復員ニ関シ措置スベキ事項

(一) 復員ニ際シ直ニ生ズベキ退職金等ノ資金ニ付テハ浮動化防止ノ措置ヲ講ズルト共ニ之ガ供給並ニ復員過渡期ニ於ケル諸給与資金ノ供給ノ円滑化ヲ図ルコト（措置済別紙参照）

(二) 徴用解除者、離職者等ノ職業補導其ノ他厚生、戦時中業務上ノ傷夷ヲ受ケタル者ノ厚生援護ニ関シ予算上特別ノ考慮ヲ為シ復員上ノ精神的不安ヲ少ナカラシムル如ク措置スルコト

(三) 復員ヲ促進スル為民需生産ノ増強、軍需生産ノ民需生産ヘノ転換等ニ関

シ差当リ事業ノ進ムベキ方向ヲ指示スル暫定的事業資金調整標準ヲ出来得ル限リ速カニ決定シ右標準ニ依リ必要ナル事業資金ハ円滑ニ之ヲ供給スル如ク措置スルコト（措置済）

㈣　食料増産ノ為今後必要ナル農業及水産業資金ノ供給ニ付テハ特段ノ考慮ヲ払フコト

㈤　尚軍需企業ノ民需企業ヘノ転換ヲ促進スル為軍需企業ノ債権債務ノ整理、損失補償、其ノ他経理ニ関スル方針ニ付テハ左記答申ニ依ルコト

記

一、買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件

二、政府ノ保証シタル各種債務ノ処理ニ関スル対策（軍需企業ノ債務処理ヲ含ム）

編注　本文書は「企画室関係綴」にあり、戦後緊急対策企画室に提出されたもの。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一四。

## 2　旧軍保有物資・旧軍財産の処分

### （1）軍其の他の保有する軍需用保有物資資材の緊急処分の件

（昭和二〇年八月一四日閣議決定）

軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件

陸海軍ハ速カニ国民生活安定ノ為メニ寄与シ民心ヲ把握シ以テ積極的ニ軍民離間ノ間隙ヲ防止スル為メ軍保有資材及物資等ニ付穏密裡ニ緊急処分方措置ス尚ホ陸海軍以外ノ政府所管物資等ニ付テモ右ニ準ズ

例示

一、軍管理工場及監督工場ノ管理ヲ直チニ解除ス、此ノ場合製品、半製品及原材料ノ保管ハ差当リ生産者ニ一任ス

二、軍ノ保管スル兵器以外ノ衣糧品及其ノ材料、医薬品及其ノ材料、木材、通信施設及材料、自動車（部品ヲ含ム）、船舶及燃料等ヲ関係庁又ハ公共団体ニ引渡ス

三、軍作業庁ノ民需生産設備タリ得ルモノハ之ヲ適宜運輸省関係ノ工機工場其ノ他民間工場ニ転換ス

四、食糧（砂糖ヲ含ム）ヲ原材料トスル燃料生産ヲ即時停止ス

五、軍需生産ハ之ヲ直チニ停止シ工場所有ノ原材料ヲ以テ民需物資ノ生産ニ当ラシム

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇。

### （2）国有財産に関する善後措置並に今後の活用方策

（昭和二〇年八月二五日企画室資料第一号）

国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策（昭和二〇、八、二五）

第一　方針



陸海軍所管国有財産及各省所管国有財産中戦争終結ニ伴ヒ本来ノ用途ヲ廃止セラルルモノハ極メテ莫大ナル額ニ達スルモノト認メラルル所、之ト右以外ノ国有財産（特ニ雑種財産）ヲ併セ、国民経済ノ復興、国土計画等ノ綜合的見地ヨリ特別計画ヲ樹立シテ急速ニ適正ナル再分配ヲ断行シ以テ、戦災復興、国民経済及生活ノ安定、確保等戦後ニ於ケル緊急諸政策ノ円滑ナル遂行ニ資スルト共ニ賠償、復員等ニ因リ膨脹スルモノト認メラルル財政需要ニ対処シ兼テ国民購買力ヲ吸収シインフレーションノ防遏ニ協力セントス

（註）本方針ノ実施ニ先チ産業ノ復員及復興、都市及国土計画、住宅、医療其ノ他民生ノ安定等ニ関スル基本方策ヲ速ニ策定スルノ要アリ

第二　要領

イ、所管機関

本事務ノ性質及分量ニ顧ミ本省ニ国有財産局、各財務局ニ国有財産部ヲ置キ其ノ管理及処分ヲ迅速、適正ニ行フモノトス

（註）尚国有財産調査会ヲ復活シ、国有財産評価委員会ヲ拡充強化スルノ要アルベシ

ロ、活用方策ノ概要

一、現物賠償又ハ駐屯軍ノ使用等ニ充ツルモノ

賠償トシテ要求セラレタル施設及今後国内ニ於テ使用シ得ザルモノ又ハ使用スル見込ナキモノノ中賠償物件トスルヲ適当ト認メラルルモノハ現物賠償物件トスベキモノトス、尚駐屯軍ヨリ使用等ヲ要求セラレタル土地、施設等ハ之ニ充ツルモノトス

二、公共的施設ノ戦災復旧ノ見地ヨリ処分スベキモノ

官公衙、学校、官公立研究所其ノ他公共的施設ニシテ戦災ノ復興ヲ要スルモノ極メテ多キヲ以テ、此ノ目的ニ充ツルヲ適当ナリト認メラルル土地、建物、器具、機械等ハ他官庁ニ管理換又ハ公共団体其ノ他ニ譲渡シ、以テ速ニ此等ノ施設ヲ復旧セシムルモノトス、尚土地、立木等ニ付テハ必要ニ応ジ国土計画、都市計画其ノ他ノ作業ニ充当スルモノトス

三、国民生活ノ安定、確保ノ見地ヨリ処分スベキモノ

（註）此ノ見地ヨリノ処分ニ付テハ財政、経済政策ヲ確立シ綜合的ニ其ノ適否及程度ヲ決定スルヲ要スベシ

ハ、外地及外国ニ存在スル国有財産ノ問題

朝鮮、台湾、樺太其ノ他ノ外地及外国ニ存在スル国有財産ハ今後ニ於ケル対外交渉ニ即応シ綜合的ニ其ノ措置ヲ考究スベキモノト認メラル

ニ、国有財産ノ整理

右ノ如キ見地ヨリ国有財産ヲ綜合的ニ処理スル場合ニ於テ国有財産ノ必要性ヲ再検討シ不要ノモノヲ整理シ之ヲ雑種財産トシテ大蔵省ニ引継ガシムル為措置スルノ要アリ、尚農商省所管不要存置林及内務省所管北海道国有未開地ニ付テモ今後ニ於ケル国土計画上何等カノ処置ヲ要スベシ

ホ、特別会計ノ設置

本事務ハ複雑ニシテ且尨大ナルノミナラズ、其ノ性質上他ノ行政事務ト一応区分シテ収支ヲ明ナラシムルヲ適当トスベシ、仍テ国有財産整理資金特別会計ヲ復活シ一般会計ヨリ分別シテ経理スルヲ可トス、而シテ其ノ得タル財源ハ戦災復旧、賠償等ノ財源トシテ予定スルコト可ナラン

右特別会計設置ニ至ル迄ノ経過的期間ニ於テハ現行制度ニ依ルモノトス

備考

本要領ノ実施ニ際シテハ軍事布告第一号中軍需物資保存ニ関スル条項トノ調整ヲ図ルモノトス

陸海軍省所属国有財産台帳価格調（昭和二〇、八、二一調）

（朝鮮、台湾、樺太及南洋群島ノ分ヲ除ク）

| 区分 | 昭和十六年度末 | 昭和十七年度末 | 昭和十八年度末 | 昭和二十年八月一五日現在（推定） |
|---|---|---|---|---|
| 陸軍省 | 二、三一五百万円 | 二、六〇五百万円 | 三、〇八五百万円 | 三、八〇六百万円 |
| 海軍省 | | | | |
| 外 | 一、九九四、二九一 | 外 一、三五五、六一九 | 外 二、〇〇二、〇四八 | 外 三、九七二、六九一 |
| 計 | 外 三、九九四、六〇六 | 外 四、三五五、二一四 | 外 五、〇〇三、一三三 | 外 六、九七二、四九七 |

註一、外書ハ「船舶」ノ価格トス

註二、昭和二十年八月十五日現在ノ推定価格ハ昭和十八年度ノ増加率ヲ基準トシ計算セルモノトス

編注　本文書は、大蔵省内に設置された戦後緊急対策企画室資料第一号として提出された。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一三。

## （3）軍需物資資材を急速に民生安定の為に転換する方策並に之に伴い大蔵省として措置すべき事項

（昭和二〇年八月企画室資料第二号）

軍需物資資材ヲ急速ニ民生安定ノ為ニ転換スル方策並ニ之ニ伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項

第一　方針

戦後ニ於ケル国民生活ヲ速カニ安定シ帝国再建ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為左ノ要領ニ依リ軍需物資資材ノ民需ヘノ転換ヲ図ルモノトス

第二　要領

一、軍需物資資材ニシテ食糧衣料等ノ生活必需物資並ニ之ガ生産設備、原材料等ニ付テハ民生安定ノ為速カニ民需ヘ転換スルモノトス

二、右物資ノ民需ヘノ転換ニ際シテハ左ノ方法ニ依ルモノトス

(1) 米、麦、薪炭等絶対的生活必需物資ニ付テハ配給資源トシテ食糧営団其ノ他ノ配給機関ニ払下ヲ行フコト

(2) 絶対的生活必需物資以外ノ物資ニ付テハ

(イ) 農山漁村等ニ対シ見返物資トシテ優先特配ヲ行ヒ米、麦、甘藷等ノ供出ノ促進ヲ図ルコト

(ロ) 戦災者ニ対シ優先配給ヲ行ヒ生活ノ安定ヲ図ルト共ニ復興精神ヲ作興スルコト

(ハ) 百貨店其ノ他民間市場機関ヲシテ委託販売ヲ為サシムルコト

右ノ場合ニ於テハ公定価格ニ依ラズ高価ニシテ自由ナル販売ヲ行ハシメ浮動資金ノ吸収ニ資セシムルコト

(ニ) 大蔵省ニ一部保管転換ヲ受ケテ物資附富籤ノ売出等物ニ依ル国民貯蓄ノ強化ヲ図ルコト

(3) 生活必需物資ノ生産ニ資シ得ベキ設備及原材料ハ日用品工業其ノ他民間企業ニ競争入札等ノ方法ニ依リ払下ヲ行フコト



三、製絃所其ノ他生活必需品ヲ生産シ居ル軍ノ工廠等ハ従来通リ其ノ生産ヲ継続セシメ之ガ生産品ハ民需ニ転換シ国民生活ノ安定ニ資スルコト

四、塩、煙草、酒、麦酒等大蔵省関係物資ニ付テハ

(1) アルコール其ノ他軍需品ノ生産ニ転換シ居リタル施設ハ之ヲ再転換シ之等物資ノ生産ヲ行ハシムルト共ニ

(2) 右各物資ノ軍及軍需会社ニ対スル特配ハ之ヲ廃止シ(二)ノ(2)ノ方法ニ準ジ之ヲ行フコトトスルコト

五、右各項ノ実施ニ付財政金融上ノ面ヨリ大蔵省ニ於テ特ニ措置スベキ事項ナシ

備考

本要綱ノ実施ニ際シテハ軍事布告第一号中軍需物資保存ニ関スル条項トノ調整ヲ図ルモノトス

編注　本文書は、大蔵省内に設置の戦後緊急対策企画室へ資料第二号として、八月二五―二八日の間に提出された。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一三。

## （4）戦争終結に伴う国有財産の処理に関する件

（昭和二〇年八月二八日閣議決定）

戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件

陸海軍所属ノ土地兵舎其他ノ施設等ノ国有財産ハ速ニ大蔵省ニ引継キ大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其他民生安定及財政上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ之カ適実ナル管理運用及処分ニ当ルモノトス但シ将来他省所管ニ引継クヲ適当トスルモノ及農耕厚生施設等ノ為急速措置スルヲ適当トスルモノハ右引継キ以前ニ於テ其措置ヲ採ルヲ妨ケス

出所　大蔵省資料Z六二〇―九。

## （5）軍其の他の保有する軍需用保有物資資材の緊急処分の件廃止の件（昭和二〇年八月二八日閣議決定）

軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件廃止ノ件

昭和二十年八月十四日閣議決定軍其ノ他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件ハ之ヲ廃止ス

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇。

## （6）軍保有物資資材を急速に民生の安定の為に転換する方策

（昭和二〇年九月四日閣議提出）

軍保有物資資材ヲ急速ニ民生安定ノ為ニ転換スル方策（昭二〇、九、四）

第一　方針

戦後ニ於ケル国民生活ヲ速ニ安定シ帝国再建ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為左ノ要領ニ依リ軍保有物資資材ノ民需ヘノ転換ヲ図ルモノトス

第二　要領

一、軍保有物資資材ニシテ食糧、衣料等ノ生活必需物資並ニ之ガ生産及輸送ノ設備、原材料等ニ付テハ民生安定ノ為速ニ民需ヘ転換スルモノトス

二、右物資ノ民需ヘノ転換ニ際シテハ左ノ方法ニ依ルモノトス

(1) 米、麦、薪炭等絶対的生活必需物資ニ付テハ配給資源トシテ食糧営団其ノ他ノ配給機関ニ払下ヲ行フコト

(2) 右絶対的生活必需物資以外ノ物資ニ付テハ

(イ) 農山漁村等ニ対シ見返物資トシテ優先特配ヲ行ヒ米、麦、甘藷等ノ供出ノ促進ヲ図ルコト

(ロ) 戦災者ニ対シ優先配給ヲ行ヒ其ノ生活ノ安定ヲ図ルコト

(ハ) 尚相当数量ハ民間市場機関等ヲシテ委託販売ヲ為サシメ又ハ一部保管転換ヲ受ケ国民貯蓄増進ノ為適当ノ工夫ヲ為シテ之ガ活用ヲ図リ

購買力吸収ニ資スルコト

(3)　生活必需物資ノ生産及輸送ニ資シ得ベキ設備及各種ノ原材料ハ関係官庁ニ保管転換シ又ハ民間企業ニ払下ヲ行フコト

(4)　木材其ノ他建築資材ハ戦災者住宅建設等戦災復興ノ為使用セシムルコト

三、製絨所其ノ他生活必需品ヲ生産シ居ル軍ノ工廠等ハ従来通リ其ノ生産ヲ継続セシメ之ガ生産品ハ民需ニ転換シ国民生活ノ安定ニ資スルコト

備考

一、輸送及通信設備ノ復旧ニ必要ナル資材ハ関係官庁ニ保管転換シ又ハ民間企業ニ払下ヲ為シ民生安定ノ促進ニ資セシムルモノトス

二、本要領ノ実施ニ際シテハ軍事布告第一号中軍需物資保存ニ関スル条項トノ調整ヲ図ルモノトス

編注　本資料は八月三一日閣僚懇談会に付議され、第二の二(2)の(ロ)(ハ)の部分を修正して、九月一日再度閣僚懇談会に付議され、九月四日閣議に提出された。しかし、内務、陸軍、司法、文部、農林、商工各大臣の承認の花押はあるが決定には至っていない。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇。

## (7)　軍の復員に伴う治安警備及び軍需品の監視引渡等に関する件

(昭和二〇年九月四日閣議了解)

軍ノ復員ニ伴フ治安警備及軍需品ノ監視引渡等ニ関スル件(閣議諒解案)

一、軍ノ復員ニ伴フ治安警備ニ関スル件

1、軍ハ復員ニ伴ヒ概ネ九月下旬ヲ以テ軍、師管区司令官ノ治安警備ニ関スル任務ヲ解除スル予定、但シ軍需品ノ監視、保管警備等ハ軍自体ニテ之ヲ行フモ警察力ヲ以テ必要ナル援助ヲ与フルモノトス

二、軍需品ノ監視、引渡シ等ニ関シ左ノ如ク実施ス

1、軍需品ノ監視等ハ連合国側ニ引渡シ完了迄ハ残置部隊等ヲ以テ軍自ラ之ヲ行フ

2、軍需品ノ連合国側ニ対スル引渡シノ責任ハ軍之レニ任ス

3、軍需品ノ引渡シニ要スル輸送、労力等ノ件ニ関シテハ政府ニ於テ之ヲ担任ス

編注　本「閣議了解案」は津島大臣所蔵資料で閣議了解の日付はないが、内閣官房内閣参事官室編「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名目録」により九月四日閣議了解とした。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―四。

## (8)　戦争終結に伴う国有財産の処理に関する件

(昭和二〇年九月二一日閣議了解)

①　戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件(昭二〇、九、一九)

戦争ノ終結ニ伴ヒ陸海軍所属ノ国有財産ヲ大蔵省ニ引継ヲ承ケ之ガ適実ナル管理、運用及処分ニ当ルコトトナリタル為当分ノ内臨時ニ省議決定ヲ以テ大蔵本省ニ国有財産部、財務局ニ国有財産部並ニ管財支所又ハ管財出張所ヲ置キ右陸海軍ヨリノ国有財産ノ引継及之ガ管理運用処分ニ関スル事務及従来主税局及金融局ニ於テ司掌シアリシ国有財産ニ関スル事務及政府出資特別会計ニ関スル事務ヲ併セ司掌セシムルコトトシ、之ニ要スル人員ハ昭和二十年八月十六日勅令第四七六号ニ依リ定員外ヲ以テ概ネ左記ノ通リトスルコト

記

一、大蔵本省国有財産部

| | | |
|---|---|---|
| 部長(参事官) | 一名 | 勅任 |
| 書記官 | 三名 | 奏任 |
| 事務官 | 十二名 | 奏任 |
| 理事官 | 六名 | 奏任 |
| 技師 | 五名 | 奏任 |
| 属 | 六十名 | 判任 |



| | | |
|---|---|---|
| 技手 | 十名 | 判任 |

二、財務局国有財産部

| | | |
|---|---|---|
| 部長 | 八名 | 奏任 |
| 事務官 | 五十六名 | 奏任 |
| 技師 | 二十四名 | 奏任 |
| 属 | 二百名 | 判任 |
| 技手 | 四十八名 | 判任 |

三、管財支所及管財出張所ハ現在ノ所未ダ設置場所、数、規模等分明ナラザルモノアルヲ以テ随時必要ナル人員ヲ其ノ職員トシテ充用スルコト

(備考)

本表所掲ノ人員ニ付テハ実際ノ事務運行ニ依リ尚増減スルコトアルモノトス

欄外　津島蔵相の筆跡で手書き。

①九月廿一日閣議ニ報告諒解ヲ求

出所　大蔵省資料Z五三一―六―五。

## (9)　日本軍隊より受領し且受領すべき資材、補給品及び装備品に関する司令部覚書(一九四五年九月二四日SCAPIN五三)

日本軍隊より受領し且受領すべき資材、補給品、装備品に関する件

(一九四五年九月二四日SCAPIN五三GD)

(イ)　一九四五年九月二日付本司令部一般命令第一号第六項に関し、日本政府は要求あり次第米国第六軍、第八軍及第二十四軍団並に米国第五、第七艦隊司令長官に対し、総ての武器、弾薬、爆発物、軍装品、貯蔵品及補給品その他総ゆる種類の戦用品並に日本軍隊の作戦に関連し、日本軍隊又は其の如何なる職員に属し使用せられ又は使用に供せらるる如何なる備品又は其の他の財産の引渡準備を為すことを希望せらる、「日本軍隊」とは総ての日本及日本の支配下にある地上、海上及航空部隊及軍事的及準軍事的組織編成又は部隊並に如何なる場所にあることを問はず国民義勇隊を含む之等の補助部隊を含むものとす

(ロ)　占領米国軍諸指揮官は本質的又は排他的に戦用又は好戦的演習に使用せられ平時民間の使用に適せざる総ての装備品を破壊すべきことを指令せらる、占領軍の作戦上の諸要求が達せられたる後は破損せる戦用品よりの屑鉄をも含め本質的に戦用又は好戦的演習に使用せられざる日本軍隊の装備及補給品は朝鮮に於けるものを除き日本政府に返還せらるべし

(ハ)　日本政府内務省は日本の管理下に返還せらるる資材、補給品及装備品の受領の公的機関として茲に指定せらる

(ニ)　右の諸事務の処理の為日本政府は左記を実行すべきことを希望せらる

(イ)　責任ある日本陸軍及海軍指揮官は所有の総ゆる補給品、資材及装備品の所在目録(一般に物件が占領米国軍に引渡さるべく集積せられある地点と合致す)を用意すべし

(ロ)　日本帝国政府内務省は日本政府に返還せらるべき補給品、資材及装備品受領の為代表者を米第六軍及第八軍指揮官及第五艦隊司令長官の許に派遣すべし

之等を受領する為充分なる人員を日本軍隊により引渡されたる場所に於て準備すべし

(ハ)　日本帝国政府内務省は受領せる物品の全部に関する記録を保存し総ての補給品、資材及装備品の最後の消費者をも分明ならしむる如きその処置を明かにすべし

右記録は連合軍最高司令官、米国占領軍指揮官若くは権限ある代表の要求次第之に提供すべし

(ニ)　貴政府に返還せらるべき補給品、資材及装備品は民間救済の為のものにして民間人の為に食糧、衣料及住居用の必須物資を供給する限度に於て日本民間経済復興の為に充当せらるべきものなり

右補給品、資材及装備品の叙上以外の目的の為の使用は明白に禁止せらる

編注　SCAPINの文書形式は一定しているので、訳文は原資料のまま、表題括弧内に発出の日付、SCAPIN番号(四五年の段階では付されて

おらず、後に整理して通し番号が付された）及び司令部内の覚書起案部局の略号を記した。以下同じ。

出所　大蔵省資料Z五〇八―二三。

## (10)　軍所属国有財産の処理に関する件

（昭和二〇年一〇月八日国有財産部総務課）

軍所属国有財産ノ処理ニ関スル件（国総二〇、一〇、八）

一、陸海軍所属ノ土地、建物、立木、鉱山、事業場、研究所其ノ他ノ施設及之等ニ付属スル機械類等ノ国有財産ニシテ連合軍ヨリ返還ヲ受クルモノハ受領ト同時ニ之ヲ雑種財産所管庁タル大蔵省（地方財務局）ニ引渡スモノトシ当該財産ニ関スル従前ノ軍関係職員ハ原則トシテ財務局管財支所又ハ管財出張所ノ職員トシテ之ヲ引継ギ右財産ノ管理ニ当ラシムルコト

二、右財産ハ陸海軍省以外ノ他省所管国有財産中戦争終結ニ伴ヒ本来ノ用途ヲ廃止セラレ大蔵省ニ引継ガルルモノ及従来ノ雑種財産ト併セ国民経済ノ復興、戦災者及復員者ノ救済厚生其ノ他終戦後ニ於ケル諸政策ニ照応シ綜合的見地ニ於テ之ガ活用方策ヲ急速ニ樹立スルコト

三、連合軍ヨリ明確ナル返還ヲ受ケザルモ民生ノ維持、国民経済復興等ノ為急速ニ利用スルヲ適当トスル国有財産ニ付テハ大蔵省ニ於テ調査取纏メノ上終戦連絡事務局ヲ通ジ連合軍ニ対シテ之ガ返還又ハ利用ヲ申請シ大蔵省（地方財務局）ニ於テ引渡ヲ受クルコト

四、前各項ノ国有財産ニ付テハ綜合的ナル戦後諸施策ニ照応スル処分計画ノ樹立ニ先ダチ之ガ実施ニ支障ヲ及スコトナキ範囲ニ於テ刻下ノ事情ニ即シ国民生活維持等ノ為之ガ使用ヲ認メ又ハ取敢ヘズ経営ヲ委託スル等応急的利用ノ措置ヲ講ズルコト

五、国有財産ノ処分及綜合的活用計画ノ樹立ニ関シ大蔵省ニ国有財産処理委員会（仮称）ヲ設置シ内閣及関係各省官吏ノ外民間代表者ヲ参与セシメ之ガ処理ノ適正ニ遺憾ナカラシムルコト

現行国有財産評価委員会（大蔵省）ハ要スレバ之ヲ右委員会ニ統合スルコト

前号ニ依ル国有財産ノ応急的利用ノ措置（緊切ナル管理換ヲ含ム）ニ関シテハ差当リ特殊物件処理委員会（内閣）ノ運営ニ依ルモノトシ之ガ為同委員会ニ必要ナル分科ヲ設ケ陸軍土地建物等利用処分準備委員会（陸軍省）及海軍終戦処理委員会（海軍省）ノ当該機能ハ速ニ之ヲ吸収スルコト

（註）特殊物件処理委員会ハ当面ノ一般軍需物資ノ配分ニ関スル業務ヲ終リタル後解消スルコトシ爾後ニ於ケル国有財産ノ応急利用ニ関スル事項ハ国有財産処理委員会ニ於テ之ヲ処理スルコト

六、国有財産ノ処分及応急利用ノ承認ニ関スル具体的措置ハ財産ノ性質、又ハ種類、規模等ニ依リ特ニ中央ニ於テ措置スルモノノ外中央ニ於テ決定スル一定ノ基準ニ従ヒ地方ヲシテ処理セシムルコト

地方ニ於ケル右処理実施ノ円滑適正ヲ期スル為中央ノ組織ニ倣ヒ財務局長ヲ中心トシテ関係官衙及民間代表者ヲ参加セシメ地方国有財産処理委員会（仮称）ヲ設置スルコト

付記

本件国有財産ニ付テハ其ノ処理ヲ特ニ迅速適実ナラシムルコトヲ期シ要スレバ現行国有財産関係法令ニ付所要ノ措置ヲ講ズルコト

出所　大蔵省資料Z五一一―二一六。

## (11)　連合軍より日本政府に引渡さるべき資材、補給品及び装備品に関する司令部覚書

（一九四五年一〇月一六日SCAPIN一五一）

連合軍ヨリ日本帝国政府ニ引渡サルベキ資材、補給品及装備品ノ件

（一九四五年一〇月一六日SCAPIN一五一GD）

一、一九四五年十月十日付本件ニ関スル貴政府覚書（二一九号）ヲ受領セルコトヲ確認ス

二、本件資材、補給品及装備品ニ関スル一切ノ政策ハ左記ニ基キ作成セラルベシ

(1)　困窮ト飢餓ノ緩和
(2)　食糧ノ生産ト配給ノ復旧
(3)　消費財ノ生産
(4)　右ノ他ノ民生経済ノ復旧
（右順序ハ優先順）

三、之等資材、補給品及装備品ノ配分ニ現存民間機構ヲ使用スルハ妥当ニシテ差支無シ

四、左記事項ハ之ヲ明瞭ニ了解セラルベシ

本件資材、補給品及装備品ノ売却ヨリ生ズル収入ハ公共（政府）ノ資金ニ繰入レ民衆救済ノ為ニノミ使用スベキコト、日本帝国政府ニ引渡サルル一切ノ項目ノ処分ノミナラズ之等各項ノ売却ヨリ生ズル資金ノ費途ヲモ明示スル詳細ナル記録ヲ保存スルコト

五、提出セル計画ハ将来直接救済用トシテ配分スベキ主要食糧、衣料、医薬品ノ貯備ニ関スル適切ナル規定ヲ考慮シ非ズ、現在日本全国ニ亘リ右三物資ヲ必要トシアルコトハ認ムルモ、二、三、四ノ晩冬各月ニハ右必要ハ更ニ一層緊迫且ツ広範化スベシト思考セラル、右危機乗切ノ貯備トシテハ之等食糧、衣料、医薬ノ他ハ存セザルヲ以テ之等物資ハ慎重ニ節約セザルベカラズ、右貯蔵品ノ使用ヲ要スル最モ窮迫セル時ト場所ノ正確ナル決定ハ、右ガ日本民衆ノ最大多数ヲ救済スベキコトヲ目的トスルコトヲ十分考慮シツツ、日本政府ニ依リ為サルベシ

六、「military repatriates」ナル語ヲ使用シアルコトニ注目ス、当司令部ハ日本軍隊ノ完全ナル解体ト共ニ、「前軍人」ナル集団ハ存セザルモノト認ム、本件軍需品ハ日本民衆ニ配分サルベシ、勿論此ノ「民衆」ナル語中ニハ復員軍人モ含マルルモ救済用配分ハ個人ノ当面ノ必要ニ基クベク、断ジテ斯ル個人ノ前歴ヲ考慮スベキニ非ズ

七、貴方覚書頁aノ(3)ノ部ニ記載シタル特ニ重点ヲ置ク項目下ニハ緊急家屋建築ヲモ含マシムベシ、荒廃セル地域ニ緊急家屋建築ヲ行フ為凡ユル種類ノ建築資材ヲ最大限ニ利用セザル可カラズ

八、本書ニ述ブル所ハ腐敗ノ恐アル食糧或ハ放置セル時ハ人間ノ消費ニ不適トナルノ恐アル食糧ヲ最モ敏速ナル手段ニ依リ即刻処分スルヲ禁ズルノ主旨ニ非ズ、斯ル浪費ヲ防止スル為ニハ積極的ニ行動スベシ、民衆救済将来配分用トシテ貯蔵スルハ貯蔵スルモ所要期間中大ナル滅損ヲ来サザル物ニ限ラルベキナリ

九、日本帝国政府ハ本件補給品、資材、装備品ノ処分完了迄、本計画条項ノ下ニ之等軍需品ヲ適当ニ保管、維持スル為必要ナル手段ヲ採ルベシ

一〇、前各項ニ概述シタル規定ニ従ヒ本件補給品、装備品、資材ノ配分ニ即刻着手スルコトヲ許可ス、記録ノ為茲ニ指示シタル変更ニ応ゼル修正計画ヲ遅滞無ク本司令部ニ提出スベシ

出所　大蔵省資料Z六二〇―八。

## (12)　特殊物件処分大綱（昭和二〇年一〇月一九日閣議決定）

特殊物件処分大綱

一、中央ニ於テ具体的処分ヲ決定スルハ施設（小規模ノモノヲ除ク）及重要ナル品目ノ物件ニ限リ其ノ他ノ物件及施設ノ具体的処分ハ地方庁ヲシテ実施セシメ中央ハ其ノ方針ヲ示スニ止マルモノトスルコト

中央ニ於テ処分ヲ決定スベキ主要物件ノ品目ハ至急研究ノ上之ヲ決定スルコト、差当リ主要食糧（米、麦、雑穀、小麦粉及乾パン）特殊糧食中ノ特定品、塩、被服、木材、医薬品其ノ他衛生用物資及自動車ハ中央ニ於テ処分ヲ決定スルモノトシ至急之ガ具体策ヲ樹立スルコト

二、地方ニ於ケル本処分ノ実施ノ円滑適正ヲ期スル為各地方庁ニ地方長官ヲ中心トシ関係官衙代表者民間有識者等ヲ委員トスル特別ノ委員会ヲ設ケシムルコト

差当リ主食及特殊糧食中ノ特定品以外ノ食糧及家庭用雑品ノ処分ヲ速ニ実施セシムルコト

三、本件処分ハ連合軍ノ指示ニ従フベキハ勿論ナルモ其ノ実施ニ当リテハ(一)戦災

者、遺族、外地引揚者（帰還将兵ヲ含ム）ノ救護、㈡食糧ノ確保及増産、㈢医療救護、㈣交通通信ノ復旧、㈤職業補導及教育施設ニ重点ヲ置クモノトスルコト

四、本件処分ハ実情ニ即シ且ツ迅速ニ行フコトヲ目途トスルコト

五、処分ハ国又ハ公共団体ニ於テ直接使用スルモノヲ除キ公定価格ヲ基準トスル有償交付ヲ原則トスルモ戦災者等受益者ノ性質ニ応ジ事情ニ因リ無償交付ヲ行フモノトスルコト

施設ニ付テハ別途決定スルモノトス

本件収入ハ原則トシテ民生安定ノ資ニ供スル如ク措置スルコト

六、帰還外征部隊将兵及外地引揚者ニ就テハ明年三月末日迄ニ於ケル所要見込ノ物件ノ数量ヲ保留シ其ノ後ノ帰還若ハ引揚者ニ対シテハ政府ノ責任ニ於テ別途必要ナル給与ヲ行フモノトスルコト　但シ主要食糧ニ付テハ別途措置スルコト

出所　大蔵省資料Z六二〇―八。

## (13)　連合軍より返還を受けたる陸海軍所属国有財産取扱に関する件

（昭和二〇年一〇月二五日次官会議決定）

連合軍ヨリ返還ヲ受ケタル陸海軍所属国有財産取扱ニ関スル件

（昭和二〇、一〇、二五次官会議決定）

一、連合軍ヨリ返還ヲ受ケル陸海軍所属国有財産ハ内務省（地方庁）之ヲ受領シ大蔵省（財務局管財支所又ハ出張所）ニ引渡スコト

二、右国有財産ハ急速ナル活用ヲ図ル為取敢ヘズ之ガ使用ヲ認ムル等応急的利用ノ措置ヲ考慮スルモノトス

尚施設ニ付テハ事情ノ許ス限リ付属設備機械類ト一体的ニ其ノ活用ヲ図ルコト

三、之等国有財産ノ活用ニ関スル具体的措置ハ其ノ規則ニ応ジ差当リ中央又ハ都道府県ノ特殊物件処理委員会ニ於テ之ヲ決定スルコト但シ其ノ特ニ重要ナルモノハ次官会議又ハ閣議ノ決定ヲ得ルコト

四、之等国有財産ハ大蔵省ニ於テ引渡ヲ受クルニ至ル迄ノ間ハ内務省ヲシテ其ノ保管及警備ノ責任ヲ担当セシムルコト

出所　大蔵省資料Z五〇八―二三。



## 3　B号軍票問題

## (1)　進駐軍の軍票使用に関する情報

（昭和二〇年八月二一日外資局）

機密速報　八月二十二日　(2)

外資局

桑港放送ニ依レバ米本国ヨリマニラニ向ケ一億弗ノ軍票ヲ輸送中ナリト謂フ。

右ハ日本進駐軍ノ使用ニ当ツルヲ目的トスルモノニシテ占領期間中円札ト併用セラルル模様ナリ。

（同盟外経部長連絡）

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (2)　保障占領の為の外国軍隊駐屯に伴い必要なる財政金融上の措置案（昭和二〇年八月）

保障占領ノ為ノ外国軍隊駐屯ニ伴ヒ必要ナル財政金融上ノ措置（案）

一、外国軍隊ノ軍費支払ノ為ノ通貨ハ専ラ日本銀行券ヲ使用セシムルコト

二、右日本銀行券ノ供給方法ハ左ニ依ルコト

㈠　形式

資金供給契約ノ形式ニ依ルコト

㈡　当事者

差当リ日本政府ト連合国軍最高司令官トノ間ニ軍費ノ供給ニ関スル契約ヲ締結シ、日本政府ハ日本銀行ヲシテ資金ノ供給ニ当ラシムルコト（之ガ為日本銀行ニ対シ融資命令ヲ発動スルコト）

㈢　供給スベキ資金ノ用途及限度

用途ハ外国軍隊ノ必要トスル軍費ニ限定スルモ金額ニハ特ニ限度ヲ設ケザルコト

㈣　供給スベキ資金ノ支払場所

進駐地区内ノ日本銀行本支店及同行国庫代理店トスルコト

三、供給シタル資金ノ処理

㈠　本資金ノ償還方法ニ付テハ将来ノ諸般ノ事情ト睨ミ合セ賠償金支払ニ充当スル等別途協定スルコト

㈡　日本銀行ニ対シテハ政府ハ融資命令ニ基ク損失ノ補償ヲ為スコト

（備考）

(1)　日本政府トノ軍費供給ニ関スル契約ノ相手方ハ連合国側ノ何レノ国ノ軍隊ノ必要トスル軍費ノ供給ニ付テモ総テ連合国軍最高司令官トスルコト

(2)　軍費ノ供給ニ関スル契約ハ差当リ政府ト右最高司令官トノ間ノ契約ト為スモ将来連合国側ノ銀行ノ店舗ガ内地ニ設置セラレタルトキハ之ヲ当該銀行ト日本銀行トノ間ノ契約ニ振替フルコトヲ考慮スルコト（此ノ場合ニ於テハ連合国側ノ既存債務ハ当該銀行ニ於テ肩代リスルコト）

編注　「戦後緊急対策企画室に対する津島大臣指示事項（昭和二〇年八月二〇日）」（一四三ページ所収）に本題の指示があり、本文書は大臣指示にこたえて企画室に提出されたものと推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一。

## (3)　外務大臣より連合軍司令官宛発電（昭和二〇年八月二三日）

外務大臣ヨリ連合軍司令官宛発電（昭二〇、八、二三）

日本政府ハ占領軍ガ日本ニ於テ其維持ノ為ニ如何ナル通貨ヲ使用セラルルヤニ付通報ヲ得バ寔ニ幸トスル所ナリ

我方ハ此ノ点ニ関シ占領軍ニ於テ日本銀行券ヲ使用セラレムコトヲ希望スルモノニシテ我方ハ横浜、横須賀、厚木ニ於テ何時ニテモ右通貨引渡ニ応ジ得ル用意アリ。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (4)　連合国進駐軍の駐屯費支出方法に関する件

（昭和二〇年八月二四日閣議報告）

連合国進駐軍ノ駐屯費支出方法ニ関スル件

連合国進駐軍ノ本邦内ニ於ケル支払ハ其ノ携帯通貨ノ如何ニ拘ラズ日本円貨ヲ使用セシムル如ク要請スルト共ニ右ノ駐屯費ハ今後ノ賠償処理ト関連シ一元的ニ整理シ置クノ必要アル等ニ鑑ミ左記ニ依ルコト

第一、進駐軍ノ人件費等之ニ現金交付ヲ要スル場合

(一)　中央連絡機関ハ連合軍司令部ヨリ所要ノ金額ノ申入ヲ受ケタルトキハ大蔵省外資局ニ連絡スルコト

(二)　大蔵省外資局ハ必要ナル金額ヲ日本銀行ヲシテ連合軍司令部ニ交付セシムルコト

(三)　右ノ経費支出ハ日本銀行ヲシテ一時立替支出セシメ之ヲ仮勘定トシテ整理セシメ置キ右仮勘定ハ今後ニ於ケル情勢ニ即応シ適宜清算スルコト

前項ノ立替支出ノ為必要アルトキハ大蔵省ヨリ日本銀行ニ対シ所要ノ措置ヲナスコト

第二、進駐軍ニ物的施設等ヲ提供スル為経費ヲ支出スル場合

(一)　中央連絡機関ニ於テ連合軍司令部ヨリ物的施設等ノ提供方申入ヲ受ケタルトキ之ガ調達ノ為必要トスル経費ヲ中央連絡機関ヨリ大蔵省外資局ニ連絡スルコト

(二)　大蔵省外資局ハ必要ナル経費ヲ日本銀行ヲシテ支出セシムルコトトシ之ガ整理ニ付テハ右第一、(三)ニヨルコト

(三)　物的施設等ノ提供ニ当ル関係各庁ハ要スレバ日本銀行ニ代リ経費支出ノ為ノ事務ヲ行フコト

欄外　津島蔵相の筆跡筆書きで「外務省ト諒解（閣議報告）　八月廿四日」。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (5)　連合国進駐軍の使用通貨等に関する考え方

（昭和二〇年八月二五日外資局）

連合国進駐軍ノ使用通貨等ニ関スル考方（未定稿）

（昭二〇、八、二五　外資局）

第一、連合国進駐軍ガ本邦内ニ於テ使用スル通貨等ノ問題ニ関シテハ左ノ趣旨ニヨリ対処スルコトガ適当デアル

(一)　進駐軍ノ携帯通貨ノ如何ニ拘ラズ日本円貨ヲ使用セシムルコトトシ進駐軍ノ必要トスル金額ハ我方ヨリ提供スルコト

(二)　進駐軍ノ携帯スル通貨ハ進駐軍ニ於テ其ノ儘保有スルカ又ハ進駐軍ノ希望アルトキハ我方ニ於テ保護預リヲ為スコト

(三)　進駐軍将士ガ個人的ニ手持シテ来ル米弗札等ノ本国通貨軍票等ハ進駐軍ノ内部ニ於テ日本円トノ交換ヲ行ヒ之等通貨ガ進駐軍将士ニヨリ一般ニ使用セラレズ又我方ニ於テ交換ノ必要ヲ生ゼザル如クスルコト

(四)　駐屯費ハ駐屯ノ為ニ必要ナ経費デアツテ日本側カラ交付シタ円貨ニヨリ本国ヘノ送金ハ行ハレナイモノト考ヘラレルガ進駐軍将士ガ国許送金ヲ行フ等ノ場合ハ進駐軍ノ内部ニ於テ取扱フコト

(五)　(一)ノ我方ヨリ提供スル円貨ハ駐屯ノ為直接必要トスル経費以外ニ流用セザルコト

(六)　尚進駐軍ノ駐屯費ハ我方ニ於テ負担スルコト已ムヲ得ザルガ如キ場合ニ於テモ之ヲ賠償金ノ一部トシテ処理スル如ク今後連合国側ト交渉スルコト

第二、進駐軍ノ使用通貨ヲ日本円貨トスル様要請スルコトヲ必要トスル理由ハ概ネ左ノ通リデアツテ日本側並進駐軍側双方ニトリ便宜デアリ且妥当ナルニヨルノデアル

(一)　一般国民ハ日本円貨以外ノ通貨ニハ全ク馴染ミ居ラズ日本円貨以外ノ通貨ヲ使用スルコトハ進駐軍ニ対シテ著シキ不便ヲ与フルコトトナルベキコト

(二)　日本円貨以外ノ通貨ヲ進駐軍ガ使用スルコトハ我方ノ通貨金融事情ニ無用



ノ混乱ヲ惹起スルコト

又場合ニヨリテハ単ナル通貨金融上ノ問題ニ止マラズ治安上ニモ悪影響ヲ生ズル虞アルコト

(三)　進駐軍ガ日本円貨以外ノ通貨ヲ使用スルトキハ国民中ニハ思惑的ニ之等通貨ヲ取得シ闇取引等ヲ行フ者モ生ズル虞アルベク経済秩序ノ維持上面白カラザル影響ヲ生ズベキコト

(四)　進駐軍ガ日本円以外ノ通貨ヲ発行使用スルトキハ之ガ回収ノ責任ハ連合国側ニ於テ任ズルコトトナルベキ筋合ナル処右通貨ヲ日本円ニヨリ回収スル比率ハ発行当時トハ異リタルモノトナルコトアルベク連合国側ニモ不測ノ負担ヲ及ボス虞アルコト

(五)　帝国政府ヨリ進駐軍ノ駐屯ノ為必要トスル金額ハ提供スルノ用意アル旨中出居リ進駐軍側ニ於テ右各項ノ諸点ニ拘ラズ又日本及連合国双方ノ便宜ヲ無視シテ迄日本円貨以外ノ通貨ヲ使用スルコトハ今次進駐ノ性質ニ鑑ミ穏当ナラザルコト

第三、進駐軍将士ノ手持セル日本円以外ノ通貨ト日本円トノ交換、右将士ノ国許送金等例外的ニ行ハルベキ本国送金ハ進駐軍ノ内部ニ於テ行ヒ我方ハ之ニ関与セズトセル事由ハ

(一)　右ノ通貨交換乃至送金ヲ我方ニ於テ取扱フトキハ日本円ト外国通貨トノ為替換算率ヲ我方トシテモ決定スルヲ要スルコトトナル処

(二)　為替換算率ハ今後ノ政治経済ノ推移ニ応ジ通貨価値ノ実勢ニ基キ決定セラルベキモノニシテ今日遽ニ之ヲ決定スルハ未ダ其ノ時期ニ非ザルノミナラズ

(三)　我方ノ為替換算率ニ関スル基本的考方トシテハ賠償負担、国内「インフレ」対策ノ見地ノミヨリスルモ当面ノ処努メテ日本円ノ価値ヲ高カラシムル如ク努ムベキモノニシテ若シ今日為替換算率ヲ決定スルヲ要ストセバ我方トシテハ暫定的ニ戦前ノ換算率ヲ主張スベキモノナル処

(四)　右ノ主張ハ恐ラクハ進駐軍側ノ同意ヲ得ルコト困難ナルベク為替換算率ニ関スル意見ノ不一致ガ惹テ進駐軍ノ使用通貨問題ニ波及スルガ如キ事態ハ此ノ際避クルヲ適当トスル等ノ事情モアリ

(五)　此ノ際我方ニ於テ為替換算率ヲ決定スルヲ要スルガ如キ措置ハ之ヲ行ハザルヲ適当トスルノ理由ニ因ル

第四、進駐軍ニ対シ我方ヨリ提供スル金額ハ駐屯ノ為直接必要トスル経費以外ニ流用セザル様要請スルコトハ非柄ノ性質上当然ノ次第ナルモ駐屯費トシテ取得セル資金ヲ以テ株式ノ買入事業ノ買収等本邦経済ニ悪影響ヲ及ボスガ如キコトヲ為サザル様念ノ為要請シ置クコトガ外国ニ於ケル事例ニ鑑ミ適当ト認メラルルノデアル尚進駐軍ノ使用スル土地建物等ノ施設ヲ日本側ニ於テ調達ノ上所有権ヲ我方ニ存シツツ之ヲ使用セシメントスル理由ノ一端モ右ノ連合国側ノ本邦経済ニ対スル無用ノ接触ヲ抑制セシメントスル考方ニ基クモノデアル

第五、進駐軍ノ駐屯費ヲ仮ニ我方ニ於テ負担ノ止ムナキニ至リタル場合ニ於テモ之ヲ賠償金ノ一部トシテ処理スル如ク今後連合国側ト交渉スルコトノ必要ナルコトハ賠償問題ガ今後ノ我国経済ノ死命ヲ制スル問題デアリ之ガ解決ニ全幅ノ努力ヲ傾注スベキモノナルコトカラ謂ツテ言ヲ俟タナイ次第デアル

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (6)　進駐軍の日銀券使用に関する津島蔵相宛石橋湛山書簡

（昭和二〇年八月三〇日）

津島大蔵大臣閣下

石橋湛山

拝啓　先日は御多用中を推参致し恐縮に奉存候　さて其の節御意見を伺ひたる連合軍の軍票の件、その後熟考致し候に日本銀行券を使用せしめることは面目問題は別とし経済的には不利益なるかに存じ候　理由は彼の要求のまにまに紙幣を渡さねばならぬとすれば　取りも直ほさず我は通貨の発行自主権を喪ふ虞あることに候　軍票が弗表示なる場合も　我が通貨にして健全ならば弗の不当の騰貴を生ずる筈なく何等変へるに足らずと信じ候

以上は先般御意見を承りたるまま別段の意見も申上ず御別れ致し候故聊か責任を

感に候につき愚見申述候　乱筆御容赦奉願候　尚ほ台湾朝鮮関東州等より砂糖にせよ塩にせよ大豆にせよ我が国が輸入をそそる時は当方も不便なれどそれ以上に其等の地の経済を破壊し米国も弱ることならんと存じ候　これは統計によりて証明し得る所　先方が許すか許さぬかは別として当方としては主張して然るべきかと存じ候　御参考までに供せて申上候

敬具

一一〇年八月三〇日

出所　大蔵省資料Z五三一一六一三六°

## (7)　未発表司令部布告第1～第3号(英文)(昭和一一〇年九月一日)

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
PROCLAMATION NO. 1

To the People of Japan:

As Supreme Commander for the Allied Powers, I do hereby proclaim as follows:

The unconditional surrender of the Imperial Japanese Government to the Allied Powers has brought to an end the armed conflict which has long existed between these forces. By the terms of the Instrument of Surrender, signed by command of and in behalf of the Emperor of Japan, the Japanese Government and the Japanese Imperial General Headquaters, the victorious military forces under my command will today occupy the territory of Japan.

By virtue of the authority vested in me as Supreme Commander for the Allied Powers, I hereby establish military control over all of Japan and the inhabitants thereof, and announce the following conditions of the occupation:

Article I

All powers of the Imperial Japanese Government, including the executive, legislative and judicial, will henceforth be exercised under my authority.

Article II

All governmental, public and honorary functionaries and employees, as well as all officials and employees, paid or voluntary, of all public utilities and services, including public welfare and public health, and all other persons engaged in essential services, shall continue to perform their usual functions and duties subject to my order, and shall preserve and safeguard all records and property.

Article III

All persons will obey promptly all my orders and orders issued under my authority. Acts of resistance to the occupying forces or any acts which may disturb public peace and safety will be punished severely.

Article IV

Your personal and property rights and religious beliefs will be respected. You will pursue your normal occupations, except as I shall otherwise order.

Article V

For all purposes during the military control, English will be the official language. In event of any ambiguity or diversity of interpretation or definition between any English and Japanese text, the English text shall prevail.

Article VI

Definition of "military control" as used herein and in all other official communications and publications includes "Military Administration."

Article VII

Further proclamations, ordinances, regulations, notices, directives and enactments will be issued by me or under my authority, and will specify what is required of you and what you are forbidden to do.

Given under my hand at Yokohama this Second day of September 1945.

/s/ Douglas MacArthur

General of the Army of the United States
Supreme Commander for the Allied Powers

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
PROCLAMATION NO. 2
Crimes and Offenses

To the People of Japan:

In order to make provision for the security of the armed forces under my command and for the maintenance of public peace, order and safety in the occupied area, as Supreme Commander for the Allied Powers, I do hereby proclaim as follows:

Any Person Who:

Violates the provisions of the Instrument of Surrender, or any proclamation, order, or directive given under the authority of the Supreme Commander for the Allied Powers, or does any act to the prejudice of good order or the life, safety, or security of the persons or property of the United States or its Allies or does any act calculated to disturb public peace and order or prevent the administration of justice, or wilfully does any act hostile to the Allied Forces, shall, upon conviction by a Military Occupation Court, suffer death or such other punishment as the Court may determine.

Given under my hand at Yokohama this Second day of September 1945.

/s/ Douglas MacArthur

General of the Army of the United States
Supreme Commander for the Allied Powers

GENERAL HEADQUATERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
PROCLAMATION NO. 3
Currency

To the People of Japan:

As Supreme Commander for the Allied Powers, I hereby proclaim as follows:

Article I

1. Supplemental military yen currency, marked "B", issued by the Military Occupation Forces is legal tender in Japan for the payment of all yen debts public or private.

2. Supplemental military yen currency, marked "B", issued by the Military Occupation Forces, reguler yen currency issued by the Bank of Japan and Japanese state notes and coin shall be equivalent in all respects and interchangeable at their face value.

Article II

Japanese Military Currency

3. All Military and all occupational currency which has been issued by the Japanese Government, Army or Navy, is void and valueless and the giving or accepting of such currency in any transaction is prohibited.

Article III

Export and Import of Currency Prohibited

4. All foreign financial transactions, including the export and import of currency, coin and securities, are prohibited except as authorized by me.

5. All financial transactions shall be deemed to be foreign except those between Honshu, Hokkaido, Shikoku, Kyushu, and the adjacent waters.

Article IV

Regulation of Other Currency

6. Currency of the United States of America and the Allied Powers and all other currency, except that mentioned in Article I, is not legal tender in Japan and the delivery or acceptance of such currency is prohibited, except as authorized by me.

Article V

Penalties

7. Any person violating the provisions of this proclamation shall, upon

conviction by a Military Occupation Court, suffer such punishment as the Court shall determine.

Given under my hand at Yokohama this Second day of September 1945.

/s/ Douglas MacArthur
General of the Army of the United States
Supreme Commander for the Allied Powers.

編注　本文書は「昭和弐拾年九月一九日、軍票問題（緊急勅令其他）、大臣」と墨書されている表紙のついた綴込み――軍票関連の緊急勅令についての枢密院説明資料を集めたもの――に入っており、「大日本帝国政府」と印刷された用箋にタイプ印書されたコピーである。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## （8）連合国進駐軍所要経費の立替融通等に関する件

（昭和二〇年九月二日）

連合国進駐軍所要経費ノ立替融通等ニ関スル件（昭二〇、九、二）

連合国進駐軍ノ所要経費ハ日本通貨ヲ以テ行フ如ク要請スルモノトシ、此ノ場合ニ於ケル円資金ノ立替融通方ニ付テハ差当リ左記ニ依ルモノトス

記

一、連合国進駐軍ノ所要円金額ハ一定期間毎ニ之ノ必要額ヲ予メ連合国軍最高司令官ヨリ我方ニ通告シ連合国軍最高司令官ハ日本国政府ト協議ノ上其ノ金額ヲ決定スルコト

二、連合国進駐軍ノ所要円資金額ハ本邦通貨事情ニ鑑ミ合理的最少限度タル如ク要望スルコト

三、連合国軍所要経費ハ駐屯ニ要スル直接経費ニ限ルモノトスルコト

四、駐屯費ノ算出ハ当該国通貨表示ノ各費目ヲ円貨額ニ換算スル方法ニ依ラズ、一定期間ニ於ケル駐屯兵員一人当リ円貨所要額ノ総額ヲ以テ定ムル如ク要請スルコト

但シ万一何等カノ事情ニ依リ将兵（従軍記者等ヲ含ム）ノ本国送金ヲ為サザルヲ得ザル場合ニ於テハ連合国軍内部ニ於テ之ヲ処理スル如ク要請スルコト

七、連合国将兵（従軍記者等ヲ含ム）ガ個人的ニ携帯セル外国通貨等ハ連合国軍内部ニ於テ日本通貨ト引換ヲ行フコトトシ直接国内一般市場ニ流通セシメザル如ク要請スルコト

但シ場合ニ依リテハ特定日本側銀行（原則トシテ横浜正金銀行ヲ可トス）ヲシテ便宜一括引換ニ応ゼシムル用意アルコトヲ先方ニ通報スルト共ニ此ノ場合ノ引換率ハ戦前相場ヲ以テ仕切ル（場合ニ依リ仮仕切トスルモ可）モノトスルコト

八、日本国民ハ日本通貨以外ノ通貨ヲ収受、使用スルコトハ外国為替管理法ニ依リ禁止セラレアル事実ヲ先方ニ指摘シ連合国軍最高司令官ヨリ麾下連合国軍将兵（従軍記者等ヲ含ム）ニ対シ其ノ携帯スル日本通貨以外ノ通貨ヲ国内ニ於テ使用セシメザル如ク連合国軍ニ対シ布告方要請スルコト右ノ連合国軍側措置ニ即応シ日本国政府ハ其ノ国民ニ対シ連合国軍将兵（従軍記者等ヲ含ム）ヨリ日本通貨以外ノ外国通貨等ヲ収受スルコトハ外国為替管理法ニヨリ禁止セラレ居ル旨ヲ念ノ為周知方措置スルコト

九、連合国軍最高司令官ト日本国政府トノ協議ニ依リ決定セラレタル資金ハ日本銀行ヨリ直接連合国軍最高司令官ニ対シ融通スルモノトシ連合国軍最高司令官ハ日本銀行ニ対シ円貨ヲ以テ表示セル之ガ受領証ヲ交付スルコト

十、日本銀行ヨリ融通シタル円資金ニ付テハ日本銀行本店ニ連合国軍最高司令官勘定ヲ開設シ之ニ振替フル如ク要請スルコト



連合国軍内各国軍等ノ資金ニシテ連合国軍最高司令官勘定ト別個ノ勘定ヲ以テ之ヲ保有シ置クノ必要アルトキハ日本銀行ハ最高司令官ノ指図ニ従ヒ別個ノ勘定ヲ開設スルベキ銀行（横浜正金銀行トシ横浜正金銀行ナキ地点ニ付テハ日本銀行国庫代理店取扱銀行トス）ニ資金ノ振替預入ヲ為ス如ク要請スルコト

十一、本件立替融通セル資金ノ最終的処理ニ付テハ連合国軍最高司令官ト日本政府トノ間ニ於テ今後適当ナル時期ニ協議ノ上決定スルコト

編注　この内容が九月四日付で英文となっている（Advancing of Expenses Necessary for the Maintenance of Allied Forces, September 4th, 1945―大蔵省資料Z五三一―六―一五）。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## （9）連合国の保障占領軍駐屯費に関する件（大蔵省提出）

連合国ノ保障占領軍駐屯費ニ関スル件（大蔵省提出）

休戦条約調印ニ際シ連合国ノ保障占領軍駐屯費ニ関シ左記事項ヲ要請スルコト

㈠　駐屯費ノ支払ハ円貨ヲ以テスルコト

㈡　駐屯兵員ハ成ルベク少数トシ、其ノ駐屯費ハ当該国通貨表示ノ各費目ヲ円貨額ニ換算スル方法ニ依ラズ、一定期間ニ於ケル駐屯兵員一人当リ円貨所要額ノ総額ヲ以テ定ムルコト

㈢　駐屯軍ノ使用スル建物其ノ他ノ設備ハ日本側ニ於テ之ヲ調達シ又ハ建設シテ使用セシムルコト

㈣　駐屯費支払ノ為ニ交付スル円貨ハ駐屯ノ為直接必要トスル経費以外ニ流用セザルコト

㈤　駐屯費ハ駐屯ノ為ニ必要ナル経費ナルベキヲ以テ之ガ為ニ交付セル円貨ニ付テハ本国等ヘノ送金ヲ行ハザルコト

欄外　㈤の上に「留保」の手書き。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―三一。

## （10）クリスティ少将等との会見要領（昭和二〇年九月三日）

九月三日クリスティ少将等トノ会見要領

一、既発三億円ノ軍票以外ノ所要通貨ハ日本側、日本通貨ヲ以テ提供スルコトトシ所要円金額ハ一定期間毎ニ之ガ必要額ヲ希望支払地毎ニ細分シ連合国軍最高司令官ヨリ大蔵大臣ニ通告ス

但シ軍票使用ノ権利ハ先方之ヲ留保ス

先方ノ支払希望地差当リ左ノ如シ

東京、横浜、小田原、館山、鹿屋、青森、札幌、下関、福岡、佐世保、長崎、大阪、京都、神戸、名古屋、高知、横須賀

二、日本側ヨリ提供スル資金ハ日本銀行ヨリ連合国軍最高司令官ニ対シ融通スルモノトシ連合国軍最高司令官ハ日本銀行ニ対シ円貨ヲ以テ表示セル之ガ受領証ヲ交付スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ

三、右ニ依リ要求セル通貨ハ連合国軍全体ノ必要ヲ賄フモノナルモ（四十五日間ニ九億五千二百万円ナリト云フ）事実上ニ於テ連合国軍ノ構成ノ大部分ハ米国軍ニシテ其ノ他軍隊ハ僅少ナリ、従軍記者モ之ニ含マル

四、将兵ノ本国送金ニ就テハ連合国軍側ニ於テ処置スルコトヲ要求セル処今日ニ於テハ即答ナカリシモ状況ヨリ判断スルニ外地ニ於ケル支払ハ相当部分本国払ヒニシテ更ニ司令部ヨリ本国ニ送金スル方法ヲ従来ハ行ヒタルモノノ如シ将兵ノ給料ハ一定シ居ラザルモ概ネ一ヶ月三十五弗程度ナリト云ヘルモノアリタリ

五、融通資金ハ直接駐屯費ニ制限セラレタシトノ申出ニ対シテハ受領証ノ文言モ「占領軍費ノ為ニ」ト訂正セル程ニシテ直接軍費ト云フ概念ニ就キ両者ノ間ニ相当ノ意見ノ懸隔アリ

六、既発軍票ニ就テハ当方ニ於テ出来得ル限リ之ヲ速ニ回収シ右回収費用ハ連合国側之ヲ負担スルコトトシ、日本銀行アドヴァンスニ切替フルモノトス

七、布告公布ト共ニ日本側ヨリ今後ノ日本円ノ提供ト同時ニ既発軍票ノ回収更ニ

ハ将来日本円一本建ニテ行フコトニ就テノ声明ヲ発スルコトヲ得ルガ如ク諒承セリ

八、沖縄ニ於ケル軍票対日本円ノ為替比率決定ハ先方之ヲ否定シタルノミナラズ為替比率決定ハ当分之ヲ行ハザルガ如キ印象ヲ受ケタリ

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (11)　占領軍費用に関する司令部覚書

（一九四五年九月四日SCAPIN七）

占領軍費用ニ関スル件

占領軍ノ所要経費ヲ要求スル為連合軍司令部金融部資金担当官モーリス・エデルマン中佐ニ対シ大蔵大臣ハ日本銀行ニ必要ナル資金ヲ提供スル為所要ノ措置ヲ採ラレンコトヲ希望ス

一、右資金ノ印刷費、取扱費及運搬費ハ凡テ日本政府ノ負担ト了解ス

二、更ニ日本銀行ニ対シ右資金ヨリ其ノ支店又ハ代理店銀行ニ必要ナル額ヲ資金担当官又ハ其他ノ担当官ノ必要ノ為ニ郵便又ハ電報ヲ以テ振替フル為ニ所要ノ措置ヲ採ラレンコトヲ希望ス

三、資金ヨリノ他ノ支払ハ夫々ノ担当官ノ希望ニ依リ現金又ハ小切手ヲ以テ為サルベシ

四、此ノ指図ニ対スル承認ヲ必要ナル措置ヲ採リタル旨報告ト共ニ呈出サレタシ

編注　これはSCAPINの形式そのままの訳ではないが、内容は忠実な翻訳である。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (12)　司令部提案「占領軍費用に関する件」の処置案

（昭和二〇年九月大蔵省）

連合国軍司令部提案「占領軍費用ニ関スル件」ノ処置案

一、貴方提案ニ付テハ先般日本政府ヨリ提出シタル「メモランダム」ノ確認ヲ得タルモノト了解シ宜シキヤ

二、右ノ了解ヲ前提トシ貴方提案ヲ受諾スルト共ニ一切ノ準備ハ既ニ完了シアルコトヲ茲ニ通報致シ度―要スレバ直チニ右承諾ヲ書面ニ依リ提出スベシ

三、尚本件実行ニ付テハ至急所要金額、地区別所要額及所要期日ヲ至急書面ヲ以テ提出セラレタシ

四、貴方資金担当官ノ氏名並其ノ *Signature* ヲ取引銀行ニ至急呈示セラレタシ

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (13)　法定通貨に関する司令部覚書

（一九四五年九月六日SCAPIN八）

法定通貨ニ関スル件

一、日本政府ハ直ニ本州、北海道、四国及九州ニ適用セラルル法律、命令又ハ其他ノ適当ナル方法ニ依リ左記公布セラレンコトヲ希望ス

記

㈠　進駐軍ニ依リ発行セラルル「B」号補助軍票ハ日本ニ於ケル公私債務ノ支払ニ対スル法定通貨トス

㈡　右軍票ハ日本銀行券、政府紙幣及硬貨ト凡テ等価ヲ以テ交換セラルルモノトス

㈢　政府及陸海軍ノ発行セル軍票及占領地通貨ハ凡テ無効且無価値トシ其ノ授受ハ凡テ禁止セラル

二、違犯者ニ対スル処罰ハ日本政府ニ依リ行ハル

本司令部ノ参考ノ為ニ最高及最低ノ刑罰ヲ「リスト」ヲ以テ提出スルモノトス

出所　大蔵省資料Z五二六―二六―一。



## (14)　占領軍使用通貨に関する大蔵当局談

（昭和二〇年九月八日外資局）

大蔵当局談（昭二〇、九、八、三時、外資局）

連合国占領軍ノ日本本土内ニ於テ使用スベキ通貨ニ関シテハ目下連合国軍最高司令部ト日本政府トノ間ニ極メテ友好的雰囲気ノ内ニ協議ガ進行中デアツテ近ク話合ガ終ル筈デアルガ、此ノ間連合国占領軍ガ本土進駐ニ際シ拠行シタB式円表示軍用通貨デアツテ既ニ其ノ将兵等ニ支給シタモノガ自然一般国民ノ手ニモ渡ルニ至ルコトモアルト思フガ右B式円表示軍用通貨ニ付テハ政府ニ於テ日本通貨ト等価且無制限ニ何時デモ金融機関ヲシテ引換ヘニ応ゼシメル手筈ニナツテ居ルカラ国民ハ安心シテ連合軍将兵等ヨリ之ヲ受取リ其ノ間連合軍将兵等トノ間ニ聊モ不便不円滑ヲモ生ゼヌ様其ノ円満ナル流通ニ関シ万全ノ協力ヲ望ンデ已マヌ次第デアル

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (15)　布告第三号に対する対案

（昭和二〇年九月九日外資局長からSCAPへ申入れ）

布告第三号ニ対スル対案

日本政府ハ連合国最高司令官ノ指示ニ基キ通貨ニ関シ左ノ通リ布告ス

第一条

一、占領軍ハ其ノ駐屯ニ必要トスル経費支弁ノ為日本銀行ノ発行スル法定通貨並ニ日本政府発行紙幣及硬貨ヲ使用ス

二、占領軍将兵ノ既ニ所持シ又ハ占領軍ニ於テ既ニ将兵ニ支給セルB式補助軍用通貨ニ付テハ占領軍ニ代リ日本政府ニ於テ出来得ル限リ速ニ日本銀行ヲシテ回収セシム

三、占領軍ハ日本通貨使用ニ同意シ且前記補助軍用通貨ノ回収促進ニ協力スベキコトヲ約ス

第二条　日本軍用通貨

四、日本国政府及陸海軍ノ発行シタル一切ノ軍用及占領地通貨ハ如何ナル取引ニ於テモ右通貨ノ授受ヲ禁止ス、但シ大蔵大臣ノ許可アルトキハ此ノ限リニ非ズ

第三条　通貨ノ輸出入禁止

五、通貨、硬貨、証券ノ輸出入ヲ含ム一切ノ対外金銭取引ハ之ヲ禁止ス、但シ大蔵大臣ノ許可アルトキハ此ノ限リニ非ズ

六、本州、北海道、四国、九州及近海相互間ノモノヲ除キ金銭取引ハ総テ之ヲ対外取引ト看做ス

第四条　其ノ他ノ通貨ニ関スル規則

七、「アメリカ」合衆国及連合国ノ通貨並ニ他ノ一切ノ通貨ハ日本国ニ於ケル法貨ニ非ザルモノトシ右通貨ノ授受ハ之ヲ禁止ス、但シ大蔵大臣ノ許可アルトキハ此ノ限リニ非ズ

第五条　罰　則

本布告ノ規定ニ違反シタルモノハ処罰セラルベシ

欄外　件名の上欄外に「外資局長ヨリ申入」。

編注　日付は渡辺武大臣官房企画課長のメモ「米国駐屯軍通貨問題経緯」（右資料と同じ綴込み）により記入。

出所　大蔵省資料Z五〇八―二三。

## (16)　円表示補助軍用通貨に関する司令部宛日本政府覚書

（昭和二〇年九月九日）

円表示補助軍用通貨ニ関スル件

（昭和二十年九月九日付連合軍最高司令官宛覚書）

連合国最高司令官ガ日本政府ニ於テ法律命令若ハ其ノ他ノ適当ナル措置ニ依リ補助軍用通貨ニ関スル左項ヲ規定セラレ度旨希望セラレタリ

日本通貨以外ノ通貨ヲ法定通貨トシ且之ガ流通ヲ確保スルニ必要ナル罰則ヲ規定センガ為ニハ憲法ノ規定ニ従ヒ立法又ハ所定ノ手続ヲ経ルヲ要シ之ガ為ニハ相当ノ時日ヲ要スル次第ナリ、然ルニB式円表示軍用通貨ノ発行ナル新情勢ニ即応シ日本国民ヲ之ニ馴致セシムルハ切実ナル要務ニシテ而モ既ニ本軍用通貨ハ流通ヲ開始セリ、右ノ事情ニ鑑ミ日本政府ハ法律又ハ勅令ニ依ラズ速ニ日本国民ニ対シ大蔵省声明ヲ発スルヲ適当ナリト思料ス、右声明書ノ内容ハ茲許添付セリ、右ニ依リ前記最高司令官ヨリ送付ニ係ル覚書ノ目的タル占領軍ノ既ニ発行セルB式円表示軍用通貨ノ円満且有効ナル流通ノ確保ヲ達成シ得ベシ

余ハ日本政府ノ訓令ニ基キ右ノ次第ヲ最高司令官ニ伝達スルト共ニ最高司令官ニ於テ至急之ニ同意セラレンコトヲ希望ス

日本帝国政府ニ代リ
横浜終戦連絡委員会
委員長　鈴木九万

編注　九月九日付の英文あり、同日「大蔵省声明案」と共に司令部に手交された（大蔵省資料Z五三一―六―一五の筆書きの書きこみによる）。

出所　大蔵省資料Z五二六―二六―一。

## (17) 連合国軍本土進駐に伴う使用通貨に関する交渉経緯

（昭和二〇年九月一一日内務省警保局経済保安課）

連合国軍本土進駐ニ伴フ使用通貨ニ関スル交渉経緯

（昭和二〇年九月一一日内務省警保局経済保安課）

一、連合国軍ノ本土進駐ヲ開始スルヤ、連合国最高司令官ハ九月二日付ヲ以テ占領軍ノ発行スルB式円表示軍票ヲ以テ一切ノ円貨債務ノ支払ヲ為シ得ル日本法貨トナス旨ノ連合国最高司令官総司令部布告ヲ日本国民ニ対シ為サントセリ（別紙参考）。

二、右連合国軍ノ意図ニ対シ政府ニ於テハ不取敢右布告ヲ阻止スルト共ニ左ノ事項ニ付キ要請シ爾来交渉継続中ナリ。

(イ)　連合国最高司令官ガ直接日本国民ニ対シ布告ヲ発スルコトハ平和的保障占領ノ精神ヨリ考ヘ穏当ヲ欠クヲ以テ日本政府ヲ通ジテ其ノ責任ニ於テ措置スル様考慮セラレタキコト。

(ロ)　連合国軍ガ本土内ニ於テ軍票ヲ使用スルコトハ日本政府ニ於テ所要額ノ日本通貨ヲ供与スル用意アル故其ノ必要ナキノミナラズ将来我ガ国ノ通貨金融延イテハ経済秩序ヲ混乱ニ導ク虞アルヲ以テ本土内ニ於ケル軍票ノ使用ハ避ケラレタキコト。

三、連合国ハ右日本政府ノ要請ニ対シテ第一点ノ趣旨ヲ了解シ連合国最高司令官総司令部布告ヲ撤回スルコトトナリタルガ第二点ニ付テハ日本政府ヨリ供与セラルル日本通貨ノ使用ニ付キテハ異議ナキモ将来軍票ノ発行権ヲ留保スルコトヲ主張シテ譲ラザルト共ニ既ニ連合国将兵等ニ支給済ノ約三億円ノ軍票ニ付キテハ直チニ之ガ強制通用力ヲ保障スル為日本政府ニ於テ法律的措置ヲ採ル様要求シ来レリ。

四、政府ハ右連合国ノ回答ニ対シテ連合国将兵等ニ支給済ノ軍票ノ流通ヲ了解スルト共ニ其ノ通用力確保ニ付キテハ法律ニ依ラズ政府声明ニ依リテ円滑ナル流通ヲ確保スル様措置スベキヲ以テ此ノ点了解セラレタキコト、尚該軍票ハ速カニ日本政府ニ於テ回収ヲ希望スル故連合国ニ於テモ之ニ協力セラレタキ旨要望スルト共ニ将来軍票ヲ発行セザル様重ネテ要請セリ。

五、右日本政府ノ要望ニ対シ連合国ハ軍票通用力保障ノ問題ニ付テハ日本政府ノ誠意ニ信頼シ法律的措置ニ関スル要求ヲ一応撤回スルト共ニ該軍票回収ニ対スル協力ヲ拒否スル旨及ビ将来ニ於ケル軍票発行権ノ留保ヲ抛棄スルノ意思ナキ旨回答シ来レリ。

六、以上ノ交渉ニ依リテ大勢ハ略々見透シツキタルモ其ノ他若干ノ細部点ニ関シ目下尚交渉継続中ニシテ近日中ニ正式決定ヲ見ル模様ナリ。

此ノ間政府ニ於テハ連合国ノ日本通貨供与ノ要求ニ接シ直チニ日本銀行ニ不取敢一億円ノクレヂットヲ設定セシメルト共ニ若干ノ金額ハ既ニ連合国軍ニ提供セリ。又去ル八日大蔵当局談ヲ発表シ連合国将兵等ニ対シテ支給済ノ軍票ノ流通円滑化ヲ期スルコトセリ。



七、右ノ如ク日本政府ニ於テハ連合国将兵等ニ既ニ支給済ノ軍票ノ通用ヲ認メタルモ経済金融秩序維持ノ為ニ速カニ回収セラルル事ヲ希望シ之ガ為該軍票ガ日本人間ニ流通スルコトヲ欲セズ当局ハ国民ニ対シテ政府ノ意図ニ協力シ軍票ヲ受領セルモノハ直チニ金融機関ニ於テ日本通貨ト交換スル様希望シ居レリ。

八、尚弗貨ニ関シテハ為替管理法ニ依リ弗ノ売買ハ一般ニ禁止セラレ居ルモ取引ノ対価トシテ弗貨ニ依ル支払ヲ受ケタル場合ハ之ニ該当セザル為自然弗貨ノ日本人間ニ通用スルヲ予想セラレ金融撹乱ノ素因ヲ醸成スルノ虞アリ。之ガ対策措置ニ関シテハ目下当局ニ於テ研究中ノ趣ナリ。

当局ハ差当リ国民ニ対シテ弗貨ニハ強制通用力無キ故ニ弗貨ニヨル支払ヲ受クル事ヲ避クル様希望シアリ。而シテ連合国将兵ニシテ弗貨ノ交換ヲ希望スルモノニ対シテハ一弗四円二十五銭ノ換算率ニヨリ金融機関ニ於テ交換ニ応ズル様手配セリ。

九、連合国軍ノ駐屯ニ付テハ賠償金ト関連シテ処理セラルベク予想セラルルガ之ガ内容方法等ハ将来ノ折衝ニ於テ決定セラルルモノニシテ今日予断ヲ許サズ。

別紙

㊙　連合国最高司令官総司令部布告第三号（案）

通　貨

日本国民ニ告グ

本官ハ茲ニ連合国最高司令官トシテ左ノ通布告ス

第一条

一、占領軍ノ発行スル「B」ノ記号ヲ付シタル軍用補助通貨ヲ以テ一切ノ公私ノ円貨債務ノ支払ヲ為シ得ル日本法貨トス。

二、占領軍ノ発行スル「B」ノ記号ヲ付シタル軍用補助通貨日本銀行ノ発行スル法定通貨並ニ日本政府発行紙幣及硬貨ハ凡ユル点ニ於テ同価値トシ額面価格ニ依リ相互ニ両替シ得ルモノトス。

第二条　日本軍用通貨

三、日本国政府及陸海軍ノ発行シタル一切ノ軍用及占領地通貨ハ無効且無価値トシ如何ナル取引ニ於テモ右通貨ノ授受ヲ禁止ス

第三条　通貨ノ輸出入禁止

四、通貨硬貨証券ノ輸出入ヲ含ム一切ノ対外金銭取引ハ之ヲ禁止ス但シ本官ノ許可アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

五、本州北海道四国九州及近海相互間ノモノヲ除キ金銭取引ハ総テ之ヲ対外取引ト看做ス。

第四条　其ノ他ノ通貨ニ関スル規則

六、「アメリカ」合衆国及連合国ノ通貨並ニ他ノ一切ノ通貨ハ第一条ニ掲ゲラレタルモノヲ除キ日本国ニ於ケル法貨ニ非ザルモノトシ右通貨ノ授受ハ之ヲ禁止ス但シ本官ノ許可アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第五条　罰則

七、本布告ノ規定ニ違反シタル者ハ占領軍裁判所ノ有罪判決ヲ俟チ当該裁判所ノ決定スル刑ニ処セラルベシ。

右布告ス

一九四五年九月二日

横浜ニテ
連合国最高司令官
「アメリカ」合衆国陸軍元帥
ダグラス・マツクアーサー

右布告案ハ日本政府ノ申出ニ依リ一応取止メノ形トナレリ。

出所　大蔵省資料Z五一二―九。

## (18) B号円表示軍票、米ドル及び他の外国通貨の使用に関する司令部覚書（英文）

（一九四五年九月一一日SCAPIN一一一、九月一五日接受）

(Received at 9.00 Sept. 15th 1945)

OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS

AG 123 (12 Sep 45) MG 12 September 1945

MEMORANDUM FOR : The Imperial Japanes Government.

THROOGH: Central Liaison Committee, Yokohama.

SUBJECT: Use of Supplemental Yen (Type "B"), United States Dollars, and other foreign currency.

1. The Japanese Imperial Government has not yet complied with the directions given them in the Memorandum, AG 123 (6 Sep 45) that supplemental yen (Type "B") be decreed legal tender in Japan.

2. Further, directly, at variance with the desire of the Supreme Commander expressed to the representatives of the Japanese Imperial Government from the Central Liaison Office, the Ministry of Finance and the Bank of Japan, that currency of the United States, currency of the Allied Powers and other foreign currencies be not permitted to circulate in Japan, a statement was issued to the press "from the authority of the Ministry of Finance" that dollars would be exchanged for yen at the banks (Mainichi Shimbun morning edition, 9 September 1945). In addition, a radio broadcast on 8 September stated that exchange of dollar notes can be made at the rate of 4 yen, 25 sen to the dollar.

3. It is directed that the Japanese Imperial Government, through the Japanese Minister of Finance, issue the attached statement formally to the press and radio, publish it prominently in post offices, railway stations, banks and other financial institutions and public places, such as within and without Imperial Government, prefectural and municipal buildings.

4. It is further directed that the Japanese Government prohibit the giving or taking of United States Currency or the currency of any allied power or any other foreign currency in any transaction.

5. In the event that any further delay occurs in the declaration of supplemental yen as legal tender immediately by decree, the Supreme Commander for the Allied Powers will take such action as be deems appropriate.

For the Supreme Commander:

Harold Fair,
Lt. Colonel, A.G.D.
Asst. Adjutant General.

Incl:
Proposed Statement
of Declaration.

出所　大蔵省資料Z五三一一六一一五°

## (19) B号円表示軍票、米ドル及び他の外国通貨の使用に関する覚書に対する日本政府の回答（英文）

（一九四五年九月一六日）

16 September 1945

MEMORANDUM FOR: The Supreme Commander for the Allied Powers.

THROUGH: Yokohama Liaison Office.

SUBJECT: Use of supplementary yen (type B), United States Dollars, and other foreign currency.

1. The Memorandum from the office of the Supreme Commander to the Japanese Government dated 12, September 1945, on the subject (AG 123, 12 September 1945, MG) has been received on the 15th September.

The Japanese Government through the Ministry of Finance has taken steps to issue the attached statement formally to the press and over radio, and publish it prominently in post offices, Railway Stations, etc., (for Radio: from noon 16, September 1945: for press: in the evening edition of 16, September and morning edition of 17, September).

2. As to the legal procedure to decree supplementary yen type B as legal tender in Japan, the Japanese Government has taken the necessary steps. It should be understood, however, that the procedure for the enactment and promulgation of such law will take several days more.

For the Imperial Japanese Government
Tadakatsu Suzuki
Chief of the Yokohama Liaison Office.

出所　大蔵省資料Z五三一一六一一五°



## (20) B号電票問題等に関する愛知文書課長メモ

（昭和二〇年九月一五―一六日）

九・一五（土）

移転ヲ一応終了シ大臣ハ昨夜ヨリ伊勢参宮ニ出発　明十六日（日）ハ始メテ全員休養トナリタル結果、偶々今夕ハ重光大臣ヨリ秋元、石田、井上諸君ト共ニ招待セラレ（於新喜楽）居リタルヲ以テ、実ニ久シ振リニ寛ギテ重光大臣ノミソーリ号上ノ調印時ノ悲痛ナル感想談等ヲ伺ヒ居リタル処山際次官ヨリ迎ヒノ車アリ勧銀二階ノ会議室ニ帰レリ　問題ハマ司令部ヨリB式通貨ヲ以テ法貨トスベキ旨ノ凡ユル方法ニ依ル公示ヲ為スベシトノ命令接到ニ依ルモノナリキ
（来栖君ハ大臣ヲ迎ヒ即夜名古屋ニ向ヘリ）

九・一六（日）

九時ニ次官以下文部省内外務省ノ臨時非ム室ニ集合　夜ニ入ル迄朔日新聞社ノ援助ヲ求メツツ掲示ヒラノ作成、梱包、発送等ニ大活躍ヲ余儀ナクセラル

大臣ヘ東京駅ヲ通ズル電話報告要旨

一、声明ハ唯今ヨリ直チニ発出ス

二、緊急勅令ハ通貨ノミニ付出スコトナク総括的ニ出スコトニ付外務省及法制局ニ於テ準備中ニ付ソレニテ間ニ合ス見込

三、大臣ハ目下ノ処予定変更シ帰京セラルノ要ナキコト

郵便、ケイサツ、交番、銀行、信託、保ケン、無シン、県庁、料理店

九・一六　9時　東京駅長ヲ通ジ在名古屋　大臣ニ連絡ス

編注　本文冒頭の「移転」とは、九月一一日、司令部から、七二時間以内に大蔵省庁舎（局が関）の明け渡し指令が発出され、一四日までに各局の分散移転が行なわれたことを指す。

出所　大蔵省資料Z五三六一一一二°

## (21) 日本帝国大蔵省声明（昭和二〇年九月一六日）

日本帝国大蔵省声明（昭和二十年九月十六日）

一、連合国占領軍ハ「B」号円表示補助通貨及日本銀行ノ発行セル通常ノ円通貨、政府紙幣並ニ硬貨ヲ使用ス

二、右円表示補助通貨ハ通常ノ円通貨ト相互ニ等価且無制限ニ交換シ得ルモノナルニ付日本国民ハ進ンデ之ヲ受領スベシ

三、一切ノ銀行及其ノ他ノ金融機関、郵便局及其ノ他ノ一切ノ政府機関ハ右両通貨ヲ要求ニ依リ交換スベシ

四、日本政府及陸海軍ノ発行セル一切ノ証票及占領地通貨ハ無効且無価トシ一切ノ取引ニ於テ之ガ受授ヲ禁止ス

五、米国通貨、各連合国通貨又ハ他ノ一切ノ外国通貨ノ流通並ニ一切ノ取引ニ於ケル是等通貨ノ受授ヲ禁止ス

編注　本声明は、縦一八センチ、縦三四センチの紙に上段は日本文、下段は英文で印刷され、市中に貼り出されたもの°

出所　大蔵省資料Z六二〇一一°

## (22)　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二〇年勅令第五四二号）に関する枢密院説明資料

（昭和二〇年九月一九日）

今回御諮詢ニ相成リマシタ緊急勅令案「『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ付其ノ大綱ヲ御説明致シマス。大東亜戦争ノ終結ニ伴ヒ本月二日詔書ノ御渙発、降伏文書ノ調印及連合軍最高司令官ノ要求ニ基ク一般命令第一号ノ布告ノ手続ガ行ハレマシタガ、右降伏文書中ニハ帝国政府ニ於テ連合国最高司令官ノ要求スル所ニ従ヒポツダム宣言所定ノ事項ノ実現ノ為必要ナル一切ノ措置ヲ執ルベキ旨ノ条項ガアリマス。而シテ今日迄帝国政府ニ於キマシテハ右最高司令官ノ要求ニ係ル事項ニ付キ行政上ノ措置ニ依ツテ目的ノ達成ニ努メ、所期ノ効果ヲ収メテ参リマシタガ、最近ニ至リ連合国側ハ通貨問題ニ関シ我方ニ対シテ国内法的手段ノ整備ヲ要求シ来リ、斯カル措置ヲ遅延スルニ於テハ連合国ニ於テ相当ト認ムル手段ヲ自ラ講ズベキ旨ノ通告ヲ為シ来ツタノデアリマス。而シテ今後ハ独リ通貨問題ノミナラズ、種々ノ事項ニ付テ法令制定ノ要求ヲ為シ来ルコトガ予想セラレ、其ノ際ニハ応機敏速ニ適当ナル措置ヲ講ズルニ非ザレバ連合国トノ関係ニ於テ種々困難ナル事態ヲ生ズルヲ免レザルノ状況ニ在ルノデアリマス。仍テ政府ト致シマシテハ右措置ヲ執リ得ルノ途ヲ拓キ、以テ斯ル事態ノ生ズルヲ防止シ、進ンデハポツダム宣言ノ敏速誠実ナル履行ニ因リ我国ノ対外信義ヲ確保スルヲ為本緊急勅令案ノ御制定ヲ仰ガントシタ次第デアリマス。

今本件勅令ノ内容ニ付一言致シマスレバ其ノ前段ニ於キマシテハ政府ガポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ連合国最高司令官ノ要求スル事項ヲ実施スル為特ニ必要アルトキハ法律ヲ要スベキ事項ニ付テモ命令ヲ以テ随時所要ノ定ヲ為シ得ル旨ヲ定メ、又其ノ後段ニ於キマシテハ右ノ如キ諸項ノ実施ニ必要ナル限度ニ於キマシテ命令ヲ以テ必要ナル処罰ヲ規定シ得ル旨ヲ定メントスルモノデアリマス。尚政府ハ別ニ勅令ノ御制定ヲ仰ギマシテ、緊急勅令ニ於テ命令トアリマスルハ勅令、閣令及省令ニ限ル旨ヲ定メマスト共ニ、其ノ閣令及省令ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三年ノ懲役、禁錮、五千円ノ罰金以下ノ範囲ニ止ムル旨ヲ定メマシテ、其ノ運用ノ適正ヲ期シテ居ル次第デアリマス。

以上ヲ以テ御諮詢案件ノ大体ノ説明ヲ終リマス。尚詳細ノ点ニ付キマシテハ、御質問ニ応ジテ関係大臣又ハ関係官カラ御説明ヲ申上ゲマス。宜シク御審議アランコトヲ希望致シマス。

### 「『ポツダム』宣言受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ関スル外務大臣説明案（九月十九日）

今回御諮詢ヲ奏請致シマシタ緊急勅令ハ誠ニ異例ノ立法テアリマスカ、何故斯カル立法ヲ必要トスルカニ付キマシテ、今日迄ノ経緯ト対外的見地ヨリ見マシタ立法理由トヲ御説明申上ケ度イト存スルノテアリマス。

曩ニ帝国全権カ署名致シマシタ降伏文書ニ依リマシテ、帝国政府ハ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ実行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為連合国最高司令官又ハ其ノ他特定ノ連合国代表者カ要求スルコトアルヘキ一切ノ命令ヲ発シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約シテ居リマス。

而シテ降伏後既ニ連合国軍ヨリ帝国政府ニ対シ種々ノ命令、指示等ヲ為シテ参ツテ居リマス。例ヘハ降伏ノ際ニ公布セラレタル一般命令第一号ニ於キマシテモ「日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政官庁並ニ私人ハ本命令及爾後連合国最高司令官又ハ他ノ連合国軍官憲ノ発スル一切ノ指示ニ誠実且迅速ニ服スルモノトス本命令若ハ爾後ノ命令ノ規定ヲ遵守スルニ遅滞アリ又ハ之ヲ遵守セサルトキ及連合国最高司令官カ連合国ニ対シ有害ナリト認ムル行為アルトキハ連合国軍官憲及日本国政府ハ厳重且迅速ナル制裁ヲ加フルモノトス」トナツテ居リマス。

要スルニ帝国政府ト致シマシテハ連合国軍ノ命令乃至指示ニ基キ必要アル場合ニハ法令ニ依リ臣民ノ権利義務ヲ拘束シ且先方ノ必要ト認ムル罰則ヲ設クル等ニ依リ之カ履行ヲ確保スル如ク措置スル要カアルノテアリマス。

右ハ帝国ノ「ポツダム」宣言ノ条項受諾及降伏文書署名ニ伴フ止ムヲ得サル儀テアリマシテ帝国トシテハ之ヲ回避シ得ナイ所テアリマス。

若シ帝国政府ニ於テ先方ノ要求スル事項ヲ実行シ得ヌ様ナ場合ハ連合国軍カ帝国



領土内ニ於テ直接行政ヲ施行スル如キコトトナリ帝国ト致シマシテハ斯カル事態ヲ極力回避スルノ要アルコトハ御賛同ノ所ト存シマス。実ハ帝国ノ降伏直後連合国最高司令部ニ於テ帝国臣民ニ対スル三種ノ布告ヲ発スル意向ヲ示シタノテアリマス而シテ第一ノ布告ニ於テ連合国軍ハ日本全領域及住民ニ対シ軍事管理ヲ設定セントシ第二ノ布告ニ於テ日本国民ニ対スル刑罰ヲ又第三ノ布告ニ於テ軍票ノ発行ヲ規定セントシタノテアリマス。之ニ対シマシテ重光前外務大臣ノ折衝ノ結果「マックアーサー」ヲシテ之カ発布ヲ思ヒ止マラシムルコトカ出来タ様ナ経緯カアツタノテアリマス。

扨米軍ノ本土進駐ハ当初ヨリ極メテ円滑ニ行ハレ居リ又我軍ノ武装解除及復員モ順調ニ行ハレテ居ルノテアリマスカ、最近米軍当局ノ我方ニ対スル態度ニ若干ノ硬化ヲ見セテ参ツタノテアリマス。而シテ右硬化ノ理由ハ主トシテ米本国ノ与論ノ影響ニ依ルモノト判断セラルルノテアリマス。米軍ノ進駐当初ヨリ米与論ニハ「マックアーサー」ノ対日温和政策「ソフト、ポリシー」ヲ物足ラストスル傾向カ見エタノテアリマスカ、最近俘虜ノ釈放ニ伴ヒ所謂「残虐行為」カ明ミニ出サレマシテカラハ米与論ハ急激ニ悪化シ、昨今ノ米新聞ハ『「マックアーサー」日本占領ノ第一歩ニ失敗ス』ト云フ様ナ大見出シノ下ニ「マックアーサー」ノ攻撃ヲ為シテ居ル様ナ有様テアリマス。「日本ハ四等国ニ顚落セリ」トノ「マックアーサー」ノ声明、「日本ハ敗戦国ナルニ付対等観念ヲ棄テヨ」トノ米軍当局ノ言辞等ハ多分ニ米本国ニ対スル「ホームコンサンプション」ノ意味ヲ含ムモノト解スヘク又同盟通信ノ活動停止ノ要求ヤ今回ノ緊急勅令ヲ必要トスルニ至リマシタ直接ノ動機ヲ為ス軍票問題ニ致シテモ当初先方ハ我方ノ希望ニ応シ事実上ノ措置ニテ満足スルカ如キ態度ヲ示シ乍ラ突如立法的措置ヲ急速ニ採ル様命令シ来リマシタ態度ニ鑑ミマシテモ前述ノ米本国ノ動キト関係アルモノト認メラレルノテアリマス。

右ノ如キ「マックアーサー」ノ立場ハ我方トシテモ充分之ヲ考慮ニ入レタ上占領軍ニ対スル措置ニ遺算ナキヲ期スルノ要カアルノテアリマス、特ニ今日ハ米軍ノ進駐開始後諸般ノ情勢上最モ大切ナル時期テアルト認メラルルノテアリマス、今回軍票ニ関シ立法措置ヲ米軍ヨリ要求シテ参リマシタノヲ機会トシ、米軍ノ要求事項ノ実施ヲ今後円滑ナラシムル為ノ立法措置ヲ講シ置クコトハ此ノ際最モ緊要ノ事ニ属スト思考セラルルノテアリマス。

尚本緊急勅令ノ如キ異例ノ立法ヲ為スヨリハ寧ロ米軍ヲシテ命令ヲ発セシムルニ如カストノ考ヘ方モ或ハアルカト存セラルルノテアリマスカ斯クスル時ニハ我方トシテハ最早米軍ノ命令事項ヲ検討シ之ヲ実情ニ即セシムル機会ヲ喪失シ、実情ニ反シタ無理ナル法令カ直接米軍ニ依リ発セラレ実際問題トシテ色々ナ摩擦ノ発生ヲ予見シナケレハナラヌノテアリマス。帝国政府ト致シマシテハ出来得ル限リ斯様ナ事ノ起ラヌ様ニ致度イシ又建前ノ上カラモ日本国民ヲ拘束スル法令ハ我政府ノミカ発布スルトイフ方針ヲ以テ進マネハナラヌト存スルノテアリマス。

更ニ又本緊急勅令ノ如キ広汎ナル委任立法ヲ行ハス米軍ノ要求ニ基キ必要ノ生シタル都度緊急勅令ヲ発布スル方適当ナリトノ考ヘ方モアルト存セラルルノテアリマスカ、前述ノ如キ米軍ノ態度並ニ能率主義ノ米国式考ヘ方ニ鑑ミマスレハ米軍要求ノ都度現行法制ノ定ムル手続ヲ経テ一ツ一ツ立法ヲ行ツテ居リマシテハ到底米軍ノ要求ヲ満足セシムルコトハ出来ス延イテハ米軍ヲシテ自ラ直接立法ヲ行フヘシトノ主張ヲ誘発セシムルノ虞カアルノテアリマシテ、此ノ見地ヨリ致シマシテモ本案ノ如キ委任立法ヲ行ヒ之ヲ根拠トシテ将来連合軍ノ要求ニ応シ迅速ナル命令ノ発布ヲ可能ナラシムル途ヲ開キマスコトカ最モ適切ナル措置ト存セラルルノテアリマス。

以上主トシテ対米関係ノ立場ヨリ本案立法理由ノ御説明ヲ致シタ次第テアリマス、宜シク御審議ヲオ願ヒ致シマス。

### 連合国占領軍ノ使用通貨ニ関スル交渉経過

(一)八月二十三日　外務大臣ヨリ連合国最高司令官宛日本通貨ヲ使用セラレ度キ旨発電

(二)九月　二日　連合国最高司令部ヨリ布告第三号公布ノ意向アル旨表明

(三)九月　六日　連合国最高司令部ヨリ提案

(四)九月　八日　軍票ノ等価流通ニ関スル大蔵当局談発表

（九月九日新聞掲載）

(五)九月　九日　六日付連合国側提案ニ対シ我方回答

(六)九月　十五日　十二日付ヲ以テ連合国最高司令部ヨリ指示
(七)九月　十六日　大蔵省声明発表及連合国ヘ回答

日本銀行ノ仮払金支払実績一覧表

| 月　日 | 金額 |
|---|---|
| 九月　七日 | 一億円 |
| 九月十二日 | 二億円 |
| 九月十三日 | 三億円 |
| 九月十五日 | 三億円 |

出所　大蔵省資料Z六二〇―一。

## (23)　軍用通貨に関する大蔵省令に付交渉の件（付、大蔵省令）

（昭和二〇年九月二〇日外資局）

軍用通貨ニ関スル大蔵省令ニ付交渉ノ件（昭和二〇、九、二〇）

本件ニ関シ二十日大蔵省久保局長外務省朝海課長米側ト会談セル結果左ノ通

尚本問題ノ主任官ハ「クリスト」代将ヨリ「クレーマー」大佐ニ移リ「ク」大佐ハ「トーマス」氏及「オルグ」氏（大蔵省派遣官ナル由）ヲシテ本官等ト折衝セシメタリ

一、我方ヨリ「(イ)占領軍ノ発行スル軍用通貨ハ日本銀行券、貨幣、政府ノ発行スル小額紙幣及臨時補助通貨ト等価ニ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス(ロ)右軍用通貨ノ形式ハ大蔵大臣別ニ之ヲ告示ス(ハ)正当ノ事由ナクシテ軍用通貨ノ収受ヲ拒ミタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス」トノ趣旨ノ大蔵省令ヲ出シ度キ旨申入レタル処米側ハ(イ)軍用通貨ヲ法貨トスル旨ノ表現ナク(ロ)ハ大蔵大臣ノ告示ヲ知ラサレハ罰セラレサルカ如キ裏ノ意味認メラレ反対ナリ(ハ)罰則ハ為替管理法ノ一万円ノ罰則ト歩調ヲ合セヨト主張シ我方モソノ見解ヲ固執シ譲ラサリシ為メ同日午前ノ会見ハ物別レトナレリ午後先方ノ反対理由ニ応酬スル為ノ資料ヲ整備シ再応会見(イ)貨幣法ノ第七条ニ「法貨」ナル字句使用セラレ居ルモ日本銀行法第二十九条ハ大蔵省令案ノ如キ表現ヲ用ヒ居リ軍用通貨ニハ日本銀行法ノ例ヲ適当トスヘク公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ストアルハ法貨ト云フコトニ外ナラサル旨力説セルモ米側応セス(ロ)ノ告示ニ付テモ刑法第三十八条第三項ヲ引用シ又我方トシテハ一般ニ周知セシムルコトヲ目的トセル次第ニテ他意アルカ如ク解セラルルハ納得行カスト主張セルモ先方ハ本文句ハ次テ出テ来ル「正当ノ事由ナクシテ」トノ表現ト相俟チ絶対反対ナル旨述ヘタリ次テ(ハ)ニ及ヒ米側ハ「正当ノ事由ナクシテ」ノ字句削除ヲ要求セリ依テ我方ヨリ Mutilated Currency ノ例ヲ引キ又刑法中ニ各所ニ「故ナク」ナル表現アリ本字句ハ日本法制上ノ極リ文句ナル旨述ヘ且(ロ)項ヲ削除セハ本字句ハ存置スルモ米側心配ハナカルヘキ旨附言セルモ此ノ点ハ「オルグ」氏強硬ニ自説ヲ固持シテ譲ラス又罰則ニ付テモ午前ノ主張ヲ繰リ返セリ罰則ハ殊ニ我方主張ヲ貫徹スヘキ要点ト思考セラレタルニ付憲法第二十三条、戦時緊急措置法第三条第二項ノ前例、命令ノ条項違反ニ関スル罰則ノ件、閣令、省令、庁令、府県令及町村令ニ関スル罰則ノ件等ヲ担キ出シテ防戦ニ努メ本省令案ニ定ムル罰則カ従来ノ例ニ比シ異常ニ高キヲ虞ルル程ナル旨繰リ返シ指摘セル結果先方ハ三年ノ懲役ト五千円ノ罰金ノ併合罪ヲ主張セル経緯ハアリタルモ漸ク我方主張ヲ容認セルニ付我方モソノ他修正ニ付テハ上司ニ報告ノ上ソノ許可ヲ得改メテ会見シ度キ旨申入レ先方モ修正シ来ルナラハ最高司令部ニ「リコメント」スヘク最終ノ決定ハ最高司令部ニアル旨答ヘタリ

要之(イ)法貨ノ字句ヲ挿入シ(ロ)項ヲ全部「ドロップ」シ(ハ)項ヨリ「正当ノ事由ナク」ヲ削除シ罰則ハソノ儘ト云フ訳ニテ英文ハ次ノ如クナルヘシ

1. The Supplemental Yen Currency, marked "B", issued by the Allied Occupational Forces shall circulate as legal tender in Japan, shall have an unlimited circulation for all transactions with public and private and shall be of equal value to and interchangeable with the regular Yen currency issued by the Bank of Japan and Japanese state notes and coins.
2. Those who refuse to accept the above-mentioned Supplemental Yen Currency are liable to penalties of penal servitude or imprisonment, not exceeding three years, or five not exceeding 5,000 yen.



二、尚右機会ニ左ノ如ク会談セリ

日「我方ハ貴方要求ニ基キ米弗日本軍票使用禁止ノ布告ヲ発セルモ米兵ニハ右ヲ無視シ円貨ト交換ヲ強要スルモノアリ本月十五日午後二時頃米兵三名ハ神田ノ郵便局ニテ局員ヲ脅迫シ「ベソ」貨ニテ約千三百円ノ円貨ヲ強制両替セシメタリ斯ル事件ノ発生セサル様米兵ニ訓令徹底方厳ニ措置アリ度」

米「斯ルコトハ米側モ許サス御希望ノ通リ徹底方可然措置スヘシ」

日「軍票問題ニ付テハ貴官等ト横浜ニテ折衝シ貴方ノ第一次「ダイレクテイブ」ニ対シ我方ハ又我方案ヲ提出シテソノ御返事ヲ待チ居タル矢先キ第二次「ダイレクテイブ」ニ接シタル次第ニテ然モ第二次「ダイレクテイブ」ニ於テ我方カ本件ニ付懈怠アリタルカ如キ調子ヲ示サレタルハ（「トーマス」不快ノ顔付ヲセリ）我方トシテ寧ロ「サープライジング」ナリキ通貨問題ニ関シ横浜ニテ伺ヒタル処ト現在トノ間ニ米側ハ方針ノ変更ヲナシタル次第ナリヤ」

米「変更ナシ」

日「即米側ハ将来ハ「コミツト」セサルモ現在ハ既ニ配布スミノ三億足ラスノ軍票ヲ使フ外日本通貨ヲ使用シ行ク原則ナリト御説明アリタルカソノ通リナリヤ」

米「然リ米側トシテハ将来日本側カ米側ノ要求スル場所ニテ米側ノ要求スル額ノ日本通貨ヲ供給セサルカ如キ場合ヲモ虞レテ此ノ際軍票ヲ法貨トセシメ度キ次第ナリ」

日「立チ入リタル質問ナルカ米兵ノ俸給全部カ日本ニ於テ円貨ニテ支払ハルルモノナリヤ将又一部ハ本国払ヒトナリ居ルモノナリヤ」

米「ソレハ個人ニ依リ異リ或ハ全額ヲ円貨ニテ受取ル者モアリ相当部分ヲ本国ノ妻子ニ支払ハシメ居ル者モアリ一概ニハ言ヘス」

日「円貨ヲ使用スル為将兵ハ弗貨ヲ両替スル訳ナルヘクソノ際貴方ハ十五円ノ相場ヲ立テ居ル模様ナルカ右ハ何等カ根拠アル次第ナリヤ」

米「日本側ハ如何ナル相場ヲ適当ト思考スルヤ上海ニテ円貨ハ五仙ニ落チ込ミタルコトアリ」

三、尚前記一、ノ会談ノ際先方ハ本件ト直接関係ナキ在瑞西本邦資金ニ関シ之ト為替管理法トノ関係ヲ「トーマス」「オルグ」何レモ大ナル関心ヲ有スル体ニテ交々徴ニ入リ細ヲ穿チ我方ニ質問シ来レル点ハ我方外資ノ大部分カ瑞西ニアリ且「トーマス」等ノ属スル経済科学部ノ主管事務ニモ顧ミ殊ニ注意セラレタリ

大蔵省令第七九号

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ基キ連合国占領軍ノ発行スル「B」号円表示補助通貨ニ関シ左ノ通定ム

昭和二十年九月二十四日

連合国占領軍ノ発行スル「B」号円表示補助通貨ハ法貨トシテ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用シ、日本銀行券、貨幣、政府ノ発行スル小額紙幣及臨時補助貨幣ト等価トシ且相互ニ交換セラルルモノトス

前項ノ「B」号円表示補助通貨ノ収受ヲ拒ミタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一五。

## (24)　受取B軍票の処理に関し極秘照会の件

（昭和二〇年九月二一日大蔵省外資局長通牒）

昭和二十年九月二十一日

大蔵省外資局長　久保文蔵

日本銀行総裁　渋沢敬三殿

B軍票ノ処理ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ別紙ノ通外国為替銀行一般銀行鉄道各駅郵便局等ニ対シ取扱方指示シ置キタルニ付テハ之ガ引換ニ関シ可然極秘扱ヲ以テ処理相成度

昭和二十年九月二十一日

大蔵省外資局長

外国為替銀行代表者
一般銀行代表者　宛

受取B軍票ノ処理ニ関シ極秘照会ノ件

貴行各店舗ニ於テ連合軍発行「B」号円表示軍票ヲ受領ノ場合之ガ一般市中ヘノ再流通ヲ避ケ直チニ最寄日本銀行本支店ニ於テ日本銀行券トノ交換方取計相成度

至急可然指示相成度此段及照会候

追而本件ハ外部ニ対シテハ絶対極秘扱ヲ以テ実施方取計相成度

出所　大蔵省資料Z五一二―九。

## (25)　昭和二〇年勅令五四二号（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件）に基く閣令及び省令の件

（昭和二〇年九月二二日閣議了解）

昭和二十年勅令第五百四十二号（「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ト発スル命令ニ関スル件）ニ基ク閣令及省令ノ件（二〇、九、二二）

昭和二十年勅令第五百四十二号（「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ト発スル命令ニ関スル件）ニ基キ発スル閣令及省令ハ当分ノ間閣議ニ提出シ其ノ諒解ヲ求ムルコト但シ緊急已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ事後ニ閣議ニ報告スルコト

閣外　津島大臣の手書きで「九月廿三日閣議」。

編注　内閣作成の閣議件名録によれば、九月二二日（土）閣議了解となっている。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―五。



## 4　戦後インフレについての見解

## (1)　預貯金無制限払出に関する大蔵省発表

（昭和二〇年八月二四日）

大蔵省発表（昭和二十年八月二十四日）

通貨金融ニ関スル諸施策ハ事態ノ急変ニモ拘ラズ何等変リノナイコトハ勿論デアル、即チ政府ガ今日迄屢々声明シタ通リ、預貯金ノ支払ヲ制限スルガ如キコトハ絶対ニシナイ。又特別ノ事情デ他ニ住居ヲ移転スル場合デモ預貯金者ノ利便ヲ図ル為ニ、今度次ノ様ニ預貯金ノ各店払ヲ広ク拡張スルコトシタガ、ソノ外ニモ現ニ色々ノ措置ガ講ゼラレテキルカラ愈々預貯金ヲ引出シテ現金ヲ持ツテ行ク様ナ無駄ナコトヲスル必要ハナイノデアル。

(一)　預貯金ノ各店払制

銀行ノ普通預金ニツイテハ自分ノ預ケ入レタ銀行デナクテモ内地ノ何処ノ銀行カラデモ金額ニ制限ナク払戻セルコトトナツテ居ルガ、今度コノ銀行普通預金ノ各店払制ヲ拡張シ、各店払ヲスル預貯金ノ種類ヲ普通預貯金ノミニ限ラナイデ、期限ノ来タ定期預貯金及据置貯金ニモ拡ゲ、又銀行カラ各店払ヲ受ケラレル預貯金ハ銀行ノ預貯金ノミニ限ラナイデ、市街地信用組合ヤ市町村農業会等ノ貯金ニモ拡ゲタ。

ナホ各店払ヲ受ケルニハ予メ預入レ金融機関デ通帳又ハ証書ノ届出印章ヲ証明シテモラツテ置クコトガ必要デアルカラ注意ヲシテ貰イタイ。

(二)　預貯金ノ便宜代払制

各店払ヲ受ケラレナイ預貯金ニツイテモ、罹災者ヤ避難者ナドニハ便宜代払制ノ適用ガアツテ月額五百円迄ハ全国ノ何処ノ銀行カラデモ払戻シテモラヘルコトニナツテ居タガ今回此ノ払戻ノ取扱ヲスル機関ヲ市街地信用組合、市町村農業会等ニモ拡メタ。

右ノ外預金小切手ノ使用ヤ預貯金ノ預換制等ノ活用ノ途モ拓カレテキル。尚預金小切手ニ付テハ最高五千円ト云フ制限ガアツタガ、今後之ヲ撤廃シテ其ノ利用ニ便スルコトニシタ。

斯ノ様ニ預貯金者ハ仮令他所ニ移動シタ場合デモ、全ク心配スルコトハナイノデアツテ、オ互ハ詰ラヌ流言誹語ニ惑ハサレタリ、自分勝手ナ憶測ヲシタリシテ、徒ラニ不安ニ駆ラレ軽々シク行動スルコトハ充分慎マレンコトヲ切望スル次第デアル。

出所　大蔵省資料Z五一一―一。

## (2)　戦後インフレに対する国民輿論指導方針に就て（未定稿2）

（昭和二〇年八月二八日金融局資金統制課）

戦後インフレニ対スル国民輿論指導方針ニ就テ（未定稿2）

（昭二〇、八、二八資金統制課）

一、最近ニ於テ国民全般ニ敗戦後ハインフレーションノ昂進避ケ難シトノ気構強ク一ノ常識トナレル惑アリ、新聞等ノ論調及政府当局ノ輿論指導方針亦インフレ防止ニ対スル国民ノ心構ヲ強調スルノ余リ動モスレバインフレ必至ヲ裏書スルカノ印象ヲ与ヘツアルモノノ如シ

二、右ノ如キ敗戦後インフレ不可避ノ観念ハ現実ヨリ帰納セル理論的根拠ニ出ヅルモノト言フヨリハ寧ロ前大戦後ニ於ケルドイツノ状況ヨリ推測セル漠タル憶断ニ過ギズ、冷静且ツ理論的ニ現実ヲ検討スルトキハ左ノ如ク其ノ必ズシモ然ラザルコトヲ知ルヲ得ベシ

(一)　戦後我ガ国民経済ヲ資金計画的ニ見ルトキハ

(イ)　賠償ノ支払（対支対南方債務ノ決済、連合軍駐兵費ノ支払ヲ含ム）

(ロ)　食糧其ノ他生活物資ノ増産及確保

(ハ)　戦災者、傷痍軍人、遺家族並ニ帰還将兵、離職者等ニ対スル社会福利厚生施設ノ必要

(ニ)　産業ノ転換、労務ノ再配置、戦災地ノ復興、運輸通信機器ノ回復其ノ他戦争善後処置ノ遂行

(ホ) 公債利子ノ支払

等新タニ資金ノ撒布ヲ必要トスルインフレ促進ノ要因ニ対シ

(イ) 失業及所得ノ減少ニ伴フ消費資金ノ減少
(ロ) 価格構成要素タル労賃及運賃ノ低下
(ハ) 消費物資供給ノ増加
(ニ) 国民生活必需物資ノ消費減少

等インフレヲ抑圧スベキ要因モ存在シ而モ後者ノ作用ハ少クトモ当面ノ情勢下ニ於テハ相当ニ強力ナリト認メラルルヲ以テ国民経済ノ基調トシテハ近キ将来インフレーションハ昂進セズト判断スルヲ得ベシ（インフレヲ抑圧スベキ要因ノ詳細ニ付テハ別紙ニ之ヲ考察セリ）

(二) 戦時中ニ国民ノ為シタル預貯金ハ極メテ尨大ナル額ニ達シ、現金化セラレ購買力トシテ活動スル潜在的可能性ヲ有スル点ニ於テ戦後インフレ昂進ノ重要ナル要因タルベシ、然レドモ戦時中ノ預貯金ガ戦後ニ於テ現金化セラルルヤ否ヤハ専ラ国民ノ心理状態如何ニ繋ルモノニシテ国民ノ結束ニ依リ治安ガ確保セラレ、国民亦克ク時局ノ艱難ヲ認識シ預金ノ急引出、換物運動等ガ結局ハ自ラノ為不利ヲ招ク愚策ナルコトヲ弁ヘテ政府ノ施策ニ協力スル限リ預貯金ハ其ノ儘金融機関ニ保持セラレテインフレヲ促進スルコトナカルベシ

(三) 前大戦後ノドイツニ於テハ外国トノ為替取引ガ行ハレ、資本逃避ニ依リ外国為替相場ノ暴落ヲ来シ此ノ事実ガ国内通貨価値ノ激落、物価ノ奔騰ヲ避ケ得ザリシ有力ナル原因ヲナシタルモ現時ノ我国ニ於テハ外国トノ貿易及投資関係ハ全ク杜絶シ為替相場ハ（仮令駐屯連合軍ニ依ル外貨建ノ支払アリトスルモ右ハ僅少ナルベシ）存在セズ将来対外関係ガ再開セラルル場合ニ於テモ為替相場ハ国際間ノ協定ヲ以テ定メラルベキヲ以テ其ノ混乱ガ延イテ国内通貨価値ヲ攪乱スル如キコトハ之ヲ予想スルヲ得ズ

(四) 連合国側ガ講和ノ交渉ニ於テ我国ニ対シ経済ノ負担力ヲ無視セル法外ナル賠償ヲ課シ来ルコトアラバ（例ヘバ金額ニ於テ資金計画的均衡ヲ破ル如キ巨額ヲ課シ、失業ヲ消滅セシムル如キ強制労務ヲ徴発シ又ハ国内食糧ヲ無制限ニ駐屯軍乃至属領ニ要求スル等）前記ノ如キインフレ抑圧ノ要因ハ成立セザルコトトナルベキモ、其ノ結果トシテ激成セラルルインフレーションハ我国ノ経済秩序ヲ破壊シ国民生活ヲ混乱ニ陥レ産業活動ヲ麻痺セシムルコトトナリ結局連合国側トシテハ賠償ヲ徴シ得ザル結果ヲ招クニ過ギザルベシ、従ツテ連合国側ニシテ我国及我国民ヲ無意味ニ懲罰セントスル感情的興奮ニ駈ラルルコトナク充分ニ理性的且ツ経済的態度ニ出ヅル限リ賠償ノ圧迫ノミニ依リ我国ノインフレーションガ激発セラレ破局ヲ見ルガ如キコトハナカルベシ

三、以上ノ根拠ニ基キ政府ハインフレーション防遏ニ国民ノ協力ヲ確保スル為左ノ方針ヲ以テ輿論指導ヲ一段ト活発且ツ強力ニ推進スルヲ適当ト思料ス

(イ) 一般的方針

(一) 前大戦後ニ於ケルドイツノインフレーションハ決シテ避ケ得ベカラズシテ到来セル不可抗的現象ニ非ザルコトヲ説明スルコト（国民思想ノ混迷、政治力ノ貧弱、外交交渉ノ拙劣――国内ヲインフレーションニシテ賠償債務不履行ノ口実ニセント努メタル形跡スラアリ――民心ノ離反、一部産業家の妄動ヲ抑ヘ得ザリシコト等々）

(二) 国内経済ノ偽ラザル現実ニ立脚シインフレノ見透ニ関スル卒直ナル見解ヲ隠ス所ナク国民ニ説明シ差当リインフレ昂進ノ要因ナキコト寧ロ失業、物価安ノ状況ナルコトヲ理解セシムルコト（但シ消費物資特ニ食糧ノ需給ニ関スル見透ニ付テハ其ノ供給ガ増加スルコトヲ公表スルトキハ誤レル安心感ヲ誘発シ国民耐乏生活ノ実践ニ重大ナル齟齬ヲ来ス惧アリ）

（註） 農林省ニ於テハ此ノ見地ニ基キ本件方針ニ基ク輿論指導ト表裏一体ヲナセル国民消費生活指導方針ヲ確立スル要アルモノトス

(三) 従来政府ノ政策ニ対シ正直ニ協力シタル者ガ結局ニ於テ損失ヲ蒙リ然ラザル者ガ利得ヲ為セルガ如キ印象ヲ払拭スルコト之ガ為政府ハ具体的施策ヲ以テインフレ見越ノ思惑行為ガ行為者自身ノ為ニモ不



利ナルコトヲ現実ニ知ラシムル如キ措置ヲ講ズルコト（例ヘバ思惑的ナル預金引出ヲ防止スル策トシテ例ヘバ住宅建設、衣料新調等ニ関シ預金振替ノ支払方法ヲ現金支払方法ニ優先セシメ、又ハ将来財産税ノ賦課通貨価値安定ノ措置ヲ講ズル場合アリトセバ其ノ際現金ヨリモ預金ヲ優遇スル等）

(ロ) 個々ノ事項ニ関スル方針

(一) 預金ノ払戻ヲ停止又ハ制限スルコトハ絶対ニ之ヲ為サザルコトニ関シ現在迄政府ノ輿論指導方針ハ単ニ之ヲ為サザル旨ヲ強調スルノミニテ其ノ根拠ハ必ズシモ明カニセラレザル嫌アリ

(1) 今回ノ事態ハ関東大震災、昭和二年金融恐慌ノ如ク一定時間ノ経過ニ依リ従前経済状態ニ復帰シ得ベキ見透ノ下ニ臨時ノ措置ヲ執リ得タル事態ト根本的ニ相異シ一旦モラトリアムヲ実施スルニ於テハ国内ノ経済活動ガ凍結セラレタル儘近キ将来ニ於テ再ビ解除セラルル見込ナキコト

(2) 連合軍ノ進駐、賠償ノ履行等我方ノミニテ適確ナル見透ヲ樹テ之ニ基キ自主的ニ対策ヲ実施シ得ル範囲ヲ超エタル重大事件ガ将来ニ山積スルヲ以テ今日我ガ経済ヲ仮死状態ニ陥ラシムルコトハ決シテ策ヲ得タルモノニ非ザルコト

(二) 連合国側ハ国内ニ於テ駐屯軍ノ費用支弁ノ為軍票ヲ使用スベキヲ以テ如何ニインフレ防遏ニ努力スルモ無駄ナルベシトノ議論ニ関シ左ノ如ク斯カル議論ニハ合理的根拠ナキヲ以テ国民ハ飽クマデインフレ防遏ニ全力ヲ傾注スベキコトヲ明カニスルヲ要ス

(1) 我国ハ尚ホ主権ヲ保持シ連合国側ト合理的ノ交渉ヲ為シ得ルモノナルヲ以テ軍票使用ハ抑制スル様主張ニ努ムルハ勿論ナルコト

(2) 軍票使用ハ軍事占領ノ場合占領地ノ通貨、信用機構ガ機能ヲ著シク阻害セラレタル状況ノ下ニ於テハ其ノ実益アルベキモ平和進駐ノ場合ニハ日本政府ノ完全ナル秩序ノ下ニ国内通貨ハ完全ニ其ノ機能ヲ果シツツアリ殊更ニ軍票ヲ使用セザルモ日銀券ヲ以テ何等経費調達上ノ不便ナキコト

(3) 仮ニ連合国側ガ本邦内ニ於テ物資ヲ調達スル為ニ軍票ヲ使用シタル場合ニ於テモ国内ノ経済事情ニシテ前記ノ如クインフレ昂進ヨリハ寧ロデフレ促進的要因強キ限リ国内通貨価値ニハ本来別段ノ影響ナカルベキコト

但シコノ場合ニ於テハ軍票ト円トノ間ニ換算率ヲ決定スルヲ要スルコトトナルヲ以テ若シ其ノ率ガ我国ニ対シ著シク不利ニ決定セラルルニ於テハ国内インフレ昂進ノ有力ナル原因トナルベキモ、此ノ問題ハ賠償額ノ決定ノ場合ト同性質ノ問題ニシテ右ノ如クシテ国内インフレヲ激化スルコトハ連合国側ニトリテ何等ノ利益ナキノミナラズ却ツテ産業活動ヲ麻痺セシメテ賠償ノ履行ヲ不円滑乃至不可能ナラシムルニ過ギザルヲ以テ、理性的且経済的折衝ノ行ハルル限リ換算率ノ決定ニハ自ラ一定ノ限界アリ

従ツテ万一軍票ガ日銀券ト並ンデ流通スル場合ニ於テモ国民ガ之ニ依リテ心理的ニ動揺スルコトナク我ガ通貨ニ対スル絶対ノ信頼感ヲ堅持シテ国内通貨価値ノ維持ニ付政府ノ政策ニ全面的ニ協力スルナラバ何等恐ルル所ナカルベシ

当面ノ戦後経済ニ於テインフレ抑圧ノ作用ヲ有スベキ要因

一、失業及所得ノ減少ニ伴フ消費資金ノ減少

軍及軍需産業ヨリ復員セル人員ハ農業、賠償産業、若干ノ民需平和産業、交通業、商業、金融業等ニ収容シ又ハ残存産業ノ女子ト代置スル等ノ処置ニ依リ極力失業ヲ防止スルトスルモ右ノ如キ方面ノ収容力ハ到底復員人口ノ全部ヲ覆フニ足ラズシテ結局大量ノ失業人口ヲ生ズル不可避ナルベク又斯クシテ就業セル者ト雖モ平均的ニハ従前ノ所得ヲ維持スルニ至ラザルベキヲ以テ此ノ限度ニ於テ戦後消費物資ニ見合フベキ消費資金ハ減少ヲ見ル

ベシ

二、労賃及運賃ノ低下

従来物価騰貴ノ根本原因ヲナセル労賃及運賃ハ左ノ事由ニ依リ現在以上ノ騰貴ヲ抑制セラレ将来ハ低下ノ方向ヲ辿ルベシ

(イ) 復員人口ノ圧迫

軍及軍需産業ヨリノ復員人口ハ前記ノ如ク失業ノ脅威ヲ受クルモノナルヲ以テ労賃及運賃ノ昂騰ヲ抑制シ延テ之ヲ引下グル作用ヲ有スルコト疑ヲ容レズ

(ロ) 企業経理ノ自律性ノ恢復

戦争中ニ於テハ生産命令ヲ強行スル必要上調弁又ハ公定価格決定ノ場合ノ実費追随主義、非常線突破的重点主義等企業ノ負担スベキ危険ヲ終局ニ於テ国家ニ帰属セシムルガ如キ政策ヲ取ルニ至ラシメ之ガ為企業経理ノ放慢化ヲ招クヲ免レザリシモ、戦後ニ於テハ斯カル事情ハ一切消滅シ平和産業ヘノ転換及民需物資ノ生産ハ専ラ企業自身ノ危険ニ於テ之ヲ遂行スルヲ原則トスルニ至ルベキヲ以テ従来ニ於ケル如キ労賃、賃金等ノ競争的吊上ゲハ行ハレザルベク放置スレバ寧ロ供給過剰ニ基ク不当ノ労賃引下ヲ見ル惧アルベシ

三、消費物資供給ノ増加

国民生活必需物資ハ、

(イ) 鮮満支ヨリノ輸入ノ不可能、連合軍駐屯将兵ノ給養等供給減少ヲ来スベキ重大ナル要素アルモ反面

(ロ) 左ノ諸事情ハ供給ヲ増加セシムル有力ナル原因トナルベシ

(一) 軍及民（防空用）備蓄ノ解放

(二) 軍及軍需産業ニ向ケラレタル資材ノ民需部面ヘノ転換

金属類、皮革、木材、アルコール用藷類等直チニ民需物資トシテ配給可能ノモノ少ナカラズ

(三) 輸送力ノ増加

軍事輸送ノ停止、空襲ニ依ル輸送機関破壊ノ終熄、復員ニ依ル熟練従業員ノ復帰、殊ニ小運送用具（特ニ軍ヨリノ転換又ハ解放）及労務ノ豊富化等輸送力ノ恢復円滑化ハ顕著ナルベシ

(四) 農村及民需産業部面ニ於ケル生産力ノ増加

軍用地及軍需工場用地ノ耕地化、徴用牛馬ノ解放等生産要素ノ豊富化ト共ニ復員人口ノ帰農ニ依リ農業労務ハ量的ノミナラズ質的ニモ顕著ニ豊富トナリ生産力ハ増加スベク、又農業以外ノ民需産業部面ニ於テハ既ニ戦争終結直後ヨリ資材、原材料等ノ民需部面ヘノ流入、軍需企業ノ競争的平和転換等応急的運動ガ開始セラレアリ、仮ニ政府ニ於テ何等ノ助長策ヲ講ゼザルニ於テモ又連合国側ノ規正政策アルモ其ノ運動統行セラルベキヲ以テ民需物資ノ生産ガ先行キ増加スルハ疑ヲ容レズ

四、国民生活必需物資ノ消費減少

戦争終結ニ伴フ民心緊張ノ弛緩、消費節約強行ノ困難等消費増加ハ当然ナルガ如キモ

(イ) 工場鉱山ニ於ケル特配ノ不要

(ロ) 軍隊ニ対スル給養ノ不要（従来ノ軍隊ニ対スル給養量ヨリ軍隊ニ所属セル将兵等ノ一般国民トシテ受クベキ配給量及駐屯連合軍将兵ニ対スル給養量ヲ控除スルモ尚ホ相当ノ不要量ヲ生ズベシ）

(ハ) 防空及本土決戦用備蓄ノ不要

等消費減少ヲ来スベキ事情モ亦之ヲ無視スベカラズ

編注　八月二四日付で同題の（未定稿）があり（大蔵省資料Z五三一―六―一〇）、論旨は本文と同様である。本文は、それをさらに詳しく説明したもの。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一〇。



## (3) 戦後に於ける国民貯蓄増強方針に関する件

（昭和二〇年九月一一日閣議決定）

戦後ニ於ケル国民貯蓄増強方針ニ関スル件

戦争終結ノ大詔渙発セラレ帝国ハ有史以来ノ難局ト称スベキ戦後経営ニ直面スルニ立至リタル処通貨膨脹ノ趨勢ハ現在既ニ相当顕著ニシテ而モ今後傷痍軍人及遺家族並ニ戦災者等ノ援護、戦災地ノ復旧、産業ノ転換、復員、賠償義務ノ履行等ノ関係ヨリ引続キ巨額ノ資金ノ放出ヲ要スベク一方租税収入ハ大ナル増加ヲ期待シ難ク、民需物資ノ急激ナル増加モ亦遽ニ望ミ難カルベシ、之ニ対シ政府ハ戦後財政ノ処理ニ当リ極力歳出ノ圧縮ニ努メ資金ノ放出ヲ抑制スルト共ニ民需物資ノ増産、配給並ニ物価、労務、輸送等ノ面ニ夫々適切ナル方策ヲ実施シ以テ通貨膨脹ノ悪影響ヲ防止スベキハ勿論ナルモ金ト物トノ不均衡ハ尚相当久シキニ亘リ持続スルモノト認ムルノ外ナキヲ以テ之ガ調整ニ任ズル貯蓄ノ役割ハ戦後ニ於テ寔ニ末モ減ズルモノニ非ザルコト明白ナルベシ

顧ミレバ支那事変勃発以来八年此ノ間国民ハ克ク勤労ニ励ミ節約ニ努メ千七百億円ノ資金ヲ蓄積シタルガ、今若シ戦争ノ終結ニ伴ヒ貯蓄ニ対スル努力ヲ緩ムルガ如キコトアランカ、通貨膨脹ノ趨勢ハ拍車ヲ加ヘラレ金ト物トノ不権衡ハ増大シ物価ハ更ニ騰貴ヲ重ネ国民生活ヲ層一層困窮ニ陥レ帝国将来ノ再建ニモ重大ナル支障ヲ及ボスニ至ルベシ、特ニ少カラザル資源ヲ失ヒ今後国際貿易ニ依存スル所多大ナルベキ帝国トシテハ輸出力増進ノ為ニモ物価ハ極力之ヲ低位ニ維持スベキコト留意ノ要アルベシ

仍テ皇国ノ護持、新日本ノ建設、悪性「インフレーション」ノ防止ヲ目標トシテ大体左記方針ニ拠リ此ノ際一層国民貯蓄ノ増強ニ努ムルモノトス

一、経済秩序ヲ維持シ皇国ヲ護持スル為ニハ貯蓄増強ノ依然トシテ必要ナル所以ヲ理解セシメ国民ノ心ヨリノ協力ヲ促進スルコト

特ニ貯蓄ノ実践ハ国民各自ノ生活ト資産トヲ共同シテ防護シ道義日本建設ノ一方途ナルコトヲ徹底セシムルコト

二、所謂悪性「インフレーション」ハ国民ノ協力アルニ於テハ防止可能ナル所以ヲ知悉セシムルコト

三、国民一般ニ対シ大詔ノ御趣旨ヲ奉ジ凡ユル苦難ヲ忍ビ今後ニ於テモ貯蓄ニ対スル努力ヲ聊モ緩メザル様要請スルコト

四、従来ノ貯蓄政策ニシテ時局ノ変転ニ伴ヒ不適当トナレルモノニ付テハ此ノ際速ニ改廃ヲ行フト共ニ現段階ニ適応スル新ナル構想ヲ加ヘタル施策ヲ敢行スルコト

戦後ニ於ケル国民貯蓄増強方策

戦後ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関シテハ新事態ニ適応スル新鮮ナル企画ヲ案ジ特ニ他ノ経済諸施策ト緊密ナル連絡ヲ採リ且国民心理ノ動向ニ深ク留意シ単ニ其ノ量ノ増加ニ満足スルコトナク其ノ質ノ向上ニ付格別ノ努力ヲ傾倒シ以テ所期ノ目的ヲ達成セサルヘカラス之カ為採ルヘキ方策概ネ次ノ如シ

一、戦後悪性「インフレ」発生ノ危険アルコト、政府ノ適切ナル施策ト国民ノ協力アルニ於テハ其ノ防止ノ十分可能ナルコト等ヲ理解納得セシムルコト

二、経済秩序ノ維持ハ皇国護持ノ基底ナルコト及貯蓄ノ増強ハ全国民ノ協力ニ依リテ各自ノ生活ト資産トヲ防衛シ同時ニ健全ナル家庭ヲ育成スル手段ナルコト従ツテ新日本ノ基本条件タル道義的平和的社会建設ノ方途ニ外ナラサルコトヲ徹底セシムルコト

三、貯蓄増強運動ノ展開ニ当リテハ国民ノ自発的協力、民間ニ於ケル工夫着想等ヲ基調トスルコトニ留意スルト共ニ出来得レハ此ノ際悪性「インフレ」防止ノ一大国民運動ノ展開ヲ促進スルコト

四、大政翼賛会、大日本婦人会、大日本青少年団等ノ解散職域地域ニ於ケル構成員ノ激変等ニ依リ貯蓄推進ノ下部機構ハ相当弱クナレルヲ以テ新タナル角度ヨリ之カ再整備ヲ図ルコト

五、貯蓄ハ凡テ貯蓄取扱機関ノ取扱フモノナルニ不拘之カ受入体制ハ戦時中諸般ノ事情ニ依リ著シク不備トナリ為ニ貯蓄増強ニ与ヘタル障害真ニ測リ難キモノアリ、殊ニ新観念ニ基ク貯蓄ノ増強ニ当リテハ此ノ方面ノ担当スル責務ハ

倍加セラルルコトトナルヲ以テ事務刷新、店舗ノ増設、集金制度ノ再開其ノ他貯蓄者ニ対スル便宜供与ニ専心セシメ進ンデ貯蓄吸収ニ対スル責任体制ノ確立ヲ図ルコト

六、勤労ト節約コソ帝国再建ノ根底ナルコトヲ思ヒ大詔ノ御趣旨ヲ奉戴シテ戦争中習得セル簡素剛健ノ生活ヲ持続スルハ勿論物資ノ愛護活用等ニモ努力ヲ続ケ新タナル生活設計ノ下常ニ貯蓄源泉ノ涵養ニ努ムルノ風ヲ助長スルコト、尚コノ精神ハ之ヲ個人ニ止ムルコトナク弘ク国公共団体法人其ノ他ノ諸団体ニ及ホスヘキハ言ヲ俟タサルコト又今後ハ勤労能力アルニ不拘既成貯蓄ノ済崩シニ依リ徒食セントスル者ノ輩出ヲ予想セラルルニヨリ既成貯蓄ノ保存ヲ奨励シ必要アラバ之ニ対シ特別ノ方法ヲ考慮スルコト

七、所謂割当貯蓄若ハ組合貯蓄制度ニ関シテハ一部ニ議論ノ存スル所ナルモ「インフレ」防止ニ効果多キ手段ナルハ否ミ難キモノアルヲ以テ引続キ実施スル一方実情ニ即シタル応能実践ノ徹底ニ更ニ一段ノ努力ヲ払フコト尚此等ノ制度ハ其ノ内容ニ於テ整理統合等ヲ可トスヘキモノヲ含ムヤニ認メラルルカ今直ニ之ヲ行フハ国民貯蓄カ一層重要性ヲ加ヘタルコトヲ国民ニ徹底セシムル上ニ於テ相当ノ障害ヲ来タスノ虞アルヲ以テ彼此勘案検討シツツ順次改変ヲ行フコト

八、国民各階層ノ所得分布ハ今後更ニ著シキ変動ヲ予想セラルル処従来所謂新興所得階層ニ対スル貯蓄推進ノ不徹底ナリシニ鑑ミ常ニ所得ノ変動ニ注意シ戦時中ノ轍ヲ繰返ヘササルコトニ格別ノ努力ヲ致スヘキハ勿論ナルカ所得ノ減少スル向モ亦帝国ノ再建ハ全国民ノ一致結束ノ外途ナキコトヲ思ヒ貯蓄ニ対スル従来ノ努力ヲ弱ムルカ如キコトナキ様其ノ奮発ヲ要請スルコト

九、全国画一的ナル資金吸収方法ノ外地方的ニ夫々実情ニ即セル方法ヲ考案セシメ場合ニヨリテハ其ノ吸収セル額ノ一部ヲ当該地方ノ復興資金ニ充当セシムルカ如キ方途ヲ講スルコト

一〇、戦時ニ於テ現金使用ヲ余儀ナクセラレタル特殊事情ハ漸次解消セラルヘキヲ以テ此ノ機会ニ於テ極力現金ノ使用節約ニ効果アル方法ヲ講シ手持現金ノ減少ニ資スルコト

一一、貯蓄ニ対スル興味ヲ増大シ国民生活明朗化ノ一助トシテ各種ノ国有財産、電話、住宅其ノ他所謂物ト結付キタル貯蓄ヲ新設スルコト

一二、富籤ニ付種々工夫ヲ加ヘ之ヲ活用スルコト

出所　大蔵省資料Z五一二―九。

## （4）戦後に於けるインフレーション対策について（昭和二〇年九月一一日東京銀行集会所における津島大蔵大臣演説）

### 戦後に於けるインフレーション対策に就て

（昭和二十年九月十一日於東京銀行集会所）

大東亜戦争は、畏くも大詔を拝しまして、其の終結を告げ臣子と致しまして真に感激措く所を知らず唯々大詔の御精神を体し大御心に副ひ奉り平和的、文化的、経済的新日本の建設の為、一意精進すべき新時代に入つたのであります。

惟ふに、新日本建設の大業は、内は挙国再生の意気に合一し忍苦耐乏、凡ゆる困難を克服して戦後経営の任務を完うし、就中国民生活の安定、平和的産業の振興と文運の隆昌とを図ると共に外は盟約を飽く迄も厳守し、信を世界に布き、外国との友好関係を敦くし、国際平和の確立に貢献し以て速に平和的理想国家を実現し歴史に一大光輝を添ゆることであります。

此の大業完遂に当り内外施策すべき所は頗る複雑多端でありますが、我国の現状に於て当面最も緊要であり且凡ゆる施策に共通一貫せる基盤たるべきものは社会及経済秩序の維持であると確信するものであります。

若し此の基盤が動揺し更に崩壊するが如きことがありますならば戦後の経営は空中の楼閣となり、財政経済の根柢は倒壊し、民生安定の如き到底期待し難いのであります。而して此の社会及経済秩序の維持の中核を為すものは実に通貨の信用を確保し、戦後経済に生ずる虞ある所謂悪性「インフレーション」を防止すると云ふことに存すると思ふのであります。

我国の財政経済は支那事変及大東亜戦争八年の長期を通じ、克く巨額の戦費を賄



ひ、戦時国民生活の維持に耐へ来つたのでありますが、茲に戦争終結に際し、我国通貨の状態を顧みまするに、日本銀行券発行高は支那事変発生当時十四億余万円、又大東亜戦争勃発当時四十七億余万円でありましたものが累年増加し、昭和十八年末百二億余万円、同十九年末百七十七億余万円、本年三月末二百五億余万円に達し、戦争終結を見たる本年八月十五日に於ては三百二億余万円に増加したのでありますが、更に八月末に於ては四百二十億円を超え其の増勢は相当顕著なるものがあります。

斯くの如き通貨の増発を見ましたことは戦時中並に戦争直後の過渡期に於ける各交戦国共通の事実でありまして、必ずしも我国特有の現象と云ふを得ないのでありますが、今、便宜日本銀行に於ける貸借収支の関係より推断し通貨増発の状勢を見ますれば

第一は戦費其の他の歳出の膨脹、之に伴ふ政府資金の民間への撒布超過額、日本銀行手持国債が、莫大に上つたことであります。即ち支那事変以来今日迄に計上せられたる臨時軍事費の予算は合計二千二百十九億余万円に上り、又昭和十二年度以降二十年度に至る一般会計の予算は臨時軍事費特別会計への繰入額を除き累計七百四十一億余万円に達し両者を合算すれば二千九百六十億余万円と云ふ尨大なる金額に相成つて居るのであります。

此の間政府は増税其の他の増収を実行したのでありますが、其の不足財源は之を国債の発行に依つて調達し、戦争終結迄の国債発行額は支那事変中のもの二百四十七億余万円、又大東亜戦争期間中のもの七百六十七億余万円、合計千十四億余万円に上り、又此の期間を通じて政府資金の民間への撒布超過額は実に七百二十億余万円に達して居るのであります。一方国民貯蓄の奨励に依り右国債の消化に努め相当顕著なる成績を収め得たのでありますが、而かも尚日本銀行に於ける手持国債の額は支那事変勃発当時の約五億円に対し本年八月十五日に於て約五十三億円、之に短期証券を合すれば約六十二億円に増加し通貨の増大を来たして居るのであります。

第二に、戦時中軍需産業への資金融通額は年と共に著しく増大し、之が為日銀貸出金は激増を見るに至り、大東亜戦争勃発当時の貸出高四億余万円に対し本年八月十五日には二百八十億余万円の巨額に達し、一面戦災、疎開等最近に於ける資金需要の増加、民間手持現金の増加等に依り日本銀行券の還流が妨げられ、更に終戦に伴ふ過渡的臨時支払の増大等に基き近時日本銀行券の増加著しきものあるは特に注目を要する点であります。

政府は戦争終結の重大事態に対処し金融上臨機適応の措置を講じ来つたのでありまして、金融界は此の急激なる情勢の変化に拘はらず幸に左したる不安なく、平穏裡に推移して居るのであります。

然し乍ら以上の如く増発せられたる通貨の状態と戦時中に於ける民需物資の需給状態との間には相当の不均衡を生じて居り、「インフレーション」の潜在的情勢が逐次醸成せられつつあるは否み難き所でありまして、中す迄もなく此の情勢は此儘に之を放任するを許されないのであります。

然らば此の情勢を抑制し、悪性「インフレーション」を防止し得るやと云へば、私は政府の適切なる施策と国民の決意努力とに依り之を阻止し得るものと確信するものであります。

之を大局より申しますれば、前述の如く通貨膨脹の主たる事由が尨大なる軍事費の支出を主体とせる政府歳出の増大と軍需生産資金の著増とでありまするに対し、戦争終結に伴ひ、将来此の種資金の放出は自ら阻止せらるるに至るのであります。此の点よりすれば却つて所謂「デフレーション」の傾向を馴致するものとも謂ひ得るのであります。又復員其の他労務の転換に伴ふ労務過剰の形勢は自然今日迄物価騰貴の一大原因たる過当貨銀が合理的に是正せらるべきことをも期待し得るのでありまして、之に依り今後資金放出の縮減は相当大なるものがあるのみならず一方軍需産業の民需産業への転換は民需物資の軍用への供給減と相俟つて民需物資の供給を増加し、通貨と民需物資との不均衡是正に資する所大なるものがあるは、之れ亦看過し難き所であります。固より他面に於ては食糧増産、産業の転換、復員、戦災地の復旧、傷痍軍人、遺家族の援護、帰還将兵の厚生に関する諸費等の為今後多額の新規資金を要するのみならず内外企業の債権債務の処理及賠償義務の履行に伴ふ負担をも顧慮するときは必ずしも安易なる見透しに陥るを許さざるものがあるのであります。然し乍ら大局的見地よりしますれば資金

減少ニ資スルコト

放出量は相当大なる縮減を見るべきは明かでありまして、今後適切なる施策を行ふに於ては「インフレーション」の昂進を阻止し得るの状勢に転移し得るものと信ずるのであります。

然らば如何にして之を阻止するやの対策の問題でありますが、此の点に関し私の所見を申述べますれば大要左の通りであります。

第一には「インフレーション」防止の根本であり其の必須条件とも申すべきものは国民全体が悪性「インフレーション」の惨害の如何に恐るべきものであるかと云ふことに対し明確なる認識を有ち之が防止に対して堅き決意と強き覚悟とを以て、政府の施策に協力すると云ふことであります。戦後経営の困難は戦争遂行中に於けるが如き国民総力の結集が稍もすれば弛緩することであり、又経済道義が往々にして後退を見ることであります。今日迄諸外国に於て、戦時中悪性「インフレーション」なく、戦後に於て其の事例を見るに至つた所以は実に茲に存すると思ふのであります。去る第八十八回帝国議会に於て総理宮殿下が此の問題処理の為に、「政府と致しましては、全力を挙げて「インフレーション」防遏に努め之が施策に万全を期する所存でありますが此のことは固より国民全幅の努力に依つて始めて克くし得るものであります」云々

と申されたことは此の際国民の特に深く銘記せねばならぬ所であります。

第二には資金放出の部面に於ける「インフレーション」対策であります。資金放出部面の一は政府の財政であります。財政の膨脹と「インフレーション」とが密接不可離の関係にあり、両者相互に原因ともなり又結果ともなることは御承知の通りであります。第一次欧州大戦後に於ける独逸始め欧州の通貨の崩壊を見たる諸国の事例は端的に此の事を物語つて居るのであります。従つて政府は財政の処理に当つて速に戦時財政より戦後財政への切替整理を行ひ緊縮方針を堅持して政費の圧縮に全力を払ふ覚悟であります。即ち昭和二十年度予算に付ては目下実行予算を編成し、右の目的に即応するが如く所要の措置を講じつつあるのでありますが、之と同時に政府は過日閣議に於て昭和二十一年度予算編成方針を決定し、従来の戦時予算に対し根本的切替を断行し、重点を専ら民生の安定、戦後の復興に指向すると共に其の他の経費に付ては極力之を圧縮し、絶対的緊縮方針を実行する所存であります。

思ふに戦災其の他の為我国経済の受けたる打撃は極めて深刻であり、又「ポツダム」宣言の受諾に依る我国領土の喪失に伴ひ我経済力の基礎は縮小し、為に財源の調達に重大なる影響を齎すべきこと自明の理なるのみならず、更に戦後処理に要する各種経費の増高、対外関係に依る国家負担の加重は必至でありますので、此の事態に処し、克く戦後財政の健全性を確立することは蓋し容易の業ではないのでありますが、政府は凡ゆる手段を尽し所期の目的を達成する決心であります。即ち例へば既存法令に基く義務費の如きに付ても新事態に即応せざるものは当該法令に改廃を加へて整理緊縮し又従来の補助費及一般行政費の如きに対しても思ひ切つた斧鉞を加へる考へであります。

右の如き財政整理の実行と併せ、来年度予算編成に当りては経済の変転に即応せる増収計画を確立し以て国債発行の圧縮を図る等「インフレーション」防止に資する所存であります。

次に資金放出部面の二たる産業資金に付ても同様の考慮を払ひ、緊要欠くべからざる民需産業資金の供給は之を円滑順便ならしめ、以て民生安定、経済復興を急速実現するは現下の事態に鑑み最も必要とする所でありますが、一方不急不要と認むべき事業資金の供給は極力之を抑止すると共に、既存設備並に資材の活用に対しては優先的考慮を払ふの要あるを認むるのであります。

戦時中に於ける資金供給の跡を顧みまするに、戦力増強の緊急性なる名目に押され、往々にして事業内容及所要資金に付充分検討審査することなく、資金の効率に対する考慮を怠り、尨大なる軍需生産資金の放出を為し、或は資金は幾らでも出るものなりと云ふが如き放慢なる指導又は経営理念行はれ、為に物価の騰貴を助長し、惹ては資金軽視の傾向をさへ馴致するに至りましたことは誠に遺憾とする所であります。斯くの如き弊風は戦後金融運営上には断乎之を一掃し事業と金融とは密接合体し、良く事業内容、所要資金の程度を考査し、又事業採算を考慮せる合理的融資の方法を採ると共に資金効率の昂上を期すべきであります。各位は右の趣旨に基き戦後に於ける事業資金の融通に付最善の注意を払はれ、苟も此の部面よりする「インフレーション」の情勢の昂進を阻止するに万遺憾なきを期せられ度いのであります。



尚軍需会社の債権債務処理は刻下重要問題の一であります。特に戦後平和産業への転換と関連し速に之を処理するの要あることは勿論でありますが、本問題は極めて広汎且複雑であり又其の処理如何は財政経済各方面に重大なる影響を及ぼすことを考慮に入れ政府としては目下鋭意之が具体案の検討を進めて居るのであります。而して差当り応急第一段の措置として指定軍需会社等の流動的債務を処理するの方針を樹て集中決済の方法を以て一面此等債務の処理を迅速ならしむると共に資金の使用を節約し、以て「インフレーション」阻止の一環施策に資する所あらしめたのであります。

次に第二段の措置としては戦争に起因する軍需企業負担の処理等に付

㈠　工場疎開費用の補償、経理特別対策に基く補償、軍需会社法、国家総動員法等に基く補償、戦争保険等戦時中に政府が企業に対して公約した諸種の国家補償の中戦争終結以前に係るものに付ては成るべく速に総合的に交付方考究し適宜措置する考であります。

㈡　又戦争終結後の事態急変に伴つて企業に生じた経理上の不安に対しては、停頓状態に在る企業をして許容される範囲内に於て最大限度有効なる民需品の生産を速に開始せしむる為適当の方法に依り操業を促すと共に企業経理の安定を図る為価格政策の機宜なる運用を為す外特に止むを得ざる事情あるものに付ては経理上に於ても適当なる措置を考慮したいと思ふのであります。

尚軍需企業負担の最終的処理に付ては戦後に於ける諸般の根本対策との関連をも考慮の上措置する必要があるので之が為必要な調査を為し其の処理を促進する考へであります。

更に軍需会社の今後の処理に関しては減資或は解散を希望する向に付ては企業の処理に関連し支障なき場合には之を容認するを適当と考へるのであります。

第三には資金吸収面に於ける「インフレーション」対策であります。

財政面よりする資金の吸収と相俟ち、国民貯蓄に依る資金吸収は戦時中と同様否それ以上の緊要性を有するものであります。国民貯蓄増加額は支那事変以来大東亜戦争勃発迄に合計約四百三十余億円、一年平均約百億円に上り又大東亜戦争中は合計約一千三百億円、一年平均三百五十億円に及び両者合計約千七百三十余億円の巨額に達し頗る顕著なる成績を収め得ましたことは蓋し国民愛国心の発露に依るに外ならぬのであります。然しながら戦争終結に伴ひ貯蓄心の後退を見るが如きことあらば由々しき大事であります。皇国の護持、新日本の再建、「インフレーション」防止の新目標と新構想の下政府は国民貯蓄の増強に邁進する考へでありまして、私は挙国更に一段と熱烈なる貯蓄報国に努力せられむことを切望するものであります。

而して貯蓄吸収の基本条件とも申すべきは預貯金等の安全を確保することであります。此の点に関し政府は預貯金等の支払制限所謂「モラトリアム」の如きは絶対に実施せざる方針であり、今日迄機会ある毎に其の旨声明致して居るのでありますが、今後に於ても絶対に此の方針を変更せざる心算であります。又預貯金者の便宜を図り現金使用の節約に資する為、最近預貯金の各店払制度の適用範囲を拡大すると共に預金小切手の金額限度を撤廃し、又退職金の支払に当り一定限度超過額に付ては定期預金証書を交付するの方法を講じたるが如き、何れも「インフレーション」防止の一環施策としての当面応急の措置であります。

又国債其の他貯蓄の対象たる利付証券其の他確実なる有価証券の価値維持に付ては万全の措置を講ずる考へであります。

尚株式に付ては円滑なる流通を本質とする株式取引の機能を復活すると共に公正なる株価の形成を図り以て経済の復興並に人心の安定に資すること肝要でありまして、之が為株式市場を成るべく速に再開するを適当と認めらるるのでありますが、之が実行に付ては慎重を期するの要があり、苟も再開後混乱を招き人心を不安に陥れ経済秩序を乱す様な事態を惹起するが如きことなきよう、政府は諸般の状勢と睨み合せ之が時期及方法を決定する所存であります。

第四には資金部面と相俟ち最も重要なる物資部面に於ける対策であります。即ち食糧其の他生活必需物資の生産配給の確保並に現有物資材の活用であります。就中衣食住の確保に依る国民生活の安定は戦後再建の中枢を為すものであり「インフレーション」対策の眼目も亦茲に存して居るのでありまして、此の確固たる基

盤を構築するに非ざれば、前述の如き財政金融部面に於ける諸方策も其の効果を挙ぐることが出来ないのであります。此の意味に於て戦後の新段階に於ける施策の最重点を茲に置き国民挙げて食糧其の他必需物資の増産に挺身するの要あることは今更喋々を要しない所であります。

更に第五には労務及賃銀の部面に於ける対策であります。労務及賃銀が「インフレーション」の消長に最も重大なる関係を有することは申す迄もない所でありまして、戦時に於ける労務が軍需産業に集中し民需生産を著しく圧迫し之が為民需物資と一般購買力との間に大なる懸隔を来さしめ、「インフレーション」の傾向を助長し来つたのでありますが、今や其の状勢は急転を見るに至り労務の再配置は戦後民需重点産業への優先的配慮を行ふ方針の下に既に適切なる措置が講ぜられてゐるのであります。之と同時に「インフレーション」傾向阻止に多大の寄与を為すべきは賃銀の適正化であります。

戦時中特に昨年以来賃銀の統制は乱れ、労務の能率は減退し、生産費の増嵩、物価の騰貴等の一大要因を形成して居たことは蔽ひ難き事実でありましたが、今や新事態に処する適正なる賃銀政策の確立に依り「インフレーション」防止の適実なる方途が開かれたものと云ひ得るのであります。尚第六として茲に附言すべきは為替対策の問題であります。

若し戦後に於ける為替対策が当を得なければ「インフレーション」は甚だしく昂進すべきことは諸外国の例に見るも明な所であります。

従つて戦後に於ける為替対策に付ては内外経済の諸情勢に慎重なる考慮を払ひ之を決定すべきものであり、特に賠償債務の誠実且適確なる履行と今後の対外貿易其の他国際収支の調整適合とを勘按し、必要なる諸措置を講じ以て対外為替の部面よりする「インフレーション」昂進は極力之を阻止するの方途に出づべきものであると考へて居る次第であります。

尚近時世上往々にして独逸の悪性「インフレーション」の過去の事例を引用し、我国に於ても此の種の「インフレーション」の過程を辿るに非ずやと云ふ懸念を有する向あるやに見受けらるるのであります。之は当時の独逸の実情と今日の日本の実情とに対する認識の欠如に因るものでありまして、当時の独逸の敗戦は民心の離反に基き、帝政は滅亡し政治力の確立なく、国内態勢の崩壊したる実情の下に、戦争は終結し又戦後之が立直りの困難なる状態に於て「ヴエルサイユ」条約に基く過大なる各種の負担殊に実行不可能なる賠償支払により経済的重圧を被つたのであります。殊に戦後連合国との間に摩擦相剋を生じ、真の経済安定を見るに至らず、又同国の財政は戦後に於て、緊縮を断行するを得ず、累年歳出の膨脹を続け遂に財政の破綻を招来したるのみならず、其の為替政策に於ても「インフレーション」を激化する原因を助長し、外国為替の暴落を動因として匡救し難き悪性「インフレーション」に突入したのであります。斯くの如き独逸の当時の特殊事情に対比し我国の現状は著しき相異あるのみならず、今後の施策如何が一に本問題処理の成否を決定するものであることを思ふとき、独逸の「インフレーション」を回顧して我国に於ける悪性「インフレーション」の必至を観念するが如きは誠に軽卒極まるものと言はなければなりませぬ。

尚世上往々にして平価切下等の名に依り預金又は国債等が其の表示価格を減額せらるべしとか、或は新規紙幣が発行せられて現在の銀行券に切替へらるべしと云ふが如き揣摩憶測を為し、惹て民心を迷す向きあるやに伝へられるのでありますが、斯くの如きは理論的にも実際上も何等根柢なきのみならず極めて有害なる流説に過ぎないのであります。従つて国民各位は斯くの如き流言等に迷ふことなく冷静沈着に職務に精励して戴き度いのであります。

私は此の「インフレーション」防遏に対しては国家護持の為、又国民各自の利益福祉の為、国民結束して共同陣営の確立を望むものでありますると共に特に金融人の強力なる支援を期待する者であります。私は戦争中金融機関が其の総力を挙げて戦争完遂に奮励せられたる事実に感謝すると共に今後に於て更に数倍の努力を傾けられんことを切望する次第であります。

以上私は「インフレーション」対策を中心として財政経済に関する所見を概述したのでありますが、尚此の際当面の金融諸問題に付て若干の意見乃至希望を開陳致し度いと存じます。

一、戦時に於ける経済諸統制特に金融統制

戦時に於ける経済諸統制は戦争遂行の必要に依る事情に基いて行はれたものでありまして、之が実行の経過に鑑み速に改廃を加ふるの要あることは言を俟たない所であります。而して之が根本方針としては戦後経済の処理に当り必要とする大綱を把握し民間企業の向ふべき方向を明にすると共に、之を助長するを主たる眼目とし、民間の創意工夫と責任とに依り事業経営を活発ならしめ、民間の自律的運営方針を確立するを適当と認むるのであります。

戦後に於ける金融の運営に付ては以上の趣旨に則り政府は資金調整に付ての大綱方針を定め、国策の存する所を明示し、此の線に沿ひ金融機関は自律的運営に付ての秩序維持の基盤として最も重要な事柄であり、従つて我国今後の経済運営上金融機関の占むる地位と其の責任の重且大なることは自ら明なる所なりと信じます。従つて金融機関の役員は固より、職員一同は共の負荷せられたる責務に付透徹せる自覚の下に無私の見地に立ち一切の活動を国家奉仕に帰一するやう益々旺盛なる責任観念の発揚を切望するものであります。特に戦時中の政府統制に代り今後は業界の自主に委せらるるだけ政府に対する協力は一層肝要であり又金融機関相互間の互譲協調一致団結の要特に緊切なるを感ずるのであります。

以上の趣旨に則り

(イ)　差当り資金調整に付政府は其の大綱を定め刻下緊要とする優先的平和産業に対する資金調整の暫定基準を示し之が運営に付叙上の方針を明に致しました。

(ロ)　又会社経理統制は価格統制の一環として特に賃金統制と関連を有するものでありますが、新事態に即応し之を廃止するの方針を有するものであります。然し乍ら当面軍需企業の整理、民需企業への転換等の行はるる過渡的期間に於ては之を直ちに廃止するを適当とせざる事情もありますが、此の期間と雖も之が運用に改善を施す所存であります。

尤も此の際の措置としては経理優秀にして信用し得る会社に対しては自律的に経理を運用せしめ右統制を事実上撤廃する所存であります。

二、金融統制団体の解散に付て

前述の方針に即応し且つ金融運営の機構を簡素化し、金融機関の自律的運営を促進する為、此の際金融統制団体に対しては近く解散の手続を採ることとし、一方之に伴ひ新に金融機関の自発的創意に基く自主的団体の設立を助長する方針を採る考へであります。



金融統制団体及関係金融業者各位が戦時金融の運行に寄与する所尠からざりし努力に対しては茲に深甚なる敬意と謝意を表する次第であります。

三、金融機関の公共性と共の責任に付て

右の機構改革と関連し特に各位の留意せられ度きは金融機関の公共性と国家的使命とであります。

上述した処に依り「インフレーション」対策とも関連し金融は今後の社会経済秩序維持の基盤として最も重要な事柄であり、従つて我国今後の経済運営上金融機関の占むる地位と共の責任の重且大なることは自ら明なる所なりと信じます。従つて金融機関の役員は固より、職員一同は共の負荷せられたる責務に付透徹せる自覚の下に無私の見地に立ち一切の活動を国家奉仕に帰一するやう益々旺盛なる責任観念の発揚を切望するものであります。特に戦時中の政府統制に代り今後は業界の自主に委せらるるだけ政府に対する協力は一層肝要であり又金融機関相互間の互譲協調一致団結の要特に緊切なるを感ずるのであります。

今や我国経済は長期に亘る戦争の結果、国力著しく減退したるのみならず戦後内外の経済的重圧多きを加へ国歩の艱難今日の如く甚だしきはないのであります。然し乍ら我々は、大詔の御示しに従ひ、堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び、挙国一家、新日本建設の大業に邁進し、経済の安定復興に渾身の勇気を傾倒するに於ては此の国難を突破し前途の光明自づから開き来るものと信ずるのであります。私は我国経済の平和的再建復興は戦後国際経済の進展に寄与し、世界平和の確保に貢献するものであると云ふ見地より諸外国の賢明なる理解を得ると共に其の協力を期待して居るものであります。

出所　大蔵省資料Z五一一―一三。

## (5)　インフレーションについて

（昭和二〇年九月一三日津島大蔵大臣放送）

「インフレーション」に就て（昭和二十年九月十三日津島大蔵大臣放送）

大東亜戦争は長くも大詔を拝しまして、終りを告げたのであります。私共はこの戦争に負けたと言ふ悲しい而もはつきりした事実を認めて、過去のことにこだはらず、新しい気持を以て、どうして早く此の戦争の後始末をするか、どうすれば生き生きとした新しい日本を築き上げることが出来るかと言ふことを決めて、国民挙つて、身も魂も之に打込んで行かねばならぬ新時代に入つたのであります。之には何よりも大詔の御精神を体し、大御心に沿ひ奉り、対外的には連合国に対し約束したことは、誠実且堂々と実行し、各国とは友好関係を結び又対内的にはお互の生活の安定を図り、戦争から生じた色々な負担を整理し文字通り平和となり、経済も栄え、文化も世界各国に劣らない否それ以上に向上せしめて、本当の理想的国家を実現して、世界の平和に貢献して行く、斯くして、世界の歴史に輝かしい光を放つと言ふ大きな仕事をすることが私共の双肩にかかつてゐるのであります。之が所謂新日本の建設であります。

さてこの大きな仕事を為し遂げることはもとより並大抵のことではありませぬ。又為すべき事柄は山ほどあります。然し私共に手近な所で而も最も大切なことから、どしどし実行して行くと言ふことが一番賢明なやり方であると思ひます。この手近なことで而も大切であると思ふことの一つとして、私は今日は「インフレーション」と言ふことに付てお話申上げます。

私共の仕事は今申したやうに、新日本と言ふ大きな建物を作ることであります。然しどんな建物でも先づその地盤を固めてかからねばなりませぬ、此の地盤が弱くぐらぐらしたのでは折角努力して作つた建物も崩壊してしまひます。そこで私共の固めなければならぬ此の地盤と言ふものが、何であるかと言へば私は社会及経済の秩序の維持と言ふことであると思ひます。そしてこの社会及経済の秩序を維持して行くと云ふことの中心となるものは、通貨の信用を保つて行つて、戦後の経済に生じ易い所謂悪性「インフレーション」と云ふものが起らないやうにすることであります。

「インフレーション」と言ふ言葉は俗に略して「インフレ」とも言はれます。之は日本語で適当に言ひ表はすのが難しいので、自然外国語そのままを使ふやうになつたと思ひます。又「インフレーション」の反対のことを「デフレーション」又俗に「デフレ」と申します。之も同様日本語で言ひ表はすのが難しいのでありますが、それは此の言葉の含む意味が複雑だからであります。然し一般には便宜大ざつぱに言つて「インフレーション」とは物価の騰貴を伴ふ通貨の増加であり、又「デフレーション」とは物価の低落を伴ふ通貨の縮小と言ふ意味と解せられてゐます。兎に角「インフレーション」も「デフレーション」も共に物と金との関係に於て釣り合を失つた場合の両面を指してゐるのであります。大体「インフレーション」のときは景気が好く、「デフレーション」のときは不景気であると言ふのが普通であります。「インフレーション」と言ふ言葉を聞いた丈でも何だか恐ろしいやうな気持を与へられる方もありませうが、必らずしもそうではありませぬ、例へば前回の欧州大戦後特に昭和五、六年頃から両三年に亘り各国とも不景気になつて困つた。之をどうしたらよいかと言ふことで、各国の代表が度々集つて経済会議などを開きましたが、その不景気を立直す方法として「インフレーション」政策をとることにしようと言ふことに話し合つたこともある位であります。景気回復の為又経済に活気を入れる為に「インフレーション」と言ふ薬を用ゐようと言ふ訳であります。然し薬も分量が過ぎると却つて害があり、甚しき場合には命取りになると同様、「インフレーション」の恐るべきは其の度を過ぎた場合のことであります。此の度を極端に過ぎたものが所謂悪性「インフレーション」であります。我々の体にしても一定の体温が必要であるが、それがあまり高くなりすぎると病気であることが判り、或る場合には、肺炎その他の難しい病態に陥るのであります。又例へばお酒に例をとつても「酒は百薬の長」と云ふ諺もあります通り、健康体にとつて適量の酒は一日の疲労を治し、明日の活動への力にもなるのでありますが、度を過ぎますと、前後不覚になつたり恐るべき害毒を醸すことは御承知の通りであります。要するに恐るべきは実に過度の「インフレ」所謂悪性「インフレ」であります。



此の「インフレーション」的現象又は傾向の起ることは大体戦争には附き物であります。特に長期の大戦争に於ては然りであります。それが悪性「インフレーション」にならずにすむか、或は悪性「インフレーション」に陥るかは一に戦後の経営の適否に依つて決するのだと申上げて差支ないのであります。夫れでは我国の状態は今日どうであるかと申しますと、戦争遂行の為に御承知の如く政府は莫大な軍事費其の他必要な経費を支出致しました、又軍需産業等の為、多額のお金が使はれ、それが民間に放出されたのであります。一方皆さんにも重い税金を負担して頂き又、国債、預貯金等でも此の資金を極力吸収しましたが、それでも日本銀行券の発行高は非常に増加したのであります。一面此等の放出した金は殆んど大部分が戦争そのものや、戦争に使ふ物資を生産したのでありますから、お互の家庭に使ふ生活必需品の方は却つて、生産なり配給が減つたのであります。そこでこのお金と私共の使ふ物資との間に均衡が失はれまして、物価も騰貴して来ると云ふ状態を生じたのであります。此の様な事情から我国でも戦争に伴ふ「インフレーション」の傾向が現はれて居ることは否定し難い所であります。若し此のままに捨てて置けば或は所謂悪性「インフレーション」になる恐れがあるかも知れないのであります。万一にも悪性の「インフレーション」になつた場合、今日私共の貯蓄なり資産なりは、その価値が下り又経済取引のもとである通貨が標準を失つてしまひ、仕事をするにも採算が分らなくなり、何をするにもより所がなくなる、一般の生活はやり切れなくなる、経済の秩序が乱れる、此う云ふ場合に物をもつて居れば大丈夫だなどと云ふことは、個人的の狭い考へ方で、国民大衆が食へなくなつて、国が乱れては、どんな人でも此の大波に捲込まれるのでありますから、此の人達も安定した生活が得られると云ふことは考へられないのであります。

そこで個々の人の生活と利益を守る為にも、国民全体の幸福の為にも、又冒頭に申しました輝かしい新日本建設の基盤を築き上げる為にも、皆さんが政府と一体となつて、共同利益擁護の為、この悪性「インフレーション」防止の為に、全力を尽して頂かなければならぬのであります。

それならば、果して「インフレーション」は防ぎ得られるかと申しますれば、私は、政府の方策が適切であり、国民全体が之れに協力して之を実行すると云ふ決心と覚悟とがあれば、之を防ぎ得ると言ふ確信を有つて居り、又そうしなければならぬと存ずるのであります。

此の点に付きまして、政府の実行せんとする「インフレーション」対策を申述べます前に、先づ大体の見透しを申します。今日迄「インフレーション」の情勢を導いて来た原因である戦費等も戦後処理の片付くと共にその支出はなくなり又軍需生産に要した金の放出も、今後は阻止される訳であります。従つて此の点丈から申せば「インフレーション」よりも寧ろ「デフレーション」に移る状勢に向つて居るのであります。又軍需産業は漸次民需産業に移り替つて行きますから、急にと言ふ訳には参りませぬが、民需物資が増産され、金と物との不均衡が是正されると云ふことも想像出来ます。又労務も過剰になるから人手不足で生産に差支へることはなくなります。更に貨銀が暴騰して物価が吊上げられたと云ふことも、今後はなくなります。彼れ此れ考へると「インフレーション」を防止するい条件が出て来て居るのであります。然し一方戦後の経営には新しい各種の経費が要り、其の額は決して少なくはないのであります。況んや「ボツダム」宣言を履行する上に於て重大な負担のあることは今から覚悟して置かなければなりませぬ。それに我国経済力は著しく減耗してゐるのであります。でありますから私共は決して安易な気持で此の見透しに頼る訳には参らぬのでありますが、然し大局より申して「インフレーション」の昂進を防ぐ事が出来る情勢が開けて居ると申上げて差支へないのであります。

そこで此の大勢の上に立つてどうして悪性「インフレーション」を防止し得られるかと云ふことに付私は茲に政府も国民も実行すべき対策五箇条を申し上げたいのであります。

第一は財政の緊縮であります。政府も地方団体も戦時財政から戦後財政への切替を行ひ極力経費を切詰めて行くことであります。政府は差当り昭和二十年度の予算に付ても既定経費に節約を加へる方針で目下所謂実行予算を編成中でありますが特に来年度予算の編成に当りましては此の方針を堅持して財政緊縮の実を挙げ

る為あらゆる手段を講ずる決心であります。

第二は金融部面からする資金の放出を抑制して行くことであります。もとより今後も必要な産業には十分な資金を融通することは当然であります。然し不急不要と認める事業に対する資金の融通は極力抑制します。特に戦時中兎角、資金を軽視する風が生じ事業をするには、金のことは問題じやない金は幾らでも出るものだ等と云ふ間違つた考へ方で、自然放慢な経営に陥つた事例も少くないので、斯くの如き弊風を一掃するのは当然であり、尚資金の効率を上げる即ち少ない資金で大きい効果を挙げる様に仕向けて行くことに致す考へであります。

第三には国民貯蓄の増加を図ることであります。国民貯蓄の増加は、支那事変勃発以来大東亜戦争終結迄に約千七百三十余億円の巨額に達し頗る好成績を収めたことは偏に国民の愛国心の発露であると存じ、誠に感謝に堪へないところであります。然し戦争がすんだからもう貯蓄もさうしなくていいのだらうなどと云ふことになれば由々しき大事であります。戦後に於てこそ国民貯蓄の必要が更に一層増加してゐる訳であります。此の趣旨から今日の新聞にも発表されて居ります通り、政府は閣議に於て戦後国民貯蓄増強の新方針を決定致しまして、皇国護持の為に、新日本の再建の為に、そして「インフレーション」防止の為に、新しい目標を掲げて、新しい気分になつて、国民貯蓄の増加を図ることとなつたのであります。私は国を挙げて更に一段と熱烈なる貯蓄報国に向つて邁進せられんことを切望するものであります。一方政府と致しましては、貯蓄の対象となる預金、貯金、国債その他を有つて居る方々に対し其の利益を保護する為万全の措置を講じますと同時に各種の利便を図ることは当然でありまして、預貯金の保護に付ては支払制限即ち「モラトリアム」の如きは今後も絶対に実行しないことを明言する次第であります。又当面必要でない程の現金をお持ちになることが却つて不安でもあり、不便でもあるのみならず、往々にして、之が購買力を刺戟すると云ふことを防ぐ意味から例へば預貯金の通帳を持つて行けばどこの銀行等でも払戻の便宜を受け得るとか又預金小切手の金額の制限を撤廃するとか、あらゆる手段を講じて居ります。私は我国程、預貯金者の保護と、其の利便を図つて居る国はないと存じて居るのであります。又国債その他利付債券の如きも其の価格が維持出来る様にあらゆる措置を講ずる考へでありますから、どうか御安心を頂きたいのであります。ここで一言附け加へたいことは、近頃平価切下げ等と言ふ名目で預金や国債等がその表示価格を減額せられるとか、或は新しいお札を出して、現在の銀行券に切替られるのでなからうかと言ふ所謂「デマ」が流布され、惹いて民心を迷はすやうなことを往々耳にするのであります。斯くの如き事は理論的にも実際上にも、何等根拠のないことでありますから、どうか皆様は斯くの如き流言に迷ふことなく、冷静沈着に仕事に励んで頂きたいのであります。

第四には物の関係であります。

此のことは今日は詳しく申上げませぬが、前に申上げたやうに結局「インフレーション」は物と金との関係であります。以上のやうに金の部面に於て色々の施策を行つても物の部面、即ち食糧その他生活必需品等の生産及配給がうまく行かないとそこに国民生活の安定を得ず、金と物との関係が均衡のとれぬものになるのであります。政府に於きましては、戦後の新段階に於ける施策は、この点に最も重点を置いてゐる次第でありまして、皆様も、あげて、食糧その他生活必需品の生産と供出と配給に挺身して戴きたいのであります。

それから第五は労務及賃銀のことでありますが、この方面からも悪性「インフレーション」を防いで行くことに力を注いで行かねばなりませぬ。戦時に於ては、軍及軍需産業等に労務要員が集中して、民需生産を著しく圧迫したのでありますが、今日では復員其他で労務が過剰になると言ふ状態に移り替つたのであります。又戦時中の賃銀は高く、生産費を高め物価の騰貴を来し、通貨の膨脹を生じたのであります。今日の新事態に処して、政府は労務の適正なる配置と賃銀の適正化を図つて悪性「インフレーション」防止の途を開いて行く考へであります。それにしても、労務の能率を挙げることが何よりも大切で労務の賃銀が適正化しても、一面仕事の能率が挙らぬやうでは到底所期の目的は達せられないのであります。

右の他対外関係で為替や貿易のこともありますが複雑になりますからそれは省略します。以上私は「インフレーション」対策五箇条を簡単に説明したのでありますが、此の五箇条を政府と皆様とが今後一緒になつて、実行するに於ては、私は



悪性「インフレーション」は防止し得ると云ふのであります。

どうか皆様は以上の事態に対し明確なる認識を持たれ、強い信念の上に立たれて、徒らに流言蜚語に迷ふことなく、堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び、外国に対して約束したことは確実に実行し、新しき日本を建設する固い固い基盤を先づ打ち建てて行く為めに努力されるやうに之が私の心からのお願ひであります。」

出所　大蔵省資料Z五一一―一三。

## 5　金融応急措置

### (1)　金融機関の融資方針についての金融局長通牒案

（昭和二〇年八月一七日）

昭和二十年八月十七日

大蔵省金融局長　式村義雄

全国金融統制会

会長　渋沢敬三殿

時局ニ鑑ミ金融機関ノ資金融通ニ関シテハ差当リ左記方針ニ依ルコトト相成候ニ付貴会傘下各金融機関ニ対シ可然周知方至急御取計相成度此段依命及通牒候也

記

一、新規ノ資金融通ニ付テハ各金融機関ハ基準資金融通限度又ハ基準貸付残高ニ拘ラズ左ニ依リ自律的ニ取扱ヲ為スコト

(一)　軍需事業者ニ対スル新規非業設備資金及原材料購入等操業継続ニ要スル運転資金ノ融通ハ之ヲ抑止スルコト既ニ許可済又ハ承諾済ノモノニ在リテモ右同様トスルコト

尚疎開資金、戦災応急復旧資金ノ融通ニ付テハ従来ノ取扱ヲ取止ムルコト

(二)　食糧確保、衣料、医業、住居、其他国民生活安定ニ必要ナル事業資金ノ融通ハ円滑ニ供給スルコト

(三)　業種ノ如何ニ拘ラズ適正ナル賃銀給与、退職金等ニ充当セラルベキ資金ハ之ヲ融通スルコト

前項退職金ニ付テハ極力現金交付ヲ避ケ預金振替、預金小切手ニ依ル支払等ノ勘奨ニ努ムルコト

(四)　前二号ノ資金ノ融通ニ付テハ要スレバ戦時金融金庫等ノ保証、代理貸又ハ肩替等ノ措置ヲ講ズルコトアルモノトスルコト

(五)　資金ノ融通ニ当リテハ其ノ使途ニ充分ノ検討ヲ加フルモノトシ買溜又ハ思

惑資金ノ融通ハ厳ニ之ヲ避クルコト

二、既往ノ融通資金ノ取扱ハ左ニ依ルコト

最終弁済期限ノ到来シタルモノト雖モ事業者ヨリ弁済猶予ノ申出アリタルトキハ強ヒテ回収セザルコト

編注　この通牒案は、八月二二日付通牒として発出されたと推定される(「金融機関の資金融通に対する方針の細目」昭和二〇年八月二八日付通牒―大蔵省資料Z五一一―一による)。

出所　大蔵省資料Z五一一―一。

## (2) 社員及び労務者の退職金支給方法に関する件

(昭和二〇年八月一九日大蔵省発表)

社員及労務者ノ退職金支給方法ニ関スル件

インフレ防止方策ノ一環トシテ今後当分ノ内社員及労務者ノ退職金ノ支給方法ハ之ヲ左ノ通トスルコトトシ八月二十日ヨリ之ヲ実施スルコトトシタ

記

一、社員及労務者ノ退職金ハ原則トシテ銀行ノ期限三ケ月以上ノ定期預金ヲ以テ支給スルコト

二、已ムヲ得ザル事情ニ依リ現金ノ支給ヲ必要トスル場合ニ於テハ月収三ケ月分ニ相当スル金額ノ範囲内ニ於テ現金支給ヲ為スモ差支ナキコト

三、右退職金給与ノ為ノ銀行定期預金ニ付テハ期限到来後ハ全国各地ノ銀行ニ於テ元利金ヲ受取リ得ルコト

出所　大蔵省資料Z五一一―一。

## (3) 役員退職金の支給方法に関する件

(昭和二〇年八月二二日大蔵省発表)

役員退職金の支給方法に関する件(昭二〇、八、二二大蔵省発表)

インフレ防止方策の一環として叢に社員及労務者の退職金の支給方法を決定したが、役員の退職金の支給方法に付ては今後当分の内左記の通り変更することとし、八月二十三日より之を実施することとした。

記

一、役員の退職金の内従前の定めに依り国債を以て支給することとなって居る部分は従来通り国債を以て支給すること

二、右以外の金額は原則として銀行の期限三ケ月以上の定期預金を以て支給すること

三、已むを得ざる事情に依り現金の支給を必要とする場合には月収三ケ月分に相当する金額の範囲内に於て現金支給を為すも差支へなきこと

四、右退職金給与の為の銀行定期預金に付ては全国各地の銀行に於て元利金を受取り得ること

出所　大蔵省資料Z五一一―一。

## (4) 産業資金の融通に関する件

(昭和二〇年八月二五日大蔵省発表)

産業資金の融通に関する件

(金融局長口頭説明に代ふ、昭和二十年八月二十五日)

時局に鑑み金融機関の産業資金融通に関しては差当り左記の如き方針を採ることとし八月二十二日より実施中である。

記

一、新規の産業資金融通に付ては左に依り金融機関が自律的に取扱ふこと

(一)業種の如何に拘らず適正な賃銀、給与、退職金等に充当せられる資金は之を円滑に融通すること尚退職金に付ては極力現金交付を避ける為別途発表せられた支給方法に依ることとして融通すること

(二)食糧、衣料、医薬、住居其の他国民生活安定に必要な資金は之を円滑に融通すること



(三)軍需事業者に対する新規設備資金、原材料購入等操業継続に要する運転資金の融通は既に許可済又は承認済のものと雖も一切之を抑止すること尚疎開資金、戦災応急復旧資金の融通に付ては従来の取扱を取止めること

(四)前記(一)及(二)の資金融通に当っては其の使途に充分の検討を加へ買溜又は思惑等に用ひられる惧あるものの融通は厳に之を避けること

二、既往の融通資金に付ては最終弁済期限の到来したものも事業者の実情に応じ必要あるときは回収猶予を考慮すること

出所　大蔵省資料Z六〇四―四六。

## (5) 事業資金調整暫定標準に関する件

(昭和二〇年八月二八日大蔵省金融局)

事業資金調整暫定標準ニ関スル件(大蔵省金融局二〇、八、二八)

事業資金ノ調整ハ設備資金運転資金ヲ通ジ民需物資ノ生産ヲ促進スルヲ目途トシ差当リ左ノ事業資金調整暫定標準ニ依ルモノトス

事業資金調整暫定標準

一、別表ニ掲グル業種ハ他ノ業種ニ優先セシムルモノトス

二、別表ニ掲グル業種ニ付テモ之ガ運用ニ当リ左ノ諸点ニ留意スルモノトス

(一)事業ノ内容ニ付テハ現下ノ実情ニ応ジ健全ナル国民生活ノ保持ニ必要ナルモノニ限定スルコト

(二)設備ニ付テハ災害復旧ヲ優先セシメ又地方的事情ヲモ考慮スルコト

(三)直チニ操業、製品化ノ可能ナルモノヲ優先スルコト

(四)新規設備ノ建設ニ付テハ原則トシテ維持補修ヲ認ムルコトトシ長期ニ亘ルモノハ之ヲ認メザルコト

(五)設備ノ買収ニ付テハ思惑的ノモノハ之ヲ認メザルコト

三、別表ニ掲ゲザル業種ニ在リテモ現状ノ儘若ハ僅少ナル設備ノ補修附加等ニ依リ民需物資ノ生産可能ナルモノニ付テハ個々ノ実情ニ即シ本標準ニ準ジ優先取扱ヲナスモノトス

(備考)

本暫定標準ハ産業転換計画其ノ他ノ事情変化ニ応ジ逐次変更スルモノトス

事業資金調整暫定標準ノ取扱

一、運転資金

運転資金ノ融通ニ関シテハ軍需金融等特別措置法及銀行等資金運用令ニ拘ラズ金融機関ヲシテ自律的ニ取扱ハシムルコト

二、設備資金

(1)設備資金ノ融通ニ関シテハ臨時資金調整法ニ基キ金融機関ノ日銀ニ対シテ為スベキ協議ハ之ヲ要セザルモノトスルコト

(2)事業者ノ自己資金ニ依ル設備ノ新設拡張改良ニ付テハ臨時資金調整法ニ基ク申請ニ対シ日銀限リニテ簡易ニ処理スルコト

但シ右取扱ヲ為ス設備資金ハ補修改良及軽微ナル新設ノ為ノモノニ限リ右以外ハ従来通リ地方財務協議会又ハ臨時資金審査委員会ニ附議ノ手続ヲトルコト

三、事業資金調整暫定標準第三項ニ該当スル事案及別表ニ掲グル業種ニシテ別表ノ取扱ト異ル処理ヲ必要トスルモノニ付テハ総テ地方財務協議会又ハ臨時資金審査委員会ニ附議ノ手続ヲトルコト

別表

凡例　設備ノ新設拡張、改良又ハ補修ヲ要スル業種ニ付テハ設備資金欄ニ〇印ヲ付シ設備ノ新設等ヲ必要トセズ大体運転資金ノ供給ノミニテ目的ヲ達シ得ル業種ニ付テハ運転資金欄ニ〇印ヲ付シタリ

| 部門 | 種業 | 資金調達 | 運転資金 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一、農林畜産業 | (イ)耕作農業 | | | |
| | (ロ)雑穀農業 | | | |
| | (ハ)養蚕業 | | | |
| | (ニ)林業 | | | |
| | (ホ)苗畑業 | | | |
| 二、水産業 | (イ)沿岸漁業 | ○ | ○ | |
| | (ロ)内地沖合遠洋漁業 | ○ | ○ | |
| | (ハ)養殖業 | ○ | ○ | |
| | (ニ)農林土木事業 | ○ | ○ | |
| | (ホ)飼料製造業 | ○ | ○ | |
| | (ヘ)苗畑業 | ○ | ○ | |
| | (ト)雑業 | ○ | ○ | |
| 三、紡織工業 | (イ)生絲製造業 | ○ | ○ | |
| | (ロ)撚絲紡績業 | ○ | ○ | |
| | (ハ)絲織物業 | ○ | ○ | |
| | (ニ)雑繊維製造業 | ○ | ○ | |
| | (ホ)メリヤス及メリヤス製品製造業 | ○ | ○ | |
| | (ヘ)綿紡績業 | ○ | ○ | |
| | (ト)麻紡績業 | ○ | ○ | |
| | (チ)絹紡績業 | ○ | ○ | |
| | (リ)人絹スフ紡績業 | ○ | ○ | |
| | (ヌ)毛紡績業 | ○ | ○ | |
| | (ル)合繊紡績業 | ○ | ○ | |
| | (ヲ)撚糸業 | ○ | ○ | |
| | (ワ)織物業 | ○ | ○ | |
| | (カ)メリヤス製造業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)レース製造業 | ○ | ○ | |
| | (タ)刺繍業 | ○ | ○ | |
| | (レ)綱及網製造業 | ○ | ○ | |
| | (ソ)繊維製品染色整理業 | ○ | ○ | |
| | (ツ)繊維製品漂白業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ナ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ラ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ム)繊維製品起毛業 | ○ | ○ | |
| | (ウ)繊維製品剪毛業 | ○ | ○ | |
| | (ヰ)繊維製品シルケット業 | ○ | ○ | |
| | (ノ)繊維製品毛焼業 | ○ | ○ | |
| | (オ)繊維製品防皺加工業 | ○ | ○ | |
| | (ク)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヤ)繊維製品防炎加工業 | ○ | ○ | |
| | (マ)繊維製品撥水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ケ)繊維製品樹脂加工業 | ○ | ○ | |
| | (フ)繊維製品ゴム引業 | ○ | ○ | |
| | (コ)繊維製品ゴム合成業 | ○ | ○ | |
| | (エ)繊維製品ビニール合成業 | ○ | ○ | |
| | (テ)繊維製品ゴム引合成業 | ○ | ○ | |
| | (ア)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (サ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (キ)繊維製品防蟲加工業 | ○ | ○ | |
| | (ユ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (メ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ミ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (シ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヒ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (モ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (セ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ス)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ン)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ソ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (タ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (チ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ツ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (テ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ト)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ナ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ニ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヌ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ノ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ハ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヒ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (フ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヘ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ホ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (マ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ミ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ム)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (メ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (モ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヤ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ユ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ラ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (リ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ル)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ロ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ワ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (カ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (タ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ソ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ツ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ナ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ニ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヌ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ノ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ハ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヒ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (フ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヘ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ホ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (マ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ミ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ム)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (メ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (モ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヤ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ユ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ラ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (リ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ル)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ロ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ワ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (カ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (タ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ソ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ツ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ナ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ニ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヌ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ノ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ハ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヒ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (フ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヘ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ホ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (マ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ミ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ム)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (メ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (モ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヤ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ユ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ラ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (リ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ル)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ロ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ワ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (カ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (タ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ソ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ツ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ナ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (ニ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヌ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ネ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ノ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ハ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヒ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (フ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヘ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ホ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (マ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ミ)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (ム)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (メ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (モ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヤ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ユ)繊維製品防腐加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防黴加工業 | ○ | ○ | |
| | (ラ)繊維製品防染加工業 | ○ | ○ | |
| | (リ)繊維製品防滑加工業 | ○ | ○ | |
| | (ル)繊維製品防縮加工業 | ○ | ○ | |
| | (レ)繊維製品防臭加工業 | ○ | ○ | |
| | (ロ)繊維製品防蝕加工業 | ○ | ○ | |
| | (ワ)繊維製品防虫加工業 | ○ | ○ | |
| | (カ)繊維製品防水加工業 | ○ | ○ | |
| | (ヨ)繊維製品防腐

曩ニ決定セル方針ニ基キ関係銀行ニ対シ左案ニ依リ発令スルト共ニ関係方面ヘ通報相成可然哉

仰高裁

追而本件ハ急ヲ要スルニ付資金融通審査委員会ヘノ附議ハ之ヲ省略シ事後報告トスルコトト致度

其ノ行ハ別紙条件ニ依リ昭和二十年九月一日ヨリ債務ノ引受ヲ為スベシ

右銀行等資金運用令第七条ノ規定ニ依リ命令ス

昭和二十年八月二十九日

大蔵大臣

（別紙）

外地預貯金等ノ預ケ換ニ関スル債務引受命令

一、引受ヲ受クベキ金融機関ノ範囲

（鮮銀分）　朝鮮及関東州所在ノ左記金融機関トス

(1)朝鮮銀行（之ヲ他ノ銀行ト看做ス）
(2)朝鮮殖産銀行
(3)東洋拓殖会社
(4)朝興銀行
(5)朝鮮商業銀行
(6)朝鮮貯蓄銀行
(7)朝鮮信託株式会社
(8)金融組合

（台銀分）　台湾及関東州所在ノ左記金融機関トス

(1)台湾銀行（之ヲ他ノ銀行ト看做ス）
(2)台湾商工銀行
(3)彰化銀行
(4)華南銀行
(5)台湾貯蓄銀行
(6)台湾信託株式会社
(7)市街地信用組合
(8)市街庄農業会

勧銀
正金
帝国
安田
三和
三菱
住友
分其ノ行ノ朝鮮、台湾及関東州所在店舗（之ヲ他ノ銀行ト看做ス）

二、引受ヲ受クベキ預金等ノ種類

(1)特別当座預（貯）金
(2)普通貯金
(3)定期預（貯）金
(4)据置貯金
(5)定期積金
(6)国債貯金
(7)金銭信託

三、金額

元金又ハ払込金

四、開始ノ時期及期間

昭和二十年九月一日ヨリ別ニ大蔵大臣ノ指示スル日迄トス

五、引受料

徴収セザルコト

六、担保

適当ナル担保ヲ徴スルコト但シ已ムヲ得ザル場合及其ノ行ノ他ノ店舗ノ債務ヲ引受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七、手続

(一)　預ケ換請求者ヨリ預貯金等ノ通帳又ハ証書及預ケ換請求書二通ヲ呈示セシメ右呈示ヲ受ケタル店舗ハ請求書記載事項ト右通帳又ハ証書トヲ照合ノ上右記載事項、通帳又ハ証書及印鑑ノ不真正ナルコトヲ認ムベキ明白ナル事実ナキ場合ニ於テハ之ガ内地店預金ヘノ預ケ換ニ応ズルコト

(二)　預ケ換ヲ為シタルトキハ呈示ヲ受ケタル通帳又ハ証書ニ預ケ換ヲ為シタル日附、金額及店舗名ヲ記入シ印章ヲ押捺シテ之ヲ預ケ換請求者ニ返戻スルコト

八、預ケ換ノ条件

(一)　特別当座預（貯）金、普通貯金及国債貯金ハ普通預金トシテ預ケ換ヲ為スコト

(二)　定期預（貯）金、据置貯金、定期積金及金銭信託ハ定期預金トシテ預ケ換ヲ為スコト

(三)　(一)及(二)ノ預金ノ支払ハ一口ニ付一ケ月累計千円ヲ超ヘザル金額トシ其ノ旨通帳又ハ証書ニ表示スルコト

九、預ケ換金額ノ決済方法

(一)　預ケ換ヲ為シタル金額ハ仮払金ヲ以テ整理スルコト

(二)　預ケ換ヲ為シタル店舗ハ預ケ換請求者ヨリ徴求シタル預ケ換請求書二通ノ中一通ヲ相手方金融機関ニ送付シ預ケ換金額ノ決済ヲ受クルモノトス

（鮮銀分）

(三)　朝鮮及関東州ニ於ケル金融組合ニ対スル預ケ換金額ニ付テハ夫々ノ金融組合連合会ニ於テ総テ決済ノ責ニ任ズルモノトス

（台銀分）

(三)　台湾ニ於ケル市街地信用組合及市街庄農業会ニ対スル預ケ換金額ニ付テハ台湾産業金庫ニ於テ総テ決済ノ責ニ任ズルモノトス

（鮮台以外ノ分）

(三)　預ケ換金額ニ対シテハ預ケ換ノ日ヨリ決済ノ日迄ノ日数ニ応ジ日歩一銭ノ割合ノ利息及郵送料ヲ請求シ得ルモノトス

十、其ノ他

其ノ他必要ナル事項ニ付テハ大蔵省金融局長ヨリ之ヲ指示スルモノトス

出所　大蔵省資料Z五一一―一。

## (7)　会社役員の退職金支払に関する金融局長通牒

（昭和二〇年九月三日融銀第二五八号）

融銀第二五八号
昭和二十年九月三日

大蔵省金融局長　式村義雄

全国金融統制会
会長　渋沢敬三殿

最ニ社員及労務者退職金ノ支給方法ニ関シ昭和二十年八月十九日附融銀第二一〇号ヲ以テ通牒致候処今般役員ノ退職金ニ関シテハ従前ノ定ニ依リ国債ヲ以テ支給スル部分ヲ除キタル金額ニ付テハ原則トシテ銀行ノ期限三ケ月以上ノ定期預金ヲ以テ支給スルモノトシ已ムヲ得ザル事情ニ依リ現金ノ支給ヲ必要トスル場合ト雖モ月収三ケ月分ニ相当スル金額ノ範囲内ニ止メシムルコトト相成候条銀行ニ於ケル之ガ取扱ニ関シテハ社員及労務者ニ関スル前記通牒ニ準ジ処理セシムル様貴会傘下銀行ニ対シ其ノ旨至急御示達相成ルト共ニ可然御指導相成度此段及通牒候也

出所　大蔵省資料Z五一一―一。

## (8)　金融機関の閉鎖に伴う融資其の他の処理に関する件

（昭和二〇年一〇月一日金融局産業資金課）

金融機関ノ閉鎖ニ伴フ融資其ノ他ノ処理ニ関スル件

（金産二〇、一〇、一）

一、従来資金ノ融通ニ付戦時金融金庫ノ保証、代理貸又ハ肩替等ノ措置ヲ講ズルコトアルベキモノトセラレタル場合ノ処理ニ関スルモノ

(一)　適正ナル貸銀、給与、退職金、税金、配当金等ノ支払資金ノ融通ニ関シテハ要スレバ各金融機関ニ対シ包括的融資命令ヲ発動スルモノトスルコ

当レキントン尚清算事務ノ規模、重要性ニ鑑ミ要スレバ職員ノ増員ヲモ考慮スルコトアルベキコト

尚右ノ清算事務ヲ例ニ日銀又ハ興銀ニ委託シテ行ハシムルコトモ一案ニシテ特ニ職員ノ徴率、志気等ノ点ヨリ考フルトキハ本案ヲ適当ナラズトスル思料ナラン

四、戦金解散ニ伴ヒ終戦後ノ行ヒタル事業ニ付テノ別紙ノ如ク処理スル必要アルヤ

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一三。

## (11)　外資金庫に関する連合軍司令部覚書説明書（案）

（昭和二〇年九月二日）

外資金庫ニ関スル連合軍司令部覚書説明書

一、設立ノ理由

外資金庫ヘ本年二月外資金庫法ニ基ケ予設立セラルヘク本金庫ノ設立ヲ必要トスル当時ノ事情ニ概ネ左ノ如シ

(一)　大東亜戦争中日本政府ガ各占領地域ニ於テ使用スル外資並ニ凡ユル共ノ地域ノ発券機関ノ発行スル通貨ニ依ッテ占領地日本円ヲ対価トシテ公定換算率ニ依ッテ外資ヲ買収シ之ヲ以テ日本側金融機関ヲ通ジテ借入ヲ行フコトニナッタガ

(二)　政府ニ於テ承継スルコト

(イ)　日銀又ハ興銀ニ承継ヲ諮詢ノ上不適当ニシテ

(ロ)　本庫ニ於テ外資ヲ取扱ヒ得ル銀行ヲ指定シ之ニ外資ノ取扱ヲ為サシムルコト

(ハ)　前号ノ銀行ニ於テ取扱ヒ得ル外資ノ種類ハ左ノ如シ

(イ)　米国ノ銀行ニ対スル預金

(ロ)　米国ノ銀行ニ対スル債権

(ハ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル証券

(ニ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル商業手形

(ホ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル荷為替手形

(ヘ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル貨物引換証

(ト)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル船荷証券

(チ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル倉庫証券

(リ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル保険証券

(ヌ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル為替証書

(ル)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル小切手

(ヲ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル郵便為替証書

(ワ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル電信為替証書

(カ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状

(ヨ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形

(タ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ引受ニ依リ生ジタル債権

(レ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ買取ニ依リ生ジタル債権

(ソ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ割引ニ依リ生ジタル債権

(ツ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再割引ニ依リ生ジタル債権

(ネ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々割引ニ依リ生ジタル債権

(ナ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ラ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ム)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ウ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヰ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ノ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(オ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ク)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヤ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(マ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ケ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(フ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(コ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(エ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(テ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ア)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(キ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(サ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ユ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(メ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ミ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(シ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヒ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(モ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(セ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ス)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ン)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヘ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ホ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヒ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(フ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヘ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ホ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(マ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ケ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(フ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(コ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(エ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(テ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ア)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(キ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(サ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ユ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(メ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ミ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(シ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヒ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(モ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(セ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ス)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ン)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヘ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ホ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(マ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ケ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(フ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(コ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(エ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(テ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ア)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(キ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(サ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ユ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(メ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ミ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(シ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヒ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(モ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(セ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ス)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ン)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヘ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ホ)　米国ノ銀行ヲ通ジテ取得シタル信用状ニ基ク荷為替手形ノ再々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々割引ニ依リ生ジタル債権

(ヒ

ラ遊ケ之ラ別ニ経理セシメル為ノ財政上ノ技術ニヨリ設ケラレタル一種ノ「特別会計」ニ類スルモノデアルガ，唯我国ノ法制上ノ必要ヨリ特殊ナル形式ヲ採用シタモノデ法律ニ過ギナイ従ヒテ法律ヲ以テ之ヲ変更シ又ハ廃止スルコトガ出来ルノデアル

(ロ)　従タル歳入歳出ハ一般会計ニ属シ，特別会計ニ属スル歳入ヲ以テ之ニ充テ，不足ノ場合ニハ一般会計ヨリ繰入ヲ為スコトガ出来ル

(ハ)　民間出資ヲ認メタル場合ニハ，其ノ出資ニ係ル部分ニ付テハ，政府ハ株券ヲ発行シテ之ニ交付スルコトヲ要ス

(ニ)　政府ハ毎年度国会ニ提出スル予算ニ，前年度ニ於ケル特別会計ノ決算上ノ剰余金ノ全部又ハ一部ヲ繰入レルノ外，必要ト認メタル金額ヲ繰入レルノ予算ヲ提出スルコトヲ要ス

(ホ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヘ)　特別会計ニ於テ一時借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ト)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(チ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(リ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヌ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ル)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヲ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ワ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(カ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヨ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(タ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(レ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ソ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ツ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ネ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ナ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ラ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ム)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ウ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ノ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(オ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ク)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヤ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(マ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ケ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(フ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(コ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(エ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(テ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ア)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(サ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(キ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ユ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(メ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ミ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(シ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヒ)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(モ)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(セ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ン)　特別会計ニ於テ借入金ヲ為シ又ハ債券ヲ発行シテ資金ヲ調達スル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ス)　特別会計ニ於テ剰余金ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ヘ)　特別会計ニ於テ損失ヲ生ジタル場合ニハ，予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(ホ)　特別会計ニ於テ

四、運営の実状

スイ債権ラ一括シテ手譲受ケレコトナッタ

（一）外資導入本年三月以降臨時軍事労子算ノ調整ヲ開始ヴタ、調整率ハ要ノ都度外資調達協議会ヲ決セラレタ共ノ実績ニ左ノ通デアル（臨時軍事費ヲ算ヲ一トシタ場合ノ比率ヲ示ス）

（A）支那ニ於ケル出サレタ大東亜省予算ノ調整

千ノ拡張ガ為ニヲレタ即チ

（B）本邦ヨリノ支那向送金ニ付テ通貨価ノ乖離ニ対処スル為替ノ調整

等デアルガ前度ノ急変ノ為何ノ程度ノ実効ヲ挙ゲ得ヘキカハ不明デアル

一一次ニ（二）ニ於ケル。作成年月日ハ、昭和二〇年九月下旬ナレドモ正ニ

組注　ノ文書ハ、井島大臣のもとに提出された同名資料（大蔵省資料Z五三三）

そて加筆したもの。

出所　大蔵省資料Z五一一三三七。

（B）南方ニ於ケル支払ヲ為スル経費

（陸）　軍）　（海　軍）

| 使用可能金額 | 臨時軍事費調整金 | 臨時軍事予算調整金 | 使用可能金額 | 臨時軍事費調整金 | 臨時軍事予算調整金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三〇 | 一 | 一 | 五 | 四 | 一 |
| 二〇 | 一 | 一 | 四 | 四 | 一 |
| 一〇 | 一 | 一 | 三 | 四 | 一 |
| 五〇 | 一 | 一 | 二 | 四 | 一 |
| 五〇 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 |
| 五〇 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 |

（二）南方ニ於ケル金融発足ノ当初ヨリ支那ニ於ケル終戦ノ直前ヨリ現地ノ通信困難ト物資ノ供給ニ重点ヲ置キツツ金融ノ円滑ヲ図ルヘク努力シタガ、況ンヤ軍費ノ総額ニ於テヲヤ

（注）　右特別清算人ハ、帝国銀行ヲ代表スル

一、大蔵大臣ニ特別清算事務ヲ当ラシムヘキ大蔵大臣ノ監督下ニ閉鎖銀行ノ地所在店舗ニ対スル処分ノ実況ヲ調査シ、前述ノ如ク処理軍事費ノ流用ヲ防止スル為、閉鎖銀行ノ地所在店舗ニ対スル一切ノ処分ヲ禁止スル旨ノ命令ヲ発シ、且ツ

者ヲ含ム）（註）ヲシテ一定ノ時期（一応本年十月三十一日ヲ予定ス）迄ニ債権ノ届出ヲ為サシムルコトトシ其ノ旨新聞広告、店頭掲示等ノ方法ニ依リ公示スルコト

（註）預金者中ニハ朝鮮及台湾ヨリ引揚ゲタル現地各店預金者ヲ含ムモノトス

三、特別清算人ハ閉鎖銀行内地所在店舗ノ資産ヲ左ニ依リ速カニ処分ノ上之ガ資金化ヲ図ルコト

(1) 他銀行ニ対スル要求払預ケ金ハ払戻ヲ受ケコールローンハ之ヲ回収ス

(2) 国債其ノ他ノ有価証券ハ之ヲ売却ス（註一）

(3) 貸出金其ノ他前各号以外ノ債権ハ能フ限リ之ヲ回収ス（註二）

(4) 所有動産、不動産ハ之ヲ売却ス

（註一）国債等ノ売却ハ四、ニ依リ預金等債務ノ現金ニ依ル支払ヲ要スル金額ヲ睨ミ合セ現金化ヲ必要トスル金額ニ付之ヲ実施スルモノトス

（註二）貸出金等ニシテ弁済期限未到来ノモノニ付テハ当事者ノ話合ニ依リ極力回収ヲ図ルト共ニ回収確実ナルモノニ付テハ他ノ金融機関ヘ肩代リセシムルモノトス

尚右肩代リヲ促進スル為必要アルトキハ政府ノ損失補償ヲ考慮スルモノトス

四、特別清算人ハ閉鎖銀行ノ内地所在店舗ノ債務等ヲ左ノ順位ニ依リ支払フコト

(一) 租税其ノ他ノ公課

(二) 閉鎖銀行ノ清算ニ要シタル費用

(三) 職員其ノ他ノ使用人ニ対スル給与（身元保証金、返還請求権及役員ニ対スル報酬ヲ含ム）（註一）

(四) 地代、家賃、電燈料其ノ他之ニ準ズル債権

(五) 預金者（註二）及銀行券ノ交換ヲ為シタル者ノ債権

(六) 社債権者ノ期限到来セル元利請求権、株主ノ支払期限到来セル配当請求権、朝鮮、台湾所在店舗ノ預金者ノ債権及金融機関ノ債権

(七) 社債権者ノ期限未到来ノ元利請求権

(八) 株主ノ第六号以外ノ債権及役員ノ退職金

（註一）(一)乃至(三)ノ債権ハ五、ノ時期ノ制限ニ拘ラズ随時弁済ヲ受ケ得ルモノトス

（註二）(1) 内地所在店舗ノ預金者ニ限ル

(2) 右順位ニ依ル預金者（内地所在店舗ノ）ニ対スル支払ノ為ノ資源充分ナリト認メラルル銀行等ニシテ政府ノ指定スルモノニ付テハ五、ノ支払時期ノ制限ニ拘ラズ直チニ其ノ預金金額ヲ他ノ金融機関ニ対シ同一条件ヲ以テ肩替リセシム

五、特別清算人ハ三、ニ依ル資金ノ処分ニ因リ得タル収入金及閉鎖銀行ノ内地所在店舗ノ手持現金ヲ左ノ時期ニ於テ其ノ債務等ノ支払ニ充当スルコト

(1) 一定時期（一応本年十月三十一日ヲ予定ス）迄ニ得タル収入金及同日現在ノ手持現金ヲ以テ第一次支払（一応本年十一月十五日開始ヲ予定ス）ニ充当ス

(2) 一定時期（一応本年十一月三十一日ヲ予定ス）迄ニ得タル収入金及同日現在ノ手持現金ヲ以テ第二次支払（一応本年十二月十五日開始ヲ予定ス）ニ充当ス

(3) 必要ニ応ジ第三次以下ノ支払充当ハ右ニ準ジ適宜之ヲ定ム

六、特別清算人ハ閉鎖銀行ノ債務等ニ付支払ヲ為サントスルトキハ支払ノ期日、場所及金額ヲ支払開始期日ノ十日前ニ、ノ方法ニ依リ公示スルコト

七、特別清算人ハ前各項ニ依リ清算ヲ行ヒ一定期日（一応来年一月三十一日ヲ予定ス）迄ニ尚清算ヲ了セザル資産又ハ負債残存スルトキハ之ヲ総テ閉鎖銀行ノ本店勘定ニ移管スルコト

八、特別清算人ハ右資産及負債ノ本店勘定移管後ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フコト

(1) 債権ノ取立

(2) 大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル債務ノ弁済

（備考）

(一) 現地ヨリノ引揚者ニ対スル朝鮮銀行券及台湾銀行券ノ日本銀行券ヘノ交換



ハ清算中及清算結了後ニ於テハ国庫ノ勘定ニ於テ日本銀行本支店及同国庫代理店ヲシテ行ハシムルコト

(二) 本件清算ハ各店舗毎ニ独立ニ之ヲ為サズ、各閉鎖銀行毎ニ其ノ内地所在店舗ノ収支ヲ一括シテ之ヲ為スモノトスルコト

出所　大蔵省資料Z五三一―六―二三。

## 6　債権債務集中決済

### (1)　債権債務の集中決済に関する閣議報告案

（昭和二〇年八月二七日大蔵省金融局）

債権債務ノ集中決済ニ関スル件（閣議報告案）（二〇、八、二七大蔵省）

政府並ニ事業者ノ債権債務ヲ円滑ニ決済シ以テ経済秩序ノ混乱ヲ防止スルト共ニインフレーションノ昂進ヲ抑制スル為左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

一、政府（陸海軍、航空兵器総局）及特定ノ事業者ガ本年八月十五日現在ノ物品買入代金、未払加工賃、請負工事代金、契約打切ニ基ク損害賠償金（例ヘバ工程払）等ノ支払ヲ為シ又ハ前受金ノ返済ヲ為サントスルトキハ特殊小切手ノ振出ニ依リ之ヲ行フコトトスルコト

右特殊小切手ハ之ヲ通常ノ小切手ト別ニ交換決済スルモノトスルコト

二、本件ニ依ル特殊小切手ハ通常ノ小切手ト異リ預金ナクシテ之ヲ振出シ得ルト共ニ之ヲ受領セル債権者ハ直ニ資金化スルヲ得ザルモノトスルコト

三、特殊小切手ニ依ル政府ト特定事業者間並ニ特定事業者相互間ニ於ケル第一号ニ掲グル流動的債権債務ノ綜合的決済ハ本年十月三十一日ヲ以テ之ヲ打切ルモノトシ同日ニ於テ事業者ガ受取超過トナリタル場合ニハ之ヲ当該事業者ノ指定金融機関ニ於ケル預金トシ支払超過トナリタル場合ニハ之ヲ当該事業者ノ戦時金融金庫ヨリ借入金トスルコト

四、事業者ガ虚構ノ債権債務ニ基キ特殊小切手ヲ授受スルコト等ヲ防止スル為金融機関ヲシテ審査セシムル等諸般ノ措置ヲ講ズルコトトスルコト

五、政府及特定事業者以外ノ比較的小規模ノ事業者ニ対シテハ特殊小切手ニ依ル債権債務ノ決済ヲ認メズ

第一号ニ掲グル債務ノ支払ノ為必要ナル資金ハ金融機関ヨリ融通セシムルコトトスルコト

（備考）
本件ハ法律ニ依ラズ行政上ノ措置トシテ之ヲ実施スルモノトスルコト

閣議ニ於テ御説明願度キ事項

一、本件実施ノ理由
(一) 事業会社等ガ錯綜セル債権債務ヲ相互ニ回収シ合フ儘之ヲ放置スルトキハ容易ナラザル摩擦及混乱ヲ予想セラルルノミナラズ一事業者ノ破綻ガ次々ニ波及スル虞アルコト
(二) 右ヲ防止スル為債権債務決済ニ要スル資金ヲ金融機関ヨリ融通スルコトセバ混乱ハ之ヲ防止シ得ラルベキモ相当多額ノ資金ノ放出ガ予想セラレインフレーション昂進ノ一因トナル虞アルコト
(三) 以上ノ事由ニ鑑ミ経済秩序保持並ニインフレーション防止上本件実施ノ必要アルコト

二、本件実施ニ伴ヒ予想セラルル弊害除去ニ務メタル主ナル事項
(一) 優良ナル債権ト不良ナル債権トガ同列ニ決済セラルルコトヲ極力防止セルコト即チ
(1) 特殊小切手ヲ振出シ得ル事業者ヲ軍需金融等特別措置法ニヨリ金融機関ノ指定ヲ受ケタル約三千ノ比較的規模大ナル事業者ニ限リ更ニ右ノ内著シク資産状態不良ナル会社ハ之ヲ除ク等事業者ノ範囲ヲ限定シタルコト
(2) 所謂焦付債権ヲ除ク為昭和十九年十二月三十一日以前ニ支払期限到来セル買入債務ヲ除キタルコト
(3) 特殊小切手振出ニ対シ金融機関ノ審査ヲ必要トスルコトトシタルコト
(二) 事業会社ノ債権債務ガ決済セラルルニ拘ラズ金融機関ノ貸付金返済ハ取残サルル結果トナルモ之ニ対シテハ別途軍需金融等総体ノ問題トシテ何レ措置スベキ問題ニシテ金融機関ハ公共的機関タルノ性格ヲ有スベキモノナル点ヨリ差当リ事業会社ノ決済ヨリ後ルルコトトナルモ已ムヲ得ズトセルコト

三、陸海軍及航空兵器総局関係ノ協力要望
陸海軍及航空兵器総局関係ノ事業者ニ対スル契約打切ニ伴フ買入債務ノ支払及前渡金ノ回収等ハ莫大ナル金額ニ上ルヲ予想セラレ其ノ協力ヲ得ルト得ザルトハ本件実施ノ目的達成ニ至大ノ影響アル次第ナリ
本件ハ陸海軍及航空兵器総局関係事務当局トハ充分打合済ナルモ充分ノ御協力ヲ要望ス

出所　大蔵省資料Z五三一―六―二二。

## (2)「買入債務及び前受金の集中処理に関する件」実施に伴う金融機関の貸出金の措置に関する件
（昭和二〇年八月二九日）

「買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件」実施ニ伴フ金融機関ノ貸出金ノ措置ニ関スル件（昭二〇、八、二九）

「買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件」ノ実施ニ関連シ金融機関ノ事業者ニ対スル同種ノ貸出金ノ取扱ニ付テハ右ノ処理ト権衡ヲ失スルガ如キコトナキ様適当ナル措置ヲ講ズルコト

出所　大蔵省資料Z五三一―六―二二。

## (3)　買入債務及び前受金の集中処理に関する大蔵省発表並に説明資料（昭和二〇年八月三〇日大蔵省金融局）

買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件（二〇、八、三〇大蔵省金融局）

政府並ニ事業者ノ買入債務及前受金ヲ円滑ニ処理シ以テ経済秩序ノ混乱ヲ防止スルト共ニインフレーションノ昂進ヲ抑制スル為左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

第一、事業者ノ債権債務ノ決済



一、指定事業者（軍需金融等特別措置法第二条ニ依リ金融機関ノ指定ヲ受ケタル事業者ヲ謂フ以下同ジ）ガ債務ヲ弁済セントスルトキハ債権者ニ対シ債務弁済用特定小切手（以下特定小切手ト称ス）ヲ交付シ又ハ特定小切手ニヨリ債権者ノ別口勘定ニ振込ムモノトスルコト
資本金五百万円以上ノ会社ニシテ本措置ノ適用ヲ希望スル会社ニ対シテハ金融機関ノ指定ヲ考慮スルコト

二、指定事業者ハ前号ニ依ル特定小切手ヲ振出ス為指定金融機関ニ債務弁済用別口当座借越勘定ヲ設クルコト
前項別口当座借越勘定ハ借越限度ヲ設ケザルコトトシ借越、預金共ニ無利子トスルコト

三、指定事業者ガ特定小切手ヲ以テ支払ヲ為シ得ル債務ハ左ニ掲グル買入債務及前受金トスルコト
(一) 買入債務（買掛金、請負工事費、未払加工賃及売買請負又ハ加工ノ契約解除ニ基ク損害金例ヘバ工程払等ノ債務ヲ謂フ但シ支払手形ヲ含マザルモノトス）ニシテ
(イ) 昭和二十年一月一日以降八月十五日迄ニ支払期限到来セルモノ
但シ指定金融機関ニ於テ特ニ特定小切手ニ依ル決済ヲ適当ト認メルモノハ昭和十九年十二月三十一日以前ニ支払期限到来セルモノニ対シテモ本件ヲ適用シ得ルモノトスルコト
(ロ) 昭和二十年八月十五日以前ノ発註ニ基キ同日後ニ支払期限到来スベキモノ
(二) 前受金（受註品又ハ受註工事ノ手附金トシテ受入レタルモノ又ハ之ニ類スル前受金ヲ謂フ）ニシテ昭和二十年八月十五日現在貸借対照表ニ掲ゲラレタルモノ
未払金、仮受金又ハ其ノ他ノ科目ニアリテモ買入債務又ハ前受金ニ属スベキ性質ノ債務ハ前項ニ準ジ取扱フコト
同一事業者ノ工場事業場等ノ間ニ於ケル債務ハ之ヲ含マザルモノトスルコト

四、指定事業者ハ特定小切手ヲ振出サントスルトキハ通常ノ小切手用紙ニ所要ノ記載ヲ為シタル上指定事業者ガ債権者ニ交付スベキ支払内訳明細書ノ写ヲ添付シ指定金融機関ニ対シ所定ノ形式ニ依リ㊞印ノ押捺及指定金融機関店舗ノ代表者ノ記名捺印ヲ求ムルコト
前項小切手ハ預金振込ノ場合ヲ除クノ外記名式ニ依リ振出スモノトシ受取人ハ之ヲ第三者ニ譲渡セザルモノトスルコト
指定金融機関ハ支払明細書ノ写ニ小切手番号其ノ他必要ト認ムル記載ヲ為シ之ヲ保管スルコト

五、指定事業者ノ別口当座借越勘定ニハ限度ヲ設ケザルモ指定金融機関ハ指定事業者ヨリ前号ニ依ル請求ヲ受ケタルトキハ特定小切手ノ振出総額ガ概ネ三、ニ依ル短期債務ノ合計額ノ範囲内ニシテ且当該小切手ニ依ル支払ガ真正且妥当ナリヤ否ヤニ付検討ヲ加フルモノトスルコト但シ当該指定事業者ノ信頼性ニ基キ取扱ニ寛厳ヲ加フルコトヲ得ルモノトスルコト

六、債権者タル指定事業者ガ債務者ヨリ特定小切手ヲ受取リタルトキハ之ヲ自己ノ別口当座借越勘定ニ振込ムモノトスルコト

七、債権者タル非指定事業者（金融機関ノ指定ナキ事業者ヲ謂フ以下同ジ）ガ債務ノ弁済トシテ特定小切手ヲ受取リタルトキハ非指定事業者ノ主タル取引銀行ニ別口預金勘定ヲ設定シ之ニ振込ムモノトスルコト
前項別口預金ハ之ヲ無利子トシ本措置終了日ニ至ル迄払戻ヲ為サザルモノトシ非指定事業者ノ債務弁済ニ要スル資金ニ付テハ金融機関ヨリ別口預金ヲ見返トシ適正ナル貸出ヲ行フモノトスルコト尚非指定事業者相互間ノ債権債務決済ニ要スル資金ニ付テモ金融機関ヨリ適正ナル貸出ヲ行フモノトスルコト

八、金融機関ハ手形交換所ニ於テ通常ノ小切手ト区分シ特定小切手ノ交換ヲ行

フコト

前項ノ交換ニ依リ生ジタル各金融機関ノ貸借勘定ハ之ヲ本措置終了ニ至ル迄清算セザルコトトスルコト

九、本措置ハ昭和二十年十月三十一日ヲ以テ一応終了スルモノトシ金融機関ハ終了日ニ於ケル指定事業者ノ別口当座貸越残高ヨリ余剰ト認メラルル預金ヲ控除シタルモノヲ事業者ノ戦時金融金庫ノ借入金ニ振替フルコトヲ得ルモノトスルコト

前項終了日ニ於テ別口預金残高ヲ有スル事業者ハ先ヅ借入金ヲ返済シ尚余裕アルトキハ之ヲ通常ノ預金ニ振替フルコト

一〇、債権債務ガ存在セザリシニ拘ラズ之ヲ存在スルモノトシ又ハ債権額ヲ超エテ債権者ガ特定小切手ヲ受取リタルタメ之ニ依リ債務者ノ借入金ヲ生ジタルトキハ債権者ハ戦時金融金庫ニ対シ之ガ返還ノ責ヲ負フモノトス

債権債務ノ決済ガ不能又ハ殆ンド不能ニ近キコトヲ知リツツ特定小切手ヲ受取リタル債権者ニ付テモ亦同ジトスルコト

一一、指定事業者ノ一事業者ニ対スル第三号ニ掲グル債務ノ総額ガ概ネ三万円未満ニ止マル見込ノ支払ニ付テハ特定小切手ニ依ラザルコトヲ得ルモノトスルコト

一二、指定事業者ハ振出シタル特定小切手金額百円ニ付一銭ノ割合ニヨル手数料ヲ本措置終了ノ日ニ指定金融機関ニ支払フモノトスルコト但シ一指定事業者ノ支払手数料総額ハ一千円ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトスルコト

第二、陸海軍及航空兵器総局関係ノ債権債務ノ決済

一、第一ニ準ジ債権債務ノ決済ハ総テ特定小切手ヲ以テ授受又ハ債権者ノ別口借越若ハ預金勘定ニ振込ムモノトスルコト

但シ一件ノ金額二十万円未満ノ支払ニ付テハ右ニ依ラザルコトヲ得ルモノトスルコト

二、前号ノ特定小切手ハ当該支出官又ハ資金前渡官吏ニヨル㊞印ノ押捺ノミヲ以テ足ルモノトシ預金振込ノ場合ヲ除クノ外記名式ニ依リ之ヲ振出スモノトスルコト

（備考）㈠　本件ハ九月一日ヨリ之ヲ実施スルモノトスルコト

㈡　本決済ハ法律ニ依ラズ関係者間ノ一般的協定ニ依ルモノトスルコト

㈢　本件ハ今後ノ情勢ニ応ジ逐次変更スルコトアルモノトス

「買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件」実施上ノ注意事項

（金融機関ニ対スル通牒ニ添付）

一、指定金融機関ハ左ノ諸点ヲ充分ニ審査スルコト

(1)　指定事業者ノ特定小切手振出総額ハ概ネ八月十五日現在ノ貸借対照表ニ依ル要綱第三号ノ買入債務及前受金合計額ノ範囲内トスルコト

指定金融機関ハ必要アリト認ムルトキハ前号貸借対照表ノ短期負債ノ科目別内訳明細表ヲ徴スルコトヲ得ルモノトスルコト

(2)　要綱第四号ニ依リ指定事業者ヨリ特定小切手ノ作成ヲ求メラレタルトキハ支払明細書、貸借対照表及科目別内訳明細表等ニ基キ当該支払ガ真正ナリヤ及支払ノ必要アリヤ等ニ付検討ヲ加フルコト

(3)　虚構ニ基ク債権又ハ回収不能若ハ殆ンド不能ニ近キ債権ナルコトヲ知リツツ債権者ガ債務者ヨシテ特定小切手ヲ振出サシムルコトナキ様充分審査スルコト

(4)　所謂焦付不良債権ガ特定小切手ニ依リ回収セラルルコトナキ様昭和十九年十二月三十一日以前ニ支払期限到来セル買入債務ハ一応之ヲ除クモノトスルコト　但シ本件ノ趣旨ニ鑑ミ特定小切手ニヨルヲ適当ト認ムルモノハ本件ヲ適用シテ差支ナキコト但シ例外的ナルモノナルニ付特ニ厳重ニ審査スルコト

(5)　買入債務中当該債務ノ支払ガ企業整備資金措置法ニ依リ特殊決済トナルベキモノハ之ヲ特定小切手ニ依リ決済セシメザルコト

(6)　買入債務中買掛金ニハ物品代金等ノ外之ニ附随スル運賃、保険料、保管費其ノ他諸掛ヲ含ムモノトスルコト

(7)　延滞利息ノ約定アル債務ニ付テハ債務額ニ延滞利息ヲ加算シ得ルモノトスルコト



(8)　特定小切手ニヨリ預金振込ノ依頼ヲ受ケタル場合ニモ前各号同様之ヲ審査スルモノトスルコト

(9)　審査ニ当リ当該事業者ノ信頼性高キモノト然ラザルモノトニ対シテハ審査上寛厳ヲ加フルモノトシ、要注意事業者ニ付審査ノ重点ヲ置クコト

二、資産状態特ニ不良ナル事業者等本件ノ適用ヲ不適当ト認ムル事業者ニ付キ別途全国金融統制会ヨリ通知アリタルトキハ当該事業者ニハ本件ヲ適用セザルコト

三、個々ノ指定事業者ニ対スル別口当座借越契約ノ締結ハ之ヲ要セザルモノトシ別途公表セル協定書ノ条項ヲ以テ之ニ代フルモノトスルコト

四、指定事業者ノ別口当座借越勘定ハ原則トシテ指定金融機関ノ一店舗ニ之ヲ設クルコト

已ムヲ得ザル事由ニ依リ二店舗以上ニ設ケタルトキハ本措置終了ノ日ニ之ヲ一店舗ニ取纏メノ上借越又ハ預金トシテ取扱フコト

五、㊞印ハ小切手面ノ右上余白ニ適宜押捺スルモノトシ当分ノ間朱書スルモ差支ナキコト

指定金融機関店舗代表者（代表権限ヲ有スル者ヲ以テ足ル）ノ記名捺印ハ㊞印ノ下ニ之ヲ為スコト

六、本件ハ九月一日ヨリ実施スルヲ以テ本件ノ趣旨及実施手続ハ之ヲ至急指定事業者ニ通知スルト共ニ指定金融機関ノ本支店実務者ニ周知徹底セシムルコトトス

「買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル件」説明書

一、本件実施ノ理由

㈠　事業会社等ガ錯綜セル債権債務ヲ相互ニ回収スル儘ニ放置スルトキハ現下ノ情勢ニ鑑ミ容易ナラザル摩擦及混乱ヲ予想セラルルノミナラズ一事業者ノ破綻ハ次々ニ波及スル虞アリ

㈡　右ヲ防止スル為債権債務決済ニ要スル資金ヲ金融機関ヨリ融通スルコトトセバ混乱ハ防止セラルベキモ相当多額ノ資金ノ放出ヲ必要トシ、インフレーション昂進ノ因子トナル虞アリ

㈢　以上ニ鑑ミ経済秩序ノ混乱防止ト、インフレーションノ抑制ヲ期スル為、債権債務ノ集中的処理ヲ為スコトトシ便宜上現存ノ小切手及手形交換制度ヲ利用シ本件ヲ実施セントス

二、本件中ノ主要事項ニ対スル説明

㈠　事業者ノ範囲ニ付テ（要綱一）

事業者ノ範囲ヲ指定事業者タル約三千ニ限定シタルハ特定小切手ノ濫用ヲ防止スルト共ニ指定金融機関ノ事務能力ヲモ考慮シタル結果ナルモ三千ノ事業者ニヨリ本件目的ノ過半ハ之ヲ確保シ得ラルル見込ナリ

㈡　買入債務及前受金ノ範囲ニ付テ（要綱三）

(1)　昭和十九年十二月三十一日以前ノ買入債務ヲ除クハ、所謂焦付不良債権ガ通常ノ債権ト同列ニ処理セラルルヲ防止スル趣旨ナリ、焦付不良債権ニ非ザルモノハ同日以前ノモノモ本件ヲ適用シ得ルモノトスルモ此ノ場合ハ特ニ審査ヲ厳ニスルコトトス

(2)　支払手形ハ割引ヲ受クルヲ通常トスルモノナルニ付本件ノ適用外トス

割引手形ノ決済資金ハ別途金融機関ヨリ融通スルモノトス

(3)　八月十五日後ニ納入シタル物品等ニ付生ジタル買入債務ニアリテモ当該発註ガ八月十五日以前ニ行ハレタルモノナルトキハ本件ノ趣旨ニヨリ之ヲ特定小切手ニヨリ決済セシムルコトトス

㈢　金融機関ノ審査ニ付テ（要綱四及五）

特定小切手ノ濫用ヲ防止スル為特定小切手振出ノ都度金融機関ハ左ノ諸点ヲ審査ノ上認証ヲ附シ事業者ニ交付スルコトトス

(1)　昭和二十年八月十五日現在貸借対照表ヲ徴シ之ニヨリ特定小切手振出総額ヲ概ネ同日現在買入債務及前受金ノ合計額ノ範囲内ニ止ムル如クスルコト、但シ同日以後本件実施迄ノ債権債務ノ決済ニ関シ注意ヲ払フコト

(2)　一件ノ支払毎ニ指定事業者ガ債権者ニ交付スベキ支払内訳明細書ノ写ヲ提出セシムルコトトシ、之ニ依リ当該支払ノ内容適正且妥当ナリヤ否ヤヲ検討スルコト

右支払内訳明細書ハ後日ノ為之ヲ保管スルコト

(3)　其ノ他全国金融統制会ヨリ別途通牒スル注意事項ニヨリ充分ニ審査スルコト

(4)　指定事業者ノ信頼性ノ厚薄ニ応ジ取扱ニ寛厳ノ差ヲ設ケ、注意ヲ要スル事業者ノ審査ニ重点ヲ集中スルコト

(五)　非指定事業者ニ対スル措置（要綱七）

(1)　非指定事業者ノ受取リタル特定小切手ハ直チニ現金化シ得ザル別口預金トナルモ必要ナル資金ハ金融機関ヨリ之ヲ見返トシ適正ナル貸出ヲ為スコトトシ資金上ノ支障ナカラシムルコトトス

(2)　右別口預金ハ無利子ナルモ最近ノ商慣習ハ債権ノ回収ニ数ケ月ヲ要スルヲ通常トスル実情ニ付特段ノ支障ナシト認メラルル外特ニ延滞利息ノ約定アルモノハ債権額ニ之ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(3)　非指定事業者相互間ノ債権債務決済ニ要スル資金ニ付テモ金融機関ヨリ適正ナル貸出ヲ行フコトトス

(六)　集中処理ノ方法（要綱八、九及一〇）

(1)　特定小切手ノ交換尻ハ終了日迄之ヲ清算セズ日本銀行ノ帳簿上ノ数字ニ止ムルモノトス

(2)　戦時金融金庫ノ借入金ニ振替フル場合、同金庫ハ当該指定事業者ノ別口当座借越残高ノ内容ヲ審査シ得ルモノトス

(3)　虚構ノ債権ニ基キ又ハ回収不能若ハ殆ンド不能ニ近キ債権タルコトヲ知リツツ特定小切手ヲ授受シタル為債務者ガ戦時金融金庫ヨリ借入金ヲ生ジタルトキハ債権者ハ同金庫ニ対シ当該部分ニ付返還ノ責ヲ負フモノトシ悪意ニ基ク特定小切手ノ振出ヲ防止スルコトトス

(七)　其ノ他ノ事項

一事業者（一件ノ金額ニアラズ）ニ対スル本件ノ買入債務及前受金ノ支払総額ガ概ネ三万円未満ニ止マル見込ノ場合ニハ便宜上通常ノ小切手又ハ現金ニ依ルモ差支ナキコトトス

但シ陸海軍及航空兵器総局関係ノ支払ニ付テハ特殊ノ事情多キヲ以テ一件ノ金額二十万円未満ノ支払ニ付同様トス

三、本措置ノ法律上ノ性格

本件ハ法律ニ依ラズ行政上ノ措置トス、即チ別途公表セル「買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル協定書」ニ依リ一般的協定成立シ之ニ基ク行為ハ孰レモ協定ニ拘束セラルルモノニシテ本措置実施ノ為ニハ特ニ法令ノ制定ヲ要セザルモノトス本件特定小切手ハ小切手法上ノ小切手ナルガ預金振込ノ場合ヲ除キ記名式トシ第三者ニ譲渡セザル協定トナリ居レリ

四、其ノ他

(一)　本件ハ事業会社等ノ短期債務ノ一部タル買入債務及前受金ノ処理ヲ円滑ニ行ハントスル措置ニシテ長期負債、株主資本、賠償ニ関連スル固定資産及棚卸資産ノ整理等ハ企業ノ経理上ノ処理ノ問題ト相互ニ関連シツツ今後解決ヲ要スルモノナリ

(二)　本件事業会社間ノ短期債権ノ整理ニ関連シ金融機関ノ事業者ニ対スル短期貸出金ノ処理ニ付テモ解決ヲ要スベキモノナルガ此ノ点ニ付テハ事業者間ノ債権債務ノ処理トノ権衡上公正ヲ失セザル様別途措置スルモノトス

編注　本件前文は八月三〇日、大蔵省から発表された。

なお、「説明書」中の二の(二)は、起案後削除されて欠号である。

出所　大蔵省資料Z六〇四―四六。

## (4)　買入債務及び前受金の集中処理に関する協定書

（昭和二〇年八月三一日大蔵省、全国金融統制会、重要産業団体協議会）

政府並ニ事業者ノ買入債務及前受金ハ九月一日ヨリ左記協定書ニ拠リ処理セラルルコトト相成候ニ付関係当事者ハ本協定御諒知相成度候

昭和廿年八月卅一日

大蔵省

全国金融統制会

重要産業団体協議会

買入債務及前受金ノ集中処理ニ関スル協定書

第一条　陸海軍、航空兵器総局及指定事業者（軍需金融等特別措置法第二条ニ依リ金融機関ノ指定ヲ受ケタル事業者ヲ謂フ）カ債務ヲ弁済セントスルトキハ債権者ニ対シ特定小切手ヲ交付シ又ハ特定小切手ニ依リ債権者ノ別口勘定ニ振込ムモノトス

第二条　指定事業者ハ前条ニ依ル特定小切手ヲ振出ス為指定金融機関ニ別口当座借越勘定ヲ設クルモノトス

前項別口当座借越勘定ニハ借越限度ヲ設ケサルモノトシ、借越、預金共ニ之ヲ無利子トス

第三条　債権者タル指定事業者カ債務ノ弁済トシテ特定小切手ヲ受取リタルトキハ之ヲ前条別口当座借越勘定ニ振込ムモノトス

第四条　債権者タル非指定事業者（金融機関ノ指定ナキ事業者ヲ謂フ）カ債務ノ弁済トシテ特定小切手ヲ受取リタルトキハ非指定事業者ノ取引銀行ノ一ニ別口預金勘定ヲ設定シ之ニ振込ムモノトス

前項別口預金ハ無利子トシ昭和二十年十月三十一日迄之カ払戻ヲナササルモノトス但シ非指定事業者カ債務弁済ノ為資金ヲ必要トスルトキハ之ヲ見返リトシ取引銀行ヨリ融通ヲ受ケ得ルモノトス

第五条　特定小切手ノ振出人ハ通常ノ小切手用紙ニ所要ノ記載ヲ為シタル上債務者カ債権者ニ交付スヘキ支払内訳明細書ノ写ヲ添付シ指定金融機関ニ対シ㊞印ノ押捺及指定金融機関店舗ノ代表者ノ記名捺印ヲ求ムルモノトス但シ陸海軍及航空兵器総局振出ノ特定小切手ニ付テハ㊞印ノ押捺ハ当該支出官之ヲ為スモノトス

前項ノ特定小切手ニ依リ弁済ヲ受ケタル債権ノ全部又ハ一部カ存在セス又ハ存在セサルニ至リタルトキハ其ノ債権者ハ当該部分ニ付戦時金融金庫ニ対シ之カ返還ノ責ヲ負フモノトス

債権者カ当該債権ニ対スル弁済ノ不能又ハ不能ノ惧アルコトヲ知リテ特定小切手ヲ受取リタルトキ亦同シ

第六条　特定小切手ニ依ル債権債務ハ昭和二十年十月三十一日ヲ以テ其ノ総額ニ付之ヲ決済シ各指定金融機関ハ同日ニ於ケル指定事業者ノ別口当座貸越残高ヨリ余剰資金ト認メラルル預金ヲ控除シタルモノヲ戦時金融金庫ノ借入金ニ振替フルコトヲ得ルモノトス

第七条　昭和二十年十月三十一日現在ニ於テ別口預金残高ヲ有スル事業者ハ先ツ借入金ヲ返済シ猶余裕アルトキハ之ヲ通常ノ預金ニ振替フルモノトス

第八条　特定小切手ヲ以テ支払ヲ為シ得ル債務ハ左ニ掲クル買入債務及前受金トス

(一)　買入債務（買掛金、請負工事費、未払加工賃及売買、請負又ハ加工契約解除ニ基ク損害賠償金例ヘハ工程払等ノ債務ヲ謂フ、但シ支払手形ヲ含マサルモノトス）ニシテ

(イ)　昭和二十年一月一日以降八月十五日迄ニ支払期限到来セルモノ、但シ指定金融機関ニ於テ時ニ特定小切手ニ依ル決済ヲ適当ト認ムルモノハ昭和十九年十二月三十一日以前ニ支払期限到来セルモノニ対シテモ本件ヲ適用シ得ルモノトス

(ロ)　昭和二十年八月十五日以前ノ発注ニ基キ同日後ニ支払期限到来スヘキモノ

(二)　前受金（発注品又ハ受注工事ノ手附金トシテ受入レタルモノ又ハ之ニ類スル前受金ヲ謂フ）ニシテ昭和二十年八月十五日現在貸借対照表ニ掲ケラレタルモノ

未払金、仮受金又ハ其ノ他ノ科目ニ在リテモ買入債務又ハ前受金ニ属スヘキ性質ノ債務ハ前項ニ準シ取扱フモノトス

指定事業者ハ昭和二十年八月十五日現在ノ貸借対照表ヲ指定金融機関ニ提出スルモノトス

第九条　特定小切手ニ依リ弁済ヲ受ケタル債権ノ全部又ハ一部カ存在セス又ハ存在セサルニ至リタルトキハ其ノ債権者ハ当該部分ニ付戦時金融金庫ニ対シ之カ返還ノ責ヲ負フモノトス

債権者カ当該債権ニ対スル弁済ノ不能又ハ不能ノ惧アルコトヲ知リテ特定小切手ヲ受取リタルトキ亦同シ

第十条　指定事業者ノ一事業者ニ対スル第八条ニ掲クル債務ノ総額カ概ネ三万円

未満ニ止マル見込ノ支払ニ付テハ特定小切手ニ依ラサルコトヲ得ルモノトス
陸海軍及航空兵器総局カ特定小切手ニ依ラス支払ヒ得ル金額ハ一件ニ付二十万円未満トス
第十一条　指定事業者ハ振出シタル特定小切手金額百円ニツキ一銭ノ割合ニ依ル手数料ヲ本決済終了ノ日ニ指定金融機関ニ支払フモノトス但シ指定事業者ノ支払フヘキ手数料ノ総額カ一千円ヲ超エルトキハ之ヲ一千円トス
出所　大蔵省資料Z五一一―三一五。

### (5)　買入債務及び前受金の集中処理制度実施上の細目

（昭和二〇年九月二一日大蔵省発表）

新聞発表（大蔵省二〇、九、二一）

経済秩序の維持並にインフレーションの昂進を抑止する為九月一日より実施中の「買入債務及前受金ノ集中処理」制度は関係者の協力に依り円滑に運用されて居るが、其の後実施上の細目に於て解明を要する諸点に関し本日大蔵省から全国金融統制会宛通牒した。其の主なる事項は次の通りである。

一、特定小切手を以て支払を為し得る債務の範囲

(1)　電力料、水道料、瓦斯代、保管料、地代、家賃、其の他経費に属するものも支払を為し得る

(2)　買入債務及前号による経費の支払にして工場疎開に関するものに付ては疎開命令なきものは原則として之を除く但し間引疎開は命令がなくとも支払を為し得る

二、別口勘定の取扱

(1)　非指定事業者が別口預金を見返として融通を受け得る資金の用途は買入債務、前受金及経費に属する債務等指定事業者が特定小切手を以て決済を為し得べき債務と同一範囲の支払及一般貸出方針に認められたものに限る

右の貸出利率は定期預金担保最低利率（日歩一銭一厘又は一銭二厘）である

(2)　戦時金融金庫よりの借入金に振替へる場合に控除せらるべき「余剰と認められる預金」とは普通の手許資金相当額を超ゆる部分を謂ふものとする

尚詳細については日本銀行又は指定金融機関等に照会せられ度い

出所　大蔵省資料Z六〇四―四六。



## 7　経済統制改廃方針

### (1)　津島大臣より山際次官への指示（昭和二〇年九月一四日）

一、①戦②時ノ統制法規（大蔵省関係）ハ之ヲ全廃スルコトトシ、例外トシテ残ス必要アルモノ（改正ヲ加ヘテ残スモノヲ含ム）ハ何ナリヤ、具体的ニ明示スルコト（廃止スルモノヲモ別紙ニ掲記スルコト）
右ハ火曜日（十八日）閣議ニ持参ス

二、統制法規以外ノモノニシテ戦時又ハ大東亜戦争ニ際シト云フカ如キ文句アルモノニシテ廃止ヲ適当トスルカ又ハ改正存続ヲ要スルモノニ付調査シ、具体案ヲ差出スコト（右モ一ト共ニ閣議ニ携行シタシ、二部作ルコト）

三、経済閣僚懇談会ニテ生鮮野菜、生魚等ノ統制ヲ廃止スル方針ニテ、具体案ヲ作ルコトトナレリ
来ル十八日ノ閣議ニ附議サルヘシ　右ニ関シ何カ大蔵省トシテ講究シオクコトアラハ講究シ置キ十八日朝（閣議ニ行ク前ニ）報告相成度

四、公定価格ハ主要食糧其ノ他特殊物資ニ限定存置スル建前ノ下ニ全廃スル方針ニ大体意見一致セリ
右ニ対シ、実行上ノ問題トシテ考慮スヘキ点乃至措置スヘキ事項講究相成度（山室君ノ委員長トナッテ居ル小委員会ノ進行状況如何）

五、別紙農林、商工両大臣ノ案ニ付検討、大体商工案ニ依リ尚具体的問題ハ両省次官ノ協議ノ上来ル十八日閣議ニ持ッテ来ルコトニ決定セリ

欄外　愛知文書課長筆蹟のペン書き記入。
①9―14夜大臣ヨリ次官ヘ
②9―15次官室会議

編注　本文書は津島蔵相筆蹟の墨書きのメモである。文中「山室君ノ委員長トナッテ居ル小委員会」とは、大蔵省に設置された諮問委員会である戦後通貨物価対策委員会のB部会（物価統制の撤廃を担当）のことである

（大蔵省資料Z六〇四―二八）。
出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

### (2)　戦時経済諸統制の改廃に関する方針

（昭和二〇年九月一七日企画室第三号）

「企画室第三号書類」

戦時経済諸統制ノ改廃ニ関スル方針（昭、二〇、九、一七）

一、根本観念
戦争ノ終結ニ伴ヒ戦時経済諸統制ハ其ノ必要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ撤廃シ新日本建設ヲ目途トシ国民ノ創意ニ基ク瀲渫タル自主的活動ニ依リ新ナル経済建設ニ向ヒ邁進スベキモノトス
然レ共今後戦時経済ヨリ戦後経済ニ移行スル過渡期ニ於テ国民生活ノ安定ヲ確保シ経済秩序ヲ維持スルガ為ニハ少ク共国民生活ノ基礎其ノ他経済的基盤ニ対シテハ最少限度ニ於テ新ナル見地ニ立ツ過渡的規制ヲ加フルコト必要ナルベシ即チ政府ノ労務、資材等ニ対スル直接的規制ハ主要ナル食糧、其ノ他生活必需物資等已ムヲ得ザルモノニ限リ適用スルニ止ムルモ其ノ他規制ハ原則トシテ金融及財政ヲ通ジ間接ニ之ヲ行ヒ必要アラバ金融界及事業界ヲシテ自治的調整ヲ行ハシメ以テ民間ノ瀲渫タル自主的活動ヲ旺盛ナラシム従ッテ今後政府トシテハ綜合的見地ヨリ経済活動ノ大綱的指針ヲ与フルニ止ムルモノトス
尚過渡期経過後ニ於テモ新日本建設ノ為ニハ政府ハ経済上ノ大綱的規制ヲ行フニ止ムルヲ適当トスルモ賠償ノ内容、世界貿易及為替取引ヘノ参加方式等ノ如何ニヨリ左右セラルベキコト多カルベク其ノ際必要ニ応ジ新ナル構想ニ基ク経済的規制ヲ考慮スル要アルベシ

二、過渡期ニ於ル経済諸規制ノ重点
過渡期ニ於ル経済諸規制ノ重点ハ
(イ)　軍ノ復員並ニ産業上ノ復員

(ロ)　軍需生産ノ民需生産ヘノ転換
(ハ)　戦時災害ノ復旧
(ニ)　主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ノ生産、蒐荷、配給、価格並ニ消費ノ規制
(ホ)　インフレーションノ防止
等ニ置クモノトス

三、各経済諸統制ノ処理方針

(イ)　労務統制

労務統制ハ之ヲ撤廃スルモノトス、然レドモ差当リハ経過的規制トシテ労務者ノ一斉解雇ニ依ル急激ナル変動ハ之ヲ避ケツツ事態ノ安定ト共ニ計画的ニ不要労務者ノ解雇ヲ促進シ他方ニ於テ雇傭制限ヲ解除(実行済)スルト共ニ更ニ積極的ニ農村ヘノ帰還、民需産業ヘノ転換、学徒、女子ノ家庭復帰ヲ促進スル為官民協力シテ措置スルモノトス

(ロ)　物資統制

主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ニ付テハ過渡期ニ於テハ新ナル見地ニ立チ、生産、蒐荷、配給、価格並ニ消費ニ付所要ノ規制ヲ行フ要アルベキモ其ノ他ノ生活必需物資、戦災復旧用物資中重要ナルモノ等ニ付テハ政府ハ規制ノ大綱ヲ指示スルニ止メ其ノ実施ハ業者団体ニ依ル自治的統制乃至規制ニ委ヌルコトトシ、爾余ノ物資ニ付テハ統制ヲ撤廃スルモノトス

(ハ)　価格統制

主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ニ付テハ過渡期ニ於テハ簡素ナル方式ニ依リ公定価格制ヲ存続スルト共ニ其ノ他ノ生活必需物資、戦災復旧用物資中重要ナルモノ等ニ付テハ業者団体ニ依ル協定価格制ヲ実施スルコトトシ爾余ノ物資ニ付テハ統制ヲ撤廃スルモノトス、尚右ニ応ジ価格調整補給金制度ハ之ヲ再検討シ当該物資ノ需給関係ヲ考慮シテ漸次之ヲ廃止スルモノトス

(ニ)　企業統制

戦時ニ於ケル企業統制ハ之ヲ撤廃ス、然レドモ戦時経済ノ戦後経済ヘノ円滑ナル移行ヲ容易ナラシメ且ポツダム宣言ノ要求ニ即応スル為ニハ戦後ノ我産業構成ニ規制ヲ加フル要アリ、従ッテ之ガ為必要ナル限度ニ於テ企業規制ヲ行フ要アルモ之ガ実施ニ当リテハ企業者ノ健全ナル自主的活動ヲ出来得ル限リ振起セシムル様充分ニ配慮スルモノトス

(ホ)　資金統制

(1)　従来ノ観念及方法ニ依ル資金調整及経理統制ハ漸次之ヲ撤廃シ資金面全般ニ亘ル大綱的規制ヲ行フニ止ムルモノトス其ノ過渡期ニ於テ現行制度ノ方式ニ付適宜改変ヲ加ヘタル上運用スルモノトス

(2)　資金供給部面ニ於テハ民需物資ノ生産、軍需産業ノ民需産業ヘノ転換ヲ促進スル為

(A)　差当リ食糧確保、衣料、医薬、住居其ノ他国民生活安定ニ必要ナル事業資金ハ金融機関ヨリ自律的ニ円滑ニ融通セシメ、臨時資金調整法ノ運用ニ当リ農林業、漁業、農機具、漁具、肥料、木材加工、食料品、日用品各工業等民需産業ニ関スルモノニシテ直ニ実行可能ナルモノヲ認ムルコトトシ(実行済)今後金融市場再開ノ際ハ右ノ如キ方針ニ依リ増資、払込、社債等ヲモ認ムルモノトス

(B)　今後ハ臨時資金調整法ニ依ル設備資金、軍需金融等特別措置法、銀行等資金運用令ニ依ル運転資金、企業整備資金措置法等ニ依ル特殊預金ノ解除等ヲ通ジ企業ノ全体トシテノ資金繰ヲ適正ナラシムルコトヲ目途トセル綜合的ナル資金統制ノ方式ヲ採リ金融機関ヲシテ自治的ニ調整セシムルモノトス

尚右ニ関連ノ金融機関ニ対スル一般的監督ハ充分ニ之ヲ行フモノトス

(3)　経理統制

戦後存続スル各企業ニ付テハ澈渕タル自主的活動ヲ認ムルコト適当ナリト考ヘラルルヲ以テ経理統制ハナルベク速ニ全面的ニ之ヲ廃止スルモノトス



スルモノトス、而シテ高率配当ニ関シテハ租税制度ノ運用ニ依リ間接的ニ調整ノ途ヲ講ズルモノトス

然レドモ軍需企業ノ整理、民需企業ヘノ転換等ノ終了スル迄ノ過渡期間ニ於テハ国家補償トノ関連、企業ノ清算気構等ノ為軍需企業等ニ於テ濫費ノ傾向アリテ之ヲ抑止スルノ要アルヲ以テ配当、積立金、給与、経費等各科目ニ付キ従来通リノ統制ヲ存続運用スルヲ適当ト認ム

(4)　為替統制

戦後ニ於ケル経済秩序ヲ維持シ通貨価値ヲ擁護スル為外国為替ニ関スル統制ハ今後一層之ヲ強化スルノ要アリ、又差当リ海外ヨリノ邦人引揚ニ伴フ在外資金ノ本邦ヘノ流入ガ本邦金融上ニ及ボス悪影響ヲ防止スル為、為替管理法ニ基キ必要ナル統制ヲ行フモノトス

備考

統制法令ノ形式上ノ整理ニ就テハ総動員法其ノ他統制ニ関スル現行法令ハ原則トシテ一応之ヲ廃止シ新事態ニ対応シ必要ナル規制ヲ行フ為所要ノ法令ヲ新ニ制定スルモノトス

編注　当初、昭和二〇年八月二七日金融局資金統制課によって「戦時経済諸統制ノ運用方針ノ改変ノ具体的方式(案)」(大蔵省資料Z五三一―六―一三)が起案され、次いで、内容は同じで表題を「戦時経済統制ノ改廃ニ関スル方針(二〇、九、三)」と変えて経済閣僚懇談会に付議され、懇談会の検討の結果若干の改訂を加えたものが本文である。大蔵省内に設置された戦後緊急対策企画室に資料第三号として提出された。趣旨は八月二七日付の資料と変わっていないので、前者の収録は割愛した。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一八。

## (3)　公定価格廃止及び供出用物資特配に関する大蔵省部局長会議結果報告(昭和二〇年九月一七日)

公定価格廃止及供出用物資特配ニ関スル件(昭二〇、九、一七)

一、生鮮野菜、生魚等ノ統制廃止、特殊物資以外ノ公定価格全廃、及農村必需物資配給体制ニ関スル部局長会議ノ結果報告ハ別紙第一、第二及第三ノ通リ

二、尚其ノ際金融局資金統制課ノ起案セル「公定価格制度撤廃ノ可否」別紙第四ヲ参考書類トシテ提示シ論議ノ資料トセリ

(別紙第一)

生鮮野菜、生魚等ノ統制廃止ニ関スル件(昭二〇、九、一七)

一、生鮮野菜ノ自由価格ハ当然公定価格ヨリ引上ゲラルベク其ノ結果農家ハ米、麦ノ売価ガ現在ノ儘ニ据置カルルニ於テハ米麦作ヲ廃シ蔬菜ニ移ル危険多分ニ存ス

故ニ之ガ対策トシテハ此ノ際

(イ)　思ヒ切ッテ米麦ノ買入価格モ或程度引上ゲル方針ヲ樹立スルカ

(ロ)　米麦ノ買入価格ヲ生鮮野菜自由価格ト権衡ヲ得ル程度迄引上ゲザル場合ニハ現在ノ米麦ノ作付反別ノ減少ヲ防止スル等減収防止対策ヲ講ズル要アリ

二、自由価格ノ成立ハ自然米ノ生産者買付価格ノ引上ヲ余儀ナクスルニアラズヤト認メラレ(価格差補給金ハ勿論今後ノ引上ハ消費者負担ト予定)従ッテ物価全般ニ影響ヲ与ヘインフレ的傾向ヲソレ丈助長スベシ、故ニ此ノ傾向ヲ出来得ル限リ阻止スル為

(イ)　出来得レバ相当量ノ外米ヲ輸入シ米価ノ調節ニ資スルコト

(ロ)　価格引上ニ依リ収益ノ増加スル者生ズベキニ付貯蓄ヲ一段ト奨励スルコト

(ハ)　各種農産物及物資ノ増産ヲ図ルコト

必要ナルベシ

三、本件は関辺ら大漢省トンネル考慮ふべき事項

結続開行ブベン

(ク)　県ブロック恐想に徴底的に接欧スル要ス

(ケ)　イントレ政策乃至通貨価維持方策

(コ)　公定価格ヘ全面的撤廃ヲ可トス

生鮮食料品ニ付テ自由取引トシテ極メテ局限セラレタル市場ニ於テ形成セラレタル価格ト全国的ニ密接ナル関連ヲ有スルモノニ限リ公定価格ヲ設クルコトヲ要ス

(サ)　暴利取締令ヲ強化スルコトヲ要ス

(シ)　国民生活ニ緊切ナル重要物資ノ配給ニ関シテハ地方別ニ人口ト需要トノ比率ヲ参酌シテ公平ナル配給ヲ行フコトヲ要ス

(ス)　配給機関ハ生産者ヨリ消費者ニ至ル各段階ニ於ケル適正ナル利潤ヲ保障スルヲ要ス

(セ)　戦争ノ為ニ消滅シ又ハ著シク減少シタル生産力ヲ速ニ回復スルノ方策ヲ講ズルコト

(ソ)　本項ニ該当スル物資ノ配給ニ関シテハ国民ノ最低生活ヲ保障スル為ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト

(タ)　政府ハ国民ノ最低生活ヲ保障スル為ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト

(チ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ツ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(テ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ト)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ナ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ニ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヌ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ネ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ノ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ハ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヒ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(フ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヘ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ホ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(マ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ミ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ム)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(メ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(モ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヤ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ユ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヨ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ラ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(リ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ル)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(レ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ロ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ワ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヰ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ノ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(オ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ク)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヤ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(マ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(フ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(コ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(エ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(テ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ア)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(キ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ユ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(メ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ミ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(シ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヱ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヒ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(モ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(セ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ス)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ン)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヌ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ネ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ノ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ハ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヒ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(フ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヘ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ホ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(マ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ミ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ム)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(メ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(モ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヤ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ユ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヨ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ラ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(リ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ル)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(レ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ロ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ワ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヰ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ノ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(オ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ク)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(ヤ)　公定価格ハ一切ノ物資ニ付テ之ヲ設ケ且ツ之ヲ厳重ニ励行スルコト

(マ

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一八。

### (4)　食糧確保に関する緊急措置方針要領
（昭和二〇年九月一八日閣議決定）

食糧確保ニ関スル緊急措置方針要領案①

一　現下ノ食糧窮迫ノ事情ニ鑑ミ政府ハ即時左ノ措置ヲ講ズルモノトス

(一)　主要食糧ノ供出促進、化学肥料、農機具ノ増産、耕地ノ拡張、粉食利用等ノ施設ヲ強化スルノ外二五〇万瓲乃至三〇〇万瓲ノ穀類ノ輸入ニ付連合軍ノ支援ヲ要請スルモノトス

(二)　漁船ノ確保、漁業用燃油其ノ他漁業用生産資材ノ供給ニ付政府ハ重点的格段ノ措置ヲ講ズルノ外連合軍側ニ対シ必要量ノ生産資材ノ輸入ニ付支援ヲ要請スルモノトス

二　政府ハ前項ノ措置ヲ講ズルト共ニ青果物及鮮魚介類ノ経済統制ハ之ヲ撤廃スルモノトス

欄外　津島蔵相筆蹟の筆書き記入。
①九月十八日閣議決定

出所　大蔵省資料Z五三一―六―四。

### (5)　経済統制善後措置に関する件
（昭和二〇年九月一八日閣議了解）

経済統制善後措置ニ関スル件（昭二〇、九、一八内閣調査局）①

戦時中実施セル経済統制ノ改廃ヲ為ス為内閣調査局ニ左ノ構成ニ依リ経済統制善後措置委員会ヲ設置ス

委員長　内閣調査局長官
委　員　内閣調査局調査官
　　法制局第一部長
　　内務省警保局長
　　大蔵省官房参事官
　　司法省刑事局長
　　厚生省勤労局長
　　農林省総務局長
　　商工省総務局長
　　運輸省企画局長
幹　事　内閣調査局調査官

一般市民ニ対シテ統制ガ実施セラレザルヨリモ行フ方ガ有益ナル結果ヲモタラスト確信セラレタル時ニ於テコソ統制ガ実施サレル

統制ガ存在スルヨリモ然ラザル場合ノ方ガヨリヨキ結果ヲ生ズル見透ノ根拠ガ認メラレタル時臨機応変ニ統制ヲ緩和又ハ廃止スル

四、平常時ノ生活ニ於テ市民ガ自己ノ収入ヲ個々ノ判断デ最適ノ用途ニ消費スル権利ヲ制限スル如キコトハ米国ノ諸主義ニ悖リ勤労者ガ取得スルコトヲ認メラレル賃金ヲ政府ガ統制スルコトハ団体契約ヲ認メル亜米利加ノ諸主義ニ相反スルノデアル

五、従ッテ市民生活ニ対スル統制ハ非常処置デアッテ根本原則ヲ示スモノデハナイ、非常時局ガ解消スレバ諸種ノ統制ハ除去サレル、或ハ又統制ヲ実施スルヨリモソノ非常時ヲ突破スル為ニ統制ヨリモ優越セル手段ガ考究サルレバソノ方法ガ適用サレル

六、日本ニ於テハ政府当局ニ依ル統制ノ問題ハ非常ナル重要性ヲ帯ビルコトデアリ同時ニ日本政府ニヨル一般市民ノ諸活動ニ対スル統制ハ我ガ米国ノ固執スル諸主義ニ相反スルコトデアルガ故ニ次ノ点ヲ貴方ニ要求スルモノデアル、即チ

貴方ノ掌握シテ居ル情報機関ヲ通シテコノ問題トソレニ対スル処理方法ノ諸理由及日本市民ノ各階級ニ対スル当司令部ノ将来採ラントスル方針ヲ一般ニ理解セシムルコト

七、コノ点ニ関連シテ去ル九月二十六日朝行ハレタル次ノ放送ニ貴方ノ関心ヲ喚起シタイ、日本政府ハ十月一日ヨリ生鮮食糧品ニ対シ価格ノ最高標準ノ統制ヲ撤去スル予定ナリシモ前述ノ第一項ニ明示セル指令第三号ニ基キ同統制ハ尚存続セント放送シテオル事実デアル、コノ放送ガ与ヘタ印象ヲ除去スル手段ヲ採ラルベキコト及コレラノ方針ハ充分説明セラル可キニ付該放送ノ全文ヲ小生ノ手許ニナキ為メ、ソノ入手方ヲ御手配相成ル様希望スルモノデアル

小生ハ貴方ガコノ種事務ニ管掌セシメオラルル諸官トコノ問題ニ付キ尚進ンデ討議スルコトヲ希望シ期待スルモノデアル。



編注　本資料の英文コピー（大蔵省資料Z五二六―二―四所収）の表題は「Clarification of Directive No. 3」でその下に日付「26 Sep. 45」その下左側に「Econ & Sc Sec」右側に「PRO, Civil Info & Educ Sec」となって以下本文、本文の下に「R. C. K.」とある。この形式は司令部の中で経済科学局 Economic and Scientific Section から広報局 Public Relations Office 及び民間情報教育局 Civil Information and Education Section に対して発せられた照会文書であり、最後のR、C、K、は経済科学局長 R. C. Kramer の頭文字であると推定され、司令部部内の照会文書がクレーマー談話とともに日本側に手交されたものと考えられる。本文は大蔵省内で配付されたタイプ印刷の訳文を掲載した。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一二。

### (6)　指令第三号の真意釈明に関する件
（一九四五年九月二六日司令部経済科学局照会文書）

指令第三号ノ真意釈明ニ関スル件

昭和二十年九月二十六日

一、指令第三号ニ就テ幾分誤解ト誤訳トガ生ジテ来テ居ル同指令ハ賃銀及必需物資ノ価格ニ対シ厳重ナル統制ニ着手シ且維持スルコト従ッテ必需物資ノ供給ガ窮屈ナル場合確固タル配給制ヲ実施スルコトヲ日本政府ニ要求スルモノデアル

二、コノ指令ノ持ツ目標ハ二ツアル即チ

(イ)　一般必需品ヲ取得スルニ際シ一般市民ハ裕福ナル人ト同等ノ機会ヲ与ヘラルル事ヲ確保スルコト

(ロ)　一般市民ニ対シテソノ生活ニ破綻的結果ヲ生ゼシムル「インフレーション」ノ発生ヲ防止スルコト

三、統制センガ為ニ統制ヲ強ヒル意志ハ毛頭ナイ

### (7)　指令第三号の趣旨に関するクレーマー司令部経済科学局長談
（一九四五年九月二六日）

マックアーサー司令部指令第三号ノ趣旨ニ関スル経済科学部長
クレーマー大佐談
「食料品ノ自由販売実情ニ応ジテ許可」

指令第三号ハ去ル九月二十二日日本政府ニ対シ発セラレタモノデ経済統制、生産及輸出入ニ関スル最高司令官ヨリノ指令デアル。コノ指令ニ関シテハ恰モ其レガ日本政府ニ対シ賃金ト必需商品ノ価格ニ対スル厳重ナ統制ト不足シテ居ル商品ノ厳重ナ割当制ノ実施ト継続ヲ要求シテ居ルガ如ク考ヘル誤レル解釈ガカナリ多イ。(クレーマー大佐ハ「供給不足」トハ「一般人ノ合理的カツ正常的ナ需要ヲ満タシガタイ状態ニアル必需商品」ヲ意味スルモノデアルト説明シタ）指令第三号ノ実際的目的トハ左ノ二ツデアル。

一、生活必需品ヲ得ルニ当ッテ富メル者ト同等ノ機会ヲ一般大衆ニ与ヘル

一、一般大衆ニトッテ常ニ破壊的デアルインフレノ発展ヲ阻止スル各国ノ経

| 区分 | 金資 | 金塊 | 証書 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一、金行金<br>本日本銀行<br>店 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 三、合計 | 兆六千億 | 兆四千億 | 兆二千億 | 兆十億 | |
| 二、日本銀行<br>本日本銀行<br>大阪支店 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>大阪支店 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 計 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 各日本銀行<br>本支店 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>金融市場<br>局 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 金融研究所 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>金融機構<br>局 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>決済機構<br>局 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>国際局 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>調査統計<br>局 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>金融機構<br>局 | 億六千万 | 億四千万 | 億二千万 | 億十万 | |
| 日本銀行<br>金融市場

| | | |
|---|---|---|
| 日本銀行金沢支店 | 一、七三九 | 一五、八四二 |
| 〃 函館支店 | 三一二 | 二、二五〇 |
| 〃 松本支店 | 二、〇七九 | 一七、二六一 |
| 〃 熊本支店 | 二一五 | 一、九七〇 |
| 〃 仙台支店 | 三〇 | 三四三 |
| 〃 岡山支店 | 一、二九六 | 一〇、六三九 |
| 日本銀行福岡支店 | 五一 | 五三五 |
| 〃 神戸支店 | 四、五九七 | 三八、二八六 |
| 〃 札幌支店 | 一八 | 一七九 |
| 〃 松山支店 | 四六八 | 五、〇八五 |
| 〃 高松支店 | 二五 | 二九七 |
| 合計 | 三三、五九三 | 二九九、〇五六 |

別紙(二) 日本銀行保有金塊内訳

| 区分 | 日本銀行本店 瓦 | 日本銀行大阪支店 瓦 | 合計 瓦 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 金塊純金量 | 一八、六二三、一八九・〇八七五 | 五〇、三七九、六五二・九七二九 | 六九、〇〇二、八四二・〇六〇四 | |
| 金条純金量 | 五、〇三二、六八七・三 | 〇 | 五、〇三二、六八七・三 | 金条改鋳工業減ヲ控除セザルモノ |
| 金貨推定純金量 | 八、二〇一、五二九・一一三 | 二、八八五、五三二・〇八二 | 一一、〇八七、〇六一・一九五 | 金貨額面合計 一四、七六三、九六三円 |
| 旧貨幣推定純金量 | 一、一八七、三一二・九〇四七 | 〇 | 一、一八七、三一二・九〇四七 | 旧貨幣個数合計 一、〇一九、一五五枚 |
| 雑地金純金量 | 三一九、三七七・七八七五 | 〇 | 三一九、三七七・七八七五 | |
| 計 | 三三、三六四、〇九六・一九一七 | 五三、二六五、一八五・〇五五九 | 八六、六二九、二八一・二四七六 | |

別紙(三) 日本銀行ニ於ケルイヤマーク金地金現在額内訳

| 区分 | 金塊個数 | 純金量 瓦 | 価額 円 |
|---|---|---|---|
| (一) 泰国関係 | | | |
| 日本銀行本店 | 二、〇三五 | 二九、六八一、五三〇・二 | 一四三、三三三、九三八・〇七 |
| 〃 大阪支店 | 六三九 | 八、八四四、八〇六・四 | 四三、二六六、八八五・三八 |
| 〃 松本支店 | 三一 | 三三八、六七二・七 | 一、八九九、七二八・二〇 |
| 計 | 二、六九六 | 三八、八五四、九九九・三 | 一八六、四九〇、五五一・六五 |
| (二) 仏印関係 | | | |
| 日本銀行本店 | 一三七 | 一、八七二、四八四・九 | 九、〇七六、五六二・五〇 |
| 〃 大阪支店 | 二、一五五 | 三一、一八四、三三八・七 | 一五〇、四七〇、三一〇・六一 |
| 計 | 二、二八二 | 三三、〇五六、八一三・六 | 一五九、五四六、八七三・一一 |
| (三) 伊太利関係 | | | |
| 日本銀行本店 | 推定 一四 | 二一三、二八一・〇 | 一、〇三三、六三五・九三 |
| (四) 合計 | 四、九九二 | 七三、一三五、〇九三・九 | 三四七、〇六〇、〇六〇・六九 |

金資金保有銀地金内訳(昭和二十年八月二十五日現在)

(外、総、昭二〇、九、四調)

一、銀塊 瓦

日本銀行本店 六、六九四、六三一・三

日本銀行大阪支店 三八、三八八、五〇二・一

計 四五、〇八三、一三三・四

二、証書(買上銀地金預リ証書) 瓦

日本銀行本店 八、五一四、九四二・九

日本銀行大阪支店 二九、七二〇、三七六・四

計 三八、二三五、三一九・三

三、合計

日本銀行本店 一五、二〇九、五七四・二

日本銀行大阪支店 六八、一〇八、八七八・五

計 八三、三一八、四五二・七

三、日本銀行所有ナルモ精製未済ニシテ現物造幣局ニ在スルモノ

瓦

一四、〇六三、二九七・七

四、日本銀行所有トシテ計上シアルモ政府ニ貸上ケ現物ナキモノ

瓦

四四、六八〇、七九二・八

①日本銀行保有金状況(昭和二〇、八、二五現在)

一、金塊金条金貨等現物ヲ所有スルモノ



瓦

八六、六二九、二八一・二四七六

内訳

定型金塊 六九、〇〇二、八四二・〇六〇四

〃(金条) 五、〇三二、六八七・三

本邦金貨(金分推算) 一一、〇八七、〇六一・一九五

旧貨幣(金分推算) 一、一八七、三一二・九〇四七

雑地金{英、米、仏、独、露五ケ国以外ノ外国金貨} 三一九、三七七・七八七五

二、現物ヲ保管セルモ外国ノ為特別保管セルモノ(日本銀行所有ニ属セサルモノ)

瓦

(1) 泰国関係 三八、八五四、九九九・三

(2) 仏印関係 三三、〇五六、八一三・六

(3) 伊太利関係 二一三、二八一・〇

計 七二、一二五、〇九三・九

欄外 鉛筆で記入。

①大臣閣下(本件ハ日本銀行ト打合済ノモノニ有之候)

出所 大蔵省資料Z五三一―六―二四。

## (2) 日本銀行金保有状況

(昭和二〇年九月一五日現在日本銀行調査)

本行金保有状況(昭和二十年九月十五日現在)(日本銀行調査)

一、本行所有金準備充当高

1、現物アルモノ

| | 純金量 瓦 | 所有価額(準備充当価額)(註一) 円 |
|---|---|---|
| 定型金塊 | 六九、〇〇二、八四二・〇六〇四 | 三三七、九四〇、八三四・七四 |
| 〃(金条) | 五、〇三二、六八七・三 | 一七、三五四、〇九四・一三 |
| 〃(金地金預リ証書) | 一四、〇六三、二九七・七 | 四八、四九四、一二九・九八 |
| 雑地金 | 三一九、三七七・七八七五 | 一、一〇一、三〇二・七一 |
| 金貨 | 額面 一四、七六三、九六三円 | 三八、三三一、二四五・五〇 |
| 旧貨幣 | 一、〇一九、一五五個 | 四、〇九四、一八二・四三 |
| 計 | (概算一〇〇、六九三、五五八瓦九三一七) | 三四七、二一五、七八九・四九 |

2、金資金特別会計ノ仮証書ニ依ルモノ(別種金地金)

| | 純金量 瓦 | 所有価額(準備充当価額) 円 |
|---|---|---|
| 泰国軍費関係 | 九、七一〇、二〇八・八 | 三三、四八三、四七八・六一 |
| 対支経済施策関係 | 二四、九七〇、〇八四・九 | 八六、一〇三、七四〇・九八 |
| 計 | 三四、六八〇、二九三・七 | 一一九、五八七、二一九・五九 |

3、正金銀行ノ預リ金証書ニ依ルモノ(特殊金地金)

| | | |
|---|---|---|
| | 一〇、〇〇〇、四九九・一 | 三四、四八四、四七九・六五 |
| 合計 | (概算一四五、三七三、三七一・七三一七) | 五〇一、二八七、四八八・七三 |
| | | 此ノ時価(註二) |
| | | (1) 五五九、六八七、四八一・一七 |
| | | (2) 八五〇、四三四、三三四・六三 |

二、準備充当以外ノモノ

1、現物アルモノ

| | 瓦 | |
|---|---|---|
| 勘定外定型金塊(改鋳ノ際生シタル余剰) | 一九、四八二・六七七一 | 〇 |
| 2、仮証書ニヨルモノ | 〇 | 〇 |
| 本行所有金総計 | 瓦 一四五、三九二、八五四・四〇八八 | 時価 (1) 五五九、七六二、四八九・四七 (2) 八五〇、五四八、一九八・二九 |

（3）金問題に関する考え方（昭和二〇年九月二〇日外資局）

金問題ニ関スル考方（外資局、二〇、九、二〇）

第一、現在保有分ニ関スル考方

(1) 連合国軍最高司令部ヨリ日本銀行保有高ノ報告方要求アリタル処之ニ対シテハ其実ノ計数ヲ其ノ儘提出スルコト

(2) 右計数ヲ提出スルト同時ニ我方ノ保有金ニ関スル当面ノ考方ヲ左ノ趣旨ニヨリ説明スルコト

(イ) 本邦トシテハ日本通貨ノ信用確保ノ為日本銀行ニ或程度ノ金ノ保有ヲ必要トスルコト

(ロ) 国民生活ノ最低水準確保ノ為差当リ食糧、石油、塩等ノ輸入ヲ緊要トスルヲ以テ右ノ金ヲ右輸入資金ニ充当シ度キコト

註、支那ニ於ケル金処分状況、銀等ニ付質問アリタルトキハ他日回答スルモノトスルコト

第二、新産金ニ関スル考方

(1) 新産金ニ付テハ右第一ノ我方ノ金ニ関スル希望ヲ連合国軍側ガ或程度容認スルトキハ金鉱ノ復旧開発ヲ速急ニ行フコト

之ガ具体的実施方策ハ別ニ定ムルコトトスルモ賈上価格ノ修正ハ為替換算ノ効率度ヲ考慮ノ上決定スルヲ我方ノ方針トスルコト

(2) 金ノ賠償給付トシテノ役割ニ付テハ他ノ賠償物資ト比較シ其ノ国民経済上ノ効率ニ関スル見透ニ即応シ適宜之ヲ定ムルコト

出所　大蔵省資料Z五三一―六一―一四。

4、保管場所在高

| 本行所有分 | | 東京 | 大阪 | 其他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 仮金資金特別会計ノ証書 | 雑型金塊 | 二六、六三三延 | 五、二五〇延 | 〇延 | 五、九八三延 |
| | 〃（金）地金銀 | 四、五〇三、三七九 | 三、六〇〇 | 〇 | 四、五〇六、九七九 |
| | 〃（預り証書） | 五〇、六八〇 | 〇 | 〇 | 五〇、六八〇 |
| | 金貨 | 一、九〇〇個 | 〇 | 〇 | 一、九〇〇個 |

| | | 瓦 | 推定純金量 | 円 | 買入代金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二五二、六五〇個 | | 一、九七六、三 | | 六、四八、九 | |
| 四、保管場所在高 | | | | | |
| | | 瓦 | 純金量 | 円 | 価額 |
| 一、本行保管ニ係ル金（所有ノモノヲ除ク） | | | | | |
| 1、国庫所有 | | | | | |
| イ、対外イヤマーク分（特別保管金地金）（註三） | | | | | |
| | 泰国関係 | | 二、六八、九五二・三 | | 二、四八、九五二・三 |
| | 仏印関係 | | 三、〇五六、八三一・八 | | 二、五六、四八一・二 |
| | 中国連銀関係 | | 六〇七、二五一・七 | | 七二五、〇四〇・四 |
| | 伊太利関係 | | 二三、六二一・〇 | | 一、〇三五、九・九 |
| | 計 | | 七、三三、四五一・六 | | 五、六七、七六・六 |
| ロ、純国庫所有分（金資金特別会計） | | | | | |
| | | 瓦 | 純金量 | 円 | 価額 |
| (外ニ現送セルモ未払下ノ分ヲ含ム)（註四） | | 二、四〇五・六六 | | 二、〇五、七・六 | |
| 2、売戻条件附金地品（八月十九日現在）（註四） | | | | | |
| | | 瓦 | 推定純金量 | 円 | 買入代金 |
| | | 一、九七六、三 | | 六、四八、九 | |

出所　大蔵省資料Z五三一―六一―一五。

（註一）本行所有価額ハ二、九〇一円（一瓦三円四四強）ノ割

（註二）時価ノ(1)ハ金資金特別会計ノ買入価格一瓦三円八五ニ依リ算出

(2)ハ之ニ付割増金ヲ平均一瓦二円トシテ加算シタルモノ（一瓦五円八五）ニ依

（註三）対外イヤマーク分ハ量目ニ依リ保管シ居ルモノニテ各価額ハ各国ノ保有有価額ヲ示シ単価種々アリ

（註四）売渡約款付金地品ハ戦争終了後売戻スコトトナリ居リ目下売戻中

（註五）金資金特別会計分中二二四瓩ハ輸納未済金地金ニシテ各支店ニ分散シアルモ便宜上本店中ニ加算シアリ

（註六）外ニ純益不明ニ付掲記セサルモノ左ノ如シ

| | 旧貨幣 | 金貨額面 |
|---|---|---|
| 本店 | 一、〇一九千個 | 一〇、九三六千円 |
| 大阪 | 〇 | 三、八四七千円 |
| 計 | 一、〇一九千個 | 一四、七八三千円 |

9　外国為替対策

（1）今後の為替相場の問題

（昭和二〇年八月二四日、同年九月七日木内信胤）

今後ノ為替相場ノ問題（其ノ一）（二〇、八、二四）

一、今後ノ為替相場ハ恐ラク米国ノ指図ニヨッテ決メラレルデアロウガ其ノ相場ノ居所ハ高イノガイイノカ安イノガイイノカヲ論究スルコトガ此ノ論文ノ主タル目的デアル

結論ヲ先ニ云ヘバ一相場ノ高下ニヨル利害得失ハ夫々ノ部面ニ於テ未節的ニハ区々デアルガ結局日米経済力ヲ正シク反影スル相場ガ一番ヨイノデアッテ円ハ成ルベク高ク評価サレルノガヨイ即チ一弗ガ二十円デアルヨリハ十円ガヨイト一途ニ考ヘルガ如キハ思ハザルモ甚ダシキモノダト云フコトニアル

問題ハ甚ダ紛雑困難デアルガ先ヅ為替相場ノ問題ノ起ル部面ヲ列挙シソノ夫々ノ部面ニ於テ為替相場ガ如何ニ機能スルカヲ突キ止メテカカル必要ガアル

二、問題ノ起ル部面ハ大凡次ノ四ツデアル

(イ) 占領軍ノ消費

(ロ) 賠償ノ支払

(ハ) 今後ノ貿易政策

(ニ) 今後ノ物価政策

右ノ内(イ)ハ広義ノ(ロ)ニ入レテ考ヘルコトモ出来ルガ占領軍ノ消費ガ始マルノハ茲両三日ノ問題デアルノニ対シ賠償支払ハ相当先キノコトデアルト云フ事実、占領軍ノ費用ハ恐ラク賠償額中ニハ加算サレズ別箇ニ我ガ国ノ負担トサレルデアロウト云フ事実、並ニ賠償ハ国家ヲ問ニ挟ンデ大キク経済ニ影響シテ来ルニ対シ、占領軍ノ消費ハ占領軍将兵ノ娯楽場等ノ未端ニ於テ直接問題ガ起ル点ニ於テ、国内経済ニ影響スル経路ガ全ク異リ得ル事実等カラ見テ別箇ニ考察スルコトヲ促トスル

三、順序ヲ稍変更シテ先ヅ賠償ノ支払カラ見テ行クノニ、円建ノ労銀、円建ノ物資ガ高ク評価サレルト云フ意味ニ於テ円ハ高イ程ヨイ（即チ一弗二十円ヨリ十円ガヨイ）ト考ヘルノガ目下通念的デアルヤウデアル然シ之ハ吟味ヲ要スルノデアッテ敵ハ必ズ賠償ハ弗建デ例ヘバ百億弗ト決メテ来ル、其ノ百億弗ヲ支払フ為ニ物資、例ヘバ石炭何噸、生糸何俵ヲヨコセト云ッテ来ルノデ其ノ石炭ナリ生糸ナリノ価格ハ必ズ弗建デ評価シテ来ル、而シテ其ノ物資ヲ調達スルノニ政府ハ何億円ヲ支払フデアロウカノ問題ハ総額ノ百億弗ニモ、又各物資ノ評価額ニモ何等ノ影響ヲ持チ得ナイモノデアルコトヲ考ヘレバ、賠償負担ニ関シテハ為替相場ノ居所如何ノ問題ハ介入ノ余地ナキモノデアルコトガ了解サレル、事実敵ガ一弗ト評価スル生糸ガ国内デ二十円スルノナラ、如何ニ政府ガ為替ハ十円ダト力ムデ見タトコロデ、国内デ其ノ生糸ヲ調達スル為ニハ二十円ヲ支払ハナケレバナラナイト云フコトヲヨク頭ニ入レテ置ク必要ガアル

右ノ推理ニ例外ガ許サレルトスレバ敵ガ円建デ賠償額ヲ決メテ来ル場合デアッテ、国内ノ円貨有価証券ヲ賠償物件トシテ要求スル場合ガ一応考ヘラレルガ、有価証券ト云フモ国債ヤ社債ヲトル筈ナク株式デアルトスレバヤハリ其ノ企業ヲ弗建デ評価シテ来ルニ違ヒナイト考ヘラレル、唯一ツ日本ノ円債務、例ヘバ独逸カラノ預リ金ヲ押収サレルヤウナ場合ニハ為替相場ガ物ヲ云フノデアッテ十億円ノ債務支払ノ為ラ一弗ガ十円ナラ一億弗支払ハネバナラヌガ二十円ナラ五千万弗デヨイ（即チ円ガ安イ方ガヨイ）ト云フ場合ガアル、然シ此ノ場合モ若シ敵ガ円債務ノ弗支払ヲ要求セズ円ハ円トシテ国内デ行使スルトスレバ固ヨリ相場ノ問題ハ起ラナイ

以上之ヲ要スルニ賠償支払ニ関スル限リ円ハ高ク評価サレルガヨイト云フ目下ノ通念ハ誤リデアルト云ッテ差支ナク、正シクハ為替相場ノ居所ハ賠償負担ノ軽重ニハ無関係ナリト云フベキデアルガ、更ニ一段突込ンデ云ヘバ賠償ノ値切リ交渉ヲスルニハ円ハ安イ程ヨイト云フ事実ガアリ得ル、敵ハ弗デ総額ヲ考ヘテキルノニ対シ、ソレガ如何ニ日本ニトッテ辛イ負担デアルカヲ訴ヘルニハ、其ノ円価換算ハ之程尨大ナ数字トナル、ソレハ日本国富カラ云ッテ、財政カラ云ッテ耐ヘ難イト主張スル訳デ、ソノ場合円価換算数字ガ大キイ程話シガシ易イノハ云フ迄モナイ

四、右ノ理論ハ然シ賠償負担ノ実質ニ為替相場ハ無関係デアルト云フダケノコトデアッテ賠償負担者ニ対シ国家ガ保障ヲナス場合ニハ国家及国民双方ニ至大ノ影響ヲ及ボス

生糸一弗ガ二十円シテキルナラ其ノ数量ノ生糸ヲ提供シタモノニ国家ハ二十円支払フノガ当然デアッテソウスル限リ問題ハナイガ、或ル企業ヲ敵ハ一千万弗ト評価シテ押収シタトキニ国家ハ為替相場ヲ通ジテ考ヘ一弗ガ十円ナラ一億円ノ支払ヒ二十円ナラ二億円支払フト云フコトニナリ勝デアル、カカル場合モ敵トハ別箇ニ其ノ企業ヲ円評価シテ支払フノガ正当デアルガ事実ハソウ行キ難イトスレバ、為替相場ハ適正デアッテ敵ノ評価一千万弗ノ対価ハ為替相場カラ出シテ見テモ、其ノ企業ヲ別途円評価シテ見テモ略同ジニナルト云フノガ理想デアル、ソウデナケレバ国家及国民双方ガ逆ノ立場ニ於テ不当ナル損益ヲ受ケル

右ノ理論、即チ弗建賠償債務ヲ円負担ニ転化スル場合ノ必要カラ見レバ相場ノ居所ハ適正ナルベシト云フ主張ハ、然シ若干政策的補正ヲ許スモノデアッテ、今後日本国ハ一応尨大ナル補償債務ヲ負ハネバナラヌ、而シテソレハ結局国民全部ニ背負ッテ貰ハネバナラヌトコロデアルカラ、始メカラ各個人モ損失ノ幾分ヲ負担シ国家ノ補償債務ヲ余リニ大ナラシメザルコトガ財政技術カラ云ッテ有利デアルト云フ見方ガ成リ立ツ、然リトスレバ右適正相場ヨリ稍円ヲ高ク（即チ二十円ヨリ十円ニ近ク）決定シテ置クコトガイイト云ヘルノデアル

五、賠償関係ヲ此ノ程度ニ止メテ占領軍ノ消費ノ問題ニ移ルガ、占領軍ニ対シ其ノ所要ヲ全部実物給付スルトスレバ上記賠償ニ就イテ論ジタトコロガ其儘当嵌マル、然シ事実ハ将兵ノ小遣マデ実物給付ト云フ訳ニ行カヌカラ必ズ両替ノ問題ヲ生ズル、若シ彼等ガ全部円札ノミヲ使フコトトシ、全額ヲ政府勘定デ交換スルトスレバ政府ノ懐勘定トシテハ云フ迄モナク円ハ高イ方ガ（即チ一弗二十円ヨリ十円ノ方ガ）有利デアル、恐ラク此ノ事実ヲ見テ賠償関係一



般ニ円ヲ高ク見ルベシト云フ目下ノ通念ガ生ジタモノト想像スルガ然シ此ノ関係ニ於テモ相当反省ヲ要スルモノガアル

第一ハ将兵ノ小遣ノ両替ヲ相場ヲ安クシテ彼等ニ日本ノ物価ハ安イト思ハセ盛ンニ金ヲ使ハセテ弗札ヲ稼イダ方ガ目下ノ国状トシテ有利デハナイカト云フ考デアル、之ハ例ノ「空腹輸出」ニ稍似タモノデアッテ空腹輸出ガ馬鹿ラシキモノデアルコトハ云フマデモナイガ、一概ニ論ジラレナイノハ(イ)今後ノ日本ノ経済ヲ考ヘテ見レバ弗資金ノ獲得ハ極メテ大切デアッテ相当ノ犠牲ハ意ニ介スベキデナイ(ロ)将兵ノ小遣ノ対象トナル物資ナラドウセ将来トモ輸出ノ対象トナリ得ナイモノデアルカラ今ソレヲ以テスル弗資金獲得ノ機会ガアルナラ逸スベキデナイ(ハ)円ヲ過小評価スルヤウニ見エテモ将来物価ノ一層ノ騰貴ハ必然デアルカラ現在或程度過小評価スルコトハ一向差支ナイ等ノ論拠ガ数ヘラレルコトデアル

第二ニハ、若シ物価カラ見テ一弗二十円デアルベキモノヲ十円トシタトスレバ、必ズ将兵ノ間カラ不平ガ起ッテ摩擦ヲ生ジタ末結局改訂ヲ命ジラレルニ決ッテキル、ドウセ改訂サセラレルモノナラ摩擦ヲ生ズルダケ損デアルカラ(而モ此ノ損ハ軽視出来ナイ）始メカラ思ヒ切ッテ円ヲ安ク評価シテ置クニ若カズデアル

六、彼此勘考スレバ此ノ部面ニ於テモ相場ハ適正ナルガヨイト云フコトニナルノデアッテ目前ノ政府ノ懐勘定ノ損得ニ引カレテ円ノ高評価ヲ一途ニ主張スルガ如キハ愚ナルモノト云ハネバナラヌ、唯高評価ニ味方スルモウ一ツノ論拠トシテ、インフレ滲透ノ今日対米ガ二十円ダ三十円ダト云フコトヲ聞カセレバ国民ヲ衝戟スルト云フコトガ云ヘルガ、ソノ位ノ事ヲ細カイ神経ヲ使ッテ恐レテキル時代デハナイ、日本ノ経済ハ荒療治ヲ必要トスルモノダト云フ事実モ忘ルベキデナイ

七、前記弗資金獲得論ニ対シテハ、受ケトルモノガ弗軍票デアッテソノ儘弗資金トハナリ得ナイモノデアリ将来弗軍票ハ米弗ノ半値ダト云フヤウナコトマデハ云ハレナイトスルモ、ソレハ占領軍ノ費用ダカラソックリ日本ノ負担トセヨト云ハレタラソレッキリダト云フコトモ考ヘラレル、ソウナレバ万事ソレマデデ泣寝入ノ外ナイガ、ソウナル可能性ヲ恐レル位ナラバ、二十円ヲ十円ト押シツケテ見タトコロデ倍額ノ弗ノ交換ヲ申付ケラレルダケノコトダト云フ見方ガ成リ立ツ訳デアル

八、以上ノ議論ハ将兵ノ小遣ヲ全額円価交換スルモノトシテ進メテ来タガ当方ノ此ノ申出ヲ占領軍ガ聞キ入レタ場合ニモ事実将兵ハ必ズ市中ニ於テ弗紙幣ヲ使用スルニ相違ナク、之ヲ防止スルコトハ絶対不可能デアルカラ各所ニ弗ノ交換相場ガ立ツコトヲ如何トモスルコトガ出来ナイ、然ラバソレヲドウスルカガ一ツノ重要ナル問題デアル

銀行ハ之等ヲ国民ノ為ニ両替シテヤラネバナラナイガ其ノ相場ガ適正デナケレバ必ズ闇市場ノ発生トナル、然ルニ闇市場ハ弾圧スベキモノナリヤ、又弾圧シ得ルモノナリヤト考ヘルノニ何レニ対シテモ否ト答ヘザルヲ得ナイノデアルカラ銀行ノ買取相場ハ飽ク迄適正ニ、否成ル可ク弗貨取得者ガ進ンデ交換ニ持ッテ来ルヤウニ、顧客ニ有利ニ即チ稍円ノ過小評価トナル如ク決メルノガヨイト云フ結論ガ生レル

既ニ然リトスレバ此ノ銀行交換相場ト前記政府勘定ノ交換相場トガ余リニモ隔タルコトハ滑稽ナモノトナルカラ茲ニモウ一ツ政府ハ占領軍ニ対シ円ノ高評価ヲ方針トシテ交渉スルノハ愚デアルト云フ論拠ガ生レテ来ル

九、以上述ベタトコロヲ通観シテ占領軍消費、賠償支払ノ二ツノ部面ノミノ結論ヲ述ベレバ、要スルニ評価ハ適正ナルガヨイノデアッテ無理ガアレバ通モノデモナク又無理ヲスベキ理由モナイノデアル、但シ適正ト云ッテモ上下ニ多少ノ政策的補正ヲナスコトハ差支ナイバカリデナク必要ナコトデモアル、然シ今迄述ベタトコロデハ何レニモ左迄大キナ利害ハナク且ツ上下双方ニ論拠ガアルカラ、何レヲ可トスルト云フ割リ切ッタ主張ハ為シ難イト云フベキデアル

十、然ラバ如何ナル相場ヲ適正ト云フカガ問題デアルガ之ハ他ノ部面ヲ吟味シタ後ニ論ズルコトトスル、唯此処デハ前記必然発生スルデアロウ弗札ノ闇相場ガ存外参考ニナルノデハナイカト云フ着眼ヲ一言スルニ止メル、而シテ此ノ見地、並ニ将来ニ於テ単竟日本ハ弗為替本位トナル運命ニアリ、又ソレヲ円

滑迅速ニ誘導スルノガヨイノダト云フ見透シニ立ツトスレバ、上記ニ於テ想定シタ如ク、将兵ノ小遣ハ一応全部政府勘定ヲ以テ円ニ交換シ市中デ弗札ヲ使フコトヲ極力回避スルト云フ行キ方モ必ズシモ拘泥スル必要ノナイモノデアッテ小遣位ハ最初カラ弗札ヲ使ッテ貰ッテ相当大キナ弗市場ノ発生ヲ厭ハヌト云フ大キナ行キ方ニモ合理性ヲ認メ得ルト云フコトヲ付加シテ置ク尚又、後ニ述ブル如ク適正ナル相場ト云フモノハ随時可変ナモノデナケレバナラナイト云フコトニ想到スレバ、茲両三日中ニ決マルデアロウ両替相場如何ノ如キハ将来ニ於テ決シテソレニ執着スベキモノデハナイト云フ観点モ併セテ一言シテ置ク価値ガアロウ。

（其ノ一終リ）

一、前論ニ継イデ為替相場ノ居所ハ高イガヨイカ低イガヨイカノ問題ヲ中心トシテ貿易政策ノ部面ニ入ルコトニスル

英国ハ平価切下権ノ留保ヲブレトンウッヅ案賛成ノ条件トシヨウトシテキルト伝ヘラレルガ輸出振興ヲ念トスルモノガ自国貨ノ過高評価ヲ恐レルノハ当然デアル、今後ノ日本ハ国内再建ノ為ニ多額ノ輸入ヲ必要トシ其ノ為ニハ先ヅ輸出ヲ為サネバナラヌト考ヘレバ平価ハ低イ方ガヨイ（一弗十円ヨリハ二十円ガヨイ）ト結論シタクナルガ之ハ相当吟味ヲ要スル

第一ニ日本ニ輸出スベキ物資アリヤデアルガ恐ラク生糸ガ多少問題トナリ得ル以外何物モナイト考ヘネバナルマイ、従ッテ国内再建ノ為ノ輸入ハドウシテモクレディットニ俟タネバナラヌトスレバ為替相場ヲ低ク置イテ輸出振興ヲ図ルト云フ行キ方ハ当初カラ余リ問題トスルニ足ルモノデナイト云ヘル

第二ニ今後我ガ国ニ貿易ガ許サレル場合ハ、賠償其他ノ関係ニ於テ米国ガ日本ニ或程度或種類ノ原料品其他ノ輸入ヲ許スコトニヨッテ若干ノ製品輸出力ヲ造出シタ方ガヨイト考ヘル時デアルトスレバ、其ノ貿易ハ当初カラ高度ノ計画性ヲ持チ為替相場ヲ上下シテ之ヲ操ル余地ノナイモノデアロウト考ヘラレル

二、為替相場ヲ特ニ低位ニ置イテ輸出振興ヲ図ラウトスル考ヘ方ニ対シテハ以上ノ如キ吟味ガ必要デアルガ、サレバト云ッテ之等ハ為替相場ヲ高位ニ置クガヨイト云フ論拠ニナルワケデハナイ、原則的ニハ貿易関係ニ於テモ為替相場ノ居所ハ物価水準カラ見テ適正ナノガ一番ヨイニ相違ナク唯若干ノ手心トシテハ高目ガヨイカ低目ガヨイカノ問題ヲ余スノミデアルガ、輸出振興ニハ低目ガイイガ其ノ低目ハ大シテ効果アルモノデハナカロウト云ヘルノミデアル、但シ物価ノ前途カラ見レバ騰貴必至デアルカラ為替ハ相当思ヒ切ッテ低目デモヂキニ追ヒ着カレルトハ考ヘラレル

以上ハ凡テ輸出振興ノ見地カラ見テノ為替相場ノ問題デアルガ貿易上ノ為替問題ハソレヲ通ジテ国内物価ガ影響ヲ蒙ルト云フ点ノ方ニ遥カニ重要性ガアル、之ハ然シ最初ニ掲ゲタ部面ノ列挙カラ云ヘバ最後ノ物価政策ノ問題トシテ論ゼラレネバナラヌ

三、物価政策トシテノ為替問題ハ主トシテ貿易関係ヲ通ジテ起ルガ貿易以外ノ国際収支関係ヲ通ジテモ乃至ハ単ナル心理的問題トシテモ影響力ガアル、従ッテ現在ノ日本トシテ目先キ大キナ貿易モ貿易以外ノ対外決済関係モ起リ得ナイニ拘ラズ為替相場如何ノ問題ハ頗ル重要デアッテ、本論ニ於テハ既ニ三ツノ部面ヲ論ジテ来タガ此ノ最後ノ部面コソ関心ノ焦点デアラネバナラヌ

此ノ点ニ付テハ然シ問題ヲ比較的単純ナル次ノ諸原則ニ要約スルコトニヨリ解答ニ到達スルコトガ出来ル

(イ) 実質的ニ大量ナル貿易ヲ期待出来ヌ現状ニ於テハ為替相場ノ持ツ国内物価ヘノ影響力ハ主トシテ心理的デアル

(ロ) 占領軍ガ指定スル相場ハ固ヨリ、占領軍将兵ガバラ蒔ク弗札ニ対スル



闇相場ト雖、ソレガ国内物価ニ強イ影響力ヲ持ツモノデアル以上、之ハ国内再建ノ諸計画トノ見合ニ於テ占領軍ニ対シ協力ヲ求ムベキ性質ノ事柄ニ属スル

(ハ) 相場ノ居所ハ飽迄経済ノ実情ニ即スルモノデナケレバナラナイ実情ヲ離レタモノハ直チニ浮イテ了フノミナラズ各種ノ弊害ノ原因トナル

(ニ) 今後ノ国内物価ハ茲暫ク激動期ト見ネバナラナイカラ為替相場モ随時大幅ニ可変ナモノデナケレバナラヌ

(ホ) 目下ノ国内物価事情ハ公定ト闇トガ著シキ乖離ヲ来タシ一般物価水準ナルモノヲ喪失シテキル状態デアッテ再建計画ノ第一ノ目標トシテ物価ノ地均ラシ工作ガ考ヘラレナケレバナラヌ、単ニ公定ト闇トノ問題ノミナラズ日本ノ経済構造ガ根本的ニ変ハルト云フ意味ニ於テモ、又国富ノ著減、賠償債務ノ発生ト云フ事態カラ見テモ物価体系ハ大変革ヲ受ケネバナラナイガ、其結果得ラルベキ新物価水準ハ従来ノ公定物価ヨリ著シキ高位ニアルベキコトハ疑ヲ容レヌ、従ッテソレニ対応スベキ為替相場モ亦従来ノ公定タル対米四円二十五銭カラ見テ著シキ低落（円数字ノ増大）タルベキハ論ヲ俟タヌ

(ヘ) 右ノ新物価水準ハ然シ一回ノ調整ニヨッテ到達スベキモノデハナク恐ラクハ数次ノ段階ヲ経ルベキモノトスレバ為替相場モ其ノアルベキ姿ニ一度ニ行クノデハナク数階梯ヲ経テ到達スベキモノデアル

(ト) 右調整ノ途次ニ於ケル経済指導技術トシテノ見地ニ於テハ先走ッタ為替相場ノ低落ガ人心ヲ刺戟スル点ヲ考慮スベキデアルト同時ニ、地均ラシ工作ニ抵抗スル部面ニ対シ引導ヲ渡ス為ニハ為替相場ノ実例ヲ提供スルノガ一番ヨイト云フコトヲ知ラネバナラヌ、蓋シ今後ノ妥当ナル新物価水準ガ相当高位ノモノデアルト推定スルコトハ、言ヒ換ヘレバ手段ハイザ知ラズ結果ニ於テハ平価切下ゲヲ行ッタト同ジ状態ヲ予期スルモノデアッテ、此ノ荒療治ヲ観念セシメルニハ為替相場ノ切下ゲヲ行ッテ見セルノガ最上ダカラデアル

以上列挙シタ原則的観点ニシテ誤無シトスレバ結論トシテ導キ出サレル回答

四、以上ノ所論ニヨッテ為替相場ノ居所如何ノ問題ニ対シテ持ツベキ心構ハ大凡聞明サレタト信ズルガ、ソレト同時ニ明瞭ニナッタコトハ、ソレデハ具体的ニ一弗ハ何円ガヨイノカノ問題ハ今後ノ物価水準ノ持ッテ行キ方ヲ決定シナケレバ答ヘラレヌト云フコトデアル、而シテ之コソ為政者ノ銘記スベキ結論デアッテソコニコソ政策ノ総合性ガ生レルノデアル

五、然シ乍ラ右ノ所謂今後ノ物価水準ノ持ッテ行キ方ハ容易ナコトデハ決定サレヌデアロウ、ソノ間ハドウスルカノ問題ニモ一応答ヘテ置カネバナラヌ、ソレハ固ヨリ「勘」デ行カネバナラヌ、筆者ノ勘ヲ以テスレバ一弗ハ結局三十円以上ニナルデアロウト云フ予想ノ下ニ十円ヲ以テ発足スルノハ丁度イイトコロデアロウ、一弗ガ四十二円五十銭ニナッテ円価ハ十分ノ一ノ低落デアル、恐ラク其処マデ行カナクトモ済ムデアロウガ其ノ近所マデハ行クト予想シ、然ラバ最初ハ、即チ占領軍将兵ノ両替ハ、十円デ発足シテヨカロウト考ヘルノデアル、米国ノ物価ハ戦前ト大差ナイノニ対シ、我ガ国ノ闇物価ハ戦前ニ比スレバ十倍位ノ騰貴デハキカナイケレ共、ソレハ要スルニ特殊部面ノ取引デアルコト、闇ト公定トガ調整サレルト云フコトハ必ラズシモ公定ガ闇マデ上ルト云フコトデハナイト云フコト、其他賠償負担ノ様相、国富ノ現状、アルベキ日本ノ新経済構造、国家補償ノ総額等莫タル想念ヲ取纏メテ行クト右ノ如キ「勘」ニ到達スル、ソレハ固ヨリ合理的推理ニ基ク結論ガ得ラレル迄ノ一種ノ手引キニ過ギナイ

尚終リニ一言付加シテ置キタイコトハ戦時中次第ニ認メラレテ来タ為替相場ハ複数デアッテヨイノダト云フ考ヘ方ハ茲当分存続シテ差支ナイト云フコト

## ハ

「今後ノ為替相場ハ随時可変ニシテ国内経済再建ノ一環タル物価調整工作ニ随伴シテ次第ニ低位ニ導カルベキモノタルヲ要シ、其ノ終局ニ於テハ相当ノ低位タルベキモノ」

ト云フコトニナル、換言スレバ此ノ部面ニ於テモ円ハ高ク評価サレル程イイ二十円ヨリハ十円ガイイ、公定ノ四円二十五銭ナラ更ニイイト云フヤウナ単純ナ考ヘ方ハ通用シナイノデアル

デアル、新物価水準ガ発見サレ価格体系ガ一変シタ暁ハ知ラズ少クトモソレ迄ノ期間ニ於テハ各種ノ必要ニヨリ種々ノ価格調整ガ行ハレルト云フ現状（ソレヲ為替ノ形デ行ケバ複数為替相場トナルガ）ハ一挙ニ改マル筈ハナイカラデアル。

（終リ）

今後ノ為替相場ノ問題（其ノ三）（二〇、九、七）

一、首題ノ論文其ノ一及其ノ二ニ於テ「今後ノ為替相場ノ居所ハ高イガヨイカ安イガヨイカ」ノ問題ニ対シ㈠占領軍ノ消費㈡賠償ノ支払㈢今後ノ貿易政策㈣今後ノ物価政策ノ四方面カラ之ヲ論ジテ

「円ノ弗ニ対スル比価ガ高イ程ヨイト一途ニ思ヒ込ンデキルノハ誤リデアル」

コトヲ明カニシ

「ソレハ飽ク迄適正デナケレバナラナイノデアッテ高過ギルノモ低スギルノモ宜シクナイ、但シ若干高目又ハ若干低目ニ置クコトハ政策的ニ許サレルバカリデナク大イニ良イコトデアル、ソレハ然シ各政策面ニヨッテ利害ガ相反スルカラ一概ニハ言ヘナイ」

ト云フ結論ヲ導キ出シタ、茲ニ於テソノ「適正」トハ何デアルカ、如何ニシテ之ヲ判定スルノカノ問題ニ進マネバナラナイガ、上記ノ二論文ハ又其ノ道程ニ於テ

「問題ハ今後ノ物価政策トノ関連ノ面ニ於テ最大ノ重要性ガアル」

「今後ノ物価政策ハ先ヅ大規模ノ地均ラシ工作ヲ必要トシ、且ツ手段ハイザ知ラズ結果ニ於テハ、平価切下ヲ行ッタト同ジコトニナラネバナラナイニ就テハ、為替相場ハ相当低位タラネバナラナイ」

「右ハ然シ数段ノ工作ニヨッテ逐次実現シナケレバナラナイモノデアル以上為替相場モ数回ニ分ケテ低位ニ導カルベキモノデ、其ノ意味ニ於テ為替相場ハ随時可変デナケレバナラヌ」

「右ニ至ル道程ニ於テハ最近ノ思想タル複数為替相場的行キ方モ存続ノ余地ガナイ訳デハナイ」

等ノ主張ヲ展開シテ来タ、之等ノ諸点ハ若干説明ヲ要スルモノガアルカラ本論ニ於テハ其ノ説明ヲ行ヒツツ前記「適正トハ何ゾヤ」ノ問題ヲ検討シテ見タイ

二、第一ニ今後ノ為替相場ノ問題ハ物価政策トノ関連面ニ於テ最大ノ重要性ガアルト主張スルコトニハ多ク異論ハナイト考ヘル、賠償負担ノ実質ニハ為替相場ハ殆ンド無関係デアルコトハ既ニ之ヲ明カニシタ、賠償負担ノ国民ヘノ転嫁ノ際ノ財政問題トシテ、並ビニ貿易政策上主トシテ輸出増大策トシテ相場ノ高下ハ若干ノ問題タリ得ルガ何レモ決定的重要性ヲ持ツモノデナイコトハ夫々ノ場合ニ説明シタ通リデアル、然ルニ今後ノ物価問題ハ所謂インフレ処理ノ問題トシテ我等ノ当面スル最大問題ノ一ツデアリ、其ノ関係ニ於テ為替相場ノ居所如何ガ、主トシテ心理的デハアルガ、極メテ重要ナ役割ヲ演ズル可能性ガアルコトハ何人モ首肯スルトコロデアロウ

三、次ニ、今後ノ物価政策ハ先ヅ大規模ノ地均ラシ工作ヲ必要トシ、手段ハイザ知ラズ結果ニ於テハ平価切下ゲヲ行ッタト同ジコトニナラネバナラヌト考ヘルコトニ就テハ若干説明ヲ必要トスル

地均ラシ工作トハ主トシテ闇ト公定ノ平均化ヲ指シテ云ッタ言葉デアルガ、目下ノ食糧問題上ノ最大ノ関心事ガ農民ノ供出継続ニアルコトダケヲ考ヘテ見テモ公定価ノ引上ゲハ必至デアリ其ノ結果供出ト配給トノ良好化ヲ得テ闇価格ノ低落スルコトガ理想デアル、然シソレノミデハナク今後日本ノ産業機構ガ大転換ヲ為サネバナラナイニ就テハ、而モ其ノ転換ガ大規模ナル失業群ノ生キンガ為ノ努力ヲ最大原動力トシテ為サレネバナラナイニ就テハ、従来ノ何十万種ニ及ブ公定価格ノ大部分ハ撤廃サレ広範囲ノ自由価格経済ガ導入サレナケレバナラナイコトモ疑ナイトコロデアッテ、之等ノコトヲ指シテ大雑把ニ地均ラシ工作ト呼ンダ訳デアル

サテコノ地均ラシ工作ガ出来上ッタ上ノ姿ニ於テハ、物価ノ居所ハ当然高クナケレバナラナイト云フコトハ、既発ノ一千百億ニ上ル公債ニ加ヘテ遺家族戦災者救済ノ為、軍人軍属復員ノ為、失業問題処理ノ為、軍需産業転換ノ為、戦災地復興ノ為、賠償支払ノ為等々ノ財政負担ヲ考ヘレバ、従来ノ如キ尋常



一様ナルインフレ対策即チ通貨収縮、購買力抑制、公定物価、配給制度ト云フガ如キモノデハ到底対処スルコトガ出来ナイコトハ明瞭デアッテ、必ズ荒療治、世人ガ漠然ト称ヘル平価切下的手段ヲ必要トスルト考ヘル

然シ平価切下ゲト云フコトハ国内的ニ見レバ物価引上ゲト云フコトト同ジデアッテ、適当ナル物価引上ゲニヨリ購買力ヲ切リ捨テ、生産意欲ヲ昂揚シ、消費ヲ抑制シ、財政均衡ヲ齎ラセバ問題ハ解決スル、ソレニ伴ッテ必要ナル労銀ノ引上ゲ等ガナサレナケレバナラヌコトハ云フ迄モナイガ、我国ノ当面セル問題ガ農業ヲ基本トスル新生産機構ヘノ転換ヲ枢軸トシテ、国民生活維持ノ為ノ必需品絶対量ノ確保、極度ノ勤労並ニ耐乏生活ノ徹底化ガ実現スレバソレデ解決スルモノデアルコト、換言スレバ問題ハ過去ノ不始末ノ整理デアッテ謂ハバ国家的減資手続ガ完了スレバ、アトハカ細イ乍ラ立ッテ行クモノデアル以上、物価引上ガ悪循環ヲ誘起シテ停止スルトコロヲ知ラヌデアラウト考ヘルコトハ杞憂ニ過ギヌト思フ、勿論ソレハ賠償取立ノ方法ガ合理的デアッテ所謂物ヲ作ラセタ上デソレヲ取ル云フ形デ行ハレルコトヲ前提トシテ言ヘルコトデアルガ、敵側ガ其ノ態度デアルコトハ既ニ疑ナイトコロト考ヘル

尚平価切下的予想ニ付テハ別ニ公債利率ノ引下ゲ、預金ノ切捨等ノ末節的局部的手段、新通貨ヲ発行シテ大規模ナル切替ヲ為サントスル根本的全面的手段等ガアルガ、後者ハ全然其ノ必要ナク、前者モ強イテ之ヲ併用スル迄モナイト考ヘル

（当節ニ述ベタ考ヘ方ニ付テハ尚別論「今後ノ物価政策ノ基本方向」ヲ参照セラレタイ）

四、右ノ如キ物価政策ノ先行ヲ想定スルトスレバ、ソレガ一挙ニ一刀両断的ニ行ハレルモノデハナク数次ノ変遷、少クトモ両三段ノ段階ヲ経テ実現サレルモノデアルト考ヘルコトハ恐ラク常識デアラウカラ従テ之ニ対応スベキ為替相場ノ引下ゲモ亦（夫レハ為替相場ノ持ツ心理的影響力ヲ利用シテ政府ノ構想スル物価水準ヲ国民ニ指示スル指標トシテ役立タセルベキモノト考ヘルガ）数次ニ段階的ニ行カナケレバナラナイコトガ明瞭トナル、然シソレハ飽ク迄物価ガ其ノ治マルトコロニ行キ着クマデノ経過的措置デアッテ、既ニ治マッタ挙句ニ於テハ寧ロ確乎不動ノ安定感ヲ与ヘルモノデナケレバナラズソレニヨッテ我国ノブレトンウッヅ国際決済機構ヘノ参加モ考ヘラレルト云フモノデアル

五、以上縷説ノ如キ構想ヲ明カニスレバ所謂「適正」ノ意義モ自ラ明確化シテ来ルノデアッテ、先ヅ大キクハ「日米一般物価水準ノ比較ニ基クモノ」ト認メテヨイガ、モット適切ニハ「日本物価ヲ何倍ニ引上グベキカノ程度ヲ為替相場ニ関連シテ示シタモノ」ト考ヘテ然ルベキモノデアル、蓋シ日米物価水準ノ比較ト云フモ日米両国ハ其ノ経済規模、経済機構、生産品、国民生活ノ程度様式等ヲ全ク異ニシ真実ノトコロハ比較ニナラナイ性質ノモノダトサヘ云ヘルカラデアル

一方其ノ実際上ノ決定ニ当ッテハ若干ノ交易サレ得ベキ共通商品、石炭トカ棉花トカ小麦粉トカ又為替ノ設定相場ヲ考ヘ得ルトキモナレバ、米トカ塩トカ大豆トカノ我国ニトッテ不可決ナル大東亜各域ノ生産品ノ市価ニヨル逆算的算定ガ大イニ意味ヲ為スモノデアルコトハ充分考慮ノ内ニ置カルベキモノデハアルガ、為替相場ガ先キニ決定サレ、其ノ結果之等ノ商品ヲ通ジテ我国ノ物価ガ規制サレテ行クト云フ順序ニ陥ルコトハ絶対ニ避ケネバナラナイ、之ハ銘記ニ価スル、何トナレバソレデハ曩ニ述ベタ如キ国内経済再建ノ為ニスル物価政策ノ構想ハ破綻シテ了フカラデアル

六、以上ノ説明ニヨッテ謂フ所ノ「適正相場」トハ存外大マカニ大局的ニ所謂肚ニヨッテ決メテヨイモノデアルコトガ了解サレルト思フ、而シテ之ハ為政者ガ物価ヲドコヘ持ッテ行クカノ意図ニヨッテ左右サレルモノデアル以上、飽ク迄自主的ニ「指定」サレルベキモノデアッテ客観的ナル既存ノ事実ニヨッテ他動的ニ「決メラレル」モノデハナイノデアル、日本国ハ、目前新経済機構ヘノ突進ヲ敢ヘテシナケレバナラナイト同時ニ、経済混乱ナク此ノ難事業ヲ実現スル為ニハ既存ノ経済関係ヲ整理調整セネバナラナイガ、其ノ渉外的ナルモノハ自ラ為替問題ヲ随伴スルニ付テハ其等ノ整理過程ニ於テ各種例外的特殊的事項ガアルコトハ当然デアル、之等ニ就テハ、大陸送金ハ三百円迄

ハ公定相場、ソレ以上ハ或ハ十倍、二十倍、七十倍等ノ調整金ヲ課セラレルト云フ如キ意味ニ於テ、為替相場ガ複数的デアルト云フコトハ（現在ノ調整金ノ程度ヲ是認スル訳デハ決シテナイガ）、其ガ経過的措置デアル限リ当然是認シナケレバナラナイトコロデアル、其等ノ相場ガ地域ヲ異ニスルニ従テ裁定的ニ見テ区々ニナルコトモ亦固ヨリ深ク意ニ介スベキデハナイ

以上ノ説明ニヨリ前回ノ論文ニ尽サザルトコロヲ尽シ、今後ノ為替相場ノ問題ヲ処理スルニ当ッテ持ツベキ根本ノ心構ヘハ概ネ明カニサレタト考ヘル　（一元）

編注　本文はタイプ刷りで署名はないが、表題の下に木内の捺印あり、また、（其ノ三）は横浜正金銀行用箋が使用されているので、筆者は、木内信胤と推定。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## （2）為替管理上の諸問題（昭和二〇年九月二日木内信胤）

為替管理上の諸問題（其ノ一）（二〇、九、二）

―為替管理法ノ運営並ニ改正問題ヲ如何ニ取上グベキヤノ研究―

一、目下我国ノ当面シテキル問題ノ一ツニ為替管理ヲ如何ニスベキヤノ問題ガアル、問題生起ノ様相ハ凡ソ次ノ三ツデアル

第一ニ根本問題トシテ現行為替管理法ハ新事態下到底存続ニ耐ヘナイ、一方ブレトンウッヅ機構下ニ入ッタ暁ヲ想像スル場合ト雖我ガ国ニ為替管理法ガ無クテヨイトハ考ヘラレヌ、仍而何時如何ニシテ新管理法ト代替セシムベキヤヲ考ヘネバナラヌ

第二ニ我国ハ其ノ大東亜各域ニ大キク伸ビタ邦人企業並ニ邦人社会ヲ要求セラルルママニ撤収シ其ノ或物ヲ賠償物件トシテ提供シナケレバナラヌ、其ノ措置ハ固ヨリ為替問題ヲ含ムガ現行管理法ハ之等ヲ処理スルニ適スルヤ否ヤデアル

第三ニハ目先即刻解決ヲ要スル問題トシテ占領軍使用ノ弗札処理ノ問題ガアリ、支那大陸南方関係ニシテモ、現行北中支五十倍七十倍ノ調節率ガ再吟味ヲ要スルコトヲ始メトシテ、所謂イヤマーク預金ノ内地払既存円貨並ニ現地貨ブロック預金ノ問題等何レモ其儘デヨイモノハナイト云ッテヨイ、之等ヲ如何ニ処理スルヤデアル

二、此等ノ諸問題ヲ末端カラ論議シ出シタナラバ限リナキ迷路ニ落込ムコトハ必定デアルカラ茲ニハ先ヅ此ノ問題ヲ如何ニ取扱フベキヤノ根本態度ニ付端的ニ左記数項ノ結論ヲ掲ゲルコトトスル

(一) 現行為替管理法ハ之ヲ廃止シ新管理法ヲ規定シテ之ニ代ラシムルコトヲ決定方針トシ、諸事其ノ基本ノ上ニ立ツコトトスル

(二) 新為替管理法制定ノ時期ハ明春ノ議会トスル

(三) 大東亜各域邦人並ニ邦人企業撤収ニ関スル諸問題ハ之等ニ対スル国家補償問題ノ根本方針決定ヲ先行セシムルコトトシ、凡テ其ノ基本ノ上ニ考究スルコトトスル

(四) 右根本方針ノ決定ハ遅クモ九月中トシ之ニ随伴シテ為替管理法上ノ処理ヲ決定スル

(五) 目先即刻処理ヲ要スル諸問題ハ概ネ内外物価差並ニ国内インフレ処理問題トノ関連事項ナルニ鑑ミ、之等ハ今後ノ物価政策ノ見透シニ準拠シテ決定スルモノトスル

(六) 今後ノ物価政策ノ根本方針確立ハ容易ナル事業ニ非ザルモ其ノ大局的見透シハ必ズシモ不可能ニ非ザルヲ以テ、為替当局トシテハ此ノ見透シヲ即時確立シ、内閣調査局、大蔵省企画室等ノ承認ヲ求メタル上、ソレニ基イテ諸般ノ処理ヲ行フコトトスル

(七) 上記(三)乃至(六)ノ処理ハ現行為替管理法ノ範囲内ニ於テ充分可能ナルヲ以テ該法ハ明春マデ存続セシムルモ有害ナル規定不用ナル規定ハ即時改廃ノ手続ヲトル

三、右ノ結論ニ就テ以下若干敷衍ヲ試ミル

(1) (一)ノ現行法ニ見切リヲ付ケ新法ニ代ラシムルコトニ付テハ恐ラク何人モ異議ハナイデアロウ、蓋シ余リニモ煩雑ニシテ且ツ新事態ニ適応セザル現行法ヲ一擲シテ新時代ニ相応シキ新法ヲ得ントスルコトハ何人モ希望スルトコロデアル

新法ハ如何ナル理念ト形体トヲ持ツベキカハ最モ慎重ナル研究ニ俟タネバナラナイガ、之ヲ要スルニ新日本ノ経済新機構ニ即シ、貿易上ノ統制ト相俟テ其ノ運営ヲ佐ケテ行クベキモノデアルコトハ勿論デアル、ソレニハ前提トシテ新日本ノ経済目標ガ何デアルカノ見識ガ確立シ、狭メラレタル経済基盤ノ実体ガ如何ナルモノデアルカノ見定メガ出来之ヲ運営スル統制方式ハ如何様デアルベキカノ研究ガ結論ニ達シナケレバナラヌ、一旦夫レ等ガ決定シテ来レバ、ソレニ同調シテ為替上ノ統制方式ヲ決定スルコトハ寧ロ容易ナル問題ト云ッテヨイガ、須ラク上記ノ研究ニ為替面ノ研究ヲ併行セシメ、時ヲ移サズスッキリシタ真ニ能率的ナ新管理法ヲ制定スル必要ガアル、其ノ期限ヲ明春トスルコトニモ恐ラク何人モ異議ハナイト考ヘル

(2) 大東亜各域ノ邦人並ニ邦人企業ガ大部分撤収シ且ツ其ノ多クガ賠償物件トシテ押収サレル運命ニアルニ付テハ為替管理上幾多ノ問題ヲ解明シナケレバナラナイガ其ノ様相ハ寔ニ多種多様デアッテ之ヲ解明スルコトハ至難事ニ属スル、加之之等ノ問題ヲ処理スル為ノ法律的基礎トシテ現行法ガ充分ナリヤ否ヤノ疑問ニ対シテハ恐ラク否ト答フベキモノト考ヘラレル、然ルニ此ノ問題ハ、外地企業ニ対スル国家補償ノ問題ヲ別論ノ如ク決定シ、其ノ基盤ノ上ニ考察ヲ進メルコトトスレバ存外容易ニ解決方法ヲ見出スコトガ出来ルノデアル、仍而為替管理当局トシテハ先ヅ国家補償問題ノ根本方針ヲ先決スベキコトヲ要求シ其ノ基本ニ立ッテ事ヲ決スルガヨイト考ヘラレル、詳シクハ別論「外地邦人並ニ邦人企業ニ対スル補償ノ問題」ヲ参照セラレタイ

(3) 目先ノ諸問題トシテハ占領軍ガバラ撒ク弗札ヲドウスルカノ問題ハ主トシテ其ノ弗相場ガ内地物価ニドウ影響スルカヲ恐レル問題デアリ、鮮台関満等ヨリノ帰還者ニハ其ノ所有スル現札ナリ預金ナリ現地資産ナリヲ日本貨ニ還元シテヤリタイコトハ山々デアルガ、内地インフレヲ顧慮スルガ故ニ例ヘバ月千円総額一万五千円ト云フ如キ限度ヲ設ケルモノデアリ、其他中北支ノ自由口送金ニ対スル調整金ガ七十倍五十倍デアルコトガ新事態ニ於テモ適当ナリヤ否ヤノ問題ハ内地物価トノ見合ニ於テ考ヘラルベキモノナルコトハ云フ迄モナイ

然ルニ内地物価ナルモノハ目先急変ヲ見ズニハ収マラナイ性質ニアル、戦時基盤ニ立ツ統制ニヨル低物価政策ハ最早成立シナイ、狭メラレタル国土、失ハレタル資源、累積シタ国家債務ニ更ニ賠償負担ガ加ハルト云フ新条件下ノ新物価政策ガ従来ト全ク異ッタモノデナケレバナラナイコトハ何人モ疑ナイ、カルガ故ニ例ヘバ五十倍七十倍ノ問題ニシテモ旧日本ノ公定又ハ闇物価ヲ基礎ニ考ヘルコトハ絶対ニ許サレナイコトデアッテ、何トシテモ将来ノ日本ノ物価政策ノ見透シニ立脚シナケレバナラナイノデアル、将来ノ日本ノ物価政策ヲ立案実施スルコトハ勿論容易ナコトデハナイ（トハ云ヘ之ハ極メテ急ヲ要スル問題デアル）ガ然シ其ノ方向ヲ推知シ大局ヲ見定メルコトハ必ズシモ不可能デハナイ（別論「今後ノ物価政策ノ基本方向」参照）為替当局トシテハ此ノ見透シヲ確立シソレニ基イテ目先諸問題ヲ処理セネバナラズトナス所以デアル

四、以上ノ如ク今後ノ為替管理法ノ運営並ニ其ノ改正問題ニ対スル根本ノ態度ヲ決定シテカカルトスレバ個々ノ問題ノ解明ハ著シク容易トナル之ニ反シテ若シ此ノ根本ニシテ確立シナイナラバ、必ズヤ目前ノ利害得失ニ引キ倒サレテ右往左往スル結果ニ陥ラザルヲ得ナイデアロウ、切ニ当局ノ此ノ点ニ対スル明察ヲ希望セザルヲ得ナイ　（此ノ稿終リ）

編注　前掲資料と同一用紙、タイプ印書につき、木内信胤稿と推定。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (3) 今後の日本の為替問題（大内兵衛講述要旨）

（昭和二〇年九月二〇日大臣官房文書課）

今後ノ日本ノ為替問題

（本稿ハ昭和二十年九月二十日、大内兵衛氏ガ某所ニ於テ説明セラレタル要旨デアルガ参考ニナルコト多大ナリト認メラレルノデ敢テ印刷ノ上配布スル次第デアル）

目　次（要目）

一、現在日本ノ為替問題ノ帰趨ハ、全ク、不明デアル。

二、為替相場ニ悪影響ヲ齎ストコロノ国内ノ悪性「インフレ」ノ進行ハ徹底的対策ヲ講ジナイ限リ不可避デアラウ。

三、仍テ将来ノ日本ノ為替問題ハ、真ニ、重大デアル。

四、但シ米国ノ態度ハ日本ニトッテ必ズシモ悪クハナイ。

五、結語（対策）

最後ニ残サレタ極メテ明瞭ナ具体的ナ六ツノ問題トソレニ対応スルヨリ基本的ナ一ツノ問題。

一、現在日本ノ為替問題ノ帰趨ハ、全ク不明デアル。

日本ノ為替相場ガ如何ニ落付クカハ現在概ネ次ノ様ナ事情ニ因ッテ、全ク、不明デアル。

(一) 最近数ケ年間米英等ト貿易ガ行ハレナカッタコト

(二) 世界的ニ物価ガ騰貴シ、特ニ日本ニ於テハ正常的ナ価格関係ガ破壊サレタコト

(三) 更ニヨリ一層日本ニ特徴的ナコトハ所謂東亜共栄圏ナル理念ノ下ニ発行サレタ円系通貨ノ問題ガアル

然シ、サレバト言ッテ此ノ儘デハ貿易モ出来ナイシ又賠償ヲスルノニモ困ルノデアル。

仍テ今、試ミニ我国ノ為替相場ガドノ辺ニ落付クデアラウカヲ考ヘテ見ルト大体次ノ四ツノ場合ガ想定サレルケレドモ之等ヲ綜合シテ見ルト結局ノトコロ、ヤッパリワカラヌト言フ結論ニ到達スル。

(一) 現在ノ独、伊、仏等ノ為替相場ヲ一応平均シテ見ルト戦前ノ約四七%ニ切下ゲラレテキル勘定ニナルカラ戦前ノ我国ノ二三弗一六分ノ七ノ四七%ト計算スルト一弗ハ約一七円トナル

(二) 次ハ紙幣発行高ニヨル想定デアルガ紙幣発行高ハ戦前ニ比シ米国ハ約五倍、日本ハ約一五倍トナッテキルカラ此ノ点カラ行ケバ一弗ハ約一三円トナル

(三) 公定及闇価格ヲ通ズル実際ノ価格ガワカレバ最モ良イ基準ニナルガ其ノ算定ハ不可能デアル。日本ノ物価指数ハ公定物価ニヨッテキルノデアルカラ問題ニハナラヌ。ソレニ依レバ現在昭和十一年ニ比シ約二倍ニシカナッテ居ラヌ。然シ仮リニ此ノ公定デ行ケバ一弗ハ約五円トナル

(四) 闇値デ行ケバ米国ハ二倍、日本ハ一〇倍カラ四〇倍デアルガコレヲ二〇倍トスレバ一弗ハ約四〇円トナル

二、為替相場ニ悪影響ヲ齎ストコロノ国内ノ「インフレ」ノ進行ハ徹底的対策ヲ講ジナイ限リ不可避デアラウ。

支那事変以来軍事費ハ二、二一〇億使ハレタ。此ノ内二四〇億ヲ支那事変国債、七六〇億ヲ大東亜戦争国債デ都合一、〇〇〇億ヲ国債デ賄ッタノデアル。現在日銀ノ手持トナッテキル国債六二〇億ガ「インフレ」ノ原因トナッテキルノハ勿論デアルガ又軍需融資二八〇億モ大キナ原因ノ一ツデアッテ此等ノ原因カラ約四〇〇億ノ通貨ガ事変以来膨脹シタ。広瀬蔵相時代ニハ日銀券ハ約二六〇億デアッタガ終戦直後ニハ一時ハ四三七億ニモ上リ最近ハ四二〇億ニ下ッテハ来タガ戦前ノ紙幣発行高四〇億ヲ差引正確ニ言ヘバ三八〇億ガ「インフレーション」ノ貨幣的「メルクマル」トイフコトニナル。通貨事情ハ斯クノ如キ有様デアルカラ為替問題ハ益々不安定トナラザルヲ得ナイ。尤モ津島蔵相ガ先日申サレタ様ニ軍事費ノ放出ハナクナリ又軍需融資モナクナッテ「インフレ」ヲ促進シテキタ最大ノ原因ガナクナッタコトハ事実デアルガ、シカシソレダカラト言ッテ直チニ楽観スルコトハ許サレナイ。否寧ロ「インフレーション」ハ今後益々悪性化シ進行スル危険性ガ多分ニアルノデアル。数字的ニ之ヲ申上ゲルコトハ仲々困難デアルガ、今其理由トシテ考ヘラレルモノヲ並ベテ見ルト概ネ次ノ通リニナル。

(一) 国債利子（一、〇〇〇億ノ国債デアルカラ三分五厘トスルト年額三五億）

(二) 軍需会社等ノ補償（戦災ニ因ル保険金等ヲモ含ム）

コレハ各省関係全部ヲ洗フト恐ラク二〇〇億位デハ済ムマイ

(三) 今後外国ニトラレル特殊会社、民間ノ事業会社ニ対スル政府保証ニ対スルモノ、コレモ一〇〇億以下デハナイ

(四) 復員軍人、軍人遺家族ニ対スル援助年金等日露戦争ニ於テサヘ、コレニ相当スル年支出ガ数千万円デアッタノデアルカラ今回ノ場合ハソノ十倍デハスマナイ、金額ニスレバヤハリ何十億円デアル

(五) 復興、産業資金、コレハ未定デアルガヤハリ一〇〇億位ハ予想サレル

(六) 食糧ノ輸入資金、社会政策関係等ノ費用

(七) 円系通貨整理

（儲備、連銀、蒙銀、満洲中銀、鮮銀、台銀、南発券ヲ累計スレバ何千億ニモ上ルデアラウ）

(八) 賠償金

主ナルモノハ大体以上ノ通リデアルガ此ノ外占領軍ノ経費等ガアリ之ガ又相当ノ額ニ上ルデアラウ

此等ヲ見込ニヨッテ計算スルコトハ全ク不可能ナコトデアルガ恐ラク数千億（少クトモ二、三千億カラ多ケレバ五、六千億）ニ上ルデアラウ、従ッテ之等ニ対スル利子ノ支払ノミデモ年百億以上ニ達スル。而シテ之等ヲ一体日本ノ財政デ賄ヒ切レルカドウカガ問題デアル。国有財産又ハ官業ヲ処分シテ資金ヲ得ルト云フ方法モナイコトハナイガソレニヨッテ得ル金額ハ知レタモノデアッテ又一度限リノモノデアルカラ問題解決ノ方法トハナラヌ、戦前ヨリウント縮小シタ国民経済、戦災等デ租税能力ノ著シク減少シタ国民経済ガ此ノ儘デ此ノ厖大ナ負担ニ堪ヘルトイフコトハ考ヘラレナイ。之ヲ要スルニ悪性「インフレ」必至ナリトノ結論ニ到達セザルヲ得ナイノデアル。

三、仍テ、将来ノ日本ノ為替問題ハ、真ニ、重大デアル。

貿易ガ出来ナケレバ今後ノ日本ノ再建ハ不可能デアルガ此ノ貿易ハ為替相場ガドウ定ルカニヨッテ重大ナ影響ヲ受ケル。

前述シタ様ニ目下ノトコロ米国等ト日本ノ物価ノ関係ハ頗ル不明確デアルガ、日本ニ関スル限リ「インフレ」ハ急速ニ進行シ生産部面ニ於テハ原料ト製品トノ価格関係ハ益々不明瞭トナリ、又広ク経済的、社会的ニハ時ト所ヲ異ニスルニ従ヒ景気ト不景気ガ交錯、混乱シ所謂跛行的ナ景気ノ状態ヲ呈スルコトトナラウ。換言スレバ戦時中日本ノ産業経済ノ力ヲ低下サセテキタ力ガ更ニ拡大シテヤッテ来ルノデアル。コノコトハ数字的ニハ確カナコトハ言ヘヌガタトヘソレガ言ヘナクトモ傾向ソノモノノ存在ハ問違ノナイトコロデアッテ、要スルニ日本ノ円ノ価値ハ益々下ルノデアル。

コノ点ニツイテ、私ハ愈々悲観的デアル。

四、但シ米国ノ態度ハ日本ニトッテ必ズシモ悪クハナイ。

米国ノ世界ノ貨幣ヲドウスルカトイフ態度ハ昨年七月ノ「ブレトン、ウッヅ」ニ於テ決定セル国際通貨基金案ヲ出デヌデアラウ。

其ノ制度ノ精神ヲ見ルニ、ソレハ第一次大戦後ノ其レト大ニ異ナリ凡テヲヨリ具体的ニ且ツ一般的ニ解決セントシテ居ル。即チ、其ノ意図スルトコロハ米英ヲ中心トスル世界単一金為替本位制デアル。本案ニヨレバ各九〇億又ハ百億ニ上ル資本金ヲ以テスル二ツノ機関ガ新設サレ、コレヲ通ジテ世界ヲ金融的ニ管理シ且ツ世界各国ノ復興開発ヲ計ルトイフ。コノ案ニヨル資金ノ融通ハ自分達ニ確実ニ返済スル能力ノアル国ニノミ限ラレ大体次ノ順序ニナッテキル、即チ第一ニハ連合国デ今次大戦ニヨッテ相当破壊サレタ国、第二ハ其ノ植民地、第三ニハ敗戦国デ心掛ケノイイ国デアル。コレデ行ケト日本ナドハ上位デハナイガ、トニカク、連合国ハ戦敗国ヲモ生カシテ行クトイフ思想デアル。ソノコトガウマク行クカドウカハ解ラヌケレドモ戦後日本ニ対スル態度ヲ理解スル為メニ必要ナ第一点デアル。第二点ハ「ポツダム」宣言中ニ将来日本ニモ貿易ヲ許スト言ッテキルコトデアル。以上ノ二点カラ米国ノ

態度ヲ窺フコトガ出来ル様ニ思フガ一口ニ言ヘバソウ悪クハナイト言ヘルダラウ。少クトモ此方ノ態度ガ悪クナケレバ悪クナイト考ヘテヨイト思フ。然ラバ之ニ対スル日本ノ態度ハ如何トイフコトガ問題トナルノデアルガ、結局ハ相関関係ニナル、即チ赤字ヲ克服シテ日本経済ヲ正常ナ状態ニ取戻スコトハ向フノ意図ニ合致スルコトダガ、コレニハ向フカラノ援助ヲ仰ガネバナラヌトイフ関係ノ下ニアルト言ヘル。換言スレバ、外国カラ物ヲ入レネバ現在ノ日本ノ立直リハ困難デアル。トコロガ外国カラ物ヲ入レルニハ日本経済ノ正常化ガ前提サレル。モウ一度言ヒ換ヘレバ米国カラ、何トカシテ貰ハネバナラヌノデアルガソレニハ此方カラドウニカセネバナラヌノデアル。最近「クレヂット」ノコトガ云々サレテキルガ単ナル同情ヤ人道的ナ考ヘカラハ一時的ニ少シノコトハナントカシテ呉レルカモ知レナイガ結局ハ日本ガ赤字ヲ根本的ニ克服スルノデナクテハ其レニ多クヲ期待スルコトハ出来ヌデアラウカラ、結局、吾々トシテハ先ヅ進ンデ日本経済ヲ自力ニヨッテ更生スル位ノコトヲヤッテ行カネバナラヌ、ソシテソノ中心ハ上述ニヨッテ明ラカナヤウニインフレ防止通貨膨脹克服トイフコトデナケレバナラヌ。

五、結語（対策）

最後ニ残サレタ極メテ明瞭ナ㈠具体的ナ六ツノ問題ト㈡ヨリ基本的ナ一ツノ問題。

結局、為替相場ノ問題ハ対外問題デアルヤウダガ実ハ国内「インフレ」ノ問題デアル。ソシテ此ノ「インフレ」ノ問題ハ、物ト金トノ問題デアルカラ、物ニ付テハ生産力ノ問題デアリ、金ニ付テハ赤字克服即チ国債ノ克服ノ問題デアル。

㈠　コノ後者ハ次ノ問題ニ細分サレル。

(1)　国債ヲドウスルカ

（勿論、コレカラモドンドン出ス様デハ問題ニハナラヌ）

(2)　租税ヲドウスルカ

（勿論、チビリチビリトル様デハ問題ニハナラヌ）

(3)　軍需会社等ニ対スル政府ノ負担（保険金関係ヲモ含ム）ヲドウスルカ、コレヲ全面的ニ承認スルヤウデハ「インフレ防止」ハデキヌ

(4)　喪失スル海外投資ニ関スル政府ノ負担ヲドウスルカ――コレモ全部承認スルヤウデハ「インフレ」ハ防止デキヌ

(5)　各種ノ公共事業ノ補助金ノ問題――コレモアマリ支出ヲシテハコマル

(6)　政府自体ノ経費（官公吏ノ整理ニモ関連）ヲドウスルカ――コレハ徹底的ニ実行サレネバナラヌ

右ノ六ツノ問題ハ今後ノ問題デアルガソノ何レモガ重大デアル。

㈡　而シテ右六ツノ問題ハ根本的ニハ今後日本ノ政治ノ形態ガ如何ニナルカニヨッテ決定サレル。即チ政治ノ意識ノ問題デアリ決断力ノ問題デアル。コレニヨッテ「インフレ」ノ「テンポ」ガ「ブレーキ」ヲカケラレルカ又ハ促進セラレルデアラウ。ソレニツイテノ予想ハココニ述ベナイガ、問題ハ頗ル重大且深刻デアルコトヲ意識シテイタダキタイ。日本ノ円ノ相場ハ貿易ガ愈々開始サレタナラバ漸次ワカルデアラウ。ソシテ日本ノ円ガ「インフレ」ノ為其ノ価値ヲ喪失スレバ円ハ国内デモ貨幣ノ機能ヲ喪失スルコトニナル。ソシテ日本国内ニ於テモ事実上弗ガ支配スルヤウニナルデアラウ。コレハ法律上「アメリカ」ガ軍票ヲ使用スルト否トニ関シナイ。ソシテ日本ガ漸次弗本位ニナレバ円紙幣ノ整理ハドウシテモ行ハレネバナラヌコトトナルデアラウ。ソシテソレハ弗トノ関係ニ於テ実行サレルデアラウ。コレガ所謂平価切下ゲヘノ道デアル。何時ニナルカ、又如何ナル形ニ於テノ新平価ガ定マルカ。ソレハ一九二六年ノ独逸ノ如クニナルカ、コレラノコトハ現在如何ナル人ニモ予想スルコトハ可能デナイガ、今ノ所日本ノ貨幣ハコノ孰レカニ似タ方向ヲトッテキルコトハ確カデアル。

要スルニ吾々ニトッテ今後ノ為替問題ハ実ニ困難ニ満チタモノデアル。之ガ対策ハ既ニ今日単ナル対外問題デハナクシテ、最モ大規模ナ最モ全面的ナ国内問題デアル。コノ事実ニツイテ厳粛、明確ナル認識ヲ持チ、ソノモトニ果敢且抜本的ナ対策ヲ吾々ハ要求スル。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (4)　当面の交易決済方法に関する件

（昭和二〇年九月二七日外資局）

当面ノ交易決済方法ニ関スル件（外資局二〇、九、二七）

当面ノ交易決済方式ハ左ニ依ル方針ノ下ニ連合軍最高司令部ノ許可並支援ヲ要請スルコト

一、交易価格ノ建値ハ原則トシテ米貨建トスルコト

二、交易価格ハ原則トシテ相手国価格ヲ基準トスルコト

三、輸出入ノ当事者ニ付テハ

(イ)　本邦側当事者ハ取引毎ニ日本政府之ヲ指定シ手数料主義ニヨラシムルコト

(ロ)　相手国ノ当事者ハ連合軍最高司令部ノ指示スル処ニヨルコト

四、交易価格（米弗建）ト国内価格（日本円建）トノ差額ハ為替交易調整特別会計ニヨリ調整ヲ行フコト

註、㈠　右ノ国内価格ハ今後適当修正スルコトアルハ当然ナルコト

㈡　本項ハ内部問題ニシテ連合軍側トノ交渉ヲ行フノ要ナキコト

五、連合軍最高司令部又ハ其ノ指示スル金融機関ニ日本米貨勘定ヲ置キ交易決済資金ノ整理ヲ行フコト

右ノ実務ハ正金銀行ヲシテ代行セシムルコト

六、右勘定ハ一時日本側ノ借越トナルコトヲ連合軍最高司令部ニ於テ認メラレ度キコト

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一二。



出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

# 10　対外資産・負債の調査と対策

## (1)　当面の諸問題（昭和二〇年八月一〇日大蔵省外資局）

当面ノ諸問題（二〇、八、一〇）

一、金融関係

(1)　支那預ケ合ノ処理（時期的購買力査定ヲ含ム）

(2)　産金政策

(3)　華興商業及海関剰余金処理

(4)　儲備、蒙銀、連銀、満銀、南発券ノ回収

(5)　香港、海南島ノ軍票ノ回収

(6)　泰、仏印ノ特別円及イヤマーク金塊ノ処理

(7)　銀

(8)　日銀在庫金ノ隠匿ノ可否

(9)　在留邦人及引揚民ノ資産保全其他不安ノ除去

(10)　在外金融機関ノ処理

(11)　換算率

(12)　瑞西、瑞典資金ノ処理

(13)　在中立国邦人ノ救済措置

(14)　戦前ノ対外債権債務調査

(15)　国内ニ於ケル為替銀行ノ整理

(16)　外資金庫其他戦後処理ニ委シタルモノノ処理

(17)　為替管理ヲ廃止シタル場合ノ善後措置

(18)　現地財政負担ノ問題

二、事業関係

(1)　国策会社整理

(2)　一般事業整理

出所　大蔵省資料Z五二―一。

## （2）国外払軍費調達・民間資金調達方式に関する調

（昭和二〇年）

### 一、国外払軍費調達

#### 満洲国

#### （一）第一期（昭和十九年八月以前）

政府ニ於ケ国庫金ヲ満洲中央銀行東京支店ヲ通ジ日銀代理店ヲ ル同行新京支店ニ送金ス

#### （二）第二期（昭和十九年九月以降）

政府ノ調達

南方委託事業ノ処理

船舶補償

外債（三）　相馬　木内　花水　松田　長沼　宮川　福田

河野　新木　柳田　橋本　泉田　古木　小林　徐川　清野　杉山

石原　中西（正金）　近藤（貢）

大平　佐藤　宗像　沼野　吉川（日銀）

（仁田）　石田（吉）　相馬　長谷川　原口

（泰）　松田　藤沢（日銀）　原（正金）

（南方）　河野　湯地　橋本　中平　長縄　杉山　原（大）　久米　小林

（米）　山越　中村（建）　前尾　岩動　加藤（日銀）　村上（貯）

（満洲）　毛里　内田　難波　渡辺　内藤　伊知地　原（大）　松崎

（欧米）　今井　渡辺　湯本　有吉　吉村　石田（正）

（外債償還）　松田　渡辺（武）　原口　山下　橋本　古田　前野　村瀬

（備考）　対外問題関係者ヲ適時召集シ問題ノ統合的研究ニ当ラシムルコト（順序不同）

（満洲）　毛里　愛知　磯野　村岡　石田（正）　山下　吉岡　大野　湯本

（支那）　山田　守屋　小島

京代理店ニ納入ス

貸上ノ条件左ノ如シ

1、表示通貨　日本円建

2、利　率　但シ期間五箇年ヲ超ユル場合ハ別ニ協定スルモノトス

3、利　息　毎年二回（正金ニ於テ払込ノ日）

4、払　込　政府ノ指定スル日本銀行東京支店ニ於テ円貨ヲ以テ払込ムモノトス

5、元利金ノ支払　政府ノ指定スル日本銀行東京支店ニ於テ円貨ヲ以テ支払フモノトス

6、担保及保証　無担保無保証

7、元利金ノ支払ニ関スル特約　政府ハ日本銀行東京支店ニ対シ元利金ノ支払ニ必要ナル資金ヲ予メ供給スルモノトス

8、其ノ他ノ条件　政府ハ日本銀行東京支店ニ対シ元利金ノ支払ニ関シ特ニ便宜ヲ与フルモノトス

### 二、民間資金調達

#### （一）第一期（昭和十八年三月以前）

正金ノ貸付ハ総テ政府ノ保証ニ依ル

#### （二）第二期（昭和十八年四月ニ十年三月末）

1、北支分ハ政府ニ代リ興銀ヲシテ貸付ケシム

2、興銀ハ北支ニ於ケル資金ノ調達ヲ為ス

3、中南支分ハ興銀ヲシテ日本ニ於ケル資金ノ調達ヲ為サシム

4、貸付ハ興銀ヲシテ日本ニ於ケル資金ヲ以テ為サシム

5、元利金ノ支払ハ興銀ヲシテ日本ニ於ケル資金ヲ以テ為サシム

6、担保及保証　無担保無保証

7、元利金ノ支払ニ関スル特約　政府ハ興銀ヲシテ日本ニ於ケル資金ヲ以テ元利金ノ支払ヲ為サシムルコト

8、其ノ他ノ条件　政府ハ興銀ヲシテ日本ニ於ケル資金ヲ以テ元利金ノ支払ニ関シ特ニ便宜ヲ与フルモノトス

#### （三）第三期（昭和二十年三月以降）

政府ノ調達

1、北支分ハ政府ニ代リ興銀ヲシテ日本ニ於ケル資金ヲ以テ北京金庫ヨリ政府ニ貸付ケシム

2、為替金庫ヨリ興銀ヲシテ日本ニ於ケル同金庫ノ北京代理店ヲシテ日銀北京代理店ニ送金セシム

3、中南支分ハ興銀ヲシテ日本ニ於ケル同金庫ノ日本円預金ヲ以テ為替金庫ヨリ政府ニ貸付ケシム

4、右三者ヲ通ジ興銀ヲシテ日本ニ於ケル同金庫ノ日本円預金ヲ以テ為替金庫ヨリ政府ニ貸付ケシム

興銀ハ為替金庫ヨリ政府ニ貸付ケタル資金ヲ以テ日本ニ於ケル同金庫ノ日本円預金ヲ以テ為替金庫ヨリ興銀ニ返済ス

現地通貨ヲ以テ支払

(B)　利　払　年二回（北支五震餘分　二月末日及八月末日）
中南支分　五月末日及十一月末日

(註1)　方式ハ右ノ如ク定メタル外ハ左ニ残存スル非居住者ノ邦貨建外貨債券ニ付テハ之ヲ準用ス

一、北支分ニ付テハ鮮銀ト南方金庫トノ間ニ締結セラルル代理店契約ニ依リ之ヲ処理ス

二、本債券ハ北支連銀券一〇〇元ヲ一件トシテ之ヲ発行ス

三、本債券ノ元利金ハ北支連銀券ヲ以テ之ヲ支払フ

四、本債券ノ利子ハ毎年二回之ヲ支払フ

五、本債券ノ償還ハ昭和二十年十二月末日ニ於テ之ヲ行フ

六、本債券ハ記名式トシ譲渡ヲ禁ズ

七、本債券ノ発行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

(C)　南方開発金庫ノ外貨債券

(註1)　南方開発金庫ハ南方開発ノ為ニ必要ナル外貨ヲ調達スル為ニ発行スル債券ニシテ其ノ概要ハ次ノ如シ

一、発行額　一億円

二、利　率　年五分

三、利　払　年二回（三月末日及九月末日）

四、償還期限　昭和二十五年三月末日

五、償還方法　償還期限ニ於テ全額一時ニ償還スル外ハ毎年抽籤ニ依リ相当額ヲ償還ス

六、担保物件　南方開発金庫ノ有スル外貨資産ヲ以テ担保ニ供ス

七、発行価格　額面百円ニ付金九十八円

八、募集方法　南方開発金庫ノ取扱店ニ於テ募集ス

九、申込証拠金　額面百円ニ付金十円

十、払込期日　昭和十八年三月末日

十一、払込方法　申込証拠金ハ払込期日ニ之ヲ払込ミ其ノ他ノ払込ハ払込期日ニ於テ之ヲ払込ム

十二、発行事務取扱所　南方開発金庫ノ本店及支店

(D)　利　払　年二回（鮮銀ニ二月末日及八月末日　正金ハ二月末日及十一月末日）

(B)　利　率　年三分五厘

(C)　期　間　据置ヲ除キ十箇年

(註1)　本債券ノ元利金ノ支払ニ関シテハ南方開発金庫ト鮮銀トノ間ニ代理店契約ヲ締結シ之ヲ処理ス

(註2)　本債券ノ発行ニ関シテハ南方開発金庫ト正金トノ間ニ代理店契約ヲ締結シ之ヲ処理ス

(C)　期　間　据置ヲ除キ十箇年

(D)　利　払　年二回（鮮銀ニ二月末日及八月末日　正金ハ二月末日及十一月末日）

(註1)　方式ハ右ノ如ク定メタル外ハ左ニ残存スル非居住者ノ邦貨建外貨債券ニ付テハ之ヲ準用ス

(註2)　右ノ如ク外貨金庫ヘ軍券ソノモノノ代ヒニ為サシメタル軍券ハ現地物価高ニ因リ膨脹セル額ヲ以テ計上セル金額（字貨ニ換算ノ上ヒ）ノ差額ヲ補塡スル為調整金ノ支出ヲ行ヒタリ

(2)　外貨金庫ノ貸上資金調達

1、北支分ニ付テハ鮮銀トノ間ニ外貨約定ヲ締結シ之ニ基ヅキ鮮銀券ヲ以テ外貨ヲ調達スルノ外現地ニ於テ発行スル預ケ金ヲ以テ之ニ充ツ

2、震餘分ニ付テハ前記鮮銀トノ間ニ於テ発行スル預ケ金ヲ以テ之ニ充ツ

3、中南支分ニ付テハ正金トノ間ニ於テ発行スル預ケ金ヲ以テ之ニ充ツ

4、鮮銀及正金ヨリノ調達ニ関スル主要条件左ノ如シ

(A)　表示通貨　日本円建ニ際シテハ調達時ノ換算率ヲ以テ之ヲ換算ス

(B)　利　率　年三分五厘

(C)　期　間　据置ヲ除キ二箇年

(D)　利　払　年二回（鮮銀ニ二月末日及八月末日　正金ハ二月末日及十一月末日）

(E)　第三期（昭和二十年十二月以降）

南方開発金庫ヨリ南方開発金庫券ヲ政府ニ貸上ケルモノトシ、現地通貨ヲ以テ之ヲ政府ニ納入ス

(1)　政府ノ調達

南方開発金庫ヨリ南方開発金庫券ヲ政府ニ貸上ケルモノトシ、現地通貨ヲ以テ之ヲ政府ニ納入ス

(2)　南方開発金庫ノ貸上資金調達

1、表示通貨　日本円建

2、利　率　年二分

3、期　間　五箇年

4、利　払　年二回（三月一日及九月一日）

(3)　南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金調達

南方開発金庫券ノ発行ニ依リ支弁ス

(1)　第一期（昭和十七年六月以前）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(2)　第二期（昭和十七年七月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(3)　第三期（昭和十八年一月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(4)　第四期（昭和十八年七月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(5)　第五期（昭和十九年一月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(6)　第六期（昭和十九年七月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(7)　第七期（昭和二十年一月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(8)　第八期（昭和二十年七月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(9)　第九期（昭和二十年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(10)　第十期（昭和二十一年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(11)　第十一期（昭和二十一年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(12)　第十二期（昭和二十二年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(13)　第十三期（昭和二十二年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(14)　第十四期（昭和二十三年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(15)　第十五期（昭和二十三年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(16)　第十六期（昭和二十四年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(17)　第十七期（昭和二十四年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(18)　第十八期（昭和二十五年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(19)　第十九期（昭和二十五年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(20)　第二十期（昭和二十六年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(21)　第二十一期（昭和二十六年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(22)　第二十二期（昭和二十七年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(23)　第二十三期（昭和二十七年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(24)　第二十四期（昭和二十八年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(25)　第二十五期（昭和二十八年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(26)　第二十六期（昭和二十九年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(27)　第二十七期（昭和二十九年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(28)　第二十八期（昭和三十年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(29)　第二十九期（昭和三十年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(30)　第三十期（昭和三十一年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(31)　第三十一期（昭和三十一年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(32)　第三十二期（昭和三十二年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(33)　第三十三期（昭和三十二年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(34)　第三十四期（昭和三十三年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(35)　第三十五期（昭和三十三年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(36)　第三十六期（昭和三十四年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(37)　第三十七期（昭和三十四年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(38)　第三十八期（昭和三十五年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(39)　第三十九期（昭和三十五年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(40)　第四十期（昭和三十六年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(41)　第四十一期（昭和三十六年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(42)　第四十二期（昭和三十七年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(43)　第四十三期（昭和三十七年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(44)　第四十四期（昭和三十八年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(45)　第四十五期（昭和三十八年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(46)　第四十六期（昭和三十九年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(47)　第四十七期（昭和三十九年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(48)　第四十八期（昭和四十年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(49)　第四十九期（昭和四十年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(50)　第五十期（昭和四十一年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(51)　第五十一期（昭和四十一年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(52)　第五十二期（昭和四十二年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(53)　第五十三期（昭和四十二年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(54)　第五十四期（昭和四十三年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(55)　第五十五期（昭和四十三年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(56)　第五十六期（昭和四十四年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(57)　第五十七期（昭和四十四年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(58)　第五十八期（昭和四十五年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(59)　第五十九期（昭和四十五年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(60)　第六十期（昭和四十六年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(61)　第六十一期（昭和四十六年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(62)　第六十二期（昭和四十七年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(63)　第六十三期（昭和四十七年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(64)　第六十四期（昭和四十八年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(65)　第六十五期（昭和四十八年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(66)　第六十六期（昭和四十九年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(67)　第六十七期（昭和四十九年十二月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ日銀ニ於ケル為替向円為替ヲ以テ円特別勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右ヲ以テ南方開発金庫ノ外貨金庫ノ融通資金ハ全部円特別勘定ニ依リ調達セラレタル円資金ヲ以テ之ヲ支弁ス

(68)　第六十八期（昭和五十年六月以降）

政府ノ調達

政府ニ於テ国庫ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル

条件左ノ如シ

(イ)　限度利率　　対日国際収支決済資金　二億円　年三分五厘

(ロ)　返済方法　　昨年三月末日現在ニ於ケル日本円ヲ以テ残高ヘ対スル正金
　　ヌキ又ハ対顧客一千万円
　　共他ノ地域ノ対象ニ関シ
　　国際収支決済資金　対満一千万円　年四分五厘
　　対中南支二千万円

(ハ)　担保　　満洲国
　　国際収支決済資金

(ニ)　据置期間　　当初本邦円ニ於ケル調達ヨリ之ヲ送金セルガ、後本邦内ニ於ケル物資付帯ヲ要セサル場合ハ之ヲ現地ニ於ケル調達ヲ以テ右ノ調達ニ代ヘルコトヲ得

(ホ)　短期預金　　年七分五厘ヲ超エサル範囲ニ於テ現地ノ事情ニ応ジ別ニ之ヲ定ム

(ヘ)　利息支払方法　　毎年一回（三月末日及九月末日）日本円ヲ以テ支払フ

(ト)　元加　　利息ハ毎年一回（三月末日）ニ元加スル

(チ)　利息計算方法　　日歩四銭二厘五毛ヲ以テ一年ヲ三百六十五日トシ実日数ニ依リ計算ス

(リ)　期限前償還　　期限前償還ヲ為ス場合ハ一箇月前ニ予告スルモノトス

(ヌ)　通貨　　本借款ハ日本円ヲ以テ支払ヒ且返済セラルルモノトス

(ル)　為替相場　　本借款ノ元利金ノ支払ニ関シ為替相場ノ変動ニ因リ生ズル損益ハ総テ借主ノ負担トス

(ヲ)　準拠法　　本借款ニ関スル一切ノ事項ハ日本国法ニ準拠シテ之ヲ決定ス

(ワ)　裁判管轄　　本借款ニ関シ紛争ヲ生ジタル場合ハ日本国裁判所ヲ以テ唯一ノ管轄裁判所トス

(カ)　仲裁　　本借款ニ関シ紛争ヲ生ジタル場合ハ当事者ノ協議ニ依リ仲裁ニ付スルコトヲ得

(ヨ)　特殊機構等ノ保有若ハ主要産物収買資金　　五億円　年五分

(タ)　一般資業資金　　仕付金　二億円　　年七分五厘以上

(レ)　国際収支決済資金　　当座　四億円　（一年定期預金担保　年五分
　　有価証券担保　年七分以上）

五千万円　年五分

(イ)　特別円　　十億円　年四分五厘

(ロ)　日本側経済開発事業ノ内訳、鉄鉱共ノ他ノ重要地下資源開発事業、製鉄事業、軽金属又ハ軽金属原料製造事業共ノ他右ニ準ズルモノノ所要資金ニ限ル）

(ハ)　経済開発資金　　（北支開発会社所要資金並ニ北支ノ経済開発資金）　　十億円　年四分五厘

b、右以外ノ経済開発資金

a、北支開発会社所要資金

(ニ)　投資資金

当初本邦内ニ於テ調達シ之ヲ送金セルガ、後本邦内ニ於テ物資付帯ヲ要セサル資金ハ之ヲ現地ニ於テ調達スル方針ノ下ニ調達ヘキモノトス

(ホ)　短期資金

日本側経済開発事業ノ内容

(ヘ)　償還及利率

償還ハ昭和十九年ヨリ毎年均等ニ分割シ昭和二十八年ニ完了スルモノトス

(ト)　利息

利息ハ年利四分五厘トシ半年毎ニ後払トス

(チ)　利息計算方法

利息ハ一年ヲ三百六十五日トシ実日数ニ依リ計算ス

(リ)　期限前償還

期限前償還ヲ為ス場合ハ一箇月前ニ予告スルモノトス

(ヌ)　通貨

本借款ハ日本円ヲ以テ支払ヒ且返済セラルルモノトス

(ル)　為替相場

本借款ノ元利金ノ支払ニ関シ為替相場ノ変動ニ因リ生ズル損益ハ総テ借主ノ負担トス

(ヲ)　準拠法

本借款ニ関スル一切ノ事項ハ日本国法ニ準拠シテ之ヲ決定ス

(ワ)　裁判管轄

本借款ニ関シ紛争ヲ生ジタル場合ハ日本国裁判所ヲ以テ唯一ノ管轄裁判所トス

(カ)　仲裁

本借款ニ関シ紛争ヲ生ジタル場合ハ当事者ノ協議ニ依リ仲裁ニ付スルコトヲ得

(ヨ)　特殊機構等ノ保有若ハ主要産物収買資金　　五億円　年五分

(タ)　一般資業資金　　仕付金　二億円　　年七分五厘以上

(レ)　国際収支決済資金　　当座　四億円　（一年定期預金担保　年五分
　　有価証券担保　年七分以上）

五千万円　年五分

(イ)　特別円　　十億円　年四分五厘

(ロ)　日本側経済開発事業ノ内訳、鉄鉱共ノ他ノ重要地下資源開発事業、製鉄事業、軽金属又ハ軽金属原料製造事業共ノ他右ニ準ズルモノノ所要資金ニ限ル）

(ハ)　経済開発資金　　（北支開発会社所要資金並ニ北支ノ経済開発資金）

b、右以外ノ経済開発資金

a、北支開発会社所要資金

(ニ)　投資資金

当初本邦内ニ於テ調達シ之ヲ送金セルガ、後本邦内ニ於ケル

シムル如ク措置セリ

蒙疆ニ於ケル所要資金ハ主トシテ北支ヨリ回金セラレタリ、蒙銀券ノ調達ハ蒙疆銀行ニ対スル為替売却ノ方法ニ依ル

三、中南支

(一) 国際収支決済資金

(1) 昭和十九年七月迄ハ軍費調達方式ニ同ジ

(2) 昭和十九年八月以降ハ儲銀ヨリ正金ニ対シテ儲備券建当座貸越ヲ為スコトトス

条件左ノ如シ

(イ) 利率及限度　対日国際収支決済資金　二十億元　年三分七厘

其ノ他ノ地域トノ国際収支決済資金　五億元　年四分三厘

(ロ) 返済方法　対日分ハ毎年三月末、六月末、九月末、十二月末東京ニ於テ日本円ヲ以テ返済シ、其ノ他ノ地域ニ対スル分ハ別途協議ス

(二) 其ノ他ノ資金

(1) 昭和十九年七月迄ハ(一)ニ同ジ

(2) 昭和十九年八月以降ハ儲銀ヨリ正金ニ対シ経済開発資金中中支振興及子会社ノ所要資金、其ノ他ノ日本側経済開発事業ニシテ石炭、鉄鉱其ノ他ノ重要地下資源開発事業、製鉄事業、軽金属原料製造事業其ノ他之ニ準ズルモノノ所要資金ヲ手形割引ノ方法ニ依リ供給スルコトトス(利率ハ年五分五厘ヲ基準トス)

(3) 右ノ外中支振興ハ現地ニ於テ儲備券建社債ヲ発行シタルコトアリ

(4) 本邦保険会社ノ保険料収入ハ之ヲ本邦ニ回金セシメズ現地ニ於テ投資セシムル如ク措置セリ

四、香港及海南島

軍票ニ依ル

五、泰

昭和十七年六月以前ニ於テハ金イヤマークニ依リ泰国銀行局ヨリバート資金ヲ調達シタルモ同年七月特別円協定ノ成立ニ依リ爾後ハ軍費ト同様特別円ヲ対価トシテバート貨ヲ調達セリ

六、仏印

(一) 昭和十六年五月ノ協定ニ基キ本邦ト仏印トノ貿易物資代金(仏印ヨリ輸入スル米ヲ除ク)及附帯費用ハ毎月末残高五百万円ヲ超ユル部分ニ付米弗、金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ支払フコトトシ、米代金ハ別ニ特別円ヲ以テ決済セラレタリ

交易外資金ハ自由ニ外貨ニ兌換シ得ル自由円勘定ヘ円貨ヲ払込ムコトニ依リ調達セラレタリ

(二) 昭和十八年三月特別円協定ノ締結ヲ見爾後軍費ト共ニ日仏印間ノ一切ノ決済ハ特別円ヲ以テ為サルルコトトナレリ

七、南方甲地域

本邦ト南方甲地域トノ間ニハ為替取引ヲ行ハズ現地ニ於テ必要トスル資金ハ凡テ南発ヨリノ借入ニ依リタリ利率ハ対軍政会計年一分、対銀行年三分五厘(但シ後ニ至リ地域毎ニ或程度ノ段階ヲ設ク)、対一般年四分五厘ナリ

欄外　野田卯一(二〇年一〇月二七日金融局次長から外資局長となる)筆蹟の鉛筆書き記入。

①条件　日本円建　利率年五厘　他日泰協定ノ利率ニ変更アリタル時ハ右利率ヲ調セイス　期間　五年　但シ期間満了セバ之ヲ更新シ得　利払　年四回　三、六、九、十二、各一日、日本円支払

編注　年月、作成者不詳であるが、終戦後に外資局でまとめたものと推定される。

出所　大蔵省資料Z五一一―三三六。

## (3) 支那通貨対策に関する件(閣議決定案関係資料)

(昭和二〇年八月)



目次

一、支那通貨対策ニ関スル件　閣議決定案
二、支那通貨対策ニ関スル件　説明要旨
三、参考
(一) 日支間資金交流実施細目
(二) 臨時軍事費以外ノ政府海外払経費ノ外資金庫ニ依ル調整実施細目ニ関スル件
(三) 支那ニ於ケル通貨物価状況
(四) 支那ニ於ケル金処理状況
(五) 資金交流実績
(六) 受送金取締方針(現行分)

支那通貨対策ニ関スル件説明要旨

一、支那戦時経済ノ確立就中支那ニ於テ我方ノ使用シツツアル現行諸通貨ノ擁護ニ付テハ本年一月十日最高戦争指導会議ニ於テ決定セラレタル方針ニ基キ各般ノ対策ヲ講ジツツアルコトハ御承知ノ通デアリマス。近キ将来支那大陸ガ戦場化セラルルガ如キ場合ニ於キマシテモ我方軍費ノ支出等ニ際シテハ依然現行通貨ヲ使用スル方針ヲ堅持スルヲ適当ト存ジマスノデ現行通貨ノ強化擁護方ニ付テハ政府トシテ更ニ一段ノ努力ヲ要スル次第デアリマス。

二、之ガ施策ト致シマシテハ我方ノ所要スル軍費其ノ他ノ資金ノ調達ニ付キマシテハ自給度ノ向上ニ努力シ支那側発券銀行ヨリノ借入ニヨル通貨ノ新規放出ハ努メテ減少セシメ又物資調弁等ニ伴ヒマスル資金ノ使用ニ付キマシテハ其ノ効率化ヲ図ル等ノ資金部門ノ措置ガ必要デアリマシテ逐次実行セラレツツアルノデアリマス又単ニ資金関係ノ措置ノミナラズ物資面ニ関スル措置ト綜合相俟ッテ始メテ通貨対策ガ所期ノ成果ヲ収メ得ベキコトハ言ヲ俟タナイ所デアリマシテ此ノ方面ニ於キマシテモ各般ノ努力ガ為サレテ居ルノデアリマス。

三、之等ノ対策ト併行シテ本邦ヨリ支那ニ現送致シマシタ金ヲ以テ予テ中央儲備銀行ノ発行スル金証券ノ準備ニ充当スル等ノ措置ヲ講ジマシテ支那通貨ノ価値補強ヲ行ッテ参ッタノデアリマスガ、此ノ際中支ニ在リマスル分ノ内五廿程度ヲ必要ニ応ジ時価ニヨリ支那側ニ引渡シマシテ更ニ儲備券ノ価値補強ヲ図リマスルト共ニ我方ガ中央儲備銀行トノ預合契約ニヨリ借入シテ居リマスル債務(七月二十日現在約一兆九十五億元)ノ返済ニ充テルコトヲ適当ト認メルノデアリマス。

北支ニ於キマシテモ中支ニ準ジマシテ情勢ニ応ジマシテ北支ニ在リマスル金ノ内三廿程度ヲ時価ニヨリ支那側ニ引渡スコトト致シタイノデアリマス。

四、右ノ如ク政府トシテハ支那現行通貨ノ維持擁護ニ付凡ユル措置ヲ講ジツツアル次第デハアリマスガ支那ニ於ケル通貨物価ノ状況ハ依然思ハシカラヌモノガアルノデアリマシテ其ノ通貨発行高ハ

| | | |
|---|---|---|
| 連銀券発行高(六月三十日現在) | 五五、三九〇百万円 |
| 蒙銀券発行高(同　右　) | 二、〇一九百万円 |
| 儲備券発行高(七月二十日現在) | 一、一一九、九一二百万元 |

ニ及ビ従ッテ又物価ノ状況モ著キ騰貴ノ情勢ニアリ、例ヘバ上海ニ於テハ米一升二、九〇〇円、金一瓦四万七千円トイフ様ナ次第デアッテ彼我両国間ニ於ケル通貨購買力、従ッテ物価ノ乖離ハ益々甚ダシク独リ支那経済ノ将来ニトリ真ニ憂慮スベキモノガアルバカリデナク、我国ノ財政金融ニ対シテモ思ハシカラヌ諸影響ヲ及ボサントシツツアルノデアリマス。

今最近ニ於ケル支那ヨリノ本邦内交易外ノ送金ニ付テ見マスルニ

昭和十八年中八一五百万円デアリマシタモノガ

昭和十九年中一、六七三百万円トナリ

約八五八百万円ノ増加ヲ示シ、其ノ傾向ハ

昭和二十年ニ入リ逐月漸増セントシ、我国内通貨膨脹ニ拍車スル情況ヲ示現シツツアリマス。

五、大蔵省トシマシテハ支那ニ於ケル通貨膨脹ノ本邦ヘノ波及ニ対シ従来アラユル施策ヲ講ジマシテ鋭意之ガ防止ニ努力致シテ居ル次第デアリマスガ、特ニ対日送金ノ取締ニ付テハ原則トシテ総テ許可制ヲ布イテ之ガ規制ヲ為シ居レル処、本年一月ヨリ逐次其ノ取締方針ヲ全般的ニ強化シ不要不急ト認メラル

ル送金ハ許可セザルコトトセル外、内地向送金ノ抑制ニ資スル為、支那ヨリノ送金ニ対シ特殊ノモノヲ除キ原則トシテ所定割合ノ金額（送金額ノ一〇倍ヲ現地ニ於テ現地通貨建預金ヲ為サシムルコトトシテ居ルノデアリマス。

六、以上申上ゲマシタル如キ最近ニ於ケル支那ノ通貨物価情勢ニ照応シ現行為替換算率ノ維持ニ因ッテ生ジツツアリマス実際上ノ不合理ヲ調整スル必要ガ痛感セラレマスノデ一面ニ於キマシテ、支那ヨリノ現行送金規制方式ヲ再検討シ時局ノ要請ニ対処シ極力之ヲ簡素化スルト共ニ、之ヲ強化致シマシテ日支両国通貨価値ノ実勢ヲ考慮セル所定ノ金額（北支蒙彊ハ五〇倍、中南支ハ七〇倍トスル予定）ヲ調整金トシテ徴収スルコトト致シマスル外、他面ニ於キマシテ日本カラ支那ニ送金セラルル資金ニ対シマシテモ其ノ資金ノ性質ニ応ジ適当ナル補給ヲ行フ方針ヲ執リタイト存ズル次第デアリマス。尤モ如何ナル種類性質ノ支那向送金ニ対シ補給スルヤ又如何ナル程度ノ補給ヲ行フカニ付キマシテハ今後本方針ノ運用ノ実際ニ即シマシテ、必要性ノ大ナルモノカラ逐次之ヲ実行ニ移ス様ニ致シタイト存ジテ居ル次第デアリマス。

七、次ニ外資金庫ニ於テ現在調整ヲ行ッテ居リマスルモノハ臨時軍事費ノ支那及南方甲地域ニ於ケル支出ニシテ物件費ニ該当スルモノノミデアリマスガ、支那ニ於ケル通貨物価ノ情況ニ鑑ミ今回右ノ調整範囲ヲ拡大致シマシテ、支那ニ於テ支払ハルル大東亜省等ノ官庁経費、政府補助金等ノ予算ニ対シマシテモ必要アルモノニ付テハ外資金庫ヲシテ之ガ調整ヲ為サシメタイト存ジテ居ル次第デアリマス。

（閣議ニ於ケル口頭御説明用）

日支間資金交流実施細目

第一、支那ヨリノ本邦向送金関係

一、左ノ金額ノ調整金ヲ送金ノ際為替銀行ヲ経テ外資金庫ニ納付スルトキハ本邦向送金ヲ為シ得ルコト但シ同一人ノ送金額ヲ差当リ月額五十万円以下トスルコト

北支　送金手取額ノ五十倍

中南支　送金手取額ノ七十倍

二、前号ニ拘ラズ許可ヲ受ケタルトキハ送金手取額ノ二十倍ノ金額ノ調整金ヲ納付ノ上送金ヲ為シ得ルコト

三、左ニ該当スル場合ハ経過的ニ前二号ノ例外ト為スコト

(イ)月額三百円以下ノ送金ニ付テハ現在通リ調整金ヲ徴収セザルコト

(ロ)退職金引揚金ノ送金ニ付テハ在支年限等考慮ノ上事情已ムヲ得ザルトキハ送金手取額三万円以下ノ部分ニ付調整金ヲ十倍トスルコト

(ハ)本邦ニ本店ヲ有スル事業ニシテ在支店舗ノ利益金ニ付本案ヲ適用スル結果其ノ配当率著シク低下スルトキハ改正後最初ノ送金ヲ為ス事業年度（半期分）ニ付税金引当資金ニ付調整金ヲ徴収セザルコトヲ得ルコト

(ニ)事業整理ニヨル引揚金ニシテ本案ヲ適用スル結果送金手取額ガ過去ニ於テ投資ノ為送金セル金額（回収分アルトキハ其ノ金額ヲ控除ス）ニ達セザルトキハ送金関係ヲ確認ノ上事情已ムヲ得ザルトキハ送金額ニ達スル限度内ニ於テ調整金ノ割合ヲ調整シ得ルコト

(ホ)国策会社其他重要事業ヲ営ム者等ノ為ス送金ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニ付テハ調整金ノ徴収ヲ減免シ得ルコト

四、右一及二ノ措置ハ原則トシテ帝国政府及支那政府ノ公金以外ニハ総テ之ヲ適用スルコト

瑞西関係等ニ付テハ別途之ヲ定ムルコト

五、外貨建封鎖預金制ハ今後之ヲ廃止スルコト

現存ノ送金許可ノ条件ニヨリ生ジタル預金（送金手取額ノ三倍、十倍、四十九倍、六十九倍預金）ハ之ヲ解除セザルコトヲ原則トスルコト

六、日本円建封鎖預金制ニ関シテハ

(イ)今後右二乃至四ニヨリ送金シタルモノニ付テハ引揚金等資金封鎖ヲ適当トスルモノニ限リ送金手取額三万円ヲ超ユル金額ノ半額ヲ封鎖預金トスルコト

但シ封鎖ヲ為サザル金額ノ限度ヲ三十万円トスルコト

(ロ)現存ノ日本円建封鎖預金並右(イ)ニヨリ生ジタル封鎖預金ノ解除等ニ当リテハ国内関係封鎖資金ト同様ノ取扱ニヨルコト

第二、本邦ヨリノ支那向送金関係

大蔵大臣ノ指定スル特定ノ送金ニ付テハ為替銀行ハ外資金庫ヨリ現地通貨ニヨル調整金ヲ受領シ之ヲ送金受取人ニ交付スルコト

（閣議ニ於ケル口頭御説明用）

臨時軍事費以外ノ政府海外払経費ノ外資

金庫ニ依ル調整実施細目ニ関スル件

首題ノ件先般ノ省議決定ノ趣旨ニ基キ左記要領ニ依リ実行スルモノトス

記

一、調整割合及調整額ハ四半期毎ニ之ヲ定ムルヲ原則トスルコト但シ第一四半期（四―六月分）ニ付テハ遡ッテ調整ヲ行フコトトシ便宜第一及第二四半期分即チ上半期分ヲ一括シテ調整割合ヲ定ムルコト

二、調整割合ハ外資調達協議会ニ付議ノ上之ヲ決定スルモノトシ上半期分調整割合ニ付テハ差当リ別紙案ニ依ルコト

三、前号ノ調整割合ヲ其儘予算額ニ適用スルコト適当ナラザル科目ニ付テハ基本額ヲ適宜減額スルコト

四、調整科目ハ必要ニ応ジ別途之ヲ決定スルコト

五、調整科目、調整割合及調整額ハ臨時軍事費ノ例ニ準ジテ閣議決定及勅裁ヲ経ルコト

六、調整ニ伴ヒ必要ナル整理手続ハ大蔵省ニ於テ主管省ト協議ノ上之ヲ決定スルコト

臨時軍事費以外ノ政府海外払経費ノ外資金庫ニ依ル調整割合ノ件

（外資調整協議会付議案）

臨時軍事費ヲ除クノ外政府ノ支那（軍票地域ヲ除ク）ニ於テ支払ヲ要スル経費ヲ外資金庫ニ依リ調整スル場合ニ於ケル調整割合ハ昭和二十年四月以降差当リ左ノ通トス

| | | |
|---|---|---|
| 調整割合 | 北支蒙彊ニ於テ支払ヲ為ス経費 | 三〇割 |
| | 中南支ニ於テ支払ヲ為ス経費 | 八〇割 |
| （註）資金使用割合 | 政府資金 | 一 |
| | 外資金庫資金 | 三 |
| | 合計 | 四 |
| | | 一 |
| | | 八 |
| | | 九 |

参考資料

現地卸売物価指数ニ依ル調整割合算出基礎

| 区分／年月 | 北京 昭二＝100 | 北京 昭一九・一一＝100 | 北京 対前月比率 | 上海 昭二＝100 | 上海 昭一九・一一＝100 | 上海 対前月比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一九・一二 | 四、六四〇 | 100 | | 四八、二〇七 | 100 | |
| 一九・一二 | 五、三〇五 | 一一四 | | 九四、一七三 | 一九三 | |
| 二〇・一 | 七、一七五 | 一五五 | 一・三三九 | 一二六、三五三 | 二五八 | 一・三三六 |
| 二〇・二 | 九、〇八一 | 一九六 | 一・二六四 | 一五九、五四四 | 三二六 | 一・二五三 |
| 二〇・三 | 一〇、四七四 | 二三六 | 一・一五三 | 一八五、〇〇五 | 三七八 | 一・一三〇 |
| 二〇・四 | 一一、四五四 | 二四七 | 一・〇八八 | | 四七五 | * |
| 二〇・五 | 一三、四八二 | 二九九 | 一・〇八九 | | 五九二 | * |
| 二〇・六 | | * | | | 七四一 | * |
| 二〇・七 | | * | | | 九二八 | * |
| 二〇・八 | | * | | | 一、一六三 | * |
| 二〇・九 | | * | | | 一、四五三 | * |
| 二〇・四―九 平均 | | 五五九 (800) | | | 八九二 (400) | |

（註）

一、北京ハ連銀調卸売公定物価指数、上海ハ関税税制委員会調卸売公定物価指数ナリ

二、＊印ハ推定数ニシテ本年一月以降最近月（北京ハ五月、上海ハ三月）迄ノ各月ノ対前月比率ノ平均ニ依リ算出セリ

北京物価指数表 (正金報告)

| 年月／区分 | 卸売(公定) 昭一一＝一〇〇 | 卸売(闇) 昭一七・六＝七三 | 小売(闇) 昭一三・五＝一〇〇 | 邦人生計費 昭一三・六＝一〇〇 | 労銀 昭一六＝一〇〇 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一九・九 | 二、七九九 | 一四、七三三 | 一〇、五三三 | 二、四七四 | 八五七 |
| 一九・一一 | 四、六四〇 | 二五、〇五六 | 一七、〇五〇 | 三、三九一 | 一、一六一 |
| 一九・一二 | 五、三〇五 | 三五、〇五二 | 三三、七八〇 | 四、五〇三 | 一、六二〇 |
| 二〇・一 | 七、一七五 | 五三、六七二 | 三一、六二七 | 六、二四四 | 二、三三〇 |
| 二〇・二 | 九、〇八一 | 六三、七三九 | 四〇、九七三 | 九、〇三五 | 二、七二七 |
| 二〇・三 | 一〇、四七七 | 七三、〇三三 | 五〇、二七三 | 一三、二九〇 | |
| 二〇・四 | 一一、四五四 | 九〇、四四七 | 六三、七〇一 | 一六、二〇三 | |
| 二〇・五 | 一三、四八二 | 九八、九〇五 | | 一九、七四八 | |

(註)
一、卸売ハ公定、闇共ニ連銀調単純算術平均
二、小売ハ北京市政府経済局調査
三、邦人生計費ハ北京経済会議所調査加重算術平均、配給品ニ付テハ公定其他ハ闇
四、労銀ハ北京経済会議所調査単純算術平均

上海物価指数 (正金報告)

| 年月／区分 | 卸売(公定) 昭一一＝一〇〇 | 卸売(闇) 昭一二・六＝一、一三九 | 邦人生計費 昭一七・六＝二、二三八 |
|---|---|---|---|
| 一九・九 | 三三、四七六 | 七六、八八八 | 四一、六九六 |
| 一九・一一 | 四八、九〇七 | 一四五、三八一 | 八一、二〇九 |
| 一九・一二 | 九四、一七三 | 二〇一、二一九 | 一四六、一四〇 |
| 二〇・一 | 一二六、三五二 | 二六六、〇九七 | 一九三、四一二 |
| 二〇・二 | 一五九、五三四 | 三一五、八九三 | 二六〇、三〇二 |
| 二〇・三 | 一八五、〇〇五 | 三七三、七三五 | 三一一、六四〇 |
| 二〇・四 | | | 三九五、九九七 |
| 二〇・五 | | | 五七四、四二一 |

支那ニ於ケル通貨物価状況

一、通貨発行高

| | 儲備券 | 連銀券 | 蒙銀券 |
|---|---|---|---|
| | 百万元 | 百万円 | 百万円 |
| 十七年末 | 三、六九六 | 一、五九二 | 一四二 |
| 十八年末 | 一九、一五〇 | 三、七六一 | 三七一 |
| 十九年六月末 | 三八、三五九 | 五、九九四 | 四二六 |
| 十二月末 | 一三九、六九九 | 一五、八四一 | 一、〇六七 |
| 二十年三月末 | 二四五、一九七 | 二七、八三六 | 一、四三二 |
| 六月末 | 七三八、七二三 | 五五、三九〇 | 二、〇一九 |
| 七月二十日 | 一、一一九、九一二 | | |

二、預ケ合残高

| | 北支 | 中支 |
|---|---|---|
| 十八年末 | 二、七九八 百万円 | 一四、二四九 百万元 |
| 十九年末 | 六、三六四 | 九八、八七三 |
| 二十年三月末 | 八、七八六 | 一九一、一四五 |
| 四月末 | 一〇、七一二 | 二四五、〇七六 |
| 六月末 | 二一、五四六 (一部六月十五日) | 六四七、〇〇一 |
| 七月二十日 | | 一、〇〇九、四六六 |

三、商品市中価格

| | 上海 金条 (一市両 三一・二五瓦) | 上海 米 (一市石 約五斗五升) | 天津 金条 (一市両 三一・二五瓦) | 天津 小麦粉 (一袋 二二瓩) |
|---|---|---|---|---|
| 十七年末 | 二七、八〇〇 元 | 九〇〇 元 | 七一七 円 | 六五 円 |
| 十八年末 | 八六、五〇〇 | 二、四〇〇 | 一、五三五 | 一七八 |
| 十九年六月末 | 二六〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 四、八五〇 | 二六七 |
| 十二月末 | 八〇〇、〇〇〇 | 四六、〇〇〇 | 一七、二〇〇 | 一、二〇〇 |
| 二十年三月末 | 四、八〇〇、〇〇〇 | 九六、〇〇〇 | 七四、〇〇〇 | 一、八五〇 |
| 六月末 | 二四、七〇〇、〇〇〇 | 六三〇、〇〇〇 | 一五〇、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 最近 | 一三〇、〇〇〇、〇〇〇 (八月八日) | 九三〇、〇〇〇 (八月八日) | 二五五、〇〇〇 (八月一日) | 六、四〇〇 (七月二八日) |



四、卸売物価指数 (公定)

| | 北京 昭和一一＝一〇〇 | 上海 昭和一一＝一〇〇 |
|---|---|---|
| 一九年 九月 | 二、七九九 | 三三、四七六 |
| 十一月 | 四、六四〇 | 四八、九〇七 |
| 十二月 | 五、三〇五 | 九四、一七三 |
| 二十年 一月 | 七、一七五 | 一二六、三五二 |
| 二月 | 九、〇八一 | 一五九、五三四 |
| 三月 | 一〇、四七七 | 一八五、〇〇五 |
| 四月 | 一一、四五四 | 二一二、五六五 |
| 五月 | 一二、四八二 | 二八三、六八〇 |

対支金操作状況 (昭和二十年七月十二日現在) (外、総、昭二〇、八、六)

| 区分 | 数量 瓲数 | 数量 本数 | 売却価額 外貨 | 売却価額 邦貨 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 瓲 | 本 | | 千円 | |
| 一、現送量 | 五〇・〇 | 一六一、〇一五 | — | — | 金条 一五四、六六八本 |
| 二、処分済量 | 三四・〇 | 一〇九、六九五 | — | 二、六四六、八二六 | 金条現地改鋳(二瓲) 六、三五五本 |
| (一)市場操作用 | 一六・〇 | 五一、四〇一 | — | 二、六一四、一三四 | 交換差増 二本 |
| 中支(上海) | 一四・八 | 四七、三六三 | 四八、二六五、七〇二 千元 | 八、六六七、八二六 | 昭二〇、五、三一現在以下不変 |
| 南支(広東) | — | 三二八 | 三三九、三八三 千元 | 九七、〇八八 | 割当一瓲五中ノ一部昭二〇、七、三現在以下未達 |
| 北支(天津) | 一・二 | 三、八二〇 | 三、八二九、三三〇 千円 | 三、八二九、三三〇 | 割当六瓲〇中ノ一部昭二〇、六、三〇現在以下未達 |
| (二)綿糸布買上用(中支) | 一四・〇 | 四五、三九二 | 一、八一五、六八〇 千元 | 三、六八二 | 儲備銀行ニ交付済ナルモ代金未収 |
| (三)金証券見返分 | 四・〇 | 一三、九〇三 | — | — | 尚一瓲交付ノ要アリ |
| 三、差引残高 | 一六・〇 | 五一、三三〇 | — | — | |

残高内訳
(イ)中支 瓲
市場用 八・八
綿糸布用 未詳
金証券用 一・〇
(ロ)南支 瓲
市場用 一・四
(ハ)北支
市場用 四・八

為替関係ヨリ看タル本邦対各域収支実績 (昭和十八年及昭和十九年)
差引△ハ支払超過 (単位百万円)

| 地域別 | 項目 | 昭和十八年(一―十二月) 受取 | 昭和十八年 支払 | 昭和十八年 差引 | 昭和十九年 受取 | 昭和十九年 支払 | 昭和十九年 差引 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関満 | 交易 | 一、一〇三 | 五七一 | 五三二 | 八〇九 | 五二四 | 二八五 |
| | 交易外 | 一、六六三 | 二、八九二 | △一、二二九 | 一、六六一 | 一、一八八 | △五二七 |
| | 計 | 二、七六六 | 三、四六三 | △六九七 | 二、四七〇 | 二、七一二 | △二四二 |
| 支那計(除香港) | 交易 | 五三三 | 五一三 | 二〇 | 四九三 | 八二八 | △三三五 |
| | 交易外 | 八一五 | 一、〇二二 | △二〇七 | 一、六七三 | 一、九二二 | △二四九 |
| | 計 | 一、三四八 | 一、五三五 | △一八七 | 二、一六六 | 二、七五〇 | △五八四 |
| 蒙疆 | 交易 | 五 | 〇 | 五 | 六 | 三 | 三 |
| | 交易外 | 一一 | 二二 | △一一 | 三九 | 三〇 | 九 |
| | 計 | 一六 | 二二 | △六 | 四五 | 三三 | 一二 |
| 北支 | 交易 | 三五九 | 四二五 | △六六 | 三三三 | 三二三 | 一〇 |
| | 交易外 | 五〇九 | 五六一 | △五二 | 九四〇 | 一、四二三 | △四八三 |
| | 計 | 八六八 | 九八六 | △一一八 | 一、二七三 | 一、七四六 | △四七三 |
| 中支 | 交易 | 一四二 | 七八 | 六四 | 一四一 | 四八〇 | △三三九 |
| | 交易外 | 二五五 | 三一二 | △五七 | 六三一 | 四一四 | 二一七 |
| | 計 | 三九七 | 三九〇 | 七 | 七七二 | 八九四 | △一二二 |
| 南支(含海南島) | 交易 | 二七 | 一〇 | 一七 | 一三 | 二二 | △九 |
| | 交易外 | 四〇 | 一二七 | △八七 | 六三 | 五五 | 八 |
| | 計 | 六七 | 一三七 | △七〇 | 七六 | 七七 | △一 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 香港 | 交易 | 一三 | 三 | 九 | 九 | 二 | 七 |
| | 交易外 | 三一 | 八四 | △五二 | 三九 | 七一 | △三二 |
| | 計 | 四四 | 八七 | △四三 | 四八 | 七三 | △二五 |
| 泰 | 交易 | 七〇 | 六三 | 七 | 八 | 二六 | △一八 |
| | 交易外 | 八 | 二一二 | △二〇四 | 二一 | 三〇七 | △二八六 |
| | 計 | 七八 | 二七五 | △一九七 | 二九 | 三三三 | △三〇四 |
| 仏印 | 交易 | 七二 | 一三 | △三〇 | 一八 | 二八 | △一〇 |
| | 交易外 | 三 | 二一 | △二〇八 | 二 | 二一六 | △二一四 |
| | 計 | 七五 | 三四 | △二五八 | 二〇 | 二四四 | △二二四 |
| 南方甲地域 | 交易 | 三 | ｜ | 三 | 五 | ｜ | 五 |
| | 交易外 | 五三 | 二三 | 三二 | 一三六 | 二七 | 一〇九 |
| | 計 | 五六 | 二三 | 三五 | 一四一 | 二七 | 一一四 |
| 共産圏合計 | 交易 | 一、七九三 | 一、二七二 | 五二一 | 一、三四二 | 一、四〇八 | △六六 |
| | 交易外 | 二、五七六 | 四、四四四 | △一、八六八 | 三、五三二 | 四、七三一 | △一、一九九 |
| | 計 | 四、三六九 | 五、七一六 | △一、三四七 | 四、八七四 | 六、一三九 | △一、二六五 |

支那ヨリノ送金ニ対スル現行規制方針

| 区分 | 規制担当機関 | 規制方針 |
|---|---|---|
| 一、一口三百円以下（小口送金） | 許可不要（自由送金）<br>但シ本制度ヲ濫用スル不当送金ノ取締ハ現地公館（大使館及領事館） | 本小口送金ハ許可不要ナルモ本制度ヲ濫用スル不当送金ヲ防グ為配給手帳又ハ送金統制ノ実施ニ依リ一家族月額三百円ノ送金ニ限定シ居レリ |
| 二、一口一万円以下（但シ一口三百円以下分ヲ除ク） | (イ)北支、中支ハ現地大使館ヨリ日銀参事ニ委任<br>(ロ)蒙疆、南支ハ現地大使館事務所<br>(ハ)香港、海南島ハ現地当局 | 中央処理分（一口一万円以上分）ト同様ノ許可方針ニ依リ処理シ送金額ノ十倍ノ預金ヲ為サシムルヲ原則トス |
| 三、引揚金（但シ一口一万円ヲ超ユルモノ） | (イ)内地ハ日本銀行本支店（大蔵省ヨリ委任）<br>(ロ)外地ハ夫々朝鮮又ハ台湾総督府 | 全額ヲ許可ス但シ左ノ基準ニ依リ定マル金額ヲ除キ残額ハ本邦ニ於ケル現地通貨建預金トス<br>(イ)退職金ニ付テハ同一地位程度ノモノノ本邦内勤務ニ対スル基準経理統制令ノ運用ニ依リ定マル額ヨリ本邦税金額ヲ控除セル金額（全額現金払トス）<br>(ロ)退職金以外ノ持帰金ニ付テハ左ノ率ニ依ル<br>(1)持帰金三万円迄ハ全額<br>(2)三万円ヲ超エ一〇万円迄ハ一五%<br>(3)一〇万円ヲ超エ二〇万円迄ハ一〇%<br>(4)二〇万円ヲ超ユル金額ハ五%<br>右持帰金ノ円貨額中一万円ヲ超ユルモノハ其ノ超過額ノ半額ヲ円貨預金トナサシム |
| 四、一般送金（但シ一口一万円ヲ超ユルモノ） | (イ)内地ハ一口十万円以下分ハ日銀本支店、其他ハ大蔵省<br>(ロ)外地ハ夫々朝鮮又ハ台湾総督府 | 不要不急送金ハ許可セズ許可ニ当リテハ無条件ノモノト条件付ノモノ（現行ハ送金額ノ十倍ノ預金）トアリ<br>(イ)無条件ノモノ<br>外国公館関係、外国人関係、税金引当金、銀行預金利子、証券利子、戦前ノ外貨貸付金、預金等<br>(ロ)条件付ノモノ<br>支那店利益、本邦内店舗経費、本邦事業投資、物資買付金、子会社配当金、交易付帯費用等 |
| 五、自由送金制度 | | 投機思惑資金以外ノ送金ニ対シ北支ニ於テハ四十九倍中南支ニ於テハ六十九倍ノ相当ノ現地ニ於ケル現地通貨預金ノ条件トシテ月三十万円限度ニ於テ送金ノ許可制ヲ免除ス |
| 六、緊急対策<br>(イ)送金一万円口外貨表示送金制<br>(ロ)現地預金ノイヤマーク制 | (イ)内地ハ大蔵省<br>(ロ)外地ハ夫々朝鮮又ハ台湾総督府 | (イ)現地ノ非常時態ニ備ヘ在本邦家族ノ生活費引当トシテ一万円ノ送金ヲ認メ本邦ニ於テ現地通貨表示預金トナサシム（月三百円ト約三ケ年ノ生活費）<br>(ロ)外ニ本邦人ノ現地所有預金ハ本邦ト本邦通信杜絶等非常事態ニ備ヘ在本邦受取人及引当額ヲイヤマークシ非常ノ場合本邦払ヲ認ムルモノトス |



編注 作成月日不明なるも、八月八日以降一五日以前と推定される。

出所 大蔵省資料Z五一二―一。

## (4) 大東亜各地域通貨処理の見透し（昭和二〇年九月一日木内信胤）

大東亜各域通貨処理ノ見透（二〇、九、一）

一、総説

一、敵方ガ処理ヲ要スル大東亜各地域ノ通貨ニハ、樺太ノ円札、朝鮮及関東州ノ鮮銀券、台湾ノ台銀券、満洲ノ国幣、蒙疆ノ蒙銀券、北支ノ連銀券、中南支ノ儲備券、香港、海南島ノ円軍票、仏印ノピアスター、泰ノバーツ、南方甲地域ニ於ケルストレイトダラー、ギルダー表示ノ南発券等十数種類ニノボル。之等ノ処理方法ハ敵方ノ決スル処デアッテ我方ノ容喙ヲ許サナイガ其ノ処理方法如何ニ依ッテ我国ガ受ケル影響ニハ大キナ差異ガアル。従ッテ之ヲ予想スルコトハ実益ナシトシナイデアラウ

二、上記ノ各種ノ通貨ニハ其ノ性格ニ大キナ共通性ガアリ、ソレニ従ッテ数種分類スル事ガ出来ルガ敵方ノ処理方法モ自ラ之等ノ性格ニ左右サレルト想定サレル、依ッテ右ノ見地ニ従ッテ分類スレバ

(一) 南樺太、朝鮮、台湾、満洲、関東州、蒙疆

右六地域ノ通貨ハ夫々其ノ地域ニ於テ略完全ナル通貨デアッタ点ニ其ノ共通ノ特徴ガアル。（蒙疆ハ相当疑問ノ余地ハアルガ）又各地域ニ於テ唯一無二ノ通貨デアッタ点モ其ノ共通ノ特徴デアル

(二) 中南支、北支

之等ノ地域ニ於テハ儲備券、連銀券ハ其ノ通貨トシテノ性質ニ欠陥ガナカッタトハ云ヒ難カッタノミナラズ之等ニ対抗スル通貨トシテ周辺ニ旧法幣其他ガアリ常ニ拮抗状態ニアッタト云フノガ其ノ特徴デアル。然シ乍ラ各々ノ地域内ニ於テハ一応旧法幣其他ノ対抗通貨ヲ略完全ニ排除シ民衆ニ滲透シテキタ

(三) 南方甲地域

此ノ地域ニ於ケル南発券ハ敵方モ通貨トシテノ合理性ヲ認メヌト云ッテキルソウデアルガ、通貨タル資格ニ於テハ儲備券、連銀券ニ劣ルト云フベキデアルガ、其ノ特徴トシテハ現地通貨表示デアッタコトト旧現地通貨ガ流通ヲ禁止サレルコトナク併行流通シテキタコトトヲ挙ゲネバナラヌ、従ッテ南発券ハ単ニ旧通貨ニ対シテ寄生的存在ヲ持ッテキタニ過ギヌト云フ見方モ成立ツガ民衆ヘノ滲透度ハ相当ニ強ク其併行流通デアッタ関係モ大イニ影響シテ民衆ハ旧通貨ハ退蔵シテ市面ニハ南発券ノミ何等ノ障碍無ク完全ニ流通スルト云フ姿ニアッタ

(四) 香港、海南島

香港ハ円軍票デアッテ旧通貨ヲ略完全ニ排除シテ民衆ニ滲透シタ点並ニ附近ニ対抗通貨ガ無カッタ点デハ寧ロ満洲ニ似テキルトモ云ヘルガ、島デアッテ地域ガ狭ク敵方ハ為サウト思フ事ヲ簡単ニ為シ得ル点カラミレバ満洲ト同日ノ談デハナイ、且ツ旧香港弗モ民衆ニ退蔵サレテキテ決シテ全面的ニ忘レラレタモノデハ勿論ナイ

海南島モ亦円軍票デアルガ滲透度ハ比較的低ク旧法幣ガ奥地ニ残ッテキタ点ハ寧ロ中支ニ近イガ之亦地域ガ狭イ点ニ於テ中支ノ範疇ニ入レルノハ当ラナイカラ香港ト共ニ別箇ノ一類トシテ考ヘルノガ便利デアル

(五) 泰、仏印

此ノ二ツノ地域ニハ日本ハ新通貨ヲ導入スル事ナク従来ノ通貨ヲ軍ニ借用シタニ過ギナイカラ新ニ敵方ハ処理ヲ必要トシナイ、即チ其ノ意味デハ此ノ研究カラ除外シテモヨイノデアルガ通貨状態ガ日本ニヨッテ攪乱サレタコト並ニ日本ガ之等ノ地域ニ通貨問題上ニ於テ債務ヲ負ッテキル点ヲ考ヘレバ何等カノ処理ガアル筈デアル

以上ノ各類別ニ従ッテ夫々敵方ノ処理方法ヲ考ヘテ見タイ

二、南樺太、朝鮮、台湾、満洲、関東州、蒙疆

一、之等ノ地域ノ通貨ガ略々完全ナ通貨デアリ且ツ唯一ナモノデアッタト云フ事実ニ基キ、敵側ト雖モ引続キ其ノ流通ヲ一応認メザルヲ得ナイコトハ殆ンド絶対的ナ確実サヲ以テ予想スルコトガ出来ル、敵側ハ又遠カラズ之等ノ日本

系通貨ヲ排除シテ彼等ノ通貨ヲ導入スルデアラウ事モ亦確実デアル

新通貨導入ハ併シ合理的ナ方法ニ拠ラナケレバ達成シ得ラレナイ、旧通貨ハ敵性通貨ダカラ之ヲ排除スルト云ッタ様ナ単純ナ考ヘ方カラ其ノ流通ヲ禁止シ新通貨ノ使用ヲ命ズルト云フ様ナ簡単ナ事デハ駄目デアッテ、新タニ導入スベキ通貨ト旧通貨トノ確定交換比率ヲ決定シ暫ク併用ノ期間ヲ許シ、然ル後ニ全面的回収ヲ為スト云フ順序ニ行ク筈デアル、換言スレバ旧通貨ハ飽ク迄正当ナ通貨トシテ認メラレ敵性扱ハサレヌト云フベキデアル

(以上ノ如キ推定ハ勿論敵側ニ経済秩序維持ヲ重ンズル聡明サガアルト考ヘテノ事デアル、無茶ヲヤルナラ話ハ別デアル、満洲、朝鮮ノ如キガ他ノ原因カラ動乱状態ニナッタナラドウデアラウカ、国ガ乱レヤウト何デアラウト民衆ノ持ッテヰル通貨ハ矢張リ通貨デアルカラ敵トシテハヤハリ同ジ筋ニ来ルト考ヘル)

二、以上ノ見透シニ立脚スレバ自ラ尚二、三ノ事ガ推論サレル

(一)　新通貨ノ導入ハ大分先ノコトトナラウ

(二)　ソレ迄ハ満銀、鮮銀、台銀、蒙銀ハ存続ヲ認メラレルニ違ヒナイガ直チニ彼等ノ管理下ニ入ル事ハ確実デアル

(三)　新通貨ハ別ノ銀行ヲ作ッテ発行セシメ旧通貨回収ト同時ニ右諸銀行ヲ消滅セシメルカ之等諸銀行ヲ管理シ乍ラ新銀行ニ改造スルカ何レモ可能デアル

(四)　新通貨ガ決定スレバ最初カラ旧通貨トノ間ノ確定比率ガ決定スルカラ新通貨ノ対外価値ヲ通ジテ旧通貨ノ対外価値モ確定サレル事ニナル、此ノ点ハ場合ニ依リ我国ノ為替問題ニモ関係ヲ生ズルカモシレナイ事柄デアル

(五)　通貨ニ関シ以上ノ如キ平和的ナ合理的ナ処理ガ行ハレルトスレバ日本トノ間ニ既ニ成立シテヰタ債権、債務モ亦同ジク合理的ニ処理サレルト云フ可能性ガ発生スル

(六)　旧発券銀行ノ準備資産ハ恐ラク国有財産ガ押収サレルノト同ジ論理ヲ以テ押収サレルデアラウ、併シ後述儲備券ノ場合ノ如キ意味ヲ以テ準備資



産ノ不足額ヲ追徴サレルト云フ事ハナイト考フベキデアル、但シ例ヘバ満中銀ガ日本銀行ニ持ッテヰタ債権ノ如キハ勿論返済ヲ要求サレルガ之ハ寧ロ前述ノ対日債権、債務ノ処理ノ一環トモ考フベキデアル

三、導入サルベキ新通貨ハ何デアラウカ、樺太ハ留デアリ、台湾ハ旧法幣又ハ中国ノ新統一通貨デアラウコトハ略々確実デアリ、関東州ガ満洲ニ編入サレルコトモ疑フ余地ガナイガ、満洲ニ中国ノ通貨ヲ持ッテ来ルカドウカハ稍々疑ハシク独自ノ通貨ヲ持ツ可能性ガアリ、朝鮮ハ露西亜系ノ通貨トナルノカ中国系ノ夫レカ或ハ全然不羈独立ノモノカハ全ク想像ヲ許サナイ、蒙疆ハ恐ラク外蒙ト一体トナルノデアラウガ、元来蒙銀券ノ性質ハ最初ニ断ッタヤウニ、満洲国幣ト同列スルノハ無理デアッテ寧ロ連銀券ニ近イト考ヘルベキモノデアルカモ知レナイ、然リトスレバ次節ニ述ベルトコロガ当嵌マル訳デアル

一方蒙疆ハ政治的混乱カラ経済秩序モ失ハレテ行クベキ合理的ノ筋ニ行カナイ可能性ガ濃厚化ヰテヰル模様デアル

三、中南支、北支

一、此ノ地域ニ於テモ儲備券、連銀券ハ一応旧法幣ノ流通ヲ排除シ略々完全ニ民衆ニ滲透シテヰタノデアルカラ、之ヲ無下ニ敵性扱ニシテ排除スル事ハ、敵側ガ合理的デアルナラバ恐ラク敢テシナイ処ト想像サレル、但シ其ノ通貨トシテノ性格ガ不完全デアリ周辺ニ対抗通貨ガ存在シテヰタト云フ事実カラ之ヲ排除スルコトハ朝鮮、満洲等ノ場合ヨリモ遥ニ容易デアル

其ノ方法トシテハ即時ニ確定換算率ヲ設ケ旧法幣ニ吸収ヲ企ル事モ勿論可能デアルガ、若シ想像ヲ逞シュウスル事ヲ許サレルナラバ恐ラク彼等ハ一応従来通リノ流通ヲ許シ且ツ旧法幣トノ自由交換ヲ認メツツ其ノ相場ノ落着ク処ヲ見定メテ然ル後其ノ相場ニヨッテ全面交換ヲ企ルノデハナイカト思ハレル

二、右ノ交換相場ガドウナルカハ興味アル問題デアルガ理論トシテハ儲備券地区、連銀券地区ノ経済力ト旧法幣地区ノ夫レトノ比較ガ物ヲ言フト見ルベキデアル、言ヒ換ヘレバ儲備券地区デ生産サレル物資ヲ得タイト云フ要求ガ旧法幣地区ニ於テ非常ニ多ケレバ儲備券ハ騰貴スル、現ニ一時旧法幣一ニ対シ儲備券二百以上トナリ場所ニヨッテハ千弗トサヘ云ハレタモノガ今百五十程度ニナッタノハ此ノ現象ノ現ハレトモ見ラレル、(私見ニヨレバ五十見当マデハ落チルノデハナイカト思ハレルガモット下ダト見ル人モアル)乍然更ニ重要ナモノハ重慶政府ノ意図其ノモノデアッテ其ノ意図ヲ民衆ガ察知スレバ経済上ノ力ヲ乗超ヘテ一挙ニ其ノ相場ニ落着クデアラウ事ハ日本ガ行ッタ二対一新旧交換ノ場合ヲ想起スレバ明瞭デアル

三、処理ノ時期ハ何時デアラウカ、思フニ重慶政権ハ全国統一ノ面子カライッテモ国際決済機構加入ノ為カラ云ッテモ、幣制統一ヲ急グデアラウカラ旧法幣若シクハ彼等ノ新通貨(之ガ「孫」デアルトハ必ズシモ云ヘナイガ)ヲ以テ統一スルノハ存外早イ時期デアラウ

双十節ニ南京ニ還都スル由デアルガ早ケレバ其ノ時期カトモ考ヘラレル、北支ニ対シテハ延安勢力対抗ノ上カラモ早ク自己ノ統一通貨ヲ以テ風靡スルガヨイト云フ事情モアル

四、右ノ時期ニ至ル迄儲備銀行、連合準備銀行ガ彼等ノ管理下ニ置カレルコトハ云フ迄モナイガ、幣制統一ノ際ニハ当然中央銀行ニ併合吸収サレル事ニナラウ、其ノ時発券準備ヲ引継グ事ニナルガソレガ新通貨ノベースカラ見テ不足デアレバ我国ニ対シテ追徴ヲ為スト云フ段取ニナルデアラウ

右ノ筋ニ行クトスレバ預ケ合ノ金ニ依ル返済ヲ誤魔化シノ行為デアルトシテ甚ダ有力ナ参考トナルノデアルガ遺憾乍ラ此ノ点ニ就テ情報ガ甚ダ不足デアル、ビルマ北方地区ニ英軍ガ進入シタ時ハ南発券ノ流通ヲ其儘認メタト云フ情報ノ片鱗ガアリ、又五月頃ニビルマ及比島ニ於テ流通ヲ禁止シタト云フ情報ガアルガ上記第三ノ認定ハ此ノ二ツノ情報ヲ解釈スルニ適当ナモノデアル

三、我国ニ対スル求償問題トシテハ上記第二ノ場合ニ交換ニ要シタ旧通貨ヲ其儘要求シテクルト云フコトガ考ヘラレルガ其場合ニ於テモ又其ノ他ノ場合ニ於テモ南発券発行全額ヲ我方ノ現地物資調達額ナリト認メテ賠償ニ算入シテクル可能性ハ甚ダ多イ

四、以上ノ処理ガ殆ンド敵側ノ思フ儘ニ行ヒ得ルト云フ事情ハ同時ニ敵側ハ此ノ

地区ノ一般経済ニ対シテモ思フ儘ヲ行ヒ得ルト云フコトヲ示シテキルモノデアッテ、此ノ点カラ推察スレバ現地邦人ハ或ハ一ケ所ニ収容サレヤガテ集団引揚ゲヲ命ゼラレル可能性ガ充分ニ考ヘラレル、此ノ点ハ満洲、中北支等ト全然異ルトコロデアル

五、香港、海南島

一、香港ハ軍票ガ旧通貨ヲ排除シテキタ事実ニ鑑ミ一応流通ヲ許サルベキデアルガ、ソノ小サナ島デアッテ何事モ命令一下自由ニ為シ得ル点カラ見レバ英国ハ必ズ急速ニ一定率ヲ以テ交換シ流通ヲ禁止スル措置ニ出ルト思ハレル、其ノ交換率ハ香港弗一ニ対シテ軍票百ト カ二百ト カ云フ甚シク低イモノデアラウガ（我方ガ軍票ヲ注入シタ時ハ軍票一ニ対シテ香港弗四）之ハ新香港弗ガ旧平価ヲ以テ磅ニ繋ルモノナラバ物価カラミテモ当然トスベキデアル

二、我国ニ対スル求償関係ニ就テハ南発券ノ場合ト同ジ事ガ云ヘル

三、海南島ニ於テハ南方甲地域ニ於テ述ベタ事ガ其儘ニ当嵌ルガ地域ガ小サイ点カラ云ッテ香港ト同ジ方式モ勿論可能デアル。併シソレヨリモモットアリサウダト思ハレルコトハ蔣政権ハ之ヲ其儘ニ放置シ自ラ無価値ナラシメ、之ニ触レズニオクト云フ事デアル

四、我国ヘノ求償関係ニ就テハ南発券ニ就テ述ベタ事ガ当嵌ル

六、泰、仏印

一、泰、仏印ニ就テハ通貨ハ其儘ニ残ルノデアッテ通貨処理ノ問題ハナク唯我国ヘノ求償問題ガアルダケデアル、ソレニハ特別円ノ金決済ヲ求メルト云フコトガ一番アリサウナ行方デアル、尚此等ノ地域ノ通貨ハ仏印ノ旧流通額ガ三億五千万比弗、今ガ十九億ト云フ風ニ甚ダ膨脹シ物価ハ騰貴シテキルノデアルカラ彼等トシテハ対外価値ヲ改訂スル必要ヲ認メルデアラウ、泰国モ亦同様デアル、尚蔣介石ノ声明ノ一端ニハ仏印ガ独立スルヤウナコトガ言ッテアルガ注目ニ値スル事柄デアル

二、在留同胞ノ取扱ニ付テハ泰国ハ決シテ日本ノ敵国ニハナラナカッタ点ニ鑑ミ現状其儘ノ存続ガ考ヘラレ仏印ニ於テハ仮令独立国トナラナイ迄モ仏本国ノ我国ニ対スル敵意ノ稀薄サカラ見テ最モ温和ナル成行ガ期待サレル

## 七、結　語

大東亜各域ノ通貨其モノノ性格ニ立脚シテ、敵側ノ為スデアラウ処理ニ就イテ、以上ノ通リ甚ダ大雑把デハアルガ一通リノ見透シヲ立テテ見タ、必ズコウナルデアラウト云フ予言ヲ為ス心持デハナク唯事ノ筋道ハコウアルベキダト言フマデデアル、各地通貨ニ対シテ敵側ノ為ストコロハ我国ニ大キナ反射作用ヲ持ツニ就イテハ、一応此ノ見透シノ下ニ各種ノ事項ヲ考ヘテ置クコトハ甚ダ有利デアル、蓋シ一応筋通ッタ考ヘ方ガ出来テ居レバ敵側ノ出方次第ニヨッテ即応スルコトハ容易ダカラデアル、此ノ意味ニ於テ何等カノ参考トナラバ幸デアル

（終）

編注　本文は横浜正金銀行用箋にタイプ印書されており、表題の下に木内の印が捺印してあるので、木内信胤稿と推定。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## （5）南方各地域及び香港に於て発行せる軍票及び南方開発金庫券の処理に関する件（昭和二〇年九月三日原口武夫）

南方各地域及香港ニ於テ発行セル軍票及南方開発金庫券ノ処理ニ関スル件（二〇、九、三）

原口武夫

一、問題ノ所在

開戦以来南方地域及香港ニ於テ発行シタル軍票及南方開発金庫券（以下南発券ト称ス）ハ総額二百数十億ヲ下ラザル可ク之ガ処理ノ負担ヲ我ガ国ニ課セントスル賠償要求ハ其ノ金額ノ如何ハ別問題トシテ性質上之ヲ否認スルコト困難ナル問題ナリ。戦争ノ帰趨如何ニ拘ラズ換言スレバ仮リニ我ガ国ノ勝利ニ終リタル場合ニ於テモ既発行券ノ一部ハ我ガ国ノ負担ニ依リ処理セラル可キ性質ノモノト認メラル従テ今回ノ賠償要求中ニ当然包含セラルルコトハ勿論稍モスレバ過大ノ要求ニ接スル虞アル項目ナルヲ以テ右ニ応ズル当方ノ構想ヲ具ヘ且対策案ヲ樹立スルノ要アリ



註一、香港ハ最後迄軍票ヲ流通セシメタル唯一ノ地域ニシテ此ノ点昭南、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等他ノ軍政地域ト通貨事情ヲ異ニスルモ賠償ノ観点ヨリスレバ本質的ノ差異ナシ

二、グワム島、ウェーキ島ニ於ケル我ガ占領軍ハ日本銀行券ヲ使用セリ。尚マリアナ、硫黄島、沖縄、比律賓、ニュウギニア、ソロモン群島等ニ於テ米軍ノ占有ニ帰シタル日本銀行券ハ相当額ニ達スルモノト推定セラルルモ之ガ処置ハ別途問題トナルベシ。ニュウギニア、ソロモン群島等ニ対シテハ当初濠洲磅ノ軍票ヲ使用シタルモ其ノ後日本銀行券ニ切替ヘタリ

本件ニ関連シ

(イ) 支那ノ分ハ最終決済ヲ了シ居ルヲ以テ重慶政権ガ之ヲ否認セザル限リ問題ヲ生ゼズ又重慶政権ニ異議アル場合ノ対案ハ別途攻究ノコトトス

(ロ) 仏印ニ付テハ日、仏印金融協定ノ清算尻トシテ仏印ガ我ガ国ニ於テ有スル円資金処理ノ問題トナルベシ。戦後ニ於ケル仏印ノ帰属如何ニ依リ本件ハ賠償要求トシテ提示セラルル可能性ナキニ非ズ（金融協定参照）

(ハ) 泰モ亦同様金融協定清算尻決済ノ問題生ズ可キモ賠償ニ関連ナキモノト予想ス（金融協定参照）。尤モ賠償トハ別箇ニ泰トシテハ右資金ヲ日本ヨリノ輸入品（金ヲ含ム）決済ニ充当セントスル従来ノ要求ヲ更ニ強化シ来ルモノト推セラル。右ニ対シテハ我ガ国トシテ簡単ニ応ジ難キ見解アリ蓋シ右清算尻ハ戦時中我ノ必要トスル米穀、重要軍需原料等ノ輸入代金ヨリ生ジタルモノニシテ右ハ日泰同盟条約ニ基ク軍事的経済的相互協力ノ一環トシテ供給ヲ受ケタルモノナルガ之ニ対シ我ガ国トシテハ兵力ヲ以テ泰ノ国土防衛ニ当リ之ガ為多大ノ物的人的犠牲ヲ払ヒシ経緯アリ、右ハ大東亜共同防衛ノ根本精神ニ基クモノニシテ泰側ノ清算尻ハ純商業取引ヨリ生ジタルモノトハ其ノ本質ヲ異ニシ武器貸与ニ類スル政治借款ナリ。依テ之ガ処理ハ更ニ崇高ナル見地ヨリ決セラル可ク国際貸借尻トハ趣ヲ異ニス

次ニ英領マライノ北部ヲ泰ニ割譲シタルコトハシャンステートノ独立ト共ニ当然連合国側ノ否認スル所ナル可ク該地域ニ於ケル南発券ヲ泰ニ引継ギシ経緯ハ今回特殊ノ善後措置ヲ必要トスルコトトナリ英、泰、日間ニ一問題ヲ提供スベシ

(ニ) 菊領マカオ、チモールニ於ケル我ガ占領軍ハ濠洲磅及円ノ軍票ヲ使用セルモ其ノ額僅少ナリ。但シポルトガルノ対日宣戦ニ徴シ賠償中ニ包含セラルル可能性ナキニ非ズ

以上(イ)、(ロ)及(ハ)ノ三地域ニ於ケル我ガ所要資金ハ当該発券銀行又ハ発券機関ヨリ現地通貨ノ交付ヲ受ケテ之ヲ調達シ右調達方式ハ合意ニ依リ定マリシ決済協定ニ基クモノナルヲ以テ他ノ南方諸地域及香港ノ如ク本邦系通貨ヲ直接流通セシメタル場合トハ趣ヲ異ニスル所アリ依テ暫ク之ヲ問題外トス。尚(ニ)ハ本問題ニ包含セラル

要スルニ茲ニ問題トナルハ今回連合国ノ対独賠償要求基礎資料トシテ報道セラルル

(一) 独逸財政ニ対スル旧占領地ヨリノ公納金

(二) 軍票発行額

(三) 中央銀行ヨリノ借入金

(四) 清算協定尻

ニ大体対応スルモノニシテ右ノ内

(一) ノ公納金ハ我ガ国ノ場合徴シタルコトナシ（主トシテ政治的理由ニ依ル）

(二) ノ軍票ハ即チ本件ニ該当スルモノニシテ南発券ニ付テモ連合国側ヨリ見レバ差異ナカルベシ

(三) ノ中央銀行借入金ニ関シテハ戦前ノ中央銀行又ハ発券機関ハ占領ト共ニ之ヲ閉鎖シ其ノ資産、未発行券ハ之ヲ接収セルヲ以テ借入金ノ問題ヲ生ゼズ又占領後発券銀行又ハ機関ヲ設立セル地域ナシ。ビルマニ於テ中央銀行ノ設置ヲ見タルモ発券業務開設ヲ見ズシテ今日ニ及ベリ。本項ニ該当スルモノハ南発ヨリノ借入金ニシテ其ノ実質殊ニ対外関係ニ於テハ(二)ノ軍票ト差異ナシ

(四) ノ清算協定尻ハ該当スベキモノナシ。各地域ノ所要ヲ軍票又ハ南発券ノ如キ日系通貨ニ依リ賄ヒ我ガ国ニ清算尻ヲ置ク方式ヲ避ケタル理由ハ

(イ) 各地域ノ最終的統治形態決定ニ至ラザルニ先チ確定的決済方式ニ依ルハ好シカラザルコト。即チ何レノ地域ヲ独立セシメ何レノ地域ヲ我ガ領土トナスヤ等ノ本質決定セザル間ニ各地域独自ノ通貨制度ヲ設ケ日本円トノ清算勘定ヲ開クコトハ却テ後日ノ処理ヲ複雑ナラシムル弊アルコト

(ロ) 既発行日系通貨処理ノ負担帰属ヲ定ムルコト困難ナル事情アリシコト

(ハ) 日本円トノ間ニ換算率ヲ定ムルハ時期尚早ト認メラレシコト（特ニ支那ニ於ケル前轍ヲ避ケタルコト）

ニアリ尚独立セル地域例ヘバビルマ、フィリッピンノ如キ国ニ発券銀行開設新通貨ノ発行ヲ見ル際ニハ当然或ル方式ノ清算協定ヲ予想シ居リシモ其ノ運ビニ至ラズシテ今日ニ及ベリ

二、賠償ノ基準

各通貨総額ヲ如何ニ定ムベキヤノ点及換算比率ヲ如何ニ定ムベキヤノ点ガ問題トナルベシ

(一) 総額ノ決定

対独賠償要求トシテ報ゼラルル発行額ヲ採ルコトハ我ガ国ノ場合ハ不合理ナリ蓋シ日系通貨ハ大部分本邦内ニ於テ印刷セラレ本邦ニ於テ発行ニ先立チ積出サルルモノナルヲ以テ輸送中ノ毀損喪失分ヲ除外スル要アリ又現地陸揚後ノ損傷アリ特ニ昨年下半期敵空襲激化以来現地陸上及海上輸送中ノ損害少ナカラズ又ジャワノ如ク現地印刷分ニ付テモ南発又ハ日本軍ノ手ヲ離レザル内ニ損傷セラレシモノアリ依テ流通高又ハ回収高ノ内ヨリ左記ノモノヲ控除シタル額ヲ採ル可キモノトス

(イ) ビルマ独立政府及比島独立政府ノ国庫保有分又ハ之ヲ連合国ニ於テ接収シタル分

(ロ) 我ガ国ノ官民保有分又ハ之ヲ連合国ニ於テ接収シタル分

(ハ) 当該地域ノ民生安定福利増進其ノ他日本軍ノ作戦ニ関係ナキ使途ノ為発行セラレシ分

(二) 換算比率ノ決定

本件ニ関シ

(イ) 我ガ政府ハ此等日系通貨ト円トノ比率ヲ一対一トシテ臨時軍事費ノ予算ヲ組ミ来リシガ右ハ必ズシモ日系通貨回収ノ責任ヲ全額我ガ国ノ負担トシ且此ノ場合ノ比率ヲパートスルノ趣旨ニ非ズ形式上我ガ国ノ予算ハ凡テ円表示トナスノ要アル為之ヲ整ヘタルニ過ギズ之ヲ軍票ニ付見ルニ軍票ニ依ル支出モ軍事費歳出ノ一部トシテ予算面上之ニ対シテハ見合歳入トシテ公債財源ヲ計上シ居ルモ実際上ハ支出セラレタル軍票ガ内地ニ還流シ日銀ニ取付アル迄ハ之ニ相当スル赤字公債ノ発行ヲ要セザル仕組トナリ居リ然モ内地ト資金交流ヲ極度ニ制限セルヲ以テ大部分ノ軍票支出ニ対シテハ我ガ政府負担ノ形式完了シ居ラズ従テ実際上比率ノ実効モ生ジ居ラズ

又南発券ノ場合ハ此ノ点更ニ明瞭ニシテ予算面ハ南発ヨリノ借入金トシテ編成セラレ居リ未決済ノ現状ニアリ

(ロ) 昨春比律賓独立政府大蔵大臣来訪ノ際我ガ政府代表者トノ間ニ覚書ヲ交換シ将来設立セラル可キ比島中央銀行券一ペソハ円ト等価ナルベキコト及新中央銀行ト交換回収セラルベキ既発日系通貨即ペソ軍票及ペソ南発券ノ一部ニ対シ我ガ国ヨリ円資金ヲ供給スベキコトヲ相互ニ約シタリ一方比島ノ新中央銀行法ニ依レバ新中央銀行券ト既発日系通貨トノ交換比率ハパート定メアルヲ以テ右覚書トノ関連ニ於テ我ガ国トシテハ間接ニ既発日系通貨ト円トハパーノ関係ニアルコトヲ認メタルモノト一応推定セラルル節アリ

又既発日系通貨ノ回収セラレタル分ニ対シ其ノ一部ニ相当スル円資金ノ供給ヲ約シタルハ反面ニ於テ他ノ一部ハ現地ノ負担タルベキコトヲ明ラカニセルモノトシテ其ノ理由トスル所ハ日系通貨ノ一部ハ現地民政上ノ所要トシテ発行セラレシモノニシテ例ヘバ軍政時代ニ於ケル比島行政委員会ニ対スル借款及独立後ニ於ケル比島政府ニ対スル借款ハ何レモ其ノ典型的ノモノナリ其ノ他現物又ハ資金ノ供与



ニ依リ比島側ヲ援助セル事例少ナカラズ

他ノ地域ニ関シテハ前記ノ如キ覚書ノ交換無カリシモ各地民政ノ必要上発行セラレシモノアル点ハ比島同様ナリ

(ハ) 前記日比覚書交換ニ依リ日系通貨ト円トハパーノ比率ニアルコトヲ一応予想セラレシガ如クナルモ当時両国当局ノ諒解ニ依レバ中央銀行設立迄ニアラユル金融施策ヲ施シ既ニ相当悪化シツツアリシ通貨情勢ノ改善ヲ図ル為日、比両当局ハ協力以テ最善ノ努力ヲナスコトトシ尚不充分ノ場合ハ新銀行券ト交換ノ際一定限度以上ノ資金ハ之ヲ封鎖スル等ノ措置ヲ講ジ新通貨ノ価値維持ヲ図リ名実共ニ円ト等価ナラシメント企図セラレシモノナリ然ルニ其ノ後ノ推移ハ充分比島側ノ協力ヲ得ル能ハズ為ニ日系通貨ハ急激ニ膨脹シ物価又急騰極メテ悪性ナルインフレーションノ現象ヲ来シ為ニ新銀行開設ニ必要ナル銀行券ノ印刷予定額ハ更ニ増加ヲ要スルコトトナリ遂ニ必要額ノ印刷ヲ了セズ従テ銀行開設ノ運ニ至ラズシテ今日ニ及ビタリ以上ノ経緯ニ徴スレバ通貨整理、銀行ノ開設ヲ予定セル覚書ノ等価条項ハ直ニ以テ今日ノ状況ニ適用シ得ザルハ明カニシテ最近ノ短期間ニ異状ノ膨脹ヲ来シタル日系通貨ヲ円ト等価ニ置カントスルハ其ノ購買力ヨリ見テ極メテ不穏当ナリ円ニ対シ如何ナル程度ニディスカウントス可キヤハ研究ヲ要スルモ例ヘバ臨時軍事費交易ニ依ル現地取得価格ト本邦ニ於ケル公定払下価格トノ差ノ如キハ一ノ参考資料タルベシ但シ現地日系通貨ノ急激ナル増発ハ臨軍交易殆ド停止後ニ於テ特ニ顕著ナリシ事実ニ鑑ミ右交易単価ノ差ヲ直ニ採ルコトハ適当ナラズ更ニ之ニ対シ差等ヲ増加シテ比率ヲ決スベキモノト認ム

又実情トシテハ各地域ニ依リ現地日系通貨ノ購買力ニハ相当ノ差アリ例ヘバジャワトフィリッピンノ如キハ極メテ顕著ニシテ前者ノ対円比率ハ後者ノ対円比率ニ比シ高位ニアルベキコト当然ナリ従テ或ル程度地域別差等ヲ考慮スルノ要アルベシ

三、其ノ他参考事項

占領以来発行セラレシ軍票ハ昭和十八年四月以降南発券ニ切替ヘラレタルガ

(一) 主タル理由ハ軍事費予算面ノ赤字公債ヲ減少スルニアリシモノニテ軍票ノ場合ハ実際発行ヲ要セザル公債額ヲ見合財源トシテ歳入面ニ計上ヲ要シ公債増加ニ依リ不当ニ国民ノ不安感ヲ刺戟スル弊アリシヲ以テ南発ニ発券機能ヲ附与シ南発ヨリノ借上制度ヲ創設セル次第ナリ

(二) 然レ共券面変更ノ時間的及資材的余裕無カリシヲ以テ便宜従来ノ軍票紙幣ヲ其ノ儘使用スルコトトセル結果大日本政府発行ノ文字モ其ノ儘残リ為ニ対外的ニハ依然軍票タルノ印象ヲ与ヘタルノミナラズ現地当局ハ現住民ノ信用動揺ヲ慮リ依然軍票トシテ対外的ニ説明シ来リシ地域アリ従テ南発券切替ノ実効ハ主トシテ対内関係ニ止ルモノト解スルヲ適当ト認ム

（以上）

出所　大蔵省資料Z五三一—六—二四。

### (6) 外地、占領地諸地域に於ける借入金調

（昭和二〇年九月一二日外資局総務課）

地域別諸地域ニ於ケル借入金調（外、総、昭二〇、九、一二）

一、満洲国

正金ノ満洲中銀ヨリノ国庫金支払資金借入残高

昭和二十年八月九日現在　三、四〇〇百万円

（備考）

(一) 右借入金ハ政府ヘノ貸上金ニ充当セラレアルモノトス

(二) 右国庫金ノ現地調達ニ伴ヒ満洲中銀ノ必要トスル円資金ヲ日銀ヨリ貸付ケタルモノ八月二十八日現在ニ於テ二、六八〇百万円アリ

(三) 尚正金ニ於ケル満洲中銀ノ特別円勘定貸越残高（日本側債務）ハ八月末ニ於テ九、〇五七千円アリ

(四) 正金ノ満洲中銀ヨリノ地場資金借入残高七月末日現在ニ於テ三五〇百万

円アリ

二、支　那

㈠ 預ケ合残高ヲ整理セル時ノ残高左ノ通リ

北支　八月十日現在　四二、六五七百万円
中支　八月十四日現在　一、五六九、五五二百万元
（二八二、五一四百万円）

㈡ 右残高ハ夫々完済セル処其ノ後ノ状況ハ通信ノ関係上確実ナル入報ナキモ中支ニ於テ八月二十七日現在預ケ合残高四二一、七六四百万元ヲ八月二十八日返済セル趣ナリ

㈢ 右ノ外正金ニ於ケル連銀及儲銀ノ特別円勘定預リ残高（日本側債務）左ノ如クアリ

連銀　八月末現在　八九、三三二千円
儲銀　〃　為替関係　三二、四〇六千円
凍結資金関係　二八、二八四千円
自由円勘定　九、二三〇千円
計　六九、九二〇千円

㈣ 蒙疆ニ在リテハ正金ノ蒙銀特別円勘定預リ残高（日本側債務）二五、八一三千円アリ

三、仏　印

正金ニ於ケル印度支那銀行ノ特別円勘定預リ残高
九月十一日現在　八五九、一五八千円
一般勘定　一、〇〇三千円
弗勘定　二、〇三五千円
計　八六二、一九六千円

（備考）
同日現在正金ノ政府ニ対スル貸上金ハ一、一六一、九九一千円ナリ

四、タ　イ

日銀ニ於ケルタイ国特別円勘定預リ残高
九月十日現在　一、四〇二、〇五三千円

（備考）
同日現在ニ於ケル日銀ノ政府貸上金ハ一、二五〇、四〇〇千円ナリ

一、南方開発金庫券発行高

南方開発金庫券及軍票発行高（外、総、昭二〇、九、一二）
昭和二十年三月末現在　一三、三二三百万円

（註）停戦当時ニ於テハ約一八、〇〇〇百万円ト推定セラル

（備考）
外資金庫ガ従前ノ正金、鮮銀及南発ノ政府ニ対スル軍費貸上金ヲ肩替リシタルモノ及同金庫ガ其ノ後臨軍費調整ノ為支出シタル金額左ノ如シ

㈠ 政府貸上肩替リ分
連銀券　五、一三〇百万円
儲備券　二〇、六三九百万円
南発券　一二、二五二百万円

㈡ 臨軍費調整
連銀券　八月二十三日現在　四八、三〇〇百万円
儲備券　九月一日現在　二、二〇三、〇二三百万元
（三九六、五四四百万円）
南発券　八月三十一日現在　八、〇〇〇百万円

二、軍票発行高及現在高（昭和二十年七年末現在）

| 地域別 | 発行高 | 銷却高 | 発行残高 |
|---|---|---|---|
| 支那 | 四三、八一〇千円 | 四二、四〇二千円 | 一、四〇七千円 |
| 香港 | 一、五八八、五九〇 | 二六、七三七 | 一、五六一、八五二 |
| 海南島 | 五九八、九九〇 | 六、八〇三 | 五九二、一八六 |
| 計 | 二、二三一、三九〇 | 七五、九四二 | 二、一五五、四四五 |

出所　大蔵省資料Z五三一—六—二四。



## (7) 東亜諸地域に於ける円系通貨の現状

（昭和二〇年一一月三〇日外資局特別情報第九七号）

外資局特別情報（第九十七号）

昭和二十年十一月三十日
外　資　局

東亜諸地域ニ於ケル円系通貨ノ現状

第一、総説
第二、各説
一、支那関係
二、満洲国幣
三、蒙銀券
四、台銀券
五、香港軍票
六、沖縄日本円
七、太平洋諸島ノ軍票
八、南方諸地域
九、円系通貨総負担額

第一、総　説

東亜諸地域ニ於ケル円系通貨ノ現状ヲ概観スルニ左ノ如シ。

一、北支ニ於テハ連銀券発行高八月末一千三十億余円、現在約千四百億円ト推定サル。終戦に伴ヒ連銀ハ接収セラレ市中銀行モ概ネ取引ヲ停止セルモ、連銀券ハ依然流通シアリ。邦人ハ一人当法幣五千元ノ携行ヲ認メラレ居ルモ、収容所ニ集結セラレタルヲ以テ邦人ハ事実上購買ニ使用シ得ズ。中国ハ新法幣ニヨリ回収ヲ企図シ居ルモノノ如シ。

二、中南支ノ儲備券ハ八月末三兆三千億元、現在四兆元ヲ超ユルモノト推定セラル。北支同様法幣ニ依ル回収ヲ予定セラルルモ儲備券ハ暫定的ニ流通シ居ル。

回収通貨ニ対シテハ全般的ニ日本側ニ賠償責任アルモノトナシ居ル如シ。

三、満洲ニ於テハ満銀券八月末約八十一億円ノ発行高トナリ居レリ。流通ハ依然認メラレ居ルモ新紙幣ヲ重慶ニ於テ準備中ナリ。

四、蒙疆ニテハ蒙銀券発行高八月末約二十八億円ナリ。

五、台湾ニ於テハ八月末台銀券十六億円ニシテ新法幣到着スル迄流通ヲ認メラル。

六、鮮銀券発行高八月末約八十億円ナルモ処理方針不明ナリ。

七、香港軍票ハ流通ヲ禁止セラレ香港弗復活セリ。

八、沖縄ニ於テハ円表示米軍票ヲ補助的ニ使用シ居ルモ日本円モ使用セリ。

九、太平洋諸島ニ於テハ円系通貨ニ代ヘ布哇弗ヲ軍用通貨トシテ使用シ居レリ。

十、南方諸地域ニ於テハ円系通貨ハ孰レモ無効ヲ宣言セラレタルモ事実上ハ法貨ト並ビ流通シ居ルモノノ如シ。円系通貨回収ノ暁ニハ其ノ賠償ヲ要求シ来ルベシ。

十一、本年八月末ニ於ケル此等円系通貨ハ合計七千四百億円程度ト推定セラル。

十二、在外邦人ノ円貨持帰リ最高許容額ハ一、〇〇〇円ナリ。

第二、各　説

一、支那関係

㈠ 全　般

(1) 国府側処理方針

(イ) 暫定的流通容認

現存通貨ノ全面的使用停止ハ暫時之ヲ行ハズ。当分ノ内法幣ト併用ス（南京代理大使発九・二三、南京大使発九・一二、同経九・一一）。

(a) 公共事業料金、公租公課等ニ関シテハ接収後儲備、連銀

（ロ）儲備券

(1) 発行高

(イ) 昨年末　一、二一三、三九六、四三一、九五〇、〇〇〇

(ロ) 本年二月八日　一、二一三、三九六、四三一、九五〇、〇〇〇

(ハ) 増減　ナシ

(2) 現状

(イ) 閉鎖時約四兆七千億円（ホ参照）。（ハ・一）

(ロ) 国府南京前進指揮部ノ流通券ノ認メ方ニ関スル交渉ニ於テハ二〇〇億元ノ限度ニ於テ認メラルル事ニ内定シタルモ未ダ実施ニ至ラズ。

(ハ) 上海儲備銀行ニ対スル重慶側ノ接収ハ八月十三日、南京総行ハ九月十二日ニ於テ、重慶側ノ接収ハ、儲備券ノ新規発行ハ中央銀行ニ当ラザル旨ヲ、今後同行ト一切ノ業務停止、儲備券ノ新規発行ハ中央銀行ニ当ラザル旨ヲ、上海各銀行ニ対シ通告セリ。（ハ・一）

(3) 回収

(イ) 一九四五年末迄ニ回収ノ予定ナリシモ、実績ハ不明。

(ロ) 回収ハ一九四六年一月十日ヲ以テ終了セリ。

(ハ) 回収額　一、二一三、三九六、四三一、九五〇、〇〇〇元（同経済一、一一・一）

(ニ) 回収後ノ処理

(イ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ法貨タル資格ヲ喪失セリ。

(ロ) 一九四六年一月十日ヨリ二月末迄ニ、儲備券ノ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ハ) 一九四六年一月十日ヨリ二月末迄ニ、儲備券ノ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ホ) 回収額

(イ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ロ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ハ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ニ) 回収後ノ処理

(イ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ロ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ法貨タル資格ヲ喪失セシメタル後ニ於ケル儲備券ノ処理ニ関シテハ、未ダ何等ノ具体的措置ヲ講ジアラズ。

(ハ) 一九四六年一月十日ヲ以テ回収ヲ終了シ、同日ヨリ儲備券ハ

(ハ)　国庫ハ市街電通総裁ニ対シ政幣ニ対スル連銀券ノ交換レートヲ一ヶ月四回ニ改ムルコトヲ要求シタルコトアリ（同経一〇二・一一）。

(ニ)　交換比率一対一〇ノ報セアリ。

(4)　通銀ノ接収

(イ)　大原通銀ハ九月四日閣銘山ニ接収セラレタリ（北京公使・一一）。

(ロ)　十月十八日ニ至リ連銀ハ財政部北京駐在員ニ依リ接収サレタル現在閉鎖ノ儘ニシテ将来ニ於テ再開サレルカ否カ不明ナリ（日銀錬田民談二一・一三、同経一〇・一二）。

(5)　回収

現在流通中ノ連銀券ニ付テハ当然政幣ノ交換実施ニテラレヤウト思料サレルモ、之カ実施ノ時期、交換比率等不明ナリ（北京公使発九・一四）。

## 二　満洲国幣

(1)　発行高

(イ)　五月二〇日　六九九、六六〇、〇〇〇千円

(ロ)　七月末　八〇六、五三三、三四千円

(ハ)　九月末　八、一五七、五二九、五四二千円（外務省管理局一一・一七）

(2)　発行流通状況

(イ)　発行ハ停止セラレタル後モ流通ハ継続シアリ（外務省管理局一一・一七）。

(ロ)　価値最モ安定セル満洲国幣ヲ流通用カ考ヘラレタル、蘇連側、態度ハ頗ル注目サレ、或ハ当分ノ間法幣ノ利息ヲ以テ漸次ニ法幣ヲ得ラルル外、上記期間ニ分

務ヲ開始スルニ至ルベシ」（英文特情九・一二）。

九、円系通貨総負担額

本年八月末現在ニ於ケル円系通貨ハ合計七四一、二九七、三七九千円ニ達ス。而シテ此ノ中連銀券及儲備券ハ終戦直後ニ於テ我方ノ保有金塊売却ニ依リ債務ヲ返済セルコトトナリ居レリ、右ハ今後国民政府トノ交渉ニ於テ如何ニ処理サルルカハ不明ナリ（東経一一・七）。

出所　大蔵省資料Z五一一―三三七。

## （8）本邦及び支那の金塊相場より換算せる通貨発行及び預け合実質増加高調（昭和一三年一二月―二〇年一〇月）

（昭和二〇年一二月六日外資局総務課）



本邦及支那ノ金塊相場ヨリ換算セル通貨発行及預ケ合実質増加高調（北支）　（外，総，昭20. 12. 6）

| 年月 | 通貨発行 期末発行高 | 通貨発行 期中増加高 | 預ケ合 期末残高 | 預ケ合 期中増加高 | 金塊相場ニ依リ算出 連銀券相場 | 通貨発行実質増加高 | 預ケ合実質増加高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 円 | 千円 | 千円 |
| 昭 13. 12 | 162,493 | 162,493 | 138,489 | 138,489 | 65.69 | 106,741 | 90,973 |
| 14. 12 | 458,042 | 295,549 | 348,474 | 209,985 | 41.32 | 122,120 | 86,765 |
| 15. 12 | 715,033 | 256,991 | 378,334 | 29,860 | 30.82 | 79,204 | 9,204 |
| 16. 12 | 966,457 | 251,424 | 766,986 | 388,652 | 41.00 | 103,083 | 159,347 |
| 17. 12 | 1,592,508 | 626,051 | 1,442,610 | 675,624 | 37.14 | 232,515 | 250,926 |
| 18. 1末 | 1,687,705 | 95,197 | 1,520,382 | 77,772 | 23.51 | 22,380 | 18,284 |
| 2末 | 1,700,331 | 12,626 | 1,552,278 | 31,896 | 14.59 | 1,842 | 4,653 |
| 3末 | 1,766,953 | 66,622 | 1,604,818 | 52,540 | 16.25 | 10,826 | 8,537 |
| 4末 | 1,821,185 | 54,232 | 1,656,926 | 52,108 | 17.02 | 9,230 | 8,868 |
| 5末 | 1,885,067 | 63,882 | 1,752,852 | 95,926 | 17.18 | 10,974 | 16,480 |
| 6末 | 1,949,449 | 64,382 | 1,882,596 | 129,744 | 16.28 | 10,481 | 21,122 |
| 7末 | 2,042,489 | 93,040 | 2,004,410 | 121,814 | 8.93 | 8,308 | 10,877 |
| 8末 | 2,247,870 | 205,381 | 1,995,151 (50,000) | (−) 9,259 | 10.09 | 20,722 | (−) 934 |
| 9末 | 2,551,868 | 303,998 | 2,057,795 (50,000) | 112,644 | 9.66 | 29,365 | 10,879 |
| 10末 | 2,881,483 | 329,615 | 2,265,578 (50,000) | 207,783 | 10.45 | 34,444 | 21,713 |
| 11末 | 3,315,793 | 434,310 | 2,485,913 (125,000) | 220,335 | 10.18 | 44,212 | 22,430 |
| 12末 | 3,761,583 | 445,790 | 2,798,067 (125,000) | 387,154 | 11.34 | 50,552 | 43,903 |
| 昭 19. 1末 | 4,242,595 | 481,012 | 3,079,190 (125,000) | 281,123 | 10.21 | 49,111 | 28,702 |
| 2末 | 4,355,808 | 113,213 | 3,197,587 (200,000) | 118,397 | 7.90 | 8,943 | 9,353 |
| 3末 | 4,770,169 | 414,361 | 3,335,804 (200,000) | 213,217 | 7.77 | 32,195 | 16,566 |
| 4末 | 5,044,782 | 274,613 | 3,468,833 (200,000) | 133,029 | 6.87 | 18,865 | 9,139 |
| 5末 | 5,352,788 | 308,006 | 3,863,026 (200,000) | 394,193 | 4.64 | 14,291 | 18,290 |
| 6末 | 5,994,000 | 641,212 | 4,341,992 (200,000) | 478,966 | 3.68 | 23,596 | 17,625 |
| 7末 | 6,629,988 | 635,988 | 4,351,875 (200,000) | 9,883 | 2.23 | 14,182 | 220 |
| 8末 | 7,246,860 | 616,872 | 4,282,106 (200,000) | (−) 69,769 | 1.71 | 10,548 | (−) 1,193 |
| 9末 | 8,414,702 | 1,167,842 | 4,670,235 (200,000) | 388,129 | 1.52 | 17,751 | 5,899 |
| 10末 | 10,363,293 | 1,948,591 | 5,274,397 (200,000) | 604,162 | 1.86 | 36,243 | 11,237 |
| 11末 | 12,684,119 | 2,320,826 | 5,896,931 (200,000) | 622,534 | 1.90 | 44,095 | 11,828 |
| 12末 | 15,840,886 | 3,156,767 | 6,363,525 (200,000) | 466,594 | 1.03 | 32,514 | 4,805 |
| 昭 20. 1末 | 19,823,145 | 3,982,259 | 6,840,371 (200,000) | 476,846 | .95 | 37,831 | 4,530 |
| 2末 | 23,520,746 | 3,697,601 | 7,328,768 (200,000) | 488,397 | .52 | 19,227 | 2,539 |
| 3末 | 27,835,849 | 4,315,103 | 8,786,252 (200,000) | 1,457,484 | .24 | 10,356 | 3,497 |
| 4末 | 35,060,000 | 7,224,151 | 10,712,052 (200,000) | 1,925,800 | .18 | 13,003 | 3,466 |
| 5末 | 42,024,000 | 6,964,000 | 16,561,152 (200,000) | 5,849,100 | .16 | 11,142 | 9,358 |
| 6末 | 55,390,530 | 13,366,530 | 26,115,052 (200,000) | 9,553,900 | .12 | 16,039 | 11,464 |
| 7末 | 73,130,745 | 17,740,215 | 37,282,052 (200,000) | 11,167,000 | .07 | 12,418 | 7,816 |
| 8. 4 | 75,774,000 | 2,643,255 | 38,624,205 (200,000) | 1,342,153 | .07 | 1,850 | 939 |
| 8. 10 | 84,906,000 | 9,132,000 | 42,657,000 | 4,032,795 | .04 | 3,652 | 1,613 |
| 8. 18 | 93,585,000 | 8,679,000 | | | .19 | 16,490 | |
| 9. 10 | 110,553,434 | 16,968,434 | | | .40 | 67,873 | |
| 10. 16 | 140,000,000 | 29,446,566 | | | .40 | 117,786 | |
| 累計 | 140,000,000 | 140,000,000 | (42,857,000) | 42,857,000 | | 1,527,000 | 961,720 |

（註）一、連銀券相場ノ算出方法ハ参考表（二六七ページ所収―編者）参照
二、昭和二十年九月十日現在通貨発行高ハ同年九月二十日現在発行高一一七、八三八、三二八千円及八月三十一日現在一〇三、二六八、五四一千円ニ付右期中増加高ニ依リ算定セリ
三、発行高一四、五六九、七八七千円ニ依リ日割計算ニ依リ算定セリ
昭和二十年十月十六日現在通貨発行高ハ連銀接収当時ノ推定額ヲ挙ゲタリ
四、昭和二十年八月四日現在預ケ合残高及期中増加高ハ同日ノ通貨発行高増加割合ニ依リ算定セリ
五、預ケ合期末残高括弧内数字ハ海ヲ渡リタルモノ（外書）ナリ
昭和十八年九月以降期末増加高中ニハ上記ノ海ヲ渡リタル額ヲ含ム
六、昭和二十年八月十日預ケ合残高（債務）ハ完済サレタリ
七、

（註）1. 儲備券相場ノ算出方法ハ参考表（下表一編者）参照
2. 昭和二十年八月十日，十四日，二十五日，二十七日各現在ノ通貨発行高及期中増加高ハ各同日現在ノ預ヶ合増加割合ニ依リ算定セリ
3. 昭和二十年九月十日現在通貨発行高ハ九月十三日接収当時ノ推定額ヲ挙ゲタリ
4. 預ヶ合期末残高欄括弧内数字ハ海ヲ渡リタルモノ（外書）ナリ
5. 昭和十九年三月以降ノ期中増加高中ニハ上記海ヲ渡リタル額ヲ含ム
6. 預ヶ合残高（債務）ハ昭和二十年八月二十八日完済セラレタリ

参考表　金塊相場ノ比較ニ依リ算出セル連銀券（百円），儲備券（百元）ノ対日本円相場

| 年　月 | 天津金塊相場 | 上海金塊相場 | 東京金塊相場 | 連銀券百円当 | 儲備券百元当 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 一瓦ニ付 円 | 一瓦ニ付 元 | 一瓦ニ付 円 | 円 | 円 |
| 昭 13. 12 | 5. 86 | | 3. 85 | 65. 69 | |
| 14. 12 | 9. 34 | | 3. 86 | 41. 32 | |
| 15. 12 | 15. 93 | | 4. 91 | 30. 82 | |
| 16. 12 | 12. 73 | 26. 16 | 5. 22 | 41. 00 | 19. 95 |
| 17. 12 | 14. 94 | 68. 21 | 5. 55 | 37. 14 | 8. 13 |
| 18. 1末 | 24. 32 | 105. 81 | 5. 72 | 23. 51 | 5. 40 |
| 2末 | 39. 20 | 125. 51 | 5. 72 | 14. 59 | 4. 55 |
| 3末 | 35. 20 | 165. 23 | 5. 72 | 16. 25 | 3. 46 |
| 4末 | 33. 60 | 151. 88 | 5. 72 | 17. 02 | 3. 76 |
| 5末 | 33. 28 | 147. 75 | 5. 72 | 17. 18 | 3. 87 |
| 6末 | 35. 13 | 203. 36 | 5. 72 | 16. 28 | 2. 81 |
| 7末 | 64. 00 | 397. 20 | 5. 72 | 8. 93 | 1. 44 |
| 8末 | 56. 64 | 295. 51 | 5. 72 | 10. 09 | 1. 93 |
| 9末 | 59. 20 | 305. 04 | 5. 72 | 9. 66 | 1. 87 |
| 10末 | 54. 72 | 324. 11 | 5. 72 | 10. 45 | 1. 76 |
| 11末 | 56. 16 | 304. 25 | 5. 72 | 10. 18 | 1. 88 |
| 12末 | 50. 40 | 274. 86 | 5. 72 | 11. 34 | 2. 08 |
| 19. 1末 | 56. 00 | 400. 37 | 5. 72 | 10. 21 | 1. 42 |
| 2末 | 72. 32 | 470. 28 | 5. 72 | 7. 90 | 1. 21 |
| 3末 | 73. 60 | 400. 37 | 5. 72 | 7. 77 | 1. 42 |
| 4末 | 83. 20 | 435. 33 | 5. 72 | 6. 87 | 1. 31 |
| 5末 | 123. 20 | 571. 96 | 5. 72 | 4. 64 | 1. 00 |
| 6末 | 155. 20 | 826. 17 | 5. 72 | 3. 68 | . 69 |
| 7末 | 256. 00 | 1, 175. 71 | 5. 72 | 2. 23 | . 48 |
| 8末 | 332. 80 | 2, 065. 44 | 5. 72 | 1. 71 | . 27 |
| 9末 | 374. 40 | 1, 851. 94 | 5. 72 | 1. 52 | . 27 |
| 10末 | 307. 26 | 1, 874. 78 | 5. 72 | 1. 86 | . 30 |
| 11末 | 300. 80 | 1, 938. 33 | 5. 72 | 1. 90 | . 29 |
| 12末 | 550. 40 | 2, 542. 08 | 5. 72 | 1. 03 | . 22 |
| 20. 1末 | 611. 20 | 4, 226. 20 | 5. 85 | . 95 | . 13 |
| 2末 | 1, 120. 00 | 8, 770. 17 | 5. 85 | . 52 | . 06 |
| 3末 | 2, 368. 00 | 15, 570. 24 | 5. 85 | . 24 | . 03 |
| 4末 | 3, 184. 00 | 26, 850. 72 | 5. 85 | . 18 | . 02 |
| 5末 | 3, 488. 00 | 48, 314. 41 | 5. 85 | . 16 | . 01 |
| 6末 | 4, 800. 00 | 77, 692. 32 | 5. 85 | . 12 | . 007 |
| 7末 | 8, 000. 00 | 308, 227. 20 | 5. 85 | . 07 | . 001 |
| 8. 4 | 8, 272. 00 | | 5. 85 | . 07 | |
| 8. 10 | 13, 280. 00 | 432, 153. 60 | 5. 85 | . 04 | . 001 |
| 8. 14 | | 273, 273. 60 | 5. 85 | | . 002 |
| 8. 18 | 3, 040. 00 | | 5. 85 | . 19 | |
| 8. 25 | | 146, 169. 60 | 5. 85 | | . 004 |
| 8. 27 | | 149, 347. 20 | 5. 85 | | . 003 |
| 8. 31 | | 158, 880. 00 | 5. 85 | | . 003 |
| 9. 10 | 1, 440. 00 | 133, 459. 20 | 5. 85 | . 40 | . 004 |
| 10. 16 | 1, 440. 00 | | 5. 85 | . 40 | |

（註）1. 東京金塊相場ハ政府買上価格（一瓦3. 85円）ニ平均割増金ヲ加算シタルモノナリ
2. 天津足金相場ハ一市両（31. 25瓦）建ナルヲ以テ一瓦当ニ換算セリ
3. 天津金塊相場ノ中昭十三年分ハ同年五月ヨリ十二月迄ノ平均，十四年分以降十七年分迄ハ年平均，十八年一月以降二十年七月迄ハ月末相場，八月以降ハ当該日ノ相場ナリ
4. 上海金塊相場ハ十市両（312. 5瓦）建ニシテ純分 993 ナルヲ以テ純金一瓦当ニ換算セリ
5. 上海金塊相場ノ中昭和十六，十七年分ハ各三，六，九，十二月末相場ノ平均，十八年一月以降二十年七月迄ハ月末相場，八月以降ハ当該日ノ相場ナリ



本邦及支那ノ金塊相場ヨリ換算セル通貨発行及預ヶ合実質増加高調（中支）
（外，総，昭20. 12. 6）

| 年　月 | 通貨発行 | | 預ヶ合 | | 金塊相場ニ依ル算出 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期末発行高 | 期中増加高 | 期末残高 | 期中増加高 | 儲備券相場 | 通貨発行実質増加高 | 預ヶ合実質増加高 |
| | 千元 | 千元 | 千元 | 千元 | 円 | 千円 | 千円 |
| 昭 16. 12 | 280, 274 | 280, 274 | | | 19. 95 | 55, 914 | |
| 17. 12 | 3, 696, 378 | 3, 416, 104 | 1, 382, 986 | 1, 382, 986 | 8. 13 | 277, 729 | 112, 436 |
| 18. 1末 | 3, 999, 314 | 302, 936 | 1, 576, 157 | 193, 171 | 5. 40 | 16, 358 | 10, 431 |
| 2末 | 4, 121, 753 | 122, 439 | 1, 855, 751 | 279, 594 | 4. 55 | 5, 570 | 12, 721 |
| 3末 | 4, 870, 334 | 748, 581 | 2, 405, 204 | 549, 453 | 3. 46 | 25, 900 | 19, 011 |
| 4末 | 6, 205, 607 | 1, 335, 273 | 3, 702, 952 | 1, 297, 748 | 3. 76 | 50, 206 | 48, 795 |
| 5末 | 7, 571, 071 | 1, 365, 464 | 4, 846, 368 | 1, 143, 416 | 3. 87 | 52, 843 | 44, 250 |
| 6末 | 9, 497, 201 | 1, 926, 130 | 6, 591, 000 | 1, 744, 632 | 2. 81 | 54, 124 | 49, 024 |
| 7末 | 10, 450, 305 | 953, 104 | 7, 025, 000 | 434, 000 | 1. 44 | 13, 724 | 6, 249 |
| 8末 | 11, 063, 172 | 612, 867 | 7, 613, 000 | 588, 000 | 1. 93 | 11, 828 | 11, 348 |
| 9末 | 11, 797, 042 | 733, 870 | 8, 924, 000 | 1, 311, 000 | 1. 87 | 13, 723 | 24, 515 |
| 10末 | 13, 191, 485 | 1, 394, 443 | 8, 962, 000 | 38, 000 | 1. 76 | 24, 542 | 668 |
| 11末 | 14, 874, 808 | 1, 683, 323 | 11, 371, 000 | 2, 409, 000 | 1. 88 | 31, 646 | 45, 289 |
| 12末 | 19, 150, 328 | 4, 275, 520 | 14, 249, 000 | 2, 878, 000 | 2. 08 | 88, 930 | 59, 862 |
| 昭 19. 1末 | 21, 953, 999 | 2, 803, 671 | 16, 642, 000 | 2, 393, 000 | 1. 42 | 39, 812 | 33, 980 |
| 2末 | 22, 237, 267 | 283, 268 | 16, 899, 500 (111, 000) | 257, 000 | 1. 21 | 3, 427 | 3, 109 |
| 3末 | 24, 581, 824 | 2, 344, 557 | 19, 637, 000 (111, 000) | 2, 849, 000 | 1. 42 | 33, 292 | 40, 455 |
| 4末 | 27, 316, 991 | 2, 735, 167 | 23, 367, 000 (111, 000) | 3, 730, 000 | 1. 31 | 35, 830 | 48, 863 |
| 5末 | 32, 167, 825 | 4, 850, 834 | 28, 122, 000 (111, 000) | 4, 755, 000 | 1. 00 | 48, 508 | 47, 550 |
| 6末 | 38, 358, 917 | 6, 191, 092 | 33, 721, 000 (111, 000) | 5, 599, 000 | . 69 | 42, 718 | 38, 633 |
| 7末 | 42, 894, 114 | 4, 535, 197 | 38, 911, 000 (111, 000) | 5, 190, 000 | . 48 | 21, 768 | 24, 912 |
| 8末 | 51, 090, 205 | 8, 196, 091 | 45, 319, 000 (111, 000) | 6, 408, 000 | . 27 | 22, 129 | 17, 301 |
| 9末 | 65, 857, 767 | 14, 767, 562 | 58, 093, 000 (111, 000) | 12, 774, 000 | . 27 | 39, 872 | 34, 489 |
| 10末 | 84, 199, 303 | 18, 341, 536 | 72, 556, 000 (111, 000) | 14, 463, 000 | . 30 | 55, 024 | 43, 389 |
| 11末 | 105, 529, 127 | 21, 329, 824 | 95, 257, 000 (111, 000) | 22, 701, 000 | . 29 | 61, 856 | 65, 832 |
| 12末 | 139, 698, 667 | 34, 169, 540 | 98, 873, 000 (111, 000) | 3, 616, 000 | . 22 | 75, 172 | 7, 955 |
| 昭 20. 1末 | 166, 783, 270 | 27, 084, 603 | 110, 044, 000 (111, 000) | 11, 171, 000 | . 13 | 35, 209 | 14, 522 |
| 2末 | 200, 374, 165 | 33, 590, 895 | 139, 469, 000 (111, 000) | 29, 425, 000 | . 06 | 20, 154 | 17, 655 |
| 3末 | 245, 196, 915 | 44, 822, 750 | 191, 145, 000 (111, 000) | 51, 676, 000 | . 03 | 13, 446 | 15, 502 |
| 4末 | 320, 688, 088 | 75, 491, 173 | 245, 076, 000 (111, 000) | 53, 931, 000 | . 02 | 15, 098 | 10, 786 |
| 5末 | 443, 876, 288 | 123, 188, 200 | 369, 265, 000 (111, 000) | 124, 189, 000 | . 01 | 12, 318 | 12, 418 |
| 6末 | 738, 722, 692 | 294, 846, 404 | 647, 001, 000 (111, 000) | 277, 736, 000 | . 007 | 20, 639 | 19, 441 |
| 7末 | 1, 487, 394, 475 | 748, 671, 783 | 1, 196, 171, 000 (111, 000) | 549, 170, 000 | . 001 | 7, 486 | 5, 491 |
| 8. 10 | 2, 136, 820, 475 | 649, 426, 000 | 1, 502, 754, 000 (111, 000) | 306, 583, 000 | . 001 | 6, 494 | 3, 065 |
| 8. 14 | 2, 277, 179, 475 | 140, 359, 000 | 1, 569, 552, 000 (1, 571, 206, 000) | 66, 798, 000 | . 002 | 2, 807 | 1, 335 |
| 8. 25 | 2, 981, 076, 000 | 703, 896, 525 | 335, 404, 000 (1, 571, 206, 000) | 336, 947, 000 | . 004 | 28, 155 | 13, 477 |
| 8. 27 | 3, 094, 614, 000 | 113, 538, 000 | 421, 764, 000 | 86, 360, 000 | . 003 | 3, 406 | 2, 590 |
| 8. 31 | 3, 321, 693, 000 | 227, 079, 000 678, 307, 000 | | | . 003 | 6, 812 | |
| 9. 10 | 4, 000, 000, 000 | 4, 000, 000, 000 | | | . 004 | 27, 132 | |
| 累　計 | 4, 000, 000, 000 | 4, 000, 000, 000 | (1, 992, 970, 000) | 1, 992, 970, 000 | | 1,401,601 | 967, 349 |

（註は次ページ上段に掲載――編者）

## (9)　本邦及び満洲国の食米、小麦粉、砂糖及び物価指数等より換算せる満洲国幣実質増加高調

（昭和二一年一月二五日外資局総務課）

出所　大蔵省資料Z五一一―三三七。

編注　計数について、単純な計算ミス及び印刷上の誤謬を編者において訂正して掲げた。

本邦及満洲国ノ食米，小麦粉，砂糖相場及物価指数等ヨリ換算セル満洲国幣実質増加高調　（外，総，昭21. 1. 25）

| 年　月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | 満洲国幣相場（百元当） | 通貨実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千元 | 千元 | 円 | 千円 |
| 昭和16年11 | 1,075,599 | 1,075,599 | 70.47 | 757,974 |
| 12 | 1,261,532 | 185,933 | 71.67 | 133,258 |
| 昭和17年 1 | 1,214,005 | −47,527 | 71.76 | −34,105 |
| 2 | 1,194,665 | −19,340 | 72.02 | −13,923 |
| 3 | 1,147,723 | −46,942 | 72.31 | −33,943 |
| 4 | 1,117,617 | −30,106 | 72.49 | −21,823 |
| 5 | 1,076,856 | −40,761 | 72.56 | −29,576 |
| 6 | 1,106,084 | 29,228 | 71.77 | 20,976 |
| 7 | 1,092,313 | −13,771 | 71.35 | −9,825 |
| 8 | 1,126,808 | 34,495 | 71.86 | 24,788 |
| 9 | 1,212,319 | 85,511 | 71.03 | 60,738 |
| 10 | 1,285,187 | 72,868 | 69.37 | 50,548 |
| 11 | 1,449,800 | 164,613 | 68.55 | 112,842 |
| 12 | 1,669,631 | 219,831 | 66.26 | 145,660 |
| 昭和18年 1 | 1,638,056 | −31,575 | 66.60 | −21,028 |
| 2 | 1,595,905 | −42,151 | 67.10 | −28,283 |
| 3 | 1,572,488 | −23,417 | 66.64 | −15,605 |
| 4 | 1,649,224 | 76,736 | 67.03 | 51,436 |
| 5 | 1,703,084 | 53,860 | 67.61 | 36,414 |
| 6 | 1,800,260 | 97,176 | 68.01 | 66,089 |
| 7 | 1,867,379 | 67,119 | 68.09 | 45,701 |
| 8 | 1,961,577 | 94,198 | 68.00 | 64,054 |
| 9 | 2,120,780 | 159,203 | 67.85 | 108,019 |
| 10 | 2,515,580 | 394,800 | 67.55 | 266,687 |
| 11 | 2,942,043 | 426,463 | 68.04 | 290,165 |
| 12 | 3,011,187 | 69,144 | 66.16 | 45,745 |
| 昭和19年 1 | 2,982,702 | −28,485 | 67.03 | −19,093 |
| 2 | 2,927,827 | −54,875 | 66.28 | −36,371 |
| 3 | 2,945,243 | 17,416 | 66.45 | 11,572 |
| 4 | 3,156,638 | 211,395 | 64.67 | 136,709 |
| 5 | 3,285,477 | 128,839 | 64.67 | 83,220 |
| 6 | 3,512,316 | 226,839 | 63.88 | 144,904 |
| 7 | 3,583,482 | 71,166 | 61.92 | 44,065 |
| 8 | 3,786,217 | 202,735 | 60.26 | 122,168 |
| 9 | 4,213,258 | 427,041 | 62.06 | 265,021 |
| 10 | 4,653,709 | 440,451 | 62.39 | 274,797 |
| 11 | 5,357,493 | 703,784 | 58.51 | 411,784 |
| 12 | 5,876,854 | 519,361 | 56.51 | 293,490 |
| 昭和20年 1 | 5,874,854 | −2,000 | 56.19 | −1,123 |
| 2 | 6,099,501 | 224,647 | 54.79 | 123,084 |
| 3 | 6,223,487 | 123,986 | 53.09 | 65,824 |
| 4 | 6,780,589 | 557,102 | 51.43 | 286,517 |
| 5 | 7,228,657 | 448,068 | 49.81 | 223,182 |
| 6 | 7,709,341 | 480,684 | 48.25 | 231,930 |
| 7 | 8,085,533 | 376,192 | 46.74 | 175,832 |
| 8 | 8,157,529 | 71,996 | 45.27 | 32,592 |
| 計 | 8,157,529 | 8,157,529 | | 4,943,087 |

備考　1.　満洲国幣相場ノ算出方法ハ参考表参照



参考表　物価指数及食米，小麦粉，砂糖相場ヨリ算出セル満洲国幣ノ対日本円相場

| 年　月 | 東京都物価総平均指数 | 新京卸売物価総平均指数 | | 満洲国幣相場（百元当） |
|---|---|---|---|---|
| | 大東亜戦争直前ヲ百トスルモノ | 大東亜戦争直前ヲ百トスルモノ | 対東京食米，小麦粉，砂糖相場ノ平均比率ニ依ル換算指数 | |
| | | | | 円 |
| 昭和16年11 | 100.0 | 100.0 | 141.9 | 70.47 |
| 12 | 102.0 | 100.3 | 142.3 | 71.67 |
| 昭和17年 1 | 103.2 | 101.4 | 143.8 | 71.76 |
| 2 | 103.5 | 101.3 | 143.7 | 72.02 |
| 3 | 103.7 | 101.1 | 143.4 | 72.31 |
| 4 | 104.1 | 101.2 | 143.6 | 72.49 |
| 5 | 104.2 | 101.2 | 143.6 | 72.56 |
| 6 | 104.3 | 102.4 | 145.3 | 71.77 |
| 7 | 103.9 | 102.6 | 145.6 | 71.35 |
| 8 | 105.0 | 103.0 | 146.1 | 71.86 |
| 9 | 105.2 | 104.4 | 148.1 | 71.03 |
| 10 | 104.9 | 106.6 | 151.2 | 69.37 |
| 11 | 105.1 | 108.1 | 153.3 | 68.55 |
| 12 | 105.1 | 111.8 | 158.6 | 66.26 |
| 昭和18年 1 | 106.3 | 112.5 | 159.6 | 66.60 |
| 2 | 107.1 | 112.5 | 159.6 | 67.10 |
| 3 | 107.5 | 113.7 | 161.3 | 66.64 |
| 4 | 109.8 | 115.5 | 163.8 | 67.03 |
| 5 | 109.8 | 114.5 | 162.4 | 67.61 |
| 6 | 110.6 | 114.6 | 162.6 | 68.01 |
| 7 | 111.4 | 115.3 | 163.6 | 68.09 |
| 8 | 112.0 | 116.1 | 164.7 | 68.00 |
| 9 | 112.3 | 116.7 | 165.5 | 67.85 |
| 10 | 112.1 | 116.9 | 165.8 | 67.55 |
| 11 | 113.7 | 117.1 | 167.1 | 68.04 |
| 12 | 114.8 | 122.3 | 173.5 | 66.16 |
| 昭和19年 1 | 116.3 | 122.3 | 173.5 | 67.03 |
| 2 | 117.2 | 124.6 | 176.8 | 66.28 |
| 3 | 117.5 | 124.6 | 176.8 | 66.45 |
| 4 | 121.0 | 126.6 | 179.6 | 64.67 |
| 5 | 121.0 | 131.9 | 187.1 | 64.67 |
| 6 | 122.6 | 135.3 | 191.9 | 63.88 |
| 7 | 123.6 | 140.7 | 199.6 | 61.92 |
| 8 | 123.9 | 144.9 | 205.6 | 60.26 |
| 9 | 128.1 | 145.5 | 206.4 | 62.06 |
| 10 | 128.9 | 145.6 | 206.6 | 62.39 |
| 11 | 129.2 | 155.7 | 220.8 | 58.51 |
| 12 | 129.7 | 161.8 | 229.5 | 56.51 |
| 昭和20年 1 | 129.8 | 162.8 | 231.0 | 56.19 |
| 2 | 131.4 | 169.0 | 239.8 | 54.79 |
| 3 | 132.1 | 175.4 | 248.8 | 53.09 |
| 4 | 132.8 | 182.0 | 258.2 | 51.43 |
| 5 | 133.5 | 188.9 | 268.0 | 49.81 |
| 6 | 134.2 | 196.0 | 278.1 | 48.25 |
| 7 | 134.9 | 203.4 | 288.6 | 46.74 |
| 8 | 135.6 | 211.1 | 299.5 | 45.27 |

備考　1.　東京，新京ノ食米，小麦粉，砂糖相場ハ昭和16年12月平均相場ニシテ其ノ価格及平均比率左ノ通リ

| | 食米（一石） | 小麦粉（22瓩） | 砂糖（百斤） | 平均 | 比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 東　京 | 43.00 | 3.00 | 28.00 | 24.66 | 100：141.9 |
| 新　京 | 53.00 | 9.00 | 43.00 | 35.00 | |

2.　東京物品指数中昭和二十年三月以降ハ十九年十二月，二十年一，二月ニ於ケル上昇率ノ平均率，新京物価指数中昭和二十年二月以降ハ十九年十一，十二月，二十年一月ニ於ケル上昇率ノ平均率ニ拠リ算出セリ

蒙彊，北支ノ物価指数，小麦粉相場及連銀券ノ金塊相場ニ依ル
対日本円相場ヨリ換算セル蒙銀券実質増加高調　　(外，総，昭21. 1. 25)

| 年　月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | 蒙銀券相場 | 通貨実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千元 | 千元 | 円 | 千円 |
| 昭和16年12 | 124,334 | 124,334 | 63.46 | 78,902 |
| 昭和17年12 | 146,202 | 21,868 | 51.88 | 11,345 |
| 昭和18年12 | 378,678 | 232,476 | 26.13 | 60,745 |
| 昭和19年 1 | 393,656 | 14,978 | 19.76 | 2,959 |
| 2 | 392,992 | − 664 | 15.63 | − 103 |
| 3 | 384,792 | − 8,200 | 15.54 | − 1,274 |
| 4 | 389,016 | 4,224 | 16.16 | 682 |
| 5 | 396,099 | 7,083 | 11.95 | 846 |
| 6 | 426,190 | 30,091 | 10.01 | 3,012 |
| 7 | 482,908 | 56,718 | 6.06 | 3,437 |
| 8 | 571,134 | 88,226 | 4.37 | 3,855 |
| 9 | 680,057 | 108,923 | 3.60 | 3,921 |
| 10 | 776,641 | 96,584 | 4.36 | 4,211 |
| 11 | 985,398 | 208,757 | 6.37 | 13,297 |
| 12 | 1,067,507 | 82,109 | 3.87 | 3,177 |
| 昭和20年 1 | 1,186,276 | 118,769 | 3.79 | 4,501 |
| 2 | 1,293,616 | 107,340 | 1.72 | 1,846 |
| 3 | 1,422,831 | 129,215 | .80 | 1,033 |
| 4 | 1,598,645 | 175,814 | .60 | 1,054 |
| 5 | 1,827,670 | 229,025 | .53 | 1,213 |
| 6 | 2,198,144 | 370,474 | .40 | 1,481 |
| 7 | 2,798,741 | 600,597 | .23 | 1,381 |
| 8 | 2,798,741 | 0 | .13 | 0 |
| 計 | 2,798,741 | 2,798,741 | | 201,521 |

備考　蒙銀券相場ノ算出方法ハ参考表（下表―編者）参照

参考表　蒙彊，北支ノ物価指数，小麦粉相場及連銀券ノ対日本円相場
（金塊相場ニ依ル）ヨリ算出セル蒙銀券ノ対日本円相場

| 年　月 | 天津卸売物価総平均指数（昭和十六年平均ヲ百トス） | 張家口卸売物価総平均指数（昭和十六年平均ヲ百トス） | 張家口卸売物価総平均指数 対天津小麦粉相場ニ依ル換算指数 | 蒙銀券ノ対連銀券相場（百元当） | 金塊相場ニ拠ル連銀券ノ対日本円相場（百元当） | 蒙銀券ノ対日本円相場（百元当） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 元 | 円 | 円 |
| 昭和16年平均 | 100.0 | 100.0 | 64.6 | 154.79 | 41.00 | 63.46 |
| 昭和17年平均 | 133.0 | 147.4 | 95.2 | 139.70 | 37.14 | 51.88 |
| 昭和18年平均 | 199.4 | 163.0 | 105.2 | 189.54 | 13.79 | 26.13 |
| 昭和19年 1 | 236.6 | 189.3 | 122.2 | 193.61 | 10.21 | 19.76 |
| 2 | 255.7 | 200.0 | 129.2 | 197.91 | 7.90 | 15.63 |
| 3 | 264.6 | 204.9 | 132.3 | 200.00 | 7.77 | 15.54 |
| 4 | 325.5 | 214.2 | 138.3 | 235.35 | 6.87 | 16.16 |
| 5 | 359.3 | 216.0 | 139.5 | 257.56 | 4.64 | 11.95 |
| 6 | 384.4 | 218.7 | 141.2 | 272.23 | 3.68 | 10.01 |
| 7 | 400.5 | 228.1 | 147.3 | 271.89 | 2.23 | 6.06 |
| 8 | 418.2 | 252.8 | 163.3 | 256.10 | 1.71 | 4.37 |
| 9 | 442.7 | 298.3 | 186.7 | 237.11 | 1.52 | 3.60 |
| 10 | 507.9 | 334.7 | 216.2 | 234.92 | 1.86 | 4.36 |
| 11 | 769.9 | 355.1 | 229.3 | 335.76 | 1.90 | 6.37 |
| 12 | 900.0 | 370.7 | 239.4 | 375.93 | 1.03 | 3.87 |
| 昭和20年 1 | 1,190.7 | 461.4 | 298.0 | 399.56 | .95 | 3.79 |
| 2 | 1,232.9 | 573.8 | 370.6 | 332.67 | .52 | 1.72 |
| 3 | 1,448.6 | 671.3 | 433.6 | 334.08 | .24 | .80 |
| 4 | 1,702.1 | 785.4 | 507.3 | 335.52 | .18 | .60 |
| 5 | 1,999.9 | 918.9 | 593.6 | 336.91 | .16 | .53 |
| 6 | 2,349.8 | 1,075.1 | 694.5 | 338.34 | .12 | .40 |
| 7 | 2,761.0 | 1,257.8 | 810.5 | 340.65 | .07 | .23 |
| 8 | 3,244.1 | 1,471.6 | 950.6 | 341.26 | .04 | .13 |

備考　1.　天津小麦粉ハ昭和十六年七，八，九月ノ平均相場17円18，張家口小麦粉ハ九月平均相場11円10（各22瓩一袋単位）ニシテ其ノ割合100：64.6ナリ
2.　天津，張家口昭和二十年三月以降物価指数ハ何レモ十九年十二月，二十年一月，二月ノ上昇率ノ平均ニ依リ算出ス
3.　昭和十六，十七，十八年ノ金塊相場ニ依ル連銀券ノ対日本円相場ハ各年平均，十九年一月以降二十年七月迄ハ各月末相場，二十年八月ハ同月十日ノ相場トス



満洲国幣発行実質高調

| 年　月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | 満洲国幣対米弗相場（百元当） | 通貨実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千元 | 千元 | 弗 | 千弗 |
| 昭和16年11 | 1,075,599 | 1,075,599 | 16.58 | 178,334 |
| 12 | 1,261,532 | 185,933 | 16.42 | 30,530 |
| 昭和17年 1 | 1,214,005 | − 47,527 | 15.74 | − 7,480 |
| 2 | 1,194,665 | − 19,340 | 15.79 | − 3,053 |
| 3 | 1,147,723 | − 46,942 | 15.92 | − 7,473 |
| 4 | 1,117,617 | − 30,106 | 15.82 | − 4,762 |
| 5 | 1,076,856 | − 40,761 | 15.82 | − 6,448 |
| 6 | 1,106,084 | 29,228 | 15.12 | 4,419 |
| 7 | 1,092,313 | − 13,771 | 15.01 | − 2,067 |
| 8 | 1,126,808 | 34,495 | 14.83 | 5,115 |
| 9 | 1,212,319 | 85,511 | 14.10 | 12,057 |
| 10 | 1,285,187 | 72,868 | 13.12 | 9,560 |
| 11 | 1,449,800 | 164,613 | 12.54 | 20,642 |
| 12 | 1,669,631 | 219,831 | 11.26 | 24,752 |
| 昭和18年 1 | 1,638,056 | − 31,575 | 10.92 | − 3,447 |
| 2 | 1,595,905 | − 42,151 | 10.92 | − 4,602 |
| 3 | 1,572,488 | − 23,417 | 10.70 | − 2,505 |
| 4 | 1,649,224 | 76,736 | 10.23 | 7,850 |
| 5 | 1,703,084 | 53,860 | 10.49 | 5,649 |
| 6 | 1,800,260 | 97,176 | 10.46 | 10,164 |
| 7 | 1,867,379 | 67,119 | 10.26 | 6,886 |
| 8 | 1,961,577 | 94,198 | 10.08 | 9,495 |
| 9 | 2,120,780 | 159,203 | 9.94 | 15,824 |
| 10 | 2,515,580 | 394,800 | 9.89 | 39,045 |
| 11 | 2,942,043 | 426,463 | 9.68 | 41,281 |
| 12 | 3,011,187 | 69,144 | 8.74 | 6,043 |
| 昭和19年 1 | 2,982,702 | − 28,485 | 8.74 | − 2,489 |
| 2 | 2,927,827 | − 54,875 | 8.34 | − 4,576 |
| 3 | 2,945,243 | 17,416 | 8.34 | 1,452 |
| 4 | 3,156,638 | 211,395 | 8.01 | 16,932 |
| 5 | 3,285,477 | 128,839 | 7.27 | 9,366 |
| 6 | 3,512,316 | 226,839 | 6.85 | 15,538 |
| 7 | 3,583,482 | 71,166 | 6.29 | 4,476 |
| 8 | 3,786,217 | 202,735 | 5.91 | 11,981 |
| 9 | 4,213,258 | 427,041 | 5.86 | 25,024 |
| 10 | 4,653,709 | 440,451 | 5.85 | 25,766 |
| 11 | 5,357,493 | 705,784 | 5.12 | 36,136 |
| 12 | 5,876,854 | 519,361 | 4.76 | 24,721 |
| 昭和20年 1 | 5,874,854 | − 2,000 | 4.70 | − 94 |
| 2 | 6,099,501 | 224,647 | 4.49 | 10,086 |
| 3 | 6,223,487 | 123,986 | 4.11 | 5,095 |
| 4 | 6,780,589 | 557,102 | 3.85 | 21,448 |
| 5 | 7,228,657 | 448,068 | 3.62 | 16,220 |
| 6 | 7,709,341 | 480,684 | 3.41 | 16,391 |
| 7 | 8,085,533 | 376,192 | 3.21 | 12,075 |
| 8 | 8,157,529 | 71,996 | 3.01 | 2,167 |
| 計 | 8,157,529 | 8,157,529 | | 633,524 |

備考　1.　本表ハ開戦直前及終戦当時ノ対米円相場ヲ夫々一弗当4円25及15円00トシ之ニ東京，新京ニ於ケル平均物価指数ヲ勘案国幣ノ対米相場ヲ算出シ作成セリ
日銀卸売（161品目）総物価指数
満銀卸売物価指数
昭16年11月ノ相場ハ小麦粉，砂糖，食米ノ卸売物価ノ東京，新京ノ比率ニ依ル

出所　大蔵省資料Z五一一—三三七。

## (10) 円系通貨発行実質高調（昭和二一年二月）

円系通貨発行実質高調

満洲、蒙彊、支那及南方ニ於テ発行セラレタル旧円系通貨ハ終戦後夫々当該国ノ中央銀行券ヲ以テ回収セラルベキヲ以テ我方ノ原因ニ依リ発行セラレタル旧通貨ニ付テハ賠償トハ別個ニ我国ニ於テ所要ノ負担ヲ為ス様連合国ヨリ要求シ来ル公算大ナリ。之等各地ノインフレーションハ顕著ナリシヲ以テ当該地域ノ金価格（場合ニ依リ物価ヲ斟酌ス）ト米国ノ金価格トノ比率ニ依リ米弗ニ換算シ之ヲ一弗十五円替ニテ円貨ニ換算スレバ左表ノ如ク総額三百億四千六百九十万五千円トナル。

円系通貨発行実質高調（総括）

| 通貨別 | 発行額 金額 | 発行額 現在 | 実質高 | 換算円貨額（一弗十五円替） |
|---|---|---|---|---|
| 満銀券 | 八、一五七、五二九、〇〇〇元 | 昭二〇・八・三一 | 六三三、五二四、〇〇〇米弗 | 九、五〇二、八六〇、〇〇〇円 |
| 蒙銀券 | 二、七九八、七四一、〇〇〇元 | 昭二〇・八・三一 | 四〇、九六九、〇〇〇 | 六一四、五三五、〇〇〇 |
| 連銀券 | 一四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇元 | 昭二〇・一〇・一六 | 三二二、〇四四、〇〇〇 | 四、八三〇、六六〇、〇〇〇 |
| 儲備券 | 四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇元 | 昭二〇・九・一〇 | 二七三、六五七、〇〇〇 | 四、一〇四、八五五、〇〇〇 |
| マライ弗貨 | 五、六五〇、〇〇〇、〇〇〇弗 | 昭二〇・八・三一 | 一二二、九四〇、〇〇〇 | 一、八四四、一〇〇、〇〇〇 |
| ペソ貨 | 六、一五〇、一六〇、〇〇〇ペソ | 昭二〇・一・三一 | 一三〇、三一〇、〇〇〇 | 一、九五四、六五〇、〇〇〇 |
| ルピー貨 | 五、六五四、〇〇〇、〇〇〇ルピー | 昭二〇・八・三一 | 二九、六一六、〇〇〇 | 四四四、二四〇、〇〇〇 |
| ギルダー貨 | 三、八八〇、〇〇〇、〇〇〇ギルダー | 昭二〇・八・三一 | 四五〇、〇六七、〇〇〇 | 六、七五一、〇〇五、〇〇〇 |
| 計 | 四、一七三、二九〇、四三〇、〇〇〇 | | 二、〇〇三、一二七、〇〇〇 | 三〇、〇四六、九〇五、〇〇〇 |

## 連銀券，儲備券発行実質高調

| 年月 | 連銀券発行高 | | 儲備券発行高 | | 連銀券相場 | 儲備券相場 | 実質高 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期末発行高 | 期中増加高 | 期末発行高 | 期中増加高 | (百元当) | (百元当) | 連銀券 | 儲備券 |
| | 千元 | 千元 | 千元 | 千元 | 弗 | 弗 | 千弗 | 千弗 |
| 昭和 | | | | | | | | |
| 13. 12 | 162,493 | 162,493 | | | 19.28 | | 31,328 | |
| 14. 12 | 458,042 | 295,549 | | | 12.09 | | 35,731 | |
| 15. 12 | 715,033 | 256,991 | | | 7.08 | | 18,194 | |
| 16. 12 | 966,457 | 251,424 | 280,274 | 280,274 | 8.87 | 4.31 | 22,301 | 12,079 |
| 17. 12 | 1,592,508 | 626,051 | 3,696,378 | 3,416,104 | 7.56 | 1.65 | 47,329 | 56,365 |
| 18. 1 | 1,687,705 | 95,197 | 3,999,314 | 302,936 | 4.64 | 1.06 | 4,417 | 3,211 |
| 2 | 1,700,331 | 12,626 | 4,121,753 | 122,439 | 2.88 | .90 | 363 | 1,101 |
| 3 | 1,766,953 | 66,622 | 4,870,334 | 748,581 | 3.21 | .68 | 2,138 | 5,090 |
| 4 | 1,821,185 | 54,232 | 6,205,607 | 1,335,273 | 3.36 | .74 | 1,822 | 9,881 |
| 5 | 1,885,067 | 63,882 | 7,571,071 | 1,365,464 | 3.39 | .76 | 2,165 | 10,377 |
| 6 | 1,949,449 | 64,382 | 9,497,201 | 1,926,130 | 3.21 | .55 | 2,066 | 10,593 |
| 7 | 2,042,489 | 93,040 | 10,450,305 | 953,104 | 1.76 | .28 | 1,637 | 2,668 |
| 8 | 2,247,870 | 205,381 | 11,063,172 | 612,867 | 1.99 | .38 | 4,087 | 2,328 |
| 9 | 2,551,868 | 303,998 | 11,797,012 | 733,840 | 1.90 | .37 | 5,775 | 2,715 |
| 10 | 2,881,483 | 329,615 | 13,191,485 | 1,394,473 | 2.26 | .34 | 7,449 | 4,741 |
| 11 | 3,315,793 | 434,310 | 14,874,808 | 1,683,323 | 2.01 | .37 | 8,729 | 6,228 |
| 12 | 3,761,583 | 445,790 | 19,150,328 | 4,275,520 | 2.24 | .41 | 9,985 | 17,529 |
| 19. 1 | 4,242,595 | 481,012 | 21,953,999 | 2,803,671 | 2.01 | .28 | 9,668 | 7,850 |
| 2 | 4,355,808 | 113,213 | 22,237,267 | 283,268 | 1.56 | .24 | 1,766 | 679 |
| 3 | 4,770,169 | 414,361 | 24,581,824 | 2,344,557 | 1.53 | .28 | 6,339 | 6,564 |
| 4 | 5,044,782 | 274,613 | 27,316,991 | 2,735,167 | 1.35 | .25 | 3,707 | 6,837 |
| 5 | 5,352,788 | 308,006 | 32,167,825 | 4,850,834 | .91 | .19 | 2,802 | 9,216 |
| 6 | 5,994,000 | 641,212 | 38,358,917 | 6,191,092 | .72 | .13 | 4,616 | 8,048 |
| 7 | 6,629,988 | 635,988 | 42,894,114 | 4,535,197 | .44 | .09 | 2,798 | 4,081 |
| 8 | 7,246,860 | 616,872 | 51,090,205 | 8,196,091 | .33 | .05 | 2,035 | 4,098 |
| 9 | 8,414,702 | 1,167,842 | 65,857,767 | 14,767,562 | .30 | .06 | 3,503 | 8,860 |
| 10 | 10,363,293 | 1,948,591 | 84,199,303 | 18,341,536 | .36 | .06 | 7,014 | 11,004 |
| 11 | 12,684,119 | 2,320,826 | 105,529,127 | 21,329,824 | .37 | .05 | 8,587 | 10,664 |
| 12 | 15,840,886 | 3,156,767 | 139,698,667 | 34,169,540 | .20 | .04 | 6,313 | 13,667 |
| 20. 1 | 19,823,145 | 3,982,259 | 166,783,270 | 27,084,603 | .18 | .02 | 7,168 | 5,416 |
| 2 | 23,520,746 | 3,697,601 | 200,374,165 | 33,590,895 | .10 | .01 | 3,697 | 3,359 |
| 3 | 27,835,849 | 4,315,103 | 245,196,915 | 44,822,750 | .04 | .007 | 1,726 | 3,137 |
| 4 | 35,060,000 | 7,224,151 | 320,688,088 | 75,491,173 | .03 | .004 | 2,167 | 3,019 |
| 5 | 42,024,000 | 6,964,000 | 443,876,288 | 123,188,200 | .03 | .002 | 2,089 | 2,463 |
| 6 | 55,390,530 | 13,366,530 | 738,722,692 | 294,846,404 | .02 | .001 | 2,673 | 2,948 |
| 7 | 73,130,745 | 17,740,215 | 1,487,394,475 | 748,671,783 | .01 | .0003 | 1,774 | 2,246 |
| 8. 4 | 75,774,000 | 2,643,255 | | | .01 | | 264 | |
| 8. 10 | 84,906,000 | 9,132,000 | 2,136,820,475 | 649,426,000 | .008 | .0002 | 730 | 1,298 |
| 8. 14 | | | 2,277,179,475 | 140,359,000 | | .0004 | | 561 |
| 8. 18 | 93,585,000 | 8,679,000 | | | .03 | | 2,603 | |
| 8. 25 | | | 2,981,076,000 | 703,896,525 | | .0007 | | 4,927 |
| 8. 27 | | | 3,094,614,000 | 113,538,000 | | .0007 | | 794 |
| 8. 31 | | | 3,321,693,000 | 227,079,000 | | .0007 | | 1,589 |
| 9. 10 | 110,553,434 | 16,968,434 | 4,000,000,000 | 678,307,000 | .07 | .0008 | 11,877 | 5,426 |
| 10. 16 | 140,000,000 | 29,446,566 | | | .07 | | 20,612 | |
| 計 | 140,000,000 | 140,000,000 | 4,000,000,000 | 4,000,000,000 | | | 322,044 | 273,657 |

備考　1.　本表ハ北中支ノ金塊相場ト米国内金買上相場（1オンス35弗，1瓦1.13弗）トノ割合ニヨリ連銀券，儲備券ノ対米相場ヲ算出換算シ作成セリ

2.　金塊相場ハ正金日報（月末相場）ニ依ル尚昭和13年ヨリ17年迄ハ銀行券ノ年末ノ発行高ヲトリタルガ金塊相場ハ3，6，9，12月末ノ平均ヲトリタリ



## 蒙銀券発行実質高調

| 年月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | 蒙銀券対米弗相場(百元当) | 実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千元 | 千元 | 弗 | 千弗 |
| 昭和16年12 | 124,334 | 124,334 | 13.73 | 17,071 |
| 昭和17年12 | 146,202 | 21,868 | 10.56 | 2,309 |
| 昭和18年12 | 378,678 | 232,476 | 5.17 | 12,019 |
| 昭和19年 1 | 393,656 | 14,978 | 3.89 | 582 |
| 2 | 392,992 | (-) 664 | 3.08 | (-) 20 |
| 3 | 384,792 | (-) 8,200 | 3.06 | (-) 250 |
| 4 | 389,016 | 4,224 | 3.17 | 133 |
| 5 | 396,099 | 7,083 | 2.34 | 165 |
| 6 | 426,190 | 30,091 | 1.96 | 589 |
| 7 | 482,908 | 56,718 | 1.19 | 673 |
| 8 | 571,134 | 88,226 | .84 | 741 |
| 9 | 680,057 | 108,923 | .71 | 773 |
| 10 | 776,641 | 96,584 | .84 | 811 |
| 11 | 985,398 | 208,757 | 1.24 | 2,588 |
| 12 | 1,067,507 | 82,109 | .75 | 615 |
| 昭和20年 1 | 1,186,276 | 118,769 | .71 | 843 |
| 2 | 1,293,616 | 107,340 | .33 | 354 |
| 3 | 1,422,831 | 129,215 | .13 | 167 |
| 4 | 1,598,645 | 175,814 | .10 | 175 |
| 5 | 1,827,670 | 229,025 | .10 | 229 |
| 6 | 2,198,144 | 370,474 | .06 | 222 |
| 7 | 2,798,741 | 600,597 | .03 | 180 |
| 8 | 2,798,741 | 0 | .10 | 0 |
| 計 | 2,798,741 | 2,798,741 | | 40,969 |

備考　1.　本表ハ前表連銀券ノ対米弗相場ト北支蒙疆間ノ平均物価指数（天津ト張家口卸売平均指数昭和16年12月ハ両地小麦粉相場）ニ依リ蒙銀券ノ対米弗相場ヲ算出換算シ作成セリ

## 南発券（マライ弗）発行実質高調

| 年月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | マライ弗ノ対米弗相場（百マライ弗当） | 実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千弗 | 千弗 | 弗 | 千弗 |
| 昭和18年 9 | 384,935 | 384,935 | 26.82 | 103,239 |
| 10 | 408,649 | 23,714 | 5.33 | 1,263 |
| 11 | 440,840 | 32,191 | 4.22 | 1,358 |
| 12 | 482,257 | 41,417 | 4.30 | 1,780 |
| 昭和19年 1 | 519,792 | 37,535 | 2.60 | 975 |
| 2 | 557,009 | 37,217 | 1.96 | 729 |
| 3 | 612,729 | 55,720 | 1.12 | 624 |
| 4 | 664,230 | 51,501 | .79 | 406 |
| 5 | 735,794 | 71,564 | 1.20 | 858 |
| 6 | 814,801 | 79,007 | 1.23 | 971 |
| 7 | 901,835 | 87,034 | .93 | 809 |
| 8 | 1,019,312 | 117,477 | .90 | 1,057 |
| 9 | 1,130,894 | 111,582 | .91 | 1,015 |
| 10 | 1,253,116 | 122,222 | .98 | 1,197 |
| 11 | 1,388,568 | 135,452 | .44 | 595 |
| 12 | 1,511,694 | 123,126 | .30 | 369 |
| 昭和20年 1 | 1,676,730 | 165,036 | .30 | 495 |
| 2 | 1,845,851 | 169,121 | .24 | 405 |
| 3 | 2,090,231 | 244,380 | .24 | 586 |
| 4 | 2,365,198 | 274,967 | .20 | 549 |
| 5 | 2,731,250 | 366,052 | .14 | 512 |
| 6 | 3,147,139 | 415,889 | .13 | 540 |
| 7 | 3,676,496 | 529,357 | .12 | 635 |
| 8 | 5,650,000 | 1,973,504 | .10 | 1,973 |
| 計 | 5,650,000 | 5,650,000 | | 122,940 |

備考　1.　本表ハ開戦直前及終戦当時ノマライ弗ノ対米弗相場ヲ夫々一弗当2.117及994弗（開戦直前ノ470倍虫明談，終戦当時ノ現地軍調査）トシ之ニシンガポールノ平均物価指数（食米，小麦粉ノ労銀）ヲ勘案月別対米弗相場ヲ算出作成セリ

南発券（ペソ貨）発行実質高調

| 年　月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | ペソ貨対米弗相場（百ペソ当） | 実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千ペソ | 千ペソ | 弗 | 千弗 |
| 昭和18年 9 | 347,806 | 347,806 | 29.85 | 103,820 |
| 10 | 397,730 | 49,924 | 8.74 | 4,363 |
| 11 | 446,368 | 48,638 | 3.02 | 1,468 |
| 12 | 513,313 | 66,945 | 3.26 | 2,182 |
| 昭和19年 1 | 579,192 | 65,879 | 2.95 | 1,943 |
| 2 | 651,907 | 72,715 | 2.54 | 1,846 |
| 3 | 719,490 | 67,583 | 2.48 | 1,676 |
| 4 | 804,917 | 85,427 | 2.43 | 2,075 |
| 5 | 995,505 | 190,588 | 1.18 | 2,248 |
| 6 | 1,144,216 | 148,711 | .73 | 1,085 |
| 7 | 1,486,342 | 342,126 | .60 | 2,052 |
| 8 | 1,877,034 | 390,692 | .43 | 1,679 |
| 9 | 2,334,942 | 457,908 | .17 | 778 |
| 10 | 2,765,976 | 431,034 | .12 | 517 |
| 11 | 3,559,016 | 793,040 | .08 | 634 |
| 12 | 4,873,551 | 1,314,535 | .08 | 1,051 |
| 昭和20年 1 | 6,150,160 | 1,276,609 | .07 | 893 |
| 計 | 6,150,160 | 6,150,160 | | 130,310 |

備考　1.　本表ハ開戦直前及昭和21年1月当時ノペソ貨対米弗相場ヲ夫々一弗当2ペソ及1,460ペソ（開戦直前ノ730倍）トシ之ニマニラノ平均物価指数ヲ適用シペソ貨ノ対米弗月別相場ヲ算出作成セリ

南発券（ルピー貨）発行実質高調

| 年　月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | ルピー貨対米弗相場（百ルピー当） | 実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千ルピー | 千ルピー | 弗 | 千弗 |
| 昭和18年 9 | 497,010 | 497,010 | 18.06 | 89,760 |
| 10 | 570,873 | 73,863 | 7.56 | 5,584 |
| 11 | 640,925 | 70,052 | 5.99 | 4,195 |
| 12 | 685,476 | 44,551 | 5.38 | 2,396 |
| 昭和19年 1 | 868,979 | 183,503 | 4.79 | 8,789 |
| 2 | 924,084 | 55,105 | 4.47 | 2,463 |
| 3 | 1,074,695 | 150,611 | 3.78 | 5,693 |
| 4 | 1,264,335 | 189,640 | 3.94 | 7,471 |
| 5 | 1,382,207 | 117,872 | 3.30 | 3,889 |
| 6 | 1,574,157 | 191,950 | 2.47 | 4,741 |
| 7 | 1,685,195 | 111,038 | 1.56 | 1,732 |
| 8 | 1,870,919 | 185,724 | 1.56 | 2,897 |
| 9 | 2,015,881 | 144,962 | 1.75 | 2,536 |
| 10 | 2,278,884 | 263,003 | 1.92 | 5,049 |
| 11 | 2,460,524 | 181,640 | 1.12 | 2,034 |
| 12 | 2,831,871 | 371,347 | .80 | 2,970 |
| 昭和20年 1 | 3,131,734 | 299,863 | .80 | 2,398 |
| 2 | 3,296,940 | 165,206 | .53 | 875 |
| 3 | 3,536,940 | 240,000 | .53 | 1,272 |
| 4 | 3,836,940 | 300,000 | .44 | 1,320 |
| 5 | 4,136,940 | 300,000 | .32 | 960 |
| 6 | 4,436,940 | 300,000 | .29 | 870 |
| 7 | 4,736,940 | 300,000 | .26 | 780 |
| 8 | 5,654,000 | 917,060 | .22 | 2,017 |
| 計 | 5,654,000 | 5,654,000 | | (162,691)<br>29,616<br>昭20.8ノ相場22仙ヲ戦前ノ780倍タル仙04ニ符合セシメタルモノ |

備考　1.　本表ハ開戦直前及終戦当時ノルピー貨ノ対米弗相場ヲ夫々1弗当3.317及2,587ルピー（開戦直前ノ780倍）トシ之ニ蘭貢ノ平均物価指数ヲ勘案シルピー貨ノ月別対米弗相場ヲ算出作成セリ



南発券（盾貨）発行実質高調

| 年　月 | 通貨発行高 | 期中増加高 | 盾貨ノ対米弗相場（百盾当） | 実質増加高 |
|---|---|---|---|---|
| | 千盾 | 千盾 | 弗 | 千弗 |
| 昭和18年 9 | 537,263 | 537,263 | 40.75 | 218,934 |
| 10 | 571,733 | 34,470 | 27.91 | 9,620 |
| 11 | 626,506 | 54,773 | 27.91 | 15,287 |
| 12 | 674,097 | 47,591 | 25.35 | 12,064 |
| 昭和19年 1 | 741,274 | 67,177 | 23.09 | 15,511 |
| 2 | 804,043 | 62,769 | 21.60 | 13,558 |
| 3 | 895,702 | 91,659 | 18.35 | 16,819 |
| 4 | 977,276 | 81,574 | 20.45 | 16,681 |
| 5 | 1,083,838 | 106,562 | 17.28 | 18,413 |
| 6 | 1,200,775 | 116,937 | 13.29 | 15,540 |
| 7 | 1,324,003 | 123,228 | 8.87 | 10,930 |
| 8 | 1,495,202 | 171,199 | 8.87 | 15,185 |
| 9 | 1,633,496 | 138,294 | 9.86 | 13,635 |
| 10 | 1,728,445 | 94,949 | 10.98 | 10,425 |
| 11 | 1,863,140 | 134,695 | 6.46 | 8,701 |
| 12 | 1,976,112 | 112,972 | 3.97 | 4,484 |
| 昭和20年 1 | 2,096,070 | 119,958 | 3.97 | 4,762 |
| 2 | 2,274,044 | 177,974 | 2.65 | 4,716 |
| 3 | 2,429,331 | 155,287 | 2.64 | 4,099 |
| 4 | 2,560,962 | 131,631 | 2.20 | 2,895 |
| 5 | 2,735,202 | 174,240 | 1.69 | 2,944 |
| 6 | 2,943,667 | 208,465 | 1.54 | 3,210 |
| 7 | 3,153,103 | 209,436 | 1.40 | 2,932 |
| 8 | 3,880,000 | 726,897 | 1.20 | 8,722 |
| 計 | 3,880,000 | 3,880,000 | | 450,067 |

備考　1.　本表ハ開戦直前及終戦当時ノ盾貨ノ対米弗相場ヲ夫々一弗当1.866及59盾（開戦直前ノ32倍）トシ之ニジャカルタノ平均指数ヲ適用シ月別対米弗相場ヲ算出作成セリ

出所　「我国財政負担能力ト要負担額ノ試算（昭和二一年二月）」（大蔵省資料Z五二六―一―一五）所収。

編注　計数については、単純な計算ミス及び印刷上の誤謬を編者において訂正して掲げた。

## 11　その他大蔵省行政の計画と実施

### (1)　中央施策を地方部局及び下部機関並に民間に滲透徹底せしむる措置（昭和二〇年九月三日）

中央施策ヲ地方部局及下部機関並ニ民間ニ滲透徹底セシムル措置

（大蔵省関係昭二〇、九、三）

一、中央施策ニシテ地方部局又ハ民間会社等ヘノ指令通牒ニ依ルモノ、又特ニ一般外部ニ発表スルモノニ付テハ極力其ノ文章ヲ平易簡明ナラシメ其ノ趣旨ヲ明確ニスルニ努メ、必要アル場合ハ解説ヲ附スルコト

二、中央施策ヲ地方部局ニ指令シ又ハ通牒スル方法ハ郵便ニ依ルノ他事案ノ性質重大ニシテ一定時期迄ニ到達ヲ要スルモノニ付テハ西部日本ハ福岡迄、東部日本ハ青森迄右文書ヲ汽車ニテ携行セシメ、夫々中途ニ於テ又ハ最終地点ニ於テ受取先係官ニ手渡シスルコト

三、指令通牒ノ他緊急ヲ要スルモノハ日銀電話、同盟電話又ハ無線、警察、鉄道電話等ヲ利用シテ概要ヲ知ラシメ書面ハ右ニ準ジ後送スルコト

四、右何レノ方法ヲ採ルベキヤハ決定施策ノ文案末尾ニ具体的ニ明示シテ上司ノ決裁ヲ得ルコト

五、本省大臣官房ハ各部局ト連絡シ地方出張者ノ予定ヲ知リ置キ地方局ヘノ文書発遣、其ノ他中央施策ノ地方滲透上必要ナル措置ニ付工夫実行スルコト

六、公用郵便制度ノ利用ヲ拡充スルコト

七、印刷局ニ於テハ官報ノ印刷遅延ヲ防ギ部数ノ増加、配達ノ迅速化ヲ図ルコト

八、広ク民間ニ衆知セシムルモノニ対シテハラヂオニュースヲ極力利用スルト共ニ各地方局又ハ署、出張所等ニ対シ適当ノ掲示方法ヲ行ハシムル外大蔵省管下ノ金融機関又ハ関係会社等ヲシテ適当箇所ニ之ヲ掲示セシムルコト

九、本省ニ於テハ全国地方局長ノ定例会合ヲ当分ノ間隔月一回開催スルコト

右ノ外、必要ニ応ジ東京及大阪ノ両地ニ東部日本、西部日本ノ地方局長会合ヲ催シ中央施策ノ滲透ヲ図ルコト

十、地方ノ行政運営状況、民情其ノ他一般ノ状勢ニ関シ各地方局長ハ少ク共毎月上旬中一回自ラ執筆セル簡明ナル報告書ヲ大臣ニ提出スルコト

十一、聴訴室ノ如キ制度ヲ中央及地方局署毎ニ設ケ民意ノ暢達ニ資スルコト

十二、召集解除ヲ受ケタル職員ノ本省帰還後ハ本省各部局ニ於テ一応訓練ヲ為シ有能ナル青年職員ヲ出来得ル限リ地方部局署ニ配置スル様計画、準備スルコト

十三、大蔵省管下ノ金融団体、金融機関其ノ他会社等ヲシテ大蔵省ノ施策ヲ各支店、支社其ノ他関係方面ニ滲透徹底セシムル組織及実施方法ヲ確立セシメ、書面ヲ以テ大蔵省ニ報告セシメ置クコト

右機関ハ其ノ実行ノ成績ニ付自己査察ヲ為サシムルト共ニ、大蔵省ニ於テモ右実施ノ状況ヲ調査スルコト

十四、考察制度ヲ実行スルコト

戦争終結後大蔵省ニ於テ決定シタル施策ニシテ地方局又ハ下部官庁ニ指令通牒シタル事項其ノ他ガ果シテ部内又ハ部外ニ徹底シ且実行セラレ居ルヤ否ヤノ実情ヲ考察シ其ノ結果並ニ必要トスル改善事項ニ関スル意見ヲ大臣ニ具申セシムル為左記ニ依リ考査ヲ行フコト

(一)　考察ハ差当リ左ノ地区毎ニ大臣ノ任命シタル考査官ヲ派遣シテ之ヲ行フコト

| | | |
|---|---|---|
| 東北地区 | 九月十日ヨリ約十日間 | 考査官 |
| 北陸地区 | 〃 | 考査官 |
| 東海地区 | 九月十五日ヨリ約十日間 | 考査官 |
| 近畿中国地区 | 〃 | 考査官 |

(二)　考査官ハ各二人程度ノ随員ヲ伴フコト

(三)　考査実施上必要ナル事項細目ニ付テハ考査官ハ関係部局ト連絡協議スルコト

出所　大蔵省資料Z五六三―六―三。



### (2)　地方総監会議に於ける指示事項（大蔵省関係）

（昭和二〇年九月七日）

地方総監会議ニ於ケル指示事項（大蔵省関係）

一、昭和二十一年度予算編成方針ニ関スル件

我国財政経済ノ前途ハ固ヨリ一層ノ困難ヲ加フベキモ之ヲ乗切リ国家ノ再建ヲ期スルニハ飽ク迄国内秩序ヲ維持スルト共ニ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ以テ其ノ要義ト為スベシ。而シテ之ガ為ニハ当面食糧ノ増産、産業ノ転換、労務ノ再配置、戦災ノ復興、戦死者傷疾軍人及戦災者ニ対スル援護等ニ関スル諸施策ノ敏速果断且適実ナル実施ヲ要スルモ、他面戦災其ノ他ノ影響ニ因リ我国ノ蒙リタル経済的打撃ハ蓋シ尠少ナラザルモノアリ、其ノ回復ハ決シテ容易ニ非ザルノミナラズ、右戦後処理等ニ要スル諸経費ノ増嵩、対外関係ニ基ク国家負担ノ加重ヲモ勘案スルニ、此ノ際財政ニ付テハ絶対緊縮ノ方針ヲ堅持シ政府資金ノ過当ナル放出ニ依ル通貨ノ増勢ヲ阻止スルノ要アリ。而シテ之即チ通貨ノ価値ヲ維持シ、経済秩序ヲ確保シ得ル所以ニシテ引イテ民生ノ安定ヲ期シ得ル次第ナリト考フ。明年ニ於ケル地方予算ノ編成ニ当リテモ、右趣旨ニ拠ルコトト致サレ度シ。

一、「インフレーション」ノ防止ニ関スル件

戦後経営ニ関スル諸施策ノ基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ維持ニ在ルベク、而シテ之ガ中核ヲ為スモノハ実ニ通貨ノ信用ヲ確保シ、戦後経営ニ生ズル危険アル所謂悪性「インフレーション」ヲ防止スルニ在リト考ヘラルル処斯カル悪性「インフレーション」ハ政府ノ適切ナル施策ト相俟チ、国民ノ全面的協力ニ依リ防止シ得ルモノナルヲ以テ、国民全体ニ対シ悪性インフレーションノ惨害ノ恐ルベキコトニ関スル明確ナル認識ヲ持タシムルト共ニ之ガ防止ニ付、堅キ決意ト強キ覚悟ヲ以テ政府ノ施策ニ協力スル様国民経済道義確立ニ付、特段ノ御努力御指導相成度シ

尚金融市場ハ概ネ平穏ニ推移シ来レル所、事態ノ急変ニ因リ一部預金ノ引出傾向認メラレタルガ日ナラズシテ概ネ鎮静ニ帰シタルモ、連合国軍隊ノ進駐等ノ地方金融ニ及ス影響ニ付テハ常時細心ノ注意ヲ払フト共ニ政府ノ金融諸方策、特ニ預金ニ付テハ絶対ニ其ノ払戻ヲ制限セザル趣旨ニ関シテハ一層之ガ普及徹底ヲ図ラレ度シ

一、国民貯蓄ノ増強ニ関スル件

最近ニ於ケル通貨膨脹ノ趨勢並ニ今後ニ於ケル傷痍軍人、遺家族及戦災者等ノ援護、戦災地ノ復旧、軍需産業ノ転換、賠償義務ノ履行等ノ為猶相当巨額ノ資金ノ放出セラルベキ事態ニ鑑ミ国民貯蓄ノ増強ハ戦後経済秩序維持ノ為、戦時中ニ比シ更ニ其ノ緊要ノ度ヲ加ヘ来レルヲ以テ新事態ニ処シテ皇国ノ護持、新日本ノ再建設及悪性インフレーションノ防止ヲ目標トシ国民ニ対シテハ新ナル協力態勢ノ確立ニ努メ既往ニ於ケル諸施策実施ノ経験ヲ生カスト共ニ此等諸施策ニ再検討ヲ加ヘ以テ今後一層国民貯蓄ノ増強ニ努メラレ度シ

尚今後に於ケル国民貯蓄増強方策ノ細目ニ関シテハ近ク国民貯蓄奨励委員会ノ議ヲ経テ決定ノ上通知ノ見込ナリ

一、塩ノ増産ニ関スル件

戦争ノ終結ト共ニ塩増産ノ要否ニ付多少ノ疑義ヲ挿ミ居ル向モ少ナカラザル様認メラルルモ事態ノ急変ニ不拘、塩増産ノ根本方針ハ変更セラレズ寧ロ内地ニ於ケル塩消費人口ノ増加、塩輸入ノ不能、本年前半期ニ於ケル天候不良ノ為ノ生産ノ不振等ノ為、更ニ一層之ヲ強化スルノ要アルヲ以テ、塩増産気運ノ昂揚、製塩用労務及資材ノ確保等ニ関シ講ジ来リタル緊急措置ノ具体化ニ関シ御援助願ヒ度シ

編注　地方総監会議は、昭和二〇年九月七日開催され、総理大臣挨拶のあと、外務大臣説明および各省大臣の発言が続いた。

出所　大蔵省資料Z五六三―六―三。

## （3）「ポツダム宣言」の受諾に伴う各省実行計画報告の件

（昭和二〇年九月一一日内閣より各省宛）

昭和二十年九月十一日（九月十一日付）

内閣書記官長

各省大臣宛（各通）

本日閣議席上内閣総理大臣ヨリ別紙ノ通発言之有リ候ニ付テハ至急然ルベク御配意ノ上其ノ計画ハ九月末日迄ニ其写八部ヲ添ヘ御送付相成度命ニ依リ通牒ニ及ビ候

追テ報告事項ハ成ルベク速ニ御送付相成度

総理大臣発言　（九月十一日閣議）

先般降伏文書ノ調印ガ済ンデ戦後処理ノ前途ガ凡ソ軌道ニ乗タ様ダ、ソレデ我々ノ前途ハ益々荊ノ道ヲ分ケテ進マネバナラナイト思フ、之ト共ニ一方将来ノ建設ノ踏ミ切リヲモ準備シナケレバナラナイト思フ、之ヲ考フルトキニ各省ニ於テ将来為スベキコトハ沢山アルソレデ先ヅコノ十二月ノ始迄ニ行ハントスル計画ヲ樹テソレヲ知ラシテ貰ヒ度イ、又実行シタナラバ報告シテ貰ヒ度イ、ソノ実行ナルモノハ各大臣ガ唯命令ヤ指令ヲ出シタノデナクテ末梢迄ガヨク諒解シ実際ニ着手シタコトヲ云フノデアル

出所　大蔵省資料Z六二〇―一六。

## （4）「ポツダム宣言」の受諾に伴う実行計画報告

（昭和二〇年九月二八日大蔵省）

昭和二十年九月二十八日

大蔵次官　山際正道

内閣書記官長　緒方竹虎殿

本月十一日付内閣閣甲第四二四号ヲ以テ通牒ニ係ル当省関係左記調書別冊ノ通不取敢及送付候

記

一、本年十二月初旬迄ニ実施スベキ重要施策及調査事項

（未定稿ニ付御含置相成度）

二、戦争終結後九月二十八日迄ニ処理シタル主要事項

本年十二月初旬迄ニ実施スベキ重要施策及調査事項（未定稿）

（昭和二十年九月二十八日大蔵省）

第一　財政関係

一、行政整理ニ関スル件

終戦ニ伴ヒ大幅ノ行政整理ヲ行フト共ニ右行政整理及終戦後ノ行政事務ノ変更ニ即応スル行政機構ノ改革ヲ推進セントス

二、恩給制度ノ改正ニ関スル件

財政ノ均衡等ヲ図ル為恩給制度ノ改正ヲ行ハントス

三、価格差補給金等ノ廃止ニ関スル件

財政ノ均衡ヲ図ル等ノ為価格差補給金並ニ各種団体ニ対スル補助金等ヲ徹底的ニ整理スルト共ニ特殊会社等ニ対スル損失補償、利益配当補給金及社債元利支払保証制度等ノ改廃ヲ行ハントス

四、国有財産等ノ払下ニ関スル件

財政負担ノ軽減ヲ図ル等ノ為国有財産ノ払下ヲ行ハントス

尚官営事業及専売制度ニ付検討ヲ加ヘントス

五、地方行財政ノ整理緊縮ニ関スル件

地方財政ニ付テモ極力之ガ緊縮ヲ行ハシムルト共ニ地方行財政ニ付根本的整理方針ヲ樹立スルモノトス

第二　租税関係

一、税制改正ニ関スル調査審議ニ関スル件

戦後ニ処スベキ適切且強靭ナル租税制度ヲ確立スル為急速ニ中央及地方ヲ



通ズル根本的税制改正ノ調査審議ヲ取進ムルコトトシ之ガ為必要ナル調査審議機構ヲ設ケ具体案ノ確立ヲ図ルノ措置ヲ講ゼントス

二、酒類ノ増産及配給ニ関スル方策ノ確立ニ関スル件

租税収入ノ確保ヲ図ルト共ニ民生ノ安定及通貨収縮ニ資スル等ノ要アルヲ以テ此ノ際可及的ニ酒類ノ増産ヲ図ルコトトシ之ガ為各種原材料ノ割当及受配等ニ付適切ナル措置ヲ講ズル一面戦争終結後ニ於ケル酒類ノ需要面ニ於ケル新事態ニ対処シ配給ノ適正ヲ期スル為速ニ改訂計画ヲ樹立セントス

三、関税制度ノ整備改善ニ関スル件

終戦ニ伴ヒ将来ニ於ケル貿易ノ諸情勢ニ即応シ対外関係ニ於ケル親善ヲ増進シ且産業新建設ニ資セシムル為関税制度及関税ノ運営機構ニ付必要ナル整備改善ヲ加ヘントス

第三　専売関係

一、煙草ノ増産ニ関スル件

残存建物又ハ不用トナリタル軍需工場等ヲ利用シ戦災煙草工場ノ製造能力ノ一部回復ヲ図ルト共ニ戦時中疎開セル煙草製造用機械ヲ戦災ヲ免レタル煙草工場ニ再配置シテ煙草製造能力ノ急速ナル回復ヲ図ラントス

二、塩ノ増産等ニ関スル件

塩生産意欲ノ昂揚、燃料ノ確保、製塩ノ機械化及電気化促進、休廃止塩田ノ復活、新規塩田ノ開発、自給製塩ノ促進等ニ依リ塩ノ増産ヲ図ルト共ニ凡ユル方途ヲ講ジ外塩ノ輸入ヲ図ラントス（下半期要輸入昆六六万屯程度ナリ）

第四　金融及物価関係

一、金融機関ノ資金運用ニ対スル新ナル調整方式ニ関スル件

金融機関ノ貸出共ノ他資金運用ニ関スル従来ノ個別的統制方式ヲ改メ可及的ニ業者ノ自主制ヲ強化シ政府ハ大綱的乃至綜合的資金運用調整ヲ行フベキ方式ヲ確立セントス

二、軍需企業ニ対スル補償等ニ関スル件

軍需企業ニ対スル国家補償ノ方針ヲ決定シ戦時下ニ政府ガ企業ニ対シ公約シタル諸種ノ補償ノ中戦争終結前ニ係ルモノニ付テハ速カニ綜合的ニ交付方考究シ適宜措置セントス

三、預金等安定制度ノ恒常化ニ関スル件

預貯金ノ支払等ニ付テハ非常金融措置ニ依リ之ガ安定化ヲ図リ居レル処之ガ恒常的制度化ヲ図ラントス

四、金融ノ調整ニ関スル件

国債三分五厘ヲ基準トスル現行金利水準ハ之ヲ維持スルモ現下ノ激変セル金融事情ニ鑑ミ新ナル見地ヨリ各種金利ニ付再検討ヲ加ヘントス

五、通貨ノ製造ニ関スル件

今後ノ事態ニ備ヘ万全ヲ期スル為各種ノ日本銀行券ノ増刷ヲ行フト共ニ陶貨ノ製造ハ之ヲ中止シ、硬貨ノ鋳造ヲ再開セントス

六、物価ニ関スル件

国内資金及物資益等ヲ勘案シ適切ナル物価水準ヲ求ムルニ努ムルト共ニ公定価格制ノ再検討、価格差補給金ノ原則的撤廃ヲ図リ他面主要生活必需物資特ニ需給ノ均衡ヲ得ザルモノニ付テハ適実ナル価格及配給ニ関スル措置ニ付慎重ナル考究ヲ積ミ速ナル実施ヲ図ラントス

七、戦時経済諸統制ノ運用方針ノ改変ノ具体的方式ニ関スル件

戦時経済諸統制ハ其ノ必要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ撤廃スルコトトシ新日本建設ヲ目途トシ国民ノ創意ニ基ク溌剌タル自主的活動ヲ推進スルヲ旨トスル一面戦時経済ヨリ戦後経済ニ移行スル過渡期ニ於テ国民生活ノ安定ヲ確保シ経済秩序ヲ維持スルガ為ノ規制ニ付実情ニ適応スル措置ニ付遺憾ナキヲ期セントス

第六　貯蓄関係

一、国民貯蓄ノ増強ニ関スル件

広ク民間知識人ヲ動員シテ一般大衆ニ対シ悪性「インフレ」ノ発生ト其ノ影響、我国戦後経済ノ見通ト悪性「インフレ」防止ノ可能性等経済知識ノ普及啓発ヲ図リ、戦後貯蓄ガ新日本経済建設ノ基盤トシテ其ノ緊要性ヲ深ク認識セシムルト共ニ「ラヂオ」放送、新聞、雑誌、講演会、懇談会及展

覧会ノ活用、戦後貯蓄強調週間ノ設定並ニ貯蓄指導員ノ再教育等ニ依リ全国的ニ国民運動ノ展開ヲ促進セントス

二、宝籤ノ発行等ニ関スル件

物資附富籤トシテ宝籤ヲ発行スル等戦後「インフレーション」ノ防止ニ寄与セントス

第七　外地満支南方関係

一、在外金融機関及企業ノ処理ニ関スル件

外地其ノ他在外本邦金融機関及企業等ニ対スル国家補償其ノ他之ガ善後措置ヲ決定セントス

二、引揚民其ノ他在外人ノ対日送金処理ニ関スル件

満洲、支那、南方及外地等ヨリノ引揚民其ノ他在外邦人ノ持帰金其ノ他対日送金ニ対シ所要ノ処理ヲ行ハントス

三、華人及鮮人労務者持帰金ニ関スル件

華人及鮮人労務者ノ引揚ニ際シ本邦ヨリノ持帰金、郷里送金等ニ対シ所要ノ補償措置ヲ講ゼントス

四、本邦在外財産ニ対スル措置ニ関スル件

本邦在外財産ガ賠償ノ対象トナルベキ場合ヲ予想シ之ガ実施ヲ調査スルト共ニ其ノ補償措置ヲ考究シ置カントス

五、在外資金ノ調達ニ関スル件

従来ノ方法ニ依ル在外資金ノ調達不可能トナリタルニ対処シ在外軍隊、居留民等ノ差当リノ経費支弁ニ当ツル為特別方法ヲ考究セントス

第八　対外関係

一、賠償金問題ノ研究ニ関スル件

賠償金支払ハ今後我国経済ノ方向ヲ決定スル重要問題ナルヲ以テ凡ユル角度ヨリ之ヲ研究シ置カントス

二、対外貿易政策ニ関スル件

民主安定及賠償金ノ為ノ対外貿易政策及之ガ決済方式並ニ国際通貨協定ニ対スル本邦ノ採ルベキ態度ヲ研究シ置カントス

第九　法令関係

一、戦時統制法令ノ改廃ニ関スル件

国民ノ自主的活動ニ依リ新ナル経済建設ニ邁進セシムル為大蔵省関係戦時統制法令ハ之ヲ廃止シ、一方戦後ニ於ケル民生安定上必要最少限度ニ於テ存置ヲ必要トスル規定ヲ別途簡易平明ナル単行法等ニ取纒メントス

二、会計法令ノ改廃ニ関スル件

会計法戦時特例等ノ廃止ト共ニ会計事務ノ能率化等ヲ図ル為会計法ノ改正ヲ行フト共ニ外地特別会計法等ノ廃止ヲ行ハントス

第十　其ノ他

他省ノ採ルベキ措置ニ対応シ大蔵省トシテ措置ヲ要スル事項

一、軍事上並ニ産業上ノ復員ノ円滑敏速ナル実行ヲ可能ナラシムルベキ方策

二、帰還兵、産業復員ニ依ル離職者、戦災者等ノ生活不安除去ニ関スル方策

三、食糧ノ徹底的増産施策

四、軍需物資資材ヲ急速ニ民生ノ安定ノ為ニ転換スル方策

五、民生安定ノ為ニスル衣料及住宅問題ノ処理

戦争終結後九月二十八日迄ニ処理シタル主要事項

（昭和二十年九月二十八日大蔵省）

一、昭和二十年度実行予算ニ関スル件（九、二八）

時局ノ急変ニ伴ヒ予算編成ノ基礎的事情ニ根本的変化ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ此ノ新事態ニ即応スル為昭和二十年度実行予算ヲ決定シ十七億七千九百余万円ヲ節減セリ

二、昭和二十一年度予算編成ニ関スル件（八、二四）

本件ニ関シテハ八月二十四日左記趣旨ノ閣議決定ヲ見タリ

肇国以来最大ノ難局ニ直面シ国民尽ク詔書必謹、刻苦奮励以テ総力ヲ将来ノ建設ニ傾クルノ要アル処我国財政経済ニ関シ今後ニ処スベキ途ハ国内ノ秩序ヲ飽ク迄維持シ民生ノ安定ヲ図リ国民経済ノ速カナル再建ヲ図ルニアリ、而シテ之ガ為ニハ食糧ノ増産、産業及労務ノ転換、戦災ノ復興、戦死者傷痍軍人及戦災者ニ関スル援護、帰還将兵ノ厚生等緊要ナル諸施策ノ敏速且適実ナル実施ヲ要スルモ、他面戦災等ニ依リ我国経済ノ蒙リタル打撃ハ相当深刻ニシテ国力ノ減耗ハ財源ノ調達ニ重大ナル影響ヲ齎スベキコト自明ノ理ナリ又戦災ノ復興等ノ為多額ノ資金ヲ要スルノミナラズ対外関係ニ甚ク国民負担ノ加重ハ必至ナルコトヲ予見スルトキ此ノ際財政政策ニ付テハ絶対緊縮方針ヲ確立スルコト肝要ニシテ之ニ依リ経済秩序ノ維持ト民生ノ安定トヲ図リ以テ国家ノ再建ヲ期スベキモノトセリ



三、戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル勅令（昭和二十年勅令第四百二十三号）ノ適用ニ関スル件

右勅令事項中新興所得階層等ニ対スル昭和二十年分ノ所得、純益等ノ予算課税ニ関スル規定ニ付テハ情勢ノ急変ニ即応シ之ガ適用ヲ見合スコトトセリ

四、酒類工場ニ於ケルアルコールノ生産停止及酒類ノ増産ノ件

(一) 新式蒸餾機ヲ有スル酒類工場ニシテアルコールヲ製造シ居リタルモノハ総テ酒類ノ製造ニ復帰セシムルト共ニ清酒等製造場ニ於ケルアルコールノ製造設備ノ建設ヲ停止セシメ既ニ建設済ノモノハ差当リ之ヲ焼酎ノ製造ニ供セシムルコトトセリ

(二) 酒類ノ増産ヲ図ル為其ノ主原料タル米、甘藷、大麦等ノ割当増加、アルコール用原料ノ転用、原料アルコールノ受配等ニ付措置シツツアリ

五、陸海軍所管国有財産ノ引継ニ関スル件

(一) 戦争終結ニ伴ヒ陸海軍所管国有財産ハ大蔵省ニ引継ヲ受ケ之ガ適実ナル管理、運用及処分ニ当ルコトトナリ臨時ニ大蔵本省ニ国有財産部、地方財務局ニ国有財産部、管財支所及管財出張所ヲ設置シ其ノ事務ヲ所掌セシムルコトトセリ

(二) 右引受財産ニ付テハ不取敢処分ハ之ヲ為サズ陸海軍両省ヨリ当省ニ簡易ニ引継ヲ受ケ財産台帳ノ整理等ニ当ルコトトセリ但シ農耕厚生等ノ為応急措置ヲ要スルモノニ付テハ地方財務局ニ協議セシメテ一時使用ノ承認ヲ与フルコトトスル見込ナリ

六、戦争終結後ニ於ケル国民貯蓄増強ニ関スル件（九、二一）

戦後ニ於ケル悪性「インフレ」ノ発生ハ警戒ヲ要スルコト勿論ナルベキモ適切ナル施策ノ実施ニ依リ之ガ防止ノ可能ナルベキコトヲ基底トシテ、一切ノ施策ヲ強力ニ進メ国民貯蓄ノ増強ヲ図ル政府ノ方針ヲ末端指導者迄徹底セシムルコトトセリ

七、国債ノ献納又ハ焼却其ノ他既成貯蓄奉還等ノ運動抑制ニ関スル件

国債ノ献納又ハ焼却其ノ他既成貯蓄奉還等ノ運動ハ戦後ノ貯蓄推進上障害トナルヲ以テ之ヲ排除シ一方其ノ奉公ノ純情ヲ貯蓄増強ニ善導セシムルコトトセリ

八、昭和二十年度預金部資金運用計画変更ニ関スル件

預金部資金ニ於テハ戦時施設特別資金ノ融通ヲ打切リ、社債債券等ノ引受及買入資金ノ内軍需産業関係会社債券ノ引受及買入ハ之ヲ停止シ新ニ戦災応急地方資金ヲ設定シタルノ外特殊銀行会社等貸付金及地方資金ノ一部ヲ変更セリ

九、終戦ニ伴フ通貨金融方策ニ関スル件（八、一五）

預貯金等ニ付テハ政府ニ於テ責任ヲ以テ其ノ安全ヲ確保シ支払制限（モラトリアム）ノ如キ措置ハ絶対ニ行ハザルコト等ニ関シ大蔵大臣声明ヲ発表セリ

一〇、大蔵省ノ諸施策ヲ金融団体、金融機関等ニ浸透徹底セシムベキ措置ニ関スル件（九、八）

大蔵省ノ財政金融ニ関スル諸施策ヲ金融団体及金融機関等ニ対シ浸透徹底ヲ期スル為所要ノ組織及実施方法ヲ確定セシメ又金融機関等ニ於ケル自己査察ノ励行等ヲ行ハシムルコトトセリ

一一、預金等各店払制度ノ拡張ニ関スル件（八、二四）

終戦後ニ於ケル通貨増発ノ防止等ヲ図ル為銀行ニ於ケル預金等各店払制度ヲ拡張シ、普通預金ノ外定期預金等モ全国各銀行ニ於テ払戻ヲ受ケ得ルコトトシ又市町村農業会、市街地信用組合等ノ貯金モ払戻ヲ受ケ得ルコトトセリ

一二、預貯金等便宜代払制度ノ拡張ニ関スル件（八、二一）

終戦後ニ於ケル通貨増発ノ防止等ニ資スル為預貯金等便宜代払制ヲ拡張シ市町村農業会、市街地信用組合等ヲモ代払ノ取扱機関ニ加ヘタリ

一八、戦争保険ノ自働附帯停止ニ関スル件

戦時特殊損害保険法第三条ノ通信連絡窓ヶ口困難ヶ為特殊預金又ハ特殊預金ノ払戻ヶ制限又ハ禁止ヶ場合之ニ附帯シ戦争及地震保険契約ヶ目的的ニ成立スレドモ之ヶ為ニ戦争保険ノ自働的ニ停止セラルルヤ否ヤヶ問題ヶ生ジ昭和十六年十二月八日ヨリ戦争保険ノ自働附帯ヶ効力ヲ停止セラレタル次第ニ付此ノ点ニ関シ疑義ヲ生ジ易キヲ以テ茲ニ明ニス

一九、株式市場再開ニ関スル件

株式市場ハ八月十日以降立会停止中ナリシヲ円滑ナル流通ヲ本質トスル株式取引ノ円滑ヲ図ル為ニハ株価ヲ適正ナル水準ニ維持スルノ必要アルハ勿論ナルモ現下ノ経済界ノ実情ニ鑑ミ株価ノ騰貴ヲ抑制スルノ要アルハ当然ニシテ此ノ点ニ関シ特ニ左ノ通リ措置スルコトニ決定セリ

(一) 株式ノ売買ニ関シテハ当分ノ間左ノ制限ヲ設ケルコト

(イ) 売買ハ取引所ニ上場セラレタル株券ニ限ルコト

(ロ) 売買ハ一人一日一万株ヲ超エザルコト

(ハ) 売買ハ現物ニ限リ信用取引ハ之ヲ認メザルコト

(ニ) 売買ハ一株ニ付一円ヲ超エザルコト

(ホ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヘ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ト) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(チ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(リ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヌ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ル) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヲ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ワ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(カ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヨ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(タ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(レ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ソ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ツ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ネ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ナ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ラ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ム) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ウ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヰ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ノ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(オ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ク) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヤ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(マ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ケ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(フ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(コ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(エ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(テ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ア) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(サ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(キ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ユ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(メ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ミ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(シ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ヒ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(モ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(セ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ス) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ン) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ロ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ハ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場ヲ超エザルコト

(ニ) 売買ハ一株ニ付前日ノ最終相場

(四) 製塩従業者ノ充足　(八、二〇)
(六) 軍経営製塩施設ノ引継　(八、二二)
(七) 製塩用石炭ノ確保　(八、二五)
(八) 自給製塩設備補助金ノ増額　(八、二三)
(九) 塩賠償価格ノ改訂　(八、二七)

三二、樟脳増産方針ノ変更ニ関スル件（八、二三）
戦後樟脳ハ航空燃料其ノ他軍需資材ヨリ平和的用途ニ転換スルト共ニ樟脳製品ヲ可及的多量ニ海外ニ転出スルノ要アルベキヲ以テ既存ノ製脳設備及新増設計画分ニシテ既ニ据付ヲ完了シタルモノハ全面的ニ之ヲ稼働セシムルコトヲ目途トシテ生産セシメ製脳関係業者ヲ督励スルコトトセリ

三三、日銀券ノ増刷ニ関スル件
終戦ニ伴ヒ日銀券ノ需要激増セルヲ以テ従来外地券ノ製造ヲ為シ居リタル官民ノ抄紙及印刷設備ヲ挙ゲテ日銀券ノ製造ニ振リ向クルコトトセリ

三四、鮮銀券、台銀券、満銀券、儲備券、連銀券、蒙銀券等ノ製造中止ノ件
終戦ト同時ニ上記銀行券等ノ製造ハ之ヲ中止セリ但シ台湾銀行券ニ限リ同銀行ノ要求ニ依リ製造中ノ緊急券ハ差当リ若干継続中ナリ

三五、朝鮮及台湾ニ於ケル銀行券現地印刷ノ継続ノ件
鮮銀券及台銀券ノ現地製造ノ為嚢ニ技師以下若干名ノ局員ヲ派遣シ作業準備中ノ処終戦直前ノ頃ヨリ製品ノ出来ヲ見ルニ至レリ而シテ現地当局及鮮銀、台銀ノ要請ニ依リ此ノ現地製造作業ハ目下依然継続セシメツツアリ

三六、中央施策ノ地方部局、下部機関並ニ民間ヘノ浸透徹底組織ノ確立等ニ関スル件（九、三）
中央施策ノ地方部局及下部機関並ニ民間ヘノ浸透ハ従来動モスレバ遺憾ノ点アリタルヲ以テ之ガ万全ヲ期スル為伝書使制度ノ創設、各種特殊電話、電信ノ利用、地方局長ノ定例会合、行政考査官ノ派遣及大蔵省管下金融団体、金融機関其ノ他会社自体ニ於ケル中央施策ノ浸透徹底組織ノ確立等ニ関スル措置ヲ講ゼリ　（以　上）

出所　大蔵省資料Z六二〇―一六。

## (5)　九月二十九日以降十月二十日迄に処理したる主要事項

（昭和二〇年一一月七日大蔵省）

九月二十九日以降十月二十日迄ニ処理シタル主要事項

（昭和二十年十一月七日大蔵省）

一、昭和二十年度特別会計予算実行計画ニ関スル件
昭和二十年度特別会計予算ニ付終戦後ノ新事態ニ即応スル為一般会計予算ト同様実行計画ヲ樹立スルコトトシ十月十二日閣議決定ヲ経テ総額二十五億二千百余万円ノ節約ヲ決定セリ

二、登録税ノ現金納付範囲拡張ノ件
収入印紙需給ノ現状ニ顧ミ税額五百円未満ノ登録税ニ付テモ印紙ヲ以テ納付シ難キ事由アルトキハ現金納付ヲ為シ得ル途ヲ拓クコトトシ十月十一日登録税法施行規則中改正勅令及関係省令ヲ公布即日施行セリ

三、昭和二十酒造年度ニ於ケル主要原料数量並ニ酒類生産方針決定ノ件
農林省ト協議ノ上昭和二十酒造年度ニ於ケル米、甘藷及大麦ノ使用数量ハ概ネ前年度程度ノ割合（米八五万石、甘藷八五百万貫、大麦三五万石）ヲ受クルコトニ決定シ、之ニ基キ同年度酒類生産方針ヲ決定セリ

四、連合国進駐軍ニ対スル酒税及物品税ノ取扱ニ関スル件
連合国進駐軍ノ購入スル酒類並ニ物品ニ対シテハ酒税並ニ物品税ヲ課セザルコトニ決定シ十月十六日各財務局長ニ通牒セリ（新聞紙ニ掲載セザル様太平洋米軍総司令部ヨリ申出アリタルモノニ付為念）

五、外来図書等ニ対スル検閲廃止ノ件
連合国最高司令部ヨリノ指令ニ基キ外来図書等ノ検閲ハ之ヲ廃止スルコトトシ十月二十日海運局等ニ通牒セリ

六、宝籤ノ発売実施ノ件



十月二十九日以降十一月七日迄ノ間ニ第一回宝籤二億円ヲ発売スルコトニ決定シ十月十九日之ガ要領ヲ発表セリ

七、貯蓄事務連絡協議会開催ノ件
戦後ニ於ケル国民貯蓄増強方策、貯蓄増加目標額ノ改訂等当面ノ国民貯蓄問題ニ関シブロック別ニ協議会ヲ開催スルコトトシ十月十六日以降逐次開催中ナリ

八、臨時軍事費等ノ特殊決済範囲拡張ノ件
終戦ニ伴ヒ臨軍費等ノ金銭債務ハ可及的広範囲ニ政府特殊借入金トシテ特殊決済ノ方法ニ依リ処理スルヲ適当ト認メ臨時資金調整法施行令ニ所要ノ改正ヲ加フルコトトシ十月三日公布即日施行セリ

九、金融統制団体ノ行ヒタル事業ノ処理ニ関スル件
金融統制団体ノ解散ニ伴ヒ従来金融統制団体ノ行ヒタル事業中指導及調整ニ関スルモノハ原則トシテ政府及日銀ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ他ノ事業ハ新ニ金融機関ノ自主的団体ヲ結成セシメ之ヲシテ継承セシムルコトニ方針ヲ決定セリ

十、普通銀行営業所ノ取扱業務ニ付テノ制限廃止ニ関スル件
普通銀行営業所ノ一部ニ付テハ従来人手不足等ニ依リ取扱業務ニ制限ヲ附シ居リタル処終戦ニ伴フ復員等ノ実情ニ鑑ミ十月三日之ガ制限ヲ撤廃セリ

十一、無尽会社ヲシテ預金及預金担保貸付業務ヲ取扱ハシムル件
無尽会社ノ最近ノ業況ニ鑑ミ経営確実ト認メラルルモノヲ選ビ一般預金ノ取扱並ニ預金担保貸付ヲ行ハシムルコトトシ十月三日軍需金融等特別措置法施行令等ニ所要ノ改正ヲ加ヘタリ

十二、金融機関ノ昭和二十年度上期決算延期ノ件
金融機関ノ昭和二十年度上期決算ハ諸般ノ情勢ニ鑑ミ早急ニ適実ナル決算ヲ行フコト困難ト認メラルルヲ以テ一時之ヲ延期セシムルコトトセリ

十三、閉鎖機関ノ職員等ニ対スル給与支払ニ関スル件
閉鎖機関ノ職員ニ対シ十月分ノ俸給ニ限リ帝国銀行内地所在本支店ニ於テ支払ハシムルコトトセリ

十四、徴兵保険ノ処理ニ関スル件
徴兵保険ニ付テハ終戦ニ伴フ事態ノ変化ニ対応シ其ノ内容ヲ変更シ或年ヲ満期トスル普通生存保険ニ切替フルコトニ決定セリ

十五、事業会社ノ決算ニ関スル措置ノ件
事業会社ニシテ戦争保険金、補償金及在外資産等ニ関連シ経理上著シキ影響アルモノニ付テハ決算ヲ延期セシメ又決算ヲ行フ場合ニ於テモ無配トナサシムルコトトシ其ノ他ノ会社ニ対シテ増配ヲ自粛セシムル様指導スルコトニ方針ヲ決定セリ

十六、兵器製造工場等ノ民需転換ニ関スル資金調整方針ニ関スル件
兵器航空機等生産禁止品目ヲ生産セル工場ノ民需転換ニ付テハ連合国ノ諒解ヲ要スルコトトナリタルヲ以テ資金調整上ノ取扱ニ付テハ転換ニ関スル商工省ノ許可ヲ受ケタルモノノミヲ取扱フコトニ決定セリ

十七、会社経理統制令ノ一部適用免除延期ノ件
優良企業ニ対スル会社経理統制令ノ一部適用免除ノ件ニ付テハ連合国司令部ノ意嚮ニ鑑ミ当分之ヲ延期スルコトトセリ

十八、金、銀、白金ノ取引等取締ニ関スル件
連合軍司令部ノ指示ニ依リ本邦内ニ於ケル金銀貨幣又ハ金、銀若ハ白金ノ地金若ハ合金ノ取引等ヲ制限スル為十月十五日之ニ関スル勅令及省令ヲ公布即日施行セリ

十九、金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件
連合国司令部ノ指示ニ依リ金、銀、白金ノ地金若ハ合金又ハ有価証券ノ輸出入等ヲ禁止又ハ制限スル為十月十三日之ニ関スル勅令及省令ヲ公布即日施行セリ

二十、昭和二十年度煙草製造予定数量変更ニ関スル件
終戦後ニ於ケル煙草製造能力ヲ基礎トシ昭和二十年度ニ於ケル局所別製造予定数量ヲ変更セリ

二十一、昭和二十一年度煙草製造数量内示ノ件
昭和二十一年度ニ於ケル煙草製造数量ヲ各地方局ニ内示シ之ニ基キ工場施設ノ整備、工員ノ確保等ノ準備ヲ為サシムルコトトセリ

二十二、塩田小作料改訂ニ関スル件
塩田小作料ヲ引上停止措置当時ノ三倍以内ニ於テ引上ゲヲ許可スルコトニ十月八日方針ヲ決定シ明年一月一日ヨリ実施スルコトトセリ
出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (6)　十月二十一日以降十一月三十日迄に処理したる主要事項

（昭和二〇年一二月一八日大蔵省）

十月二十一日以降十一月三十日迄ニ処理シタル主要事項
（昭和二十年十二月十八日大蔵省）

一、臨時議会提出法律案ニ関スル件（一一、二五）
第八十九回帝国議会ニ提出スベキ大蔵省関係法律案ハ左ノ通決定セリ
(一)　国民貯蓄組合法中改正法律案
(二)　塩専売法中改正法律案
(三)　戦争死亡傷害保険法及戦時特殊損害保険法廃止等ニ関スル法律案
(四)　昭和二十年法律第十八号中改正法律案（昭和二十年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ為ノ公債発行ニ関スル件）
(五)　貿易資金設置ニ関スル法律案

一、財政再建計画ニ関スル件
戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ経済再建ノ礎石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ヲ尽ス方針ノ下ニ財政再建計画大綱ヲ策定シ十一月五日閣議了解ヲ経タリ

一、戦後通貨物価対策委員会ニ関スル件
(一)　戦後通貨対策委員会ニ対シ裁ニ諮問シタル「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関スル意見」ニ関シ十一月十二日同会委員長ヨリ歳出予算ノ整理、財産税ノ創設並ニ其ノ他租税政策、軍需企業其ノ他ニ対スル国家補償対策ニ関スル意見書ノ提出アリタリ
(二)　大蔵省ニ物価部ヲ設ケ物価一般ニ関スル事務ヲ司掌スルコトトナリタルニ伴ヒ戦後通貨対策委員会ヲシテ物価対策ニ関シテモ参画立案又ハ意見ヲ提出セシムルコトトシ之ガ名称ヲ十一月二十七日戦後通貨物価対策委員会ト改メ委員ヲ増員シ且新ニ物価部会ヲモ設ケタリ（同委員会ニハ通貨、財政及物価ノ三部会ヲ設ク）
(三)　十一月二十七日同委員会ニ「新日本経済活動ノ基盤ヲ醸成スベキ合理的ナル物価ノ水準及体系等ニ関スル意見」ヲ諮問セリ

一、大蔵省物価部臨時設置ノ件
終戦後ノ情勢ニ即応シ物価一般ニ関スル事務ヲ大蔵省ニ於テ司掌スル為臨時ニ大蔵省ニ物価部ヲ設置スルコトトナリ之ニ関スル勅令ハ十一月二十八日公布即日施行セラレタリ
尚物価部ノ分課規程（第一、第二、第三ノ三課トス）モ同日制定即日施行セリ

一、戦時物価審議会廃止ノ件
終戦ニ因リ戦時物価審議会ハ其ノ存在ノ意義ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ廃止スルコトトシ同官制廃止ニ関スル勅令ヲ十一月二十八日公布即日施行セリ

一、戦災復興院設置ニ伴フ大蔵省官制等改正ノ件
戦災復興院ノ設置ニ伴ヒ大臣官房営繕課所掌事務ノ大部分ハ之ヲ同院ヘ移管セラルルコトトナリタルヲ以テ十一月七日右ニ関シ大蔵省官制大蔵部内臨時職員設置制及大蔵省分課規程中所要ノ改正ヲ行ヒタリ
尚右ニ伴ヒ従来営繕課ニ於テ所掌セル事務ハ之ヲ庶務課ニ於テ司掌スルコトトセリ

一、戦争利得ノ排除及国家財政ノ再建ニ関シ連合国最高司令官ニ覚書提出ノ件
戦争利得ノ排除及国家財政ノ再建ニ関シ十一月十六日連合国最高司令官ニ対シ覚書ヲ提出セリ
右ニ関シ十一月二十四日附ヲ以テ連合国最高司令官ヨリ指令アリタリ

一、印刷局分課規程中改正ノ件
印刷局ニ於ケル日本銀行券其ノ他証券類ノ受註増加ノ状況等ニ鑑ミ業務部ノ分課ヲ改正スルコトトシ従来ノ業務、発行及官報ノ三課ヲ業務第一、業務第二、業務第三及官報ノ四課ニ改メタリ



一、外国人ノ差別的待遇等ヲ規定セル法令ノ改廃ニ関スル件
連合国最高司令部ヨリノ指令ニ基キ大蔵省関係法令中外国人ノ差別的待遇等ヲ規定セル法令ノ改廃ヲ行フコトトシ昭和二十年勅令第五百四十二号（ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件）ニ基キ十一月二十五日大蔵省令ヲ制定公布セリ
右ニ依リ法律勅令及省令ニシテ廃止セルモノ十五、改正セルモノ十八ナリ

一、酒税法施行規則中改正ノ件
アルコールヲ原料トシテ清酒及合成清酒ノ外新ニ焼酎等ヲモ製造シ得ルコトトスル為十一月二十一日酒税法施行規則中改正シ即日施行セリ

一、酒類（合成清酒、味淋、焼酎、果実酒及雑酒）ノ販売価格改訂ノ件
合成清酒等ノ主要原料タル甘藷等ノ価格引上及燃料費ノ増嵩等ノ情況ニ鑑ミ合成清酒等ノ販売価格ヲ改訂スルコトトシ十一月三十日告示、十二月一日ヨリ施行セリ

一、関税訴願審査委員会規則及関税調査委員会官制中改正ノ件
軍需省ノ廃止及商工省ノ新設ニ伴ヒ関税訴願審査委員会規則及関税調査委員会官制中委員タルベキ者ニ関スル事項ニ付所要ノ改正ヲ行フコトトシ十一月二十一日右ニ勅令ノ改正ノ勅令ヲ公布即日施行セリ

一、被封小額富籤（スピード籤）発売ノ件
宝籤発売ニ対スル補完的手段トシテ額面金額二円、最高奨金百円ノ被封式小額富籤（スピード籤）ヲ百貨店組合ヲ引受機関トシ発行額ヲ予メ限定セズシテ各回宝籤発売期間外ニ随時発売スルコトニ決定シ十一月十三日之ヲ発表セリ

一、第四回割増定期預金及無尽実施ノ件
歳末、年始ノ購買力吸収及終戦ニ伴フ退職金ノ現金支給ヲ封鎖セル定期預金ノ振替預入等ヲ目途トシテ第四回割増定期預金及無尽ヲ十二月一日ヨリ明年一月十日迄実施スルコトトシ十一月二十日之ヲ告示セリ

一、年末ニ於ケル国民貯蓄増強運動ニ関スル件
年末ニ於ケル国民貯蓄増強運動要領ヲ十一月二十四日各地方長官ニ通牒スルト同時ニ各種貯蓄取扱機関、各言論報道機関、各種団体等ニ之ニ対スル協力方依頼セリ

一、割当貯蓄及組合貯蓄制度ニ関スル戦後措置要領ニ関スル件
此際従来ノ割当貯蓄及組合貯蓄制度ヲ終戦後ノ事態ニ応ジテ改訂ヲ加フルコトトシ之ガ要領ヲ十二月三日地方長官ニ通牒スルト同時ニ各種貯蓄取扱機関ニモ連絡シテ其ノ円滑ナル運用ヲ期セリ

一、地域貯蓄組合ノ整備運営ニ関スル件
地域貯蓄組合ヲ今後ノ貯蓄組合運動ノ中核体トスルコトトシ各種ノ貯蓄組合ヲ之ニ整理統合スルト同時ニ之ヲ自主的ニ運営セシムルコトトシテ其ノ要領ヲ十二月三日各地方長官ニ通牒セリ

一、貯蓄指導者協議会開催方ニ関スル件
今後ノ貯蓄運動ハ民間人ノ活動ニ俟ツトコロ大ナルニ鑑ミ各都道府県ヲシテ各地ノ貯蓄指導者（全国ニテ約二万人）及市区町村ニ於ケル貯蓄事務担当者ヲ各府県下十ケ所位ニ集合セシメテ之ヲ再教育シ且今後ノ諸問題ニ付協議懇談セシメタリ
尚本協議会ノ主要ナルモノニハ局長以下出席シテ直接指導セリ

一、都道府県貯蓄事務協議会
今後ノ貯蓄施策遂行ノ為ニハ各都道府県ノ貯蓄事務担当者ヲ再教育スルノ要アルニ付各都道府県ヨリ一名乃至二名ノ該当者ヲ東京ニ招集シテ二日間ニ亘リ之ヲ指導スルト同時ニ各地方ノ実情ヲ聴取シテ今後ノ施策ノ参考トセリ

一、朝鮮人炭礦労務者ノ貯蓄並ニ家族送金等ニ関スル件
戦争終結ニ伴フ炭礦就労朝鮮人労務者ノ貯蓄並ニ家族送金等ニ関シテハ連合国最高司令部ヨリ特別ノ考慮ヲ払フ様指示アリタルヲ以テ其ノ旨各地方長官ニ通牒セリ

一、企業整備資金措置法施行規則中改正ノ件
特殊決済債権ノ譲渡又ハ之ヲ担保トスル金融ヲ円滑ナラシムル為銀行ノ特殊決済債権ヲ担保トスル貸付利率ニ関スル制限ヲ撤廃スルコトトシ十月二十七

日企業整備資金措置法施行規則ヲ改正即日施行セリ

一、金融統制団体令及同施行規則廃止ノ件

終戦後ノ新事態ニ鑑ミ金融統制団体ハ之ヲ存置スルノ要ナキニ至リ爰ニ金融統制団体ニ解散ヲ命ジタルヲ以テ金融統制団体令及同令施行規則ヲ廃止スルコトトシ右ニ関スル勅令ハ十月二十四日、省令ハ十月二十七日公布即日施行セリ

一、外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関シ省令制定並ニ告示ノ件

連合国最高司令官ヨリノ指令ニ基キ九月三十日外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ本邦内ノ営業所及代理店ヲ閉鎖シタル処之ニ対スル法令的措置トシテ十月二十六日大蔵、内務、外務、司法省令ヲ公布即日施行スルト共ニ此等閉鎖機関ノ役員及幹部職員等ニシテ解任セラルベキ者ニ付テハ同日附大蔵、外務、内務省告示ヲ以テ指名セリ

一、朝鮮銀行外四行ノ内地所在店舗ノ清算人指定ニ関スル件

十月二十九日附ヲ以テ朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行、日仏銀行及独逸東亜銀行ノ内地所在店舗清算人ヲ日本銀行ニ指定セル旨連合国最高司令部ヨリ指令アリタルニ付各関係先ヘ通知セリ

一、財閥関係商社ノ株式等ノ売買等ノ制限ニ関スル件

連合国最高司令部ヨリノ指令ニ基キ三井本社以下十五財閥本社及其ノ従属会社ノ発行スル株式社債其ノ他資本的証券ニ関スル取引ハ爾今当省ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外一切之ヲ禁止スベキ旨通牒セリ

一、金融機関ノ業務概況報告ニ関スル件

昭和二十年上期決算実施延期ニ伴ヒ金融機関ノ当該期ニ於ケル業務ノ概況ヲ承知シ置クノ要アルヲ以テ各金融機関ヲシテ業務概況報告書ヲ提出セシムルコトトシ十一月十日通牒セリ

一、閉鎖機関職員其ノ他使用人ニ対スル十一月分ノ給与支払ニ関スル件

閉鎖機関ノ職員其ノ他使用人ニ対スル十一月分ノ給与ニ関シテハ連合国最高司令部ヨリ十月分ト同様支払差支ナキ旨指令アリタルニ付之ガ実行方手配セリ



トニ改メ十一月三十日関係先ニ通牒セリ

一、閉鎖機関ニ対スル債務弁済ノ受領ニ関スル件

閉鎖機関ノ債務者ノ債務ノ弁済ハ閉鎖機関ニ代リ日本銀行ガ之ヲ受領シ後日特殊整理人ニ依ッテ処理セラルベキ旨十一月三十日関係先ニ通牒セリ

一、軍需企業ニ対スル戦争保険金支払中止ニ関スル件

十一月一日以降百万円ヲ超ユル戦争保険金支払ニ関スル損害保険審査会ノ決定通知書ノ発送ヲ見合セルト共ニ十一月十三日以降軍需企業ニ対スル戦争保険金ノ支払ヲ全面的ニ中止スル様保険会社ニ対シ指示セリ

一、海上戦争保険金ノ支払中止ニ関スル件

財政再建等ニ関スル連合国最高司令部ノ指令ニ伴ヒ保険関係ノ応急的措置トシテ従来封鎖ノ措置ヲ講ゼラレ居ラザリシ海上戦争保険金ニ付之ガ支払ヲ一時中止セシムルコトトシ　月　日各保険会社ニ通告セリ

一、財閥関係商社ノ株式等ノ売買等ノ制限ニ関スル件

連合国最高司令官ヨリノ指令ニ基キ財閥本社及其ノ従属会社ノ発行スル株式、社債其ノ他資本的証券ノ取引ハ今後大蔵大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外一切之ヲ禁止スルコトトシ之ヲ法制化スル迄ノ過渡的措置トシテ取引員及有価証券業者ニ対シ十一月八日通牒セリ

一、会社ノ解散ノ制限等ニ関スル件

連合国最高司令官ヨリノ指令ニ基キ資本金五百万円以上ノ会社及大蔵大臣ノ指定スル会社（財閥傘下会社ヲ予定ス）ニ付、其ノ解散ヲ制限スル為営業全部ノ譲渡及解散ニ関スル株主総会等ノ決議ヲ大蔵大臣ノ認可事項トスルト共ニ、三井、三菱、住友及安田ノ所謂四大財閥ニ付、其ノ本社及財閥一族ノ所有財産ヲ処分スルコトヲ制限スル為之ヲ大蔵大臣ノ許可事項トスルコトトシ之ニ関スル勅令及省令ヲ十一月二十四日公布即日施行セリ

尚同日右ニ関シ大蔵大臣ヨリ四大財閥一族ノ氏名指定ヲ為シタリ

一、戦時金融金庫ノ閉鎖ニ伴フ処置ニ関スル件

戦時金融金庫ノ閉鎖ニ伴ヒ之ヲ解散シ清算ニ移スコトニ省議決定シ十月二十四日之ニ関シ連合軍ニ申入ヲ為シタリ

一、軍需企業ニ対スル補償方針決定ニ関スル件

予テ懸案中ナリシ軍需企業ニ対スル政府ノ補償方針ニ付テハ十一月五日閣議ニ於テ国家財政ノ再建、民需生産活動ノ急速促進並ニ経済運行ノ維持ヲ主眼トシ租税政策トモ不可分ノ関係ニ於テ処理スルコトニ原則的了解ヲ得タリ

一、財閥諸会社役員ノ退職金ノ取扱ニ関スル件

財閥諸会社役員ノ退職金ノ取扱ニ付テハ之ヲ統一的ニ扱フコトニ決定シ十一月二十四日所要ノ措置ヲ講ジタリ

一、指定金融機関制度ノ取扱方針決定ニ関スル件

金融ト産業ノ分離ニ関スル連合軍ノ指令ニ伴ヒ指定金融機関制度ハ可及的速ニ廃止スルコトニ十一月二十四日方針ヲ決定セリ

一、軍需品生産等ニ起因スル金銭債務ノ支払停止等ニ関スル件

財政再建等ニ関スル連合軍指令ニ伴フ応急的措置トシテ軍需品生産等ニ起因スル補償請求権ニ関シ之ガ支払停止及之ヲ担保トスル信用供与ノ停止ヲ十一月二十六日日本銀行ヲ通ジ各金融機関ニ指令セリ

一、財務局国有財産部長会議開催ノ件

終戦ニ伴ヒ陸海軍共ノ他ヨリ大蔵省ニ引継ヲ受クル国有財産ノ管理処分ニ関シ、今後ニ於ケル之ガ事務運営方針等ヲ協議ノ為十月二十二日財務局国有財産部長ヲ召集シ協議ヲ遂ゲタリ

一、国有財産処理協議会設置ノ件

元軍用国有財産ノ管理処分ニ関シ関係各庁施策トノ綜合調整ヲ計リ以テ今後ニ於ケル之ガ事務処理ノ適正円滑ナル運営ニ資スル為十一月六日各省関係官ヲ構成員トシテ国有財産処理協議会ヲ設置セリ、右協議会ハ特殊物件処理委員会幹事会ノ国有財産関係分科会トシテ、毎週水曜日ニ開催ノ見込ナリ

一、農耕（製塩ヲ含ム）ニ利用スベキ元軍用地等国有財産ノ処理方針決定ニ関スル件

元軍用地ノ内農耕又ハ製塩適地ニ付テハ夙ニ閣議決定ニ係ル「緊急開拓事業実施要領」ノ一環トシテ、急速ニ開発農耕又ハ製塩ニ着手セシムルコトトシ、十一月十五日其ノ実施要領ヲ決定シ財務局長及地方長官ニ通牒セリ

一、元軍用土地、建物等ヲ戦災者越冬用及外地引揚民収容施設トシテ応急利用ノ方針決定ニ関スル件
元軍用土地、建物ニシテ戦災地附近ニ在ルモノ又ハ外地引揚者収容ニ適スルモノハ、速ニ戦災者越冬用又ハ外地引揚民収容施設トシテ応急利用セシムルコトニ方針ヲ決定シ十月二十三日之ガ急速ナル実施方ヲ財務局長及地方長官ニ通牒セリ

一、財務局管財支所設置ニ関スル件
財務局ニ於ケル元軍用国有財産等ノ管理処分事務ヲ分掌セシムル為、十一月二十二日道府県ニ財務局管財支所四三ヲ設置セリ

一、在外財産等ノ報告ニ関スル件
連合国最高司令官ノ要求ニ基キ在外財産等ヲ大蔵大臣ニ報告セシムル為十一月八日外国為替管理法ニ基ク省令ヲ公布即日施行セリ

一、外国為替管理法ノ罰則ノ特例ニ関スル件
連合国最高司令部ノ指示ニ依リ外国為替管理法ニ規定スル報告等ノ義務違反ニ対スル罰則ヲ取引又ハ行為ノ禁止又ハ制限ノ違反ニ対スル罰則ト同一ニスル為十月三十日之ニ関スル勅令ヲ公布即日施行セリ

一、外国為替資産等ノ分離保管ニ関スル件
連合国最高指令部ノ指示ニ依リ外国為替資産等ヲ分離保管セシムルコトトスル等ノ為十一月二十四日之ニ関スル勅令及省令ヲ公布即日施行セリ

一、外国人ノ所有又ハ支配スル商社ヲ相手方トスル金融、商業又ハ事務上ノ契約ノ制限又ハ禁止ニ関スル件
連合国最高指令部ノ指示ニ依リ外国人ノ所有シ又ハ支配スル商社ヲ相手方トスル金融、商業又ハ事務上ノ契約ノ制限又ハ禁止スル為十一月二十四日之ニ関スル勅令ヲ公布即日施行セリ

一、金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ノ強化ニ関スル件
金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ヲ強化スル為大蔵省令第八十八号中改正スルコトトシ之ニ関スル省令ヲ十一月二十四日公布即日施行セリ

一、煙草配給基準数量変更等ノ件
明年一月一日以降煙草配給基準数量ヲ一カ月当一二〇本ニ変更スルコト並ニ十二月中ニ正月用トシテ成年男子一人当三〇本ヲ特配スルコトヲ決定シ十一月五日各地方専売局長ニ通牒セリ

一、煙草朝日製造廃止ノ件
煙草朝日ニ付テハ本年度予定数量完成ノ上ハ今後之ガ製造ヲ廃止スルコトトシ十一月六日関係地方局長ニ通牒セリ

一、新製両切煙草ノ名柄及小函図案募集ノ件
新製品発売ニ関シ名柄及図案ヲ懸賞募集スルコトトシ十一月一日新聞広告セリ
右ニ関シテハ応募名柄六万、図案千三百ニ付審査ノ上、夫々入賞ヲ決定セリ

一、第三、四半期塩販売指定数量決定ノ件
第三、四半期ニ於ケル塩販売指定数量ヲ決定シ十月二十九日各地方専売局長ニ通牒セリ

一、罹災塩田復旧対策要綱決定ノ件
罹災塩田復旧対策要綱ヲ決定シ復旧促進ニ付地方庁ノ協力要望方十月二十九日通牒セリ

一、朝鮮銀行百円券其ノ他註文引受ニ関スル件
連合国最高司令部ノ要請ニ依リ朝鮮銀行券百円券ノ製造ヲ為ス外紙幣用紙、印刷インキ等ヲ供給スルコトトナリタリ

一、朝鮮ニ於テ使用スル切手及葉書ノ印刷受註ノ件
連合国最高司令部ヨリ朝鮮ニ於テ使用スベキ切手及葉書ノ印刷方十月二十六日交渉アリタルヲ以テ翌二十七日之ニ応ズベキ回答セリ

一、煙草増産月間施行ノ件
機械ノ効率ヲ高度ニ発揮セシメ製造煙草ノ増産ヲ図ル為煙草増産月間ヲ実施スルコトトシ十一月十六日各地方専売局長ニ通牒セリ

一、連合軍ヨリ返還ヲ受ケタル煙草ノ処理ニ関スル件



連合軍ヨリ返還ヲ受ケタル煙草ニ付府県庁ト専売局トノ間ニ於ケル受渡ノ取扱方法ヲ決定シ十月二十三日関係先ニ通牒セリ
出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (7)　昭和二十年十二月一日以降同月末迄に処理したる主要事項
（昭和二一年一月二八日大蔵省）

昭和二十年十二月一日以降同月末迄ニ処理シタル主要事項
（昭和二十一年一月二十八日大蔵省）

一、地方局長会議開催ノ件
十二月二十日午前九時ヨリ本省ニ地方局長（造幣局長、各財務局長及地方専売局長）会議ヲ開催大臣訓示ノ後所管事項各般ニ付二日間ニ亘リ会議セリ

一、許可認可事務ノ取扱方等ニ関スル件
頃今許可認可事項等ニ関スル民間ヨリノ許可申請者ニ対シ連合国最高司令部ニ対シ直接陳情スベシト指示スル等ノ行動ハ絶対差控フルコトヲ全職員ニ周知徹底方十二月八日通牒セリ

一、貿易資金設置ニ関スル法律制定ノ件
政府ノ行フ物資ノ交易ノ決済ノ為之ニ関スル資金ヲ設置シ其ノ歳入歳出ヲ為替交易調整特別会計ニ属セシムル等ノ為本案ヲ議会ニ提出原案ノ通協賛ヲ得十二月二十二日法律第五十三号ヲ以テ公布即日施行セリ

一、昭和二十年法律第十八号（昭和二十年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ為公債発行ニ関スル法律）中改正ノ件
昭和二十年度歳入歳出総予算追加案第二号ニ計上セル経費ノ財源ニ充ツル為ノ公債発行ヲ要スルヲ以テ本法ニ依ル公債発行限度ヲ増額スル為本案ヲ議会ニ提出、原案ノ通協賛ヲ得十二月二十二日法律第五十五号ヲ以テ公布即日施行セリ

一、臨時物価手当給与令制定ノ件
近時ノ物価騰貴ニ伴フ官吏以下政府職員ノ生活状況ニ顧ミ十二月一日以降俸給等ノ六割ニ相当スル臨時物価手当ヲ支給スルコトトシ之ニ伴フ勅令ヲ十二月二十六日公布セリ
右ニ伴ヒ戦時勤勉手当給与令ハ昭和二十一年一月一日限之ヲ廃止スルコトトセリ

一、臨時家族手当支給額増額ノ件
近時ノ物価騰貴ニ伴フ多数家族ノ生活ノ実情ニ顧ミ扶養家族一人ニ付五円ノ支給額ヲ二十円ニ増額スルコトトシ十二月二十二日各省ニ対シ之ガ通牒ヲ発セリ、尚従来別居ニ因ル家族ニ対スル臨時家族手当ノ増額支給ハ之ヲ廃止セリ

一、財産税法案、個人財産増加税法案及法人戦時利得税法案ノ連合国最高司令部ヘ提出ノ件
十一月二十四日附連合国最高司令官ヨリノ日本政府ニ対スル覚書ニ依ル指示ニ基キ来ル第九十回議会ニ提出スベキ財産税法案及個人財産増加税法案並ニ法人戦時利得税法案ノ草案ヲ十二月三十一日終戦連絡中央事務局ヲ経由シ連合国最高司令部ヘ提出セリ

一、昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル勅令並ニ省令制定ノ件
近畿、中国、四国、九州各地方ヲ中心トスル九月十月ノ風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ニ対スル所得税、営業税、臨時利得税等ノ減免ノ徴収猶予等ヲ行フコトトシ右ニ関スル勅令及省令ヲ、十二月二十八日公布シ即日施行セリ

一、宗教法人ニ対スル所得税、法人税及地租ノ免除等ニ関スル省令制定ノ件
宗教法人令第十六条第一項及第二項ノ規定ニ依ル所得税、法人税及地租ノ免除等ニ関スル省令ヲ十二月二十八日公布即日施行セリ

一、財務局直税部長会議開催ノ件
財産税実施準備ニ関スル打合ノ為十二月四日及五日ノ両日本会議ヲ開催セリ

一、連合国将兵ニ対スル物品税免除ノ件
連合国最高司令部ノ指示ニ依リ連合国将兵ガ小売業者ヨリ購入スル第一種ノ物品ニ対シテハ進駐軍部隊指揮官等ノ発行スル購入証明書ノ提出ヲ条件トシ

テ爾今物品税ヲ課セザルコトトセリ（従来ハ進駐軍ノ購入スルモノニ限リ非課税トシ進駐軍将兵ノ購入スルモノニ付テハ課税シツツアリ）

一、第二回宝籤発行ノ件

第二回宝籤一億円ヲ十二月二十八日ヨリ売出スコトトシ同月十七日其ノ要領ヲ発表セリ

一、国民貯蓄組合法中改正ノ件

第八十九回帝国議会ニ提出セル国民貯蓄組合法中改正法律案ハ原案ノ通協賛ヲ得十二月二十日法律第四十八号ヲ以テ公布即日施行セリ

一、国債貯金規則廃止ノ件

割当貯蓄ニ関スル戦後措置ノ方針ニ従ヒ国債貯金規則ハ之ヲ廃止スルコトトシ十二月二十日同規則廃止ニ関スル省令ヲ公布セル外必要ナル措置ヲ完了セリ

一、貯蓄券規則中改正ノ件

国債貯金規則ノ廃止ニ依リ貯蓄券ヲ以テ預入シ得ル貯蓄ノ範囲ガ縮小セラレ之ガ運営ニ支障アルニ至レルヲ以テ十二月二十日貯蓄券規則中改正シ善後措置ヲ講ジタリ

一、割当貯蓄及組合貯蓄制度ニ関スル戦後措置要領ノ件

十二月六日各都道府県ニ対シ本要領ヲ決定シ之ガ措置方通牒セリ

一、年末ニ於ケル国民貯蓄増強運動実施ノ件

各都道府県ニ於テ十二月中例之「再建日本国民貯蓄増強期間」（各都道府県ニ適宜ノ名称ヲ附セシム）トシテ貯蓄運動ヲ展開セシメタリ

一、「インフレ防止国債展覧会」開催ノ件

資料、資材ヲ提供シテ大分、京都、群馬、秋田県等ヲシテ開催セシムルノ外引続キ各都道府県ニモ之ヲ開催セシムル見込ナリ

一、戦争関係金銭債権封鎖規則ニ関スル件

十一月二十四日附連合国最高司令部覚書ニ関スル「戦争関係金銭債権封鎖規則」公布スベク準備中ナリ

一、軍需企業補償ニ関スル調査開始ノ件

軍需企業補償ノ前提トシテ企業実態ノ調査ヲ商工省ト共同シ開始セリ、尚本件ニ関シ官民合同ノ調査委員会ヲ設置スルコトトナリ官制ニ付法制局ノ諒解ヲ経閣議附議ノ準備ヲ完了セリ

一、会社社員ノ給与改善応急措置実施ノ件

会社社員ノ給与改善ノ応急措置トシテ月百円以内ノ臨時物価手当ノ創設及家族手当扶養家族一人ニ付月二十円ヘノ増額ヲ決定手続中ノ処連合国最高司令部ヨリ承認アリ十二月二十一日実施セリ

一、社員給与ノ主務省ヲ厚生省ニ移管決定ノ件

会社経理統制令中ノ主務省ヲ大蔵、商工、農林等各省ヨリ厚生省ニ移管スルコトニ決定シ実施期日ヲ一月十五日トシ準備ヲ開始セリ

一、事業会社ノ決算ニ関スル方針変更ニ関スル件

事業会社ノ決算延期又ハ無配ノ指導方針ヲ変更緩和スル為連合国最高司令部ト打合中ナリシ処先方ヨリ指令ノ内示アリ右内示ニ関シ折衝ヲ開始セリ

一、財閥及制限会社ニ対スル規制ニ関スル件

連合国最高司令部ヨリ「制限会社ニ対スル規制」ノ指令有リタルニ依リ直チニ関係各会社ニ右遵守方ヲ通牒（十二月十五日及十二月二十六日）シ且ツ所要勅令ノ制定ニ付立案ニ着手セリ

一、軍需品代金等資金封鎖ニ関スル措置ニ関スル件

資金封鎖ニ関スル指令ノ実施ノ緩和ヲ図ル為連合国最高司令部ニ対シ資料ノ提出説明、折衝等ヲ屢次ニ亘リ行ヒタリ

一、戦争保険金支払ノ再開ニ関スル件

軍需企業ニ対スル戦争保険金ノ支払ハ停止セラレアリシモ十一月二十四日附財政再建等ニ関スル連合国最高司令部覚書ニ基キ戦争保険金ノ支払ハ日本銀行封鎖勘定ニ払込ムコトニ依リ之ヲ続行方保険会社ニ対シ指令セリ

一、戦時特殊損害保険法及戦争死亡傷害保険法廃止ノ件

題記法律ノ廃止ノ件ハ十二月二十九日法律第六十三号ヲ以テ公布即日施行セラレタリ

一、中華民国ニ於ケル生命保険契約ノ処理ニ関スル件



中華民国ニ於ケル円貨建生命保険契約ヲ適切ニ処理スル為生命保険会社ヨリ生命保険中央会ヲ通ジ約款変更方申請アリタルニヨリ保険業法第十条ノ規定ニ基キ認可セリ

一、財閥関係証券ノ取引ノ制限ニ関スル件

財閥関係会社（三五三社）ノ資産処分及此等ノ会社ノ発行スル証券取引ノ制限ニ関シ関係方面ニ通牒セリ尚右ニ関スル法制的措置ハ目下取運中ナリ

一、証券市場ノ再開ニ関スル件

証券市場再開ニ関スル承認申請書ヲ十二月八日連合国最高司令部ニ提出セリ

一、財閥関係会社ノ自発的解体案ニ関スル件

十二月末日迄ニ下記会社ノ自発的解体案ヲ連合国最高司令部ニ提出セリ（川崎重工、富士産業、日本曹達、古河鉱業、理研工業、株式会社日産、渋沢同族、日本窒素、野村合名）

一、大蔵、外務、内務、司法省令第二号第二条ノ規定ニ依ル特殊整理人ノ指令ニ関スル件

昭和二十年十一月大蔵、外務、内務、司法省令第二号第二条第一項ノ規定ニ依リ朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行、日仏銀行及独乙東亜銀行ノ特殊整理人トシテ日本銀行ヲ指命シ同時之ヲ告示セリ

一、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル金銭債務ノ決済等ニ関スル件

昭和二十年十一月二十四日附連合国最高司令部指令ニ依リ之ガ為所要ノ法制的措置ニ付準備中ナルモ不取敢実施要領ヲ日銀及指定金融機関ニ対シ十二月八日通牒セリ

一、外地預貯金等ノ預ケ換ニ関スル債務引受命令ニ関スル件

本件ニ関シ昭和二十年八月二十九日附ヲ以テ外地預貯金等ノ債務引受命令アリタルモ九月二十四日以降ハ大蔵大臣ノ許可又ハ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ガ預ケ換ヲ為シ得ザルコトトナレリ、然ルニ九月二十三日以前ニ於テ既ニ預ケ換ヲナシタルモノニ付テモ之ガ払戻ヲ躊躇スル向アルヲ以テ一ケ月累計千円迄ハ標記命令ニ基キ支払ヲ為スモ差支ナキ旨十二月十三日関係先ニ対シ通牒セリ

一、政府保証ノ債券発行ハ連合国最高司令部ノ許可ヲ要スルノ件

連合国最高司令部ノ要求ニヨリ爾今政府保証ノ債券ヲ発行スル場合ハ同司令部ノ許可ヲ要スルコトトナリタル旨十二月十五日関係先ニ対シ通牒セリ

一、財閥関係商社ノ証券等ノ売買等ノ制限ニ関スル件

十一月八日附総銀第四九一号通牒ハ当該商社ノ証券発行高ノ一％未満ノ所有者ガ其ノ証券ヲ処分シ又ハ債務ノ担保ニ供スル場合等ニ限リ当局ノ承認ヲ要セザル旨関係先ニ通牒セリ

一、朝鮮ヨリ送金又ハ取立金ノ支払ニ関スル件

八月十五日以降朝鮮ヨリノ送金又ハ取立金ニシテ内地預金ニナリ居レルモノニ付テハ連合国最高司令部ノ許可ナキ限リ一万円ヲ超過シ支払ヲ為シ得ザル旨ノ同司令部ノ指令ニ基キ日本銀行総裁、各銀行ニ対シ十二月十五日通牒セリ（尚本件ニ関スル法制的手続ハ目下進行中ナリ）

一、日本銀行千円券新規発行停止ニ関スル件

インフレ防止ノ為高額券面銀行券発行停止ニ関スル指令ニ基キ千円券ノ新規発行停止方日本銀行宛十二月十八日通牒セリ

一、財閥関係会社ノ資産処分等ノ規制ニ関スル件

連合国最高司令部ヨリ十二月八日附覚書「制限会社ニ対スル規制」ヲ以テ財閥関係会社ノ資産処分ニ関シ之ヲ規制スベキ旨指示アリタルニ依リ実施要領ヲ決定之ニ基キ措置ヲ為スベキ旨財閥系金融機関宛十二月十八日通牒セリ

一、本邦、朝鮮、台湾、関東州又ハ北支那ニ於テ日本政府ノ発行セル郵便貯金通帳（軍事郵便通帳ヲ除ク）ノ輸入及輸入済ノモノノ払戻ヲ為ストキ（一家族月五百円以下）ハ外国為替管理法施行規則又ハ省令八十八号ニ規定サレタ制限並ニ報告ヲ免除スルコトトナリ十二月六日此ノ旨告示セリ

一、札幌、高松及熊本各財務局ニ管財出張所設置ニ関スル件

旧軍用国有財産ノ維持保全業務ヲ担当セシムル為十二月十四日札幌財務局管内ニ二十箇所、十二月二十七日高松財務局管内ニ六箇所、同熊本財務局管内ニ四十三箇所ノ管財出張所ヲ設置セリ

一、旧軍用国有財産ノ一時使用ニ関スル件
　終戦ニ伴ヒ陸海軍其ノ他各省ヨリ大蔵省ニ引継ヲ受ケタル雑種財産ヲ保全スルト共ニ逼迫セル国内諸情勢ニ即シ応急的ニ之ガ活用ヲ図ル為十二月十五日大蔵省訓令及国有財産部長通牒ヲ以テ雑種財産一時使用認可ニ関スル取扱要領ヲ各財務局長ニ指令セリ
一、特殊物件中軍保有機械類ノ保守及処理ニ関スル件
　元陸海軍作業庁設備ノ機械類ノ散逸、盗難、腐蝕ヲ防止シ其ノ転換利用ニ遺漏ナキヲ期スル為之ガ取扱要領ヲ決定シ十二月二十七日商工省工務局長、内務省調査部長、大蔵省国有財産部長ノ連名ヲ以テ各地方行政事務局長官、各地方長官及各財務局長ニ右実施方通牒セリ
一、旧陸海軍所有船舶及海軍器材処分ニ関スル件
　旧陸海軍所有ノ船舶及船舶用品等海運器材ニシテ連合軍ヨリ返還ヲ受ケタル物件ノ処分ニ関シ急速且円滑ナル処理ニ遺漏ナキヲ期スル為之ガ処分要領ヲ決定シ十二月十二日各財務局長、各地方行政事務局長官、各地方長官及各海運局長ニ右実施方通牒セリ
一、価格等ノ改訂ニ関スル件
　(イ)国有鉄道運賃改訂、小運送料金ノ一部改訂、電力料金、石油価格改訂ニ関シ所管省ヨリ協議アリ何レモ同意又ハ承認ヲ与ヘタリ
　(ロ)石炭価格ニ関シテハ労賃再引上ニ伴ヒ之ガ原価増ヲ炭価改訂ニ依リ解決スベキカ、補給金増額ニ依リ解決スベキカノ問題ニ関シ関係先ト協議ノ上一応炭価改訂ハ之ヲ見合ハスコトトセリ
　(ハ)塩ノ専売価格改訂ニ関シテハ専売局ヨリ提案セル改訂方針ニ関シ特ニ商工方面トノ調整ヲ行ヒツツ原案ヲ修正決定セリ
一、其ノ他価格等ノ問題ニ関スル件
　(イ)日用品価格ニ関シ商工省ヨリ提案セル日用雑品ノ価格等統制ノ撤廃方針ハ連合国最高司令部ニ依リ拒否セラレタルニ付同省ト協力ノ上露店市場等ニ於ケル違法取引ヲ防遏率制スベキ代案ヲ研究連合国最高司令部ニ連絡セリ
　(ロ)生鮮食料品価格対策ニ関シテハ之ガ不当ニ高価ナル現状ニ対処シ可及的ニ下グベキ方途ヲ農林省ト協力検討、同省ニ於テ之ガ対案ヲ実施セリ
一、外地銀行券見本券ニ関スル件
　連合国最高司令部ノ要求ニ依リ内地ニ於テ製造シタル外地券ノ見本券各五十枚宛ヲ金融局ヲ通シ十二月六日連合国最高司令部ニ送付セリ
一、朝鮮ノ切手及葉書ニ関スル件
　朝鮮ノ切手及葉書ノ図案中朝鮮国旗ノ中央ハ◉ニスルコトニ十二月十一日決定セリ
一、専売局煙草工員ノ勤務時間及臨時昇給ニ関スル件
　勤務定時間一日十時間ヲ八時間ニ十二月十八日改正セル外在籍一人当平均六十銭ノ臨時昇給ヲ認メタリ
一、塩賠償価格及塩売渡価格ノ改定ノ件
　塩賠償価格ニ付テハ十二月一日ニ遡リ約三倍程度ノ引上ヲナスコトトシ十二月二十九日之ヲ告示セル外塩売渡価格ヲ約五倍程度引上ゲ明年一月十六日ヨリ実施スルコトトシ十二月二十九日之ヲ告示セリ
一、塩売捌人営業利益改定ノ件
　営業費ノ昂騰及塩価引上ニ伴フ影響ニヨリ現行利益ニテハ営業維持困難ナルヲモッテ今回ノ塩価改定ヲ機会ニ約四倍程度ノ利益金引上方地方局長ニ対シ十二月二十九日通報セリ
一、樟脳補償金及樟脳売渡価格改定ノ件
　輸入見返物資タル樟脳ノ生産促進ノ為メ原木、労銀ノ実情ニ鑑ミ樟脳、樟脳油ノ補償金ヲ十二月十日ニ遡リ約二倍程度引上グルコトトセル外補償金ノ改定ニ伴フ専売収支ノ改善ヲ計ルト共ニ単一価格ニ改定ノタメ約二倍程度ニ引上十二月一日遡及実施スルコトトシ十二月二十九日之ヲ告示セリ

出所　大蔵省資料Z五一―一三。



## (8) 昭和二十一年一月中に処理したる主要事項

(昭和二一年二月大蔵省)

昭和二十一年一月中ニ処理シタル主要事項

(昭和二十一年二月大蔵省)

一、昭和二十一年度歳入歳出概算一月四日閣議決定セリ
一、行政整理ノ実施ニ伴フ昭和二十年度歳出予算節約ニ関スル件一月二十五日閣議決定セリ
一、学校職員ノ整理ニ関スル件一月二十五日閣議決定セリ
一、臨時財産調査令立案ノ件
　戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トシテ制定セラルベキ財産税法案等ノ調査時期ヲ金融緊急措置令等ノ実施ニ即応シテ確定シ当該時期ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スル為憲法第八条ノ勅令(臨時財産調査令)ヲ立案シ閣議請議ノ手続ヲ為シタリ
一、直税部長会議開催ノ件
　一月十四日、十五日、十六日直税部長会議ヲ開催シ財産税法案ノ説明及之ニ対スル質疑応答並ニ財産税等ノ準備調査ニ関スル打合セヲ為セリ
一、酒類ノ販売価格改正ノ件
　容器、包装、労務、燃料等諸費ノ値上リニ伴ヒ白酒ヲ除ク各酒類ニ付販売価格ノ引上ヲ為スコトトシ一月十八日附大蔵省告示第七号乃至第十一号ヲ以テ告示シ翌十九日ヨリ之ヲ施行セリ
一、酒税法施行細則中改正ノ件
　酒税法施行規則第十九条ノ改正及政府払下アルコールノ払下価格引上ニ伴ヒ同法施行細則第三条ノ酒税軽減額ヲ各酒類共使用アルコールノアルコール分一度毎ニ一石ニ付五円五十銭(旧清酒二円合成清酒一円四十銭)ニ改正一月二十三日附大蔵省令第三号ヲ以テ公布セリ
一、関税調査委員会官制改正ノ件
　工作機械製造事業法等廃止ニ伴ヒ審議事項ノ整理ヲ為ス為一月三十日関税調査委員会官制改正勅令ヲ公布シ即日施行セリ
一、保険証券、預金通帳等ノ輸入又ハ輸出ニ関スル制限並ニ報告ノ免除ニ関スル件ニ付一月十二日告示セリ
一、外国商社等トノ契約制限ノ免除ニ関スル件ニ付一月十二日告示セリ
一、本邦国債証券ノ輸入制限ノ免除ニ関スル件ニ付一月十七日告示セリ
一、軍事郵便貯金通帳ノ輸入等ニ関スル制限並ニ報告ノ免除ニ関スル件ニ付一月十七日告示セリ
一、外国居住者名義銀行預金ノ払出制限ノ免除ニ関スル件ニ付一月二十三日告示セリ
一、本邦ヨリノ引揚外人ノ持帰リ金等ニ関スル制限ノ免除ニ関シ一月三十一日告示セリ
一、昭和十六年大蔵省令第二十八号(増産金買上規制)ノ廃止省令ヲ一月三十日公布セリ
一、政府ノ金買上価格引上ニ関シ一月三十日告示セリ(従前ノ政府金買上価格一瓦ニ付三円八五銭ヲ一瓦ニ付十七円ニ引上グ)
一、政府ノ銀買上価格引上ニ関シ一月三十日告示セリ(従前ノ政府銀買上価格一瓦ニ付四十六円八十銭ヲ新産銀ニ付テハ一瓦ニ付三百十円、渡銀ニ付テハ一瓦ニ付百四十円ニ引上グ)
一、国債等発行ニ関スル件
　(イ)一月二十一日附「政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件」覚書ニ基キ日本銀行ヨリノ一時借入金ニ依ル国庫金ノ調達方停止ニ伴ヒ爾後ノ国庫金不足額ヲ調達スル為連合軍最高司令部ノ諒解ヲ得二十九日大蔵省証券五億円ヲ発行シ
　(ロ)同ジク歳入補填公債十億円ヲ必要ニ応ジ発行方許可ヲ得タリ
　(ハ)帝国鉄道特別会計ニ於ケル事業公債三億円ノ発行ニ関シ連合軍最高司令部ノ諒解ヲ得二十五日之ヲ発行セリ
一、通貨製造ニ関スル件

(イ)　新日銀券千円券ノ製造方連合軍最高司令部ノ許可アリ本月下旬ヨリ印刷開始ノ予定ナリ

(ロ)　五十銭新政府紙幣、十銭及五銭ノ新補助貨ノ製造方司令部ノ許可アリ新補助貨ニ付テハ二十五日附ヲ以テ之ニ関スル勅令公布済ニシテ前ニ関シテハ近ク勅令公布ノ予定ナリ

一、造幣局ニ於ケル金属工芸品等製造ニ関スル件

連合国占領軍ヨリノ受注等ノ為当分ノ間造幣局ニ於テ金属工芸品ヲ製造スルノ要アルニ付一月二十二日之ニ関スル勅令ヲ公布セリ

一、戦時特殊損害保険法ニ基ク保険会社ニ対スル補償ニ関スル件

昭和二十年度ニ於ケル損失補償額約百三億円ノ審査ヲ了シ、政府特殊借入金ヲ以テ之ガ支払ヲ為サントシ目下所要ノ手続進行中ナリ

一、損害保険中央会ニ対スル補助金交付ニ関スル件

損害保険中央会ガ戦争保険金支払資金借入ノ為振出シタル約束手形ノ利息(約一〇三、五七四千円)支払ニ充ツル為補助費ヲ交付スベク目下主計ニ請求中ナリ

一、戦争死亡傷害保険法ニ基ク保険会社及生命保険中央会ニ対スル補償ニ関スル件

昭和二十年度ニ於ケル損失補償額約四千五百万円ヲ支出スベク目下生命保険中央会ヲシテ関係保険会社ヨリ決算書類取纏ノ上決算中ニシテ之ガ財源ヲ主計局ニ対シ要求中ナリ

一、損害保険中央会法ニ基ク同会ノ損失及利益決定ノ基準ニ関スル件(決裁進行中)

一、生命保険中央会法ニ基ク同会ノ損失及利益決定ノ基準ニ関スル件(決裁進行中)

一、日仏銀行ノ特殊整理ニ関スル件

連合国最高司令部ノ指令ニ基キ昭和二十年大蔵、外務、内務、司法省令第二号第四条第一項ノ規定ニ依リ、日仏銀行東京支店及神戸支店ノ特殊整理人タル日本銀行ハ昭和二十年十二月二十六日ヨリ、日本興業銀行本店及同行神戸支店ニ於テ日仏銀行東京支店及神戸支店ノ負債中当座預金、普通預金、定期預金、未払預金利息及送金為替(但シ仏蘭西国政府ソノ他ノ預金中除外サルルモノアリ)ノ支払ヲ為スベキ旨日本銀行ニ令達スルト共ニ其ノ旨告示セリ

一、印度支那銀行東京支店ノ預金払戻ニ関スル件

昭和二十年大蔵省令第一〇八号第一条第三項ノ規定ニ依リ印度支那銀行東京支店ノ管理人タル日本銀行ハ昭和二十年十二月二十六日ヨリ横浜正金銀行東京支店ニ於テ印度支那銀行東京支店ノ要求払預金ノ支払(但シ仏蘭西国政府ソノ他ノ預金中除外サルルモノアリ)ヲ行フベキ旨日銀ニ令達スルト共ニ其ノ旨告示(十二月二十九日)セリ

一、印度支那銀行東京支店ノ財産及業務ノ管理ニ関スル件

昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ基ク印度支那銀行東京支店ノ業務及財産ノ管理ヲ日本銀行ニ於テ為スコトトナリ、之ニ関スル省令十二月二十七日公布セリ

一、全国金融統制会ノ清算人選任ニ関スル件

昭和二十年大蔵、司法省令第三号第三条第一項ノ規定ニ依リ昭和二十年十二月二十六日株式会社日本勧業銀行ヲ全国金融統制会清算人ニ選任セル旨十二月二十九日公布セリ

一、証券ノ取引等ノ制限ヲ命ゼラレタル財閥関係商社ノ追加指定ノ件

三井本社以下十八財閥関係商社ノ証券ノ取引等ノ制限ニ関シ連合軍最高司令部ノ指令ニ基キ昭和二十年十一月八日附融銀第四九一号ヲ以テ通牒シアリタル処、更ニ王子製紙株式会社及其ノ従属会社四十社ガ追加指定セラレタルニ付ソノ旨通牒セリ

一、軍人軍属ノ退職金ニシテ銀行定期預金ヲ以テ支給シタルモノノ一部払戻ノ拡張ニ関スル件

終戦後復員シタル軍属中陸海軍関係作業庁ニ於ケル工員及雇傭人ニ対シ退職金トシテ支給セル定期預金ハ昭和二十年十二月二十六日附融銀第六四八号通牒ヲ以テ之ガ払戻ヲ認メ居タル処、今般更ニ陸海軍関係作業庁以外ノ一般陸海軍関係施設(陸海軍諸官衙ヲ含ム)ニ於ケル雇員、傭人及工員ニ於テモ右ニ準ジ払戻ヲ為スコトトナリソノ旨一月十七日通牒セリ



一、各金融機関ノ所有ニ係ル外地関係有価証券ノ記帳方法統一方ニ関スル件

従来朝鮮、台湾、樺太及沖縄ニ本店ヲ有スル法人ノ発行セル有価証券ヲ「社債或ハ株式ノ勘定」ニ依リ記帳整理シ居リタル処、爾今連合軍最高司令部ヨリノ要求ニ係ル各金融機関ノ定期報告書ニ於ケルト同様当省宛報告ニ於テモ「外国証券勘定」ニ依リ記帳整理ヲ為スベキ旨一月二十四日通牒セリ

一、特殊決済債権資金化許認可事務処理方針ノ件

一月二日附連合国最高司令部覚書「凍結資金ノ免除及解除ニ関スル件」ニ基キ客年十一月二十六日以降停止セル特殊決済債権資金化ノ許認可ヲ一部再開セリ

一、戦争関係特殊預金ニ対スル利子支払一時停止ノ件

一月十二日附連合国最高司令部覚書中預金部資金ノ損保中央会ニ対スル三千七百万円融資ノ件不許可ナル旨指示シ来レルモ右ニ添ヘ戦争保険関係ノ封鎖預金ノ利払ヲ中止スベシトノ意向ヲモ併セ表明シアリ、此ノ点ニ関シ司令部係官ヨリモ以後趣旨ヲ布衍セル口答指示アリタルニ依リ標記措置ヲ採リタリ

一、預金部資金並簡易生命保険及郵便年金関係資金ノ運用ニ関スル件

連合国最高司令部ヨリノ指令ニ基キ

(一)　簡易生命保険及郵便年金関係資金ハ契約者貸付ヲ除キ大蔵省預金部ニ預入スルコト

(二)　預金部資金ノ運用ハ国債ノ引受及買入、他会計ニ対スル貸付、地方債ノ引受及地方公共団体ニ対スル貸付ヲ為シ猶余裕アル場合ニ於テハ連合国司令部ノ許可ヲ受ケ特殊銀行ニ対スル融通ヲ為スコトシ夫々関係先ニ通牒セリ

一、大阪、仙台、名古屋、広島各財務局管内ニ於ケル管財出張所設置ニ関スル件

旧軍用国有財産等ノ維持保全業務ヲ担当セシムル為一月十五日大阪財務局管内ニ十五箇所、仙台財務局管内ニ十九箇所、名古屋財務局管内ニ三十四箇所、広島財務局管内ニ十六箇所ノ管財出張所ヲ設置セリ

一、職業補導会使用(予定)ノ旧軍用財産処理ニ関スル件

職業補導会ノ解散ニ伴ヒ之ガ使用(予定タリシモノヲ含ム)ノ旧陸軍省所管財産ハ原則トシテ財務局ニ返還シタル上一般ノ例ニ依リ使用セシムルコトニ一月十四日関係各省ト協議決定セリ

一、財務局国有財産部長会議開催ノ件

財務局国有財産部関係機構ノ整理促進並旧軍用国有財産ノ管理処分ニ関スル業務ノ適切ナル運営ヲ図ル為一月十七日、十八日ノ両日財務局国有財産部長並総務課長会議ヲ開催セリ

一、旧軍工廠、研究所ノ管理、統制、保守ニ関スル連合軍最高司令部指令ニ対スル措置ニ関スル件

日本航空機工場設備、工廠、研究所ノ管理、統制、保守ニ関スル一月二十日附連合軍最高司令部指令ニ基キ旧軍工廠、研究所ノ管理、統制、保守ハ大蔵省ノ責任ニ於テ実施スベキコトトナルヲ以テ一月二十五日以来厚次ニ亙リ財務局長ニ対シ之ガ殿行方ニ関スル諸般ノ通牒ヲ為スト共ニ更ニ具体的実施方策ニ付連合軍ト折衝スル一方関係各省ト協議ノ上所要ノ措置ヲ講ジツツアリ

一、価格等ノ改訂ニ関シ処理シタル重要事項

(1)　人造肥料価格改訂ニ関スル件

農林省ヨリ協議アリ改訂ヲ承認セリ

(2)　瓦斯料金改訂ニ関スル件

商工省ヨリ協議アリ改訂ヲ承認セリ

(3)　新聞購読料金改訂ニ関スル件

商工省ヨリ協議アリ改訂ヲ承認セリ

一、其ノ他ノ重要事項ニ関スル件

(1)　戦後物価対策基本要綱ヲ策定一月二十五日閣議ニ於テ決定セラレタリ

(2)　右基本要綱ニ基キ「物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件」ヲ策定関係各庁ト協力シツツ物価体系確立ノ作業ヲ進メタリ

(3)　物価体系ノ確立、物価統制ノ再強化ヲ見ルニ至ル迄ノ事前準備乃至応急ノ措置トシテ「物価安定ニ関スル応急措置要綱」ヲ策定一月二十五日閣議ニ於テ決定セラレタリ

(4)　右ニ基キ主要食糧、生鮮食料品、日用品、賃金等ニ関スル措置ヲ準備スルトトモニ統制価格等ノ改訂ハ二月中ハ特別ノ事情アルモノノ外之ヲ認メザルコトトセリ

一、労働組合設立其ノ他ニ関スル件

労働組合ノ設立ノ場合ニ於ケル支部局長ノ取扱事項ニ関シ一月十日製造官署ニ対シ指示ス

一、昭和二十一年煙草耕作反別ニ関スル件

農地作付統制規則失効ノ見込ヲ以テ煙草耕作反別ノ拡充ニ関シ一月十九日各地方専売局長ニ対シ通牒セリ

一、煙草製造用機械其他ノ調ニ関スル件

煙草製造用機械其ノ他機械ノ製作年次ノ調ニ関シ一月十四日連合国最高司令部ニ対シ提出セリ

一、塩用叺出産促進出荷確保ニ関スル件

一月以降五月迄ヲ塩用叺出産促進出荷期間トシ二〇、〇〇〇千枚ノ確保ヲ目途トシ之ガ達成方ニ関シ一月十九日塩脳部長及農林省農政局長連名ヲモッテ各地方長官、全国農業会長及地方専売局長ニシ通牒ス尚其ノ期間内ニ於テ塩用叺出産従事者ニ対シ塩ノ特配ヲ実施ス

特配総予定数量三〇〇屯ナリ

一、葉煙草増産報奨制ニ関スル件

昭和二十年作ノ減収ニ鑑ミ反当基準量目ノ引下ヲ行ヒ昭和二十一年作ノ作意慾ノ昂揚ヲ目的トシテ一月二十五日各地方専売局長ニ対シ通牒ス

一、塩専売法施行細則（大蔵省令）中改正ノ件

従来塩製造者ノ自家用塩ノ許可ハ塩製造者ニ限定シテ居タルトコロ一月三十日大蔵省令第四号ヲモッテ塩製造者ノ家族、従業者及従業者ノ家族等ニ付テモ之ヲ認メルコトトセリ

一、鹹水譲渡価格改訂ニ関スル件

塩賠償価格ノ引上等ニ伴ヒ塩製造用途以外ノ用途ニ使用スルノ為譲渡鹹水ニ付其ノ譲渡価格ヲ約二倍程度ニ引上グルコトトシ其ノ取扱方ニ関シ一月三十日各地方専売局長ニ対シ指示ス

一、紙幣用紙納入ニ関スル件

昭和二十一年一月二十日連合軍最高司令部ヨリノ註文ニ係ル上記用紙二、五〇〇、〇〇〇枚ハ作業ノ都合ニ依リ二、五七八、五〇〇枚トシテ納入完了セリ納入超過分ハ同司令部ト一応諒解ヲ得置キタリ

一、朝鮮銀行百円券納入ニ関スル件

昭和二十一年一月二日連合軍司令部ヨリノ註文ニ係ル上記券四、七三〇、〇〇〇枚ハ作業ノ都合ニ依リ四、五九〇、〇〇〇枚トシテ納入ヲ完了セリ、納入不足分ニ付テハ同司令部ト一応ノ諒解ヲ得置キタリ

出所　大蔵省資料Z五一一―一三。

# 二　財政經濟政策一般

## 1　一般財政經濟政策

### (1)　經濟危機緊急対策についての幣原總理大臣、楢橋内閣書記官長及び渋沢大蔵大臣の声明（昭和二二年一月一七日）

#### 一、声　　明

内閣總理大臣　男爵　幣原喜重郎

政府は、我国全般の經濟と国民各個の生活とが供に当面しつつある現下の危機を克服し、終戰以来の混乱を収拾して新日本建設の經濟的基礎を確立せんことを期し、今般主要食糧の供出及配給の円滑化と過剰購買力の当分の封鎖とを中心とする一連の經濟危機緊急対策の実施に着手した。

終戰以来数に半歳、其の間我が国民の多くは直接間接に戰禍に因る重荷を負ひ乍ら、忍び難きを忍び、急変せる環境の下に克く今日程度の秩序を保持し、尚平和的建設に従事活動しつつある者もあることは、一面連合国平司令部の協力に負ふところ勘からずとは言ひ乍ら、又他面我が国民が将来に於て輝かしき平和新日本の建設を達成し得べき能力あることを示すものであつて、洵に心強い次第である。

併し乍ら、我国經濟と国民生活との現状を概観すれば、食糧は戰時中にも増して一層の逼迫を来し、終戰に伴ひ転換復活を期待せられたる民需生産は未だ軌道に上るに至らず、多数の失業者を街に擁し乍ら一部には求人に苦しむ企業がある。殊に戰争遂行の為に徒に膨脹せる通貨の氾濫は愈々其の勢を増加して止るところ無き情勢である。

斯の如き事態を此の儘に推移せしめんか、我が經濟は遂に破局に陥るの他なしとせず、国民中現に苦しみつつある者は其の生活の安定を得るに由なく、又未だ比較的苦しまざる者と雖も自ら覚らずしてやがて等しく苦艱に沈淪するの悲境に陥るであらう。

我々は、今こそよろしく救国の心を一にして、先づ以て此の危局を打開せねばならぬ。即ち食糧に就ては、此の際生産農家も配給業者も将又消費者も相倚り相扶け乏しきを頒つて、一人の餓死なきを期し、而して政府は必要なる施策を講じて斯る国民共助の実現に遅滞なからしむべきである。

食糧以外の民需物資に就ては、勤労者企業者倶々に全国民の生活の為に各自の健実なる職場を確保して鋭意生産の増大を図り、政府も亦之が隘路の打開促進に全力を傾倒すべきである。

失業者は速に食糧其の他の必需物資の生産を初めとし国民生活の安定と国家再建との為に緊要なる職域に参加すべく、政府は之が為めには能ふ限り適切なる措置を講ぜねばならぬ。而して通貨の過大なる膨脹に対しては、非常の手段に依つて当分の間之を封鎖し、以て購買力の抑制と生活の安定とを期するの外、隠退蔵物資の動員、物価体系の確立等あらゆる經濟施策は此の際之を綜合集中し、挙国時艱克服の意気を新にして邁進するを要する。

政府今次の施策は、全く如上の趣旨に依るものであつて、之が成果を挙げ得るや否やは、一にかかつて国民諸諸の之に対する理解と協力とに在り、殊に関係業務担当の衝に当る人々の熱意と努力とに依るところ極めて大である。国より斯る施策の一部は国民に対し差向き相当の不便を感せしむることもあらうが、かくしてこそ前述の如く新日本再建の經濟基礎は確立せられるのである。故に政府に於ても、諸施策の実施に当つては、慎重なる用意を以て当面の国民生活に不当の脅

威を与へざるやう充分配意すべきこと勿論ではあるが、全国民諸君が克く此等施策の真意義を体せられ、夫々の立場に於て凡ゆる協力を寄せられんことを切望する次第である。

## 二、経済危機緊急対策の意義及概要

### ——新日本の建設——　内閣書記官長　楢橋　渡

敗戦後の新日本を建設する為には、過去の一切の反動的勢力を一掃することは勿論、経済的新建設の面に於ては過去の戦時的残滓を勇敢に破却し、今日の惨憺たる敗戦の現実を直視して、此の廃墟の中から真に逞しき経済的改革を断行せねばならぬ。

我等は領土の四割以上を失ひ、百に近き都市は焼払はれ、内は千数百万の罹災者が飢寒に怯え、外は数百万の同胞が流浪を続け、其の上賠償の重圧感は頭上を蔽ひ、無謀なる戦争に依つて累積せられたる国家の債務は約二千億円に及び、更に約六百億円の通貨が国内に氾濫するの状況に在る。他方産業は甚大なる打撃を受け、貿易は停止し、其の結果は極端なる物資欠乏となり、精神的にも自信を失つて、国民を挙げて前途暗憺たる途上に彷徨つて居る。我等は此の蹉り来る困難を打破して、新しき日本を建設し、以て世界平和国家の一員たるの日を一日も早く実現せんとする熱情を持たねばならぬ。

其の為には、唯一残された日本の富源たる八千万国民の労働力を大動員し、働かざる者は食ふべからずの鉄則を確立し、農村に生産の喜を盛り新しき農民としての新生命を開拓すると共に、休眠状態の工場にクレーンとハンマーの音を高々と響かせる建設の日を、一日も早く実現しなければならぬ。農民は新しき農民精神を、労働者は新しき勤労精神を、敗戦せる日本に大乗的に作興しつつ、自ら日本産業の大動脈たる誇を持つべきであり、官公吏は国民の公僕としての新しき天地に生き新しき使命に徹せねばならぬ。

即ち、今日直面せる経済的社会的国家的危機を突破することは、全国民を挙げて労働の神聖を悟り、生産に邁進し、氾濫せる過去の通貨を封鎖し、新しく盛られた勤労の報酬たる通貨を以て新日本建設の健全にして生命あるものたらしめ、互の生命と建設とを之に繋いで、総ての者が平等の権利と平等の生活保障とを獲得することに依つてのみ達成せられるのである。過去の真面目な勤労の成果たる貯蓄も亦斯くして始めて之を保護することが出来、新しき勤労の成果たる貯蓄の増強も亦玆に始めて之を期待することが出来る。

政府は玆に唯一の方途の存することを認め、左の一連の施策を以て新日本建設の新たなる発足を期して居る。

今や国民は困難なる事態の下に混乱と怨恨と誹謗と泣言とに終始し、兎もすれば自己の権利を主張して義務を忘れ、自己の自由を強調して他人の自由を無視するの弊に陥らんとして居る。過去に於て軍権政治の犯した根本の誤謬は人格の尊厳を忘れたことであつた。然るに国民の中には民主主義の名の下に、今、同じ誤謬を犯さんとして居る者がある。人格の尊厳を尊重する所に犯すべからざる秩序の根源がある。我等は互の権利と自由とを尊重しつつ、新しき民主主義的秩序の下に施策の実現を図り、新日本建設の日を玆に迎へんとするものである。我等は既に前議会に於て、衆議院議員選挙法の改正に依り男女同権の政治的解放を行ひ、労働組合法の制定に依り労働権の確立を図り、農地調整法の改正に依り農民への土地解放を実現した。今や我等は之等の三法と今次の施策とを基礎として新しき日本の建設に進まんとして居る。現内閣の命数がどうあらうと其れは我等の願念する所ではない。唯、此の危機に政局を担ふ者の責任を痛感して、現段階に於ける歴史的使命を正しく果さんとするのみである。

全国の農民諸君、労働者諸君、商工業者諸君、其の他全国民諸君

我が自力を以て推進すべき基本的な方途は正に玆に在る。政府は国民の公僕として自ら全力を尽すと共に、諸君の全幅の協力に依り、此の危機を突破して玆に平和的民主的新日本の基礎を築かんことを期して居る。而して正直なる者が馬鹿をみる社会を一掃し、敬天愛人の人間愛を以て御互が難局の打開へ驀進せんことを誓はんとするものである。

### 第一、食　糧　対　策

供出の完遂と輸入の実現と公正なる分配とは食糧対策の主眼点であり、之に依り国民殊に勤労者の生活を安固ならしめることは刻下の急務である。依つて緊急勒令を実施し、之が運用と共の他の施策と相俟つて、左の措置を講ぜんとする。



一、供出の完遂

政府の割当てたる主要食糧は政府の指示する期限内に之が供出の完了を図ることとし、供出怠慢者に対して買上の措置を講ずると共に、悪質なる供出阻礙者を適当に取締ることとした。

供出の完遂は絶対に必要であり、又我が政府及国民が自ら其の尽すべき所を尽さずしては外国からの援助も期待することが出来ない。之が為農民諸君の同胞愛に基く自発的な供出促進運動に最大の期待を寄せると共に、確固たる決意の下に諸般の措置を講ぜんとするものである。決して濫に強権を発動せんとするものでなく、自己の保全安逸に汲々として密かに蒐集蓄積せる者や、之が公正なる分配を阻礙する悪質なる中間業者や、私利を図り供出を阻礙する背徳者に対し、已むを得ざる場合に於てのみ之を発動する方針である。要するに供出に関する今回の措置は、従来「真面目な者が損をした」と云ふやうな不平の声高かりし事態を生ぜしめない為のものに外ならない。

二、肥料等の確保

最近の石炭事情の好転に伴ひ肥料部門への石炭供給を最優先に取扱ひ、予定計画数量の供給を確保することは勿論、より以上の増産に努力すると共に、供出報奨用の配当を完遂する。繊維製品、農機具、農薬等に付ても万難を排して生産増強を遂行する。而して之等物資の配給に当つては、供出成績を勘抜して真面目な農民に少しでも多く報い度い。

従来食糧増産及供出の報償として政府の公約せる事項の内種々の事情に依り実行の遅滞せるものが尠くなかつたことは頗る遺憾であるが、今後は極力速に之が実行を完うせんとするものである。

三、隠退蔵食糧の動員

倉庫等に就き臨検検査を行ひ、不正不当なる隠退蔵食糧及所謂無籍米麦等の動員を徹底する。

四、配給の適正

労務加配等を適正化すると共に、配給機関に対する監督を厳にする。

五、生鮮食糧品の確保

燃油、漁網及主食糧の配給に依るリンク制度を強化し魚介類の生産増強を図り、又蔬菜類の出荷励行を図ると共に、適正価格に依る家庭配給を実行する。

六、輸入の実現

連合国の援助に依り最近小麦粉等が輸入せられ、今後も逐次輸入が具体化されんとして居ることは感謝に耐へぬ所である。而して希望数量の輸入に付引続き其の援助を懇請するとしても先づ以て我が自力に依り能ふ限りの努力を続けなければならぬ。

### 第二、隠退蔵物資対策

隠退蔵物資動員の為緊急勒令を実施し、倉庫等の臨検検査を行ひ、不正不当に物資を隠匿退蔵したる者、特に終戦時の混乱に乗じ物資の不当払下を受け又は物価騰貴及財産税を見越し物資の買溜売惜を為したる者より之が買上を為すと共に、之を適正に配給し、就中引揚民、戦災者等の救援及食糧供出の見返を重視する。

### 第三、工鉱業生産増強対策

一、石炭の増産

各種産業の根幹をなし特に化学肥料増産の鍵たる石炭に付ては、昨年来之が増産の為万般の施策を講じ、最近急速に生産額の上昇を見つつあるが、此の際一層其の努力を強化する。

二、繊維製品の増産

繊維工業に付ては、最近連合国の援助に依り大量の原料棉花が輸入せられんとしつつあることは真に感謝に耐へぬ所であつて、残存せる設備を以て活発なる操業を開始する。

三、新見地に基く統制

現下産業の全面的麻痺状態の脱却は飽く迄産業の自主的発揮に俟つべきであるが、此の際政府に於ても、産業政策の重点を最緊要部門たる石炭、化学肥料等の食糧生産用物資の生産に集中し、之が拡大に伴ひ更に輸送並に輸出

品、生活用品生産等の特定部門に集中することとし、之が為新なる構想の下に、産業の振興を助成するやう、重要物資の生産、配給、価格等に付所要の統制を実施し、以て生産拡大の円滑化に資すべく、必要なる措置を準備しつつある。

第四、通　貨　対　策

日銀券の発行高は一路上昇し、今やインフレーションは悪性化の一路を辿りつつあることは、何人と雖も否み難い現実である。物価は昂騰を続け、生活は困難となり、争議は頻発し、生産は起らず、而して失業者が充満して居るにも拘らず実際求職者の数は求人数の約半分にしか達しない。依つて此の際緊急勅令に依り過剰購買力の当分の間の封鎖を断行し、其の上で財産税、個人財産増加税及法人戦時利得税を徴収し、以て悪性インフレーションの進展を阻止し、物価の累騰を抑制し、生活の安定を図ると共に、健全なる勤労意欲を振起し正常なる生産流通を促進せんとする。過去の真面目な貯蓄の価値も亦斯うして始めて之を保存することが出来るのであつて、今後新なる勤労の成果に依り貯蓄の益々増強せんことを期待して居る。

一、預貯金等の封鎖

預貯金等は当分の間之を封鎖し、其の間一定基準の下に所要資金は之を解除する。即ち

(一)　月々の生活資金、療養教育等の資金、選挙費用、其の他所要資金に付ては不安なきやう措置し、特に農業、工鉱業等の生産資金に付ては其の円滑なる供給に付充分の配意を為す。

(二)　新しき勤労所得は一定限度を超ゆるものの外之を封鎖しない。

(三)　封鎖の期間はなるべく之を短くする。此の間約一千億に上る財産税等の概算徴収、主要食糧の収穫及輸入の具体化、石炭増産を根幹とする生産増加等諸施策の成果が相俟つて、必ず経済の安定を招来し得ることを確信してゐる。

二、新券発行に依る現金の預貯金化

現在流通して居る通貨は、一定期日迄に、其の中一定金額のみを新券に引換へ、其の他は之を預貯金として預入れしめる。

三、財産税等の徴収

財産税法等の制定施行に備へ一定期日迄に納税者をして其の財産に付所要の申告を為さしめる。而して之が制定の上は封鎖期間中に概算徴収を為し、其の後之を精査の上税額を確定し、所要の調整を為す予定である。

第五、物　価　対　策

上記諸施策の遂行を基礎とし、将来に於ける財政経済の実勢を考慮しつつ、米、石炭の価格等を基準として実現性ある物価体系の確立を図り、各種物資の生産、配給、価格等に付適切なる統制を行ひつつ之が維持安定を図り、以て国民生活の安定と生産流通の振興とを図らんとするものであつて、着々準備を進めつつある。

而して新物価体系の一環として米価を改訂する場合には、必ず既供出分に対しても新価格を遡及適用する。

尚生鮮食糧品及日用品に付価格引下の措置を講ずる。

第六、就　業　対　策

今次対策の最大の目的は健全なる勤労意欲の振起と正常なる生産流通の振興とに在る。狭められたる国土の中に於て終局的に克く全人口を就業せしめ得るや否やは将来の大きな問題であるが、不取敢生産の振興を図ると共に、事業の性質に依りては国庫負担をも考慮して之が実施に努め、出来得る限り就業増加を図る方針である。之に付ては単に筋肉労働者乃至男子の就業のみならず、知識階級乃至女子の就業に付ても及ぶ限り配意する。

第七、生活援護対策

「働かざる者は食ふべからず」は我等の今後を律すべき鉄則であるが、已むを得ざる生活困難者に対しては既に昨年十二月以降政府に於て全国的に援護の手を伸べつつあり、尚其の趣旨の普及を図る。

第八、其　の　他

以上の諸施策の外、今次対策に関連し逐次実施に移すべき事項は少くない。之等に付ては機を失せず果敢に実施に移す所存である。



尚、官庁、官吏の正しき民主化は夙に政府の心掛けて居る所であるが、未だ其の真意義の徹底を欠いて居ることは卒直に之を認めざるを得ぬ。官吏制度の改革は既定方針に従ひ実施の準備を進めて居り、今次対策の実施に臨み全官吏に対し真に国民の公僕たる使命に徹せしむべく内閣訓令を発することとした。政府は、今後一層、国民の公正なる批判と具体的建設的な改革意見とを歓迎する。

三、国民各位ニ訴フ　　大蔵大臣子爵　渋沢敬三

一、我ガ国民経済ハ遂ニ悪性「インフレーション」ノ段階ニ突入セントスルニ至ツタ。此ノ事ハ国民各位ガ日々ノ生活ニ於テ痛切ニ体験セラレテ居ルコトデアリ、政府トシテハ此処ニ重大ナル措置ヲ断行スルノ決意ヲ固ムルニ至ツタノデアル。斯カル事態トナツタ経過及其ノ因由スル所ニ付テ今玆ニ贅言スルコトハ差控ヘルガ、例ヘバ日本銀行券ノ発行高ハ終戦後急テンポヲ以テ増加シ、遂ニ約六百億円トナリ、前年同期ノ三倍以上ヲ上回ツタ。

斯カル終戦後ニ於ケル通貨ノ急膨脹ハ多年ニ亙ル戦争ニ因リ我ガ経済国力ガ甚大ナル消耗ヲ蒙ツタノミナラズ、戦費ノ調達ガ専ラ公債ニ依存シタ結果、名目的ニハ莫大ナル購買力ヲ累積シ、物資ト通貨トノ関係ガ戦時中既ニ著シキ不均衡ヲ示シテ居タ時ニ当リ、敗戦ニ因リ莫大ナル資源地帯ヲ喪失シ、特ニ食糧事情ハ逼迫シ、供出ハ兎モスレバ不振トナリ、消費者層ハ買溜メヲ焦ルコトトナリ、又物価及配給体系ノ混乱、石炭等ノ不足及各種生産組織ノ諸部面ニ於ケル不安定等ガ相累積シ、是等ノ因子ガ相互ニ因トナリ、果トナリ、相錯綜シテ之ヲ激化シタモノト認メラレルノデアル。

而シテ悪性「インフレーション」ノ恐ルベキコトニ付テハ従前カラ屢々論ゼラレテ居タノデアルガ、従来ハ我々ハ之ヲ「ドイツ」ナリ、或ハ「ギリシヤ」ナリノ話トシテ兎モスレバ実感ノ伴ハナイ対岸ノ火災視シテ来タ観ガナイデモナカツタ。併シ乍ラ今ヤ此ノ問題ハ我々国民一人一人ノ毎日ノ体験ノ上ノ切実ナ問題トナツタノデアツテ、其ノ恐ルベキコトニ付テハ今ヤ何等論議ノ必要スラモ無クナツタノデアル。

二、政府トシテハ予ネテ終戦後ノ情勢ニ対処スル財政経済政策トシテ根本的ニ物資ト通貨トノ均衡ヲ恢復シ、通貨物価等ノ体系及秩序ヲ確立スルノ素地ヲ造成シテ、我ガ国財政経済ヲ再建セムト企図シ、先ヅ以テ全国民ノ理解アル協力ノ下ニ約千億円ニ上ル財産税等ヲ徴収スル為来ルベキ議会ニ此等ニ関スル法案ヲ提出スベク万端ノ準備ヲ整ヘ来ツタ次第デアル。

併シナガラ日本銀行券ノ発行高ガ昨年十一月頃ヨリ急激ニ増加シテ来タコトニモ現ハレテ居ル如ク、悪性「インフレーション」ハ急激ニ其ノ進行ノ度ヲ加ヘ来リ、現下ノ趨勢ヲ以テスレバ財産税等ヲ徴収シ得ル時期迄果シテ社会経済秩序ガ崩潰セズニ持越シ得ルヤ否ヤニ付テ多大ノ危惧ヲ持タザルヲ得ナクナツタ。従ツテ財産税等ノ徴収ハ根本的ナ対策トシテ断乎之ヲ推進スベキハ勿論デアルガ、此ノ急激ニ差迫リ来ツタ当面ノ危局ヲ切リ抜ケル為ニハ真ニ思ヒ切ツタ而モ綜合的ナル非常措置ヲ断行セネバナラナクナツタノデアル。

三、斯カル情勢ノ推移ニ伴ヒ昨年末頃ヨリ新聞其ノ他言論界ニ於テ又金融経済界或ハ学界、政界等ノ中カラ此ノ危局ヲ乗リ切ル為ニハ資金封鎖ノ措置ヲ断行スベシトノ要望ガ活発トナツテ来タノデアル。然シ乍ラ若シ此ノ資金封鎖ノ措置ニ出ヅルニ於テハ、如何ニ凡ユル手段ヲ尽スモ国民ノ生活ハ極メテ窮屈トナリ、又正ニ仲ビントスル産業活動モ一時停止セラレルコトトナル虞ガ多分ニ存スルノデアル。夫レ故私トシテハ極力斯カル資金封鎖ノ措置ニ依ラズシテ何トカシテ我国経済ノ再建ヲ期シ度イト苦闘ヲ続ケテ来タノデアル。然シ我国ノ現状ハ上述ノ如ク食糧ノ不安ト物価ノ暴騰等トニ依ツテ、国民生活ト産業トハ遂ニ破壊ニ瀕セントスルニ至リ、今ヤ一日モ放置スルヲ許サザル事態ニ立チ至ツタ。事ハ此処ニ至ツテ、当面国民ニ多大ノ窮屈困難ヲ与フルコトトナラウトモ、国民ヲ悪性「インフレーション」ノ惨禍ニ曝スコトハ政府トシテ飽ク迄モ回避スベキコトデアリ、之ハ又国民諸君モヨク諒解セラレル所デアラウト考ヘルニ至ツタ。此処ニ於テ政府トシテハ社会経済秩序ノ崩壊ヲ防止スル為已ム無ク非常ノ措置ヲ断行スルノ決意ヲ固メタノデアル。

仍チ現下最大ノ喫緊事ハ、食ノ確保ト物価ノ安定トニ依ル社会経済秩序ノ確立デアリ、又此ノ基盤ガ構成セラルルニ非ザレバ現下最モ必要ナル国民勤労意欲ノ振起モ、産業ノ積極的活動モ望ミ得ナイコトニ鑑ミ、食糧緊急対策等ニ呼応

シ国民ガ米麦及生鮮食料品等ノ供出及増産ニ積極的ニ尽力スルコトヲ期待シツツ過剰購買力ノ主要源泉タル既存ノ現金及預金等ノ封鎖ヲ行フト共ニ物価ノ安定ト新物価体系ノ形成ニ凡ユル努力ヲ傾注スルコトトシタノデアル。

而シテ現行ノ十円以上ノ日本銀行券ハ之ヲ来ル三月七日迄ニ総テ封鎖預金等ニ預入セシメテ、全面的ニ封鎖スルコトトシ唯僅少ナル一定金額ノミヲ限ツテ新券ニ依ル引換ヲ認メルコトトシタノデアルガ、此ノコトハ「インフレーション」ノ進行ヲ顕著ニ食ヒ止メル為多大ノ効果ヲ発揮スルモノト信ズル。尚本措置実施後ニ於テ新タニ造成セラレル新券ヲ以テスル預金等ハ謂ハバ自由預金トモ称スベク何等ノ拘束ナク自由ニ使用セラレルモノデアルコトハ言フ迄モナイ。又之ト同時ニ右旧券ガ無効トナル時点ヲ画シテ国民ノ財産調査ヲ為シ、右調査日ヲ以テ財産税等算定ノ日ト予定シ、以テ財産税等概算徴収ヲ為シ得ルノ素地ヲ固ムルコトトシ、以上一連ノ綜合施策ノ結実ニ依ツテ故キヲ棄テ新タナル日本経済ノ積極的活動ヲ期シタノデアル。

四、今回ノ通貨、金融、物価及財産調査ニ関スル非常措置ノ内容ハ見方ニ依レバ此ノ位ノコトハ今日此ノ時機ニ当然採ルベキ措置デアルトモ謂ヒ得ヤウ。タダ私ガ此処ニ強調シ度イノハ此ノ措置ナクシテ悪性「インフレーション」ヲ防遏出来ヌトイフコトト此ノ措置コソハ国民全体ノ自衛手段デアルトイフコトデアル。之ガ為ニハ富メル者デモ国民全体ノ自衛ノ為当分ノ間ハ全国民一様ナル基準ノ生活ヲ以テ耐ヘ忍ブコトガ絶対ニ要請サレルノデアル。而シテ此ノ故ニコソ私ハ国民各位ガ政府ノ今回ノ措置ヲ全国民ノ自衛手段トシテ十二分ニ理解モサレ、又自分自身ノ新生ノ手段トシテ国民挙ツテ其ノ成果ヲ挙ゲルコトニ万幅ノ努力ヲ尽サレンコトヲ期待スルノデアル。

即チ今後否今日此ノ現在ニ於テ、国民ニ要望セラレテ居ルコトハ、一ツハ全国民ガ敗戦ノ事実ニ、又我国経済力ノ甚大ナル消耗ノ事実ニ徹スルコトデアリ、他ノ一ツハ此ノ認識ノ上ニ凡ユル人、物、土地其ノ他総テノモノガ其ノ効用ト力トヲ充分発揮スル如クスルコトデアル。全国民ガ食、衣、住其ノ他身近ニ在ルモノニ就テ切実ニ感ズル如ク、多年ノ戦争ト敗戦トニ依ル我ガ経済力ノ消耗ガ預金等ノ巨額ナルコトトハ反対ニ極メテ甚ダシイモノデアルコトヲ痛感スルナラバ国民ハ今コノ農村モ都市モ又各階層ヲ通ジ、食、衣、住等凡ユル面ニ於テ此ノ窮乏ノ打開ニ相互ニ協力シ食糧ヲ中心ニ乏シキヲ共ニ分チ、苦シキヲ共ニ耐ヘ、整然タル秩序ノ下ニ真ノ意味ニ於テ新生面ヲ開クコトニ協力スベキデアラウ。又之ニ依ツテ始メテ恢復セラレタル社会秩序ハ維持安定セラレルノデアル。更ニ其ノ乏シキヲ痛感スルニ於テハ土地モ、建物モ、機械モ、物資モ総テ之ヲ唯眠レル儘ニ放置スルコトナク総テニ最大ノ効用ヲ発揮サセ之ガ活用ヲ開始スベキデアラウ。況ンヤ国民自体ハ単ナル物品ノ転売等ニ依ル利潤即チ貨幣的ナル価値ノ増大ヲ追求スルコトナク、各々ガ自ラ其ノ能力ニ応ジタル勤労ニ依ツテ社会的且実質的ナル価値ノ増進即チ真ノ意味ニ於ケル国富ノ増加ヲ図ル責務ガアルト考ヘル。又斯ノ如ク其ノ効用ヲ発揮シ得ベキ土地モ、建物モ、機械モ、設備モ、物資資材モ必ズシモ乏シクハナイ。斯カル国民全体ノ活発ナル活動ガアル処、始メテ政府ノ諸般施策モ生彩ヲ帯ビルコトトナラウ。

五、現下ノ悪性「インフレーション」ハ、謂ハバ国民トシテノ大病デアル。此ノ大病ヲ克服スル為ニハ相当ノ荒療治ガ絶対ニ必要デアラウ。

全国民諸君。農村ト都市ト、産業界ト金融界ト、企業者ト勤労者ト将又老幼男女トヲ問ハズ、挙ゲテ耐乏ト努力トニ依ツテ此ノ闘病ニ打チ克チ、以テ明朗ニシテ健全ナル我国経済ノ恢復ト発展トヲ期サウデハナイカ。

出所　内閣「経済危機緊急対策に就て」昭和二一年二月（同年三月二五日発行の活版刷りパンフレット）。

## （2）戦後物価対策基本要綱（昭和二一年一月一五日閣議決定）

戦後物価政策ハ究極ニ於テハ自然価格ニ依ル経済安定ヘノ到達ヲ目標トスベキモ現下国民経済ノ異常ナル状況ヲ顧ミルトキハ之ニ到達スルガ為通貨及物資ノ両面ニ亙ル左記施策ヲ適切且計画的ニ実施シテ悪性インフレーションヲ阻止シ物価ノ安定ヲ図リ以テ民生ノ安定ヲ確保スルト共ニ健全ナル勤労及企業ノ基盤ヲ確立スルモノトス



一、既存ノ購買力ニ付通貨ノ引換、預貯金ノ封鎖、財産税等ノ課税其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ封鎖縮減スルノ措置ヲ迅速且適切ニ行フト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底的ニ縮減スルコト

（備考）　本件ハ物価安定ノ基本的要件ナルニ鑑ミ特ニ施策ノ適切且果敢ヲ期スルモノトス

二、米及石炭其ノ他ノ主要食糧及重要基礎資材ノ統制価格ヲ合理的ニ是正シツツ之ニ照応シ生鮮食糧品及日用品等ノ実際価格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ新タナル水準ニ於ケル合理的且均衡アル価格体系ノ確立ヲ図ルコトトシ之ガ維持安定ヲ図ル為各種物資ノ生産配給及価格並ニ運賃等ニ付統制ノ適否ヲ全面的ニ再検討シタル上新タナル統制方針及方式ヲ決定シ之ニ基キ強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行為ニ対シ取締ヲ強行スルモノトス

（備考）

（一）　賃金給与ニ付テハ物価ト不均衡ニ昂騰セザル様適当ナル措置ヲ講ズルモノトス

（二）　本件ニ付テハ各所管官庁協力一致シテ具体案ヲ作成シ出来得ル限リ速ニ実施ニ移スモノトス

三、主要食糧ノ生産及輸入ニ付最善ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ供出及配給ニ付強力適切ナル非常管理ヲ断行シ併セテ生鮮食糧品等ニ付計画的且合理的ナル出荷及配給ヲ実施スルコト

（備考）　本件ニ付テハ問題ノ緊急且重要ナルニ鑑ミ政府全体ノ問題トシテ全力ヲ挙ゲテ実現ニ努ムルモノトス

四、石炭ノ生産恢復ヲ基幹トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ就中肥料、農機具、医薬品、重要生活日用品其ノ他現下緊要ナル民生物資並ニ輸出物資等ノ生産ノ増加ヲ図ルコト

（備考）　本件ニ関シテハ速ニ之ガ具体的計画ヲ立案シ之ニ基キ適切ナル施策ヲ進ムルモノトス

尚企業ノ整理再建ヲ促進シテ新タナル企業活動復興ノ基礎ヲ確立スルト共ニ産業復興ノ為ノ資金ノ供給ヲ円滑且適切ナラシムル措置ヲ講ズルモノトス

五、運輸通信施設並ニ配給組織ヲ急速ニ復旧再建シ生活必需物資等需給ノ円滑適正化ニ努ムルコト

（備考）　本件ニ関シテハ輸送手段等ノ整備増強ヲ図リ又公設市場ノ設定、百貨店ノ活用、健全ナル小売商ノ復活、消費組合ノ育成等ノ為必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ闇市場ニ対シ適切ナル取締ヲ行フモノトス

六、就業対策トシテハ民需生産ノ復興ニ依ル健全就業者ノ増加ヲ図ルト共ニ有効ナル失業救済事業ニ依ル授職ニ努メ失業者ニ対スル単純ナル金銭的給付ハ之ヲ最小限度ニ止ムルコト

（備考）　失業救済事業ノ実施ニ当リテハ食糧ノ増産、住宅ノ建設、戦災地ノ整理等当面ノ民生安定上緊要ナル事業ヲ優先シ電力ノ開発、道路、鉄道ノ新設等ハ之ヲ後順位トス

七、既存購買力ノ封鎖ハ出来得ル限リ短期間ヲ目途トシ価格等ノ統制、財産税等ニ依ル既存購買力ノ縮減、財政ノ均衡恢復、生産及貿易ノ恢復等ニ照応シテ其ノ時期、順応等ヲ適当ニ考慮シツツ之ヲ緩和又ハ撤廃シ統制ニ依ラザル経済ノ安定ヲ期スルコト

（備考）　将来ハブレトン・ウッヅ協定ヘノ参加ヲ予定スルト共ニ国内的ニハ金利政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ図ルモノトス

八、以上諸施策ハ其ノ相互関連性ニ顧ミ事ノ緩急ヲ考慮シツツ綜合的ニ之ヲ実施シ関係各機関協力一致シテ其ノ成果ヲ挙グルコトニ努ムルコトトシ就中緊急施策ヲ要スル事項ハ時機ヲ失セズ強力果敢ニ之ヲ実施ニ移スベキコト

（備考）　物価問題ノ解決ハ国民経済全般ノ問題ノ解決ニ於テ実現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ実効ヲ期シ難キモノアルコト並ニ国民経済ノ再建ハ国民ノ健全ナル勤労ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ国民ノ自覚ト努力トヲ要請スルモノトス

尚物価行政ニ関スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物価政策ノ企画実行ニ資スル為物価、生計費、物資需給状況等ニ関スル調査

統計ノ整備ヲ図ルモノトス

出所　大蔵省物価部『新物価体系策定ニ関スル基本資料輯』昭和二一年三月一五日。

## (3)　物価体系の確立及び価格等統制の方針に関する件

（昭和二一年三月一日閣議決定）

物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件（昭二一、三、一閣議決定）

戦後物価安定ニ関スル綜合施策ノ一環トシテ左記方針ニ依リ物価体系ノ基準ヲ設定シ之ニ基キ新ナル物価体系ヲ確立シ之ガ維持安定ヲ図ル為概ネ左記ニ依リ各種物資ノ生産、配給、価格並ニ運賃等ニ付強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行為ニ対スル取締ヲ励行スルモノトス

第一　物価体系ノ確立

一、方　針

（一）　新ナル物価水準ハ出来得ル限リ低位ヲ目途トスルモ現下及将来ニ於ケル財政経済ノ実勢ヲ充分考慮シツツ実現性有ル物価体系ノ確立ヲ図ルモノトシ米及石炭等ノ統制価格ヲ合理的ニ是正シツツ之ニ照応シ生鮮食糧品及日用品等ノ実際価格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ相互ニ均衡アル価格体系ヲ確立スルモノトス

（二）　新ナル統制価格等ハ同一ノ基準ニ於テナルベク同時ニ之ヲ設定シ一旦決定シタル上ハ之ガ維持安定ニ万全ヲ期スルモノトス

二、食糧品ノ価格

（一）　新ニ米穀ノ生産者価格及消費者価格ヲ定ムルモノトシ消費者価格ヲ以テ他ノ物価及賃金ノ均衡基準トス

（註）　消費者価格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者価格トノ差額ハ米穀需給ノ異常ナル状況ニ対スル特別ノ調整金タルモノトス

（二）　麦類、藷類其ノ他ノ主要食糧ノ統制価格ハ米価トノ均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

三、賃金給与

標準的定傭工場労務者ノ標準的賃金ヲ右ニ依ル飲食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準賃金ヲ算出シ以テ新価格形成ノ基礎トス

四、石炭其ノ他生産基礎物資ノ価格等

（一）　石炭ノ統制価格ヲ新ナル賃金基準ヲ基礎トシ他ノ物価トノ相関々係ヲ考慮シツツ定ム

（註）　現在異常ナル状況ニ在ル石炭生産ハ昭和二十三年度迄ニ漸次恢復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産状態ニ復スルモノト予定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭価格ヲ算出ス

尚生産者ニ対シテハ別途昭和二十三年度迄ヲ限リ一定ノ計画ニ基キ生産補給金ヲ交付ス

（二）　鉄、鋼、セメント、肥料、石油等ノ統制価格並ニ運賃、電力料金等ハ右石炭価格ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

統制価格ノ設定ニ当リテハ適当ナル標準金利及標準配当率ヲ予定スルト共ニ償却ニ付テハ戦時中ノ特別償却ヲ廃止スルト共ニ非稼働設備（将来ノ必要ニ備ヘ現在稼働セザルモ保持ヲ要スル設備）ニ付テハ維持管理ニ要スル経費ヲ原価ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止セシメ尚将来稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ転活用シ之ニ伴ヒ資本ノ合理的是正ヲ行ハシム

（註）　非稼働資産、賠償ニ依ル撤去見込設備等ヲ保有セル会社ニ付テハ稼働設備ノミヲ承継セシメテ逐次新会社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ価格ニ対スル異状ナル負担ヲ軽減スルト共ニ企業経理ノ安定ヲ図ルモノ



トス

五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財産税課税トノ調整ヲ考慮シツツ極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス

六、価格調整補給金ハ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ対スル其ノ他ノ補助金又ハ免税等ハ原則トシテ之ヲ廃止ス

（備考）　輸出入品ノ国内価格ハ当分ノ間右基準ニ依ル統制価格又ハ市場価格ニ依リ対外価格ハ取引国ニ於ケル外貨建当該価格ニ依ル尚為替相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ国内及海外ノ物価水準ノ一応ノ安定ヲ待チ之ヲ決ス

第二、価格等ノ統制

一、価格等統制ノ方針

価格等ノ統制ハ各物資等需給ノ状況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シツツ物資等ノ生産乃至配給ニ対スル統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ経済ノ安定回復ノ程度及状況ト照応セシメツツ漸次之ヲ緩和乃至廃止スルモノトス

尚此ノ際新統制方針ノ実行ト共ニ罰則ノ強化、検察力、警察力ノ全面的恢復ヲ図リ違反行為ニ対スル取締ヲ励行スルモノトス

（一）　統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ区分ス主ナル物資等ニ付之ヲ例示スレバ左ノ如シ

（備考）　他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ従ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尚本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尚検討ノ上若干ノ変更ヲ加フルモ妨ゲナキモノトス

（A）　生産、配給及価格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

（1）　米、麦、其ノ他主要食糧

（2）　塩

（3）　石炭及コークス

（4）　石　油

（5）　銑鉄及普通鋼

（6）　棉花及パルプ

（7）　肥　料

（8）　電力及瓦斯

（9）　鉄道及船舶輸送

（備考）　本範囲ニ属スルモノハ国民生活ニ及ボス影響其ノ他国民経済ニ於ケル重要性ニ鑑ミ其ノ生産乃至配給ヲ計画的且適切ニ統制スルト共ニ厳ニ其ノ価格等ノ安定ヲ確保スベキモノトシ之ガ為政府ハ特ニ強力ナル施策ヲ講ズルモノトス

（B）　生産、配給及価格ノ統制ヲ（A）ノ程度ニハ至ラザルモ全面的ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

（1）　味噌、醤油及食用油脂

（2）　生鮮食糧品及加工食糧

（3）　酒

（4）　銅其ノ他ノ重要金属類及同二次製品

（5）　セメント及板硝子

（6）　硫酸、硝酸、曹達其ノ他主要工業薬品

（7）　ゴム（生ゴム、屑ゴム）

（8）　皮　革

（9）　主要繊維製品

（10）　自動車、電動機其ノ他ノ重要機械類

（11）　木　炭

（12）　木　材

（13）　主要建築材料

（14）　農機具

（15）　電球、石鹸、燐寸其ノ他ノ主要日用品

(16)　小運送賃

(備考)　本範囲に臨スルモノニ共ノ重要度(A)ニ次ゲモノト其ノ生産ノ確保ニ付適切ナル措置ヲ講ズル共ニ消費者ニ対シテ又ハ他ノ形成ヲ可能ナラシムル如キ措置ヲ講ジ特ニ公正妥当ナル価格ノ取締

(C)　主トシテ価格ノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ノ適宜ヲ図ルモノノ概ネ左ノ如シ

(1)　工員、作業用具、其ノ他機械器具類

(2)　医薬品

(3)　主要日用品(靴、陶磁器等)

(4)　地代、家賃及土地建物ノ価格

(備考)　本範囲ニ属スルモノニ原則トシテ価格ノミヲ法規ニ依リ統制スルモノニ止ムルヲ可トシ且又需給関係ヲ見ルヲ以テシテ委託ヲ大枠ニテ割当テ細部ニハセヲルベキヲ以テシテ生産ニ付テハ原材等ヲ大枠ニテ所要資材等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フヲ以テ足ルベク且又需給関係ヲ見ルヲ以テシテ委託ヲ大枠ニテ割当テ細部ニハセヲルベキヲ以テシテ生産ニ付テハ原材等ヲ大枠ニテ所要資材等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フヲ以テ足ルベク

(D)　経過的ニハ価格統制措置ヲ為スベキモ順次廃止ニ依ル価格統制ヲ撤廃スベキモノ概ネ左ノ如シ

(1)　日用雑品

(2)　出版物

(3)　繊維製品(ソート、封筒、便箋等)

(4)　修繕料

(5)　宿泊料

(6)　入場料

(E)　貨金給与ニ付テハ物価ト不均衡ニ陥ルヤウナ様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

(二)　リンク制ノ活用

生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シ又ソノ生産者等ノ為ニ確保ノ所謂リンク制ニ依ル統制ルートノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中

(3)　特設市場ノ免許料

(4)　富籤ニ依ル収入

(5)　統制会社等ノ価格平衡資金

(6)　価格改訂ニ伴フ手持品等ノ値上リ益等

(7)　支出トシテ予定セラレタルモノ概ネ左ノ如シ

組合、保険会社等

一、新物価体系ニ月三日ヨリ之ヲ実施スルモノト雖ニ現在公務員ト看做サレタル一般

(2)　国有ノ商団ヲ同ノ程度ニスルカ——銀行、信託会社、農業会、信漁連等ノ為特別ノ考慮ヲ要スル点

(3)　本制度施行ノ為特別会計又ハ特別勘定ノ設置ヲ考慮スル点

第三　本件実施ノ措置ニ関シ三月三日ヨリ之ヲ実施スルモノト雖ニ新物価体系ノ一環トシテ価格等ノ改訂ヲ行フ方針ナルモ次ノ外主要物資等ニ付価格改訂ヲ行フ

一、価格等統制ノ新基令ニ依ル統制ヲ開始スルモノトス

三月三日ヨリ新基令ニ依ル統制ヲ開始スルモノトス

三、地代ノ家賃ノ改訂ハ四月一日実施ヲ目途トス

四、本件ノ実施ニ関連シ公租公課ノ引上等ニ関スル税法上ノ改正ニ付検討スルモノトス

出所　大蔵省価格調査課。

## (4)　当面の重要財政金融問題(昭和二十二年四月三〇日)

当面ノ重要財政金融問題(昭二二、四、三〇)

一、金融緊急措置ノ概計

(イ)　通貨ノ点三回ヲシ

(ロ)　金融緊急措置ニ伴ヒ新ニ発行スベキ紙幣ノ額

(ハ)　金融緊急措置ニ伴ヒ封鎖スベキ預金ノ額

(ニ)　本措置ヲ強化スル場合ノ考ノ内容

二、財政収支ノ概計

(イ)　歳入

(ロ)　歳出

三、国債ノ処理

四、財産税ノ概要

五、財産ノ評価

六、物価水準及統制

七、物価

八、塩ノ需給

## 一、金融機関ノ国営

(イ)　内容

金融機関ノ国営ヘ内容ヲシテ左ノ考ノラレル

(1)　金融機関ノ預金ノ安全ヲ図ル為ノ国有

(2)　国有ノ商団ヲ同ノ程度ニスルカ——銀行、信託会社、農業会、信漁連等ノ為特別勘定ノ設置ヲ考慮スル点

(3)　金融機関ノ職員ヲ官吏トスルモノト(現在公務員ト看做サレタル一般トシテ)

(4)　業務管理機関ノ設置(銀行、産業、消費者及官庁代表)

(5)　役員ノ政府任免

(6)　配当ノ制限

(ロ)　問題

(イ)　得点

(1)　公共性ノ昂揚

(2)　金融機関ノ整理ノ容易化

(ロ)　難点

(1)　金融機関ノ損失ノ国庫転換(穿木金ノ評価ヲ問題トナル)

(2)　徳率ノ低下迅速性ノ実失

(3)　職員給与ノ決定機ニ公行区ニシテ又現在ノ官吏ノ給与トノ

難さ)

## 二、金融緊急措置ノ概計

(イ)　通貨ノ点三回ヲシ

(ロ)　金融緊急措置ノ主ナル為金融緊急措置令ヲ強化スルモノト

(ハ)　国債利子ノ処置及軍需会業補償ノ打切

(ニ)　本措置ヲ強化スル場合ノ考ノ内容

(1)　新旧封鎖預金の区分に依り次の日以降、封鎖預金及び同日現在の一千円、並びに三割又は四割）ラ新封鎖預金（例ハ、個人ニ一万円限度）ヲ引出ス場合ニ限リ、其ノ引出ヲ許ス

(a)　新封鎖預金中一定額（例ハ、個人ニ月〇日以降ノ封鎖預金ハ一万円ヲ超エザル範囲ニ於テ）ヲ限度トシテ引出スコトヲ得ル

(b)　旧封鎖預金――右以外ノ封鎖預金（概ネ物ノ見合ヒ部分）ハ、当分ノ間、引出ヲ禁止スル――本預金ニ生産増強等ノ為必要ナル国債ノ返還以外ニハ当分之ヲ解除セザル方針ナリ

(2)　旧封鎖預金ニ付テハ、別ニ定ムル税率ニ依リ財産税ヲ課ス

(3)　財産税ノ課税価格ハ、昭和二十一年三月三日現在ニ於ケル時価ニ依ル

(4)　既存ノ社債、貸付金利子ニ付テハ、別ニ勅令ヲ以テ適当ノ措置ヲ講ズル

(5)　新封鎖預金ニ付テハ、財産税ノ課税価格ノ計算ニ当リ、之ヲ債務トシテ控除スル

(6)　財産税ハ、昭和二十一年度ニ於ケル一般所得ニ対スル税率ノ二倍ヲ超エザル範囲内ニ於テ、之ヲ課税スル

(7)　財産税ハ、物納ヲ認メザルコトヲ原則トスル

(8)　財産税ノ納付ハ、十年以内ニ於テ分割シテ之ヲ為シ得ルコトヲ認メル

(9)　財産税ノ課税価格ノ計算ニ関シテハ、特別ノ規定ヲ設ケル

(10)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(11)　財産税ノ賦課徴収ニ関シ必要ナル罰則ヲ設ケル

(12)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(13)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(14)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(15)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(16)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(17)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(18)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(19)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(20)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(21)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(22)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(23)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(24)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(25)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(26)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(27)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(28)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(29)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(30)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(31)　財産税ノ賦課徴収ニ関シテハ、税務官吏ニ対シ広範ナル調査権ヲ認メル

(ｲ) 各政党、言論機関等国民各階層を網羅した体制応戦緊急態国民運動の展開
　　に依り、供出の強化、促進、消防組正の徹底、配給の合理化、輸入の促進
　　並に生産生産の拡強化を図ること。

(ﾛ) 外国生糸の買打ちに依る所得保留米、農家保有米の一時借入れを為すこと。

(ﾊ) 地元消費及徴出に付自主的計画を樹立せしめること。悪質商業に対する強
　　権発動は現行犯に之を強行すること。

(ﾆ) 総理庁に於ける主要行組の総持寄りを為し、之を閣内の管理に移し、大ぶ
　　進して全力を挙げて、政府の全力を挙げて輸入生糸に輸入体組の引渡しの促
　　。

(ﾎ) 供出に於ける生要行組の総持寄りを為し、之を閣内の管理に移し、大ぶ
　　進して全力を挙げて、政府の全力を挙げて輸入生糸に輸入体組の引渡しの促
　　。

(ﾍ) 各府県に於ける地方転出者については、無条件自由従業を認め大都市のし
　　ん入の如く、六十大方市輸入実現の易合の実尾益　四、四四〇　(一、九八〇)

(ﾄ) 疎開者の手続をすること。

(ﾁ) 一般　用　一、七三〇
　　食　家　用　五、九八〇
　　味　噌，役　員用　一、三八〇
　　北海道補給用　五〇〇

(ﾘ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、応急米の廃止、幽霊人口の徹底的
　　整理を為すこと。

(ﾇ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、応急米の廃止、幽霊人口の徹底的
　　整理を為すこと。

(ﾙ) 高級料理店、高級飲食店の臨時休業を全国的に実施すること。

(ｦ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、新米の回収の損の七月中・十句変は徹い政治力
　　流合軍司令部に懇請すること。

(ﾜ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、新米の回収の損の七月中・十句変は徹い政治力
　　整理を為すこと。

(ｶ) 各現地に於ける輸入見込の物質の臨時現地国民食糧対策調査会を設置し、
　　従って、時期的に考へられば、新米出廻り損の七月中・十句変は徹い政治力
　　て過ぎず、之が引渡しが未だ完成されて居ない状況にある。

(ﾖ) 六、四四〇　(五、九八〇)
　　合　計　一、七二二　六、四四〇　(一、二八〇)

(ﾀ) 六、四四〇　(五、九八〇)
　　合　計　一、七二二　六、四四〇　(一、二八〇)

(ﾚ) 送　引　不　足
　　運　送　途　中　五六〇
　　古　麦　一、〇〇〇
　　乾　甘　藷　澱　粉　五、〇〇〇　(二、四六〇)
　　雑　穀　類　一、七二二、一一〇　(〇八〇)

(ｿ) 供出割当
　　四月一日現在保有持米　五、三四〇
(ﾈ) 供　給
　　四月以降十月迄の食糧需給の見透しは、左の通りである。

一、四月以降十月迄の食糧需給の見透しは、左の通りである。

　　十石

(ﾈ) 供　給

　　四月一日現在保有持米　五、三四〇

　　運　送　途　中

　　古　麦　一、〇〇〇

　　乾　甘　藷　澱　粉　五六〇

　　雑　穀　類　一、七二二、一一〇　(〇八〇)

昭和二十年度の塩の需給に北支塩の輸入に依り相当の好転が期待されるが、

(6) 都市及農村で通ずる土地問題の解決

(5) 公正な配給の確保

(4) 物の流通の確保

(3) 各事業の自立経済の確立（精神力の振起）

(2) 隠退蔵物資の市場への出回り促進

(1) 食糧問題の解決（全議を根本的に六生活問題ヨリ起レキノト思ハレル）

ノが先決テアラウ

既に十一年五月十七日

昭和二十年五月二十七日各省次官会議

一、物価水準及統制の問題

七、

物価対策に関する件（案）

緊急食糧対策に関しては、

一、我国現在の食糧需給の見透しは、左の通りである。

(1) 供給

　四月一日現在保有持米　五、三四〇

　運送途中　六〇

　古麦　一、〇〇〇

　乾甘藷澱粉　五六〇

　雑穀類　一、七二二、一一〇　(〇八〇)

　合計　一、七二二　六、四四〇　(一、二八〇)

(2) 需要

　一般用　一、七三〇

　食家用　五、九八〇

　味噌，役員用　一、〇八〇

　北海道補給用　一、三八〇

　広島操作用　一、〇七〇

　分務加配　一、〇七〇

　北海道補給用　五〇〇

　農家調整米　一、三八〇

　合計　六、四四〇　(五、九八〇)

(3) 送引不足　一、七二二

(4) 輸入実現の易合の不足量　四、四四〇　(一、二八〇)

　以上の如く、六十大方市輸入実現の易合の不足量は、現在迄の輸入量は約十方市（約六十四万石）に過ぎず、之が引渡しが未だ完成されて居ない状況にある。

(5) 緊急対策

　緊急対策の一環として、本年端境期を乗切るため、左の如き食糧需給の現状に鑑み、次の如き非常措置を考慮せるべきである。

(ｲ) 各政党、言論機関等国民各階層を網羅した体制応戦緊急態国民運動の展開
　　に依り、供出の強化、促進、消防組正の徹底、配給の合理化、輸入の促進
　　並に生産生産の拡強化を図ること。

(ﾛ) 外国生糸の買打ちに依る所得保留米、農家保有米の一時借入れを為すこと
　　。

(ﾊ) 地元消費及徴出に付自主的計画を樹立せしめること。悪質商業に対する強
　　権発動は現行犯に之を強行すること。

(ﾆ) 総理庁に於ける主要行組の総持寄りを為し、之を閣内の管理に移し、大ぶ
　　進して全力を挙げて、政府の全力を挙げて輸入生糸に輸入体組の引渡しの促
　　。

(ﾎ) 供出に於ける生要行組の総持寄りを為し、之を閣内の管理に移し、大ぶ
　　進して全力を挙げて、政府の全力を挙げて輸入生糸に輸入体組の引渡しの促
　　。

(ﾍ) 各府県に於ける地方転出者については、無条件自由従業を認め大都市のし
　　ん入の如く、六十大方市輸入実現の易合の実尾益　四、四四〇　(一、二八〇)

(ﾄ) 疎開者の手続をすること。

(ﾁ) 一般　用　一、七三〇
　　食　家　用　五、九八〇
　　味　噌，役　員用　一、〇八〇
　　北海道補給用　五〇〇

(ﾘ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、応急米の廃止、幽霊人口の徹底的
　　整理を為すこと。

(ﾇ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、新米の回収の損の七月中・十句変は徹い政治力
　　整理を為すこと。

(ﾙ) 高級料理店、高級飲食店の臨時休業を全国的に実施すること。

(ｦ) 都市間の交通配の均等化を図ると共に、新米の回収の損の七月中・十句変は徹い政治力
　　流合軍司令部に懇請すること。

(ﾜ) 各現地に於ける輸入見込の物質の臨時現地国民食糧対策調査会を設置し、
　　従って、時期的に考へられば、新米出廻り損の七月中・十句変は徹い政治力
　　て過ぎず、之が引渡しが未だ完成されて居ない状況にある。

(ｶ) 六、四四〇　(五、九八〇)
　　合　計　一、七二二　六、四四〇　(一、二八〇)

(ﾖ) 六、四四〇　(五、九八〇)
　　合　計　一、七二二　六、四四〇　(一、二八〇)

(ﾀ) 送　引　不　足
　　運　送　途　中　五六〇
　　古　麦　一、〇〇〇
　　乾　甘　藷　澱　粉　五、〇〇〇　(二、四六〇)
　　雑　穀　類　一、七二二、一一〇　(〇八〇)

(ﾚ) 供　給
　　四月一日現在保有持米　五、三四〇
(ｿ) 供給割当
　　四月以降十月迄の食糧需給の見透しは、左の通りである。

一、四月以降十月迄の食糧需給の見透しは、左の通りである。

　　十石

(ﾈ) 供　給

　　四月一日現在保有持米　五、三四〇

　　運　送　途　中

　　古　麦　一、〇〇〇

　　乾　甘　藷　澱　粉　五六〇

　　雑　穀　類　一、七二二、一一〇　(〇八〇)

昭和二十年度の塩の需給に北支塩の輸入に依り相当の好転が期待されるが、

(6) 都市及農村で通ずる土地問題の解決

(5) 公正な配給の確保

(4) 物の流通の確保

(3) 各事業の自立経済の確立（精神力の振起）

(2) 隠退蔵物資の市場への出回り促進

(1) 食糧問題の解決（全議を根本的に六生活問題ヨリ起レキノト思ハレル）

ノが先決テアラウ

既に十一年五月十七日

昭和二十一年五月二十七日各省次官会議

一、物価水準及統制の問題

七、

物価対策に関する件（案）

緊急食糧対策に関しては、

一、我国現在の食糧需給の見透しは、左の通りである。

(1) 供給

　四月一日現在保有持米　五、三四〇

　運送途中　六〇

　古麦　一、〇〇〇

　乾甘藷澱粉　五六〇

　雑穀類　一、七二二、一一〇　(〇八〇)

　合計　一、七二二　六、四四〇　(一、二八〇)

(2) 需要

　一般用　一、七三〇

　食家用　五、九八〇

　味噌，役員用　一、〇八〇

　北海道補給用　一、三八〇

　広島操作用　一、〇七〇

　分務加配　一、〇七〇

　北海道補給用　五〇〇

　農家調整米　一、三八〇

　合計　六、四四〇　(五、九八〇)

(3) 送引不足　一、七二二

(4) 輸入実現の易合の不足量　四、四四〇　(一、二八〇)

　以上の如く、六十大方市輸入実現の易合の不足量は、現在迄の輸入量は約十方市（約六十四万石）に過ぎず、之が引渡しが未だ完成されて居ない状況にある。

(5) 緊急対策

　緊急対策の一環として、本年端境期を乗切るため、左の如き食糧需給の現状に鑑み、次の如き非常措置を考慮せるべきである。



ノートスに尚赤字ノ多額ナリ，其ノ為政府収支ノ到底期待シ難ク，且ツ緊急ニ物価ノ騰貴ヲ防止スル為ニハ，相当ノ財源ヲ必要トスルモノニシテ，之ガ財源ヲ公債ニ仰ギ，又ハ通貨ノ増発ニ依ルノ外ナキ現状ニ鑑ミ，財政ノ健全ヲ維持スル為ニハ，公債ノ発行ヲ極力避ケ，通貨ノ増発ヲ抑制スルノ必要アリ。

(ﾛ) 財政ノ健全ヲ維持スル為ニハ，公債ノ発行ヲ極力避ケ，通貨ノ増発ヲ抑制スルノ必要アリ。

(ｲ) 

食糧の発見、活用を積極化すること。

(ヒ) 水産食糧の画期的増産を図る為、漁船、燃油、漁網等生産資材の急速確保及水産活動の活発化を図ると共に水産に関する強力なる専管行政官庁を設置すること。

(ヘ) 経済安定本部に臨時に食糧対策部を設け、関係各省一体となり、食糧施策を強力に推進実施すること。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―四。

## (6) 食糧非常時突破に関する声明（付、食糧危機突破対策要領）

（昭和二一年六月七日閣議決定、同月一三日政府発表）

食糧非常時突破に関する声明

食糧事情は遂に最悪の事態に陥り多数の同胞は飢餓に直面するに至つた。正に日本民族にとつて最も重大且困難な試錬の時期であり平和日本建設の為には万難を排して乗り越へねばならぬ峠である。今や総ての日本人が深い同胞愛に徹し、乏しい食糧を頒ちあつて、共々に助けあふより外に此の危機に打ち克つ途はない。こうした事態であるから政党は勿論凡ゆる団体が一斉に立ち上り都市も農村も一体となつて解決に当るより外はない。殊に農民諸君の動向こそは危機解決の成否を決定するものである。

茲に食糧の非常事態に対し政府は別紙の諸方策を実施し国民の強靭なる協力を俟つて之を解決することを期するものである。

食糧危機突破対策要領（二一、六、七閣議決定）

第一　食糧危機突破の国民運動の基盤確立に関する事項

(1) 政府は本食糧年度に於ける食糧危機の実態を明にすると共に救国精神の喚起を期する為食糧非常時宣言を行ふこと

(2) 右非常時宣言を機とし各政党、言論機関等に対し危機突破の為の全面的協力を懇請すること、尚要すれば政府施策並に国民運動の推進機関として各政党、農業団体、農民組合、労働組合等の代表者を網羅せる食糧対策委員会の設置を関係方面に要望すること

備考　国民運動は各界を通じ夫々の分野に於て之を期待するも全体的統制を紊さざる様特に留意すること

第二　危機突破の為に差当り執るべき施策

(1) 昭和二十年産米の供出に付ては可能最大限度の促進を図ることとし右は自主的救国運動に依り之を期待すること

(2) 危機突破上最も重要なる麦、藷類の供出に付ては旧穀の農家残存食糧との関連に於て綜合的に之を考慮し特に月別供出計画の確実達成を期すること

(3) 農家残存食糧及び今後の麦、藷類等に依る農家の明食糧年度への喰繋ぎに関し必要なる消費計画、供出計画等は市町村食糧調整委員会に於て決定せしむることとし右委員会は耕作農家を主体とせる民主的機構たらしむること

(4) 供出に関する強権措置は之を存続し其の発動は市町村食糧調整委員会の申請に依るを原則とすること

(5) 供出報奨の為繊維製品、石鹸、地下足袋、作業衣等の農家用所要物資の大量集中的の供給を図ることとし麦、藷類の供出に付ては肥料の全面的リンク制を実施すること

(6) 既割当以上の超過分及び麦、藷類の供出に対しては全額新円払ひと為すこと

(7) 農業倉庫等の一斉調査を施行すると共に官民合同の調査機関を設け隠退蔵食糧の発見を積極化すること

(8) 大消費都市に於ては今後の地方転出者に付て無条件自由復帰を認め其の人口疎散を促進するの外、国民学校及中等学校に於て原校に優先復帰を認める条件の下に地方への転入学を勧奨し又は授業時間の短縮若は休校を行ひ、大学、専門学校に於ては夏期休業を繰上げ実施する等適当なる措置を講ずること

尚事務所、工場、事業場等に付可能にして支障なき範囲に於て交代帰郷等を勧奨すること



(9) 労務者の家庭加配は之を廃止すると共に重点主義並に生産実績主義に依り労務加配の範囲、数量に付再検討を為し加配数益の節減を図ることとするも要維持基本産業の労務者に対する食糧の確保に付ては特別の措置を考慮すること

(10) 高級料理店、高級飲食店の臨時休業を全国的に実施すること

(11) 大消費都市に対する生鮮食料品の供給確保の方策を実施すると共に特に水産物に付ては漁船、燃油、漁網等生産資材の急速確保及水産活動の活発化を図ること

(12) 消費都市に於ける食糧の末端配給の公正に努むると共に其の民主化を図ること

(13) 未利用食資源の動員特に救急食糧たる葛根の徹底的動員を図ること

備考 (1) 肥料増産確保対策に付ては別途至急確定すること

(2) 経済安定本部に臨時に食糧対策部を設け、関係各省一体となり食糧施策を強力に推進実施すること

第三　連合軍司令部に対する懇請事項

(1) 総理大臣陣頭に立ちて政府の全力を挙げて輸入並に輸入食糧の引渡しの促進に努むること

(2) 京浜地区、北海道、青森、山梨等現に窮迫の度甚しき地帯に対する当面所要の食糧補給に必要なる数量約十万屯の確保に関し懇請すること

(3) 輸入食糧の裏打ちに依る地方在米の一時借入を為すことに付ての了解を求むること

(4) 水産物増産の為現操業海面外に於ける特定漁業の臨時操業の許可を得ること

出所　大蔵省資料Z六二〇―三二。

## (7) 石炭非常時対策（昭和二一年六月七日閣議決定）

石炭非常時対策

あらゆる産業の基礎である石炭の供給を確保するためには、戦後種々の対策を講じて来たのであるが、最近特に需要面においては、進駐軍用、食糧増産用、輸出用、石炭生産用その他国民生活用など益々増加してゐるにも拘らず、供給面においては、貯炭の激減と共に労働争議の頻発その他の原因によって出炭も三月を頂上として頭打ちの状況になり、このまゝで行けば食糧輸入の見返りとなる輸出産業、国民生活安定のための一般産業が停止するは勿論、国鉄一般旅客列車の運行は大幅に削減せられ、瓦斯会社、製鉄所の火も方々に消ゆるといふやうな由々しい大事を惹きおこすやうな事態になってきてゐるので、この破局を切り抜けるためには、所謂生産管理に対する政府の方針決定、経営協議会の設置、労働争議調停方法の確立など労働争議に対する政府のとるべき方針を至急決定すると共に炭砿労務者の食糧、賃金、炭価、炭砿金融、貯炭の払出などについて、次のやうな思ひ切った施策を講じて石炭の増産を図らねばならぬ。

| 措置事項 | 関係官庁 |
|---|---|
| 一、炭砿労務者の食糧確保 | |
| 1、炭砿労務者（坑内現場係員を含めること）及びその家族に対する主食の配給量は現行通りの基準を継続すること。 | 農林省 |
| 2、右基準量の主食については絶対に現物の確保を図ること。このため国内食糧でどうしても足りなければ食糧輸入を懇請しこれを優先的に炭砿に配給すること。なほ差当り一ヶ月分輸入食糧を北海道の炭砿に配給すること。 | 外務省 |
| 二、炭砿労務者の賃金改訂 | |
| 綜合的な賃金水準については出来るだけ早くこれを決定する必要があるのは勿論であるが、炭砿労務者の現行平均賃金基準坑内一八円坑外一〇円は余りにも低く、労務者の生活をもおびやかすやうな状況であって、このため方々の炭砿において賃金値上のための労働争議が起り、種々の名目で事実上平均坑内三〇円坑外二〇円程度を支給しなければならないやうな実情になってきてゐるの | 厚生省<br>大蔵省<br>商工省 |

で至急この程度の賃金値上を認めると共に労務者の勤労意欲を昂揚させるためなるべく能率に応じた賃金支給方法に改めさせること。なほ職員の給与についても右の趣旨に準じ措置すること。

大蔵省
商工省

三、石炭買取価格の値上

現行の石炭買取価格は価格調整補給金の予算に拘束されて実情にあはぬやうな低額に定められ、而も最近における労賃その他あらゆる資材の値上りのため石炭の生産費は著しく昂騰して、炭砿の経営が益々困難となり、ひいては生産業者の生産意欲をも減殺するやうな実情になつてゐるので、買取価格を経営のなりたち得る程度に値上を認めること。これに関連して価格調整補給金制度の根本的改訂について至急検討の上実情に即した新方針を決定すること。

大蔵省
商工省

四、炭砿に対する金融の積極的斡旋

石炭生産計画遂行に必要な起業資金、運転資金などを確保するためには命令融資などが認められない現在においては、特別の金融機関を設置するなど根本的方策を講ずる必要があるが、差当り上期の所要資金中約八億円については取敢へず積極的に資金の斡旋をなすこと。なほ右のほか買取価格の引上が実施されるまでの間差当りの赤字を補塡するため月額約一億三千万円程度の資金の融通についても特別の措置を講ずること。

農林省
復興院

五、坑木及び労務者住宅用木材の確保

石炭増産に支障なからしめるため及び労務者受入態勢整備のため必要なる坑木及び住宅用木材を確保すること。

運輸省
商工省

六、貯炭の強行払出

1、坑所貯炭で通常の方法では払出し難い所謂死蔵貯炭を適当な需要者に解放し、労力、資材、トラックなどの応援によって死蔵貯炭を出来るだけ払出すと共にその他坑所、港頭の貯炭についても更に払出を促進し、このためトラック、ガソリンなどを確保すること。

2、消費者、その他の所有する貯炭で差当り使用される見込のない所謂退蔵貯炭を出来るだけ払出させ、これを活用すること、このため必要があれば強権をも発動すること。

編注　昭和二一年一〇月四日にも「昭和二十一年度下期石炭危機突破対策」(大蔵省資料Z六二〇―三六)が閣議決定されているが省略した。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三六。

## (8)　米価其の他に就ての覚書（昭和二一年九月三日閣議了解）

米価其の他に就ての覚書（二一、九、三、閣議了解事項）

一、昭和二十一年度産米買入価格は八月三十一日の閣議に基き一石六百円とすること。(但し若し可能なれば農林大臣は此の範囲にて適当の操作を行ふこと。)

二、右の外早場米約三百五十万石に対しては一石平均五十円の奨励金を付す。但し其の操作は農林大臣に一任すること。

三、昭和二十一年十一月より米麦のみにて二合五勺配給を実行す。但し十一月中は一部諸等の代配を認めること。

四、供出完了者の米麦諸等の自由販売を認めること。若し已むを得ざれば自由販売を趣旨とする何等かの過渡的処置を講ずること。生鮮食料品に就ては時期を選みて速に自由販売の方途を講ずること。

本項に就ては農林大臣は速に之を立案し、経済安定本部と打合せられたきこと。

五、十一月より二合五勺配給実行と共に、米の消費者価格を一石四百五十円とすること。

六、以上の為め昭和二十一年度追加予算に価格調整補給金を計上す。其の金額は買入総額三千万石として其の補給金四十五億円、早場米奨励金一億七千五百万円、計四十六億七千五百万円より、既に昭和二十一年度改定予算に計上せる補給金の使用残額を差引けるものとすること。

七、前項の金額の外は、今後絶対に食糧価格調整補給金又はそれに類似の支出を行はざること。

八、昭和二十一年度改定予算は更に実行予算を編成し、極力経費の節約を行ふこと。

九、昭和二十二年度よりは食糧のみならず其の他一切の価格調整補給金又は之に類似の支出を全廃すること。

一〇、物価政策を速に確立し各種の矛盾（例へば労賃其の他のコスト計算を以て定めたる米価が賃金俸給引上を招来すべしとするが如き、又陸海運運賃の均衡を欠く為め、不足せる輸送機関が却て遊休化すといふが如き）と闘とを経済的に撲滅すること。

一一、経済安定本部の位置を確定し、閣議及び経済閣僚懇談会等との関係を明かにすること。

出所　大蔵省資料Z五二六―二六―四。

## (9)　資金資材割当及び物価引上げ等についての司令部非公式提案（一九四六年九月五日）

次回膳大臣「マーカット」代将会見に於て論議すべき議題

（GHQ側非公式提案　九・五）

一、来るべき再建整備時期に於ける安定を実現する為日本諸産業に対し為さるべき資金資材労働の割当に関する命令及勧告案、右案は割当を実施すべき各省の活動をESBが調整する特定の方法及手続を含むべきである。

玆に云ふ資材とは原料施設食料及其の他の物的設備を含む

二、日本経済の再建に於ける相対的重要性を示す各重要産業間の優先順位

三、石炭生産統制に関連し原料施設の割当、鉱山労働者への便宜供与、石炭の重要性に関する教育の開始及労務関係安定に対する政府の努力に付き勧告すべき措置

四、日本政府が連合国最高司令部と公式或は非公式に連絡する前に政策或は施策の変更に付き重大措置を事前に公表せること

特に米価を石当り三百円より六百円に引上げたることに付左の点を回答あり度い。

1、非公式に公表された価格の引上を内閣が勧告した根拠

2、斯る「インフレーション」的価格引上の他の物価水準に及ぼす影響

3、斯る価格引上の賃金及一般生活費に及ぼす影響

4、基本消費財の価格引上の五百円生活制限に及ぼす影響

5、農産物に対する価格補助金に依り生ずる莫大なる歳入の不足の財源を如何にするか

6、円の価値に対する影響

7、円の価値下落に依る政府の食料集荷計画に対する影響

編注　本文は、司令部が発出した一九四六年九月五日付の Memorandum for Conference-Mr. Zen, Head of the ESB, and SCAP EPB. と題する文書（大蔵省資料Z五二六―一―七所収）の邦訳である。

出所　大蔵省資料Z五一一―一四。

## (10)　昭和二十一年度第四・四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領（昭和二一年一二月二七日閣議決定）

昭和二十一年度第四・四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領

（二一、一二、二七）

一、国内経済諸般の情勢を考慮し、今期第四・四半期の物資需給計画の策定並に遂行を以て、日本経済再建への決定的なる転機とし、経済危機突破のために重大な施策転換を断行するものとする。尚今第四・四半期に於て遂行する諸施策の基本的方向は当分之を継続実施する。

二、国内施策の一切を石炭の増産に集中する。

これが為に石炭の増産に必要なる所要物資は一括最優先的に之を確保する。

三、次に進駐軍用物資は優先的に之を確保する。

日本政府経本長官宛経済科学部長公文覚書（〇一七四七年二月六日）

一、日本に於ける割当方法に関する問題の取扱の適正を期する為左記の如き措置を講ずるように必要と認められる。

a　必要なる命令制令を凡て発出し、ESB割当計画実施上必要な機構を設立すること。

b　ESB使命を完全に遂行する様ESBを構成し且相当の職員を備へること。

尾田米そのほかにいただいて。

令和品配給公庁

四、鉄道輸送については貨物輸送の枠は最低十二月上旬に於ける実績程度の列車粁数を確保するも不要不急の貨物は強力にこれを削除の上、重点的計画輸送の徹底を図り、米石炭等は完全にこれを輸送すること。

(ロ)　復額中の新円払部分の増額に付ては十三日午前閣議決定「臨時物資需給調整法第二十四条ノ二ノ規定ニ依ル命令ノ件」の措置

(ハ)　主食たる米麦のうえ中央直轄の優先配給を一段と強化し絶対に遅配

(ニ)　抗ガス為に現在の石炭の増産に必要な諸資材の確保を最重点に施行し

五、石炭の配分に関しては最優先に鉄道に次ぐ肥料部門に増配すること。

(ホ)　特配酒及煙草を増配し増産を報いること。

当面二千万函三、〇〇〇万屯を確保するため一月に於てその所要資材（特に鋼鋼）を緊急上げ確保し得る様に措置し且つ化学肥料、電力、重要輸出産業等の赤字操短を極力防ぐ為に進駐軍用資材を確保すること。

(ヘ)　右に伴い国民生活は日本経済再建のため当分更に窮乏の生活を耐え忍ばなければならないが、官需等を除き他の一般産業に対する石炭以外の物資の割当は極めて僅少になるので経済安定本部に於て現実に即し適時有効に配分の方針を樹立すること。

七、以上伴い国民生活は日本経済再建のため当分更に窮乏の生活を耐え忍ばなければならないが、官需等を除き他の一般産業に対する石炭以外の物資の割当は極めて僅少になるので経済安定本部に於て現実に即し適時有効に配分の方針を樹立すること。

(ト)　労働組合側と折衝し（左の仮調条件を以て妥結時間を延長し）計画量の完遂と右特別増産十万屯の実現を期すること。



非支援は鉄鋼部門へ仏印炭は原則として石炭需給部門へ配当すること

三、石炭の鉄道及海上輸送を完全に実行する為方全の措置を講ずること

四、配炭統制の強化を図り闇炭の徹底的取締を断行すること

五、ESBが統制方針及方式を定め各部門に指示したことを施行中の所置官僚統制を緩和すること。今後はその指示に際して国内及国民各階層を動かして徹底を欠く現状にあり。

七、北海道炭所要用炭については基本配当定の外に同地の切迫分中より特配する措置は今後之を認めないこと

（別紙省略――編者）

第四四半期石炭配当計画表」である。

備考　欠載省略Z六二〇―三二七

出所

一　匹炭対象としての石炭を炭鉱別に積算したもの

二　重油、仏印炭及北支炭については輸入時期が未定明確でないため、一応今期石炭配当計画中において輸入実現した際には重油及

（12）**経済統制再建強化に関する閣令に基づく石炭割当実施要綱**

（一九四七年三月三日石炭経済安定本部長官）

I　匹示的徹底的統制方針及方式を定め各部門に指示したことを施行すること

(1)　ESBが統制方針及方式を定め各部門に指示したことを施行すること。

現状にあり。今後はその指示に際しての感覚をもち点がちょっと徹底を欠く点あり。今後はその指示に際しての感覚をもち点がちょっと徹底を欠く点あり。今後はその指示に際しての感覚をもち点がちょっと徹底を欠く

(2)　指定物資配給統制の閣令は既にできているが物資(allocation, ration

a　その第一の方法であるが公庁において既に発せられている物資割当を予定して

b　ESBの使命を完遂に支障なきよう、ESBの組織構成大綱を決定して

（一九四七年二月六日）

**(11)　経済統制強化、経済安定本部機構大綱について**

**の経済安定本部長官宛指令覚書**

（一九四七年二月六日）

日本政府経本長官宛経済科学部長公文覚書

一、日本に於ける割当方法に関する問題の取扱の適正を期する為左記の如き措置を講ずること。

a　必要なる命令制令を凡て発出し、ESB割当計画実施上必要な機構を設立すること。

b　ESB使命を完遂に支障なきよう、ESBを構成し且相当の職員を備へること。

油糧配給公庁
飼料配給公庁
酒類配給公庁
金属配給公庁
繊維配給公庁
化学製品配給公庁
日用品配給公庁

尚方針が決定しない間は現存統制会の解散を延期したい。

b　木材（坑木を含む）については重要森林（地域及資源）の国家管理を断行し政府に於て一切の施行管理をする。

c　生鮮食料品の統制はその現状最も不満足のものであって世論は殆どその撤廃を主張してゐるが、供給特に大都市供給は不足著しくＥＳＢは大都市に対しては国家の責任によりその供給の確保を企る決意である。これが為の機構は至急之を決定して御協議に及びたい。

d　工業生産増加の基本をなす石炭の増産についてはその価格賃銀其他について絶えず急速に機動的処置を講ずる必要があるので、ある範囲内に於て日本政府に別紙Ⅰの如くフリー・ハンドを与へられたい。

(3)　ＥＳＢの使命達成、特にその責任事項である政策決定の為の機構及人員の整備については目下案を急いでゐる。

(4)　経済統制（配給及価格統制）の徹底的遂行を期するためには公定価格の常時適正を期さねばならない。ところが最近の公定価格は賃銀の昂騰、生産能率の低落のために著しくその適正を失ってゐる（別紙Ⅱは昨年九月までの状況であるが、その後の情勢は尚悪化してゐる）かかる場合に徒にその改訂を遷延することは資本の喰つぶし闇取引を助長するのみで産業の基礎を危くする。特に合理的改訂の申請に対してはＥＳＳは衆理の為の人員を充実せられ急速な指揮を与へられたい。

(5)　尚物価と賃銀の悪循環の阻止については給与審議会に於て研究せしめたいと考へてゐるが特にＥＳＳの関心と支援を期待する。

(6)　物価統制令を改正して同令に違反して取引する目的を以て物資を所持することをえないとの規定を設ける外若干の重要な改正を行ふ予定である。

Ⅱ　経済査察機構の強化

(1)　地方自治制度の改正とともに全国的事項である経済統制違反の取締については之を担当する国家経済警察の制度の確立がどうしても必要である。この点については成案をいそいで御協議したい。

(2)　ＥＳＢ訓令の実施状況等経済統制そのものの実施査察については、ＥＳＢ機構整備に際し之に監査部を設け更に現在の地方物価事務局の機構に付てもＥＳＢの地方機構の設置と関連して之が充実強化を図る予定である。尚右の機構には民間からも有能の士を吸収する考である。

Ⅲ　ヤミ追放国民運動の展開

(1)　社会的追放――遺憾ながら現状ではヤミが国内経済を支配しかねまじい形勢である（消費者及生産者価格調によると特に消費経済に於けるヤミは圧倒的である）特に困難なのは国民は戦時中の政府の宣伝下にあきあきしてゐることである。もとより政府は啓発宣伝に力を注ぐ計画であるが消費者、労働者等の間に自発的ヤミ追放運動の起ることを必要とする。ヤミ商人排撃、ヤミ商品不買及一般的消費延期等の運動等予定してゐる。

(2)　法律的追放――右の大衆の動きを考慮に入れ取締は段階的計画的に行ふ。先ず第一にはヤミ・ブローカーを対象としその害毒を宣伝しつつ之を検挙し、その検挙の状況を公表する。同時に大に闇物資の移動阻止の為に鉄道、機帆船倉庫等の管理を強化し大都市の入口にはチェック・ポイントを設ける。反大衆的な価格違反を強圧する。

右の集中攻撃が相当の効果を挙げたのちに於て全面的攻撃を計画する。但しその為には一時的食糧逼迫も予想されるので食糧の県外輸出強行によって之に備ふる予定であるが尚万一に備へて輸入食糧の放出許可を予め得なければならないだらう。

かくてヤミの封鎖が相当進行したときを見はからって、Ⅰの(3)に云ふ公定価格改定を全面的に行ふ。



(3)　経済的追放――然し今日我国のヤミはその根底が深く頑固であって、右の方法のみで之を追放しきれるかどうか聊か疑問である。以下は尚研究を要する私見であるが余はヤミを経済的に追放しなければならぬと思ふ。第一に今日のヤミは通貨量の過剰と生産量の過少に基く売手独占と中間ブローカーの暗躍に原因してゐると考へられるから買手の組織化と国家の介入による中間商人の排除又は撃破が必要である。その為には消費組合等による消費者の組織化等も考へられるがこの方法は準備に相当の期間を要し急速に間に合はず且我国民性への適応については余は従来から疑問を持って居るからかねて政府で研究中の標準店運動を之に利用したいと考へてゐる。政府の払下品等を利用して漸次ヤミ価格を牽制しその低下を企るようにしたい。

出所　経済企画庁所蔵資料。

## (13)　経済統制強化に関する三月三日付石橋長官提出文書に対する批判のマーカット経済科学局長覚書

（一九四七年三月一一日）

三月三日石橋長官提出の『経済統制の再建と其の実施に関する概念』物価、配給及び実施に関する部分に対する批判

（一九四七年三月一一日石橋長官宛マーカット経済科（学局長非公式覚書――経済安定本部第一部渉外部訳）

一、「最近に於ては公定価額は賃銀の著しき騰貴及び生産能率の低下に照し公正適当ならず」との貴方の見解は一部真実である。日本に於ける「インフレーション」の螺旋進行は深刻となって居り政府に於て強力にして徹底的なる施策を遅滞なく執らざる限り「インフレーション」の進行は国の全経済組織を脅かすであらう。若し日本政府がＧＨＱの援助と協力に依り案出した経済統制政策を忠実に履行せしならば現在の経済的困難は多分に回避し得たであらう。之等が実行せられざりしが故に日本政府は日本経済の現況に対し責任があり、日本国民は如斯不必要なる苦渋を嘗めなければならない。

二、総司令官より日本政府に対し発した最初の指令中の一つ（昭和二十年九月二十二日附指令第三号）に於て日本政府は緊急物資につき其の配給及び価格を統制すべき旨明確に指令されて居る。更に又占領軍当初は日本の特殊の生活水準につき責任を執るものにあらざる旨並に日本人の福祉は採らるべき経済統制の能率に懸って大いに左右せらるべき旨再三指摘した。ＧＨＱは之等目的の達成を指向して統制の方法及び技術を案示する為絶えず協力し来った。而して米国の納税者は日本援助の為食糧並に原料を供給した。

三、ＧＨＱの努力にも拘らず日本政府は効果的なる配給統制を展開もしなければ、又実行もしなかった。商品は法外の値段にて不正なる経路を通じ邪魔せらるることなく移動した。為に実業家は一般人の支払可能なる値段にて物資を製造することが出来ない。

日本の貧弱なる原料の適正なる使用を可能ならしめ且健全なる物価政策に役立つべき配給の効果的な統制制度を設定するに引替へ日本政府は現実的ならざる輸入への希望を頼みとして「インフレーション」政策を執った。

四、仍て本官は特に経済安定本部を拡張し、日本政府が既に考案しＧＨＱに依り承認せられたる経済統制の計画を実施する為資格ある専門家を配属せねばならぬ旨再び強調する。

石炭、食糧、肥料等重要物資（クリティカル・アイテムス）は厳重に統制せらるべく、不正配給は直ちに矯正せらるべきである価額は生産者に利潤を与へ生産増加を可能ならしむるやうな正当な生産費を償うように決定せらるべきである。而し乍ら右は製造業者に対し不法なる（エクストラ・リーガル）筋より資材と施設の入手を奨励するが如き「インフレーション」的物価政策を意味するものではない。勤労者は食糧及び日用品を正当なる配給筋より購入し得るだけの給料を支給せらるべきである。但し、若し不正なる配給が統行せらるるとせば勤労者も亦生活必需品の入手には闇市場に依存せざるを得ずその費用支弁の為益々高賃銀を要求するに至るであらう。効果的な統制方法に依り価額と賃銀の悪循環（price-wage spiral）を停止し得るのは日本政

府だけである。価額と賃銀の悪循環が若し抑制せられずにせば国民の苦渋は増大すべく日本の戦後経済復興は遅延せらるるであらう。

五、貴方提出の試案は日本現下の経済状態の諸原因に関する政府側の一つの見解を示して居る。貴方提案の詳細は既に提出せられＧＨＱの関係各部（staff section）に依り慎重に考慮せられた。

経済安定本部が今こそ遅滞なく承認せられたる経済統制の方策を確立し、之れを効果的に司り、且つ統制規則を励行することは絶対的に必要である。この目的の為経済科学部は経済安定本部に対し助言と協力を続けるであらう。而し乍ら承認せられたる政策及び規則等の実施に関し日本政府が依然たる不熱心の態度を続けるならば経済の一層の悪化を導くに外なかるべくそれは国務大臣として貴下の責任でなければならない。

出所　経済企画庁所蔵資料。

## (14)　経済安定本部の機構改組方針日本政府対案

（昭和二二年三月一八日）

経済安定本部の機構改組に関する方針（案）（二二、三、一八）

本年二月六日附連合軍総司令部経済科学部の非公式覚書に基く経済安定本部の機構の改組は、次の方針に従って実施するものとする。

一、経済安定のため必要な経済行政に関する基本的な企画の事務は、これを経済安定本部に集中する。但し、経済安定本部の臨時官庁たる性格には変更を生ぜしめない。

二、現在各官庁で所掌してゐる事務で、前項に該当するものは、これに従事してゐる職員と共に、これを経済安定本部に移管する。

三、経済安定本部は、今後一切の経済行政について、自からその基本的な企画を行い、各官庁は、経済安定本部の定めた政策及び計画に従って、専らその実施の確保に当ることとするが、企画事務と実施事務との具体的な限界及び両者の調和連絡の詳細な方法については、別に協議して定めるものとする。

四、以上の方針に基く経済安定本部の新しい機構は、概ね別表の如くこれを定める。このため、勅令及び閣令について、必要な改正の手続をとる。

五、経済安定本部の拡充に伴って増置しなければならない職員は、民間有識経験者及び一般官吏から採用するが、そのいづれについても、原則として兼職を認めず、専任の職員とする。この場合、民間から採用した職員の給与については、公団の職員の例に準じた特別の措置を講ずるものとする。

六、経済安定本部に企画事務を移管するに伴い、関係各官庁の機構の改組及び定員の縮減を実施する。

七、以上の措置に対応して実施官庁における実施事務の遂行に遺憾のないように、機構及び職員を充実するものとする。

尚関係各官庁が、その実施事務を円滑に遂行するために必要な企画及び綜合調整のための機構及び職員を保持することは差支ない。

（別表省略―編者）

編注　本資料の日付は三月一八日となっているが、後出のマーカット覚書によると、この方針案が司令部に提出されたのは三月一七日のようである。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―三七。

## (15)　経済安定本部改組案に関する経済安定本部長官宛マーカット経済科学局長覚書（一九四七年三月二八日）

経済安定本部改組案に関する件

（一九四七年三月二十八日、ＥＳＳ「マーカット」少将発）

一、一九四七年三月十七日附経済安定本部改組案は左の如く変更することの勧告を附して承認する。

イ、固形燃料は日本の殆ど全生産物資を制約する要素なるが故に固形燃料につき更に一名の次長を増置すべきことを勧告する。電力関係の事項は若し適当と認められるならば固形燃料次長に於て処理し得べし。

ロ、石油は産業各部門に於て燃料として又潤滑用として重要である。固形燃料次長の下に石油割当を行う様規定することを勧告する。

ハ、建設部の下には産業施設並に産業建築の双方に対し責任ある一課が設けてある。経済安定本部の建築(Construction)業務は其の施設(facilities and equipment)設置に関する業務とは本質的に異なるものである。建設部の下には一は産業建築、他は産業施設を担当すべき二つの課を設置すべきことを勧告する。

ニ、物価庁、石炭庁及戦災復興院の企画事務は経済安定本部へ移管せらるべき旨述べられて居る。之等関係庁の政策担当職員（policy-making personnel）は其他の経済関係各省の政策担任職員等と共に経済安定本部へ転属せらるべき旨明白にせらるべきである。

二、経済安定本部に配置せらるる全職員の姓名は課長級以上の者につき其の任命に先立ち検閲（review）の為経済科学部へ提出せらるべきことを要望する。尚経済安定本部の有能職員を遅滞なく確保することの緊急性を充分銘記せられたい。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―三七。

## (16)　昭和二十二年度石炭増産対策

（昭和二二年四月二六日閣議決定）

昭和二十二年度石炭増産対策（経安本第二部）

石炭生産は、昭和二十二年度（自昭和二十二年四月至昭和二十三年三月）において、三、〇〇〇万屯を確保することを目標として、過般来其の達成のための諸施策を逐次講じて来たが、近く選挙後の政局安定と相俟って、更に具体的な増産施策を下記の通り明確にし、炭鉱経営者及び労務者並びに世論の支持によりその施策を最重点的に推進すると共にその実行を確保するため、之と同時に強力且つ徹底した綜合的経済統制を断行するものである。尚以上の諸施策の実施に当っては、連合軍総司令部の全幅的な支持と協力を期待すること勿論であるが特に下記の懇請事項についてはその速かな実現を希望する次第である。

甲、現在実施中の事項

一、炭砿向主食の確保

主食配給に関する現行制度を絶対確保するため、政府配給機関と炭砿との直結、炭砿における一定のランニングストックの常置等の措置を確実に実施すること。

二、炭砿向副食物其他生活必需物資の確保

味噌、醤油、食塩、生鮮食品等の食糧、作業衣、地下足袋、石鹸等の作業用品その他生活用品の所定量を絶対確保するため、生産又は出荷と生産資材等とのリンク制の採用、供給者と各炭砿又は炭砿物資共同購入機関との直結を図る等の現行制度を確実に実施すること。

三、炭砿住宅者の住宅確保

昭和二十二年度炭砿住宅建設計画は概ね四万戸とし、之に要する資材を確保するため、政府において強力な現場斡旋をする現行制度を更に推進すると共に、必要に応じ運輸建設本部をして住宅の建設に当らせること。

四、炭砿融資の確保

所要の炭砿融資額は最優先的に確保すると共に特にその手続を迅速且つ円滑に行うよう措置すること。

五、石炭増産の国民運動を展開

石炭増産の国民運動を起こし、一般産業始め全国民をして石炭増産に対し積極的な支持協力を行わせる措置を更に拡大推進すること。

六、石炭関係の輸送及通信の確保

石炭及炭砿向資材の輸送確保を更に推進するため要すれば輸送手続上特別の措置をとると共に、石炭関係情報の迅速確実化を期するため、通信施設の改善強化を図ること。

乙、今後実施する事項

一、炭砿従業者の援護及厚生施設の確立

炭砿労働の特殊性に鑑み、他産業従業者に対するものの外に、特別な援護及厚生施設を確立すること。

二、炭砿従業者の労働能率増進及技能向上
炭砿従業者に対する政府及炭砿経営者の優遇措置に対応し、従業者全体が自らの責任を重んじて、職場規律の確立を図り、労働能率の増進、技能の向上を期するよう強力な措置を講ずること。

三、炭砿災害の予防
炭砿災害を可及的に少なくするため、保安係員養成講習所を設置して係員を再教育すると共に、国家試験を実施すること。尚瓦斯炭塵爆発予防等に関する指導監督を強化すること。

四、炭砿用資材の確保
炭砿用資材の確保についても炭砿従業者住宅用資材と同様の強力な措置を講ずること。

五、坑木の確保
農林省及び地方庁に坑木供出責任機構を確立すると共に、坑木の確保につき強制伐採その他強力な措置を講ずること。

六、炭砿物資施設協同組合（仮称）の設置
現在の炭砿物資施設組合は之を廃止し、新たに制限会社以外の炭砿よりなる協同組合を組織して、之に共同購入を便宜とする炭砿用物資の確保斡旋事業を営ませること。
尚アウトサイダーである制限会社の必要資材も委託あるときは一括取扱わせること。

七、自作農創設特別措置法及農地調整法実施上の特別措置鉱害地、炭砿事業予定地及び炭砿住宅地に対する自作農創設特別措置法による自作農創設及び農地調整法による農地の他目的への転換許可については、石炭増産と農地関係法令の目的達成上遺憾のないように特別の指導措置を講ずること。

八、石炭生産価格の改訂
現在の生産者価格を一日も早く改訂して、炭砿の増産意慾を増進すると共に、生産能率及品位向上につき一層工夫努力せしめ得るような適正価格を決定する必要あるが一般物価並びに賃銀の統制施策とも関連して目下慎重に研究中であること。
尚右価格の決定に当り、之を先き決めとして将来生産費に已むを得ない増嵩が起ったときは更めて直ちに生産者価格を将来に向って改訂し、赤字補償をしないこととしたいこと。

三、炭砿災害の予防
炭砿災害を可及的に少なくするため、保安係員養成講習所を設置して係員を再教育すると共に、国家試験を実施すること。尚瓦斯炭塵爆発予防等に関する指導監督を強化すること。

四、炭砿用資材の確保
炭砿用資材の確保についても炭砿従業者住宅用資材と同様の強力な措置を講ずること。

五、坑木の確保
農林省及び地方庁に坑木供出責任機構を確立すると共に、坑木の確保につき強制伐採その他強力な措置を講ずること。

六、炭砿物資施設協同組合（仮称）の設置
現在の炭砿物資施設組合は之を廃止し、新たに制限会社以外の炭砿よりなる協同組合を組織して、之に共同購入を便宜とする炭砿用物資の確保斡旋事業を営ませること。
尚アウトサイダーである制限会社の必要資材も委託あるときは一括取扱わせること。

七、自作農創設特別措置法及農地調整法実施上の特別措置鉱害地、炭砿事業予定地及び炭砿住宅地に対する自作農創設特別措置法による自作農創設及び農地調整法による農地の他目的への転換許可については、石炭増産と農地関係法令の目的達成上遺憾のないように特別の指導措置を講ずること。

八、石炭生産価格の改訂
現在の生産者価格を一日も早く改訂して、炭砿の増産意慾を増進すると共に、生産能率及品位向上につき一層工夫努力せしめ得るような適正価格を決定する必要あるが一般物価並びに賃銀の統制施策とも関連して目下慎重に研究中であること。
尚右価格の決定に当り、之を先き決めとして将来生産費に已むを得ない増嵩が起ったときは更めて直ちに生産者価格を将来に向って改訂し、赤字補償をしないこととしたいこと。

九、炭砿設備の整備改善
炭砿設備荒廃した現状に鑑み、採炭、運搬その他炭砿機械の修理並びに新設に関する運動を展開すると共に炭車、人車、選炭機等の急速な修理、復旧等を行い併せて炭砿機械化に関する技術的指導を行うこと。

一〇、石炭の品位向上
石炭の品位向上を図るため、選炭設備の急速な補修を実施し、検炭制度を整備すると共に、他方品位向上に関する運動を展開すること。

一一、鉱区の整理分合及新坑の開発
鉱区の整理分合、新炭田及び炭砿の調査開発を促進することとし、その実施に当っては三人委員会のような機構を設置してその強力な推進を図ること。

一二、経営形態の改善
急速に増産を図り又は減産を防止するため必要と認めたときは之を国営又は国家管理とすること。但し国営又は国家管理の範囲については目下個々の具体的実情について真摯な検討を加えていること。

一三、石炭行政機構の拡充強化
石炭行政に関する中央及び地方の機構を拡充強化し、之に必要な人員を整備すると共に経費の充実を図ること。

一四、石炭増産用経費の一括計上
石炭増産に要する経費は、予め一括計上しておき、経済安定本部総務長官の承認を受けて随時之を使用出来るよう措置すること。

一五、責任体制の確立
石炭増産諸施策の実施については、適確且つ迅速にその実績を検討して計画の遂行確保を図ると共に、計画と実施とに齟齬を来たす場合に於ては常にその責任の所在を明確にするよう措置すること。

丙、連合軍総司令部への懇請事項
一、進駐軍設営用資材と競合する炭砿用資材の確保
パイプ、鋳鉄管、セメント等の重要炭砿用資材について、現在進駐軍設営用としての大量需要のため、その現物化極めて困難であって、増産上多大の支障を来しているから、極力進駐軍用需要を圧縮の上、炭砿の所要量を一〇〇%確保し得るよう特に措置せられたいこと。

二、不足炭砿用資材の輸入
坑枠レール、パイプ、油類（特に潤滑油）のような重要炭砿用資材を国内の供給力極度に不足しているものの速かな輸入を実現せられたいこと。

三、九州発電所の賠償除外
九州地区においては、水力発電能力弱体のため、平時においても電力需給極度に逼迫化し、石炭増産の一大隘路となっている現状であるから、予て賠償指定を受けている戸畑、港及相之浦の三火力発電所は之を賠償対象から除外せられたく、尚、炭砿の非常保安用自家発電所も之を賠償の対象としないよう保証せられたいこと。

四、休閉鎖工場の機械並びに附帯設備の転用
二月二十七日附ESSマーカット少将非公式メモランダムにより過般来保全管理工場等閉鎖工場の機械並びに附帯設備の調査をなし、その炭砿への優先転用を図っているが、この場合、転用対象の機械並びに附帯設備については、管理指定から之を除外すると共に、その移設の実施に当っては現地軍が協力するよう措置せられたいこと。

五、炭砿用資材指定生産工場側の拡充
炭砿用資材の確実な現物化を図るためには、主要資材につきその主要生産工場を指定して、之に協力官を派遣、常時その生産指導に当らしめる必要があるから、本制度の拡充につき特に支持せられたいこと。

六、制限会社に対する許可手続の迅速化
全炭砿会社中相当部分を占めている制限会社は、資金関係、砿区の分合整理関係その他に付各種の制限を受けているため、石炭増産上とかく支障を生じ勝ちであるから、少くともこれら制限会社に関する各種の制限許可申請に対しては、その手続の簡易迅速化につき特段の措置を講ぜられたいこと。

備考
前記各項に関する具体的実施細目等に関する資料については追而提出する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四三。



## (17)　財政金融緊急対策実施要領案

（昭和二二年六月一五日経済安定本部財政金融局）

財政金融緊急対策実施要領（案）（昭二二、六、一五財政金融局）

一、①健全財政主義の堅持に関する事項
(一)　公定価格の全面的改訂を機としこの際実行予算の全面的再編成をなし、その予算において健全財政主義を貫徹する。
(二)　現在の変態的経済状況の下にあっては年間予算よりも四半期別収支計画に重点を置く必要があるので、四半期毎の現実の財政収支について強度の調整を行い、それによって真の健全財政を確保する。
(三)　四半期別財政収支は、実行予算の編成、支払予算制度の活用、租税納期の改正、徴税方法の改善等税制運用の適正化、国有財産払下げの促進等によって調整する。なお特別会計益金等の一般会計への繰入れも四半期毎に実行することとする。
(四)　財政収支計画及びその調整方策は通貨発行審議会においても十分検討することとする。

二、歳出の節約繰延に関する事項
(一)　人件費の節約、行政整理の断行
(イ)　予算上の定員を一律に一割又は二割程度縮減し必要な方面には別に追加する。

(ロ) 官庁の新設は極力避けることとし，中央官庁の局単位の地方出先機関を極力整理すること。なお本省目にういては当面予算上の計画は最少限にとどめる。

(ハ) 給与水準は新物価水準に対応して調整を加えるが，職務その本質を変更しない。

(ニ) 不急の経費，我国経済の実力に不相応な経費は見合わせる。政令過渡によって実質上甚だしく負担となっている事実をよく認識して，分に過ぎた施設や制度等を設けることは国民の福祉を終極的にあだなるものでないことを特に銘記する必要がある。この観点から教育の充・三割の実施の如きは再検討をする。

(ホ) 公団の経費は極力節約することとし特に従業人員は所要の最少限度に止める。

(ヘ) 物価及び賃金の昂騰に応じて全面的に歳入の見積りを改め，その歳入の確保に努める。

(ト) 行政事務費中の物件費に関しては追加予算は絶対に認めない。

(チ) 租税の科鐘現金による支払を厳に制限する。

(リ) 所得税については免税点の調整を行うと共に所得の増加にういては厳重に課税する。

(ヌ) 価格改訂に伴う予算の増加は極力圧縮する。

(ル) 物価及び賃金の昂騰に応じて全面的に歳入の見積りを改め，その歳入の確保に努める。

三，歳入の増加

実施する。

(イ) 租税の滞納は極力これを防止し，特に悪質なものに対しては断固たる処分を行う。

(ロ) 地方財政の自立化

地方財政に対する国庫からの補給は極力圧縮し地方財政の自主自立化を図る。地方債については公共事業等の国庫負担率の引上げ，起債の制限の緩和等地方財政の確立に資するよう措置する。

(ハ) 地方債の発行

地方債については公共事業等の国庫負担率の引上げ，起債の制限の緩和等地方財政の確立に資するよう措置する。

(ニ) 国有財産の払下

国有財産の払下については，現在の情勢に即応して積極的に処分する。

(ホ) 住宅建設については，結局予算総額は極力追加を避けること。

(ヘ) 甘味料の新事業

甘味料の新事業は大幅に圧縮し，結局予算総額は極力圧縮する。

(ト) 価格差益の徴収を税務官吏にまかせず，税務署長に行わしむること。

(チ) 調度品の如きも成るべく個業化しP・Dによる国内製品の大量買付を避けること。

(リ) 酒類については左記のとおり極力圧縮する。

(ヌ) 増税については次の点を考慮すること。

(a) 酒，煙草その他間接税の一般的引上げは行わない。但し物品税等について努力すること。

(b) 物的財産に対する特別課税を考慮すること。

(c) 道路工事その他の土木工事等は公共事業との調整をなしえるの一部は公共事業として施行すること。

(d) 建設資材は公定価格たる公正レートによる確保を欲すること。一方闇金，闇価格等により著しく乖離した単価を引下げること。

(ル) 失業手当制度の実施において支給人員につき真に必要のある限り所得税の減税を行うこと。

(ヲ) 闇取引の監査の進行に応じ，それと共存な進捗のテに関取引関係者の利得に徹底的に課税すること。

(ワ) 政府は日本銀行の金融機関に対する監督を更に強化すること。

(カ) 通貨発行高については新たに料金引上げを行うことなくして合理化すること。

(ヨ) 預金封鎖の解除は，通貨発行高の減少を図ること。

(タ) 復興金融金庫の融資は極力これを圧縮すること。

(レ) 金融機関の融資限度は申合せによるべく低位にとどめること。

(ソ) 融資限度は絶対厳守を励行させること。

(ツ) 貿易特別会計への繰入れは極力これを圧縮すること。

(ネ) 食糧管理特別会計への繰入れは極力これを圧縮すること。

(ナ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ラ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ム) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ウ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ノ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(オ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ク) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ヤ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(マ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ケ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(フ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(コ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(エ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(テ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ア) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(サ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(キ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ユ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(メ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ミ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(シ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ヒ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(モ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(セ) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ス) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

(ン) 食糧の輸入は極力これを圧縮すること。

## (18) 価格安定計画に関する経済安定本部総務長官宛司令部経済科学局長非公式所信表明（一九四七年六月二四日）

価格安定計画に関する件（昭和二十二年六月二十四日附総司令部経済科学部長発、経済安定本部総務長官宛　非公式書信訳文――物価庁渉外課訳）

一、八項目の経済対策遂行に当り、日本政府は、現下の経済状況に合致するように一般的な公定価格の値上げを計画しているものと了解する。

二、インフレーションの進行を最少限度にくい止めることの絶対必要性に鑑み、差し迫っている値上は、一般的価格安定計画の一環としてのみ取り上げられることが望ましい。特に、この計画は、次の諸原則に基づかなければならない。

(a)　主要物資価格の安定帯を基準年次昭和九年から同十一年までの価格水準の約五五乃至六〇倍を上部の限度として樹立すべきである。

(b)　この安定帯を上廻る主要物資価格は、補給金により前記の上部の限度まで下げられるべきである。

(c)　新価格水準が樹立せられた暁には、その後の値上りを極力遅延せしめるために万全の努力を払わなければならない。

三、物価安定計画開始への前提要件である一連の物価対策として、鉄道運賃を二〇〇乃至二五〇%値上げし、石炭価格はこれを左のように設定することが望ましく思われる。

(a)　平均生産者価格　　屯当り　　約九〇〇円
(b)　一般消費者価格　　屯当り　　約一、一〇〇円
(c)　特定消費者価格　　屯当り　　約六〇〇円

四、この計画を実施するに要する石炭補給金及びその他の補給金は総額およそ二十二年度第二・四半期以降の分として一二〇億円と見積られる。この支出は、総合的安定を得た価格水準を樹立するためには全く正当とされるものと信ぜられる。

五、差し迫った公定価格改訂は、新しいより高い物価水準において安定が得られない限り、現下のインフレーションを激化するのに役立つのみであるということを了解しなければならない。従って、経済安定本部は、あらゆる手段を尽して、この新物価水準を支持すべき総合的経済安定計画を迅速且つ有効に実行に移すことが極めて望ましい。このような計画には、強力且つ有効な配給統制、闇市場の事実上の滅滅、生計費の安定、国内産食糧と資材の最大限度の活用、工業生産の増強、その他同様な総合的安定措置を含むべきである。

六、経済安定本部は、前記総合的安定計画を実行に移すべき具体案を、できる限り速かに提出せられたい。

編注　本文の八項目の経済対策は本巻四八ページに掲げた「緊急経済対策（昭和二二年六月一〇日閣議決定）」を指す。なお、本文は Price Stabilization Plan と題したESSの Informal Statement（大蔵省資料Z五〇五―四所収）の訳文。

出所　大蔵省資料Z五〇五―四。

## (19) 新価格体系の確立について

（昭和二二年七月五日閣議決定、同日経済安定本部発表）

新価格体系の確立について（昭二二、七、五経済安定本部発表）

政府は、インフレーションの進行をくいとめ、物価賃金の安定をはかるため、さきに発表した経済緊急対策に基づき、新価格体系を確立する。今日まで続いている生産の不振、流通秩序のゆるみ、通貨流通量の増加等によって、物価と賃金とは悪循環的上昇をきたし、その結果、まじめに働く勤労者はその生活をおびやかされ、まじめな企業はその経営の方途を失っている。政府は、この現状にかんがみて、実質賃金の充実、企業経営の健全化、物価と賃金との調整を主眼として、公定価格の総合的改訂を行う。

この改訂された新しい水準において物価賃金の安定がえられるならば、わが国の経済は安定復興への第一歩をふみ出すことができる。もし、これがえられなければ、わが国の経済は破局的インフレーションに突入する危険が極めて大である。そこで、政府は、全国民の協力をえて生産の増強をはかり、悶を根絶して流通秩序を回復し、その新価格体系の維持安定をはかるため、あらゆる努力をかたむける。

第一、新価格体系組立の原則　新価格体系は、インフレーションの進行をくいとめ、かつ、正常な国際貿易の再開に備えてできるかぎり価格系列を整えるために、左の原則によって、これを組み立てる。

一、基礎的な価格の安定帯＝わが国の経済がほぼ正常であったと認められる昭和九年から同十一年（基準年次）の価格水準の約六十五倍を限界として、基礎的な価格の安定帯を設ける。基礎的な物資の供給者価格が安定帯を上廻るときには、原則として、価格調整補給金によって、その需要者価格を安定帯の限界まで引下げる。この原則にしたがって左の措置をとる。

(一)　石炭の特定産業（海運業並びにガス、コークス、銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品、ソーダ灰、苛性ソーダ及び硫安製造業とする。）向け消費者価格は屯当り六百円基準によって算定した価格とする。

(二)　コークス、銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品、電気銅、鉛地金、硫安、過燐酸石灰、ソーダ灰及び苛性ソーダの消費者価格は、基準年次の価格水準の六十五倍を基準とする。石灰窒素及び亜鉛の消費者価格は、それぞれ硫安及び鉛の消費者価格と適当な関係をもたせるように、これを定める。

(三)　以上の措置のため、昭和二十二年度七月以降年度末までに必要な価格調整補給金として百二十億円を予定する。

二、鉱工業品の価格は、生産配給の施策に照応して、原則として、原価主義によってこれを定める。運賃その他の料金についても同様とする。価格の算定にあたっては、



(一)　価格相互間のはねかえりをできるかぎり織り込む。
(二)　闇価格は、これを算入しない。
(三)　当該産業の操業度及び能率については、原則として、現状を基礎とし、近い将来における推移を考慮する。
(四)　減価償却費は、帳簿価格を基礎として、これを算入する。但し、非稼動設備の減価償却費は、これを算入しない。
(五)　利潤は、能率が標準より高い経営についてのみ産れる程度にかぎって、これを算入する。
(六)　賃金は、工業総平均賃金を月千八百円とし、概ね給与審議会準備会特別小委員会において決定した方法によって算定した暫定業種別平均賃金を基準として、これを算入する。実際賃金が右の算定額をこえている業種については、実際賃金をも考慮する。この場合には、消費者の利益との調和をはかるため、減価償却費及び利潤の算入を減少する。

三、農産品価格は、原則として、農業経営及び農家家計において購入する商品の価格と農産品の価格との基準年次における均衡をたもたせるように、これを定める。帝水林産品の価格の決定については、農産品の価格の決定に準ずる。

第二、賃金水準　物価賃金安定の途は、実質賃金の充実を中心とする貨幣賃金の維持のほかにはないのであるから、今回の新価格体系の確立にあたっては、勤労者の実質生活の確保と企業経営の健全化を目途として、物価賃金の同時的決定を行う。このため、価格調整補給金によって公定価格の引上げを最少限度にくいとめるとともに、食糧その他の緊急対策を実施して正規配給量の増加による実質賃金の充実をはかり、勤労者が現在の生活水準を維持できるところを目やすとして、価格に算入する賃金水準は、現在の実際水準から若干引上げ、工業総平均月千八百円とし、今回の公定価格の引上げによる勤労者の家計への影響に対処する。

第三、価格差益の徴収　価格改訂によって、公団、生産業者及び配給業者の在庫品につき生ずる価格差益は、これを徴収し、新価格体系維持安定のためにこれ

を活用する。

出所　物価庁「昭和二十二年新価格体系設定に関する資料集」昭和二二年一二月、一〇―一一ページ。

## (20)　流通秩序確立対策要綱（昭和二二年七月二九日閣議決定）

### 流通秩序確立対策要綱

目的

生産及び輸出を計画的に増強し、また実質賃金の充実を通して貨幣賃金の高騰を抑制し、もって経済安定をもたらす最も重要な因子となるものは、効果的な配給統制と闇市場の撲滅であり、これに成功するかどうかが、今般の経済緊急対策の成否を決定する。政府は、経済緊急対策において、流通秩序確立のための方策の大綱を示したが、この際、いままでの政策をも改めて検討を積極消極の両面にわたって、凡そこの目的達成のために有効とみとめられるあらゆる対策を実行し、急速にその成果をあげようとするものである。

方針

(一)　流通秩序の混乱は、経済のあらゆる分野における不合理の総合的な表現である。従って、これを改善する対策は、生産、配給、輸送、消費、財政、価格など、あらゆる分野から総合的に実施する。

(二)　対策は、全国的規模の下に、中央政府、地方自治体、警察、実業界、労働組合、消費者団体などが一致結束し、全国民の積極的な支持を背景として実施する。

(三)　対策の実施にあたっては、第一段階として、物価及び家計の安定に最も重要であり、かつ最も急速顕著に改善できるような品目に重点を集中するものとし、特につぎの品目に関する緊急対策は、概ね三十日以内に効果をあげることを目途とするが、制度の改正のように多少時日を要する施策や、その他の重要物資に対する対策も、第二段階として、概ね三ヶ月乃至六ヶ月の間に効果をあげるように体制をととのえる。

(1)　食糧
　(イ)　主食
　(ロ)　蔬菜
　(ハ)　鮮魚介
　(ニ)　主要調味料及び主要加工食品
(2)　消費財
　(イ)　家庭用燃料
　(ロ)　衣料品、靴及び地下足袋
　(ハ)　石鹸その他の主要家庭必需品
(3)　生産資材
　(イ)　石炭
　(ロ)　鉄鋼
　(ハ)　肥料及び農機具
　(ニ)　繊維資源
　(ホ)　ゴム及び皮革
(4)　建築用資材
　(イ)　木材
　(ロ)　セメント

(四)　取締りの対象としては、大規模乃至は常習的な闇業者に最大の重点をおく。

(五)　流通秩序確立のための統制方式は、あくまで当面の窮乏経済を切り抜けるために必要な限度において採用するものであって、これをもって恒久的な制度とするものでないことは勿論である。

実施要領

第一、統制方法の改善

一、公団制度の改善と強化

(1)　公団の業務活動を活発ならしめるために、次のようにその運用を改善する。



(イ)　公団の運転資金の調達を円滑にするために、融資統制の運用に際して、復興金融金庫債券の市中消化を積極的に促進するような方法を講ずる。

(ロ)　公団は、一時的な形においてのみ固定設備を使用することを許され、自からその所有権を取得することはできないのを原則とする。然し、保管設備、輸送設備など、業務遂行にどうしても必要なものが、一時的な形では利用できないという場合には、夫々の公団の主務官庁が自からこれらの固定設備を取得して、これを公団に利用させることができる。

(ハ)　需要者が多数ある品目については、配給業務を円滑にするため、販売業者の一部に特別の許可を与えて、公団の代行販売人として活動させる。

(ニ)　末端配給を円滑にするために、中小企業や消費者の組織する法令によって認められた協同組合を、販売業者とならんで活用する。

(ホ)　公団の取扱品目の生産遂行に必要な副資材で、その取得のために他の方法がない場合には、公団は、経済安定本部の承認を受けて、これらの副資材の確保について生産業者を援助する方法をとることができる。

(2)　公団の運営を民主的にするため、各公団が、代表的な生産業者、消費者及び専門家を招請し、その業務実施に関する助言や、情報や、批判をきくようにする。

(3)　公団にも、取扱品目の販売業者に対する監督を行わせるとともに、不正な販売業者の保有品に対する強制買上の責任を負わせる。

(4)　徹底した配給統制を必要とする基礎的な生産資材、重要生活物資及び主要食糧については公団を増設する。次の品目については、直ちに公団を設ける。
　(イ)　食品
　(ロ)　油脂
　(ハ)　酒類

(5)　公団の業務運営に対する監督の適切を期するために必要があるときは、主務大臣はその監督権の一部を地方行政官庁に委譲することが、できるようにする。

二、公団以外の政府配給機関

公団以外の政府配給機関の運営についてもその民主化及び改善をはかる。

三、割当切符制度の改善

(1)　割当切符制度の適用に当っては、各品目の実情に応じて具体的に考慮し、画一的な運用をさけるものとする。この意味から、農林水産物、屑などの蒐荷については、割当切符制度は適用しないことに改める。

(2)　割当切符制度の実施を円滑にするため、指定生産資材についても、指定配給物資と同様に、生産業者及び販売業者の登録制度を新設し、その両者について、つぎのような運用をする。

(イ)　経済安定本部の定める審査基準に合致する資格、能力をそなえた者は、誰でも登録を受けることができるのを原則とするが、生産業者及び消費財の販売業者については、原材料又は取扱品目の供給量からみて、特に多きに過ぎる場合には、政府は、一定の基準に従い、登録を拒むことができる。
　また消費財の販売業者については、購入者の選択によって登録する途を開く。

(ロ)　登録を受けていない者には生産用資材の割当も与えず、又統制品目を取扱うことも認めない。

(ハ)　登録を受けた者が、不正な行為をした場合、誠実に業務を行わない場合、及び業務成績が甚だしく不良で、原材料の割当がきわめて不能率な結果となり又は取扱品目を配給することが適当でないと認められる場合には、政府は、一定の基準に従い、登録を取消すことができる。

(3)　多数の小口の需要者に対しては、共同申請、共同割当の制度を例外と

して認める。但しこの場合、この措置によって、取引を制限するような協定が行われたり、割当が不当に行われたりするような弊を生ぜしめないよう留意する。

(4) 割当方法を改善するため次のような方法を講ずる。

(イ) 科学的な能率判定基準を作成して、これを割当量決定の基礎資料とする。この場合、手持資材の活用を重視する。

(ロ) 次期の割当に際しては、割当証明書の還流状況を特に考慮に入れるとともに、生産業者については、割当資材と、それによって生産された製品の実績とを常に照合することに努める。このため、その照合に役立つような生産実績報告を確実に行わせるための制度を設けるとともに生産や出荷を確実に行わない場合には、次期の割当を停止又は削減するなどの措置を講ずる。

(ハ) 手持資材の状況、生産の実情など割当の基礎資料を政府ができるだけ詳細に知ることができるように、適当な産業団体等に、政府に対して協力させる。

(ニ) 主要食糧の総合切符制を改善するとともに、衣料品について速かに総合切符制を実施するほか、日用品、家庭燃料等の生活物資の割当についても、新たに、類別毎に総合切符制を採用するよう研究する。

(ホ) 酒造用米、味噌醤油大豆など、指定配給物資を原材料用として割当てる場合には、指定生産資材の割当に準ずる方法を加味する。

四、リンク制度の計画化

(1) 重要物資の生産を刺戟し、その公正かつ確実な出荷、輸送を促進するため、総合的なリンク制を計画的に実施する。このため、生活物資の総合的な需給を策定する。

(2) 差当りのリンク制度適用の重点を次のものとする。

(イ) 採炭夫に対する一定の食糧及びその他の消費物資

(ロ) 漁業者に対する重油、魚網、綱などの漁業用資材及び食糧

(ハ) 農民の食糧の生産及び供出に対する消費物資及び肥料など。

(ニ) 重要物資のトラック輸送に対するガソリン、タイヤ

五、不急不要品の製造販売の制限の強化

(1) 製造販売の制限の外に使用の制限、禁止をも行う。

(2) 対象となる品目を追加する。

(3) 仕掛り品その他現在の制度で取締りのできない不備の点を改正する。

第二　闇取引の撲滅

一、取締の重点主義の採用

(1) 物的対象は、方針において述べたように、第一段階から第二段階にわたって逐次拡大していくが、その重点は、前に掲げたものの外、次のものに集中する。

(イ) 配給統制の対象となっている生産資材及び消費財

(ロ) 製造、販売、使用を禁止されているもの

(ハ) 輸出入物資

(ニ) 進駐軍需要に基づいて調達される物資

(2) 人的対象は、次のものに重点をおき、内地人も第三国人も平等に取締る。

(イ) 生産者からの横流れ

(ロ) 大口及び職業化した販売業者、ブローカー等

(ハ) 配給統制機関

(ニ) 前に重点品目として掲げた食糧、消費財、生産資材及び建築資材については、たとえ少量ではあっても公然と統制に違反して販売する小売店、露店等

二、官庁、公共団体等の闇行為の絶対禁止

(1) 政府機関又はこれに準ずるものが、自から闇購入をし、又は資材の闇価格を基礎とした工事請負契約をすることを絶対に禁止する。これによって事業の縮小乃至遅延が生ずることがあってもあえて忍ぶものとする。

(2) 予算支出の監査を厳重に行う。



三、輸送の統制と取締の強化

(1) 主要生産資材及び消費財については、過渡期の混乱を起さないように十分注意しつつ、鉄道、汽船、機帆船及び数府県にわたるトラック輸送については、輸送証明制度による統制を実施するものとし、官庁又は公団の発行した正式の輸送証明書がなければ輸送を受付けず、輸送証明書なしで輸送したものは発見次第これを厳重に処断する方法を講ずる。なお同一府県内のトラック輸送については、荷主、荷受人、貨物の明細などを明かにした貨物輸送票を必ず携行させ輸送の内容をつかむことができるようにする。

(2) 鉄道輸送については、更に生産地、消費地の主要駅における取締を強化して闇ブローカーの活動をおさえる。

(3) 水上輸送については、港内における積卸の際の臨検査を励行するとともに、水上保安機関を整備して密航船の摘発に努める。

(4) 道路輸送については、生産地と消費を結ぶ路線の枢要地点に検問所を設け、間隙のないように取締を行う。

(5) 旅客列車又は検問所において行う取締に当っては、不当に国民の人格を傷つけるような行きすぎのないように留意させる。

四、公定価格表示の励行

(1) 販売店舗における公定価格表示の制度を励行させる。

(2) 末端配給において、品質、等級をいつわり、又は虚偽の公定価格表示をすることを防ぐため、できるだけ生産者の手許で、印刷又は証紙貼付などの方法であらかじめ製品に公定価格を表示させるようにする。

五、闇の出所の閉塞

(1) 企業が統制物資であるその生産品又は生産のための原材料を、従業員に現物給与することは、弊害のないと認められる特殊な場合の外は、絶対に禁止する。

(2) 企業相互間における統制物資のバーターは、特別の事情ある場合の外は、全面的に禁止する。

(3) 企業の自家消費分についても、右に準じて取締る。

(4) 潜在物資を系統的組織的に追究し、任意供出又は強制買上の方法によって産業復興公団に一括集荷し、適正な用途に配給する。このため、従来の機構を一新する。

六、処罰の強化

(1) 総合的取締によって、事前に防止することが闇撲滅の正道であるが、特に常習的な違反者に対しては、厳罰をもってのぞむ。

(2) 没収に関する各種の規定を改正して違反事件にかかる物資の没収を広汎に行う。

第三、闇建築の排除

(1) 現在の建築制限措置の不備な点を改正するとともに、その取締を励行する。

(2) 建築費の高騰を抑止するため、標準設計に対する標準価格を設け、正当の理由なくして高価な建築費を要求する者に対しては、これを暴利として取締る。

第四、取締体制の整備

(1) 経済安定本部の中央地方の監査機構を活用し、経済行政の監査に全力を傾けさせる。特に官公吏の腐敗に対しては徹底的に究明して経済安定本部から主務庁に通告して適宜の処分を行うようにする。

(2) 経済査察官及び経済監視官は、行政警察上の臨検、検査の権限をもつ。

(3) 経済統制の行政方針と、経済違反に対する取締方針とが表裏一体となるように、経済安定本部と検察当局との連絡を緊密にする。

(4) 闇取引に対する全国各地の取締が、その重点や寛厳の度を区々ならしめることのないように、計画的組織的に取締る。

第五、国民運動の展開

一、流通秩序の確立は、全国民が一斉に協力して立ち上らなければその成功をみることは困難である。政府は、次の方法により、活発な国民運動が展開されることを期待し、要望しかつ支援する。

(1)　まじめな産業人の団体、労働組合、農民組合、文化団体等が中核となって、相互に闇の撲滅を助け合いかつ監視し合うこと。

(2)　消費者が、健全な生活協同組合組織を発達させ、団結して、国家の統制秩序の下に、自から正しい配給に積極的に参加すること。

二、政府は、国民が、正しい配給方法と正しい価格を常に知ることができるように、中央地方のあらゆる機関とあらゆる方法とを使って、できるだけの宣伝啓発を実施する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―五〇。

## (21)　均衡予算堅持のための三原則をめぐる各大臣・マーカット経済科学局長会談要録

（昭和二二年一一月一四日渉外特報第二四号）

大蔵省渉外特報（二四）昭和二十二年十一月一四日渉外部

各大臣・マーカット代将会談要録

出席者　栗栖蔵相、苫米地運輸相、三木逓相、米窪労相、西尾官房長官、和田経本長官、都留経本副委員長、今井給与局長、石田渉外部次長、志場秘書官、柏木事務官

マーカット代将、ファイン博士、コーヘン氏、スタンチフィールド氏、ルカウント氏、アルバー氏、外二氏

マーカット代将

経済危機は近付きつつある。一、八〇〇円基準堅持というも、事実は然らず、労働攻勢は激しくなり闇取引は盛になっている。此の際是非とも流通秩序の確立に努めねばならぬ。それには単なるプランのみではだめだ。司令部と日本政府と緊密な連絡を保ち、具体的な仕事をやらなければならない。昼夜の別なく懸命に働いて問題の解決に当らねばならぬ。具体策はあるか。

和田長官

野菜と魚類については近く案を具して御相談する。



北海道における石炭手当の必要は認識している。基本的な問題としては財源があるか否かの点であり、尚手当を貰っても実際に石炭が入手し得るかを研究せねばならない。

西尾官房長官

マーカット代将の三原則については賛成である。中労委の権威は認めているし、其の意見は出来るだけ尊重したい。中労委の最後案は本日午後二時にできるがこれをのむことは難しいと思う。官公吏の生活は実際苦しいが財源がないので困難な問題であるが然し何とか乗切って行くつもりである。

労働問題解決の障害は共産党で特に北海道において威力を持っている。共産党はすべて政府の責任であると言うが北海道の労働運動には二つのスローガンが必要である。第一は先づ石炭からと言うこと、第二は石炭が出ぬのも、待遇改善が出来ぬのも、共産党のためだと言うことである。石炭手当についても共産党は吉田内閣でさえ石炭をくれたのに、片山内閣は石炭さえもくれぬと宣伝している状況だから至急御承認を戴きたい。財源はあると大蔵大臣が言って居られる。

マーカット代将

西尾氏が廿五年間反共の旗を掲げて労働運動をやって来られたことに敬意を表する。同氏の考え方は正しいと思う。共産党が日本経済を毀すよう運動をしていることが分ったらもっとドラスチックな行動をとらねばならぬ。

石炭手当は財源と石炭とがあれば交渉の余地はあろう。

苫米地運輸相

本月廿日に国鉄労組の委員の総選挙が行われるが、北海道からは反共派を選出せしめたい。よってそれに間に合うように至急石炭手当を出せるよう御承認を得たい。

マーカット代将

反共政策は大いに我々もサポートする。本日は新顔も二、三見えたが今後司令部側と益々緊密な連絡を保って協力してやって行かれたい。

出所　大蔵省資料Z五〇八―五。

## (22)　当面の通貨安定施策について

（昭和二二年一二月二八日大蔵省）

当面の通貨安定施策について（二二、一二、二八大蔵省）

通貨の安定は、政治、経済、生産、労務、金融、財政に亘る各般の問題の解決を意味し、当面の通貨安定の施策を述べることは綜合的、網羅的にならざるを得ぬので茲には特に予算編成問題に関連し考究すべき問題のみを掲げる。

(甲)　外資の導入

我国の経済は当面自力のみによる再建は困難であり、連合国の援助を俟つ外はなく問題は如何にせば適時に外資の援助を仰ぎ得るかということ、如何にしてそれ迄何とか持ちこたえるかということであろう。即ち通貨政策としても如何にして経済秩序を混乱に陥れないで、つないで行くかということを重点とすべきではあるまいか。よって左の如き、広い意味での外資の導入を最も重要な基本国策として懇請することが必要であろう。

(イ)　緊急援助貨による食糧その他の輸入とその適時の放出

(ロ)　回転基金の急速且つ効果的な運用

(ハ)　本格的な経済再建用クレヂットの設定

(ニ)　真面目なる民間外資の導入の促進

(乙)　国内的施策として問題となる事項

(一)　生産面の問題

(二)　労働問題

貨金水準の安定の問題に関し物価公定の一環として貨金の統制を為すことの可否（占領直後のディレクチブに於て物価の統制と並んで貨金の統制を行うべき旨が指示されて居る）

(イ)　貨金の直接統制の可否（法令が遵守されるように実行できるか。労働攻勢を激化せぬか。実行するとせば物資の傾斜配給により公定貨金の実質的裏付をすることが必要であろう）

(ロ) 物価公定の原価要素として賃金を調整せんとする現行方式は実効が挙らぬのではないか

(ハ) 賃金調整を所謂赤字金融問題として金融機関の責任に委ねることは不可ではないか

(ニ) 物資の配給、税金の徴収、賃金の使途等に関し不当に賃金に流用される虞のある点を各方面から抑えることによって賃金を調整する方法の可否

(ニ) 財政金融面の問題

(1) 国民所得に対し適正なる限度の歳出に止まらざる問題（歳出は多くても税収で賄えればよいという考え方の可否）

(2) 租税等経常歳入の限界の問題（殊に徴収技術に関する問題）

(3) 生産公債の問題

資金計画と国民貯蓄により産業資金と公債とを賄うことを要し公債が日銀引受となってはならぬこと、従って資金蓄積の見込、産業資金需要の見透をたて、蓄積に余裕があれば消化可能の限度では生産公債の発行を考慮し得る（現状では広義の生産公債たる復金債券も殆んど日銀引受となって居り蓄積に余力を生ずる見透は立ちにくい）

其の場合

(イ) 事業の選定に当っては災害復旧及び民生の安定に重点を置くこと

(ロ) 市場消化については、差当り、従来通り金融機関の公募に俟つか漸次大衆の直接消化を促進すること等の問題がある。

(4) 地方財政確立に関し研究すべき問題

(イ) 地方公共団体の行う事業を再検討し、原則として各団体の財政負担能力に応じた事業量に止めること

(ロ) 国庫の補助を、災害復旧、その他公共事業で真に必要やむをえぬものに限り且つその補助割合を地方の起債能力等を勘案して適正に定めること

(ハ) 右により尚必要とする起債については専ら預金部資金による消化を確保すること

(5) 金融面の問題

金融面の施策としては健全金融の確立の為

(イ) 復金融資の検討

(ロ) 融資準則の適正なる運用

(ハ) 通貨発行審議会による通貨発行量の規正等が必要であるが特に証券民主化につき左の如き問題があろう

(a) 配当制度の緩和（実施ずみ）

(b) 証券金融の拡充（一部実施ずみ）

(c) 法人税の再検討

(d) 証券民主化の宣伝啓蒙（司令部において特に重点を置いている）

(e) 臨時資金調整法の検討

(f) 郵便局売出公債による株式の買入

(g) 証券取引法の実施と証券取引所の再開

(ホ) 赤字金融問題に関連し将来長期に亘り増産を期するには合理的なる価格を設定する必要があり赤字金融による所謂傾斜生産は検討の要があろう（例えば石炭問題）

出所　大蔵省資料Z五二六―一―七。

## (23) 石炭企業等新勘定赤字の暫定処理方針（案）

（昭和二三年二月一七日経済安定本部財政金融局）

石炭企業等新勘定赤字の暫定処理方針（案）（二三、二、一七経本財）

石炭企業等新勘定の赤字は過度経済力集中排除、企業再建整備の関係に於いて早急に処理しなければならない要あるに鑑み、根本対策は別途これを講ずることとし、差当りは左に依ってこれを処理することとする。

A、石炭企業

一、過度経済力集中排除により企業が分割される場合を除いては会社を其儘存続させることとすること。

二、原価補償未済分（自昭和二十一年四月至二十二年六月の期間）を政府に於いて速かに補償すること。

三、政府の補償に依ってもなお残存する赤字に付ては之に相当する額を特別の勘定を設けて整理棚上せしめること。

右棚上の勘定に付いては企業再建整備の一応の実施を俟って適当な時期に資産の評価増に依って補塡せしめ、なお残存する赤字の措置については更に別途これを考究すること。又、右資産の評価益に付いては免税の措置を講ずること。

四、過度経済力集中排除により企業が分割され第二会社をつくる場合に於いては前号の棚上勘定は資産として新会社に引継ぎ得るものとすること。

五、企業の維持に支障を来たさないために要すれば債権の取立に関し必要な措置を講ずること。



主要会社新勘定赤字額調（除石炭）

（単位　千円）

| 会社名 | 公称資本金（払込資本金） | 新勘定未整理支払勘定（年月日現在） | 新旧勘定併合予想時新勘定赤字額 |
|---|---|---|---|
| 日本製鉄㈱ | 800,000 (800,000) | 845,790 (22. 6. 30) | (一) 458,143 |
| 扶桑金属工業㈱ | 418,750 (418,750) | 584,998 (22. 8. 30) | (一) 43,630 |
| 大同製鋼㈱ | 132,000 (82,500) | 368,081 (22. 9. 30) | (一) 343,557 |
| 昭和電工㈱ | 244,000 (152,500) | 470,520 (22. 11. 30) | |
| 東洋高圧工業㈱ | 65,000 (48,200) | 272,308 (22. 9. 30) | (一) 59,437 |
| 三井化学㈱ | 121,500 (101,250) | 165,397 (21. 8. 11) | (一) 50,000 |
| 日鉄鉱業㈱ | 150,000 (150,000) | 196,562 (21. 8. 11) | (一) 34,584 |
| ㈱池貝鉄工所 | 50,000 (43,250) | 63,217 (22. 11. 30) | (一) 16,023 (22. 10 現在) |
| 東京光学機械㈱ | 15,000 (15,000) | 22,773 (21. 8. 11) | (一) 665 |
| ㈱英工舎 | 10,000 (10,000) | 20,087 (22. 12. 31) | (一) 15,266 |
| 富士産業㈱ | 500,000 (500,000) | 216,605 (22. 8. 31) | (一) 26,924 |
| 日本金属産業㈱ | 31,500 (27,750) | 36,353 (22. 8. 31) | (一) 3,046 |
| 王子製紙㈱ | 310,000 (310,000) | 335,743 (22. 8. 20) | (一) 91,473 |

石炭五社新勘定赤字額調

（単位　千円）

| 石炭五社 | 未整理支払勘定 (22. 9. 30) | 新旧勘定併合時新勘定赤字 |
|---|---|---|
| 三井鉱山 | 734,518 | 2,089,749 |
| 三菱鉱山 | 522,880 | 1,576,767 |
| 北炭鉱山 | 272,706 | 1,157,378 |
| 井華鉱山 | 174,967 | 645,655 |
| 古河鉱山 | 136,721 | 372,546 |

他社二十社モ同様

B、その他の企業

一、石炭企業以外の企業で新勘定に赤字を生じたものについては概ね石炭企業の場合に準じこれを処理することとすること。

備考

本件実施に必要な法制的措置を講ずること。

出所　大蔵省資料Z五一一―二五〇。

## (24) 臨時資金調整法廃止、企業新勘定赤字処理、特経会社の資本構成是正等の経緯（大蔵次官事務引継資料）

（昭和二三年三月一二日理財局経済課）

経済課関係重要事務引継事項説明（理、経、二三、三、一二）

一、臨時資金調整法の廃止について

(イ) 経過

昨年十月十六日総司令部財務課シャベル氏より理財局長に面会申込あり局長、経済課長、商工省財務課長、日銀資金調整局審査課長同道にてシャベル氏に面会、同氏より外資導入に関し、臨時資金調整法は障害になるから廃止するよう勧告があった。これに対し、日本側は関係各省が安本に参集して協議の結果、資金調整法運用の現状、同法の意義及び現段階におけるその必要性を述べた書面を提出して総司令部の再考を求めることとし、十月二十七日これをシャベル氏に提出した。これに対してシャベル氏は更に研究するとの話であった。

その後十二月五日、総司令部財務課ブレントリンガー氏より経済課長に対して、臨時資金調整法を廃止すべきこと、同法廃止後の措置としては、資本発行は自由にすること、物資の割当制度及び銀行信用政策の運用を強化することを口頭を以て伝達し、日本政府の発意として所要の法案を国会に提出すべく要請した。その後理財局長及び経済課長より司令部側の主張を数次に亘って強調して来たが、ブレントリンガー氏は若し日本政府が自発的に同法廃止の措置を講じなければ、司令部よりディレクティブを出すであろうと云うことを通告して来た。

そこで十二月十六日閣議の諒解を得て理財局長より正式に総司令部財務課長ルカウント氏宛に資金調整法は廃止すること、同法廃止後の所要の措置については新に立法すること、この為必要な法律案は国会再会後成る可く速かに提出することの三点を記載した書面を提出した。

右と同時に関係各省において至急臨時資金調整法廃止後の所要措置について協議し、一応取纏めた案を経済課長個人の試案としてブレントリンガー氏に提出すると同時に、一方これと併行して、大蔵、商工両大臣及び日銀総裁より司令部経済科学局長マーカット少将に資本発行調整の必要なる旨を申入れ再考を促すこととした。

因に、大蔵、商工両大臣、日銀総裁共何れも不急不要産業の資本発行は厳に抑制すべしとの意見であった。然るに一方ブレントリンガー氏は一月二十一日の再開早々の国会に是非共廃止法を上程すべきことを要望して来たので一応経済課長より、大蔵、商工両大臣及び日銀総裁よりマーカット少将への申入の次第もあり、不急不要産業の資本発行を抑制することを含めた、事業資金臨時措置法案（附則を以て資金調整法を廃止）を同氏に提出した。ブレントリンガー氏は、同案が資本発行の統制を含んでいる点に非常な不満の意を表して案を全然審議せず、この上はディレクティブを書くより外方法がないとのことにて、遂に物別れの状態に陥った。（一月一七日）

これより先日銀総裁、大蔵大臣、商工大臣がマーカット少将と会見の際、マ少将は臨時資金調整法の廃止ということは、司令部としては未だ決定を見たわけでなく、日本側より案の提出があれば、慎重に研究すべしとのことであった。

超えて二月十六日、司令部GSのハッセー中佐より内閣官房次長曾彌氏に対して、「資金調整法は新内閣成立早々廃止すること、その後の措置については、廃止法提出後に、司令部は日本政府と協議するであろう」という趣旨を口頭を以て申入れて来た。

この申入れが、ハッセー中佐が実状を充分に承知した上でなされたものであるか否かについて確かめるため、経済課長から直ちにハッセー中佐に面会を申込んだが、同中佐は兎に角廃止法を司令部に提出した後でなければ、一切の会談に応ぜられぬとのことで、面会を拒否せられた。



又右の申入れは内閣総辞職後に行われたため、大蔵、商工両大臣より司令部と交渉することは不適当であったので、便宜日銀総裁より、マーカット少将に対して、右ハ中佐の申入が衆の日銀総裁よりマーカット少将に対する申入の回答であるか否かを確めることにした。この会見において、マ少将はルカウント氏同席の下に、日銀総裁に対して、GSハッセー中佐より官房次長への口頭申入は、自分としては何等承知し居らぬこと、日銀総裁が是非共不急不要産業の抑制を必要と考えるならば、至急その案を提出して貰い度き旨述べた由である。

これらの経緯に鑑み関係各省事務当局は安定本部を中心に協議の結果、廃止法及び事後における新立法の準備はこれを進めるが、その取扱については暫らく静観し、新内閣の成立を俟って方針を決定することとすると共に、一方日銀総裁よりマーカットに対し日本側の案を至急提出することとした。

以上が本件に関する経緯についての概要であり、最終的な方針は未だ何等の決定を見るに至っていない。

(ロ) 司令部側の臨時資金調整法に対する反対論拠

(a) 当面の経済復興に必要な資本蓄積を阻害すること。

(b) 外資の導入を心理的に圧迫すること。

(c) 企業形態の民主化のための株式の分散を図ることを困難にする。（増資を抑えるから）

(d) 国籍によって差別待遇をすることができる。

(e) 証券取引法により新規資本発行の際登録が実行せられれば、新設、増資は公衆の判断に任せればよい。

(f) 資金調整は公正な自由競争を妨げ憲法に違反する。

(g) 事業活動に対して官僚が権力を揮って統制する弊害がある。

(ハ) 日銀総裁よりマーカット少将に提出した案の要旨

(a) 事業設備は許可制にする。

(b) 丙種産業の資本発行は許可制にする。

(c) 金融機関の融資規制を本法に移してこれを強化する。

(d) 資本の発行については、調整協議会を設けて時期的調整を図る。

(ニ) 事務当局案の要旨

(a) 大蔵大臣は金融機関資金運用準則を定め、金融機関の資金運用はこの準則に従わせる。

(b) 金融機関の非業設備資金の融通は許可制にする。

(c) 丙種事業を含む会社の資本発行を許可制にする。

(d) b及びcで許可を受けた場合の外事業設備の新設、拡張等は許可制とする。

(e) 金融機関から資金の融通を受けた者に対し、当初の使途以外への資金の流用を禁止する。

(f) 社債発行は日銀総裁の定める時期、条件に従わせる。

(g) 会社の不正又は不当な経理につきこれが是正の為の命令権限を主務大臣に与える。

(h) 会社の財務諸表、帳簿組織を統一標準化することができるようにすること。

(i) 事業設備の許可制違反に対し工事の中止、設備の転用、譲渡等の命令をなし得ること。

二、企業の新勘定赤字の処理

(イ) 経過

石炭を中心とする重要基礎産業においては、昨年七月の物価改訂以来賃金の昂騰等を主因として、最近次第に新勘定に赤字を生ずるものができ、殊に石炭においては本年三月末までに約百億円に上る赤字が予想せられ、又肥料、鉄鋼、機械工業の一部等には、最近の電力饑饉等により採算が非常に悪化したものがあり、石炭以外の企業の赤字が予想せられるに至った。

これらの企業の内特に赤字の甚だしいものは既に新勘定の負債は新勘定の資産を超過し、経理を安定せしめるために第二会社を作ることすら不

求めている。

以上のように同令部各係官の一致した見解は，棚上案不可，具体的解決策の決定と云うにあるが，その具体的解決方策としても考えていることは各人各様全く異る見解をとっている（㈢参照）。然し乍ら新規定示の如き問題は，従来の凡ゆる経験政策の矛盾だ，総合能中的に表現せられている問題の解決は不可能であつて，政府の最も根本的な施策に触れないでは問題だけだ，ないのだ。

㈢　新規制定示案処理方針として考えられる各種の案

a　国家補償案

昨年七月の物価改訂の際「今後政府補償は一切行はず」と言明してゐる以上，復金債の債権を切捨てる訳には行かない。

b　復金の債権を切捨て負担するの案

(1)　国家負担とするこの否は a と同様。

(2)　復金今後の融資に悪影響より一復金よりの借入は経営が失敗すれば如何。

(3)　企業の政経経営に基く赤字を区別しない。

c　企業再建備法を設定する印象を与える

(1)　復興金融金庫の融資に基く赤字を出すところがないと云うが一応の理由を与える難点。

(2)　国家財政の負担が大きい。

(3)　将来債務の見返りがない。

(4)　政府の保証を切捨てる以外は各種の案

d　新規定示案処理の為の特別立法（第二再整備法）案

(1)　新規定だけで整理するが，新理由を併合して整理するか。

(2)　新規定だけの整理の場合は，大部分の損失は復金が償うことになり各人各様全く異る見解をとっている（㈢参照）。然し乍ら新規定示の問題は，従来の凡ゆる経済政策の矛盾だ，総合能中的に表現せられている問題の解決は不可能であつて，政府の最も根本的な施策に触れないでは問題だけだ，ないのだ。

(3)　従来の諸債権を整理するが，新規定示の場合

e　新規定示案処理の為の特別立法（第二再整備法）案

(1)　新規定だけで整理するが，新理由を併合して整理するか。

(2)　新規定だけの整理の場合は，大部分の損失は復金が償うことになり各人各様全く異る見解をとっている（㈢参照）。然し乍ら新規定示の問題は，従来の凡ゆる経済政策の矛盾だ，総合能中的に表現せられている問題の解決は不可能であつて，政府の最も根本的な施策に触れないでは問題だけだ，ないのだ。

(3)　従来の諸債権を整理するが，新規定示の場合

f　差当り赤字を貸庭預目として棚上げするが

(1)　問題を将来に持越すだけだ。

(2)　国家財政の負担が大きい。

(3)　将来債務の見返りがない。

(4)　政府の保証を切捨てる以外は各種の案

(ハ)

a　商工省の意見

(1)　新憲法二会社に承継して，再建整備法制定以来一年半の方針で，日各社を第二会社とすることは，極めて特殊な場合に限り認めるべきものである。

(2)　石炭業は総て経営計画の起動力となるものであつて，何としても

(3)　商工省の意見

(ノ

企業を助けなければならない。

(3)　他の産業には、全企業が総て破産状態に陥っていようとも、赤字のないしっかりした企業は出まわるであろう。

(4)　同種企業で赤字を出しているものと、赤字のないという問題とは異なる。赤字企業の経営さえ健全になれば処理は比較的容易である。新勘定の赤字処理は旧債権者と新債権者との間の負担関係をどうするかという問題で、特定企業は破産してもよいが、一般的には破産に導くべきではない。

(5)　過去の損を償い、旧債権者には一時年一八厘以降会社が処理に困難なく負担しうる程度の利子を支払うことをもって満足させるよう新勘定の本質論。

(6)　評価換を赤字会社に認めることは、今後の経営上極めて危険。

(7)　企業再建整備法は立法当時なにを考えていたかということは余り相当に重大な事情の変化がない限り、従って当初の方針を固執すべきである。石炭以外の赤字約三十億円が全融機関に負担せしめられるが、百円でも赤字が出たら特別措置をするか、赤字の限度を決めること。

(8)　百円でも赤字が出たら特別措置をするか、赤字の限度を決めること。

b　大蔵省の意見

(1)　企業再建整備法は立法当時なにを考えていたかということは余り相当に重大な事情の変化がない限り、従って当初の方針を固執すべきである。石炭以外の赤字約三十億円が全融機関に負担せしめられるが、百円でも赤字が出たら特別措置をするか、赤字の限度を決めること。

(2)　個々の企業を潰すことが、当該業種の生産阻害を及ぼすことになるかどうかを考慮して重大な影響を及ぼし、悪なければ一律に処理すべきこと。

(3)　復金を始め、金融機関にとって石炭企業への債務の処理については信用組織に匹敵な変動を及ぼす。例えば一億円の損が一金融機関に負担せしめられれば、当該金融機関は到底自力で回復し得ないであろう。

(4)　石炭のみならず全企業について措置しうるが、一律の処理は不当である。

(5)　復金の融資は全部が低利であるが、再評価の損失は負担しない。

(6)　国庫補給金は一般会計の負担となるが、これは復興金融金庫の損失補償金として国庫負担とすべきである。

(7)　再評価差額金は、資本金組入れ、欠損補てんに充てるべきである。

(8)　外資導入は、国内資本の充実を待ってからでは遅すぎる。

c　ロビンソン氏（政務調）

金融機関への影響は避けられない。

d　ソフィアトヨシカー氏（財務調）

国庫補助を適当とするが、必ずしも固執しない。

(1)　評価損は将来必要であるが、それは赤字の原因となり、赤字補填のためには国庫負担を増加しなければならない。

(2)　国会の実情に応じて決めるべきで、全額に限定をつけるべきではない。

(3)　然し評価益については、現実に借金を返す力がないから、増資を行う等の方法によって、新勘定に移すべきである。

(4)　債権者は大部分が商務省の不合理であるので、政府が補償せよと主張するであろう。（今非常時の性質をよく考慮する必要がある。）

(5)　石炭企業のみならず、他の赤字産業の処理との関係もよく総て平衡を保つ必要がある。

三、特別経理会社の整理

(イ)　総論

a　終戦計画課の整理基準として、会社の資本金が「国民経産と通常固定インフラ設備の合計額の千分の七という額を基準とする」旨が定まるのだった。

b　然しその国民負担の軽減については、終戦直後の現況及び見込が経営困難であるとの理由で本経営会社に対する残額の徴収が出来ず、従って当初予定されたものの約六分の一しか徴収されていない。

c　然るに、総近フインフレーション発展が、国の如き発展途上国の際問題としては、新勘定債務は、第二会社の設立だけでなく、第二会社の資本金の残額の徴収についても適正な基準を示すことが必要である。

(4)　第二会社の資本金の残額は、第二会社に出資した資産から生ずる収益をもって充てるべきである。

(5)　石炭企業のみならず、総ての企業について適用すべきである。

b　フィリップ氏（財務調）

(1)　復金は一般的な組織をすべきではない。

(2)　国庫補助は適当である。

(3)　現在の経営者を存続させるべきである。

d　その際、共に経営困難な会社は特殊会社に指定すべきである。

(4)　石炭のみならず全企業について措置しうるが、一律の処理は不当である。

を実現するがどうかとの質問があったので、経済課長から、この提案には反対である旨を表明した。(ハ)参照)

e　その後直ちに経済課長は財務課のブレントリンガー、ロビンソン両氏に対しブッシュ氏から右の提案のあった旨を報告したが、同時にブッシュ氏からもロビンソン氏に連絡があった由で、財務課は強硬にこれに反対し、目下司令部内部で検討中の模様である。

f　右と関連し、ブッシュ氏から、この問題が落着するまで、整備計画の再建整備委員会附議を見合せるべき旨口頭にて指示があり、目下整備計画の認可はストップしている。

(ロ)　資本構成是正に関するブッシュ次長の提案

a　特経会社は整備計画で経理基準通り増資すること。

b　右増資株は、旧債権者たる金融機関に代物弁済として額面を以て、交付すること。(この場合旧債権者に現金弁済の選択権を認めない。)

c　右の株式を受取った金融機関は、当該株式を三ケ月以内に旧株主に額面を以て売却し、債権を回収すること。

d　右期間内に株主に売却できなかった株式は、これをSCLCを通じて、一般に売出すこと。

e　この方法は法律改正によらずして実行できる。

(ハ)　ブッシュ次長の提案に対する経済課長の反対意見

a　金融機関に金銭弁済の選択権を与えぬことは困る。即ち金融機関は株式を受取ることによって、資産の流動性を害するし、現在の市場の状況では、株式は何年も売れないで残ることとなろう。従って金融機関は資産内容が悪化する(この点についてはブッシュ氏は、普通で行けば、金融機関は長い間債権の回収ができず、この方法による場合よりも長くコゲ付くであろうとのことであった。)

b　SCLCから売り出す場合には額面以上で売れると云う保証はない。額面を割る場合には、その損は金融機関が負担しなければならぬ。この様な危険負担は金融機関として困る。

c　売れない株式をSCLCに委託して売出すこと、銀行が旧株主に株式を売却する場合に一般の場合と同様株主に引受権の譲渡プレミアムの請求を認める為には法律の改正を要する。

四、雑　件

(イ)　臨時資金調整法の廃止と関連して、ブレントリンガー氏は、同法廃止後においても会社に未払込資本金が残らぬ様立法したい旨要望している。その為権限資本金(オーソライズドキャピタル)制度の採用等をも考慮せられ度いとの申入れがあった。

(ロ)　昨年十二月の企業再建整備法の改正に関連する同法施行令中改正案は、未だにGSより承認を得られない。(GSにその理由を照会しても、その理由を明かにして呉れないが、恐らく、一部は法律を以て規定すべきであるとの意見と思われる。)

(ハ)　集中排除法に基く再編成計画には、企業再建整備法に基く整備計画の記載事項が殆んど全部網羅せられて居りその一部は集中排除に全然関係がない(例えば特別損失の計算や仮勘定の処理)事項であるに拘らず、集中排除法に伴う再建整備法の特例法において、整備計画は再編成計画の内容に一致させなければならぬと規定されているため、特別損失の額等の再編成計画によって拘束されるような不合理を生ずる。
右につきアンティトラストのブッシュ次長と打合せの結果これ等の事項については、再編成計画は、整備計画の定める所によると云うことで決定することにしたが、その場合如何なる項目を整備計画に譲るかについては、今後ブッシュ次長との協議を要する。

(ニ)　監査士法案については、計理士制度調査委員会及び大学教授の会合で案を練り、司令部に非公式に提出中であるが、ブレントリンガー氏より大体異議なき旨回答があった。なお、アンティトラストのブッシュ次長、リクイデーションブランチのアリソン班長の承認を俟って正式に案を進める予定である。

(ホ)　会社の財務諸表の標準化については、昨年十二月当省に財務諸表改善統一調査委員会を開いて研究し、その細目の研究を産業経理協会に委託したが、最近総司令部のリサーチディビジョンから、司令部が中心となって、関係者を集めた委員会を作って研究を進めたいと申入れがあった。

出所　大蔵省資料Z五一一―四七〇。



## (25)　予算均衡、経済再建等をめぐる北村、栗栖両大臣とドレーパーミッションとの会談記録(昭和二三年三月二七日渉外部)

ドレーパー氏との会談記録(渡辺渉外部長記)

北村蔵相及び栗栖安本長官は三月廿六日一時間余に亘って来朝中のドレーパー氏一行と会談を行った。

出席者　日本側　北村・栗栖両大臣　渡辺渉外部長　都留安本副委員長他一名
柏木大蔵事務官
米国側　ドレーパー　ジョンストン(Chemical Bank and Trust Company New York 会長にして今回の一行の団長)　ローリー(Garantee Trust Company 前副社長)　リップスマン(財務省国際金融局)　フォックス准将等

ドレーパー氏は会談の初は参加せず、ジョンストン氏座長として先づ今回の渡日の目的を述べた。

ジョンストン　吾々は米国政府からの依頼に依って日本の経済の再建を促進する為に、吾々の経験を役立たせ度いと思って来たのであるが、吾々は魔術師ではないから、別に驚く様な名案が有るわけではない、ただ、米国の実業界に身を置いたものとして、その勧告が有効に利用されれば幸であると思って居る、吾々は何処からも報酬を貰う事なく全く中立の立場であるから本日は卒直に意見を交換致し度いと思う
先づ蔵相に伺い度いが、大臣の目下の最大関心事は何であられるか

北　村　目下来年度予算の編成期でもあり均衡ある予算の編成が自分としての最大の関心事である

ジョンストン　来年度予算は均衡を保ち得ると御考えになるか

北　村　困難はあるが、均衡を保たねばならぬと考える

ジョンストン　総額はどの位と予想されるか

北　村　一般会計二千六百億円程度と考える

ジョンストン　特別会計も加えて総体の予算額は如何

北　村　詳細は資料を整えて御目にかけ度いが、三千数百億円になるかと思う

リップスマン　租税収入の見込はどの程度であるか

渡　辺　本年度は一千三百四十億円であったが、来年度に就いては恐らく一千七、八百億円になるであろう

ジョンストン　酒、煙草に関する税金も含んで居るか

渡　辺　酒の税は含まれるが、煙草は専売であるから別である

ジョンストン　終戦処理費は来年度、どの位になると考えるか

北　村　約七百億円と考える

ジョンストン　税金の収入が不振である理由は何処にあるか

北　村　第一に国民が新しい納税方法に慣熟して居ない事、第二に税務職員が経験に乏しいのに一方納税者が七倍にも増えた事、第三に一時に多額の税を納める事が納税者として困難な事、第四に租税負担が重い事等である

ジョンストン　貨金の統制を日本政府は行う考えがあるか

栗　栖　物価統制を必要とする間は経済上は賃金統制を伴わぬ場合にはインフレの抑制は困難であると考えるが現況ではその実行は困難であると思う

ジョンストン　断って置き度いが、自分は決して賃金統制を勧めるものではないアメリカでは、戦時中、賃金統制を行ったがかかる事は無くて済む事が望ましい、国民も好まぬし、政府の立場も悪くなる

北　村　予算問題と共に、労働問題が極めて重大と考えるが、それにつけても、食糧の不足が労働不安の最大の原因になって居る事実に鑑みて、食糧輸入を是非とも増加せられ度い

ローリー　食糧の中間に流れる割合はどの位であろうか

北　村　正常取引と闇取引との割合は判定困難であるが、個人の消費状況からみ

ると金額的に見て三、四割は㊙六、七割は闇かと考える

ジョンストン　闇取引防止の手段如何

北　村　料理屋を閉鎖させた他、流通秩序に対する監視を厳重にして居る

ジョンストン　闇退治の一番よい方法は、食糧を豊富にする事である

次に物価改訂は近く行われるつもりであるか

栗　栖　政府は昨年七月改訂を行ったが、ここ二、三ケ月中に更に調整を行う考えである

ジョンストン　賃金は落着くと考えられるか

都　留　電産争議の結果、五千三百円の水準が組合及び経営者の間で話合いが出来たが、これに対して政府職員は二千九百二十円に過ぎないのであるから更に要求が強くなるのではないかと考える

ジョンストン　日本の銀行は資本が少な過ぎるので、その信用を確立する上からいって資本の充実を行う必要があるのではなかろうか、日銀の一万田総裁はその計画があるとの話であったが、貴下の御考えは如何であるか

北　村　全く同感である、就いては銀行に対して、集中排除の適用をしない様願いたい

ジョンストン　銀行及び保険会社については、集中排除は適用しないものと諒解して居る、自分もローリー氏も、銀行家であるが、戦前に三井、三菱両銀行等の信用が非常に大きかった事を承知して居る、輸出業者の信用よりも、その手形を引受けた銀行の信用がものをいう事は申す迄もない、日本は現在管理貿易であるが将来民間貿易に切換った場合の事を考えて、銀行の信用を高めねばならぬ、銀行を分割する事はこれを強くする所以ではない

日本の再建の為には日本人が自ら働く事が何よりも大切ではあるが、同時に賠償の問題を至急に解決する事、及び船を日本に与える事が極めて大切である、英国が船舶を必要とする如く、日本も船無しではやって行けないと考える

北　村　為替レートに就いては如何んな考えをもって居るか

ジョンストン　国内安定が先である、今の所為替レートを設定する事は困難かと思う

栗　栖　為替レートの問題は、二つに分けて考える必要がある、通常の意味の為替相場は日本経済が現在の如く不安定である間は、御話の様に、これを設定する事が困難であるが、同時に現在の管理貿易は、極めて繁雑な手続きをもって行われて居り、円価格でかたがついても、その弗価格は不明であり、弗価格でかたがついても円価格が不明である、この様な煩雑な手続を省略する為に一種の Conversion rate は必要かと思う、又その場合例えば竹製品は一弗は二、三拾円で引合うけれども、陶器は三百円、綿製品は三百四、五拾円でなければ引合わない有様であるから、産業別に複数レートを設定する必要があろう

ローリー　為替相場を今決めても、毎日これを変えなければならない様にはならないだろうか、又複数レートは一種の補助金と考えられる

ジョンストン　この問題はマーカット少将と相談しなければ、未だ何とも言えない、一年半前には、国際間に通貨安定基金を設けて、世界銀行を造る等の構想が立てられたが、その後の世界の政治情勢の変更によって、実情は余程違うと思う、日本は生産を増加して、その輸出に依って食糧を買わねばならぬ

北　村　産業を復興させる為には、労働問題が解決されなければならず、この為には又食糧の確保が必要となるので、相互に関連した難しい問題と考える

この時ドレーパー氏が会議に参加して、ジョンストン氏からこれ迄の会談の要旨を掻いつまんで説明した。

ドレーパー　予算をバランスする見込はあるか

北　村　一般会計に就いては困難はあるが、バランスは出来よう、併し特別会計に就いては或る程度の赤字が出るかもしれない

ドレーパー　昭和廿二年度に於ける財政上の赤字一千五百億円の中資本的支出に属するものと然らざるものとの割合はどの程度であるか（注　一千五百億円の赤字とは一般会計、特別会計、復金及び地方財政の赤字と合計した司令部作製の数字である）



北　村　約半分が資本的支出と考えられる

ドレーパー　資本的支出であっても、通貨が出る点に於てはインフレーションに寄与する事になる

リップスマン　尤もこの数字の中には inventory に属するものも含まれて居る

ドレーパー　特別会計の赤字はこれを funding する事が出来るか

北　村　特別会計の資本勘定に就いては、公債発行を必要とするかもしれないが、この分は貯蓄増強によって、銀行にもたせる他ない

ドレーパー　国債を国民に直接もたせる事は出来ないか

栗　栖　戦時中には国債を国民に直接売出したが現在の状況では困難であろう

ドレーパー　貯蓄証券の如きものではどうであるか

栗　栖　経済の安定がもっと得られた後でなければ、中々困難であろう

ドレーパー　自分の考えの通りである、即ち特別会計の赤字は料金の値上げでカヴァーすべきものであると考える、尚、税金の徴収は如何であるか

北　村　来年度は改善されるものと考える

尚、終戦処理費は、依然として予算上の最大項目であるが、この中資本的支出に属するものもあるけれども財政均衡の上からこの経費の有する重要度も看過出来ぬ

ドレーパー　如何なる国でも或る程度の軍事費の負担をして居るのであるから、これに見合うものと考えるべきではないか

北　村　尚、予算の均衡保持に関連した問題について用意した書面があるから、御覧に入れ度い

又、栗栖安本長官からも用意された書面を提出し会議を終った。

尚一行は一両日中に朝鮮に赴き来週火曜日（三十日）頃日本に帰還するとの事であった。但しローリー氏はその間日本に留まり報告書をまとめる模様である。

一九四八、三、二七

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

## (26)　軍事公債利払停止、主計局の内閣移管等につきマーカット・渡辺会談記録（昭和二三年四月一〇日渉外特報号外）

大蔵省渉外特報（号外）

マーカット少将との会談記録（昭和廿三年四月十日渡辺渉外部長記）

渡辺は本四月十日（土）単独にてマーカット少将に会見大要左の如き会談を行った。

渡　辺　軍事公債利払停止の問題について北村蔵相の命を享けて少将の意見を伺い度いと思って来た、この問題は政治問題であると共に経済問題である、政治問題については司令部は常にその圏外に立つ様に努めて居られる事はよく承知して居る所である、併し又同時に重要な経済問題については、司令部が深い関心を持って居る事も又知って居る、軍事公債の問題に関しては既に懇談会が四回に亘って開かれ論議が重ねられたが一致した結論に到達せずに居る、併し北村蔵相の見らるる所では利払停止の見解は手ひどく論駁せられた為現在では打切論者で引込む為のロ実を求めて居る状態の如くである、吾々はこの問題が外資導入、経済再建の為に悪影響があると考えるのであるが、司令部としてこの問題について何等かのアクションをとられる考えがあるか

マーカット　この問題に就いては既に公式に芦田総理、北村蔵相及び栗栖安本長官に自分の意見を申述べてある通り、この際停止を行う事は日本経済にとって極めて不幸な事だと考える、併し貴下がよく承知せられる通り司令部としては日本政府を通して占領行政を行って居るのであり、あらゆる問題に就いて司令部が直接働きかける事は出来ない、これ迄も自分は数回に亘って芦田内閣の危機を救う為に力を貸した、例えば六・三制の予算の如き例がそれである、司令部としては必要な場合に、ステップ・インする事は出来るけれどもあらゆる問題について一々乗出す事は適当でないと考える

渡　辺　本問題に就いては社会党左派丈の意見ではなくて社会党が党大会に於て

打切の方針を決定しておる事情にあり、政治的には簡単に解決し難い状態である

マーカット　自分の考えでは懇談会に於て一般に結論が出ないのであるから政府としてはこの問題については、少くとも今直ちに打切の実行を為す事は見合せておくのがよいと思う、社会党が党議として決定しておるのであれば、その面目をつぶさない為には本問題を打切る事なく将来事態によっては考慮する事もあるとの立前で問題を未決のままにしておく事が望ましいと考える、何れにしても本問題については常に情報を自分に提供してもらい度い、日本側に於て問題の解決をはかってもらい度い事は、今申した通りであるが我々としても研究しておき度い

渡　辺　若し今后ストライキ等がなければ百パーセント以上の徴収が出来ると思う、但し専売収入については多少の欠陥が出るかもしれぬ

マーカット　専売は止むを得ないが、税金は是非百パーセント以上徴収してもらい度い、そうすれば、外資導入が容易になる

渡　辺　判事について一般水準よりも高めに決める必要は理解出来るが、一般水準からみてあの提案は高きに失すると思う

マーカット　その通り、裁判所が独立の権能を有するとしても、その給与について一般の基準を乱す事は適当でない

渡　辺　主計局、行政調査部を統合して内閣に移管する問題についてGSからESSに照会があった事を少将は聞いておられるか

マーカット　初耳である

渡　辺　本問題は行政調査部と主計局とを統合すべしとする意見に端を発しておりその統合した機関を内閣におくか大蔵省におくかという議論になったのである、我々は現在の如く予算の編成が歳入の問題と密接に関係づけられておる際、予算編成の機能は、是非とも大蔵省に存置したいと思う

又、内閣に移管した場合に於ては、主計局の立場を閣議に於て強く主張する事がかえって困難となる危険もある

マーカット　よく分ったからこの問題について自分で研究してみる事としよう

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。　一九四八、四、一〇

## (27)　物価改訂に関する司令部内部に於ける調整をめぐるリード・渡辺会談記録（昭和二三年四月一九日渉外特報号外）

大蔵省渉外特報（号外）

リード氏との会談記録（昭和廿三年四月一九日渡辺渉外部長記）

渡　辺　物価問題に関する司令部内部に於ける審議状態は如何か

リード　去る十七日（土）に一度内部の相談をしたが、本日午后更に第二回の会議を開く予定である。会議の資料としては自分が用意した三組の数字即ち

一　現行の賃金物価水準を維持した場合の数字（この場合価格差補助は一、四八〇億となる）

二　物価の七〇パーセント引上、賃金四千円の数字（価格差補助　四五八億）

三　物価三倍、賃金五千円の数字（価格差補助殆どなし）

の三案について、その数字の妥当性について先づ議論をした、土曜日の会議で歳出については大凡話合いがついたが歳入の数字については未だ結論が出ていない、若し本日の会議で結論が出たらば、マーカット少将の所で、この三つの行き方の中何れの方法を採るかについて少将の裁断を仰ぐ考えである

渡　辺　何時頃司令部の意見が確定するであろうか

リード　明後日の定例会見迄には或程度の方向丈でも決め度いけれどもその成否は不明である

渡　辺　今回の価格改訂については一般的改訂を行う事なく主要なる物価についてのみ調整を行い度いと云う事を大蔵大臣も安本長官も述べており去年の



如く価格安定帯という様な考え方は取り度くないという意見があるが、この点に関する司令部内の考え方はどうであるか

リード　昨年の暮辺迄ならば価格の部分的調整という様な考え方で説明がついたかもしれないが現在の如き賃金も大幅に変って居り又石炭の価格とか運賃とかいう様な重要な価格の改訂を行う以上はその影響を無視する事は出来ない、その改訂を安定帯と称うか否かの問題は心理的影響等を考えて如何決めてもよいが、実質的には相当広範囲の価格改訂を行わざるを得ないと考える、この点については司令部内に於て殆ど一致した見解である

渡　辺　一般的改訂を行う以上はこれを誤づける綜合的な対策がなければならないと思うが如何か

リード　その通りである、賃金規制の問題についても司令部内に於て研究が進められておる事は貴下の御承知の通りである

渡　辺　現在の政治情勢からみてこの問題は極めてデリケートであると思う

リード　それに違いない、併し乍ら日本にアメリカが投資をする前提としてはどうしても一般的な経済の安定が必要でありこれなくしては対日投資が完全に中止されると迄行かぬにしても大きな障害を蒙す事になるであろう

渡　辺　今回の物価改訂について司令部がどの程度綜合的にこれを支持するか、という点に対する見方が人によって異り、それが或る場合には物価改訂そのものを躊躇させる原因となっておるものと思う　一九四八、四、一九

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

## (28)　物価と賃金の相互安定対策（ファイン経済科学局顧問の閣議における発言要旨）（昭和二三年五月四日）

大蔵省渉外特報（第六十三号）

大蔵大臣・ファイン博士会見記録要旨

（昭和二十三年五月十二日渡辺渉外部長記）

賃銀安定問題に関する件

一、先づファイン博士より聴取せる本件に関する司令部側の構想左の通り

㈠　賃銀安定方策の動機は、労働者側、企業家側及び公共代表の三者が一緒になって、自発的に実質賃銀の向上を図るための措置を講じ度いというに在る、その方法としては国会において公開的に討議決定されることが望ましいが、内閣が「インステイゲイト」して行ってもよろしく、運び方の如何は問わない

一①　現在の賃銀、物価の相互関係を反映した水準に於ける賃銀率の安定

二　自主的協力により前記の構想を具体化するための行政的プログラムの実施

三　本計画に関し、政党は労働者側の協調を得るやう努力する事

四　本計画への協力は労働者自身の利益であると云ふことを労働者に訴へること

五　石炭、電力、金属工業等の最高賃銀に関しては、これ以上、賃銀の増加を認め得ない

六　低賃銀に附ては、団体契約により賃銀率の差率を回復させる事

七　実質的生活水準の維持と云ふ観点からの活動を調査するための政策を立案する経営者側、労働者側及一般公衆の代表者からなる綜合賃銀安定委員会の設置に賛成である

八　賃銀率の引上げに関しては基準時期に対する生産増加分に応ずる奨励として採用されれば、賃銀率の引上げは承認し得るものである、こうすれば生産の実質的増加により、賃銀の増加によるインフレの衝撃は、惹起されないであらう

欄外　愛知銀行局長筆跡の鉛筆書き記入。

①「ファイン」ノ閣議ニオケル発言要旨

編注　日付はゴム印で押印されており、資料作成の日付か接受の日付か不明である。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―二。

## (29)　司令部の賃金安定方策構想について北村蔵相・ファイン博士会見記録（昭和二三年五月一二日渉外特報第六三号）

大蔵省渉外特報（第六十三号）

大蔵大臣・ファイン博士会見記録要旨

（昭和二十三年五月十二日渡辺渉外部長記）

賃銀安定問題に関する件

一、先づファイン博士より聴取せる本件に関する司令部側の構想左の通り

㈠　賃銀安定方策の動機は、労働者側、企業家側及び公共代表の三者が一緒になって、自発的に実質賃銀の向上を図るための措置を講じ度いというに在る、その方法としては国会において公開的に討議決定されることが望ましいが、内閣が「インステイゲイト」して行ってもよろしく、運び方の如何は問わない

(二)　その構想として、賃銀安定委員会（労、企、公三者参加）を組織する、委員会の任務は、

(イ)　賃銀に関する綜合的方針を立案してこれが実行上必要なる事務組織をつくり、立案に係る諸計画実施の効果を確認する

(ロ)　賃銀と価格との関係を常に現状におく如くする（逆に表現すれば、現在の実質賃銀水準を維持することを旨とするのであって、賃銀の上昇を考えるのではない）

(ハ)　価格改訂を織込んだ新賃銀水準枠（frame）を作成公表する

(A)　重要産業（石炭、電力、金属工業）の賃銀は、右の枠を超過せざるよう釘付け（freeze）する

(B)　その他の産業については、従来の賃銀差を持続する、しかし団体交渉はこの枠の範囲内で認められる（例えば賃銀差を狭めるための団体交渉は可）尚賃銀以外の事項に関する団体交渉権を何等阻害するものではない

(ニ)　生産が一定水準を超過した場合においては、これに対し報奨的賃銀を与える

二、以上司令部側構想を述べた後、ファイン博士より北村大蔵大臣のこれに対する個人的意見を求めた、その応答要旨左の通り

北　村　実質賃銀を維持することが肝要なり

ファイン　委員会は生活水準を監視し、これが低下せざるよう看視する機能をも有する、従って実質賃銀が低下すると認められた場合に、上述の枠を改訂することも亦委員会の一任務である

北　村　賃銀の実質的裏附けがどこ迄出来るかを考えねばならぬ

ファイン　約束は出来ないが、数億弗の対日援助が考えられていることも亦事実である。然し、急速に生活程度が向上するとの見透をもつことは危険である

北　村　かかる措置を機として、共産党が積極的攻勢に出る可能性がある、その対策が必要である

ファイン　共産党の批判を惧れる要はない

北　村　賃銀統制を行う以上、配当の統制を行う要なきや

ファイン　日本の会社が配当を行っている例は余り聴かぬではないか

北　村　理論上の問題としては如何

ファイン　それは誠に問題だ（と述べて返答を躊躇す）

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

## (30)　日本経済の安定をめぐるヤングミッションと北村蔵相ほか大蔵省首脳との会談記録

（昭和二三年六月一日渉外特報第六七号）

大蔵省渉外特報（第六十七号）

ヤングミッションとの会談記録

（昭和二十三年六月一日石田渉外部次長記）

日本側　北村蔵相、野田次官、渡辺渉外部長、伊原理財局長、石野為替第三課長、石田渉外部次長、柏木事務官等

ミッション側　ヤング氏、マクダミアッド氏及びリー氏

ヤング　本日はおいで戴いて有難い。

日本経済の安定に付てどう考えられるか。

具体案をもって居られるか。

北　村　インフレを克服するには先ず財政の均衡を図ることが大切である。又生産を増加する為には外資の導入を切望する。われわれとしては労働不安を解決すると共に外債を確実に支払うこととし導入された外資の安全性及利潤性を確保し外国の信頼を得て外資導入を促進したい。米国が対日援助の方向に進んで居られることは感謝に堪えぬが之について、お話を伺えれば幸いである。

ヤング　御承知の如く、欧州十六ヶ国の復興計画においても各国の自助（セルフ・ヘルプ）ということを根幹としている。総理にも申上げたが、米国民が



物を判断する場合に、各国が自分の能力で復興し安定を図ろうとしているかどうかということに、強く影響される。

北　村　勿論、日本として出来る限りのことはあらゆる努力を払ってやっているのであって、決して他力本願のみではない。

マクダミアッド　通貨の安定に付て如何なる方策を有せられるか。

北　村　種々の方策を以て通貨の増発の抑制に努めているが、現在は一応増加がとまって、通貨発行増加のカーブと、闇物価指数のカーブが平行するようになった。産業資金の需要は強いが、供給が抑えられているので相当窮屈である。財政によるインフレについては特に警戒し、財政の均衡に努力している。労働者の生活費の七割五分は闇を買っているため、之が賃金闘争を刺戟し、為に物価を吊上げ、賃金と物価昂騰の悪循環を来している。食糧事情がよくなり配給ルートに乗るようになれば、この悪循環を破ることが出来る。

マクダミアッド　闇市場に入る食糧を正常配給ルートに乗せる必要があるが、そのために価格引上をやって公定価格を改訂しては如何。

北　村　配給統制、価格調整金の支出、価格の引上等種々と努力しているが、もっと食糧の輸入増加が必要である。最近法規を以てストックの調査をやり、又金融面からもストックの為の資金は引締めているが、今度の価格引上を見越してもいるので、価格改訂がすめば、上述の法規の力と、金融関係から、もっと物が出廻って来ると思う。

ヤング　インフレ抑制はいつ頃効果を齎すものと考えられるか。

北　村　新米の生産が悪くなければ秋頃に食糧が増配出来、その頃が安定期になると思う。

マクダミアッド　信用統制をやって、買溜や投機の為資金が流れぬ様にする必要があるのではないか。

北　村　信用統制はやっている。従って正当なる金融機関の融資はうまく統制されている。然し中国人、台湾人等の闇金融には手が及ばないが、之は最近漸減しているようである。

マクダミアッド　農民からもっと税をとり得るのではないか。

北　村　今の所得階級中では余裕があると見られるが、之は相対的にそうなのであって、絶対的に生活に余裕があるわけではない。肥料がもっと増産されればもっととれると思うが、現状では余り多くを期待出来ない。

ヤング　所得税、法人税等はどうか。

北　村　裏付物資があって、実質賃金が確保出来れば、もっととれると思う。

ヤング　徴税方法を改善してもっととれないか。

北　村　徴税技術をうまくすれば、多少はふえるが、全体的に見て限度に達しているので、多くは期待出来ぬ。尚、共産党の指導による反税運動などもあって、努力はしているが、困難が多い。

（大臣退席）

渡　辺　外貨資金の状況に付てわれわれに出来得る限り知らせて頂き度い。

マクダミアッド　司令部の問題であるが、日本側が報らされていないというのは初耳だ。当局に話しておこう。

野　田　日本に民間外資が入ることに付ての見透しはどうか。米国の業者はどう考えているか。

マクダミアッド　普通の業者は、安定後でなければ来ない。従前事業をやっていたものは、復旧又は再開の為に来るのであろう。通貨価値が不安定では商売はやれないので結局インフレ抑制の問題と関連がある。

渡　辺　日本へ民間外資という形よりも先に政府資金の形で入って来るという意味か。

リー　安定ということが何よりも大切である。

ヤング　民間業者としては、貨幣価値の下落がないという安定感を生じなければ入って来ない。インフレの進行を抑制する必要があるのであって、之は、日本側に先ずやって貰わねばならぬ。

野　田　日本側だけでは仲々難しい。

ヤング　米国においても、物資は不足して居り、税負担は重いが、懸命になって、広汎な方策を講じている。これは自分の個人的な考えであるが如何な

る事態においても統制する意思さえあれば統制出来ぬことはない。

渡　辺　日本の現状においては行政能力にも限界があり政治力も限られているので或る程度までしか行かぬ。

ヤング　紙幣を印刷しても物を創り出すことにならぬ。お話の点も分るがやろうと思えば出来ることだ。行政能率が悪ければ人を取り代えたらよい。政府は率先して国民に自己犠牲を要求しそれが生存の為に国民が負うべき責任であることを示したらよい。

過去において日本の産業が能率的であることには米国も敬意を表していたのであるが今や日本がその能率性を発揮せんことを期待している。その方法としては、闇を排除し金融を引きしめ税をとることだ。それが即ち民主的な方法である。経済状態は如何ようにもあれ精神一到何事か成らざらんである。

野　田　戦前と戦後とを比較すると戦前に動いていた汽車が止まってしまったようなものである。生産と消費の均衡が破壊されてしまっているので外部から力を与えなければとても汽車は動き出せない。

リー　設例するならば例えばこわれた自動車の如きものでバラバラになっているのを組立てればガソリンを持って来てやろうということになる。それが自助である。

野　田　惰性がなくなったものには惰性を持たすようにすることが問題なのである。

ヤング　生産意慾を向上させてそれを利用して復興に持って行くべきでその方式は日本国民が考えてやるべきことで、米国民の仕事ではない。

野　田　生産意慾を刺戟することは我々も考えている。

伊　原　賃金安定、配給の確保、価格水準の維持等の総合施策により二割五分の公価配給を三割位までに向上させ幸い本年の作柄好況と相俟って経済の転換期がこの秋から冬にかけて来るものと思う。丁度日本経済はしぼんだ風船のようなもので公正なる配給の確立と生産の増加と更に食糧、資材の輸入によりそのくぼみをふくらませたい。

ヤング　自分達の使命は、日本経済の全般を調査し、意見書を出すことにあるので、司令部や政府の政策にも影響を及ぼすことになる。資料等をよく調査研究した後に政策をきめるが、その根幹は自助の方針に則って立案する。いづれまたよくお話合いする機会を得たいと思う。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

## (31)　石炭企業新勘定赤字の処理に関する経済安定本部長官及び商工大臣宛マーカット経済科学局長非公式覚書

（一九四八年六月一四日）

石炭企業新勘定赤字の処理に関する件（一九四八年六月十四日付栗栖経本長官、水谷商工大臣宛マーカット経済科学局長非公式覚書）

一、参照文書

(イ)　一九四八年三月十八日附経本覚書「石炭企業新勘定赤字の暫定処理方針に関する件」

(ロ)　一九四八年六月九日附非公式覚書「マーカット・水谷会談」

二、区分整理の目的のため石炭企業の新勘定の赤字を暫定的に特別勘定に棚上げする件については異議を有しない。

三、しかしながら、将来における資産の評価換えについてはたとえそれが企業に対するインフレーションの衝撃を考慮し又有形物的資産に対する従来の債務の事実上の減少を明確化するため必要にせよそれ自体によっては企業が自己の赤字を整理乃至負担する真の能力を何等実質的に改善向上し得るものではない。処分せられる資産の場合を除き、かかる帳簿上の再評価を行っても企業がその債務乃至債務に対する利子支払のため追加収入を発見せねばならぬという事態は何等改善せられないのである。提案された如き赤字処理の方法は尨大な負債を企業に負担させ企業の財政を極めて不健全ならしめ経営意慾をにぶらせ生産を阻害するに至るとも思われるのである。

四、一方問題の赤字額は極めて尨大で従って石炭価格を大幅に引上げ右赤字を短



期に償却しようとすれば物価体系全体に悪影響を及ぼし経済を安定しようとする努力を水泡に帰せしめるおそれのあることは明瞭である。尚これら赤字の累積は過去の不充分な炭価のみに起因するものではなく多くの場合原価高に対する経営側の無関心が石炭企業の非能率的な運営の大きな原因であったことも否定し得ない。

五、従って日本政府は首題の赤字の最終処理のための資金手当に関する実際的、現実的な方策即ち現実的な資金の供給源及赤字に対する相対的責任に応じた分担を実現する方策を考案しなければならない。かかる資金の供給源として左の如きものを考慮すべきであろう。

(イ)　比較的少額の価格引上による長期償却

(ロ)　増資による新資本金の導入

(ハ)　見合う収入のある政府補給金

(ニ)　近い将来処分せらるべき資産の再評価

六、右の如き計画と同時に石炭企業自体を合理化し関連のない経費のかさばる事業を整理し企業が原価をつぐなう充分な収入をあげ且つ能率のよい企業は利益をも得られるようにすることが最も肝要である。

七、此等の方策の実施が速であればあるほど私企業の生産に対する経営意慾の醸成に極めて肝要な健全な実際的基礎に於て生産は再開せられるであろう。

かかる綜合的な方策が提出された暁には本問題の決定を援助するため又その実施を促進するためあらゆる努力を惜まないであろう。

出所　大蔵省資料Z五一一―一六。

## (32)　価格の補正について

（昭和二三年六月二一日閣議決定、同日経済安定本部発表）

価格の補正について（昭和二三、六、二二経済安定本部発表）

第一　補正の基本方針

生産の維持増強をはかり、流通の円滑を確保するため、又、赤字金融の面からするインフレーション促進のおそれを取り除くため、現行価格体系設定後の経済事情の変化に即応し、この際、これに所要の補正を加えることとする。補正に当っては、その財政、企業及び家計に及ぼす影響を国民経済全体の見地から総合調整して財政及び企業経営の健全性の維持、回復をはかり、又、最近の実質賃金水準を維持することを目途として、公定価格の引上げを最少限度に止めることを基本方針とする。

第二　補正の方式

一、価格水準が循環的に急上昇するを防止して、価格水準の引上げを最少限度に止め、且つ、価格相互間の均衡を保つため、生産費が異常に高い若干の基礎物資の需要者価格の引上げは、これを現行価格の概ね七割に止める。

この方針に従って左の措置をとる。

(1)　石炭の特定産業（従来と同様に、海運業並びにガス、コークス、銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品、ソーダ灰、苛性ソーダ及び硫安製造業とする。）向け需要者価格は、屯当り千円（現行六百円の約七割上げ）基準によって算定した価格とする。

(2)　製鋼用銑鉄は現行の約二割上げ、鋳物用銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品、硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、ソーダ灰及び苛性ソーダの需要者価格は現行の七割上げ（昭和九年から同十一年の価格水準の百十倍）とする。ただし、本年春肥の需要者価格は現行にすえ置く。

(3)　なお、電気銅の需要者価格は現行の約十割上げ（昭和九年から同十一年の価格水準の百三十五倍）とし、アルミニューム、鉛地金及び亜鉛の需要者価格は、電気銅及びこれらの金属の需要者価格相互間に適当な均衡を保たせるように、これを定める。

(4)　以上の需要者価格と供給者価格との差額を調整するため、今回の補正以後昭和二十三年度末までに支出する価格調整補給金として四百三十億円を予定する。

二、価格決定の方式は、現行価格体系におけると同様に、鉱工業品等については原価計算により、農産物等についてはいわゆるパリティー計算によること

を原則とする。生産量又は操業度及び労務、原材料等の原単位は、既往の実績を検討した上、本年度の計画を基礎としたものによる。さらに、品質向上のねらい、国際価格、国内市場価格の推移等をも勘案し、総合的に最も適正な価格とする。

三、価格の算定に織り込む賃金の水準は勤労所得税の軽減を行うこととし、全国工業平均において概ね最近の実質賃金水準を維持するに足る賃金の支払資金を確保することを目途として、全国工業平均月三千七百円とする。それぞれの価格の算定に織り込む賃金は、現行価格体系における暫定業種別平均賃金に昨年十月の事業所調査等に基く新しい資料によって修正を加えたものによって算定する。実際賃金がこの算定賃金をこえている業種については、算定賃金の織り込みでは必要な労務の維持が著しく困難と認められる場合に限って、業種別賃金相互の均衡をあまり破らない範囲内において算定賃金に弾力性をもたせることを考慮する。

第三　補正価格の維持

わが国経済の現段階においては、物価安定の基礎条件は必ずしも充分整っているとはいえないけれども、インフレーションの進行を最少限度に止め、できる限り速かに物価の安定を実現するため、政府は全国民の協力を得て、補正価格の維持にあらゆる努力をかたむける。即ち、食糧、石炭その他重要物資及び生活必需品の増産計画の達成、その公正なる配給の確保、財政の実行上にもおける健全化、融資の健全化等、物資及び通貨の両面からする対策を強力に推進し、物価安定、経済復興の速かな実現を期する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六五。

## (33)　経済安定十原則に対する大蔵省の対応資料

（昭和二三年八月一一日大臣官房文書課）

マーカット申入「経済安定方策の諸基本的要素」に関し、大蔵省において現に実施し、又は今後実施せんとする主なる事項は以下の通りである。

右報告する。（昭和二十三年八月十一日大臣官房文書課）

別紙書類は安本において各省分を取りまとめの上、司令部へ提出するために当省において調整したものであるから為念

第一　煙草、塩及び樟脳の生産の増強（第一号関係）

一、葉煙草

近年における原料葉煙草逼迫の状勢に対応し、出来得る限り速かにこれが需給の均衡を図るため、本年度は二二年に比し耕作反別は一万町歩を増加し五万町歩とし、生産予定数量八千万瓩に対し更にその一割、八百万瓩の増産を目標として、鋭意生産増強とこれが完全収納のため努力している。尚本年における種類別生産計画は左の通り。

| | | |
|---|---|---|
| 在来種 | 二九、九〇三町 | 五〇、八二六千瓩 |
| 黄色種 | 一六、五三七 | 二三、七七三 |
| バーレー種 | 三、五六〇 | 五、四〇五 |
| 計 | 五〇、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇 |

二、製造煙草

昭和二十三年度煙草製造計画は次表の通りである。

| 品種別 | 製品名 | 数量 |
|---|---|---|
| 刻 | ききよう | 二、四〇〇千瓩 |
| | みのり | 一〇、六〇〇〃 |
| 口付 | 朝日 | 八〇〇百万本 |
| 両切 | ピース | 八、六八〇〃 |
| | 光 | 三二〇〃 |
| | 憩 | 二、二〇〇〃 |
| | ハッピー | 四、五〇〇〃 |
| | 新生 | 一、五〇〇〃 |
| | きんし | 一四、二〇〇〃 |
| 手巻刻 | のぞみ | 七、八〇〇千瓩 |



| 合計 | 五三、〇〇〇百万本 |
|---|---|

備考　合計欄に於ては刻一瓦を一本と換算した。

三、塩

(一)　国内塩生産計画及びその実施状況

当面の第二、四半期（七―九月）における生産計画は次の通り。

(イ)　当初計画

| | |
|---|---|
| 石炭製塩（当初配炭、精炭四五〇、格外炭七、〇〇〇、亜炭一五、〇〇〇） | 塩一四、五〇〇屯 |
| 余剰電力、温泉熱その他による製塩 | 三二、五〇〇 |
| 小計 | 四七、〇〇〇 |

(ロ)　追加増産計画

| | |
|---|---|
| 石炭製塩（追加配炭、精炭九、二〇〇、格外炭一三、八〇〇） | 塩二三、〇〇〇屯 |
| 小計 | 二三、〇〇〇 |
| 総計 | 七〇、〇〇〇 |

（備考）

(1)　経済安定要因たる生活、生産水準の回復向上にとつて塩が基礎的物資であるに鑑み、需要を極力充足することを目途として、外塩輸入状況、配当可能熱源等の与件の下で極大の生産確保を期している。

(2)　追加配炭は、経済科学局工業部の了解を得ており最も生産効率良き真空式製塩へ重点的に配当する。

(二)　国内塩業対策

去る三月二十二日の閣議決定に基づき塩業整備を実施、整備案を立案中である。整備委員会及び公聴会は、既に十数会開かれ近く現地調査に出る予定。なお整備の目途は次の通り。

(1)　国内塩業を、我が国民経済の安定構造の一環として適当な規模と構造に再編成すること。

(2)　塩業経営及び技術を合理化高度化すること。

四、樟脳

本年度は、セルロイド工業の回復と精製樟脳の輸出増進の為に粗製樟脳、樟脳油合算三、〇〇〇トンの生産計画を樹て、戦前の八〇％以上の回復を図ることとした。

第一、四半期の実績は計画を上廻り、内需向、輸出向供給力には先づ支障なしと思われる。

第二　煙草及び塩の計画的配給と闇絶滅のための取締（第二号関係）

一、昭和二十三年度製造煙草用途別販売計画は次表の通りである。

| 用途 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|
| 家庭用 | 二七、〇〇〇 | 対象人員四五、〇〇〇千人一人一ヶ月当五〇本 |
| 産業労務用 | 三、四八一 | 報奨用 |
| 専売事業用 | 二、三九四 | 煙草生産確保用 |
| 緊急需要 | 一七五 | |
| 自由販売用 | 二、〇七〇 | 「ピース」「光」「いこい」「新生」「朝日」「ききよう」「ハッピー」 |
| 計 | 五五、一二〇 | |

二、煙草専売法違反事件処分状況

煙草専売法違反事犯に対しては本年四月六日次に六月二十八日公布専売法中一部改正によつて最高罰金五万円懲役三年以下の体刑が法文化されたが第一次改正後七月第二週に至る五千以上の通告処分に附したもの四四〇件履行済二〇％八一件告発二％九件右に対する罰料金五、六六三千円追懲金七五八千円計六、四二一千円内履行済三一一千円未履行六、一一〇千円である。特に悪質犯として最高罰に附した処分四七件内履行済一件告発三件である。

三、当面の第二、四半期における塩の需給計画は次表の通りである。

第二、四半期塩需給計画

| 区分 | |
|---|---|
| 前期より繰越 | 一一八、〇〇〇 |
| 生産 | 七〇、〇〇〇 |
| 輸入 | 三三〇、〇〇〇 |
| 欠減(一) | 一二、〇〇〇 |
| 次期へ繰越(一) | 一六七、〇〇〇 |
| 配当可能 | 三三八、四〇〇 |
| 一般用 | 一九〇、四〇〇 |
| 工業用 | 一三〇、〇〇〇 |
| 留保 | 一八、〇〇〇 |

四、塩割当配給規則の施行

従来塩に関しては、昭和十七年一月以降割当制が実施せられ、専売権能の行使としての配給統制が行われて来たのであるが、今般臨時物資需給調整法及び指定物資配給規定に拠り、本規則が六月十五日施行せられることとなつたので、割当配給制度はより一層厳格に実施せられることとなつた。

本規則の実施に伴い十月一日より塩販売官署の増設を行うべく準備中である。

五、塩取締り実施状況

塩の流通秩序確立、闇取引防止を期し、左の諸点に重点を置く予防主義により塩取締を実施している。

(イ)　生産面の不法受渡を防止すること。

(ロ)　到着港における輸入塩の不法受渡を防止すること。

(ハ)　塩元売捌人又は大口消費者による違法売却を防止すること。

右方策実施の人的配備としては、専売取締要員の新規増加予算定員二千二百人中より塩取締部門に、必要人員を配置すべく準備中である。

第三　租税対策（第六号及び第七号関係）

一、現に実施中の事項

(一)　昭和二十三年度の税制改正

最近における貨銀、物価等経済諸情勢の推移に応じて国民の租税を調整、合理化するとともに、財政需要に対処して租税収入を確保することを目標として、税制改正が行われ、所得税、法人税について負担を軽減するとともに、あらたに新税として取引高税を創設した。これらの改正は七月七日公布施行された。

(二)　納税実績の引上及び昭和二十三年度租税収入確保

(1)　健全財政の確立及び国民の租税負担を一層公正にするため、次のような事項に重点を置き目下それぞれ実施中である。

(イ)　年間徴税計画の策定及び徹底に関する措置

(ロ)　所得税第一期予定申告の徹底的申告指導及び申告宣伝

(ハ)　第三国人に対する課税及び集団的納税異議申立事件の整理

(ニ)　取引高税の実施措置

(ホ)　脱税犯に対する処罰の強化及び促進（閣議決定）

(ヘ)　滞納整理促進

(ト)　主税局査察部及び財務局国税査察部の創設等徴税機構の整備拡充

(2)　昭和二十二年度租税収入確保について

未納税額の早期徴収及び特に課税を充実徹底するため次のような措置を講じた。

(イ)　収入目標の設定と目標突破特別計画の実施

(ロ)　大口滞納者の特別整理

(ハ)　大口利得者の調査推進

(ニ)　悪質脱税者等の告発促進

(三)　税務行政組織の改革の検討

税務行政の一体的能率的な運営を図り租税収入を確保するに最も適当な税務機構を整備するため、税務機構及び税務職員に関する特別懇談会を本省に設置し、目下、具体案を検討中である。

(四)　新聞、ラジオ、雑誌等を通じて納税思想の高揚を図り、就中所得税の



四月予定申告書の提出及びこれが納税並びに取引高税の営業申告については、これらによるの外、ポスター、立看板を初め納税バス、全国農村巡回映画等による宣伝の外寄席を利用する等の各種方法によりこれが宣伝に努めた。今后取引高税法の施行に伴い益々納税思想の高揚について努める予定である。

二、今後実施せんとする事項

各種租税の可及的早期徴収を図つて財政収支の時期的なズレを防止し、課税の充実徹底を図つて負担の衡平を期する等のため、今後次のような事項に重点を置き、施行の十全を期したい。

(1)　昭和二十三年度分収入目標の設定（九月）

(2)　所得税第一期予定申告に対する更正決定（九月）

(3)　法人税の申告指導及び更正決定の徹底（八月）

(4)　財務局及び税務署の増設による税務機構の整備拡充（十一月）

(5)　取引高税の申告指導（十二月）及び更正決定（一、二月）

(6)　確定申告の申告指導（一月）及び更正決定（二月）

(7)　査察部及び国税査察部の活動

第四　特別会計の赤字の組織的減少（第八号関係）

一、国有鉄道事業特別会計

(一)　現に実施中の事項

(1)　本年四月以降八月一日までに実施した分

昭和二十三年度予算においては、次の如く歳出の節減並びに歳入の増加を計り、本会計の収支を均衡ならしめた。

(イ)　歳出の節減

人件費については人員の増加は極力これを抑制することとし、労働基準法施行に伴う人員、保安官の強化等一五、〇〇〇人の真に已むを得ざる増加に止め、予算定員を大体昭和二十二年度末の実在員六二七、五〇〇人とした。

物件費は資材其の他の制約の点から出来る限り節約することとし、貨物輸送益に必要な石炭費等以外の物件費については約五%七九四、三六九千円の節減を行つた。

(ロ)　歳入の増加

歳入については、貨物運賃を七月十日から、三・五倍に、旅客運賃を七月十八日から二・五五倍に引上げ、これにより本年度において、二九五億円の増収を図つた。

(ハ)　陸運行政費の一般会計よりの繰入れ

鉄道が現業としての本来の業務以外に一般行政官庁と同様な、監督行政を行つている、地方鉄道軌道、自動車等の監督行政費、鉄道公安官の経費、観光行政費等一、四一四、〇〇〇千円を一般会計より繰入れることとし、鉄道をして出来る限り企業採算を取る態勢を強化した。

(ニ)　業務収支差額の一般会計よりの繰入れ

鉄道運賃の値上倍率は、物価政策との均衡上、運賃の高率の引上が困難となつたので、このために生じた本年度の業務収支差額二九、一七四、〇〇〇千円、これを一般会計より繰入れることとした。

(2)　本年三月末以前に実施した分

昨年度補正予算において人員一九、一三九人を減少し、これによる経費の節約は二一六、五八八千円を減少した。

(二)　今後実施せんとする事項

本年度予算について、一般会計における行政整理に準じ、九月末までに行政監督費部門の人員を整理し、歳出の節減を計ると共に、特別会計に属する人員の中、管理部門の人件費について、一般会計におけると同様の趣旨において、節減を図る予定である。

二、通信事業特別会計

(一)　現に実施中の事項

(1)　本年四月以降八月一日までに実施した分

昭和二十三年度予算については、次の如く歳出の節減とともに歳入の増加を図り極力収支の均衡を期した。

(イ) 歳出の節減

歳出については、人件費及び物件費共に極力節減を図つた。

即ち人員は、昭和九―十一年度の基準業務量を基準として人員を算定し、之に新規事項所要人員としては、労働基準法関係以外は、収入の伴うものにつきその収入額の範囲内に限つた。物件費は、資材割当の面よりも圧縮し、更に特別なものを除いたものにつき、五%一六一、九九三千円を節減した。

(ロ) 歳入の増加

歳入については、通信料金を七月十日から概ね現行の四倍に引上げ一七、三〇三、四七二千円の増収を図つた。

(ハ) 行政部門の一般会計への移管及び一般会計よりの繰入

本来の企業自体に属しない無線講習所及び電気試験所中の電力研究部門を一般会計へ移管するとともに、電波管理に要する経費を一般会計よりの繰入金とした。

(ニ) 一般会計よりの繰入

右によつても、なお生ずる歳入不足六、四七五、八〇五千円は金融負担へ転嫁するのをさけるために、一般会計よりの繰入とした。

(2) 本年三月末以前に実施した分

昭和二十二年度補正予算においては、人員五九、二八九人を減じ物件費とともに経費約二九億円を減じた。

(ニ) 今後実施せんとする事項

昭和二十三年度予算について、一般会計における行政整理に準じ九月末までに行政及び管理費の人員を整理し、歳出の節減を図る予定である。

三、大蔵省預金部特別会計

(一) 現に実施中の事項

(イ) 昭和二十三年度予算において、人件費の節約を図るため、予算定員において七、二三三人の減少を行つた。

(ロ) 差当り昭和二十三年度において新規に融通する地方資金についてその融通利率を従来の年七分から収益事業については年九分、非収益事業については年八分五厘に利上げを行つた。

(ニ) 今後実施せんとする事項

本会計の経理の抜本的改善の方策を建てるため、差当り関係官、金融機関の代表者有識者等を以て大蔵省預金部特別会計経理改善対策審議会(仮称)を組織し、概ね本年九月中を目途として速に改善方策の樹立を図ることとする。

第五　外国為替管理等(第九号関係)

一、為替管理に関する問題はいう迄もなく国際的事項であり連合国軍最高司令部の意嚮によつて指向される面が強く、また、日本側として措置すべき事項についても種々解決されるべき前提問題があり、今日迄に日本側として既に実施済の事項として特に報告すべきものはない。

二、併し乍ら左の諸事項については経済安定本部の貿易外資委員会を通じて関係省と密接な連絡をとりつつ研究を進め、将来為替管理が本格的に実施せられる日に備えている。

(一) 外資導入の受入態勢の確立

(イ) 元本利潤の送金限度

(ロ) 導入資本審査基準

(ハ) 外国人の日本における財産権の取得の制限

(ニ) 導入外貨の日本国内資本との無差別取扱

(ホ) 特許権の保護尊重

(ヘ) 独占禁止法の外資に対する適用の一部除外

(ト) 外資導入促進の為の税法の改正

(チ) 企業経理における資産の過低評価の現状と外資導入の調整

(リ) 戦前の対日投資復活



(ニ) 為替管理

(イ) 為替管理法の外国人への適用

(ロ) 外貨資金管理の構想

(ハ) 為替管理法改正

(ニ) 外国及び本邦為替銀行の利用及び監督

(ホ) 為替管理法の運用の具体的基準

(ヘ) 為替管理法上の取締と税関利用

(ト) 現在迄に国内に保留せられて居る外国資本の円資金の取扱

(チ) 為替集中制度

三、昭和二十三年七月五日理財局における為替問題を取扱う課の編成替を行い、企画課、管理課、為替課の三課を置きその上外資部長を置いてこれを統括せしめることとし、準備態勢を整えている。

第六　融資統制方策の強化(第十号関係)

(一) 現に実施中の事項

(1) 本年四月以降八月一日迄の間に実施した分

融資規制の強化に関しては七月十二日閣議決定を見た融資準則改正要綱に基き七月二十一日附大蔵省告示第二二七号を以て改正を行つた。その主要なる点は次の通りである。

(イ) 財政資金の確保

従来の規制資金の運用方法を改め一定割合を財政資金として確保した残額を自主的に運用せしめることとした。

(ロ) 枠外融資制の撤廃

右(イ)に伴い枠外融資の制度を撤廃した。

(ハ) 貸出優先順位表の適用範囲の拡大

証券投資、貸付有価証券等は夫々投資先若は貸付先の順位表を適用することとした。

(ニ) 手形制度の活用

配給手形、庫出税の納入手形、公団認証手形、農業手形等を甲ノ一として優遇することとした。

(2) 本年三月末以前に実施した分

昭和二十二年三月一日大蔵省告示第三十七号を以て金融機関資金融通準則(融資規制)を金融緊急措置令に基き公布したのであるが融資規制の骨子は

1　金融機関の融資残高の増加を一定割合を限度としたこと

2　右の限度内の融資については産業資金貸出優先順位表に定める甲一、甲二、乙、丙の四段階の順位に従つて重点産業融資を優先せしめたこと

3　金融機関相互間の資金需給の円滑化を促進したこと

であつて、日本銀行よりの借入依存を脱却し、正常な金融業務の秩序回復を図つた。

続いて同年七月二十一日及び十月六日の二回部分的改正を行い規制を強化して来た。

(二) 今後実施せんとする事項

現行の融資規制方式を維持、実施して行く方針である。

## (34)　予算均衡、賃金問題等に関する泉山大蔵大臣・マーカット経済科学局長定例会見記録

(昭和二三年一一月一七日渉外特報第一〇九号)

大蔵省渉外特報(第一〇九号)

マーカット少将との定例会見記録(昭二三、一一、一七石田官房次長記)

編注　本資料にあるマーカット申入「経済安定方策の諸基本的要素」(経済安定十原則)は本巻七三ページに所収。なお「製造煙草用途別販売計画」及び「塩需給計画」の計数は不突合があるが、原文のままとした。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―三。

泉　山　新聞紙上では，こういう書いているが，自分は説明をやっている。理由は二つある。第一は新綿与ベーンの問題である。人事委員会の六，三〇七円を認ぐいすぎたという有力な意見もあるが，算出の基礎を昨日始めて示された訳ではないので，これからの内容をよく検討して頂きたいと思う。

司会部側　ヴォッカム分科，コーン，スカウンド，キスン，ソーン，ヴォンソンの諸氏

泉　山　司会部の決定には基づき，スケライヤ解決方法として，政府職員の給与を改正するに当たっては認めるが，乃至の改定ではない。石炭会社が政府資金を還用し，また新たに増産を図ろうとする場合，収入を適当な用途に向けていないという不完全で資金の使途に明確を欠き，増産をするつもりはなくて，物価の為必要な融資をするつもりはないものに対して，政府の正常な還営をもってするのは，生産もしないし，生産しているのには，融資の支払をやめ，また特配をする必要もないが，物がなく，生産もしないものに対しては，融資して差支えない。具体的な点は，ヨーデル氏と話合って戴きたい。

泉　山　去る六日ワイ・ドカら，電産，石炭等について，三原則を示されたが，赤字融資廃止，物価体系に影響を及ぼす如き価格改訂をせぬことの二点は堅成であるが，補給金を出さないとすれば現実が非常に難しい。此の点に関する細目解釈を伺いたい。

ヴォッカム　賃金問題の解決には三方法がある。一つは，価格体系を崩さぬ範囲で石炭の価格を改訂すること，二つには，経営の改善，経営の節約，増産であり，三つには，補給金である。然し政府の補給金で賃金を払うということは不可能であり，其のうち今算上きれないもので賄わねばならないと思う。収入が少ない為に計上できないもの即ち，その効果を減殺するような合理的な経営の強化に努めるものである。

泉　山　財源が窮屈なので，補給金は困難だと思う。

ヴォッカム　政府は，今の国会に予算を提出するが，しかしのか。

出席者　日本側　泉山大蔵大臣兼経本長官，渡辺官房長，勝部経本官房次長，石田官房次長，松平秘書官，宮沢事務官

泉　山　同会部の決定に基き，スケライヤ解決方法として，政府職員の給与を五倍に認めるが，乃至の改定ではない。三〇〇円認めるにとどまった刻下既際の要務だから，その打撃を緩和し漸進的に措置したいので，石炭増産は勿論，民間工業賃金水準も，また物資の需給も同率の引上げをもたらすことになるが，なるべく，民間の労働者の同率引上げをも要求することにも，そのような意味で，これを全体の問題として取扱いたい。

ヴォッカム　算出の基礎を当方しも通給して戴きたい。政府職員の給与を改正するに当たっては認めるが，乃至の改定ではない。三〇〇円認めるにとどまった刻下既際の要務だから，その打撃を緩和し漸進的に措置したいので，石炭増産は勿論，民間工業賃金水準も，また物資の需給も同率の引上げをもたらすことになるが，なるべく，民間の労働者の同率引上げをも要求することにも，そのような意味で，これを全体の問題として取扱いたい。

泉　山　同会部の決定には基づき，スケライヤ解決方法として，政府職員の給与を五倍に認めるが，乃至の改定ではない。石炭会社が政府資金を還用し，また新たに増産を図ろうとする場合，収入を適当な用途に向けていないという不完全で資金の使途に明確を欠き，増産をするつもりはなくて，物価の為必要な融資をするつもりはないものに対しては，融資して差支えない。具体的な点は，ヨーデル氏と話合って戴きたい。

ヴォッカム　賃金問題の解決には三方法がある。一つは，価格体系を崩さぬ範囲で石炭の価格を改訂すること，二つには，経営の改善，経営の節約，増産であり，三つには，補給金である。然し政府の補給金で賃金を払うということは不可能であり，其のうち今算上きれないもので賄わねばならないと思う。

泉　山　財源が窮屈なので，補給金は困難だと思う。

ヴォッカム　政府は，今の国会に予算を提出するが，災害復旧については，三，二，二千五百万円程度の予備費の支出を考慮している。

泉　山　新聞紙上では，こういう書いているが，自分は説明をやっている。理由は二つある。第一は新綿与ベーンの問題である。人事委員会の六，三〇七円を認ぐいすぎたという有力な意見もあるが，算出の基礎を昨日始めて示された訳ではないので，これからの内容をよく検討して頂きたいと思う。

司会部側　ヴォッカム分科，コーン，スカウンド，キスン，ソーン，ヴォンソンの諸氏

泉　山　同会部の決定には基づき，スケライヤ解決方法として，政府職員の給与を五倍に認めるが，乃至の改定ではない。石炭会社が政府資金を還用し，また新たに増産を図ろうとする場合，収入を適当な用途に向けていないという不完全で資金の使途に明確を欠き，増産をするつもりはなくて，物価の為必要な融資をするつもりはないものに対しては，融資して差支えない。具体的な点は，ヨーデル氏と話合って戴きたい。

ヴォッカム　賃金問題の解決には三方法がある。一つは，価格体系を崩さぬ範囲で石炭の価格を改訂すること，二つには，経営の改善，経営の節約，増産であり，三つには，補給金である。然し政府の補給金で賃金を払うということは不可能であり，其のうち今算上きれないもので賄わねばならないと思う。

泉　山　財源が窮屈なので，補給金は困難だと思う。

ヴォッカム　政府は，今の国会に予算を提出するが，災害復旧については，三，二，二千五百万円程度の予備費の支出を考慮している。



## (35)　石炭鉱業の赤字の処理案

（昭和二三年一二月一五日経済安定本部財政金融局）

石炭企業の赤字の処理に関するが件（案）（二三，一二，一五財金局）

第一　方針

石炭企業における昭和二十三年六月の公定改訂に至るまでの赤字について，その発生の計算に鑑み企業の自由に帰すべき損失を明らかにするとともに，以て今後における企業の合理的な経営の強化に努めるものとする。

なお，右の措置については，現下の財政，金融及び物価事情を終合勘案し，これらに及ぼす負担の均衡を考慮するに共に，復金融資の整理を促進し，他面本措置による企業の合理化に資することになる。此の日数は歳入に影響する重要な問題である。

日乃至二週間内をめどとする。

尚会議終了後別紙「予算五原則」をマッカーサー元帥の手元まで送れた。

一，昭和二十三年度本予算を調整（マシャマント）すること

二，次に政治的に許し得る範囲で，最大限幾何の追加歳入を期待しうるや，を計算すること。

三，なるべく特別の措置を講ずべきでない。

四，追加予算は二十三年度本予算の各費目を重要度の順に従い配列し，

五，三，で決定した税金の歳入で賄い得る範囲を超える，残余費目は切捨てるものとし，これを財政制度と価格措置とよって補填するものとする。

出所　大蔵省資料Z五二六―一二―一次。

計
合　計　〃　〃

(一)　財政補償
前記赤字のうち百万円は財政補償によつて措置するものとし、税金その他特定の未払金については本年度予算より補償し、当該未払金の支払に充てしめ、その残余は交付公債を以て補償し復金融資の返済に充てしめる。

(二)　価格上の措置
特別措置を行う赤字のうち前号の財政補償額を控除した残額――百万円については繰延資産として次期価格改訂の際公債に繰込み五年間でこれを償却せしめる。
右金額のうち復金融資に見合うべき金額については償却相当額を逐次必ず融資の返済に充当させるものとする。
なお、将来公価が廃止された場合において償却未済額があるときは別途措置する。

二、特別措置による以外の赤字については企業をして棚卸資産の評価益、不要資産の処分益、今後の企業努力等により逐次償却せしめるものとする。
第二会社の設立を要するときは前記の繰延資産の未償却分及び本項の未償却分に限りその全部又は一部を特別資産として第二会社に承継せしめ得るものとする。

三、政府補償及び公価に織込まれた償却引当分は税法上益金に算入しないこととし要すれば法的措置を講ずる。
第二会社への欠損の承継に関し企業再建整備法に所要の修正を加える。

備考

一、石炭企業の運営についてはその自主性を強化すると共に現行炭価政策等を再検討し企業が合理的に経営される限り不当に欠損が発生累積しないような措置を考慮する。

二、電力等特定の基幹産業についても各別に検討の上妥当な赤字の処理を考慮する。

なお、この場合特別措置の範囲、程度については当該産業の特殊性に応じて必要な差等を設けるものとする。

出所　大蔵省資料Z五二六―四。



## 2　財政経済政策に対する意見

### (1)　クレーマー経済科学局長との会談（九月一九―二二日）よりみた日本経済再建に関する米国軍の意向

（昭和二〇年九月二三日太田終戦連絡中央事務局第三部長）

日本経済ノ再建ニ関スル米国軍ノ意向ニ関スル件

（二〇、九、二三太田記）

一、日本経済ノ再建ニ関スル米国側ノ意向ニ付テハ米側放送等ニ於テ触ルル所アリタルモ公式ニ表明セラレタルモノナク何レモ憶測ノ域ヲ脱セズ従テ本邦内ニ於テモ「ポツダム」宣言ノ条項就中第十一項ヲ続リテ極メテ悲観的ナル推測ヲナスモノアルト共ニ他方重光「マツクアーサー」「サザランド」会見ヲ通ジ或ハ新聞紙上ニ散見スル賀川「フエラース」会談、第八軍司令部係官ト東京都係官トノ会談等ヲ通ジ頗ル楽観的観測モ亦横行シ其ノ帰趨ヲ知ラザル状況ニ在リ
斯ル事態ヲ放置スルニ於テハサラヌダニ混乱セル我経済界ハ遂ニ収拾スベカラザル混乱状態ヲ呈シ、貴重ナル日時ヲ浪費スルノミカ今後ノ再建ハ殆ド不可能トナル惧アルヲ以テ出来得ル丈速ニ米国側ノ真意ヲ捕ヘ日本経済再建ノ軌道ヲ敗ク共ニ全力ヲ挙ゲテ戦災者ノ救済、失業対策ノ樹立ヲ始メ一般大衆ノ最低生活ノ確保ノ方途ヲ講ズルノ要アル次第ナリ
依テ小官ハ九月十八日ノ経済局長「クレーマー」会議ニ引続キ十九日以来二十二日迄ノ間連日「クレーマー」（総司令部経済及科学課長、前身ハ実業家ニシテ紐育ノ「サツクス」ヲ始メ六十四ノ百貨店ノ重役タリシト謂ヒ専門ハ絹物ナル由）ト会談セルガ会談要旨ハ別添ノ通リニテ、其ノ間日本経済ニ対スル米国側ノ公式ノ見解ノ一端ニ触ルルヲ得タリ、現在迄ノ所ハ概ネ其ノ「アウトライン」ニ触レタルノミニテ、全貌ヲ知ルニハ尚前途遼遠ナルニ、今後ハ具体的問題ノ折衝ヲ通ジ（例ヘバ輸入品支払方法ノ問題、軍需工場転換ノ許可申請等ノ如シ）漸次先方ノ意向ヲ具体的且明確ナラシムルノ要アルコト勿論ナリ

二、前記「クレーマー」トノ会談ヲ通ジテ得タル印象ヲ要約スレバ左ノ通リナリ
(一)　日本ノ産業ハ今後生活必需物資就中衣食住燃料ノ生産並ニ或ル程度ノ輸出品生産ニ限定セラルベキコト
(二)　日本経済ハ当分ノ間大衆ノ最低生活ノ確保ニ重点ヲ置キ従ツテ奢侈品、高級品等ノ生産及配給ハ之ヲ制限乃至停止スルコト、尤モ輸出品ノ生産ハ此ノ限ニ非ズ
(三)　前記目的ノ為ノ絶対必要量ノ石油、米、塩、棉花等ノ輸入ハ之ヲ容認スルモ支払ハ現金払タルヲ要シ且茲当分ノ間ハ其ノ輸送ハ現有日本船腹ノミニ依ルベキコト
(四)　右ニ依リ生産セラレタル生活必需品ノ配給ハ統制セラルベク、価格モ亦厳重ニ統制セラルベキコト
(五)　兵器、弾薬、軍艦及航空機ノ製作ハ当分ノ間認メザル方針ナルコト
(六)　重工業ハ前記ノ事業ヲ除キ存続ヲ許サルベク特ニ資材工業ニ許容セラルルモ原料ノ入手ハ支払能力ノ関係モアリ当分ノ間不可能ナルコト
等ニシテ之ヲ要スルニ日本ヲ明治維新当時ノ農業国ニ戻サントスルニハ非ザルモ、日本経済ヲ厳重ナル監督下ニ置キ再軍備ヲ全ク不可能ナラシメントスル意向ナルコト明ニシテ、貿易ニ付テモ亦当分ノ間ハ之ヲ米国ノ統制下ニ置カントスルモノノ如ク看取セラレタリ

太田第三部長、「クレーマー」大佐会談要旨（九月十九日午後四時）

（鈴木第一課長及蓮見事務官参加）

「ク」大佐ヨリ戦時中ニ於ケル各種軍需工場ヨリノ生産月報其ノ他ノ蒐集機関及右記録ノ現状ニ付照会アリ太田ヨリ一応ノ説明ヲナシタル後本件記録ノ存在ヲ確カメタル上出来得ル限リ提供方努力スベキ旨回答セリ
次イデ「ク」大佐ハ日本ノ経済ニ対処スル基礎トシテ日本人ノ民生確保特ニ一般大衆ノ必需品ノ生産配給ヲ円滑ナラシムコトヲ主眼トスル方針ニテ既ニ総司令部

或ハ其ノ他ノ司令部ヨリノ命令ノ為右根本原則遂行ガ阻碍セラレ居ル事例アラバ遠慮ナク持込マレ度シト述ベタルヲ以テ既ニ総司令部宛提出ノ漁船ノ行動許可申請ニ言及セル処「バレンダイン」少将ト至急連絡スベキ旨答ヘリ

更ニ「ク」大佐ヨリ輸出品トシテノ生糸及絹織物ニ言及シ此ノ種輸出品ハ一括米側ニ提供アリ度ク横浜ノ倉庫等ニモ多量ノ滞荷アルヤニ見受ケラルル処右ハ米側ニ於テ押収乃至ハ賠償ノ対象トスルガ如キ考ヘ無ク日本側ノ輸入見返リ品ニ充当スル考ヘナリ生糸以外ニモ高級品ニテ輸出ノ対象トナル物無キヤトノ「ク」大佐ノ質問ニ対シ高級陶品、西陣織物等ヲ太田ヨリ例示シ右ノ産出状況ヲ説明セルニ対シ「ク」大佐ハ之ヲ傾聴シ居リタリ次イデ太田ハ曩ニ我方ヨリ先方ニ送付シ置キタル産業ノ復活ニ関スル覚書ニ言及セルニ（我方ヨリ送付済ナルモ先方東京移駐ノ混雑ノ為カ「ク」大佐ノ手許ニ届キ居ラズ）太田持参ノ草案一読セル「ク」大佐ハ記載事項ニ関シテハ大体納得セルモ繊維製品原料中ノ絹糸、生糸ハ前述ノ理由ニ基キ許可ヲ与ヘ得ズト述ベ護謨ノ点ニ付我方消費量ハ過大ナルヲ以テ「ストツク」量中若干（先方ハ不取敢半分八千屯ヲ「ヒント」ス）ヲ米側ニ提供アリ度雨合羽等ニ振当テラレタル消費量ハ驚クベキ多量ナリトテ不可解ノ表情ヲ示シ居リタリ又火薬ノ需要量モ過大ナリト指摘セリ右ノ外米側ガ我方ニ輸出ヲ期待スルモノトシテ「アンチモニー」及錫ヲ挙ゲ前記護謨ト共ニ輸出余力ヲ至急算出シ提出方ヲ求メルニヨリ太田ヨリ右ヲ約シ置キタリ次イデ「ク」大佐ヨリ米兵ニ対スル土産商店ノ開設方ヲ切リ出シ高級品例ヘバ京都ノ山中商店ノ取扱ヒ居ル商品ヲ例示シ（必要アラバ皇族其ノ他一般ヨリ供出ヲ求ムルモ一案ナルベシト語リ居リタリ）斯クシテ米兵ノ所持金ノ流出口ヲ設クルト共ニ我方民需品ノ圧迫ヲ緩和シ旁々日本側ニ輸入資金ヲ得シムルコト良策ニ非ズヤト語リタルヲ以テ太田ヨリ斯クスルモ日本側トシテハ結局円札ヲ獲得スルニ終ルニ非ズヤト反問セルニ対シ「ク」大佐ハ其ノ点ノ心配ハ無用ナリ日本側ノ不利益トナルガ如キ結果ヲ招カザル様配慮スベシト語リ更ニ進ンデ我方金塊ノ所有量ヲ尋ネタルヲ以テ太田ヨリ約五十屯程度ナルベシト述ベタル処「ク」大佐ハ日本銀行保有額ハ右ヨリ多シト述ベタルヲ以テ右ノ中ニハ泰其ノ他ノ為「イヤーマーク」セルモノヲ含ムモノト考ヘル我方金保有高ハ米側ノ考フル程多量ニ非ザル点ヲ説明シ置キタリ

太田第三部長「クレーマー」大佐会談要旨（九月二十日午後四時）

太田ハ前日ノ約ニ従ヒ「クレーマー」大佐ヲ往訪要旨左ノ如キ会談ヲナセリ鈴木第一課長、石原第二課長、蓮見事務官同席

一、先ズ太田ヨリ「産業ノ復活ニ関スル覚書」ニ対スル「ク」大佐ノ意見ヲ尋ネタル処前日同様生糸、「ゴム」、火薬ニ付留保シ何レモ我ガ方ニ於テ主張スベキ点アラバ覚書トシテ提出アリ度キ旨ヲ述ベ特ニ火薬ニ関シテハ日本ノ必要ハ了解スルモ火薬ノ製造ヲ許可スルコトハ「テイクリツシユ」ナル問題ニシテ関係各軍司令部ノ軍人連ヲ充分納得セシムル要アルノミナラズ政治的ニ紛糾ヲ醸ス惧アリ従テ火薬ニ関スル覚書ハ充分意ヲ尽ス要アリ且其ノ他ノ製造及配給ノ管理ニ関スル詳細ナル日本側ノ提案ヲ含ムモノタルコトヲ要望スルト述ベタリ

二、次デ「ク」大佐ハ産業ニ関スル指令ヲ近ク日本側ニ対シ発スル意向（種々応酬ノ結果前記意向ナルコト判明セリ）ナル処根本原則トシテ日本ハ其ノ保有スル人的物的資源ヲ専ラ一般大衆ノ消費財（食住衣燃料）生産並ニ右消費財生産ヲ促進スベキ手段ノ生産ニ指向スベキ旨ヲ指示スル考ヘヲ有スル次第ニテ、之ヲ具体的ニ云ヘバ大住宅ノ復旧ヨリモ家ヲ失ヒタル大衆ノ為ニ雨露ヲ凌グベキ住居ノ建設ニ専心シ乗用車ノ製造ヨリモ「トラツク」ノ製造ヲ採ルベシトノ意味ナリ日本ノ側ニ於テ右方針ヲ忠実ニ履行シ得ルヤ否ヤ承知シ度イト述ベタルヲ以テ太田ハ本件ハ極メテ重大ナル問題ニシテ関係各方面ノ意向ヲ徴スルニ非レバ到底意見ヲ陳述シ得ザルモ不取敢ノ思付ヲ申上グレバ第一ニ右指示ハ日本海外ニ於テ極メテ困難ナル状態ニ置カレ居ル多数ノ日本人ノ送還ニ日本船舶ヲ使用スベカラズトノ示唆ヲ含ムモノナリヤノ点ナリト問ヒタル処「ク」大佐ハ必ズシモ然ラズ、但シ自分一個ノ考ヲ謂ヘバ当分ノ処日本ノ商船ノ全船腹ヲ挙ゲテ日本ノ沿岸航路及若干ノ海外トノ航路ニ充テ専



ラ日本本土民生ノ維持ノ為ニハ使用スベキモノニシテ実ハ昨日憲兵総司令部ニ於ケル会議ノ席上在外日本人引揚ノ為日本船舶ヲ使用スルコトハ当分ノ間絶対反対ナリトノ意見ヲ開陳シ置キタリ、総司令部全般ノ意向モ大体同様ナリトノ印象ヲ有シ既ニ日本海軍側ニ対シ右意向ヲ非公式ニ伝達セリト了解スト答ヘタリ、太田ヨリ第二点トシテ生糸問題ヲ取上、生糸生産ト右指示トノ背致、特ニ食糧増産ト桑園維持ノ競合ヲ指摘セル所「ク」大佐ハ納得シ総司令部ヨリノ経済問題ニ関スル指示ハ前述一般原則ノミナラズ特殊問題ニモ含ム筈ニテ生糸ノ生産ガ如キハ当然含マルコトトナルベシト答ヘタルヲ以テ生糸ニ関シテハ桑園ヲ整理シ小麦其ノ他食糧品増産ニ充ツル計画アルコト御承知ノ通ニテ、最近関係方面ヨリ得タル情報ニ依レバ冬蒔小麦ニ対スル準備ハ是非共十月早々取リ懸ルノ要アリ従ツテ生糸ニ対スル米側ノ具体的ナル要求ハ九月中ニ頂キ度シト述ベタル処右了承セル旨ヲ答ヘタリ

太田第三部長、「クレーマー」大佐会談要旨（九月二十一日午後五時ヨリ）

同席者　鈴木第一部長、石原第一課長、蓮見事務官

一、太田ヨリ先ヅ戦時中ノ生産ニ関スル記録ノ所在ヲ突キ止メ得タリ尤モ若干ハ空襲ノ為所在建物全焼セリト述ベタル処「クレーマー」大佐ハ二十二日午前十一時ニ「メモ」トシテ提出方ヲ要求

二、次ニ太田ヨリ護謨ノ消費ニ関シ覚書ヲ提出セル処「ク」ハ一読シ地下足袋、布靴ノ項ニ至リ再生護謨ノ状況ヲ質問シ米国ニ於テハ靴底護謨（布靴ノ底ヲ含ム）調帯等ハ極少量ノ生護謨ヲ加フルノミニシテ九割乃至九割五分ハ再生護謨ナリト附言シタルヲ以テ本邦ニ於ケル再生護謨技術未発達ニシテ殆ンド問題トナラザル旨ヲ回答セリ「クレーマー」ハ尚米国ニ於ケル現在ノ人造護謨生産額ハ年ニ百十万噸ニ達スベク普通品ハ一封度十四乃至十六仙ニ過ギズ将来十二仙半トナルコト確実ニテ人造護謨工業ハ戦後モ必ズヤ維持セラルベキ旨ヲ述ベ居タリ

三、次ニ太田ヨリ直チニ輸入シ得ベキ商品ノ表ヲ提出セルニ何等ノ「コメント」ナク緊急輸入ヲ要スベキ品目表ニ付テハ左ノ如キ意見ヲ開陳セリ

イ、船腹ハ少クトモ本年末迄ハ日本船ニ依ル外ナシ明年ニ於テモ六ケ月或ハ九ケ月分ハ外国ノ「チヤータ」ハ不可能ナラン勿論新繰ノ都合ニテ臨時的ニ一、二ノ場合米国船ノ利用可能ナルヤモ知レザルモ之ハ現在ヨリ保証シ得ズ

ロ、輸入ヲ要スル諸品ノ代価ハ巨額ニ上ル処右ニ対スル支払手段如何、南方ノ米ノ惰況ハ承知セザルモ米国ニ於ケル小麦ノ現在ノ価格ハ一「ブッシエル」ニ弗程度又原棉ハ一封度二〇―二五仙ナリ

日本側ニ於テ直チニ輸出シ得ル商品ノ代価ハ輸入品ノ代価ヲ到底「カバー」シ得ズ生糸ノ如キハ戦時中「ナイロン」ハ全テヲ軍需ニ用ヒラレタルモ今ヤ民需ニ解放セラレタルヲ以テ果シテ日本側ノ期待シ得ルガ如キノ値段ニテ取引シ得ルヤ疑問ナリ靴下ノ原料トシテハ「ナイロン」ハ生糸ヨリ遥ニ適当ナリト外見モヨク且耐久力ハ二倍半ナリ（「ク」ノ前身ハ百貨店ノ重役ニシテ特ニ絹関係ノ専門家ナルコト判明セリ）生糸ガ「ナイロン」ニ比シ有利ナルハ下着類ノ場合ノミナリ

ハ、砂糖ハ世界ニ於テ現在最モ窮屈ナル品物ノ一ニシテ台湾糖モ他ニ使用ノ筈ナレバ輸入ハ問題トナラズ比島ノ甘蔗園ヲ荒廃ニ帰セシメタル日本人ハ当分砂糖ナシニテ我慢スル外ナシ

四、右ニ対シ太田ハ支払手段ニ付テハ若シ売手ガ現金払ヲ主張スルナラバ表所載ノ諸品ヲ一時ニ輸入スルコトハ困難ナルベク且船腹ガ貴見ノ如シトスレバ輸入計画ハ再考ノ要アルベク検討ノ上重ネテ案ヲ提出スベシト答ヘタリ

五、輸出入問題ニ関連シ「ク」大佐ヨリ実ハ本日朝鮮ヨリ同地ハ米豊作ナルヲ以テ近ク米ノ配給制度ヲ撤廃スベキ旨電報シ来レルニ付自分ノ気附キタル点ナルガ朝鮮ハ日本ノ石炭ヲ必要スル趣ナルニ付日本ノ石炭ト朝鮮米ト交換シテハ如何ト述ベタルヲ以テ右ハ結構ナルニ付早速研究方ヲ約シ置キタリ

太田第三部長「クレーマー」大佐会談要旨（九月二十二日午前十一時）

同席者　鈴木第一課長、石原第二課長、蓮見事務官

一、太田ヨリ前日ノ約ニ従ヒ戦時生産ニ関ス件記録ノ所在ニ関スル覚書ヲ手交セ

ル所一読ノ後本記録ニ関スル措置ハ追而研究ノ上指示スベシト述ベタリ

二、錫及「アンテモニー」ニ関スル覚書ニ付テハ錫ノ一九四二年以降ノ生産額ヲ問ヒタルヲ以テ目下調査中ニテ本日ノ問ニ合ハザリシ次第ナルガ判明次第通報スベシト答ヘ置キタリ

別ニ亜鉛及鉛ニ付テモ同様ノ覚書ノ提出ヲ求メタルヲ以テ調査ノ上提出方ヲ約シタリ

三、次デ太田ヨリ数点ニ関シ貴見ヲ伺ヒ度キ次第ナルガ先ヅ承知致シ度キハ軍需工場ノ転換ノ問題ナリ軍需工場ノ転換ニ関スル貴見ヲ承知シ得レバ好都合ナリト述ベタル処「ク大佐」実ハ右ニ関スル日本政府ニ対スル指示ニ付数度草案ヲ改訂シ大体自分丈ノ草案ハ出来上レリトテ早ロニ読ミ上ゲントセルニ付太田ハ之ヲ書キトラントセル処「ク」大佐ハ之ヲ制止シ「日本政府ハ民生ニ必要ナル消費物資ノ生産並ニ右生産ヲ助長スベキ方途ノ生産ニ全力ヲ傾注スベク、其ノ為ニハ第四項ニ規定スル事業場ヲ除キ一切ノ軍需工場ヲ民需生産ニ転換シ得ベシ」ノ如キ趣旨ノ案文ヲ読ミ聞カセ右ニ謂フ第四項ハ「兵器、弾薬、軍艦、飛行機ノ機体、機関、全ユル附属品及部分品ヲ生産セル事業場、飛行機組立ノ事業場ニ付テハ其ノ民需生産転換ニ付テ個別的ニ連合軍総司令部ノ許可ヲ受クベシ」ト謂フ趣旨ナリト説明セリ、「クレーマー」ハ尚右案文ハ未ダ決定セル次第ニ非ザルモ種々検討ノ結果自分ノ考ハ右ノ如ク決定シ居レリト附加セリ

四、太田ヨリ次ニ配給機構ニ対スル貴見如何ト問ヒタル処、自明ノコトナラズヤトテ当方ノ質問ガ如何ニモ無用ノ質問ナルカノ如キロナリシヲ以テ、太田ハ実ハ日本ノ「ポツダム」宣言受諾ニ依リ自由ト「デモクラシー」ガ日本ニ復活セラレ、従テ早期ニ自由ナル市場ガ復興セラルルモノト即断シ居ル者アリト述ベタル処、日本ハ極メテ貧シキ国ナリ、物資ハ頗ル不足シ居レリ、配給及価格ノ統制ガ必要ナルハ論ズルノ要ナシト思考ス、米国スラ今尚統制ヲ続行シ居ルニ非ズヤトテ之亦日本政府ニ対スル指示ノ形式ニテ準備シ居リタル案文ヲ読ミ聞カセタルガ、其ノ要旨ハ日本政府ハ価格及労賃ヲ統制スル為厳重ナル措置ヲ採ルベキコト、而シテ今後生産セラルベキ生活必需品ハ衡平ニ配給セラルルコトヲ保証スルガ如キ措置ヲ採ルヲ要シ、右措置ノ詳細ハ事前ニ総司令部ニ通報セラルベキコト等ヲ内容トスルモノナリ

五、次ニ太田ヨリ、金融ニ対スル統制ニ関スル腹案如何ト問ヒタル処目下研究中ニテ具体案ヲ得ルニ至ラズ、金融監督ヲ実施スベキコトノミハ言明シ得ルモ如何ナル方法ニ依リ実施スベキ等ニ付テハ現在申シ上ゲ得ズ、トノコトナリシヲ以テ、太田ハ金融問題ト民需産業復活ノ問題トノ密接ナル関連ヲ説キ、金融機関ニ於テ将来ノ見透ニ付不安ヲ有スル間ハ工場ノ再開ハ容易ナラズト述ベタル処之又了承セリ、又太田ノ現在迄ノ会談ニ於テ得タル印象ヨリスレバ当然金融面ニ於テモ日本ノ保有スル資本ヲ挙ゲテ民需生産ノ復活ニ振リ向クベシトイフガ如キ趣旨ノ指示アルモノト期待セル処、右ノ了解ハ正シキヤトノ質問ニ対シテハ之ヲ肯定セリ

六、太田ハ本日ハ数個ノ重要問題ニ付卒直ナル貴見ヲ承知シ得タルハ欣幸トスル所ナルガ、総司令部ヨリノ指示ハ来週早々行ハルルモノト期待シ得ベキヤ可及的速ニナサルルコトヲ希望スルト述ベタル処「ク」大佐ハ尤モナリ、来週ニハ是非右様取計フ心算ナリト答ヘタリ

出所　大蔵省資料Z五二六―二―四。

## (2)　渋沢大蔵大臣の記者会見における講述要旨

（昭和二〇年一〇月一〇日大臣官房文書課）

渋沢大蔵大臣施政方針（二〇、一〇、一〇文書課長）

（本稿ハ十月九日記者団会見ニ於テ述ベラレタ所ヲ要約セルモノナリ）

一、財政金融施策運営ノ根本的心構ヘ

財政、金融、租税等ノ施策運営ノ根本的ナ心構ヘトシテ、立体的綜合的ナル構想ニ心掛クベキコト、特ニ物ノ見方ニ社会観ヲ取入レルコト

二、財　政

(1)　徹底的緊縮方針ヲ採ルコト



(2)　併シ乍ラ実行上ノ問題トシテハ一律ナル緊縮方法ヲ採ルベキニ非ザルコト

(イ)　真ニ物ガ生産サレ、物ガ流レルヤウニ誘ヒ水ヲスルコト肝要ニシテ消費財政ヨリ生産財政ニ転換スベキコト

(ロ)　価格差補給金ハ原則トシテ撤廃スベキモ物価政策ト充分睨ミ合セ且国民ノ生計費ヘノ影響、心理的影響等ヲ充分考慮ニ入ルベク要ハ物ノ生産ト出廻リノ促進ヲ重視スベキコト

米ニ対スル補給金モ米穀ノ需給上利点アラバ廃止スルヲ可トスルコト

(ハ)　行政財政ノ整理ニ付テハ概ネ前内閣ノ方針ヲ踏襲スベキコト

(ニ)　国民ノ文化向上ニ付テハ予算的ニモ軽視スベキニ非ザルコト

(3)　赤字公債ハ今後モ相当額ノ発行ヲ余儀ナクセラルベキガ之ガ発行方法ハ公募主義ヲ理想トスルモ差当リ不可能ナルヲ以テ公債ノ発行額ハ公募ノ消化力ト財政ノ要求トヲ睨ミ合セ決定スベキコト

(4)　国有財産ノ払下ゲ及官営事業ノ民間払下ゲハ十分研究ニ値スベキコト

三、税　制

(1)　増税ハ必至ナルコト

(2)　消費税ノ大幅引上ゲハ連合軍ノ意向モアリ慎重ヲ期スベキコト

(3)　戦時中ノ利得者ニ対スル重課ニ付然ルベキ方法ヲ至急検討スベキコト

四、軍需企業等ニ対スル国家補償

(1)　全額国庫補償ヲ行フベキニ非ザルコト

(2)　一律ニ補償程度ヲ決定スベキニ非ザルコト

(3)　事業家ノミガ利得ヲ受クルコトナク、金融機関ハ預金者ニ迷惑ヲカケルコトナク国民、政府、事業家公平ニ損失ヲ負担スベキコト

(4)　個々ノ事例ヲ具体的ニ調査ノ上経済道義ノ立場ヨリ判断決定スベキコト

五、インフレ対策

(1)　インフレ問題ハ大蔵省ノミノ問題ニ非ズ政府否国民全体ノ問題ナルコト

(2)　国民全体ガ真剣ニインフレ抑圧ニ努力セバ悪性インフレハ回避シ得ベキヲ確信ス

(3)　政府トシテハ食糧対策、産業対策ト一体トナリテインフレ防遏ニ全力ヲ傾倒スベキコト

六、国民貯蓄

(1)　貯蓄ハ戦後ニ於テモ物ノ生産ガ促進サレザル限リ絶対必要ナルコト

(2)　貯蓄勧奨ノ方法ニ付テハ「ウソ」ヲ用ヒザルコト即表面強制ヲ避ケ乍ラ実質ハ強制ナル如キ方法ハ採ルベカラザルコト

(3)　国債貯金ハ方法論的ニ行詰リ居ルコト

七、日本銀行ノ改組

(1)　日銀ハ政府ノ隷属機関タルベカラズ、独立性、自主性ヲ保持スベキコト

(2)　単ニ株式組織ニ改組スルニ非ザル趣旨ノ下ニ日銀ニ於テ積極的ニ研究推進スベキコト

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (3)　自主的即決的施策の緊急樹立に関する件

（昭和二〇年一〇月一二日外務次官が大蔵次官へ持参）

自主的即決①的施策ノ緊急樹立ニ関スル件

国際情勢ハ帝国ノ国際管理実現ノ方向ニ向ヒツツアリ帝国ノ前途愈々多難ニシテ対米相互信頼感ヲ登化シツツ我方ノ自主的発意ニ依リ日本ノ変革更生ヲ具体的ニ実現スルコト焦眉ノ急務ナリ然ルニ降伏後ニ於ケル事態ノ進展ヲ観ルニ事実ハ右喫緊ノ要請ヨリ距ルコト遠ク進駐軍ハ「ポツダム」宣言及「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」等ニ体現セラレ居ル日本統治ニ関スル方針大綱ヲ綱領トスル革命勢力タルノ感アリ帝国ニシテ速ニ連合国側ノ日本統治方針大綱ノ意図スル所ガ平和主義ト合理主義ヲ基調トスル民主主義日本ノ建設ニ在ルコトヲ明確且徹底的ニ把握シ日本ノ変革更生ノ主体性ヲ恢復シ自発的ニ統治制度ヲ初メ政治、経済、文化等各般ノ分野ニ亘リ急速ニ施策要綱ヲ樹立シ之ヲ強力ニ遂行スルニ非ザレバ事毎ニ進駐軍側ヨリ命令ヲ与ヘラレテ受動的ニ之ガ実施ヲ余儀ナクセラレ政

（注）前記講項目ヘ自発的，即決的ニ提示シテ必須ノ要ソスルニ従ヲ仮ニ一時ノ措置ニ過ギナイ。

（4）**新旧移送の前後**

本件ハ外務官ョリ大蔵次官ニ参考送ラレタモノデ通常ノ公文ニ依ラズ，甘口ノ表現ヲ用イテイル。

出所　大蔵省預金部　一〇、一〇、一二

有ヌ　御参考迄

（ロ）各局部長，井上官，甘口技，古屋各課長宛ノ非公式書翰

標題　変却文書課長並ニ庶ロノ送付ニ関スル件

拝啓　陳者，今般当庁ニ於テ別紙ノ通リ決定イタシマシタカラ，此段及通知ニ及ビマス。

追テ，本件ニ関スル詳細ハ，主計官ヨリ口頭ニテ説明イタシマス。

（4）**新旧移送の前後**

（昭和二十年四月一九日石橋洗山講演要旨）

石　橋　洗　山

**新円経済の前途**

**統制の必至と共救落禁**

本篇ハ去四月十九日東京ノ経済倶楽部デ講演シタモノ一部ヲ抄録シタモノデアル。紙面ノ制限ニ依リ全部ヲ掲ケ得ズ，且ツ説明ヲ十分ニナシ得ナイ点ガアルガ，ソレニハ触レナイデ，出来ル限リ原形ヲ保ツヨウニ努メタ。

経済ハ動カシ難イ一面ヲ持ツテイルガ，ソレダケニ，ソノ動キヲ予知シ，ソレニ対応スル施策ヲ講ジルコトガ，政治ノ任務デアリ，ソノ成否ガ国家ノ興亡ニ関スルコトハ言ヲ俟タナイ。

（1）**新円経済ノ特質**

（イ）新円経済ノ特質ハ，ソノ発生ノ事情ニ基ク，次ノ諸点ニ在ルト思ハレル。

（ロ）新円ハ，国民ノ勤労ノ結果ニ対スル報酬ノ支払ニ充テラレタモノデアルカラ，ソノ保有者ハ，ソレヲ消費ニ支出スルカ，又ハ貯蓄ニ向ケルカ，ソノ何レカヲ選ブ自由ヲ有スル。

（ハ）新円ハ，戦時中ニ蓄積サレタ購買力ノ発動ヲ抑制スル為ニ，封鎖ト切換ヲ行ッタモノデアルカラ，ソノ流通ニ当ッテハ，ソノ流通速度ハ，極メテ緩慢ニナルコトガ予想サレル。

（ニ）新円ハ，ソノ発行額ガ，旧円ノ約三倍ニ達シテヰルノミナラズ，ソノ他ニ，預金封鎖ニ伴ヒ，当座預金ノ形デ，銀行ニ滞留スル資金ガ，巨額ニ上ルコトガ予想サレル。

（ホ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヘ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ト）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（チ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（リ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヌ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ル）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヲ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ワ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（カ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヨ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（タ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（レ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ソ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ツ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ネ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ナ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ラ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ム）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ウ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヰ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ノ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（オ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ク）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヤ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（マ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ケ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（フ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（コ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（エ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（テ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ア）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（サ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（キ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ユ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（メ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ミ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（シ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヒ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（モ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（セ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ス）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ン）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ヘ）新円ハ，ソノ発行ニ当リ，ソノ流通ヲ円滑ニスル為ニ，税金ノ支払ニハ，新円ノミヲ認メルコトニシタ。

（ホ

一般貸出増加　一九、九八七
政府貸出増加　五八三
発行紙幣増加　二〇、〇二四

即ち昨年十月から今年の紙幣交換に至るまでに、日銀の紙幣は二百億円の膨脹を示しましたが、其の中の百九十九億円は民間銀行其の他の金融機関に貸出されたものであります。此の間政府が日銀から借りた金は僅かに六億円足らずです。悪性インフレは必ず財政から起るものでありますが、昨年十月以来の通貨膨脹は以上の如く財政には事実殆ど関係がありません。

然らば何故金融機関は、斯様に日本銀行から借金したか言ふ迄もなく預金の引出しを受けたことが一つ。もう一つは貸出の増加であります。預金は戦時中若くは昨年九月末までに政府の財政膨脹に依つて起つたインフレの影であります。其インフレが預金の形になつてゐるものが、最近になつて引出された。貸出の方も亦終戦後新しい事業が起つて殖えたのではありません。之も戦時中のインフレに依り不健全に膨脹した諸会社が終戦と共に非常の困難に陥り、為めに斯様に金融機関から金を借りて其の苦境を凌いでゐるものと思はれます。

ですから昨年一月以来の通貨膨脹は、何等之れをインフレと称すべき理由はない。実は非常な金融恐慌が起つたのでありまして、之れが為め金融機関は預金の取付を受け、又其の貸出の増加を余儀なくされたのであります。

従つて若し此の状況が継続すれば、金融機関は間もなく破綻致したでありませう。先般政府が行ひました預金封鎖の目的はインフレ防止の為めと言はれましたが、併し実際に於ては、右の意味で金融機関の救済策であつたのであります。それは実に怖るべきデフレを発生する状況にあつたのです。

経済界の破綻は必至

以上の状況は新円になつてからも少しも変化してをりません。世間では新円預金が集らない、そして紙幣の発行が増加するとて、依然インフレインフレと騒いでをりますが何がインフレでありませう。やはり恐慌であります。金融機関は紙幣交換と預金封鎖で一応息をつきましたが、それは唯だ破綻の時期を延期しただけであります。恐慌が鎮静しない限り、幾ら防いでも預金は減るばかりで、新預金は集らないでせう。取引先の諸事業には、仮令政府の貸出制限がなくても、銀行は貸付を続ける力を持ちません。又旧い貸付を回収することも、事業界が今日の有様では不可能です。そこで政府は狼狽して益々預金の引出を窮屈にする或は物価の制限をする。いろいろもがいてをりますが、其の結果は愈よ人心を不安にし恐慌を激化するだけであります。総ての事業会社は、一方では賃金の値上等で支出は嵩む、他方では金融を詰められる。と云つて生産を増すのには、価格の制限其の他の隘路がある。仕様がないから、ストック品をそろそろ売り喰ひすると云ふ状況になつてゐる様子であります。此の儘で進みますと、ここ数個月の間には日本の事業界は非常の事態に陥ることが必然です。さうなつても金融機関は、預金が封鎖されてゐるので、急激な取付を受ける危険はありませんが、併し実質に於ては勿論破綻です。斯くて生産は愈よ減じ、失業者は全国に充ち満ちて、政治的にも、思想的にも恐るべき混乱を生ずる危険があります。之れは終戦後繰返して私が警告したに拘らず誤れるインフレ観より誤れる政策を取つてゐる為めであります。

然らば此の事態を切抜けるのには何うしたらば善いか。之れは誰れが考へても判り切つた事で、如何なる困難、如何なる危険を冒しても、生産を増加する以外に匡救策はありません。前にも屢々述べましたが、財政を救ふのも只此の一途あるのみであります。それには只今やつて居るやうな馬鹿な政策は止めて、全く新しい手を打つ必要があります。之れが実行には蓋し非常な勇気を要しませう。果してそんな勇気が今日の政治家にあるか何うかは疑はれますが茲に私は其の手の若干を項目別に申上げて諸君の御批判を得たいと存じます。

金融政策

新収入の封鎖廃止

第一に、金融政策としましては、今後の新しい収入に対して封鎖を止めることが必要です。今は俸給なども五百円迄に制限し、あとは封鎖して居ります。併し斯んな事で、人を働かせ得るものではありません。而も農家とか、小売商とか、鉄道とかには新円が集つて来るのでありますが、それ等を制限する道は無い。ただ或る一部の事業会社一部の個人の収入だけを束縛して居るのでありまして、一方に穴が開いて居る。元来新しい収入は、必ず何等かの生産を行つたことに対する報酬でありますから、其の収入を封鎖する必要はない。此の封鎖をやめることが、私は生産活動を開始させる一つの大きな手であると信じます。



貸出制限の解除

第二は金融機関の貸出制限を解除することです。無論金融機関が今後貸出をするのには、必ず生産の伴ふもの――或は生産の目途の明かなもの――でなければなりません。之れは金融機関自身が自分を保護する為めにもさうしなければならない所であります。だから斯様な貸出は無制限に行はしめて差支ありません。日本銀行では最近商業手形を優遇することを発表して居りますが、之れは此の際は甚だ結構な事であります。併し如何に商業手形を優遇しても、貸出制限と云ふ手カセ足カセをかけたのでは無効です。

労働創造手形

右に就て想ひ起しますのは第一次世界戦争後一九三二年に独逸のフオン・シュライヘル内閣が労働創造手形、即ちアルバイツ・ベシヤツフングス・ウエクゼルなるものを始めたことであります。当時独逸は非常の不景気でありましたが、其の中央銀行は法律上政府に貸出をすることが出来ませんでした。併し商業手形なら無制限に割引が出来た。そこで此の労働創造手形と云ふ一種の銀行引受手形を作つたのであります。例へば都市が失業救済の為め住宅を建てるとするなら、其の都市は請負者に請負金額に相当する労働創造手形を振出させます。而して此の手形は特別の銀行があつて、之れを引受けますので、立派な銀行引受手形として中央銀行の割引資格を持つのであります。今日我が国でも、国債や地方債の発行は甚だ困難であります。戦災都市の復興事業の如きには、斯様な手形を流通せしめることも考へて善いと思ひます。

封鎖預金の処理

金融政策の第三としては、他に収入の無い者の封鎖預金は引出制限を緩和する必要がある。之れには一定の資格を設けて、予め金融機関に其の人々を登録して置き、支払をしてやるのが善いでありませう。

全体として現在の封鎖預金を何うするか。私は出来れば直ちに解除したいと思ひますが、併し之れは他のいろいろな問題と睨み合せて決定しなければなりませんので、暫く留保して、後に別に定めるのが宜しいと考へます。

金融機関の整理

第四は金融機関に現在滞つてゐる不良貸付の処分であります。私は其の中の国家補償等と見合ふものは、最も便利な方法として、之れを興業銀行に移し、一括整理するのが宜しいと存じます。従つて軍需会社に対する補償等も右の整理が終るまで延します。而して興業銀行は各金融機関から不良資産の肩代りをすると同時に、其の帳簿価格の何掛かの興業債券を発行して、之れを金融機関に交付する。さうすれば金融機関は不良資産の代りに興業債券を貰ふことになり、一応の整理が出来ます。又其の興業債券は日本銀行の担保にする事が出来ることにして置けば、必要の際には金融の疎通も計り得ます。或はそれでは金融機関がうまずぎるとの非難があるなら、それに於ては別に工夫をすれば宜しい。兎に角此の際金融機関を健全にすることは、人心を安定し、経済の立直ほしを行ふ為めの重要の条件であると考へます。

金利の引上

金融政策の第五は金利の引上げであります。戦時以来今日に至るも、尚ほ我が政府は低金利政策に執着してゐるかに思はれます。日本銀行は去四月九日商業手形以外の貸付に対し日歩一厘の利上をしましたが、そればかりの利上が今日の場合何れ程の影響も経済界に及すとは考へられません。今日は資本蓄積の必要が非常に多いのでありまして、言ひ換へれば預金者に預金をさせる凡ゆる誘引を試みる必要がある。それには第一に前途に対して安心を与へることが肝要ですが、同時に預金利子を思ひ切つて上げるが宜しい。従つて貸出の利子も亦之れに応じて上げる。然らば茲に資金の節約も行はれます。今日は金利が幾らか高いとて生産を妨げる憂はありません今後発行する国債や社債の利子も勿論上げるわけです。但し現在の封鎖預金及び過去の国債等は暫く現状のままとし追々其の処理を考慮するのが善からうと考へます。

生産復興政策

一切の統制の撤廃

以上が大体金融政策であります。茲にもなかなか問題がありますが、第一に私は生産、販売、価格等に対する一切の統制及び制限を撤廃すべしと提唱します。之れには恐らく議論が起らうと思ひます。併し今の場合価格にしても、生産、販売にしても、統制を一応全部解いて、国民が総て自由に活動出来るようにしてやらなければならない。食糧は到底起きる見込みがありません。一体物価の如きは、予てから私の屢々申した如く、全体の水準を或程度人為的に上下することは可能ですが、一つ一つの物の値段、即ち相対価格を人為を以て決定することは到底出来ることではありません。然るにそれを戦時中から今日までやつて居る為めに、物と物との値段、賃銀、金利等の関係が皆ばらばらになつて、不自然な凹凸を生じてをります。而して之れが生産を妨げる大なる原因をなしてゐることは明かであります。故に之れを解除して、総ての価格を自然に安定させる。之れが生産を復興する第一の要件であると思ひます。

昨年十一月から最近まで実行された生鮮食料品の自由販売は、御承知の如く私が戦時中から唱へてゐた説が、漸く採用されたわけでありますが偶々其の時期が野菜も魚も季節的に出廻りの減る悪い折に当つたに拘らず、物は確かに出て来ました。価格が非常に上つたと非難され、為めに最近再び統制されるに至りましたが、併しあの価格の騰貴は自由販売になつたからではありません。ですから今度再統制をしても価格は恐らく下らないばかりか、事実は却て上るであらうと思ひます。若し生活必需品が余り高くて、社会的に困るなら、其の問題に対しては後に述べる如く別途の処理を行ひ、兎に角物が出るやうにする。それには以上に述べる如く、一切の統制を解かねばなりません。

特殊重要品の増産策

第二は食糧、石炭、肥料、鉄鋼及びセメント――尚ほ必要ならば、もつと附け加へても宜しいが、特に重要な少数の物資に対しては、政府が特別の増産政策を講じます。例へば必要な原材料の供給とか輸送等に就て特別の便宜を供する。必要ならば低利資金の供給とか、免税等も善いでありませう。

食糧に就ては、新聞にも出て居ります如く、毎月大体十五万瓲の輸入をマッカーサー司令部がやつて呉れることになりました。食糧事情は之れに依つて大分緩和されるでありませう。一時怖れられた食糧暴動が起るような事はあるまいと思ひます。併し之れにしても勿論十分と云ふわけには参りませんから、是非食糧の増産を必要とします。それには必要な肥料の増産をしなければならない。又総ての産業の基礎を成す石炭及び鉄、復興事業に要するセメントの増産も急速に行はなければならない。食糧に就ては、従来兎角閑却され勝ちの水産物の増産に大に力を注ぎたいと思ひます。魚の供給が殖えれば、穀物の不足も緩和されます。今日の穀物の不足は、実は副食物の不足に依つて大に激化されてゐると思はれます。

以上の特殊物資の増産奨励策は、従来平時に於ても、其の折々の必要に応じ行つてゐた所でありまして、別段新しい政策ではありません。

第二会社の設立又は国家借上経営の強制

第三には、国家の補償、或は今後起るところの賠償問題此等が未解決の為に経営困難に陥つて居る事業に就ては、所謂第二会社の設立を強制する。或は第二会社の設立でいけない場合には、私の予て唱へて居る国家借上経営の方法を取る。而して此等に必要な立法を速かに行ふ。之れが必要であります。政府は従来も第二会社の設立をすすめる方針のやうでありましたが、併し一向実行には移されてをりません。之れは法制上、或は経済上種々の故障がある為めと思はれます。故に其の故障を国家の力で取除いてやる必要があります。そして法律で之れを強行する。又場合に依つては国家借上経営をやる。之れだけの断乎たる決意を以て臨まなければ、大きな穴のあいてゐる旧軍需会社等はなかなか動き出せますまい。

国家補償の延期と被補償会社の清算

第四に事業に対する国家補償は、今後起るべき賠償関係等の分も合せて、暫く之れを中止する。目下政府は商工省に企業経理調査委員会を設けて、頻りに補償の金額を研究して居りますが、私はそれで果して適切な処理が出来るかどうかと疑ひます。のみならず政府は何を以て其の支払をするつもりか。私は此の問題はそんなにあわてて片付ける必要はないと考へます。殊に補償打切説もある今日、之れはゆつくり研究してから、合理的解決を致すが宜しい。そして其等の会社には前に申した如く第二会社を造らせるとか或は国家借上経営を行つて、事業がどんどん新しくやれる方策を講じてやる。而して過去の債権、債務の関係は、補償を受けない現状のままで清算させる。而して彼等が金融機関から借りてゐる債務は、前に述べた如く興業銀行に集めて之れを整理することになれば、恰度それとにらみ合せて、会社の整理も出来るわけであります。

根本的産業政策

以上は何れも目先きの増産政策でありますが、更に此の外に、今後三年なり、五年なりの間に遂行する根本的産業政策を樹立し、之れを実行する必要があります。其の場合には云ふまでもなく十分立地条件を考へ、全体の所謂国土計画を考慮することが肝要であります。之れが為めには、特に産業計画省とでも云ふべきものを設け、十分の権限を其の省に与へる必要がありませう。

労働政策

労資経営協議会の設立

次に労働政策に就て述べますに、先づ其の第一は、主なる事業場又は会社に労資経営協議会を設立させることであります。今日は何と申しましても労働者と経営者との心からの協力が無ければ、事業は巧く進みません。故に其の協力の機関として、国家は各事業場及び会社等に、労資双方から選出する委員を以て組織する経営協議会を作らしめることが必要であります。さうしてこの協議会に依つて、労資が協議して経営を合理化し生産を増強する方策を練る。賃金其の他労務者に対する待遇問題も茲で定めるが宜しい。但し最近共産党系の労働組合から要求されてをる労資経営協議会は、殆ど資本家及び経営者の立場を認めない立前を取つてゐると聞いてゐますが若し然うならそれは行過ぎであります。資本家或は経営者は単に資本の所有者或は管理者として権利を有つてゐるだけでなく、同時に責任を有つてゐる。労働者は何時でも其の職場を棄てて逃げ出せるが資本家及び経営者は然うは参りません。然るに事業経営に責任の無い――或は少くも責任の甚だ軽い――労働者が、無暗に資本の分野に立ち入つて経営の責任を混乱することは、事業を善くする所以でありません。労働者と言ひ、資本家と言ふも、民主主義の立前より申すと、決して階級の相違ではなく、分業に過ぎません。然るに其の分業の原則を忘れては社会の秩序は保てません。斯様な観点より労資双方が互に相手の立場を尊重しつつ、此の協議会を経営することが必要であります。

尚ほ此の労資経営協議会は各事業場又は会社等に設けるのみならず、出来るだけ早い機会に産業別の地方及び全国協議会を作るように致したいと思ひます。

労資経営協議会に就ては、第一次世界戦中、有名なホイットレー委員会が英国に設けられ、詳細の研究が行はれました。之れを当時東洋経済新報に自分の意見も加へて紹介したことがありますが、それを最近蒸し返しまして、去二月十六日、同二十三日及び三月二日の三回に亙り東洋経済新報に記して置きました。御参考下されば幸であります。

争議調停法の制定

第二に労働政策としては、右と並んで労働争議調停法を速かに制定する必要があります。さうして罷業とか工場側の工場封鎖とか、労働者の生産管理と云ふ如き不祥の事件の発生を防がなければなりません。殊に近頃我が国では争議の手段として労働者が鉱山や工場の生産管理を行ふ方法が流行し出して、議論の的になつてをりますが、之れはやがて社会に収拾すべからざる混乱を生ずる前兆とも考へられます。労働者が生産を管理して却て生産が増したと云ふ報道も見受けますが、或は一時は左様な事も起りませう。併し其の結果は、例へば鉱山であるとするなら、所謂濫掘の害を受ける、工場でもそれに似た弊を生ずることが必然であります。

労力奉仕隊の結成

第三に労働政策として、私は各府県又は地方の事情と必要とに応じ労力奉仕隊を組織し、之れに失業者或は外地からの帰還者等で職業の無い人を吸収する必要があると思ひます。此の労力奉仕隊は集まる人の性能に応じて、出来れば農業隊とか、鉱山隊とか工業隊とか、土建隊とか、事務員隊とか、種々の隊を作りたいものと思ひます。然れば隊員に無理な仕事をさせず、夫々の性質に応じて、其の労力を利用することが出来ます。と同時に私は此奉仕隊を国民再教育の一機関とも致したいのであります。

賃金俸給の調節

第四は賃銀、俸給と物価との調節であります。先程申したやうに、物価を自然

に任せるとすれば、賃銀、俸給も亦自然に任せるべきで、さうすれば自然そこに調節が行はれるわけであります。併し此の自然の調節には或る期間を要しますので、其の間にいろいろの問題を発生致します。そこで第一段には前に述べた労資経営協議会に此の調節を計らしめる。然れば事業の経営にも無理を生ぜずに納まるでありませう。又第二段には各地方に特に賃銀委員会と云ふ如きものを作つても善いかと思ひます。之れは労働者、企業家及び中立の者、それから役所から委員を出しまして、各地方毎に適切な賃銀の水準を決定し、又問題の起つた場合に裁定をするのであります。

戦災地復興策

復興計画の急速実施

戦災地の復興は、単に戦災地住民の為めばかりでなく、又国全体の産業振興の為急速に策定し、之れを実施することが必要であります。之れが為めには私は或は復興省を作るが善いかと考へます。又其の計画遂行上必要ならば、交付公債を以て一時土地を一括買上げても宜しい。此の公債は、やがて整理が出来次第土地を復た売り戻しますからそれで償却が出来ます。さうすれば相当思ひ切つた処置を取り得ませう。又復興事業の急速の進行に労力が不足ならば、先程申した労力奉仕隊を使ふ。丁度独逸がトツド建設隊に依つて自動車道路を敷設した如き方法を採るべきだらうと思ひます。

鉄筋鉄骨コンクリート建築

戦災地の建築は今何れもひどい木造のバラックを作つて居りますが、あれは非常に不経済でありますから、思ひ切つて最初から鉄骨又は鉄筋コンクリート建築を原則とすべきだと思ひます。最近東洋経済新報で、清水組に御願ひして調べた所に依りますと、六十坪の家を建てるのに公定価格で鉄筋コンクリートならば十七万一千円、木造ならば十一万八千円程掛る。併し公定価格では実際に出来ないから闇値で材料を調べて建てるとすれば、鉄筋コンクリートで二十四万四千五百円、木造で十九万七千二百円掛るさうであります。いづれにしても木造の方が幾分安い。併し実質から言へば、とても之れだけの差額ではなく、鉄筋コンクリートの方が永久的でもあれば、堅固でも、立派でもあります。二、三年もすれば引つくり返るやうな木造とは違ふ。のみならず私は国家が真当に力を入れてやるならば、価格も蓋し鉄筋コンクリートの方が遥に安くなると思ひます。木造の方は、木材の生産に制限されるから、恐らくなかなか安くならない。併し鉄筋コンクリート建築に要するセメントの原料は幾らでも日本にあります。生産設備も亦十分であります。日本で生産過剰の事業と言へば、曾てはセメントに止めをさしたもので、商工省では絶えずその救済策に苦心したものでありました。現在は只だ石炭が不足ですが之れさへ出て来れば、セメントには困らない。とすれば其の他は砂利と砂、之れも亦幾らでもあります。又鉄筋は戦災地の焼鉄を拾ひ集めて原料にしても建築に要する位の物は出来ませう。ですから真に国家がやる積りならば、鉄筋コンクリート建築の方が木造よりも安く、又手早く立派なものが出来るに相違ありません。復興は思ひ切つて其処迄行くべきだと存じます。

復興金融

復興計画は無論国家がやり建築も亦或重要部分は国家なり、都市なりが行ふべきでせう。併し大部分の建物は市民が夫々の必要に応じて作ることになりますが、それには新たに作るか、或は現在ある機関を利用して金融を行はしめる必要があります。先程申した労働創造手形の如きが、其の際考へられて善いと思ひます。云ふまでもなく事業は、同時に産業振興策なる使命を有するものでありますから、其の観点から然るべく其の進行を調節致さなければなりません。

民生安定策

食料品の廉売

前に述べた如く、物価の統制を解くと致しますと、為めに一時生活物資が騰貴し、消費者を苦めることがないと限りません。仍つて之れに対しては必要な食糧を政府又は都市が市場に出動して自由価格で買ひ、之れを或程度廉売する用意を要します。勿論其の損失は国家が負担するのであります。

併し此の方法は大体一年限りと致します。又其の一年の間に於ても、若し出来れば時期を見て、真の生活困難者だけに限つて廉売することに改めたい。一年限りと申しますのは、斯う云ふ事を何時迄も続けることは財政が許さないからであります。而して其の一方に於ては廉売を行ひながら、他方に於ては賃銀及び俸給



と物価との調節を図る。或は増産政策を遂行する。廉売などといふ不自然な対策を必要としない情勢を作るわけであります。

日用品等の廉売

第二は茶碗とか、鍋、釜とか、或は衣料の如き日用品、或は子供が学校で使ふ学用品の如き無くてならない物に就きましても、食物と同様、政府が市場相場で之れを買ひ、生活困難者に限つて廉売致します。之れは一般に廉売する必要はありますまい。従来は戦災者に限つて配給すると云ふやうなことを致してをりますが、戦災者必ずしも生活困難者ではありませんから、そんな必要もないでせう。謂ふ所の生活困難者は世帯主の申告に依つて、之れを適当な機関が調査し、登録して置けば善いと思ひます。

恩給停止等に対する処置

今日はまだ余り問題にされてをりませんが、軍人の恩給、遺族扶助料等が停止され、又軍需株外地株等の所有者で甚だ困難をしてゐる人々があります。之れが救済は決してゆるがせに出来ません。先日も或演説会場で、一人の年配の奥さんが態々私の後を追つて来て聞かれたのでありますが其の人は未亡人で主人の遺した幾らかの財産で、子供の教育をして居る。然るに其の財産が軍需会社株か外地株かであるらしく、さう云ふ株は今後何うなるでせうと云ふのです。洵にお気の毒であると感じました。さう云ふ人々に対しては、何とか特別に救済の手を差延べる必要があります。

我が国の経済の復興には、一日も早く外国貿易の門戸を開いて貰ふ必要があります。私はそれは決して望みが無い事とは思ひません。極力其の時期を早める手段を講ずべきであります。

又差当つての食料或は原料等の輸入に必要ならば、曾て東洋経済新報で主張したことでありますが、見返り物資として古い美術品を輸出することも敢て辞すべきではありません。或は先方で取つて呉れるならば、株式の輸出も結構であります。

それから今日の場合直ぐには輸出ができないが、やがては必ず輸出し得る見込みがある物は、何かの機関を設けて国家が一時買上げて置く。さうして其の生産を進めることも必要であります。輸出品だけに限らない。復興材料の如きも同様でありまして、若し直ぐには使はないが、やがて復興事業に必要だと云ふ物があれば、やはり其の生産を進めて、一時之れを国家が買ひ取て置くが宜しいと思ひます。

最後に貿易政策として、国からクレヂットが得られないだらうかと希望する人があります。之れは今の所では困難だと考へますが、出来れば勿論結構でありますから、努力して見る必要が大いにあると信じます。

財政策

無赤字の一般会計

最後に、財政に就て申上げます。第一に一般会計は厳に赤字を出さないことに致さなければなりません。之れが為めには有らゆる努力を払ひます。世の中にはそれは不可能だと云ふ論者がありますが、私はさうは思ひません。所謂戦争が至上命令である戦時財政とは違ひ、兎に角平時の今後の財政に年々赤字を出す如きことは、国民も許しませんし、マ司令部も容認しないでありませう。勿論非常に困難ではあるに違ひありませんが、大蔵大臣は是非さうしなければならないと考へます。万已むを得なければ、マ司令部の助力もかりられるであらうと信じます。

復興事業は特別会計

併し右は一般会計でありまして、復興事業は之れに依つて日本の経済界がフル・エンプロイメントの状態を呈するまで、財源を国債発行又は前に申した労働創造手形の如きものに求めて、少しも差支へありません。故に此の種の支出は一般会計から分離して、特別会計で処理致します。

税制の整理

税制は、生産促進を目途として整理致します。例へば物品税などは思ひ切つて簡素化する必要があります。所得税等も、物価の水準が騰貴してゐる現状に照して、免税点を上げることが必要であります。

租税証券

第一次世界戦後独逸のフオンパーペン内閣は租税証券即ちストイエルグートシ

ヤイネと称するものを発行し、納税者に交付したことがあります。当時独逸には減税に依つて産業を振興する余裕が無かつたので、其の代りに或種の租税に対して納税額の七割五分乃至十割に当る右の証券を納税者に与へたのであります。此の証券は次年度以後誰れでも之れを納税の場合に使用が出来、又四分の利付で、且つ五年間に年賦償還をすることになつてゐました。従つて此の証券は市場に流通し、受領者は之れに依つて金融を受けることが出来ました。前の労働創造手形と同様、甚だ興味ある工夫であります。私は今日の日本に於ても、場合に依つては減税の代りに斯んな方法を取つても善いかと考へます。

歳入増加の方法

次ぎに歳入の増加は主として生産の増加即ち国民所得の増加に求める方針を取り、増税は出来る限り避けなければなりません。無理な増税に依り、一時財政の辻褄を合せても、それに依つて生産を阻碍したら、将来の財政の困難を増すに過ぎません。

国債元利の問題

最近世間で問題になつてゐる国債の破却、或は利子引下げの問題は、影響する所が非常に大きいので、単に財政の都合だけから軽卒にはすることは出来ません。一部の人が云ふ如く、国債の大口所有者なるものが沢山あつて、こそつとそれを取上げることでも出来れば、事は甚だ簡単です。が残念ながら我が国の国債の大口所有者は金融機関と保険会社です。之れを破却し或は其の利子を下げる場合には、此等の機関の預金者又は保険契約者の損害を何うするか。之れを救済したのでは、折角の国債破却等も、財政上に大して効果はありますまい。故に此の問題は、一切の事実を十分に検討し、落ちついて結論を求めなければなりません。

戦時利得税と財産税

法人戦時利得税、個人財産増加税及び財産税の三つは、幣原内閣が計画した儘を今日実行することは恐らく不可能だらうと思ひます。法人戦時利得税と財産増加税は趣意が戦時利得を没収することにありますから、勿論実行しなければなりませんが、併しそれにしても修正の必要があります。財産税は寧ろ止めるか、さもなければ思ひ切つて免税点を上げねばなりますまい。或は此等の税に対しては前に申した租税証券の利用の如きが考へ得よう。

尚ほ此等の税に依る収入を復興資金に使へと云ふ論者がありますが、それは経済上出来得べき事ではありません。何うしても此の収入は公債の償却に当て、復興資金は別に之を調達すべきであります。

補助金補給金等の全廃

財政支出の側面に於ては、種々の補助金及価格差補給金等を全廃致したいと存じます。但し国民生活に必要な食物とか、日用品等に就ては、前に述べた如く一年限り価格差補給金を出します。

失業対策費は不用

先般政府は二十二年度予算の編成に当り、失業対策費を全部削ると伝へられ、世に非難が起りました。併し私も失業対策は復興事業、或は労力奉仕隊の結成等に依るべきもので、其の外に失業対策費は必要がないと考へます。失業対策費に限らず、純粋の救済費は、真当に生活に困つて居る者に対してだけの最小限に止めるべきであります。

リフレーション政策

以上ではまだ足りない点がありますが、先づ荒ましの所之れが只今私の考へて居る対策であります。生産は此の方法に依れば必ず増加すると信じます。それと同時に通貨は或る程度更に膨脹し、物価も上るでせう。併しそれは恰かも昭和五、六年の不景気の時から出発して、其の回復の為めにリフレーション政策を取つたのと同様であります。其の時は不景気で物価が下つて居りました。今日は物価のレベルは上つて居りますが、其上つて居るレベルで不景気になつて居るのであります。それを回復する為めにリフレーション政策を取れば、更に物価のレベルが上るのは当然でありますが、それは一向差支へのないことであります。然るに昭和五、六年以後に於ても、政府は所謂健全財政主義に執着し、思ひ切つたリフレーション政策を取ることを躊躇しました。今日も亦同様であります。総選挙後の政局を誰れが担当するか、まだ判りませんが、私は切に此の点の研究を其の担当者に希望する次第であります。

出所　東洋経済新報社『東洋経済新報』昭和二一年五月一一日。

## (5)「ボグダン」の綜合五箇年計画案（昭和二一年）

「ボグダン」の綜合五箇年計画案

本案は司令部で審査し修正の上「ワシントン」に送られ陸軍省原案となる可能性あり、国務省で調整の上極東委員会にかけられる由である、断片的にしかわからないのが残念であるが片鱗を知るに足る

取扱には特に注意せられたい

一、人口

一九五〇年の人口推計は七千九百六十万人とする失業者は三百五万人と見るがその中百万人は限界的農業従事者に含め得るかもしれない、完全雇傭は無理と思ふが失業者を吸収する為公共事業をやるべきである

二、借款

借款は必要としないといふ前提で計画する、伊太利は二箇年後に十億弗の借款を要すると思はれるが日本の方は自力でやる丈の経済力がある

三、消費等の水準

昭和五年から九年の一人当りの消費基準で取る但し食糧丈は例外で右の平均以上とする、米は現在一人三百瓦だが五年後には三八五瓦（酒造米を含む）に増加する、小麦及大麦八五瓦、大豆三〇瓦、甘藷一〇〇瓦、馬鈴薯五〇瓦とする、熱量は一人当り平均二、一八〇「カロリー」とするが働く人丈の平均は二、四〇〇「カロリー」とする

四、産業

産業は無制限産業と制限産業とに分つ、後者は更に廃止産業と制約産業とに分つ、制約産業とは生産能力、輸入原料等の制約あるものを謂ひ許される品目の生産に必要な原料輸入は認め、生産能力に応じて許可する、無制限産業と雖も制限産業より原料を貰ふ関係上自ら制約が生ずるのは当然である

(1)　製鉄業



鋼材生産は五年後に特殊鋼を含み二百二十五万瓲とする、その配分は、土木七十万、機械三十万、造船二十五万、鉄道二十万、鉱山十五万、電気十万、石油、「ガス」、水道五万其の他五十万である、（其の他には化学工業、「セメント」、罐詰用、農業等を含む）、機械器具殊に電気関係のものへの配当は重要視する

鉄鉱石は輸入せず内地の鉄鉱石に依り百万乃至百五十万瓲の鋼材を作れる様にする、銑鉄の輸入は行ふ、「スクラップ」の輸入は百万瓲位とし粘結炭の輸入は百万瓲位とする、特殊鋼原料の「フエロアロイ」等も輸入する、「スクラップ」は「ストック」が百七十万乃至二百万瓲あるから三年間位は輸入を要しないだろう、「リターンスクラップ」は「インゴット」の二割と見て二十万乃至三十五万瓲できると推定する

(2)　電力

「ボーレー」の考では火力発電現在施設四百万「キロワット」百万乃至二百万「キロワット」分を撤去し水力発電は変圧器等を若干撤去し結局両方で四百万「キロワット」分位を取去ることになつてゐる（終戦時の能力は全体で工事設備分二百万、夫以外八百万「キロワット」計一千万「キロワット」になつてゐる）、昭和五年―九年の火力の平均は百九十万「キロワット」戦時中は三百五十万「キロワット」であつたが「ボグダン」案は「ボーレー」案より稍日本に有利で火力の消費能力二百五十万とし（消費基準を二百三十五万とみる）火力発電は其の儘にしておくといふ考へである、尚水力発電は未開発の所はあまりないし開発に必要な設備資材が不足だから行はぬこととし、現設備の補修程度に止める、尚電力の利用としては鉄道の第一次電化計画は認め、電気「ボイラー」の利用、家庭の電化、開発計画に於ける電気の利用等を行ふ

(3)　石炭

一九五〇年の採炭は三千五百万乃至四千万瓲とみる

(4)　繊維工業

(イ)　紡績は来年一月三百万錘に恢復させ五年後には五百万錘にする

工業人口分布表

Bの商工省統計による国営作戸の「職営法」から東京の産業構成」から取ったもの　Cの女子労働者とは調査同の「職営法」から東京の産業構成」から取ったもの　（単位　千人）

| | A | B | C | 昭五 | (5) | 昭五・昭一 | 昭一五 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金属鉱業 | 00四 | 00四 | 00四 | 六三四 | 00六・二 | 00七・二 | 一四四 |
| 化学工業 | 00四 | 00四・二 | 00四 | 七四六 | (1.1) | 00八・二 | 一四四 |
| 機械器具 | 00四 | 00四・二 | 00四 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 金属工業 | 00四 | 00四・二 | 00四 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 木製品 | 00四 | 00四・二 | 00四 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 製材及木製品 | 00四 | 00四・二 | 00四 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 紡織業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 印刷業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 出版業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 製紙業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 窯業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 印刷業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 製革業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 出版業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 製革業 | 00五 | 00五・二 | 00五 | 七四六 | 一七倍 | 00九・二 | 一四五 |
| 窯

| 食料品 | 1000 | 1001 | 1002 | 1003 | 1004 | 1005 | 1006 | 1007 | 1008 | 1009 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印刷及製本 | | | | | | | | | | |
| その他の工業 | | | | | | | | | | |
| (1)紙パルプ | | | | | | | | | | |
| (2)〃 | | | | | | | | | | |
| (3)〃 | | | | | | | | | | |
| (4)〃 | | | | | | | | | | |
| (5)農林業及共他工業用を含む | | | | | | | | | | |
| (6)紙パルプを含む | | | | | | | | | | |
| 軍需補償 | | | | | | | | | | |
| 電気ガス | | | | | | | | | | |
| 水道 | | | | | | | | | | |
| 運輸通信 | | | | | | | | | | |
| 商業 | | | | | | | | | | |
| 金融 | | | | | | | | | | |
| 保険 | | | | | | | | | | |
| 不動産 | | | | | | | | | | |
| サービス | | | | | | | | | | |
| 官公吏 | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | |

出所　本資料ほ一九四六年五月三日付内閣統計局調べ

Norbert A. Bogdan Frank M. Tamagna ならびに最近来日された

"Economic Study for Japan" を題名とする資料（大蔵省NZ一一一一）

。ただし一一

。かぎかっこ推量

## (6) インフレ対策についての要望

（昭和二二年六月一日由，進歩両党政策協定委員会）

これら，インフレ対策は，由来，進歩両党の政府協定委員会において決定したものであり，去る六月一日両党から政府に実施方要望のあったもの

である。（一）　三　六　三　大臣官房文書課

インフレ対策

政府ハ通貨不安乃至物価不安ノ原因ヲ一掃シテ国民ノ通貨ニ対スル信頼ヲ高メ経済秩序ノ確立ヲ図ル為メ左ノ対策ヲ速カニ実行スルコト

(一)　金融

(1)　新円ニ封鎖ノ措置ヲ継続シ，預金ノ引出ニ付テハ厳重ナル制限ヲ加フルコト

(2)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(3)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(4)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(5)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(6)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(7)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(8)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(9)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(10)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(11)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(12)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(13)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(14)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(15)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(16)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(17)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(18)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(19)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(20)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(21)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(22)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(23)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(24)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(25)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(26)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(27)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(28)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(29)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(30)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(31)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(32)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(33)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(34)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(35)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(36)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(37)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(38)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(39)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(40)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(41)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(42)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(43)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(44)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(45)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(46)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(47)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(48)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(49)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(50)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(51)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(52)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(53)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(54)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(55)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(56)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(57)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(58)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(59)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(60)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(61)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(62)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(63)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(64)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(65)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(66)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(67)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(68)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(69)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(70)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(71)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(72)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(73)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(74)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(75)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(76)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(77)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(78)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(79)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(80)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(81)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(82)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(83)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(84)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(85)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(86)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(87)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(88)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(89)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(90)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(91)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(92)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(93)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(94)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(95)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(96)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(97)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(98)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(99)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

(100)　財産税ノ課税ニ当リテハ，預金ノ封鎖ヲ解除スルコト



(四)　その他

ラジオ出ニクイヘルコト

(2)　公定価格制ヲ廃シ小協定価格認可制ヲ採リ繁忙ヲシノギ価格ノ安定ニ必要ナル諸般ノ施策ヲ実施スルコト

(1)　食糧，生必品，基礎物資ノ価格ノ公価一般物価ノ安定ニ必要ナル諸般ノ施策ヲ実施スルコト

(例)　物価

(ロ)　衣服，肥料，鉄，セメント等基礎物資

(イ)　食糧及生必品

基礎増大ヲ図ルコト

(2)　左ノ物資ニ付キチンイ切ノ障害ヲ排除シ所要ノ価百万ヲノラ生産供給ノ

ナイ限リ生産供給ノ障碍トナル幾多ノ統制（機構，手続，従組員

他）ヲ廃止スルコト

(ホ)　統制ニ手段ニ過ギヌ目的ノ生産供給ノ迅速円大ニテアリト観点ニテ

役員会融機関ノ創設等ノ方途ヲ講ズルコト

(ヘ)　一定ノ期間ヲ限リ特定ノ産業ニ付キ労働争議ヲ方途ヲ講ズルコト

回避ノ産業平和ヲ確保スル強力ナル方途ヲ講ズルコト

(ト)　生活資組ノ基礎ノ上ニ技能能率本位ノ賃銀制度ヲ確立シ、賃銀給与

ヲ高メノ生産原価ヲ低下スル方策ヲ実施スベキコト

(チ)　株式社債ノ払込発行ニ関スル各種障碍ヲ一掃スル共ニ、要スレバ

役員会ノ図ッタ自的ヲ達セラレタル一般的協力方途ヲ講ズルコト

得ナキ場ニハ罰則ヲ以テ強制スルコト

(ヌ)　企業再開

(1)　生産

(ロ)　大企業ノ生産再開ヲ促進スル上ニ更ニ容易迅速ニ生産ヲ開始ノ得

ル中小企業ノ復興促進ニ必要ナル各般ノ施策ヲ講ジ、以テ生産ノ急

速増大ヲ期スベキコト

(ハ)　ソビエト・ウクライナ地区参加ヲ懇請スル上共ニ参加準備ニ着手シテ貨

幣価値ノ安定ニ努メ以テ平価切下ノ風説ヲ一掃スルコト

(3)　ソビエト・ウクライナ地区参加ヲ懇請スル上共ニ参加準備ニ着手シテ貨

幣価値ノ安定ニ努メ以テ平価切下ノ風説ヲ一掃スルコト

(2)　財産税ノ納税額決定ト共ニ金額ヲ超過スル預金ノ封鎖ヲ解除スルコト

ト

戦後復興及失業対策ニ イレバ回避ノ目的ニ合致スル様別途ノ立案ヲ要スルコト

## (7)　通貨金融の基本政策に関する所見

（昭和二二年九月一〇日一万田尚登日銀総裁談）

通貨金融の基本政策に関する（一）万田日本銀行総裁談）

一、戦時中のインフレ政策と戦後の混乱な状況に於ける通貨に基因する極めて不健全な通貨膨脹の傾向が依然として引き続き強化されつゝあることは甚だ遺憾である。此の一年間に日本の将来を決定する様な重大な経済諸政策が実施されただけに，通貨金融の面に於いて此れの如き不健全状態に対応して過激な諸政策への間違った引締措置が採られたならば，然し是等の政策は実施後の結果に於いて発表されたあらゆる生産原価ヲ低下スル方策ヲ実施スベキコト

(ト)　株式社債ノ払込発行ニ関スル各種障碍ヲ一掃スルコト

(チ)　役員会融機関ノ創設等ノ方途ヲ講ズルコト

(リ)　従組員ノ福祉増進ニ関スル各種施策ヲ講ズルコト

(ヌ)　企業再開

(1)　生産

(ロ)　大企業ノ生産再開ヲ促進スル上ニ更ニ容易迅速ニ生産ヲ開始ノ得ル中小企業ノ復興促進ニ必要ナル各般ノ施策ヲ講ジ、以テ生産ノ急速増大ヲ期スベキコト

(ハ)　ソビエト・ウクライナ地区参加ヲ懇請スル上共ニ参加準備ニ着手シテ貨幣価値ノ安定ニ努メ以テ平価切下ノ風説ヲ一掃スルコト

(3)　ソビエト・ウクライナ地区参加ヲ懇請スル上共ニ参加準備ニ着手シテ貨

とが已むを得ざる保身方法であると考へられる様な遺憾な現象が弥漫して健全なる政策を実施するも何等の効果を期待し難く反つて政策の権威を失墜する結果となつた。即ち通貨及預金の所有者は此の一年間の過激な措置に怯えて完全に萎縮したのである。而して通貨及預金に対する此の常続した圧迫が今一段昂じて恐怖となつたならば事態は収拾し難いものとなるであらう。然し乍ら吾々は最早此の歪曲された状態に終止符を打ち公正と権利の民主的原則が通貨金融の部面にも支配的となる様な平常的状態を招来せしむる様努めねばならぬと思ふ、そして科学的な通貨金融政策が健全に運営せられて国民の経済的幸福が実現し得る様な客観的条件と環境とが定立する芽生えが今こそ現はれて来なければならぬと考へる。

二、経済の復興、インフレの克服は経済政策全体の問題であつて独り通貨金融政策のみを以て如何とも為し難いものである。特に基本的生産の動向や労働の近況は経済の復興に付て決して未だ明るい希望を持たせる状況ではない。又国家財政の状況も戦時インフレの必然の継続として又敗戦に基く特別の状況を反映したものとして著しく不健全な状況に低迷して、経済復興、インフレ克服の根本的な癌となつてゐる。斯る不健全なる財政状態が存在する限り経済の健全なる回復は全く之を望み得ない。又過去一年間の窮迫した食糧事情は国民の健康、勤労精神及道徳に著しき悪影響を与へインフレの破局化は最早之を避け難いとの観測が一般的となりつつあつた。又之を利用して社会を攪乱せんとする悪性の動きもなしといへない。然るに極く最近食糧の事情に大きな好転が予想され、此処に始めて幾分明るい見透しを為しうる状況となつて混沌たる状況の内に一つの大きな変化が生れつつある。又補償打切に伴ふ一連の根本的整理の方向や中間賠償の実施の概要が一応明確となつて戦争に起因する経済的な残滓も略洗ひ落される段階に到達した。此の機会こそは吾国経済を正常的状態に転換する大きな機会であると思ふ。政策担当者は此の際最近一年間の過激なる政策に終止符を打つことを明確にし、安定政策への大きな転換を為すべき時期に達したことを認識せねばならぬと思ふ。然らざれば日本の経済は危険な「イデオロギー」の争闘場と化し、遂にはインフレの破局化を招き、健全な民主的発展の地盤たり得ないこととなる虞が大きいと思はれる。

三、通貨の膨脹傾向は確かに危険なる様相の表徴ではあるが、最近に於ける実際物価の状況は必しも通貨膨脹に追従せず、危険な状態の中にありながらも最近略一応の安定を示してゐるとも考へられるし、食糧事情の好転は更に此の傾向を強めるであらう。又補償打切に伴ふ財界の整理に依つて金融機関が新たに堅実な地盤の上に再出発することとなれば新勘定の信用状況は預金に関して一般的不安を感ぜしむる様な要素を包含してゐない、此処にも一つの安定が見られ将来の発展の基盤が定め得ると思はれる。更に又現在の国家財政の状態は急速に之を匡正する努力をせねばならぬが、仮に通貨金融に関する国民の基本的な心理的不安或は疑惑が一掃されて、退蔵又は滞留してゐる通貨が正常の「ルート」を通つて生産過程に流入し、又は金融機関に還流して真に必要な復興の資金となり、復興に要する資金が中央銀行の追加発行に依つて調達されることがなくなつたとするならば、経済安定に大きな貢献を為し得るものと思ふのである。

四、以上の諸点に関連して日本銀行としては政府に対し経済復興、インフレ克服の見地から左の基本的事項に付て強力なる施策の実施を要望する次第である。

第一、今般の補償打切に伴ふ財界整理に付ては之を徹底的に厳格に実施せられ、再び近き将来に於て財界が一般的な整理を余儀なくせらるる様な禍根を残さず、今後の企業発展の健全なる基礎を此の際確立し得る如く強力且敏速に措置せらるること。

第二、今次の財界整理を徹底的に実施する反面に於て、斯る過激な措置は今後は之を再び繰返さざる基本方針を確立され、産業界、金融界、預金者、債権者は素より広く一般国民をして真に安んじて今後の経済復興活動に邁進せしめ得る様な明確な安定感、信頼感を与へること。

第三、財界整理方針の確立、食糧に関する安定の見透が得られた此の機会に於て食糧価格の安定を中心とする国内物価の強力且合理的なる措置を講ずること。右国内物価の安定こそは財政基礎の確立、産業活動の常態化、国民生活の安定、失業問題の解決並に今後に於ける吾国産業の国際関係への復帰等の為めその基礎条件となるべきものであること。

第四、財政健全化に付ては本年度の予算には本年限りの尨大なる臨時支出等不得已ももあつたが、明年度以降に於て徹底せる健全化の方策を実現してインフレ促進の病源を除去すると共に今年度の予算執行に付ても強力なる監査を実施し財政の健全化に付て格段の努力を為すべきこと。

第五、失業問題に付ては姑息なる応急対策を排し経済構造の変革に伴ふ就業面再編成の線に沿ふ基本対策を樹立せらるると共に強力なる社会救済制度を確立し且之が運営を経済再生産に寄与する方向に於て実施すること。

五、終戦後所謂擬制資本の処理が強力に要請せられ一部には預金の全面的なる否定の口吻さへも窺はれた。然しながら最近一年間通貨預金或は金銭債権に対して過激なる措置が引続き実施され、今般の補償打切に伴つては相当高率なる預金其他金銭債権の切捨も又止むを得ざる事となるであらう。既に述べたるが如く今次財界の処理は之を徹底的に実施すべきであるが、一面又斯る政策の結果は通貨及信用機構の基礎を破壊するが如き遺憾なる結果を招来してゐるのである。物価の著しき低落を前提するならば所謂擬制資本の存在は経済の過大なる重圧となつて存在するであらうが、今日程度の物価或は之に近き水準に於て物価を安定する立場に立つならば所謂擬制資本の処理を余りにも「イデオロギッシュ」な立場から強行することは国民経済に於ける今後の健全なる資本蓄積を著しく阻害するのみならず国民の勤労に依る生活安定の可能性さへ否定する結果ともなり、経済及国民生活の再建に寄与する所以でないと思はれる。此の点に付ては飽く迄勤労の正しき成果が其の人其の家族の福祉の基礎となると共に国民資本の蓄積となつて真の復興に資し得る如き条件と環境を確立させることを目的とせねばならぬと考へる。

六、以上の諸点に関連して通貨金融に関し重大なる責任を有する日本銀行としては、此の際経済復興、インフレ克服の為め左の如き根本方針を確立させたいと思ふ。若しも此の方針が確立するならば、通貨金融の状態は著しく改善し全般的な経済復興の大きな槓杆ともなるであらう。殊に通貨金融の面に於ては心理的要素が極めて大であるから萎縮と不安の根源を除去することが此の際最も大切であると思はれる。

第一、現在の日本銀行券に付近き将来に於て再び本年三月実施せる如き過激なる一般的方策を繰返す如き方針は之を採らざること

第二、金融機関の預貯金に付て今後再び国家の強権に依る切捨をなし又は金銭的債権に対し財産的課税（名目の何たるを問はず）を賦課する如き政策を採らざること

第三、今後増加する預金を含め自由預金に付ては金融機関に於ける預金の秘密性を保持し此の点に関する今時戦争以来の国家の不当なる財産的権利の侵害を根絶すること

第四、財政の健全化に付て強力なる措置を講ずる一方尨大なる財政支出が通貨及物価に及ぼす影響の重要性に鑑み放出せられたる資金の吸収に関して此際強力且広汎なる措置を講ずること

第五、右諸基本方針の確立せる上は之を基礎として金融界としても現行日本銀行法の改正を始め各種金融機関の再編成を実施し通貨金融の健全なる発展の基礎を確立すること

右の方針が確立せられたならば今日弥漫してゐる通貨及金融に関する国民の不信頼感は一掃せられ信用制度の回復、経済復興も始めて実施し得るであらう。而して日本銀行としては確信を以て直ちに右方針に基く具体的な通貨金融安定方策殊に通貨吸収策を発足せしめ金融機関の民主的熱意を結集して経済の復興、インフレ克服の国民的運動を展開したいと思ふ。是こそが日本の平和的民主的精神を真に永続化せしめる途であると思ふ。切に上記各原則の確立を此際特に希望する所以である。

欄外　ペン書きで「異議無し」および石橋蔵相のサイン記入あり。

編注　本文は英訳のうえ、一〇月二日付で司令部経済科学局ルカウント財政課長宛に提出された。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一七。

## (8) 石橋財政の本質（時事新報記者と石橋蔵相の一問一答）

（昭和二二年一月）

石橋財政の本質

左の問答は、時事新報記者の質問に対する石橋蔵相の答弁の形式であるが、これによつて蔵相の抱懐する財政経済政策の全貌が明かにされている。

問　こんどの政局―社会党との連立工作―を通して、石橋財政というものがいろいろな意味で問題になつたが、石橋財政なるものにたいして世間の誤解があるのではないかと思われる、この点についてどう考えるか

答　いつたい石橋財政というものはどういうことを言うのだろう、この間幣原さんにそういつたら「それは僕もそうだ、幣原外交ということを言われて、慶応大学では幣原外交というものをひとつ講演して貰いたいといつて頼みに来た、それで幣原外交は私のつけた名前でなく、つけた人でなければ分らぬだろうと答えたことがある」というのです、石橋財政とはどういうことを意味するか世間でいう石橋財政の内容というのは？

問　まあ大臣が新聞とかそういうものでみられるようなものだろうと思うのですがね

答　それは僕が大いにインフレーション政策を信奉しているように書いているのがあるね、それだから最近は石橋財政が転換してデフレ政策になつたという、ところが僕はインフレーション政策―すなわち通貨を増発しさえすればこの経済危機が乗り切れると言つたというが如き調子で批評する人があるが、僕はそんな事は未だ嘗て考えたことも言つたこともない、それはこの前の議会における僕の財政演説を読んでくれたら分るだろうと思う、終戦以来の日本の経済界はいわゆるインフレーションではない、という意味は、戦時中からのインフレーションの影響は、昨年―二十一年度の春でいちおう出尽した、その後さらに日本がインフレーションになるか、ならないかということは財政の如何によ



ランスしたものになりそれと同時に生産の方面は、現在計画している石炭の増産等が成功してそれでまあ三月ないし四月以後は石炭の増産が望まれるということになれば、もう暮から起つた物価の騰貴は必ず抑えられる

二十二年度の予算がどんどんふくれて来るというなら収まらないが、二十二年度の予算は必ずバランスがとれる、バランスしないものといえばほとんど追認的な歳出で例えば戦時保険の二百億円の公債といつたものが出るがこれは交付公債だ、それからも一つ、卒直にいえば特別会計に弱点があるがこれも急速に収支が均衡するようにやつてゆく計画です、だから財政上から―時々物価の騰り下りはあると思うが―悪性インフレーションのような物価騰貴はこれは絶対起らぬと思つている

問　インフレでないといわれるのは、インフレ的な状態があるがしかし悪性インフレの危険な状態には至らないという意味か

答　それは議会でもよく言うたが、インフレインフレというがすでに物価が騰つてしまつてそして安定をすればインフレでない、インフレにわれわれが失敗するのはそれが進行性である場合である、物価が低いところで安定しても、或程度騰つて安定しても同じで、これは下げる必要もなく下げも出来ない、昨年春或所まで騰つてしまつた、そしてずつと平行してあるいは多少下つてゆくのであれば、これはインフレでない、そこらに世間で誤解がある、われわれがたまに銀座に行つて物を買つてみれば、前に比較すれば百倍になつている、百倍にはここ昨年春までなつた、今なつたのではない、この百倍になつたところで安定すればそれでいい、なぜぼくは特にそれを強調するかというと、ここで危険なことは、現在は進行性のインフレでないのだから、インフレを止めようとすれば逆にデフレが起る、デフレは高いところの物価でも起るし低いところの物価でも起る、ここに安定しているものをドカンと下げればデフレになる、そこで現在の日本の経済界は一方においては生産者がある、遊んでいる設備があるこれはいつたいインフレの現象でないのです、インフレとは言えない、前のドイツの場合を見てもインフレの時にはフル・エンプロイメントになつていて、なお通貨がふえて物価が騰る、それでは財政からどういう場合にインフレーションが起るかといえば、非生産的な歳出が増加して、それを通貨の発行で賄う場合である、然らば非生産的歳出は今後主にどういうものにあるか、それは第一は賠償支払である、むろんその他にも非生産的歳出は、国内の事情として膨脹する懸念がないことはないけれども、左様な歳出を無限に膨脹させることは国民がとうてい許すところでないから、従つてその方面の非生産的歳出は膨脹する懸念はまずない、だからだいたいにおいて財政上から今後日本はインフレーションが起る心配はない

問　去年の春でいちおう戦時中の蓄積されたインフレーションは了えたというのは、緊急金融措置を指すのか

答　むろん金融措置は一つの関係だが、金融措置をやらなければ、あの時に銀行は取付けに遭つた、それを金融措置で防いだわけです、その意味であれは金融機関の救済策であつたと僕は言つたわけです、しかし金融機関の救済策だといつても金融資本を救済したわけでない銀行が潰れるのを防いで一般の金融の安定をはかつたので決して悪い意味でない、と同時に物価はあれでもつて騰るだけ騰つてしまつたわけだ、だからそのあとの物価というものは、昨年の十月までは横這いであり、あるいは多少下つた、十一月以来はまた物価が騰つて十二月にまた騰り、一月にどう騰るか知らんが、これは又別の原因で起つて来ている、がとにかく戦時中から来たインフレーションの影響は昨年の三月ごろに金融措置をとらなくても、あそこで出つくすべきものは出つくしたと思う

問　そうすると、新しく十一月以後に物価が騰つて、またインフレーションが激化しないか

答　それは恐れるようなインフレーションといえない、二十一年度に財産税、特別補償税を取立てて支弁しうるものが時期が後れてその間大蔵省証券を出して泳いでいる、だから財政方面から資金が出ているのは致し方がない、その影響は確かにある、同時にいわゆる三月危機というような風説がおこなわれ、あるいは新円を封鎖するという説がしばしば起る、そこへ年末にかけての季節的影響があるというようないろいろな原因が重つて物価が騰つた、しかしこれは財産税が予定通りに取立てられまた二十二年度の予算が明かになつて、これがバえて物価が騰る、そこで通貨を緊縮して物価を下げねばならぬということになる、ところが現在は一方においては失業者があり、設備が遊んでいるというデフレ現象がある、それを動かす場合に、ただインフレだインフレだといつて通貨をひきしめてばかりいては遊んでいる生産要素は動かないと思う、それを動かすためには必要ならば追加購買力も出さねばならぬという状況である、ぼくの言うのはそれだけの意味で、遊んでいる設備を動かす、必要な場合には追加購買力を出すのもいいと言つているわけです、そのことを世間であるいは誤解して、ただぼくが追加購買力を出せば救われる、といつているように解釈している、純然たるデフレ現象ならばほかには故障がなくただ生産設備が遊んでいるということだけだから、その場合には購買力―消費―をふやしさえすればいいが現在はそう簡単にゆかない、遊んでいる設備もあり、人もあるが、これを動かすにただ追加購買力を出して消費をふやせばいいというわけではない実は物のバランスがうまくとれなくて金ばかりあつたつて人が動けぬという状態にある、だから単純に購買力を出すことはむろんできない、この点世間は非常に公式論的にぼくの考え方を誤解しているわけです、今の状態を単なるインフレーションと見たり、単なるデフレと見たりするのはまちがいだ、今の日本の経済状態はもつと複雑である、ぼくがいつも言うとおり、ほとんど今までこういう形の顕著な例は世界にないだろうと思う

問　今年になつてから貸出抑制緊縮財政というものが非常に大きく出て来たが、これは石橋財政の転換とみるべきか

答　これははじめからの計画で二十二年度の財政はひきしめる、そしてバランスさせるということが建前だつた、つまり財政上からインフレの起ることを防止することが必要だということを認めておつて、その通りの手を打つたわけです、同時に産業界の方の資金も財政と同じことで、今まで整理しなければならぬ事業が、整理の苦痛に堪えかねて一時を糊塗するために資金の融通を受けてダラダラ赤字でやつている、こういう部面も多少残つている、これは成るべく早くその整理を片付ける必要があるから産業界の資金についても相当の厳選主義をとるという事で決して近く生産再開の望みをもつている産業とかあるいは社

会全体に必要な産業とかを潰すということは考えていない、これは単なるインフレ対策でない、生産を興すということを念頭に置きつつ必要な整理をやつてゆくのである

問　現在の日本は他面フル・エンプロイメントにもつていく必要があると思うがどういう方法によつて行うか

答　それはいちおう整理すべきものを整理して、端から生産を開始するように仕向けてゆく以外には方法がない、その手段としてまず石炭からはじめる、前にいつたように、単に失業者がある、生産設備が遊んでいるという普通の場合の不景気―デフレーション現象であるならば、非常に簡単であるが、実際は、鉄の生産がない、従つて石炭を掘りたくても掘れぬ、石炭がないから鉄ができないという物資の方面から非常な制約を受けている、以前なら消費さえふえれば鉄が出て来る、石炭は掘れる、そういうわけでないからそこで必要な場合に追加購買力を出すけれど、しかし、端から増産政策を樹てて、まず石炭の増産をはかる、それには一時他の産業には非常に迷惑をかけるけれどもその方の石炭を減じて鉄の方に廻す、そうして鉄を生産してそれを石炭の山へ注ぎ込む、こういう手段をとらなければならぬような状態にあると思う、しかしながら一方においてはなんら生産の十分な見込みもなくして無意味に資金を費している事業もあるから、そういうものを端から整理してゆく、これは財政においても同様で、緊縮といつたつて何も一方的にしようというわけではなくて、そういう生産再開に必要な資金なら出してもいい

問　生産再開やフル・エンプロイメントを狙つての支出は、民生安定費とか、公共事業費は相当あるが、これは慈善的なもので、産業をほんとうに振興させるという意味でないように思われるが…

答　現在の終戦後のこういう経済界で、一方においてはできるだけ失業者も生産方面に廻す処置は取つているけれども、しかしそうはすぐに右から左へ廻すわけにゆかぬ、従つて生活保護で僅かな金でも給与して生活の保護をしなければならぬものもあるから、そういう費用は財政の中に相当ある、しかし政府のやり方としては生活保護法なり公共事業費はむろんの事できるだけ生産再開に寄与するようにもつて行こうというゆき方です

問　三月危機と呼ばれる恐慌的な状態は、克服する自信がありや

答　ぼくはいわゆる労働攻勢と呼ばれるものがわれわれの言うことが率直に労働者側に理解されて国民が協力して生産再開につくしてくれるということであれば、無論今年の半ばごろまでには生産は緒につくし、それから今やりかけている色々な整理も相当進捗するし、誰が見てもその危機はいちおう突破できたというところにもつてゆけると思う、問題はその国民の協力がそれだけゆくか、ゆかないかということである

問　その労働攻勢は差当つて二月一日にゼネストをやる態勢になつている、それにたいしては、どういう方法をとるか

答　官公職員のゼネストにたいしては特別に今改めて、こういううまい手段があるというものはない、昨年以来官公職員の待遇改善については、政府として実際非常な努力をして来ている、官公職員の待遇のほんとうの改善の為には全国の官公職員の給与実情をすつかり把握する必要がある、で昨年の夏大蔵省に給与局ができると同時に、その資料の蒐集をはじめいまでは大部分集つた、この二月いつぱいくらいには全部集まり、ある程度計算できるだろう、その上で諸官庁間の給与のデコボコも修正し、同時にその最低給与というものが低くすぎるなら、それに相当した考慮を払つてゆこうという計画だ、現在の日本の経済事情においてはいつたいどれだけが最低給与か、最低給与というものはその時の社会の事情によつてきまる

非常に窮乏した社会では、ただいきているというだけで我慢しておかなければならぬ、社会の事情がよくなれば、相当な贅沢なものも最低給与の中にはいる、家にラジオがなければならぬ、もう少し進めばピアノがあるということも最低給与にはいるが、現在の日本においてはどれだけが最低給与であるべきかを日本経済全体の総合的観点から見なければならぬ、いまその資料を集めているが、こんな問題は政府だけできめてもなかなか多くの人が納得がゆかないからそこで一般の給与については給与審議会、官公吏については特に官公吏待遇改善委員会を設けて、組合員側の代表者もはいり、政府の者もはいり、第三者



もはいるということにしてあらゆる資料を検討してまあこの点が妥当であるということをきめてもらう、こういう計画だ、職員組合の方からのいろいろの要求を見ると、だいたい三倍程度に給与を上げることになる、現在、全国の官公吏の給与総額は百八十億円くらいだが、今度の要求を認めることになるとあと三百六十億円ふえることになる、昭和二十一年度の予算で租税収入が百六十億円、だからその三倍以上にせねば官公吏の給与も払えない、これは非常な財政負担だ、負担してもできれば差支えないし、また世間がそれを当然というならばそれでよい、しかし、単に組合から要求されたからよろしいというわけにはゆかぬ、さつきいつた委員会等の結論も待ちまたむろん議会の承認も受けねばならぬ、だから今直ちにどれだけ認める、と政府が予め約束することは出来ない、だから出来るだけのことをやるつもりで努力しておる、と答える以上には答えようがない、しかしそれではどうも生活に困るというそれもある程度迄無理からぬことと常識的に思われる、それで昨年末にも二か月の給与を特に出した一月からも暫定的な処置をとるように現に努力している

問　労働階級の協力をうるために政治的な方法というものは必要じやないかと思われる、その一つの現われとしてこんどの連立工作があつたのではないか

答　必ずしもそればかりじやなかつたと思うが、まあそれも一つの含みだろう、けれども連立内閣が出来て、やることが変るかといえば変る余地はないと思う、まあ社会党というものに、日本では処女性をもつていて、あれが出て来ればなんとかなるんじやないかというような望みをかけている、従つて連立内閣ができれば、その点は一般的なそういう感情を少くも一時的にやわらげる効果はあつたのかも知れない、幸か不幸か不成立に了つた、だから社会党をまぜて労働攻勢を緩和するというような考えを捨てて、われわれの実情を訴えて、できるだけ労働者側の諒解を求める以外には手がないだろうと思う

問　貴下は自由主義経済を主張しているが内閣の中の空気は必ずしもそういかないようだ、農林省など例えば生鮮食糧品統制撤廃論に対し統制強化を希望しているようだ

答　和田君だつて決して統制論者でない、と自分自身も言つている、ただまあ当面どういう処置をとるかについては、議論のあるのは当然だ、その点和田君とぼくらに意見の相違がある、これは隠す必要もない、しかし和田君もできるだけ統制を早く解除して自由取引の範囲を拡げることがいいという原則は承認している、ぼくもその原則においては同様だ

問　基本的な考え方として前大戦後にまた自由主義経済が復活していちおう自由主義に回復したがこんどの第二次世界大戦後の経済のあとに再び昔のような自由主義が戻つて来るというようなことは考えられないのではないか

答　それは自由主義の内容如何によるのだと思う、日本のような工業にしても中小企業が主だとか、農業にしても小規模というような経済構成では、実際のところ厳重な細かい統制は無理なんだ、それは現に事実が証明している、なかなか取締ろうといつても取締れない、無論国民経済全体としては一つの大きな計画経済は必要だこれはぼくは昔そういつた、資金の供給にしても、その他の経済政策にしても大きな構想をもつて計画的にやつてゆく必要はむろんある、今後においては一層計画的でなければならぬ、しかしその範囲内において各個人の自由の活動を最大限に認めるということが必要だと思う、全体の国民経済は計画的に進んでゆくということは前大戦後もそうだつたが、今後は一層はつきりして来るだろう、殊に長期資金の供給については相当の計画性をもたぬと、全体の産業のバランスを得るということは困難だ、そして景気不景気の波が自由主義経済ではひどくなる欠点があるから産業に対して相当のコントロールをする必要がある

つまり景気不景気の波から来る無駄を避けるためまた失業者の発生を防ぐため必要だ、しかしフリー・マーケットというものがなければ価格の形成はできない、これはソ連あたりのように全部コントロールしてしまつて、一つに固めれば出来ないことはないが、それは国土の条件によるところが非常に大きく、日本のような資源の乏しく、外国貿易に依存し、企業がみな細かいというところではソ連の真似ができるか極めて疑問だと思う、やはり日本では自由主義経済の可能が大きいと思う

問　貿易再開の前提条件として安定通貨とか安定価値計算とかの問題が出ていい

る、これらの問題についての考えは……

答　安定価値計算とか安定通貨とかの内容をもつと詳しく研究してみないとぼくには実はよく分つていないのだが、しかし貿易の再開ができる時期にはこれは当然日本の経済の安定を予想していなければならぬ、その時にはドルなりパウンドなりと日本の円とのレートはきまる、世間の人の言うようにインフレーションがどんどん進行する場合には安定価値の計算をやつたつてできるものでない、この間日本銀行から「レンテンマルクの奇蹟」という本が出た、詳しく見ないが結論は同じ事だと思う、レンテンマルクが出たからドイツの通貨価値が安定したわけでなく、実は通貨価値が安定すべき条件を具えているところへ出たから安定したのだ、だからそういう場合には新しい通貨を出す事は可能になる、そこでさつき言つたように今年の半ばくらいまでにはいろいろな経済が底をつくものはついて安定するというところへ持つてゆかなければ仕様がない、これはもうオーソドックスの行き方でゆくより外にない

問　今後の物価の趨勢についてはどうか

答　今年の半ばころには、ほんとうに安定しないまでも誰が見ても安定に近づいた、もう大丈夫というような感じを抱くようになる、物価等もそれまでにはスタビライズする、またスタビライズに近づくよう、それに向つてわれわれは極力あらゆる手段をつくす、物価政策も統制問題と同じことだ無理なことをやつて物価のスタビリゼーションをやろうたつてイクイプリアムを害してしまう、必要なことは経済のあらゆる要素が均衡を恢復するということだ、デコボコがあつては、どうしても安定しない、均衡を恢復するという目的の下に物価その他の配給を含めてのあらゆる統制を検討してスタビライズ・イクイプリアム（安定した均衡）にもつてゆく、人為的にこれをいくらあれをいくらという具合にやつたつてできやあしない、抑えるところは抑えるが、成るべく数少く抑える、そして大部分のものは自然の価格の動きにまかせるということのほかにやりようがない

問　これからの日本では資本の蓄積が非常に困難になると思われるが……

答　この問題はどうにかしなければならぬ、いつたい企業が小分され、国民所得が分配されればされるほど資本の蓄積は不便になる、資本家というものは多くの利潤を得ておつたけれども一面、国民経済の上からいえば資本蓄積機関と見ていたわけだ、これはロシアでも同じ事だ、ロシアには資本家がない国家が消費税か一名前はとにかく税の形で資本を蓄積しているわけだ、資本蓄積機関は必要だと思う、企業が小分化し、所得がだんだん小分されることになるから、非常に鋭敏に意識的に資本蓄積につとめなければならぬ、そのためには事業の利潤を全部税で取つて行くというのはまずい、今後は税制なども資本蓄積に故障を起さないような考え方をしてゆきたい、要は正当な商人なり、企業家なりが相当の利潤を得て働けるような仕組にしなければならぬ

出所　大蔵省資料Z五二六―一―九。



## 3　財政経済の現状と見透し

### (1)　昭和二十年十一月二日地方長官会議に於ける大蔵大臣訓示（案）

昭和二十年十一月二日地方長官会議ニ於ケル大蔵大臣訓示（案）

一、財政方針

明年度予算ノ編成ニ当リテハ現下ノ新事態ニ即応シテ従来ノ戦時予算ニ対シ根本的切替ヲ断行シ、一面民生ノ安定、戦後ノ復興ニ重点ヲ指向スルト共ニ他面財政ノ均衡ヲ恢復シナケレバナラナイノデアリマス。即チ明年度ニ於テハ絶対的緊縮方針ヲ実行スル所存デアリマシテ、例ヘバ既存ノ法令ニ基ク義務費ノ如キニ付テモ要スレバ法令ニ改廃ヲ加ヘテ整理縮減シ或ヒハ補助費一般行政費ノ如キニ対シテモ思ヒ切ツタ削減ヲ加ヘル予定デアリマスガ、他面財源調達ノ面ニ於テハ戦災其ノ他ノ経済的打撃、領土ノ半減等ノ為相当深刻ナル影響ハ免レ難ク予算編成上困難ヲ痛感シツツアルノデアリマス。今明年度予算ノ概数ニ付テ極ク概略ノ見透シヲ樹テ所謂「骨組予算」ヲ推定致シマスルニ、其ノ総額ハ百五十二億円程度デアリマスガ、九月末ノ国債ハ既ニ千二百三十三億円ニ上リ、本年度末ニ於テハ国債等政府債務ハ二千億円ヲ予想セラレルノデアリマシテ、現状ニ於テハ内国債等ノ利払ニ七十三億円ノ計上ヲ要スル見込デアリマシテ右財源トシテハ尚二十数億円ノ赤字公債ノ発行ヲ要スル状態デアリマス。加フルニ復興費、食糧増産失業救済等ニ関スル経費、更ニ連合軍駐屯費、賠償及各種補償費等ノ為当然所要スベキ金額ハ数千億円ニ上ルコトガ明ニシテ其ノ一部ハ公債ノ交付等ニ依リ処理スルトスルモ尚其ノ利払ノ為年々数十億円ノ支出ヲ要スル見込デアリマシテ、我国財政ハ正ニ破局的状況ニアルモノト云フベキデアリマス。此ノ事態ノ処理ニ付テハ従来ノ如キ尋常一様ノ方法ニ依リ解決シ得ザルハ明デアリマシテ政府トシテハ此ノ際革新的手段ヲ講ズルノ要ヲ認メ目下各般ノ研究ヲ遂ゲツツアル次第デアリマス。

二、補償問題

戦時中及戦争終結ニ伴フ軍需企業ノ負担処理ノ問題ニ関シテハ世上各種ノ論議ガアリマスガ、政府トシテハ企業ヲシテ速カニ新生産活動ニ邁進セシムルコトヲ主眼トシ他面インフレ防止ノ見地ヨリ国家財政ニ過重ノ負担ヲ来サザル様諸般ノ角度カラ鋭意研究ヲ進メテ居ルノデアリマシテ、近ク之ガ方策ヲ発表シ得ルモノト考ヘルノデアリマス。然シ其ノ最後的決定ハ一般国民ノ負担ト密接ニ関連スルコトデモアリマスノデ、広ク之ヲ民意ニ問フコトト致シ度イト考ヘテ居リマス。尚在外企業ノ補償ノ問題ニ付テモ右国内軍需企業ノ補償ニ関スル方針ニ準ジテ処理スル様目下研究中デアリマス。

三、通貨増発ノ防止及貯蓄ノ奨励

終戦後ニ於ケル通貨増発ノ情勢ハ極メテ顕著デアリマス。最近ハ稍々安定傾向ニ在ルトハ言ヘ十月末日ノ日本銀行券発行高ハ四百　億円ニ上リ実ニ前年同期ニ比シ　%ノ激増トナツテ居リマス。其ノ理由ハ種々挙ゲラレルト思フノデアリマスガ、其ノ中特ニ顕著ナルハ終戦ニ伴ヒ各種ノ原因ニ依リ資金ガ著シク放出セラレタニモ拘ラズ預金等トシテノ資金ノ還流ガ充分デナク、民間特ニ農村方面デ資金ノ滞留現象ヲ招来セルコトデアルト認メラレルノデアリマス。政府トシテハ今後財政ノ均衡恢復ニ依リ資金ノ放出ヲ最小限度ニ止メ且ツ現金ニ依ル支払ヲ可及的少カラシムルハ勿論貯蓄ノ吸収特ニ農村ニ於ケル滞留資金ノ吸収ニ関シ各般ノ施策ヲ講ズル考デアリマス。戦争中ニ於ケル国民貯蓄ノ奨励ニ付キマシテハ理想的ニハ参ラナカツタノデハアリマスガ、諸君ノ御協力ニ依リ相当ノ成績ヲ挙ゲルコトガ出来、悪性インフレーションノ防止ニ少カラザル貢献ヲ為シ得タト信ジマス。終戦後ニ於キマシテモ

金ト物トノ不均衡ハ尚相当ノ期間継続サレルト思フノデアリマシテ、貯蓄問題ハ些モ其ノ重要性ヲ減ズルコトハナイノデアリマスカラ、之ニ関シ引続キ諸君ノ御尽力ヲ煩ハシ度イト存ズル次第デアリマス。

四、財閥解体ト地方金融

連合国側ノ財閥ノ処理ニ関スル方針ニ基キ財閥系金融機関モ其ノ財閥的色彩ハ払拭セラレルコトト考ヘラレルノデアリマスガ、金融機関トシテノ業務ニハ何等ノ変更ガナイコトハ謂フ迄モナイコトデアリマシテ、之ガ為ニ預金者等取引者ニ何等影響スル所ハナイノデアリマスカラ財閥ノ解体ニ依リ地方金融界ニ悪影響ヲ及ボスガ如キコトナキ様指導セラレタイノデアリマス。

五、外地銀行等ノ閉鎖及帰還本邦人持帰金ノ取扱

政府ハ連合国最高司令官ヨリノ指令ニ基イテ去ル九月三十日ニ外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ニ対シテ其ノ本邦内ノ営業所ヲ閉鎖セシメ之等機関ノ閉鎖ニ関スル所要ノ法的措置ヲ講ズルト共ニ職員ニ対スル給与ノ支払等差当リノ応急対策ハ随時措置シタノデアリマス。尚閉鎖機関特ニ閉鎖金融機関ノ清算ハ遠カラズ開始ノ予定デアリマスガ清算事務ノ遂行ニ当ツテハ預貯金ハ他ノ債務ニ先ンジテ支払ヲ為ス等預貯金者ノ保護ニ付テハ充分ノ考慮ヲ払フ所存デアリマス。

次ニ外地ヨリノ帰還本邦人持帰金ニ付テハ連合国最高司令官ヨリノ指示ニ基キ日本銀行券、朝鮮銀行券、台湾銀行券及満洲中央銀行券ニ付テ一般人ニ千円、軍人ハ将校五百円将校以外ニ百円ヲ限度トシテ到着港ニ於テ兌換及持込ヲ許可セラレ右ノ限度ヲ超過スル額及右以外ノ外貨及右四銀行券以外ノモノ（例ヘバ小切手、送金手形ノ類）ハ到着港ノ税関ニテ受領証ト引換ニ取上ゲ将来司令部ヨリノ指示アル迄保管セラルルコトトナリマシタ。右ノ許可限度ノ拡張及銀行券以外ノモノノ持込ノ許可ニ付テハ再三司令部ト交渉シタノデアリマスガ目下ノ処為替取引ノ制限ハ非常ニ厳重ナ為望ミナキ状態デアリマシテ、結局帰還同胞ノ一般的ナル救済措置ニ依リ解決スルノ外ナク目下救済ノ具体策ヲ検討中デアリマス。

六、証券市場問題

証券市場ハ八月十日以降立会ヲ停止シテ居リマシタガ、企業補償ノ問題、財閥解体問題等現在ノ諸情勢カラ考慮致シテ又対連合軍最高司令部トノ問題モアリマシテ今直チニ之ヲ再開スルコトハ困難カト存ジマス。併シ市場ヲ永ク休止ノ儘ニ致シマスルト諸種ノ弊害ヲ醸成スルコトニ相成リ殊ニ規模ノ小サイ有価証券業者ハ経営ノ深刻化ニ伴ヒ一般大衆ノ投資欲ニ乗ジテ悪質ノ取引ヲ勧誘シ、一般投資家ニ不測ノ損害ヲ与ヘ証券流通ノ円滑ヲ阻害スルコトトナル恐レガアリマスカラ之ガ監督ニ格段ノ御留意ヲ願フ次第デアリマス。

七、国有財産ノ処理

戦争ノ終結ニ伴ヒ陸海軍其ノ他ヨリ大蔵省ニ引継ヲ受クル国有財産ノ処理ヲ司掌セシムル為衆ニ臨時ニ大蔵省並ニ財務局ニ国有財産部ガ設置セラレマシタコトハ御承知ノコトト存ジマスガ、此ノ種国有財産ヲ連合軍ヨリ返還ヲ受クル場合ハ一応内務省又ハ地方庁之ヲ受領シ大蔵省又ハ財務局ニ引渡スコトニ関係各庁間ニ協議ガ整ツテ居リマスカラ各位ニ置カレテハ円滑ニ取運ブコトニ格段ノ御協力ヲ願ヒタイノデアリマス。

而シテ大蔵省ニ於テ引渡ヲ受ケマシタ之等元陸海軍所属ノ国有財産ハ之ヲ国民経済再建ニ関スル諸施策ニ照応セシメ適正且総合的見地ニ於テ之ガ活用方策ヲ樹立スベキモノデアリマスガ、此ノ際現下各般ノ情勢ヲ考慮シテ最終的処分トハ別ニ目下ノ逼迫セル民生安定ノ為ニ、農耕、製塩、或ハ戦災者救護、外地引揚民ノ収容等最モ緊急施策ヲ要スルト認メラルル方面ニ応急活用致シテ参リタイト思ヒマス。斯カル応急活用ニ付キマシテハ特ニ迅速ニ之ガ為実施ヲ為スコトガ緊要デアリマスカラ各位ニ置カレテハ其ノ緩急順序、適応性等ヲ彼此勘案ノ上其ノ施策ニ遅滞ナキヲ期スル様特段ノ御協力ヲ御願ヒスル次第デアリマス。

八、塩ノ問題

終戦後ニ於ケル塩供給力ハ極度ニ減少シ殊ニ九月十七、八日ノ台風ニ依ル専業製塩主産地ノ被害ハ予想以上デアリマシテ今後ニ於ケル塩需給ハ洵ニ憂慮スベキ状態ニ在リマス。右ノ如キ事情ニ鑑ミマシテ目下連合国最高司令部ニ対シ民生安定上不可欠ナル所要数量ノ輸入許可ヲ懇請シテ居リマスガ、本件



ニ付テハ諸般ノ事情ニ照シ之ガ実現ハ相当困難ナルノミナラズ仮ニ或程度ノ輸入実現ヲ見タ場合デモ之ヲ以テ国内需給状態ヲ急速ニ改善スル如キハ到底期待シ得ザル処デアリマス。

斯クテ第三、四半期ニ於ケル食料塩配給計画ハ一ケ年ヲ通ジ塩需要ノ最盛期ナルニモ拘ラズ漸ク十三万五千瓲デアリマシテ前年ニ比シ五割程度ヲ予定シ得ルニ過ギズ殊ニ第四、四半期ニ於ケル塩供給力ノ見透ハ外塩ノ輸入不能ナル限リ国内ニ於ケル全「ストツク」ヲ消費ニ充当スルモ猶漸ク基本量ノ外極メテ少量ノ供給ヲナシ得ルニ過ギザル状態デアリマス。

以上ノ如クデアリマスカラ、今後ニ於ケル各方面ニ対スル現実ノ配給実施ニ際シテハ機械的配給ハ厳ニ之ヲ慎ミ需要ノ緩急、原料入手ノ状況其ノ他諸般ノ事情等ヲ充分調査シ最モ効果的ナル配給ヲ期スルト共ニ鹹水又ハ海水ノ利用ヲ指導奨励シ特ニ醤油及漬物用ニ付テハ鹹水代用ノ促進ニ努メ現下ノ塩不足ヲ補フベキ方途ヲ講ゼネバナリマセン。

又生産方面ニ付テハ万難ヲ排シ被害塩田ノ復旧ニ全力ヲ注ギ之ガ急速ナル回復ヲ図リ専業製塩ノ生産増強ニ努力スルト共ニ新規塩田ノ開発、自給製塩殊ニ大規模ノ電気製塩等ヲ強力ニ推進シ今後ノ事態ニ処シ遺憾ナカラシメンコトヲ期スルコトヲ要スルノデアリマシテ各位ノ全幅的協力ヲ期待シテ已マザル次第デアリマス。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (2)　地方長官会議に於ける石橋大蔵大臣説示要領

（昭和二一年一〇月三一日）

地方長官会議に於ける大蔵大臣説示要領（一〇、三一、午前九、三〇）

一、インフレ問題について

終戦後の通貨金融情勢の推移はインフレーション的様相を呈してゐるがこれは只今迄の所戦時中に集積せられた預金の引出し等戦争の影響により起つたものでこれは我国だけでなく米国にも起つてゐる。そしてこれは必ず、ある時期に限度が来るので現に米国はその時期に近づいて居り、我国も本年二、三月頃がその天井である。これは必ずしも二月の預金封鎖措置を行つたからではないのである。

即ち銀行券は三月を一〇〇とすれば九月は二七六と約三倍に急増してゐるが物価はこれに伴はない。日銀調公定卸売物価指数は相当上つてゐるが、これは実際物価に追随して三月以降公定価格を大幅に改訂した為であり一般の闇物価は三月より横這ひとなり七月からは下つてゐる。又、主食の闇物価は六月迄食糧危機の為上昇したがそれ以降は下り三月を一〇〇とすれば九月は七〇といふ状況である。即ち通貨は増加したが物価は安定してゐるのである。

通貨の膨脹はかくの如く大であるが、その少なからぬ部分は退蔵されてゐる。通貨が退蔵されてゐる事は預貯金は好まぬが紙幣には信用があることを物語るものである。新円再封鎖説は巷間に根強く行はれてゐるが、再封鎖は通貨に対するこの信用を奪ふことになり一時通貨が収縮しても半年もすれば再び膨脹し同じ措置を繰り返さなければならないことになり、又新円不安から換物運動となりインフレを更に誘発するものである。故に新円再封鎖は現内閣のみならず何人といへども出来ないことである。

二、財政方針について

今後のインフレーションが更に促進されるか否かは財政収支の如何に掛る所が多い。今年度の一般会計改定予算は歳出総額六百五十八億、これに対し普通歳入総額三百五億、復興金融金庫及び産業復興営団の出資金四十二億を公債財源に俟つ外は財産税等の収入により充当するからインフレの懸念はない。更に戦時補償特別税を考へるときは、財産税等の収入と相俟つて、むしろデフレ的傾向を齎らすと考へられる。

明年の予算編成の方針としては、あらゆる努力を払つて経済の回復を計る事を目的とし極力健全財政主義を保つて行きたい。そのため、収支のバランスを計り、予算の実行については厳密な監査を行ひ収入もいろいろ研究してその増加を計る所存である。

申す迄もなく財政の窮極の目的は単に財政の辻褄を合はすことではなく国

民経済の均衡にあるのであるから、稼働せしむべき労力、資材、設備あり、又生産財と消費財との不均衡を来さぬ限りにおいて、国債の発行を辞さない。勿論国債の発行は最少限度に止める必要がある。かくて健全にして弾力性ある財政方針をとつて行きたい。

又本年度予算の三分の一は進駐軍費が占めてゐるがこれは出来るだけ節約を計り、進駐軍当局にも援助を請ふ所存である。地方財政についても以上の中央財政の方針に則り協力をお願ひする。

三、貯蓄の増強について

それにしても資本の蓄積は現在最も必要なことである。過般の衆議院の各党共同決議を中心として強力な貯蓄奨励運動が起りつつあり、政府も全面的に協力することになつたが、これについて各位の御尽力をお願ひする。而してその前提条件として新円又は預金の再封鎖の如きは絶対に行はないし、行ひ得ないことを一般に徹底せられたい。又預金の秘密性についても政府は充分考へ善処して行きたい。

新旧円の撤廃も出来るだけ早くしたい。供出米の買上代金を全額新円で支払ふことにしたのも新旧円撤廃への一段階として考へられたものである。

なほ、貯蓄と関連して重要なものは国債問題であるが、我国の国債の保有状態を考へるときは、国債の破棄はもとより国債利子の引下げも小額預金に極めて大きな影響を及ぼすこととなり、何人が局にあつてもかかることはなし得ないのである。

補償打切等非常経済措置は先般の議会を通過したもので一応これで出尽した訳であり、もはやこの上の措置は致さない。財産税については、十一月に不動産、十二月には有価証券類のそれぞれ評価基準を公表し、一月には納税申告、二月十五日迄に納税が行はれる見込で、その頃には経済情勢も著しく安定しよう。

なほ、貯蓄奨励によつて得られた資金はなるべく地方に還元することを考慮したい。その方法としては、特に資金の蓄積された地方には地方債発行を許すことも考へられる。又宝籤は各都道府県で発行出来ることにしたが、資材状況と睨合せ、これにより事業の計画をされたい。

四、自給製塩に対する政策その他について

自給製塩設備に対する補助金問題については先般決定した如き対策を採らざるを得なかつたことは、従来自給製塩普及の為直接指導の衝に当られた各位の立場をも省察して遺憾に堪へないのであるが、内外の情勢よりして已むを得ざる措置であることを諒承されると同時に、現地において関係業者に納得せしめられるやう御骨折を願ひたい。現下の実情においては外塩の輸入は必ずしも順調には参らず塩の需給は著しく逼迫してゐるのであつて、この間自給製塩が需要緩和に貢献してゐるところ多大なものがあることは充分これを認められるのであるから、政府においても補助金制度の変更と関連して今直ちに自給製塩の制度そのものを廃止せんとするものではない。この点誤解なきやう御指導を得たいと考へる。

又今後における長期の政策の問題としても、或る数量は輸入に期待はし乍らも、一面相当の国内生産を確保し、相当程度自給を図る必要があることは言ふ迄もない。国内生産の維持増強に全面的御協力を御願ひする。

五、葉煙草の耕作について

製造煙草の現在配給量を維持する為には明二十二年において最小限度四万町歩の煙草を耕作する必要があるのであるが、これは本年の耕作段別約二万三千町歩に比べて一万七千町歩、即ち七割四分の増加となるものであつて、各府県に対する割当は近日中に公示するが、これが充実には相当の困難を伴ふものと予想されるので各地方長官の協力を願ふ。

六、引揚者の問題について

引揚者の援護に関しては、厚生省と連絡して充分尽力したい。引揚者に対して庶民金庫より一口三千円の生業資金の貸出が出来ることは、各位の御尽力により、末端まで徹底してきたが、今後も努力せられたい。

更に引揚者の預貯金等についても、至急何等かの措置を講じたく、目下調査中である。

又引揚者の事業については、復興金融金庫を通じて、充分に融資を行ひたい。



七、復興金融金庫について

復興金融金庫は、普通の金融機関では金融出来ないものに、融資して行くものであるが、資本総額の内払込は四十億であり、残余の六十億は必要があれば債券を以て賄つて行く。

既に興銀が暫定的に取扱つてゐるが、近く正式に発足する筈である。又、特に中小商工業者については、金融のみならず技術、経営等の指導にも乗り出させたい。

而して各位も、国家公共の為必要な事業は、本金庫を利用する様御指導ありたい。

出所　大蔵省資料Z五一一―一三。

## (3)　わが国財政の実情について（財政白書）

（昭和二二年一二月七日大蔵大臣談）

わが国財政の実情について　　大蔵大臣談（昭二二、一二、七）

第一　序言
第二　予算と国民経済
第三　予算の実績と納税の状況
第四　金融と貯蓄
第五　結論

第一　序言

わが国の直面する経済危機を突破するには、赤字なしの健全財政を堅持して、インフレーションの悪循環を断ち切ることが第一である。本年度の一般会計予算はその見地から収支均衡のとれたものとしたのであるが、歳入歳出の時期的なズレや租税等の滞納があるとそれだけ実際には政府資金が撒布超過となつて、通貨の膨脹をきたすこととなるのである。租税の納入状況を見ると、一〇月までで、三二〇億円で、当初予算だけで三六七億円を今後徴収せねばならない。さらに今回の補正予算をも加えると、一一月以降徴収すべき租税は約一、〇〇〇億円となり、この徴収が完全に行われなければ、折角の健全財政も実質的な意味を失つてしまうこととなるのである。

さらに特別会計および地方財政を見ると、一一月以降なお四三二億円に上る赤字と資金需要が存している。こういう点にも本年度財政の大きな問題があるわけである。しかし、もしこれらの資金を国民の蓄積資金で賄い得るなら、インフレーションが拡大する危険もそれだけ縮小されるのであつて、国民貯蓄の必要は実にこの点に存している。

さきに貿易再開を見たわが国にとつて、今後講和会議を控え、国際的な援助を期待するためには、健全財政を確立して国際信用を恢復することが欠くべからざる前提条件である。収支の均衡のとれた赤字なしの予算が第一の目標であつて、その方針こそ、インフレーションの破局化を回避するために必要な最小限度の、そして最大の目標として、われわれが努力しているところである。

第二　予算と国民経済

一、財政と国民経済

わが国経済の地盤が現在ほど不安定な、しかも危険な状態におかれたことは曾つてない。経済図は縮小せられ、また国内の生産設備や運輸機関は損耗し、さらにその相当の部分は近く賠償として撤去されようとしている。その上、原材料資源に乏しいわが国の産業は既存のストックを喰いつぶすことによつてかろうじて操業をつづけているというのが現実の日本経済の姿である。このような地盤の上で戦後経済の処理を行わなくてはならぬところに、日本再建の容易ならぬ困難が存しているのである。

しかし一方では新憲法のもと、国民による国民のための国家は着々として建設せられ、国家のもつ性格も単に消極的に秩序とか治安を維持してゆくにすぎないという立場よりも、積極的に国民経済を繁栄にみちびき国民の厚生を増進してゆくという立場が一層要望されてきた。国家財政は従来国民経済に対しては家計や企業と同じように一つの経済単位にすぎないものとして考

えられていたが、今や日本再建のために単なる経済単位ではなく、国民経済の大きな部分を占めるような総合経済的な性格が強くなつて来た。このことは本年度の予算をみるとわかる。すなわち、本年度の財政全体の純計は大体四、三〇〇億円に達する見込で、本年度の国民所得を九、〇〇〇億円と推計すると実にその四八%にも当つている。

このような国家財政は会計的にみると家計のように純然たる消費経済ではなく、また民間企業のように純然たる営利経済でもない。国家財政は支出に応じて国民経済から或は租税とか事業収入の形で、或いは公債とか借入金の形で収入を調達してゆける。したがつて単に歳入と歳出が等しくてもそれ丈では直ちに健全財政であるとは言い切れない。その財政の大いさが国民経済に対して適当な大いさを保つていることが大切である。いま本年度一般会計予算について国民所得の大いさと国民の財政負担の大いさとを比較してみると、財政負担（租税、財産税、印紙収入及び事業益金の合計）は一、九〇一億円となり、国民所得九、〇〇〇億円に対しては約二一%にあたる。これは昭和一一年の約一二%にくらべ相当大きなものである。しかもこの外に特別会計や地方財政を加えて計算するとこの割合は更に大きくなり三三%に達している。

本年度予算において、一般会計が赤字なしに編成されたことは、インフレーション克服の重要な一布石となるものである。しかし今日の現状は歳入が歳出に追いつかずこのために大蔵省証券が発行され、日銀引受けで通貨が増発せられることが多く、これはインフレを昂進せしめる結果となる。これを防ぐためには国民は進んで納税を行い健全財政を実質的に確立し、国民経済の安定を実現しなければならない。これこそ国民一人一人がインフレを阻止するためになさなくてはならぬ不可欠の任務である。

特別会計においては、国民経済の基礎的部門たる鉄道、通信両会計において料金値上げによる国民経済への全面的影響を最小限度にとどめるため、今年度も相当の赤字その他の資金需要が計上されるのやむなきにいたつた。すなわち鉄道、通信事業会計等において五五一億円近くの資金需要が見積られている。この資金は公債或いは借入金として国民の貯蓄によつて賄われなければならない。

## 二、本年度歳入の経済的分析

本年度一般会計歳入の総額二、〇九四億円のうちで国民の直接の負担となる部分は租税、財産税、印紙収入及び専売益金であるが、その合計は一、九〇一億円に達し、総額の九一%にあたつている。

今これを国民一人当りの所得について比較してみよう。本年度の総人口を七、八〇〇万人とし、これに対する一人当りの国民所得を出すと一一、五〇〇円となり、又前述の財政負担の一人当りは二、四〇〇円となる。昭和一一年の一人当りの国民所得は二三〇円であり、その財政負担は僅か一九円程度にすぎなかつたのとくらべると、国民生活にとつて大きな負担といわなくてはならぬ。つまりわれわれの所得の五分の一は国家によつて使用せられ、その残余部分についてもその一部は貯蓄して産業上必要な資金を供給しなければならない。もしこれをすべて消費にあてるようなことがあれば、それだけ生産はおさえられることになる。

ここにわれわれの生活の苦しさがあるが、この負担に耐えてこそ悪性インフレを克服しわが国経済の破綻を救う道がある。現に戦勝国英国でさえ物資欠乏に耐え、経済危機突破のために全国民必死になつていることを考えるとき、敗戦国日本としてかかる耐乏はむしろ当然といわねばならない。

しかし従来わが国は一般に外国にくらべて高額所得者が比較的少く、ことに戦後インフレーションの進行や財閥解体等の影響によつて低額所得者層の増大傾向が著しいので、この大きな財政負担も広く国民の多数によつて分担するの外はない。このように国民全体が貧しきをわかち合う耐乏生活を行つている現状から、所謂インフレによる利得者が一層高度の負担を引受けることは当然である。

## 三、本年度歳出の経済的分析

財政支出が国民経済の如何なる部分に流入するかは、国民経済に対して非常に大きな影響をもつものである。たとえば、国家の支出が最終消費の段階



にある人や物に対してなされれば、それだけ購買力が増える。しかしもしこれが中間的な生産過程の人や物に対してなされれば、それだけ生産は拡大せられ、インフレ防止によい影響を与えることになる。

かかる観点に立つて、本年度予算の歳出内容を分析してみると、消費的な支出と投資的な支出との割合は大体七対三であつて、この割合だけからみると、財政の現状は比較的消費的な性格を有つもののように見えるが、しかし、その消費的な支出のうち約二〇%はたとえば公共事業費、生活保護費、義務教育費、同胞引揚費のような公共的なもの或いは社会政策的なもので、さらに国民経済の安定と価格体系維持のための価格調整費、農業生産調整費の如き支出、或いは重要産業への支出、たとえば公園とか復興金融金庫などへの政府の出資金が一〇%に及んでいる。

つぎに終戦処理費であるが、これは敗戦による当然の義務としての連合軍の占領に必要な経費であり、これは当然国民が負担しなくてはならぬものである。本年度はその総額六四三億円であつて、さらにこれに賠償施設処理費の四〇億円を加えると、これは一般会計歳出の三三%に当る。しかし、これは直接間接に、相当多数の者に就職の機会を与えており、また道路建物等の施設として残るものである。

しかしこの支出は国家財政に対して何といつても相当大なる負担であるから、これらの予算の実施についてはすべて公価を厳守して流通秩序確立に資することになつた。

最後に特別会計のうち官業について考えてみよう。国有鉄道事業及び通信事業については、公共の目的を有することは勿論であるが、企業である以上、当然独立採算制の原則によらなくてはならぬと思う。大きな赤字を計上しながら、企業が経営をつづけるということは、それ自体不健全な状態であつて、今後必要な合理化を行うことが要請される。

## 第三　予算の実績と納税の状況

予算面で、歳入と歳出の均衡を保持することのできた一般会計においても、租税の収納期の関係と、さらに租税の申告洩れや滞納などによつて、歳入と歳出とが現実には均衡せず、この時期的ズレを調整するために大蔵省証券を発行している現状である。そこで四月から一〇月までの一般会計予算の実績をみると、歳入の収入済額は三六〇億円、歳出の支出済額は六九〇億円で、差引歳出超過が三三〇億円である。すなわち四―一〇月において当初予算一、一四五億円の約五二%を支出しているのに対し、収入済額は僅かに三二%に過ぎないのである。更に補正予算を加えた二、〇九四億円を実行するためには、本年度において確保しなければならない租税総額は一、三三〇億円である。そのうち三二〇億円を一〇月までに収納したのであるから、残りの一、〇一〇億円を一一月以降来年四月までに収納しなければならないのである。すなわち一一月以降は仮りに月割とすれば一ケ月平均約一七〇億円の租税収入を必要とするわけで、これを一〇月までの月平均五〇億円と比べると約三倍半となる。

しかるに実際の納入状況をみると決して良好とはいえない。すなわち、本年度九月末までの滞納額は、増加所得税が最も多く五一億円、所得税二五億円、法人税九億円及び物品税七億円などであつて、総額一〇〇億円になんなんとしており、そのほかに財産税及び戦時補償特別税の滞納も相当の額に上つている。

所得税については予算申告納税制度を採用しているが、遺憾ながらこの申告状況は頗る不良であり、八月末現在の申告税額は予算額の僅かに一七%の低調を示している。これは予算申告納税制度が国民一般に徹底していなかつた点もあろうが、納税がインフレの防止に役立ちうるという観念に乏しいことの現われとも言えるであろう。

最近における国民所得の分布状況は、時局の影響を受け著しい変化を示しているので、あらたな所得を捕捉し、特にインフレ利得者等に対する課税を徹底して収入の確保を図る必要がある。これがためには、税務機構を充実して、税務職員の待遇を改善すると共に税務の運営方法を刷新して、科学的な調査方法を採用し、脱税の摘発、処罰の強化、第三者通報制の採用、滞納処分の促進等によつて税収の充実に努めることが肝要である。この点については、この際全国的に活発な納税運動を展開して国民の納税に関する認識の普及に努めると共に、他方納税を回避する悪質者に対しては、これらのものを放任することが他の忠実な納税者

に極めて不公平な結果となるから、政府は今回これらのものに対し断乎たる手段を取る方針で、納税を肯ぜぬものには加算、追徴税は勿論、体刑を課することをも敢えて辞せぬ決意をしている。

これを要するに健全財政の成否を決する鍵は租税の完納いかんにかかつている。現在の納税不振の状況が改善されぬ場合には、わが国の財政ひいてはわが国民経済が甚大な脅威にさらされることを覚悟しなければならない。

第四　金融と貯蓄

一、本年一月末に一、〇〇〇億円の関門を突破した日銀券は、現在既に一、八〇〇億円台に達し、年末には二、〇〇〇億円にも達する見込である。このような通貨の急激な膨脹の原因は主として政府資金の撒布超と産業資金の市場調達難とによる日銀券の増発であり、両者の割合はおよそ八対二である。産業資金については復興金融金庫債の市場消化不良によるものが相当の部分を占めている。

このような通貨増発の趨勢を阻止するために、政府は七月以降金融機関資金融通準則を強化して、石炭鉱業、鉄鋼業、肥料工業などの超重要産業への資金を優先的に確保し、不急産業に対する融資は極力抑制して、資金の効率的な使用を図ることとし、融資の基準を金融機関の資力純増額に求め、従来のように日銀からの借入金に依存することを避けると共に、財政資金と産業資金を金融機関の蓄積資金のみによつて賄うこととした。

二、一一月以降における資金の需要を考察するに、財政資金の需要としては中央、地方を通じて赤字を含む新規資金の需要額は四三二億円となる。又産業資金の需要額は、四―六月二一四億円、七―九月三三〇億円で、一〇―一二月は四八二億円の見込である。このように財政資金或いは産業資金として、資金の需要は巨額に上つているが、これに対して資金の蓄積は、必ずしも充分とは言えない。

本年四―六月における全国金融機関の一般自由預金の増加額は、二八四億円であつたが、この間封鎖預金の減少が二〇六億円あつたため、資力の純増は七八億円にすぎなかつた。又七―一〇月においては、自由預金の増加は五八五億円に達したが、封鎖預金の減少一三九億円をみたため、四四六億円の純増となつている。しかしその内容をみると短期性のものが多く、長期的のものは僅かに一〇%程度にすぎない。これは戦前の定期預金の割合が五〇%程度であつたことと比較すれば、預金の安定性が乏しいと言わざるを得ない。

この間における財政資金と産業資金の需要額は、この貯蓄純増額を遥かに上廻つたため、上述のような通貨の増発を余儀なくされたのである。このような情勢が今後も継続するならば、インフレの昂進は避け難いことになるから、この資金需要に応ずるため極力貯蓄の増強を図らねばならない。すでに昨年一一月以降救国貯蓄特別運動を展開して、貯蓄増強に対する国民の協力を求め、或る程度の成果を収めたが、通貨の膨脹を阻止するために、なお一層の協力を切望するものである。

政府としては上半期の実情に鑑み、且つ補正予算の施行による財政資金の増大と公債引上による産業資金の増加とを見込んで、従来の貯蓄目標額年間一、二〇〇億円を改訂して、一、七〇〇億円としたのである。インフレ阻止のためには是非ともこの貯蓄目標額の達成を期さなければならない。

第五　結　論

以上に述べたように、わが国の経済状況は正に空前の危機に直面しているのであるが、多くの人々はまだその深刻さを充分に認識していない感がある。太平洋戦争開始直前の日銀券発行高は約五〇億円であつたのが、本年末にはその四〇倍にも達せんとする趨勢である。

第一次大戦後のドイツの前例を見ると、その通貨の増加の足どりは、わが国の戦後の通貨膨脹の状況と今日までのところは大体において類似している。問題は今後の推移如何であるが、ドイツにおいては通貨が戦前の四、五〇倍に達した後は加速度的にその増加が急激となり、その後において破局に陥つている。

勿論、当時のドイツと現在のわが国とでは諸般の事情が全く異つているから、単純に両者を比較することは適当ではないが、わが国通貨膨脹の趨勢が極めて警戒を要する事態に迄進んでいることは争うべからざる事実であつて、この際安易な希望的楽観論や外国の援助のみを頼りとする他力本願の考え方はこれを慎まなければならない。

しかしながらまた反対に、一部の論者の主張するように、わが国のインフレは最早破局に突入するのほか途はなく、各種の施策も既に手遅れであるとの極端な悲観論もまた大なる誤りといわねばならぬ。

戦前かつて勤勉を世界にうたわれたわが国民が真にこの危機を自覚し一致協力してインフレ防止に必死の努力をいたすならば、まだまだ施すべき諸般の方策は数多く存するのであつて、このインフレをくいとめることも決して不可能ではない。「天は自ら助くる者を助く」との格言があるが、国民も政府も打つて一丸となり、インフレ防止に凡ゆる力を尽すならば経済立直しの余地はなお十分に存するのであり、また米国はじめ諸外国もわが国の民主新日本建設の努力と誠意に感じ、われ等の待望してやまない外資の援助もおのずから期待できるのである。

国民の努力と諸外国の援助があるならば、このインフレの大波もこれを制することは決して不可能ではない。今やわが国は経済再建の道に進むか、破局の淵に転落するかの真に重大な岐路に立つているのである。しかもそのいづれを採るかは、国民の覚悟如何によつて定まるのである。

この際インフレ防止の最も重要な支柱の一つである租税の完納と貯蓄の増進とに全国民がこぞつて協力し、経済再建の基礎を確立されむことを切望してやまない。

出所　大蔵省資料。

## (4)　わが国の財政と金融との実情

（昭和二三年七月一二日大臣官房文書課）

わが国の財政と金融との実情

第一　経済の現況―物価、賃金、通貨及び生産

第二　昭和二十三年度予算

第三　税制の改正

第四　金融の現況

第五　外資の援助と為替問題

第六　結論―安定への第一歩

（別表）

この調査は七月中旬以降、大臣以下本省首脳部が第二回国会終了に際して当省所管行政に対する国民の認識を深めるために全国各地に出張して懇談、講演を行うに当り、その資料として作製したものである。

時間の余裕に乏しかつたため、主として予算と税制との解説が中心となつており、この外なお記すべくして洩れたものも少くなく完全を期し得なかつたが、附属資料と合せて、一応の参考に供しうれば幸である。

七月十二日　　大臣官房文書課長

第一　経済の現況―物価、賃金、通貨及び生産

一　物価及び賃金騰貴の趨勢

(イ)　昭和二十二年における年間の物価の趨勢を見るに、第一表で分るように、東京卸売、東京小売ともに月々増騰を示し、年間においては、卸売は三・六倍、小売は三・三倍となつており、又実際物価も生産財、消費財ともに騰貴を続け、年間において、生産財三・四倍、消費財二・五倍となつている。このように公定価格と実際物価とはともに年間において相当大幅の騰貴を見せているのであるが、六月以前と七月以降とを比較して見ると、六月以前においては実際物価の騰貴がつねに公定価格の騰貴より激しかつたのであるが、七月以降はそれと逆の現象を呈しているのである。つまり七月における価格改訂を機として今まで実際物価に追随して来た公定価格が逆に実際物価に先行するようになつたことを意味するのである。しからば、かかる現象が一般消費者に対していかなる影響を与えているであろうか。第一表の消費者物価の趨勢を見るに、三、四月における停滞は別として、六月までは相当の増勢を示しているのであるが、七月以降はむしろ鈍勢を示し、年間において、約二・九倍の騰貴を示している。

昭和二十二年七月以降の右に述べた一般的趨勢は、昭和二十三年に入つ

てからも現在に至るまで殆んど変化を示さず、毎月前月に比して一%乃至五%の騰貴を続けている。

(ロ) 次に賃金であるが、昭和二十二年一月における全国工業一ヶ月一人当り平均賃金は九六四円であつたが、七月には一八三五円、年末においては三五一七円となり年間に約三・七倍に達している。而してその騰勢は、昭和二十二年当初から七月までは闇実際物価と歩調を合せて急上昇し、それ以後は、やや鈍勢を示したが十二月において、又急上昇するとともに、越年後もその傾向が続いているのである。

又家計費は、昭和二十二年当初に比し年末においては四倍以上に騰貴している。年間を通じて見るに、特に家計費は消費生活物資の配給の良否を如実に顕し、その各月における上昇率は、物価、賃金等より断層的な変化が多いことが分る。

右に述べた賃金、家計費の趨勢が果して物価との関係において、いかなる意味を有するかを明らかにするため、消費者物価指数で賃金と家計費を割つてみると、昭和二十二年一月を一〇〇とすれば、昭和二十三年一月には、実質賃金は一一八、実質家計費は一一四となる。即ち賃金と家計費は、実質的にも、やや上昇したことを示している。

二　生産の推移

終戦直後において戦前の昭和十年乃至十二年の水準に対して一割以下に低下していた鉱工業生産も、その後昭和二十一年の秋頃までには約三割の水準に達したのであるがその後は一進一退を示し昭和二十二年一月以後においては第二表のような推移を示している。

即ち終戦時からのストツクの喰いつぶし、原材料品の不足、賃金の値上げ、ストライキその他労働攻勢による企業合理化の不能、物価の昂騰、資金難等種々の原因により生産は、つねに「横ばい」の有様である。

三　価格補正

(イ) 昨年七月に実施された価格改訂は、当時非常な勢で進行していたインフレの破局化を阻止し、七月以降一、において述べた如くその速度を鈍化せしめることに役立つのであるが、流通秩序の確立その他これと関連して実行すべき諸対策が遺憾乍らその全効果を発揮できず、実際物価は、「横ばい」ながら騰勢を続け、賃金も、実際物価以上の上昇率を維持する一方、二、に述べたような事情のため生産の復興は期し得られない状態を続けた。

そのため政府事業はじめ民間企業は、相当の採算割を示し、鉄道、通信両特別会計の運営収支における赤字、石炭、鉄鋼、肥料等所謂安定帯物資に対する価格補正補給金等実質上の財政負担とみられるものは最近月額百億に達する状況であつた。

そこで政府は、経済の健全な循環を図り、又同時に財政支出の健全化を期するため、安定帯物資を中心に公定価格の補正を行うことになつたのである。

(ロ) しかして価格の補正に当つては、その財政、企業及び家計に及ぼす影響を彼此勘案し、殊に公定価格の引上げによつてインフレの進行を促進することを惧れ、大幅の引上げはこれを差控え生産費の高い基礎物資の需要者価格については、例えば石炭については現行の概ね七割程度の引上げに止め、戦前昭和九年から十一年の価格水準に比し、現行の六十五倍から百十倍とし、国鉄及び通信料金も旅客運賃は税込み二・五五倍貨物運賃は三・五倍郵便料金は四倍にとどめることとした。即ちこれらの価格については、価格調整費の支出又は、一般会計からの繰入れにより調節し、もつて他物価への影響を極力緩和することにつとめている。なお今回の価格補正に際し、原価要素としての名目賃金の上昇をさけるため勤労所得税の大幅軽減を行つたのである。

(ハ) 次に価格の補正に当つては、原価計算上最も重要な要素たる賃金の基準を全国工業平均三七〇〇円に定めた。工業平均月三千七百円水準は、昨年七月の千八百円水準に比して実質賃金において、約二割の高位にあると考えられる。この三千七百円ベースの採用については、種々な批判がある。

先ず第一にこの水準の算定に当つて五月から六月への闇値の上昇率を三・六五%と見込んだことが非現実的であり、公定価格が補正されれば当



然その程度にとどまらないという点であるが、しかし、昨年の価格改訂の場合にも見られた如く必ずしも公定価格闇物価との間には必然的因果関係はないと考えられる。第二に四月の全国工業平均賃金がすでに三六七〇円であつたから、六月において三七〇〇円ベースを堅持することは無理であるという批判に対しては、四月における給与の中には一月乃至三月分の追加額が相当含まれて居り、又、この三七〇〇円のうちに時間外手当は含まれていないことに注意しなければならぬ。なお、福利施設等に相当する給与もこの中に含まれていない。第三に、現在の価格体系においては、基準年次に比し、公定価格は六十五倍、賃金は二十七、八倍であるが、今回の補正においても公定価格は百十倍、賃金は五十六、七倍というように、依然この両者の間に相当の開きを設けていることはどうかという批判である。現在労働の生産力は戦前に比して三分の一に落ちているといわれている。賃金が労働の生産性に依存するものである以上、賃金の倍率は公定価格の倍率に比し三分の一であるのが当然とも言えるのであつて、ただ現在の公定価格が資本に対する利潤を殆んど無視している点と価格調整費等によつて人為的に価格を低位に定めている点とのために寧ろこの倍率の幅が狭ばめられている次第である。

(ニ) 今回の価格補正方式は、現行価格体系における同様、鉱工業者については、原価計算により、農産物等についてはパリテイー計算によることとしている。

原価計算主義においては、放漫な経費補償主義に堕する危険があり、生産諸要素の効率的使用と生産原価の引下げとにより貿易の伸張を図らなければならないわが国において原価主義を採用することは必ずしも適当でないともいえるのであるが、現状において余り急進的なやり方をすれば物資の闇流しや生産の低下を来す惧がある。又原価主義の下においては原価償却費をどう取扱うかという問題があるが、今回の補正では、従来同様取得価格による帳簿価格を基礎として算入することとした。

農産物等の価格の決定にあたつては昭和九年から十一年を基準年次として、農家の経営及び家計において購入する商品の価格と農産物の価格との基準年次における均衡を保たせるように農産物の価額を定めようとするものである。

(ホ) 価格の補正は以上の趣旨に基いて、六月中旬から逐次施行される筈であつたが、運賃改訂の国会における承認が遅延したため、当時の運賃によるものと改訂後の運賃によるものとの二段構えを以つて六月二十三日に第一次の改訂が行われ、ついで七月一日に第二次、十日に第三次と順次進捗し、概ね七月末には完了する見込である。今までに発表されたものは左の通りである。

(補正価格一覧表省略―編者)

四　通貨状況

(イ) 戦争により生産力は喪失し、縮小再生産の過程に入つたのにもかかわらず、戦時中増発された日銀券は、敗戦とともに物価を騰貴せしめ、わが経済をインフレの段階へ陥し入れたのであるがその後も日銀券の増発は止まず、この結果惹起される物価と賃金との上昇が逆転して、日銀券の増発を招来しインフレの悪循環を続けたのである。即ち第三表(日本銀行券発行高省略―編者)によれば、日銀券は昭和二十一年には毎月約七〇億程度増加し、二十二年に入つてからは、四―六月間に二〇五億円、七―九月間に二〇一億円と増加率が次第に低下する傾向にあつたのであるが、十―十二月間には価格改訂の影響もあつて月一〇〇億円以上となり特に十二月は財政資金のぼう大な支払と季節的関係も加わつて四〇〇億円以上を増加し、十二月末日銀券発行高は、二一九一億円に達した。昭和二十三年に入つてからは、特に納税の著しい進捗と財政支払の抑制が原因して、一月一一億円、二月二七億円を収縮し、更に三月は、年度末にもかかわらず三四億円を増加したに止り、一月初めからの三ヶ月間では四億円の収縮を示し、昨年同期の二二三億円の増発に比べれば著しく好転しているといえる。しかし昭和二十三年度に入つてからは、又日銀券の発行残高は上昇をはじめ六月までの三ヶ月間に約一一〇億円を増加し六月末において二三〇五億円と

なつている。

(ロ)　各月における日銀券増発の原因は第四表に示すとおりである。しかして日銀券増発の原因のうち第四表の示すごとく昭和二十二年一月乃至十二月までの間においては、政府の財政資金撒布に因るものが大部分を占めているのであつて政府資金の支払が、したがつて、歳入と歳出との時期的ふん合が、いかに日銀券の増発―惹いては物価の上昇―に重大な影響を与えるものであるかが了解せられるのである。昭和二十三年一月乃至三月の数字は、それを明瞭に物語つているのである。第五表（省略―編者）の徴税成績を参照せられたい。なお民間資金放出超のうち復金関係に関する部分は、実質は、財政資金撒布超に準ずるものであつて、その民間資金撒布超のうちに占める比重は圧倒的であつて復金融資の方法について相当考慮すべきものがあると思われる。

(ハ)　要するに第六表の示す如く財政資金、産業資金等の資金需要を賄うため必要な資金の蓄積が不足するときは、その不足分だけ通貨の増発をもつて賄わなければならぬこととなるのであつて、昭和二十三年度については、第二・四半期分から物価補正の分を繰り込んで重点的な資金計画を樹立するとともに、需要と供給との時期的ふん合、不急不要の資金需要の極度の制限、貯蓄の増強等一連の措置を採りこれを強行しなければならないのである。

第二　昭和二十三年度予算

一　昭和二十三年度予算は、前述の如きわが国経済の一般情勢を背景とし物価、賃金、予算の三者の同時調整を期するため年初から検討を続けられて来たが、途中に片山内閣の更迭等があつて遅延を重ね漸く六月七日国会に提出され、審議一ケ月の後、運賃改訂率、所得税、取引高税収入等に改訂を加えられた上去る七月四日成立したのであつて、その経緯は正にわが国民経済の苦悩そのものを如実に示しているのである。

その編成の基本は次のとおりである。

(1)　先に述べたような構想の下に作成せられた物価体系と三七〇〇円の賃金水準に基礎を置いたこと、即ち第一において述べた趣旨に則り価格全般の改訂は、得てしてインフレを促進せしめる惧大であるから、ここに最小限度の改訂を行い、他に財政負担とすることとし、賃金については、六月以降三七〇〇円賃金水準を採用現在における一般勤労者の実質賃金を確保せしめることとし、これがため所得税について相当大幅の軽減を行う等の措置を講じたのである。

(2)　次に二十三年度予算は、健全財政の原則を一般会計、特別会計及び地方財政に通じて貫徹したことである。即ち、一般会計、特別会計、及び地方財政を通じて収支の適合を図り赤字を出さないことを第一要件とし、公債、借入金による財源は、資本的支出に該当するものに限ることとしたのである。わが国通貨膨脹の主たる原因が財政資金の撒布にあることは、既述のとおりであるから、年間においては勿論各時期においても収支のふん合を図り、賃金、物価の騰貴を抑制しもつて、国民負担の増大を避ける必要があるからである。

(3)　第三に財政の健全化のためには、財政収支が均衡を得るのみならず規模は国民経済に適合するものでなければならないのである。国民経済力の総合的指標たる国民所得は、昭和二十三年度においては、第七表に示すごとく大凡一兆九〇〇〇億程度と概算せられこれに対し一般会計歳出四一四四億余円は、二一・八%強であり前年の一八%に比し約四%の増加となり、又純計予算の歳出九四七九億余円は四九・〇%となり前年度の三七・四%に比し約一一・六%の増加を示し相当の重圧となつているのであるが経済の安定、わが国の再建等のためにやむを得ないものと考える。

(4)　最後に行政整理を予算内に織り込んだことである。国内経済態勢を整備し、外資の導入を容易ならしめ、わが国経済を復興するには、経済諸部門と密接な関係を有する行政部門を先ず能率化する必要があり、この目的を達するため行政事務の整理再編成と行政機構の簡素合理化を行うこととし、取り敢えず一般会計の人件費の一割五分に相当する額を節約することとし、行政整理の実施を財政の面から促進することとした。



二　昭和二十三年度一般会計予算の内容

一に述べた如き基盤に立つて予算を作成するに当つては、予算と物価との相互均衡を図らなければならず、それがためには、先ず価格体系を設定しなければならない。その事業たるや極めて困難な仕事であり、遂に本年度四、五、六の三箇月については、財政法第三十条の規定による暫定予算を提出するのやむなきに至つたのである―第九表。その間政府においては、物価体系の策定を急ぎ、予算の編成を了して去る六月七日に至つて昭和二十三年度予算を第二国会へ提出したのである。本案については国会において、運賃、通信料金、取引高税、文教費等につき修正意見が起り遂に政府は、原案を修正し、七月四日に至つて成立したのである。

右成立予算の内容は、第十表に示す如くである。

(イ)　歳入について

一般会計歳入予算総額は四一四四億余円であつて、与党三派の要請等による修正前の原案においては三九九三億余円であり差引一五〇億余円の増となつた。

(1)　歳入総額のうち租税及び印紙収入は、歳入総額の過半を占め二六七七億余円であり、前年度予算額の約一・九倍に相当し、約一三二億余円の増加を来している。その内訳は第十一表に示すとおりである。なお原案に比較すると取引高税は、免税品目を拡張したため原案よりも五六億余円、鉄道運賃の改訂の施行の遅延により通行税一一億、入場税は八月一日から地方へ委譲することと決定したため六三億余円、競馬法の施行に伴い馬券税法を廃止することにより四億余円の減収を見ることになり、これに対しては所得税法において高額所得者の税率を引上げるとともに課税充実の方途を講ずることにより一八〇億余円の増額を図ることとし差引昭和二十三年度としては四四億の増額となつたのである。

(2)　官業及び官有財産収入は一〇〇六億余円であつて与党三派の要請等による修正前の原案においては、三九九三億余円であり差引一五〇億余円の歳出増となつた。（第十表参照）

歳出予算の全般を一べつすると終戦処理費、実質上の価格調整費及び地

政府は国民生活の現状と財政需要の実情とを併せ考えて煙草の販売価格の引上を行うこととし、自由販売の「ピース」を十本当り六十円（現行五十円）に配給品の価格を十本（瓦）当り金額十一円（現行六円）、「みのり」十円（五円）、「のぞみ」九円（五円）に改訂し、更に、新種自由販売品「光」十本当り五十円、「憩」同四十円、「ハッピー」同三十円、「朝日」同二十円、「新生」同二十円、「桔梗」十瓦当り二十円（以上の中「光」は一時製造を中止したのを復活し、「朝日」は従来配給品であつたものを自由販売に変更するものである。）の製造を実施することとした。なお販売数量は、年間五百五十三億本、そのうち自由販売品が二百二十億七千万本、配給品が三百三十億五千万本であつて、家庭配給の数量は現在と変らない。

(3)　雑収入は予算総額四二七億余円であつて前年度の約二倍となつている。原案に掲上せられていなかつた項目としては、競馬法の施行に伴う国営競馬特別会計からの受入金一三億余円の増額、同じく競馬会納付金の減が二億余円計上され又宝くじは、今後政府又は都道府県で発行することとなつたことに伴い売得金二一億円の増額と発行者納付金の七億余円の減が計上せられた。原案修正の分としては、価格差益金の増収として二一億余円、電力超過等料金受入として三億余円、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律に基く物資の割当申請手数料及び割当料等による免許及び手数料の増額として一二六六万余円が計上せられた。

(4)　前年度剰余金受入は、三三億余円であつて、原案は八億余円にすぎなかつたが昭和二十二年度決算上の剰余金見込額中使用可能額を二五億円追加計上したものである。

(ロ)　歳出について

一般会計歳出予算総額は、四一四四億余円であつて与党三派の要請等による修正前の原案においては、三九九三億余円であり差引一五〇億余円の歳出増となつた。（第十表参照）

歳出予算の全般を一べつすると終戦処理費、実質上の価格調整費及び地

方配付税配付金のみで既に歳出総額の過半を占めている状態であつて戦災復旧、教育文化、保健衛生、産業経済等のための支出が相当窮屈とならざるを得なかつたことは、蓋し現下のわが国の立場において健全財政を維持するためには、やむを得ないものと考える。以下重要歳出項目の大要について説明してみよう。

(1)　終戦処理費　　九二六億円

従来終戦処理費の目的、使途等については、これを区分整理して所要額を推算計上することができない情況であつたためこれを終戦処理費の部、款、項を以て予算に計上し、その処理を行つて来たのであるが本年度においては予算編成上可及的に経費の目的別分類の明確化に努めるため従来の実情に分析検討を加え、本年度から若干の目的別分類を加味し、これを終戦処理費の部款及び連合国財産返還費の部、款、項に分け、終戦処理費の款はこれを更に三つの項に区分計上するとともに連合国財産費は、本費から切り離し、別途計上することとした。即ち、終戦処理事業費は、連合国軍労務者の給与、連合国軍宿舎、兵舎その他の施設の営繕費及び管理費、物件の購入費及び借入費、国有鉄道及び通信施設の提供に伴う当該特別会計への繰入費、道路その他の工事費等で連合国軍の正式指令に基き支出されるものであつて、八八八億円を計上したのである。本費の予算実行上においては、特に監査を励行し、その効率的な使用に努めなければならない。

次に終戦処理費雑業務費は、連合国軍の用に供する業務に関連する損失補償、爆薬処理等に要する経費であつて連合国軍の正規の調達文書に基いて支出されるものではない。この経費として一七億円計上されている。最後に終戦処理事務費であるが特別調達庁における業務、逓信省における航空保安施設の維持運営等各省各庁における直接連合国軍の需要を充足するための政府機関の業務に要する経費、これに関連する雑費及び支出監査費等で二一億円を計上した。

(2)　賠償施設処理費　　六四億円

本費は、極東委員会対日賠償中間撤去計画に基いて既に指定せられた賠償充当施設及び今後指定を予想せられる賠償充当施設のうち本年度において処理すべきものにかかわる経費であつて、終戦処理費と同様その目的に従つて賠償施設管理費（三三億六二〇〇万円）、賠償施設撤去費（二七億八四〇〇万円）、賠償施設処理事務費（二億五四〇〇万円）に分けて計上している。

(3)　連合国財産返還費　　一六億円

本費は、連合国軍最高司令官の指令に基いて、連合国財産の管理、保全又は返還等に要する経費、掠奪物件の保全、返還等に要する経費及び拿捕船舶の修理に要する経費等である。

(4)　価格調整費　　五一五億円

本費は、昭和二十二年度予算編成の骨子たる物価補正の趣旨により、昨年七月決定を見た新物価体系について実施されていたのを略同一品目について従来に準じて価格調整を行うために必要な経費であつて、内昭和二十二年度より引続き実施し来つた補給金は七九億円、今度の価格水準の補正による安定帯補給金が四三六億円である。その内訳は第十二表の通りである。

(5)　物資及び物価調整事務取扱費　　六九億一四三六万余円

本費は、公団交付金と臨時物資需給調整法に基く指定生産資材及び指定配給物資の割当及び配給事務に要する経費等である。公団交付金の内訳は第十三表に示す通りである。

なお指定生産資材の割当事務は、政府において従来から無償で実施して来たが今後は原則として申請に際して一件当り五〇円以内割当に際しては、割当価格の百分の一に相当する金額を手数料として徴収し、これによる歳入見込額十億を歳入に計上して、国庫の負担の軽減を図つた。

(6)　公共事業費　　四三五億余円

本費は、国の直轄又は補助によつて施行する河川、道路、砂防、港湾、開拓等の土木工事、所定の営繕工事を主体とし、それに失業救済の



ために実施する資材の裏付を必要としない業務の人件費をも含んでいる。なお鉄道、通信関係の工事、終戦処理費及び賠償施設処理費による工事は公共の事業として取扱つていない。

本費は従来は、内閣所管に公共事業費の部款項を以て計上されており、支出に際して各省所管へ予算実行上の移換をする方式をとつていたが本年度からは、項を事務費と人件費とに分け事務費は当初から各所管部局へ分割計上し、事業費のみ従来の例によることとした。

本年度においては昨年度まで本費の支出に属していた職業補導は補導的授産場の経営事業と直結しない該調査等に要する経費を本費から分離し、大体昨年度に準ずる各種の事業に要する経費を計上したが特に災害復旧事業及び六三制実施に伴いあらたに必要となつた新制中学校の増加の為の建築費に重点を指向したのである。

なお当初政府提出原案においては四二五億円を計上していたのであるが学校施設費として三億余円、引揚者住宅建設費として三億円、災害対策費として三億余円、計一〇億余円を追加計上することに修正したため四三五億余円となつた。

(7)　地方配付税配付金　　三九一億余円

従来の地方分与税分与金に相当する経費であつて、地方配付税法に基いて所得税その他の国税収入の一切を財政の実情に即した方法に依り地方公共団体に配付するため所要の配付額を地方配付税配付金特別会計へ繰入れるものである。

本費は、当初政府原案においては、四四九億余円であつたが修正予算においては医師産婆に対する地方事業税を軽減するに必要な補てん財源一億円、六三制経費財源三億余円、災害復旧費財源一億余円計五億余円を増加し、入場税の地方移譲に伴つて六二億余円を減少し差引計五七億余円の減となつたのである。

(8)　地方警察費国庫負担金　　二八億余円

本費は、国費の支弁となつている警部補又はこれに相当する者以上の人件費、事務費及び特殊の設備等に要する経費を除くすべての警察費並びに官設消防費の二分の一を国庫が負担するもので本年度以前の支出実績の報告に基いて追加交付する分一三億円と本年度所要見込額一五億余円を計上した。即ち警察法の施行に伴い国家地方警察の経費は全部国費支弁、自治体警察の経費はすべて自治体の負担となり、従来の警察費連帯支弁金又は警察費国庫負担金は廃止せられたが本年六月分までは、なお従前の例によることとされその分として一四億余円、消防法の施行により官設消防は廃止され、消防の経費はすべて自治体負担となつたが本年六月までの分は従前通りとされているのでその分として一億余円を計上したのである。

(9)　政府出資金　　一八五億余円

本費のうち復興金融金庫に対する出資金は一八〇億円であつて、これは、復興金融債券の本年度中に償還期限の到来する分五五九億円の内、日銀以外の一般市中金融機関の保有に依る分を目途とし、その償還財源として払込む予定の分を計上したものである。なお当初政府原案においては一八九億余円であつたが国民金融公庫法及預金保険金庫法の未提出に伴い四億円を減じた。その内訳は、第十五表の通りである。

(10)　国債費　　七五億余円

本費は、国債利子五一億余円、国債償還資金九億余円、借入金利子及び大蔵省証券割引差額一三億余円その他から成る。

国債利子は一般会計負担の内国債債額一八五九億余円と第十六表に示す通り昭和二十三年度において新規に発行を予定している交付公債の債額二三四億余円に対する所定の年三分五厘乃至五分の利率を以つて算出した利子である。

なお軍事公債の利子支払については本邦人の所有するものについては、昭和二十三年七月一日から向う一箇年間に支払期日の到来する利子に限り元金償還期日迄支払期日を延期する法律案を第二国会へ提出したのであるが審議未了となつたのであつて、延期するため昭和二十三年度

予算に計上を不要とした金額二七億余円については、将来予算化する必要があるが、本国会においてはそのための修正措置は講じていない。

(11)　政府事業再建費　　三九七億余円

本費は、大蔵省預金部、国有鉄道事業、通信事業その他の企業特別会計に対して、一般会計からその歳入不足に対する財源を補給するためのものである。企業特別会計にあつて独立採算制を確保することは、財政、経済の健全性を招来する上に不可欠の条件で各特別会計はあらゆる努力をこれに傾倒しているのであるが、各企業における諸設備の荒廃、価格体系の現状等を考慮するときは、速にその完全な実現を強行することは、かえつて国民生活及び企業の採算に対して過重な負担を費し、物価と賃金との循環的昂騰を招く惧も大であり、さりとて企業特別会計の歳入欠陥をそのまま放置することは、金融に対する圧迫となる惧も尠くない。従つてかかる赤字補給を行うの已むなきに至つたのであるが要するにかかる措置は、臨時の特例であつて各企業特別会計は、万難を排しても独立採算制の実現に向つて努力しなければならぬことは云うまでもない。

先ず大蔵省預金部特別会計に対する繰入額は四五億余円である。預金部は、郵便貯金を中心とする運用資金を主として国債及び地方債へ運用しているが、その運用資金の増大にもかかわらず、最近における人件費及び物件費の増嵩のためその歳入不足分を一般会計から繰り入れるものである。

次に国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計への繰入であるが、これらの企業においては、いづれも独立採算制への努力が続けられているのであるが、直接国民大衆の生活に影響する関係上運賃料金等を極端に引き上げることは極力これを避けなければならないのである。したがつて今回の物価補正に当つては、当初政府案は、通行税を含めて現行運賃の三・五倍、通信料金は、現行料金の四倍にとどめることとしたのであるが与党三派の要請により更にこれを低くし旅客運賃は現行の二・五倍（通行税を含む、但し、学生定期は二倍）、貨物運賃は原案通り三・五倍、通信料率は原案通り現行料率の四倍に修正しその実施期日は、旅客運賃は七月十八日、貨物運賃及び通信料率は七月十日ということになり、倍率の低下と値上遅延のため国有鉄道事業特別会計においては、一九九億余円の赤字、通信事業特別会計においては、値上実施遅延のため一六億余円の赤字が生じたので、国有鉄道事業特別会計に対しては原案の一〇〇億円に更に一九一億余円を、通信特別会計に対しては原案の五〇億円に更に一〇億余円を追加して繰り入れることになつた。

(12)　鉄道通信行政費繰入　　二〇億余円

従来国有鉄道事業及び通信事業の両特別会計においてはその企業経営自体に関連のない行政又は監督的な経費をも負担していたのであるが、これらの経費を一般会計で負担せしめて企業会計の独立採算制を確立することの必要が痛感されるため国有鉄道事業特別会計へは一〇億余円、通信事業特別会計へは六億余円を繰り入れることとした。

(13)　船舶運営会補助　　四〇億円

海上運賃の引上げは、鉄道運賃等と同様の趣旨により今回は現行運賃の三倍に止めたため船舶運営会の本年度中の収入不足額に相当する金額を国庫から補助することにした。

(14)　年金及び恩給　　七億余円

恩給法による給付が現下の経済状態に適応しないこととなつたのに伴い給付の改善を図るため、原案においては、年金及恩給として当初一億八千余万円を計上していたのを修正して五億九千余万円を追加し、計七億七千余万円とした。

なお政府職員の給与ベースの改訂に伴つて、恩給法の俸給についても物価水準に相当する改訂を加える必要が、各方面で唱えられているので、政府としても目下鋭意これを検討中である。

(15)　価格補正等特別補充費　　四三億余円

今回の価格水準の補正に際しては、各省各庁の事務費、補助費等について各省各庁の個々の経費毎に補正による増加を計上せず各省毎に一括して本費を計上し、特定の費目、即ち賃金、旅費、消耗品費、役務費、委託費、備品費、原材料費、施設費、補助負担金及び交付金の費途に限り大蔵大臣の承認を受けて使用させることとした。本費も当初原案においては六〇億余円であつたが今回の予算の補正に当り必要財源を確保するため物件費を節約することとし一六億余円を減じ四三億余円とした。

(16)　その他

(イ)　国会費の増

国会費は、当初原案において八億余円であつたが、給与水準の改訂に伴い議員歳費値上により一億九千万余円を増額するとともにこの値上に際し議員特別手当を歳費に組替えた結果千七百余万円を減じ差引一〇億余円を計上した。

(ロ)　当せん金付証票法制定施行のため原案に対し、新規に一〇億余円を計上した。

(ハ)　入場税を八月一日から地方へ移譲することに伴い大蔵省所管徴税費を八千万余円減じた。

(ニ)　科学研究費一億円、日本育英会補助一億円、六三制設備費一千万円を修正予算において計上した。

(ホ)　失業保険費は、失業保険金の支給実績を勘案して修正予算において失業保険及船員保険に対する一般会計からの繰入において合計一〇億円減少した。

(ヘ)　競馬法成立に伴い国営競馬に要する費用として四億円を修正予算に計上した。

三　昭和二十三年度特別会計予算の内容

特別会計の数は、本年度当初においては二五を算えていたのであるが、五月から新規に不正保有物資等特別措置特別会計を設置することになり、又十月中に国営競馬特別会計法及び外国貿易特別円資金特別会計法の二特別会計法が施行される見込なので都合二八の特別会計が設置されることになる。而してこの二八特別会計の昭和二十三年度歳入歳出予算の総額は、実に歳入にあつては一兆一九六億余円、歳出にあつては一兆〇二三九億余円となるのである。その内訳は第十七表に示すとおりである。なお当初政府において提出した原案によれば歳入一兆一八三億余円、歳出一兆二二〇億余円であつたが修正の結果一二億余円増加し、前述の如き数字となつたのである。

(イ)　国有鉄道事業特別会計

本特別会計の昭和二十三年度予算は、歳入歳出とも一二九三億余円であつて昨年度に比し約二倍となつている。即ち歳出面においては、人件費物件費について可能な限りの節約を見込むこととしたのであるが、この度の賃金水準の改訂及び価格の補正に伴つて人件費物件費等において巨額の歳出増加を計上しなければ所期の運輸計画を達成できないことになつた。即ち人件費については労働基準法の施行に伴う婦人及び少年の危険、深夜業務の禁止によるもの等人員の増加は極力抑制して真にやむを得ないものに止め、物件費については、昭和二十三年度石炭生産三千六百万屯に即応する輸送要請量一億三千万屯を充足する計画の下に資材の配当事情を織込み所要額を計上し、その積算に当つては、修繕費に重点を置き役務費、備品等においては、可能な限り節約を見込むことにしたのであるが、政府は当初提出の原案においても歳出一二六九億余円となつた。

次に歳入面においては、本年六月十五日から運賃の引上を実施することとしたが、価格補正によつて国民の負担を過重ならしめたので旅客貨物とも現行運賃の三・五倍程度（旅客は税込）に止めることとしたので、その結果引上の時期の遅延による減を差引いて増収は六〇七億円程度にすぎず結局百億以上の赤字が出る情勢であつた。そこで政府は陸運行政等に要する経費で本来鉄道企業の経営と直接関係のないものの財源として一四億余円を一般会計から繰り入れることとし、更に金融へ負担を転嫁することを避けるため残余の百億円をも一般会計から繰り入れることとしたのである。しかるに先に屢々触れた如く与党三派の要請案による予算修正の結果、旅客運賃は、現行運賃の二・五五倍（税込）とせられ且つ、施行の期

日が貨物運賃は、七月十日、旅客運賃は七月十八日となつたため事業収入においては、一九九億余円の減となり、これが補てんのため一般会計からの繰入を一九一億余円増加し、又建設改良費の財源として公債を発行しこれによつて歳入三二億余円を増加するため、差引、二四億余円の歳入増加を来たし、歳出においても、物件費を七億余円減ずる一方、建設改良費の増を三二億余円計上し、結局二四億余円の歳出増となり、本年度予算は、歳入歳出とも一二九三億余円となつたのである。なお本会計において諸施設の建設改良事業のため発行する公債は一〇七億余円に達する。

(ロ)　通信事業特別会計

通信事業における収支の状況も全く鉄道会計と同様であつて、当初政府提出の原案においては歳出は八九一億余円とし、この度の価格水準の補正に伴い本年六月十五日から通信料金を現行料金の四倍程度に引上げることとしたのであるが、これによる増収は、一八七億円程度にすぎず結局差し引き五四億余円の歳入不足が生ずる見込であつた。そこで従来本会計の負担となつていた電波管理に要する経費の財源に相当する金額四億余円を一般会計から繰り入れることとした外、なお残余の歳入不足については、鉄道会計の場合と同様五〇億円を一般会計から繰り入れることとしたのである。しかるに、国会における審議の結果料金改訂の時期が七月十日に延びたため約一六億円の減収を生じ、又取引高税法の修正により課税範囲が狭くなつたため取引高税収入印紙収入が五〇億円程度の減収となり、更に一般会計からの経常収支の差額繰入が約一〇億円の増となつて差引五六億余円の歳入不足を生じ、歳出面においても当初予算においては八九一億余円であつたが歳入減に応じ経費の節約を行つて五億余円減額し、取引高税印紙収入の一般会計への繰入も四九億余円を減少したので、差引五六億余円の歳出減となつたので、結局歳入歳出ともに八三四億余円となつた。なお本会計において諸施設の建設改良工事のため発行する公債は一四六億余円である。

(ハ)　食糧管理特別会計

食糧管理特別会計の昭和二十三年度予算額は歳入歳出とも二七二一億余円を計上した。歳出においては、食糧調整委員会補助に要する費用八億余円、農業災害再保険料の一部に相当する金額九億余円を消費者負担とするため新規計上するとともに食糧配給公団の交付金八二億余円を計上し、歳入においては、公団独立採算制の原則に従つて交付金と同額の納付金を食糧配給公団から徴収することとした外は昭和二十二年度に準じて積算計上したのである。即ち、予算積算の基礎となる主食売買の計画数量は第十八表の通りであつて、供出割当数量に基き一割増産計画を織込んで計画し、それにこの度の価格補正を織込んで所要額を計上したものである。

(ニ)　不正保有物資特別措置特別会計

(1)　本会計は、その入手所有等に関し正規の手続に違反する事実があると認められる物資即ち不正保有物資を保有者の入手時の公定価格基準で登録公債を支払つて買上げこれを販売時の公定価格基準を以て販売し、販売収入から諸経費と登録公債相当額を控除し残余を利益として一般会計へ繰り入れるとともに右の公債相当額を積み立てる操作を実施する経理を一般会計と区分するため、新規に本年の五月から設立されたものである。なお本会計は一定の保有限度を超える過剰物資の売買操作の経理をも行うもので、この場合は買上げ価格を買上時の公定価格水準とする点を除き全く不正保有物資と同様である。

(2)　本会計は物資売払代金及び附属雑収入を以つて歳入とし、旅費及び庁費等の事務費、報償費、産業復興公団その他に対する業務取扱委託のための取扱手数料、物資買入れのため支払う千円未満の端金、一般会計への繰入れを以つて歳出とす

(3)　本年度予算積算の基礎とする予定販売額は、この度の価格補正を織込んで九三億と推計し内四分の一は翌年度の歳入になるものと予定してその七五%を昭和二十三年度内に徴収するものとし推定した。

(ホ)　国営競馬特別会計法

(1)　第二国会において競馬法が制定され公正な競馬を行うため従来日本競



馬会の経営していた競馬を国営とするについて勝馬投票券の発売に関する経理を明らかにするため国営競馬特別会計を創設したのである。

(2)　本会計においては、勝馬投票券の発売による収入金、勝馬投票券の発売に伴う過誤受入金等の収入をもつて歳入とし、払戻金、返還金、事故現金の補てん金、過誤受入金の払戻金、一般会計への繰入金等の費用をもつて歳出とするのである。

(3)　本会計の昭和二十三年度予算は歳入歳出とも四〇億余円であつて歳入は勝馬投票券発売金収入と雑収入とから成り、歳出は賠償及び償還金二六億余円、補償金及補塡金六千余万円、一般会計への繰入が約一三億余円である。

(ヘ)　外国貿易特別円資金特別会計

(1)　本会計は、連合国軍最高司令官の覚書に基き、従来連合国軍の管理に属していた解散団体の資産は、国庫に帰属せしめ、国庫はこの資産を原則として換価処分の上貿易資金へ繰り入れることとなつたので、この関係の経理を一般会計から区分するため置かれたものである。

(2)　外国貿易特別円資金は、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令に基いて国庫に帰属した現金、国庫に帰属した現金以外の財産の管理処分等に依る収入金及び附属雑収入をもつてこれに当て、貿易のため又は解散団体の債務若しくは当該団体の財産で担保される債務若しくは当該団体の財産に関して生じた債務の支払に使用される。

(3)　本会計における昭和二十三年度予算は、歳入歳出ともに七億余円であつて、歳入については、解散団体の財産売却収入六億余円、解散団体の財産の管理収入及び雑収入約四百万円、解散団体よりの接収資金九千万円で、歳出については解散団体の債務償還のため六千万余円、貿易資金への繰入は約七万七千円である。

(ト)　その他の各特別会計については、概ね前年に同様の基準で積算計上した。

四　公債、借入金、一時借入金及び短期証券

(1)　昭和二十二年度における公債発行予定額及び発行済額は、左の通りであつた。

昭和二十二年度公債発行予定額及び発行済額調

(昭和二十三年三月三十一日現在)

| 負担会計 | 種別 | 発行予定額 | 発行済額 発行額 | 発行済額 発行代金 | 差引残額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 円 | 円 |
| 新規公債 | | | | | |
| 鉄道会計 | 鉄道事業公債 | 一二、九一八、七九七 | 一三、〇六九、八七四 (四、五一六、〇〇〇) | 一二、九一八、七九六、五三〇 | 四八〇 |
| 通信会計 | 通信事業公債 | 五、九九八、三一八 | 四、九九九、〇四五 (三、四三三、〇〇〇) | 四、九四七、七〇四、一〇〇 | 一、〇五〇、五一三、九〇〇 |
| 財産税会計 | 財産税物納見返公債 | 六、五一七、〇〇〇 | 〇 | 〇 | 六、五一七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 開拓者会計 | 開拓者資金融通公債 | 九三一、五五〇 | 九三五、〇八一 (四三一、〇〇〇) | 九二四、九九九、三八〇 | 六、五五〇、六二〇 |
| 林野会計 | 国有林野事業公債 | 四四〇、〇〇〇 | 四四〇、〇〇〇 (四四〇、〇〇〇) | 四四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 |
| 計 | | 三五、八〇五、五六五 | 一八、四四四、〇〇〇 (七、八一九、〇〇〇) | 一八、二三一、五〇〇、〇〇〇 | 七、五七四、〇六五、〇〇〇 |

備考　括弧内は内借入金によつた額を示す。

(2)　昭和二十二年度借入金予定額及び借入済額は、左の通りである。

昭和二十二年度借入金予定額及び借入済額調

(昭和二十三年三月三十一日現在)

| 種別 | 借入予定額 | 借入済額 | 差引残額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| 預金部会計 | 七一八、七五一、一九五 | 〇 | 七一八、七五一、一九五 |
| 食糧管理会計 | 二、六五〇、〇〇〇 | 〇 | 二、六五〇、〇〇〇 |
| 薪炭需給会計 | 一、一九三、六六九、〇〇〇 | 六九〇、〇〇〇、〇〇〇 証券 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三、六六九、〇〇〇 |
| 農業家畜再保険会計 | 一、三〇六、一七八、〇〇〇 | 六一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 六九六、一七八、〇〇〇 |
| 国有林野事業会計 | 五四三、〇〇〇、〇〇〇 | 四五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 九三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 貿易資金会計 | 一六九、九二一、〇〇〇 | 〇 | 一六九、九二一、〇〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国有鉄道事業会計 | 六、一九一、三六七、〇〇〇 | 六、一九一、三六七、〇〇〇 | 〇 |
| 通信事業会計 | 一、八六三、六三六、〇〇〇 | 一、八六三、〇〇〇、〇〇〇 | 六三六、〇〇〇 |
| 合計 | 一二、九六八、一七三、一九五 | 一〇、三〇三、三六七、〇〇〇 | 一、六六四、八〇五、一九五 |

(3)　短期証券発行予定額及び発行高並びに一時借入金予定額及び借入高は、左の通りである。

短期証券発行予定額及び発行高並びに一時借入金予定額及び借入高調
（昭和二十三年三月三十一日現在）

| 区分 | 発行及借入予定額 千円 | 発行及借入額 千円 | 差引残額 千円 |
|---|---|---|---|
| 大蔵省証券 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 五、七〇〇、〇〇〇 | 三四、三〇〇、〇〇〇 |
| 食糧証券 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 |
| 薪炭需給会計 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 証券　五〇〇、〇〇〇<br>借入金　六九〇、〇〇〇 | 一、八一〇、〇〇〇 |
| 貿易資金会計 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 六、六〇〇、〇〇〇 | 三、四〇〇、〇〇〇 |
| 国有林野会計 | 八〇〇、〇〇〇 | 〇 | 八〇〇、〇〇〇 |
| 鉄道会計 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 |
| アルコール会計 | 三〇〇、〇〇〇 | 〇 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 通信事業会計 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 農業共済(家畜)会計 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 専売局会計 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 自作農会計 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 印刷局会計 | 五〇、〇〇〇 | 〇 | 五〇、〇〇〇 |

(4)　昭和二十三年度一般会計において大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をすることができる金額の最高額は、六百億円である。

(5)　各特別会計における収支見込及び公債借入金実行見込は、左の通りである。（表省略―編者）

## 五　地方財政について

地方財政の確立は、地方自治の基盤をなすものであるが最近における地方財政の状況は真に中央以上に急迫しており、特に災害土木費、六三制の実施、自治体警察及び自治体消防制度の実施等の経費は、地方自治体の財政に重圧を加えている。なお今日の価格の補正及び賃金水準の改訂はこの情勢に拍車をかけるものと考えられる。

前にも述べた如く、財政の健全化は中央地方を通じてなされなければならないのであつて政府においては、第二回国会に地方財政法案を提出し、地方財政処理の根本方針を明らかにして中央地方の経費の負担区分を調整し、又地方税法を改正して営業税を拡張して事業税及び特別業務税を創設し、住民税の拡充、地租、家屋税の増徴、狩猟免許税及び入場税の移譲、酒消費税等により能う限り弾力性ある財源を確保し地方配付税法を制定して地方に対し適正な方法により財源を供給することとしたのである。

右の措置により地方財政は、国家財政と同じく当分の間窮屈を免れないが一応国と並んで健全財政を維持することが可能となるものと信ずる。地方財政の全貌は第十九表に示す通りである。

# 第三　税制の改正

## 一　昭和二十三年七月税制改正の大要

前に屢々ふれた価格補正、賃金水準の改訂その他経済一般の情勢に即応して、国民の租税負担を調整し合理化を図るとともに、先に述べた如きぼう大な財政需要に応ずるため、租税収入確保を目的として昭和二十三年七月税制改正を断行したのである。以下その主要なものについて簡単に説明する。

(イ)　所得税については、賃金、物価等の変動に伴い所得状況が推移したので負担の軽減を図るため、税率、基礎控除、扶養控除、勤労控除等について所得税に改正を加えた。即ち

給与所得の控除が現行法では収入金額の十分の二・五、最高一二、五〇〇円を最高三七、五〇〇円に、基礎控除の現行四、八〇〇円を一五、〇〇〇円に、扶養控除の現行四八〇円を一、八〇〇円に夫々引き上げるとともに小額所得者の負担を軽減するため税率を大幅に引き下げ、課税標準の切り方をゆるやかにして十六段階から十四段階とし従来一万円以下から十五万円超の間において百分の二十から百分の七十二まで十一段階の急進的な税率があつたのを二万円以下から十五万円超までの間に百分の二十から百分の四十五までの六段階の緩やかな税率にするとともに、従来二十万円超まで百分の七十六から百分の八十五までの五段階の税率しかなかつたのを二十万円超から五百万円超まで百分の五十から百分の八十五までの八段階の税率に改めた。なお原案においては三十万円超百分の五十五であつたがこれを二十五万円超百分の五十五、三十万円超百分の六十とし、五十万円超百分の六十を百分の六十五、七十万円超百分の六十五を百分の七十、百万円超百分の七十を百分の七十五、二百万円超百分の七十五を百分の八十、五百万円超百分の八十を百分の八十五ということに修正され、高額所得者に対して重課することになつた。

(ロ)　法人税については、産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資するため負担を軽減するため超過所得に対する税率を大幅に軽減し、資本金の三割超過額百分の十（現在一割超過百分の十五）五割超百分の十五（二割超百分の二十）十割超百分の二十（三割超百分の三十）とし、資本に対する法人税の課税を廃止するとともに特別法人税は営利事業は行わないが経済事業を行つて出資に応じて分配をなすから、特別法人として別箇の課税をする必要がないのでこれを廃止した。又外国法人に対する普通所得の税率を内地法人と同様百分の三十五（現行四十五）に引き下げた。

第二十一表改正案による負担率及び可能配当率比較表参照。

(ハ)　物価の変動に即応して間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、燐寸、飴類に対する物品税並びに定額税率による登録税、印紙税等について相当の増徴を行うこととした。なお物品税を課せられる物品中負担過重と認められる特定のものについては税率の調整等を行つた。

(1)　酒税は、先ず一般配給分については、清酒一升壜詰の小売価格を一級酒四五〇円程度（現行二九五円）に、二級酒を三五〇円程度（現行二四〇円）に、麦酒は壜詰一本の小売価格を七〇円（現行四一円五〇銭）に引き上げる程度の増徴を行いその他の酒類についても品質に応じ税負担に差等を設け、これに準ずる増徴を行うこととし、特別価格酒については、一級清酒を九〇〇円程度（現行六〇〇円）に、二級清酒を七五〇円程度（現行五四〇円）に、麦酒壜詰を一五〇円程度（現行一〇一円五〇銭）に引き上げた。なお、今回の地方税の改正により右の小売価格の外に小売価格に対して五%の地方税がかかることになつた。

酒類の最近における製成高及び配給計画は第二十二表及び第二十三表に示す通りである。

(2)　清涼飲料税は、第二種サイダーの税率を一石につき九、五〇〇円（現行六、九〇〇円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引き上げを行つた。

(3)　物品税は燐寸に対する税率を千本につき六円（現行三円）に、飴類に対する税率を百斤につき二、七〇〇円（現行一、八〇〇円）に引き上げるとともに第一種の物品中負担過重と認められるものの一部について税率等の調整を行うこととした。

(4)　入場税は、これを地方財源として地方へ移譲することとし、八月一日からこれを実施することとし予算の修正を了した。

(5)　馬券税法は、競馬法の施行に伴い廃止することになつた。

(6)　印紙税及び登録税の改正において定額税率について十割程度の増徴を行い又骨牌税については、麻雀を一、五〇〇円（現行一、〇〇〇円）に引き上げた。

(ニ)　通行税は従来の粁程に応ずる従量税率を従価比例税率に改めることとし、普通税率を料金の百分の五、急行及び寝台料金の税率を百分の二十とした。なお有価証券移転税は、株券に対する税率を十割程度増徴することとした。

(ホ)　所得税、法人税等の減収の一部を補てんし、経済状勢の変動に即応して租税収入を常時確保し、財政の基礎を堅実ならしめるため取引高税を創設し、営業者が営業として行う取引に対し、取引の対価として領収する金額の百分の一の税率を課することとした。

(1)　本税の創設については、大衆課税である、二重課税を起す、インフレ

を促進する等税への非難もあり、これらの非難にも一応は尤もな点もあるが、従来所得税、法人税の負担は過重であつて経済の諸状勢の推移に応じこれが軽減を図る必要があり、この減収の一部を補てんし財政の基礎を堅実にするには取引高税の創設もまたやむを得ない所として、これを創設することにしたのであつて、百分の一程度の税率ならばさまで物価に影響を与えないで相当多額の税収が物価その他の経済諸状勢の変動に応じて確保されて弾力性が強く、国庫収支の時期的調整を図る上から極めて適当であり又所得税、法人税の調査と並行して取引高税の調査を行うことができるため税務当局の手数も少く且つ取引金額の把握は、所得金額のそれに比しはるかに容易簡単である結果所得税、法人税の補完税たる性質も持つものといえるのである。

(2)　課税の対象となる営業の種類は殆んどすべての業種に及んでいるが、国会において、営業のうち湯屋業及び理髪業は課税対象たる営業の範囲から除くように修正された。

課税の対象たる取引のうち、政府事業に関するもの、小学校、中学校等の教科用図書の発行、販売、取次、食糧管理法による主要食糧の取次、製造、加工等、価格調整補給金の交付を受ける物品等に関する取引等については非課税となつていたが、国会において生鮮食料品、牛乳、調味料、薪炭等についても非課税とすることに修正された。

第二十五表参照（同表(一)、(三)省略―編者）。

二　徴税対策

(イ)　昨年の徴税の成績は極めて成績悪く年度末に至つて極めて良好にはなつたが、各時期において資金の吸収が適切に行われなくてはインフレの阻止は極めて困難である。納税成績の悪い原因としては、

(1)　国民の道義がすたれ真面目な者が損をするというような風潮があること。

(2)　物価、賃金その他経済的情勢の変化が激しいため納税者側にとつても負担過重となる惧があり税務当局も明確な把握が困難なこと。

(3)　右のような現状において税務機構が充分これらの社会的経済的情勢に即応していないこと。

(ロ)　したがつて

(1)　(イ)の(1)に対しては今回の税制改正により加算税、追徴税等に関する規定の改正を行い脱税を防止し、間接国税犯則者処分法を国税犯則取締法とし、直接税についても間接税と同様臨検、検査、捜索、差押等の直接強制を行い得ることとする一方、租税完納の一大国民運動を起す。

(2)　経済情勢の推移に対しては今回の税制改正により負担の調節を図つた。

(ハ)　税務機構の改革としては徴税機構の強化と職員の教育、訓練が必要である。

徴税機構の強化としては、今回税務署四十六及財務局三を増設することについて国会の承認を得たので、これが準備を急いでいる。又とりあえず現在の機構改正を行い税務署の庶務課を総務課として徴税の強化を図り、財務局に国税査察官を設置して大口所得者等に対する徹底的な課徴を行い、又この仕事を管理監督し、全国的な連絡調整を行わせるため、主税局に査察部を置いたのである。

又税務職員の教育訓練についても別途考究している。

新規増設予定の財務局及び税務署については第二十六表（省略―編者）を参照せられたい。

第四　金融

一　昭和二十二年十二月末に二、一九一億円に達した日銀券の発行高は本年一月乃至三月の間において四億円迄に収縮するという現象が生じた。これは、昨年一月乃至三月において二二三億円の通貨の増発を見たことと比較すれば著しい対称を示す。又物価は、昨年の七月の新物価体系設立後は「横ばい」の状態を続け本年に入つてからも略同様の傾向がつづいている。

右のような現象は、概ね、

(1)　徴税成績が年末頃から極めて良好になつたこと。



(2)　政府支払を引締めたこと。

とによつて生じたものであるが、しかし政府資金の引揚により民間資金を回収することによつて市中銀行の融資充当資金は窮屈となり、しかも各企業経営は、「横ばい」ながらも引きつづく物価の騰貴と、労働攻勢による賃金値上要求のため益々赤字経営の色彩を濃くし、特に重要産業において甚しくなり、ために益々運転資金の要請がはげしくなつて来たのである。又運転資金の窮屈は各企業間における未収、未払金の累増を来し、これ又運転資金、設備資金の需要を増大させているのである。

二　右のような現象は、今次の価格補正の実施された場合においては、公定価格の高騰により需要資金の額を益々増大せしめるものと考えられるのである。これに対して極端な金融の引締めを行うことは、必要産業の運転資金の過度の不足を生ぜしめ、現在でさえ「横ばい」状態をつづけている生産水準を下降せしめる事になるが、さりとてこの際金融を緩和するときは、再びインフレーションの急上昇を惹起する惧がある。

右の価格改訂に伴う七月以降九月までの産業資金は七〇〇億といわれ又七月以降来年の一月までとして千億を要するということがいわれているが、今後の産業資金の供給については

(1)　従来の健全金融を基調とする根本方針は飽くまで堅持しなければならないことは勿論であるが、

(2)　価格改訂に伴う適正増加所要資金については、企業の実体に即応して円滑な供給を図り、他方価格改訂を理由とする便乗的融資は厳にこれを排除し、

(3)　正規のルートによる生産及び配給機能を促進するためこれが金融の円滑を図り流通秩序の確立に資する、

(4)　企業に対する赤字金融は、価格補正を機会に今後絶対に行わない方針を確立する、

(5)　従来の経緯に鑑み、経理監査乃至経理監督を厳重に実施する、

等の必要がある。

特に日銀券の増発を防止するため、復金その他金融機関の支払保証制度、各種手形制度（配給手形制度、公団認証手形、公団証明手形、スタンプ手形制度等）を拡充しこれが利用を促進することが必要であろう。

又従来から問題となつていたことであるが融通資金が所期の目的に使用されないことが多いのでひもつき融資制度の改善強化（振替払制度又は記名式小切手等の活用）し回収を確実にする必要があるとともに、融資目的以外の使用を防止するため監査を厳重にし資金の使途が適当でないときは、資金の回収又は新規貸出を防止するというような措置も考えられる。

又設備資金については、なるべく自己資本によらしめることとし、証券金融の適正を図ることも必要である。なお前述の如く政府の金融梗塞が政府支払の延引に起因する部面も相当あるから、適時適切な政府支払をなす如く努めなければならないこと勿論である。

三　産業金融一般は右のような梗塞状態になつているのであるが、産業金融中に占める復金金融の比重からみて復金金融についても二に述べたと同様な事がいえるのである。復金債の日銀引受による通貨増発の危険が大きいだけに復金金融については、特に、融資の適切な規制が望ましい。即ち、市中金融機関の還流資金でできるだけ賄い、復金の融資は、真に緊要な設備資金に限定し、運転資金の融通は、特に限定した産業以外には、これを行わないようにしなければならない。又、企業の設備資金は、なるべく自己資本によらしめることとし、そのため復興金融金庫からの設備資金の貸出率を特殊のものを除き運転資金より幾分高率とすることなども考えられる。

今回の価格体系の整備に至るまでの時間的ズレ等に基因する経過的融資であつても復興金融委員会において厳重な審査検討を加え極力これを抑制するとともに当該企業に対しては、実行可能な資金返済計画を樹立せしめ、これが確実な実行を要件とするようにしなければならない。

なお現在の石炭融資、電力融資等の特別委員会はこれを廃止し、融資基準の全体的統一を図ることが望ましい。なお五月三十一日現在における復金の融資の状況は第二十九表の通りである。

四　中小企業金融

(1)　終戦後の企業形態の中心が大企業から中小企業に移行し，その問題なども加味されると今日，特に最近における中小企業の資金確保に対する考慮もさることながら，この金融難を緩和するための基礎的な問題として，中小企業に対する金融の円滑化をはかる必要があるとともに，中小企業の自己資本の充実，技術経営の質的向上特に帳簿組織の整備，協同組合組織の結成等が必要であるが，更にこの際信用保証制度の確立を図る中小企業者の信用力，担保力の強化に努めるとともに，一時に最近における生産及び配給のための必要資金の増加により，農業金融は極度の緩慢状態を示し，肥料農機具その他農業生産資材の購入資金の調達が円滑を欠いている点，また農業の購入等に対する信用取引の促進を図ることとしたい。

(2)　元来中小企業はその所要資金が比較的零細であることと，信用力が薄弱であるって一般金融上の弱点を有するがために，ややもすると前述の不安定及び割高の強制貯蓄的な取扱いをしている点，それに加えて税制物資の購入等による価格上昇による中小企業の負担増加，一時に納税をしなければならない農産物の処理，生産資金の需要の世盛等によって年初来預金の減少傾向，農家の生活窮乏，中小企業の有機的組織の一環として特に育成助長に値するとも認められる中小企業に対する金融の円滑を図ることとしたい。

(3)　最近の状況としては正規ルートによる生産及び配給のための必要資金の必要が強く，配給統制と相俟って貿易手形その他のスタンプ手形，配給手形等の円滑な運用により信用取引の促進を図ることとしたい。

(4)　中小企業の特別の金庫の設置を認めるが，諸般の情勢に鑑みこの際新しく金庫を設立するよりは既存の金融機関を利用して面倒ながらも一般に強く要望する方途を講ずるが必要と認められる。かような組合を設立するにしても既存の金融機関に供与されるよう調整を示している。（なお六億円見当の見込である。）

(5)　農業金融は極度の緩慢状態を示し，肥料農機具その他農業生産資材の購入資金の調達が円滑を欠いている点，また農業の購入等による価格上昇による中小企業の負担増加，一時に納税をしなければならない農産物の処理，生産資金の需要の世盛等によって年初来預金の減少傾向，農家の生活窮乏，中小企業の有機的組織の一環として特に育成助長に値するとも認められる中小企業に対する金融の円滑を図ることとしたい。

(6)　短期資金の供給対策

長期資金の供給対策を講ずることとしたい。

(7)　農林金融

農林漁業復興のため必要な長期資金，例えば，土地改良，造林，船舶改修その他施設の整備に必要な資金を供給するために，一部には特別の金融機関を大幅に拡張するとともに復金の保証融資制度の活用により，効果的，能率的な中小企業金融対策を講ずることとしたい。

五　農林金融

(1)　長期資金の供給対策

農林漁業復興のため必要な長期資金，例えば，土地改良，造林，船舶改修その他施設の整備に必要な資金を供給するために，一部には特別の金融機関を設立するの外，既存の金融機関の融資制度の活用により，農林漁業の復興に必要な資金の供給を図ることとしたい。

(2)　昭和二十一年度及び二十二年度米の日銀券発行高及び一般日本銀行券発行高の増加テンポを抑制するためには，この際新たに預金部資金の活用を図ることとしたい。

(3)　預金部資金の供給対策

預金部資金の運用については，従来の方針を踏襲するが，特に農林漁業復興のため必要な資金の供給を図ることとしたい。

(4)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(5)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(6)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(7)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(8)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(9)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(10)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(11)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(12)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(13)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(14)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(15)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(16)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(17)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(18)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(19)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(20)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(21)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(22)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

(23)　本年度地方庁の普通建設事業費は，極力これを抑制することとしたい。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 無尽 | 八、五〇〇 | 八六三 | 九三三 | 一、七五五 | 五月 | 五月 | |
| その他 | 七、七〇〇 | 四七六 | 二七二 | 七四七 | △四、九〇〇 | 六、四三六 | |
| 計 | 三〇七、〇〇〇 | 四、二九五 | 一、三三六 | 一五、六三一 | △九、一〇〇 | 六、五三二 | |

右によれば貯蓄実績は決して芳ばしくない。これは資金放出の抑制、徴税の徹底等によるものとして無理からぬものとは考えられるが今後一層の努力が期待されるのである。

(5) 貯蓄増強方策

(イ) 新円再封鎖或は平価切下げ等通貨の信用を害する如き措置はとらないこと。

(ロ) 預貯金の優遇を図るため預貯金利子、割増金、物賞等に新たな考慮を加えるとともに、預貯金の課税上の取扱について慎重を期すること。

(ハ) 金融機関をして夫々の特性、地方事情等に即応した新種貯蓄の創設を実施せしめること。

(ニ) 地方資金吸収活動に応じ、貯蓄成績による資金の地方還元を行うこと。

(ホ) 国民貯蓄組合の結成を促進するとともに貯蓄実践模範地域を育成強化すること。

(ヘ) 金融機関の自主積極的な資金吸収網の拡充、所要資材の確保斡旋に努めること。

八　金融機関の再建整備の状況

(1) 最終処理の完了

金融機関の最終処理は完了し、夫々三月三十一日までに遡つてその新旧勘定の区分を消滅した。その結果を見ると未だ集計の結果が判明していない農業会を除いて、確定損四〇四億円に対し、確定益六六億円、積立金一五億円、整理債務二二〇億円及び政府補償九二億円を以て補塡することになつている。(なお預金部は、損失七〇億円に対し、確定益三億円、積立金二三億円、第二封鎖預金約二億円、補償約四二億円の予定である。)

(2) 増資

金融機関の再建整備に当つては、できる限り健全な資本構成を採用すべく再建整備における増資においては、所謂リスクアセッツ(純資産から固定、手持現金及び日銀預け金を控除した額)の一〇%を目標とするも差当り株式市場の状況を考慮し、リスクアセッツの五%(証券市場の状況により特に困難と認められる場合は三%)以上相当額を増資するように決定し、更に応募の結果その決定額以上の応募があつたときは、引続き第二回の増資総会を開催し募入外れ分だけ再増資する方針が決定され、この方針に従つて金融機関の再建整備は強力に促進されることになつているが、右の線に沿つて、銀行の整備計画は、六大銀行及び特別銀行を除いて、すべて認可を完了し、それぞれ実施の段階に入つた。

(3) 調整勘定の設置

金融機関の最終処理は、企業の再建整備の未完了等による若干の不確定な要素を含んだまま完了することになつたので、特に将来の業務の健実な運営を考慮し、極めてコンサーバテイブな評価で行つた。従つて今後金融機関の旧勘定に属している資産の処分乃至確定に伴いこれらの資産につき相当多額の利益金が生ずることが予想される。その利益金は、預金切捨を受けた確定損負担者等に最も公平に返還されなければならないと思われるので確定損を預金者等の債権者に負担せしめた金融機関は新旧勘定合併後において調整勘定を設け、前に旧勘定に関した資産及び負債につき生じた利益金を調整勘定において経理しその純利益金を、政府の補償があつたときは先づ政府に返還し次に確定損を負担した順序と逆の順序により指定債務の債権者及び整理債務の債権者に返還することにしたのである。

(4) 封鎖預金及び封鎖支払制度の廃止

金融機関の新旧勘定の併合、最終処理の完了を機会に封鎖預金及び封鎖支払制度を廃止し、新旧一本建とし、もつて金融機関の業務を簡素に且つ能率化し、同時に新円再封鎖の噂を一掃し貯蓄増強に資せんとするものであつて、関係法律は七月二十一日公布即日施行される予定である。なお今回この措置により解除される第一封鎖預金の額は約六百億と推定されている。



## 第五　外資援助と為替問題

一　外資の援助が、わが国民経済の復興、安定に必要なことはいうまでもないが、それは国民経済の現在からみて主として米国政府の予算によるものに期待するの外ないのである。

(イ) 米国政府の一九四八―四九年度対日援助額については、その確定数字は、米国議会に於て審議されて援助費は他の地域向けと合計した数字でその内訳が不明であるため未詳である。

(ロ) 米国議会に於ける審議の経過は次の通りである。

(1) 先づ全占領地域に対する緊急援助案、復興援助費及び輸出入回転基金についての審議の経過を一表に纒めれば左表の通りである。(欧州復興援助費を含まない)

| 項目 | 向先 | 政府提案 | 下院 | 上院 | 結末 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万弗 | 百万弗 | 百万弗 | 百万弗 |
| 緊急援助費 | 全占領地域 | 一、三二〇 | 一、三二〇 | 一、二〇〇 | 復興援助費を含め一、三二五 |
| 復興援助費 | 日本、琉球、朝鮮 | 一五〇 | 否決 | 一三五 | 計 一、四五〇 |
| 計 | | 一、四五〇 | 一、一五〇 | 一、三三五 | 一、三〇〇 |
| 外に | | | | | |
| 輸出入回転基金 | 全占領地域但し大部分日本 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |

(2) 次に日本向緊急援助費、復興援助費及び輸出入回転基金についての審議の経過を一表に纒めれば左表の通りである。

| 項目 | 向先 | 政府提案 | 下院 | 上院 | 結末 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万弗 | 百万弗 | 百万弗 | 百万弗 |
| 緊急援助費 | 日本、琉球 | 四二四 | 四二四 | 復興援助費を含めて、全占領地域向総額一、三〇〇にて昤うこと | 全占領地域の総額一、三〇〇にて昤うこと |
| 復興援助費 | 日本、朝鮮、琉球 | 一五〇 | 否決 | 一三五復活 | |
| 輸出入回転基金 | 大部分日本 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |

(1) 緊急援助費

日本及琉球向四億二千四百万弗の政府提案がなされた時の全占領地域に対する緊急援助費と復興援助費の合計は十四億弗であつたが、之が結局十三億弗に減少したからその割合で減少するものとすれば三億九千五百万弗となり、即ち琉球を含めて、約四億弗

(2) 復興援助費

日本、朝鮮及琉球向一億二千五百万弗が上院に依つて復活され、両院協議会に於て妥協の結果復興援助費を含めて全占領地域向十三億弗にて昤うこととなつたから一億二千五百万弗が、全占領地域向政府提案の十四億弗の十三億弗への減少に比例して減額せられるのか、それとも一億二千五百万弗は暗黙に諒解せられて居るのかわからない。一億二千五百万弗は暗黙の内に両院協議会で認められたと仮定して、その日本及琉球向内訳を推測すれば左の通りである。

政府が提案したのは一億五千万弗であるが、その前に政府としては一応二億二千万弗の提案を予想して居たのであつて、その内一億五千万弗を今議会に提案したのである。向先内訳は此の二億二千万弗については、日本及琉球一億六千万弗、(日本丈では一億四千四百万弗)、朝鮮六千万弗であつた。此の割合でそのまま一億二千五百万弗を案分すれば、

日本向援助費は琉球を含めて　約九千万弗

(琉球を除き日本丈では　約八千三百万弗)

(3) 輸出入回転基金

一億五千万弗の大部分が日本向であると伝えられるので、五分の四を日本向とすれば、　約一億二千万弗

(ニ) 以上を綜合すれば、一九四八―四九年度米国政府の対日援助費総額は約六億弗と推測せられる。

既に契約が成立した米国の民間銀行団からの棉花クレジット(日本に在る金を担保とする輸出入回転基金に拠るもの)六千万弗は、云うまでもなく此の政府援助費とは別個のものである。

(ハ) 以上の審議経過から、対日援助費を推測すれば左の通りである。

二　(イ)　この度軍の円弗換算率が従来の一弗対五十円から一弗対二百七十円に変更せられたが、之は軍用レートの改訂であつて、一部貿易外の取引等に適用せられるけれども我が国経済に対する影響は少いと云い得る。

貿易外の取引については、慈善団体等の日本向送金等が一弗対五十円では事実上行われ得なかつたが、比率が合理化されたことにより、之が促進される点で好影響があると思われる。

(ロ)　此の際わが国に一本の為替レートが設定せられるか否か。又設定せられるとして何時から之が実施せられるであろうかは、米国及び極東委員会の問題であつて我々としては明言できないが、我が国としては一本の為替レートが実施せられて正常な国際取引に参加する日の近いことを予定して、国内態勢の整備に強い決意を持たなければならないと考える。

(ハ)　所謂P・R・Sの実施時期は未だ決定して居ない様である。為替レート設定の問題にしても関連があり、物価改訂とも関連がある問題である。(為替レート及びP・R・Sの話はデリケートな問題であるから公開の席上では話さないこととする。)

第六　結論—安定への第一歩—

以上述べ来つた如く我が国経済は終戦後三年に近い今日未だ混乱の渦中—否むしろこのまま潰滅するかどうかという関頭に立つているということができる。かかる我が国民経済の現状を一挙にして安定せしめるということは到底不可能であつて、段階的にインフレーションの昂進を鈍化して、漸次安定感を招来しつつ一定の期間の内に生産、財政、金融の綜合的政策を施して安定の道を一歩一歩前進する外はないと考える。もとよりかかる大事業は国民全員の協力に俟たなければならないのであるがそのほか外国よりの援助なくしては、疲労困憊せるわが国民経済の再建は期し得られないと考える。しかし外国の援助は、その前提として国民が協力一致し安定への基礎工事なくしては、これを期待することはできない。

したがつて、安定への第一歩として現在破局的段階へ向つて進んでいるかに見られるインフレーションの昂進をいかにしたならば阻止できるかということを研究し、これを実行に移すことである。

政府は、今回前に述べた如く価格補正を行い、これに基いて昭和二十三年度予算を作成し、国家財政需要と民間需要との調節を図ることに一応成功し、健全財政への第一歩を踏み出したのであるが、インフレの昂進の阻止のためには、予算が形式的に収支の均衡を得ているばかりでなく、予算の実行が国民経済に適合したものでなければならない。即ち徴税の徹底を期する等によつて歳入歳出の時間的ズレによる政府資金撒布超過をでき得る限り避け真に収支の適合したものとしなくてはならないのである。

次に昭和二十三年度の予算においては行政整理の趣旨をおり込み、安定への要件たる企業経営の合理化を促進することに努めたのである。官業たると民間企業たるとを問わず企業経営の合理化は、平等の均衡とともに経済安定への欠くべからざる要件であることはいうまでもない。物価の騰貴による物件費の絶えざる騰貴と賃金値上に伴う人件費のぼう大な経費とは、企業をして能率的な経営を全く不可能にしているのであつて、先づ適正な物価体系を設定し、収支適合した財政の運営により一応通貨賃金物価の一定期間の安定を図り、その間において企業復興のため徹底的合理化と資金の蓄積とを図り、拡大生産の段階へと向つて進まなければならない。

右の意味において、第二回国会において成立した昭和二十三年度予算は、日本経済再建の基礎たる安定への第一歩を踏み出したものであるということができる。しかし乍ら第一歩を踏み出したものの次の第一歩又その次の第一歩が進められなければ安定への道を進むことはできないのである。その一歩一歩が引続き踏み出し得るかどうかは、一に政治力と国民の自覚にかかつているということができよう。



別表　目次

第一表　物価、賃金及び生計費調
第二表　鉱工業生産指数
第三表　日本銀行券発行高（省略——編者）
第四表　日本銀行券増減要因
第五表　昭和二十二年度租税及び印紙収入月別収入済額調（省略——編者）
第六表　総合資金需給実績
第七表　国民所得調
第八表　昭和二十三年度歳入歳出予算純計額前年度比較表
第九表　昭和二十三年度一般会計暫定予算（四～六月）歳入歳出部別表
第十表　昭和二十三年度一般会計予算（前年度比較）
第十一表　昭和二十三年度租税及び印紙収入予算額表
第十二表　昭和二十三年度価格調整費の内訳
第十三表　昭和二十三年度公団交付金予算額調
第十四表　公共事業費使途別内訳表
第十五表　政府出資金内訳表
第十六表　昭和二十三年度新規発行予定交付公債額
第十七表　昭和二十三年度特別会計予算
第十八表　主要食糧売買計画
第十九表　昭和二十三年度地方財政歳入歳出見込額
第二十表　勤労所得の所得税負担額調
第二十一表　改正案による負担率及び可能配当率比較表
第二十二表　最近における酒類製成高調
第二十三表　酒類用途別割当配給計画累年比較表
第二十四表　昭和十二年度以降の我国直接税、間接税、その他の区分調
第二十五表　租税負担調
(イ)　各国国民所得と租税負担の割合比較表
(ロ)　我国国民一人当租税負担額調（省略——編者）
(ハ)　一般会計歳入中に占める租税及び印紙収入の割合（大蔵省主税局）（省略——編者）
第二十六表　(イ)　改正後の財務局管区表（省略——編者）
(ロ)　現行財務局管区表（省略——編者）
(ハ)　税務署分離に伴う新設署の名称及び管轄区域（省略——編者）
第二十七表　昭和二十三年一月以降一般自由預金増加額調
第二十八表　昭和二十三年一月以降全国銀行預金、貸出金（新勘定）調
第二十九表　復興金融金庫融資実績
(イ)　地方別表
(ロ)　業種別表
(ハ)　金額別表

第7表　国民所得調

| | 23年度国民所得 | 22年度国民所得 |
|---|---|---|
| | 億円 | 億円 |
| 勤労所得 | 6,810 | 3,763 |
| 農林水産 | 4,290 | 2,765 |
| 個人業主 | 7,240 | 4,671 |
| 配当利子，地代 | 270 | 223 |
| 法人 | 450 | 280 |
| 計 | 19,060 | 11,702 |

第6表　総合資金需給実績　（単位　億円）

| | 昭和22年度 | | | | | 昭和23年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 4～6 | 7～9 | 10～12 | 1～3 | 計 | 4～6 | 7～9 |
| Ⅰ資金供給額 | | | | | | | |
| (1)一般自由預金 | 275 | 445 | 746 | 544 | 2,010 | 349 | 640 |
| (2)第一封鎖預金 | △ 202 | △ 108 | △ 110 | △ 270 | △ 690 | △ 127 | 40 |
| (3)その他預金 | 4 | 38 | 62 | △ 69 | 35 | 97 | 0 |
| (4)　計 | 77 | 375 | 698 | 205 | 1,355 | 319 | 680 |
| Ⅱ資金需給額 | | | | | | | |
| (1)財政資金 | 69 | 222 | 679 | △ 267 | 703 | 149 | 363 |
| 国庫 | 58 | 216 | 657 | △ 284 | 647 | 94 | 303 |
| 地方 | 11 | 6 | 22 | 17 | 56 | 55 | 60 |
| (2)産業資金 | 222 | 326 | 578 | 496 | 1,622 | 473 | 700 |
| 一般 | 136 | 160 | 371 | 321 | 988 | 306 | 460 |
| 復金 | 75 | 153 | 154 | 153 | 535 | 177 | 230 |
| その他 | 11 | 13 | 53 | 22 | 99 | △ 10 | 10 |
| (3)重複勘定 | 0 | 0 | 0 | 30 | 30 | 80 | 19 |
| (4)差引計 | 291 | 548 | 1,257 | 199 | 2,295 | 542 | 1,044 |
| Ⅲ資金不足額（Ⅱ4～Ⅰ4） | 214 | 173 | 559 | △ 6 | 940 | 223 | 364 |
| Ⅳ金融機関手許現金額等 | △ 25 | 64 | 74 | 184 | 297 | △ 130 | 70 |
| Ⅴ調整項目 | 17 | △ 36 | △ 6 | △ 182 | △ 207 | 25 | 0 |
| Ⅵ通貨増加額 | 206 | 201 | 627 | △ 4 | 1,030 | 118 | 434 |
| Ⅶ期末発行高 | 1,363 | 1,564 | 2,191 | 2,187 | 2,187 | 2,305 | 2,739 |

（備考）　1.　昭和22年度及び23年度4～6月は実績，昭和23年7～9月は計画である。
2.　通貨増加額は資金不足額と金融機関手許現金額等と調整項目を加えたものに相当する。

第8表　昭和23年度歳入歳出予算純計額前年度比較表（昭23.7.9）　（単位　円）

| | 昭和23年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減額 |
|---|---|---|---|
| 1.　歳入 | | | |
| 一般会計予算総額 | 414,462,135,000 | 214,256,004,000 | 200,206,131,000 |
| 特別会計予算総額 | 1,119,617,989,000 | 479,965,456,007 | 639,652,532,993 |
| （特別会計数） | (28) | (26) | |
| 合計 | 1,534,080,124,000 | 694,221,460,007 | 839,858,663,993 |
| 内重複額 | 310,431,303,662 | 152,027,096,102 | 158,404,207,560 |
| 差引額 | 1,223,648,820,338 | 542,194,363,905 | 681,454,456,433 |
| 内控除額* | 275,741,619,000 | 105,579,560,400 | 170,162,058,600 |
| 予算純計額 | 947,907,201,338 | 436,614,803,505 | 511,292,397,833 |
| 2.　歳出 | | | |
| 一般会計予算総額 | 414,462,135,000 | 214,256,004,000 | 200,206,131,000 |
| 特別会計予算総額 | 1,023,949,670,000 | 429,438,740,007 | 594,510,929,993 |
| （特別会計数） | (28) | (26) | |
| 合計 | 1,438,411,805,000 | 643,694,744,007 | 794,717,060,993 |
| 内重複額 | 214,729,796,462 | 100,137,462,102 | 114,592,334,360 |
| 差引額 | 1,223,682,008,538 | 543,557,281,905 | 680,124,726,633 |
| 内控除額* | 275,741,619,000 | 105,579,560,400 | 170,162,058,600 |
| 予算純計額 | 947,940,389,538 | 437,977,721,505 | 509,962,668,033 |

＊印は，国債整理基金特別会計における借換償還額。



第1表　物価，賃金及び生計費調　（昭和21年8月＝100）

| 昭和22年 | 東京卸売 | 東京小売 | 実際物価 | | 消費者物価指数 | 賃金指数 | 家計費指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 生産財 | 消費財 | | | |
| | （日銀調） | （日銀調） | （日銀調） | （日銀調） | （総理庁統計局調） | （総理庁統計局調） | （経済安定本部及労働省調） |
| 1月 | 135.0 | 139.8 | 164.3 | 157.6 | 128.6 | 146.1 | 126.9 |
| 2 | 507.0 | 483.6 | 456.4 | 370.1 | 350.3 | 506.7 | 379.9 |
| 3 | 517.8 | 501.9 | 472.5 | 391.6 | 360.7 | 529.6 | 450.4 |
| 4 | 520.6 | 505.7 | 479.2 | 407.1 | 388.9 | 523.4 | — |
| 5 | 525.9 | 527.8 | 476.9 | 421.8 | 427.0 | — | — |
| 6 | | 536.6 | | | | | |

（註）　1. 賃金指数は全産業平均における男子労働者1ヶ月当りの現金給与額に基く。
2. 家計費指数は都市家計調査（全国平均）における労働者の実支出額を基礎とする。

第4表　日本銀行券増減要因　（単位　億円）

| 年月 | 銀行券膨脹高 | 財政資金撒布超 | 民間資金放出超 | 割合 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 財政資金（%） | 民間資金（%） |
| 昭和15年 | 11 | 47 | △ 36 | 427 | △ 327 |
| 20 | 377 | 290 | 87 | 77 | 23 |
| 21 | 425 | 169 | 256 | 40 | 60 |
| 1～3 | △ 321 | △ 142 | △ 178 | 44 | 56 |
| 4～6 | 239 | 140 | 99 | 59 | 41 |
| 7～9 | 217 | 66 | 151 | 30 | 70 |
| 10～12 | 290 | 105 | 186 | 36 | 64 |
| 22 | 1,257 | 1,157 | 100 (325) | 92 | 8 |
| 1～3 | 223 | 168 | 54 ( 52) | 75 | 25 |
| 4～6 | 206 | 105 | 99 ( 54) | 51 | 49 |
| 7～9 | 201 | 233 | △ 32 (120) | 116 | △ 16 |
| 10～12 | 627 | 651 | △ 22 (100) | 104 | △ 4 |
| 23 | | | | | |
| 1～3 | △ 3 | △ 255 | 252 ( 71) | △ 8,500 | 8,400 |
| 4 | 17 | 5 | 12 ( 17) | 29 | 71 |
| 5 | 31 | 23 | 8 ( 77) | 74 | 26 |

（備考）　1.　復金関係出資42億円は産業資金としてこれを民間資金放出超に入れた。
2.　括弧書は復金関係の資金放出超過額である。
3.　昭和21年の銀行券膨脹高が前表の銀行券増減額と符合しないのは同年4月1日に銀行券発行高から引落した廃棄分45億余円を加算したためである。

第2表　鉱工業生産指数

| 年月 | 指数 |
|---|---|
| 昭和22.　1 | 26.2 |
| 2 | 24.7 |
| 3 | 30.8 |
| 4 | 29.2 |
| 5 | 32.9 |
| 6 | 31.9 |
| 7 | 33.2 |
| 8 | 32.5 |
| 9 | 32.4 |
| 10 | 31.2 |
| 11 | 28.3 |
| 12 | 33.4 |
| 昭和23.　1 | 30.2 |
| 2 | 38.9 |
| 3 | 42.6 |
| 4 | 41.6 |
| 5 | 42.6 |

（備考）　1.　昭和10年乃至12年を100とする。
2.　国民経済研究協会の調査による。

第9表　昭和23年度一般会計暫定予算（4～6月）歳入歳出部別表　（単位　千円）

| 部別 | 4月分成立暫定予算額 | 5月分成立暫定予算額 | 6月分暫定予算額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ◎歳入 | | | | |
| 租税及印紙収入 | 17,372,000 | 17,311,000 | 17,372,000 | 52,055,000 |
| 官業及官有財産収入 | 6,396,230 | 6,299,463 | 6,373,974 | 19,069,667 |
| 雑収入 | 1,466,392 | 926,871 | 1,758,069 | 4,151,332 |
| 前年度剰余金 | 2,839 | 0 | 380,859 | 383,698 |
| 歳入合計 | 25,237,461 | 24,537,334 | 25,884,902 | 75,659,697 |
| ◎歳出 | | | | |
| 皇室費 | 3,795 | 3,795 | 3,795 | 11,385 |
| 国会費 | 56,004 | 70,124 | 63,337 | 189,465 |
| 裁判所費 | 73,594 | 93,851 | 162,766 | 330,211 |
| 行政部費 | 1,122,886 | 1,151,485 | 1,037,070 | 3,311,441 |
| 司法及警察費 | 1,101,687 | 1,979,674 | 847,839 | 3,929,200 |
| 教育文化費 | 3,278,824 | 342,026 | 330,296 | 3,951,146 |
| 社会及労働施設費 | 1,243,007 | 850,353 | 760,013 | 2,853,373 |
| 保険衛生費 | 410,111 | 251,806 | 363,165 | 1,025,082 |
| 産業経済費 | 1,953,813 | 1,329,650 | 990,020 | 4,273,483 |
| 公共事業費 | 1,826,670 | 2,200,000 | 2,000,000 | 6,026,670 |
| 価格調整費 | 1,500,000 | 2,000,000 | 2,500,000 | 6,000,000 |
| 物資及物価調整事務取扱費 | 808,909 | 752,650 | 349,257 | 1,910,816 |
| 行政共通費 | 833,639 | 828,443 | 842,040 | 2,504,122 |
| 地方財政恩給費 | 2,429,766 | 3,429,766 | 3,476,449 | 9,335,981 |
| 年金及恩資給金費 | 41,876 | 1,583 | 1,583 | 45,042 |
| 政府出資費 | 2,001,132 | 2,541,390 | 4,000,263 | 8,542,785 |
| 国債費 | 215,748 | 74,738 | 1,721,009 | 2,011,495 |
| 終戦処理費 | 5,900,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 17,900,000 |
| 賠償施設処理費 | 336,000 | 336,000 | 336,000 | 1,008,000 |
| 予備費 | 100,000 | 300,000 | 100,000 | 5,000 |
| 歳出合計 | 25,237,461 | 24,537,334 | 25,884,902 | 75,659,697 |

第10表　昭和23年度一般会計予算（前年度比較）　（単位　百万円）

| 区分 | 歳入 昭和23年度予算 | 歳入 前年度予算 | 区分 | 歳出 昭和23年度予算 | 歳出 前年度予算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 租税及印紙収入 | 267,704 | 135,422 | 皇室費 | 59 | 86 |
| 租税 | 262,714 | 134,321 | 国会費 | 1,037 | 304 |
| 還付税収入 | 0 | 110 | 裁判所費 | 1,972 | 533 |
| 印紙収入 | 4,990 | 991 | 行政部費 | 19,861 | 6,978 |
| 官業及官有財産収入 | 100,663 | 55,817 | 司法及警察費 | 9,586 | 3,795 |
| 専売庁益金 | 94,353 | 51,265 | 教育文化費 | 18,897 | 7,081 |
| 印刷庁益金 | 130 | 50 | 社会及労働施設費 | 13,309 | 8,368 |
| アルコール専売事業益金 | 1,218 | 436 | 保険衛生費 | 4,821 | 1,931 |
| 刑務所収入 | 518 | 297 | 産業経済費 | 53,524 | 25,750 |
| 病院収入 | 1,165 | 892 | 公共事業費 | 43,517 | 14,746 |
| 建築資材売払代 | 1,779 | 699 | 価格調整費 | 51,500 | 23,225 |
| その他 | 1,500 | 2,178 | 物資及物価調整事務取扱費 | 6,914 | 2,440 |
| 雑収入 | 42,763 | 22,113 | 行政共通費 | 19,087 | 8,929 |
| 日本銀行納付金 | 800 | 0 | 地方財政費 | 40,910 | 25,136 |
| 財産税等特別会計受入 | 3,690 | 7,543 | 恩給費 | 771 | 368 |
| 不正保有物資等特別措置特別会計受入 | 559 | 0 | 年金及恩資金 | 18,574 | 7,124 |
| 国営競馬特別会計受入金 | 1,395 | 0 | 政府出資金 | 7,523 | 7,568 |
| 公共団体工事費納付金及分担金 | 1,422 | 493 | 国債費 | 92,600 | 64,121 |
| 懲罰及没収金 | 879 | 545 | 終戦処理費 | 1,600 | 152 |
| 授業料及入学検定料 | 158 | 59 | 連合国財産返還賠償施設処理費 | 6,400 | 3,600 |
| 弁償及返納金 | 192 | 126 | 予備費 | 2,000 | 2,000 |
| 償還金 | 1,844 | 7 | 帝国憲法機関経費 | 0 | 18 |
| 公団納付金 | 5,066 | 1,350 | | | |
| 競馬会納付金 | 204 | 161 | | | |
| 価格差益納付金 | 21,047 | 7,148 | | | |
| 特殊物件収入 | 919 | 1,683 | | | |
| 宝籤等発行者納付金 | 754 | 1,146 | | | |
| 電力超過加算料受入 | 812 | 696 | | | |
| 当籤金付証票売得金収入 | 2,104 | 0 | | | |
| その他 | 918 | 1,156 | | | |
| 前年度剰余金 | 3,332 | 905 | | | |
| 合計 | 414,462 | 214,256 | 合計 | 414,462 | 214,256 |



第11表　昭和23年度租税及び印紙収入予算額表（修正後）　（単位　百万円）

| 税目 | 昭和23年度予算 原案 | 修正増△減 | 差引予算 | 昭和22年度予算 | 比較増△減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得税 分収税 | 38,093 | 1 | 38,094 | 19,843 | 18,251 |
| 所得税 源泉徴収税 | 90,268 | 18,009 | 108,277 | 49,201 | 59,076 |
| 所得税 申告納税 | 128,361 | 18,010 | 146,371 | 69,044 | 77,327 |
| 所得税計 | 500 | — | 500 | 9,000 | △ 8,500 |
| 増加所得税 | 13,000 | — | 13,000 | 6,300 | 6,700 |
| 法人税 | 54 | — | 54 | 42 | 12 |
| 特別法人税 | 1,250 | — | 1,250 | 361 | 889 |
| 非戦災統制者特別税 | 887 | — | 887 | 6,541 | △ 5,654 |
| 酒税 | 45,776 | — | 45,776 | 23,870 | 21,906 |
| 清涼飲料税 | 1,647 | — | 1,647 | 415 | 1,232 |
| 砂糖消費税 | 362 | — | 362 | 1,180 | △ 818 |
| 織物消費税 | 8,060 | — | 8,060 | 2,117 | 5,943 |
| 取引高税 印紙収入 | 17,508 | — | 17,508 | 7,845 | 9,663 |
| 取引高税 現金収入 | 23,967 | △ 4,972 | 18,995 | — | 18,995 |
| 取引高税計 | 3,033 | △ 628 | 2,405 | — | 2,405 |
| 通行税 | 27,000 | △ 5,600 | 21,400 | — | 21,400 |
| 有価証券移転税 | 3,489 | △ 1,100 | 2,389 | 294 | 2,095 |
| 馬券及び勝馬投票券税 | 9,408 | △ 6,373 | 3,035 | 6,518 | △ 3,483 |
| 印紙収入 | 241 | — | 241 | 8 | 233 |
| その他 | 666 | △ 480 | 186 | 463 | △ 277 |
| 関税 | 48 | — | 48 | 15 | 33 |
| 税外収入 | 4,990 | — | 4,990 | 991 | 3,999 |
| 雑 | — | — | — | 418 | △ 418 |
| 合計 | 263,247 | 4,457 | 267,704 | 135,422 | 132,282 |

第12表　昭和23年度価格調整費の内訳　（単位　百万円）

| 昭和22年度より引続き実施し来った補給金 | | 昭和23年6月価格補正による安定帯補給金 | |
|---|---|---|---|
| 1. 昭和22年7月体系による安定帯補給金 | 6,196 | 鉄鉄 | 4,900 |
| 昭和23年3月31日迄の支払未済分 | 2,016 | 鋼材半製品（輸送諸掛） | 500 |
| 昭和23年4月1日より6月14日までの分 | 4,180 | 鋼材 | 9,400 |
| 2. 価格差益を財源とせるもの | 1,704 | 硫安 | 4,900 |
| 昭和23年3月31日迄の支払未済分 | 1,052 | 石灰窒素 | 2,500 |
| 昭和23年4月1日より6月14日までの分 | 652 | 過燐酸石灰 | 2,300 |
| （但し，生鮮食糧品及繊維は30日迄） | | 硝安 | 200 |
| | | ソーダ灰 | 500 |
| | | 苛性ソーダ（液体） | 400 |
| | | 〃（固形） | 100 |
| | | 電気銅 | 1,900 |
| | | 鉛及亜鉛 | 600 |
| | | アルミニューム | 100 |
| | | 石炭（特定産業向） | 15,300 |
| 計 | 7,900 | 計 | 43,600 |

総額　51,500 百万円

（備考）1. 今後精査の結果多少の異動がある見込である。
2. 安定帯は一般に基準年次（昭9—11年）の約110倍，但し鉛，亜鉛及びアルミニュームは約120倍として算出した。
3. 石炭の特定産業はガス，コークス，鉄鋼，ソーダ灰，苛性ソーダ，硫安の製造業及び海運業とし，これに向けられる石炭の1屯当り単価を1,000円とした。

第14表　公共事業費使途別内訳表　（単位　千円）

| 所管 | 事業区分 | 一般の分 | 災害の分 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 建設院 | 河川 | 3,424,294 | 6,990,785 | 10,415,079 |
| | 砂防 | 530,733 | — | 530,733 |
| | 道路 | 1,955,058 | — | 1,955,058 |
| | 都市計画 | 1,347,196 | 31,500 | 1,378,696 |
| | 住宅 | 3,095,850 | — | 3,095,850 |
| | 営繕 | 1,158 172 | — | 1,158,172 |
| 法務庁 | 治安行刑施設 | 866,483 | — | 866,483 |
| 文部省 | 文教施設 | 5,651,966 | 113,264 | 5,765,230 |
| | (内，六三制) | (5,031,000) | — | (5,031,000) |
| 農林省 | 農業 | 7,237,624 | 2,906,945 | 10,144,569 |
| | 山林 | 1,495,569 | 420,753 | 1,916,322 |
| | 水産 | 326,578 | 238,973 | 565,551 |
| 運輸省 | 港湾 | 2,793,373 | 404,759 | 3,198,132 |
| | 私設鉄道 | — | 40,294 | 40,294 |
| 厚生省 | 衛生 | 63,276 | 25,838 | 89,114 |
| 労働省 | 労働 | 592,464 | — | 592,464 |
| 商工省 | 商工 | 13,674 | — | 13,674 |
| 予備費 | | — | 1,333,000 | 1,333,000 |
| 事務費 | | 458,579 | — | 458,579 |
| 計 | | 31,010,889 | 12,506,111 | 43,517,000 |

（註）1. 河川の災害の分には，砂防及び道路の災害の分をも含む。
2. 農業には開拓，土地改良及び農業水利を含む。
3. 計表調整の都合上，予備費は災害に，事務費は一般の分に，治安関係は法務庁所管に，引揚者住宅に併せ計上した。
4. 北陸地方地震災害復旧費は予備費から支出する計画である。

第13表　昭和23年度公団交付金予算額調
（単位　千円）

| 所管別 | 公団名 | 昭和23年度公団交付金予算額 | 基本金 |
|---|---|---|---|
| 運輸省 | 船舶 | 28,744 | 30,000 |
| 内閣 | 価格調整 | 198,538 | 30,000 |
| 商工省 | 配炭 | 2,378,175 | 200,000 |
| | 産業復興 | 153,279 | 200,000 |
| | 石油配給 | 530,433 | 30,000 |
| 農林省 | 肥料配給 | 619,797 | 50,000 |
| | 飼料配給 | 171,262 | 10,000 |
| | 食料品配給 | 487,287 | 40,000 |
| | 油糧配給 | 90,672 | 10,000 |
| 大蔵省 | 酒類配給 | 407,626 | 30,000 |
| 計 | | 5,065,813 | 630,000 |

（註）1. 貿易関係4公団及び食糧配給公団の交付金についてはそれぞれ貿易資金特別会計及び食糧管理特別会計に計上してあり，その合計額は93億4646万6千円である。
2. 基本金は参考までに掲記したものであって何れも全額政府出資である。

第16表　昭和23年度新規発行予定交付公債額
（単位　千円）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| 金融機関再建補償 | 17,200,000 |
| 生命保険及び損害保険損失補償 | 3,576,724 |
| 簡易生命保険損失補償 | 473,234 |
| 国民更生金庫損失補償 | 1,368,471 |
| 帝国鉱業開発株式会社損失補償 | 221,586 |
| 産業設備営団損失補償 | 633,263 |
| 計 | 23,473,278 |

第15表　政府出資金内訳表　（単位　千円）

| 法人名 | 予算額 |
|---|---|
| 復興金融金庫 | 18,000,000 |
| (閉鎖機関) | |
| 満州拓殖公社 | 8,125 |
| 南方開発金庫 | 41,550 |
| 外資金庫 | 40,000 |
| 産業設備営団 | 244,030 |
| 住宅営団 | 13,277 |
| 国民更生金庫 | 2,480 |
| 交易公団 | 61,045 |
| 日本石炭株式会社 | 25,000 |
| 日本肥料株式会社 | 18,750 |
| (特別経理会社) | |
| 帝国燃料株式会社 | 40,000 |
| 帝国鉱業開発株式会社 | 18,000 |
| 皇室引継株式分(17社) | 6,309 |
| 日本銀行 | 55,000 |
| 計 | 18,573,566 |



第17表　昭和23年度特別会計予算（前年度比較）　（単位　百万円）

| 会計名 | 歳入 | | 歳出 | |
|---|---|---|---|---|
| | 昭和23年度予算 | 前年度予算 | 昭和23年度予算 | 前年度予算 |
| 地方配付税配付金 | 39,199 | 19,810 | 39,199 | 19,802 |
| 外国貿易特別円資金 | 775 | 0 | 775 | 0 |
| 造幣庁 | 1,727 | 691 | 1,349 | 591 |
| 同資金部 | 53 | 13 | 337 | 256 |
| 印刷庁 | 4,222 | 1,718 | 4,252 | 1,854 |
| 専売庁 | 130,450 | 59,375 | 48,308 | 11,934 |
| 大蔵省預金部 | 6,994 | 4,175 | 6,994 | 4,391 |
| 国債整理基金 | 343,624 | 137,529 | 343,624 | 137,529 |
| 金資金 | 135 | 11 | 24 | 4 |
| 財産税等収入金 | 15,860 | 21,565 | 15,860 | 21,565 |
| 厚生保険 | | | | |
| 健康勘定 | 2,759 | 980 | 2,759 | 980 |
| 年金勘定 | 2,497 | 2,237 | 454 | 447 |
| 船員勘定 | 0 | 141 | 0 | 55 |
| 業務勘定 | 586 | 295 | 586 | 295 |
| 船員保険 | | | | |
| 普通保険勘定 | 954 | 136 | 305 | 48 |
| 失業保険勘定 | 138 | 40 | 138 | 16 |
| 労働者災害扶助責任保険 | 0 | 7 | 0 | 7 |
| 食糧管理 | 272,111 | 113,216 | 272,111 | 113,216 |
| 薪炭需給調節 | 26,249 | 11,256 | 26,249 | 11,256 |
| 農業共済再保険 | | | | |
| 農業勘定 | 3,860 | 1,996 | 3,860 | 1,996 |
| 家畜勘定 | 1,150 | 120 | 1,150 | 120 |
| 業務勘定 | 8 | 3 | 8 | 3 |
| 森林火災保険 | 15 | 5 | 15 | 5 |
| 漁船再保険 | 206 | 59 | 206 | 59 |
| 自作農創設特別措置 | 7,043 | 2,186 | 4,318 | 2,106 |
| 開拓者資金融通 | 2,526 | 957 | 2,526 | 957 |
| 国有林野事業 | 9,837 | 6,413 | 9,837 | 6,413 |
| 国営競馬 | 4,027 | 0 | 4,027 | 0 |
| アルコール専売事業 | 3,843 | 1,420 | 3,624 | 1,254 |
| 貿易資金 | 1,724 | 191 | 1,724 | 191 |
| 不正保有物資特別措置 | 7,039 | 0 | 3,065 | 0 |
| 国有鉄道事業 | 129,355 | 60,748 | 129,355 | 60,748 |
| 通信事業 | 83,479 | 27,075 | 83,479 | 27,075 |
| 簡易生命保険及郵便年金 | | | | |
| 保険勘定 | 8,558 | 3,127 | 5,205 | 2,942 |
| 年金勘定 | 632 | 670 | 242 | 261 |
| 労働者災害補償保険 | 2,617 | 569 | 2,617 | 569 |
| 失業保険 | 5,365 | 1,230 | 5,365 | 493 |
| 合計 | 1,119,618 | 479,965 | 1,023,950 | 429,439 |

第22表　最近における酒類製成高調（昭23.6.7）　（単位　千石）

| 種類＼酒造年度 | 12年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 清酒 | 4,376 | 1,064 | 1,077 | 838 | 870 | 584 |
| 合成清酒 | 97 | 285 | 136 | 122 | 133 | 133 |
| 濁酒 | 5 | 3 | 2 | 0 | — | — |
| 白酒 | 5 | 0 | — | — | — | — |
| 味淋 | 95 | 31 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 焼酎 | 568 | 215 | 146 | 181 | 150 | 120 |
| 麦酒 | 1,275 | 867 | 554 | 543 | 519 | 480 |
| 果実酒 | 32 | 175 | 174 | 38 | 35 | 25 |
| 雑酒 | 60 | 57 | 34 | 38 | 35 | 31 |
| 計 | 6,513 | 2,697 | 2,140 | 1,777 | 1,759 | 1,390 |
| 基準酒量 | 6,053 | 2,274 | 1,837 | 1,560 | 1,547 | 1,176 |
| 生産指数 | 100 | 38 | 30 | 26 | 26 | 19 |

第23表　酒類用途別割当配給計画累年比較表（基準酒量）

| 区分 | 用途別 | (1) 昭和18年度 | (2) 19 | (3) 20 | (4) 21 | (5) 22 | (6) 23 | (1)に対する割合 (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 千石 | 千石 | 千石 | 千石 | 千石 | 千石 | 厘 | 厘 | 厘 | 厘 | 厘 |
| 数量 | 特別配給用 | 953 | 814 | 734 | 624 | 667 | 532 | 854 | 770 | 655 | 700 | 558 |
| | 家庭用 | 1,676 | 1,263 | 796 | 828 | 503 | 102 | 754 | 475 | 494 | 300 | 061 |
| | 冠婚葬祭用 | 100 | 69 | 51 | 50 | 60 | 60 | 690 | 510 | 500 | 600 | 600 |
| | 業務用及び特価販売用 | 557 | 338 | 115 | 159 | 478 | 553 | 607 | 206 | 285 | 858 | 992 |
| | 計 | 3,286 | 2,484 | 1,696 | 1,661 | 1,708 | 1,247 | 756 | 516 | 505 | 519 | 378 |
| | | % | % | % | % | % | % | | | | | |
| 百分比 | 特別配給用 | 29 | 33 | 43 | 38 | 40 | 43 | | | | | |
| | 家庭用 | 51 | 51 | 47 | 50 | 29 | 8 | | | | | |
| | 冠婚葬祭用 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 5 | | | | | |
| | 業務用及び特価販売用 | 17 | 14 | 7 | 9 | 28 | 44 | | | | | |
| | 計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | | |

第24表　昭和12年度以降の我国直接税，間接税，その他の区分調

| 年度 | 直接税 金額 | 直接税 比率 | 間接税 金額 | 間接税 比率 | その他 金額 | その他 比率 | 合計 金額 | 合計 比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 12 | 817 | 45.8 | 840 | 47.1 | 126 | 7.1 | 1,783 | 100.0 |
| 13 | 1,228 | 52.6 | 973 | 41.6 | 136 | 5.8 | 2,337 | 100.0 |
| 14 | 1,627 | 55.6 | 1,131 | 38.6 | 170 | 5.8 | 2,928 | 100.0 |
| 15 | 2,694 | 63.9 | 1,288 | 30.5 | 235 | 5.6 | 4,217 | 100.0 |
| 16 | 3,163 | 64.1 | 1,517 | 30.8 | 251 | 5.1 | 4,931 | 100.0 |
| 17 | 4,786 | 63.6 | 2,341 | 31.1 | 396 | 5.3 | 7,523 | 100.0 |
| 18 | 5,627 | 56.5 | 3,859 | 38.8 | 474 | 4.7 | 9,960 | 100.0 |
| 19 | 8,386 | 65.2 | 3,947 | 30.6 | 530 | 4.2 | 12,863 | 100.0 |
| 20 | 7,334 | 63.5 | 3,514 | 30.4 | 707 | 6.1 | 11,555 | 100.0 |
| 21 | 21,332 | 57.0 | 14,260 | 38.1 | 1,846 | 4.9 | 37,438 | 100.0 |
| 22 | 91,556 | 48.9 | 87,292 | 46.7 | 8,274 | 4.4 | 187,122 | 100.0 |
| 23 | 162,062 | 44.6 | 168,972 | 46.5 | 32,241 | 8.9 | 363,275 | 100.0 |



第19表　昭和23年度地方財政歳入歳出見込額　（単位　百万円）

| 歳出 | | 歳入 | |
|---|---|---|---|
| 府県職員費及役場費 | 26,087 | 税収入 | 109,432 |
| 警察及消防費 | 16,691 | 道府県独立税同附加税 | 61,177 |
| 土木費 | 39,473 | 市町村独立税 | 8,512 |
| 教育費 | 55,936 | 目的税 | 538 |
| 衛生費 | 3,189 | 還付税 | 8 |
| 勧業費 | 14,866 | 配付税 | 39,197 |
| 厚生費 | 13,643 | 税外収入 | 87,991 |
| 交通ガス事業費 | 5,197 | 使用料手数料 | 7,758 |
| 公債費 | 4,504 | 公債収入 | 19,894 |
| 戦災復旧費 | 12,126 | 国県支出金 | 57,197 |
| その他 | 11,888 | 繰越金 | 100 |
| | | その他 | 3,042 |
| 合計 | 203,600 | 合計 | 197,423 |

（備考）　歳入歳出の差額6,177百万円は，行政整理及行政の合理化により経費の節約に努めるが，やむを得ずして生ずる歳入欠陥については，金融的措置を考慮する。

第18表　主要食糧売買計画

| | 買入 | 売払 |
|---|---|---|
| 米 | 34,000千石 | 31,300千石 |
| 大麦 | 1,400 | — |
| 裸麦 | 1,850 | — |
| 小麦 | 4,050 | 1,400 |
| 馬鈴薯 | 304,000千貫 | 304,000千貫 |
| 甘藷 | 688,000 | 688,000 |
| 雑穀 | 20,000 | 20,000 |
| 干甘藷 | 5,500 | 5,500 |
| 精麦 | — | 6,151千俵 |
| 小麦粉 | — | 80,950千袋 |
| 輸入食糧 | | |
| 穀類 | 1,900千屯 | — |
| 罐詰 | 24 | 35千屯 |
| 砂糖 | 300 | 300 |

第21表　改正案による負担率及び可能配当率比較表

| 利益区分 | 利益率 | 負担率 現行 | 負担率 改正案 | 可能配当率 現行 | 可能配当率 改正案 |
|---|---|---|---|---|---|
| 千円 | 割分厘 | 割分厘 | 割分厘 | % | % |
| 500 | 0.038 | 0.630 | 0.500 | 1.6 | 2.3 |
| 1,000 | 0.076 | 0.565 | 0.500 | 3.9 | 4.6 |
| 1,500 | 0.115 | 0.536 | 0.500 | 6.1 | 6.9 |
| 2,000 | 0.153 | 0.567 | 0.500 | 7.9 | 9.2 |
| 3,000 | 0.230 | 0.591 | 0.500 | 11.1 | 13.9 |
| 5,000 | 0.384 | 0.637 | 0.522 | 15.3 | 22.1 |
| 7,000 | 0.528 | 0.697 | 0.547 | 18.6 | 29.1 |
| 10,000 | 0.769 | 0.728 | 0.578 | 23.6 | 38.6 |
| 15,000 | 1.153 | 0.752 | 0.609 | 35.3 | 53.3 |
| 20,000 | 1.538 | 0.762 | 0.631 | 40.0 | 66.5 |

（備考）
1. 本表は払込資本金額1千万円，積立金3百万円の法人の租税負担状況及び可能配当率を比較したものである。
2. 適用した税率は，次のとおりである。
(1) 法人税
普通所得　35/100　35/100
超過所得
1割超　10/100　3割超10/100
2割超　20/100　5割超15/100
3割超　30/100　10割超20/100
資本　15/1000　・・
(2) 営業税　15/100　15/100
3. 表面利益に対して課せられる法人税額と営業税額とを計算した。

第20表　勤労所得の所得税負担額調　（単位　円）

| 月収 | 独身者 現行 税額 | 独身者 現行 百円当 | 独身者 改正案 税額 | 独身者 改正案 百円当 | 扶養親族3人 現行 税額 | 扶養親族3人 現行 百円当 | 扶養親族3人 改正案 税額 | 扶養親族3人 改正案 百円当 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1,500 | 145 | 9.66 | — | — | 25 | 1.66 | — | — |
| 2,000 | 233 | 11.65 | 50 | 2.50 | 113 | 5.65 | — | — |
| 2,500 | 338 | 13.52 | 125 | 5.00 | 218 | 8.72 | — | — |
| 3,000 | 459 | 15.30 | 200 | 6.66 | 335 | 11.30 | — | — |
| 3,500 | 591 | 16.88 | 275 | 7.85 | 471 | 13.45 | — | — |
| 4,000 | 727 | 18.17 | 354 | 8.85 | 607 | 15.17 | — | — |
| 4,500 | 910 | 20.22 | 447 | 9.93 | 790 | 17.55 | — | — |
| 5,000 | 1,121 | 22.42 | 541 | 10.82 | 1,001 | 20.02 | 91 | 1.82 |
| 6,000 | 1,591 | 26.51 | 729 | 12.15 | 1,471 | 24.51 | 279 | 4.65 |
| 7,000 | 2,091 | 29.87 | 950 | 13.57 | 1,971 | 28.15 | 500 | 7.14 |
| 8,000 | 2,642 | 33.02 | 1,175 | 14.68 | 2,522 | 31.52 | 725 | 9.06 |
| 10,000 | 3,856 | 38.56 | 1,645 | 16.45 | 3,736 | 37.36 | 1,195 | 11.95 |
| 12,000 | 5,158 | 42.58 | 2,170 | 18.08 | 5,038 | 41.98 | 1,720 | 14.33 |
| 15,000 | 7,241 | 48.27 | 3,041 | 20.27 | 7,121 | 47.47 | 2,591 | 17.27 |

第25表　租税負担調

(1)各国国民所得と租税負担の割合比較表　（単位　%）

| 区分 | 日 | | 英 | | 米 | | 独 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国税のみ | 地方税共 | 国税のみ | 地方税共 | 国税のみ | 地方税共 | 国税のみ | 地方税共 |
| 1941 年 | 12.6 | 14.9 | 29.6 | 32.8 | 13.9 | 23.9 | 28.1 | 32.1 |
| 42 | 18.3 | 20.6 | 33.6 | 36.5 | 18.5 | 26.0 | 28.9 | 32.7 |
| 43 | 18.4 | 20.0 | 35.1 | 37.7 | 27.1 | 33.2 | 30.0 | 33.8 |
| 44 | 27.9 | 19.1 | 36.7 | 39.3 | 27.4 | 33.1 | — | — |
| 45 | 7.9 | 8.5 | 37.6 | 40.2 | 25.2 | 30.9 | — | — |
| 46 | 9.4 | 10.4 | 38.3 | 41.0 | 22.2 | 27.1 | — | — |
| 47 | 17.0 | 19.1 | 37.3 | 40.0 | 20.9 | 26.1 | — | — |
| 48 | 18.9 | 22.2 | — | — | — | — | — | — |

（備考）1.　日本の国民所得は，1945年迄は理財局推計額，1946年以降は経済安定本部の推計額による。（未発表数字）

2.　日本の国税中には，印紙収入及び専売益金（燃料局益金共）を含む。

第27表　昭和23年１月以降一般自由預金増加額調　（単位　百万円，△印減少額）

| 区分 | 銀行 | 農業会 | 郵便貯金 | 信用組合 | 無尽 | その他 | 合計 | 第一封鎖増加額 | 差引純増加額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 年 1 月 | 11,953 | 2,833 | 1,718 | 502 | 486 | 501 | 17,993 | △12,327 | 5,666 |
| 2 | 9,911 | △ 2,473 | 1,472 | 181 | 719 | 353 | 10,163 | △ 8,350 | 1,813 |
| 3 | 25,459 | △ 4,369 | 957 | 437 | 836 | 587 | 23,907 | △ 6,057 | 17,850 |
| 22 年度計 | 147,788 | 22,334 | 15,106 | 2,875 | 4,977 | 5,339 | 198,419 | △68,741 | 129,678 |
| 目標額 | 110,000 | 32,000 | 16,500 | 2,700 | 3,600 | 5,200 | 170,000 | — | — |
| 達成高 | 134.3 | 69.1 | 91.5 | 106.4 | 138.2 | 102.6 | 116.7 | — | — |
| 4月 | 4,352 | △ 3,093 | 1,344 | 354 | 862 | 476 | 4,295 | △ 4,200 | 95 |
| 5 | 10,254 | △ 1,664 | 1,162 | 390 | 923 | 271 | 11,336 | △ 4,900 | 6,436 |
| 計 | 14,606 | △ 4,757 | 2,506 | 744 | 1,785 | 747 | 15,631 | △ 9,100 | 6,531 |
| 23年度目標額 | 217,700 | 37,200 | 24,300 | 4,600 | 8,500 | 7,700 | 300,000 | — | — |
| 達成率 | 6.7 | △ 12.7 | 10.3 | 16.1 | 21.0 | 9.7 | 5.2 | — | — |

（註）　5月中は推定。

第28表　昭和23年１月以降全国銀行預金，貸出金（新勘定）調　（単位　百万円）

| 区分 | 預金 | | 貸出金 | |
|---|---|---|---|---|
| | 月末残高 | 月中増加額 | 月末残高 | 月中増加額 |
| 23年　1月 | 223,283 | 3,502 | 122,398 | 7,956 |
| 2 | 224,734 | 1,451 | 130,841 | 8,443 |
| 3 | 252,099 | 27,365 | 131,880 | 1,039 |
| 4 | 250,181 | △ 1,918 | 147,404 | 15,524 |
| 5 | 266,287 | 16,106 | 190,361 | 42,957 |



第29表　復興金融金庫融資実績（昭和23年５月31日現在）

（1）　地　方　別　表　（単位　千円）

| 地方別 | 設備資金 | | 運転資金 | | 合計 | | 前月トノ比較増減(△)ハ減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 東京 | 2,286 | 22,863,869 | 1,493 | 31,812,046 | 3,779 | 54,675,915 | 5,683,844 |
| 大阪 | 403 | 1,239,692 | 233 | 801,594 | 636 | 2,041,286 | △ 1,045,504 |
| 神戸 | 145 | 410,480 | 121 | 370,790 | 266 | 781,270 | 18,078 |
| 名古屋 | 210 | 434,407 | 154 | 721,553 | 364 | 1,155,960 | 97,433 |
| 福岡 | 1,343 | 4,156,888 | 256 | 3,310,725 | 1,599 | 7,467,613 | 1,072,250 |
| 仙台 | 440 | 615,746 | 284 | 141,513 | 724 | 757,259 | 33,964 |
| 広島 | 1,064 | 989,462 | 542 | 820,770 | 1,606 | 1,810,232 | 132,594 |
| 札幌 | 299 | 660,220 | 169 | 456,612 | 468 | 1,116,832 | 115,148 |
| 新潟 | 32 | 50,354 | 23 | 15,295 | 55 | 65,649 | 3,119 |
| 富山 | 99 | 148,871 | 23 | 23,588 | 122 | 172,459 | △ 8,224 |
| 高松 | 214 | 280,865 | 74 | 33,058 | 288 | 313,923 | 37,052 |
| 福島 | 39 | 62,952 | 22 | 5,856 | 61 | 68,808 | 4,902 |
| 合計 | 6,574 | 31,913,806 | 3,394 | 38,513,400 | 9,968 | 70,427,206 | 6,144,656 |
| 前月トノ比較増減(△)ハ減 | 512 | 3,557,114 | 357 | 2,587,542 | 869 | 6,144,656 | |

（2）　業　種　別　表

| 業種別 | 設備資金 | | 運転資金 | | 合計 | | 前月トノ比較増減(△)ハ減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 鉱業 | 3,505 | 15,323,575 | 1,654 | 11,643,945 | 5,159 | 26,967,520 | 3,766,741 |
| 紡績工業 | 351 | 1,064,401 | 42 | 34,711 | 393 | 1,099,112 | 224,837 |
| 金属工業 | 81 | 260,826 | 160 | 1,869,575 | 241 | 2,130,401 | 115,409 |
| 機械器具工業 | 328 | 565,847 | 734 | 2,894,436 | 1,062 | 3,460,283 | 231,801 |
| 窯業 | 69 | 117,007 | 36 | 92,451 | 105 | 209,458 | 29,988 |
| 化学工業 | 495 | 4,295,398 | 206 | 1,539,142 | 701 | 5,834,540 | 350,046 |
| 電気業 | 41 | 2,784,865 | 18 | 1,796,350 | 59 | 4,581,215 | 1,545,000 |
| 瓦斯業 | 2 | 553 | 1 | 15,000 | 3 | 15,553 | △ 25 |
| 水産業 | 754 | 3,022,913 | 27 | 34,088 | 781 | 3,057,001 | 124,692 |
| 交通業 | 429 | 1,875,357 | 40 | 75,064 | 469 | 1,950,421 | 128,728 |
| その他 | 419 | 737,530 | 217 | 448,077 | 636 | 1,185,607 | 73,286 |
| 小計 | 6,474 | 30,048,272 | 3,135 | 20,442,839 | 9,609 | 50,491,111 | 6,590,503 |
| 公団 | 100 | 1,865,534 | 259 | 18,070,561 | 359 | 19,936,095 | △ 445,847 |
| 合計 | 6,574 | 31,913,806 | 3,394 | 38,513,400 | 9,968 | 70,427,206 | 6,144,656 |
| 前月トノ比較増減(△)ハ減 | 512 | 3,557,114 | 357 | 2,587,542 | 869 | 6,144,656 | |

（3）　金　額　別　表

| 金額別 | 設備資金 | | 運転資金 | | 合計 | | 前月トノ比較増減(△)ハ減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 5千万円以上 | 298 | 15,902,713 | 229 | 26,177,914 | 527 | 42,080,627 | 3,497,353 |
| 5千万円未満,1千万円以上 | 464 | 7,528,998 | 510 | 8,641,424 | 974 | 16,170,422 | 1,371,143 |
| 1千万円未満,100万円以上 | 2,904 | 7,306,997 | 803 | 2,763,354 | 3,707 | 10,070,351 | 1,209,704 |
| 100万円未満 | 2,908 | 1,175,098 | 1,852 | 930,708 | 4,760 | 2,105,806 | 66,456 |
| 合計 | 6,574 | 31,913,806 | 3,394 | 38,513,400 | 9,968 | 70,427,206 | 6,144,656 |

編注　本資料本文中の表は、資料の間に漢数字縦組みでくみ入れてあったが、資料の最後に目次を付して別表として添付した。なお本文中の表および別表の若干を省略した。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―三。

# 三 皇 室 財 産

## (一) 皇室の組織及び財政についての報告に関する司令部覚書(英文)
## (一九四五年一〇月二二日ESSセクションメモ)

123 (20 Oct. 45) ESS-FI

22 October 1945.

MEMORANDUM FOR: Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Reports on Organization and Finances of Imperial Household.

1. This is to confirm our oral request for the submission to this Headquarters of certain documentary information concerning the Imperial Household. The request was made at the conference held 17 October 1945 at 10 A.M. in room 252 of this Headquarters, attended by Messers. M. Kuroda, S. Kato, Y. Miura and M. Inumaru representing the Imperial Household, Mr. Y. Tasaki of your office and Messrs. Alk, Blake, Major Abrams and Lieutenant Akin of this Headquarters.

2. Delivery to this Headquarters of copies of the following documents was requested:

a. The Imperial House Law and Annexes thereto (in English only).

b. One of the leading Japanese books written on the subject for the Imperial Household (in Japanese only).

c. Chart of Organization of the Imperial Household (in English only).

d. Final Reports of the Treasury Bureau of the Imperial Household for the years 1937-43 inclusive (in English and Japanese).

e. Monthly reports of bureaus of the Imperial Household for the months of January to September 1945 inclusive (in English only).

f. All Budgets of the Imperial Household for the year 1945.

g. The Final Report of the Treasury Bureau of the Imperial Household for 1944.

h. A statement of all holdings of the Imperial Household with the estimated value of each.

3. There were delivered at 2 P.M. 18 October 1945 what we understand to be the Japanese text of Budgets of the Imperial Household for 1937-45 and annual final reports of the Treasury Bureau (see concerning the fiscal operations of the household) for the years 1937-43. At 2 P.M. 20 October 1945 there were delivered an English copy of the Imperial House Law, the Japanese text of the holdings of the Imperial Household and the book, in Japanese dealing with the Imperial Household.

4. It was understood that the chart of organization of the Imperial Household in English will be delivered 22 October 1945; the final report of the Treasury Bureau of the Imperial Household for 1944, in Japanese will be delivered 25 October 1945; a summary in English of the organization and fiscal provisions of the Annexes to the Imperial House Law will be delivered by 31 October 1945; and the remainder of the English

translations by 15 November 1945. It will be unnecessary for you to translate any of the budgets for periods prior to 1945 if the final reports for the years 1937-44 are furnished in English. It will be appreciated if you will translate the documents of current date first, delivering them as translations are completed, and leave the earlier years to the last.

R.C. Kramer
Colonel GSC
Chief, Economic
Scientific section

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (2) 皇室財産に関する司令部覚書

（一九四五年一一月一八日SCAPIN三〇〇）

皇室財産に関する件

（一九四五年一一月一八日SCAPIN三〇〇ESS／FI）

一、日本帝国政府は本司令部の事前の許可なくしてなしたる皇室財産を含む一切の取引を無効となすに必要なる措置を直ちに講ずべし。

二、一九四五年八月十五日以降の皇室財産の取引にして皇室の通常の経営に必要ならざるものは凡べて無効とすべし。

三、別段の指令無き限り宮内各機関は其の通常の活動を継続し、一切の支払を受け且其の通常の経営に必要なる一切の支出をなすことを得。但し次の取引は本司令部の事前の許可無き限り無効とす。

a　土地、不動産物権、有価証券、建築物及美術品其他之等以外の一切の重要資産の処分及取得。

b　皇室の所有する一切の有価証券に関する議決又は一切の議決権の行使。

c　其の有価証券の全部又は一部が皇室に依つて所有又は管理せられ居れる企業に関する一切の管理又は其他の支配若くは権限の行使。

d　下賜品及内帑金の下賜。

e　予備金よりの一切の支出項目の計上。

f　各支出項目間の貸借。

g　予算に於て許容せられたる額を超ゆる一切の支出。

h　予算に計上せられざる一切の支出。

i　第一及第二予備金よりの一切の支出。

四、一九四六会計年度本予算は一九四五年十二月十五日迄に本司令部に提出することを要す。追加予算は其の事由発生の都度許可を受くる為め本司令部に提出すべし。一九四五会計年度に基く今後の支出は、該支出予算に対する本司令部の許可を得居らざる限り、之をなすことを得ず。

五、本覚書発令に先立ち、皇室財産に関する非公式の貸借表が宮内省より本司令部に提出せられ居れり。日本帝国政府は右貸借表を速かに審査し、十五日以内に其の正確なることを確認すべし。右貸借表にして不完全若くは不正確なる点ある場合は同期間内に必要なる訂正又は補遺をなすことを要す。

六、本覚書の要求するところに応ずる為めに採られたる措置に付ては速かに本司令部に報告をなすことを要す。

七、本覚書は其の受領に付き認知を要す。

出所　日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令』第二輯、一四―一六ページ。

## (3) 皇室財産に関し大蔵大臣から総理大臣宛照会

（昭和二〇年一一月二一日官房秘丙第四三号）

皇室財産ニ関スル件（昭和二〇年一一月二一日大蔵大臣発総理大臣宛）

首題ノ件ニ関スル十一月十八日附連合国最高司令官ノ覚書第一項ノ処置ニ関シ貴大臣ヨリ宮内大臣ニ対シ今後皇室財産ニ関連セル一切ノ取引行為ハ予メ連合国最高司令部ノ承認ヲ要スヘキ旨ノ申入ヲ為シ宮内大臣ヨリ之ニ対スル確答ヲ得ラルル様御手配相成度

右及照会候也



編注　本照会は閣甲第五四九号をもって宮内大臣に照会され昭和二〇年一一月二二日付をもって、宮内大臣から「中越の趣委細了承」の回答があった（大蔵省資料Z六二〇―一による）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一。

## (4) 皇室財産に関する特別調査委員会報告

（昭和二〇年一二月一三日）

昭和二十年十二月十三日

特別調査委員会委員長　山際正道

大蔵大臣子爵　渋沢敬三殿

皇室財産ニ関シ報告ノ件

一、一九四五年十一月十八日附連合軍最高司令部ヨリノ日本帝国政府宛覚書（AG〇九一三号）第五項ニ基キ日本帝国政府ハ宮内省ヨリ同司令部ニ対シ提出セラレタル皇室財産記載書ノ調査方指令セラレタル処右ニ関シ大蔵大臣ハ大蔵省内ニ特別調査委員会ヲ設置シ小官其ノ委員長ヲ命セラレタリ

二、仍テ小官ハ各委員ニ対シ其ノ調査担当ノ区分ヲ定メ之カ調査ノ結果ヲ十二月十二日迄ニ小官迄提出スヘキコトヲ求メ、ソノ間数次ニ亘リテ委員会ノ会合ヲ開催シ以テ調査ノ方法等ニ付打合セヲ行ヒ又調査ノ状況等ニ関シ意見情報ノ交換ヲ行ヘリ

而シテ右ニ依リ各委員ノ担当スヘク決定セラレタル調査区分左ノ如シ

御料財産目録其ノ一ノ分

(一) 現金及有価証券其他

国債
地方債
株券
社債券
現金
……久保委員

物件（予備品）……池田委員

(二) 土地

林地……黒河内委員

農地
宅地
宮殿地
雑地
……加藤委員

(三) 立木……黒河内委員

(四) 建物……加藤委員

御料財産目録其ノ二ノ分……池田委員

御料財産目録其ノ三ノ分

(一) 美術品、御物
(二) 図書
(三) 家具
……池田委員

(四) 生物……黒河内委員

(五) 車輌
(六) 装品類
(七) 楽器類
(八) 庁用器具
(九) 営繕用器具類
(十) 医療用器具類
(十一) 食器類
(十二) 学習院用標本
(十三) 出土品
……池田委員

(十四) 林野局施設
(十五) 牧場用器具
……黒河内委員

(十六) 印刷所機械類
(十七) 洗濯所機械類
……池田委員

昭和二十年十二月十二日

特別調査委員会委員長　山際正道殿

委員　久保文蔵

一、御料局ニ於テハ右ニ基キ総意調査ヲ進メ之ヲ為メ凡ヲ工夫ヲ労ス官内当局ニ質シ或ハ期ヲ少ク点検ヲ行ヒ或ハ書類ノ査閲ヲ為シ各委員ニ於テ有価証券及現金ノ評価ニ付官内省ノ評価ニ於テ調査基官宛報告書ノ提出ヲ以テ基トシ且ツ之ニ関スル参考書類ヲ添附スルヲ要ス

二、当方調査ノ結果

(一)　右各委員ノ報告書ヲ審按スルニ

一、一〇五円ノ記載漏アルヲ以テ其ノ内訳ハ左ノ如シ

(二)　池田委員調査報告分中庁用器具類ニ於テ三、五三八、六〇〇円ノ記載漏アルヲ以テ其ノ内訳ハ左ノ如シ

(三)　黒河内委員調査報告分中土地ノ評価ニ於テ七、一〇〇、四八〇円、建物ノ評価ニ於テ一、九九二、五九二円ノ増加計上ヲ要スルモノアルヲ以テ其ノ内訳ハ左ノ如シ

(四)　加藤委員調査報告分中新築売買用器具ノ記載漏アルヲ以テ其ノ内訳ハ左ノ如シ

三、別紙第一表ノ如ク各委員ノ調査ニ依リ官内省ノ評価ニ於テ基本財産ニ属スル有価証券及現金ノ評価ニ付

二、貸付金

| 種目 | 金額 |
|---|---|
| 財産目録記載額 | 一七、六五二円 |
| 政府調査額 | 一七、六五二 |
| 差引増減(△) | — |

尚貸付金ノ内訳左ノ通リ（省略―編者）

三、現金

| 種目 | 金額 |
|---|---|
| 財産目録記載額 | 七一、〇八五円 |
| 追加申告額 | 二〇、六六一 |
| 合計 | 九一、七四六 |
| 政府調査額 | 九一、七四六 |
| 差引増減(△) | — |

尚現金ノ内訳左ノ通リ

| 金額 | 銀行名 |
|---|---|
| 四六、四六一円 | 日本興業銀行 |
| 四四、〇二五 | 日本勧業銀行 |
| 一、二六〇 | 帝国銀行 |
| 計九一、七四六 | |

二、各宮家財産ニ付テハ御料財産ニ準ジ調査シタル金額左ノ通リ

一、有価証券

| 種目 | 国債 | 地方債 | 社債 | 株式 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| (イ)財産目録記載額 | 九〇七、八三七円 | 五三六、四〇九円 | 四、三三三、八六三円 | 二、一六六、〇九三円 | 七、八三六、三一〇 |
| (ロ)政府調査額 | 九〇七、八三七 | 五三六、四〇九 | 四、三三三、八六三 | 二、一六六、〇九三 | 七、八三六、三一〇 |
| (ハ)推定時価額 | 九四〇、三四〇 | 五三四、七三三 | 四、三三三、六六二 | 二、三三一、六六七 | 七、九二九、一二二 |
| (ニ)対(ハ)差引増減(△) | 三二、五〇三 | △四、六八六 | △五二二 | 六五、五九五 | 九二、八九二 |



等ノ営繕用資材、予備用品トハ花瓶、硯箱、手箱其ノ他供御、賜与等ノ用ニ供スル物ニシテ急需ニ応ジ難キモノヲ指称シ居レリ、宮内省ニ於テハ予備用品ニ付テハ台帳ニ依リ調査シタル正確ナル計数ヲ掲ゲタルモ予備用材ニ付テハ当時偶々担当官不在ナリシ為推定計上シ其ノ計数中ニハ戦災ニ依リ既ニ滅失シタルモノ等ヲ掲ゲアリ関係官ニ付キ其ノ正確ナル数字ヲ念査セル処予備用材価額ハ一五、三三五円三六銭（当初記載七七、〇三二円九六銭）ニシテ予備品計二二一、四六九円二一銭トナルベキモノナリ而シテ右ノ予備品ノ価額ハ総テ買入価格ニ依リ居ルモ之等ハ流動転換比較的頻繁ナルト殊ニ予備用品ニ在リテハ特殊ノ物品ニシテ通常ノ市価求メ難キトニ依リ其ノ評価ハ概ネ相当ト認メラレタリ

(2)

宝石及貴金属類

宝石類ハ専門家ヲシテ評価セシメタルモノニシテ交易営団買取価格ニ依リタル由数益及価額共ニ相当ナルベシト信ゼラル金塊ハ数益ハ八・〇五二瓦トアルモ実物ニ就クニ八〇・五二瓦ナリ而シテ価額ハ公定価格ニ於ケル八〇・五二瓦分相当金額ヲ計上シアリタルヲ以テ数益ハ単ナル誤記ト認メラレタリ

銀塊及銀貨幣ハ数量及価額（銀塊ハ公定価格、銀貨幣ハ額面ニ依ル）共ニ相当ト認ム

(3)

美術品、御物

記載書提出当時調製中ナリシ目録ハ既ニ連合軍総司令部ヘ提出済ナル趣ナリ

御物ハ勿論美術品モ市場ニ類稀ナルモノ大部分ヲ占ムルヲ以テ評価不能ナリトノ宮内省ノ記載ハ相当ト認メラル

(4)

図書

図書寮所蔵ノ図書ニシテ点数ハ目録ニ依リ計上シアリ

評価不可能ノ分トアルハ極メテ類稀ナル古文書等ニシテ時価ノ評定ハ殆ド不可能ナルモノノミナリ、評価可能ノ分ト雖モ必ズシモ直ニ評価スルコト困難ナル図書多ク相当苦心シタル模様ニシテ是等ハ図書寮ノ専門家ノ評価ニ係リ概ネ相当ト信ゼラル

家具

宮殿用家具ニシテ御手廻品ハ之ヲ除外シアリ点数ニ付テハ台帳中ヨリ戦災ニ因リ焼失セル場所ニ存在セリト認メラルルモノハ概ネ之ヲ除外シタルモ若干除外洩ナキヲ保シ難シトノ関係官ノ言ナリ、評価ニ付テハ相当年数経過シタルモノ多ク其ノ当時ノ低キ買入価格ハ標準トナラザルモノ勘カラザルヲ以テ現在ノ時価ヲ推定シ適宜評価シ居リ概ネ相当ト認ム

(6)

車輌

廃車予定ノモノ並ニ殆ド使用ニ堪ヘザルモノヲ除キ計上シアリ、数量正確ト認メラル、評価ニ付テハ馬車ハ製作価格其ノ儘自動車ハ買入価格ヨリ消耗度ヲ考慮シ評価シアリ、相当年数経過ノ古車多ク評価概ネ相当ト認メラル

(7)

装束類

宮内省雅楽部用ノモノニシテ点数ハ目録ニ依リ居リ評価ニ付テハ買入価格ノ判明シ居ルモノハ之ニ依リ、相当年数ヲ経過シ買入価格ノ不明ノモノニ付テハ略同種類ノモノノ買入価格判明セルモノノ総額ヲ其ノ点数ニテ除シ一点当リ価格ヲ算出シ之ヲ買入価格不明ノモノノ点数ニ乗ジテ得タル金額ヲ計上シアリ他ニ類例ナキ装束類ナルヲ以テ評価相当ト認メラル

(8)

楽器類

宮内省雅楽部用ノモノニシテ点数ハ目録ニ依リ居リ相当ト認ム、評価ハ装束類ト同様買入価格判明セルモノハ之ニ依リ然ラザルモノハ同種類ノモノノ内買入価格判明セルモノノ一点当リ買入価格ヲ其ノ点数ニ乗ジ算出セリ、但シ同種類ノモノナキ特殊ノ楽器ニ付テハ楽器商ヲシテ其ノ再製作価格等ヲ基準トシテ時価ヲ評定セシメ計上シタル趣ニシテ概ネ相当ト認メラル

(9)

庁用器具

宮内省内庁中物品ヲ計上シタルモノナルモ記載書作成ノ際取急ギ主管部局タル主殿寮ニ就キ調査シタル趣ニシテ従ツテ地方部局タル帝室林野局関係ノ各種物品器具二、一二三、四三八円二〇銭及博物館費、学習院校舎費等ノ事業費ニ於テ購入シタルモノ一、一〇三、七六三円並ニ禁衛府関係ノ庁中物品一三二、〇一五円計三、三五九、二一六円二〇銭ハ計上洩ナルモ之等ニ付テハ宮内省ニ於テ更ニ追加提出ノ趣ナリ

二、現金

| 種目 | 金額 |
|---|---|
| 財産目録記載額 | 一八三、一八〇円 |
| 追加申告額 | 一五七、六九三 |
| 合計 | 三四〇、八七三 |
| 政府調査額 | 三四〇、八七三 |
| 差引増減(△) | — |

尚現金ノ内訳左ノ如シ

| 金額 | 銀行名 |
|---|---|
| 一七九、二二〇円 | 日本勧業銀行 |
| 一六一、六五三 | 日本興業銀行 |
| 計三四〇、八七三 | |

調査報告

昭和二十年十二月十二日

特別調査委員会委員　池田勇人

特別調査委員会委員長　山際正道殿

宮内省ヨリ連合軍総司令部ニ提示シタル皇室財産記載書ニ関シ其ノ精確度ヲ調査シタル事蹟左記ノ通ニ有之候

右及報告候也

記

先ヅ宮内省関係官ヨリ記載書ニ計上シタル計数ニ付帳簿等ニ依リ其ノ根拠ヲ確メタル後能フ限リ実地ニ就キ現物ヲ点検シ其ノ正否ヲ判定スルコトセリ固ヨリ多数ノ物品ニ対シ個々ニ其ノ数量ヲ調査シ之ヲ評価スルコトハ困難ナルヲ以テ抜検査的ニ点検シ全体ヲ推測スルノ方法ニ依リタリ

(1)　物件（予備品）

予備品ニハ予備用材及予備用品ヲ包含シアリ而シテ予備用材トハ木材、石材

乏等ノ物品ノ評価ニ付テハ最近ノ売数ヽ目録ニ依リ評価ニ付テハ最近ノ払下価格又ハ然ラサレハ適宜時価ヲ推定シ計上シタルモノニシテ概ネ相当ト認メラル

営繕用器具類　　(10)

木相当ト認ム

医療用器具　　(11)

快医室、禁衛府衛生課及宮内省診療所用ニシテ数量ノ帳簿ニ依リ評価ノ最近ノ買入価格判明セルモノハ之ニ依リ然ラサレハ適宜ノ価格ヲ推定シ計上シタルモノニシテ概ネ相当ト認メラル

食器類　　(12)

御料用及雑具類ハ之ヲ除キ器物ヲ計上シタルヲ以テ買入価格ニ依リ居リ、概ネ相当ト認メラル

学習院用標本並ニ学習院及女子学習院用図書　　(13)

高数ヽ目録ニ依リ評価ニ依リ居リ概ネ相当ト認メラル、尚図書ニ付テハ一人九、本物仕並ニ先ニ掲記セル宮内省図書寮所蔵ノモノヽ外博物館用参考図書一人九、八五二円及謄写用参考図書五一、四二〇円計上済ノ上ヽ計上価額ヲ参考トシテ記入セルモノヽ外ハ総テ一〇一、〇五一円ニシテ内一、一二五円ハ参考図書ニシテ内一、一二七円ハ評価不能分ヲ除ク）又評価ハ前述ノ如ク概ネ相当ト認メラル

発掘ヤトシテ植輪土器等ニシテ点数ヽ目録ニ依リ居リ

出土品　　(14)

ニ付テハ宮内省ニ於テ追加提出ノ概リ

評価ニシテ類ト認メラレタルモノヽ外ハ総テ売却ノ見込ナキ為評価ヲ附セス

官内省ヨリ購入　　(15)

印刷所機械類

(買入価格ニ依ル)　共ニ概ネ相当ト認メラル

活版溜所機械　　(16)

最近設置セル小規模ナル設備ニシテ数量及価格（買入価格ニ依ル）共ニ相当ナリ

## Ⅱ　東久邇・幣原・第一次吉田・片山・芦田内閣時代　436

(1)　記載ブリ訂正ヲ要スル処ヤ（全部拭ノ六〇%ヲ）（全部拭ノ六〇%）

上記提出書類中ニ現レタル欠ヲ図ヌル記載中

四五、八六、一、二三一　五、八三六、二、九一〇　七五%

針葉樹　九、七四三、二三一　四五、八六、一、二三一　三五%

(2)　評価ノ価値ヲ村哲ノ売定価格並ニ其ノ適否

上掲林地面積ヽ個別ヲ村哲ノ昭和十八年帝室林野局ニ於ケル実施樹材種別蓄積調査ヲ行フ以外ニ於ケル個別ヲ村哲ノ部分ハ其ノ以下ニ当ル小径木ヲ除キ概ネ相当ト認メラレタル評価算定ニ当リテハ当該市町村ニ於ケル現況ノ妥当ト存ズルモノヽ外ハ総テ一五〇ニュニ地価ヲ適宜ヽ合計セラレタルモノニシテ昭和十四年末現在価格（民法）ニ依リ推定セラレタル地価格算出表ニ依ル

ノ如ク

北海道　〇・〇六　青森　〇・一四　岩手　〇・〇八

福島　〇・一二　群馬　〇・一七　栃木　〇・一〇

東京　〇・〇八　千葉　〇・四九　神奈川　〇・〇五

山梨　〇・四四　静岡　〇・三一　愛知　〇・〇四

三重　〇・一〇　岐阜　〇・一七　京都府　五・一〇

兵庫　〇・一三　奈良　一・四七　長野　〇・〇八

全国平均　〇・〇九

北海道ヲ除ク内地府県個別地ノ反当平均価格ハ大約〇一七ヨリ一七ヲ以テ大体ニ於ケル地価ハ昭和八年五〇%ヲ乃至六〇%ヲ標準トシテ概ネ妥当ト認メラレタルモノニシテ本評価ノ全部ニ対シテハ各地国有林調査トシテ已ヲ得サレハ昭和八年ノ評価ヲ採用シタルモノニシテ概ネ妥当ト認メラレタルモノヽ若干調査ノ精粗程度並調査担当者ノ主観的判定ノ加味サレタルコト等ヨリ若干調ヲ入ルヲ以テ

備考欄記載ノ如ク森林鉄道ニ林道ノ敷設ヲ認ムル場合ニ於テハ其ノ施設ニ要スル経費ヲ含ム

尚静岡地方林野局天城営林署ノ管内ニ在リテハ一反歩ニ付キ金三円ヲ超エザル範囲ニ於テ別ニ定ムル所ニ依リ造林補助ヲ為スコトアルベシ

第二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第三十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第四十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第五十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第六十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第七十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第八十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第九十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百二十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百三十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百四十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百五十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百六十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百七十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百八十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第百九十九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百三条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百四条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百五条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百六条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百七条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百八条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百九条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百十条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百十一条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十八条ノ規定ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル施業案ニ依ルベシ

第二百十二条　国有林ノ伐採ニ関シテハ森林法第百九十

## 三　皇室財産

### (一)　定　義

皇室財産ハ、土地及ビ其ノ定著物、有価証券、現金、預金、動産及ビ無体財産権ヨリ成ル。

### (二)　国有財産ノ譲与

国ハ、皇室ノ費用ニ充ツル為メ、皇室ニ国有財産ヲ譲与スルコトヲ得。

### (三)　皇室ノ費用

皇室ノ費用ハ、毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ、別ニ定ムル皇室経済法ニ依リ、内廷費、宮内省所管ノ皇室ノ費用及ビ皇族ノ費用ニ区分シテ、相当ノ金額ヲ計上ス。

### (四)　皇室ノ財産授受ニ関スル制限

皇室ハ、国会ノ議決ニ基クニ非ザレバ、財産ヲ譲受ケ、又ハ賜与スルコトヲ得ズ。

### (五)　皇室ノ財産ニ関スル訴訟

皇室ニ対スル民事ノ訴訟ハ、東京地方裁判所ノ管轄ニ専属ス。

### (六)　皇室ノ財産ニ関スル税ノ免除

皇室ノ財産ニ対シテハ、相続税ヲ課セズ。

### (七)　皇室ノ財産ニ関スル登記

皇室ノ財産ニ属スル不動産ニ付テハ、皇室ノ名義ヲ以テ登記ヲ為スコトヲ得。

### (八)　皇室ノ財産ニ関スル報告

宮内大臣ハ、毎年一回、皇室ノ財産ノ状況ヲ内閣総理大臣ニ報告シ、且ツ之ヲ官報ニ公告スベシ。

## 四　地方税

### (一)　通　則

地方税ハ、普通税及ビ目的税トス。

### (二)　普通税

普通税ハ、道府県税及ビ市町村税トス。

### (三)　目的税

目的税ハ、法律ニ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外、普通税ニ準ジテ課スルモノトス。

### (四)　税率ノ制限

地方税ノ税率ハ、標準税率ヲ超エテ課スルコトヲ得ズ。但シ、災害ノ復旧ニ要スル費用ニ充ツル為メ、又ハ財政ノ状況ニ因リ已ムヲ得ザル事由アルトキハ、この限リニ在ラズ。

### (五)　税率ノ変更

税率ノ変更ハ、翌年度ニ限リ之ヲ為スコトヲ得。

### (六)　課税ノ免除

地方税ハ、国ノ財産ニ対シテハ、之ヲ課セズ。

### (七)　徴収ノ猶予

災害ノ為メ、又ハ特別ノ事情アル者ニ対シテハ、徴収ヲ猶予スルコトヲ得。

### (八)　滞納処分

地方税ノ滞納処分ハ、国税滞納処分ノ例ニ準ジテ之ヲ行フ。

### (九)　時効

地方税ノ徴収権ハ、五年ヲ経過スルトキハ、時効ニ因リテ消滅ス。

### (十)　還付加算金

過誤納ノ地方税ニ付テハ、還付加算金ヲ附スベシ。

### (十一)　不服申立

地方税ニ関スル処分ニ不服アル者ハ、審査請求ヲ為スコトヲ得。

### (十二)　訴訟ノ制限

地方税ニ関スル処分ノ取消ノ訴ハ、審査請求ニ対スル裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ、之ヲ提起スルコトヲ得ズ。

### (十三)　罰則

地方税ニ関スル犯則ニ対シテハ、罰金又ハ科料ヲ科ス。

### (十四)　附則

本法ハ、昭和二十二年四月一日ヨリ施行ス。

## 五　固定資産評価

### (一)　評価ノ基準

固定資産ノ価格ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニ於テハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (二十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (二十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (二十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (二十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (二十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (二十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (二十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (二十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (二十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (二十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (三十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (三十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (三十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (三十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (三十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (三十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (三十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (三十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (三十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (三十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (四十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (四十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (四十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (四十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (四十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (四十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (四十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (四十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (四十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (四十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (五十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (五十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (五十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (五十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (五十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (五十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (五十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (五十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (五十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (五十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (六十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (六十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (六十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (六十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (六十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (六十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (六十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (六十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (六十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (六十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (七十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (七十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (七十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (七十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (七十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (七十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (七十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (七十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (七十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (七十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (八十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (八十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (八十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (八十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (八十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (八十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (八十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (八十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (八十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (八十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (九十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (九十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (九十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (九十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (九十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (九十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (九十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (九十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (九十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (九十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百二十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百二十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百二十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百二十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百二十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百二十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百二十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百二十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百二十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百二十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百三十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百三十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百三十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百三十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百三十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百三十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百三十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百三十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百三十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百三十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百四十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百四十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百四十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百四十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百四十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百四十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百四十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百四十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百四十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百四十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百五十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百五十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百五十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百五十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百五十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百五十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百五十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百五十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百五十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百五十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル秘密ヲ漏ラシタル者ハ、一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス。

### (百六十)　評価ノ報告

固定資産ノ評価ニ関シ必要アルトキハ、関係者ニ対シ報告ヲ求ムルコトヲ得。

### (百六十一)　評価ノ標準

固定資産ノ評価ハ、賃貸価格ニ基キ、賃貸価格ノ無キ場合ニハ、売買価格ニ準ジテ之ヲ定ム。

### (百六十二)　評価ノ方法

固定資産ノ評価ハ、土地ニ在リテハ地目ニ、家屋ニ在リテハ構造ニ、償却資産ニ在リテハ種類ニ区分シテ、各区分ニ付キ一平方メートル又ハ一個ニ付キ評価額ヲ定メ、之ニ面積又ハ数量ヲ乗ジテ算出ス。

### (百六十三)　評価ノ時期

固定資産ノ評価ハ、三年ニ一回ノ基準年度ニ於テ之ヲ行フ。但シ、基準年度ノ中途ニ於テ著シク価格ニ変動ヲ生ジタル場合ニハ、臨時ニ之ヲ改定スルコトヲ得。

### (百六十四)　評価ノ公示

固定資産ノ評価ハ、毎年一月一日ヲ以テ之ヲ公示シ、縦覧ニ供ス。

### (百六十五)　評価ノ審査

固定資産ノ評価ニ関シ不服アル者ハ、公示ノ日ヨリ三十日以内ニ、文書ヲ以テ審査ノ申出ヲ為スコトヲ得。

### (百六十六)　評価ノ決定

審査ノ申出ニ対シテハ、固定資産評価審査委員会ニ諮リ、三十日以内ニ決定ヲ為スベシ。

### (百六十七)　評価ノ修正

固定資産ノ評価ニ誤リアリト認ムルトキハ、遡及シテ修正スルコトヲ得。

### (百六十八)　評価ノ公開

固定資産ノ評価ニ関スル帳簿ハ、何人ニモ之ヲ閲覧セシムベシ。

### (百六十九)　評価ノ秘密

固定資産ノ評価ニ関シ職務上知リ得タル

(ニ)　宮殿

| 工作物名称 | 種別 | 数量 | 単位 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 正殿 | 鉄筋コンクリート造 | 一、七八〇 | 坪 | |
| 表御座所 | 〃 | 三、三〇〇 | 〃 | |
| 奥御座所 | 〃 | 三、三〇〇 | 〃 | |
| 豊明殿 | 〃 | 一、〇〇〇 | 〃 | |
| 鳳凰の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 牡丹の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 梅の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 竹の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 松の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 春秋の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 千草の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 波の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 鶴の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 桐の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 菊の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 檜の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 杉の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 竹の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 梅の間 | 〃 | 三〇〇 | 〃 | |
| 松

| | |
|---|---|
| 府県債 | 五三九、四〇九円 |
| 社債 | 四、二二二、八八二 |
| 株式 | 二、一六六、〇九二 |
| 計 | 七、八三六、二二〇 |

出所　大蔵省資料Z五〇七―一。

## (7)　宮内省内蔵頭名義封鎖預金の金融緊急措置令の取扱に関する件

（昭和二一年八月）

宮内省内蔵頭名義封鎖預金の金融緊急措置令の取扱に関する件

一、本預金に関する従来の取扱

本預金については金融緊急措置令施行の当初においては次のやうな取扱をすることに決定し今日に及んでゐる。

(1)　本預金についても同令に基く預金封鎖の適用がある。（これ等の預金者は国又は地方公共団体ではないといふ解釈に基く。）

(2)　但し実際の取扱に当っては、同令施行規則第五条第一項第十一号による指定をなし、事実上封鎖を解除してゐる。（但し実際の支払に当っては国、地方公共団体の預金の支払と同様に支払方法の制限を受ける取扱となってゐる。）

二、本預金に関する今後の取扱

本預金に関する従来の取扱方針を改正し今後は左によるものとする。

(1)　宮内省を国と同様に取扱ひ、本預金には金融緊急措置令の適用がないものとする。（同令第三条第一項第一号に該当するものとして取扱ふ。）

(2)　右により宮内省内蔵頭名義の預金は全額自由預金となる、従って第一及び第二封鎖預金にこれを区分する必要はないこととする。

(3)　皇太后宮大夫名義の封鎖預金については内蔵頭名義の封鎖預金に準じて取扱ふものとする。

(4)　本預金の支払に当っては国、地方公共団体の預金の支払と同様に支払方法の制限を行ふ取扱とする。

（宮内省にて自主的にこれを行ふ）

三、取扱方を変更する理由

宮内省に対しても一般原則によって金融緊急措置令の適用があるとする従来の取扱は、次の理由により、この際変更して宮内省を国と同様に取扱ふものとする。

(1)　従来よりの法律観念では宮内省は一つの公の官庁であり、宮内職員も亦公の職員である。只国家事務に関する事項と皇室に関する事項とは法規の系統を異にするに過ぎない。即ち官制予算会計法規等は何れも同一の実質を有するものである。

(2)　少くとも宮内省予算の執行に関しては国の予算の執行と同様の取扱を為すことは差支ないものと考へられる。昨年連合国最高司令部により発せられた「皇室財産の凍結に関する覚書」に於ても、皇室の基本的財産の得喪に関しては予め同司令部の承認を要する。但し宮内省の正常なる業務遂行に必要なもの（具体的には宮内省予算の執行）は差支ないこととなってゐる。

なほ予算等に関しては国の予算と同様に同司令部の承認を受ける取扱となってゐる。

(3)　司令部に於て宮内省予算を承認することは、当然にこれが執行をも国の予算と同様に認めた趣旨であることは明らかで、若しもこれに対し一般原則により金融緊急措置令の適用があるものとし、第一及び第二封鎖預金に区分するときは予算の執行を全く不可能ならしめ、司令部の予算承認の趣旨に反すると考へられる。

(4)　法制上皇室財産を一般私人の財産と同一の取扱をなすべきや否は立法論としては考究すべき問題であらうが、現行法令の解釈としては皇室財産特に宮内省予算を一般私人の財産と同一の取扱を為すことは適当でない。

（備考）

(一)　昭和二十一年八月一日現在宮内省預金は次の通りである。

（単位　千円）

| | |
|---|---|
| 日本銀行 | 九、八五六 |
| 横浜正金銀行 | 四五二 |
| 日本興業銀行 | 四、八五五 |
| 日本勧業銀行 | 四、八三二 |
| 北海道拓殖銀行 | 一四八 |
| 帝国銀行 | 九、八四五 |
| 三菱銀行 | 一、五九二 |
| 住友銀行 | 一、一七七 |
| 安田銀行 | 一、七四〇 |
| 三和銀行 | 一、五八二 |
| 三井信託株式会社 | 五〇〇 |
| 住友信託株式会社 | 五〇〇 |
| 朝興銀行 | 一二 |
| 貯金局 | 一〇、五二〇 |

(二)　本件に関しては要すれば閣議諒解事項とし、正式に連合国最高司令部の承認を受けるものとする。

出所　大蔵省資料Z五二六―三―八。



## (8)　皇室財産の課税に関する「戦時補償特別措置法案」及び「財産税法案」の補則規程についての説明

（昭和二一年九月法制局第二部長）

補則の規定について　　第二部長

(一)　皇室の財産に対する課税等の措置には法律の規定を必要とするや。

答　皇室の財産に対する課税等の措置については、敢て法律の規定を必要と致しませぬ。皇室令を以て適当の規定を設ければ足りると考へて居ります。而して例へば皇室令を以て、法律の定める課税と同様の、皇室財産に対する課税を規定致した場合に、それが、人民について、法律が定めたところの課税と同一のものとなるか、将又、別個のものとなるか、は純理論から申せば、相当議論があると思はるるのでありますが、政府と致しましては、法律と別個に皇室令を以て、同種類の税金を規定しますれば、やはり、一本の国税と為るもので、皇室令で課税したものが、税金類似の課徴金になるとは考へて居らぬのであります。先例と致しまして、地租につきましては、既に皇室令を以ちまして、地租に関する法規を適用す、と相成って居り、而して、この皇室令に基いて、課徴せられました徴収金は、均しく地租といふことで、予算上及び決算上の措置を採られてあるのであります。序に申上げまするとと、現行憲法第二十一条に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ納税ノ義務ヲ有ス」とありますが、皇族は日本臣民の中には含まれて居りませぬといふのが通説でありまして、従って、この条文は皇族課税については、適用ないのであります。次に第六十二条には、「新ニ租税ヲ起シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」とありますが、これも上述の第二十一条と表裏一体を成して読まるべき規定でありまして、約言すれば臣民の権利義務を保障して居るものであり、皇室の財産乃至皇族に対する課税が皇室令によって行はるることを妨げる意味合ひのものでは、ないと信ずるのであります。

(二)　然らば何が故に今回の二法案には補則を設けたか。

答　以上述べた如くに、皇室関係の課税には敢て法律の規定を必要としないのでありますが、皇族の課税に関連して、人民に義務を課する場合には、このことは皇室令を以て規定することができません。例へば戦時補償特別措置法によりまするとと、皇族が特殊預金を御持ちになって居て、その特殊預金に対して戦時補償特別税が課せられる場合には、特殊預金の預入先たる金融機関は、納税義務者であるところの皇族に代位して、その特殊預金を以て、代位納付を致す義務があることと致しませんと、一般人民の場合と歩調が合ひません。又財産税の場合におきましても、或る場合には、納税義務者が贈与を致した財産に付きまして、自己の財産とみなして納税義務を負ふ場合がある

のでありますが、その際受贈者の方にも贈与財産の限度において連帯納付の責を負はしめて居りますが、これと歩調を合せて納税義務者たる皇族から財産の下賜を受けた者がありましたときに、人民はその限度において、皇族に連帯して税金納付の責に任ずる建前と致しません。と皇族に対する課税が苛酷と為り、現在財産をお持ちにならぬ皇族にのみ租税の負担がかかって参って、課税の適実性を欠くことと相成ります。更に両税を通じまして、皇族の課税に関して、例へばその預金の預入先の銀行に就いて、或は報告を徴するとか、検査をするとか申す場合には皇室令を以て銀行に対する権力を行使せしめることは、法律上不能と申す外ありません。この様な見地から致しまして、皇室令による皇室課税の問題に関連して人民に対して義務を課し負担を命ずることが必要となった場合に、これを規定する為の委任の根拠として置かれたのが、即、本条であります。而して、このことは、皇室令と法律勅令の系統とで、各別に規定を致すことは、技術上殆ど困難でありまするので、この二法律案におきましては、いづれも皇室課税に関連して、生ずる問題の限度におきましては、同一の皇室令中で、人民に対する義務を規定し得るものと致した次第であります。

尚皇族課税のことはG・H・Qの方におきましても、厳密に人民と同様の方法を以ちまして課税することを要求して参って居り、G・H・Qに対しましては、この条文を一条置くといふことで了解がついて居ります次第もありますので、此の点も御了承願度いと存じます。

(三)　皇族の所有地に対する地租課税の場合には同様の法律の規定があるか。なき理由如何。

答　地租は財政学上所謂物税とも申すべきものでありまして、物自体が税金を負担するといふ観念が非常に濃いのであります。而も不動産でありますので、極めて捉へよい。従て、事柄が簡単でありますから皇族の所有地の課税の問題で人民に義務を負はしめる等の必要は万々ないのであります。仍て、単純に、皇室令中におきまして、地租に関する法規を、皇族の所有地に適用する、と致して居ります。今回の課税は、地租と異り、規定すべき事柄も簡単ではないので、斯様な規定を必要とする次第で、全く要求に従て生じた結果であると申し得るのであります。

(四)　戦時補償特別措置法と財産税法とで補則の文言が異れる理由如何。

答　戦時補償特別措置法の中におきましては、所謂補償打切の結果を齎しますために、課税の方法を採って居りますものと、然らずして、請求権自体を消滅させる方法を採って居りますものとあり、皇室の財産に関係する方面におきましても、同様に、二種類の方法を併せ用ふる必要がありますので、単に課税のみの問題と申すことができません。

仍て御手許にある様な案文と成った次第であります。

(五)　皇室の財産といふ意味如何。

答　「皇室の財産」の文字は、大体に於きまして皇室財産令の適用のある財産の意味に御諒承願度いのであります。従ひまして各皇族御個人の財産は固より、御料をも含んで居るのであります。御料が皇室の御家産であるか、天皇の御一人の御財産であるかは、問題の存するところでありませうが、この二案はともに御料をも含んで問題を採り上げて居るのであります。このことは、財産税については、法案が一般人民に関して個人に対してのみ財産に課税する建前を採って居ることからして、御料について稍々疑となる点があるかとも考へられますが、財産税の課税に関しての、G・H・Q側の要求は、兎に角、御料をも含めての課税を要求して居りますので、御料が皇室の家産たるの故を以ちまして課税外と致しますことは、我方としては、できません。若し、御料が法理上家産であって個人の財産でないと致しますれば、これを個人の財産とみなして課税するより外致し方ありません。補償の打切の方は、一般人民についても、権利者の個人たると法人たるとを問はず、一律に同一の方法を採って居りますので、この点は問題ありません。結局、皇族の御財産に限らず、汎く皇室の御財産の全部に対して、皇室令を以て規定を設くるの趣旨と御諒承願度いと存じます。

(六)　右の皇室令中に

(イ)　行政裁判所に出訴することも規定し得るか。



(ロ)　法律の罰則に準ずる罰則をも規定し得るか。

答　かかる点については、尚研究を重ねる必要があると存じます。差当り皇室令はその中に所要の例外的規定乃至特例を設けて、その以外の事項は大体においてすべてこの法律を適用する旨を規定する所存であります。所で

(イ)　行政裁判所の出訴事項は、現行制度におきましては、法律勅令を以て定め得ることとせられて居りますが、この皇室令は、この限度におきましては、やはり法律の委任を以ちまして、出訴事項を規定し得ると考へて居ります。(反之、現行の地租に関する皇室令の中で、地租に関する法規を適用する旨を規定して居ります場合に地租の賦課徴収に関する事件が行政裁判所の出訴事項となって居るか否かは、頗る疑はしく、寧ろ消極に解すべきものではないかと存じます。)

(ロ)　罰則は皇族自体には必要ないものと確信致します。政府と致しましてもこの点は予想して居りません。皇族課税に関連して人民が皇室令によって課せられた義務を履行しない場合につきましては、この補則の委任に基く皇室令で、法律の中の罰則の規定が適用される様な構成と致したいと考へて居ります。これは法律の委任もありまするし、又その委任も大体この法律の定めるところに準じて、定めると規定するのでありますから、さして問題となることはないと存じて居ります。

(七)　皇族に対する一般的の課税の問題と、その場合における、この二法案の補則に該当する法律規定の要否如何。

答　皇族に対する一般的の課税の問題は、夙に本年五月頃既にG・H・Qの指令がありまして、早晩実施することと相成って居ります。この点につきまして、この二法案の定めるところと異って居ります点は、一般的の課税に当りましては、天皇及びその狭き意味での御一家、即、皇太后、皇后、皇太子、皇子様方を納税義務の範囲から除外致しますことであります。而して爾余の皇族様方の課税に付きましては、やはり皇室令を以て規定致し、大体におきまして、人民の場合における税法の規定を略々その儘に当嵌めて頂く考でありますが、最問題となるのは、相続税の問題であります。即、ある宮家の大宮殿下が薨去遊ばされて、若宮がお継ぎになるといふ場合に、これを純理上から申しますると、遺産相続になる、ところが遺産相続は税率が家督相続に比して遥に高くなって居り且つ高度の累進税率が適用されますので、皇族のお立場としては頗る不利になります。而も民間ならば、このやうな場合には、実質として家督相続でありますので、私共と致しましては、家督相続とみなす意味の例外規定を設けて頂いたら、と存じて居ります。偖、このやうな規定を致します際にも、やはり関連事項として、人民に義務を課する場合がありまして、この場合については、同様に法律を以て所要の規定を設けねばなりません。このためには、政府と致しまして、更に適当の立法を致す考でありますが、この課税は、何時から初められるかについて未だ確定を見て居りません。従って、差当って直に取上げて措置を致す段階と為って居りません。政府は、今回の二法案に定められたものが、差当って措置を要する事柄と考へ、従って、ここに、差当り必要な限度における規定を立法することとなったのであります。

(八)　新憲法施行と共に、皇室財産は国有に帰するが故に、この二法案に示された措置は、これを行はずとするも、可ならずや、今、これを急速にとり上げて実行する理由如何。

答　仰の点は一応御尤と存じます。しかし、政府と致しましては、改正憲法の施行に先立って一般に補償の打切、財産税の徴収を行ひこれらの措置によって、財政経済上一新せられた体制を以て、新日本の建設に向ふ所存でありますので、その際皇室関係だけを一応除外致して進むことは、民主主義的の最近の傾向から見ても好ましくないと考へて居ります。即、終戦後の我国経済の建直しには、現存のわが国における、富力の中心であらせらるる皇室におかれても、人民とその負担を分って進まるることが是非望ましいことであり、爾あるべき事であると考へて、敢てこの方法をお願致すこととしたのであります。

(九)　皇族の課税に関連して人民に義務を負はしめることは人民に渉る事項として典範増補の七条二項により皇室令を以て定め得ざるや。

答　同項にいふ人民に渉る事項と申すことは、例へば、皇族が売主と為り人民が買主と為るとか、皇族が親と為り人民が子と為る（臣籍に降下された場合を予想して）とか、皇族が権利者と為り人民が義務者と為るか、約言すれば、ある法律事実について皇族と人民とが、その不可分の一環と為って居る様な事態を、意味するものであり、その範囲は、この狭い限度に限られるものであると考へられます。而らずして、これを広く解しまするとと、皇族の事柄が少しでも含まれて居りまするとと、何でも皇室令で定め得ることと為りまして、寔に穏かならぬ結果と相成ります。今回の如き複雑な租税体系の中において、予想される皇族と人民との義務の干渉規定を設けるためには右の規定では賄ふことができず、従って、どうしてもその部分の人民の義務を定めるためには、法律の規定を要するのであります。

而して、この場合に、かかる関連事項について、法律と皇室令との双方で、別々に規定することは、これらの事項が関連事項であるために、非常に困難であります。否、殆ど不可能でありませう。そこで、問題は皇室の課税と、人民の課税とを併せて、法律を以て全部定めるか、それとも皇室令を以て全部定めるか、といふことになります。これは、私見によれば、典範の増補七条二項の規定の前例もありますので、皇室令に致した方がよい、といふ結論をとるのであります。

編注　戦時補償特別措置法第九章補則第七十四条及び財産税法第十一章補則第八十二条は「皇室の財産に対する戦時補償請求権の特別措置（又は財産税）に関し必要な事項は、この法律の定めるところに準じ、皇室令を以て、これを定める」と規定した。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三五。

### （9）皇室財産課税に関する司令部の意見

（昭和二一年一〇月二日大蔵省終戦連絡部）

終連特報（第二十四号）十月二日（水）

（前略―編者）

二、皇室財産に関する財産税の賦課等に付て司令部の意見左の通

(1)　公益的事業に現に使用中の財産（学習院、帝室博物館等）は司令部が特に譲渡を許可した場合は財産税の課税外とする

(2)　物納として財産税特別会計に這入った皇室財産は一般会計財源として処分するのを原則としこれをそのまま皇室で使用せらるることは困難であらう

(3)　財産税賦課後に残った皇室財産は新憲法の施行に伴ひ、国家に移管されるが若し移管されないで残った財産がありそれの中に収益財産（森林、農地等）があればその収益には所得税をかけるべきである

(4)　憲法に基き議会の協賛を経て皇室に支出される金には所得税はかけなくてよい

出所　大蔵省資料Z五二六―二―七。

### （10）皇室経済法案要綱（昭和二一年一〇月一八日閣議了解）

皇室経済法案要綱

一、憲法により国有となる皇室財産中、皇室が引続いて直接使用せられる財産、例へば宮城離宮、京都皇宮、御用邸、陵墓等は、国有財産の一種皇室用財産として、これを認めること。

二、皇室用財産については

(一)　その財産には収益を目的とするものを含まないこと。

(二)　その編入並びに用途の廃止及び変更は、皇室経済会議の議を経ること。

(三)　その他の事項については国有財産法中の公用財産に関する規定を適用すること。

三、皇室の財産の授受のうち、通常の経済取引による財産の授受、別に定める一定価額以下の授受並びに調度（御身廻り品を含む、以下同じ）及び食饌に関する進献は、その都度国会の議を経るを要しないこと。



四、前項以外の財産の授受のうち、内帑金による賜与及び別に定める一定価額以下の授受で皇室経済会議の議を経たものについても、亦前項と同じであること。

五、天皇、皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び婚嫁しない未成年の皇子の財産に関しては、租税に関する法令を適用しないこと。

六、皇室経費は、これを内帑金、宮廷費及び皇族費（以上何れも仮称、以下同じ）に分けること。

七、内帑金は、天皇及び第五項に掲げる皇族に関する調度、食饌その他の内廷諸費をその内容とし、別に定める定額を以て国庫から支出すること。

八、宮廷費は、内帑金を除く宮廷諸費をその内容とし、年々の所要に応じ、予算に計上して、国庫から支出すること。

九、皇族費は、皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び婚嫁しない未成年の皇子を除く皇族に対する年々一定額の支給をその内容とし、国庫から支出すること。

十、皇族費は、皇族各一人に対し、別に定める定額を基礎とし、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、成年、未成年、既婚、未婚、摂政就任等の区別により年々の一定額を定めること。

十一、皇族が、皇族の身分を離れるときには、離れる皇族御一方の一定額の十倍以上十五倍以下に当る金額を国庫から支出すること。但し未婚又は未成年の王については、その成年既婚者となったときの一定額を、未婚の内親王又は女王については、王妃の一定額を基準とすること。

十二、皇室経済会議の構成員は、内閣総理大臣、宮内府（仮称）の長、大蔵大臣、衆議院及び参議院の議長並びに会計検査院長とすること。

十三、皇室経済会議の召集者と議長は、内閣総理大臣を以てあてること。

編注　閣議了解の日付は内閣官房参事官室調「閣議次官会議件名目録」による。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三七。

### （11）皇室経済法案（枢密院諮詢案）（昭和二一年一一月六日）

皇室経済法案

第一条　皇室の公用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下皇室用財産といふ。）は、これを国有財産法の公用財産とする。

国有財産を皇室の公用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、皇室経済会議の議を経ることを要する。皇室用財産の用途を廃止し、又は変更するときも同様とする。

第二条　左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

一　相当の対価による売買その他通常の経済行為に係る場合

二　用度に関する物品及び食品の進献に係る場合

三　別に定める一定価額を超えない財産の授受に係る場合

前項に規定する場合の外、別に定める一定価額を超えない財産の授受で、皇室経済会議の議を経たものについても、同項と同様とする。

第三条　予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第四条　内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に定める定額を、毎年支出するものとする。

第五条　宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとする。

第六条　皇族費は、皇族として、又は皇族であった者としての品位保持の資に充てるものとし、別に定める定額に基いて算出する年額又は一時金額による。

年額による皇族費は、左の各号及び第三項乃至第五項の規定により算出する額とし、第四条に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一　親王に対しては、左の金額とする。

| | |
|---|---|
| 既婚者 | 定額相当額 |
| 成年未婚者 | 定額の二分の一に相当する額 |
| 未成年未婚者 | 定額の四分の一に相当する額 |

二　親王妃に対しては、定額の二分の一に相当する金額とする。

三　内親王に対しては、左の金額とする。

| | |
|---|---|
| 成年者 | 定額の二分の一に相当する額 |
| 未成年者 | 定額の四分の一に相当する額 |

四　王、王妃及び女王に対しては夫々親王、親王妃及び内親王に準じて算出した各金額の十分の七に相当する金額とする。

既婚者に対しては、婚姻が解消した後においても、従前と同額とする。

摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の五倍に相当する金額とする。

同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

一時金額による皇族費は、皇室典範の定めるところにより皇族の身分を離れる皇族に対し、一時にこれを支出するものとし、その皇族について第二項、第三項及び前項の規定により算出する年額の十五倍に相当する金額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額による。

前項の規定による一時金額の算出に関しては、未婚又は未成年の親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年の内親王又は女王の例によるものとする。

第七条　皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに皇嗣が、これを承継する。

第八条　皇室経済会議は、議員八人で、これを組織する。

議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、大蔵大臣、宮内府の長並びに会計検査院の長を以て、これに充てる。

第九条　皇室経済会議に、予備議員八人を置く。

第十条　皇室経済会議は、五人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

皇室経済会議の議事は、過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条　皇室典範第二十九条、第三十条第三項乃至第七項、第三十一条、第三十三条第一項及び第三十六条の規定は、皇室経済会議に、これを準用する。

大蔵大臣たる議員の予備議員は、大蔵次官を以て、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する会計検査院の官吏を以て、これに充てる。

附　則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に皇室の用に供せられてある従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となったものは、第一条第二項の規定にかかわらず、皇室経済会議の議を経ることなく、これを皇室用財産とする。

前項の皇室用財産については、皇室経済会議は、この法律施行後六箇月以内に、当該財産を皇室用財産として存置すべきか否かを決定しなければならない。この場合において、皇室用財産として存置すべきでないと決定されたものは、これを皇室用財産から除く。

この法律施行の際、従前の皇室会計に所属する権利義務で国に引き継がるべきものに関し、必要な事項は、政令でこれを定める。

この法律施行の日の属する年度における内廷費及び皇族費の年額は、月割による。

理　由

日本国憲法施行に伴い、皇室の経済に関する事項等の重要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出所　大蔵省資料Z六一〇―三七。

## (12)　皇室経済法案の訂正（昭和二二年一二月七日閣甲第三六〇号）

皇室経済法案中訂正（昭和二二年一二月七日決定）

この法律案中「經」を「経」に、「濟」を「済」に、「いふ」を「いう」に、「會」を「会」に、「廢」を「廃」に、「變」を「変」に、「孫」を「子」に、「竝」を「並」に、「號」を「号」に、「對」を「対」に、「當」を「当」に、「圍」を「囲」に、「關」を「関」に、「傳はる」を「伝わる」に、「參」を「参」に、「總」を「総」に、「數」を「数」に、「かかはらず」を「かかわらず」に、「るる」を「いる」に、「處」を「処」に、「權」を「権」に改める。

第一条第一項中「公用財産とする。」を「公用財産とし、これに関する事務は、宮内府で、これを掌る。」に改め、同条に左の三項を加える。

皇室用財産は、収益を目的とするものであってはならない。

皇室経済会議は、五年を超えない期間ごとに皇室用財産に関し、必要な調査を行い、これを内閣に報告しなければならない。

前項の報告があったときは、内閣は、その内容を国会に報告しなければならない。

第二条　相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合その他左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは贈与することができる。

一　別に法律で定める一定価額を超えない財産の授受に係る場合

二　前号の一定価額を超え、別に法律で定める一定価額を超えない財産の授受で、皇室経済会議の議を経たものに係る場合

前項各号の規定は、同一の者の間において、一年以内に二回以上財産の授受が行われる場合には、その価額を通計したものについて、これを適用する。

一年に満たない期間内に、第一項第一号又は第二号の規定により皇室に属する同一の者のなす贈与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至ったときは、一年の期間が満了するまでのその後の期間において、その者のなす財産の贈与又は譲受については、これらの規定を適用しない。

第四条中「別に定める定額」を「別に法律で定める定額」に改め、同条に左の三項を加える。

内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内府の経理に属する公金としない。

皇室経済会議は、第一項の定額について、変更の必要があると認めるときは、これに関する意見を内閣に提出しなければならない。

前項の意見の提出があったときは、内閣は、その内容をなるべく速かに国会に報告しなければならない。

第五条中「充てるものとする」を「充てるものとし、宮内府で、これを経理する」に改める。

第六条中第一項を次のように改める。

「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族であった者としての品位保持の資に充てるために、一時金額により皇族の身分を離れる際に支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。」

同条第二項中「乃至第五項」を「から第五項まで」に、同条第三項中「既婚者」を「既婚の親王及び王」に改め、同条に左の二項を加える。

第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第七条中「承継する」を「受ける」に改める。

第十一条第一項中「乃至第七項」を「から第七項まで」に、「及び第三十六条」を「第三十六条及び第三十七条」に改める。

附則第四項中「引き継がるべきもの」を「引き継がるべきものの経過的処理」に改め、附則第三項を削る。

編注　本文は、枢密院諮詢中の法案（前掲(11)）の訂正であって、侍従長を経て訂正方の伺が内閣に提出され、総理大臣の決裁で一二月七日決定となり、(11)の法案に本文の訂正が加えられた法律案は第九一議会の議を経て、昭和二二年一月一六日法律第四号として公布された。

皇族の身分を離れる者等に対する一時金支出に関する法律案要綱

日本国憲法施行前に皇族の身分を離れる者に対しては，皇室経済法の一時金額によるほか，左の皇族費の例により国庫から一時金を支出する。

一　皇族費は，左の区分により，定額を毎年支出する。

(1)　親王及び内親王　三百万円

(2)　王及び女王　百五十万円

(3)　王妃　百五十万円

二　皇族費は，年額とし，四半期ごとに前払する。

三　皇族費は，皇族の品位保持の資に充てるものとする。

四　皇族費は，課税の対象としない。

五　皇族費は，皇族が薨去又は皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

三十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

四十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

五十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

六十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

七十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

八十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

九十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百二十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百三十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百四十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百五十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百六十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百七十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百八十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

百九十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百二十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百三十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百四十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百五十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百六十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百七十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十三　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十四　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十五　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十六　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十七　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十八　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百八十九　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百九十　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百九十一　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは，その翌日から，これを支出しない。

二百九十二　皇族費は，皇族が皇室典範第十一条の規

| | 京都 | 都 |
|---|---|---|
| | 洞大 | |
| | 倉離学 | 御宮皇 |
| 墓院宮院所所宮 | | |
| 三、 | | 七五八 |
| 七二六 | | 五九七 |
| 四五 | | 〇九九 |
| 四〇 | | 七八六 |
| 三五 | | 一一六 |
| 五三 | | 三〇七 |
| 六六 | | 八六 |

一、皇室財産（昭和二十一年三月三日現在ニ依リ評価セルモノ）

以下参考

| | 動産 | 不動産 | 計 |
|---|---|---|---|
| 総額 | 三、七四七、九五〇、〇三三円 | | |
| 純財産額 | 三、七一五、五八四、八九二円 | 二、六四六、五四三、七九八円 | 五三九、八六〇、六八八円 |

二、不動産

| | 土地 | 建物 | 計 |
|---|---|---|---|
| 船木 | 一、三四九、五〇五町二二六 | 一九二、三九六坪三七 | 一、六三九、六二七、二六二円 |
| 立木 | 七八、二二八坪〇一九 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 木竹 | 一九、五七九町三五二三 | 一〇九、一二五、八 | 一二五、二四七、八七三円 |

三、物納セル不動産総額　二、三九四、〇九五、九二五円

同動産総額　九四三、一〇〇、二八四円

計　三、三三七、二〇六、二〇九円

四、留保セル不動産総額　一五、二七四、二七九、二六二円

五、皇室財産ノ現ハ右ノ価額ニ財産税ノ対象トセザルモノ（陵墓地等）ヲ加ヘ更ニ調査現在以後ノ変動ヲ加減セルモノニシテソノ内土地ニ関シ皇室用財産

| | 建物 | 土地 | 計 |
|---|---|---|---|
| 新宿御苑 | 一、二二二、三一八、九八円 | 一、〇九一、二二五、八三円 | 二、三一四、四七、八七三円 |
| 倉第一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第三十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第四十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第五十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第六十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第七十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第八十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第九十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百二十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百三十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百四十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百五十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百六十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百七十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百八十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第百九十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百二十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百三十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百四十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百五十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百六十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百七十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十五 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十六 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十七 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十八 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百八十九 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百九十 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百九十一 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百九十二 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百九十三 | 三一八、九八円 | 一四二、三八、九八円 | 一、〇二三、四七、八七三円 |
| 倉第二百九十四 | 三一八、九八円 | 一四二、三八

## (17)　皇室経済法施行法要綱（昭和二二年六月一七日閣議決定）

皇室経済法施行法要綱

第一、皇室のなす財産の授受（相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係るものを除く。以下同じ。）で皇室経済会議の議を経ることなく行い得るものの限度は、これを五万円とすること。

第二、三后以外の一般皇族のなす財産の授受で、皇室経済会議の議を経るを以て足り、国会の議決を経ることなく行い得るものの限度は、これを十万円とすること。

天皇及び三后については、その地位に鑑み、前項の金額は、これを三十万円として、一般皇族との間に差を設けること。

第三、内廷にある皇族以外の一般皇族について、その一人のなす財産の授受が、その一件ごとの価額としては、第一に規定する五万円、第二に規定する十万円を超えなくてもこれが集積し爾後一件ごとに国会の議決を経るのでなければ、あらたにこれを行うことを得ないこととなる場合は、一年内においてその者のなす財産の授受の通計額が十五万円に達した場合とすること。

天皇及び内廷にある皇族については、その一世帯的な性格に鑑み、前項の金額は、天皇及び内廷にある皇族を通じて、一括してこれを規定するものとし、その金額は、賜与について三百万円、譲受については百二十万円とすること。

第四、法第二条第二項及び第三項の一年は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とすること。

第五、内廷費の定額は八百万円とすること。

第六、皇族費の定額は　万円とすること。

第七、この法律施行の期日が年度中途にある点に鑑み昭和二十二年度については、法第二条第二項及び第三項に規定する期間及び金額についての特例を設けること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四四。

## (18)　司令部要求による皇室経済法施行法中訂正（昭和二二年八月七日法制局）

昭和二十二年八月七日

法制局長官

内閣官房長官殿

GHQの要求により皇室経済法施行法中左記の通り訂正を要することとなつたので、訂正方御取計らい願います。

記

第五条中「賜与は三百万円、譲受は」を削る。

第九条　前二条の定額による内廷費及び皇族費は、国会の議決による歳出予算の定めによらないで、又は定めのない間に、これを支出し、又は支出の手続をすることはできない。

附則第一項中「施行」を「適用」に、同第三項中「第二条及び第四条」を「第三条及び第五条」に改める。

編注　本文の訂正を加えられた「皇室経済法施行法」は昭和二二年一〇月二日法律第一一三号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四四。

# 四　財政再建構想

## 1　昭和一〇年度実行予算及び一一年度予算編成（一一年三月まで）

### （1）昭和一一年度予算の実行計画に関する件（昭和一〇年八月一一日閣議決定）

昭和一一年度予算ノ実行計画ニ関スル件

今般時局ノ急変ニ伴ヒ昭和一一年度予算編成ノ基礎的非常ニ根本的変化ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ此ノ際各省協力シ左記各項ニ依リ新ナル見地ニ基キ予算ノ実行計画ヲ樹立スルモノトス

記

一、各省ハ夫々所管経費ニ付従来ノ経緯等ヲ一擲シ現下当面必要トスル施策ノ重点的遂行ヲ図ル趣旨ノ下ニ予算実行計画ヲ樹ツルコト

二、戦争遂行ヲ前提トセル経費ハ厳ニ之ガ実行ヲ見合スコト

三、最近ニ於ケル通貨ノ増発、震災等ニ基ク国庫歳入減少ノ実状ニ顧ミ且今後ニ於ケル復興及建設所要資金ノ放出ニモ備ヘ予算ノ節約ニ付留意スルコト

四、実行計画ノ策定ハ本年度予算（前年度予算ノ繰越分ヲ含ム）ノミナラズ予備費支出ニ係ル経費ニ付テモ之ヲ行フコト

五、各種予算外国庫ノ負担トナルベキ契約ニ付テモ前各項ニ準ジ措置スルコト

六、前各項ニ基キ各省ハ大蔵省ト協議ノ上九月十五日ヲ目途トシテ昭和一一年度予算実行計画ヲ作成スルコト

備考　現在各省ヨリ大蔵省ニ提出中ノ予備費支出要求ハ此ノ際一応当該省ニ返付スルコト

出所　大蔵省資料Z六二〇一八。

### （2）「昭和一一年度予算の実行計画に関する件」に付て（閣議説明資料）（昭和一〇年八月）

「昭和一一年度予算ノ実行計画ニ関スル件」ニ付テ

昭和一一年度一般会計及特別会計ノ予算ニ付キマシテハ本年五月一一日前内閣ニ於テ大蔵大臣ヨリ説明致シ共ノ再検討ヲ行フト云フコトニ成ッタノデアリマス。即チ当時策定セラレマシタ物資動員計画其ノ他各般ノ措置ニ対シ予算ヲ即応セシムル必要ガアリ、他方戦災ノ発生等ニ伴ヒ諸経費ノ支出ガ益々増加スル外歳入ニ於テモ租税其ノ他ノ国庫収入ガ多額ニ減少スルコトヲ予想セネバナラヌ状況デアリマシテ予算ノ実行ニ当リ相当調整ヲ加フル必要ガアリト考ヘラレタノデアリマス。而シテ之ガ為各省ハ相互協力シテ予算ヲ再検討シ之ガ適正ナル実行計画ヲ作成スルコトトナリ、既ニ一般会計分ニ付テハ大蔵省ト各省トノ間ニ於テ大体協議纏リ成案ヲ得ルノ域ニ相成ッテ居タノデアリマス。

| | |
|---|---|
| 即チ本年度予算分 | 約六五〇百万円 |
| 前年度ヨリノ繰越ニ係ル分 | 約一五〇百万円 |
| 合計 | 約八〇〇百万円 |

程度ノ予算ノ実行ヲ見ルコトトシ計数整理ノ上閣議ニ報告諒解ヲ得ル程度ニナッテ居タノデアリマス。

然ルニ今般時局急変シ此ノ実行計画案ニ付テモ更ニ再検討ヲ要スルニ至リマシタ。即チ昭和一一年度予算ハ其ノ前提ニ於テ戦争遂行ヲ建前トシテ居リマシタノデ

出所　大蔵省資料Z六二〇一八。

デ編成ノ基礎的事情ニ於テ根本的変化ヲ生ズルニ至ツタ次第デアリマシテ此ノ際新事態ニ伴ヒ更メテ之ヲ見直ス必要ガアルノデアリマシテ之ガ新ナル予算実行計画ヲ樹立スル必要ノアル所以デアリマス。

予算実行計画ノ策定ニ当ツテハ従来戦争ノ遂行ヲ前提トシ計上セラレテアル様ナ経費ハ之ガ実行ヲ見合スコトハ勿論デアリマスガ其ノ他ノ経費ニ付テモ各省ハ此ノ際従来ノ経緯等ハ一擲シ現下ノ時局収拾上当面必要トスル施策ノ重点的遂行ヲ図ルベキデアリマス。

加之最近通貨ノ増勢ノ状況ハ諸般ノ事情ニ依リ特ニ著シキモノガアリマスノミナラズ、今後戦災等ノ発生ハ解消スル見込トハ云ヘ既ニ発生シタ戦災等ニ依ル租税其ノ他ノ国庫収入ノ減少ハ唯今ノ処三十億円ヲ超ユル見込デアリマス。又今後戦災ノ復興、軍官民ノ復員、国民経済ノ再建等ノ必要ニ依リ相当ノ資金放出モ予想セネバナラヌ実情デアリマスノデ此ノ際相当思ヒ切ツテ予算ノ節約ヲ励行シ政府資金ノ放出ヲ可及的抑制スルコトハ特ニ必要デアルト考ヘマス。実行計画ノ樹立ニ当ツテハ此ノ点特ニ御留意願ヒタイノデアリマス。

尚実行計画ハ既ニ本年度予算トシテ計上セラレアルモノ及前年度ヨリ繰越ニ係ル分ニ付テノミナラズ、年度開始後既ニ第二予備金或ハ緊急対策費第一予備金ヨリ支出シタ経費ニ付テモ作成シテ頂キタイト存ジマス。即チ此等ノ経費ハ時局ノ急変ニ伴ヒ再検討ヲ要スルモノガ多々アルト考ヘマス。又予算外契約ヲ以テ既ニ施設中ニ係ルモノニ付テモ同様デアリマス。

尚最後ニ現在各省ヨリ大蔵省ヘ予備費支出ノ要求中ノモノガ相当件数御座イマス。此等ノ多クハ戦争ノ遂行ヲ前提ト致シテ居ルモノガ大部分デアリマシテ、此ノ際新事態ニ即応シテ考ヘ直ス必要ガアルト考ヘマスノデ此等ハ一応当該省ヘ返付致スコトニ付テ御諒解ヲ願ヒタイト存ジマス。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―三。

## (3)　昭和二十一年度予算編成に関する件

（昭和二〇年八月二四日閣議決定）

昭和二十一年度予算編成ニ関スル件

今ヤ肇国以来最モ困難ナル時局ニ直面シ臣子尽ク承詔必謹刻苦奮励以テ総力ヲ将来ノ建設ニ傾クルノ要アル処我ガ国財政経済ニ関シ今後ニ処スベキ途ハ国内秩序ヲ飽ク迄維持シ民生ノ安定ヲ図リ国民経済ノ速カナル再建ヲ期スルニアリ而シテ之ガ為ニハ食糧ノ増産、産業及労務ノ転換、戦災ノ復興並ニ戦死者、傷痍軍人及戦災者ニ対スル援護其ノ他時局ニ対処シ緊要ナル諸施策ノ果断適実ナル実施ヲ要ス

翻ツテ思フニ戦災其ノ他ノ為我ガ国経済ノ受ケタル打撃ハ相当深刻ニシテ国力ノ減耗ハ財源ノ調達ニ重大ナル影響ヲ齎スベキコト自明ノ理タルノミナラズ更ニ戦後処理ニ要スル各種経費ノ増嵩、対外関係ニ依ル国家負担ノ加重ハ必至ニシテ此ノ際財政ノ絶対緊縮方針ヲ確立シ之ニ依リ断呼トシテ経済秩序ノ維持ト民生ノ安定トヲ図リ国家ノ再建ヲ期スベキハ蓋シ現下当然ノ要請ナリ

昭和二十一年度予算編成ニ当リテハ各省ハ叙上ノ趣旨ニ則リ其ノ構想ヲ新ニスルト共ニ苟モ安易ナル平時復帰ノ思想ハ厳ニ之ヲ戒メ真ニ時局ニ即応セル予算ノ成立ニ協力スルモノトス

昭和二十一年度予算編成ニ付準拠スベキ事項左ノ如シ

記

一、各省ニ於ケル施策ノ主眼ハ之ヲ将来ノ建設ニ置キ社会及経済ノ秩序維持、国民生活ノ安定等ヲ目途トシ従来ヨリノ施設ニシテ右ノ趣旨ニ副ハザルモノニ付テハ此ノ際其ノ根本的整理切換ヲ断行スルコト

二、昭和二十一年度予算ニ計上スル経費ハ左ニ掲グルモノニ限ルコト

(一)　皇室費、国債費等ノ特殊経費

(二)　前号ノ外法令等ニ基ク義務的経費但シ時局処理其ノ他新事態ニ即応シ其ノ存続ヲ必要トスルモノニ限ル

(三)　食糧其ノ他生活必需物資ノ増産及確保ニ要スル経費

(四)　戦災者及戦災死者ノ遺族、傷痍軍人並ニ戦災者ノ更生援護ニ要スル経費

(五)　帰還将兵ノ厚生ニ要スル経費

(六)　産業ノ転換、労務ノ再配置、戦災地ノ復興、運輸通信機能ノ回復其ノ他時局ニ対処シ緊急措置ヲ要スル施設ニ関スル経費

(七)　其ノ他必要欠クベカラザル行政ノ運営ニ要スル経費

三、最近ニ於ケル財政経済ノ推移ニ鑑ミ補助費、奨励費等ニ付テハ此ノ際厳密ナル検討ヲ加ヘ過剰購買力造出ニ依ル悪影響ヲ阻止スルコト

四、対外関係ヨリ生ズベキ各種事情ノ変動ニ対処スル等ノ為特ニ必要トスル予備費ヲ計上シ其ノ他予算上適実ナル措置ヲ講ジ以テ財政ノ機動的運営ヲ図ルコト

五、予算編成ニ関シ各種事務ノ徹底的簡素化ヲ図ルコト

六、各省ヨリ大蔵省ニ提出スベキ概算書又ハ概計書ノ提出期限ハ左ノ通トシ必ズ之ヲ厳守スルコト

概算書　九月三十日

概計書　十月二十日

概算書又ハ概計書ノ調製ニ付テハ大蔵省ハ積極的ニ各省ニ協力シ共同作業ノ実ヲ挙グルコト

備考

一、対外交渉ノ結果要スルコトアルベキ経費（第四号前段ニ属スルモノヲ除ク）ニ付テハ別途措置スルコト

二、陸軍省及海軍省関係ニ於テ経費ヲ要スルモノアルトキハ別途処理スルコト

出所　大蔵省資料Z六二〇―八。

## (4)　昭和二十一年度予算編成に関する件大蔵大臣閣議説明要旨

（昭和二〇年八月）

昭和二十一年度予算編成ニ関スル件大蔵大臣閣議説明要旨

玆ニ昭和二十一年度予算編成方針ノ閣議決定ヲ御願致シマスルニ付キマシテ一言御説明致シマス。

一、昭和二十一年度予算編成方針ニ付キマシテハ、之ガ従来デアリマスレバ既ニ閣議ノ決定ヲ了シテ居ルノデアリマスガ、今年度ハ戦局其ノ他諸般ノ事情ニ依リ多少遅延シテ居リマシタ処ヘ、今般時局ガ急変致シマシテ更ニ其ノ決定ヲ見送ルノ余儀ナキニ至ツタノデアリマス。然シ乍ラ此ノ上更ニ遅延致シマシテハ各省当局ニ於ケル事務進捗上支障ヲ生ズル虞ガアリマスノデ此ノ際至急御決定ヲ得タイト存ジマス。

御承知ノ通リ予算ノ編成ハ大蔵大臣ノ職務トハ相成ツテ居リマスガ、各省大臣ノ充分ナ御理解ト御協力トヲ得ナケレバ到底本大臣ノミノ力デ之ヲ能クシ得ルモノデナイコトハ申ス迄モアリマセン。

今ヤ時局急変シ肇国以来最モ重大ナル難局ニ直面スルニ至ツタノデアリマシテ、我々臣民タル者尽ク承詔必謹忍ビ難キヲ忍ビ耐ヘ難キヲ耐ヘ奮励努力以テ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ皇国ノ再興ヲ図ラネバナラヌノデアリマス。而シテ昭和二十一年度予算ハ此ノ皇国再興ノ発足点ヲ劃スル予算トモ云フベキデアリマシテ、其ノ編成ニ付テハ内外共注目致ス所デアルト予想セラルノデアリマスガ、之ヲ論外トシテモ此ノ困難ナル時局乗切ノ為ニハ従来トハ違ツテ全ク構想ヲ新ニシ且相当思ヒ切ツタ態度デ之ニ臨ム必要ガアルト考ヘルノデアリマス。別紙昭和二十一年度予算編成ハ右ノ覚悟ヲ以テ策案致シタ次第デアリマシテ、何卒全閣僚挙ツテ御同意ノ上此ノ難局突破ノ為必要ナル予算ノ成立ニ御協力アランコトヲ切望致シマス。

二、先ヅ昭和二十一年度予算編成方針ノ基調トシテ居リマス所ノ根本的構想ニ付テ御説明致シマス。

現下ノ難局ニ於テ我国財政経済ノ運営ニ関シ今後ニ処スベキ途ハ社会及経済ノ秩序ヲ飽ク迄維持シ、国民生活ノ安定ヲ図リ、国民経済ヲ速カニ再建復興セシムルニアルモノト考ヘルノデアリマス。秩序ノ維持ト民生ノ安定トヲ欠イテハ経済ノ再興ハ望ミ得ザル次第デアリマシテ、今後ニ於ケル政府施策ノ根本ハ此ノ点ニ集中セラルベキモノト考ヘマス。而シテ之ガ為当面ニ於テハ食糧ヲ増産シ、軍需産業ノ平和産業ヘノ敏速ナル転換、軍ノ復員、官民ノ工員解傭等ニ伴フ労務ノ円滑ナル再配置、戦災ノ復興、戦死者、傷痍軍人及戦災者ニ対スル援護等緊要諸施策ハ此ノ際最モ強化充実ヲ図ラネバナラヌ所デ

アリ且其ノ果断適実ナル実施ヲ要スル所デアリマス。

然シ乍ラ翻ツテ戦災等ノ影響ニ依リ我ガ国国民経済ノ受ケタル打撃ハ相当深刻ナルモノガアリマシテ国力ノ減耗従テ実質的国民所得ノ減少ニ依リ政府ハ財源ノ調達上重大ナル影響ヲ受ケテ居ルコトハ云フ迄モアリマセン。他面右ニ述ベタ如キ戦後処理ニ要スル経費ハ今後相当増嵩スルモノト思ハレ、又賠償、駐屯軍経費ノ負担等ノ対外関係ニ基ク国家負担ノ増加モ必至デアルコトヲ覚悟セネバナラヌノデアリマシテ、此ノ際財政ニ付テハ絶対的ニ緊縮方針ヲ確立シ財政資金ノ放出ニ依リインフレーションノ傾向ニ拍車ヲカクル如キコトハ絶対ニ避ケ之ニ依リ通貨価値ヲ中心トスル経済秩序ヲ維持シ此ノ面ヨリ民生ノ安定ヲ図リ、惹イテ国家ノ更生再建ヲ企図スベキ筋合デアルト考ヘルノデアリマス。

昭和二十一年度予算ノ編成ニ付キマシテハ右ノ如キ趣旨ニ依リマシテ戦争遂行ヲ前提トシテ居リマシタ既往ノ経緯考方ヲ一切脱却シテ全ク構想ヲ新ニシテ出直ス必要ガアリマス。

然シ乍ラサリトテ単ニ平時ニ復帰シタト云ツタ如キ安易ナル考方ハ許サレマセン。今後皇国ノ進ムベキ前途ハ真ニ荊棘多キ路デアリマス。今迄ヨリ以上戦時ニモ増シテ幾層倍スル苦難多キモノデアリマス。

各省ハ此ノ点克ク留意セラレマシテ皇国再興ノ為真ニ時局ニ相応シイ予算ヲ成立セシムル様御協力ヲ煩ハシタイノデアリマス。

## 三、

以上ハ昭和二十一年度予算編成方針ノ基調トスル処デアリマスガ、進ンデ細部ニ付テ大体ヲ御説明致シマス。

以上ニ述ベマシタ趣旨ニ依リ各省施策ノ主眼ハ将来ノ建設ト云フコトニアリ、而シテ当面社会及経済ノ秩序維持ト国民生活ノ安定等ト云フコトヲ目途トスベキデアリマスガ、之ニ付キマシテモ全ク従来ノ頭ヲ切換ヘ新ナル見地デ施策ヲ建直ス必要ガアルト思フノデアリマス。昭和二十一年度予算ニ付キマシテハ、既定費デアルカラトカ義務費デアルカラトカ云ツタ旧套ニ泥ンダ考方ハ一切排除シ従来ヨリノ施設デアツテモ百八十度転回シタ考方ヲ以テ根本的整理切換ヲ断行シテ頂キタイノデアリマス。サウ致シマスト昭和二十一年度予算ニ計上スベキモノハ真ニ限ラレタモノニナルト思ハレマス。

即チ別紙第二号ニ記載シタ経費丈ニナルト考ヘラレマス。

然シ乍ラ右ノ諸経費ニ付テモ漫然無批判ニ之ヲ計上スベキデナイコト勿論デアリマス。時局ノ要請ニ副ヒ其ノ要否、計画ノ妥当性等ニ付テ徹底的検討ヲ遂ゲネバナリマセン。例ヘバ法令等ニ基ク義務的経費デアリマシテモ、其ノ個々ニ付キ検討シ時局処理其ノ他新事態ニ即応シ存続ヲ必要トスルモノニ限ル趣旨デアリマシテ、要スレバ法令ノ改廃等モ行ヒ之ガ整理切換ヲ辞セヌ考デアリマス。又其ノ他ノ経費ニ付キマシテモ予算編成期迄ニ具体的計画ノ熟セヌモノハ之ヲ盛ラヌ考デアリマス。

尚右ニ申述ベタ経費ノ内ニハ補助費奨励費等ノ各目ヲ以テ要求サレルモノガ多イカト存ジマス。然シ乍ラ最近ニ於ケル財政経済ノ推移ニ鑑ミマスルニ、之ガ支出ノ決シテ忽ニシ得ヌコトヲ痛感スルノデアリマス。第一次欧洲大戦後ニ於ケル独逸ノ破局的インフレノ原因ノ一ハ放漫ナル財政支出ニ在ツタコトハ疑ナイ事実デアリマシテ、而モ財政支出ヲ尨大ナラシメタ一因子ハ補助費、奨励費等ノ増加ニ在ツタノデアリマス。最近通貨増発ノ傾向ガ次第ニ醸成セラレ来ツテ居リマシタガ時局急変後其ノ趨勢特ニ顕著ナルモノガアリマス。他国ノ例ニ顧ミル迄モナク悪性インフレノ危険ハ戦時ヨリモ寧ロ戦後ニアリマス。現時ノ我国情勢ハ既ニ相当警戒ヲ要スルモノト認メザルヲ得ナイノデアリマス。固ヨリ之ガ対策トシテハ各方面ヨリ手ヲ打タネバナラヌコト勿論デアリマスガ、財政面トシテハ特ニ此ノ点ニ留意シ単ナル金銭的給付ニ堕スルガ如キ補助費等ハ厳ニ之ガ計上ヲ戒ムル方針デアリマス。

尚右ノ事項ニ関連シ本編成方針ニハ触レテ居リマセンガ明年度ニ於テ増税ヲ行フヤ否ヤノ問題ガアリマス。之ニ付キマシテハ此ノ際民力ヲ涵養セヨトノ議論モアリ至極尤モト考ヘマスガインフレノ防止財政需要ノ充足賠償問題ノ帰趨等ニモ関連シ更ニ犠牲ヲ甘受セヨトノ論モアルト考ヘマス。何セヨ之ハ機微ノ関係ガアリ此ノ点今後ノ情況ヲ十分考慮シ適当ナル機会ニ於テ政府ノ方針ヲ決定シ善処シテ行ク考デアリマス。

## 四、

以上ハ予算編成ニ関スル実質的方面デアリマスガ次ニ其ノ形式的方面ニ付テ



二三申述ベマス。

昭和二十一年度予算ニ付テ其ノ形式的方面ニ付考慮スベキ事項ハ予算ノ機動性確保ト事務ノ簡素化ト云フコトデアラウト考ヘマス。

今後対外関係ノ進捗ニ伴ヒ各種ノ事情ガ変動シ予想外ノ経費ヲ所要スルコトガ考ヘラレマス。即チ例ヘバ相手側ノ申出ニ応ジ各種ノ施設ヲセネバナラヌコトアルヤモ知レズ、又賠償物資ノ如何ニ依ツテハ国内ノ生産ヲ之ニ即応セシムルト云ツタコトガ起ルカモシレマセン。

其ノ他現時ノ如キ過渡期ニ於テハ何時如何ナル事態起ルトモ常ニ之ニ応ジ得ル様態勢ヲ備ヘオク必要ガアリマス。之ガ為ニハ相当額ノ予備費ヲ計上シ置クハ勿論デアリマスガ、又現行会計法戦時特例第六条ノ規定ニ依ルモノノ如キ包括的予算外契約締結ノ権限ヲ考慮シテ頂ク必要ガアルノデハナイカ又予算科目ノ統合合理化モ必要デアリマセウト存ジマス。此等ノ点ニ関スル予算上ノ措置ニ付テハ今後共良ク研究致シ財政ノ機動的運営ヲ図ル様ニ致シタイト考ヘテ居リマス。

次ハ簡素化ノ点デアリマスガ今年ハ前ニ述ベマシタ事情ニ依リ編成方針ノ決定ガ非常ニ遅延致シマシタ。従テ各省ヨリ大蔵省ニ提出セラレル概算書又ハ概計書ノ提出期限ハ夫々昨年ニ比シ一箇月程度ヲ繰下ゲタノデアリマス。勿論此ノ提出期限ハ厳守シテ頂カネバナリマセンガ、一方予算ノ議会ヘノ提出時期ハ縛ラレテ居ルノデアリマス。勿論各省デハ特ニ御努力願ハネバナリマセンガ、交通通信機能ノ回復モ決シテ容易デハアリマセンデセウシ時局処理ニ関シ当面各種ノ事務山積シ居ル状況デアリマセウシ、従テ従来ノ如キ旧套的方法ニ依テキテハ昭和二十一年度予算ノ編成ハ到底所要ノ時期迄ニ之ヲ完了セシムルコトハ困難デアラウト思ハレ此ノ際思切ツテ事務ノ簡素化ヲ図ル必要ガアルト考ヘマス。従テ今年ハ特ニ従来ノ型ヲ破ツテ概算書、概計書ノ調製ハ各省自身ノ手ニ俟ツコトナク大蔵省モ一緒ニナツテ共同シテ作リ上ゲル、即チ各省ヨリ概算ノ要求ガアル。之ニ対シテ大蔵省ガ査定ヲ加ヘル。ソシテ各省ガ復活ノ要求ヲスルト云ツタ従来ノ様ナ無益ナ折衝ハ決シテ真ニ国家ノ現状ヲ正視スル者ノ執ルベキ態度デハアリマセン。各省ト大蔵省ガ共同作業デ概算書又ハ概計書ヲ調製スル。ソシテ之ニ基イテ予算ヲ編成スル。之ガ真ニ時局ニ即応シタ予算ヲ成立サセル所以デアリ、且着手時期ガ相当遅レタトハ云ヘ所定時期迄ニ編成ヲ了シ得ル唯一ノ途デアルト思フノデアリマス。各省大臣ニ於カレマシテハ此ノ点克ク御諒得ノ上真ニ共同編成ノ実ヲ挙グル様御協力願ヒタイト存ジマス。

## 五、

最後ニ備考ニ記載セラレマシタ諸点ニ付テデアリマスガ、今後対外交渉ノ進捗ニ伴ヒ其ノ結果賠償等ノ問題ガ具体化シテ来ルト考ヘマス。然シ乍ラ今此ノ際其ノ態様ヲ予想予算化シテ置クコトモ困難デアリマスノデ今後ノ状況ニ応ジテ別途措置スル考デアリマス。又陸海軍両省ノ関係ニ於キマシテモ復員又ハ債権債務ノ整理ノ関係等デ更ニ経費ヲ所要スルコトモ測リ難イノデアリマスカラ其ノ際ハ又別途適当ナル方法ニ依リ善処スル考デアリマス。

## 六、

以上ヲ以テ昭和二十一年度予算編成方針ノ説明ヲ致シタコトトシマスガ、右政府ノ方針ニシテ各位ノ御諒承ヲ願ヘルコトト致シマスレバ、之ニ伴ヒ地方公共団体、各種組合等ノ方面ニ於キマシテモ右ニ準ジ適切ナル予算ヲ編成スル様夫々関係各省ニ於テ必要ナル措置ヲ講ゼラレ度イノデアリマス。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―三〇。

### （5）「昭和二十年度予算実行計画に関する件」に関する大蔵大臣閣議説明要旨（昭和二〇年九月二二日）

「昭和二十年度予算実行計画ニ関スル件」ニ関スル大蔵大臣閣議説明要旨（二〇、九、二二）

一、昭和二十年度予算ノ実行計画ニ関シテハ客月二十一日之ガ策定方針ヲ閣議ニ於テ決定シ爾来各省ト大蔵省ト相協力シ其ノ具体案ヲ取纏中ナリシ処今般其ノ一般会計分ニ付成案ヲ得タルヲ以テ玆ニ閣議決定ヲ請フ次第ナリ。

二、予算実行計画策定ノ趣旨ハ昭和二十年度予算ハ其ノ前提ニ於テ戦争ノ遂行ヲ建前トシテ編成セラレタルモノニシテ従テ時局ノ急変ニ伴ヒ其ノ基礎的事情ニ根本的変化ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ此ノ際新事態ニ即応シ之ヲ再検討セ

九、予算児童ノ上限ハ、多クノ場合ニ於テ、教育委員会ノ意見ヲ聴キテ定メラルル。

多少ノ時日ヲ要スル見込ナリ。

ル基本的人権ノ尊重ハ、国政ノ上ニ於テ、最大ノ尊重ヲ必要トスル。

ト雖モ、公共ノ福祉ニ反スル限リニ於テハ、立法その他国政ノ上ニ於テ、最大ノ尊重ヲ必要トスル。

ル基本的人権ノ尊重ハ、

昭和二十年度歳出予算実行計画額調

（単位　円）

| 所管 | 本年度分 | 予算額 | 節 | 実行見込額 | 繰越額 | 繰延額 | 計 | 差引実行予定額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大内外皇室費 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 減 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 〇 | 〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 |

## （7）昭和二十年度一般会計予算追加閣議決定額

昭和二十年度一般会計予算第三号追加額ヲ本日ノ閣議ニ於テ左記ノ通リ決定セラルヘシ

当官庁機構ノ改編及人員ノ縮減ニ伴フ予算ノ当該経費ヲ次ノ通リ

予ノ行フコトヲ了ス

一般会計ノ実行見合額

ヒシクヒ　閣議決定ヲ経ヘシ

計　二十五億二千百余万円

昭和二十年度予算第三号追加額ニ本日ノ閣議ニ於テ左記

## （8）「昭和二十年度特別会計予算追加計画」ニ関する件ニ関スル大蔵省説明要旨　昭和二〇年一一月一一日

出所　大蔵省資料Z五一一一。

| 区分 | 本年度分 | 前年度繰越分 | その他 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 四億四百万円 | 一億七千万円 | 二十一億五百万円 | 二十二億千百万円 | |
| 予備金支出分 | 十一億千七百万円 | 四千万円 | 一億千五百万円 | 十三億千百万円 | |
| 繰越使用ノ分 | 四億四百万円 | 一億七千万円 | 二十一億五百万円 | 二十五億二千百余万円 | |

ラ加ノ更ニ右ノ内一般会計及特別会計等ノ過ヌル本年度ノ純繰入額

ラ左ノ行フコトヲ了ス

## （9）昭和二十年度特別会計予算追加要求書ニ関する件

閣議要旨（一一・二〇）

一、昭和二十年度予算第六号ニ依リ一般会計ノ支出ニ付テハ左ノ通リ追加ノ閣議ヲ求ム

二、特別会計予算第六号ニ付テハ今回ノ閣議ニ於テ決定セラレタル方針ニ基キ別紙ノ通リ追加ノ閣議ヲ求ム

三、右ニ依リ本年度予算ノ一般会計ノ支出ハ合計ニ於テ金二十一億五百万円ノ増加トナリ

四、尚帝国鉄道及通信事業ノ両特別会計ニ於テハ戦災等ノ影響ニ依リ収入ノ減少ヲ見ル

（一一・二〇）

閣議決定ノ通リ

## 特別会計昭和二十年度歳出予算実行計画調

| 会計 | 計別 | 予算額 | 追加額 | 繰越額 | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方分与税交付金 | 一般会計 | 一九億〇一一万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 国債費 | 一般会計 | 二八億四一〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 恩給及遺族扶助料 | 一般会計 | 四億五一〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 食糧管理 | 特別会計 | 一二億五〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 外地引揚 | 特別会計 | 三億二〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 復員庁 | 一般会計 | 一億八〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 戦災復興 | 一般会計 | 五億〇〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 失業対策 | 一般会計 | 三億六〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 軍需品処理 | 特別会計 | 八億〇〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 船舶運営 | 特別会計 | 六億五〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 合計 | | 一〇〇億〇〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |

（単位　円）

## 索引なき官報

本年八月一一日閣議決定ニ基ク昭和二十年度特別会計予算ノ繰入ヲ別表ノ通リ定ム

昭和二十年度予算ニ関スル件

尚今後予算ノ変行等ニ付キ六ノ日閣議決定ヲ経ラルヘキモノトス

出所　大蔵省資料Z五一一四。

特別会計昭和二十年度歳出予算実行計画調

| 会計 | 計別 | 予算額 | 追加額 | 繰越額 | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方分与税交付金 | 一般会計 | 一九億〇一一万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 国債費 | 一般会計 | 二八億四一〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 恩給及遺族扶助料 | 一般会計 | 四億五一〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 食糧管理 | 特別会計 | 一二億五〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 外地引揚 | 特別会計 | 三億二〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 復員庁 | 一般会計 | 一億八〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 戦災復興 | 一般会計 | 五億〇〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 失業対策 | 一般会計 | 三億六〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 軍需品処理 | 特別会計 | 八億〇〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 船舶運営 | 特別会計 | 六億五〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |
| 合計 | | 一〇〇億〇〇〇万円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | |

（単位　円）

## 索引なき官報

本年八月一一日閣議決定ニ基ク昭和二十年度特別会計予算ノ繰入ヲ別表ノ通リ定ム

昭和二十年度予算ニ関スル件

尚今後予算ノ変行等ニ付キ六ノ日閣議決定ヲ経ラルヘキモノトス

出所　大蔵省資料Z五一一四。

戦ス六ノ後ニ朝鮮総督府、台湾総督府ノ経費ニ充ツル為メ昭和二十年度ニ限リ臨時軍事費特別会計ノ総入ヲ歳出ニ繰入ルヘキ旨ノ勅令ヲ発シタルニ付キ今後各種事務ノ適当ナル処理ヲ期スル為メ必要ナル措置ヲ講ス

五、最後ニ朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東庁及関東局ノ各地域特別会計ニ付テハ現ニ予算ノ存スル地域ニ関シ第一次ノ繰入ヲ為シタル後ニ於テ本年八月一一日閣議決定ニ基キ昭和二十年度予算ニ追加ヲ為シタル分ニ付テハ更ニ第二次ノ繰入ヲ為スコトヲ得ルモノトス

六、本年度ニ於ケル各特別会計ノ歳入歳出ノ決算ニ付テハ大蔵大臣ハ翌年度ノ国会ニ提出スヘキ決算報告書ニ本令ノ趣旨ニ準拠シテ之ヲ添附スヘシ

七、本令ニ依リ繰入ヲ為シタル場合ニ於ケル各特別会計ノ剰余金ノ処分ニ付テハ別ニ法律ノ定ムル所ニ依ル

八、本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附則

本令ハ昭和二十年一月一日ヨリ施行ス

## 四　財政再建構想

| 会計別 | 予算額 | 実行見合額 | | | | 差引予算実行予定額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 節減額 | 繰越額 | 延額 | 計 | |
| 特別会計 | 三六、六四三、六三八 | 一、七四九、四三二 | 四五〇、〇三五 | 五四九、三五五 | 一、七四九、四三二 | 三六、〇六四、〇〇〇 |
| 一般会計 | 三〇、一〇九、三五六 | 一、一七五、〇八〇 | 四三五、〇三五 | 五四九、三五五 | 一、一七五、〇八〇 | 二九、九三三、九七六 |
| 合計 | 六六、七五三、九六 | 二、九二四、五一二 | 八八五、〇七〇 | 一、〇九八、九〇五 | 二、九二四、五一二 | 六五、九九七、九七六 |
| 内閣（以下参考）昭和二十年九月二十八日決定分 | | | | | | |
| 特殊会社 | | | | | | |
| 通信事業 | | | | | | |
| 収用資産 | | | | | | |
| 帝国財産 | | | | | | |
| 船舶運営 | | | | | | |
| 林業 | | | | | | |
| 火災保険 | | | | | | |
| 家畜保険 | | | | | | |
| 薪炭需給調整 | | | | | | |
| 食糧管理 | | | | | | |
| 差引純計 | | | | | | |
| 内他会計重複分 | | | | | | |
| 節約額 | | | | | | |

出所　大蔵省資料Z六二〇―一八。

備考　前年度ヨリ繰越額及予備金支出額ヲ含ム

## (10)　戦後財政の見透しに付て（昭和二〇年一〇月一六日閣議報告）

戦後財政ノ見透ニ付テ（二〇、一〇、一六、閣議報告）

一、我国戦後財政ノ今後ノ見透ニ付テハ対外関係其ノ他ニ於テ幾多未確定ノ分子ガアリ、今遽カニ適確ナル予想ヲ樹テルコトヲ困難トスルガ今試ミニ昭和二十年度予算ヲ材料トシテ戦争終了ニ伴ヒ不用トナルモノハ落シ国債償還等ノ当然増加スルモノハ之ヲ加算シ一般行政費ニ付テハ相当ノ削減ヲ為シ且今年度以上ニ新規ノ非業ヲ為サザルモノトシテ、言ハバ骨格的予算ヲ組ンデミルトト明昭和二十一年度ノ一般会計歳出予算額ハ一五二億円程度ニナルモノト見積ラレル。

二、而シテ右一五二億円ノ概算額ハ昭和二十年度一般会計予算額ニ比シ一三七億円程度減少スルコトトナルガソノ理由ハ

(イ)　昭和二十年度予算ハ大東亜戦争ノ遂行ヲ前提トシテ編成セラレテ居タモノデアリ、終戦ニ伴ヒ戦争関係ノ経費ハ当然減少スル筋合ノモノデアルル。即チ臨時軍事費特別会計ヘノ戦費繰入ハ当然コレヲ要セザルニ至ルノデアリ防空ノ経費、航空関係ノ経費、重要物資備蓄関係ノ経費、軍馬資源関係ノ経費、在支敵国人集団生活費ノ如キ直接戦争ニ関連スル経費ヘ当然明年度ハ計上ヲ要セヌコトトナル。又復員ノ進捗ニ伴ヒ軍事扶助費其ノ他軍人援護関係ノ経費モ減少スルシ労務非常ノ緩和スルニ従ヒ其ノ関係ノ経費モ大幅ニ減少スルコトヲ予想サレ以上合計シタ金額ハ大体一一二億円デアル。

(ロ)　右ハ直接戦争ニ関係スル経費ノ減少デアルガ此ノ外我国ノ領土又ハ支配地域ノ喪失ニ伴ッテ経費ノ減少スベキモノモ当然考ヘラレル。例ヘバ外地特別会計ヘノ補充金、満洲移民関係ノ経費、対支文化事業ノ如キハ即チ之デアリ一〇億五千万円程デアル。

(ハ)　次ニ右ノ概算推定ニ当ッテハ現在其ノ額二七億円ノ巨額ニ上リ財政上相当ノ重圧トナッテキル各種ノ価格差補助金ハ之ヲ廃止スル方針ノ下ニ過当ノ因ノ経費モ大幅ニ減少スルコトヲ予想サレ以上合計シタ金額ハ大体一一二億円デアル。

(ロ)　右ハ直接戦争ニ関係スル経費ノ減少デアルガ此ノ外我国ノ領土又ハ支配地域ノ喪失ニ伴ッテ経費ノ減少スベキモノモ当然考ヘラレル。例ヘバ外地特別会計ヘノ補充金、満洲移民関係ノ経費、対支文化事業ノ如キハ即チ之デアリ一〇億五千万円程デアル。

(ハ)　次ニ右ノ概算推定ニ当ッテハ現在其ノ額二七億円ノ巨額ニ上リ財政上相当ノ重圧トナッテキル各種ノ価格差補助金ハ之ヲ廃止スル方針ノ下ニ過

(ニ)　而シテ右一五二億円ノ概算額ハ昭和二十年度一般会計予算額ニ比シ一三七億円程度減少スルコトトナルガソノ理由ハ

(イ)　昭和二十年度予算ハ大東亜戦争ノ遂行ヲ前提トシテ編成セラレテ居タモノデアリ、終戦ニ伴ヒ戦争関係ノ経費ハ当然減少スル筋合ノモノデアル。即チ臨時軍事費特別会計ヘノ戦費繰入ハ当然コレヲ要セザルニ至ルノデアリ防空ノ経費、航空関係ノ経費、重要物資備蓄関係ノ経費、軍馬資源関係ノ経費、在支敵国人集団生活費ノ如キ直接戦争ニ関連スル経費ヘ当然明年度ハ計上ヲ要セヌコトトナル。又復員ノ進捗ニ伴ヒ軍事扶助費其ノ他軍人援護関係ノ経費モ減少スルシ労務非常ノ緩和スルニ従ヒ其ノ関係ノ経費モ大幅ニ減少スルコトヲ予想サレ以上合計シタ金額ハ大体一一二億円デアル。

(ロ)　右ハ直接戦争ニ関係スル経費ノ減少デアルガ此ノ外我国ノ領土又ハ支配地域ノ喪失ニ伴ッテ経費ノ減少スベキモノモ当然考ヘラレル。例ヘバ外地特別会計ヘノ補充金、満洲移民関係ノ経費、対支文化事業ノ如キハ即チ之デアリ一〇億五千万円程デアル。

(ハ)　次ニ右ノ概算推定ニ当ッテハ現在其ノ額二七億円ノ巨額ニ上リ財政上相当ノ重圧トナッテキル各種ノ価格差補助金ハ之ヲ廃止スル方針ノ下ニ過

三、以上述ベタ所ハ昭和二十一年度予算ニ於ケル歳出ノ減少スル部面デアルガ他方経費ノ当然増加シ来ル面モ考ヘナケレバナラヌ。

(イ)　方経費ノ当然増加シ来ル面モ考ヘナケレバナラヌ。

例ヘバ国債費ノ如キ戦時発行シタル公債ノ利払等ノ経費ハ当然累増シテ来ル。又戦争保険ノ関係デ損害保険中央会又ハ生命保険中央会ニ対シ政府特殊借入金ノ形式デ損失ノ補償ヲ要スル金額ハ約三一〇億円ト推定サレ又疎開ノ関係、沈船補償関係及臨時軍事費ニ依ル往来品等ノ支払ニ付テ特殊決済ヲ行ヒ政府特殊借入金トシテ負担スベキモノヲ現状ニ於テ仮ニ五〇〇億円ト見込ムトキハ結局本年度来ニ於ケル国債総額ハ政府特殊借入金ヲ合シ二、〇〇〇億円ヲ超ユルモノト予想サレ其ノ利払等ノ為明

(ロ)　更ニ現在問題トナッテキル行政整理ノ関係デアルガ中央ニ於ケル人件費及非募兵並ニ地方ニ対スル国庫ヨリノ人件費補助ハ合計シテ九億円程度デアル。職員整理ノ程度ハ未定デアルガ仮ニ三割トセバ二億七千万円程度ノ支出ヲ減スルコトニナル。但シ他方退職金ヲ公債ニ依テ交付スル場合支出ノ増加ガアリ、右ハ共殺歳出ノ減少トナルモノデハナイガ一応若ノ如ク推算スル。

(ハ)　ニ於テハ一応此ノ金額ヲ一一億円程度ト見込ミ今年度ニ比シ一六億円程度ノ減少トナルモノト見込マレル。

(ニ)　ノアリ、従テ明年度予算ニ之ガ或程度戻ルコトハ已ムヲ得ナイ。明年度ノ年度内ノ生産品ニ対スル価格差補助金ヲ明年度予算ニ計上スル仕組ノモノデアル。

(ホ)　ニ於テハ一応此ノ金額ヲ一一億円程度ト見込ミ今年度ニ比シ一六億円程度ノ減少トナルモノト見込マレル。

(ホ)　更ニ現在問題トナッテキル行政整理ノ関係デアルガ中央ニ於ケル人件費及非募兵並ニ地方ニ対スル国庫ヨリノ人件費補助ハ合計シテ九億円程度デアル。職員整理ノ程度ハ未定デアルガ仮ニ三割トセバ二億七千万円程度ノ支出ヲ減スルコトニナル。但シ他方退職金ヲ公債ニ依テ交付スル場合支出ノ増加ガアリ、右ハ共殺歳出ノ減少トナルモノデハナイガ一応若ノ如ク推算スル。

三、以上述ベタ所ハ昭和二十一年度予算ニ於ケル歳出ノ減少スル部面デアルガ他方経費ノ当然増加シ来ル面モ考ヘナケレバナラヌ。

(イ)　例ヘバ国債費ノ如キ戦時発行シタル公債ノ利払等ノ経費ハ当然累増シテ来ル。又戦争保険ノ関係デ損害保険中央会又ハ生命保険中央会ニ対シ政府特殊借入金ノ形式デ損失ノ補償ヲ要スル金額ハ約三一〇億円ト推定サレ又疎開ノ関係、沈船補償関係及臨時軍事費ニ依ル往来品等ノ支払ニ付テ特殊決済ヲ行ヒ政府特殊借入金トシテ負担スベキモノヲ現状ニ於テ仮ニ五〇〇億円ト見込ムトキハ結局本年度来ニ於ケル国債総額ハ政府特殊借入金ヲ合シ二、〇〇〇億円ヲ超ユルモノト予想サレ其ノ利払等ノ為明

(ロ)　更ニ現在問題トナッテキル行政整理ノ関係デアルガ中央ニ於ケル人件費及非募兵並ニ地方ニ対スル国庫ヨリノ人件費補助ハ合計シテ九億円程度デアル。職員整理ノ程度ハ未定デアルガ仮ニ三割トセバ二億七千万円程度ノ支出ヲ減スルコトニナル。但シ他方退職金ヲ公債ニ依テ交付スル場合支出ノ増加ガアリ、右ハ共殺歳出ノ減少トナルモノデハナイガ一応若ノ如ク推算スル。

(ハ)　ニ於テハ一応此ノ金額ヲ一一億円程度ト見込ミ今年度ニ比シ一六億円程度ノ減少トナルモノト見込マレル。

(ニ)　ノアリ、従テ明年度予算ニ之ガ或程度戻ルコトハ已ムヲ得ナイ。明年度ノ年度内ノ生産品ニ対スル価格差補助金ヲ明年度予算ニ計上スル仕組ノモノデアル。

(ホ)　ニ於テハ一応此ノ金額ヲ一一億円程度ト見込ミ今年度ニ比シ一六億円程度ノ減少トナルモノト見込マレル。

(ホ)　更ニ現在問題トナッテキル行政整理ノ関係デアルガ中央ニ於ケル人件費及非募兵並ニ地方ニ対スル国庫ヨリノ人件費補助ハ合計シテ九億円程度デアル。職員整理ノ程度ハ未定デアルガ仮ニ三割トセバ二億七千万円程度ノ支出ヲ減スルコトニナル。但シ他方退職金ヲ公債ニ依テ交付スル場合支出ノ増加ガアリ、右ハ共殺歳出ノ減少トナルモノデハナイガ一応若ノ如ク推算スル。

三、以上述ベタ所ハ昭和二十一年度予算ニ於ケル歳出ノ減少スル部面デアルガ他方経費ノ当然増加シ来ル面モ考ヘナケレバナラヌ。

(イ)　例ヘバ国債費ノ如キ戦時発行シタル公債ノ利払等ノ経費ハ当然累増シテ来ル。又戦争保険ノ関係デ損害保険中央会又ハ生命保険中央会ニ対シ政府特殊借入金ノ形式デ損失ノ補償ヲ要スル金額ハ約三一〇億円ト推定サレ又疎開ノ関係、沈船補償関係及臨時軍事費ニ依ル往来品等ノ支払ニ付テ特殊決済ヲ行ヒ政府特殊借入金トシテ負担スベキモノヲ現状ニ於テ仮ニ五〇〇億円ト見込ムトキハ結局本年度来ニ於ケル国債総額ハ政府特殊借入金ヲ合シ二、〇〇〇億円ヲ超ユルモノト予想サレ其ノ利払等ノ為明

(ロ)　更ニ現在問題トナッテキル行政整理ノ関係デアルガ中央ニ於ケル人件費及非募兵並ニ地方ニ対スル国庫ヨリノ人件費補助ハ合計シテ九億円程度デアル。職員整理ノ程度ハ未定デアルガ仮ニ三割トセバ二億七千万円程度ノ支出ヲ減スルコトニナル。但シ他方退職金ヲ公債ニ依テ交付スル場合支出ノ増加ガアリ、右ハ共殺歳出ノ減少トナルモノデハナイガ一応若ノ如ク推算スル。

(ハ)　ニ於テハ一応此ノ金額ヲ一一億円程度ト見込ミ今年度ニ比シ一六億円程度ノ減少トナルモノト見込マレル。

(ニ)　ノアリ、従テ明年度予算ニ之ガ或程度戻ルコトハ已ムヲ得ナイ。明年度ノ年度内ノ生産品ニ対スル価格差補助金ヲ明年度予算ニ計上スル仕組ノモノデア

ントに共通の国債発行限度額を設定する一般歳入増加一兆円程度の財政再建計画案を作成した。

（一）

一二七億円ディスカウント債の発行による差額四八億円の国債費の減少を含む。

（二）

又復員に伴う陸海軍人恩給一般歳入増加一兆円程度の財政再建計画案を作成した。

（三）

昨度ノ大蔵大臣ノ財政演説ニ関連シテ質問ヲ為サントスル者ハ本日ヨリ来ル二十日マデニ質問書ヲ提出スヘシ

（四）

質問書ハ簡明ヲ要シ一問ニ付キ一事項ニ限ルヘシ

（五）

質問書ハ議長ニ於テ之ヲ印刷シ各議員ニ配付スヘシ

（六）

質問ニ対スル答弁書ハ内閣ニ於テ之ヲ作成シ議長ヲ経テ質問者ニ送付スヘシ

（七）

質問ニ対スル答弁書ハ之ヲ印刷シ各議員ニ配付スヘシ

（八）

質問及答弁ハ之ヲ速記シ会議録ニ掲載スヘシ

（九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（四十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（五十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（六十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（七十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（八十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（九十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百二十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百三十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百四十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百五十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百六十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百七十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百八十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（百九十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百二十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百三十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百四十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百五十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百六十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百七十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百八十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（二百九十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百二十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百三十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百四十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百五十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百六十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百七十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十八）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百八十九）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十一）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十二）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十三）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十四）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十五）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十六）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十七）

質問者ハ答弁ニ対シ再質問ヲ為スコトヲ得ス

（三百九十八）

ノ〝ヤ兼任ノ動ヘ

(3)　現行内閣総理大臣ハ、行政各部ヲ統轄シ、且ツ、国務ニ関シ、天皇ニ対シ輔弼ノ責ニ任ズル点ニ於テ、他ノ国務大臣ト異ルモノアルヲ以テ、之ヲ内閣ノ首長タル地位ニ置キ、内閣ノ統一ヲ保持シ、且ツ、行政ノ各部ヲ指揮監督スルノ職権ヲ与ヘタルモノデアル。

## 三、行政機構改革ノ要領

(一)　財政ノ現状ニ鑑ミ、行政機構ノ簡素化ヲ図ルコトハ、刻下ノ急務ニ属スルヲ以テ、左ノ方針ニ依リ、速ニ之ガ改革ヲ断行スルモノトス。

(1)　各省ノ統合ニ関シテハ、左ノ諸点ヲ考慮シテ、之ヲ決定スルモノトス。

イ　関連スル行政事務ノ性質ニ応ジ、之ヲ統合シテ、能率的ニ処理シ得ル様ニスルコト。

ロ　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ簡素化ヲ図リ、且ツ、経費ノ節減ヲ期シ得ル様ニスルコト。

ハ　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ運営ヲ円滑ニシ、且ツ、国民ノ負担ヲ軽減シ得ル様ニスルコト。

(2)　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ監督ヲ強化シ、且ツ、行政ノ民主的運営ヲ確保シ得ル様ニスルコト。

(3)　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ能率ヲ増進シ、且ツ、行政ノ経費ヲ節減シ得ル様ニスルコト。

(4)　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ運営ニ支障ヲ来サヌ様ニスルコト。

(5)　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ権威ヲ維持シ得ル様ニスルコト。

(6)　各省ノ統合ニ伴ヒ、行政ノ責任ヲ明確ニシ得ル様ニスルコト。

(二)　各省ニ対スル内閣ノ統制権ヲ拡大スル為

(1)　人事権ヲ内閣ニ与ヘ、内閣ヲシテ、各省ノ人事ヲ統制シ得ル様ニスルコト。

(2)　予算及重要国策ニ関シテハ、内閣ニ於テ之ヲ決定シ、且ツ、之ニ基キ各省ノ予算ヲ調整シ得ル様ニスルコト。

(3)　内閣ニ、予算局、予算及企画局並ニ外務部ヲ以テ国務省ヲ組織スル様ニスルコト。

(四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、閣令ヲ発シ得ル様ニスルコト。

(五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、監督権ヲ行ヒ得ル様ニスルコト。

(六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、報告ヲ徴シ得ル様ニスルコト。

(七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、勧告ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、指揮監督ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、認可ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、命令ヲ発シ得ル様ニスルコト。

(十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、処分ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、審査ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、調査ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、監察ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、検査ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、指導ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、援助ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、保護ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、奨励ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、助成ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、補償ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、賠償ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、損害ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、損失ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、利益ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、不利益ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、義務ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、権利ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、有責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(三十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(四十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(五十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(六十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(七十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(八十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(九十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百二十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百三十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百四十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百五十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百六十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百七十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百八十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(百九十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百二十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百三十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十四)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十五)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十六)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十七)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十八)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百四十九)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百五十)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百五十一)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百五十二)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、無過失責任ヲ為シ得ル様ニスルコト。

(二百五十三)　内閣ハ、各省ノ行政ニ関シ、各省ニ対シ、故意責任ヲ為シ得ル様ニスルコト

備考　本資料は、大蔵部内に設置された政務緊急対策企画室に提出されたもの
　　である。
　　出所　大蔵省資料Z五三一大一四。

**(12)　行政整理に関する件**（昭和二〇年一〇月三〇日閣議決定）

行政整理ニ関スル件（二〇・一〇・三〇閣議決定）

一、整理ノ基準

(一)　内閣及各省ノ概ネ昭和七年度当初ノ予算ニ於ケル勅任官、奏任官及判任官ヲシテ人員ノ計算ニ関シ少ナクモ定員以下ニ其ノ人員ヲ縮減スルコト（待遇官吏ヲ含ム）ノ予算定員ヲ以テ之ニ充ツルコト

(二)　本整理ハ固ヨリ地方費等ノ区別ヲ問ハズ又ソノ予算定員ノ五割ヲ目途トシテ昭和二十年動令第四七四号ニ依ル臨時定員外ノ職員ノ出ノ際本件ニ依ル整理後ノ定員又ハ終戦後ノ緊要施策等ニ伴フ増加定員ハ之ヲ織込ムコト

(三)　昭和七年度当初予算成立当時予想セサリシ事務ニシテ終戦後ノ国務遂行上必要不可欠ナルモノニ従事セシメラルル人員ニ関シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テハ閣議ノ決定ヲ経テ前号ノ限度ヲ超ユルト人員ヲ認ムルコト

(四)　各省ノ前二号ニ依ル官吏職員整理ノ具体案ヲ十一月十日迄ニ内閣ニ提出スルコト

二、整理ノ実施時期

(一)　定員ニ関スル官制上ノ整理ハ昭和二十一年一月末日迄ニ之ヲ行フコト

(二)　人員ノ実際上ノ整理ハ昭和二十一年三月三十一日迄ニ之ヲ行フコト但シ同日迄ニ至ラサル整理者ニ関スル臨時定員制制定等適当ナル措置ヲ考慮スルコト

(三)　人員ノ整理ニ付法律ヲ要スルモノニ在リテハ法律ヲ制定シタル上速ニ整理ヲ行フコト

三、被整理者ノ処遇

**(13)　昭和二十年度予算追加第一号及び第二号に関する司令部覚書**

（一）昭和五年一二月一二日SCAPIN四一七）

一、本件に関しては、今議会に提出せんとする一九四五年度第二及第二追加予算の許可を要請し来れる一九四五年十二月八日附大蔵大臣宛覚書参照のこと。

二、右予算計画中の歳入及歳出に付きては異議の点なし必要なる借入れなどを許可せり。

三、今後修正案を含む日本政府予算は凡て議会に提出せらるる以前に本司令部に提出せられたきこと要す。

四、本覚書は其の受領に付き認知を要す。

出所　日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係　国内法　令』第二輯，四八一四九ページ。

**(14)　行政整理に関する件**（昭和二〇年一二月二三日閣議決定）

行政整理ニ関スル件

一、昭和二十年十月三十日閣議決定ノ行政整理ニ関スル件ニ基ク官吏ノ整理ニ付テハ当分ノ間別ニ定ムル場合ノ外左ノ方法ニ依レルモノトス

二、廃官、庁舎ノ別表ニ依レル官吏ノ整理ニ付テハ当分ノ間別ニ定ムル場合ノ外左ノ方法ニ依ルモノトス

三、一般会計、特別会計及所管内官庁ノ各相互間ノ振替、勅任官、奏任官及判任官ノ各相互間ノ振替等ハ当局ニ於テ協議ノ上変更シ得ルモノトス

四、整理人員ノ官名別ハ事務当局間ニ於テ協議シタル所ニ依ル

出所　大蔵省資料Z六三一〇一一。

報告書（昭和一〇・一一・一八（金）閣議）

昭和二十年度歳出節約額中昭和二十年十月九日ヨリ同年十二月十五日迄ニ於ケル復活額ノ経費

特別臨時事務処理ニ要スル経費

計

一般会計

外務省所管

対支文化団体ノ補助ニ要スル経費

終戦連絡事務ニ要スル経費

計

内務省所管

警察講習員選抜強化調整等ニ要スル経費

防空待避施設ノ整備ニ要スル経費

戦災死没者ニ特別弔慰金ヲ支給スル経費

罹災建物ノ復旧ニ要スル経費

計

大蔵省所管

日米会話集調製ニ要スル経費

終戦連絡事務局ノ経費

計

文部省所管

図書館法ニ依ル図書館ノ復興ニ要スル経費

終戦ニ伴ヒ緊急ニ必要トスル教育施設ノ復旧ニ要スル経費

計

厚生省所管

医療機関ノ復興ニ要スル経費

計

農林省所管

開墾助成ニ要スル経費

計

商工省所管

鉱業権者ニ対スル補償ニ要スル経費

計

運輸通信省所管

船舶運営会ニ対スル補給ニ要スル経費

計

鉄道建設ニ要スル経費

計

逓信省所管

電信電話施設ニ要スル経費

計

内閣及各省ノ職員ニ対スル特別賞与ニ要スル経費

計

予備費

合計

昭和二〇年度歳出節約額中昭和二十年十月九日ヨリ同年十二月十五日迄ニ於ケル復活額

| 所管又ハ会計名 | | 前 | | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | 特別会計 | 行政整理等ニ伴フ昭和二十年度繰出予算節約額調 | 共 | 他 | |
| 内務省 | 計 | 円 | 円 | 円 | |
| 内務省 | 計 | 六七六、三四一、〇〇〇 | | | |

行政整理ノ実施等ニ伴フ昭和二十年度繰出予算節約ニ関スル件

行政整理ノ実施等ニ伴フ昭和二十年度繰出予算ノ節約ニ関スル件ヲ別表ノ通リト定メ昭和二十年九月二十八日ノ閣議決定ニ依ツテ之ヲ通牒ス

（昭和二十年一月二五日閣議決定）

**（17）行政整理の実施等ニ伴フ昭和二十年度歳出予算節約ニ関スル件**

閣議決定

目録

昭和二十一年度歳入歳出概算総計比較

昭和二十一年度歳入概算

昭和二十一年度歳出概算

外務省所管

内務省所管

大蔵省所管

司法省所管

文部省所管

厚生省所管

農林省所管

商工省所管

逓信省所管

鉄道省所管

歳出

歳入

一、本概算額ハ予算編成ノ際迄ニ於ケル行政機構ノ改編、特別会計概計ヘノ関渉若シ計数整理ノ結果増減ヲ生ズベキコトアルベキコト

二、所管又ハ科目ノ変更及経常部ト臨時部トノ間並ニ歳入歳出ノ間ニ於ケル振替ハ予定経営収支書調製ノ際関係当局間ノ協議ニ依リ処理ス

三、歳入歳出ノ決算ニ当リ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外昭和二十一年度歳入歳出概算ノ範囲ヲ超エザルコト

四、連合軍司令部ノ指示ニ因リ異動ヲ生ズルコトアルベキコト

昭和二十一年度歳入歳出概算総計比較

歳入

| 款 | 昭和二十一年度概算 | 昭和二十年度概算 | 比較増減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 経常部 | 一、一七八、〇六二、〇〇〇 | 一、一七八、〇六二、〇〇〇 | | |
| 臨時部 | 一、〇六三、〇〇〇 | 一、〇六三、〇〇〇 | | |
| 計 | 一、一七九、一二五、〇〇〇 | 一、一七九、一二五、〇〇〇 | | |

歳出

| 款 | 昭和二十一年度概算 | 昭和二十年度概算 | 比較増減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 皇室費 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 国会費 | 一、二一七、〇〇〇 | 一、二一七、〇〇〇 | | |
| 裁判費 | 三、〇六〇、〇〇〇 | 三、〇六〇、〇〇〇 | | |
| 会計検査費 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | | |
| 恩給費 | 二、一七四、〇〇〇 | 二、一七四、〇〇〇 | | |
| 内閣費 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | | |
| 賠償及補償費 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 行政整理費 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 予備費 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 計 | 一、一七九、一二五、〇〇〇 | 一、一七九、一二五、〇〇〇 | | |



| 官庁 | 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 文部省所管 | 学校建物国庫負担金 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 農林省所管 | 開墾及干拓事業費 | 三、五〇〇、〇〇〇円 | |
| 逓信省所管 | 電信電話拡張費 | 二、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 鉄道省所管 | 改良費 | 一、五〇〇、〇〇〇円 | |
| 内務省所管 | 災害復旧費 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円 | |
| 大蔵省所管 | 国債整理基金繰入 | 一、一七九、一二五、〇〇〇円 | |

（16）**昭和二十一年度歳入歳出概算**（抄録）

（昭和二十一年一月四日閣議決定）

昭和二十一年度歳入歳出概算（昭和二十一年一月四日閣議決定）

一、恙ナク所定ノ手続ヲ経テ成立シタル昭和二十年度歳入歳出概算ニ基キ昭和二十一年度歳入歳出概算ヲ編成スルニ当リテハ左ノ諸点ニ留意シ其ノ適正ヲ期スルモノトス

二、歳入ニ付テハ租税及印紙収入ニ付テハ現行法ニ依リ其ノ他ノ収入ニ付テハ現行制度ニ依リ夫々之ヲ計上スルモノトス

三、歳出ニ付テハ経費ノ膨脹ヲ抑制シ特ニ軍事費ノ増加ヲ防止スルコトニ努メ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ以テ主眼トス

四、軍事費ニ付テハ陸海軍ノ復員ニ伴フ経費ノ減少ヲ見込ムノ外軍需品ノ生産ヲ極力抑制スルモノトス

五、軍人軍属ノ復員ニ伴フ経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六、戦災ニ因ル損害ニ対スル国庫負担ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七、物資ノ配給ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八、占領軍ノ駐屯ニ伴フ経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九、食糧ノ増産ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十、引揚者ノ援護ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十一、戦災復興ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十二、失業者ノ救済ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十三、食糧ノ輸入ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十四、石炭ノ増産ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十五、金融ノ円滑ヲ図ルニ必要ナル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十六、物価ノ安定ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十七、国債整理基金ニ繰入ルベキ金額ハ一、一七九、一二五、〇〇〇円トス

十八、国債ノ利子及償還ニ要スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

十九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

四九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

五九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

六九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

七九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

八九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

九九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百十九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百二九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百三九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百四九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百五九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百六九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百七九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百八九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

百九九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百一九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百二九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百三九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百四九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百五九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百六九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百七九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百八九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

二百九九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百一九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二五、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二六、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二七、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二八、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百二九、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三十、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三一、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三二、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三三、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三四、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三五、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三六、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三七、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三八、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百三九、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四十、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四一、国債ノ償還ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四二、国債ノ利子ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四三、国債ノ発行ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四四、国債ノ整理ニ関スル経費ハ之ヲ別ニ計上スルモノトス

三百四五、国債

| 所管又ハ会計名 | 備考 | 節 | | |

予算実行上の節約に依り各省各局に於て多少の譲歩を甚だしからざる限度に於て之を為すべきことは当然である。即ち各省大臣は自己の所管に関する限り其の責任に於て予算の目的を達成する為めに必要なる経費の流用を為すことが出来るのである。

(4)

本年度歳入超過見込額八、六六四、六六二千円を生ずべき方途に関しては、既に閣議に於て決定せられたる通りであるが、其の概要を述べれば次の如くである。

一　昭和二十年度歳入超過額の処理

昭和二十年度歳入超過額の処理に関しては、既に閣議に於て決定せられたる通りであるが、其の概要を述べれば次の如くである。

(1)　昭和二十年度歳入超過額八、六六四、六六二千円を生ずべき方途に関しては、既に閣議に於て決定せられたる通りであるが、其の概要を述べれば次の如くである。

(2)　昭和二十年度歳入超過額八、六六四、六六二千円を生ずべき方途に関しては、既に閣議に於て決定せられたる通りであるが、其の概要を述べれば次の如くである。

(3)　昭和二十年度歳入超過額八、六六四、六六二千円を生ずべき方途に関しては、既に閣議に於て決定せられたる通りであるが、其の概要を述べれば次の如くである。

(4)　昭和二十年度歳入超過額八、六六四、六六二千円を生ずべき方途に関しては、既に閣議に於て決定せられたる通りであるが、其の概要を述べれば次の如くである。



ン帝国議会に提出せらるべき各種の予算案の編成に当り、特に左の諸点に留意せられたい。

一　予算作成の基本方針

(1)　予算作成の基本方針は、左の通りである。

(2)　予算作成の基本方針は、左の通りである。

(3)　予算作成の基本方針は、左の通りである。

(4)　予算作成の基本方針は、左の通りである。

二　緊急財政処理に関する件

(1)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

(2)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

(3)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

(4)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

三　緊急財政処理に関する件

(1)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

(2)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

(3)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

(4)　緊急財政処理に関する件は、左の通りである。

旧費等ニ付（二件）責任支出（剰余金支出）ヲ行ヒタル例ヲ存ス。

四、此ノ際責任支出、緊急財政処分ノ執レニ拠ルベキヤ

法理論トシテハ両案孰レモ一応成立シ得ルモ問題ハ此ノ際孰レニ依ルヲ以テ妥当トスルヤト云フニ帰着シ結局考慮スベキハ政治的妥当性ノ点ナルベシ。

従来責任支出等ニ関連スル議会ニ於ケル再三ノ論議モ其ノ表面ハ法理論ノ如クニシテ、実ハ政治論タル場合多ク更ニ事態急変ニ伴フ今後ノ政治情勢等ヲ勘案スレバ特ニ之ガ取扱ヲ慎重ニスルノ要アルベシ。右ニ関シ考慮ヲ要スベキ事項左ノ如シ。

(1) 今回執ラントスル責任支出ハ予算ノ実行節約ニ因リ生ズベキ余裕財源ヲ以テ支弁スルモノニシテ一般会計トシテハ新例ヲ創設スルコトトナルモノナリ。責任支出ノ解釈ニ付未ダ定論ノ確立ニ至ラザル今日、敢テ新ナル政治的責任論ヲ惹起スルノ要アリヤ再考ノ余地アリ

(2) 責任支出ノ財源ニ充当セントスル予算実行上ノ歳入超過見込額ハ上述ノ如ク既ニ予算ニ計上セラレ居ル赤字公債ヲ歳出ノ大幅節約ニ拘ラズ其ノ儘発行スル場合ニ於テ初メテ生ジ得ルモノニシテ、議会ガ右赤字公債ノ発行ニ付協賛ヲ与ヘタルハ実質的ニハ歳出予算ニ計上セラレタル費途ノ支出ニ充当スル目的ヲ以テ為シタルモノナルハ疑ナク、当時予定セラレザル全然新規ノ費途ニシテ而モ数十億円ノ巨額ニ上ル経費ノ財源トシテ之ヲ其ノ儘無条件ニ使用スルハ議会審議ノ目的ノ範囲ヲ逸脱ストノ誹ハ容易ニ免レ得ザル所ナリトス。

(3) 議会ノ協賛ヲ経タル財源ヲ使用スル限リ其ノ額数十億ニ上ル予備金外支出ト雖モ責任支出ニテ可ナリ。反面厘毫ノ支出ト雖モ既定財源ノ範囲外ニ於テ財源ノ調達ヲ要スレバ、緊急財政処分ニ依ルベシトハ如何ニモ形式的ナル法理論ニシテ政治道徳ヲ無視スルモノト云ヒ得ベキカ。然モ右財源ハ形式実質孰レノ面ヨリスルモ真ノ余裕財源ト称シ得ルヤ疑問ノ余地存スルニ於テヲヤ。

(4) 今回支出セントスル経費ハ官公吏其ノ他ノ待遇改善、石炭価格調整補給金ノ増額、生鮮食糧品ノ価格差補給金ノ交付等明年度以降ニ於テ多額ノ国費支出ヲ約束シ延テ之ガ財源ノ調達ヲ通ジ相当ノ国庫負担ヲ招来スベキニ拘ラズ、単ニ今年度ニ於テノミ新ナル財源ノ調達ヲ要セズトノ理由ニ依リ責任支出ヲ以テ処理スルハ実質上甚シキ不権衡ヲ承認スルモノト云フベシ。

(5) 責任支出ト緊急財政処分トノ処理上ノ差異ハ単ニ枢密院ニ附議スルヤ否ヤニ懸ル。而シテ現制ノ枢密院ハ既ニ其ノ機能ヲ喪失シ其ノ審理ヲ尽スト否トハ政府ノ責任ニ差異ヲ生ズルコトナシトノ論アルベシ。或ハ然ラン。

然レドモ政府トシテハ苟モ現行ノ憲法ヲ尊重シ行政ノ運営ヲ全フスベキ限リ財政支出ニ付テモ憲法ノ精神ニ副ヒタル運営ヲ為スヲ以テ此ノ際ニ於ケル立憲的措置ナリト云ハザルヲ得ズ。

(6) 対議会関係ニ於ケル責任支出ト緊急財政処分トノ差異ハ其ノ事後承諾案ノ議会提出時期ニ存ス。即チ現行ノ法制並慣例ニ依レバ前者ノ事後承諾案ハ次ノ常会、後者ハ次ノ会期ニ提出セラルルコトトナルベシ。而シテ今回ノ措置ノ如ク其ノ内容ニ於テ国民生活ニ密接ノ関連ヲ有シ、且其ノ金額ニ於テ巨額ニ上ルノミナラズ、後年度ノ負担ヲ約束スベキモノニ付テハ可及的速ニ帝国議会（総選挙後召集セラルベキ特別議会）ニ提出シ其ノ審議ヲ求ムルヲ以テ妥当トスベク此ノ点ヨリセバ緊急財政処分ニ拠ルヲ適当トスベキカ。責任支出ヲ以テ処理シ其ノ事後承諾ヲ明春ノ議会ニ譲ルニ於テハ措置ノ大半ハ終了シ是正ノ途ニ乏シキハ固ヨリ今後ニ於ケル国庫負担ノ協賛ヲ強制スルノ誹アルベシ。

(7) 尚純法理論トシテモ今回ノ如キ巨額ノ経費支出ハ責任支出ヲ以テハ之ヲ為シ得ズト為スコト、先例其ノ他ニ徴シ当然成立シ得ル所ナリ。憲法ノ解釈ハ畢竟政治論ヲ以テ決定スベケレバナリ。

(8) 最後ニ財政当局トシテノ立場ヲ考フルニ予算実行上ノ歳入超過額ヲ財源トシテ責任支出ヲ行フコトハ実際問題トシテ緊急財政処分ノ場合ニ比較シ今後各省側ノ支出要求ノ抑制ヲ困難ナラシムル虞無シトセズ、従来国庫剰余金ニ依ル責任支出ハ既ニ予備金支出ト同様程度ノ責任ヲ以テ考慮セラレ来リタル傾アリ。特ニ明年度以降国庫予備金ノ大幅減額ニ伴ヒ時トシテ此ノ種措置ノ必要モ予想セラルル状況ニ於テハ此ノ点ニ関スル考慮モ財政運営上決シテ忽ニシ得ザル所ナリトス。



五、緊急処分ニ拠ル場合其ノ内容ヲ如何ニ規定スベキヤ

以上記述セル所ヲ綜合シ今回ノ措置ニ関スル両案ヲ更ニ区分スレバ

第一案　予算実行上ノ節約ニ依ル余裕財源即チ歳入責任支出ヲ行フ案

第二案　緊急財政処分ニ依リ新ニ公債財源ヲ調達シ責任支出ヲ行フ案

第三案　緊急財政処分ニ依リ新規ニ公債財源ヲ調達スルト共ニ支出ヲ規定スル案

第四案　緊急財政処分ヲ以テ予算実行上ノ歳入超過額ヲ財源トシテ支出ヲ為ス旨ヲ規定スル案

ノ四案ニ分ルルモノナル処、第一案ハ上述ノ理由ニ依リ之ヲ採ラズ。第二案及第三案ハ其ノ実質ニ差異ナク単ニ支出スベキ経費ヲ具体的ニ明示スルヤ否ヤ規定ノ形式ヲ異ニスルノミ。而シテ第三案ハ従来ノ緊急財政処分ノ形式ヲ逐フモノニシテ第四案ハ此ノ際新ナル形式ヲ作ルモノト云フベク、孰レニスルモ一旦協賛ヲ経タル赤字公債発行ノ権限ノ一部ヲ拋棄シ新ニ財源ノ調達ヲ為サントスルモノナル点ニ於テ法理論ハ兎モ角徒ニ規定ノ体裁ヲ整フルノニ過ギズトノ嫌ナキカ。

従来ノ緊急財政処分ハ「何々ノ経費支弁ノ為ノ公債ヲ発行シ又ハ借入金ヲ為ス（特別会計ノ資金ヲ使用スル）コトヲ得」トシ、財源調達ノ目的ヲ明示シ従テ之ニ依リ支出アルベキヲ予定セリ。之ヲ反面ニ解シ具体的ニ経費ノ支出ヲ規定スルト共ニ其ノ財源トシテ当該年度ノ予算実行上ノ歳入超過額ヲ以テ支弁スル旨ヲ規定セバ赤字公債発行ノ権限ヲ其ノ儘使用スル旨ノ責任ヲ明示シ処分ノ意図スル処ハ十分目的ヲ達シ得ルニ非ズヤ。即チ追加予算計上ノ場合ニ於ケル先例ノ考ヘ方モ右歳出ノ計上其ノ物ヲ以テ赤字公債発行ノ権限ヲ其ノ儘使用スルノ承認ヲ求ムルモノト解スベク此ノ解釈ハ以テ緊急財政処分ニ適用シ得ルモノト云フベシ。尚明治二十四年度ニ於ケル責任支出ニ関スル勅令（緊急勅令ニ非ズ）モ右例ノ参考ト為ルベク、従テ此ノ際ニ於ケル形式トシテハ第四案ヲ採用シ可ナルモノト考ヘラル。

尚別案トシテ緊急財政処分ヲ以テ形式的ニ予算其ノ物ヲ調製スルコトモ考ヘラルルモ緊急財政処分ヲ以テシテハ憲法第七十条ニ規定スル如ク勅令ヲ以テ必要ナル処分ヲ為シ得ルニ止マル。而シテ元来予算ト勅令トハ其ノ形式的効力ヲ異ニシ予算ノ調製ハ予算ノ形式ヲ以テ行フコトヲ要シ、勅令ヲ以テハ之ヲ為シ得ズト考フルヲ至当トス。勅令ヲ以テシテハ実質上予算ト同様ノ効力ヲ有スル処分ヲ為シ得ルニ止マルベシ。

六、結論

以上述ブル処ヲ要約スルニ此ノ際ニ於ケル措置トシテハ緊急財政処分ニ依ルヲ至当トシ且其ノ形式ハ第四案ニ依ル。之ガ法理論トシテハ政府ノ責任ヲ以テ支出シ得ルニハ自ラ限度アリ、今回ノ如キ巨額ノ経費ヲ責任支出ヲ以テ処理スルガ如キハ明ニ憲法ハ之ヲ予想セズ且之ヲ認メザルモノト解スベク従テ緊急財政処分ニ依ルノ外途ナキモノナリ。而シテ赤字公債ヲ其ノ儘発行スルコトニ関シテハ財政処分ノ内容ハ既ニ其ノ権限ヲ得居ル公債ノ発行ニ依ル財源ヲ新ナル支出ノ為振替使用スルコト自体ニ付テモ之ヲ規定スルモノト解スベキモノトス。

出所　大蔵省資料Z五一一―五〇。

## (19) 帝国議会の開会遅延に伴う予算的措置に関する件

（昭和二二年二月一九日閣議決定）

帝国議会ノ開会遅延ニ伴フ予算的措置ニ関スル件

第九十回帝国議会ノ開会遅延ニ伴ヒ昭和二十年度及同二十一年度ニ於テ必要トスル予算的措置ニ関シテハ左ニ依ルモノトス

㈠　昭和二十年度関係

(1)　一般会計

(イ)　昭和二十年度内ニ於ケル財政需用ニ関シ必要トスル予算上ノ措置ニシテ緊急対策費第一予備金（第二予備金ハ払切済）又ハ国庫剰余金

支出等ヲ以テ処理シ得ザルモノニ付テハ憲法第七十条ノ規定ニ基ク緊急財政処分ニ依ル措置ヲ講ズルコト

(ロ) 右緊急財政処分ニ依リ支出ヲ要スル経費ノ財源ハ臨時軍事費特別会計ヘ繰入ノ取止等ニ基キ生ズベキ予算実行上ノ歳入超過額ヲ以テ支弁スルコト

(2) 特別会計

特別会計ニ付テモ要スレバ歳入金ニ依ル責任支出其ノ他必要ナル措置ヲ考慮スルコト

臨時軍事費特別会計ハ早急ニ之ヲ終結セシムルモノトシ之ニ関シ至急必要ナル措置ヲ講ズルコト

(二) 昭和二十一年度関係

(1) 昭和二十一年度予算ハ憲法第七十一条ノ規定ニ依リ前年度予算ノ施行トナルモノト予定シ適当ノ機会ニ於テ右ニ関スル勅令ノ裁可公布ヲ仰グコト

(2) 曩ニ閣議決定ヲ経又ハ現ニ事務当局間ニ於テ決定ヲ了シタル概算又ハ概計ニ基ク予算案ノ調製ハ其ノ儘続行シ前年度予算施行セラレタル場合右予算ヲ実質上昭和二十一年度予算トシテ取扱フ如ク措置シ以テ戦時予算使用ノ弊ヲ避クルト共ニ予算ノ解明ヲ期スルコト

右ノ場合ニ於ケル予算上ノ取扱ハ施行予算ヲ更ニ予算ヲ以テ修正スルノ形式ニ依ルコト

(3) 年度開始後帝国議会ニ於ケル右措置完了ニ至ル迄ノ所要経費ニ付テハ一時施行予算ニ依リ処理スルコトトスルモ之ガ使用ニ付テハ特ニ周到ヲ期スルコト

(4) 右ノ場合款項ノ目的上施行予算ヲ以テ処理シ難キモノニ付テハ年度開始当初予備金支出ヲ為ス等ノ方途ヲ講ズルノ要アルベキコト

出所　大蔵省資料Z六二〇―二九。

## (20) 昭和二十年度一般会計歳出及び借入計画に関する大蔵省宛司令部覚書

（一九四六年三月一五日ESSセクションメモ）

一九四五―四六会計年度一般会計歳出及借入計画

（一九四六年三月一五日ESSセクションメモ）

一、一九四六年一月一日乃至一九四五―四六会計年度末間に於ける総額一四、六六六、二六三、七八八円の一般会計歳出並に経常歳入及予定歳出間の不足額を補塡する為めの総額八、二九二、三八五、〇〇〇円の国庫債券発行を要請し来れる一九四六年二月二十二日附大蔵大臣覚書LO二八五「一九四五―四六会計年度一般会計支出及借入計画に関する件」参照。

二、本司令部に対し提出せられたる若くは提出せらるべき一九四六年一月一日乃至三月三十一日間の日本帝国政府一般会計歳出見積は其の概要左の如し。右の中には本会計年度に属するも実際には一九四六年四月中に為さるべき支払を含む。

イ、現行一九四五―四六年度予算に依り認められたる経費　一〇、一三八、六五八、三四五円。但し予備金よりの繰入を含む。

ロ、緊急財政処分に依り支弁せらるべき一般人帰還費船舶補助金等の経費　四九四、九六九、三四八円。

ハ、現行予算に包含せられず、緊急財政処分に依って支弁せらるべき其他の経費　四、〇三二、六三六、〇九四円。

参照覚書に依る合計　一四、六六六、二六三、七八八円。

ニ、緊急財政処分に依って支弁せらるべき軍人帰還並に復員費　四、〇三二、六三六、〇九四円。

総計　一五、三七四、二九五、〇六七円

三、イ、本年度一般会計よりの支払遅延し総額の半以上が一九四六年一月一日以降に支払はるべきこととなり居れる事情に鑑み、上記第二条イの歳出を茲に



許可す。

ロ、上記第二条ロ及同条ニに掲げたる歳出に対する許可は夫々別個の通牒を以って与ふるところありたり。

ハ、上記第二条ハの歳出に対する許可は緊急財政処分が附託せらるる迄留保す。

ニ、国庫債券発行に対する許可の要請に付きては、一九四五―四六会計年度の残余部分に対する政府の全借入計画を取扱へる別個の通牒を以て回答すべし。

出所　日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令』第二輯、一〇八―一〇ページ。

## 2　財政五カ年計画

### (1) 昭和二十一年度以降五箇年度間財政見透し試案

（昭和二〇年一〇月二六日）

昭和二十一年度以降五箇年度間財政見透試案（二〇、一〇、二六）

（単位　百万円）

①

| 区分 | 昭和二十一年度 | 昭和二十二年度 | 昭和二十三年度 | 昭和二十四年度 | 昭和二十五年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | | | | | | |
| 普通歳入 | 一二、三四六 | 一二、三四六 | 一二、三四六 | 一二、三四六 | 一二、三四六 | |
| 歳出 | | | | | | |
| 一、特殊経費 | 九、六八四 | 一〇、一七六 | 一〇、九二七 | 一〇、九四二 | 一〇、九五七 | |
| 皇室費 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | |
| 禁衛府 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | |
| 国債費 | 七、三〇〇 | 七、三〇〇 | 七、三〇〇 | 七、三〇〇 | 七、三〇〇 | |
| 年金及恩給 | 八一四 | 一、三一四 | 二、〇六四 | 二、〇六四 | 二、〇六四 | |
| 地方分与税分与金 | 一、〇七三 | 一、〇七三 | 一、〇七三 | 一、〇七三 | 一、〇七三 | |
| 特別会計へ繰入 | | | | | | |
| 警察費連帯支弁金 | 七三 | 八〇 | 八八 | 九七 | 一〇七 | |
| 義務教育費 | 一五九 | 一六七 | 一七五 | 一八四 | 一九三 | |
| 国庫負担金 | | | | | | |
| 青年学校教員費補助 | 三四 | 三五 | 三六 | 三八 | 三九 | |
| 軍事扶助費 | 五〇 | 二五 | 一〇 | 五 | 〇 | |
| 諸払戻及補塡金 | 二五 | 二五 | 二五 | 二五 | 二五 | |
| 税務交付金 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | |
| 国庫予備金 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | |
| 二、一般費 | 四、〇二〇 | 三、〇七〇 | 二、七九〇 | 二、七九〇 | 二、七九〇 | |
| 補助費 | 二、二八二 | 一、五三二 | 一、二五二 | 一、二五二 | 一、二五二 | |
| 価格差補助 | 七〇〇 | 二八〇 | 〇 | 〇 | 〇 | |
| 特殊会社等補助 | 一三〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | |
| 其ノ他 | 一、四五二 | 一、一五二 | 一、一五二 | 一、一五二 | 一、一五二 | 上記ノ外食糧管理特別会計ニ於ケル米其ノ他ノ価格差補給金三、八三一、〇〇〇千円アリ |

| 区分 | 昭和二十一年度 | 昭和二十二年度 | 昭和二十三年度 | 昭和二十四年度 | 昭和二十五年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政費 | 一、七三八 | 一、五三八 | 一、五三八 | 一、五三八 | 一、五三八 | |
| 計 | 一三、七〇四 | 一三、二四五 | 一三、七一七 | 一三、七三三 | 一三、七四七 | |
| 差引財源過△不足額 | △一、三五八 | △八九九 | △一、三七一 | △一、三八六 | △一、四〇一 | |
| 右ニ対スル歳出調整額 | | | | | | |
| 臨軍借入金利子 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | |
| 駐屯軍関係経費 | 一三、三〇〇 | 一三、三〇〇 | 一三、三〇〇 | 一三、三〇〇 | 一三、三〇〇 | |
| 引揚邦人援護費 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | |
| 引揚傷痍軍人援護費 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | |
| 食糧増産対策費 | 三〇〇 | 三〇〇 | 三〇〇 | 三〇〇 | 三〇〇 | |
| 戦災復興公債利子 | 三五 | 七〇 | 一〇五 | 一四〇 | 一七五 | |
| 計 | 一三、三三五 | 一三、三七〇 | 一三、四〇五 | 一三、四四〇 | 一三、四七五 | |
| 再差引財源過△不足額 | △一四、六九三 | △一四、二六九 | △一四、七七六 | △一四、八二六 | △一四、八七六 | |

備考

一、本調ニハ賠償金、現地通貨整理ニ要スル経費、軍需会社ノ一般補償、在外資産等ノ補償ニ要スル経費ヲ含マズ

二、現地部隊ノ給与等ニ要スル経費ハ一応臨軍特別会計支出残額ヲ以テ支弁スルモノトス

三、帝国鉄道及通信事業両特別会計ノ昭和二十一年度以降ノ公債発行見込額ハ左ノ通リ推定ス

| 区分 | 二十一年度 | 二十二年度 | 二十三年度 | 二十四年度 | 二十五年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 帝国鉄道 | 三八八 | 三四三 | 二九八 | 二五二 | 二五二 |
| 通信事業 | 四五 | 一三 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 四三三 | 三五六 | 二九八 | 二五二 | 二五二 |

欄外　愛知文書課長の筆蹟で鉛筆書き記入

①　戦後通貨対策委員会ニ提出分

編注　この「試案」以後、ほぼ同様の形式で「昭和二十年度以降六箇年間財政収支計画試案（二〇、一一、二）」（大蔵省資料Z六〇二―四）、「同上（二〇、一一、二）」（大蔵省資料Z五二六―一―二）、「昭和二十一年度以降五箇年度間財政収支計画概略案（二〇、一一、四）」（同前）、「同上（二〇、一二、二）」（大蔵省資料Z五一一―五〇）が作成され、計数が少しずつ異なり、後出の「財政収支概略案ニ付テ」所収の五ヵ年計画案が作成された。なお、昭和二〇年一一月四日付の五ヵ年計画は、「財政再建計画大綱」の参考資料である。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―三。

## (2) 我国国庫貸借収支試算表（試案）

我国国庫貸借収支試算表（試案）

一、国庫貸借対照表

（単位　億円）

| 区分 | 二十一年度 | 二十二年度 | 二十五年度 |
|---|---|---|---|
| 一、借方 | | | |
| (一) 年度首国債残高 | 一、七一一 | 一、六四三 | 二、三三二 |
| (二) 食安定恢復費 | 一六〇 | — | — |
| (三) 衣住安定恢復費 | 三〇 | — | — |
| (四) 戦災復興費 | 五 | — | — |
| (五) 企業等補償費 | 四六四 | — | — |
| (六) 進駐軍関係費 | 三〇〇 | — | 三〇〇 |
| 小計 | 二、六七〇 | 一、六四三 | 二、六二三 |
| (七) 賠償関係費 | — | 一、〇〇〇 | — |
| (八) 在外企業補償費 | — | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 小計 | — | 一、二〇〇 | 二〇〇 |
| 合計 | 二、六七〇 | 二、八四三 | 二、八二三 |
| (註) 財産税等ニ依リ国債ノ整理ヲ為サザルトキハ二十五年度末国債残高ハ約四、六〇〇億円 | | | |
| 二、貸方 | | | |
| (一) 財産税 | 八五〇 | — | — |
| (二) 財産増加税 | 一五〇 | — | — |
| 小計 | 一、〇〇〇 | — | — |
| (三) 国有財産払下 | — | 二〇〇 | — |
| (四) 官営事業費払下 | — | 三〇〇 | — |
| 小計 | — | 五〇〇 | — |
| (五) 国債消却 | 二七 | 三一 | 一〇〇 |
| (六) 年度末国債残高 | 一、六四三 | 二、三三二 | 二、七二三 |
| 合計 | 二、六七〇 | 二、八四三 | 二、八二三 |

(註) (一) 国有財産及官営事業ハ土地、山林、株式、電信電話、印刷、各工廠ヲ払下タルモノトシ其ノ価額ハ電信料ノ引上等ニ依リ引上グルモノトス

(二) 二十五年度国債消却ハ便宜三年分ヲ計上ス

(三) 三、〇〇〇億円ノ国債消却ニハ約百年ヲ要ス



二、国庫収支計算表

| 区分 | 二十一年度 | 二十二年度 | 二十五年度 |
|---|---|---|---|
| 一、歳入 | | | |
| (一) 基本歳入 | 一二五 | 一二五 | 一二五 |
| (二) 歳入調整 | | | |
| (イ) 税制改正ニ伴フ増収 | 三四 | 四一 | 四五 |
| (ロ) 経済振興ニ伴フ税増収 | — | 一〇 | 一五 |
| (ハ) 専売益金収入増 | 一一 | 一五 | 二〇 |
| (ニ) 官業収入増 | 五 | 二 | 二 |
| 小計 | 五〇 | 六八 | 八二 |
| 合計 | 一七五 | 一九三 | 二〇七 |
| (一) 基本歳入ハ租税九六億円等専売益金一四億円其ノ他十五億円トス | | | |
| (二) 税制改正ハ酒税等ノ大幅増徴ノ外資本利子税ニ於テ国債利子二分五厘程度迄ノ増徴ヲ行フモノトス | | | |
| 二、歳出 | | | |
| (一) 基本歳出（国債費ヲ除ク） | 六〇 | 六〇 | 六〇 |
| (二) 新規歳出 | | | |
| (イ) 産業基礎要素改善費 | 一七 | 一七 | 一七 |
| (ロ) 軍人引揚邦人等援護費 | 三 | 三 | 三 |
| (ハ) 科学教育制度確立費 | 三 | 三 | 三 |
| (ニ) 予備金 | 七 | 七 | 七 |
| 小計 | 三〇 | 三〇 | 三〇 |
| (三) 歳出調整（減） | | | |
| (イ) 補助金補給金削減 | — | △七 | △一二 |
| (ロ) 恩給制度改正ニ依ル減 | — | △三 | △六 |
| 小計 | — | △一〇 | △一八 |
| (四) 国債費 | 五八 | 八二 | 九八 |
| (五) 国債消却費 | 二七 | 三一 | 三七 |
| 合計 | 一八五 | 一九三 | 二〇七 |

(註) 基本歳出ハ財政見透中二十一年度歳出分ヨリ其ノ他経費、教育費、軍事援助費、国庫予備金等ヲ削減シタルモノナリ

編注　年月日の記入がないが、資料綴りの前後の事情から二〇年一〇月頃の試算と推定される。計数には不突合があるが、そのまま掲載した。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (3) 我国財政の前途等に就て（昭和二〇年一二月第八九議会予算総会における渋沢蔵相講述要旨）

本稿ハ渋沢大蔵大臣ガ第八十九回帝国議会衆議院予算総会ニ於ケル昭和二十年度歳入歳出総予算追加第一号ノ説明ニ際シ我国財政ノ前途等ニ付演述セラレタル要旨ナリ（大臣官房文書課）

我国財政ノ前途等ニ就テ

一、満八年ニ亘ル戦争ニ因リ我ガ経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、然モ敗戦ニ因ツテ莫大ナル国民ノ財ハ灰燼ニ帰シ、一方広大ナ資源地帯ヲ喪失シ、且又終戦後今日ニ至ルモ我国経済ハ全般トシテ未ダ其ノ活動ヲ開始セズ、物資ト通貨トハ著シキ不均衡ヲ示シ、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給亦危機ニ瀕シ、加フルニ対外関係等ニ於テ幾多未定ノ重大負担要素ヲ控ヘ、我国財

政経済ノ前途ハ誠ニ容易ナラヌモノガアルノデアリマス。

二、我々国民ハ此ノ実情ヲ直視シ此ノ際国ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集シ、進ンデ経済活動ヲ促進セネバナリマセン。而シテ之ガ為ニハ、食糧及燃料ノ確保増産、就業意欲ノ増進、民需品ノ増産方策等ト共ニ通貨価値ノ安定及財政収支均衡ノ恢復方策トヲ併行シ綜合的且強力ニ実施スル外ニ途ハナイト考ヘマス。

三、然ラバ先ヅ第一ニ、財政ノ現状及見透シ如何ト申シマスルニ、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ、特ニ戦費ノ大部分ヲ日本銀行引受ノ方法ニ依ル赤字公債ノ発行ニ依リ賄ヒ、租税等ノ経常収入ニ依存スル比率ハ主要交戦国ニ比シ低位ニ在リシコトハ否定出来ザル処デアリマシテ、今日ノ財政経済ニ於ケル幾多ノ困難ガ此ノ点ニ由来スルコト多キヲ思ヘバ顧ミテ遺憾少シトセザル処デアリマス。仍テ此ノ際徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ、革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限リ、今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ、今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ズ、其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル虞極メテ大デアリマス。即チ来年度予算ノ骨格トナルベキ計数ヲ概観致シマスルニ

(1) 普通歳入ハ戦災其ノ他ニ因ル租税収入、専売益金等ノ減少著シク現状ニ於テハ大体百二十億円程度デアリマシテ、本年度予算ニ比シ五十七億円以上モ減少スルモノト見込マレ

(2) 歳出ニ於テ

(イ) 価格差補給金ニ付徹底的検討ヲ加フルト共ニ其ノ他ノ補助金ニ付テモ之ヲ廃止又ハ大幅ノ削減ヲ行フコトトシ

(ロ) 又大幅ノ行政整理ヲ実行スル

等各方面ニ亘リ極力削減ヲ行フモ総額ハ百三十六億円程度トナリ従テ歳入見込額ニ対シ尚十六億円以上ノ不足ヲ生ズル見込デアリマス。

(3) 他面来年度ニ於テハ

(イ) 戦災復興費

(ロ) 食糧増産対策費

(ハ) 引揚邦人援護費

(ニ) 恩給制度全般ニ亘ル徹底的検討ニ伴フ合理的ナル施設ノ設定ニ要スル経費其ノ他ノ社会施設費

等、新規ニ巨額ノ歳出増加ヲ見込ムノ必要ガアルト考ヘラレマスカラ、来年度ハ右歳入不足額ハ一層巨額トナルモノト見込マザルヲ得ナイノデアリマス。加フルニ、右ノ外

(ホ) 賠償及在外資産等ニ対スル措置

等今日未確定ナル要素ヲ考慮ニ入レ置ク要ガアリマスカラ、此等ヲ加算スルトキハ今後ニ於ケル国庫負担ハ実ニ尨大ナル額ニ上ルノデアリマス。

四、財政ノ概況及見透シ上述ノ通リデアリマス。之ヲ国民経済的観点ヨリ見マスレバ、今日我ガ国民ノ財産総額ハ現在幾何ニ達スルヤ遽ニ推断ヲ下シ得マセンガ、仮リニ四、五千億円ト推定致シマスレバ、其ノ中相当ノ部分ハ国債ノ累積等ニ基ク謂ハバ物資ノ見合無キ財産ト考フベキモノデアリマセウ。右ハ敗戦ノ結果国民経済全体トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レテ居ルト謂フ矛盾セル現象トナツテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪乱シ闇価格ヲ吊上ゲ経済秩序ヲ脅カシテ居ルモノデアリマシテ、之ガ対策トシテハ根本的ニハ民需生産ヲ活発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシムルト共ニ併セテ通貨ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要ガアルト認メラレマス。

仍テ政府ハ此ノ際一面所謂産業経済ノ民主化ヲ図リ経済振興ノ基礎ヲ造リツツ、二ツノ新税ヲ設定一回限リノ課税ヲナシ大凡千億円程度ノ歳入ヲ得、之ニ依リ巨額ノ国債ヲ消却シ通貨価値ノ安定ヲ図ル考ヘデアリマス。新税ノ一ハ戦争利得税トモ名付クベキモノデアリマシテ、戦争中戦争ニ関連シ及戦争ノ結果トシテ生ジタル法人、個人ノ凡テノ利得ヲ回収セントスルモノデアリ、他ノ一ハ財産税トモ称スベキモノデアリマシテ、凡テノ財産ニ対シ累進的ニ課税セントスルモノデアリマス。戦争利得税賦課ノ目的ハ、要スルニ戦争ニ基キ極メテ偏頗ニ発生セル利得ヲ完全ニ払拭スルコトニ依リ平和的民主的勢力ヲ助長スルト共ニ、財産税ト相並ンデ財政再建ノ基礎ヲ置キ、インフレ対策ノ根本ヲ確立シテ諸般ノ建設工作ノ出発点タラシメントスルモノニ外ナラヌモノデアリマス。第二ノ財産税ハ専ラインフレ防止及財政経済再建ヲ目的トスルモノデアリマシテ、此ノ国家ノ未曾有ノ困難ニ際シ資産ヲ有スル人々ニハ夫々其ノ分ニ応ジタル寄与ヲ願フベク、広ク一般財産ニ対シ累進税率ニ依ル課税ヲ行ヒ所要ノ収入ヲ得ントスルモノデアリマス。此等両税ハ共ニ画期的ナル内容ヲ持ツモノデアリ特ニ今後ノ産業経済ノ振興ニ至大ノ関係ヲ有スルモノデアリマスカラ、就中其ノ内容ハ適正ナモノデナケレバナラヌモノデアリ且今後ノ我国ノ平和的再建ノ為ノ基盤ヲ崩サザルコトニ付テモ充分考慮セネバナラヌコト勿論デアリマス。

又両税ノ徴収ニ当リ特ニ厳正公平ヲ期スル為、例ヘバ財産評価方法等ニ関シマシテハ中央及各地方ニ夫々民間選出ノ委員ヨリ成ル委員会ヲ設ケ其ノ議ヲ経ルコトシ更ニ価格ノ評定、課税標準ノ決定ニ付テハ物価ノ動向ヲモ適宜考慮ニ加フベキコトトスル様致シ度イト存ジマス。

更ニ書画、骨董、現金、買溜品等凡ユル物ヲ課税ノ対象ト致シマシテ、財産ノ捕捉ニ最善ノ努力ヲ尽シ苟クモ換物現象ヲ激化セシムルガ如キコトハ極力抑止スベキハ当然デアリマス。

同様ニ現金ヲ課税ノ対象ト致シマスニ付キマシテモ新様式ノ日本銀行券ヲ発行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル措置ヲ講ズル所存デアリマス。何レニセヨ此ノ両税ヲ実施スルニ付キマシテハ、政府ニ於テ凡ユル部面ニ亘リ格段ノ努力ヲ要スベキコト勿論デアリマスガ又国民全部ノ支持協力ガ不可欠ノ要件デアリマスカラ今回ノ措置ノ趣意及目的ノ達成ニ付テ特ニ国民諸君ニ懇ヘ度イト思フノデアリマス。

尚国民ノ総財産額ノ四分ノ一ニ垂ントスル戦争利得税及財産税ノ賦課ニ依リ或ル程度国民経済力ヲ萎縮シ生産力ニ可成ノ影響ヲ齎サザルヤノ懸念ヲ懐カシメルコトハ当然デアリマセウ。然シ乍ラ本税ノ徴収ハ前述ノ如ク物資ノ見合無キ財産ノ吸収整備ヲ主眼点トスルモノデアリマスカラ、之ガ徴収方法宜シキヲ得、一面ニ於テハ之ニ依リ莫大ナル通貨量及浮動購買力ヲ回収シ得テ、物ト金



トノ均衡ヲ回復シ、物価ヲ一定水準ニ安定シ、抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル不安定感乃至不満感ヲ一掃シ、財政ト国民経済ノ両面ニ亘ル秩序ノ安定ヲ図リ得ルニ於テハ、之ニ依リ却ツテ経済活動ハ古キ残滓ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期シ得ルノデアリマス。又通貨価値ノ水準、物価政策ノ見透シ等ニ関連スル綜合的ナル経済体制ノ方向モ之ニ依リ正常ナル基盤ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ルモノト信ズル次第デアリマス。

五、以上両税ハ財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ斯ル画期的ナル措置ヲ断行致シマスルモ猶相当巨額ノ国債ハ残存スルノデアリマス。且今後毎年ノ予算ニ付テハ少クトモ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ堅持スル必要ガアリマスコト申ス迄モアリマセヌ。然ルニ前述ノ如ク戦争利得税及財産税ノ創設ニ依リ、巨額ノ国債ヲ消却スルモ、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ニ徴スレバ、毎年度ニ於テ経常歳入ヲ相当増強スルノ必要ガアルノデアリマス。

従テ右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナ税制ノ改正等ヲ行フコトヲ計画シテ居リマス。則チ

(イ) 不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税ヲ増徴シ

(ロ) 浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課スル

等ヲ其ノ眼目トスル税制改正ト煙草ノ値上ゲニ依ル専売益金ノ増収等ニ依リ相当ノ増収ヲ図ルコト之デアリマスガ、之等ノ措置ヲ断行致シマスルモ尚且歳入不足ガ惧レラレル次第デアリマス。

六、財政ノ現状及見透ハ上述ノ如クデアリマスルカラ、財政ノ破綻ヲ防止スル等ノ為一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ヲ破棄スベシトノ提案ヲ為ス向ガアリマス。然シ、今日最モ必要ナルコトハ民需生産ノ活動ヲ急速ニ促進シ且国民経済ノ活発ナル運行ヲ確保スルコトデアリマス。之ガ為ニハ軍需企業等ニ対スル適正ナル補償ヲ実行シ今迄混迷ノ姿デアツタ経済界ニ拠ルベキ所ヲ与ヘ平和産業ニ転換シ得ルモノハ勿論、時ニハ部分的ニ切リ離シテモ、出来ルダケ速ニ其ノ方向ニ発足セシムベキデアルト考ヘタ次第デアリマス。又仮ニ軍需企業等ニ対シ損失ノ補償ヲ為サザルトキハ軍需企業ノ負債ノ処理ヲ不可能ナラシムルハ勿

論、其ノ下請関係ニ在ル中小企業ノ経理ニモ至大ノ関係ヲ持ツモノデアリ、又金融機関ノ債権ニモ甚大ナル影響ヲ及ボシ、延テハ預金ノ支払ニモ支障ヲ生ゼシメ斯クテハ一般国民経済活動ノ運行ヲ停止セシムルコトトナル虞モ存スルノデアリマス。然シ固ヨリ補償ノ実行ハ厳格且適正ナルベキハ当然デアリマシテ、各種戦争保険金及契約打切ニ伴フ補償金等ニ付テハ綜合的且厳正ニ処理スル方針デアリマスガ、右ニ依リ支払ハルル金額ヲ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ預金セシムルハ勿論、補償ヲ受クル者ニ対シテハ新税ノ創設ニ依リ綜合的ニ其ノ財産価格ヲ捕捉スル方針デアリマス。尚此等封鎖預金ニ付キマシテハ、民需品ノ生産等ノ為ノ資金トシテ必要ナル額ノ封鎖解除ヲ行フ為、適切ナル措置ヲ講ジテ参リマスコトモ政府トシテハ充分ニ考慮至シテ居ル所デアリマス。

七、以上申述ベマシタ財政経済ノ再建ノ問題ハ立場ヲ変ヘテ申シマスナラバ即チ物価秩序再建ノ問題デアリマス。

今日ノ我ガ社会経済ニ於テハ凡ユル問題ガ相互ニ其ノ矛盾ヲ露呈シ、之ガ解決ヲ迫ラレテ居リマス。其ノ矛盾、不均衡ノ姿ハ現ニ体系ヲ失ヘル物価問題トシテ例ヘバ闇ノ問題、米価ノ問題、給与ノ問題等トシテ存スルノデアリマス。而シテ其ノ矛盾、不均衡ハ何等カノ形ニ於テ之ヲ解決シ、其処ニ新シキ物価秩序ヲ再建シテ真ニ国民経済ガ活々ト運行シ得ル如キ基盤ガ確立サレネバナリマセン。

即チ、今日ノ物価問題ハ単ニ個々ノ物資ノ価格形成ノ問題トシテ考ヘラルベキデハアリマセン。又単ニ財政、金融ノ面カラノミ之ヲ採リ上ゲテ其ノ解決ヲ期待スベキモノデモアリマセン。夫レハ生産、輸送、配給、労務、貿易、賠償等国民経済ノ凡ユル問題ノ綜合的ナ指標トシテ理解セラルベキモノデアリ、之ガ対策ノ狙ヒハ国民生活ノ安定平常化ト生産促進ノ基盤ノ造成トイフ処ニ在ルト思ヒマス。此ノ国民生活ノ安定ト云ヒ、生産ノ促進ト云ヒ、共ニ前提トナルベキハ通貨価値ノ安定デアリ、物価秩序ノ再建デアリマス。此ノ物価秩序ヲ再建スル為ニハ財産税等ノ創設ト食糧及民需生産ノ増強トニ依リ通貨ト物トノ不均衡ヲ是正シ且新日本経済ノ基盤トナルベキ物価水準ヲ各方面ヨリ綜合的ニ検討ノ上想定シ、合理的ナル物価体系ヲ形成シナケレバナリマセン。即チ現在ハ不合理ナル公定価格ノ存在、公定価格ノ権威ノ失墜及乱脈ナル闇価格ノ横行ニ依ツテ物価体系ハ崩壊トモ称スベキ事態ニ立チ至ツテ居リマス。

今日即刻合理的ナル物価秩序ヲ再建致シマスコトハ、実ニ至難ノ仕事デアリマスガ、政府ト致シマシテハ責任ト熱意トヲ以テ真正面カラブツカツテ参ル所存デアリマスノデ、何卒国民各位ニ於カレテモ理解アル協力ト支援トヲ与ヘラレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

出所　大蔵省資料Z六〇四—三一。

## （4）　財政収支計画概略案に付て

（昭和二〇年一二月第八九議会配付資料）

財政収支計画概略案ニ付テ

一、昭和二十一年度以降五箇年度間ニ亘ル骨格予算概略案別紙ノ通

二、本概略案ニ計上セラレアルモノノ外今後

歳出ニ付テハ

㈠　賠償金其ノ他対外関係等ニ基ク経費

㈡　引揚邦人援護ニ要スル経費

㈢　食糧増産ニ要スル経費

㈣　戦災ノ復興ニ要スル経費

㈤　社会施設ニ要スル経費

其ノ他戦後ノ積極的施策ニ伴フ経費ノ計上ヲ要スルモノアリ

又歳入ニ付テハ

㈠　税制ノ改正及煙草ノ値上

㈡　戦争利得税トモ称スベキ租税及財産税ノ創設

ニ依ル歳入ノ増加アルモノトス

三、尚戦争利得税トモ称スベキ租税及財産税ノ創設ニ依ル収入ヨリ之ニ要スル徴税費ヲ差引キタル金額ヲ国債ノ償還ニ充当スルコトニ依リ昭和二十二年度以降国債費ノ減少ヲ見ルコトトナルモ他方両税創設ニ伴フ普通歳入ノ減少アルモノトス



### 昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案

（単位　百万円）

| 区分 | 昭和二十年度（参照） | 同二十一年度 | 同二十二年度 | 同二十三年度 | 同二十四年度 | 同二十五年度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | | | | | | | |
| 普通歳入 | 一七、七一九 | 一二、〇〇五 | 一二、四六八 | 一二、七四七 | 一二、九三七 | 一三、二二〇 | |
| 租税収入（印紙収入ヲ含ム） | 一三、九四一 | 九、二四九 | 九、三三二 | 九、三六〇 | 九、三七〇 | 九、三七九 | |
| 官業諸収入 | 二、七三〇 | 一、六四一 | 二、〇二一 | 二、二七二 | 二、五五二 | 二、八二六 | |
| 其ノ他 | 一、〇四八 | 一、一一五 | 一、一一五 | 一、一一五 | 一、〇一五 | 一、〇一五 | |
| 日本銀行納付金 | 三〇九 | 三〇九 | 三〇九 | 三〇九 | 三〇九 | 三〇九 | |
| 其ノ他 | 七三八 | 八〇五 | 八〇五 | 八〇五 | 七〇五 | 七〇五 | |
| 歳出 | | | | | | | |
| 一、特殊経費 | 二一、二一六 | 七、二〇八 | 七、二四三 | 七、二六三 | 七、二八四 | 七、三〇四 | |
| 皇室費 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | |
| 国債費 | 四、四九八 | 五、七〇〇 | 五、七〇〇 | 五、七〇〇 | 五、七〇〇 | 五、七〇〇 | |
| 年金及恩給 | 五六三 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 | |
| 地方分与税分与金特別会計へ繰入 | 一、一六一 | 九六四 | 九八二 | 九八四 | 九八四 | 九八四 | |
| 警察費連帯支弁金 | 七三 | 八〇 | 八八 | 九七 | 一〇七 | 一一七 | |
| 義務教育費国庫負担金 | 一五一 | 一五九 | 一六七 | 一七五 | 一八四 | 一九三 | |
| 青年学校教員費補助 | 三二 | 三四 | 三五 | 三六 | 三八 | 三九 | |
| 軍事扶助費 | 二四一 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | |
| 諸払戻及補填金 | 二五 | 二五 | 二五 | 二五 | 二五 | 二五 | |
| 税務交付金 | 五二 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | |
| 国庫予備金 | 四、二〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | |
| 臨時軍事費特別会計へ繰入 | 一〇、一一四 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | |
| 外地特別会計へ繰入 | 一〇二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | |
| 二、一般費 | 七、七三三 | 四、三三四 | 三、三〇〇 | 二、九九〇 | 二、七三一 | 二、七三一 | |
| 補助費 | 五、六〇二 | 二、五九五 | 一、七八一 | 一、四六一 | 一、二〇二 | 一、二〇二 | |
| 価格差補助 | 二、七七四 | 一、〇一三 | 五二九 | 二〇九 | 〇 | 〇 | |
| 特殊会社等補助 | 二二四 | 一三〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 五〇 | 五〇 | |
| 其ノ他 | 二、六〇四 | 一、四五二 | 一、一五二 | 一、一五二 | 一、一五二 | 一、一五二 | |
| 一般行政費 | 二、一三一 | 一、七三九 | 一、五一九 | 一、五二九 | 一、五二九 | 一、五二九 | |
| 三、陸海軍両省経費 | 二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | |
| 四、其ノ他 | | 二、一五〇 | 二、一五〇 | 二、一五〇 | 二、一五〇 | 二、一五〇 | |
| 臨時軍事借入金利子 | | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 四五〇 | |
| 政府公約ノ補償金等ノ利払 | | 一、七〇〇 | 一、七〇〇 | 一、七〇〇 | 一、七〇〇 | 一、七〇〇 | |
| 計 | 二八、九五一 | 一三、六九二 | 一二、六九三 | 一二、四〇三 | 一二、一六五 | 一二、一八五 | |
| 歳入歳出差引財源過△不足額 | △一一、二三二 | △一、六八七 | △二二五 | 三四四 | 七七二 | 一、〇三五 | |

備考　㈠　本調ニ計上ノ数字ハ概数ニシテ今後精査ノ結果相当異動ヲ生ズルコトアルベシ

㈡　本調ニ於テハ現地部隊ノ給与等ニ要スル経費ハ臨時軍事費特別会計ノ支出残額ヲ以テ支弁スルモノト予定ス

財政収支計画概略案ニ関スル大蔵大臣説明

昭和二十一年度以降五箇年度間ニ亘ル骨格予算概略案（別紙）ニ付テ説明スルガ右ハ全クノ試案デアッテ其ノ計数ハ精査ノ結果異動ヲ生ズルコトヲ免レナイシ、且又今後ノ情勢如何ニ依テモ違ッテクルモノガ相当多イコトヲ予メ御諒解ヲ願ッテ置キタイ。

尚又骨格予算案デアルカラ別紙ニモ説明シテアル通リ歳出ニ付テハ

(一) 賠償其他対外関係ニ基ク未確定ノ要素ハ一切除外シテアル外

(二) 食糧増産、戦災復興、社会施設其他戦後ノ積極的施策ニ伴ヒ要スル経費ハ一切見込マレテヰナイ

又歳入ニ付テモ

(一) 税制ノ改正及煙草ノ値上

(二) 戦争利得税トモ称スベキ租税及財産税ノ創設

ニ依ル歳入増加モ一切考慮ニ入レテヰナイ。是等ハ総テ今後ノ情勢ニ依リ又ハ今後ニ於ケル研究ニ俟ツベキモノ許リデアリ此ノ際計数ノ確定ガ容易デナイ骨格予算案トシテハ現状ニ於テ大体確定シテヰル要素ノミニ基キ一応今後ヲ推算シテ見タ次第デアル

先ヅ歳入ニ付テ説明スルガ歳入ノ総額ハ大体一二〇億乃至一三〇億円程度デアル

右ノ内

(一) 租税収入ニ付テハ昭和二十一年度以降現行税制ノ下ニ於テ見込ミ得ル収入ヲ掲ゲタ

(二) 官業諸収入ノ内

(イ) 専売局益金ニ付テハ昭和二十一年度ニ於テハ煙草五〇〇億本、塩一、〇〇〇千瓲、樟脳二、六〇〇瓲トシタル場合ノ益金見込額ニ依リ、爾後昭和二十五年度迄順次煙草ノ製造ヲ八五〇億本（其他ハ昭和二十一年度通）迄恢復セシムル目途ヲ以テ益金ヲ見込ンデアル

(ロ) 其ノ他印刷局益金ニ付テハ昭和二十一年度ハ昭和二十年度額ノ三割減トシ爾後毎年多少ノ恢復ヲ見ルモノト予定シ森林収入ハ三割減、刑務所収入ハ軍需作業廃止ノ関係上六割減トシ其他ハ大体本年度ト同額程度ノ収入アルモノト考ヘタ

次ニ歳出ニ付テ説明スル

先ヅ特殊経費ノ内

(一) 国債費ニ付テハ昭和二十一年度首ニ於ケル特殊借入金其他ヲ除ク国債ノ総額ヲ一五六〇億円ト予定シ之ニ対スル三分六厘五毛ノ利子ヲ見込ムコトトシタ

(二) 年金及恩給ニ付テハ昭和十八年度ノ決算ヲ基礎トシ文官恩給ニ相当スル額即チ総額ノ一割八分程度ヲ昭和二十一年度以降存置スルコトトシタ

(三) 地方分与税分与金特別会計ヘノ繰入ニ付テ国税ノ収入見込額ニ対スル地方分与税法ニ依ル法定ノ分与率ヲ適用シタ額ニ依ッタ

(四) 警察費連帯支弁金ハ毎年一割増、義務教育費国庫負担金ハ毎年五分増、青年学校教員費補助ハ毎年四分程度増ト予定シタ

(五) 軍事扶助費ハ明年度以降計上ヲ取止メル

(六) 国庫予備金ハ大体昭和十五年度程度ノ額迄減少セシメルコトニシテアル

次ニ一般費ニ付テデアルガ

(一) 補助費中価格差補助ニ付テハ従来此ノ種補給金ヲ交付シツツアッタ物資ニ付テ価格ノ引上ヲ行フコトトシ、補給金ノ交付ハ原則トシテ取止ムル方針ヲ採ッタ、然シ石炭ノ如キ基礎物資ニ付テハ価格ノ急激ナル引上ヲ困難トスル為昭和二十三年度迄必要ナル額ヲ計上スルコトトシタ、尚肥料ニ対スル補給金ニ付テハ未ダ政府ノ態度ハ未定デアルガ一応昭和二十一年度ハ今年度ノ半額程度昭和二十二年度ハ其ノ三分ノ一程度ノ額ヲ計上スルコトトシタ、又鉄ニ付テハ本年度下半期ニ於テ生産ニ係ル分ノ補給金ガ明年度予算額ニ計上サレル関係上当該金額ガ昭和二十一年度ニ計上シテアル

(二) 特殊会社等補助ニ付テハ昭和二十一年度以降大体此ノ程度ハ必要デアラウト思ハレル

(三) 其ノ他ノ補助費ニ付テハ、土木費、食糧増産、保健、造林等特殊ノ経費ノミニ付テ前年度ト同額ノ計上ヲ認メ其ノ他ハ徹底的削減ヲ加ヘタ

戦時的色彩ノ濃厚ナ防空、海運、航空、満洲移民、物資備蓄等ノ経費ハ一切削減シタ外其ノ他ノ雑多ノ補助費ニ付テモ少クトモ五割程度ハ切下ヲ行ッテヰル

(四) 一般行政費ニ付テモ補助費ト同様ノ方針ヲ以テ徹底的ナ削減ヲ加ヘテアル即チ

(イ) 森林費、土木費、営繕費、社会保護費等ニ付テハ本年度程度ノ額ハ必要ト考ヘタガ

(ロ) 徴兵徴用ニ関スル経費、防空関係経費、行賞費、外交工作費等戦時的色彩アル経費ハ一切削除スルコトトシタ外

(ハ) 行政整理ニ依ル人件費、事務費ノ節約ヲ見込ミ且其ノ他一般ノ行政費ニ付テモ徹底的ニ削減ヲ加ヘテアル

次ニ其ノ他ノ歳出ニ付テデアルガ

(一) 現地払臨時軍事費ノ財源ニ充テラルベキ借入金ノ利子デアルガ、右借入金ハ終戦ニ際シ金其他ニ依リ相当金額ハ決済了ノタルモノト考ヘラレ一応残額一五〇億円トシ之ニ対スル年三分ノ利子額ノ支出ヲ予定シタ

(二) 戦争保険金ヲ含ム各種政府ノ公約ニ係ル補償金等ニシテ今後予算的ニ政府ノ負担トナルベキ金額ニ付テハ一応之ヲ四六四億円程度ト考ヘ之ニ対シ年三分六厘五毛ノ利子トシテ一七億円ヲ予定シテヰルモノデアル

以上ヲ以テ骨格予算概略案ノ大体ノ説明ヲ終ルガ右案ニモ示ス通リ上述ノ如キ歳出ノ徹底的緊縮ヲ行フモ尚昭和二十一年度及昭和二十二年度ハ歳入不足デアリ昭和二十三年度以降多少ノ余裕財源ヲ見込ミ得ルニ過ギナイ次第デアル

而シテ今後予想セラルベキ歳出ノ内国内的ノモノニ付キマシテハ目下関係各省ト協議中デアリマシテ明年度予算案ト共ニ計数的ノ御説明出来ルト存ジマス

賠償金其ノ他対外関係ニヨリマスルモノモ漸次計数的ニ明カニナッテ来ルモノト考ヘテ居リマス



又歳入ニ付キマシテハ今少シ時日ヲ貸シテ頂キ計数ヲ固メタイト考ヘテ居リマス

以上ノ様ナ次第デ只今骨格予算ヲオ目ニカケルニ止マルコトハ甚ダ遺憾デアリマスガ今暫クオ待ヲ願ヒ、次ノ議会ニ昭和二十一年度予算案、増税法案ト共ニ財政計画ノ全貌ヲ御説明申上グルコトガ出来ルト考ヘマス

右様ノ次第デアリマスガ極メテ大雑把ニ五ケ年後ノ見透シ丈ヲ此ノ際申上ゲテ見度イト存ジマス

先ヅ戦争利得税ト財産税トデアリマスガ之ヲザット千億円程度ト見積リマス。之ヲ国債償還ニ当テマスルト三十六、七億円ノ利払ガ減少致シマス。一般増税及専売ノ増収ヲ四十億円程度ト見積リマス其他恩給制度ノ改正等ニ依ッテ財源ノ余裕ノ出来マスモノガ骨格予算ノ余裕ト合セ八十数億円ニ上ルト考ヘマス

之ニ対シ食糧増産、戦災復興、引揚邦人援護、失業救済其ノ他ノ社会施設費等、戦後経営ニ要スル経費ヲ三、四十億円ト見積リマスト尚約四、五十億円程度ノ余裕ガアルト思ヒマス

賠償、在外財産ノ処理連合軍ノ駐屯費等ガ、ドノ位要リマスカ、之ハ甚ダ見当ガツキニクイノデアリマスガ何トカ此ノ余裕財源デ賄ヒ度イモノト思ッテ居リマスガ若シ之レデ不足ノ場合ニハ何トカ適当ナ増収ノ方法、例ヘバ普通ノ増税、官業収入ノ増加等ヲ講ジテ行カネバナラヌカトモ考ヘマスガ之等ニ付テハ唯今適格ニ申上ゲル訳ニハ参リマセヌガ以上ノ様ニ考ヘテ居リマスコトヲ此ノ際申上ゲテ置キマス

出所　大蔵省資料Z五二六―一―三。

## 3　財政再建構想と司令部覚書

### (1)　大蔵次官に対するクレーマー経済科学局長の財政金融政策に関する意見表明（英文）（一九四五年九月二八日）

28 September 1945

MEMO FOR: Record.

Following is a statement by Col. R. C. Kramer to the Vice Minister of Finance, this date, in respect to the financial and monetary policy the Japanese Government should follow:

"The objectives are as follows:

1. All possible and reasonable measures should be taken to control inflation.

2. Taxation should be on the basis of policy that distributes the burden fairly among all people in relationship to their capacity to pay.

3. Fiscal policy must be such as to enable the maximum production of essential consumers' commodities.

4. Such measures must be adopted as are necessary to stabilize prices of essential commodities such as rice. Prices of some essential commodities should be under firm control.

5. No fiscal policy should be adopted which will result in giving large interests preferential positions. Consideration should be given to the question of capital levies as a means of preventing inflation and as a means of easing the burden of taxation of the common man.

6. The taxation must be such as to prohibit or restrict production or distribution of non-essential goods; for example, while I object to the sales tax on rice, I am in favor of introducing same on jewelry and similar items. In conclusion, general thinking is to exert every possible intelligent measures to prevent inflation, to establish and maintain fair and stable prices of essential commodities, and to have morally, socially, and economically defenseable taxation.

R. C. K.

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

### (2)　連合軍要望事項（内意）（昭和二〇年一〇月一〇日）

連合軍要望事項（内意）　（昭二〇、一〇、一〇）

一、臨時軍事費ノ廃止
二、軍需企業等戦時利得者ニ対シ戦時利得税徴収
三、財閥ノ解体
四、軍需企業等ニ対スル企業補償方針
五、生必物資等輸入資金手当特ニ金銀ノ処置

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

### (3)　大臣官邸における大内兵衛、中山伊知郎及び渋沢大臣の口述要旨（愛知メモ）（昭和二〇年一〇月一四日）

一〇・一四　於官邸

大内先生「マ」ガ理論的ニ要求スルヲ予想シ得ル事項　日本経済ノ民主化
日本ハ独占、特権的封建的資本主義（state monopoly）――古イ家族的free competition デハナイ。之ヲ回復スルヲ第一義トスル――軍閥ノキハンヲ脱スルコトト同様――従テ財閥ノ解体。
金融制度――戦時金融ノ誤謬、大蔵省ノ失策、インフレノ制度的病根。
日本ノソレハ世界独自＝特殊銀行制度、東拓、満鉄、北支、中支等ヲ通ジ特殊金融機関――国策ヲオホフ斯ル尨大ナルモノ。又預金部ノ如キ政府トシテノ尨大ナル組織　政府ノ手デ尨大ナル資金ヲ零細ナル処カラ集メ之ヲ特銀ニ廻シ且資本主義的原理ニ反スル向ニ向ケ之ニ補償ヲ与ヘル　国力ニ依リ資本主義カラスレバ不当ナル信用ノ創設――凡ユル産業ヲブチコワシテ軍需ニ向ケ。金融――補償――state monopoly＝外見的ニ強イガ内部的ニキワメテ弱イ。
貧弱ナル基礎ノ上ニ発展セシメルニハ已ムヲ得ナカッタニシテモ今ヤ之ヲ破壊スベシ　補助金、補償等ノ制度ヲ凡テ打破セネバナラヌ。
預金部ノ資金ノ如キヲ国家的デナク国民的目的ニ還元シナケレバナラス、之ニハ革命的ナ努力ヲ要スル
民間銀行ノ組織モ世界的ニ特色アルコト　改組ノ要請
金利政策　従来ノ政策ハ非合理　民主的ナル金利主義
補償ノ問題ニシテモ倫理ニ基イテ考ヘテハナラヌ　前提ノ戦争ガ敗レタコト。国債ヲ返サヌトイフコトハ世上イクラモアル　況ヤ金利ノ引下ゲノ如キハ問題トナラヌ　手段ハ第二デアリ根本ハ腹ノキメ方　破壊恐慌ヲ起サセナケレバナラヌトイフ腹ノ持チ方。
中山　蘇連ノ銀行制度――国民カラ資金ノ吸収＝国家機関↑――特殊銀行ノ改組
free competition ニ戻ルコトハ不必要――世界ノ大勢
大内　結果的ニ同意ナルモ一旦ナチ的根源ヲ破ラネバ出来ヌ。――少クトモ米英的ニハ出来ヌ　ロシヤ的ニハ出来ヌコトト米英的ニハ理解乃至容認出来ヌコト但シ原理的ニ正シクモ実際上ハ例之興銀ニシテモ国民ノ利益ヲ対象ニスルガ如ク進ムヲ可トスベシ
中山　財閥ヲ解体シテモ金融制度ガ現在ノママナラバ金ハ出ナイ　人間関係ヲ中心トシタ従来ノ関係ガ残レバ out-sider ハ苦境ニ立チ fair competition ハ出来ナイ
大内　金融機関ノ人事　大蔵省ト特銀、大臣トノツナガリハ従来ノ特色、幼稚ナ見方デハナク本能的ナ基礎。官僚ト財界トノ personal union ハ「マ」デモ気ガ付ケバ要求ヲ為シ来ルベシ
中山　特殊機関ハ資本金トシテハ十二%ナルモ借入金其ノ他ノ資金ノ volume トシテハ巨大ナルモノアリ
大臣　資本金ハクレーマーノ如キハ五八%ト見テ居ル
大内　国民ノ為ニアル国家ナル米国ノ国体観ト国家アリテ国民アル日本ノ国体ノ差、ボツダム宣言①国民ハ生カス②民主主義以外ノモノハ生カサヌ　此ノコトカラスレバ現在ノ「マ」ノ要請ハ当然ナルベキコト
国民ガ国家ノ前提デアル原理＝既ニルネサンスニ於テ完成セラレタリ＝之ヲ今日ノ日本ニ於テモ良ク考ヘレバ煩悶ハナイ筈ナルコト
今後――国債ハ発行シナケレバナラヌ　預金ノ吸収ハ出来ヌ――国家財政ハイカニシテ成立ツカ
中山　財政収支ニ付テハ米国カラ credit ヲ求メルヨリ外ニナイ　正直ニサラケ出スコト　インフレヲスルナラバ balance ハ合フガ之ハ採ルベキデハナイ。
大内　赤字克服ノ努力ヲ二、三年ツヅケル。――其ノ間ニインフレ促進――財政ノ収支ガトレ易クナル――平価ノ切下――ブレトンウッドニ参加――credit ノ導入、従テ大蔵省トシテハ渾身ノ勇ヲ奮ッテ赤字克服ノ要アリ
中山　通貨ノ発行限度ノ制限――↓最高発行額ノ決定
為替価値――基礎条件――信用出来ル基礎
次官　金融ノ中核ハ paying basis ニオクコト
中山　欧州占領地デスラ金証券等ヲ基礎トシテ居ルガ日本デハセメテ出来ルコトヲヤルトイフ見地デ発行限度ノ決定
大内　何ト云ッテモ財政ノ強要――改革モ此処カラ出ナケレバナラヌ――割引政策――日銀ノ独自制、金利ヲ natural tendency ニ回復スルコト
大臣　公約ヲ破棄スルトイフ前提トスル場合ノ対策
銀行ガ補償ノ対象デアル――銀行ニ対スル対策如何　例之放置セバ人民モ迷フバカリ
大内　現実ニ仕事ヲ始メル具体的確証ヲツカミタル場合ニノミ融資スル（物的ノ確約アル場合）目的ガ民生デアリ方法ガ democratic ナル場合ニ限ル
過去ノ債ムハ何時カハ返ストイフ顔ヲシテ置イテ実際ハ返サヌ　今ノヤリ方ハ徹底セヌ　無利子ニシテ殷行ヲ延バス――出世証文トスル――要之資本ノモラトリウム――恐慌ヲ成シ崩シニスル
大臣――恐慌ハナシ崩シニハナラヌ　或時期ニドカント来ルベキコト
中山――普通銀行ノ取付ニ対スル対策ハ日銀デ全部見テヤル立前トシ之ヲ機会ト

シテ銀行ノ整理ヲスルコト（銀行ノ大口預金ニ対シテハ支払ヲ猶予スル）

大臣　凡ユル銀行ハ公債モ手形モ全部日銀ニ集マリ銀行ハ建物ノミ残ルトイフコトニナル

大内　国民所得昭五、一〇五億ナリシニ対シ今日ノ真実ノ国民所得ハ其ノ六〇％之ニ対シ預金ハ一二〇〇オク（銀行預金ハ真実ニハ五、六〇オクナルベキ勘定ナルニ対シ）日銀ガ全部特融トナル　物的担保ヲトルコトニナル　本土上陸サレタ気持、結局八大銀行ガ参リ地方銀行ニ新タナル預金ガ集マル

銀行ノ準備金ノ増額ヲ図ラナケレバナラヌ――ソレニハ銀行法ノ改正ヲモ行ハネバナラヌ、税ハ殆ンド取レナクナル

預金者ガ全部現金ヲ持ッタ場合ノ対策如何　四〇〇億プラス預金一二〇〇オクトナル＝急激ニハインフレニハ成ラヌ　多少ハ換物ガ起ルノミ

暴動ナリキンナリハ必ズ此ノ冬ニ起ルトイフ前提

戦時中ノ既発公債ハ如何ニスベキヤ――理想ハ切捨テ乃至無利子ナルモ少クトモ金利ハ下ゲルベキデアル

臨軍費ノ発行シタルモノヲ斯クスレバ国民ハツイテ来ル　但シ銀行等ノ保有セルモノニ対シテハ別途考慮ヲ要スベキコト

金利政策　戦争経済中ニハ金利ハ重要性ヲ持タザリシガ今後ハ非常ナ重要性ヲ認メサセナケレバナラヌ　金利ノ引上ヲ以テインフレ対策ヲ行フベシ　金利ガ安ケレバ不当ナ信用拡張ヲ起ス　生産資材ヲ買フ面ニ於テインフレヲ起ス　之ヲ防止スルコト

物価　過去ノ物価政策即ヤミト統制価格トガ之ダケ開イタコトハ世界ノ最劣等国ナリ　生産ガ減ラナイヤウニ物価水準ヲキメルコトハ至難

プリンシプルハ統制ヲ外ス　但シ主要物資ニ付テハ統制ヲオキツツ自然ノ成行キ水準ニ一致サセナケレバナラヌ

大臣「レート」ノ問題――少シ宛デモ物ノ輸入ガ起レバ何等カ為替ガ起ラネバナラヌ

大内　米国モ「インフレ」ナリ　今一旦キメテモドウセ変更セネバナラヌ――愈々ブレトン案ニ入ル時ニハ問題デアル。世界ノ平価切下競争ノ防止トイフ世界的傾向カラスレバ大シタ問題ハナイ。

大臣　軍需企業ヘノ融資ヲ興銀ニ集中スルガ宜イカ否カ。各銀行毎ニヤラセルガ可ナリヤ

大内　新規ノ清算機関ヲ作ルノモ一案ナルベシ

商業機構ハ free market ヲ発展サセルトイフコトニナレバ一般的ニ謂ッテ復活ノ傾向　producer トノ間ニ連結サセルコト。物価政策ヲツナガリニシナケレバナラヌ。

中山　商業ハ積極的ニ起サセナケレバナラヌ　不況時代ニ失業ヲ齎シタノハ中小商業ナリ　勇敢ニ復活サセネバナラヌ　農ト工トノツナガリトシテモ必要。農スラモ興ラナクナル　震災後ハ食物屋カラ起リタル如シ。

物価水準ノ問題カラスレバ高キ方ニ揃ヘルコト。但シ斯クスレバインフレニ拍車。個別ニ unbalance――物価ノ体系ガ出来ヌ。例之通貨ノ発行増加ノ比較（日米）

大内　実際ハ枠ヲ外ストイフコト以外ニハ手ハアルマイ

多少ノ乱脈ハ予期セザルヲ得ズ（米、家賃ノ統制程度）米ノ如キハ大イニ改訂セネバナラヌ、消費者ニ対シテハ俸給ヲ上ゲルコト――総合的対策ノ欠如――生産モ供出モ到底オコラザルベシ（九二円五〇銭ニ落付ケルコトハ一挙ニ出来ヌ、漸次ニ撤廃シ之ニ応ジテ俸給等ヲ変ヘテ行カネバナラヌ）

中山　価格ハ現状ノママデモ生産ハスルガ供出ハセヌ処ニ問題アリ

大臣　昨日ノクレーマー会見

大　金融的ニ借金政策ヲシタコトガ誤リ（軍閥ノ指導）

ク　資本ガ小サク貸出ガ多イ　証券ハナッテナイ　ソレデ配当ヲスルノハ不可

大　財閥ノ解体ニハ賛成

ク　ユックリヤラウトシテモ Washington アリ蘇連アルコトヲ覚悟シテ貰度 directive ガ三ツ用意シテアル（恐ラク財政――臨軍、財閥、補償）

日本ノ経済ノ五八％ハ財閥ガ握ッテ居ル、八大銀行ニ付テモ銀行ナルノ故ヲ以テ除外例トハナラヌ



free trade ガ行ハレ財閥ガナクナレバ良イ国ガ出来ルデハナイカ

安田ノミ配当シナケレバ取付ガ起ルカラ他銀行ニモ同様ノ措置ヲトル要アリ五分程度ノモノハ如何トイフニ対シテハ返事セズ　配当ノ辞退ニ付然リ今迄ノ印象ハ綜合的ナ認識ガ彼等ニナキコト。特ニ歴史的発生的ノ理解ナキコト、ゴマカシガ多スギルトイフコトガ強ク印象ニ残リ居ルコト

用意トシテハ簡明ナ歴史的ノ叙述ト今後ノ方針ノ大綱ヲ示スコト

補償問題　至急立案ノコト

財政金融基本要綱ノ作成

紙幣ノ新様式――菊ノ紋章

会社ニ付テハ生キル部分ダケヲ以テ新会社ヲ作ルコト

補償――金融機関ノミ対象トスル補償ナルコトヲ米側ハ承知シ居ラザルコト

社債ノ政府補償モ否定　利払ノ保証モ否定

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## （4）財政再建対策要目（愛知メモ）（昭和二〇年一〇月一五日）

財政再建対策要目（一〇、一〇、一五）

一、行政整理

二、行政機構改革

三、官吏制度改革――恩給制度再検討

四、行政運営方式ノ改革――自治行政ヘノ復元

五、論功行賞廃止

六、補給金制度廃止

七、企業補償等処理

八、国債処理

九、臨時軍事費処理

一〇、国有財産払下

一一、官業払下

一二、皇室財産ノ寄与

一三、財産税創設

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## （5）日本財政策の要項

（昭和二〇年一〇月二四日大内兵衛――ESSに提出）

日本財政策の要項　　大内兵衛

日本政府が日本国内における戦災補償の契約を破棄することをしないと仮定して置いて、日本財政をどうしたらよいかといふクレーマー大佐の試問に対して、私は次の如く答へる。

一、「如何なる方法によるも、右の仮定の下においてはインフレーションが相当急テンポで進行するのをさまたげ得ない。」

大蔵省の計算によれば（十月二十一日東京朝日新聞に詳細の数字あり）一九四六年度概算次の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 歳出 | | 一五・二　十億円 |
| 歳入 | | 一二・七　〃 |
| 不足 | | 二・五　〃 |
| 歳出の内公債利子 | | 七・三　〃 |

右の如く来年度において戦争にもとづく特別の経費なしとするも、日本財政は均衡を得ない状態にある。そしてその原因の大部分は公債の利子負担にある。しかもなほ、公債を増加しなくてはならぬ事情が大にある。いま、戦災補償その他の経費で来年度において支出を要するもの次の如し。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 占領軍駐屯費 | 一二・〇　十億円 |
| (2) | 軍需会社に対する補償 | 六〇・〇　〃 |
| | （戦争保険、軍需融資、疎開貸出、戦金貸出を含む） | |
| (3) | 植民地、外地にある特殊会社の連合国へ接収されるものに対する補償 | x億円 |

(4)　占領地における日本発行通貨に対する代金支払　　y億円
(5)　軍隊復員費　　数十億円

右の計算によるときは明年度における政府の不足金額は七〇十億円乃至八〇十億円に達す。この不足額は一九四五年度の戦費予算とほぼ同額である。これではインフレーションはどうしても不可避である。

二、そこでインフレーション防止に徹底的な政策が必要である。

(1)　戦後の補償は極力制限する。(イ)政府義務の範囲につきなるべく厳格な解釈をとること。(ロ)支払公債は一分又は二分の低利債とすること。(ハ)公債はスタンプ付として不融通物とすること。(ニ)これ等債務の確定及び支払はなるべく延期し数年後までのばすこと。
(2)　植民地、外地にある特殊会社に対する補償も右に準ず。
(3)　占領地における日本通貨に対しても右に準ず。
(4)　占領軍の経費もなるべく縮小を希望すること。
(5)　臨時軍事費の支出を一日も早く打ち切り残額を国庫に返還せしむること。
(6)　従来の資金調整法を廃止して、新たに資金調整機関を設け軍需会社の平和事業への転換資金供給の道を開くこと。
(7)　日本銀行の金利を一日も早く相当大幅に引上げること。(日本では中央銀行の金利が市場金利に追随するのではなく、市場金利が日銀金利によって作られるのだ。)
(8)　種々の特別な低金利制度を廃止し金利均一の原則を徹底すること。
(9)　新規の公債は比較的高金利として一般市場に売出し遊資を吸収すること。——日銀引受制度を中止すること。

三、右の如き諸方策をとってもなほインフレーションの進行は不可避である。けだし原因が財政の不均衡にあるからである。故に財政を健全に立て直さなくてはならぬ。

(1)　一般経費の節約官吏半減等。——これによる財源は数億円の見込。
(2)　生産奨励金、補助金等の支出を打切ること。——これにより年額数億円を節約し得べし。
(3)　増税、所得税、家屋税、営業税、相続税を現在の倍額に増税すべし——これによって約四十億円の収入を得べし。
(4)　政府所有土地、軍需資材、軍需工場の払下げ。——これにより数十億円の一時収入ある見込。
(5)　政府所有日本製鉄株、東北振興株等の払下。——数億円。
(6)　鉄道、電信、電話事業の払下。これを実行すれば百億円以上を獲得できるが、産業政策上のぞましい結果が得られるか、どうか疑問である。

右の(1)(2)(3)は経常費の不足及び戦後復旧、社会政策費に充当す。
右の内(4)(5)は補償債務駐屯軍々費支払財源とす。

四、右の如き財政改革をしても、なほ財政の均衡を得ることは到底できない。最大の困難は依然として補償の財源不足にある。よってキャピタル・レヴィー又は財産税により一時に多額の資金を得る方法がないかが問題となる。

満洲事変以来又は支那事変以来軍需資本家又は投機業者の手に帰した国民の富は現下の価格に計算して二千億円位に上ってゐると思はれる。しかし之を徴税方法によって捕捉することは殆んど不可能である。といふのはその利得はすでに彼等の資本となり、又それが多数国民の所得となって分散してゐる訳である。そこで戦争利得を課税する方法は、やはり現在に於ける個人財産又は会社の財産を標準とする財産税の外にはない。かかる財産は土地、家屋、株券、銀行預金、家具、工場、事務所等であるが、之を集計しても課税標準として二千億円を得ることは困難であらう。かりにさういふ標準を捉へ得たりとし、今之に対してその一〇%即ち二百億円を税として徴することはできるだらうか。頗る困難である。けだし今や各人年々の所得は大に減少してゐるから国民の内にはこの税を払ふために預金の引出や土地、株券の投売やをしなくてはならぬ人が相当に多い。そこで市場は大混乱に陥るであらう。況んやそれに対し二〇%も税を課するといふことになると数百億円の財産が分割されたり売買されねばならぬから市場には恐くは恐慌状態を生ずるであらう。またこの法律が実行されるまでの間に財産の隠匿が行はれるであらう。



要するに本税によって千億の収入を得ることができるといふやうな計算がもしありとすればそれは何かの誤謬にもとづくものである。

尚本税の収入が相当の額に達するまでに約一年の日数を必要とする。その間インフレーションは進行する。

五、右の如くに財政政策を実行してもここ一年や二年や三年では財政の均衡は得られない。赤字は克服されない。しかし、もし二、の(1)(2)(3)を十分に実行し得れば赤字は年々百億とか二百億とか位には制限することができるかも知れぬ。さうすればインフレーションは緩慢である。社会の不安もさう起らない。その内に民需の生産も増加して来るかも知れない。一方インフレーションがすすめば、財政上の公債利子の負担、会社の社債及び配当の負担、個人の借金の利子の負担も実質的には軽くなる、そこで生産資本がふえることになる。そこで生産が増すことになる。即ち、インフレーション自身の内にインフレーションの停止を可能にする原因が発生する。ここに吾々の健全財政回復の契機がある。それを目標にして吾々は次の如き政策を主張する。

(イ)　財政五ヶ年計画を樹立する。

(1)　この間に必ず財政の均衡を回復する。
(2)　この間に公債利子の強制切下を実行し公債の利子負担額を減少する。
(3)　国有財産国有事業を払下げて公債の元本をなるべく減少する。
(4)　財政上なるべく多額の剰余金を作り、それを以て新通貨の準備資金とす。
(5)　右により四年後より財政に基く紙幣の発行を打切る。

(ロ)　金融五ヶ年計画を樹立する。

(1)　一九五〇年末を以て平価切下げ、新平価による金為替本位の新貨幣を発行する。
(2)　一九五一年一月を以てブレトン・ウッヅ会議に決した国際通貨基金に加盟する。
(3)　右目的達成のため日本の金融制度の民主化を徹底する。
(4)　日本銀行の金利を引上げ漸次民間銀行の不良貸付を整理する。
(5)　大蔵省預金部、産業組合中央金庫等の国家金融機関を民主化しその資金を生活必需品の生産に使用する。
(6)　興業銀行、横浜正金銀行、東洋拓殖会社等の特殊目的をもった半官金融機関を廃止しその業務の一部は日本銀行に移管し他の業務は市中銀行に移す。
(7)　右特殊銀行の貸出における低利制度を廃止し金利の単一化を期す。
(8)　国家金融機関の金利を市中金利と同一の水準に置く、即ち、郵便貯金の金利を引上げる。

(ハ)　産業五ヶ年計画を樹立する。

(1)　生活必需品の生産を振起しその生産物の供給を豊富にし、その価格を安定する。
(2)　生活必需品としての米、麦、棉花、羊毛、ゴム、ガソリン等を輸入し国民の衣食の供給を増加するために必要な産業を奨励する。
(3)　右(1)(2)の目的達成のため計画経済を行ふ。その詳細は省略。

以　上

一九四五年十月二十四日

出所　大蔵省資料Z六〇二—四。

## (6)　日本財政経済再建に関する意見書（渡辺喜久造）

日本財政経済再建ニ関スル意見書

主税局　渡　辺　書記官

一、現在日本財政経済再建ニ関シ我々ガ当面シテ居ル問題ハ次ノ二重ナ性格ヲ有シテ居ル

(イ)　戦争中ニ発生シ及戦後ニ発生スベキ裏付物資ナキ資金ノ尨大ナ蓄積ガ絶エズ財政均衡ヲ脅カシテ国家破産ノ危惧ヲ懐カシメ国民経済ニ不安ヲ与ヘテ悪性インフレ発生兆候ヲ示シテ居ルコト

(ロ)　戦災ニ因リ破壊サレ又ハ戦争中ニ酷使サレタ生産手段、生活基礎ハ敗戦ニ因ル国民経済生活圏ノ縮小ト相俟ッテ我国現在ノ国民経済ハ当面我国現在ノ国民生活ヲ維持スルニ足リナイ状況ニ在ルコト

此等両者ノ性格ノ相違ハ(イ)ハ国民経済的ニ視レバ生産消費ハ段々完了シテ居テ残サレテ居ル問題ハ債券債務処理ノ問題分配ノ問題デアルニ対シ(ロ)ハ現在ノ生産ガ現在ノ消費ヲ賄ヒキレナイ問題デアルコトニアル而テ(ロ)ノ問題ガ解決サレテモ(イ)ノ問題ハ残ルガ(ロ)ガ解決サレナイ限リ(イ)ノ問題ハ到底解決サレ得ナイコトニ在ル但シ此ノ両者ハ互ニ相錯綜シタ関連ニアリ(ロ)ノ解決自体ガ又(イ)ノ解決ニ或程度ノ目安ガツクコトヲ前提トスルコトモ銘記サレネバナラナイ

二、(ロ)ノ問題ハ当面食糧ノ問題トシテ最モ緊急ナル性格ヲ有ッテ居リ住宅問題トシテモ大キク「クローズアップ」サレテ居ル而テ之ガ解決特ニ前者ノ解決ナクシテハ日本財政経済再建ガ到底望ミ得ナイバカリデナク之ガ解決ノ遷延ハ国家治安ヲモ脅カス恨スラ有ツモノデアル

三、(イ)ノ問題ハ謂ハバ債券債務ノ問題デアリ戦争ノ後始末ヲ誰ノ負担ニ於テ片付ケルカノ問題デアルガ之ノ未解決ハ国民経済全体トシテハ非常ニ貧乏シテ居ルニ不拘国民各自ノ懐ハ札ガアフレテ居ルト云フ現象ヲ示シ之ガ闇ヲ助長シ価格均衡ヲ混乱状態ニ陥レ経済秩序ヲ攪乱シ悪性インフレ発生ノ原因ヲ包蔵シテ居ル

本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ現レテ居ル之ガ解決ハ資金ノ量ヲ減ズルカ資金ノ価ヲ低下サセル（貨幣価値ノ引下――物価水準ノ引上）又ハ此ノ両者ノ併用ニ依ッテノミ可能デアル而テ我国当面ノ状況ニ顧レバ一面ニ於テハ財産税財産増加税等ニ依リ可及的ニ資金ノ量ヲ減ズルト共ニ闇価格公定価格等ノ現状ニ顧ミ或程度ノ物価水準引上ゲト両者相俟テ物資資金間ノ均衡ヲ図ルベキモノト考ヘラレル

現在当面論議サレテ居ル財産税財産増加税ハ右ノ資金ノ量ヲ減ズル一手段トシテ稽ヘラレテ居ルノデアルガ第一次大戦後ノ独、墺等ノ実績ニ徴スルモ不徹底ナ財産税ハ結局インフレノ波ニ押シ流サレテ何ラノ効果ヲ納メ得ナイ従テ此ノ際財産税ヲ行ハントセバソレハ日本財政建直シノ為ノ財産税デナケレバナラヌソノ為ニハ早急ニ今後ニ於ケル補償、賠償等ニ付可及的速急ニ見透シヲ立テ財産税財産増加税ニ依リ幾千ノ歳入ヲ挙ゲレバソレガ他ノ手段（国有財産、国営事業等ノ払下）ト相俟ッテ財政再建ガ可能ナリヤニツキ充分ノ見透シヲ付ケ財産税ヲ実施スレバ日本財政ノ再建ガ可能デアルトイフ見透シヲ確立シソノ上ニ立ッテ一路邁進スベキデアリ然ラザル限リハ之ハ実施セザルニ如カナイコトヲ銘記スベキデアル

次ニ新物価水準ノ問題デアルガ単ニ抽象的ニ之ヲ論議スル丈ケデハ容易ニ解決ヲ求メ得ナイ従テ此ノ際当面ナスベキコトハ現在混乱ノ状況ニ至ル価格相互間ニ付均衡ヲトルコト此ノ為ニハ先ヅ以テ現在ノ水準ヲ維持スルコトヲ前提トシ之ニ合致サセル様ニ各種価格ニ付テ均衡ヲ図ルトセバ何ウナルカニ付テ見透シヲツケ之ヲ一応ノ出発点トシ之ト財産税等ニ因ル資金量ノ減トヲ見合ヒツツ両者ノ均衡ヲトリ得ル為ニハ何ノ程度ニ物価水準ヲ落付ケルベキカソノ点ヲ求ムベキデアルト考ヘラレル而テ此ノ関係ハ具体的ニハ将来ノ財政均衡ノ回復ニ其ノ手掛リヲ求ムベキモノト考ヘラル

最後ニ財産税ハ all or nothing デアルベキデ中途半端ナトキハソレハインフレノ波ニ押流サレテ了フコトヲヨク銘記スベキデアル

編注　筆者は渡辺喜久造大蔵書記官。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (7)　財政均衡方策に関するメモ（西原直廉）

財政均衡方策ニ関スルメモ（西原）

一、基礎資料ノ調査（国民財産、国民所得、国民日常最低生活基準各種実情及反響ノ聴取及調査）

二、前提情勢ノ探究（新日本ノ環境、世界ノ動向、日本ノ資源）

三、機構ノ整備（主計局ノ強化、税務署陣容ノ整備、特殊調査員ノ調査）

四、財政負担ノ測定（確定分子及未確定分子）及之ガ償却計画



五、経済振興民生安定方策ニ伴フ国庫支出額ノ測定

六、財産税及財産増加税ノ創設（目的、方法、影響、対策準備）並ニ通貨安定点及安定方途

七、増税、専売益金等ノ増収（経済振興及民生安定トノ関連性）

八、歳出削減方途及国有財産官公営企業払下ノ可否

九、財政収支五ヶ年予想

十、民生安定方策、生産活動促進方策、教育及文化方策、人口政策、国土計画、産業構成方策等ノ確立

編注　筆者は西原直廉大蔵書記官、大臣官房文書課勤務。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (8)　財政再建の件（杉山知五郎）

財政再建ノ件（杉山）

一、今後数年間ノ経済図表ノ作成

産業構造

雇傭状況

国民所得

財政負担

二、国家債務中今後各年度ニ於テ現金化ヲ要スルモノト凍結シ得ルモノトノ内容及金額的検討

三、今後ノ歳出ヲ減少セシメ民生安定ニ資スル如キモノノ検討

(1)　百万町歩農地開墾案ノ可否ト外国ヨリノ「クレジット」ニ依ル食糧収入トノ見合

(2)　失業救済事業費ト之ヲ実施セザル場合ノ失業者救済費トノ見合

四、為替換算率ノ決定及決定セラレタル場合ノ措置

(A)　卸売物価指数ヲ基準トシタル場合ニハ一弗八円―九円ガ妥当ナルベキモ実際ニ決定セラルル換算率ハ十五円以下ナルベキ処価格系列ノ調整ヲ行フ為価格調整特別会計ヲ設置スルコト一案ナルベシ

(B)　為替換算率ノ高低ト財政負担（特ニ賠償トノ関係）トノ関係対米為替換算率ヲ差当リ可成戦前ノ比率ニ近キ比率ニ定ムルコトノ可否及朝鮮、台湾、満洲ノ通貨価値ガ日本円ト等価ヲ超ス様ニ決定セラレザル様努ムルコトノ可否

(一)　長所

(1)　賠償負担ノ軽減

(イ)　賠償給付量ノ軽減

(ロ)　賠償ノ一項目トシテノ満洲、支那、南方等外地通貨建債務ニ付賠償給付ノ軽減

(2)　占領費負担ノ軽減

(3)　「インフレ」対策ニ資ス

(イ)　食糧輸入等ノ場合ニ輸入物資ノ価格ヲ低カラシム

(ロ)　心理的ニモ良好……減価「インフレ」ノ防止

(ハ)　外貨送金ヲ受ケタル者外国通貨ヲ取得セル者ハ日本円ノ価値切下ガ少イ程本邦通貨ノ取得高少ク「インフレ」対策上良好ナリ

(二)　短所

(1)　我国ノ経済実行ト背離シ各種ノ無理ヲ生ズベキコト

編注　筆者は杉山知五郎大蔵書記官、大蔵省終戦連絡部主幹。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (9)　戦後財政再建策覚書（大平正芳）

戦後財政再建策覚書（主計　大平）

一、戦後財政再建ノ課題

(イ)　既往ノ国債ノ処理

(ロ)　将来ノ収支均衡ノ維持

右(イ)(ロ)ガ互ニ相排斥シ一歩誤レバ社会的革命ヲ惹起スル危険性アル処ニ問題

ノ悲劇性ト重要性トガアル。

二、国債ノ処理

蛮勇ヲ揮ッテ元利ノ支払ヲ打切ルト信用恐慌、経済秩序ノ混乱ヲ結果シ、急速ニ社会革命ヲ誘致ス。公約ヲ守リテ元本ノ償還、利払ヲ続行スルニ於テハインフレ必至、生産減退、失業及生活難ヨリ来ル社会不安ヲ招来シ漸次社会革命ニ具体化スル危険アリ。

右何レノ道モ茨ノ道、苦悶ノ難路デアル。シカシ国家組織ノ最後ノ支柱ガ国家ノ信用ニアリトセバ、公約破棄ハ不可。公約ノ線ニ添ヒツツ如何ニシテインフレノ進行ヲ可及的ニ緩和シ、社会不安ノ激化ヲ回避スルカニ政府ハ全力ヲ傾注スル必要ガアル。

(イ) 之ガ為ニハ最モ有力ナル手段トシテ連合国特ニ米ノ物的援助ヲ仰グ必要ガアル。ソレニハ日本ノ国際的信用ヲ恢復セネバナラヌ。ソノ手段トシテハ日本政府必死ノ日本経済ノ復興其他終戦善後措置ヲ世界環視ノ中デ努メネバナラヌ。又特ニ日本ノ政治的民主化ヘノ脱皮ヲ強力且急速ニ断行シ世界輿論ヲ緩和シナケレバナラヌ。日本ノ産業復興ノ基本線ハ国際貿易ニ有利ニ参加スル構想中ニ求メネバナラズ、コレガ又物的援助ヲ仰グ呼水トモナルベシ。

(ロ) 国債ヲ棚上ゲ、国債ヲ媒体トシテ日銀ヨリ融資ヲ仰グ道ヲ閉鎖スレバ「紙幣」インフレノ抑制ニハナルベキモ、生産及流通経済ノ運行ガ阻害セラレ却ッテ実質的ニインフレノ昂進ヲ結果ス。

国債ノ償却手段トシテ官業ノ払下等ヲ行フモ心理的効果以外ニ効目ナシ。僅カニ財産税ニ依ル元本自体ノ磨銷ト国有財産ノ払下ニ依ル遊資ノ吸収ト其ノ生産的利用トガインフレノ昂進ヲ緩和シ得ルノミ。

(ハ) 生産政策、社会政策ニ付テハ後述。

三、収支均衡策

(イ) ココ二、三年ハ如何ニ超人的ニ努力スルモ収支ノ均衡ハ絶望的。(国債ノ利払、連合軍軍費、復員費、社会政策費ノ増嵩避ケ難クインフレノ進行モ亦阻止シ得ナイ。反面新シイ財源ハ酒、煙草ニ依ル増収以外ニ多クヲ期待シ得ナイ)

(ロ) ソコデ明年度以降財政調理ノ道標トシテハ

(1) 向フ五ケ年間位ニ収支均衡ヲ恢復スベキ財政計画ヲ樹立シ、国民経済ノ自由的運営ノ準拠ヲ与ヘ国家信用ノ恢復ト民心ノ安定ニ資スルコト。

右計画ハ出来得レバ数字的ニ策定シ国策トシテ権威ヅケルコト。

(2) 大蔵大臣ノ所謂「生産財政」ノ構想ヲ具体化シ「消費財政」ヲ極力抑ヘルコト。

(A) 生産増強ハ国際貿易恢復後ノ日本産業構成ノ基本図表ニ沿ヒ実行シ、之ガ実行ニハ予算ニ依存セシメズ之ニ対スル金融疎通ニ依リ拍車ヲカクルコト。

(B) 失業対策ヲ生産的失業対策ニ限定シ、失業手当ヲ排シ、巷ニ徒食者ナカラシムル如ク大規模ナル公共生産事業ヲ計画的ニ展開スルコト。

(C) 予算ノ編成並実行ノ技術面ニ於テモ「生産財政」ノ助長ト「消費財政」ノ抑制ニ賢明ナル手段（法令ノ改廃ヲモ含ム）ヲ講ズルコト。

(3) 中央及地方ノ国庫依存ノ積弊ヲ一掃シ、各財政主体、経営主体ノ経理的自立性ヲ培養スルコト。

(4) 国庫大臣ニ予算編成上各省大臣ニ優越セル地位ヲ賦与シ之ヲ法制化スルコト。

(5) 財政担当部局ノ陣容ヲ画期的ニ刷新、充実スルコト。

編注　筆者は大平正芳大蔵事務官、主計局勤務。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (10) 財政再建に関する件（昭和二〇年一〇月二九日）

財政再建ニ関スル件（昭二〇、一〇、二九）



第一、前提トシテノ考ヘ方

(1) 戦後ニ於ケル財政ニ付テハ万難ヲ排シ之ガ均衡ヲ確立スルモノトシ諸般ノ経済施策ヲ綜合シ徹底的ナル施策ヲ断行スルコト

(2) 戦後ニ於ケル経済秩序ノ再建ニ付テハ通貨価値ノ水準ノ決定及之ガ安定ヲ第一義トスルコト固ヨリナルモ本件ニ付テハ現下ノ混乱状態ニ於テ理論的ニモ実際的ニモ直チニ決定スルコト困難且不適当ナルニ鑑ミ差当リ物資ノ出廻リト生産ノ促進ニ重点ヲ置キ不自然ナル統制ヲ緩和シツツ成行キヲ注視スル反面不当ナル暴利ヲ取締ル程度ニ止メルコト

(3) 通貨価値ノ見透シノ如何ニ拘ラズ財政ノ収支均衡ハ今後ノ経済再建ニ絶対ニ必要ナルコトノ認識ヲ維持スルコト

第二、財政均衡ノ具体策

一、既ニ考ヘラレ居ル具体策ノ外左ノ着想ヲ以テ具体策ヲ進行スルコト

(1) 累積スル赤字公債ノ相当部分ヲ償却スルコト

(2) 今後赤字公債ヲ出サザルコト

(3) 右ニ依ルモ尚整理シ得ザル公債ノ利子ハ経常歳入ヲ以テ賄フコト

二、右着想ヲ具現スベキ対策

(1) 新税――新日本財政再建ヲ目的トシ全国民戦死ノ観念ヲ以テスルコト

(イ) 戦時財産増加税

(ロ) 財産税

計約一、〇〇〇億ヲ見込ムコト

物納ヲモ認ムルモ納税者ヲシテ金納、特殊預金納、公債納ヲ為サシムル如ク工夫スベキコト

(2) 通貨ノ整理

(イ) 新紙幣ノ発行

財産税徴収ノ技術的必要（退蔵通貨ノ吸引）ヨリスルモ絶対ニ実行スルコト（平価切下的感覚ヲモ取入ルルコト）

(ロ) 新旧紙幣交換ニ際シ預金ノ封鎖ヲ併行スルコト

新通貨ニ依ル預金

旧通貨ニ依ル預金

(ハ) 最高発行限度制ノ復活

(3) 歳出ノ整理

(イ) 軍需企業等ニ対スル補償

総動員法、軍需会社法、防空法等法令ニ基ク補償ニ付テハ戦争保険其ノ他ト綜合的ニ査定シ現制ノ公債ヲ交付スルコト

尚右ハ租税ノ対象トナルコト固ヨリナルコト

(ロ) 価格差補給金補助金等ノ徹底整理

(ハ) 給与ノ大幅改善

(4) 賠償

(5) 社会条件ノ確立

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (11) 財政の均衡恢復に関する件（昭和二〇年一〇月三一日）

財政ノ均衡恢復ニ関スル件（昭二〇、一〇、三一）

一、財政方針

今ヤ我国ハ物ト見合ハザル通貨ノ膨脹ハ継続シ、膨大ナル国庫負債累積シ、食糧及燃料等ハ不足シ遊民ハ漸増シ、経済活動ハ睡眠スル等民生ノ安定ヲ欠キツツアリ、且一部ニハ漸次預金ノ取付的現象ヲモ起シツツアリテ、現状ヲ此ノ儘ニ放置センカ、我国ノ経済秩序ハ破壊サレ皇国ヲシテ悲惨ナル破局ニ陥ラシメントスルノ虞多分ニ存ス　故ニ賠償問題、在外円系通貨整理問題及在外企業補償問題、食糧輸入問題等未確定ナル重要要素多分ニ存スルモ之等ノ解決ノ時期タルヤ果シテ近キニ之ヲ期待シ得ザルヲ以テ此ノ際一応現状ニ就テ判明シ居レル諸条件ヲ対象トシテ当面急ヲ要スル民生ノ安定特ニ食衣住及燃料等ノ積極的ナル安定方策ノ強力ナル実施ト併行シテ膨大ナル通貨量ト国庫ノ負債ヲ整理シ財政ノ均衡ヲ恢復シ以テ、我国ノ危局ヲ克服スルコト喫緊ノ要務ナルベシ

即チ、当面ノ財政ハ左ノ方針ニ依ルモノトス

個人ニ課スルコト

（二）新税創設後ノ財政収支恢復ノ状況ヲ国民ニ示分ニ理解セシメ全国民ニ新生ノ活気ヲ振興セシムルコト

（三）課税ハ社会的公平ヲ図ルコト

（四）納税ノ早急且短期間ニ行フコト

（五）新通貨ノ印刷及鋳造

（一）現行紙幣幣銀行券及証券ニ対スル押捺用スタンプノ製造

（二）税務署所ノ整備（必ズ十名ノ人員ノ各ヲシテ要セズ人材ヲ整備スル要ア

ルベシ）

（三）国債償還ニ充当スル百億円ノ国債利子ヲ賄フコトヲ得

四、財産税実施ニ注意スベキ事項

（一）財産税ハ一般ニ於ケル課税ノ公平ヲ期スル為メ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル税率ヲ定メ之ニ依リ課税スルヲ要ス

（二）財産税ハ一回ニ限リ徴収スルヲ要ス

（三）財産税ハ現在ノ財産ニ対シテノミ課税シ将来ノ財産ニ対シテハ課税セザルヲ要ス

（四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル税率ヲ定メ課税スルヲ要ス

（五）財産税ハ財産ノ評価ヲ公正ニ為スヲ要ス

（六）財産税ハ財産ノ隠匿ヲ防止スル為メ適当ナル罰則ヲ設ケ且ツ財産税ノ徴収ヲ確実ニスル為メ適当ナル罰則ヲ設ケルヲ要ス

（七）財産税ハ財産ノ評価ヲ公正ニスル為メ適当ナル機関ヲ設ケルヲ要ス

（八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税方法ヲ設ケルヲ要ス

（九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期ヲ設ケルヲ要ス

（十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税単位ヲ設ケルヲ要ス

（十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（三十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（三十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（三十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（三十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（三十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（三十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（三十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（四十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（四十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（四十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（四十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（四十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（四十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（四十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（四十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（四十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（四十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（五十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（五十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（五十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（五十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（五十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（五十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（五十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（五十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（五十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（五十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（六十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（六十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（六十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（六十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（六十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（六十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（六十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（六十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（六十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（六十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（七十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（七十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（七十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（七十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（七十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（七十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（七十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（七十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（七十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（七十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（八十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（八十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（八十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（八十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（八十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（八十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（八十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（八十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（八十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（八十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（九十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（九十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（九十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（九十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（九十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（九十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（九十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（九十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（九十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（九十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百二十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百二十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百二十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百二十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百二十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百二十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百二十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百二十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百二十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百二十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百三十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百三十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百三十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百三十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百三十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百三十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百三十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百三十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百三十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百三十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百四十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百四十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百四十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百四十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百四十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百四十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百四十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百四十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百四十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百四十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百五十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百五十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百五十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百五十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百五十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百五十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百五十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百五十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百五十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百五十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百六十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百六十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百六十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百六十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百六十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百六十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百六十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百六十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百六十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百六十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百七十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百七十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百七十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百七十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百七十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百七十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百七十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百七十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百七十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百七十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百八十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百八十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百八十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百八十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百八十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百八十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百八十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百八十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百八十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百八十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百九十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百九十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百九十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百九十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百九十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百九十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（百九十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（百九十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（百九十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（百九十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百二十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百三十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百四十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百五十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百六十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百七十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百八十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（二百九十九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（三百）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（三百一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三百二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（三百三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（三百四）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（三百五）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三百六）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（三百七）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（三百八）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（三百九）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三百十）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税期限ヲ設ケルヲ要ス

（三百十一）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税場所ヲ設ケルヲ要ス

（三百十二）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税通貨ヲ設ケルヲ要ス

（三百十三）財産税ハ財産ノ種類ニ応ジ適当ナル納税手続ヲ設ケルヲ要ス

（三百十四）財産

## (12)　財政再建計画大綱に関する問題

財政再建計画大綱ニ関スル問題

一、財産税及財産増加税ノ創設
(一) 財政再建計画ノ狙ヒト両税ノ意味
(二) 現段階ニ於ケル国民経済ノ安定ト財政収支均衡トノ関係
(イ) 積極財政カ消極財政カ（通貨価値ノ安定ヘノ寄与判定）
(ロ) 消費計画ノ設定
(三) 課税後ニ於ケル資産ノ構成ト今後ノ国民経済ノ構成（経済民主化ノ日本的形態）トノ関係
(四) 課税技術ノ問題
(イ) 客体（特ニ企業課税ニ伴フ問題）
(ロ) 方法
(ハ) 時期
(五) 生産及流通経済ノ運行ニ対スル課税ノ影響ノ分析及之ニ対スル対策
(六) 併行的ニ実施スルヲ適当ト考ヘラルル補完施策

二、増税
(一) 賠償税的構想（国民ノ増税ニ対スル納得ノ問題）
(二) 直接税ノ調整（列国トノ負担比較、賠償交渉トノ関連）
(三) 税務機構ノ刷新、充実
(四) 地方税トノ調整（地方自治ノ強化ト政府ノ負担軽減）——地方行政機構ノ改編ノ問題

三、行政整理
(一) 給与制度ノ刷新
(二) 給与ノ引上

四、恩給制度
(一) 恩給思想ヨリ退職金思想ヘノ転換



不均衡ヲ是正シ、以テ戦後財政再建ノ確立ニ資スル為財産増加税ヲ創設スルコト

二、破綻ニ直面セル財政ヲ再建スル為財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保スルコト

三、今後当分ノ間毎年度ノ経常歳入ヲ増加シ財政ノ収支ヲ均衡セシムル為資産所得及嗜好品等ノ重課ヲ趣旨トスル税制改正ヲ行フコト

四、専売其ノ他官営事業ノ増収ヲ図ルコト

五、行政整理ヲ大幅ニ断行シ一般政費ノ削減ヲ行ヒ併セテ行政機構及官吏制度ノ抜本的改革ヲ行フコト

六、恩給制度ヲ再検討スルコト

七、価格差補給金制度ヲ再検討シ原則トシテ之ヲ廃止スルコト

八、国有財産ノ払下ヲ促進スルト共ニ官業ノ民間委譲ヲ考慮スルコト

九、政府命令、政府企業間ノ契約ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ニ付テハ各種補償ノ内容ニ応ジ適正且厳格ナル審査ヲ加ヘ可及的綜合的ナル判断ニ依リ之ヲ決定交付スルコト

一〇、食糧増産、引揚邦人ノ援護其ノ他社会施設費等ニ付テハ応分ノ考慮ヲ払フコト

一一、連合軍駐屯関係経費、賠償及外地企業ノ補償等ニ付テハ前記各般ノ施策ノ綜合的結果ト睨ミ合セ負担過重トナラザルヤウ内外ニ対シ万般ノ措置ヲ講ズルコト

編注　閣議提出原案には、「一一」項のあとに、「(註)右一及二ニ依リ概ネ九百億円程度ノ国債消却ヲ期ス」とあったが、この部分を削除して、閣議了解された。

なお、この閣議了解は、同時に閣議了解された「軍需企業に対する補償に関する件」(後掲六一四ページ所収)と相互に関連している。

出所　大蔵省資料Z五二六—一—二。

## (13)　財政再建計画大綱要目（昭和二〇年一一月五日閣議了解）

財政再建計画大綱要目（昭二〇、一一、五閣議了解）

戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進ンデ経済再建ノ礎石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万策ヲ尽スモノトス

財政収支ノ均衡恢復ニ関シテハ国民食住衣ノ維持、道義ノ昂揚其ノ他諸方策ノ強力ナル推進ヲ期待シツツ概ネ左記諸項目ニ亘リ果敢ナル具現ヲ期ス

記

一、戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴収シ、戦争ニ因リ財産関係ニ生ジタル

## (14)　財政再建計画大綱説明要旨（昭和二〇年一一月五日）

財政再建計画大綱説明要旨（昭二〇、一一、五）

一、満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル外、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廃ノ一途ヲ辿リ、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ

二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確ニ洞察シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ綜合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ社会経済情勢ハ卒直ニ謂ハバ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実情ヲ直視シ此ノ際国ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコト喫緊ノ要務ナリト信ズ

即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク、万一右基盤ガ動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ民生安定ノ如キ到底之ヲ期待シ得ザルベシ

而シテ経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義ノ恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合的且強力ニ実施スル外ニ途ナシ

今ヤ政府ハ其ノ総力ヲ挙ゲテ国民ノ食衣住及燃料ノ確保、就業対策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ヅ自ラノ閣志ヲ新タニシ一路邁進スベキ秋ナリト信ズ

三、然ラバ財政ノ現状及見透シ如何ト謂フニ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限リ今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ザルベク其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国

家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ

即チ本年度ヲ基準トシ二十一年度予算ヲ概算スルニ（参考資料第一参照）

(1) 普通歳入ハ戦災其ノ他ニ依ル減少等ヲ考慮ニ入レ租税収入官業諸収入其ノ他計約百二十億円ト見込マルルニ対シ

(2) 歳出ハ

(イ) 価格差補助金ニ関シテハ石炭及肥料ニ付相当ノ削減ヲ加ヘ、鉄ニ付テハ本年度ニ於ケル補助金ニシテ来年度支出ニ属スベキモノノミヲ掲ゲ、其ノ他ニ付テハ之ヲ廃止スルコトトシ

(ロ) 特殊会社等ニ対スル補助金及

(ハ) 其ノ他各種補助金ノ大幅削減ヲ行ヒ

(ニ) 一般行政費ニ関シテハ大幅ノ行政整理ヲ実行スル

等一般費ニ於テ約三十五億円強ノ削減ヲ行フモ尚且歳出見込ミハ計約百二十一億円ニ達シ之ノミニテモ約一億円ノ歳入不足トナル計算ナリ

(3) 然ルニ二十一年度ニ於テハ現情ニ即シ

(イ) 外地ヨリノ引揚邦人援護費

(ロ) 傷痍軍人援護費

(ハ) 食糧増産対策費

(ニ) 社会施設費

等ニ付新規ノ歳出増加ヲ見込ムノ要アルベク其ノ額約三十億円程度ト予想スルヲ要スルノミナラズ

(ホ) 臨軍借入金総額約百五十億円ニ対スル利子約四億五千万円ヲ計上スルノ要アリ更ニ

(ヘ) 後述ノ如ク軍需企業等ニ対スル補償等ヲ行フトセバ其ノ額二百三十六億円ト推算セラレ、之ニ対シ臨時軍事費関係百一億円ヲ調整シ且企業及個人ニ対スル戦争保険金三百二十九億円ヲ加算スレバ其ノ総額約四百六十四億円トナリ（参考資料第二参照）之ニ対スル利払約十六億円ヲ計上スルノ要アルベシ

四、財政ノ概況及見透シ上述ノ如シ、之ヲ国民経済的観点ヨリ見レバ、今日我ガ国民ノ財産総額ハ現在幾何ニ達スルヤ遽ニ推断ヲ下シ得ザルモ、概ネ四、五千億円ト推定セラルル処、其ノ中千五百億円乃至二千億円ハ国債ノ累積等ニ基ク謂ハバ身ノ無キ財産ト考フベキモノナルベシ、右ハ敗戦ノ結果国民経済全体トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セル現象、即チ物ト金トノ極端ナル不均衡トナリテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪乱シ闇価格ヲ吊上ゲ経済秩序ヲ脅カシテ悪性インフレーション発生ノ兆ヲ露呈シ居ルモノニシテ、之ガ対策トシテハ一面民需生産ヲ活発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシムルト共ニ謂ハバ身ノ無キ財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要アリト認メラル

仍テ今日採ルベキ措置トシテハ

(1) 先ヅ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤ヲ造成スルコト絶対必要ナリ而シテ其ノ方法トシテハ先ヅ以テ約九百二十億円ニ上ル財産増加税及財産税ヲ一回限リ賦課シテ一応二千百七十億円ニ上ルト認メラルル国債ヲ千二百七十億円ニ削減シ之ニ依リ毎年ノ国債費負担ヲ約七十五億円ヨリ右ノ結果歳出ノ合計ハ約百七十二億円トナリ結局約五十二億円ノ歳入不足ヲ生ズル計算トナル

(4) 叙上ノ概算ヲ別ノ観点ヨリ見レバ今年度末ノ国債総額約二千百七十四億円（二十一年度首国債千五百六十億円、臨軍借入金百五十億円及補償金等四百六十四億円ノ合計）ニ達スルノ見込ナルニ加ヘ

(イ) 連合軍駐屯関係経費

(ロ) 賠償ヨリ生ズル国庫負担

(ハ) 在外円系通貨ノ整理ニ要スル経費

(ニ) 外地企業ニ対スル補償

等今日未確定ナル要素ヲ考慮ニ入レ置ク要アルヲ以テ此等ヲ加算スルトキ今後ニ於ケル国庫負担ハ実ニ尨大ナル額ニ上ルベシ

五、上述ノ財政ノ現状及見透ナルニ付テハ一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、戦時中ノ預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ

右ノ所論ハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面ノ最喫緊事ハ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ国民道義ノ恢復ヲ期スルニ在リ

従テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借換等ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリ他方仮ニ軍需企業ニ対シ損失ノ補償ヲ為サザルトキハ、軍需企業ノ負債ノ処理ヲ不可能ナラシムルハ勿論、之ガ為金融機関ノ債権ハ回収困難トナリ、延テハ預金ノ支払ニモ支障ヲ生ゼシメ又政府公約ノ破棄ハ国民全般ニ亘ル各種債権債務ノ処理ニ波及シ、斯クテハ一切ノ経済秩序ヲ混乱ニ陥ラシムルコトトナル虞存スルヲ以テ、此ノ際政府ノ信義ヲ維持シ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ且経済活動ヲ運行セシムル為

(イ) 政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険及契約解除ノ損害賠償ノ支払ハ適正且厳格ナル審査ノ下ニ之ヲ続行スルト共ニ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトシ其ノ実施方法、範囲、補償ノ内容等ハ慎重ナル手続ヲ経テ決定スルモノトシ差当リ右準備等トシテ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ速カニ実施スルト共ニ

(ロ) 一方右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為、転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ



約四十四億円ニ減ズルコト其ノ中核ナルベシ

右九百二十億円ノ財産増加税及財産税ハ実ニ我国民ノ財産総額ノ二割乃至二割五分ニ当ル計算トナルモ、戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シテ戦時中ノ財産増加額ヲ徴収スルコトハ蓋シ何人モ異存ナキ所ナルベク又終戦ト共ニ全国民戦死シタルモノト考フレバ、有史以来未曾有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シ過大ナル負担ヲ調整シテ新生ニ乗リ出スベキ我国民トシテハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度ノ犠牲ヲ負担スルニ異存ノアルベキモノトハ信ゼラレズ

(2) 尚現状ニ於ケル国民ノ財産ハ金銭的形態ヲトレル部分相当大ナルヲ以テ財産増加税及財産税ノ徴収ハ技術的ニモ比較的容易ナリ、而シテ現金ヲモ課税対象トスルコト固ヨリニシテ之ガ為ニハ新様式ノ日本銀行券ヲ発行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル所存ナリ、右ノ如キ画期的ナル施策ヲ断行スルモ尚約千二百数十億円ノ国債ハ残存スルヲ以テ能フレバ多少ナリトモ年々之ヲ消却スベキハ財政再建上当然ノ要請ナル次第ニシテ従テ今後毎年度ノ予算ニ付テハ少クトモ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ堅持スルノ要アリ

然ルニ前述ノ如ク財産増加税及財産税ノ創設ニ依リ、二十一年度ニ於テ約四百二十億円ノ国債ヲ消却シ得ル結果、国債費ニ於テ二十二年度約十五億円ノ減少ヲ期シ得ベク、二十三年度以降ニ於テモ年々相当額ノ負担ヲ減少シ得ベキモ、尚且、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ナルヲ以テ今後当分ノ間普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フヲ得ザル次第ナリ

仍テ

(3) 右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約二十億円ノ増収ヲ図ルノ要アリ右ノ場合ニ於テハ例ヘバ

(イ) 不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税ヲ増徴シ

(ロ) 浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課スル

等ヲ其ノ限目トシ一方煙草ノ値上ゲニ依ル専売益金ノ増収、鉄道旅客運賃及郵便料金ノ値上ゲニ依ル官業収入ノ増加等ヲ断行シ二十一年度ニ於

勧奨スルヲ適当トスベシ

(ハ)　尚補償ヲ受クル企業ニ対シテハ財産税ノ創設ニ依リ綜合的ニ其ノ財産価格ヲ捕捉スルコト勿論ナリ

六、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復ハ前述シタル如ク、之ニ依リ破局的ナル我国財政再建ノ礎石ヲ築クト共ニ出来得レバ之ニ依リ莫大ナル通貨量及購買力ヲ回収シテ通貨ノ価値ヲ安定シ我ガ経済秩序ヲ維持センコトヲ企図スルモノニシテ、斯クノ如キハ食衣住及燃料等ノ確保、生産活動ノ促進、就業方途ノ指示等諸般ノ民生安定方策ト綜合的併行的ニ強力ニ実施セラルルニ非ザル限リ其ノ目的ヲ達シ得ザルノミナラズ、場合ニ依リテハ却ツテ異常ナル混乱ヲ惹起スル虞モ存スル次第ニシテ、此ノ際重ネテ各所管省ノミナラズ政府全体トシテ右当面ノ国民ノ最低生活保障ノ具体的方途ノ早急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ

尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各般ノ資料ヲ整備シ、鋭意研究中ナルガ、本財政再建計画ニ付テハ一応閣議ニ於テ御了解ヲ得タル上ハ速急ニ連合軍ノ了解ヲ取付度キ所存ニシテ之ガ準備完了前ニ外部ニ漏洩スルトキハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難キヲ以テ、発表ノ時期及方法ニ付テハ改メテ閣議ニ於テ御了解ヲ受クルコト致シ度シ

七、以上要之今回ノ提案ハ縷述セル如ク当面ノ実情ニ鑑ミ採ルベキ施策ノ一大重点ヲ財政収支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜合的推進ヲ期待シ以テ我国財政経済再建ノ礎石タラシメントスル配意ニ出ヅルモノニ外ナラズ而モ之ガ実施ニ当リテハ国民ノ自力更生精神ノ振起ヲ基底トスル秩序ノ維持ヲ主眼トシ、戦争ニ基ク富ノ偏在ヲ是正シ国民ノ負担ヲ公平化シツツ所期ノ目的ヲ達成セントスルモノナリ

固ヨリ国民ノ総財産額ノ四分ノ一ニ垂ントスル財産増加税及財産税ノ賦課ノ如キハ或ル程度国民経済力ヲ萎縮シ生産力ニ若干ノ影響ヲ齎スベキ懸念ナキニ非ザルモ本税ノ徴収ハ前述ノ如ク身ノ無キ財産ノ吸収整備ヲ主トスル結果トナルモノナルヲ以テ、之ガ徴収方法宜シキヲ得一面ニ於テハ之ニ依リ物

金トノ均衡ヲ恢復シ、抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル不安定感乃至不満感ヲ一掃シ、財政ト国民経済ノ両面ニ亘ル秩序ノ安定ヲ図リ得ルニ於テハ之ニ依リ却ツテ経済活動ハ古キ残滓ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期スルヲ得ベク他面通貨価値ノ水準、物価政策ノ見透シ等ニ関連スル綜合的ナル経済体制ノ方向モ正常ナル基礎ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ベキモノト信ズル次第ニシテ当面個々ノ対策ヲ以テ糊塗スルハ其ノ策ヲ得タルモノニ非ズト信ジ彼此熟慮勘考ノ末本提案ヲ決意シタル次第ナリ

編注　本文は、「財政再建大綱要目案」の閣議提出に際しての説明要旨であり、その原案として、「戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件(二〇、一一、一)」(大蔵省資料Z五一一―九〇)が起案されており、これに字句修正をほどこして本文となった。なお、参考資料は省略した。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (15)　愛知文書課長の閣議傍聴メモ（昭和二〇年一一月五日）

一一、五　閣議

増加税異議ナシ

財産税ノ徴税方法。相続税ノ方式ヲオリ込ムコト　財産税ノカケ方。物納、公債ノ他綿布、カンヅメ、増資株、田畑――小サナ一軒家ヲドウスルカ、物納ノ方法。

増資ヲ認メナカッタノハ不可　含ミヲ取ル場合。良イモノヲ残ス考慮　留保ヲ奨励スベキ場合モアルベシ

補償ハ実行スベシ（註ハ消シテ了解）

賠償トノ関係如何

小林大臣

①大蔵省ハ不信用

②金融界ニ相談セリヤ。――各銀行ヨリ抽出シテ一行ニスル案ヲ自発的ニヤラセルコト――凡テガウマク行ッテカラヤレバ宜シイ



宮内省関係　財産税ヲトルカ。財産税的ノモノヲ政府ニ下賜サレル方法ヲ可トス――マ司令部ガ承認スルヤ否ヤ

明日方法論ヲ出スコト

経済懇談会ニ提議

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (16)　戦後財政再建方策大綱（覚書案）（昭和二〇年一一月五日）

戦後財政再建方策大綱（覚書案）（昭二〇、一一、五）

敗戦日本ノ戦後財政ハ軍事費負担ノ消滅ニモ拘ラズ国民経済負担力ノ低下、戦時公債ノ累積、各種補償ノ激増、賠償負担ノ加重等ニ因リ将ニ破綻ノ危局ニ直面シ居ル処之ガ急速ナル再建ヲ図ルハ通貨価値ヲ安定シテ社会経済秩序ノ崩壊ヲ防止シ産業ノ再建、民生ノ安定ヲ確保シテ民主主義的平和国家ヲ建設スルガ為緊急不可欠ノ要件ナリト認メラルルヲ以テ此ノ際綜合的ナル戦後政治経済再建方策ノ一環トシテ合理的且民主主義的ナル方途ニ依リ戦後財政ノ具体的再建計画ヲ設定シ之ガ実行ノ必成ヲ期スルモノトス

記

一、戦後五年間ニ亘ル財政再建計画案ヲ作成シ財政均衡ノ合理的且計画的恢復ヲ図ル

二、各種補償ハ社会経済混乱ノ防止、国家信用ノ保持、産業ノ再建、民生ノ安定等ノ見地ヨリ適正ニ実行スルヲ妥当ト認メラルルヲ以テ厳正ナル標準及査定ノ下ニ普通利附交付公債ヲ以テ之ヲ実行ス

三、各種補償実行後ノ政府債務総額ハ敗戦後ノ我国民ノ実質的資本、実際生産力ニ対比シ圧倒的ニ過大ニシテ之ガ利子負担ノ大幅軽減ヲ図ルハ戦後財政均衡恢復ノ中軸的措置ナリト思料セラルルノミナラズ敗戦後国民ノ物的財産、実際生産力ガ著シク縮小セルニ対シ尨大ナル預金、公債、株式等ノ貨幣資金ノ存在ハ国民経済上価格撹乱ノ根本要因ヲ為スモノト認メラルルヲ以テ此ノ際左記ニ依リ公債ノ一大整理ヲ行フ

(一)　各種補償後ノ政府債務総額ノ二分ノ一程度ヲ臨時財産税（財産増加税ヲ含ム）ノ賦課及国有財産ノ払下ニ依リ合理的ニ清掃シ国庫利子負担ノ大幅軽減ヲ図ル

(二)　金利ノ引下ハ国庫利子負担ノ軽減上望マシキモ不動産価格ノ昂騰ヲ誘致シ通貨価値安定ノ目的ニ背致スル虞アルヲ以テ金利、配当、地代等所謂資産所得全般ニ対スル二割程度ノ均一課税ニ依リ国庫利子負担ノ調整ヲ図ル

四、前記ノ措置実行後ニ於テモ尚政府債務ノ累積額ハ我国民ノ経済負担力ニ対比シ過重ノミナラズ物資需給ノ現状及将来ニ照シ物価水準ノ若干ノ引上ヲ行フハ必要已ムヲ得ザルモノト認メラルルヲ以テ昭和二十二年三月頃迄ニ物価及賃銀ノ水準ヲ終戦時ノ二倍程度ニ漸進的且計画的ニ引上ゲ同期日頃ヲ期シ新通貨ノ発行ヲ行ヒ爾後之ガ価値ノ絶対的安定ヲ期ス

(備考)

株式等ノ産業資本ニ付テハ相当程度ノ減資（原則トシテ無償）ヲ断行セシメ企業経営ノ再建ヲ図ル

五、財政均衡ノ合理的且計画的恢復ハ前記措置ノ外概ネ左記ニ依ル

(一)　前記利子負担ノ軽減ノ外恩給年金費ノ削減、価格補給金ノ全廃、補助金ノ削減、一般行政費ノ節減等ニ依リ歳出ノ大幅整理ヲ行フト共ニ租税ノ増徴、専売益金ノ増加、鉄道通信事業収入ノ増加等ニ依リ歳入ノ増加ヲ図リ国庫収支ノ改善ヲ期ス但シ物価及賃銀水準ノ引上ニ伴フ当然ノ歳出ノ増加及歳入ノ自然増加ヲ考慮ニ容ルルト共ニ食糧確保、戦災復興、完全就業等戦後民生安定ノ為必要不可欠ナル経費ニ付テハ適正額ノ積極的支出ヲ為ス

(二)　確実ニ現実資本ノ増加（生産力ノ増加）ヲ来ス性質ノ臨時的経費ニ付テハ任意公債ノ発行（投資公債）ヲ認ムルモ其ノ他ノ諸経費ハ経常的タルト臨時的タルトヲ問ハズ凡テ租税其ノ他ノ経常的又ハ臨時的普通収入ヲ以テ支弁スルノ鉄則ヲ恪守ス但シ投資的事業ハ成ルベク民間資金ニ依ルト共ニ任意公債ノ発行ハ日銀引受後売出ノ方法ニ依ラズ直接公募ノ方法

ニ依ル

(三) 連合軍ノ駐屯費ハ凡テ租税其ノ他ノ普通収入ヲ以テ支弁シ連合国ニ対スル賠償費ハ既存資産ヲ以テ賠償ニ充ツル分ニ付テハ普通利附交付公債ニ依リ支弁シ其ノ利子負担及年々ノ国民生産物ヲ以テ賠償ニ充ツル分ニ付テハ租税其ノ他ノ普通収入ニ依リ支弁ス

(四) 再建財政ノ構成ニ付テハ其ノ総額ヲ国民所得ニ対スル適正ナル負担率ノ範囲内ニ止メシムルヤウ配意スルト共ニ消費的支出（一般行政費、生産的支出（投資的支出、生産増加費）及移転的支出（公債費、恩給利子費、価格補給金等）各相互間ノ均整保持ニ努ムルモノトス

(五) 合理的ナル減債基金ノ制度ヲ確立シ累積公債ノ漸進的且計画的整理ヲ行フ

六、前記財政再建方策ノ効果的且適時的実行ノ必成ヲ期スル為ニハ左記諸方策ノ綜合的且併行的実行ヲ必須ナリト認ム

(一) 食糧確保五個年計画ノ設定及実行
(二) 民需産業再建五個年計画ノ設定及実行
(三) 戦災復興五個年計画ノ設定及実行
(四) 完全就業公共土木事業五個年計画ノ設定及実行
(五) 社会保険制度ノ確立
(六) 国際貿易再開五個年計画ノ設定
(七) 産業資金五個年計画ノ設定及実行
(八) 国民資力配分五個年計画ノ設定
(九) 新通貨制度ノ確立
(十) 財政諸制度ノ民主主義化
(廿) 財政運営ニ関スル左記具体的措置
(イ) 国務省ヲ設置シテ予算ノ編成及実行監督ノ任務ヲ之ニ移ス
(ロ) 差当リ大蔵省主計局ヲ強化スルト共ニ地方税務機構ノ刷新充実ヲ図ル
(ハ) 予算編成方法ノ改変ト特別会計制度ノ改革

(廿一) 強力且能率的ニ各種戦後施策ヲ計画実行シ得ベキ政治行政機構ノ確立
(廿二) 前記諸措置ハ何レモ予メ実行期日ヲ明示セル「プログラム」ノ下ニ厳正且能率的ニ実行セラルベキモノトス

編注　本文は大蔵省用箋に手書きの資料。
出所　大蔵省資料Z五二六―一―三。

## (17) 財経新政策に関する一構想（未定稿）

（昭和二〇年一一月七日）

財経新政策ニ関スル一構想（未定稿）（昭二〇、一一、七）

一、一九三三年三月当時将ニ米国全土ヲ燃ヤシ尽サントシツツアツタ金融恐慌ノ真最中ニ就任シタルローズベルト大統領ハ其ノ就任演説ニ於テ「国民生活ノ安定ノ恢復ヲ確保スル為国民ハ貨幣的利潤ヨリモ社会的価値ヲ尊重スルコト」ヲ要請スルト共ニ

(一) 国民ヲ仕事ニ就ケルコト
(二) 土地ノヨリ良キ利用ノ確保
(三) 農産物価格ノ引上
(四) 小住宅及農場ノ抵当債務ノ整理
(五) 購買力ノ増加
(六) 連邦、州、地方政府ノ経費節減
(七) 救済事業ノ統一
(八) 公共的性質ヲ有スル企業ノ国家的計画及監督
(九) 銀行、信用及投資ノ監督
(十) 他人ノ貨幣ヲ以テスル投機ノ終熄
(十一) 適当ナルモ健全ナル通貨ノ供給

ノ為ニ広汎ナル独裁的権能ノ賦与ヲ議会ニ要請シタ。此ノ所謂ニューデイールハ結局生産力ト就業ノ増加ニ依ツテ経済ノ恢復ヲ図ツタモノデアリ、当時ノ米国経済ノ実情ヨリシテ、之ガ為ニハ政府ガ公債財源ニ依ツテ之ヲ実行スル外ナカツタノデアツテ、之ニ伴ヒ歳出ヲ一般費ト緊急費トニ分ツ二部予算制度ヲ採用シタガ、一九三四年一月ニハ平価ノ切下ヲ行ヒ、又一九三五年ニハ増税ヲ行ツテ財政収支ノ均衡ヲ図ツテ居ルノデアル。

二、当時ノ米国ノ経済事情ト我国ノ現情トハ食糧ノ過剰ト不足ト言フ非常ナル相異ハアルガ、此ノニューデイール政策ハ現下ノ我国ニモ適用スルコトヲ考ヘテ良イノデハナイカト思ハレル。

三、我国財政収支ノ均衡ヲ恢復セントシテ採ラレントシツツアル手段ハ財産税及財産増加税デアルガ、之ニ対シテ目下難点トシテ指摘セラレテ居ル所ハ左ノ如クデアル。即チ

(一) 巨額ノ右両税ノ徴収ニ依ツテ国民資力ハ喪失シ経済振興ノ芽ヲ取リ去ルベキコト
(二) 幾何トナルベキヤ測ラレザル賠償費、在外企業補償ガ不明ナル今日一回限リノ右両税ノ徴収ニ依ツテ果シテ将来ニ亘リ財政収支ノ均衡ヲ恢復シ得ルヤ疑アルコト
(三) 右両税ノ徴収ニ伴ヒ食糧難ト関連シ預金ハ米其ノ他動産ニ走ル傾向ヲ生ズルコト

ノ三点デアル。

四、右ノ中第一点ノ財産税及財産増加税ト経済振興トノ関係デアルガ、

(一) 右両税ハ一面現在企業ノ転換ヲ阻止シテ居ルト言ハレル軍需企業ニ対スル補償ヲ実行スルガ為ニ徴収セラレルモノデアツテ、其ノ限リニ於テ右ハ経済ノ振興ニ寄与スルモノデアル。（尤モ右補償ガ多キニ失スルト企業ハ先行見透難ノ今日、居喰ヲスル危険性ガアル）
(二) 右両税ハ身ノ無キ財産ヲ吸収シ通貨ヲ収縮セシムルコトニ因リ通貨価値ノ安定ヲ期スルモノデアツテ其ノ意味ニ於テ経済ノ振興ニ寄与スルモノデアル。
(三) 資本其ノ他ノ通貨ノ吸収ニ因ツテ各人ハ就労ヲ余儀ナクセラルベキ性質ノモノデアル。
(四) 然シ右両税ノ徴収ニ依リ国民資力ヲ減ジ国民皆貧トナル虞モ多分ニ存スル。然シ乍ラ果シテ右両税ノ徴収ナクバ経済ノ振興ヲ図リ得ルヤト言フニ現状ニ於テハ通貨ト物資ノ不均衡ハ継続セラレ、悪質ブローカーノミ蔓リ、通貨価値ハ不安定ナル為採算ノ見透シハ立タザルヲ以テ仮ニ企業補償ハ実行スルトスルモ、経済ノ自力振興ハ容易ニ期待シ得ザル所ナルベク又企業補償ヲ実行スルノミニテ浮動購買力ノ整理ヲ考慮セザルトキハ愈々悪性インフレニ突入スルノミデアラウ。
(五) 蓋シ我国ノ現状ニ於テハ経済ノ振興ヲ図ル為ニハ一面大幅ナル浮動購買力ノ吸収ニ因リ通貨ト物資トノ均衡ヲ恢復スルト共ニニューデイールノ如ク国家ノ財源ニ依リ大規模ナル経済振興及就業対策ヲ図ルノ外ナイモノト考ヘラレルノデアル。
(イ) 大幅ナル浮動購買力ノ吸収ハ貯蓄ニ依ル封鎖ニ頼リ得ザル今日税ニ依ル資金ノ吸収ト日銀ヨリノ資金ノ放出ヲ前提トセザル物価ノ引上ニ依ルノ外ハナイ、而シテ後者ハ極力其ノ引上ヲ避クベキ所ナルベキモ、現在ノ如キ闇価格、闇賃銀等ノ跋行的ナル状況ノ下ニ於テハ之ヲ避クルコトヲ得ズ、従ツテ右ハ闇ニ依ル物資ノ総価額ト公定価格ニ依ル物資ノ総価額トノ平均値ヲ基準トシテ資金ト物資トノ均衡ヲ恢復シ得ベキ点迄物資間ノ不均衡ヲ極力是正シツツ引上グベキモノデアラウ。前者ノ税ニ依ル資金ノ吸収トシテハ、税ノ外平価ノ切下ヲ考ヘ得ベキ点ナルモ、平価ノ切下ノミニテハ動産及不動産ノ所得者ヲシテ利益セシメ又資金ヲ之等ニ逃避セシムル虞ガアル。
(ロ) 今後ニューデイールノ如ク強力ナル財政力ニ依リ実施セザルベカラザル面ハ今日甚ダ多イ、即チ
(1) 食ノ安定ノ為ノ諸方策、特ニ百五十五万町歩ノ開拓、埋立干拓ハ或ハ国家ノ直接事業トシテ、行ハザルベカラズ、又物価ノ引上ヲ一面容認スルト共ニ国民ノ最低生活特ニ最低食糧ノ入手ハ確保セザルベカラズ、其ノ為ニハ一面右ノ如ク新畑ノ開墾等ニ依リ主食ノ配給ヲ確保スルト共ニ都市モ農村モ各戸ニ於テ副食物特ニ野菜ト鶏卵程度ハ自給シ

買入引揚邦人終戦預金　　三億円
科学教育制度確立資其ノ他　　一〇〇円
計　　三〇億円

ウチ定レテラル。

七、第二ノ浮動購買力ノ吸収及当面ノ財政収支ノ均衡恢復ヲ目途トスル財産税ト戦時利得者課税加税トシテノ当面一応平価切下的措置ヲ財産増加税ヲ以テスル財産税ト今回ノ戦災ノ問題トナッタ際改メテ他ノ意味即チ云ヒ税ニ於ケル財産税ヲ課スルコトヲ留保シ差当リ次ノ措置ヲ講ズル。

(一)　当面ノ国債償還ノ左ノ如クデアル

計　一、一七三、七五七
(イ)　銀行預金ニ対スル四億円、同月中増加額六四億円ヲ超ユル部分ニ付本年末五四億円ヲ限度トシ超過額ヲ会ヌ左ノ如クデアル
(ロ)　郵便貯金　　九四
(ハ)　簡保　　一八四
(ニ)　生命保険金　　一、一七五
(ホ)　進駐軍関係債　　二〇〇
(ヘ)　其ノ他経済振興債　　三〇〇
(ト)　金銭信託ニ対スル増加額　　四六四
(チ)　同　臨時措置法ニ依ル新発債　　一五一
(リ)　同　　一一〇
(ヌ)　信託預金　　一五
(ル)　産業設備資金貸出ノ回収　　三
計　　一、一五〇億円

(二)　又毎年度ノ経費ノ右ニ依ル国債償還ヲ含ヌ左ノ如クデアル

(イ)　法本経費　(一般政費ヲ除ク)　六〇億円
(ロ)　経済振興費　　三〇
(ハ)　国債費　　九四
(ニ)　一八四

(ホ)　而シテ当面考ヘラレテ居ル普通歳入ハ一二〇億円デアルカラ、右ニ依ル利払ノ為毎年度次四億円以上ノ赤字ヲ発行セザルヲ得ナイ状態デアル。

(ヘ)　前ニ述ベタ浮動購買力ノ吸収ノ為ニ、一般ニ之ヲ目的ノ一ツノ浮動購買力ノ吸収ヲ財産税ト称スルガ、之ニ依ル国庫収入ハ二十年度末約二八億円ノ差額ヲ生ズル。

(ト)　財産税ノ課税標準ハ昭和二十年度末現在ノ財産ニ対シ、一般ニ之ヲ目的ノ一ツノ浮動購買力ノ吸収ヲ目的トスルモノデアルガ、之ニ依ル国庫収入ハ

ノ国債ヲ消却スルモノトセバ（此ノ預金、現金及証券ニ対スル財産税ハ徴収後ノ通貨量又ハ国債額ヲ最低幾何ニナルカニ依リ最低限ヲ定ムベキデアル）国債総額ハ一、六六四億円ニシテ残額一一億円ハ毎年ノ国債消却ニ当テ得ル。且税収等ハ爾後十億円程度ノ増加ヲ期シ得ル外、経済振興ニ依リ自然増収モアルベキヲ以テ結局年々三五億円前後ノ国債ヲ消却シ得ルモノトスル。

之ヲ以テスレバ右国債ハ五十年内位ニハ消却シ得ルノデアル。

右ノ財産税徴収ノ場合

(ハ) 証券（金融機関所有ヲ除ク）一率二割課税ニ依リ　八五

(ニ) 現金五割課税ニ依リ（現金幾百億円トス）　五〇

(イ) 預金一率二割課税　五二六

(ロ) 故ニ此ノ際財産増加税ニ依リ　三五〇億円

計　一、〇二一

デアル、之ヨリ国債ヲ除ク一般歳出九〇億円ヲ控除セバ残額ハ八〇億円デアル。

従ツテ右増税等ヲ為シタル後ノ普通歳入ヘ合計　一七〇億円

ト予想セラレル。

シテ　五〇億円

(イ) ラウ、之ヲ計算シテ見ルト

五十年内位ニ国債ヲ消却シ得ルモノトスルノ計算ヲスルノモ一方法デアル、此ノ場合二千六百億円ノ国債金額ヲ整理シ得レバ勿論可ナルモ之デハ余リニモ急激ニ国民ニ大ナル負担ヲ与ヘルモノトナル、故ニ経済振興ニ障碍ヲ与ヘザル程度ニ於テ増税等ヲ為スモノトス、之ヲ加算シテ一応

(ロ) 累進税率ニ依ル総合的ナル財産課税（ニューサル・キャピタル・レヴイ）ヲ賦課スルコト

(ハ) 財産税ハ早期ニ短期内ニ徴収スルコト（金銭的形態ノモノノミヲ対象トシテ財産税ヲ徴収スルカラスタンプノ用意サヘ出来レバ一週間カ十日位デ徴収出来ル）

ヲ得レバ現金及動産不動産ヘノ逃避ヲ阻止シ得ベク、又動産不動産並ニ多額所得者ハ財産増加税ニ依リ相当均衡ヲ採リ得ルモノト考ヘラレル。

此ノ際考究ヲ要スルハ此ノ程度ヲ以テ満足スベキカ又ハ浮動購買力吸収ノ為五割程度ノ平価切下的財産税等ヲ起スベキヤ甚ノ考慮ヲ要スル点デアル。

八、尚現金ニ課税シ、之ガ新通貨引換ヲ断行シタル以上引換後ノ全預金ニ付之ガ払戻ハ生産増加公租公課ノ支払、疾病費及日常生活費ニ限ルモノトスル等物ト金トノ需給ノ調節ヲ攸ス得ル迄ハ預金担保貸付ト共ニ何等カ之ガ調整策ヲ講ズルコトガ肝要デアル。而シテ此ノ場合之ガ撹乱材料ヲ為スハ連合軍ノ支払ニシテ又最低生活食糧ノ配給ガ確保シ得サルトキモ撹乱セラレルコトナルノデアツテ、連合軍ノ資金ノ支払方法及当面ノ不足ニ対スル食糧ノ輸入ニハ絶大ナル援助協力ヲ期待セザルヲ得ナイ。

編注　本文七、の計数は突合しないが原文のまま掲載。

出所　大蔵省資料Z五二六―一一二。

## (18)　戦時利得の除去及び国家財政の再建に関する最高司令官覚書（昭和二〇年一一月一六日LOF四）

戦時利得ノ除去及国家財政ノ再建（昭和二〇年一一月一六日LOF四）

一、貴方ノ方針及指令ニ関スル当方ノ諒解ニ基キ、日本ニ於ケル平和的民主的勢力ノ増進ニ寄与シ、国家予算ノ再建、産業ノ維持及銀行機構ノ再編成ト民主

ヲ吸収スレバヨイノデアル、右両税ノ他ノ目標ハ財政収支ノ均衡デアルニ此ノ場合二千六百億円ノ国債金額ヲ整理シ得レバ勿論可ナルモ之デハ余リニモ急激ニ国民ニ大ナル負担ヲ与ヘルモノトナル、故ニ経済振興ニ障碍ヲ与ヘザル程度ニ於テ増税等ヲ為スモノトス、之ヲ加算シテ一応

(ロ) 累進税率ニ依ル総合的ナル財産課税（ニューサル・キャピタル・レヴイ）ヲ賦課スルコト

(イ) 戦時中、戦争ニ関連シ又ハ戦争ノ結果トシテ生ジタル法人個人ノ凡ユル利得（プロフィツ）ヲ除去シ取戻スガ為ノ新税ヲ創設スルコト

ガ為大日本帝国政府ヘ遅滞ナク左記ノ措置ヲ講ゼントス

化ノ為ノ基礎ヲ築キ而シテ「インフレーション」ニ対スル防衛ヲ継続スル



## (19)　戦争利得の除去及び財政の再建に関する司令部覚書（英文訳文）（一九四五年一一月二四日SCAPIN三三七）

APO 500
24 November 1945

AG 121.7 (24 Nov. 45) ESS-FI

MEMORANDUM FOR: Imperial Japanese Government.

THROUGH: Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Elimination of War Profits and Reorganization of National Finances.

1. Reference is made to the memorandum of the Minister of Finance, dated 16 November 1945, (LOF 4), outlining a program for the elimination of war profits and the reorganization of national finances.

2. This program is approved in principle as only one of the steps leading to the development, within Japan, of ways and institutions which will contribute to the growth of peaceful and democratic forces. Certain Japanese interests have used unjustified and aggressive war to illegally enrich themselves for many years. You will demonstrate to all Japanese that war is financially unprofitable by insuring that the tax described in Par. 1 a of your proposal includes the period not only dating from the perfidious attack on Pearl Harbor but includes the period prior to that date to the maximum extent possible.

3. The complete legislative proposal covering the program will be presented in the Diet for enactment during the first session to be held in 1946. A draft of the proposal will be submitted to this Headquarters for approval not later than 31 December 1945. The Imperial Household will not be exempt from such program.

4. Pending the enactment of the necessary legislation, no payments will be made by the Imperial Japanese Government, its sub-divisions, agencies or instrumentalities or any other person upon any claim arising from the production or supply of war materials, from war damage or from the construction or conversion of war plants, except upon the following conditions:

a. The amount of such payments shall be deposit in blocked accounts with the Bank of Japan in the name the beneficiary.

b. No payment, transfer or withdrawal from such accounts may be effected without the approval of this Headquarters.

5. No credit will be extended by the Imperial Japanese Government, its sub-divisions, agencies or instrumentalies or by any other person against:

a. Claims arising from the production or supply of war materials, from war damage, or from the construction or conversion of war plants.

b. Blocked accounts resulting from the payment of such claims.

6. Any accounts heretofore blocked in connection with the payment of claims arising from the production or supply of war materials, from war damage, or from the construction or conversion of war plants will remain blocked except as authorized by this Headquarters. The provisions of Pars. 4 and 5 hereof shall apply to such accounts.

7. Any payments in excess of ¥5,000.00 to any one claimant, made by the Imperial Japanese Government, its sub-divisions, agencies or instrumentalities or any other person, on or since 15 August 1945 for any of the purposes stated in Par. 4 hereof, which have not been blocked or which have been released from a blocked account, in whole or in part, will be redeposited by the beneficiary in blocked account with the Bank of Japan within 30 days this date. If any of such funds have been invested fixed assets or are otherwise not recoverable without undue hardship to the beneficiary, a report giving full details of the circumstances will be submitted to the Ministry of Finance for consideration by this Headquarters.

8. Except as authorized by this Headquarters, the Imperial Japanese Government, its sub-divisions, agencies or instrumentalities will not hereafter:

a. Issue bonds or any other instruments of indebtness.

b. Obtain or extend credit in any form.

c. Assume further guarantees of, or make any further commitment to pay, any obligation of any bank, insurance company, trust company, securities company, investment company, industrial or commercial concern, or other enterprise, whether publicy or privately owned.

d. Grant any subsidies, tax exemptions, tax allotments, rebates, or any similar benefits, except that national revenues may be reallocated to political sub-divisions for purposes otherwise not prohibited by this directive.

e. Sell or otherwise dispose of any interest in real estate or other fixed assets, utilities, and other public undertakings or enterprises.

9. Requests for approval required by this directive will be accompanied by the written recommendation of the Ministry of Finance.

10. Acknowledgment of the receipt of this memorandum is directed.

For the Supreme Commander:

Signed: H. W. Allen
Colonel, A.G.D.,
Asst. Adjutant General.

Received: 24 Nov. 6:00 p.m.
Shukan: 2 Bu-1 ka

(仮訳)

戦争利得ノ除去及財政ノ再建

(一九四五年一一月二四日SCAPIN三三七ESS／FI)

一、一九四五年十一月十六日附戦争利得ノ除去並ニ財政再建ニ関スル大蔵大臣覚書ニ関シ意見次ノ如シ。

二、該計画ハ日本ニ於ケル平和的且民主的ナル勢力ノ育成ニ寄与スベキ方法及制度ノ発展ヲ来スガ為ノ単ナル一手段トシテ原則的ニノミ之ヲ承認ス。一部ノ日本人ノ資産ハ不正ニシテ且侵略的ナル戦争ヲ利用シ多年ニ亘リ不法ニ増大セリ。政府ハ全日本人ニ対シ戦争ハ経済的ニ見テ利益アルモノニ非ザルコトヲ周知セシムル為貴方提案ノ第二項Aノ税ハ不信ナル真珠湾攻撃ノ日以後ニ付テノミナラズ可能ナル限リニ於テ夫レ以前ノ期間ニ付テモ適用セシムベシ。

三、本計画ニ関スル完全ナル法案ハ一九四六年ニ開催セラルベキ最初ノ議会ニ其ノ協賛ヲ得ル為提出セラルベシ、右法案ハ本司令部ノ承認ヲ求ムル為一九四五年十二月三十一日以前ニ提出スベシ。

四、皇室財産モ本計画ノ適用ヲ免ルルコトナシ。必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構、代理機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切ノ請求権ニ関シ、左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコトヲ得ズ。

(イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ロ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

五、日本政府其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ハ左記ノモノヲ担保トシテ信用ヲ供与スベカラズ。

a、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル請求権

b、前項ノ請求権ニ基ク支払ニ起因スル封鎖勘定

六、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル請求権ニ関連シ従来封鎖セラレ居リタル勘定ハ本司令部ノ許可アル場合ノ外依然之ガ封鎖ヲ続行スベシ。第四項及第五項ハ斯ル勘定ニ対シテモ適用セラルベシ。

七、日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依ル一九四五年八月十五日以降ニ於ケル本文書第四項記述ノ目的ノ為ニスル支払ニシテ一請求権ニ対スル支払金額五千円ヲ超ユルモノニ付テハ未ダ封鎖ガ行ハレ居ラザル場合又ハ封鎖勘定ヨリ其ノ全部又ハ一部ガ解除セラレ居ル場合ハ本目後三十日内ニ受益者ヲシテ日本銀行封鎖勘定ニ再預金セシムベシ。若シ上述ノ資金ガ固定資産ニ投下セラレ居ル為又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ受益者ニ不当ノ困難ヲ与フルコトナシニ回収シ得ザル場合ニハ非常ノ詳細ヲ記述シタル報告ヲ大蔵省ニ提出セシメ本司令部ノ考究ニ資スベシ。

八、日本政府、下部機構、代理機関其ノ他ノ機関ハ本司令部ノ許可ナクシテ左ノ措置ヲ行フベカラズ。

(イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ロ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ハ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ニ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ホ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ヘ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ト) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(チ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(リ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ヌ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ル) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ヲ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ワ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(カ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヨ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(タ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(レ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ソ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ツ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ネ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ナ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ラ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ム) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ウ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヰ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ノ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(オ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ク) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヤ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(マ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ケ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(フ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(コ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(エ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(テ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ア) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(サ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(キ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ユ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(メ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ミ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(シ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヒ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(モ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(セ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ス) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ン) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(゛) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(゜) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ァ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ィ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ゥ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ェ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ォ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ッ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ャ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ュ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ョ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヮ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ヵ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヶ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ヰ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラズ

(ヱ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ヲ

回収セントスルモノデアリ、他ノ一ハ、財産税ト称スベキモノデアツテ、凡テノ財産ニ対シ累進的ニ課税セントスルモノデアル。戦争利得税賦課ノ目的ハ要スルニ戦争ニ基ク利得ヲ完全ニ払拭スルコトニ依リ平和的民主的勢力ヲ助長スルト共ニ財産税ト相並ンデ財政再建ノ基礎ヲ置キ、インフレ対策ノ根本ヲ確立シテ諸般ノ建設工作ノ出発点タラシメントスルモノニ外ナラヌ。

何ヲ戦争ニ基ク利得トイフカハ議論ノ分レル問題デアルガ、要スルニ戦争中戦争トノ関連ニ於テ、又ハ戦争ノ結果トシテ生ジタル凡テノ利得ヲ意味シ、法人個人ヲ通ジ苟モ俗ニ謂フ戦争肥リト云フモノハ許サヌ考ヘデアル。

第二ノ財産税ハ専ラインフレ防止、財政経済再建ヲ目的トスルモノデ、此ノ国家ノ困難ニ際シ資産ヲ持ツテ居ル人々ニハ夫々分ニ応ジタル寄与ヲシテ貰ヒ度イ為ニ広ク一般財産ニ対シ累進税率ニ依ル課税ヲ行ヒ所要ノ収入ヲ得ントスルモノデアル。

従ツテ其ノ税率、課税限度等ハ今後ノ財政再建計画等トノ関連ニ於テ決定サレルトコロデアル。

右ノ趣旨ニ依ツテ明カナ通リ、両税トモニ画期的ナル内容ヲ持ツモノデアルガ、従ツテ其ノ内容ハ特ニ適正デナケレバナラナイ。

例ヘバ同ジ戦争中ノ財産増加デアツテモ、一般国民ガ勤倹貯蓄シテ得タモノノ如キハ、当然課税対象トハナラナイモノデアリ其ノ他今後我国ノ平和的再建工作ノ為ノ基盤ガ守ラレルコトハ充分考慮サルベキコトハ云フ迄モナイ。一方両税ノ徴収ニ当ツテハ特ニ厳正公平タルコトヲ要スルガ故ニ財産ノ評価等ニ関シテハ特ニ民間選出委員ヨリ成ル委員会ノ議ヲ経ルコトトシ又、価格評価其ノ他課税標準ノ決定ニ付テハ物価ノ動向ガ考慮ニ加ヘラルベキコトモ勿論デアル。何レニモセヨ此ノ重大案件ヲ実施スルニ付テハ政府当局トシテモ、凡ユル部面ニ亙リ綜合的ニ格段ノ努力ヲ為サネバナラヌコトハ勿論ナガラ又国民全体ノ支持ガ不可欠ノ要件デアルコトヲ此ノ際特ニ国民諸君ニ懇ヘ度イト思フノデアル。

政府ハ此ノ両税ニ依ツテ何程ノ財政収入ヲ目論ンデ居ルカハ今明言出来ナイガ要スルニインフレニ対シ抜本的対策ヲ講ジ、財政経済再建ノ基礎ヲ確立スルニ足ルモノデナケレバナラヌ。

尚皇室御所有ノ財産ニ付テモ同ジ趣旨ガ実行サレネバナラヌコトガ先方ノ覚書ノ指令スル所デアル。

次ニ所謂政府補償問題ニ付テハ政府ハ其ノ支払ガ不当ナル結果ヲ生ズルコトナキ様充分ナル措置ヲ講ジタル上之ヲ実行スル意図ナルコトヲ総司令部ニ申入レタ所其ノ措置ニ関シ若干ノ条件ヲ指令シタル上之ヲ承認スルモノナルコトガ明カニサレタ。其ノ条件トハ要スルニ支払金ヲ封鎖シ、其ノ解除ヲ総司令部ノ承認事項トスルコトヲ中核トスルモノデアツテ、ツマリ従来政府ノ取リ来ツタ措置ヲ一層厳格化シタモノニ外ナラヌ。

政府ハ最近ノ機会ニ於テ補償問題ニ関シ其ノ概貌ヲ説明スル積リデアルガ、軍需会社関係デ今後政府ガ支払ヲ要スル金額ハ三百二億円ト推算サレル。然ルニ軍需会社ガ金融機関カラ借入レテ居ル金額ハ夫レ以上ニ上リ、又其等ノ金融機関ガ日銀カラ借入レテ居ル金額ハ二百五十億円程度ニ及ンデ居ルカラ大雑把ニ言ツテ政府ガ今後支払フベキ金額ノ八割以上ハ日銀ニ還元スルノデアル。

以上ノ如キ関係ニアルガ故ニ、政府ハ補償ノ支払ヲ以テ必ズシモ大ナルインフレ原因トハ考ヘナイ。

然ルニ政府ガ若シ補償ヲ支払ハヌトスレバ之ニ関連スル凡百ノ経済関係ノ運行ハ阻止サレ其ノ実害ハ広ク国民経済ニ波及スルハ明デアリ、従ツテ国民全般ノ利益ノ為ニモ之ヲ実行シナケレバナラヌトノ結論ニ到達スルノデアル。

但シソレニハ一方ニ於テ財政ノ見透ヲ樹テルコトヲ必要トスルガ故ニ政府トシテハ鋭意前述ノ両税立案ヲ急グト共ニ財政再建ニ関シ大凡ノ見透ヲ試ミ、其ノ根拠ノ上ニ立ツテ今回連合国最高司令部ノ諒解ヲ取付ケタ次第デアル。

尚通常補償問題ノ一部トシテ考ヘラレテ居ルモノニ、戦争保険ノ支払ト契約打切ニ伴フ半製品等ニ対スル代金支払トガアルガ、之等ハ厳格ニ査定シテ引続キ続行スル、但シ之等モ亦新措置ニ依リ一応封鎖ヲ受ケルコトハ勿論デアル。

而シテ今回ノ措置ニ依リ本問題ノ帰趨ハ確定シ今迄混迷ノ姿デアツタ経済界ハ大キナ意味ニ於テ拠ル可キ所ヲ与ヘラレタワケデアル。尚連合国最高司令部ハ右ノ諸件ヲ決定スルト同時ニ今後政府ハ公債発行又ハ借入ヲ為スコト、貸付又ハ補償ヲ為スコト、補助金ノ交付又ハ免税等ヲ為スコト、国有財産又ハ官業ヲ払下ゲルコト等ニ付司令部ノ承認ヲ要スル旨指令シタ。

右ニ付テハ政府トシテハ充分総司令部ノ意ヲ体シツツ、而モ財政ノ円滑ナル運行ニ遺憾ナキヲ期スル所存デアル。

出所　大蔵省資料Z五一一―九〇。

## (21)　戦争利得の除去及び財政再建覚書についての司令部担当官との会談要旨

（昭和二〇年一一月二六日―一一月二九日大蔵省終戦連絡部）

戦争利得ノ排除及財政ノ再建ニ関シ木内部長、司令部担当官会談ノ結果判明セル事項（二〇、一一、二六終戦連絡部）

一、クレームノ語ニハ補償ノミナラズ売買代金請求権等ヲモ含ム但シ事務的ニ不可能トナルベキ様ナ要求ハ為ス意ナシ

二、封鎖預金ノ預リ先トシテ従来ノ金融機関ヲ日銀ノ代理店ト為スコトハ可ナリ

三、第七項ノ再預金等モ実行可能ナル如ク考慮スベシ例ヘバ五千円ヲ一万円トスル等ノコトモ必要アラバ考ヘ得ベシ

四、第八項(a)モ発行ニ決定セルモノ等ハ文書ニテ申請スレバ直ニ承認ヲ与フベシ又カレントノ借入ノ如キハ事情ヲ示セバ直ニ承認スベシ

五、第八項(b)中預金部ガ預ルコトナド勿論必要ナシ主トシテ考ヘ居ルハ銀行ノ政府貸上金ナリ又預金部ガ貸スノハ計画丈ハ承知シ度キモカレントナル運用ハ一々承認不要ナリ

政府会計間ノ貸借ハ承知シ度シ

六、サブデイビジョンノ意ハ県、市町村等ヲ意味ス

七、司令部ノ担当官

主担者　エーキン海軍大尉

政府貸上、預金部　ウツド大佐

政府補助金　ヒンマン中尉

### 戦争利得ノ除去及ビ財政ノ再建ニ関スル覚書ニ関スル件

終戦連絡部

主題ノ件ニ関シ昭和二十年十一月二十七日当部渡辺次長司令部ニ於テボグダン氏及ビエイキン大尉ニ面会質議セル処左ノ諸点ニ付キ司令部ノ意向判明セリ

一、第四項サブデイビジョンノ意ハ府県市町村等ヲ意味ス

二、同項エイジェンシイ又ハインストルメンタリティノ語ハ特ニ具体的内容ヲ予期シ居ラザルモ興業銀行等ハ之ニ該当スルカト思ハル

三、同項中「其ノ他総テノ人」トアルハアラユル個人ヲ意味シ政府又ハ軍需企業ト関係ナキモノヲモ包含ス

四、「クレーム」ノ語ハ補償ニ限ラズ代金請求権等ヲモ包含ス

五、軍需品ノ範囲ハ日本政府ニ於テ一案ヲ具シ至急司令部ト交渉アリ度

六、軍需工場ノ語ニ付テモ其ノ定義ニ関シ一案ヲ提出セラレ度

七、戦争損害ヨリ生ジタル請求権ノ語ニハ、戦災予防ノ為ニ採リタル建物疎開等ノ措置ヲモ包含ス

八、第七項再預金ノ例外ハ或程度包括的ニ之ヲ与ヘ得ベシ

九、第八項中政府ノ借入ハ日銀ヨリノ一時借入ヲモ包含スルモ例ヘバ一月七十億円ノ公債発行ニ付キ予メ承認ヲ受ケオキ其ノ範囲ニ於テ一時借入ヲ為スハ之ヲ認ムルモ一策ナルベシ

十、第八項C項ハ将来ノ保証及ビ約束ヲ意味シ過去ニ於ケル保証及ビ約束ニ基ク支払ハ本覚書ニ於テ封鎖ヲ命ゼラレオラザルモノニ付テハ自由ニ之ヲ為シ得ベシ

十一、補助金ニ付テハ包括的承認ノ方法ヲ考究スベシ

十二、税ノアロットメントノ意味ハ府県市町村其ノ他ノ団体ヨリ受入レタル租税ヲ之等ノ団体ニ再割当（分与）スル意ナリ

（一一、二九終戦連絡部）

「戦時利得ノ排除並ニ財政再建」ニ関スル司令部覚書ニ関シ渡辺次長トバロン大

尉及エーキン大尉ト本日会談シタル結果明確ニナリタル点左ノ如シ。

一、第八項dノ「補助金、免税、租税ノ分与、払戻其ノ他之ニ類似スル便益」トアルハ既存ノ法令ニ基クモノヲ含マズ。新タニ之ヲ改廃制定為サントスル際ニノミ司令部ノ承認ヲ受クレバ足ル。

二、同項eノ「公共事業」トアルハ日本政府、其ノ下部機関、代理機関其ノ他ノ機関ノ経営スルモノヲ指ス。純然タル私営ノ事業ヲ含マズ。即チ例ヘバ私鉄等ハ含ミ居ラズ。

出所　大蔵省資料Z五〇七―一。

## (22)　戦争利得の除去及び財政再建覚書の適用に関する司令部覚書

（一九四五年一二月八日SCAPIN四〇七）

戦時利得の排除及財政の整理に関する覚書適用の件

AG一二一、七（四五、一二、八）ESS／FI

一、一九四五年十二月一日附連絡事務局、大蔵省書翰（LO二六）参照。

二、首題覚書第四項中の……戦災より生ずる凡ての要求……なる語は戦災を防止せんとして採られし各種措置より生ずる凡ての要求を包含す。

三、首題覚書第八項中……代理人又は機関……なる語は普通銀行或は一般金融機関を包含せず。特殊銀行及大蔵省預金部は首題覚書の他の部分に抵触せざる範囲に於て其の通常の金融業務を継続することを得るも本司令部に依り認められし場合を除き直接なると間接なるとを問はず政府保証の社債、借入金、又は其他の証券の発行をなすことを得ざるものとす。

四、首題覚書第八項は将励金、免税、課税、割戻又は現存法規に依り許容され居れる同様の利益には適用せず。

五、首題覚書履行の為め大蔵省及本司令部関係部局間の直接交渉を玆に許可す。

編注　日本銀行訳。

出所　日本銀行調査局『主要財政金融連合軍指令並関係国内法令』第二輯、三一ページ。

## (23)　戦時補償債務の日銀封鎖勘定への払込に関する大蔵省発表

（昭和二〇年一二月一〇日）

大蔵省発表（二〇、一二、一〇）

十一月二十四日附戦争利得ノ除去及財政再建ニ関スル連合国最高司令部ノ覚書ニ基キ軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル債務ノ支払ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ払込ムコトトナッテ居リ、目下所要ノ法制的措置ヲ準備中デアリ軍需品及軍需工場ノ範囲並封鎖スベキ資金ノ程度其ノ他具体的ノ取扱ニ付連合国側ト折衝中デアルガ取リ敢ヘズ措置トシテ右決済金ヲ受入レル為日本銀行ニ封鎖預金勘定ヲ設ケルコトトシタ。

此ノ日本銀行封鎖預金ノ実際上ノ受払事務ハ便宜、従来ノ企業整備資金措置法ニ依リ指定セラレタ銀行及信託会社ガ日本銀行ニ代ッテ取扱フコトトナッテ居ルカラ右ニ該当スル債務者ハ従来ノ特殊決済ノ場合ト同様指定金融機関ニ債権者名義ノ預金トシテ資金ヲ払込ムコトニ依リ債務ノ支払ヲ為スコトガ出来ルノデアル。

出所　大蔵省資料Z五一一―四六五。

## (24)　「戦争利得排除及び国家財政再建に関する指令」に対する司令部との了解事項

（昭和二〇年一二月渡辺大蔵省官房企画課長談）

AG一二一、七（二四NOV四五）「戦争利得排除及国家財政再建ニ関スル指令」ニ対スル司令部トノ了解事項（渡辺企画課長談）

本指令ニ対シ司令部ト了解ヲ得タル点ヲ述ベレバ次ノ如シ

一、指令原文

「四、必要ナル立法的措置ノ実施ヲ見ル迄ハ、日本政府、其ノ下部機構、代理機関、斡旋機関又ハ他ノ如何ナル者モ、左記請求権ニ就イテ一切支払ヲ為スコトヲ得ズ



軍需資材ノ生産若シクハ供給

戦時損害

軍需工場ノ建設或ハ転換

但シ左ノ条件ヲ満タス場合ハコノ限リニアラズ

A、受取人ノ名義ニ於テ該支払金ガ日本銀行ノ封鎖預金ニ預入レラレタル場合

B、カカル封鎖預金カラノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可無キ限リ為スコトヲ得ズ」

(1)「軍需資材」ノ範囲

右ニ関シ商工省ヨリ軍需品ノ定義ヲ司令部ニ提出セルモ不充分ナリトシテ却下サレ、更ニ再提出セルモ尚不充分ナリトノ見解ヲ有シテキル。

司令部ノ意向ハ商工省提出案ノ如ク軍需品ノ範囲ヲ明カニスルトイフ方法ヨリ、逆ニ軍需品ニ非ラザルモノヲ個々ニ明カニスル方法ヲ採ラントシテキル。

故ニコレニ関スル問題処理ニハ個々ノモノニツキ承認ヲ求メルトイフ方法ヲトラザルヲエナイ現状ニアリ。

(2)「戦時損害」ノ範囲

文書ヲ以テ解答ヲ受ケタガ〔筆者註AG一二一、七（八Dec四五ESS／FI）八Dec一九四五〕、ソレニヨレバ戦争損害ヲ防止スベクトリタル措置ニヨルモノヲモ含ムコトニナツタ。故ニ強制疎開ニヨルモノモ入ルコトニナル。

(3)「軍需工場」ノ範囲

アマリ小サイモノ迄入ルコトハ大変デアル旨交渉シタルモ、司令部ハ承認シサウデナク、極メテ広範囲ニワタルモノトノ見解ヲ有シテキル。

故ニ除外例ハ一々ノ場合ニツキ承認ヲ求メネバナラヌ。

(4)　例外規定ノ適用

A、封鎖ノ免除ヲ広汎ニエタイト交渉中デアルガ、解答ハ今週中ニクルコトニナツテキル。司令部ノ意向ヲ綜合スルト五〇〇〇円以下ノモノハ免除トナルデアラウ。ソレ以上ノ額ノモノニ関シテハ、特ニ軍需資材ノ生産供給ヨリ生ジタル請求権ニ関シテハ戦時損害等トハ異リ、一部ハ利潤トシテ残ルガ大部分ハ賃銀下請工場ヘノ支払トナリ、後者ハ更ニ賃銀ト一部利潤トナリ、結局スベテ賃銀化スルモノデアル故、之ガ支払ガ封鎖サレルコトハ困ルトノ理由ヲ以テ強力ニ交渉ヲ進メタルモ、司令部ノ意向ハ次ノ如キデアル。

一体問題ノ賃銀トハ過去ノ賃銀カ将来ノ賃銀カ。過去ノ賃銀デアルナラ既ニ支払済デアルデハナイカ。将来ノ賃銀デアルナラ将来民生品ノ生産ニヨル収入カ借入ニヨツテ支払フベキデアルトノ見解ヲ有シテキル。

又民需産業ヘノ転換ノタメニ要スルモノノ解除ニツイテモ交渉シタガ単ニソレダケノ理由ヲ以テ免除ヲナシエザル由デアル。

尚コノ問題ニ関シテハ事務的ニ困ル点ガ多イノデ交渉中デアル。

B、封鎖a／cハ日本銀行一本ニ纏メルコトニナツテキルカラ、政府特殊借入金ヲ例外トシテ取扱ヒタイト申入ヲシタガ、承認サレズ結局コノ種借入金ヲ日本銀行ニモツテイキ新シク封鎖勘定ヲツクル方法ニヨヲザルヲエマイト考ヘテキル。

二、指令原文

「七、日本政府及ソノ下部機関、代理機関、斡旋機関若クハ其ノ他ノ者ガ本覚書第四項ニ述ベラレタル目的ノ下ニ昭和二十年八月十五日以来債権者一人ニツキ五千円ヲ超エル額ヲ支払ヒタル場合ニシテソレガ未ダ封鎖サレズ又ハ全額若クハ一部封鎖解除トナリヲル如キモノニツイテハ、本指令日附後三十日以内ニ日本銀行封鎖預金勘定ニ再預金セシムベシ、若シ右支払金ガ固定資産ニ投資サルルカ、其他ソノ回収ガ不当ニ困難ナル場合ハ、事情ヲ詳細ニ記述シタル報告ヲ大蔵省ニ提出セシメ、本司令部ノ考究ニ供スベシ」

(1)　再預金期日「三十日以内」ノ問題
先ニ述ベル如ク封鎖ヲ要スベキ支払ノ範囲及金額ニツイテ折衝ヲ要スベキノデ、封鎖ヲ命ズル時ニハ必要ナ少シク必ズ出ル訳ニモイカヌノデ、又法令ヲ出シテ取敢ズ一時借入金ニヨリ必要ナ少シク必ズ出ル訳ニモイカヌノデ、又法令ヲ出シテ取敢ズ一時借入金ニヨリ必要ナ少シク必ズ出ル訳ニモイカヌノデ、封鎖ヲ命ズル時ニハ

レラレタル資金ハ同様ニ凍結セラルベキモノトス
但シ日本銀行ニ対スル負債支払ノ為用ヒラルル場合ハ此ノ限リニ非ラズ

三、大蔵省ハ日本銀行ヲシテ各月十五日迄ニ当司令部宛下記ニ依リ報告書ヲ提出セシムベシ、本指令第一項ニヨリ支払ハレタル請求、一九四五年十一月二十四日附指令第四項ニヨリテ新ニ発生セル凍結預金勘定、前月承認ヲ得支払ハレタル凍結解除金、ニツキ其ノ預金者名、解除金額及目的、並ニ凍結解除拒否セラレタルモノニ付其ノ金額及資金ノ使用目的、尚本指令受理後一週間以内ニ当司令部ニ対シ報告様式見本ヲ提出スルモノトス

四、一九四五年十一月二十四日附指令第四項ニヨリナサルル一切ノ支払金ハ日本政府代理機関タル日本銀行ニ対スル預金者名ノ凍結預金勘定トナサルベキコト、上記凍結勘定ハ日本銀行ノ負債ニ非ラズシテ一九四二年法律第六七号日本銀行法第二十六条ニヨル国庫勘定ト見做サルベキコト、又日本銀行法第三十八条及第四十一条ニ依リ要請セラルル日本銀行ノ諸計算書類報告中ニ包含セラルベキコト、本指令ニヨリ承認セラレタル処置ニヨル凍結資産ヨリノ解除ガ行ハルル場合ハ之ヲ国庫金ノ支払トシテ日本銀行ニ於テ行フモノトス

五、大蔵省ハ日本銀行ニ命ジ二週間以内ニ当司令部ニ対シ本指令第四項事項ノ実施計画及凍結資金ノ各受益者ニ対シ発行スル預リ書ノ様式見本ヲ提出セシムベシ

六、本指令ノ実施ニ関シ大蔵省及日本銀行並ニ当司令部関係部局トノ間ニ直接交渉ヲ為スコトヲ得

七、本指令受理ノ承認ヲ提出スベシ

出所　大蔵省資料Z五〇八―一一。

## (26)　一月二日付封鎖預金の払戻又は譲渡に関する覚書に関する質疑応答（昭和二一年一月三一日大蔵省終戦連絡部）

一月二日附封鎖預金ノ払戻又ハ譲渡ニ関スル覚書ニ関スル質疑応答

渡辺次長、ウツド少佐（一月三十一日）

一、問　覚書第二項Aノ(1)日常生活費ニ関シテハ包括的ニ数ケ月分ヲ許可スルモ支障ナキヤ

答　許可ハ三ケ月分程度ヲ包括的ニ与フルモ可ナリ、但シ現金ノ交付ハ受取人ノ資金状態等ヲ確メタル上各月之ヲ行フヲ要ス

二、問　同上Aノ(2)及(3)ノ一千円又ハ五千円ノ限度ハ現在ノ物価状況ヨリスレバ少キニ失ストノ声大ナルガ右限度ノ引上ハ考慮シ得ベキヤ

答　日常家庭用品、家屋建築用資材等ハ之ヲ必要トスル者ニ対シ公定価格ヲ以テ配給スベキモノナル処、漫然闇価格ニ歩調ヲ合セル時ハ右ノ努力ヲ阻害スル結果トナルベシ

三、問　同覚書Bノ(3)ニ関シ相続、会社ノ解散、持参金其ノ他ノ贈与ハ引続キ封鎖セラレオル限リハ譲渡ヲ認ムルモ可ナラズヤ

答　主旨トシテ支障ナシト考ヘラルルモ覚書ノ文理上認メラレオラザルヲ以テ更メテ文書ニ依リ申請セラルルヲ可トスベシ

四、問　選挙運動費用ノ為払出許可方申請多キモ如何ニ考ヘラルルヤ

答　問題トナラズ

出所　大蔵省資料Z五一一―九〇。



## 4　司令部による財政活動の規制

### (1)　証券取引に関する司令部覚書（一九四五年九月二五日SCAPIN五九）

証券取引（一九四五年九月二五日SCAPIN五九ESS）

貴政府は証券取引所、商品取引所または類似施設の開設、再開について、あらかじめこれら施設の運営計画を最高司令部に提出し、その承認をえるにあらざれば許可されざるものとす。

編注　財政史室訳。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一二（英文）。

### (2)　恩給及び年金に関する司令部覚書（一九四五年一一月二四日SCAPIN二三八）

恩給及年金に関する件（一九四五年一一月二四日ESS／FI）

一、日本帝国政府は本司令部の許可ありたるものを除き次に列挙する一切の人物に対する凡ての公的又は私的恩給若くは其他の給与又は年金の支払を停止するに必要なる措置を一九四六年二月一日より遅からざる期間内に可及的速かに採ることを要す。

a　軍隊に勤務せることを事由とせるもの。右には退職金又は之に類する賞与若くは手当を含む。但し受領者が身体上の障害の為め労働するに差支を生じたる場合に於ては、軍務に非ざる勤務に依りて生じたる該症状と相応の障碍に対する補償金の最低率より高からざる割合に於て給附することを得。

b　連合軍最高司令官の命令に依り解散又は活動を停止せしめられたる一切の協会、団体若くは其他の組織の一員たりしこと又は夫等の為めに働きたることを事由とするもの。

c　連合国最高司令官の命令に依り一切の職又は一切の地位より追放せられたる人物に対するもの。

d　連合国最高司令官の命令に依り抑留又は逮捕せられたる人物に対し抑留又は逮捕期間中若くは有罪と決したる場合は永久に。

二、第一条aの制限は軍務からの解放以前に生じたる経常の出費、生活費、旅費又は其他の通常の給与には適用せず。

三、一九四六年二月一日より遅からざる期限内に可及的速かに本覚書に依りて禁止せられたる一切の恩給又は其他の給与若くは年金に関する凡ての権利又は延期せられたる支払を証明する凡ての証明書若くは其他の証憑が無効なることを宣明し且此の種支払の為め保留又は貯蓄せしめられたる一切の金額は直ちに政府之を返済すべし。

四、本覚書受領後十日以内に左の諸項に関する詳細なる報告を本司令部に提出すべし。

a　軍務恩給又は其他の給与

(1)　恩給

a　一九四五年八月十五日乃至一九四五年十一月十五日に至る間に支払ふべかりし総額。

b　一九四五年八月十五日乃至一九四五年十一月十五日に至る間に現金にて支払はれたる総額。

c　恩給の支払を受くべき権利を明示する証明書又は其他の証憑を以て表示せらるる総額並に之が支払の為めに保留若くは貯蓄せられたる金額の総額。

(2)　退職金及退職手当　但し上記(1)と同様なる区分に依って記載をなすこと。

(3)　諸手当、賞与又は其他一切の年金　但し上記(1)と同様なる区分に依って記載をなすこと。

b　本覚書に依りて禁止せられたる非軍事的なる公的並に私的恩給、其他の給与又は年金　但しa(1)と同様なる区分に依って記載をなすこと。

c　本覚書に応じて採りたる措置。

五、右報告書は写六通を本司令部に提出することを要す。

六、本覚書に依りて要求せらるる許可の申請は大蔵省を経由して書類を以て連合軍最高司令官に提出すべし。

七、本覚書は其の受領に付き認知を要す。

編注　SCAPINの表題 Pensions and Benefits. の大蔵省仮訳「恩給及恵与」（大蔵省資料Z五二六―一―一一）は、完訳ではないので、日本銀行訳を掲載。

出所　日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令』第二輯、一六―一八ページ。

## （3）新通貨発行規制に関する司令部覚書

（一九四五年一一月二八日SCAPIN三五九）

新通貨発行に関する統制の件

（一九四五年一一月二八日SCAPIN三五九ESS／FI）

一、日本帝国政府は本司令部の事前の許可無くして新型又は別種の日本銀行券、政府紙幣、補助貨、其他一切の通貨を印刷発行し若くは印刷、発行の許可をなすことを得ず。新型又は別種の日本銀行券、政府紙幣、其他通貨に関する計画、考案は銀行券若くは通貨を必要とする理由、其の形式及数量を明示せる完全なる報告書を事前に本司令部宛提出し其の許可を得るに非ざれば之をなすことを得ず。

二、大蔵省は各月十日若くは其の以前に前月末現在の日本銀行券額面種類別発行高――流通高、未発行高、回収廃棄高、印刷総額――を示す報告書を本司令部に提出すべし。本指令受領後五日以内に右報告書様式を本司令部に提出し許可を受くることを要す。

三、大蔵省は一九四五年九月三十日現在流通し居れる銀行券及通貨状況に関し右第二条の規定を以て要求せらるると同様の様式の報告書を提出すべし。爾後の報告は毎季別になすべし。

出所　日本銀行調査局前掲書、第二輯、七六―七七ページ。

## （4）地方財政に関する司令部覚書

（一九四六年一月一六日SCAPIN六〇七）

地方財政に関する件（一九四六年一月一六日ESS／FI）

一、府県、市、町、村財政に関する一九四五年十二月八日附大蔵省覚書（LO五七）及同附録内務省覚書参照。

二、戦時利得の排除及国家財政の整理に関する日本政府宛覚書AG一二一、七（四五、一一、二四）ESS／FIに於て「日本帝国政府及其の下部機関」と謂ふは地方行政機関即ち府県市町村機関を包含す。本定義は上記覚書第八条其他の場合の凡べてに準用す。

三、本司令部は要請し来れる十五億円の公債発行を許可せず。但し左記の目的及金額を限度とする地方行政機関の公債発行は之を許可す。

| | |
|---|---|
| 教育 | 四、二〇〇、〇〇〇円 |
| 衛生 | 一四、六〇〇、〇〇〇 |
| 産業振興 | 三三、五〇〇、〇〇〇 |
| 公共事業（災害） | 六三、六〇〇、〇〇〇 |
| 公共事業（一般） | 七七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 電気及ガス事業 | 六、五〇〇、〇〇〇 |
| 財産保全費 | 三五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 復興費 | 一二七、五〇〇、〇〇〇 |
| 赤字補塡 | 一一一、四〇〇、〇〇〇 |
| 其他 | 二七、三六〇、〇〇〇 |
| 計 | 八一五、六六〇、〇〇〇 |

本件に対する許可は既に為されたる支出若くは法律を以て協賛せられたる支出を補塡せんとする地方行政庁の過去の借入に付ても適用せらるるものとす。本会計年度末迄の地方行政庁の所要を補塡するに必要なる借入は修正予算並に充分なる削減及実行可能なる経費に削減をなせることを示すべき充分なる証憑を提出して許可の要請をなすべし。

四、同一会計年度中に収納せらるべき租税其他の収入若くは本司令部に依って其の発行を許可せられ居る公債又は其他の証券売上金を見合とする起債は之を許可す。

五、公設質屋の通常の貸出は継続することを得。

六、官公衙共済制度に依る市町村又は府県貸出は継続することを得。

七、其の目的が当該団体内部の安寧又は生活水準若くは経済的発展を促進又は改善するに在る場合は之が為めの地方行政庁の直接貸出を許可す。

八、地方行政庁基金又は其他の資産は、之を現行法に準拠して利附有価証券若くは配当ある企業に投資することを得。

九、地方行政庁に依る補助金、免税、租税分与金、割戻金又は之等と類似の一切の特典は中央政府の計画と凡べてこの点に於て齟齬せざる現行の法規並に将来の法規の下に於てなすことを許可す。

一〇、地方行政庁の財産にして他の官庁を相手方として売却若くは移転するに非ざる場合は売却時の公正なる市場価格を以て売却する場合にのみ之を許可す。

一一、本覚書は上記一九四五年十一月二十四日附覚書第八条に依って要求せる本司令部の許可の一部をなすものとす。但し本許可に依る支出、借入、貸出、投資又は其他の措置は一九四五年十月二十四日附覚書の第四、五並に第七条と齟齬せず且本司令部に依り発行せられたる其他の現行覚書の関係条規並に今後発行せらるべき覚書の関係条規と矛盾せざることを要す。中央政府に対して禁止せられたる一切の金融措置は地方行政庁も亦之をなすことを得ず。

一二、本覚書履行の為の大蔵省並に本司令部関係部局との直接交渉を玆に許可す。

出所　日本銀行調査局前掲書、第二輯、七六―七七ページ。



## （5）政府借入及び政府支出の削減に関する司令部覚書

（一九四六年一月二一日SCAPIN六三五）

政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件

（一九四六年一月二一日ESS／FI）

㈠　本司令部ヨリノ昭和二十年十一月二十四日付覚書AG一二一、七（二四Nov四五）ESS／FI「戦時利得ノ除去ト財政ノ再建」参照。就中、日本帝国政府、ソノ下部機構、代理機関等ガ本司令部ノ許可ナキ限リ如何ナル形式ニ於テモ公債ヲ発行シ、或ハ信用ノ供与ヲ受クルコトヲ禁止スル右覚書第八項ノ規定ヲ参照セラレ度。

㈡　右覚書ニ依リ提出セラレタル政府借入ノ許可申請書ハ何レモ巨額ノ政府支出ノ継続ヲ予定シ右ノ結果生ズベキ歳入不足ハ銀行信用ノ膨脹ヲ将来スベキ日本銀行ヘノ政府公債売却ニ依リ主トシテ賄ハルベキコトハ注目ニ値ス。斯カル政策ノ「インフレ」的効果ヲ避ケル為ニハ日本帝国政府ハ爾今次ノ如キ会計上ノ諸原則ヲ墨守スベシ。

㈢　政府支出ハ政府ノ機能遂行上絶対ニ必要ナル最小限度ニ迄削減スルコト。

㈣　政府ノ財政上ノ不足額ハ可能ノ最大限マデ国民ノ現存貯蓄ヲ集中スル既設ノ諸機関ヲ通ジテ調達スルコト。

㈤　日本帝国政府及代理機関、代行機関ノ財政上ノ不足ヲ普通銀行並ニ日本銀行ヨリノ資金調達ニヨリ賄フコトハ最後ノ手段トシテノミ行フコト。但シ物資等ノ給付ニ対スル直接ノ支払トシテ発行スベキ食糧証券ノ如キ短期ノ政府証券ノ割引又ハ再割引ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

㈥　右第二項ノ規定ハ左ノ覚書ニ依リ許可セラレタルモノヲ含ミ且ソレノミニ限ラズ、昭和二十年十一月十四日以後本司令部ニヨリ許可セラレタル一切ノ政府借入金ニ対シテモ適用サレル。

㈦　昭和二十年十二月十二日付AG一一〇、〇一（一二Dec四五）ESS／FI「昭和二十年度第一号及第二号追加予算」

(ロ)　昭和二十年十二月十三日付ＡＧ一三〇（二三Ｄ∘∘四五）ＥＳＳ／ＦＩ「政府借入金」

一二　現存債務ノ短期借換。

二　昨著債券ノ他同種ノ証券ヲ国民ニ対シ直接売却スルコト但シ一回ノ発行額五千万円ヲ超過セザルコト

(ハ)　第二項ノ規定ニ本項ニ為サル借入ニ付之ヲ適用ス。

(ニ)　本項ニ拠リ為サル借入金ノ繰上償還ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

(ホ)　日本帝国政府ハ議会ノ協賛ヲ経テ国庫債務負担行為ヲ為スコトヲ得。

(ヘ)　前項ノ債務負担行為ニ基キ支払フベキ金額ハ毎会計年度ノ予算ニ計上シテ之ヲ支出スベシ。

(ト)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ政府ハ其ノ都度帝国議会ニ報告スベシ。

(チ)　政府ハ第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度会計検査院ノ検査ヲ経テ其ノ証明ヲ得タル後ニ非ザレバ之ヲ償還スルコトヲ得ズ。

(リ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヌ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ル)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヲ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ワ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(カ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヨ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(タ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(レ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ソ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ツ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ネ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ナ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ラ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ム)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ウ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヰ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ノ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(オ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ク)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヤ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(マ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ケ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(フ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(コ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(エ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(テ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ア)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(キ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ユ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(メ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ミ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(シ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヒ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(モ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(セ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ス)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ン)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ロ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ハ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ニ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ホ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ヘ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(ト)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ。

(チ)　第一項ノ為ス借入ニ付テハ其ノ都度国庫ヨリ相当ノ現金ヲ支出シ又ハ国庫ニ対シ相当ノ債権ヲ発生セシムベシ

㈢　国庫一時借入金ニ関スル事項
(イ)　日銀ヨリノ一時借入金ニ代ヘ大蔵省証券ヲ発行シ預金部ニ引受ケシムルコト。預金部ニ引受能力ナキトキハ貯蓄銀行其他ノ貯蓄機関ニ別受ケシムルコト。必要ニ応ジ大蔵省証券ノ限度額ヲ増額スルコト
(ロ)　国庫一時借入金ノ現在高報告並既ニ実施中ノ支払完結後ノ一時借入金現在高報告ハ4ニ依リ要求サレ居ルモ、右ハ理財局ニ於テ速カニ取纒ムルヤウ、理財局ニ念ノ為連絡スルコト

出所　大蔵省資料Z五一一―九〇。

## (7)　政府借入及び支出の削減に関する覚書質疑応答

（昭和二一年一月二九日、同三一日大蔵省終戦連絡部）

政府借入及支出ノ削減ニ関スル覚書質疑応答（昭二一、一、二九）

大蔵省　渡辺連絡部次長
G・H・Q　ヒンマン中尉

一、覚書第二項bハ through the agencies トアル所国債ノ直接売出シヲ禁ズル意ニ非ズト思ハルルガ如何
(答)　禁ズル意ニ非ズ
二、普銀及日銀ヲ国庫資金供給者タラシメザル趣旨ハ是等ノ資金ヲ産業資金ノ為ニ留保セントスル意ヲ含ムヤ
(答)　日銀、普銀ノ信用造出ニヨルインフレーション的傾向ヲ抑制セントスル趣旨ナルガソノ結果右ノ資金ハ生産的ナル用途ニ向ケラルルコトトナルベシ
三、第七項a(3)一回ノ発行ニ最高限ヲ設定セル理由如何
(答)　今迄ノ此種発行ハ右限度以下ナルヲ以テ之ニテ大体許可ヲ要セザルモノト考ヘタリ右限度ヲ設ケタルハ特ニ大ナル発行ハ事前ニ承知シ度キ意ニシテ分割発行シテ限度以下トナス等ノコトハ文理的ニハ可能ナルモ当方ノ趣旨ヲ尊重セラレ度
四、第八項ニ依ル特別会計設置ノ趣旨如何
(答)　此ノ種ノ封鎖セラルベキ支出ハ現実ニ資金ノ放出セラルルガ如キ支出ト区分セラルル方ガ可ナリト考ヘタルニ由ル
政府特殊借入金ハ交付公債ノ如キモノニシテ政府ノ歳出トハナラズ
(答)　米国ニテハカカルモノヲ支出及収入両建トシテ予算ニ計上スル慣行ナリ
（強ヒテ改正ヲ求ムル意ニ非ズ）
何レニスルモ政府関係ノ封鎖セラルベキ支出ハ別会計トシタシ
本会計発行ノ政府特殊借入金ノ受領者ハ解除ヲ求ムル場合ハ一旦日銀ノ封鎖勘定ニ払込ミタル上ニ非レバ解除セラレザルヤ
(答)　右ニ付テハ具体的提案アラバ之ヲ基礎ニ相談シタシ
五、会計法上ノ特別会計ノ設置ヲ要スルヤ単ナル勘定ニテ足ルヤ
(答)　設置ノ目的ヲ達スレバ可ナルモ会計法上ノ特別会計ヲ考ヘ居レリ此ノ点ニ付テモ具体案ニ付相談スベシ
六、新特別会計設置前ニ於テモ政府特殊借入金ヲ為スコトハ支障ナキヤ
(答)　支障ナシ、而モソノ発行ニ付許可ヲ要セズ唯事後ニ於テ本特別会計ノ負担ニ切換フルヲ以テ足ル
七、既発ノ政府特殊借入金モ無利子ト為ス考ナリヤ
(答)　然リ（此ノ点ニ付テハ大蔵省ニ意見アル旨申置ケリ）

政府借入及支出ノ削減ニ関スル覚書質疑応答（其ノ二）
（昭二一、一、三一）

一、覚書第七項a(1)ノ中 government enterprises and activities ニハ所謂政府代理機関及代行機関ヲ含ムヤ？
(答)　含ムモノトス
尚 working capital ノ範囲如何？
(答)　運転資金ニ限ラズ設備資金ヲ含ムモノトス

出所　大蔵省資料Z五〇八―一一。



## (8)　「政府借入及び政府支出の削減に関する件」に関する質疑応答

（昭和二一年一月三〇日日本銀行）

「政府借入及政府支出の削減に関する件」に関する質疑応答

首題の覚書は本行業務上主要なる関係を有するので一月三十日司令部側よりリッケル中尉、大蔵省より国庫課長の出席を得、司令部及本行間に質疑応答を行った。其の要旨は左の如くである。

記

一、第(二)項(ロ)ノ諸機関 (2.b. "agencies") ト同項(ハ)「普通銀行」(c. "ordinary banks") トノ関係ニ就テ
第二項(ロ)ニ於テハ政府ノ財政上ノ不足額ハ先ヅ国民ノ経常貯蓄吸収ノ為メニ現存スル機関 (agencies) ヨリノ借入ニ依ルベキコトヲ規定セル一方(ハ)ニ於テハ普通銀行 (ordinary banks) 並ニ日本銀行ヨリノ資金調達ヲ制限シ居レルモ普通銀行ハ其ノ性質上(ロ)ニ所謂機関 (agencies) ノ中ニ含マルル如ク解セラルルニ付此ノ関係ヲ明確ナラシムル為メ
(問)　第2項bニ所謂 "agencies" ノ中ニ同項cノ "ordinary banks" ガ含マルルヤ、含マルルトセバ政府ノ歳入不足ヲ普通銀行ヨリノ借入ニテ賄ヒ得ル次第ナリ
(答)　否、普通銀行ガ日銀ヨリノ借入金ヲ有スル状態ニ於テハ斯カル普通銀行ヨリノ歳入調達ハ日銀ヨリノ直接調達ト同様ナリ
現在普通銀行ノ所有セル国債ノ乗替応募ハ如何ニスルヤ
(問)　然ラバ普通銀行ニ日銀ヨリノ借入金無ク且ツ手許余裕アル場合ハ差支ナキヤ
(答)　斯カル場合ガ現実ニアリ得ルヤ
(問)　仮定トシテ斯カル場合ガ生ズレバ差支ナキヤ
(答)　其ノ場合ニ於テハ可ナリ、但シ近キ将来ニ於テ斯カル場合ハアリ得ザルベシ
二、第(四)項ノ「当座貸越」(4. "overdraft") ニ就テ
(1)　当座貸越 (overdraft) ノ範囲ガ本覚書上明確ナラズ、大蔵省ニ於テハ一応右ハ臨時軍事費ノ「一時借入金」ナリト解釈セルモ若シ政府ニ対シテ loan トナルベキモノ一切ヲ包含スルモノトセバ本行ノ「仮払金」ニ依ル占領軍費ノ支払其ノ他問題ヲ生ズルニ付此ノ点ヲ明確ナラシムル為
(問)　第4項ニ所謂 overdraft トハ「一時借入金」ノコトナリヤ
(答)　然リ「一時借入金」ヲ指スモノナリ
(2)　右ニ関連シテ預金部保有国債ヲ日銀ニ於テ買取リ国庫金ノ不足ヲ補塡スル方法ニ付テハ大蔵省ニ於テハ、預金部ノ引受国債ハ不可ナランモ売戻条件附国債*ニ付テハ差支ナシトノ解釈ヲ採リ直接本件ニ就テ質疑ヲ提出スルコトヲ避ケタキ意向ナルヲ以テ間接的ニ此ノ点ニ関スル見解ヲ明カナラシムル為メ
(問)　預金部資金ノ投資形態タル保有国債、地方債、社債等ヲ含メテ預金部資産(asset)ハ第2項bノ "current savings of the people" ニ該当スルモノト解シテ可ナリヤ（該当スルトセバ歳入不足ハ之ニ依リ調達スルヲ得）
(答)　然リ其ノ resource ガ "current savings of the people" ナルニ付可ナリ（本行ハ預金部所有国債ヲ買入差支ナキコトトナルベシ）
* 預金部ガ本行ヨリ買入レタル国債ノ大部分
三、第(五)項(ロ)ノ臨時軍事費特別会計ノ「最終決算」(5. b. "final settlement") ニ就テ
最終決算ヲ一応為シタル場合ニ於テモ、通信連絡ノ関係上渉外関係及内地為替関係ニ於テ報告未着ノ為メ金額判明セザル部分ヲ伴フコトヲ予メ説明シ此ノ点ヲ留保スルト共ニ本決算ガ会計法上ノ正規ノ決算ナリヤ、或ハ臨時軍事費打切リニ伴フ概況報告ニテ足ルモノナリヤノ点ヲ明カナラシムル為メ
(問)　海外ト日銀トノ通信、連絡、杜絶シ居リ之等各店ヨリノ報告徴求方ニ付テハ別途貴司令部宛依頼状提出シアル次第ナリ、従テ第5項(ロ)ノ "final settlement" ニ付テハ海外及内地為替関係ニテ金額不明ナル部分ヲ伴フコト了承アリ度、要スルニ臨軍打切ニ伴フ概況報告ハ可能ナルモ会計法上ノ

正規ナ決算ハ所定期日迄ニ不可能ナリ

（答）　一応ノ settlement ヲ為シ爾後現地ニ於テ残余金生ジクルコト判明セル場合ハ之ヲ戻入セシムル方法ヲ採リテ差支ナシ、他ニヨキ方法ヲ見出シ得ザル限リ斯カル方法ニ依ルハ止ムヲ得ザルモノト認ム

四、第(七)項(イ)ノ(2)ノ「現存債務ノ短期借替」（7. a. (2) "Short-term refinancing of debts presently outstanding."）ト第(二)項(ハ)ノ「直接物資、労務等ノ支払ノ為メニ発行サレル政府短期債券ノ割引又ハ再割引」（2. c. "The discount or rediscount of short-term government instruments issued directly in payment for good or services."）トノ関係ニ就テ覚書受領時現在ニ於テ現存スル糧券ノ短期借替ハ第七項(イ)ニ依リ認メラルルモ、其ノ再借替ハ更ニ認メラルルヤ、又、糧券ノ将来ノ発行ハ第二項(ハ)ニ依リ認メラルルモ斯カル糧券ノ借替ハ現存債務（presently outstanding debt）トシテ認メラルルヤノ点ニ関シ大蔵省ハ従来ノ司令部ノ態度ヨリ差支ナカラントノ見解ナルモ、当然差支ナキヤハ疑シキニ付此ノ点ヲ明確ナラシムル為メ

（問）　将来ノ糧券ノ借替ハ覚書ノ精神上認メラルルモノト解釈シテ可ナリヤ

（答）　当然可ナリ

五、第(八)項ノ「新特別会計」（8. "New Special Account"）ニ就テ本件覚書ニ依レバ、曩ニ十一月二十四日附ヲ以テ発セラレタル「戦時利得ノ除去並ニ財政再建ニ関スル件」覚書第四項ノ「軍需資材ノ生産、配給、戦時損害、工場転換等ニ基キ生ズル政府ノ債務」ノ支払ノ為メ新タニ特別会計ヲ設置シ既ニ封鎖勘定ニ払込マレタル政府支払ニシテ未ダ解除セラレ居ラザルモノハ凡テ曩ニ支払アリタル会計ヨリ右新設特別会計ヘ移管シ将来右新設会計ヨリ支払フベキ額相当ノ政府借入ヲ認可スルト共ニ、既ニ封鎖勘定ニ払込マレタル政府支払ノ為メ生ジタル政府借入金ハ原会計ヨリ新特別会計ニ移換スベキコトトナリ居レリ、右ニ関シテ

（問）　(イ)　既ニ封鎖勘定ニ払込マレタル政府支払ニシテ未ダ解除セラレ居ラザルモノヲ "New Special Account" ニ "transfer" スルトハ具体的技術的ニ如何ナル方法ニ依ルヤ

（ロ）　玆ニ所謂 "New Special Account" トハ政府ノ予算上ノ特別会計ナリヤ日銀ノ特別勘定ナリヤ又政府ノ勘定ナリトセバ、会計法ニ準拠セル正規ノ特別会計ナリヤ或ハ一般会計トノ関係及封鎖勘定ノ内容等ヲ明カニスル予算外ノ特別勘定（整理勘定）ナリヤ

（ハ）　本会計設置ノ本旨如何

（答）　研究ノ上追テ回答ス

六、第(七)項(イ)三ノ貯蓄債券其ノ他類似ノ債券ヲ直接一般国民ニ売却スルコト（7. a. (3) "Sales of savings debentures and similar securities directly to the public."）ニ関連シテ

（問）　郵便局売出ノ形式ヲ以テ国債ヲ直接大衆ニ売却シ其ノ売上額ヲ政府ノ歳入トナシ居レル処、右ハ "similar securities" ニ含マルルモノトシテ司令部ノ承認ヲ要セザルモノト解スルガ如何

（答）　然リ差支ナシ

出所　日本銀行調査局前掲書、第二輯、八七―九一ページ。

## (9)　預金部資金並に簡易生命保険及び郵便年金関係資金運用計画に関する件

（一九四六年一月二九日ESSセクションメモ）

預金部資金並簡易生命保険及郵便年金関係資金運用計画に関する件

一　貴大臣よりの昭和二十年十二月二十六日附覚書（LO一一三）「簡易生命保険及郵便年金関係資金運用に関する許可申請の件」及昭和二十年十二月二十八日附覚書（LO一二一）「預金部資金運用に関する許可申請の件」参照せられ度し

二　貴大臣は貯金保険局か契約者に対する貸付を除く一切の直接貸及至投資活動を直ちに停止し且現在及将来の運用可能資金の総てを預金部へ預入すべきことを指令すべし



三　昭和二十一年三月三十一日を以て終了する本会計年度残余期間中に於ては預金部又は貯金保険局の余裕資金は本司令部よりの昭和二十一年一月二十一日附帝国政府に対する覚書AG一三〇、ESS／FI「政府借入に関する件」に依り特に承認せられたるものをも含め本司令部の許可済及今後許可さるへき中央政府及地方政府の一切の起債及短期借入を消化するため可能なる限り割当せらるへし

四　預金部は爾今国策会社、営団其の他如何なる法人に対しても投融資をなすへからず

預金部に依る特殊銀行に対する貸付乃至特殊銀行債の買入は第三項に述へたる中央政府及地方政府の要求を充したる後猶ほ余裕金ある場合に限らるへし

右の特殊銀行に対する投融資は本司令部よりの承認なき限り行ふへからず

五　預金部に於て昭和二十一年三月三十一日迄の三ケ月間に貯蓄債券及小額貯蓄債券（報国債券）を一四、〇〇〇千円を限り取得することを許可す

出所　大蔵省資料Z五二六―一〇―九。

## (10)　政府保証債及び借入金に関する司令部覚書

（一九四六年四月三日SCAPIN八五六）

政府保証債及借入金に関する件

（一九四六年四月三日SCAPIN八五六ESS／FI）

一、左記各大蔵大臣覚書参照。

イ、LO一五一（四六、一、一七）覚書「通常の方法に依る借入不可能なる場合に於ける貨銀、給与、退職金及税金支払等資金の命令融資に関する件」

右は工業の戦後経営資金たる総額四、六三一、九〇八、〇〇〇円に及ぶ命令融資に対する政府保証の許可を要請し来れるものなり。

ロ、LO二四三（四六、二、一三）覚書「硫安製造工業復興資金供給の為めの政府保証興業債発行の件」

右は日本興業銀行が十三肥料会社に対して行へる三七一、六八九、〇〇〇円の融資に対する政府保証の許可を要請し来れるものなり。

ハ、LO二五一（四六、二、一四）覚書「日本発送電会社及其他五会社の政府保証社債発行に対する許可要請の件」

右は総額三〇五、〇〇〇、〇〇〇円に達する六社の政府保証起債の許可を要請し来れるものにして、右六社の中五社は全部又は一部政府所有に係かれり。

ニ、LO二五二（四六、二、一四）覚書「産業設備営団の船舶建造の為めの融資に対する許可要請の件」

右は全部が政府の所有に係かる同営団が船舶建造資金調達の為め一一七、四一一、四四六円の借入を為すに付之が許可を要請し来れるものなり。

二、第一項　イの要請に対しての回答左の如し。

一九四五年八月十五日乃至同年十一月二十四日間になされたる総額二五億円を超えざる命令融資に付きては之に対し政府保証をなすことを許可す。

三、爾今日本帝国政府又は其他一切の行政官庁は、日本帝国政府行政官庁若くは総司令部が特に指定することあるべき金融機関を除き、団体又は機関等其の性質の如何を問はざる他の一切のものの債務を保証することを得ず。現に存する保証は期限の満了に当り之を更新することを得ず。

四、政府行政官庁及総司令部が特に指定することあるべき金融機関以外の他の一切の法人又は機関に対する政府の金融的なる援助は爾今補助金の形式に依つてのみ之をなすことを得。右補助金は年度末に一括支給する方法を採らず、年度中必要に応じ適宜支給する方法を採るべし。日本帝国政府は補助金支給の行はるべき年度の予算又は右に相当すべき財政処分上適法と認められたるものに非ざれば之が支給をなすことを得ず。各補助金の必要如何並に其の限度は予算又は之に相当する財政処分に計上する際に決定すべきものとす。

五、日本帝国政府又は行政官庁の正規政府機構の一部に非ざる政府機関及び組織は補助金の交付を受くると否とを問はず連合軍最高司令官の事前の認可なくしては爾今金融機関より借入をなすを得ず、該借入金は日本帝国政府又は行政官庁の保証を得るを得ず。

六、日本銀行及大蔵省の総司令部宛報告は金融機関の政府保証債務総額に関し甚しく相違しあり、日本帝国政府は本覚書受領後二週間以内に政府保証債と認むる各種貸付の記述を保証請求の根拠たるべき充分なる証拠と共に提出すべきことを指令す。本資料提出後一ケ月以内に日本帝国政府は総司令部宛形式別に全金融機関保有の全保証債の記述を現在資料として提出すべし、該記述は各融資元高及報告日に於ける未払勘定を明瞭ならしめおくものとす。

七、LO二四三、二五一、二五二による要請は本覚書の各条項に応じ実施すべし。

八、本覚書を実施する為大蔵省は当司令部の該当課と直接交渉をなすべし。

編注　日本銀行訳。

出所　日本銀行調査局前掲書、第三輯、一―二ページ。

## (11)　一九四五―四六年度緊急財政処分に関する司令部覚書

（一九四六年四月四日ESSセクションメモ）

一九四五―四六年度緊急財政処分（一九四六年四月四日ESS／FI）

一、本年度予算ニ含マレザル本年度臨時支出ニ対スル認可ヲ要請セル大蔵大臣ノ下記覚書ニ対シ考慮ス

a　一九四六年三月六日附（LO三二九）「本年度緊急支出ニ対スル緊急財政処分」総計二、六六〇、四四〇、〇〇〇円

b　一九四六年三月二十日附（LO三七九）「緊急支出ニ対スル緊急財政処分」総計五一二、四一七、〇〇〇円

二、下記特例ヲ除キ要請支出ニ対スル緊急財政処分ノ制定ヲ許可ス

a　朝鮮ヨリノ政府職員ノ引揚費用（LO三二九ノ四節一）ハ他ノ一般引揚民ト同様ノ基礎ニ依リ支払ハルベシ、引揚職員ニ対シテハ陸海交通、荷物ノ積込、食住其ノ他旅費ニ属スル費用ヲ自己ノ資産ニテ実際ニ賄ヒタル限リニ於テノミソノ支払ヲ許可ス支払ノ最少限度ナシ上記支払限度以上ニ既ニ支払ハレタル額アルトキハ該超過額ハソノ職員ヨリ返却国庫ニ償還セラルベシ

b　中央及地方政府職員ノ手当増給ニ対スル費用（LO三七九ノ二節㈠及ビ二節㈡）及ビ年度末賞与支払ニ対スル費用（LO三七九ノ二節㈠）ハ本題目ニ関シ連合軍最高司令官総司令部ヨリ発スル別ノ通牒ニ述ベルベキ限度並ビニ条件ノ下ニ限リ支払ハルベシ

c　中央並ビニ地方政府職員ノ特別退職賞与（LO三二九四節四及ビLO三七九二節㈡ヲ参照）ニ関シテハソノ支給ノ範囲ハ現行行政整理及ビ一九四六年三月三十一日以前ニ退職スベキ者ニ限リ適用セラルベシ。帰郷旅費ハ退職ニ当リ支給セラレザルベシ。二月及ビ三月ニ退職スベキ政府職員ニ対スル退職賞与ハ二月ニ於テ支給セラレタル俸給並ビニ賞与ニ基キ算出セラレタル額ヲ超ユル事ヲ得ズ。該賞与ハ総テ封鎖勘定ニ払込マルベク当該勘定ヨリノ毎月ノ払出シハ、退職前支給セラレアリタル俸給並ビニ手当ノ三分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ。該賞与ノ支給ヲ受クベキ職員ニシテ爾後中央政府並ビニ如何ナル種類ノ地方官庁ニ復職シタル場合ニモ封鎖勘定ノ残高ハ中央並ビニ地方ノ支払スル官庁ニ払戻サルベシ。本条項ニ規定セル限度以上ニ支給セラレタル退職賞与ハ金額ノ如何ヲ問ハズ関係中央並ビニ地方政府ノ国庫ニ払戻スヲ要ス

d　漁船再保険特別勘定ニ対スル一般会計ノ繰入額ニ関シテハ（LO三二九四節五参照）一九四五年十一月二十四日附AG一二一・七（一一月二四日一九四五）ESS／FI「戦時利得ノ除去並ビニ財政再建ニ関スル件」ニ基キ連合国総司令部ヨリ日本帝国政府ニ通達セラレタル指令第四項ニ即応シ総保険金額ノ内特殊決済ヲ免除セラレタル部分及ビ特殊預金ヲ解除セラレタル部分ニ対スル該特別勘定ノ純損失ヲ超ユルコトヲ得ズ。

封鎖勘定ニ支払ハレタル保険金ノ支払部分ニテ解除セラレザルモノノ純損失ニ関シ、漁船再保険特別会計ノ収支均衡ニツキテハ日本政府ニ対スル連合軍指令部通牒一九四六年一月二十一日付AG一二一（一月二一日）ESS／FI「政府借入並ビニ支出ノ削減ニ関スル件」第八項ニ基キ処理セラルベシ。

e　会社並ビニ其ノ代理機関ノ配当支払ニ対スル補助金ハ総テ許可セラレザルモノナリ。一九四五―四六年会計年度ニ於テ、会社並ビニ其ノ代理機関ニ於テ配当ヲ決定シ又ハ支払ヒタルモノアラバ、当該会社ニ対スル補助金中ヨリ相当額ヲ削減スルモノトス

f　戦争ニ使用セラレタル、若シクハ使用ヲ目途トシタル物資ノ生産ニ従事セル会社及ビ其ノ代理機関ニ対スル補助金支払ハ、上掲d項ニ引用セラレタル一九四五年十一月二十四日付指令第四項ノ意味ニ於テ「戦争資材ノ生産及供給ニヨリ生ジタル給付請求」ト見做スベキモノナリ。従ヒテ特殊決済ヲ免除セラレタルモノ及ビ特殊預金ヲ解除セラレタルモノニ関スル支払ノミ一般会計ノ負担トナルモノトス。差額ノ決済ハ上掲d項ニ引用セラレタル一九四五年一月二十一日付指令第八項ニヨリ処理セラルベシ。

三、第二項ニヨリ承認セラレタル支出ヲ調達スルニ必要ナル国債ノ発行ヲ許可ス。

但シ此等国債ノ消化ニ関シテハ上掲d項ニ引用セラレタル一九四六年一月二十一日付通牒第二項ニ明カニサレタル政策ニ沿ヒ行フベキモノトス。

出所　大蔵省資料Z五一一―八七。



## (12)　日本税関機構に関する司令部覚書

（一九四六年四月八日SCAPIN九四一―A）

日本税関機構ニ関スル件

（一九四六年四月八日SCAPIN九四一―A、ESS／IE）

1　日本政府ハ総ユル関税機能ノ統制及税関並ニ其ノ人事ヲ含ミ之ニ関連セル総テノ事項ノ行政権ヲ大蔵省ニ移管シ且集中スベク指令セラレタリ

2　大蔵省ハ将来公布セラルベキ新法令ヲ含ミ総ユル日本関税法規ノ実施施行ニ関シ、又関税統制及税関官吏ノ行動ニ付連合軍最高司令官ヨリ発セラルベキ総テノ指令ノ実施ニ関シ責任ヲ負フベシ、大蔵省ハ税関ノ統制ニ関シ必要ナル範囲ニ於テ権限及責任ヲ委任スルコトヲ得但シ此ノ委任ニ付連合軍最高司令官ノ事前ノ授権及承認ヲ得ルヲ要ス

3　日本政府ハ此ノ指令ノ条項ニ応ズベク授リタル行為ニ関スル説明書ヲ連合軍総司令部ニ提出スベシ

編注　大蔵省仮訳。

出所　大蔵省資料Z六二〇―二五。

## (13)　国有財産の処分に関する司令部覚書（付参照文書）

（一九四六年九月六日SCAPIN一一八六）

国有財産の処分に関する件（一九四六年九月六日SCAPIN一一八六）

一、参照文書

a　一九四六年三月一日附日本政府覚書「国有財産の処分に関する件」CLO九五二（三、一）（LO二八六）

b　一九四六年三月十二日附大蔵省覚書「国有財産の処分に関する件」LO三五四

二、参照文書bの添附書類第二項(1)(2)(3)中に記載されある雑種財産の処分に対しては左の条件の下に於て許可が与へられる。

a　農耕可能地は農民として成功を期待出来る個人に売払ふ。

財産の売払については小作農、自作農及農耕経験者に優先権が与へられる。而して此の種財産の処分は一九四五年十二月九日附最高司令部覚書「農地改革に関する件」AG六〇二・六（四五、十二、九）CIEに基いて行はれたる農地改革案の各条項に準拠して行はれなければならない。

b　政府財産中現に森林となってゐるもの及植林に適せるものにして崩壊の危険なくして農作物生産をなし得るものは売払ってもよい。

c　農耕不適地については他の緊急目的に利用するを妨げない。

個人たると家族（世帯）に対するとを問はず財産五万円或は其以上（一九四六年六月現在の評価格）の財産の売払に際しては最高司令官に対して次の諸点を報告しなければならない。買取人の氏名、該財産に関する説明、該財産利用目的。

d　評価格二十万円以上の財産は最高司令官の許可なくしては処分する事が出

来ない。

三、参照文書b添附書類第三頁第二項中の(4)及第四頁の第二項中の(5)(6)に記載されある雑種財産の処分に就ては一応許可は留保されてゐるので此等財産の処分に関しては個々の申請が最高司令部に対して為されなければならない。

四、本覚書は前記参照文書一、a及bの計画概要に依って雑種財産を処分する権限を賦与するが本項に掲ぐる条件に従はなければならない。

左記事項の禁止に関しては特別の注意が払はれなければならない。

a　財閥、制限会社或は最高司令官に依って解体又は中止を命ぜられた団体に対する売払、但し最高司令部の特別の許可のある場合は之の限りでない。

b　金融緊急措置令に準拠しないで行ふ封鎖預金からの代金の支払。

c　一九四五年十一月二十四日附SCAPIN三三七「戦時利得の除去及財政再建に関する件」最高司令部覚書AG一二一ESS／FIに依り封鎖された勘定よりの支払。

五、政府財産売払の全貌を周知せしめるため信用ある新聞社を通じて財産売払価格及購入者を示す総ての取引に関する月報を発表しなければならない。

六、本指令細目に関して一層の理解を得るために大蔵省と本司令部関係者との直接の通信を許可する。

〔参照文書〕

a　国有財産処分に関する日本政府覚書（一九四六年三月一日付CLO九五二、LO二八六）該当申請文

大蔵省所管雑種財産の処分に付きAG一二一、七ESS／FI覚書（「戦時利得の除去及び財政再建」SCAPIN三三七）第八項の包括的許可申請に関する件（二一、二、五、国有財産部総務課）

首題の覚書第八項eの個別的許可を要すべき範囲は一件の金額百万円を超ゆる場合とし一件の金額百万円未満の財産については予め包括的許可を与へられ事後に於て其の重要なるもののみ（一件の金額二十万円以上百万円未満のもの）報告を提出するに留められたきこと。猶本覚書に基く包括的許可或は個別的許可ありたる場合に於ては売掛等の処分を受けたるものよりの申請は省略せられたきこと。

其の理由左の如し。

一、雑種財産の処理は之を現下の窮乏せる国民生活を急速に解放し民生の安定に資せしむると共に他面国庫収入の充実を期する等緊急を要する当面の国家施策に照応して行はるるものなり。

(イ)　土地に関しては食糧（塩を含む）の確保増産（農林省の緊急開拓事業及自作農創設の施策と表裏の関係にあり）、住宅用敷地、工場用敷地の確保及交通施設の維持確保等。

(ロ)　建築物に関しては戦災者、外地引揚民等の住宅の確保、医療救護用、工場用、職業補導及教育施設用等。

(ハ)　作業庁、鉱山等に関しては重要なる国民生活必需物資の生産施設用等。

(ニ)　船舶に関しては漁業用、重要物資の輸送用等。

処理方針の大綱を定め且その具体的なる転用処分に当りては中央及地方に民間有識者を包含せる諮問機関（国有財産処理委員会）を設け、その処分先の妥当性及処分価格の適正如何等を附議諮問する様、其の設置準備を進めつつあること。

二、雑種財産の処分はその収益財産たる本質よりして、従前も之が処分価格に関しては売買実例精通者の意見及其の他の資料により時価を勘案して慎重之を決定し（昭和十七年大蔵大臣訓令第二十二号第七条）国庫財源を不当に減少せしめざる様万全の注意を払ひ来りたるものにして、一定価額以下のものの処分に関しては包括的許可を与へらるるも国庫収入には何等支障なきものと認めらるること。

三、雑種財産の処分に凡て個別的許可を必要なりとせば事務手続極めて煩瑣となり、昭和二十一会計年度に於ては予定処分価額四億四千余万円を国庫収入として計上しあるも之が実現困難となる虞あること。

今試みに昭和五及同六年自昭和九―至昭和十三年（大体平時の国有財産の処分状況と認め得る期間にして現在資料の残存せる期間）の処分価額及件数を左に掲げるに



雑種財産処分件数及価額調

| 年度 | 処分 件数 | 処分 価額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 昭和五年度 | 五八、九三〇 | 六、四三〇、三〇〇・三四円 | |
| 昭和六年度 | 五〇、七五七 | 四、三七八、一三五・四九 | |
| 平均 | 五四、八三八 | 五、三九九、一六七・九一 | |
| 昭和九年度 | 三〇、四三三 | 七、五三三、〇〇四・〇一 | 上掲件数は四月より十一月迄とす十二月より三月迄の分は記録なき為不明 |
| 昭和十年度 | 四四、八七〇 | 六、八一二、三四六・九三 | |
| 昭和十一年度 | 三三、〇九七 | 八、四五九、三七三・六九 | |
| 昭和十二年度 | 二八、〇八九 | 七、六六九、八五三・二六 | |
| 昭和十三年度 | 三一、一八七 | 七、五四四、七六八・三三 | |
| 平均 | 三三、三三三 | 七、五九九、八〇三・〇三 | |

にして、前掲昭和二十一会計年度の予定処分価額より類推せば、明会計年度に於けるその件数は更に数倍或は数十倍に達すべく更に雑種財産の処分が当該財産の実情に最通暁せる地方機関たる財務局に委せられある実情よりして、一定限度以下に対する包括的許可なくしては事実上雑種財産の処分事務は其の円滑敏速を害はれ延いては当面の目的を達し得ざること。

b　国有財産処分に関する大蔵省覚書（一九四六年三月一二日LO三五四）該当申請文

国有財産の処分（一九四六年三月一二日LO三五四）

首題の件に関し具体的なる処分計画を提示せば以下の如し

尚第一項に於ては雑種財産処分の全国有財産との関係を明確ならしむる為国有財産全般に関する簡単なる説明を加へたり。

一、日本政府の保有する国有財産の総額　一八、八七四、七一八、八四五円

（但し外地の分を除く）にして内之を種目別に分類すれば

| 種目 | 数量 | 価格 |
|---|---|---|
| 土地 | 二六、三三五、一六〇、三八〇坪 | 三、一四〇、三〇九、三九八円 |
| 立木竹 | | 一、九〇六、二六一、八二六円 |
| 建物 | 一六、〇四一、六四八坪 | 二、九一四、四一八、八九三 |
| 工作物 | | 三、五七一、二五〇、〇七九 |
| 器具機械 | | 二、一九四、四八一、四七〇 |
| 船舶 | 四、八四一隻 | 三、一五八、三九七、九九七 |
| 鉱業権 | | 五九八、七八二 |
| 株式 | | 二、九九九、〇〇〇、二〇〇 |
| 計 | | 一八、八七四、七一八、八四五 |

更に用途別に分類せば下記の如し

(イ)　公用財産たるもの七、三四九、〇四八、五〇五円　本財産は国の事務、事業、若は官吏其の他の職員の住居の用に供するものにして本財産は各省の所管に属し大蔵省は之が総括の事務を司るものなり。

(ロ)　営林財産たるもの二、二二五、二〇五、三八二円　本財産は国に於て森林経営の目的に供し又は供せらるるものにして内地は農林省所管、北海道は内務省の所管となりあり大蔵省は之が総括の事務を司るものなり。

(ハ)　雑種財産たるもの九、三〇〇、四六四、九五八円　本財産は公用、公共用(後述)及営林財産の用途又は目的を廃止せられ政府が収益財産として処分するを建前とするものにして本財産中には政府出資約三〇億円を包含しあり。

上記の種目別内訳を示せば

| 種目 | 数量 | 価格 |
|---|---|---|
| 土地 | 一、八四五、九五四、七七三坪 | 一、六六八、七八三、〇〇八円 |
| 立木竹 | | 一九、六〇九、三〇一 |
| 建物 | 三、二九七、四七一 | 一、八一九、四七五、三三五 |
| 工作物 | | 八一三、五九七、四一八 |
| 器具機械 | | 一、一九五、四六〇、〇〇〇 |
| 船舶 | | 七七五、一四〇、八〇六 |
| 鉱業権 | | 四〇〇、〇〇〇 |
| 株式持分 | | 二、九九九、〇〇〇、二〇〇 |
| 計 | | 九、三〇〇、四六四、九五八 |

の内旧軍用財産たりしものの概況を示せば別表の如く其の額は全雑種財産に対し八〇%を占めおり。（以下略―編者）

編注　大蔵省仮訳。参照文書b後半の訳文は不詳。

出所　大蔵省資料Z五一一―二一六。

## (14)　連合軍司令部主要指令に関する覚書

（昭和二一年五月二二日大蔵省終戦連絡部）

連合軍司令部主要指令ニ関スル覚書（二一、五、二二蔵終）

一、株式取引所再開問題（二〇、九、二五指令）

株式取引所再開ハ司令部ノ承認ナクシテ行フ可ラザル旨ノ指令アリ爾来再開ヲ認ムルガ如キ口吻ヲトーマス氏ガ洩シタル事アルモ最近経済科学部スポークスマンヨリ目下ノ処承認スル意ナキ旨発表セル事実アリ尚本件ハ財産税徴収トノ関係アリ

二、在外機関ノ閉鎖（二〇、九、三〇・二一、一、一八指令）

九月三十日ノ指令ニ基キ鮮銀、台銀其ノ他外地外国関係金融機関等ヲ閉鎖シ管理中ナリシガ一月十八日指令ニ依リ鈴木祥枝氏ヲ委員長トスル閉鎖機関保管人委員会ヲ設ケ清算ニ関スル実務ヲ同委員会中心ニテ行フコトトナレリ尚最近ニ於テハ清算ニ関連シテ閉鎖機関ノ債務者、子会社等ニモ関心ヲ払ヒツツアリ

右ニ基キ持株会社整理委員会ノ設立準備進行中ナルガ身分調書審査中ノ為未ダ委員正式任命ニ至ラズ一方十二月八日指令ハ十八財閥及其ノ子会社ヲ制限会社ニ指定シ業務上司令部ノ特別ナル監督下ニ置ケリ制限会社ハ其ノ後更ニ増加シ六百三十余社ニ及ブ現状ナリ

三、引揚者持帰金（二〇、九、二七指令）

九月二十七日指令ニ基キ引揚者ハ将校五百円下士官二百円民間人千円ヲ限度トシテ持帰リ金ヲ許容シ居ル所右ハ政府ノ歳出トシテ事実上救済的給与ナリ司令部ニ於テハ引揚者ニ特段ノ措置ヲ講ズルコトナク一般的社会救済ニ委ネ本給与ハ寧ロ廃止スベキ旨ノ意見アリソノ方向ニテ当方モ進行中ナリ



四、在外財産報告（二〇、一〇、六指令）

指令ニ基キ本邦人在外財産ニ関スル尨大ナル報告書ヲ作製シ司令部ニ提出済ナリ

五、財閥解体問題（二〇、一一、六・二〇、一二、八指令）

財閥解体ニ関スル方針決定ニ先立チ財閥解散制限（二〇、一〇、二〇）財閥ノ株式社債ノ譲渡禁止（二〇、一〇、二一）等ノ命令アリ又詳細ナル報告要求（二〇、一〇、二二）アリタルガ十一月四日付司令部ト打合セタル所ニ基キ大蔵大臣ヨリ三井、三菱、住友、安田各本社解体ニ関スル方針ヲ司令部ニ提出シ同六日之ヲ承認スル旨ノ指令ニ接シタリ

六、戦時利得ノ除去及財政再建（二〇、一一、二四・二一、一、二・二一、四、一一指令）

司令部トノ折衝ニ基キ十一月十六日付大蔵大臣ヨリ戦時利得税及財産税ノ創設並ニ右両税徴収迄ノ間戦争関係資金ノ封鎖ヲ提案シ之ニ答ヘテ十一月二十四日付指令ニ依リ右提案ヲ承認スルト共ニ其ノ具体的実行方法ヲ指示シ来レリソノ内既ニ現金支払済ノ戦争関係資金ヲ再預金セシムベシトノ指示ハ実行困難ヲ訴ヘタル処四月十一日付指令ニ於テ前回ノ指示ヲ取消シタリ

尚十一月二十四日指令ハ政府及政府関係機関ノ左ノ行為ヲ司令部ノ承認ヲ要スルコトト為セリ

(イ)　債券其ノ他債務証書ノ発行

(ロ)　信用ノ授受

(ハ)　銀行会社其ノ他ニ対スル債務ノ保証又ハ支払ノ約束

(ニ)　補助金交付、免税、税ノ分与、払戻

(ホ)　不動産等固定財産設備、企業等ノ処分

右ノ結果政府ノ財政活動ハ広汎ナル制約ヲ受クルコトトナリ爾来具体的問題ニ付、司令部トノ交渉ヲ重ネ居レリ

七、恩給及給与（二〇、一一、二四指令）

軍務ニ服シタルコト、司令部ノ命令ニ依リ解散セラレタル団体ニ属シタルコトニ依リ給セラルベキ恩給給与、司令部ノ命令ニ依リ地位ヲ追ハレ又ハ逮捕セラレタルモノノ恩給給与ノ停止ヲ命ゼラレ実行方法ノ細目ニ付種々折衝ノ上指令ヲ実行セリ

八、通貨発行統制（二〇、一一、二八指令）

新通貨ノ印刷発行ハ総テ司令部ノ事前承認ヲ要スルコトトナリ其ノ都度承認ヲ受ケ居レリ

九、昭和二十一年度予算（二一、一、七指令）

一月七日付指令ニ依リ至急司令部ニ提出方要求シ来リタルガ未ダ提出ノ運ビニ至ラズ目下懸案ハ進駐軍宿舎費、復員費、国債利子等ナリ

一〇、特殊預金利子問題（二一、一、一二・二一、五、一七指令）

特殊預金中戦争保険金関係ノモノヲ無利子トス為スベキ旨一月十二日指令アリタルガ五月十七日指令ハ更ニ一般的ニ総テノ特殊預金及保険会社ニ対スル特殊預金見合融資ヲ無利子ナラシムベキ旨命令シ来レリ本件ニ関連シ見合融資ヲ為セル銀行ガ其ノ資金調達ノ為日銀ヨリ借入レタル資金ノ利子ノ問題アリ未解決ナリ

一一、配当制限（二一、一、一五指令）

政府ニ対シ戦争保険又ハ補償債権ヲ有スル会社及財閥関係ノ制限会社ハ年五分以上ノ配当ヲ為シ得ズ又金融機関ハ無配トスル旨指令アリ又同指令ハ配当ハ総テ当期収入金ヨリ支払ハルベキ旨指示シ居レリ以上ニ基キ法制上ノ手続ハ之ヲ完了セリ

一二、政府借入及支出ノ削減（二一、一、二一指令）

本指令ハ前出戦時利得ノ除去及財政再建ノ指令ニ関連スルモノナルガ重要ナル点ハ国債ノ日銀引受ヲ禁止シタルコト、臨軍ノ即時廃止ヲ命ジタルコト及戦争関係資金ノ封鎖ノ為特別勘定ノ設置ヲ命ジタルコトナリ右ノ内国債ノ日銀引受ヲ中止シタル結果政府資金調達方法ヲ転換セザルヲ得ザルコトトナリ主トシテ預金部資金ニ依存スル事トナレリ又臨軍ノ廃止及特別勘定ノ設置ニ付テハ夫々必要ナル措置ヲ採レリ

一三、預金部資金ノ運用方針（二一、一、二九指令）

本指令ハ簡易保険及郵便年金ニ依ル資金ノ運用ヲ預金部ニ統合スベキコトヲ命ズルト共ニ預金部資金ハ国策会社、統制会社、営団等ニ対シ投資スベカラズ又特殊銀行ニ対スル資金ノ融通ハ政府及地方団体ノ需要ヲ満シタル上ニ於テ司令部ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テノミ行ヒ得ベキコトヲ命ジ居レリ之ニ依リ前項指令ト相俟チ預金部資金運用ノ方針ハ大ナル変更ヲ見ルニ至レリ

一四、金融機関合併禁止（二一、二、二一指令）

金融機関ノ整理統合等ニ関スル方針ニ就テハ時々口頭ニ依ル示唆アリタルニ止リ指令トシテハ二月二十一日合併ハ司令部ノ許可ナクシテ行フベカラザル旨指示アリタルニ止レリ本指令ハ又金融機関ガ他ノ金融機関ノ株式社債ヲ獲得スルコトモ司令部ノ許可制ト為セリ

一五、政府保証及政府代理機関ノ借入（二一、四、三指令）

国又ハ府県ガ保証ヲ為スコトハ最ニ財政再建ニ関スル指令ニ依リ司令部ノ許可ヲ受クベキコトトナリ居リタルガ四月三日付指令ハ今後国又ハ府県ノ保証ハ司令部ノ承認ヲ得タル上特ニ指定セラレタル金融機関ニ対スル場合ノ外ハ行フベカラザル旨指示アリタリ而シテ政府ニ依ル会社ノ助成ハ補助金交付ノ形式ニ依ルベク而モ年度末ニ補助金ノ支払ヲ為スガ如キコトナク予算ニ計上セラレタル範囲内ニ於テ年度中必要ノ都度支払ヒヲ為スベキ様指示アリタリ

本指令ノ趣旨ハ実質的ニ財政負担トナルベキモノハ明ニ表面ニ出シテ国民ニ示スヲ可トシ保証等ノ形ニ依リ之ヲ糊塗スベカラズト為スト共ニ特殊会社等ガ政府ノ保護ニ狎レテ能率低下ヲ来スコトヲ防止セントスルニアルモノノ如シ

尚四月三日指令ハ政府代理機関ガ借入ヲ為スニ付政府保証ナキ限リ司令部ノ承認ヲ受クル要ナキ旨述ベ居リ財政再建指令ノ一部ヲ緩和セリ

一六、指定金融機関及強制融資ノ廃止（二一、四、五指令）

指定金融機関制度及強制融資制度ノ廃止ニ就テハ早クヨリ口頭ヲ以テ司令部ヨリ指示アリタルガ過渡的ニ存続ヲ要請シ来リタルガ四月五日付指令ニ依リ両制度ノ廃止ヲ命令シ来レリ之ニ関連シテ採算困難ナル産業ノ再建ニ資スル為復興金融会社ノ設立等ノ構想ニ付司令部ニ於テモ経済安定本部設置ト関連シテ考究中ナルガ如シ

一七、税関ノ移管（二一、四、八指令）

| 公布月日 | 番号 | 題名又は件名 | 同上要旨 | 連合国最高司令官の要求内容の骨 |
|---|---|---|---|---|
| 三ノ六 | 省令 | 貨円又ハ占領地域ニ在ル本邦人ノ財産ニ関スル件ノ施行ニ関スル件 | 一　昭和二十一年六月二十日以後ニ於テ本邦ニ在ル本邦人ノ財産ニ関スル件ノ施行ニ関スル件ノ施行ニ関スル件ノ施行

一四十◎　所領一◎　(一)人二十日◎　略
一つ人行なった辰、寸四一　四月　を行う合一　しる上げ日目一寸
のはわ官ら辰寸四一　◎　閉の湾九　。部寸くま本政　を凸くま上る
の抑ら◎も回り高平日九　同　鋤日商四　。務求本寸指る上人会、高九四
恩思進命の体解司務件一四　右　に銀年　。子、亡変の閉司四六
給変受務一る日九　略　件在行二　変府　を上府　閉四六
止給付一年件一四　　。　る及の　。　又加保官司ら今も　金月
ナ与る加二一四一恩五　　　

| 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 九 | 八 | 七 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 九 | 八 | 七 |
| 省 | 勅 | 省 | 勅 | 省 | 勅 | 勅 | 勅 |
| 一三 | 一二 | 一三 | 一二 | 一三 | 一二 | 一二 | 一二 |
| 勅 | 勅 | 勅 | 勅 | 省 | 勅 | 勅 | 勅 |
| 一二 | 一二 | 一二 | 一二 | 一三 | 一二 | 一二 | 一二 |

＝令昭和二年勅令第二号ヲ以テ左ノ如ク定ム

第一条　昭和四十二年度ニ於テ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘキ金額ハ金千二百億円トス

第二条　昭和四十二年度ニ於テ一般会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘキ金額ハ金千億円トス

第三条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第四条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第七条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第十条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第四十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第五十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第六十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第七十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第八十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第九十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百一条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百五条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百六条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百七条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百八条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百九条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百二十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百三十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十三条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十四条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十五条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十六条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十七条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十八条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百四十九条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本専売公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百五十条　昭和四十二年度ニ於テ日本国有鉄道ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本国有鉄道法第三十一条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道債券ヲ発行スルコトヲ得

第百五十一条　昭和四十二年度ニ於テ日本電信電話公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本電信電話公社法第三十一条ノ規定ニ依リ日本電信電話公社債券ヲ発行スルコトヲ得

第百五十二条　昭和四十二年度ニ於テ日本専売公社ハ其ノ経営ニ必要ナル資金ヲ調達スル為日本専売公社法第三十一条ノ規定ニ

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大正七 | 大八 | 大六 | 大五 | 大四 | 大三 |
| 大七 | 大八 | 大九 | 大十 | 大十一 | 大十二 |
| 勅令 | 省令 | 勅令 | 勅令 | 省令 | 勅令 |
| 二三七 | 二三八 | 二三九 | 二四〇 | 二四一 | 二四二 |
| 昭和二十一年度ニ関スル件特例 | 昭和二十一年度ニ関スル件施行規則 | 告示 | 告示 | 告示 | 告示 |
| 昭和二十一年度ニ関スル件特例ヲ定ム | 昭和二十一年度ニ関スル件施行規則ヲ定ム | 昭和二十一年度ニ関スル件特例第一条ノ規定ニ依リ昭和二十一年度ニ於テ国庫ノ負担ニ属スル経費ニ対シ支出スヘキ金額

## 5　臨時軍事費会計の終結

### (1)　臨時軍事費の支払の一部を政府特殊借入金と為すの件

（昭和二〇年九月）

臨時軍事費ノ支払ノ一部ヲ政府特殊借入金ト為スノ件

臨時軍事費支出所要額ヲ可及的少カラシムル為左記ノ措置ヲ講ゼントス

一、陸海軍省及商工省（旧軍需省分）ニ於テ航空機、艦船、兵器等ノ購入費又ハ注文打切ニ依ル補償金等ヲ支払フニ当リ其ノ一部ヲ歳出金ノ支出ニ依ラズ企業者ニ対スル政府特殊借入金トスルコト

二、政府特殊借入金ト為スベキ支払ハ一企業者ニ対スル支払額五十万円以上ノモノトシ且当該企業者ノ指定軍需金融機関ヨリノ運転資金借入金額ヲ限度トスルコト

三、政府特殊借入金ノ債権者タル企業者ハ右借入金ヲ指定軍需金融機関ニ譲渡シ之ヲ以テ借入金ノ弁済ニ充ツルコト

四、之ガ為臨時資金調整法施行令ニ付必要ナル改正ヲ為スコト

（参考）　臨時資金調整法施行令第九条ノ六ニ「　」ヲ加フルコト

第九条ノ六　政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支払フベキ土地、建物、船舶、樹木ノ集団、設備若ハ権利ノ買収代金又ハ補償金若ハ補助金ノ債務「其ノ他大蔵大臣ノ指定スル債務」ニ付其ノ全部又ハ一部ノ支払ニ代ヘ之ヲ債主ヨリノ政府特殊借入金ト為スコトヲ得（後段省略）

編注　本資料の作成月日は不詳だが、綴込みの前後で九月と推定。なお本資料四項の「臨時資金調整法施行令中改正」は、「設備若ハ権利ノ買収代金」を「設備、権利其ノ他大蔵大臣ノ指定スル物件ノ買収代金若ハ加工費、大蔵大臣ノ指定スル工事費若ハ保管料」と改正するという内容で、昭和二〇年勅令第五五七号として一〇月三日公布施行され、臨時軍事費支払の一部は政府特殊借入金となった。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―二〇。

### (2)　臨時軍事費特別会計の処理に関する件

（昭和二〇年一〇月一七日主計局）

①　臨時軍事費特別会計ノ処理ニ関スル件（二〇、一〇、一七）

一　臨時軍事費特別会計ノ年度ハ陸海軍両省解体ノ日（昭和二十年十二月一日）ヲ以テ終結セシムルコト

二　臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出ニ関スル事務ハ昭和二十一年三月三十一日ヲ以テ悉皆完結セシムルコト

三　陸海軍復員軍人ノ俸給其ノ他ノ諸給与並ニ臨時軍事費ノ支弁ニ属スル工事、製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬補償其ノ他ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ為シ又ハ支払ノ義務ヲ生ジ本会計年度内ニ支出ヲ終ラザルモノ又ハ本会計終結ノ日以後ニ於テ支払ノ義務ヲ生ズベキモノニ付テハ一般会計ニ於テ之ガ支払ヲ為シ従テ臨時軍事費ニ於ケル支出未済ノ予算額ハ一切之ヲ不用トスルコト

(一)　一般会計復員省所管（第一復員省及第二復員省所管）及商工省所管ニ終戦処理費ヲ計上スルコトトシ之ニ関シ予算的措置ヲ講ズルコト

(二)　陸海復員軍人ノ俸給其ノ他ノ諸給与並ニ臨時軍事費支弁ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ為シ又ハ支払ノ義務ヲ生ジ本会計年度内ニ支出ヲ終ラザルモノニ付テハ終戦処理費ヲ以テ支弁セシムルコト

(三)　臨時軍事費ノ契約担任官、支出官及出納官吏ハ其ノ儘一般会計終戦処理費ノ当該官タラシムルコト

(四)　終戦処理費ノ予算科目ハ臨時軍事費ト全ク同一ノモノトスルコト

(五)　臨時軍事費ノ支出官ハ本会計終結ノ日以後ニ於テハ原則トシテ臨時軍事費ヨリノ支出ヲ為サズ資金前渡官吏ニ対スル資金ノ交付ハ一切終戦処理費ヲ以テ之ヲ為スコト

(六)　資金前渡官吏ハ其ノ交付ヲ受ケタル臨時軍事費ノ資金ト終戦処理費ノ資金トヲ合シ経理シ差支ナキモノトスルコト

(七)　臨時軍事費ノ支出官（兼終戦処理費ノ支出官）ハ資金前渡官吏ヨリ提出ニ係ル出納計算書ニ基キ其ノ支出済額ニ満ツル迄ハ臨時軍事費ノ支出済額トシテ取扱ヒ以後ハ終戦処理費ノ支出トシテ取扱フコト此ノ場合臨時軍事費ノ証憑書類ハ其ノ儘終戦処理費ノ証憑書類トシテ取扱フコト

(八)　資金前渡官吏ヨリ提出ニ係ル出納計算書ニ依ル累計額ガ臨時軍事費ノ支出官ノ支出額ニ満タザルトキハ当該不足スル金額ニ付臨時軍事費ヨリ終戦処理費ニ支出科目ノ更正ヲ行フコト

(九)　臨時軍事費ノ歳入徴収官ハ其ノ儘一般会計ノ歳入徴収官ヲ兼ヌルモノトシ昭和二十一年三月三十一日以後ニ於テ収入官吏ヨリ報告アルモノニ付テハ総テ之ヲ一般会計ノ歳入トシテ取扱フコト

四　臨時軍事費特別会計ニ於テ歳計ニ剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ一般会計ノ歳入ニ繰入ルルコト

五　臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出決算ニ関スル帳簿様式、証憑書類ニシテ現地ノ状況、終戦後ノ特別事態等ニ依リ正規ノモノニ依ルコト能ハザルモノニ付テハ便宜ノ処理方法ヲ考慮スルコト

六　臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出決算ハ昭和二十年度歳入歳出ノ総決算ト共ニ帝国議会ニ提出スルコト

（備考）

一、前記三ノ㈣乃至㈨及五ニ付テハ会計検査院ノ諒解ヲ求ムルノ要アルコト

二、陸海軍両省ハ可及的速カナル機会ニ於テ臨時軍事費ノ支出内容ヲ公表スルト共ニ其ノ支出及軍需品処理ノ適正化ニ関シ執リツツアル措置ヲ発表スルコト

欄外　赤鉛筆書き記入

①二〇、一〇、一八局内（主計局――編者）会議

十二月一日打切

十二月二日以後ノ支払ハ一般会計　未済ハ大蔵省所管トシ支出委任ヲ為ス　復員省関係ハ追加予算

海外部隊ノ給与ハ臨軍トス

出所　大蔵省資料Z五一一―八一。

### (3)　臨時軍事費特別会計の終結に関する件

（昭和二〇年一〇月二〇日主計局）

①　臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件（昭和二〇、一〇、二〇会法）

一、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ハ昭和二十年十一月三十日ヲ以テ之ヲ終結セシムルコト

二、臨時軍事費特別会計ノ主計簿ハ昭和二十一年三月三十一日ヲ以テ之ヲ締切ルコト

三、臨時軍事費特別会計ノ決算ハ昭和二十年度決算ト同一議会ニ提出スルコト

四、臨時軍事費特別会計歳入ノ収入済額ハ歳入徴収官ノ同会計終結ノ日迄ニ於ケル収入済額トシ歳出ノ支出済額ハ支出官ノ同日迄ニ於ケル支出済額トスルコト但シ同日迄ニ資金前渡官吏ヨリノ精算報告未到達ノ額ニ相当スル額ハ之ヲ除外スルコト

五、臨時軍事費特別会計ノ支弁ニ属スル経費ニシテ同会計終結ノ日迄ニ支出ヲ終ラザルモノハ一般会計大蔵省所管ニ移シ逓次繰越シ使用スルコトヲ得ルコト

六、臨時軍事費特別会計ノ歳入徴収官、契約担任官、支出官及出納官吏ハ其ノ儘前号ニ依リ一般会計ニ移サレタル経費ノ当該官タラシムルコト

七、昭和十二年法律第八十四号（大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律）ヲ改正シ第五号ニ依リ一般会計ニ移シタル経費ニ充ツル為公債発行ヲ為シ得ル途ヲ拓クコト

八、②復員省（復員局）ノ事務ニ要スル経費ハ第二予備金支出又ハ追加予算ニ依リ之ヲ支弁スルコト

（備　考）

一、別途可及的速カナル機会ニ於テ臨時軍事費ノ支出内容ヲ公表スルコト

六、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ年度終結ノ際ニ於ケル同特別会計所属ノ物件及物件以外ノ権利義務ノ之ヲ一般会計ノ所属ニ移スコト
七、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於ケル歳計ノ剰余ノ処分ニ関シ必要ナル事項
調査並ニ計算ヲ為スニ止メ其ノ支払ノ実行ハ当分ノ間之ヲ差控フルコト

## 附　則

赤船舶建造ヲ記入
一一、〇一一
三月二十日打切
整理期間ヲ設ケシムル場合ニ於テハ明カナル
②本年度ニ於ケル臨軍繰越分ヲ使フ
一一年度ニ予算ニ組入ル。
出所　大蔵省資料Z五一一八一。

## （4）臨時軍事費特別会計の終結に関する法律案・勅令案要綱

（昭和二〇年一〇月二〇日主計局）

大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル法律案要綱

一、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ年度ニ於ケル歳出ハ昭和二十年十一月三十日ヲ以テ結ト
二、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳入ハ昭和二十年十一月三十日ニ於ケル現在額ニ依リ之ヲ整理ス
三、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳入ニシテ昭和二十年十一月三十日迄ニ発行シタル国債ニ属スル収入金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルルモノトス
四、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳出ニシテ昭和二十年十一月三十日迄ニ支払ヲ了セサリシ債務ニ属スル経費ハ之ヲ大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ移シ其ノ歳入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
五、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ借入金ヲ為シタルトキハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ償還ヲ為スモノトス
六、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル剰余金ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳入ニ充ツルモノトス
七、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル損失ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳出ニ充ツルモノトス
八、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル剰余金ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳入ニ充ツルモノトス
九、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル損失ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳出ニ充ツルモノトス
十、本勅令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行スルモノトス
出所　大蔵省資料Z五一一八一。

## （5）臨時軍費ニ関する取扱方針

（昭和二〇年一〇月二二日主計局部内メモ）

一、臨時軍事費ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ年度終結ノ際ニ於ケル同特別会計所属ノ物件及物件以外ノ権利義務ノ之ヲ一般会計ノ所属ニ移スコト
調査並ニ計算ヲ為スニ止メ其ノ支払ノ実行ハ当分ノ間之ヲ差控フルコト
七、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於ケル剰余ノ処分ニ関シ必要ナル事項
附　則
三月一一日打切
整理期間ヲ設ケシムル場合ニ於テハ明カナル
②本年度ニ於ケル臨軍繰越分ヲ使フ
一一年度ニ予算ニ組入ル。
出所　大蔵省資料Z五一一八一。

## （4）臨時軍事費特別会計の終結に関する法律案・勅令案要綱

（昭和二〇年一〇月二〇日主計局）

大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル法律案要綱

一、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳入ハ昭和二十年十一月三十日ヲ以テ結ト
二、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳出ハ昭和二十年十一月三十日迄ニ発行シタル国債ニ属スル収入金ヲ以テ其ノ財源ニ充ツルモノトス
三、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳入ニシテ昭和二十年十一月三十日迄ニ発行シタル国債ニ属スル収入金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルルモノトス
四、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳出ニシテ昭和二十年十一月三十日迄ニ支払ヲ了セサリシ債務ニ属スル経費ハ之ヲ大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ移シ其ノ歳入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
五、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ借入金ヲ為シタルトキハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ償還ヲ為スモノトス
六、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル剰余金ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳入ニ充ツルモノトス
七、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル損失ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳出ニ充ツルモノトス
八、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル剰余金ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳入ニ充ツルモノトス
九、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ生シタル損失ハ之ヲ一般会計ニ繰入レ其ノ歳出ニ充ツルモノトス
十、本勅令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行スルモノトス
出所　大蔵省資料Z五一一八一。

## （5）臨時軍費ニ関する取扱方針

（昭和二〇年一〇月二二日主計局部内メモ）

一、臨時軍事費ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ年度終結ノ際ニ於ケル同特別会計所属ノ物件及物件以外ノ権利義務ノ之ヲ一般会計ノ所属ニ移スコト
調査並ニ計算ヲ為スニ止メ其ノ支払ノ実行ハ当分ノ間之ヲ差控フルコト
七、大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於ケル剰余ノ処分ニ関シ必要ナル事項
附　則
三月一一日打切
整理期間ヲ設ケシムル場合ニ於テハ明カナル
②本年度ニ於ケル臨軍繰越分ヲ使フ
一一年度ニ予算ニ組入ル。

昭和十二年―十六年迄ハ年別
十七年―二十年六月迄ハ三ヶ月毎
二十年七月以降ハ月別

参考トシテ臨軍公債ノ発行実績

3　臨軍経理ノ手続

協賛、公布、勅裁、支出、前渡、支払、報告、海外支払ノ方法、外資金庫調整、終戦後ノ経理事務ノ概要

終戦後陸、海軍ニ於テ為シタル経理審査ノ概要及措置事項

4　発表事項ハ閣議諒解ヲ求メ新聞発表同時ニ連合軍司令部ヘ報告

三、通牒

補償ニ類スルモノノ支払ハ打切ル（調査及計算ハ実行ス）

但シ仕掛品ニ対スル部分払ハ此ノ限ニ在ラズ

出所　大蔵省資料Z五一一―八一。

## (7)　臨時軍事費の現状及び今後の処理に就て（昭和二〇年一一月）

臨時軍事費ノ現状及今後ノ処理ニ就テ

一、臨時軍事費予算ノ現状

臨時軍事費特別会計予算ノ勅裁済額、支出済額等ノ所管別、地域別、費途別内訳別表ノ通

二、臨時軍事費予算ノ経理手続

(一)　経費支出ノ方法

帝国議会ノ協賛ヲ経、御裁可公布セラレタル臨時軍事費予算ニ対シ陸海軍両省及軍需省ハ概ネ三箇月毎ニ右予算ノ範囲内ニ於テ使用見込額ヲ概定シテ大蔵省ニ要求シ、大蔵省ハ之ヲ審査ノ上閣議決定ノ後勅裁ヲ経テ支出ノ手続ヲ為ス。尚大蔵省所管ノ臨時軍事費ハ現地関係経費ノ財源ニ充テラルベキ借入金ノ利子ノミナルヲ以テ所要ノ都度同様ノ手続ヲ執ルヲ以テ例トス。

勅裁済予算額ノ支出ニ付テハ所管省ニ依リ多少其ノ方法ヲ異ニスルモ、主トシテ陸海軍両省ニ付其ノ大要ヲ述ブレバ、支出官（陸軍省ハ陸軍東京経理部長、海軍省ハ海軍省経理局長其ノ他海軍大臣ノ指定スル特定ノ庁ノ長六二人、軍需省ハ航空兵器総局経理局長）ハ右勅裁済予算額ニ基キ資金ヲ交付シ、予算ノ配賦ヲ受ケ、主任資金前渡官吏ヨリノ資金請求ニ基キ資金ヲ交付シ、又主任資金前渡官吏ハ其ノ所属ノ分任資金前渡官吏、分任資金前渡官吏ハ又其ノ所属ノ分任資金前渡官吏ヨリノ請求ニ基キ夫々資金交付（送金）ノ手続ヲ為スモノナリ。而シテ金銭ノ現実支払ノ大部分ハ、分任資金前渡官吏ニ於テ行ハルルモノニシテ当該官吏ノ数ハ陸軍ニ於テハ約一一、〇〇〇人海軍ニ於テハ約二、二〇〇人ナリ。尚右ノ外陸軍ニ於テハ大隊以下ノ最末端部隊ニ於テ複分任ノ資金前渡官吏ヲ有シ之ヲ加フルトキハ経理官ノ数ハ数万ニモ達スルコトトナルベシ。

(二)　歳入ノ徴収

歳入ノ徴収ニ付テハ最末端ノ機関タル収入官吏ニ収納セラレタル現金ハ証憑書類ト共ニ所属ノ歳入徴収官ニ報告セラレ更ニ歳入徴収官ハ之ヲ取纏メ所管大臣ニ報告スルモノニシテ、右歳入徴収関係官吏ノ数ハ陸軍ニ於テハ資金前渡官吏ノ数ト大体同数、海軍ニ於テハ約一、九〇〇人ナリ。

(三)　経理実績ノ報告

経費支出ノ実績ニ付テハ支出官、主任資金前渡官吏及分任資金前渡官吏ハ所定ノ決算書類ニ支払証憑書類ヲ添附シ其ノ系統ニ従ヒ中央（陸軍ハ陸軍東京経理部長、海軍ハ海軍省経理局長）ニ提出シ其ノ庁ノ審査ヲ経タル後会計検査院ニ送付ス。尚歳入ノ徴収及歳出ノ支出ニ関スル実績ニ付テハ大蔵省ハ各月（最近ニ於テハ三箇月毎）ニ所管省ヨリ報告ヲ受ケ居レリ。

(四)　海外支払ノ方法

海外ニ於ケル部隊艦船等ニ於ケル支払ニ付テハ陸海軍内部ノ手続ハ国内払ノ場合ト大体同様ナルモ、其ノ送金ニ付テハ日本銀行ハ其ノ代理店ニ電信ヲ以テ支払指図ヲ為シ、現地資金前渡官吏ハ右代理店ヨリノ支払通知書ニ基キ資金ノ交付ヲ受ケタル後支払ヲ為ス仕組ナリ。

而シテ現地日本銀行代理店支払所要資金ニ付テハ其ノ地域ニ応ジ満洲中央銀行、中国連合準備銀行、儲備銀行、泰国銀行、印度支那銀行又ハ南方開発金庫ヨリ之ガ供給ヲ受クル仕組ナリ。

(四)　外資金庫ニ依ル臨時軍事費ノ調整

支那及南方ニ於ケル異常ナル物価騰貴ニ伴フ予算額ノ急激ナル名目的膨脹ヲ避クル為、本年三月以降支那（香港及海南島ヲ除ク）及南方（泰、仏印ヲ除ク）ニ於ケル物件的経費ノ支払ニ付外資金庫資金ニ依ル予算額ノ調整ヲ行ヒタリ。

右調整ノ方式ハ現地ニ於ケル物資等ノ調達ニ際シテハ之ガ代金ノ支払ニ付臨時軍事費資金ノ外一定額ノ資金ヲ外資金庫ヨリ交付スルノ構想ニ依ルモノニシテ、外資金庫ハ右資金ヲ支那ニ於テハ現地側金融機関ヲ通ジ朝鮮銀行及横浜正金銀行ヨリ、南方ニ於テハ直接南方開発金庫ヨリ夫々現地通貨ヲ以テ取得スル仕組ナリ。

三、終戦後ニ於ケル経理事務ノ概要

終戦ニ伴ヒ軍需品ノ註文、兵器、艦船ノ製造、諸工事等民間トノ契約ハ総テ之ヲ打切リ爾来一切ノ債権債務関係ヲ清算スル意図ノ下ニ左ノ方法ニ依リ処理シツツアリ。

(一)　終戦前即チ八月十五日以前ニ於テ既ニ納入ニ係リ又ハ工事完了シタルモノニ付テハ速ニ代金ノ支払ヲ完了ス。

(二)　終戦当時ニ於テ仕掛中ノモノ又ハ未完成ニ属スルモノニ付テハ其ノ工程ニ応ジタル部分払ヲ行フコトトシ、此ノ場合官給材料、残存価格等ヲ審査シタル上支払金額ノ調整ヲ行フ。

(三)　以上代金支払ノ場合ニ於テモ既ニ交付シタル前渡金アルトキハ其ノ金額ヲ差引支払ヲ為ス。

(四)　右ノ外ニ設備命令、生産命令等ニ基キ業者ニ於テ施設シタルモノニ関スル損失補償ニ付テハ之ニ関スル政府ノ一般的方針決定ニ至ル迄之ガ支払ヲ差控フ。

四、終戦後陸海軍ニ於テ為シタル経理審査ノ概要

終戦時ニ於ケル一般的混乱及交通通信ノ不円滑ニ依ル中央意図滲透ノ不徹底等ノ為軍需品等ノ処分、契約ノ打切処理ニ関シ採リタル措置ニ妥当ヲ欠クモノアリタルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。其ノ後事態ノ多少平静ニ復スルニ従ヒ陸海軍共概ネ左ノ方法ニ依リ不当措置ノ是正、責任者ノ審問処分等ノ手段ヲ講ジツツアリ。

(一)　経理検査ノ実施

陸海軍ニ於ケル会計監督機関ヲ動員シ終戦ノ前後ニ於ケル経理状況ニ付徹底的監査ヲ励行シ、之ガ為必要ニ応ジ金銭物品出納関係者及契約担任官ノ復員延期、既ニ帰郷セル者ノ再召集等ノ措置ヲモ併セ講ジツツアリ。

(二)　不当処分ノ是正

経理検査ノ実施ニ当リテハ終戦当時ノ状況ニ稽ヘ多少怨スベキモノアリトスルモ苟モ現状ニ於テハ容認シ難シト認メラルルモノニ付テハ総テ之ヲ是正スル方針ヲ採リ、例ヘバ個人又ハ会社ニ対シ無償払下ヲ為シタルモノハ現品ヲ回収シ若ハ有償払下ニ改メ、又勤務員ニ対スル給与品ニ付テモ同様回収又ハ代金ノ徴収ヲ行ヒ、尚既ニ之ガ是正手段ヲ講ジ難キモノニ付テハ責任者ノ弁償、行政処罰等ノ措置ヲ講ズルコトトシ目下鋭意努力中ナリ。

(三)　不法行為者ノ処罰

官金又ハ官品ノ横領、掠奪等ノ犯罪行為ノ疑アル者ニ付テハ法務官ヲ動員シ此等司直ノ手ヲ通ジ取調中ニシテ其ノ数既ニ数千名ニ達シ居レリ。

五、臨時軍事費ノ今後ノ処理

終戦ニ伴ヒ臨時軍事費特別会計ハ可及的速ニ之ヲ打切リ終結セシムルヲ以テ当然トスル処

(一)　陸海軍両省ニ於ケル経理機構ハ支出官以下分任資金前渡官吏迄其ノ数一三、〇〇〇人以上ニ及ビ更ニ複分任官ノ数ヲ加フレバ数万人ニモ達スル尨大ナルモノニシテ且其ノ経理手続モ甚ダ複雑ニシテ今直ニ臨時軍事費特別会計ヲ打切リ終結セシメ経理事務ノ切替ヲ行フハ甚ダ困難ニシテ却テ混乱ヲ招キ経理ノ迅速且適正ナル処理ヲ阻害スル虞アリ。

(二)　又内地部隊艦船等ハ概ネ復員ヲ完了シタルモ尚海外ニハ数百万人ニ上ル部隊残存ス。而シテ此等ニ対スル送金ノ途ハ既ニ塞サレタリト雖モ其ノ過去ニ

於ケル経理事務ノ状況ヲ審ニスルニ非ザレバ臨時軍事費ノ決算トシテハ多分ノ意味ヲ喪失スベク、而モ現下ノ交通通信等ノ状況等ニ照シ之ヲ短時日ニ明確化スルコトハ全ク困難ナリ。

(三) 既納軍需品等ノ代金ノ支払、在外将兵ニ対スル給与等ノ留守宅払、軍施設ノ善後処理其ノ他終戦後ニ於テモ臨時軍事費ニ関連スル経費支払ノ事務相当存ス。

等ノ事由ニ依リ今直ニ臨時軍事費特別会計ヲ打切リ終結セシムルヲ困難トスル実情ニアリ。然レドモ他面内地部隊ハ殆ド復員シ終戦事務モ逐次進捗シツツアル今日之ガ処理ニ茲両日ヲ瞻ウスベキニ非ザルハ当然ト云フベク、依テ政府ハ

(一) 昭和二十年十二月一日即チ陸海軍両省解体ノ日ヲ以テ臨時軍事費特別会計ノ所管ヲ大蔵省ニ移管シ之ガ経理事務ニ関シテハ総テ大蔵大臣ニ於テ其ノ責ニ任ズ。

(二) 臨時軍事費ニ関スル内地関係ノ経理事務ノ大体終了スベキ時期ヲ予定シ昭和二十一年三月三十一日ヲ以テ臨時軍事費ノ支出ヲ打切リ同会計ヲ終結セシム。

(三) 昭和二十一年四月一日以後ニ於テ支払ヲ要スル経費ハ海外部隊ニ関スルモノヲ主トスルコトトナルベキモ、之ガ経費ニ付テハ臨時軍事費ノ支出残額ヲ一般会計大蔵省所管ニ移換ヘ復員完了ニ至ル迄毎年度繰越使用スルコトトス。

(四) 尚陸海両省及商工省（旧軍需省系統）ニ於ケル統一的ナル経理事務組織ヲ解体スルハ此ノ際事務処理ニ混乱ヲ来スコトトナルノミナラズ従来ノ経緯等ヲ明確ニシ経理事務ノ迅速且適正化ヲ図ルノ要アルニ鑑ミ、臨時軍事費ノ大蔵省移管乃至特別会計終結後ニ於テモ差当リ右ノ各省ニ於ケル経理要員ハ其ノ儘存置シ大蔵大臣ノ監督下ニ於テ当該事務ヲ継続執行セシムルノ外ナシト考フ。

別表

一、臨時軍事費予算勅裁及支出済額調　（単位　千円　千円以下切捨）

| 所管 | 予算額 | 勅裁額 (A) | 勅裁残額 | 支出済額 (B) | 支出残額 (A)−(B) |
|---|---|---|---|---|---|
| 陸軍 | 二三、三八九、九七八 | 二三、三八九、九七八 | | 二三、四〇一、八四五 | 九八八、一三三 |
| 海軍 | 七三、二六四、七三七 | 七三、二六四、七三七 | | 六六、四〇九、六八八 | 六、五五五、一八 |
| 軍需 | 一八、九二八、五三〇 | 一八、九二八、五三〇 | 一六、五六〇、三三 | 一五、七一〇、五三〇 | 三、二一七、四七九 |
| 大蔵 | 九七五、〇〇〇 | | | 九七三、六四九 | 一、三五〇 |
| 計 | 三三、二八、五六七 | 三〇五、五六八、三四五 | 一六、五六〇、三三 | 一四、七六六、一六五 | 一〇、七三、〇八〇 |

註

本表ハ十月二十五日現在ニ於ケル調ニシテ海外払分等詳細不明ナルモノニ付テハ一部推定ヲ加ヘテ調製シアルヲ以テ精査ノ結果異動ヲ生ズルコトアルモノトス

二、勅裁額所管別内訳調（省略――編者）

三、支出済額所管別及地域別内訳調（〃）

四、臨時軍事費公債発行実績調　（単位　千円）

| 年度別 | 発行額 | 累計 |
|---|---|---|
| 昭和十二年度 | 一、〇九三、八七一 | 一、〇九三、八七一 |
| 十三年度 | 三、七〇〇、五〇〇 | 四、七九四、三七一 |
| 十四年度 | 四、〇〇一、五〇〇 | 八、七九五、八七一 |
| 十五年度 | 五、二〇二、五〇〇 | 一三、九九八、三七一 |
| 十六年度 | 七、一三〇、〇〇〇 | 二一、一二八、三七一 |
| 十七年度 | 一三、〇五〇、〇〇〇 | 三四、一七八、三七一 |
| 十八年度 | 一八、一五四、〇〇〇 | 五二、三三二、三七一 |
| 十九年度 | 二二、九三四、三〇〇 | 七五、二六六、六七一 |
| 二十年度 | 二二、三二三、三一〇 | 九七、五八九、九八一 |

註　昭和二十年十月二十五日現在ノ調ナリ

編注　本資料には年月が入っていないが、二〇年一一月に主計局で作成したもの



と推定される。愛知文書課長所蔵資料には筆書きで「二〇、一一、九」と月日が記入されており、遠藤武勝元陸軍省経理局主計課長所蔵資料には赤鉛筆書きで「11／6閣議了解スミ　発表ハ「マ」司ノ指令ニテ見合トナル　発表ノ際ハ別表モ出ス予定　不当不法処分ハ十一月末取マトメタルモノヲ発表スルコト」の記入がある。

内訳表は省略したが、会計終結後の決算書による内訳額は、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第四巻「臨時軍事費」巻末資料参照。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―一、Z五二三―一。

## (8) 大東亜戦争に関する臨時軍事費特別会計の終結に関する勅令案

（昭和二一年一月二八日主計局）

大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル勅令案

（昭和二一、一、①、二八会法）

第②一条　大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ年度ハ昭和二十一年二月二十八日ヲ以テ終結ス

第二条　大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出ノ出納ニ関スル事務ハ昭和二十一年七月三十一日迄ニ悉皆之ヲ完結スベシ

第③三条　大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ属スル歳入ニシテ内地（樺太ヲ除ク）以外ノ地域ニ於テ収納ニ係ルモノニ付テハ同特別会計ノ出納ノ完結ノ日迄ニ於テ歳入徴収官ノ歳入ノ収入済額トシテ整理セラレタルモノヲ以テ同特別会計ノ歳入ノ収入済額トシ同特別会計ニ属スル歳出ニシテ内地（樺太ヲ除ク）以外ノ地域ニ於テ支払ニ係ルモノニ付テハ同日迄ニ於テ支出官ノ歳出ノ支出済額トシテ整理セラレタルモノヲ以テ同特別会計ノ歳出ノ支出済額中同日迄ニ出納官吏ヨリ経費支払ニ関スル報告未到達ノモノハ同日ニ於テ之ヲ各支払ヒタル経費ノ定額ニ戻入アリタルモノト看做ス

大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ属スル歳入又ハ歳出ニシテ収入済又ハ支出済ナルモ同特別会計ノ出納ノ完結ノ日迄ニ同特別会計ノ収入済歳入額又ハ支出済歳出額ニ組入ルルニ至ラザリシモノハ之ヲ一般会計ノ収入済歳入額又ハ支出済歳出額ニ組入レ整理スベシ

第四条　大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ歳計ニ剰余アルトキハ之ヲ一般会計ノ歳入ニ繰入ルベシ　④

第⑤五条　大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ニ於テ為シタル国庫余裕金ノ繰替使用額ニシテ同特別会計ノ出納ノ完結ノ際未償還ノモノアルトキハ之ヲ一般会計ノ負担ニ属セシム

第六条　前二条ニ規定スルモノノ外大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ出納ノ完結ノ際同特別会計ニ属スル権利義務（陸軍造兵廠、陸軍製絨廠、海軍工廠資金、海軍燃料廠又ハ海軍火薬廠ノ各特別会計ニ対スル前金払ノ精算未済ニ係ル権利ヲ含ム）ハ之ヲ一般会計ニ帰属セシム

第七条　政府ハ大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出決算ヲ調製シ昭和二十一年度開会ノ帝国議会ノ常会ニ於テ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

政府ハ毎年前項ノ歳入歳出ノ決算額ニ第三条第二項ノ規定ニ依リ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ整理シタル歳入歳出ノ決算額ヲ合算シタルモノニ依リ前項ノ歳入歳出ノ決算ニ準ジタル計算書ヲ調製シ之ヲ歳入歳出ノ総決算ト共ニ帝国議会ニ報告スベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ法律ハ之ヲ廃止ス但シ昭和十三年法律第二十二号第二項及第三項ノ規定ハ同法第一項ノ規定ニ依リ通信事業及帝国鉄道ノ両特別会計ヨリ為シタル繰入金ニ付仍其ノ効力ヲ有シ昭和十四年法律第三十一号及昭和十五年法律第六十九号ハ当分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス

昭和十二年法律第四十九号
昭和十二年法律第八十四号
昭和十三年法律第二十二号
昭和十三年法律第二十三号
昭和十四年法律第三十一号

昭和十五年法律第六十九号
欄外　野田主計局長筆蹟の鉛筆書き記入
①次、二一、二、一
②憲法七十条ニヨルコトノ適否
③外地ノ干係
④損失ハ如何――生ゼヌ
⑤臨軍公債ヲ発行出来ヌカ
編注　次官室における二月一日会議の結果、二月一日付で本勅令案の改訂案が作成されている。それは、表題および文中の「大東亜戦争ニ関スル」を削除し、第二条の出納完結期限を四月三十日とし、第三条の外地関係の整理条項等を削除したものである。
出所　大蔵省資料Z五一一―八一。

## (9) 臨時軍事費特別会計の終結に関する勅令案と提案理由

（昭和二一年二月二二日主計局）

昭和二一、二、二二

第一条　臨時軍事費特別会計ノ年度ハ臨時軍事費特別会計法第一条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年二月二十八日ヲ以テ終結ス
第二条　臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出ノ出納ニ関スル事務ハ昭和二十一年六月三十日迄ニ悉皆之ヲ完結スベシ
第三条　臨時軍事費特別会計ノ収入済歳入額ハ昭和二十一年五月三十一日迄ニ歳入事務管理庁ニ判明シタル収入済ノ金額トシ同特別会計ノ支出済歳出額ハ同日迄ニ所管大臣ニ判明シタル支出済ノ金額ヨリ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ニ於ケル支払ノ同日迄ニ判明セザル金額ヲ控除シタル金額トス
臨時軍事費特別会計所属ノ歳入金又ハ歳出金ニシテ前項ニ規定スル日後ニ於テ其ノ収納又ハ支出若ハ支払ノ判明シタル金額ハ之ヲ其ノ判明シタル年度ノ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ整理スベシ
第四条　臨時軍事費特別会計ニ於ケル歳計ノ剰余又ハ不足ハ之ヲ一般会計ノ所属ニ移シ整理スベシ
第五条　臨時軍事費特別会計ノ年度終結ノ際之ニ属スル権利義務ハ之ヲ一般会計ニ帰属セシム
第六条　政府ハ臨時軍事費特別会計ノ歳入歳出決算ヲ調製シ昭和二十一年度開会ノ帝国議会ノ常会ニ於テ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ歳入歳出ノ決算額ト第三条第二項ノ規定ニ依リ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ整理シタル金額トノ合算額ノ計算書ヲ調製シ之ヲ歳入歳出ノ総決算ト共ニ帝国議会ニ提出スベシ
第七条　本令施行ニ関シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ニ掲グル法律ハ之ヲ廃止ス
昭和十二年法律第四十九号
昭和十二年法律第八十四号

理　由

連合国最高司令官ノ要求ニ基キ臨時軍事費特別会計ヲ終結セシムル等ノ要アルニ依ル
編注　本案は、同文で昭和二一年二月二八日、勅令第一一〇号として公布された。なお、勅令第一一〇号は、司令部覚書「政府借入及び政府支出の削減」（本書五二九ページ所収）に基づくポツダム勅令である。また、この緊急勅令の施行令は、昭和二一年三月一八日、大蔵省令第三七号として公布されている。
出所　大蔵省資料Z五一一―八一。



# 6　税制改正の立案

## (1) 税制適正化勅令の取扱に関する件（昭和二〇年九月二八日）

税制適正化勅令ノ取扱ニ関スル件（昭二〇、九、二八）
一、停止諸税ノ復活ヲ成ルベク早目ニ行フコト
(一) 経過的措置ヲ要セザルモノ
(1) 随時復活可能ノモノ
(イ) 配当利子特別税
(ロ) 有価証券移転税（要小額印紙確保）
(ハ) 馬券税
(2) 施行期ヲ特定スルヲ適当トスルモノ
外貨債特別税
(二) 経過的措置ヲ要スルモノ
(1) 建築税
(2) 電気瓦斯税
(3) 広告税
(4) 印紙税
二、個人三税ノ予算課税ニ関スル規定ハ之ヲ廃止スルコト
三、左ノ措置ハ之ヲ存置継続スルコトトシ情勢ニ応ジ特別暫定立法又ハ基本法改正ノ手続ヲ採ルコト
(一) 甲種勤労所得ニ対スル扶養家族控除
(二) 右所得ニ対スル分類所得税ノ端数計算
(三) 問接税ノ申告納税
(四) 納税切符ノ使用停止
(五) 納税ノ告知ニ関スル特例
四、左ノ措置ハ之ヲ廃止スルコト
(一) 甲種ノ勤労所得ニ対スル分類所得税ノ払込延期
(二) 納期ノ特例及徴収猶予
五、立法的措置
(一) 普通勅令ヲ以テ適正化勅令ヲ廃止シ可能ノ範囲ニ於テ経過的規定ヲ設クルコト（立法的事項ニ属スル経過的措置ニ関シ困難ナキヤ研究ヲ要ス）
(二) 緊急勅令ヲ以テ適正化勅令ヲ廃止シ必要ノ規定ヲ設クルコト
(三) 十二月開会ノ臨時議会ニ戦時緊急措置法ノ廃止ノ法律案等ヲ提出スル際必要ノ立法事項ヲ法文化シ同時ニ適正化勅令ヲ廃止スルコト
(四) 解散後ノ議会ニ一般税制改正案ト併セ提出スルコト
出所　大蔵省資料Z五二六―一―一。

## (2) 財産税実施上問題となるべき事項（昭和二〇年一一月二日）

財産税実施上問題トナルベキ事項（昭二〇、一一、二）
第一　基本的問題
一　財産税ノ実施ニ依リ新日本財政ノ再建ガ如何ナル程度期待シ得ルヤ
二　財産税ノ実施ガ戦後ノ産業再建設ニ支障ヲ及ボスコトナキモノナリヤ
第二　実施時期ノ問題
補償問題ノ解決、価格均衡ノ回復、新通貨ノ準備等ヲ考慮スルコト
第三　財産捕捉ノ問題
一　各種預金及貯金ノ開示
二　無記名国債等及現金ノ確認
第四　財産評価ノ問題
一　通貨価値下落（土地、家屋等ノ評価ノ問題）ニ因ル名目的増価等ノ調整
二　全法人ノ純資産評価
第五　課税技術及納税上ノ問題
一　資料蒐集
二　仮装名義ノ捕捉

三　評価委員会ノ運営
四　申告ノ適正及徹底
五　現物納付及其ノ換価

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (3)　財産税実施に伴う通貨の引換及び預金の取扱に関する件(案)

(昭和二〇年一一月二日)

財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件(案)

(昭二〇、一一、二)

一、財産税課税価格ノ算定期日(昭和二十一年八月十日ヲ予定ス)ヲ中心トシテ通貨(額面五円以上ノ日本銀行券)ノ引換ヲ行フコトトシ右ノ期日迄ニ従来ノ通貨ハ原則トシテ総テ金融機関(郵便局ヲ含ム)ノ預貯金ニ預入セシムルコト

二、右期日以前十五日間ハ一定金額(日常生活ニ必要ナル金額トシテ一世帯当リ二百円程度)ヲ限リ一対一ノ比率ヲ以テ新旧通貨ノ引換ヲ認ムルコト右ノ引換ハ一世帯一回ニ限定スルコトトシ米穀通帳等ヲ呈示セシメ引換ヲ為シタル旨ヲ同通帳等ニ証印スルコト

三、右期日ノ翌日ヨリ旧通貨ハ強制通用力ヲ失ヒ且流通ヲ禁止セラレルコトトシ之ニ代ヘ新通貨ヲ流通セシメルコト

四、右期日ノ翌日以後十日間ハ一世帯一回ヲ限リ一定金額迄ハ新旧通貨ノ引換ヲ認ムルモ其ノ他引換ハ之ヲ認メザルコト(引換金額及世帯ノ確認方法ハ二、ノ例ニ依ル)但シ外地ニ在ル旧通貨所持者其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ右期間中ニ引換ヲ為シ得ザリシ者ニ対シテハ正当ナル証明アルモノニ限リ例外的ニ引換ヲ認ムルコト

五、右期日ノ翌日以後ニ於テハ総テノ預貯金払出ハ新通貨ヲ以テ為スコト但シ右払出ニ際シテ一定期間ハ金融機関ニ於テ米穀通帳等ニ依リ預金名義人ノ現住地等ヲ当該預金通帳ニ確認済ノ認印ヲ為スコト

六、金融機関ハ右期日現在ニ於テ総テノ預貯金ニ関スル預金高調書ヲ税務署ニ提出シ税務署ヨリ一定期間ニ所在不明トシテ返付セラレタルモノ以外ノ預貯金ニ付テハ右期間経過後ハ自由ニ払出ヲ行フコト

七、法人(金融機関ヲ除ク)ニ対シテモ大体以上ト同一ノ取扱ヲ為スコトトスルモ新旧通貨ノ引換額等ニ付テハ別途考究スルコト

(備考)

(イ)　引換事務ノ混乱ヲ防止スル為要スレバ期日前数日間ヲ限リ全面的支払停止ノ実施ヲ考慮スルコト

(ロ)　旧通貨ノ強制通用力喪失ニ伴ヒ生ズベキ日本銀行ノ益金ハ一般ノ納付金ト別箇ニ国庫ニ帰属セシムルコトノ可否ニ付考究スルコト

(ハ)　期日前及期日後ニ於テ一定金額ヲ限リ引換タル通貨ノ金額ハ課税価格ニ算入セザルコト

(ニ)　尚無記名証券ノ確認方法ニ付テハ別途考慮スルコト

(ホ)　連合国軍将兵ノ所持スル通貨ノ引換ニ付テハ特別ニ便宜ノ方法ヲ講ズルコト

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (4)　税制改正案要綱(未定稿)(昭和二〇年一一月三日主税局)

税制改正案要綱(未定稿)(昭和二〇、一一、三)

第一　方針

国庫収入ノ増加ニ因リ戦後ニ於ケル財政ノ均衡ヲ図ルト共ニ悪性インフレーションヲ防止シテ国民経済ノ再建ヲ促進セシムル為左ノ方針ニ依リ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行フモノトス

一　国民負担ノ均衡ヲ図ル為資産所得ニ重課スルコト

二　浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為嗜好品等ニ重課スルコト

三　極力税制ノ簡素合理化ヲ図リ納税及徴税ノ手続ヲ簡易ナラシムルコト

第二　要領

一　所得税

(1)　分類所得税

(イ)　税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

| | | |
|---|---|---|
| 不動産所得 | | 百分ノ二十八(現行百分ノ二十三) |
| 配当利子所得 | 国債 | 百分ノ二十三(現行国債百分ノ十六) |
| | その他 | 百分ノ二十八(配当百分ノ二十二、利子百分ノ二十三) |
| 事業所得 | 甲種及乙種 | 百分ノ二十五(現行百分ノ二十一) |
| | 丙種 | 百分ノ二十(現行百分ノ十八) |
| 勤労所得 | | 百分ノ二十(現行百分ノ十八) |

(ロ)　不動産所得ニ対スル免税点(現行百五十円)ヲ基礎控除ニ改メ事業所得ト通算シテ一人年額四百円トスルコト

(ハ)　扶養家族控除額ヲ一人年額三十六円(現行二十四円但シ子五人以上三十六円)ニ改ムルコト

(ニ)　生命保険料控除ヲ廃止スルコト

(2)　綜合所得税

(イ)　課税最低限ヲ五千円(現行三千円)ニ引上グルコト

(ロ)　税率ヲ左ノ程度ニ改ムルコト

五千円超百分ノ十五乃至五十万円超百分ノ七十(現行三千円超百分ノ八乃至五十万円超百分ノ七十四)

二　法人税

法人臨時利得税ヲ廃止シ法人ノ各事業年度ノ所得ニ付左ノ税率ニ依リ普通所得税及超過所得税ヲ課税スルコト

| | |
|---|---|
| 普通所得 | 百分ノ三十三 |
| 超過所得 | |
| 資本金額ニ対シ八分ヲ超エ一割五分以下ノ金額 | 百分ノ四十 |
| 同　一割五分ヲ超エ二割五分以下ノ金額 | 百分ノ四十五 |

同　二割五分ヲ超ユル金額　百分ノ五十

三　地租、家屋税及営業税

税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

| | | |
|---|---|---|
| 地租 | | 百分ノ四(現行百分ノ三) |
| 家屋税 | | 百分ノ三・五(現行百分ノ二・五) |
| 営業税 | | 百分ノ二・五(現行百分ノ二) |

四　臨時利得税

法人臨時利得税ヲ廃止シテ之ヲ法人税ニ統合シ個人臨時利得税ハ之ヲ廃止スルコト

五　通行税

税率ヲ左ノ如ク改ムルコト

| | | |
|---|---|---|
| 三等 | 一粁ニ付 | 二銭(現行五厘) |
| 二等 | 同 | 六銭(現行二銭) |
| 一等 | 同 | 十二銭(現行四銭) |

六　酒税

清酒ニ付一升壜ノ小売価格ヲ一級酒二十五円(現行十五円)、二級酒十五円(現行八円)ニ、麦酒ニ付大壜詰一本ノ小売価格三円(現行二円)ニ引上グル程度ノ増徴ヲ行フト共ニ其ノ他ノ酒類ニ付テモ品質ニ応ジ税負担ニ差等ヲ附シテ之ニ準ズル増徴ヲ行フコトトシ総税額ニ於テ八割程度ノ増収ヲ図ルコト

七　砂糖消費税

砂糖第二種乙(分蜜白糖)ノ小売価格ヲ一貫匁十五円ニ引上グル程度ノ増徴ヲ行フコトトシ其ノ税率ヲ百斤ニ付百九十円(現行十七円五十銭)ニ引上ゲ其ノ他ノ砂糖ニ付テモ同程度ノ税率引上ヲ行フコト

八　物品税

飴類、サッカリン、蜂蜜ニ対スル税率ヲ砂糖消費税ト同率程度ニ引上グルト共ニ書画骨董ニ付テハ税率ヲ百分ノ二十程度(現行百分ノ八十及百分ノ六十)ニ引下グルコト

九 遊興飲食税
芸妓ノ花代及其ノ他ノ花代ノ税率ヲ百分ノ二百及百分ノ百ニ引下グルコト
一〇 入場税
舞踏場ニ対シテモ新ニ課税スルコトトシ其ノ税率ヲ百分ノ二百程度トスルコト
一一 其ノ他
(1) 各種減免税ニ付相当程度整理スルコト
(2) 戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル勅令ヲ廃止シ印紙税等ノ課税ヲ復活スルト共ニ間接税ノ徴収手続ニ関スル規定等ヲ各税法中ニ規定スルコト
(附記)
本改正ト併行シ地方税制度ニ付テモ必要ノ改正ヲ行フコト

税制改正案ニ依ル歳入見込額　(昭和二〇、一一、二)

| 科目 | 昭和二十一年度収入見込額 (千円) | 改正案ニ依ル平年度増△減額 (千円) | 改正後ニ於ケル平年度収入見込額 (千円) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 所得税 | 三、四五三、三三九 | 八八五、〇九九 | 四、三三七、四二八 | |
| 分類所得税 | 二、八五五、四四六 | 八五二、一二三 | 三、七〇七、五六九 | |
| 綜合所得税 | 五九六、八八三 | 三二、九七六 | 六二九、八五九 | |
| 法人税 | 一、二〇二、一一二 | 六二四、七八四 | 一、八二六、八九六 | 法人臨時利得税減 五一八、五〇〇千円 |
| 臨時利得税 | 六三四、七三七 | △六三四、七三七 | — | 差引増 一〇六、二八四 |
| 小計 | 五、二八九、一七八 | 八七五、一四六 | 六、一六四、三二四 | |
| 酒税 | 一、四九九、〇八六 | 一、二五九、七〇九 | 二、七五八、七九五 | |
| 砂糖消費税 | 三、九七四 | 四三、五三五 | 四七、五〇九 | |
| 物品税 | 六四〇、三七六 | 一九、二九一 | 六五九、六六七 | |
| 遊興飲食税 | 五六八、〇九八 | 六、二六三 | 五七四、三六一 | |
| 入場税 | 二〇七、四三一 | 一、九二八 | 二〇九、三五九 | |
| 小計 | 二、九一八、九六五 | 一、三三〇、七二六 | 四、二四九、六九一 | |
| 通行税 | 二六九、一三三 | — | 二六九、一三三 | |
| 其ノ他 | 三一九、〇八五 | — | 三一九、〇八五 | |
| 計 | 八、七九六、三六〇 | 二、二〇五、八七三 | 一一、〇〇二、二三三 | |
| 地租 | 二八、六九八 | 九、五六五 | 三八、二六三 | |
| 家屋税 | 二八、三六〇 | 一一、三四四 | 三九、七〇四 | |
| 営業税 | 一一九、一六四 | 四四、〇〇一 | 一六三、一六五 | |
| 計 | 一七六、二二二 | 六四、九一〇 | 二四一、一三二 | |
| 印紙収入 | 二八一、三四三 | — | 二八一、三四三 | |
| 合計 | 九、二五三、九二五 | 二、二七〇、七八三 | 一一、五二四、七〇七 | 初年度増収額 一、〇〇一、一四四千円 |

通行税ノ増徴ヲ行フトキハ七五五百万円ノ増収トナル
出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (5) 財産税創設案要綱（未定稿）
（昭和二〇年一一月三日主税局）

財産税創設案要綱（未定稿）（昭二〇、一一、三主税局）

第一 趣旨
破綻ニ直面セル我国財政経済ヲ再建センガ為左記要領ニ依リ財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保シテ財政上ノ収支ノ均衡ヲ図ラントス

第二 要領
一 個人財産税
(一) 納税義務者
(イ) 国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人
(ロ) 国内ニ財産ヲ有スル個人
(二) 課税物件
(イ) 国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ニ付テハ全財産、国内ニ財産ヲ有スル個人ニ付テハ当該財産ニ対シ課税スルコト



(ロ) 財産価格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産価格ニ依ルコト（昭和二十一年八月十五日ヲ予定ス）
(ハ) 財産増加税ノ納税義務者ニ付テハ純財産価格ヨリ財産増加税額ヲ控除シタル額ニ付課税スルコト
(ニ) 貯蓄組合ニ依ル預貯金等ニ付テハ特別ノ斟酌ヲ考慮スルコト
(ホ) 戦災者ニ付テハ情況ニ依リ一定ノ控除ヲ行フコトアルベキコト
(三) 非課税財産
(イ) 動産中家具、什器其ノ他生活ニ必要ナル日用品
(ロ) 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産
(四) 基礎控除
概ネ戸主五千円、妻五千円、家族一人ニ付千円トスルコト
(五) 税率
(イ) 概ネ左ノ超過累進税率ニ依ルコト

| | |
|---|---|
| 五万円以下 | 一〇% |
| 五万円超十万円以下 | 一五 |
| 十万円超二十万円以下 | 二〇 |
| 二十万円超五十万円以下 | 二五 |
| 五十万円超百万円以下 | 三〇 |
| 百万円超二百万円以下 | 三五 |
| 二百万円超五百万円以下 | 四〇 |
| 五百万円超千万円以下 | 四五 |
| 千万円超二千万円以下 | 五〇 |
| 二千万円超五千万円以下 | 六〇 |
| 五千万円超 | 七〇 |

(ロ) 同居ノ戸主及家族ノ財産価格ハ之ヲ合算シテ税率ヲ適用スルコト
(六) 課税価格ノ算定
(イ) 差当リ昭和二十一年八月十五日ノ時価ニ依リ算定スルコト
(ロ) 財産価格ニ付テハ納税義務者ノ申告ニ依ルコトトスルモ一般財産ノ種目別評価方法ヲ定メ之ニ依リ算定スルコト此ノ場合ニ於テ通貨価値ノ変動ニ依ル評価額ノ調整ニ付テモ考慮スルコト
(ハ) 時価算定困難ナルモノ（土地、家屋等）ハ収益ニ対スル一定倍数ヲ標準トシテ時価ニ還元シ時価、収益共ニ算定困難ナルモノハ評定価格ニ依ルコト
(ニ) 財産ノ評価ノ基準及財産価格ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル評価委員会及財産価格調査会ニ諮問スルコト
(七) 徴収
(イ) 税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事情ニ依リ相当年数ノ分納ヲ認ムルコト
(ロ) 物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト
(八) 歳入見積額　約四百十億円
二 法人財産税
(一) 納税義務者
(イ) 国内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人
(ロ) 国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人
(二) 課税物件
昭和二十一年中最初ニ終了スル事業年度ノ末日ニ於ケル純資産価額（時価ヲ以テ評価シタル総資産価額ヨリ債務ヲ控除シタルモノ）ヨリ払込資本金額及当該事業年度分ノ所得金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ付課税スルコト
(三) 免税
北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域的公共団体、神社、寺院、仏堂等ヲ予定ス
(四) 税率
法人財産税ノ税率ハ概ネ左ノ通トスルコト

| | |
|---|---|
| 課税価格中積立金ヨリ成ル分 | 二五% |
| 其ノ他 | 五〇% |

| 増財加源 | 税収弾力用税率 | 税　額 | 物件費以外の一般行政経費充当一般財源所要額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 一万円 | 一% | 一円 | 一円 | |
| 二万円 | 〇・二 | 九、一〇〇円 | 一、一〇〇円 | |
| 三万円 | 〇・三 | 一三、七〇〇 | 一、六〇〇 | |
| 四万円 | 〇・四 | 一八、三〇〇 | 二、一〇〇 | |
| 五万円 | 〇・五 | 二三、〇〇〇 | 二、六〇〇 | |
| 十万円 | 一・〇 | 四五、九〇〇 | 五、二〇〇 | |
| 十二万円 | 一・二 | 五五、〇〇〇 | 六、三〇〇 | |
| 十五万円 | 一・五 | 六八、八〇〇 | 七、八〇〇 | |
| 二十万円 | 二・〇 | 九一、七〇〇 | 一〇、四〇〇 | |
| 二十五万円 | 二・五 | 一一四、六〇〇 | 一三、〇〇〇 | |
| 三十万円 | 三・〇 | 一三七、五〇〇 | 一五、六〇〇 | |
| 四十万円 | 四・〇 | 一八三、三〇〇 | 二〇、八〇〇 | |
| 五十万円 | 五・〇 | 二二九、一〇〇 | 二六、〇〇〇 | 基礎控除額一、〇〇〇、〇〇〇円 |

（注）　一、税収額は、課税標準額に税率を乗じて算出し、百円未満を切り捨てる。

二、物件費以外の一般行政経費充当一般財源所要額は、税収額から地方交付税の基準財政需要額に算入される額を差し引いた額である。

三、増財源は、税収弾力用税率を適用することにより増加する税収額である。

四、基礎控除額一、〇〇〇、〇〇〇円は、扶養親族のない給与所得者の場合である。

五、税率は、標準税率を適用する。

六、この表は、昭和五十年度の地方税制改正を前提として作成したものである。

七、この表は、概算であり、実際の税収額とは異なることがある。

八、この表は、個人住民税のみを対象としており、法人住民税は含まない。

九、この表は、固定資産税、都市計画税、事業所税、自動車税、軽自動車税、鉱産税、入湯税、狩猟税、水利地益税、共同施設税、宿泊税、特別土地保有税、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害者福祉サービス利用者負担額、保育所保育料、幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護費、老人福祉費、母子福祉費、心身障害者福祉費、精神障害者福祉費、難病患者福祉費、公害健康被害補償、交通安全対策、消防費、防災対策、災害復旧、公共土木施設、都市計画事業、下水道事業、公園緑地、住宅対策、農業振興、林業振興、水産業振興、商工業振興、観光振興、労働対策、教育振興、社会教育、体育振興、文化財保護、図書館、博物館、公民館、青少年対策、男女共同参画、人権擁護、選挙管理、監査委員、公平委員会、議会費、庁舎管理、財産管理、契約、入札、工事監督、検査、竣工、引渡し、瑕疵担保、保証金、違約金、損害賠償、訴訟、和解、調停、仲裁、示談、弁護士費用、登記、測量、鑑定、評価、補償、移転、立退き、代替地、仮住居、営業補償、農業補償、漁業補償、林業補償、鉱業補償、水利権、漁業権、入会権、地役権、賃借権、使用貸借、地上権、永小作権、留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保、仮登記担保、所有権留保、リース、レンタル、クレジット、ローン、保険、共済、年金、恩給、退職金、失業給付、雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金、個人年金、財形貯蓄、財形年金、財形住宅、勤労者財産形成促進、中小企業退職金共済、建設業退職金共済、清酒製造業退職金共済、林業退職金共済、船員保険、労働者災害補償保険、雇用保険、失業保険、職業訓練、職業紹介、職業斡旋、職業相談、職業指導、職業転換給付、職業訓練給付、職業訓練手当、職業訓練奨励金、職業訓練助成金、職業訓練施設、職業訓練指導員、職業訓練生、職業訓練修了者、職業訓練終了者、職業訓練中退者、職業訓練不適格者、職業訓練適格者、職業訓練非適格者、職業訓練適格性、職業訓練適格性判定、職業訓練適格性判定基準、職業訓練適格性判定基準日、職業訓練適格性判定基準日前、職業訓練適格性判定基準日後、職業訓練適格性判定基準日当日、職業訓練適格性判定基準日翌日、職業訓練適格性判定基準日翌々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々日、職業訓練適格性判定基準日翌々

## (7)　財産増加税及び戦時利得税創設案要綱（未定稿）

（昭和二〇年一一月一七日主税局）

財産増加税及戦時利得税創設案要綱（昭和二〇、一一、一七未定稿）

第一　趣旨

戦争ニ因ル戦時利得者ニ対シ戦時利得ヲ徴収シ戦争ニ因ル利得者ヲ無カラシムルト共ニ本収入ニ依リ戦後財政ノ確立ヲ図リ併セテ経済ノ安定ニ資スル為左記要領ニ依リ個人ニ対スル財産増加税及法人ニ対スル戦時利得税ヲ創設ス

第二　要領

一、財産増加税

(一)　納税義務者

(イ)　国内ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

(ロ)　国内ニ財産ヲ有スル個人

(二)　課税物件

①戦前（概ネ昭和十五年十二月末日ヲ予定ス）ノ財産ニ比シ戦後（昭和二十一年中ノ一定日）ノ財産ノ増加シタル額ニ対シ一回限リ課税スルコト

(三)　課税価格ノ算定

(イ)　財産増加額ハ戦後ニ於ケル財産価格（時価ニ依リ計算シタル資産総価格ヨリ債務ヲ控除シタル額）ヨリ戦前ニ於ケル財産価格（同上）ヲ控除シタルモノニ依ルコト

但シ通貨価値ノ変動ヲ考慮シ左記金額ハ財産増加額ニ算入セザルコト

(1)　戦前ノ財産価格ニ一定ノ通貨価値変動ニ依ル財産価格増価率ヲ乗ジテ算出セル増価額、尚右ノ財産価格増加率ハ戦前戦後ノ財産価格算定ニ際シ採用セラレタル各種目別財産ノ評価基準ニ依リ算出セラルベキ戦前戦後ノ財産価格ノ平均価格増加率ニ依ルコト

(2)　戦前ニ於テ所有シ引続キ戦後ニ於テ所有スル財産ノ増価額ガ当該財産ニ前号ノ増価率ヲ乗ジテ算出セル増加額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過額

(ロ)　前項ニ依リ算出セル財産増加額ガ一万円ニ満タザルトキハ財産増加額ナキモノト看做ス

(ハ)　個人ノ正常ナル所得ニ依ル正常ナル貯蓄額ハ財産増加額ヨリ控除スルコトトシ概ネ戦時中ノ各所得金額中左ノ金額ヲ財産増加額ヨリ控除スルコト

| | |
|---|---|
| 不動産所得ニ付テハ | 三〇%ニ相当スル金額 |
| 配当所得ニ付テハ | 二〇%ニ相当スル金額 |
| 利子所得ニ付テハ | 五〇%ニ相当スル金額 |
| 事業所得ニ付テハ | 二〇%ニ相当スル金額但シ年二万円ヲ超ユルコトヲ得ズ |
| 勤労所得ニ付テハ | 二五%ニ相当スル金額 |

一時ノ所得ニ付テハ退職給与金、保険金ハ全額控除スル等ノ措置ヲ講ズルコト

尚戦時中右ノ正常ナル貯蓄ニ付テモ通貨価値ノ変動ヲ考慮シ前掲ノ財産価格増加率ノ二分ノ一ヲ右貯蓄額ニ乗ジタル金額ヲ加算シタル額ヲ控除スルコト

(ニ)　戦時中ニ相続アリタルトキハ被相続人ノ地位ヲ其ノ儘相続人ガ継承スルモノト看做スコトトシ、戦争中ニ贈与アリタルトキ贈与財産ガ贈与者ノ戦前ヨリ所有スル財産ナルトキハ当該財産ヲ贈与者ノ戦前ヨリ所有スル財産ノ変形セルモノナルトキハ変形前ノ財産ヲ受贈者ガ戦前ヨリ所有スルモノト看做シ其ノ他ノ場合ニ於テハ贈与財産ガ贈与者ノ正常貯蓄ヨリナル場合ニ限リ受贈者ノ正常貯蓄ヨリナルモノト看做スコト

(ホ)　戦災者ニ付テハ情況ニ依リ特別ノ斟酌ヲ考慮スルコト

(ヘ)　財産価格ノ算定ニ当リテハ一般財産ノ種目別評価方法ヲ定メ之ニ依リ算定スルコト

(ト)　時価算定困難ナルモノ（土地、家屋等）ハ収益ニ対スル一定倍数ヲ標準トシテ時価ニ還元シ時価、収益共ニ算定困難ナルモノハ評定価格ニ依ル



コト

(チ)　財産増加額ハ原則トシテ納税義務者ノ申告ニ依リ決定スルコト

(リ)　財産評価ノ基準及物価騰貴率並ニ財産増加額ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル評価委員会及戦時利得調査会ニ諮問スルコト

(四)　税率

(1)　税率ハ概ネ左ノ超過累進税率ニ依ルコト

| | |
|---|---|
| 十万円以下 | 四〇% |
| 十万円超三十万円以下 | 六〇% |
| 三十万円超五十万円以下 | 八〇% |
| 五十万円超 | 一〇〇% |

(2)　同居ノ戸主及家族ノ財産増加額ハ之ヲ合算シテ税率ノ適用ヲ為スコト

(五)　徴収

(イ)　税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事情ニ依リ延納ヲ認ムルコト

(ロ)　物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト

二、法人戦時利得税

(一)　納税義務者

(イ)　国内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

(ロ)　国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人

(二)　非課税法人

都道府県市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域的公共団体、神社、病院、仏堂、民法第三十四条ノ法人等ニハ課税セザルコト

(三)　課税物件

(イ)　戦時利得ニ対シ一回限リ課税スルコト

(ロ)　戦時利得ハ昭和十二年七月一日ヲ含ム事業年度ヨリ昭和二十一年六月三十日ヲ含ム事業年度迄ノ各事業年度ニ於ケル法人ノ利益ノ合計額（欠損金ハ控除ス）ヨリ各事業年度ノ資本金額ノ百分ノ十ニ相当スル金額ヲ控除セル額トスルコト

(四)　課税価格ノ算定

(イ)　各事業年度ノ法人ノ利益、資本金額ノ計算ハ各事業年度ニ適用セラレタル臨時利得税法ニ依ルコト

(ロ)　左ノ金額ハ課税価格ニ算入セザルコト

(1)　当該各事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ臨時利得税ニ相当スル金額

(2)　当該各事業年度ニ於テ戦時利得税ヲ納付スルコトニ依リ減額セラルベキ法人税額

(五)　税率　百分ノ百

(六)　徴収

(イ)　税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコトトスルモ事業ニ依リ一時延納ヲ認ムルコト

(ロ)　物納（国債等）ニ付テモ考慮スルコト

欄外　愛知文書課長筆蹟のペン書き記入。

①戦前トイフ言葉ハ避クノ要アルベシ

出所　大蔵省資料Z五二六―二一―八。

## (8)　財産税及び戦時利得税に関し司令部担当官との会談内容

（昭和二一年一一月二八日―一二月八日大蔵省終戦連絡部）

財産税及戦時利得税ニ関シ連合軍司令部トノ会談内容

第一回　昭和二十年十一月二十八日

司令部側　バロン大尉、当方　木内参事官、渡辺書記官、宮沢事務官

当方ヨリ提示シタル覚書ヲ中心トシテ討議ニ入レリ

本日ノ討議ハ主トシテ法人ノ戦時利得税ニ関スルモノニシテ其ノ主要点左ノ如シ

一、法人戦時利得税計算ノ便法トシテ現行臨時利得税法ニ依ル資本ノ十%以上ヲ戦時利得ト看做ストノ当方ノ主張ニ対シテハ先方ハ戦時中ノ利得総テヲ収奪セントスル根本方針ニ沿ハズ且ツ心理的観点ヨリシテ賛成シ難シトノ意見ナリ

之ニ代ルベキ先方ノ意見ハ翌十一月二十九日当方ヨリ前日ノ記録トシテ提示シ先方ニ於テ肯定セル左記「メモ」ニ示サレタル如キモノナリ

記

(1) 軍需産業ニ関シテハ「戦時利得」ト称スルハ戦時中得ラレタル利益ノ総額ヲ意味ス

(2) 右ノ戦時利得額ニ対シ一〇〇%ノ課税ヲ為シ之ヲ算出税額トス

(3) 実際ノ納付税額ハ(2)ニ示サレタル算出税額ヨリ当該法人ガ益金処分トシテ期間中ニ支払ヒタル又ハ支払フベキ諸税、配当、重役賞与及若シアリトセバ之ニ類スル其ノ他ノ支出ヲ控除シタル額トス

(4) 軍需産業以外ノ産業ニ付テハ之ヲ軍需産業ト区別スルコト困難ナリト判明セル場合ニ於テハ此等ニ対シテモ上記諸項ヲ適用セラルベシ

二、軍需産業ヲ爾余ノ産業ト区分スルハ極メテ困難ナル旨ノ当方ノ主張ニ対シテハ先方モ同意ヲ表明シ居レリ

三、個人ノ戦時利得ニ付テモ法人ト同ジク臨時利得税法ノ様式ヲ採用ス可キニ非ズヤトノ先方ノ意見ニ対シテハ其ノ妥当ナラザル旨ヲ説明セル処諒承セリ

第二回　昭和二十年十一月二十九日

司令部側　バロン大尉、当方　渡辺書記官、宮沢事務官

本日ノ討議ハ主トシテ個人戦時利得税ニ関ス

一、先ヅ第一回会談ノ要点ヲ記録シタル「メモ」ニ付先方ノ肯定ヲ求メタル処僅ナル修辞ノ訂正ノ後之ヲ肯定セリ

二、当方ノ試案ノ中心タル個人臨時利得ヲ一ノ一定時日ト他ノ一定時日トニ於ケル財産額ノ差額ヲ基礎トシテ算定セントスル方法ニ対シテハ数年前ニ於ケル個人財産ノ評価ハ財産ノ種類ニ依リテハ極メテ困難ナル場合アリ之ヲ申告ニ依ル時ハ結果ハ必ズヤ利得額ノ過小評価ヲ齎スベシトシテ相当ノ難色ヲ示シ居リタルモ他ニヨリ好キ方法ナケレバ已ムヲ得ザルモノト考ヘ居レリ

三、右ニ代ル先方ノ一試案トシテ期間内各年中ニ於ケル各人ノ所得額ノ計ヨリ一定ノ基礎控除ヲ為シ其ノ残額ヲ以テ戦時利得額トシテハ如何トノ提案アリタルモ先方ハ必ズシモ之ニ拘泥スル模様無シ

四、右提案ニ依ル時ハ各年内各人ノ所得ニ関スル税務署ノ資料ハ闇利潤ヲ包含シ居ラザルヲ以テ所謂戦争成金ノ把握困難ナリト当方ニ於テ主張セルニ対シテハ先方モ其ノ弊ヲ認メ居レリ

五、本提案ハ当方案ニ比較スルトキハ物価調節ガ問題トナラザル為相当過酷トナル嫌アリ又本提案ニ依ルトキハ結局戦時中ハ国民ノ所得ハ総テ一定基礎控除額以下ナルベク爾余ノ所得ハ総テ戦時利得ナリトノ結論ニ帰着スベク貴提案ハ共産主義的ナラズヤトノ当方ノ批評ニ対シテハ先方モ失笑シ居リタリ

六、当方ヨリノ覚書ニ示サレタル物価調節ノ為ノ「マルティプライヤア」ノ思想ハ先方ノ同意ヲ得タル外期間中居住シ居リ現在モ居住シ居ル家屋ガ右ノ「マルティプライヤア」ノ示ス以上ノ騰貴ヲ為シ居リタル場合ノ差額ハ正当ニ之ヲ確認シ得タル時ハ戦時利得ト看做サザル旨（家屋焼失シ保険金受領ノ場合モ同ジ）及一時退職金等モ戦時利得トナラザル旨等ニ付テハ先方モ同意ニシテ此等ニ対シテハ特殊ノ控除ヲ為ス要アリトノ見解ニ一致セリ

七、次ニ当方ヨリノ覚書中ノ正常所得ニヨル正常ノ貯蓄ノ控除ニ関シテハ先方ハ否定的態度ヲ持シ之ニ代ヘ戦前財産、戦争中ノ所得ノ如何ニ拘ラズ一定額ノ基礎控除ヲ為スコトヲ主張シ居レリ、控除額ハ何程ヲ妥当トスルカニ明言ヲ避ケ居ルモ俸給賃金受領者、農民等ノ合法的ナル貯蓄ヲ害セザル範囲ト考ヘ居ル模様ナレバ比較的低ク考ヘ居ルモノト推測セラル。尚当方ノ所得額ニ比例スル貯蓄控除ヲ否定スル理由トシテハ戦時中ノ所得ハ戦前ヨリ所有スル財産ヨリ生ジル場合ト雖モ一定額以上ハ戦争利得ナリト云フニアリ

八、一般ニ控除額、税率等ニ関シテハ先方ハ態度慎重ニシテ未ダ具体的言明ナシ尚本税創設ニ付テハ先方ハ大綱ヲ把握スル外爾余ハ当方ノ責任ナルコトヲ強調スル傾向アリ

第三回　昭和二十年十一月三十日

司令部側　バロン大尉、当方　渡辺書記官、宮沢事務官

本日ノ討議ハ主トシテ法人財産税就中其ノ個人財産税ト二重課税ニ非ズヤトノ点ニ関ス



一、先ヅ第二回会談記録ニ付先方ノ承認ヲ求メタル後個人戦時利得税々率ハ急上昇ニ依ル逓増率ヲ以テ適当ト考ヘルモ如何トノ当方ノ問ニ付先方ノ肯定ヲ得タリ

二、法人財産税ニ付テハ個人財産税ト重複課税ニ非ズヤトノ疑問ヲ先方ハ抱キ居レルモ解明ノ如何ニ依リテハ納得ノ余地アルモノト察セラル

三、先方ノ意見ハ法人ノ財産ハ株価ノ総額ニ表現セラルルヲ通常トスルヲ以テ個人法人両者ニ財産税ヲ課スルハ重複課税ナリト云フニ在リ当方ニ於テハ現在ガ「インフレーション」進行ノ過程ニ在ルコト、配当制限ガ行ハレツツアルコト、取引所閉鎖中ナルコト、本問題ニ関スル政府ノ方針公表セラレタルトキハ株価其レ自身ガ投機的変動ヲ為シ会社財産額ヲ正常ニ表示シ得ザルコト等諸種ノ事情ヲ説明シ就中第一次大戦後ノ独乙「インフレーション」時代ニ於ケル株式ノ総額ト会社資産額トノ甚シキ懸隔ニ付実例ヲ挙ゲテ説明セリ先方ハ此等諸事情ヲ概念的ニハ理解セルモ尚前述セル見解ヲ飜スニ至ラズ右ハ結局我国経済ノ現状ニ対スル認識ノ如何ニ係ル問題ナルベシ先方ノ我方説明ニ対スル主張ハ例ヘバ一九四六年本税実施時ニ於テハ株式市場モ再開シ株価ノ正常ナル形成ヲ期待シ得ベシトシ、又軍需会社ニ付テモ株価ハ解散価値含ミニテ相当価格迄昂騰シ得ベシト論ズルガ如シ

四、財産税ヲ課徴セザルモ資本税ヲ一年度限高率課税スレバ同一ノ目的ヲ達シ得ルニ非ズヤトノ先方ノ問ニ対シテハ右ニ依ル時ハ法人資産ハ記帳価格ヲ以テ把握シ得ルニ過ギズ又税理論ヨリスルモ右ノ如キハ変則ナル旨説明セル処諒承セリ

五、被課税法人ガ納税資力無キ場合会社所有ノ建物機械等ヲ接収スルヤトノ先方ノ問ニ対シテハ斯ル場合ハ会社ヲシテ評価増ヲ為サシメ評価益ヲ払込ニ充当シ株式ヲ以テ納税セシム可シト実例ヲ挙ゲテ説明セルモ此ノ種事例ハ技術的ニ若干複雑ニシテ先方モ即時ニハ其ノ内容ヲ理解シ得ザリシモノノ如シ

六、本日ノ会談ヲ綜合セルニ先方ハ我国経済界ノ実情ニ暗ク米国ニ於ケル平常時ノ原則論ヲ容易ニ脱却シ得ザル憾アリ先方ヨリ次回ハ当方ノ意図セル処ヲ各種ノ場合ニ分チ数字ヲ挙ゲテ実例ニヨリ開示セラレ度キ旨希望アリ当方又此等実例ヲ経済界ノ事情ヲ示ス諸指標ト共ニ提示スル要ヲ感ジ居リタルヲ以テ之ヲ承諾セリ

七、本日ヲ以テ当方提示ノ覚書ニ関スル第一読会ヲ略終了セリ

第四回　昭和二十年十二月三日

司令部側　バロン大尉、ハットフィルド大尉、当方　渡辺書記官、宮沢事務官

本日ハ皇室財産ニ関シ非公式ニ貴方ノ個人的意見ヲ承度ト冒頭セル処バロン大尉ハ皇室財産一般ニ関スル担当者ナリトシテ「ハットフィルド」大尉ヲ紹介セリ以下ハ先方両大尉ト当方トノ間ニ於ケル会談ノ記録ナリ

当方「戦時利得ノ収奪及経済再建ニ関スル貴方ノ覚書ニ於テ皇室財産ト雖モ本計画ヨリ免ルルコトヲ得ズトアルハ皇室財産ニ関シテモ新税ヲ課税ス可シトノ意味ナリヤ」

先方「然リ、蓋シ皇室財産ハ従来収益ノ主体トシテ運用セラレ居リ其ノ限ニ於テ一般民間財産ト異ル処無シト考フ」

当方「現行憲法乃至憲法的諸規定ヲ改正スルニ非ンバ皇室ニ対スル課税ヲ為シ得ズトセバ貴方ノ指令ハ本目的ノ為ニ憲法ヲ改正セシメントスルモノナリヤ」

先方「然リ」

当方「仮定（ハイポセシス）トシテ全皇室財産ヲ国有財産トスル（ナショナライズ）トセバ皇室ハ課税ノ対象トナリ得ザルモノト思考スルモ如何」

先方「若シ斯ノ如キガ新税法制定前本司令部ノ許可ヲ得テ為サレタリトセバ当然課税ノ対象ハ失ハル可シ」

当方「全皇室財産ヲ国有財産化スルトシテ、陛下ハ尚ホ例之宮城ニ在住シ給フヲ得ルヤ」

先方「国有財産化セラレタリト否トハ陛下ガ財産ニ対スル支配（コントロル）ヲ喪失セルヤ否ニヨリ判断セラル可キモノト考フ」（註）当方設問ニ対シテハ直接答ヘズ

当方「更ニ仮定トシテ、例之皇室ガ其ノ所有財産ニ付一定金額ヲ国庫ニ税以外ノモ先方ハ必ズシモ之ニ拘泥スル模様無シ

形ニ於テ納付セラルルコトトナリタル場合ハ皇室ハ諸税ヨリ免除セラレ得ヤ」

先方「此ノ問題ハ正式（フォマル）ナ形式ニ於テ照会セラルルヲ要ス」

コレニテ会談ヲ了シ最後ニバロン大尉ニ対シ英国以外ノ諸外国ニ於ケル「キング」ト課税トノ関係ニ付何等カノ資料乃至知識ヲ有シ居ルヤト尋ネタルニ「其ノ必要ナキヲ以テ有セズ」ト答ヘタリ

第五回　昭和二十年十二月八日

司令部側　バロン大尉、当方　渡辺書記官、宮沢事務官

第三回会談ニ於テ法人ニ対シ財産税ヲ課スルハ二重課税ナラズヤトノ先方ノ疑問ヲ種々解明セルニ際シ先方ハ経済界ノ実情、会社ノ経理内容等ヲ説明ス可キ資料ヲ求メ当方亦其ノ要ヲ感ジタルヲ以テ本日ハ、株価指数、物価指数ノ外明治産業、日立製作等数社ノ株価、記帳資産、評定資産等ヲ表記セル資料ヲ持参シ会談ニ入レリ

一、株価ニ比シ一株当再評価資産額ガ相当上回リ居レル点ハ資料ノ示セル実例ニ依リ先方ハ之ヲ了解シ更ニ此ノ原因ニ付、質ヌル処アリ当方ハ右ハ主トシテ「インフレーション」ニ依ル資産ノ値上リヲ再評価セル結果生ゼシモノナル事ヲ説明斯ル水増シ資産ハ「インフレーション」阻止ノ為是非共吸収スル要アルコトヲ説ケリ

二、更ニ当方ニ於テ本件参考トシテ法人税法ニ依ル清算所得課税ノ実状ヲ説明セル処先方ハ本件ニ関スル当方ノ意図ヲ相当実態的ニ把握セル模様ニシテ旁経済界ノ実情モ或程度了解シ、法人ニ補足的ニ財産税ヲ課スルコトニ付原則的ニ賛意ヲ与ヘ細目ハ法案ニ付論ジ度ト述ベタリ

三、此ノ際法人財産税ニ依リ幾許ノ税収入ヲ得可キヤヲ質ス処アリ当方ニ於テ一〇〇乃至二〇〇億円位ノ見込ナル旨答ヘタリ尚ホ先方ハ前記法人税法中清算所得課税規定ノ英訳ヲ要求、当方之ヲ受諾セリ

四、公益法人ニ付低度ノ財産税ヲ課スルニ関シテハ先方ハ原則トシテ異議ナシ

五、尚ホ先方ハ既ニ概括的ニ討議セル個人法人ノ戦時利得税等ニ付法案要綱起草ハ進行シ居レリヤト問フ処アリ今後共具体案ヲ得タル部分ヨリ逐次連絡スルガ得策ナリト認メラル

出所　大蔵省資料Z五〇七―一。

## （9）戦後に於ける財政再建等に関する件

（昭和二〇年一一月三〇日）

戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件　①

一、戦争ニ依ル疲弊ト「ポツダム」宣言ノ受諾トニ依ル我ガ経済国力ノ低下ハ甚大ニシテ今後ニ於ケル我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ未ダ幾多ノ未確定要素アル外国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ

二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ洞察シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ綜合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ実情ハ率直ニ謂ハバ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルコトヲ直視シ此ノ際自力更生ノ精神ヲ奮起シ凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ振興スルコト喫緊ノ要務ナリト信ズ即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク万一右基盤ガ動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ財政経済ノ根底ハ倒壊シ民生ノ安定ノ如キ到底期待シ得ザルベシ而シテ右秩序ノ破綻防止ニ付テハ単一ノ施策ヲ以テ足ルモノニ非ザルハ多言ヲ要セザル所ニシテ例ヘバ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止其ノ他各般ニ亘リ国民ノ完全ナル理解ト協力ノ下ニ一連ノ施策ガ綜合的ニ且強力ニ推進セラルルヲ要ス

三、而シテ其ノ対策ノ最大ノ中核タルベキハ悪性インフレーションノ防止ニシテ更ニ其ノ中核トナルハ財政収支ノ均衡保持ナリ財政収支ノ均衡亦他ノ施策トノ綜合性ナクシテ実効ヲ期シ難キ面アルベク又将来ニ於テ通貨価値、金利或ハ産業体制等ニ付変更アルコトアリ得ベキモ、如何ナル場合ニ在リテモ当面先ヅ以テ措置スベキハ財政収支ノ均衡ナリ

而モ財政ノ現状タルヤ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限リ今日迄ニ累積セル公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ズ而モ其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ

四、即チ過般略述セル如ク現状ヲ以テスレバ本年度ヲ基準トスル所謂骨格的予算ニ仮算スルモ歳出概算ハ約百五十億円ニ達シ而モ其ノ二分ノ一弱ノ約七十三億円ハ過去ニ累積セル国債ノ利払等ニ充当セザルヲ得ズ一方之ニ対スル租税、官業及官有財産収入其ノ他ノ普通歳入ノ合計ハ概ネ現制ヲ以テスレバ百二十七億円ニ過ギザル見透ニシテ右ノ差額四十八億円ハ之ヲ全部国債費ニ充当スルモ之ニ依リ賄ヒ得ル国債額ハ千三百億円ニ過ギザルニ反シ今年度末ノ国債総額ハ二千億円ニ達スル見込ミナルヲ以テ七百億円ニ対スル利払額約二十五億円ハ赤字公債ニ依リ支弁セザルヲ得ズ、今日既ニシテ正ニ赤字公債ヲ以テ赤字公債ノ利子ヲ賄ヒ居ル段階ニ在リ

加之右ノ骨格的予算ニ於テハ戦後建設ニ関スル積極的施策ノ為ノ経費ヲ計上シ居ラザルノミナラズ

軍需企業及在外企業ニ対スル各種ノ補償金

現地関係ノ臨時軍事費財源ノ借入金処理ノ為ノ経費

喪失地域関係ノ負担金

軍人、遺家族、戦災者、引揚邦人援護費

連合軍ノ駐屯費

賠償等ヨリ生ズル国庫負担

等ヲモ計算ニ入レ居ラザルヲ以テ此等ヲ計算ニ加フルトキハ今後ノ国庫負担ハ真ニ巨額ナルモノアルヲ予期セザルベカラズ右ノ内不確定要素ヲ除外シホボ見込ミ得ルモノノミヲ骨格的予算ト合算スルモ尚且二十一年度ニ於テ最小限百五十億円程度ノ赤字公債ヲ発行セザルヲ得ザル状況ナリ

五、財政ノ概況上述ノ如シ仍テ今日ニ於テ財政収支ノ均衡ヲ回復スルガ為ニハ一面耐ヘ難キヲ忍ビ歳出ニ徹底的削減ヲ加フルト共ニ他面新日本建設ノ基盤タル財政ヲ再建スル為先ヅ以テ今後ニ於テ財政収支ノ均衡ヲ得ベキ基礎固メヲ為シ其ノ基礎ノ上ニ今後年々ノ予算ニ付テハ普通歳出ハ普通歳入ヲ以テ賄ヒ得ベキ方途ヲ樹ツルコト肝要ナリ

之ガ為ニハ先ヅ以テ現状ニ於テ財政再建ノ基礎工作トシテ思ヒ切ッタ措置ヲ断行スルノ外ナク先ヅ第一段トシテ

(1)　戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シ戦時中ノ財産増加額ヲ可及的ニ徴収スルコトトスルハ蓋シ何人ニモ異議ナキ所ナルベシ即チ戦後ニ於ケル個人ノ財産価格ヲ仮リニ三千三百億円トシ戦前即チ昭和十六年十一月ノソレヲ二千二百七十億円ト推算シ其ノ差額千二十七億円ニ対シ一万円以下ノ増加分ヲ除キ二〇%乃至一〇〇%ノ税率ヲ以テ一回限リ課税セバ約三一五億ノ税収ヲ得ベシ

然レドモ右ノ程度ヲ以テシテハ到底今後ノ財政均衡ノ礎石トスルニ足ラズ此処ニ於テカ

(2)　財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付一回限リノ課税ヲ行フコトトシ個人ニ付テハ約四百五十七億円法人ニ付テハ約二百億円程度ノ税収ヲ得ルコトヲ考慮セザルヲ得ズ右ノ場合ニ於テハ課税物件ノ価格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産価格トスルコトトシ又前述財産増加税納税義務者、戦災者、戸主等ニ付夫々事情ニ適応スル控除ヲ行フ等ノ配意ヲ加フルノ要アルハ固ヨリナルモ税率ノ如キハ一〇%以上七〇%程度ノ超過累進課税ヲ賦課スルコトトシ尚且漸ク前記程度ノ税収見込ミトナル次第ナリ而モ我国ノ国富ヲ現在幾何ト見ルベキヤハ遠カニ推断ヲ下シ得ザル所ナルモ仮リニ之ヲ四千億円ト仮定セバ右ノ財産増加税及財産税ニ依ル税収見込ノ計約千億円ハ其ノ約二割五分ニ当ル計算ニシテ、換言セバ終戦ト共ニ全国民戦死シテ各一切ノ財産ノ四分ノ一ヲ国家ニ献納シタルモノトシテ尚且千億円ニ満タザルモノト謂フヲ得ベク、又一面ヨリスレバ有史以来未曾有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シタル我国民ハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度ノ犠牲ヲ負担スルニ何等異存ノ

アルベキモノトハ信ゼラレズ

併シ乍ラ右ノ二施策ヲ採ルモ未ダ今後毎年度ノ予算ハ当分ノ間現行ノママノ税制ヲ以テシテハ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フヲ得ズ

(3) 仍テ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約　億円ノ増収ヲ図ルノ要アリ右ノ場合ニ於テハ例ヘバ

(イ) 分類所得税中不動産、配当利子等資産所得ニ重課シ

(ロ) 浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課シ

(ハ) 納税及徴税ノ手続ヲ簡易ナラシムル

等ヲ其ノ眼目トシツツ、凡ユル努力ニ依リ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ貫徹スルノ要アルベシ

六、右ノ如キ増税ヲ行フ場合ニ於テハ前述ノ如ク国富ノ約四分ノ一ハ税トナリテ徴収セラレ更ニ又毎年ノ国民所得ヲ仮リニ七五〇億程度トセバ其ノ　分ノ一ハ税金トナリテ徴収セラルルコトトナリ斯テハ全国ヲ挙ゲテ経済活動力ノ根源ヲ揺ガサルルノ惧ナキニ非ズ然レドモ縷述セシ如ク今ニシテ財政収支ノ均衡ヲ得ルニ非ザレバ凡ユル経済秩序ハ破壊セラルルニ至ル惧アル以上彼此熟慮勘考ノ末斯ル方策ヲ採ルヲ得ザル次第ナリ

而モ後述ノ如ク斯ル方策ヲ断行シテ歳入ノ一大増加ヲ図リ得ルモ尚且歳出面ニ於テハ右歳入ノ範囲内ニ歳出ヲ止ムル為ニハ幾多忍ビ難キヲ忍ビ削減ニ次グ削減ヲ断行セザルヲ得ザルナリ

七、上述ノ財政ノ現状及見透ナルニ付テハ一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他極端ナル政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ

右ノ所論ハ何レモ国家ノ前途ヲ憂フルノ至情ニ出テ理論的ニハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面喫緊事ハ社会経済秩序ノ破壊ヲ防止スルニ在ルト共ニ他面物価水準、金利水準其ノ他今遽カニ理論的実際的ニ決定ヲ得ザル実情ニ在リ

一方全国民ガ現下ノ財政状況ヲ直視シ之ガ再建ガ経済秩序ノ破壊防止並ニ悪性インフレーション防止ノ為ノ最先ノ要請ナルニ思ヒヲ新タニスルヲ得バ全国民ノ自力更生精神ニ基ク納税報国ニ期待シ得ベシ

従テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借替等ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリ、一方軍需企業ノ経理負担ノ如ク戦時利得ノ撤収、国民全般ニ亘ル各種債権ノ処理、経済秩序ノ維持ト密接不可離ノ関係ニ在ル性質ノモノノ処理ニ付テハ広ク総合的視野ヨリスル国家財政再建ノ見地ヨリ今後ニ於ケル財政計画上総合的観点ヨリ許容シ得ル限度ニ限リ之ヲ具体的ニ且厳重ニ検討ノ上処理スルヲ適当ト認ムル次第ニシテ本件ニ付テハ右趣旨ニ依リ総選挙後ノ議会ニ於テ最終的処理案ヲ提案スル所存ナリ併シ乍ラ他面差当リノ措置トシテハ企業ヲシテ速ニ新ナル民需生産ニ邁進セシムルコトヲ主眼トシ適宜迅速ナル措置ヲ為スベキコト固ヨリナリ

八、此処ニ附言スルハ通貨整理ノ問題ナリ

上述シタル財産税等ノ徴収ニ当リテハ現金ヲモ其ノ対象トスルコト当然ニシテ徴税技術上ヨリスルモ新紙幣ヲ発行シ現紙幣ト強制的ニ交換セシムルノ外ナク其ノ際ニ併セテ無制限ニ交換スルコトナク一部ハ之ヲ預金其ノ他ノ形ニ封鎖スルコト然ルベク若シ斯ル施策ヲ適当トスル場合ハ預金全般ニ付テモ或程度払出制限等ヲ為スベキヤ否ヤノ問題アリ此等ニ付テハ新紙幣印刷ノ準備完成時期ト睨ミ合セ該時期ニ於ケル情勢ニ即応シ適宜ノ方途ヲ策スルヲ得策トスベシ

九、総括的結論

欄外　愛知文書課長筆蹟の筆書き記入。

①二〇・一一・三一　次官室ニ附議

編注　本資料は未完に終わっている。なお、計数の不突合は原文のまま。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (10) 財産税法案等要綱（昭和二一年一月一〇日大蔵省発表）

財産税法案等要綱（昭和二十一年一月十日大蔵省発表）

目次

(一) 財産税法案要綱
(二) 個人財産増加税法案要綱
(三) 法人戦時利得税法案要綱
(四) 財産税等実施ニ伴フ現金、預貯金及公社債等ノ確認ニ関スル措置要綱
(五) 財産税及個人財産増加税階級別税額並課税価格千円当負担額表
(六) 財産税及個人財産増加税負担額表

(一) 財産税等草案要綱発表ニ関スル大蔵大臣談

大蔵省ニ於テハ戦時利得ノ徴収及国民ノ財産ニ対スル課税ニ依リ未曾有ノ難局ニ直面セル我国財政経済ノ再建ヲ図ラントシ、本年開催セラルベキ最初ノ帝国議会ニ提出スベキ課税法案ノ作成ニ付、関係各方面ノ協力ヲ求メ着々準備ヲ進メテ居タガ、昨年末其ノ草案ヲ作成シ、予テ、連合軍最高司令部ヨリ発セラレタ覚書ニ依ル指示ニ基キ其ノ承認ヲ求ムル為、昨年十二月三十一日該草案ヲ同司令部ニ提出シタ。

此ノ草案ハ法人戦時利得税法案、個人財産増加税法案及財産税法案ノ三法案ヨリ成ルモノデアッテ、其ノ要領ハ別紙ノ通デアル。

先ヅ法人戦時利得税ハ、戦争中、戦争ニ関連シ及戦争ノ結果トシテ生レタ法人ノ戦時利得額ニ付一回限リノ課税ヲ行ヒ、戦争ニ因ル利得者ヲ無カラシメントスルモノデアリ、個人財産増加税ハ同ジク戦争中、戦争ニ関連シ及戦争ノ結果トシテ生ジタ個人ノ財産増加額ニ付一回限リノ課税ヲ行ヒ、戦争ニ因ル利得ヲ無カラシムルト共ニ、戦時中個人財産間ニ生ジタ不均衡ヲ是正セントスルモノデアッテ、両税ハ戦時利得ノ徴収ヲ主眼トスルモノデアルガ、併セテ当該収入ニ依リ戦後経済ノ安定及財政ノ確立ニ資セントスルモノデアル。

次ニ財産税ハ専ラ戦後ニ於ケル財政経済ノ再建ヲ主眼トシ、法人及個人ヲ通ジテ国民ノ財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行フモノデアッテ、之等三税ニ依リ約一千億円程度ノ歳入ヲ確保シテ財政上ノ収支ノ均衡ヲ図ルト共ニ併セテ悪性インフレーションノ防止ニ資セントスルモノデアル。

従テ此等ノ課税ノ納税者ニ与フル影響ガ決シテ鮮少ナラザルコトハ固ヨリ之ヲ予想シ得ルトコロデアルガ、我国国民経済ハ多年ノ戦争ト敗戦トニ因リ国民経済全体トシテハ著シキ貧困ニ陥ッテ居ルニモ拘ラズ、資金面ニ於テノミ異常ナル膨脹ヲ持続シ、物資ト資金トハ甚ダシキ不均衡ヲ示シテ居ル現状デアルカラ、此ノ際財産税等ノ課税ニ依リ巨額ノ資金ヲ国庫ニ吸収スルコトハ、資金面ニ於ケル堅実性ヲ回復シ物資ト資金トノ均衡ヲ得ル所以ノモノデアッテ、之ニ依リ国民経済ノ再建、国民生活ノ安定ノ一礎石ガ築カレル訳デアル。

此等画期的ナル財産税等ノ創設ニ当リ、課税ノ適正ナル実現ヲ期スル為ニハ、財産ノ隠匿、分散、仮装等ニ因ル脱税ヲ極力防止スルコトガ肝要デアルカラ、此ノ際相当徹底シタ措置ヲ講ズルコトヲ考慮シテ居ル。即チ現金ニ対スル課税ヲ適正ナラシムル為新様式ノ通貨ヲ発行シテ旧通貨トノ引換ヲ行ヒ手持現金高ヲ確認スルト共ニ別ニ発表スルガ如ク預貯金、公社債等ニ付テノ課税ヲ適正ナラシムル為所有者ヲシテ現在高ヲ申告セシメ預貯金ノ証書又ハ通帳、公社債又ハ其ノ保管証、登録済証等ニ夫々申告済ノ旨ノ一定ノ表示ヲ為スコトトシ、又物ノ買溜ニ依テ財産ヲ隠匿セントスルガ如キ者ニ対シテハ適宜ノ方法ニ依リ検査ヲ行フ等財産ノ捕捉ニ関シテハ考慮シ得ル限リノ手段ヲ講ズル所存デアル。尚最近ニ於ケル贈与、寄附等ニ付テハ其ノ贈与又ハ寄附財産等ヲ贈与者、寄附者ノ財産ニ加算シテ課税スルヤウニ考慮シテ居ル。

而モ尚不正ノ手段ニ依リ脱税シタル者等ニ対シテハ罪質ニ依リ体刑其ノ他厳重ナル罰則ヲ以テ臨ムヤウ考慮シテ居ル。

斯クノ如ク課税財産ノ把握ニ付テハ飽クマデ厳密適正ナルコトヲ期シテ居ルガ、実質的ニ其ノ負担ガ公平ニ実現シ得ルヤウ細心ノ注意ヲ払ッテ居ル次第デアッテ、例ヘバ物ト金トノ関係ニ於テ預貯金者ガ課税上不利益ヲ蒙ルガ如キコトノナイヤウニ、課税ニ当ッテハ其ノ預貯金額ヨリ概ネ二割程度ヲ控除シテ課税スル等ノ措置ヲ講ズル所存デアル。

今ヤ我ガ国民経済ハ、急激ニ悪性インフレーションノ段階ニ突入スルノ危険増大シ、将ニ重大ナル岐路ニ立ッテ居ル。此ノママニシテ推移センカ悪性インフレーションニ依リ国民経済モ国民各自ノ生活モ共ニ壊滅ニ瀕スルコト免レナイノデアル。従テ此ノ際一回限リノ財産税等ノ負担ニ依リ国民経済ノ破綻ヲ防止シ、其ノ派生スベキ幾多ノ害悪ヲ避クルコトハ国民ニ与ヘラレタ必要欠クベカラザル打

開策デアッテ之ニ依テ始メテ物価安定ノ素地ヲモ形成シ得ルモノト信ズル。

此ノ意味ニ於テ財産税等ノ課税ハ再建日本ニ於ケル国民全員ノ再起ノ一手段デアリ、現在及将来ノ国民全員ノ更生ノ為ノ道程デアリ、我国財政経済再建ノ成否ハ財産税等ノ適切ナル課税ノ実現ニ繋ッテ居ルト言フモ過言デハナイ。

然ルニ財産税等ノ課税ノ対象ト為ル戦時利得又ハ財産ノ内容ハ頗ル広汎ニ亘リ、納税者モ相当多数ニ上ル見込デアリ且出来ル限リ速ニ徴税ヲ行フコトガ我国財政経済ノ再建ヲ実現スル上ニ於ケル要請デアルカラ、戦時利得又ハ財産ノ捕捉及財産ノ評価等ニ関シテハ、至大ナル困難ヲ伴ヒ又複雑ナル手数ヲ要スベキハ固ヨリノコトデハアルガ、此ノ間ニ処シ国民諸君ニ於テハ適切ナル課税ノ実現ニ付全幅ノ支持、協力ヲ惜マレザルヤウ切ニ要望スル次第デアル。

## (二)　財産税法案要綱

### 一　総則

(一)　納税義務者

(イ)　調査期日ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル個人

(ロ)　調査期日ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人又ハ本法施行地ニ財産ヲ有スル法人

右ノ調査期日ハ命令ヲ以テ定ムルコト

(二)　課税物件

調査期日ニ於テ本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）及本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ其ノ財産ノ全部ニ対シ、右以外ノ個人又ハ法人ニシテ本法施行地ニ財産ヲ有スルモノニ付テハ本法施行地ニ在ル財産ニ対シ一回限リ課税スルコト

(三)　法人ニ非ザル社団又ハ財団ハ之ヲ法人ト看做シ財産税ヲ課税スルコト

(四)　財産税ハ之ヲ個人財産税ト法人財産税ノ二種トスルコト

### 二　個人財産税

(一)　課税価格ノ算定

(イ)　本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）ニ付テハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額（公課ヲ含ム以下同ジ）ヲ控除シタル金額、其ノ他ノ個人ニ付テハ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ其ノ財産ニ関スル債務金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ課税価格トスルコト

(ロ)　調査期日前一定期間内ニ為シタル贈与等ニ付テハ其ノ贈与財産等ノ価額ハ之ヲ其ノ贈与者等ノ財産ノ価額ニ加算シテ税額ヲ計算シ贈与財産等ニ対スル財産税ハ受贈者等ニ納税義務アリトスルモ贈与者等ハ受贈者等ノ納税義務ニ付連帯シテ納付ノ責ニ任ズルコトトスルコト

(ハ)　昭和二十一年分ノ所得税（源泉課税ニ依ルモノヲ除ク）及臨時利得税ハ課税価格ノ算定上之ヲ債務ト看做スコト

(二)　非課税財産

個人ノ財産ニシテ生活ニ通常必要ナル家具、什器、衣服其ノ他此等ニ準ズル財産等ニ付テハ個人財産税ヲ課セザルコト

(三)　課税価格ヨリノ控除

(イ)　特定ノ預貯金等ニ付テハ其ノ一定割合ニ相当スル金額ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ロ)　戦争ニ起因スル死亡又ハ傷害ニ因リ一時恩給、扶助料及救恤金等ノ支払ヲ受ケタル者ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額ニ相当スル額ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ハ)　戦災者等ニ付テハ原則トシテ調査期日ニ於ケル一世帯ニ付一万円ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ニ)　個人財産増加税ノ課税ヲ受クル者ニ付テハ個人財産増加税額ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(ホ)　右各種控除ノ外調査期日ニ於ケル戸主及同居家族一人ニ付二千円ヲ課税価格ヨリ控除スルコト

(四)　免税点



(三)ニ依ル控除後ノ課税価格ガ二万円以下ナルトキハ個人財産税ヲ課セザルコト

(五)　税率

(イ)　個人財産税ノ税率ハ左ノ超過累進税率トスルコト

| | |
|---|---|
| 三万円以下ノ金額 | 百分ノ十 |
| 三万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ十五 |
| 五万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ二十 |
| 七万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ二十五 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ三十 |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ三十五 |
| 五十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ四十 |
| 百万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ四十五 |
| 二百万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ五十 |
| 五百万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ五十五 |
| 千万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ六十 |
| 二千万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ六十五 |
| 五千万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ七十 |

(ロ)　(イ)ニ依リ算出シタル税額ガ課税価格中二万円ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相当スル個人財産税ヲ免除スルコト

(ハ)　同居家族ノ合算

戸主及其ノ同居家族ノ課税価格ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ対シ免税点及税率ヲ適用スルコト

### 三　法人財産税

(一)　課税価格ノ算定

(イ)　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ調査期日ニ於ケル財産ノ価額ヨリ債務金額及払込資本金額又ハ出資金額ノ合計額ヲ控除シタル金額、其ノ他ノ法人ニ付テハ調査期日ニ於テ本法施行地ニ有スル財産ノ価額ヨリ其ノ財産ニ関スル債務金額及其ノ財産ニ相応スル払込資本金額又ハ出資金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ課税価格トスルコト

(ロ)　特別法人税ヲ課セラルル法人（宗教法人等ヲ除ク）

積立金額ニ相当スル金額　百分ノ二十

其ノ他ノ金額　百分ノ三十

(ハ)　前二号ノ規定ニ該当セザル法人　百分ノ十

### 四　財産ノ評価

(一)　各財産ノ価額ハ原則トシテ調査期日ニ於ケル時価ニ依ルコト

(二)　土地又ハ家屋ノ価額ハ其ノ賃貸価格ニ一定ノ倍数ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ依ルコト

右ノ一定倍数ハ各財務局所轄内ニ設置スル不動産評価委員会ニ諮問シ政府ニ

於テ之ヲ決定スルコト

(三) 公債、社債、株式其ノ他之ニ類スルモノニシテ取引所ノ相場アルモノノ価額ハ其ノ価額ニ依リ取引所ノ相場ナキ株式又ハ出資ノ価額ハ調査期日ニ於ケル当該法人ノ資産及収益ノ状況等ヲ参酌シテ之ヲ定ムルコト

(四) 保険契約ニ関スル権利ノ価額ハ払込済保険料ノ合計額ニ一定ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル額トスルコト

(五) 年金其ノ他ノ定期金ニ関スル権利ノ価額ハ一定利率ノ複利計算ニ依リ計算シタル年金現価ニ相当スル額ニ依ルコト

五　徴収

(一) 財産税ハ原則トシテ昭和二十一年度中ニ於テ一時ニ之ヲ徴収スルコト

(二) 財産税ハ金銭及国債ヲ以テ納付シ得ルコトトシ特定ノ場合一定条件ノ下ニ物納ヲモ認ムルコト

(三) 個人及一定ノ法人ニ付テハ特定ノ場合一定ノ条件ノ下ニ延納ヲモ認ムルコト

此ノ場合延納ノ期間ハ個人ニ付テハ四年以内一定ノ法人ニ付テハ二年以内トシ一定ノ利子ヲ附スルコト

(四) 法人ニ付テハ(二)及(三)ニ依ル納税困難ナル場合ニ於テハ法人財産税ノ納付ニ代ヘテ当該税金ヲ株式又ハ出資ニ転換シ右増資株式又ハ増資出資証券ニ依リ政府ニ納税シ得ルコトトスルコト

(五) 政府ニ於テ必要アリト認ムルトキハ納税者ノ申告等ヲ基礎トシ政府ニ於テ概算ニ依リ課税価格ヲ決定シ納期前ニ財産税ノ一部ヲ徴収シ得ルコトトスルコト

六　其ノ他

(一) 財産税ノ課税価格ノ決定ハ民間選出委員ヨリ成ル財産調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定スルコト

(二) 申告、審査、訴願及訴訟ニ付テハ所得税法及法人税法ノ例ニ準ズルコト

(三) 税務署長ハ質問及検査ヲ為シ得ルコトトスルコト

(四) 本税逋脱防止ノ為特ニ厳重ナル罰則ヲ設クルコトトシ単ニ罰金刑ニ止ラズ体刑ヲモ科シ得ルコトトスルコト

(五) 財産税等ニ関スル重要事項ヲ審議スル為大蔵省ニ財産税審議会（仮称）ヲ置クコト

(六) 本法施行ノ為預貯金、無記名証券等ノ調査等ニ関シ民間機関ニ対シ凡ユル協力ヲ求ムル

## (三) 個人財産増加税法案要綱

一　納税義務者

(一) 財産税法ノ調査期日（終期日）ニ於テ本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人

(二) 終期日ニ於テ本法施行地ニ財産ヲ有スル個人

二　課税物件

終期日ニ於テ本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人（日本ノ国籍ヲ有セザル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ財産増加額ノ全部ニ対シ、右以外ノ個人ニシテ本法施行地ニ財産ヲ有スルモノニ付テハ本法施行地ニ在ル財産ニ付生ジタル財産増加額ニ対シ一回限リ課税スルコト

三　財産増加額ノ算定

(一) 終期日ニ於ケル財産額（終期財産額）ヨリ昭和十五年四月一日（始期日）ニ於ケル財産額（始期財産額）ヲ控除シタル金額ヲ以テ財産増加額トスルコト

(二) 戸主又ハ其ノ同居家族中ニ終期財産額ガ始期財産額ニ比シ減少シタルモノアルトキハ其ノ減少額ハ他ノ者ノ財産増加額ヨリ之ヲ控除スルコト

(三) 始期日及終期日ニ於ケル財産ノ評価及債務控除ハ財産税法ノ例ニ準ズルコト

四　相続及贈与の場合

(一) 始期日以後ニ相続開始アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ相続人ガ被相続人ノ地位ヲ承継シタルモノト看做スコト

(二) 始期日以後ニ贈与アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ贈与者ノ始期財産中贈与財産ニ対応スル金額ヲ受贈者ガ始期日ニ於テ有スルモノトシテ財



産増加額ヲ計算スルコト

(三) 終期日前ノ一定期間内ニ贈与、財産ヲ留保セル家督相続又ハ寄附行為アリタル場合ニ於テハ財産税法ノ例ニ準ジ贈与等ナカリシ場合ト同額ノ財産増加税ヲ贈与者、受贈者等ニ於テ納付スル義務アルモノトスルコト

五　財産増加額ヨリノ特別控除

左記金額ハ財産増加額ヨリ之ヲ控除スルコト

(一) 始期日前ニ於ケル勤務ニ因リ支払ヲ受ケタル退職給与金等ニ相当スル金額

(二) 特定ノ預貯金等ニ付テハ其ノ一定割合ニ相当スル金額

(三) 戦争ニ起因スル死亡又ハ傷害ニ因リ特ニ支払ヲ受クル一時恩給、扶助料及救恤金ニ相当スル金額

(四) 戦災者等ニ付テハ原則トシテ終期日ニ於ケル一世帯ニ付一万円

(五) 其ノ他命令ヲ以テ定ムル金額

六　基礎控除

(一) 財産増加額ニ付一万円程度ノ基礎控除ヲ行フコト

(二) 戸主及其ノ同居家族ノ財産増加額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付基礎控除ノ規定ヲ適用スルコト

七　財産増加額ノ区分

(一) 特別控除及基礎控除ヲ行ヒタル後ノ財産増加額ヲ第一種財産増加額及第二種財産増加額ニ区分スルコト

(二) 第一種財産増加額ハ控除後ノ財産増加額中始期財産額ニ大蔵大臣ノ定ムル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ超過スル金額トシ之ニ対シテハ高率ノ超過累進税率ニ依リ課税スルコト右ノ割合ハ始期日ト終期日ト間ニ於ケル各種財産ノ価格ノ騰貴ノ割合ヲ基礎トシ財産税法ノ財産税審議会ニ諮問シ之ヲ定ムルモノトスルコト

(三) 第二種財産増加額ハ控除後ノ財産増加額ヨリ第一種財産増加額ヲ控除シタル金額トシ之ニ対シテハ補足的ニ低率ノ超過累進税率ニ依リ課税スルコト

第二種財産増加額ニ付テハ概ネ五万円程度ノ免税点ヲ設クルコト

(四) 始期日ニ於テ有シ其後引続キ所有スル土地、家屋等ノ終期日ニ於ケル価額ノ総額ガ其ノ始期日ニ於ケル価額及之ニ大蔵大臣ノ定ムル割合ニ乗ジテ算出シタル金額ノ合計額ヲ超ユル場合其ノ超過額ハ第二種財産増加額トシテ取扱フコト

八　税率

(一) 財産増加税ノ税率ハ左ノ超過累進税率トスルコト

(イ) 第一種財産増加額ニ付テハ

| | |
|---|---|
| 十万円以下ノ金額 | 百分ノ六十 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ八十 |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ百 |

(ロ) 第二種財産増加額ニ付テハ

| | |
|---|---|
| 十万円以下ノ金額 | 百分ノ十 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ二十 |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 百分ノ三十 |

(二) 戸主及其ノ同居家族ノ第一種財産増加額及第二種財産増加額ハ各之ヲ合算シ其ノ総額ニ付税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ第一種財産増加額及第二種財産増加額ニ按分シテ其ノ税額ヲ定ムルコト

九　徴収

(一) 個人財産増加税ハ原則トシテ昭和二十一年度中ニ於テ一時ニ之ヲ徴収スルコト

(二) 特定ノ場合財産税法ノ例ニ準ジ物納又ハ延納ヲ認ムルコト

(三) 財産税法ノ例ニ準ジ概算決定及納期前ノ徴収ヲ行ヒ得ルコトトスルコト

十　其ノ他

(一) 申告、決定、審査、訴願及訴訟ニ付テハ財産税法ノ例ニ準ジ取扱フコト

(二) 財産税法ニ準ジ税務署長ハ質問及検査ヲ為シ得ルコトトシ併セテ厳重ナル罰則ヲ設クルコト

## (四) 法人戦時利得税法案要綱

一　納税義務者

(一) 財産税法ノ調査期日（終期日）ニ於テ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

(二) 終期日ニ於テ本法施行地ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人

二　課税物件

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ其ノ戦時利得ノ全部ニ対シ、其ノ他ノ法人ニ付テハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ営業ヨリ生ジタル戦時利得ニ対シ一回限リ課税スルコト

三　戦時利得ノ算定

(一) 昭和十五年四月一日以後ニ於テ最初ニ終了スル事業年度開始ノ日ヨリ終期日ニ至ル間（計算期間）ノ総益金ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ヲ以テ戦時利得トスルコト

(二) 計算期間前ヨリ繰越シタル損金（計算期間開始ノ時ニ積立金ア ル場合ハ積立金ヲ超ユル部分ノ金額）アルトキハ戦時利得ノ計算上之ヲ損金ニ算入スルコト

(三) 其ノ他戦時利得ノ計算ハ法人税法ニ依ル所得ノ計算ト概ネ同様トスルコト

(四) 法人計算期間中ニ合併ヲ為シタル場合ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ計算期間中ノ行為又ハ計算ハ之ヲ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ノ行為又ハ計算ト看做スコト

四　非課税法人

営利ヲ目的トセザル法人ニシテ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザルモノニハ法人戦時利得税ヲ課セザルコト

五　税　率

百分ノ百トスルコト

六　税額控除

左ノ金額ハ戦時利得税額ヨリ控除スルコト

(一) 計算期間中ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ租税ニシテ法人税法ニ依ル所得ノ計算上損金ニ算入セラレザルモノ

(二) 計算期間中ニ終了シタル事業年度分ノ配当金及利益処分ニ依ル賞与金

(三) 終期日ヲ含ミ同日後ニ終了スル事業年度分ノ計算期間ニ対応スル配当金及賞与金

(四) 解散シタル法人ノ残余財産ノ分配金中計算期間内ニ生ジタル利益ニ相当スル金額ニシテ終期日以前ニ分配シタル金額

七　徴　収

(一) 法人戦時利得税ハ昭和二十一年度中ニ於テ一時ニ之ヲ徴収スルコトトスルコト

(二) 特定ノ場合一定条件ノ下ニ物納又ハ延納ヲ認ムルコト

(三) 法人解散シタル場合ニ於テ法人戦時利得税ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人及残余財産ノ分配ヲ受ケタル者ハ連帯シテ納税ノ義務アルモノトスルコト

八　其ノ他

(一) 申告、決定、審査、訴願及訴訟ニ付テハ法人税法ニ準ジ取扱フコト

(二) 法人税法ニ準ジ税務署長ハ質問及検査ヲ為シ得ルコトトシ併セテ厳重ナル罰則ヲ設クルコト

### (五)　財産税等実施ニ伴フ現金、預貯金及公社債等ノ確認ニ関スル措置要綱

財産税等ノ実施ニ当リ現金、預貯金、公社債、株式其ノ他ノ有価証券等ニ付テハ課税ノ適正ヲ期スル為概ネ左記措置ヲ講ズルコト

一、銀行預金、銀行貯蓄預貯金、郵便貯金、農業会預貯金、市街地信用組合預貯金、信託預金等ニ付テハ本人ニ於テ財産税ノ調査期日ニ於ケル現在高ヲ同日以後一定期間内ニ税務署ニ申告スルコト

二、国債、地方債、社債、無記名ノ株式等ヲ有スル者ハ本人ニ於テ財産税ノ調査期日ニ於ケル現在高ヲ同日以後一定期間内ニ政府ニ申告スルコト

三、前二号ノ現在高申告書ニハ申告者ノ有スル総テノ預貯金又ハ証券等ヲ一括記載スルコトトシ預貯金ニ付テハ証書又ハ通帳等ヲ添附シ公社債等ニ付テハ証券又ハ其ノ保管証、登録済証等ヲ添附シ之ヲ最寄ノ金融機関（郵便局ヲ含ム）ニ



持参スルコト此ノ場合ニ於テ戸主ト同居家族トノ預貯金又ハ証券等ハ原則トシテ同一ノ申告書ニ記載スルコト

四、金融機関ニ於テハ申告書ト証書、通帳又ハ証券等トヲ照合シ申告書ノ記載ノ正確ナルコトヲ認メタルトキハ証書、通帳又ハ証券等一件毎ニ申告済ナル旨ノ一定ノ表示ヲ為シテ之ヲ申告者ニ返還スルコト

五、申告書等ヲ金融機関ニ持参スル場合ニ於テハ米穀通帳ノ呈示其ノ他ノ方法ニ依リ正当本人タルコトヲ証明スルコト従テ仮装又ハ架空ノ名義ノ者ニ付テハ正当ナル権利者ヨリ申告ナキ限リ前号ノ申告済ノ表示ハ之ヲ為サザルコト

六、財産税ノ調査期日前ニ預入ヲ為シタル預貯金等又ハ同日前ニ発行サレタル公社債等ニシテ前号ノ申告済表示ナキモノニ付テハ原則トシテ爾後当該預貯金ノ払戻又ハ証券ノ償還等ヲ受ケ得ザルモノトスルコト

七、外地ヨリ引揚ゲタル者及已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ申告ヲ漏シタル者等特別ノ事情アル者ニ付テハ申告ノ期限ニ付特例ヲ設ケ又ハ権利ノ回復ニ付所要ノ措置ヲ講ズルコト

八、七号ニ依リ預貯金ノ払戻又ハ証券ノ償還等ヲ為サザリシ為生ジタル利益ハ前号ニ依ル権利ノ回復ヲ認メラレタルモノノ外ハ適当ノ時期ニ於テ国庫ニ帰属スルモノトスルコト

九、記名株式又ハ小切手、手形、郵便為替、収入印紙其ノ他流通性ヲ有スル証券等ニ付テモ夫々概ネ預貯金又ハ証券ノ確認ノ例ニ準ジ適当ナル方法ニ依リ財産税ノ調査期日ニ於ケル其ノ所有者ノ確認ヲ行フコト

### (六)　財産税及個人財産増加税階級別税額並課税価格千円当負担額表

| 区分 / 課税価格 | | 財産税 税率 | 財産税 税額 | 財産税 千円当税額 | 財産増加税第一種 税率 | 財産増加税第一種 税額 | 財産増加税第一種 千円当税額 | 財産増加税第二種 税率 | 財産増加税第二種 税額 | 財産増加税第二種 千円当税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | | % | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % | 円 | 円 |
| 三〇、〇〇〇 | 以下 | 一一五〇 | 三、〇〇〇 | 一〇〇 | 六〇 | 一八、〇〇〇 | 六〇〇 | — | — | — |
| 五〇、〇〇〇 | 超 | 二〇〇 | 六、〇〇〇 | 一四二 | 六〇 | 三〇、〇〇〇 | 六〇〇 | — | — | — |
| 七〇、〇〇〇 | 〃 | 二五 | 一〇、〇〇〇 | 一四二 | 六〇 | 四二、〇〇〇 | 六〇〇 | — | — | — |
| 一〇〇、〇〇〇 | 〃 | 三〇 | 一七、五〇〇 | 一七五 | 超 六〇 | 六〇、〇〇〇 | 以下 六〇〇 | 一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇〇 |
| 二〇〇、〇〇〇 | 〃 | 三五 | 四七、五〇〇 | 二三七 | 八〇 | 一四〇、〇〇〇 | 七〇〇 | 二〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一五〇 |
| 三〇〇、〇〇〇 | 以下 — | — | — | — | 以下 超 八〇 | 二二〇、〇〇〇 | 以下 超 七三三 | 二〇〇 | 五〇、〇〇〇 | 一六六 |
| 五〇〇、〇〇〇 | 〃 | 四〇 | 一五二、五〇〇 | 三〇五 | 一〇〇 | 四二〇、〇〇〇 | 八四〇 | 三〇〇 | 七〇、〇〇〇 | 二二〇 |
| 一、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 | 四五 | 三五二、五〇〇 | 三五二 | 一〇〇 | 九二〇、〇〇〇 | 九二〇 | 三〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 三〇〇 |
| 二、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 | 五〇 | 八〇二、五〇〇 | 四〇一 | 一〇〇 | 九六〇、〇〇〇 | 九六〇 | 三〇〇 | 一四〇、〇〇〇 | 四二〇 |
| 五、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 | 五五 | 二、三〇二、五〇〇 | 四六〇 | 一〇〇 | 九八四、〇〇〇 | 九八四 | 三〇〇 | 一九六、〇〇〇 | 五八八 |
| 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 | 六〇 | 五、〇五二、五〇〇 | 五〇五 | 一〇〇 | 九九二、〇〇〇 | 九九二 | 三〇〇 | 二四五、〇〇〇 | 七三五 |
| 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 | 六五 | 一一、〇五二、五〇〇 | 五五二 | 一〇〇 | 九九六、〇〇〇 | 九九六 | 三〇〇 | 二九四、〇〇〇 | 八八二 |
| 五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 | 七〇 | 三〇、五五二、五〇〇 | 六一二 | 一〇〇 | 九九八、〇〇〇 | 九九八 | 三〇〇 | 三四三、〇〇〇 | 一〇二九 |

備考　課税価格ハ各種控除ヲ行ヒタル後ノ金額トス

## (七)　財産税及個人財産増加税負担額表

| 始期財産 / 終期財産（課税価格） | 五、〇〇〇円 | | | | 一〇、〇〇〇円 | | | | 二〇、〇〇〇円 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 増加税 | | | | 増加税 | | | | 増加税 | | | |
| | 第一種 | 第二種 | 財産税 | 計 | 第一種 | 第二種 | 財産税 | 計 | 第一種 | 第二種 | 財産税 | 計 |
| 二〇、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 | — 円 | 六、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |
| 五〇、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇 | — | 二六、四〇〇 | 七〇、四〇〇 | 一二、〇〇〇 | — | 六、六〇〇 | 一八、六〇〇 | — | — | — | — |
| 七〇、〇〇〇円 | 六六、〇〇〇 | — | 四〇、〇〇〇 | 一〇六、〇〇〇 | 三四、〇〇〇 | — | 二〇、〇〇〇 | 五四、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | — | 一〇、〇〇〇 | 二八、〇〇〇 |
| 一〇〇、〇〇〇円 | 九四、〇〇〇 | — | 五六、四〇〇 | 一五〇、四〇〇 | 五六、〇〇〇 | — | 三三、六〇〇 | 八九、六〇〇 | 三八、〇〇〇 | — | 二二、八〇〇 | 六〇、八〇〇 |

| 始期財産 / 終期財産（課税価格） | 一〇〇、〇〇〇円 | | | | 二〇〇、〇〇〇円 | | | | 五〇〇、〇〇〇円 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 増加税 | | | | 増加税 | | | | 増加税 | | | |
| | 第一種 | 第二種 | 財産税 | 計 | 第一種 | 第二種 | 財産税 | 計 | 第一種 | 第二種 | 財産税 | 計 |
| 二〇、〇〇〇円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |
| 五〇、〇〇〇円 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 七〇、〇〇〇円 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 一〇〇、〇〇〇円 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 二〇〇、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇 | — | 六、六〇〇 | 一六、六〇〇 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三〇〇、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇 | — | 一九、八〇〇 | 四九、八〇〇 | 一〇、〇〇〇 | — | 六、六〇〇 | 一六、六〇〇 | — | — | — | — |
| 五〇〇、〇〇〇円 | 九〇、〇〇〇 | — | 五九、四〇〇 | 一四九、四〇〇 | 三〇、〇〇〇 | — | 一九、八〇〇 | 四九、八〇〇 | 一〇、〇〇〇 | — | 六、六〇〇 | 一六、六〇〇 |
| 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 二七〇、〇〇〇 | — | 一七八、二〇〇 | 四四八、二〇〇 | 九〇、〇〇〇 | — | 五九、四〇〇 | 一四九、四〇〇 | 三〇、〇〇〇 | — | 一九、八〇〇 | 四九、八〇〇 |

出所　大蔵省資料Z五一一―三〇二。

### (11)　臨時財産調査令制定に関する件

（昭和二一年一月一四日枢密院へ提出資料）

臨時財産調査令制定ニ関スル件

一、制定ノ趣旨

政府ハ戦時利得ヲ排除スルト共ニ戦後財政ノ確定ヲ図リ、悪性インフレーションヲ防止シテ国民経済ノ安定ニ資スル等ノ為、財産税、個人財産増加税及法人戦時利得税ヲ創設セントシ、目下準備ヲ急イデ居ル次第デアリマシテ、此等法律案ノ草案ハ連合国軍最高司令部ノ指示ニ基キ其ノ承認ヲ求ムル為昨年十二月三十一日同司令部ニ提出セラレテ居ル次第デアリマス。

此等ノ新税ニ関スル法律案ハ総選挙後ニ開会セラルベキ特別議会ニ提案スルコトニ致シテ居ルノデアリマスガ、財産税等ノ課税気構ニ依リ民間ニハ預金引出又ハ換物等ノ傾向ガ相当旺盛ニ見受ケラレテ居リマスト共ニ、他面生産活動ノ意欲ハ兎角停滞シ勝チノ状態ニアリ之ガインフレーションノ亢進ヲ刺戟シテ居ルコトヲ見逃シ得ナイノデアリマシテ早急ニ財産税等ノ調査時点ヲ画シ民心ノ安定ヲ図ル必要ガアルト存ズル次第デアリマス。依テ別ニ御審議ヲ願ッテ居ル食糧、通貨、金融等ノ綜合対策ノ一環トシテ、換言スレバ日本銀行券ノ引換及金融緊急措置ノ実行ニ即応シテ此ノ際財産税等ノ調査時期ヲ確定スルト共ニ直ニ調査スルニ非ザレバ後日財産状態ノ確認ガ殆ンド不可能トナル様ナ財産関係ノ移動ノ頻繁ナ財産等ヲ調査確認シテ置キ、新税ノ創設及確保ニ資スル為憲法第八条ノ規定ニ依リ臨時財産調査令ノ制定ヲ仰ガントスル次第デアリマス。

二、本令ノ要領

臨時財産調査令ハ先ヅ調査時期ヲ命令ヲ以テ定ムルコトト致シテ居リマスガ次ハ法人ノ打切決算ニ関スル提出書類又ハ個人ノ動産等ニ関スル申告ノ内容ニ付、其ノ当否ヲ確認スル為必要アルトキハ、税務署長又ハ其ノ代理官ニ質問及検査ノ権能ヲ附与セントスルモノデアリマス。

最後ハ罰則ニ関スル規定デアリマシテ、本令ノ財産調査ノ的確正当ヲ期スル為、従来ノ罰則ニ比シ相当厳重ナル罰則ヲ設ケントスルモノデアリマス。

出所　大蔵省資料Z五二六―三―三。

### (12)　臨時財産調査要領（昭和二一年二月一七日）

臨時財産調査要領

一、趣旨

臨時財産調査令ハ戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トスル財産税等新税ノ創設及確保ニ資スル為、財産税法等ノ調査時期ヲ金融緊急措置令及日本銀行券預入令ノ実施ニ即応シテ確定シ、当該時期ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルコトヲ目的トスルコト

二、調査時期

調査時期ハ昭和二十一年三月三日午前零時トスルコト

三、金銭的財産及契約ノ申告

(一)　申告スベキ財産及契約

調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者又ハ左ニ掲グル契約ノ契約者等ハ当該財産又ハ契約ニ関スル事項ヲ所轄税務署ニ申告スベキコト

(イ)　預金、貯金、積金又ハ寄託金（以下預貯金ト称ス）ニシテ本邦（本州、北海道、四国、九州及其ノ附属島嶼以下同ジ）外ニ在ル営業所等ニ於テ為シタル預貯金及大蔵大臣ノ指定スル預貯金以外ノモノ

(ロ)　国債、地方債、社債、株式、出資等ニシテ本邦外ニ在ル国、地方団体其ノ他ノ法人ノ発行シタルモノ及大蔵大臣ノ指定スルモノ以外ノモノ

(ハ)　生命保険契約（簡易生命保険契約ヲ除ク）ニシテ保険料ノ支払ガ本

方、質問及検査

税務署長又は当該行政財産の提出義務者（法人又は人格なき社団等の代表者又は管理人）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に当該行政財産について実地検査をさせることができる。

七　罰則

（一）政府の要求、銀行法その他の金融機関のデポ申告の受理証券又は国又は地方公共団体の公債証書の提出を命じた場合において、これに応じないとき。

（二）前号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（三）第五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（四）第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（五）第六条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六）第六条第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七）第六条第四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八）第六条第五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九）第六条第六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十）第六条第七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十一）第六条第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十二）第六条第九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十三）第六条第十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十四）第六条第十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十五）第六条第十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十六）第六条第十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十七）第六条第十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十八）第六条第十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（十九）第六条第十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十）第六条第十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十一）第六条第十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十二）第六条第十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十三）第六条第二十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十四）第六条第二十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十五）第六条第二十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十六）第六条第二十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十七）第六条第二十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十八）第六条第二十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二十九）第六条第二十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十）第六条第二十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十一）第六条第二十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十二）第六条第二十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十三）第六条第三十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十四）第六条第三十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十五）第六条第三十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十六）第六条第三十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十七）第六条第三十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十八）第六条第三十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三十九）第六条第三十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十）第六条第三十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十一）第六条第三十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十二）第六条第三十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十三）第六条第四十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十四）第六条第四十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十五）第六条第四十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十六）第六条第四十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十七）第六条第四十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十八）第六条第四十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（四十九）第六条第四十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十）第六条第四十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十一）第六条第四十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十二）第六条第四十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十三）第六条第五十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十四）第六条第五十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十五）第六条第五十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十六）第六条第五十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十七）第六条第五十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十八）第六条第五十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（五十九）第六条第五十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十）第六条第五十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十一）第六条第五十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十二）第六条第五十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十三）第六条第六十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十四）第六条第六十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十五）第六条第六十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十六）第六条第六十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十七）第六条第六十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十八）第六条第六十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（六十九）第六条第六十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十）第六条第六十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十一）第六条第六十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十二）第六条第六十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十三）第六条第七十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十四）第六条第七十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十五）第六条第七十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十六）第六条第七十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十七）第六条第七十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十八）第六条第七十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（七十九）第六条第七十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十）第六条第七十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十一）第六条第七十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十二）第六条第七十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十三）第六条第八十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十四）第六条第八十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十五）第六条第八十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十六）第六条第八十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十七）第六条第八十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十八）第六条第八十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（八十九）第六条第八十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十）第六条第八十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十一）第六条第八十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十二）第六条第八十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十三）第六条第九十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十四）第六条第九十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十五）第六条第九十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十六）第六条第九十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十七）第六条第九十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十八）第六条第九十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（九十九）第六条第九十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百）第六条第九十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百一）第六条第九十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二）第六条第九十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三）第六条第百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四）第六条第百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五）第六条第百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六）第六条第百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七）第六条第百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八）第六条第百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九）第六条第百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十）第六条第百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十一）第六条第百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十二）第六条第百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十三）第六条第百十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十四）第六条第百十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十五）第六条第百十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十六）第六条第百十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十七）第六条第百十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十八）第六条第百十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百十九）第六条第百十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十）第六条第百十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十一）第六条第百十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十二）第六条第百十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十三）第六条第百二十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十四）第六条第百二十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十五）第六条第百二十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十六）第六条第百二十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十七）第六条第百二十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十八）第六条第百二十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百二十九）第六条第百二十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十）第六条第百二十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十一）第六条第百二十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十二）第六条第百二十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十三）第六条第百三十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十四）第六条第百三十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十五）第六条第百三十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十六）第六条第百三十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十七）第六条第百三十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十八）第六条第百三十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百三十九）第六条第百三十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十）第六条第百三十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十一）第六条第百三十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十二）第六条第百三十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十三）第六条第百四十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十四）第六条第百四十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十五）第六条第百四十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十六）第六条第百四十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十七）第六条第百四十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十八）第六条第百四十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百四十九）第六条第百四十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十）第六条第百四十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十一）第六条第百四十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十二）第六条第百四十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十三）第六条第百五十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十四）第六条第百五十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十五）第六条第百五十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十六）第六条第百五十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十七）第六条第百五十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十八）第六条第百五十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百五十九）第六条第百五十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十）第六条第百五十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十一）第六条第百五十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十二）第六条第百五十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十三）第六条第百六十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十四）第六条第百六十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十五）第六条第百六十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十六）第六条第百六十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十七）第六条第百六十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十八）第六条第百六十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百六十九）第六条第百六十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十）第六条第百六十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十一）第六条第百六十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十二）第六条第百六十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十三）第六条第百七十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十四）第六条第百七十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十五）第六条第百七十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十六）第六条第百七十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十七）第六条第百七十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十八）第六条第百七十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百七十九）第六条第百七十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十）第六条第百七十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十一）第六条第百七十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十二）第六条第百七十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十三）第六条第百八十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十四）第六条第百八十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十五）第六条第百八十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十六）第六条第百八十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十七）第六条第百八十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十八）第六条第百八十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百八十九）第六条第百八十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十）第六条第百八十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十一）第六条第百八十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十二）第六条第百八十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十三）第六条第百九十項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十四）第六条第百九十一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十五）第六条第百九十二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十六）第六条第百九十三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十七）第六条第百九十四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十八）第六条第百九十五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（百九十九）第六条第百九十六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百）第六条第百九十七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百一）第六条第百九十八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二）第六条第百九十九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三）第六条第二百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四）第六条第二百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五）第六条第二百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六）第六条第二百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七）第六条第二百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八）第六条第二百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九）第六条第二百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十）第六条第二百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十一）第六条第二百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十二）第六条第二百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十三）第六条第三百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十四）第六条第三百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十五）第六条第三百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十六）第六条第三百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十七）第六条第三百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十八）第六条第三百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百十九）第六条第三百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十）第六条第三百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十一）第六条第三百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十二）第六条第三百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十三）第六条第四百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十四）第六条第四百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十五）第六条第四百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十六）第六条第四百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十七）第六条第四百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十八）第六条第四百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百二十九）第六条第四百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十）第六条第四百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十一）第六条第四百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十二）第六条第四百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十三）第六条第五百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十四）第六条第五百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十五）第六条第五百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十六）第六条第五百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十七）第六条第五百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十八）第六条第五百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百三十九）第六条第五百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十）第六条第五百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十一）第六条第五百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十二）第六条第五百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十三）第六条第六百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十四）第六条第六百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十五）第六条第六百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十六）第六条第六百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十七）第六条第六百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十八）第六条第六百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百四十九）第六条第六百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十）第六条第六百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十一）第六条第六百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十二）第六条第六百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十三）第六条第七百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十四）第六条第七百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十五）第六条第七百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十六）第六条第七百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十七）第六条第七百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十八）第六条第七百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百五十九）第六条第七百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十）第六条第七百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十一）第六条第七百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十二）第六条第七百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十三）第六条第八百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十四）第六条第八百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十五）第六条第八百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十六）第六条第八百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十七）第六条第八百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十八）第六条第八百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百六十九）第六条第八百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十）第六条第八百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十一）第六条第八百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十二）第六条第八百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十三）第六条第九百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十四）第六条第九百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十五）第六条第九百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十六）第六条第九百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十七）第六条第九百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十八）第六条第九百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百七十九）第六条第九百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十）第六条第九百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十一）第六条第九百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十二）第六条第九百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十三）第六条第十百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十四）第六条第十百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十五）第六条第十百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十六）第六条第十百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十七）第六条第十百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十八）第六条第十百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百八十九）第六条第十百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十）第六条第十百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十一）第六条第十百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十二）第六条第十百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十三）第六条第十一百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十四）第六条第十一百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十五）第六条第十一百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十六）第六条第十一百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十七）第六条第十一百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十八）第六条第十一百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（二百九十九）第六条第十一百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百）第六条第十一百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百一）第六条第十一百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二）第六条第十一百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三）第六条第十二百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四）第六条第十二百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五）第六条第十二百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六）第六条第十二百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七）第六条第十二百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八）第六条第十二百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百九）第六条第十二百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十）第六条第十二百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十一）第六条第十二百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十二）第六条第十二百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十三）第六条第十三百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十四）第六条第十三百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十五）第六条第十三百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十六）第六条第十三百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十七）第六条第十三百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十八）第六条第十三百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百十九）第六条第十三百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十）第六条第十三百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十一）第六条第十三百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十二）第六条第十三百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十三）第六条第十四百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十四）第六条第十四百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十五）第六条第十四百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十六）第六条第十四百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十七）第六条第十四百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十八）第六条第十四百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百二十九）第六条第十四百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十）第六条第十四百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十一）第六条第十四百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十二）第六条第十四百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十三）第六条第十五百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十四）第六条第十五百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十五）第六条第十五百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十六）第六条第十五百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十七）第六条第十五百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十八）第六条第十五百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百三十九）第六条第十五百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十）第六条第十五百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十一）第六条第十五百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十二）第六条第十五百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十三）第六条第十六百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十四）第六条第十六百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十五）第六条第十六百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十六）第六条第十六百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十七）第六条第十六百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十八）第六条第十六百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百四十九）第六条第十六百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十）第六条第十六百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十一）第六条第十六百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十二）第六条第十六百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十三）第六条第十七百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十四）第六条第十七百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十五）第六条第十七百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十六）第六条第十七百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十七）第六条第十七百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十八）第六条第十七百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百五十九）第六条第十七百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十）第六条第十七百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十一）第六条第十七百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十二）第六条第十七百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十三）第六条第十八百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十四）第六条第十八百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十五）第六条第十八百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十六）第六条第十八百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十七）第六条第十八百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十八）第六条第十八百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百六十九）第六条第十八百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十）第六条第十八百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十一）第六条第十八百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十二）第六条第十八百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十三）第六条第十九百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十四）第六条第十九百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十五）第六条第十九百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十六）第六条第十九百三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十七）第六条第十九百四項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十八）第六条第十九百五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百七十九）第六条第十九百六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十）第六条第十九百七項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十一）第六条第十九百八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十二）第六条第十九百九項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十三）第六条第二十百項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十四）第六条第二十百一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十五）第六条第二十百二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をしたとき。

（三百八十六）第六条第二十百三項の規定による届出をしないで、又は虚

（一）換物的処税方法（京都府、島取県、福島県、石川県）

（四）衣類等繊維品仕入為京阪神地方ヨリ多数ノ来県者ヲ目的ヲ以テ催ス不動産、消費財及生産財等凡ヲ九ツ六ツ納税額ヲ小ナラシムル目的ヲ以テ動産及不動産ニ対シ徴税セントスルモノニシテ

（二）不動産ノ対象トスルモノ

（ホ）山林、田畑等ノ価格昂騰特ニ著シク

（ヘ）田畑ヲ取得セントスルモノニ認メラル（京都府、鳥取県）

（3）家屋ノ売買モ一部ニ行ハレ（高知県）

（2）田畑ノ取得セントスルモノニ認メラル（高知県）

（1）実際価格ヨリモ税務署ノ評価額ノ小ナル為山林、原野等ヲ買漁リ二狂奔シツツアル者ノ例アリ（宮崎県）

（ハ）其ノ他ノ生活必需物資関係

（ロ）不動産ノ対象トスルモノ

（1）実際価格ニ著ク不均衡ナル評価額ニテ住用ニ供セラルル土地家屋ノ売買ニ関シ

（2）個人商店ニテハ営業用トシテ加キモノノ相当アリ。又生産的ナリトノ意味ヨリ機械又ハ工場ヲ買ヒ現金ヲ少クセントスル者アリ（大阪府）。

（3）其ノ他不急物資ノ購入増加ヲ（高知県）。

（イ）現在ノ生活ニ不安状態ト関連シ主食特ニ米麦等ノ買溜ヲ行ハントシ。其ノ他自己ノ職業ト関連シテ入手シ得ルモノ特ニ配給関係者ニ依リ統制価格昂騰特ニ著シク。

（ロ）戦時利得者ノ買溜ヲ、為ニ一般民ハ日常ノ郵便切手ニ事欠クニ至レル地方ニ於テ。

（ハ）B軍票ニ対スル不安ト風説ニ乗ジテ交換ノ居ルヲ（愛知県）。

（ニ）財産隠匿方法

（イ）財産ニ対スル分散ノ方法ニ依ルモノノ外虚偽ノ債務ノ設定ヲ行ヒ又地方ニ依リテハ財産ヲ他ニ移シタル如キモノアリ。

（ロ）財産隠匿ノ方法ニ依リ換金シ易キ物品ニ変ジ又ハ分散シテ隠匿スル方法ニ依ルモノ多シ。

（ホ）財産ノ分散ノ方法ニ依ルモノ

（イ）不動産ノ分散

（ロ）動産ノ分散

（ハ）債務ノ虚偽ノ設定

（ニ）財産ノ隠匿

（ホ）其ノ他

## 三　財産隠匿方法

（一）財産ニ対スル分散ノ方法ニ依ルモノ

（イ）不動産ノ分散

（ロ）動産ノ分散

（ハ）債務ノ虚偽ノ設定

（ニ）財産ノ隠匿

（ホ）其ノ他

## 四　財政再建構想



### （14）新価格体系の設定等ニ伴フ税法改正要綱

（昭和二一年三月）

新価格体系ノ設定等ニ伴フ税法改正要綱

第一　方針

新価格体系ノ設定等ニ於ケル経済常情ノ変化ニ即応シ課税ノ適正ヲ図リ国民生活ノ安定ヲ期スル為ニ為スヘキ税法ノ改正ニ関シ左ノ通リ定ム

第二　要領

一　所得税

（一）分類所得税

（イ）農業所得　甲種（〃）乙種（〃）　三百円（現行百五拾円）

（ロ）山林所得　〃　（〃）　十二百円（現行四百円）

（ハ）不動産所得　丙種（法人ヲ除ク）　十二百円（現行四百円）

（ニ）利子所得　（公社債ヲ左ノ如ク）　三十四百円（現行六百円）

（ホ）配当所得　〃　（〃）　十八百円（現行六百円）

（ヘ）退職所得　〃　（〃）　五千円（現行三千円）

（ト）偽装ノ債務ノ設定ニ依ルモノ

## (1)　土場緊急保開要綱（昭和二〇年二月二三日閣議決定）

### 7　企業補償と生産再開対策

第一　方針

戦局ノ状勢ニ鑑ミ、時ノ不利ンズ忍ビ計画的、系統的ニ工場疎開ヲ徹底的ニ促進スルヤウ効果的ニ分散、地下移設等ノ方法ヲ講ズルト共ニ緊要工場ノ生産ノ維持ニ支障ナキヤウ配慮ノ調整、所在労務ノ吸収等ヲ図ルト共ニ施設ニ付テノミ外延ニ流レ易キ傾向ヲ厳ニ戒メ、本件実施ニ付テハ一般ノ輸送力ヲ圧迫セザル範囲ニ於テ之ヲ行フモノトス

第二　要領

一、工場疎開ハ概ネ左ノ中心ト重点主義ニ依ルノ外ハ之ヲ実施スルモノトス

イ、航空機及同部品工場

ロ、兵器及同部品工場

ハ、重要機械工場

ニ、石炭鉱工要原材料工場

ホ、ヘ関係ノ重要工場

二、工場疎開ハ企業整備ト一体的ニ実施シ又ハ軍作業庁及軍管理工場ニ之ヲ計画ス

三、工場疎開ハ航空機工場、兵器工場等ノ系列ニ従ヒテ実施スルコトヲ以テ能ク計画相互ノ関ニ調和ヲ図ルト共ニ協力工場ノ全般ニ亘リ疎開ヲ調整ス

四、疎開先ノ選定ニ当リテハ防空、防衛上ノ条件ヲ充分考慮シ各地方毎ニ各地ノ関係工業ト共ニ緊急自立シ得ル如ク特ニ綿密ナル計画ヲ樹立スルヲ要ス

五、特ニ緊急ヲ施設ノ疎開ハ施設ノ移設ニ当リテハ官民ノ既存ノ施設ヲ利用スルノ外能フ限リ既設道等ヲ活用シ新設ヲ避ケ且ツ防空上ノ安全ヲ確保スル図ルモノトス

六、疎開ニ関スル経費ハ原則トシテ所有者ノ負担トスルモ特ニ緊急ヲ要スル場合ニ於テハ国庫ニ於テ之ヲ補助スルモノトス

七、本件実施ニ付テハ別ニ定ムル輸送ヲ優先的ニ確保スルモノトス

八、本件実施ニ必要ナル労務ノ各地方ニ於ケル労務ノ供給ニ付テハ極力之ヲ地元ニ於テ充足スルヲ原則トシ已ムヲ得ザル場合ニ限リ他地方ヨリ之ヲ供給スルモノトス

九、所要資材ニ付テハ極力之ヲ確保スル図ルモノトシ特ニ緊急ヲ要スルモノニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ供給スルモノトス

第三　実施要領

一〇、前各号ニ関連シテ極力ヲ支援ヲ期待スル

一一、疎開後ノ所要労務ニ付テハ従前ノ従業者ヲ優先的ニ復帰セシムル外極力配置ノ調整、所在労務ノ吸収等ヲ図ルト共ニ労務者ニ対スル施設ニ付テハ一般ノ為極力ヲ措置シテ遺憾ナキヲ期スルモノトス

一二、本件実施ニ必要ナル経費ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ支弁スルモノトス

一三、本件実施上必要ナル経営ノ一時的休止、転廃業、解雇等ニ伴フ失業者ニ対スル措置ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ行フモノトス

一四、本件ニ関スル疑義ハ主トシテ軍需省ニ於テ之ヲ処理シ特ニ重要ナルモノニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ処理スルモノトス

附則

本要綱ハ、「緊急疎開実施要綱」（昭一一、二一閣甲）（本閣決第一三一号――昭和二一年三月九日「所得税法中改正等の件」（勅令第一二八号）、昭和二一年三月九日「所得税法の基礎控除を引き上げる等の件」（勅令第一三五号）により、昭和二一年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

附則　大蔵省資料Z五二六―三―六

## 7　企業補償と生産再開対策

### (1)　土場緊急保開要綱（昭和二〇年二月二三日閣議決定）

百　現行百分ノ二〇（＝引ヤヤ第二種ノ場所＝付テハ、現行四百円）

山林ノ所得　（基礎控除）　十二百円

(ロ)　不動産所得及事業所得ノ特別税率ノ適用限度ヲ不動産所得＝付テハ、百分ノ百五十及百分ノ二〇（＝統合スベコト）

二百円（現行六百円）、事業所得＝付テハ（現行十九銭）＝引上ゲベコト

(ハ)　特別行為税　付テハ一人一回五十銭（現行十九銭）＝統合スベコト

(ニ)　免税点　(イ)ニ掲ゲタル者ノ外、左ニ掲ゲル者ニ対シテハ所得税ヲ課セザルモノトス

(イ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ六千円以下百分ノ十八（現行百分ノ十八万五百円ヲ超エ九万円ヲ超エル金額ニ付テハ百分ノ二十二）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二十五）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三十）トスルコト

(ロ)　譲渡所得ノ税率ヲ一万円（現行三千円）＝引上ゲベコト

(ハ)　課税最低限ヲ一万円（現行四百円）＝引上ゲベコト

(ニ)　給与所得控除

イ　一回ノ支払ヲ受クル者ニ付テハ、左ノ金額ヲ超エル場合ニ限リ之ヲ適用スルモノトシ、其ノ金額ハ、百円ヲ超エル場合ニ在リテハ百円、千円ヲ超エル場合ニ在リテハ千円トスルコト

(イ)　一万円ヲ超エル場合ニ在リテハ、一万円ニ千円ヲ加エタル金額

(ロ)　一万円ヲ超エル場合ニ在リテハ、一万円ニ千円ヲ加エタル金額

ロ　一回ノ支払ヲ受クル者ニ付テハ、左ノ金額ヲ超エル場合ニ限リ之ヲ適用スルモノトシ、其ノ金額ハ、百円ヲ超エル場合ニ在リテハ百円、千円ヲ超エル場合ニ在リテハ千円トスルコト

(イ)　千円ヲ超エル場合ニ在リテハ、千円ニ千円ヲ加エタル金額

(ロ)　千円ヲ超エル場合ニ在リテハ、千円ニ千円ヲ加エタル金額

ハ　一回ノ支払ヲ受クル者ニ付テハ、左ノ金額ヲ超エル場合ニ限リ之ヲ適用スルモノトシ、其ノ金額ハ、百円ヲ超エル場合ニ在リテハ百円、千円ヲ超エル場合ニ在リテハ千円トスルコト

(イ)　千円ヲ超エル場合ニ在リテハ、千円ニ千円ヲ加エタル金額

(ロ)　千円ヲ超エル場合ニ在リテハ、千円ニ千円ヲ加エタル金額

ニ　一回ノ支払ヲ受クル者ニ付テハ、左ノ金額ヲ超エル場合ニ限リ之ヲ適用スルモノトシ、其ノ金額ハ、百円ヲ超エル場合ニ在リテハ百円、千円ヲ超エル場合ニ在リテハ千円トスルコト

(イ)　千円ヲ超エル場合ニ在リテハ、千円ニ千円ヲ加エタル金額

(ロ)　千円ヲ超エル場合ニ在リテハ、千円ニ千円ヲ加エタル金額

(ホ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヘ)　譲渡所得ノ税率ヲ一万円（現行三千円）＝引上ゲベコト

(ト)　退職所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(チ)　株式（出資）譲渡所得ノ税率ヲ一万円（現行三千円）＝引上ゲベコト

十万円＝改メベコト

(リ)　株式（出資）譲渡所得ノ税率ヲ一万円（現行三千円）＝引上ゲベコト

(ヌ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ル)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヲ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ワ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(カ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヨ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(タ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(レ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ソ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ツ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ネ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ナ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ラ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ム)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ウ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヰ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ノ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(オ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ク)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヤ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(マ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ケ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(フ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(コ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(エ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(テ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ア)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(サ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(キ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ユ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(メ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ミ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(シ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヒ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(モ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(セ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ス)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ン)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ヘ)　山林所得ノ税率及其ノ適用区分ヲ改メ千円以下百分ノ十八（現行百分ノ二〇）、一万円ヲ超エル金額百分ノ二十二（現行百分ノ二五）、九万円ヲ超エル金額百分ノ二十八（現行百分ノ三〇）トスルコト

(ホ

一、特定企業（特定ノ業種ニ付企業経理ニ対スル信頼性高キ企業ヲ指定スルモノトシ逐次其ノ範囲ヲ拡大スル）各事業年度ニ於テ年五分ノ配当金、過去ノ実績ヲ斟酌シタル役職員従業員賞与金、法定積立金及税金相当額ノ利益ヲ計上スルコト能ハザルトキハ之ヲ可能トスル限度迄包括的補償ヲ行フ尚企業ガ過去ノ積立金ノ取崩、資産ノ評価換等ニ依リ右ノ率以上ノ配当ヲ為スコトハ之ヲ認ムル但シ増配ハ之ヲ認メズ

二、特定企業ガ年八分ノ配当金、過去ノ実績又ハ会社経理統制令ノ認ムル範囲内ノ役職員従業員賞与金、法定積立金及税金相当額ノ利益ヲ計上スルモ尚余剰利益アルトキハ其ノ一部ヲ留保金トシテ当該企業ニ積立テシメ残額ハ収納ス尚企業ガ過去ノ積立金ノ取崩、資産ノ評価換等ニ依リ右ノ率以上ノ配当ヲ為スコトハ之ヲ認ム

三、特定企業ニ対スル包括的補償及余剰利益ノ収納ハ原則トシテ当該業種ノ統制団体ヲシテ之ニ当ラシム
右補償及収納ハ之ヲ特別会計トシテ経理セシメ国庫ハ之ニ対シ欠損アルトキハ之ヲ補塡シ利益アルトキハ之ヲ納付セシム

四、特定企業ノ経理監査ハ企業経理ニ対スル信頼性高キ優良企業ニ付テハ其ノ自己監査ニ一任スルト共ニ其ノ他ノ企業ニ付テハ統制団体ヲシテ監査ヲ為サシムル等ノ寛厳ヲ調整ス

五、特定企業以外ノ企業ニ対シテハ疎開及戦時災害ニ伴フ費用ノ繰延経理ヲ為サシムルト共ニ軍需会社法等ニ基ク個別的国庫補償ヲ実施スルモノトシ之ニ依ルモ尚経理不均衡ヲ生ズルトキハ会社経理特別措置令ニ基ク資産ノ評価換法定積立金ノ取崩、損失ノ繰延経理等ヲ活容セシメ一定率ノ配当等ヲ維持セシム

六、特定企業ト其ノ他ノ企業トヲ通ジ疎開及戦時災害ニ伴フ費用ハ特殊的費用トシテ一定基準ニ依リ資産勘定ニ計上シ繰延経理セシム
右ノ特殊資産勘定ハ疎開ニ関連シ企業ノ受領スル国庫補償金及企業ノ過去ノ蓄積等ニ依リ之ヲ償却セシメ其ノ残額ハ戦後迄之ヲ据置クコトヲ認ム

備考

本件措置ニ関連シ調弁価格又ハ公定価格ノ運営ヲ調整スルモノトス

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一七。

### （3）戦災、工場疎開、企業整備等による企業損失についての会社経理特別措置令による特別措置に関する告示

（昭和二〇年八月一六日内閣・内務・大蔵・海軍・厚生・大東亜・農商・軍需・運輸省告示第二号、同第三号）

内閣、内務省、大蔵省、海軍省、厚生省、大東亜省、農商省、軍需省、運輸省　告示第二号

会社経理特別措置令第二条ノ規定ニ依リ同条ノ特別措置ヲ為シ得ル会社トシテ工場疎開ニ因リ損失ヲ生ジタル会社及工場疎開、戦時災害、企業整備其ノ他会社ノ責ニ帰スベカラザル事由ノ為ノ操業率ノ低下又ハ生産能率ノ低下ニ因リ損失ヲ生ジタル会社ヲ、同条第三号ノ特別措置ヲ為シ得ル事由トシテ工場疎開及工場疎開、戦時災害、企業整備其ノ他会社ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ依ル操業率ノ低下又ハ生産能率ノ低下ヲ指定ス

昭和二十年八月十六日

内閣、内務省、大蔵省、海軍省、厚生省、大東亜省、農商省、軍需省、運輸省　告示第三号

会社経理特別措置令第三条第三項ノ規定ニ依リ同令第二条第三号ノ特別措置ニ関スル件左ノ通定ム

昭和二十年八月十六日

戦時災害又ハ工場疎開ニ因リ損失ヲ生ジタル会社ハ戦時災害又ハ工場疎開ニ因リ生ジタル損金中別表ニ定ムルモノニ付会社経理特別措置令第三条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズ又ハ報告ヲ為サズシテ同令第二条第三号ノ特別措置ヲ為スコトヲ得但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、左ニ定ムル所ニ従ヒ利益配当ヲ為サントスルトキ但シ主務大臣ノ許可又ハ指定ヲ受ケタル配当率ニ依リ利益配当ヲ為サントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(甲)直前ノ事業年度ノ配当率ヲ超ユル率ニ依ル利益配当ヲ為サントスルトキ

(乙)直前ノ事業年度ニ付利益配当ヲ為サザリシ会社当該事業年度ニ付利益配当ヲ為サントスルトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付利益配当ヲ為サントスルトキ

(丙)資本金二十万円未満タリシ会社資本増加ニ因リ資本金二十万円以上ト為リタル後最初ノ事業年度ニ付利益配当ヲ為サントスルトキ

(丁)合併ニ因リテ設立シタル資本金二十万円以上ノ会社若ハ合併ニ因リテ設立シタル資本金二十万円未満ノ会社ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノ又ハ合併後存続スル資本金二十万円以上ノ会社若ハ合併後存続スル資本金二十万円未満ノ会社ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配当ヲ為サントスルトキ

二、利益金額中法令ニ定ムル最モ低キ率ヲ超ユル率ニ依ル法定準備金ノ外準備金（納税積立金ヲ除ク）ヲ積立ツルトキ

別表

一、戦時災害ニ因リ生ジタル損金

(1)建物、構築物、機械及装置、工具器具備品、材料仕掛品等ノ空襲其ノ他ニ依リ直接被害ヲ蒙リタル損害額

(2)被害物件ノ取片附ノ為要シタル支払経費

(3)罹災者（従業員及同家族）ニ対スル見舞金、弔慰金

(4)協力工場等関係先ニ対スル見舞金

(5)罹災者ニ対スル特別休暇手当（罹災後一定ノ期間罹災者ニ対シ会社ノ与ヘタル特別休暇中ノ賃金ヲ謂フ）

(6)回収不能ト為リタル前払金、前渡金、売掛代金等ノ債権

(7)其ノ他戦時災害ニ因リ特ニ発生セル費用

二、工場疎開ニ因リ生ジタル損金

(1)機械装置等移転費

機械装置、車輛運搬具、工具（治具ヲ含ム）器具、備品並ニ材料及仕掛品等ノ取外、荷造、運搬、取附据付及補修ニ要スル費用

(2)建物、構築物移転及間引費

移築ヲ行フ建物及構築物ノ取毀取片附運搬及間引ヲ行フ建物及構築物ノ取毀取片附運搬ニ要スル費用

(3)疎開旅費手当

疎開ニ際シ特ニ要スル従業員ノ旅費移転費及家族移転料等

(4)取毀施設ノ損失

移築及間引セル建物及構築物ノ帳簿価額ト残材ノ利用価額トノ差額

(5)協力工場疎開負担金

協力工場ノ前各号ニ定ムル損失ニシテ受命疎開工場ノ負担費用

(6)疎開応急資金ニ対スル金融損失

(7)其ノ他疎開ニ因リ特ニ発生セル費用

出所　『官報』昭和二〇年八月一六日。

### （4）軍需会社の善後処理転換に関する件

（昭和二〇年八月三〇日津島大蔵大臣申渡し）

軍需会社ノ善後処理転換ニ関スル件（大臣八、三〇申渡）

一、軍需会社ノ処理転換ハ経済再建ノ最重要問題タルニ鑑ミ、之ガ実施ヲ促進スルト共ニ其ノ適実ヲ期スル為ニ各指定金融機関ハ此ノ際国策的見地ニ立チ政府ト一体トナリ、其ノ人的機能ヲ動員シ本問題ノ処理ニ貢献スルコト

二、右ノ趣旨ニ基キ各指定金融機関ハ本問題担当責任者（重役）及担当者ヲ決定シ強力ナル組織ヲ編成スルコト
（備考、指定金融機関ノ規模ニ応ジ、再建金融部又ハ整理部（仮称）ノ如キ部門ヲ設クルコト）

三、右特設機構ハ大蔵省（日銀）ト密接ナル連繋ヲ保ツハ勿論、夫々ノ指定事業者ト協同シ其ノ事業資産ノ内容、並ニ債権債務関係等ヲ審査シ其ノ資産ノ保全ヲ図リ処理案ヲ立ツルト共ニ他ノ産業ヘノ転換ヲ可能又ハ適当トスルモノ

ニ付テハ転換ノ計画ヲ立テ大蔵省ニ提出スルコト

四、大蔵省ハ右ニ関シ必要ナル事項ニ関シ関係省ト協議シ本問題ノ処理ヲ実行スルコト

備考

日銀ニ於テモ本問題処理ニ付強力ナル特設機構ヲ設クルモノトス

出所 大蔵省資料Z五一一―三一五。

## (5) 「現戦局に応ずる経理特別対策要綱」適用方針（案）

（昭和二〇年九月四日金融局資金統制課）

「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」適用方針（案）

（昭二〇、九、四資金統制課）

一、要確保工場ノ指定ヲ受ケタル企業ニシテ七月末ヲ決算期トスルモノニ付テハ当該事業年度全体ニ付本要綱ヲ其ノ儘適用ス

二、陸軍省、海軍省及航空兵器総局ノ指導ニ係ル業種ヲ営ム企業ニ付テハ要確保工場ノ指定ナキヲ以テ本要綱ノ適用ナキモ七月末ヲ決算期トスルモノニ付テハ其ノ間ノ調弁価格政策ヲモ勘案シ前項ニ準ジ措置スルコトアルモノトス

三、要確保工場ノ指定ヲ受ケタル企業又ハ陸軍省、海軍省及航空兵器総局ノ指導ニ係ル業種ヲ営ム企業ニシテ八月以降ニ決算期ノ到来スルモノニ付テハ七月一日ヨリ八月十五日ニ至ル期間ニ付本要綱ノ趣旨ニ依リ経理上ノ特別措置ヲ講ズルコトヲ考慮スルモノトス

四、右以外ノ企業ニ付テハ本要綱ヲ適用セズ

現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱ノ実施如何ニ関スル件（議会答弁要旨）

（昭二〇、九、四資金統制課）

「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ヲ今後ニ於テモ実施スルヤ否ヤニ付テハ情勢ノ急変ニ鑑ミ今後ノ推移トモ睨合セ新タナル見地ニ基ク経理対策ヲ策案スル要アルベキヲ以テ其ノ一環トシテ之ヲ再検討スル必要アルベシト思料ス但シ少クトモ戦争終結以前ノ事態ニ対シテハ同要綱ノ趣旨ヲ適用スルコトヲ考慮中ナリ

出所 大蔵省資料Z五三一―六―一七。

## (6) 企業要補償額推算（昭和二〇年九月五日金融局資金統制課）

企業要補償額推算（二〇、九、五資金統制課）

一、第一期 一五億（疎開資金一〇億、企業経理補償五億）

二、第二期 一〇〇億（企業休怠六八億、解散手当二五億、金利負担一〇億）

三、第三期 四五〇～五〇〇億（企業補償）

第二期 所要額ノ推定内訳

(一) 企業休怠費用……約六八億

| 時期 | 人員 | |
|---|---|---|
| 八月十五日～九月末 | 一〇、〇〇〇千人 | 一ケ月平均二五〇円 |
| 十月 | 七、五〇〇千人 | |
| 十一月 | 五、〇〇〇千人 | |

合計 延 二七、五〇〇千人（月）×二五〇円＝六、八七五百万円

（註）一、鉱工業動員人員ハ二、九五四千人ナルモ、此ノ中約二、〇〇〇千人ハ動員学徒ニシテ即時動員解除セラルルモノト看做セリ

二、動員学徒ヲ除ク従業員一〇、〇〇〇千人ハ、三ケ月半ノ企業整理期間ニ於テ結局五、〇〇〇千人ハ失業スルモノトシ、其ノ半数ハ十月、残余ハ十一月ニ解傭セラレ、十二月以降ニ於テ各企業休怠期間ヲ脱シ新ナル基礎ニ於テ操業ニ入ルモノト推定セリ

三、従業員一人当リノ経費所要額ハ年間三、〇〇〇円、毎月二五〇円程度ト押ヘタリ

(二) 解散手当……二五億

人員五、〇〇〇千人 一人当リ五〇〇円

一、失業人員約五、〇〇〇千人ニ対シ解散手当ハ毎月平均給与額ノ二月分ト押ヘ一人当リ五〇〇円ヲ計上ス（工員ニ於テハ基本賃銀ノ三ケ月ヲ通常トシ平均三～四〇〇円程度、職員ニ於テ一人平均一、〇〇〇円程度ノ実績ナルモノノ如シ）



(三) 金利負担……一〇億

後述ノ如ク、企業総資本ヲ約一、三〇〇億円ト見、之ニ対スル年三分五厘ノ利息ノ三ケ月分ヲ計上セリ（一、一三七百万円）

第三期 所要額ノ推定

(一) 企業総資本額……一、三七〇億円

| | | |
|---|---|---|
| 株式資本 | 五五〇億円 | （東株調株式時価総額ハ昨年一〇月五五〇億程度） |
| 借入金 | 八〇〇億円 | （金融機関ヨリノ借入） |
| 社債 | 一五〇～二〇〇億円 | |
| 合計 | 約一、五〇〇億円 | |
| 重複分（株式ノ二五%） | 一三〇億円 | |
| 差引 | 一、三七〇億円 | |

（註）一、買掛、売掛等ノ会社間ノ勘定ハ両建トナルモノナルヲ以テ投下資本ノ計算上之ヲ度外視セリ

二、企業ノ他社株式保有ニヨル重複分ハ達観ニ依リ株式総額ノ四分ノ一（二五%）程度ト押ヘタリ

(二) 投下総資本額中ノ設備資金額……九〇〇億円

| | |
|---|---|
| 投下総資本 | 一、三七〇億円 |
| 設備割合 | $\frac{2}{3}$ |
| 同上金額 | 九一三億円 |

（註）一、投下資本中固定設備ハ$2/3$、棚卸資産ハ$1/3$ト押ヘタリ

二、他社ニ対スル投融資ノ関係ハ前述投下総資本ノ計算上之ヲ除キアルヲ以テ右ノ計算ニ於テハ斟酌ヲ要セザルモノナリ

三、設備中土地ニ対スル投資ハ補償ヲ要セザルモノナランモ、他面棚卸資産中補償ヲ要スルモノ若干アルヲ以テ両者相殺セラルルモノト看做シタリ

(三) 設備投下資本中要補償額……四五〇～五〇〇億

前掲失業人員ノ比率ヨリスレバ廃止企業ノ比率ハ五〇%程度（工業ニ於テ動員八、五四七千人中失業見込四、三八二千人（五一%）ト推定サルルモ休廃止部門ニ於ケル固定資本額ハ残存資本ニ比シ相対的ニ大ナルモノアルヲ認メラルルヲ以テ要補償額ハ四五〇～五〇〇億程度ト推定セリ

（備考）現在ニ於ケル工鉱業生産額ハ年間六〇〇億円程度ト推定セラルルヲ以テ前掲固定資本ノ数字ハ回転率〇・六六程度ナリ若干過大評価ノ観アルモ、右固定資本九〇〇億ノ計数ハ相当ノ未働遊休設備ヲ含ミアルヲ以テ現況ニ於テ先ヅ大差ナキモノト認メ得ベシ

出所 大蔵省資料Z五三一―六―一七。

## (7) 企業負担の応急処理に関する件（第一次試案）

（昭和二〇年九月六日金融局資金統制課）

企業負担ノ応急処理ニ関スル件（第一次試案）

（昭二〇、九、六資金統制課）

第一 方針

戦時中、戦争終結後ノ過渡期及事業ノ転換又ハ廃止期ニ於ケル企業負担ニ付テハ此ノ際速カニ企業経理ノ一応ノ安定ヲ可能ナラシムルヲ目途トシテ其ノ実情ニ応ジ左ノ要領ニ依リ特別ノ措置ヲ講ズルコトトシ以テ経済秩序ノ混乱防止ト新産業体制ヘノ円滑ナル移行トヲ図ルモノトス

第二 要領

一、戦時中ニ於ケル企業負担ノ処理

軍需生産ノ増強、工場ノ疎開、戦災ノ復旧等企業ガ戦争遂行ノ為負担シタル費用又ハ損失ニ付テハ戦時中決定セル各種補償金、戦争保険金等ヲ交付ス

(一) 国家総動員法、軍需会社法等ニ基キ企業ニ対シ交付スベキ個別的補償金及工場緊急疎開費用ノ補償金ハ速カニ審査決定シテ本年十一月末迄ニ之ヲ交付ス

第三　措置

一、戦時中に決定された各種補助金の査定方法適正ヲ図ル為

（一）各所管ヲ六ツノ支社ニ対シ補助金ノ申来ヲ算定基準ノ決定セサレタルニ付其ノ原案ヲ作成ノ概ネ九月二十日迄ニ之ヲ大臣官ニ提出スルモノトス

（二）各企業ニ対シ戦時中指導ヲ行ヒタル各省ノ各企業ニ交付スベキ各種補助金ノ査定ニ当リテハ特ニ左ノ点ニ対スル考慮ヲ払フモノトス

一　企業ニ対スル指導所管官庁ト関係ノ深キ程其ノ査定ノ概ネ十月末迄ニ之ヲ了ス様努ムルコト

陸軍省及海軍省解消シタル後ノ一切ノ事務ハ大蔵省ニ依リ担当官庁ニ於テ之ヲ引継グモノトス

（三）戦時金融金庫及各付属機関ニ対スル補助金ハ其ノ業務ノ特殊性ニ鑑ミ特ニ考慮ヲ払フコト

（四）補助金ノ算定ニ当リテハ各企業ノ経営ノ実態ヲ調査シ不当ナル利得ヲ排除スルヲ以テ主眼トス

（注）戦時中ニ決定セラレタル各種補助金ノ査定ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

（五）補助金ノ算定ニ当リテハ各企業ノ経営ノ合理化ヲ促進スル為左ノ点ニ留意スルモノトス

一　戦時ニ於ケル異常ナル増加ニ対シテハ之ヲ補償セサルコト

二　戦時ニ於ケル異常ナル減少ニ対シテハ之ヲ補償スルコト

三　本件処置ニ当ル国庫負担ニ関シ予算的措置ヲ講ズルコト

四　設備、製品、半製品、原材料等ノ買上ニ関シ必要ナル評価基準ヲ定ムルコト

出所　大蔵省資料Z五三一ニ六一七。

## （8）軍需産業資本投下額に関する資料

（昭和二〇年九月七日金融局資産査定課調）

官営造船所ニ於ケル組織ニ関スル資料（一）昭二〇、九、七現在

指定金融機関ヨリ官庁ニ対スル投資状況

| 計 | 民行額 | 四、六〇〇 |
|---|---|---|
| 投資 | 民行額 | 三、六〇〇 |
| 融資 | 民行額 | 三、一〇〇 |

一、造船関係官庁　昭和二〇年九月一五日現在

（注）　右ハ海軍省ノ調査ニ基ヅキ作成セラレタルモノニシテ大蔵省ノ調査ニ依ルモノトス

二、戦時金融機関ノ融資状況

| 融資 | 民行額 | 五、三〇〇 |
|---|---|---|
| 投資 | 民行額 | 一、二〇〇 |
| 計 | 民行額 | 六、五〇〇 |

三、本件処置ニ当ル国庫負担ニ関スル資料

四、設備、製品、半製品、原材料等ノ買上ニ関スル調書

（注）　本資料ハ昭和二十年五月末現在ニ於ケル各官庁ノ報告ニ基ヅキ作成セラレタルモノニシテ其ノ後ノ変動ハ之ヲ含マズ

五、企業ニ対スル指導監督ニ関スル件

一　企業ニ対スル指導ハ主トシテ各官庁ノ所管ニ属スル事項ニ付関係官庁ト協議ノ上之ヲ行フモノトス

二　企業ニ対スル指導ニ関シ各官庁ノ間ニ意見ノ相違アル場合ニハ主務官庁ニ於テ之ヲ調整ス

三　企業ニ対スル指導ニ当リテハ各官庁ハ互ニ緊密ナル連絡ヲ保チ重複ヲ避ケルコト

六、企業ノ統合ニ関スル件

一　企業ノ統合ハ原則トシテ同種又ハ関連アル企業ノ間ニ於テ行ハルルモノトス

二　統合ニ当リテハ各企業ノ資産ノ評価ヲ厳正ニシ且ツ公平ヲ期スルコト

三　統合ニ伴フ人員ノ整理ニ当リテハ特ニ慎重ヲ期シ且ツ円満ニ行ハルルヤウ考慮スルコト

四　統合ニ伴フ不要ト為ル施設ノ処分ニ当リテハ其ノ利用ヲ図ルヤウ考慮スルコト

七、戦時金融機関ノ整理ニ関スル件

一　戦時金融機関ハ戦後速ヤカニ其ノ使命ヲ終了セシメ且ツ其ノ機構ヲ整理スルモノトス

二　戦時金融機関ノ整理ニ当リテハ左ノ点ニ留意スルモノトス

一　戦時ニ於ケル異常ナル増加ニ対シテハ之ヲ補償セサルコト

二　戦時ニ於ケル異常ナル減少ニ対シテハ之ヲ補償スルコト

三　本件処置ニ当ル国庫負担ニ関シ予算的措置ヲ講ズルコト

四　設備、製品、半製品、原材料等ノ買上ニ関スル調書

（注）　本資料ハ昭和二十年五月末現在ニ於ケル各官庁ノ報告ニ基ヅキ作成セラレタルモノニシテ其ノ後ノ変動ハ之ヲ含マズ

五、企業ニ対スル指導監督ニ関スル件

一　企業ニ対スル指導ハ主トシテ各官庁ノ所管ニ属スル事項ニ付関係官庁ト協議ノ上之ヲ行フモノトス

二　企業ニ対スル指導ニ当リテハ各官庁ハ互ニ緊密ナル連絡ヲ保チ重複ヲ避ケルコト

三　企業ニ対スル指導ニ当リテハ特ニ慎重ヲ期シ且ツ円満ニ行ハルルヤウ考慮スルコト

四　統合ニ伴フ不要ト為ル施設ノ処分ニ当リテハ其ノ利用ヲ図ルヤウ考慮ス

（註）　融資実行額中軍需会社ニ対スル分ハ一、ニモ包含セラル

三、社債現在高（総額　昭和一九年一二月末　一七、〇三四百万円
　　政府保証債　昭和二〇年八月一五日現在）
　　事業債　一七、七三〇〃
　　内政府保証債　七、七三〇〃
　　金融債　一五、四四七〃
　　内政府保証債　八、四四五〃
　　計　三二、四八二〃
　　内政府保証債　一六、一七五〃

四、政府出資現在高（昭和二〇年八月一五日現在）
　　政府出資特別会計分　二、九八六、六二四、一四六円
　　右ニ対応スル民間出資　二、三八九、三二二、四九五
　　他ノ特別会計分　二五七、六四七、八五〇
　　右ニ対応スル民間出資　一、〇〇〇、四九七、二八五
　　計　右ニ対応スル民間出資　三、二四四、二七一、九九六
　　三、三〇五、九四四、七八〇

編注　四、の民間出資の計数は不突合であるが、原文のまま。
出所　大蔵省資料Z五三一―六―一七。

## （9）企業の国家補償問題に関し考慮したる事項

（昭和二〇年九月八日）

企業ノ国家補償問題ニ関シ考慮シタル事項（二〇、九、八）

一、経済政策ノ環境ヲ為ス情勢ノ判断
　差当リノ政策ノ目標ハ経済秩序ノ維持ニ在リ、根本策ニ着手スベキ時機ニ非ズ。従ッテ経理対策トシテモ企業ヲシテ一応ノ見透及安心感ヲ保持セシムルコトヲ主眼トスベシ

二、各種対策ヲ処置スベキ段階ノ想定
　企業損失ノ根本的処理ハ賠償問題、産業再建計画、債権債務決済等ニ関スル方針ノ確定ノ時期ニ於テ株式市場対策、社債対策、軍需融資対策等ト関連シテ之ヲ行ハザルベカラズ、而シテ賠償条件ノ決定ニハ尚ホ相当ノ時日ヲ要スベキヲ以テ企業経理ノ不安定状態ハ少クトモ数ケ月ハ継続スベシト判断ス

三、企業ニ生産継続ノ刺激ヲ与フル必要
　政府ノ臨時軍事費ヨリノ発注及支払ヲ梃杆トシテ活動セル軍需生産ガ一挙ニ停止シタル現下ニ於テ最大ノ喫緊事ハ勤労意欲ヲ全ク喪失セル従業員ヲ一刻モ早ク再ビ生産作業ニ従事セシメ気迷状態ニ在ル企業ヲシテ明朗闊達ナル自律的活動ヲ為スノ気分ヲ振起セシムルニ在リ此ノ事ハ民心安定、経済界ノ動揺防止ノ為ノミナラズインフレ防止上モ必要ナリ、而シテ其ノ「誘ヒ水」トシテ政府ハ臨軍費ノ支出ニ代ル適当ナル刺激ヲ産業界ニ与フル要アルベシ

四、本件ノ取扱
　本件ハ衆知ヲ聚メテ慎重検討スルヲ要シ又政治的判断ニ俟ツ所多キヲ以テ将来ノ段階ニ属スル問題ハ必ズシモ之ヲ即決セズ大綱ノ方針トシテ一応ノ含ミトシツツ差当リノ段階ニ応ズル処置（原案一、二）ヲ決定スルヲ可トスベシ

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一七。

## （10）軍需企業負担の応急処理に関する件

（昭和二〇年九月一〇日大蔵省）

軍需企業負担ノ応急処理ニ関スル件（昭二〇、九、一〇大蔵省）

戦時中及戦争終結後ニ於ケル軍需企業負担ノ処理ニ付テハ此ノ際速ニ企業経理ノ見透及一応ノ安定ヲ可能ナラシムルヲ目途トシテ其ノ実情ニ応ジ左記要領ニ依リ措置スルコトトシ以テ経済秩序ノ維持ト新産業体制ヘノ円滑ナル移行トヲ図ルモノトス

記

一、戦時中ニ於ケル軍需企業負担ノ処理
　㈠　工場疎開費用ノ補償、経理特別対策ニ基ク経理補償、軍需会社法、国家総動員法等ニ基ク各種ノ損失補償、戦争保険等戦時中政府ノ企業ニ対シ公約シタル国家補償ニシテ戦争終結以前ニ係ルモノニ付テハ成ルベク速ニ一部局ニ於テ綜合的ニ審査決定シテ之ヲ交付スル如ク措置ス



　㈡　右交付金ハ特殊決済ノ方法ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

二、戦争終結後ノ過渡期ニ於ケル軍需企業負担ノ処理
　㈠　終戦以来停頓状態ニ在ル軍需企業ヲシテ許容セラレ得ル範囲内ニ於テ最大限度有効ナル民需品ノ生産ヲ速ニ開始セシムル為適当ノ方法ニ依リ操業ヲ促スト共ニ企業経理ノ安定ヲ図ル為価格政策ニ於テ機宜ノ運用ヲ為スコトシ尚事情已ムヲ得ザルモノニ付テハ国家補償其ノ他経理上ノ特別措置ヲモ考慮スルコトアルモノトス
　㈡　事業ノ運転ヲ休止シ其ノ設備ヲ現状ニ於テ保有スルノ已ムナキニ至リタル軍需企業ニ付テハ必要ニ応ジ其ノ最少限度ノ管理費等ニ対シ国家補償其ノ他経理上ノ特別措置ヲ考慮スルモノトス

備考　一、前記一、及二、ニ依リ当面ノ処理ヲ実行シ軍需企業経理ノ安定ヲ図ルコトトスルモ右以外ノ軍需企業負担ノ最終的処理ニ付テハ戦後ニ於ケル諸般ノ根本対策トノ関連ヲモ考慮ノ上措置スルノ要アルヲ以テ之ガ為必要ナル調査ヲ為シ処理ヲ促進スルモノトス
　二、軍需会社ニシテ減資又ハ解散ヲ希望スルモノアルトキハ本件企業処理トノ関連ヲ考慮シ支障ナキ限リ之ヲ認ムルモノトス
　三、軍需企業以外ノ企業ニ対スル負担ノ処理ニ付キ必要アルモノニ付テハ本件ニ準ジ適宜ノ処置ヲ講ズルモノトス

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一四。

## （11）政府保証各種債務の処理に関する対策

（昭和二〇年九月二〇日企画室第四号）

政府保証各種債務ノ処理ニ関スル対策（軍需企業ノ債務処理ヲ含ム）
（昭二〇、九、二〇企画室第四号）

第一　方針
　政府ノ保証シタル各種ノ債務及軍需企業ノ債務ハインフレノ防止及軍需企業ノ速ナル平和企業ヘノ転換促進ヲ図ルヲ目途トシテ迅速適正ニ処理スルモノトス

第二　要領
一、軍需企業等ニ対スル政府保証債務及軍需企業等ノ債権債務ノ処理
　軍需企業等ニ付テハ其ノ収支状況ヲ明確ナラシムル為先ヅ其ノ流動的債権債務ヲ集中決済スルト共ニ政府ノ軍需企業等ニ対シ保証シタル債務ハ必要ニ応ジ取纏メ其ノ総貸借収支尻ヲモ勘案シ一括シテ適正ナル国家補償ヲ為ス措置ヲ講ズルモノトス
　尚右ノ補償ニ際シテハ軍需企業ノ中止ニ対スル補償ヲモ併セ考慮スルモノトス
　㈠　軍需企業等ノ流動的債権債務ノ処理
　　軍需企業ノ流動的債権債務ハ別途決定セル集中決済ノ方法ニ依リ之ヲ処理スルモノトス
　㈡　戦時中ニ於ケル軍需企業負担ノ処理
　　工場疎開費用ノ補償、経理特別対策ニ基ク経理補償、軍需会社法、国家総動員法等ニ基ク各種ノ損失補償、戦争保険等戦時中政府ノ企業ニ対シ公約シタル国家補償ニシテ戦争終結以前ニ係ルモノニ付テハ成ルベク速ニ一部局ニ於テ綜合的ニ審査決定シテ之ヲ交付スル如ク措置ス
　㈢　戦争終結後ノ過渡期ニ於ケル軍需企業負担ノ処理
　　(1)　終戦以来停頓状態ニ在ル軍需企業ヲシテ許容セラレ得ル範囲内ニ於テ最大限度有効ナル民需品ノ生産ヲ速ニ開始セシムル為適当ノ方法ニ依リ操業ヲ促スト共ニ企業経理ノ安定ヲ図ル為価格政策ニ於テ機宜ノ運用ヲ為ス外特ニ必要アリト認メラルルモノニ付テハ経理上ニ於テモ適当ナル措置ヲ考慮スルコトアルモノトス

| 年 | 項 | 金額（億円） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 一二 | 軍需企業ノ流動的信憑債務ノ集中決済 | | |
| 三 | 軍需企業ニ対スル補償金 | 不明 | |
| 〃 | 生産設備命令等補償金 | 約一三〇 | 予算ナシ（根拠軍需会社令ニ基ク軍需企業関係約四十億円、軍需企業ニ対スル補償金（十四億円）内約十億円） |
| 〃 | 軍需債務引受金 | 約二三〇 | |
| 〃 | 経理特別対策補償金 | 不明 | |
| 〃 | 契約解除補償金 | 不明 | |
| 〃 | 操短変更補償金 | 不明 | |
| 〃 | 軍需会社保証債務補償金 | 不明 | |
| 〃 | 国民保険共済組合負担金 | 約二三〇 | |
| 四 | 政府保証債券償還 | 一五五 | |
| 〃 | 企業中止又ハ転換補償金 | 一五四 | |
| 〃 | 政府保証債券償還 | 一五五 | |
| 〃 | 企業災害ニ対スル補償金 | 一五四 | |
| 〃 | 戦時保険金等ノ支払 | 一五五 | |
| 〃 | 戦災応急復旧費 | 一五五 | |
| 五 | 金融機関預金封鎖 | 一五五 | |
| 〃 | 金融機関整理損失補償金 | 一五五 | |
| 六 | 社債現在高 | 一五五 | |
| 〃 | 銀行債 | 一五五 | |
| 〃 | 会社債 | 一五五 | |
| 〃 | 普通社債 | 一五五 | |
| 〃 | 転換社債 | 一五五 | |
| 〃 | 新株引受権付社債 | 一五五 | |
| 〃 | 外貨債 | 一五五 | |
| 七 | 国庫債務負担行為 | 一五五 | |
| 〃 | 同　繰越額 | 一五五 | |
| 〃 | 同　翌年度以降所要額 | 一五五 | |
| 八 | 政府保証債務現在額 | 昭二〇、八推定 | |
| 〃 | 同　繰越額 | 〃 | |
| 〃 | 同　翌年度以降所要額 | 〃 | |
| 九 | 借入金 | 昭二〇、五現在 | |
| 〃 | 同　繰越額 | 〃 | |
| 〃 | 同　翌年度以降所要額 | 〃 | |
| 一〇 | 国有財産 | 昭二〇、八推定 | |
| 〃 | 土地 | 〃 | |
| 〃 | 建物 | 〃 | |
| 〃 | 船舶 | 〃 | |
| 〃 | 機械器具 | 〃 | |
| 〃 | 地上権 | 〃 | |
| 〃 | 鉱業権 | 〃 | |
| 〃 | 漁業権 | 〃 | |
| 〃 | 特許権 | 〃 | |
| 〃 | 著作権 | 〃 | |
| 〃 | 商標権 | 〃 | |
| 〃 | 実用新案権 | 〃 | |
| 〃 | 意匠権 | 〃 | |
| 一一 | 国有林野 | 昭二〇、八推定 | |
| 〃 | 土地 | 〃 | |
| 〃 | 建物 | 〃 | |
| 〃 | 立木 | 〃 | |
| 一二 | 特殊国有財産 | 昭二〇、八推定 | |
| 〃 | 土地 | 〃 | |
| 〃 | 建物 | 〃 | |
| 〃 | 船舶 | 〃 | |
| 〃 | 機械器具 | 〃 | |
| 〃 | 地上権 | 〃 | |
| 〃 | 鉱業権 | 〃 | |
| 〃 | 漁業権 | 〃 | |
| 〃 | 特許権 | 〃 | |
| 〃 | 著作権 | 〃 | |
| 〃 | 商標権 | 〃 | |
| 〃 | 実用新案権 | 〃 | |
| 〃 | 意匠権 | 〃 | |
| 一三 | 政府出資 | 昭二〇、八推定 | |
| 〃 | 日本銀行 | 〃 | |
| 〃 | 日本興業銀行 | 〃 | |
| 〃 | 日本勧業銀行 | 〃 | |
| 〃 | 日本不動産銀行 | 〃 | |
| 〃 | 日本農工銀行 | 〃 | |
| 〃 | 日本長期信用銀行 | 〃 | |
| 〃 | 日本産業金融 | 〃 | |
| 〃 | 日本貿易 | 〃 | |
| 〃 | 日本電気 | 〃 | |
| 〃 | 日本製鉄 | 〃 | |
| 〃 | 日本石油 | 〃 | |
| 〃 | 日本鉱業 | 〃 | |
| 〃 | 日本化学工業 | 〃 | |
| 〃 | 日本曹達 | 〃 | |
| 〃 | 日本合成化学工業 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同酒精 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同醸造 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同製糖 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同製紙 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同繊維 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同鉄鋼 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同電気 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同運輸 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同倉庫 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同船舶 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同航空 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同鉱業 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同土地 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同建物 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同機械器具 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同船舶 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同航空機 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同鉱業権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同漁業権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同特許権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同著作権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同商標権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同実用新案権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同意匠権 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同有価証券 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同株式 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同社債 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同貸付金 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同借入金 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同預金 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同現金 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同その他財産 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同その他負債 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同その他権利 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同その他義務 | 〃 | |
| 〃 | 日本合同その他 | 〃 | |

備考　預金等凍結・封鎖ノ損失補償ニ関スル特別措置法ニ依リ今年度中ニ分ケ支払ヒヲ行フ

政府保証債務現在額（推定）　昭二〇、八、三一

| 順位 | 事項 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一次 | 軍需企業ノ流動的信憑債務ノ集中決済 | |
| 第二次 | 戦災罹災者ニ対スル補償金交付 | |
| 第三次 | 軍需企業ニ対スル補償金交付 | |
| (一) | 生産設備命令等補償金 | 戦時特殊損害保険法 |
| (二) | 軍需債務引受金 | 軍需会社法第十三条 |
| (三) | 経理特別対策補償金 | 防空法第十三条 |
| (四) | 契約解除補償金 | 閣議了解 |
| (五) | 操短変更補償金 | 契約 |
| (六) | 軍需関係資材確保補償金 | 予算外契約 |
| (七) | 物価調整補助金 | 新規予算ノ要ス |
| (八) | 企業中止又ハ転換補償金 | 各特殊法人法又ハ予算外契約（要ス） |
| (九) | 政府保証債券償還 | 各銀行等資金運用令第七条ノ二ニ依リ国債ヲ以テ交付スルコトヲ得 |
| (十) | 普通社債 | 戦金法及銀行等資金運用令第七条ノ二ニ依リ国債ヲ以テ交付スルコトヲ得 |
| (十一) | 金融機関預金封鎖補償金 | 金融機関整理及預金封鎖ニ関スル件ニ依リ国債ヲ以テ交付スルコトヲ得 |
| (十二) | 金融機関整理損失補償金 | 同上 |
| (十三) | 国民保険共済組合負担金 | 国民保険法第十三条 |
| (十四) | 戦災応急復旧費 | 戦時災害応急復旧費国庫負担法 |
| (十五) | 食糧増産援農費 | 食糧増産援農緊急措置令 |
| (十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (四十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (五十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (六十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (七十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (八十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (九十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百二十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百三十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百四十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百五十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百六十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百七十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百八十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (百九十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百二十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百三十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百四十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百五十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百六十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百七十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百八十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (二百九十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十二) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十三) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十四) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十五) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十六) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十七) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十八) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百十九) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百二十) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法第十三条 |
| (三百二十一) | 食糧管理特別会計繰入 | 食糧管理特別会計法

| | | |
|---|---|---|
| 内戦争保険金ニ依ル特殊預金 | 一二、七四二 | 一四、二四二 |
| 企業整備等ニ依ル特殊預金 | 三、七八八 | 殆ンド動カズ |
| 二、特殊金銭信託 | 一五〇 | 殆ンド動カズ |
| 三、債務者特殊借入金 | 一六五 | 殆ンド動カズ |
| 四、戦時金融金庫特殊借入金 | 二五 | 殆ンド動カズ |
| 五、政府特殊借入金 | 二、〇〇八 | 二、二三七 |

編注　原資料は二〇年八月末現在計数がタイプ刷りされており、それを棒線で消して、ペン書きで九月末現在の計数が記入されている。

出所　大蔵省資料Z五一二一―九。

## (13) 企業補償問題の経緯と方針案

（昭和二〇年一〇月九日金融局産業資金課）

企業補償ニ関スル問題（二〇、一〇、九金融局産業資金課）

(1) 企業補償問題殊ニ軍需企業ノ補償ニ付テハ、ソノ大体ノ考ヘ方ヲ経済閣僚会議ニ諮リ九月十一日銀行集会所ニ於テ大蔵大臣ヨリ述ベラレタルモ商工大臣モ記者会見等ニ於テ企業補償ノ問題ニ触レ、ソノ後両事務当局ニ於テ屡々折衝ヲ重ネタルモ事務的決定ヲ見ズ

(2) 一方本問題ハ連合国司令部ノ財閥ニ対スル態度、国内ノ政治的動向等トモ関連シ漸ク政治問題化セントシツツアリ

尚軍需企業ニ対スル補償問題ハ最近閉鎖ヲ命ゼラレタル外地企業ニ対スル補償問題トモ同一歩調ヲ取ルノ要アリ

(3) 大蔵省トシテハコノ際上述ノ如キ諸情勢ヲ判断シ、主トシテインフレ防止殊ニ財政支出ノ増大防止ノ観点ヨリ大綱左ノ如キ方針ヲ確立スルヲ適当ト認ム

(一) 根本ニ於テハ戦争犠牲ノ公平ナル負担ヲナスコト、我ガ国ノ経済国力ガ領土ノミヨリ考フルモ半減スルコト等ヲ深ク考慮スルコト

(二) 当面ニ於テハ

(イ) 停頓状態ニアル企業ヲシテ即刻民需生産ニ再出発セシムルコトヲ促進スルコト、之ガ為消極的ニハ企業ヲシテ戦争終結前ノ企業経理ヲ戦後ノソレト切断セシメルガ如キ構想ヲ廻ラスト共ニ、積極的ニハ臨時軍事費ニヨル発注制ヲ枢軸トシテ廻転セル産業界ガ突然ソノ原動力ヲ失ヒタル事態ニ対処シ或ル程度経理上誘ヒ水的ノ操作ヲ行ヒ漸次自主的経理ニ移行セシムルコトヲ考慮スルコト

(ロ) 株主、預金者等ニ対シ或ル程度ノ見透シヲ与フルコト、各般ノ情勢ヨリ考フレバ関係企業ノ株主ガ相当程度ノ犠牲ヲ蒙ルコトハ当然ニシテ場合ニヨリテハ軍需融資等モ完全ニ保全セラレザル場合ナキヲ保シ難カルベシ之ガ為預金ノ取付等経済混乱ノ生ズルコトヲ防止スルタメ預金保証ノ制度等ヲ確立シ、以テ軍需融資ノ処理、金融機関株主ノ犠牲負担等ヲ自由ニ処理シ得ルノ道ヲ開クコト肝要ナリ

(ハ) 従ッテ当面ノ補償ハ成ル可ク已ムヲ得ザルモノニ限定シ例ヘバ生産設備ニ対スルモノノ如キハ最終決定ノトキ迄之ヲ延期シ其ノ間ノ経理ハ棚上ヲ為スコト

(三) 本方針ノ決定前ニ事業年度ノ到来スル企業ノ配当ソノ他ノ利益金処分等ノ方針ヲ明確ニスルコト

編注　企業補償の処理については、「軍需企業負担ノ応急措置ニ関スル件（第二次試案）（昭二〇、九、一八、資金統制課）」を大蔵省原案とし、「終戦ニ伴フ軍需産業経理対策要綱（昭二〇、九、二〇、商工省）」を商工省原案として、事務折衝が進められ、大蔵省で、九月二五日商工省案に対する大蔵省修正案が、二八日これに対し商工省第二次案が提示されたが、一〇月九日までこの問題は煮つめられていない。これらの資料の掲載は省略する（大蔵省資料Z五三一―六―一七および同六―二三所収資料による）。

出所　大蔵省資料Z五三一―六―一七。



## (14) 軍需融資処理銀行（仮称）の設立に関する件

（昭和二〇年一〇月一〇日金融局産業資金課）

軍需融資処理銀行（仮称）ノ設立ニ関スル件

（昭二〇、一〇、一〇産業資金課）

第一、方針

戦時金融金庫等ノ閉鎖其ノ他諸般ノ情勢ニ鑑ミ各金融機関ノ軍需融資等ハ一括シテ特定機関ニ移行セシメ以テ之ガ処理ヲ円滑且統一的ナラシムルト共ニ各金融機関ノ軍需金融機関トシテノ色彩ヲ払拭シ預金等ノ安定ヲ図ル為軍需融資処理銀行ヲ設立スルモノトス

第二、要領

一、機構

(一) 軍需融資処理銀行（以下本行ト称ス）ハ資本金　　円（成ルベク少額ニ止ムルコト）ノ株式会社トシ指定軍需金融機関ノ出資ニ依ルコト

(二) 営業所ハ日本銀行本支店ニ置クコト

(三) 役職員ハ之ヲ日本銀行、戦時金融金庫、指定軍需金融機関ノ中ヨリ求ムルモノトシ、兼務トスルヲ妨ゲザルコト

二、業務運営方法

(一) 本行ハ戦金及各金融機関ヨリ軍需融資等ノ債権譲渡ヲ受クルモノトシ之ガ譲受代金ハ当該金融機関ヨリノ借入金トスルコト

(二) 前項ニ依ル債権額及借入金額ハ同額トシ借入金利率モ原契約ニヨル利率ト同一トスルコト

(三) 各金融機関ヨリ債券譲渡ヲ受ケ得ル債権ノ範囲ハ左ニ依ルコト

(1) 融資命令ニ依ル債権

(2) 戦時金融金庫ノ債権（投資及融資）

(3) 終戦後事業ノ継続ヲ困難トスル軍需企業ニ対スル債権

(4) 其ノ他大蔵大臣ノ適当ト認ムル債権

(四) 本行ハ新規融資ヲ為サザルモノトスルコト

(五) 本行ガ債権ノ回収ヲ為シタルトキハ当該債権ノ譲渡ヲ受ケタル金融機関ヨリノ借入金ヲ返済スルコト

(六) (三)ノ(1)及(2)ニ依ル債権ニ対シ損失ヲ生ジタルトキハ政府之ヲ補償スルモノトシ本行ハ受取補償金ヲ以テ前項ニ準ジ金融機関ヨリノ借入金ヲ返済スルコト

(七) 契約打切ニ伴フ支払其ノ他政府ノ軍需企業等ニ対スル支払ハ直接本行ニ対シ支払フコトトスルコト（本件ハ臨時軍事費ノ打切ト関連ス）

(八) 債権回収ノ事務ハ債権譲渡ヲ為シタル金融機関ヨリ派遣セル職員之ニ当ルモノトスルコト

(九) 本行ニ対スル貸付金ノ返済ヲ受ケタル金融機関ハ一定ノ手数料ヲ支払フコト

(十) 本行ノ諸経費ハ之ヲ各金融機関ノ負担トスルコト

第三、措置

(一) 本行ハ差当リ特別ノ法令ニ依ラザル法人トスルモ要スレバ法令ノ制定ヲ考慮スルコト

(二) 本件実施ニ伴ヒ指定金融機関制度ノ廃止ヲ考慮スルコト

(三) 本件実施ニ至ル迄ノ暫定的措置トシテ各金融機関ハ本件ニ準ジ軍需融資等ニ付職員及帳簿ヲ区分シ置クコト

「備考」

本件実施ニ伴ヒ別途預金ノ支払保証ニ関スル措置ヲ考慮スルコト

本件実施ノ得失

（長所）

一、各金融機関ノ軍需融資ハ一応処理セラレ爾後自由ナル金融ヲ行ヒ得ルコト

二、各金融機関ハ軍需金融機関トシテノ性格ヲ一応脱皮シ得ラレ連合国側トノ関係上処置シ易クナルベキコト

三、軍需融資処理銀行ハ各企業ニ対シ統一セル軍需金融ノ整理ヲ実行シ得ベキコト

第三款

一、企業に対シテ直接戦争保険金ノ支付及各種政府補償ヲ行ハンガ為株主及社債権者ニ対スル一切ノ変動ヲ予メ計算シ得ル様ノ保護ヲ与ヘルコトニ依リ実質上初償ヲ行ヒタル場合ニ於テモ一定期間ヲ限リ特別ノ負担ヲ為サシムルヤウナ方法ヲ講ズルコト

（一）企業ノ株主ヲシテ政府ニ産業設備営団ヲシテ十年ニ付キ一定期間ヲ限リ特別ノ負担ヲ為サシムルヤウナ方法ヲ講ズルコト

（二）保険ノ支払ヲ為スニ当リ企業ニ対シ昭和二十年八月十五日現在ヲ以テ以下ノ如キ評価ヲ為スコト

以下仮渋沢ニシタルモノ

右ニ関シ企業ニ対シ支払セラルベキ戦争保険金及契約破棄ニ基ク損害賠償金ニ付テモ之ヲ返却セラルベキコト

二、戦時中ノ為戦争終結ニ伴フ負担ノ為新タニ生ジタル債務ノ処理ニ設立スル新企業ニ売却セシメ又一般ニ種々ノ有用ナル企業ニ対シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三、戦時中ノ為ニ生ジタル債務ニ対シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四、戦時中ノ為ニ生ジタル債務ニ対シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五、戦時中ノ為ニ生ジタル債務ニ対シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六、戦時中ノ為ニ生ジタル債務ニ対シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七、戦時中ノ為ニ生ジタル債務ニ対シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

二十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

三十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

四十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

五十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

六十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

七十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

八十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十一、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十二、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十三、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十四、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十五、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十六、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十七、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十八、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

九十九、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

百、企業ノ変動ニ関シテハ出来ル限リ之ヲ継続シ得ル様ニ考慮スルコト

（一）受領ヲ得ベキ保険金額

（イ）第一条、及二、ニ掲ゲル給料、住金、退職金等法律上ノ先取特権ヲ認メラルルモノガ会社ヨリ支付ヲ受ケル場合ニ於テハ之ヲ他ノ株主ニ対シテモ同一ノ額面ヲ以テ払込ムコトヲ認ム

（ロ）第一条、及二、ニ掲ゲル保険金額ハ計算シタル補償金額ヲ超エスコトヲ認ム

（ハ）後記ノ特ニ定メタル残存資産ニ対スル補償金額

（ニ）企業ノ再建ニ関スル計画ニ依リ使用人ノ整理ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ対スル補償金額ハ後記ノ特別ノ定ニ依ル

（ホ）後記ノ計算ニ於テハ残存資産ヨリ控除スベキ債務ノ額

（ヘ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ト）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（チ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（リ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヌ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ル）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヲ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ワ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（カ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヨ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（タ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（レ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ソ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ツ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ネ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ナ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ラ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ム）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ウ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヰ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ノ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（オ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ク）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヤ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（マ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ケ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（フ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（コ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（エ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（テ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ア）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（サ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（キ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ユ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（メ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ミ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（シ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヒ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（モ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（セ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ス）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ン）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヘ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ホ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（マ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ミ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ム）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（メ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（モ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヤ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ユ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヨ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ラ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（リ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ル）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（レ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ロ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ワ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ヲ）企業ノ再建ニ関シ必要ナル場合ニハ第三者ヨリ新ニ資金ヲ借入ルコトヲ得

（ン

三、株主ノ大部分ガ株式ノ買収ヲ希望セザル企業ハ自力ヲ以テ再出発スルコトナル処必要アルトキハ一定ノ条件ノ下ニ戦時損害ノ繰延経理ヲ為スコトヲ得ルモノトス

二、前項措置ノ適用ヲ受クル企業ノ整理、他企業ヘノ資産売却、民需転換ノ為ニスル新企業ノ設立等ニ付テハ第一案及第二案ニ準ズ

第四案

一、戦時中及戦争終結ニ伴フ企業負担ノ処理ハ戦争善後策トシテノ国家財政ノ再建、国内外債権債務関係ノ整理等ト密接ニ関連シ国民ノ戦争犠牲負担ノ問題ニ外ナラザルヲ以テ解散後新ニ成立スベキ議会ニ対シ予算案乃至法律案トシテ真ノ民意ヲ問フコトトスルヲ要スベク現在速急ニ之ヲ決定発表スルコトハ適当ニ非ズ

二、従ツテ政府ハ此ノ際トシテハ連合国最高司令部ノ意向及国民各層ノ意見ヲ充分ニ参酌シテ速カニ確信アル具体案ヲ策定シ之ヲ新議会迄ニ公表スベキ旨ヲ発表スルニ止ムルモノトス

三、終戦ニ伴ヒ停頓状態ニ在ル企業ヲシテ生産活動ヲ再開セシムル為ニハ有用資産ノミヲ以テ新企業ヲ設立スルコト等ヲ認メ資金調整（資産評価ニ付）及価格政策（適正利潤ノ賦与ニ付）ノ運用ニ依リ其ノ経営活動ヲ可能ナラシムルヲ以テ足ル

（参考一）

軍需企業処理ニ関スル経理対策ニ関連シ考究スベキ事項

（昭二〇、一〇、一六）

一、喪失領土ニ資産ヲ有スル企業ノ処置

二、軍需融資ノ処置

(イ)　一般軍需融資

(ロ)　命令融資

(ハ)　戦金融資

三、国債ノ処置（現在ニ於テ其ノ方針ヲ決定スベキヤ否ヤヲモ含メテ）

四、預貯金等貯蓄ノ処置（同前）

五、社債特ニ政府保証債ノ処置

六、配当保証ノ処置

七、政府出資ノ処置

八、特ニ第二案（補償ハ一切行ハザルコトトスルモノ）ニ関連シ

(イ)　民間企業相互間ノ契約関係ヲ如何ニスルヤ

(ロ)　預金者ヘノ心理的及一般的影響如何

(ハ)　其ノ他二、乃至四、ノ問題トノ関連ニ付特ニ注意ヲ要ス

九、賠償ノ履行トシテ設備、製品、原材料等ヲ提供スル場合ノ処置

十、企業清算ノ場合

(イ)　重役ノ私財提供

(ロ)　未払込ノ徴収

ヲ如何ニ取扱フヤ

十一、財閥解体トノ関連

十二、各案実施ノ場合ノ法制的及予算的措置

十三、各案実施ノ場合ノ手順、仕組、時期等細目

十四、株式市場

（参考二）

問題トナルベキ各種補償ノ種類

一、軍需会社法ニ依ルモノ

(1)　生産命令ニ基ク損失補償

(2)　設備命令ニ基ク損失補償

(3)　事業譲渡譲受命令、事業委託受託命令又ハ設備等処分命令ニ基ク損失補償

(4)　事業廃休止命令ニ基ク損失補償

二、国家総動員法ニ依ルモノ

(1)　工場事業場管理令ニ基ク損失補償

(2)　総動員業務事業設備令ニ基ク損失補償



(3)　工場事業場使用収用令ニ基ク損失補償

三、兵器等製造事業特別助成法（第十条）ニ基ク損失補償

四、防空法及閣議決定ニ基クモノ

工場疎開命令ニ基ク費用補償

五、「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ニ基ク損失補償

六、政府企業間ノ契約ニ基クモノ

出所　大蔵省資料Z五二六―四―一。

## (16)　預貯金の一部支払補償に関する件

（昭和二〇年一〇月一六日金融局銀行課）

預貯金ノ一部支払補償ニ関スル件（銀二〇、一〇、一六）

一、方針

(一)　左ノ範囲内ノ預貯金等ニ付テハ其ノ払戻ノ為必要ナル資金ハ日銀ヨリ無制限ニ之ヲ供給スルコト

(イ)　一万円以下ノ預貯金ニ付テハ全額

(ロ)　三万円以下ノ預貯金ニシテ一万円ヲ超ユル部分ニ付テハ半額

(二)　政府ハ右(一)ノ融資ニ因リ日銀ノ蒙リタル損失ヲ補償スルコト

(三)　右(一)ノ範囲外ノ預貯金ニ付テハ銀行ノ自力ヲ以テ之ガ払戻ノ責ニ任ズルコト

（備考）

(一)　預貯金ノ外金銭信託、無尽掛金ニモ本措置ノ適用ヲ及ボスベキヤ否ヤ

(二)　預貯金ノ一部ニ対スル支払資金ノ日銀ヨリノ無制限供給ノ措置ニ依リ銀行等ノ自力ニ依リ払戻ヲ為シ得ル預貯金ノ範囲ハ自ラ相当拡大セラルルコトトナル

二、要領

(一)　本件措置ハ発動ノ直前マデ之ヲ厳秘ニ附スルコト

(二)　本件発動ノ直前マデ銀行等ハ平常通リ預貯金ノ支払要求ニ無制限ニ応ズルコト

(三)　将来万一内外事態ノ逼迫等ニ因リ一般的ニ取付ノ傾向看取セラルルニ至リタルトキハ機ヲ逸セズ本措置ヲ発動スルト共ニ新聞、ラジオ等ヲ通ジ其ノ趣旨ノ周知徹底ニ努メ以テ金融ノ混乱防止ヲ期スルコト

(四)　本措置ノ発動ニ伴ヒ突発ノ虞アル経済界ノ混乱防止ニ付万全ノ対策ヲ準備シ置クコト

之ガ為要スレバ「マ」司ト事前ニ充分ノ連絡ヲ保持スルコト

此ノ場合ニ於テ最悪ノ事態発生シタルトキハ要スレバ銀行「モラトリアム」ヲ実施スルコトヲ考慮スルコト

三、本措置発動ニ関連シ考慮スベキ事項

(一)　本措置発動ニ因リ起ルコトアルベキ経済界ノ混乱ヲ防止シ得ル見透シアリヤ否ヤ

(二)　本措置発動ト預貯金ニ対スル財産税課税ノ問題トノ関係

(三)　一般事業会社、個人等ニ対シ政府ノ公約セル補償金（戦争保険金を含ム）ヲ低利又ハ無利子国債ヲ以テ交付スル場合ニ於テハ之ト権衡上支払ヲ受ケ得ザル預貯金ニ対シテモ右ト同様ノ国債ヲ交付スルノ要ナキヤ

(四)　全ク新ナル見地ヨリ全金融機構ヲ再建スル問題

出所　大蔵省資料Z五二六―四―一。

## (17)　軍需企業に対する補償に関する件（案）

（昭和二〇年一〇月三一日金融局産業資金課）

軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）（昭二〇、一〇、三一産業資金課）

一、政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ハ之ヲ実行スルコト戦争保険金ニ付亦同ジキコト

二、右ノ補償ハ国家財政ノ負担能力ト見合セ其ノ限度ヲ定ムルコトトシ各企業ニ対スル補償金額ハ各種補償ト一括シテ企業ノ戦時中ニ於ケル利得、企業ノ負担能力等ト睨合セ綜合的審査ニ依リ之ヲ決定スルコト

右補償金ノ支払ニ付テハインフレ防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

三、補償実施ノ範囲、補償ノ内容、補償金額算定ノ基準等ハ要スレバ法律案トシテ議会ノ審議ヲ経ルノ手続ヲ採ルモノトスルコト

右準備トシテ企業ニ対スル補償ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

四、右決定前ニ於テモ企業ヲシテ民需生産ニ邁進セシムル為転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

五、補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算不能ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

六、戦争保険金、契約解除ノ損害賠償金等補償又ハ之ニ準ズル政府交付金ハ之ヲ受領セル企業ノ特殊決済預金トシテ封鎖シ其ノ解除ヲ認メザルノ措置ヲ採ルコト

右ニ応ジ既ニ支払ヒタルモノニ付テモ出来得ル限リノ適当ナル保全ノ措置ヲ講ズルコト

七、本件処理ト不可分ノ処置トシテ大規模ナル戦時財産増価税及一般的財産税ノ課徴ヲ断行スルコト

（備考）　国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ別途之ヲ定ム

軍需企業負担ニ対スル補償額推算（未定稿）

本件ハ軍需企業補償ノ大体ノ輪廓ヲ明カニスル目的ヲ以テ大雑把ナル達観ニ依リ推算シタルモノニシテ目下適確ナル見積ヲ樹ツルニ足ルベキ資料調査ノ準備中ナルヲ以テ本件計数ハ其ノ結果ニ依リ之ヲ修正スベキモノトス

第一、戦争中ニ生ジタル損失ニ対スル補償　一九〇億

一、法令政府指示等ニ基ク損失補償　二〇億

軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法等ニ基ク生産命令、設備拡充命令等又ハ生産、設備建設等ニ関スル公文ニ依ル明白ナル政府ノ命令、指示、示達等ノ実行トシテ建設シタル設備ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ



転換不能トナリタルニ因リ生ジタル損失ニ対スル補償ノ達観トス

第三、以上ノ合計

一、終戦後ニ支払ヲ要スベキ金額ノ合計　三二〇億

軍需企業ニ対スル補償トシテ国庫支出トナル金額ノ総計　四五九億

二、戦争保険金及契約打切ニ伴フ損害賠償額以外ノ補償金額ノ合計　一六四億

出所　大蔵省資料Z五二六―四―一。

## (18) 軍需企業に対する補償に関する件（案）（大蔵省、商工省）

軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）（大蔵省、商工省）

一、政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ハ之ヲ実行スルコト、戦争保険金ニ付亦同ジキコト

二、右補償ノ実行ニ付テハ各種補償ヲ一括シテ綜合的審査ニ依リ各企業ニ対スル交付金額ヲ厳重ニ査定スルト共ニ右補償ニ依リ補塡セラレタル企業ノ財産ニ対シ一般的ニ大規模ナル財産税又ハ財産増加税ヲ課徴スルコト

右補償金ノ支払ニ付テハインフレ防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

三、補償実施ノ範囲、補償ノ内容等ノ最終的決定ハ議会ノ審議ヲ経ルノ手続ヲ採ルモノトスルコト

右準備等トシテ企業ニ対スル補償ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

四、右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

五、補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算困難ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

六、本件処理ノ対象トナル損失補償金、戦争保険金、契約解除ノ損害賠償金等ノ

達等ヲ実行シタルニ因リ戦争終結以前ニ現実ニ生ジタル損失ニシテ法令、公約等ノ根拠ニ基キ政府ニ於テ補償ノ義務アルモノニ対スル補償トス

二、工場疎開ニ関スル命令ニ基ク費用又ハ損失ノ補償　二〇億

軍需企業ガ防空法ニ基ク工場疎開命令ヲ実行スル為要シタル費用並ニ同法ニ基ク地下建設又ハ間引疎開ニ関スル命令ヲ実行シタルニ因リ生ジタル損失ニ対スル補償トス

三、兵器等製造事業特別助成法ニ基ク助成トシテ企業ニ交付スベキ金額　一〇億

同法ニ基ク設備建設命令ヲ発シ費用ヲ一時受命者ヲシテ立替セシムル場合及同法ニ基キ将来政府ニ於テ買上グルコトヲ条件トシテ設備建設命令ヲ発スル場合トス

四、産業設備営団ノ建設ニ振替フベキ設備建設　九億

戦争終結以前ニ同営団ト企業トノ間ノ契約ニ依リ確定セルモノニ限ル

五、「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ニ基ク経理補償　五億

六、支払未済ノ戦争損害保険金　一二六億

右ハ企業ニ対シ終戦後ニ支払フベキ戦争損害保険金ニシテ戦時中ノ支払額六九億ト合計スレバ一九五億トナル（戦争保険トシテハ他ニ個人ニ対スルモノ既支払未支払合計一三四億アリ、此等全部ノ合計ハ三二九億トナル）

第二、戦争終結ニ伴ヒ生ジタル損失ニ対スル補償　一三〇億

一、政府企業間ノ契約ニ基ク損害賠償　三〇億

解約ニ伴ヒ製造中止トナレル半製品、仕掛品等ニ対スル工程払計算ニ依ル賠償額相当程度アルモノト予想セラルルモ目下ノ所其ノ推算困難ナリ（極メテ達観的ニ推定スレバ全体トシテ一〇〇億中今後支払ハルベキモノ三〇億程度ト押フルヲ得ベシ）

二、終戦ニ伴ヒ不用ニ帰シタル設備ニ対スル補償　一〇〇億

軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法其ノ他法令ニ基ク生産命令、設備拡充命令等又ハ生産、設備建設等ニ関スル公文ニ依ル明白ナル政府ノ命令、指示、示達等ノ実行トシテ建設シタル設備ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ

決定交付ハ本件実施迄之ヲ停止スルコト

右ニ応ジ既ニ支払ヒタルモノニ付テモ出来得ル限リ適当ナル保全ノ措置ヲ講ズルト共ニ右停止ニ係ルモノトノ均衡ヲ保ツ為特別ノ考慮ヲ為スコト

（備考）

国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ別途之ヲ定ム

出所　大蔵省資料Z五二六―四―一。

## (19) 軍需企業に対する補償に関する件

（昭和二〇年一一月一日大蔵省、商工省）

軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（大蔵省、商工省二〇、一一、一）

一、政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険、契約解除ノ損害賠償ヲ除キ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトスルコト

二、戦争保険、契約解除ノ損害賠償ニ付テハ企業ニ対スル支払ヲ統行スルモ、其ノ他ノ補償ニ付テハ其ノ実施方法、実施ノ範囲、補償ノ内容等ヲ議会ノ審議ヲ経テ決定スルモノトスルコト

右準備等トシテ企業ニ対スル補償ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

三、右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

四、補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算困難ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

五、本件ニ基ク補償金ノ支払ニ付テハインフレーション防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

（備　考）

国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ別

途之ヲ定ム

編注　本文はガリ刷りで、それに「(大)一一、三」として、赤字訂正加筆により後出一一月五日閣議了解の文案がつくられている。なお、これには「軍需企業負担ニ対スル補償額推算（大蔵省、商工省昭二〇、一一、一）」が付されているが、これは、一一月五日付閣議了解参考資料とほぼ同形式で計数の推定に若干の違いがある（一一月一日付の方がやや多額）が掲載を省略した。

出所　大蔵省資料Z五一一―九〇。

## (20)　軍需企業に対する補償実施要目（案）

（昭和二〇年一一月二日金融局産業資金課）

軍需企業ニ対スル補償実施要目（案）（昭二〇、一一、二産業資金課）

軍需企業ニ対スル各種補償ハ左ノ要領ニ依リ之ヲ実施スルモノトス

尚本件決定ニ伴ヒ目下決算ヲ延期セシメツツアル会社ニ付テハ個々ニ審査ノ上其ノ延期措置ヲ解除スルモノトス

一、戦争保険

厳正ナル査定ノ下ニ之ヲ支払フコト

理由　(イ)　支払ハ既ニ半バ以上進捗シ又支払ニ伴フ特殊預金モ事情審査ノ上或程度解除セラレツツアリ

(ロ)　保険会社ト企業トノ間ノ私法上ノ契約ヲ基礎トスルモノニシテ且ツ企業ハ保険料ヲ支払ヒタル関係モアリ他ノ場合ト性質ヲ異ニス

(ハ)　各企業ノ悩ミツツアル資金難ハ戦争保険金ノ支払ニ依リ相当程度迄解消シ之ニ依リ金融的動揺ヲ避クルコトヲ得ベシ

(ニ)　予算トシテハ法律上ノ義務ニ属スル経費ニシテ議会ニ於テ否決セラルルコトナシ

二、契約解除ニ基ク損害賠償

厳正ナル査定ノ下ニ支払フコト

理由　(イ)　支払ハ既ニ相当程度進捗シツツアリ

(ロ)　各企業ノ資金難ヲ相当程度解消スルコトヲ得

(ハ)　予算上ハ臨軍費トシテ協賛済ナリ

三、設備命令、生産命令、設備又ハ生産ニ関スル指示達ニ基ク損失ノ補償

(イ)　終戦ニ伴ヒ設備ガ不用トナリタルニ因ル損失補償

(ロ)　差当リ補償ノ実行ヲ延期シ其ノ間例ヘバ帳簿価格ノ三分ノ一ノ限度内ニ於テ金融ノ途ヲ講ズルコト（実行延期ハ概ネ新議会迄トス）

(ハ)　右延期期間経過後企業ノ希望ニ依リ損失補償請求権ノ抛棄ヲ条件トシテ例ヘバ適正帳簿価格ノ二分ノ一以下ノ価格ヲ以テ当該設備ヲ産業設備営団ニ於テ買取ルコト

(ニ)　右補償ハ法令ヲ発動セルモノ及指示示達等特定官庁ノ公文アルモノニ付之ヲ実行スルコト、指示示達ニ依ルモノト雖モ個々ニ事情ヲ審査シ已ムヲ得ザルモノニ限ルコト

(ホ)　法令等ニ定メラレタル事由ニ基ク損失ノ補償ニシテ終戦前現実ニ損失ヲ生ジタルモノ

(ヘ)　差当リ補償ノ実行ヲ延期シ其ノ間必要アレバ適当ナル金融ノ途ヲ講ズルコト（実行延期ハ概ネ新議会迄トス）

(ト)　右延期期間経過後各種補償及工場疎開補償ヲ一括シ共通ノ基準ニ依リ各企業毎ニ厳正ナル査定ニ依リ交付金額ヲ決定スルコト

四、工場疎開費用ノ補償

(イ)　補償金額ノ算定ハ実費主義ニ依ラズ基準主義ニ依ルモノトシ右基準ハ実費ノ概ネ二分ノ一程度トスルコト

(ロ)　右以外ハ前項(ロ)ノ(イ)及(ハ)ニ依ルコト

五、経理特別対策要綱ニ基ク経理補償

製品代金ノ支払ト契約解除ノ損害賠償ニ依リ概ネ其ノ必要消滅セルモノト認ムコトトスレバ同要綱ノ適用ヲ見越シテ価格ヲ不当ニ低ク決定セラレタル若干ノ場合ナルベシ



(参考)　補償ヲ受ケザル事項左ノ如シ

(イ)　口頭ノ勧奨及自発ニ依ル設備ノ損失　(ロ)　疎開セル設備ノ損失　(ハ)　終戦後ノ労務費其ノ他一切ノ経費

出所　大蔵省資料Z五一一―九〇。

## (21)　軍需企業に対する補償の問題に関する説明要旨（案）

（昭和二〇年一一月二日金融局産業資金課）

軍需企業ニ対スル補償ノ問題ニ関スル説明要旨（案）

（昭二〇、一一、二産業資金課）

（本稿ハ其ノ後ノ推移ニヨリ修正ヲ要スルコトアルモノトス）

一、本問題ノ大体ノ考ヘ方

戦争終結ニ伴ヒ軍需企業ハ戦時中ニ軍需品生産ヲ強行シタコトニ因ル損失ヤ戦後ニハ不用トナル資産ヲ抱ヘルコトトナツタ為此等ノ処理ニ付国家トシテ何等カノ対策ヲ講ジナケレバ国民生活維持ノ為許容サレル最少限度ノ生産活動スラモ起シ得ナイ状態トナツタト見ラレル一方デハ其ノ解決ノ為国庫負担ニ依ル補償金ヲ支出スルコトハ財政ヲ危殆ニ陥レインフレ悪性化ニ拍車スルノミナラズ、戦時中不当利得ヲ得タ軍需企業ヲ救済スル結果トナルノデハナイカトノ観念カラ、少クトモ国家補償ハ一切之ヲ打切ルベシト議論スル者モアル、然シ乍ラ政府ノ態度トシテハ左ノ如キ道義上及経済上ノ理由ニ基キ国家補償ヲ実行スルコトトスルノガ正当デアルト信ズルノデアル、勿論其ノ実行ニ当ツテハ終戦後ノ事態ヲ正視シテ苟モ安易ニ流レズ厳正ニ且ツ冷静ニ検討査定ヲ加ヘ最モ慎重ナ態度デ臨マナケレバナラナイコトハ申ス迄モナイ

(イ)　道義上ノ理由

戦時中政府ノ命令、指示等ヲ実行シタコトニ依ツテ企業ガ蒙ツタ損失ヲ補償スルコトハ法令其ノ他ニ依リ政府ガ明確ニ公約シタ所デアツテ、仮令敗戦ノ後ト雖モ公約ヲ履行スルコトニ努力スルハ戦後ノ国内収拾ニ任ズベキ政府トシテ当然為スベキ義務デナケレバナラス、此ノ道義上ノ義務ヲ無視シテ政府ハ何ニ依ツテ国民ノ信ヲ繋グコトガ出来ルデアラウカ

(ロ)　経済上ノ理由

政府ガ一旦公約ヲ破棄シテ公法上及私法上ノ義務ニ属スル補償ヲ実行シナイコトトシタ場合ニハ企業界、金融界及一般国民ノ間ニ左ノ如キ影響ヲ及スデアラウ

(1)　民間企業ハ政府ノ公約破棄ニ応ジテ他企業ニ対スル債務不履行ノ挙ニ出ルコトハ必然デアツテ、其ノ結果破産乃至差押事件ガ頻発スルデアラウ

(2)　金融機関ハ新規貸出ヲ引締メテ回収ヲ強行スルコトトナリ、融資命令モ損失補償ノ裏付ケヲ失ツタ為ニ遵奉サレナイデアラウ、仮リニ其ノ他ノ手段ニ依ツテ強権的ニ金融ノ疎通ヲ図ラウトシテモ却ツテ金融機関ハ自衛上預金ノ払出ヲ制限又ハ停止シテ事実上モラトリウムノ状態トナラウ

(3)　右ノ如キ純金融的影響ノ外以上ノ如キ情勢トナレバ国民一般ノ間ニハ権利義務尊重ノ気風ガ薄ラギ、相互ノ信認ハ喪ハレ、国債ニ対スル信用、預金ニ対スル信頼ハ破壊セラレ経済秩序ハ根本的ニ混乱ヲ免レナイデアラウ、之ハ今後ニ於テモ政府財政ハ国債ニヨル部分アルベキコト及貯蓄ニヨル資金蓄積ニ期待スルヲ要スルコトヲ考ヘレバ極メテ重大ナコトデアラウ

以上ノ如キ結果ハ国内秩序ノ維持ヲ念トスベキ現段階ニ於テ最モ避ケネバナラヌ所デアツテ、政府自ラガ公約ヲ破棄スルコトハ採ルベキ策デナイコトハ明白デアル

二、政府公約ノ履行トシテ実施スベキ補償ノ種類ト其ノ内容及金額ノ見透

政府公約ニ係ル補償トシテハ左ノ如キモノガ考ヘラレル

(イ)　戦争中軍需企業ニ生ジタ損失ニ対スル補償

(1)　国家総動員法、軍需会社法其ノ他法令ニ基ク損失補償

軍需企業ガ左ノ法令ニ基ク左ノ命令ヲ実行シタ為戦争終結以前ニ現実ニ生ジタ損失デアツテ法令ノ根拠ニ基キ政府ニ於テ補償ノ義務ア

配当ヲ維持シ得ナイトキハ之ヲ可能トスル場合ニハ限度迄決算剰余金ノ之ニ要シタル補償ヲ行フト共ニ年八分以上ノ配当ヲ為シ得ル程度ニ利益ヲ挙ゲントシテ場問引ノ一変シタル今日ニ於テハ少クトモ従来ノ方法及限度ニ付テモ重綱ノ本年七月初メ頃迄ニ之ヲ適用スル場合ニ極ラナイ考ヘラレ又終戦後ニ於ケル一般ノ情況ニ鑑ミ現在ノ儘ニテハ到底之ガ実行ハ困難ト認メラレルニ付テハ速ニ之ガ改正ヲ断行スルノ必要アリト信ズル

（ロ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ資金ヲ必要トスルノミナラズ、又転換ニ要スル期間ハ相当ノ長期ニ亘ルモノト考ヘラレルガ、此ノ間ニ於ケル労働者ノ生活ヲ如何ニスルカハ重大ナル問題デアル、之ニ対シテハ政府ハ転換ニ要スル資金ノ融通ニ付テハ勿論ノコト、転換ニ伴フ労働者ノ生活ニ付テモ充分ナル考慮ヲ払ヒ、且ツ之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ置クノ必要ガアルト考ヘラレル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ハ）

一　戦時財政ノ整理

戦時財政ノ整理ニ付テハ、戦時ニ於ケル臨時的ノ収入ヲ整理シ、且ツ戦時ニ於ケル臨時的ノ支出ヲ整理スルノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアル

二　戦時公債ノ整理

戦時公債ノ整理ニ付テハ、戦時ニ於ケル臨時的ノ収入ヲ整理シ、且ツ戦時ニ於ケル臨時的ノ支出ヲ整理スルノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ニ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ホ）

一　戦時財政ノ整理

戦時財政ノ整理ニ付テハ、戦時ニ於ケル臨時的ノ収入ヲ整理シ、且ツ戦時ニ於ケル臨時的ノ支出ヲ整理スルノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアル

二　戦時公債ノ整理

戦時公債ノ整理ニ付テハ、戦時ニ於ケル臨時的ノ収入ヲ整理シ、且ツ戦時ニ於ケル臨時的ノ支出ヲ整理スルノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヘ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ト）

一　戦時財政ノ整理

戦時財政ノ整理ニ付テハ、戦時ニ於ケル臨時的ノ収入ヲ整理シ、且ツ戦時ニ於ケル臨時的ノ支出ヲ整理スルノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアル

二　戦時公債ノ整理

戦時公債ノ整理ニ付テハ、戦時ニ於ケル臨時的ノ収入ヲ整理シ、且ツ戦時ニ於ケル臨時的ノ支出ヲ整理スルノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（チ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（リ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヌ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ル）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヲ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ワ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（カ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヨ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（タ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（レ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ソ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ツ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ネ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ナ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ラ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ム）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ウ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヰ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ノ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（オ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ク）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヤ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（マ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ケ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（フ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ヘ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ホ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（テ）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

二　戦災ノ復旧

戦災ノ復旧ニ付テハ、戦災地ノ都市計画ニ基キ、且ツ戦災ノ実情ニ即シテ之ヲ行フノデアルガ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額ノ資金ヲ必要トスルノデアルカラ、之ガ財源ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フノデアル

三　戦時補償ノ打切

戦時補償ノ打切ニ付テハ、之ガ実施ニ当リテハ、戦争ニ依リ生ジタル一般ノ経済的混乱ヲ防止スル為ニ、慎重ナル考慮ヲ払フノデアル

（ア）

一　戦争終結ニ伴フ企業ノ転換

戦争ノ終結ニ伴ヒ軍需生産ノ大部分ハ勿論平和産業ニ於テモ相当ノ転換ヲ必要トスルモノガ多イデアラウ、之ガ為ニハ相当ノ期間ヲ要スルノミナラズ、多額

ノ如キ契約解除ニ基ク損害賠償ノ外既納入製品ニ対シテ未払トナツテ居タ代金ノ支払ガアルガ、之ハ契約ソノモノノ履行デアツテ損害賠償デハナイカラ右ノ数字ニハ加ヘナイ

(2) 終戦ニ伴ヒ不用ニ帰シタ設備ニ対スル補償

軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法其ノ他法令ニ基ク命令又ハ其ノ以外ノ公文ニ依ル明白ナル政府命令、政府指示等ノ実行トシテ建設シタ設備ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ転換不能トナツタ為ニ生ジタ損失ヲ如何ニ処理スルカハ世上議論サレテ居ル補償問題ノ中心問題デアツテ、補償ニ関スル所謂政府ノ公約ハ斯カル補償ヲモ含ムモノカドウカニ付テ法律上ノ疑問モアリ（目下法制局、司法省ニ照会中）之ニ付企業ノ希望スル要補償額ハ動モスレバ国家財政ノ負担力ノ見地及軍需企業ヲシテ戦争ニ依ツテ利得スルコトヲ得シメナイト云フ見地カラシテ過大ニ失スル傾向ガアルノデ之ニ対スル補償ヲ実行スルニ付テハ最モ慎重ナル考慮ヲ廻ラシ冷静厳格ナル査定ヲ経テ其ノ額ヲ決定シナケレバナラヌ、即チ此ノ場合ニハ資産ノ評価、設備ノ不用ナリヤ否ヤ、他ニ転活用ノ途ナキヤ等ニ関シ賠償、平和産業ノ再建其ノ他ノ諸般ノ情勢ノ推移等トモ密接ニ関連セシメテ考慮セネバナラヌノデ今直チニ最終的決定ヲ為スコトハ困難デアリ例ヘバ少ナクトモ来ルベキ解散後ノ新議会ノ時期迄ハ補償ヲ延期シ其ノ間ハ企業ニ対シ必要ガアレバ金融ノ途ヲツケルコトニスルノガ適当デアルト思フ、而シテ其ノ延期期間経過後ニ於テ補償ヲ実行スルノデアルガ其ノ場合設備ノ金額ニ付補償ヲスルコトトスル絶対的ノ根拠モ必要ナイト思フノデアツテ、例ヘバ企業ノ希望アルトキハ相当低目ノ価格デ設備ヲ買上ゲルコトトシ売渡スカ否カノ決定ヲ企業ノ選択ニ任スカ如キモ一方法デハナイカト考ヘル、何レニシテモ此種ノ損失ニ対スル補償ハ精々一〇〇億程度ニ圧縮シ得ルシ又セネバナラヌト考ヘル

三、各種補償ヲ綜合的ニ審査スルコトノ必要

以上ノ各種補償トシテ戦争終結後ニ支払ハルベキ金額ハ総計三〇二億ニ達スルノデアツテ尚ホ予算上新タニ国庫支出トシテ計上シナケレバナラヌモノヲ加算スレバ四五〇億ニ上ル、戦後ニ於ケル国家財政ノ現状カラ見テ非常ナ負担ト言ハナケレバナラヌ、従ツテ補償額ノ決定ニ当ツテハ最モ慎重ニ冷静且ツ厳格ナル査定ヲ行ヒ苟モ企業ヲシテ戦争ニ依ツテ利得セシメル結果ヲ招イテハナラナイ、然ルニ此等各種補償ノ中多少他ノモノト性質ヲ異ニスル戦争保険及契約解除ノ損害賠償ハ別トシテ其ノ根拠ガ各種ノ法令、閣議決定、契約等多岐ニ亘ルノミナラズ監督官庁ノ競合等各般ノ事情カラシテ従来ノ観念ニ依ル基準ニ従ヒ個々別々ニ査定ヲ行フコトハ個々ノ場合ノ単価及数量等損失額乃至補償額積算ノ基礎ノ検討、資産ノ評価等ニ当リ何ウシテモ歩調ノ不一致ヲ生ズルコトヲ免レ難イ、従ツテ此等ヲ一ノ企業ヲ単位トシテ一括シ同ジ角度カラ同ジ頭デ最モ妥当適正ナル決定ヲ為スコトトスルノガ是非共必要トナルノデアル、此ノ為ニハ現行ノ如ク各種法令ニ散在スル損失補償ノ根拠規定乃至個別ニ作成サレタ損失補償基準ハ全面的ニ之ヲ再検討シ又査定ヲ行フ機構ヲモ新構想ニ基イテ改編スル外必要ガアレバ補償ヲ為スベキ範囲、補償ノ内容、補償額算定ノ基準等ハ議会ニ提出スル予算案ノ参考資料ニ明白ニ記載シテ議会ノ審議ノ対象ト為シ尚ホ場合ニ依ツテハ新法律ヲ制定スルコトモ考慮シナケレバナラヌト考ヘラレル、尚ホ補償実行ノ方法ニ付テモ前述ノ如ク設備ニ対スル補償ハ産業設備営団ニ買上ゲル等各般ノ工夫ガ為サレナケレバナラヌノデアル

四、企業ニ対スル補償ト企業ノ戦時利得ノ徴収

軍需企業ニ対スル補償ノ実行ニ当ツテハ戦争犠牲ノ公平負担ノ見地カラ補償金交付額ト補償ヲ受ケル企業ノ戦争ヲ通ズル損益状況、事業膨脹状況等ト睨合セ戦時利得アルトキハ之ト差引計算ヲシテ補償金交付額ヲ減額スベシトノ考ヘ方モアル、然シ乍ラ戦時利得ノ徴収ハ補償ヲ受ケル軍需企業ノミノ問題デハナク又技術的ノ見地カラモ斯クノ如キ操作ハ租税制度ニ依リ之ヲ行フコトトスルノガ本筋デアルト考ヘル、即チ企業ニ対スル補償ト併行シテ大規模ナル一般的財産税乃至財産増加税ノ課徴ヲ行ヒ戦時中ノ利得ハ凡ユル階層カ



ラ総テ之ヲ吐キ出サセルコトトシ、以テ戦争犠牲ノ公平負担ヲ図ルト共ニ国家財政ノ健全化ニ資スルコトト致シ度イノデアル、此ノ場合ニ課税上軍需企業ヲ他ノ企業ヨリモ苛酷ニ取扱フコトトスベシトノ主張モ当然考ヘラレルノデアツテ今後実施スベキ軍需企業ノ具体的調査ノ結果或ハ之ヲ肯定スル結論ニ到着スルカモ知レナイノデアルガ只今ノ処デハ其処マデヤル必要ハナイ様ニ思ハレル

五、補償金ノ支払トインフレーション防止

軍需企業ニ対スル三〇〇億ヲ超エントスル補償金ノ支払ハ単ニ国家財政ノ健全性ヲ失レ丈ケ阻害スルノミナラズ之ヲ放置スレバ軍需企業自身或ハ之ガ分配ヲ受ケタ株主又ハ弁済トシテ之ヲ受領シタ債権者等ノ手ニ渡ツテ浮動資金化シ、インフレーションノ進行ニ拍車ヲ掛ケルノハ云フ迄モナイ、従ツテ之ガ支払ニ当ツテハ現金交付ヲ避ケ特殊決済又ハ公債等ニ依リ之ヲ交付スルコトガ絶対ニ必要デアル

補償金ノ支払ヲ例ヘバ無期限一分利ト云フ如キ低利ノ永久公債ヲ以テ為スコトモ考ヘラレルガ既存ノ公債ヲ其ノ儘トシテ補償ノミニ関シ斯カル公債ヲ発行スルコトハ利廻関係カラ考ヘテ補償金額ニ付三分ノ一或ハソレ以下ニ査定減ヲスルコトト何等差異ハナイコトトナルノミナラズ、戦時中一、〇〇〇億ニ達シタ公債ノ処理ノ問題ヲ近キ将来ニ控ヘテ居ル現在之ニ対スル対案ノ準備ナクシテ三〇〇億ヲ超エル一分利ノ如キ低利公債ヲ発行スルコトハ決シテ策ノ得タルモノデハナイト考ヘル、従ツテ現行通リノ方法ニ依ル特殊決済又ハ現行ノ基準ノ範囲内ニ於ケル長期低利ノ公債ヲ利用スルコトガ適当デアル、更ニ国家経済全体トシテノ金融ノ循環ヲ考ヘテ見ルト大体ニ於テ右ノ補償金ハ其ノ金額ヲ軍需企業ノ借入レタ借金ノ弁済トシテ金融機関ノ手ニ集メルコトガ理論上ハ可能デアリ、斯クシテ金融機関ニ集ツタ補償金ハ之ヲ其ノ儘日銀貸出ノ回収又ハ日銀手持公債ノ売却ヲ通ジテ日銀ニ還流セシメ得ルト考ヘラレル（別稿参照）、此ノ点ニ於テ一般金融ニ対シテインフレ的圧迫ヲ加ヘルコトハ避ケラレルノデアツテ斯カル還流ヲ可能ナラシメル為必要ナル措置ヲ講ジ其ノ効果ヲ確実ナラシメルコトニ専ラ努力ヲ傾注スル必要ガアル、而シテ之ガ成功スレバ其レ以外ニ小額債権者又ハ株主ノ手ニ流入シタ小部分ノ残額ニ付浮動購買力化ヲ防止スル手段ヲ考ヘレバ良イ訳デアツテ此ノ事ハ特殊決済ノ封鎖方法モアリ比較的容易デアラウト思フ

六、本問題ニ対スル対策決定ノ手順

(一) 軍需企業ニ対スル補償ノ問題ハ以上ノ如キ構想ニ於テ之ヲ処理スルノガ至当デアルト考ヘルノデアルガ此ノ問題ハ戦争利得ノ徴収、国家財政ノ再建、国民全般ニ亘ル各種債権債務処理ノ問題等ト密接ニ関連スルカラ其ノ最終決定ハ之ヲ閣議決定トシテ発表スル如キ措置ヲ採ルコトヲ避ケ広ク之ヲ民意ニ問フ趣旨ヲ以テ予算案ノ参考資料ノ形式デ議会ノ審議ヲ求メ其ノ決定ニ俟ツコトトスルノガ適当ト思フ、或ハ場合ニ依リ法律案トシテ協賛ヲ経ル必要ガアルカトモ考ヘルガ此ノ点ハ目下研究中デアル、而シテ議会ノ審議ヲ求メル時期トシテハ解散後成立スベキ新議会トスルノガ最モ良イト考ヘル

(二) 政府トシテハ右ノ時期ヲ目標トシテ取急ギ議会提案ノ準備ヲ進ムベキデアルガ其ノ準備中主ナルモノハ次ノ諸件デアラウト思フ

(イ) 企業ガ補塡ヲ希望スル欠損額、之ニ対スル国家財政ノ負担可能限度、国民各層ニ対スル戦争犠牲配分ノ見透等ニ付適確ナル調査ヲ為スコトトスル、特ニ企業ニ対スル補償ノ実態ヲ把握スルニ必要ナ諸計数ヲ整備スルコトハ最モ急ヲ要スルノデアツテ之ニ付テハ各企業ヨリ具体的数字ノ申告ヲ求メルコトトシ目下商工省整理部ヲ中心トシ大蔵省其ノ他関係省ガ協力シテ其ノ要領ヲ作成中デアル

(ロ) 右申告ハ遅クモ十一月末日迄ニハ全部出揃フ様ニシテ其ノ上デ之ヲ集計シテ企業ガ補塡ヲ希望スル欠損額ノ全貌ヲ明ラカニスルト同時ニ各企業ニ付其ノ提出シタ申告ヲ基礎ニシテ

(1) 其ノ補塡ヲ希望スル欠損額ノ計算ノ基礎ハ妥当デアルカ

(2) 戦時中及戦争終結後ニ於ケル企業ノ損益状況如何

(3) 民需生産ヘノ転換ニ付如何ナル努力ガ払ハレテ居ルカ又其ノ転換策ハ妥当デアルカ、転換ノ進捗状況如何

進捗サヒレコトト極ヌテ緊要ノコトデアッテ差当ッテ如何ナル支払ヲ受ケヅトモ生ジテ来ル限リ之ガ出来ル様ニ致シタイト云フノデアリマス

日乙ニ代ベルキ発注ノ側ニ立ッテ誘ヒ出ス様ニ致シタイト云フノデアリマス

キノニ付テハ適当ナル調整ニ必要ナ金額ノ返納ヲ命ズル等適当ナ考慮ヲ為スコトガ出来ルト考ヘル

（別紙）軍需会社ニ対スル前計金ノ融通ニ関スル件（昭二〇・一〇・三一　産業資金課）

一、軍需会社ニ対シ前計金ノ融通ヲ為ス場合ニハ左ノ如キ措置ニ依ルモノトス

二、軍需会社ニ対シ昭和二〇年（約三二〇億）ノ指定金融機関ヨリノ借入金現在高ノ一日最低額ニ依リ約三二〇億ヲ限度トシテ融通スルモノトス

三、三〇億ノ国家補償ヲ受ケタル指定金業ハ自己ノ資産ヲ整理シテ五倍ヲ得ル迄ハ金ノ融通ヲ受ケ得ル為前項ノ外ニ百億ヲ限度トシテ融通スルモノトス

四、右ノ外軍需会社ニ対シテハ別ニ定ムル所ニ依リ融通スルモノトス

五、前項ノ融通ヲ受ケタル会社ハ其ノ融通ヲ受ケタル金額ニ対シ年利六分ノ利子ヲ附シテ返済スルモノトス

六、前項ノ融通ヲ受ケタル会社ハ其ノ融通ヲ受ケタル金額ニ対シ年利六分ノ利子ヲ附シテ返済スルモノトス

七、補償決定前ニ於ケル会業ノ新生産活動ノ促進助長

（注）一、民需品生産ノ活発化ヲ為ニ右ノ如キ措置ノ外経理面ヲシテ補償問題ノ解決ヲ促進セシムル為ニハ軍需会社ニ対シ左ノ如キ措置ヲ講ズル必要アリ

（イ）右処理要領ノ実施ニ当ッテハ会社ノ経営ノ維持ニ支障ヲ来サヌ様充分ノ考慮ヲ払フコト

（ロ）民需品生産ヲ目的トスル既存企業ニ対シ資産ノ売却又ハ休止ヲ為ス場合ニハ其ノ売却価額ニ付テハ（イ）ト同様ニスルコト

（ハ）自力ニ依リ不用資産ヲ処分シ得ル様ニ指導スルコト

（ニ）新会社ノ設立ニ当リテハ成ルベク旧軍需生産ニ付テハ当該企業ニ於テ新規ニ人員ヲ採用スル様指導スルコト

（ホ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヘ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ト）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（チ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（リ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヌ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ル）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヲ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ワ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（カ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヨ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（タ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（レ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ソ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ツ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ネ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ナ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ラ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ム）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ウ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ノ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（オ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ク）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヤ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（マ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ケ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（フ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（コ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（エ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（テ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ア）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（キ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ユ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（メ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ミ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（シ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヒ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（モ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（セ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ン）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ヘ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ホ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ロ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ハ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

（ニ）右ノ外軍需会社ニ対シテハ成ルベク旧従業員ヲ優先的ニ

償金ノ支払ガ皆無ナリトシテモ軍需企業ニ対スル債権ハ保全セラレ得ルコトトナル（但シ此ノ場合ニハ株主ノ手ニハ一物モ残ラズ株式ノ価値ハ零トナル）

五、軍需企業ガ解散スル場合ニ於テハ前記ノ如ク計算上及時間的ニモ企業ノ受ケタル国庫補償金ハ外部負債ノ償還ニ当テラレ株主ニハ残存資産ノ処分ニ依リ得タル資金ガ分配セラルルコトトナル、従ツテインフレ防止ノ見地ヨリ軍需企業解散ノ場合ノ資産処分代金ハ之ヲ特殊決済ト為シ且ツ之ヲ封鎖シタル儘株主ニ分配スルコトトスル等ノ措置ヲトルコト必要ナリト思料ス

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (22)　軍需企業に対する補償に関する件

（昭和二〇年一一月五日閣議了解）

軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（閣議諒解）

（大蔵省・商工省昭二〇、一一、五）

軍需企業ニ対スル補償問題ニ付テハ国家財政ノ再建、民需生産活動ノ急速促進、経済運行ノ維持ヲ主眼トシ租税政策トモ不可分ノ関係ニ於テ左記ニ依リ処理スルモノトス

記

一、政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険及契約解除ノ損害賠償ノ支払ハ適正且厳格ナル審査ノ下ニ之ヲ統行スルト共ニ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトスルコト

二、補償ノ内容、実施方法、実施ノ範囲等ハ慎重ナル手続ヲ経テ決定スルモノトスルコト

右準備等トシテ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

三、右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為、転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

四、補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算困難ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

五、本件ニ基ク補償金ノ支払ニ付テハ、インフレーション防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

（備考）

国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ別途之ヲ定ム

参考資料　第二

軍需企業ニ対スル補償額推算（大蔵省・商工省昭二〇、一一、五）

本件ハ軍需企業補償ノ大体ノ輪廓ヲ明カニスル目的ヲ以テ大蔵、商工両事務当局ニ於テ極メテ達観的ニ推算シタルモノニシテ目下適確ナル見積ヲ樹ツルニ足ルベキ資料調査ノ準備中ナルヲ以テ本件計数ハ其ノ結果ニ依リ之ヲ修正スベキモノトス

第一、戦争中ニ生ジタル損失ニ対スル補償　一六二億

一、法令、政府指示等ニ基ク損失補償　五億

軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法等ニ基ク生産命令、設備拡充命令等又ハ公文ニ依ル明白ナル政府ノ生産、設備拡充等ニ関スル命令、指示、示達等ヲ実行シタルニ因リ戦争終結以前ニ現実ニ生ジタル損失ニシテ法令、公約等ノ根拠ニ基キ政府ニ於テ補償ノ義務アルモノニ対スル補償トス

二、工場疎開ニ関スル命令ニ基ク費用又ハ損失ノ補償　二〇億

軍需企業ガ防空法ニ基ク工場疎開命令ヲ実行スル為要シタル費用並ニ同法ニ基ク地下建設又ハ間引疎開ニ関スル命令ヲ実行シタルニ因リ生ジタル損失ニ対スル補償トス

三、兵器等製造事業特別助成法ニ基ク助成トシテ企業ニ交付スベキ金額　一億

同法ニ基キ将来政府ニ於テ買上グルコトヲ条件トシテ設備建設命令ヲ発スル



場合トス但シ此ノ外同法ニ基ク設備建設命令ヲ発シ費用ヲ一時受命者ヲシテ立替セシムル場合十九億程度アリ予算的ニハ之ヲモ加ヘ二〇億ニ付考慮スル要アルベシ

四、産業設備営団ノ建設ニ振替フベキ設備建設　九億

戦争終結以前ニ同営団ト企業トノ間ノ契約ニ依リ同営団ニ買上ゲルコトノ確定セル場合及斯カル内容ヲ有スル契約ヲ成立セシムル旨明白ナル合意アリタル場合トス

五、「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ニ基ク経理補償　一億

六、支払未済ノ戦争損害保険金　一二六億

右ハ企業ニ対シ終戦後ニ支払フベキ戦争損害保険金ニシテ戦時中ノ支払額六九億ト合計スレバ一九五億トナル（戦争保険トシテハ他ニ個人ニ対スルモノ既支払未支払合計一三四億アリ、此等全部ノ合計ハ三二九億トナル）

第二　戦争終結ニ伴ヒ生ジタル損失ニ対スル補償　一四〇億

一、政府企業間ノ契約打切ニ基ク損害賠償　四〇億

解約ニ伴ヒ製造中止トナレル半製品、仕掛品等ニ対スル工程払計算ニ依ル賠償等相当程度アルモノト予想セラルルモ目下ノ所其ノ推算困難ナリ（極メテ達観的ニ推定スレバ全体トシテ一〇〇億中戦後ニ支払ハルベキモノ四〇億程度ト押フルヲ得ベシ）

二、終戦ニ伴ヒ不用ニ帰シタル設備ニ対スル補償　一〇〇億

軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法其ノ他法令ニ基ク生産命令、設備拡充命令等又ハ生産、設備拡充等ニ関スル公文ニ依ル明白ナル政府ノ命令、指示、示達等ノ実行トシテ建設シタル設備ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ転換不能トナリタルニ因リ生ジタル損失ニ対スル補償ニシテ其ノ推算困難ナルモ一応之ヲ全体トシテ一〇〇億程度ニ圧縮シ得ベシトノ見透ハ可能ナルベシ

第三　以上ノ合計

一、終戦後ニ支払ヲ要スベキ金額　三〇二億

二、今後予算的措置ヲ要スベキ金額トシテハ　四六四億

（註）　今後予算的措置ヲ要スベキ金額トシテハ一ノ金額ニ対シ

(イ)　臨時軍事費関係ノモノ四一億（第一、三兵器等製造事業特別助成法ニ基ク助成一億、第二、一政府、企業間ノ契約打切ニ基ク損害賠償四〇億）ヲ除ク

(ロ)　戦争損害保険金二〇三億（個人ニ対スル既支払分及未支払分一三四億並ニ企業ニ対スル既支払分六九億ノ合計）ヲ加算ス

三、軍需企業ニ対スル補償トシテ考フベキ総額

(一)　終戦後ニ支払ヲ要スベキ金額（前出一）　三〇二億

(二)　終戦前後ヲ通ジテ計算シタル補償総額　四三一億

（註）　終戦前後ヲ通ジテ計算シタル補償総額ハ(一)ノ金額ニ対シ左ノ金額ヲ加算シタルモノトス

(イ)　戦時中ニ支払ヒタル戦争損害保険金　六九億

(ロ)　契約打切ニ基ク損害賠償金ト差引計算セラレタル支払金ニシテ戦争中ニ支払ハレタルモノ（即チ前金払、概算払、無償支給材料評価額等ノ合計）　六〇億

戦争損害保険金ヲ補償ト区別シテ考ヘタル場合ノ補償総額　二三六億

（註）　(二)ノ金額ヨリ企業ニ対スル戦争損害保険金支払総額（終戦前後ヲ通ジタル総額）一九五億ヲ控除シタルモノトス

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二。

## (23)　軍需企業に対する政府補償等の概貌

（昭和二〇年一一月二七日大蔵省、商工省）

軍需企業ニ対スル政府補償等ノ概貌（大蔵省・商工省昭二〇、一一、二七）

本件計数ハ軍需企業ニ対スル政府補償等ノ概貌ヲ明カニスル目的ヲ以テ大蔵、商工両省事務当局ニ於テ極メテ達観的ナル推算ニ依リ取纏メタモノデアツテ今後更ニ適確ナル資料ニ依リ修正セラルベキモノデアル。

(イ)　軍需企業ニ対スル戦争損害保険金

保険会社又ハ損害保険中央会ニ対スル政府債務総額　一九五億
保険会社ヨリ終戦後ニ企業ノ受領スルモノ　一二六億

戦争損害保険金ノ支払ハ保険会社ヨリ企業ニ対シテ為サレテ居ルガ其ノ既ニ支払ヒ又ハ今後ニ支払フベキ総額ハ企業及個人ニ対スル両者ヲ合計シ三二九億ト推算セラレ其ノ内訳ハ左ノ如クデアル。

| | 総額 | 八月末現在支払未済額 | 十月末現在支払未済額 |
|---|---|---|---|
| 企業ニ対スルモノ | 一九五億 | 一二六億 | 九九億 |
| 個人ニ対スルモノ | 一三四億 | 一四億 | 一一億 |
| 計 | 三二九億 | 一四〇億 | 一一〇億 |

此ノ金額ニ付テハ政府ヨリ保険会社又ハ損害保険中央会ニ対シ補償ヲ行フコトニナツテ居リ其ノ補償ハ未ダ為サレテ居ナイ

(註)　八月末現在支払未済額ヲ以テ終戦時ニ於ケル支払未済額ト看做ス

(ロ)　軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法等ニ基ク生産命令、設備拡充命令等又ハ生産、設備拡充等ニ関スル政府ノ公文ニ依ル明白ナル命令、指示、示達等ヲ実行シタコトニ因リ生ジタ損失ノ補償

(一)　命令等ニ基キ建設シタ設備等ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ転換困難トナツタコトニ因リ生ジタ損失ニ対スル補償　一〇〇億

(二)　右ノ外命令等ヲ実行シタ結果トシテ戦争継続中ニ企業ガ被ツタ損失例ヘバ生産命令ノ変更ニ依リ既ニ取得シタ設備資材等ガ不用ニナツタ損失ノ補償　五億

(ハ)　政府企業間ノ契約打切ニ伴ヒ半製品、仕掛品等ニ対シテ支払フベキ工程払計算ニ依ル代金

政府債務総額　一〇〇億
内終戦後支出トナルモノ　四〇億

之ニ付テノ推算ハ困難デアルガ達観ニ依リ一〇〇億ト推定シ其ノ中前渡金、概算払、官ノ無償支給材料ノ評価額等ノ形デ戦時中ニ支払ハレ従ツテ此ノ種交付金ト差引計算トナルベキモノ約六〇億ト見テ残部四〇億ガ終戦後支払フベキ金額トナル

(ニ)　工場疎開費用ノ補償　二〇億

軍需企業ガ防空法ニ基ク工場疎開命令ヲ実行スル為要シタ費用並ニ同法ニ基ク地下建設又ハ間引疎開ニ関スル命令ヲ実行シタコトニ因リ生ジタ損失ニ対スル補償デアル

(ホ)　兵器等製造事業特別助成法ニ基キ将来政府ニ於テ買上ゲルコトヲ条件トシテ命令シタ設備ノ買上　一億

(ヘ)　産業設備営団ト軍需企業トノ間ノ契約又ハ之ニ準ズベキ明白ナル合意ニ依リ同営団ノ建設ニ振替フベキ設備ノ買上　九億

(ト)　「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ニ基ク経理補償　一億

同要綱ハ実施後幾何モナク終戦トナツタ上ニ既ニ契約代金ノ支払等ニ依リ殆ンド其ノ適用ノ必要ヲ喪失シタモノト思ハレルガ特別ノ事情ニ依リ補償ノ必要ヲ生ズル場合ヲ予想シ一応一億ヲ計上シタ

(チ)　以上ノ合計

(一)　軍需企業ニ対シ支払ハルベキ金額ノ総計　四三一億

(註)　(イ)ヨリ(ト)迄ノ各項ノ合計トス

(二)　終戦後ニ於テ軍需企業ニ対シ支払ハルベキ金額　三〇二億

(註)　(一)ノ金額ヨリ(イ)ノ項中保険会社ヨリ終戦以前ニ企業ノ受領シタル戦争損害保険金六九億及(ハ)ノ項中政府債務額ト差引計算トナルベキ前渡金等六〇億ヲ控除ス

(三)　軍需企業ニ対スル補償金、契約解除ニ伴フ半製品等代金並ニ企業及個人ニ対スル戦争損害保険金支払ノ為ノ政府債務総額　五六五億

(註)　(一)ノ金額ニ(イ)ノ項所掲ノ個人ニ対スル戦争保険金一三四億ヲ加算ス

(四)　右ノ中終戦後ニ於テ支出セラルルモノ　五〇五億

(註)　(三)ノ金額ヨリ(ハ)ノ項中政府債務額ト差引計算トナルベキ前渡金等六〇億ヲ控除ス

(五)　今後予算的措置ヲ要スベキモノ　四六四億

(註)　(三)ノ金額ヨリ臨時軍事費関係ノモノ一〇一億（(ハ)ノ項政府債務額一〇〇億及(ホ)ノ項一億ノ合計）ヲ控除ス



（備　考）

補償ノ支払ト関連シテ考フベキ金融機関ノ若干ノ計数

一、日本銀行ノ市中銀行ニ対スル貸出金（昭和二十年十一月二十四日現在）　二七、四七三百万円

二、指定金融機関ヨリ軍需会社ニ対スル貸付金現在高

| | |
|---|---|
| 昭和二十年五月末現在 | 二六、一〇〇百万円 |
| 八月末現在推定 | 三二、〇〇〇 〃 |

三、強制融資現在高（昭和二十年八月十五日現在）

| | |
|---|---|
| 興銀本支店分 | 三、四三九百万円 |
| (註)　別ニ疎開資金 | 一八〇百万円アリ |
| 工場疎開資金（受命銀行全部） | 六三九百万円 |

四、戦時金融金庫投融資現在高（昭和二十年七月末現在）

| | | |
|---|---|---|
| 融資 | 承諾額 | 五、三七一百万円 |
| | 実行額 | 三、六三二 〃 |
| 投資 | 承諾額 | 六六六 〃 |
| | 実行額 | 三七四 〃 |
| 計 | 承諾額 | 六、〇三七 〃 |
| | 実行額 | 四、〇〇六 〃 |

(註)　融資実行額中軍需会社ニ対スル分ハ二、ニモ包含セラル

五、社債現在高（総額　昭和十九年十二月末現在／政府保証債　昭和二十年八月十五日現在）

| | |
|---|---|
| 事業債 | 一七、〇三四百万円 |
| 内政府保証債 | 七、七〇三 〃 |
| 金融債 | 一五、四四七 〃 |
| 内政府保証債 | 八、四四五 〃 |
| 計 | 三二、四八二 〃 |
| 内政府保証債 | 一六、一七五 〃 |

六、政府出資現在高（昭和二十年八月十五日現在）

| | |
|---|---|
| 政府出資特別会計分 | 二、九八六百万円 |
| 右ニ対応スル民間出資 | 二、三八九 〃 |
| 他ノ特別会計分 | 二五七 〃 |
| 右ニ対応スル民間出資 | 一、〇〇〇 〃 |
| 計 | 三、二四四 〃 |
| 右ニ対応スル民間出資 | 三、三〇五 〃 |

編注　本文は活版印刷。
出所　大蔵省資料Z五二六―一―一一。

## (24)　軍需品の生産若くは供給、戦争損害又は軍需工場の建設若くは転換に起因する金銭債務の決済等に関する件

（昭和二〇年一二月八日国民貯蓄局長・金融局長発日銀総裁・指定銀行・信託会社宛通牒）

軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル金銭債務ノ決済等ニ関スル件

昭和二十年十二月八日

国民貯蓄局長
金　融　局　長

日本銀行総裁・指定銀行・信託会社宛

首題ノ件ニ関シテハ昭和二十年十一月二十四日附連合国最高司令部指令ノ次第モ有之目下之ガ為所要ノ法制的措置ニ付準備中ナル処不取敢左記ニ依リ実施スルコトト致候条可然御取計相成度依命此段及通牒候也

記

一、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル金銭債務ノ決済金及右金銭債務ノ決済金ニシテ再預金スベキモノヲ受入ルル為日本銀行ニ封鎖預金勘定ヲ設クルコト

二、従来ノ企業整備資金措置法ニ基キ指定セラレタル銀行又ハ信託会社（以下指

定金融機関ト称ス）ハ日本銀行ノ為ニ右預金ノ受払事務ヲ取扱フコト

三、指定金融機関ガ右預金ヲ受入レタルトキハ右預金ノ債権者ニ対シ将来日本銀行ヨリ正規ノ預金証書ヲ発行スベキ旨ヲ表示シタル仮領収書ヲ附シ右預金ノ一部ニ付キ払戻ヲ為シタルトキハ右領収書ニ払戻ノ金額ヲ明記スルコト

四、指定金融機関ガ右預金ノ受払ヲ為シタルトキハ仮勘定ヲ以テ整理シ置クコト

五、右預金ノ期限、利率其ノ他ノ条件、期限前払戻許可申請手続等ニ付テハ当分ノ内企業整備資金措置法ニ基ク特殊預金ト同様ノ取扱ヲ為スコト

出所　大蔵省資料Z五一一―四六五。

## (25)　軍需融資整理に関する問題点（昭和二一年一月一九日）

軍需融資整理ニ関スル問題点

一、軍需融資ノ整理ニ付テハ基本的ニ左ノ二①ツノ方向ヲ考ヘ得ルコト

第一案　特別ノ整理機関ヲ設置スル案

第二案　特別ノ整理機関ヲ設置セザル案

二、第一案ノ長所、短所ハ概ネ左ノ如キモノナルコト

（長所）1　金融機関ニ対シ既往ノ不安定債務ノ重圧ヲ一挙ニ解決シ之ニ煩ハサルルコトナク新規ノ活動ニ邁進セシメ得ルコト

2　預金者ニ対シ軍需融資ノ焦付キニ関スル不安感ヲ一掃シ得ルコト

3　今後補償、賠償ノ問題其ノ他ノ帰趨ニヨリ万一産業界ニ恐慌的状態ヲ生ズル如キコトアリタル際ニモ、特別ノ方策ヲ要セズシテ金融界ヘノ動揺波及ヲ防止シ得ルコト

4　軍需融資ノ回収ニ当リ、産業政策トモ睨ミ合セ各企業ニ共通ノ国策的方針ヲ織込ミ得ルコト

（短所）1　企業補償ノ程度等未定ノ現状ニ於テ、銀行ニ負担セシムベキ損失等ノ適正ナル決定ニハ相当問題アリ、現在直チニ軍需融資ノ終局的肩代リヲ行フコトハ事実上困難且不合理ナルコト

2　企業家ニ対シ既往債務ガ政府補償ニ依リ解決サレタルガ如キ安易感ヲ与フル一方、金融機関ニ対シテモ既存債務ノ回収ニ熱意ヲ失ハシムル嫌アリ、結局ニ於テ政府ノ負担額ヲ増大セシムル虞アルコト

3　金融機関ニ対シテ独善的利益擁護ナリトノ輿論ヲ生ズル虞アリ、現下ノ情勢ニ於テ此ノ問題ヲ提起スルハ、却ツテ政治問題トシテ逆用セラレ、問題ヲ紛糾セシムル虞アルコト

4　各行一律ノ補償ヲナス結果、却ツテ公平ヲ失スル場合アルベキコト

5　新設ノ機関ニ於テハ、人材、組織等ノ点ヨリ本格的活動ニ至ル迄相当ノ時日ヲ空費スル虞アルコト

三、第二案ノ長所、短所ハ概ネ左ノ如キモノナルコト

（長所）1　軍需融資ノ処理ニ対スル金融機関ノ責任ヲ明確ナラシメ社会的正義感ノ要請ヲ満足セシメ得、当面政治的ニ不要ノ摩擦ヲ生ゼシメザルコト

2　軍需融資ノ回収ガ各金融機関ノ自主的責任ニ於テ行ハルル結果、回収能率ヲ向上セシメ得ルコト

3　相当ノ長期間ニ亘リ軍需融資ノ処理ガ行ハルル結果、其ノ間ニ於ケル企業ノ回復等ニ伴ヒ時ノ経過ニ依ル自動的ナル整理ノ進捗ヲ織込マレ得ルコト

4　2及3ノ結果、政府ノ負担ハ著シク軽減セラルルト共ニ各金融機関ニ対シ、夫々ノ実情ニ即セル負担ノ適正化ヲ図リ得ルコト

（短所）1　各金融機関ガ自己保全上単ニ融資ノ回収ニノミ専念スル危険アリ、斯ル銀行的ナル観点ニ基ク整理ノ為メ産業界ノ復興ヲ遅延セシムル虞アルコト

2　軍需融資ノ回収、軍需企業ノ処理等ニ付、国家ノ統一的ナル方針ガ徹底セズ、各行マチマチノ施策ガ行ハルル虞アルコト

3　預金者ニ対シ金融機関ノ信用保持ノ点ニ於テ若干問題アルコト

4　補償、賠償ノ帰趨如何等ニ依リテハ将来更ニ第二段ノ方策ヲ講ズベキ事態ヲ生ズルコトアルベキコト

四、右両案ニ付テハ、其ノ短所ニ関シ左ノ如キ補正方法アルベキヲ以テ、之等ヲ勘案ノ上、二案ノ中其ノ一ヲ採択スルヲ要スルコト

1　第一案ニ付テハ、肩代リ実行後モ回収ニ付各金融機関ニ責任ヲ負ハシムルト共ニ、其ノ回収ノ実情等ニ応ジ金融機関ノ負担スベキ金額ヲ増減セシムル方策ヲ講ズルコト

2　第二案ニ付テハ預金ニ対シ別途保証ノ途ヲ講ズルコト（尚補償、賠償等ノ支払後尚軍需融資ニ欠損ヲ生ジタル場合ハ政府又ハ日銀ニ於テ適当ナル補償ヲ講ズルベキハ勿論ナルコト）

欄外　①二、一、一九

出所　大蔵省資料Z五一一―二四七。

## (26)　民需産業再開に関する資金面よりの対策（試案）

（昭和二一年一月二二日）

民需産業再開ニ関スル資金面ヨリノ対策（試案）（昭二一、一、二二）

一、民需産業開始ヲ阻害セル諸原因

終戦後我国産業ハ萎靡状態ニアリ、民需生産ノ急速開始ハ我国経済維持ノ為焦眉ノ急デアツテ連合国最高司令部モ亦之ガ慫慂ニ関スル指令（九月二十四日ノ指令及十一月二十九日ノ指令）ヲ発セルニ拘ラズ今尚之ガ開始ニ見ルベキモノナイノハ新聞紙等ニ於テモ指摘セラレル通リ主トシテ左ノ如キ諸原因ニ因ルモノト考ヘラレル

(1)　食糧問題ノ充分ナル解決ノ行ハレ居ラザルコト

(2)　賠償ノ見透シ未ダ明ラカナラザルコト

(3)　原材料ノ今後ニ於ケル入手ノ見込不明瞭ナルコト殊ニ原料輸入可能ノ限度、製品ノ輸出可能ノ限度等我国経済ガ国際貿易参加ヲ許容セラルル時期及程度ニ関スル見透シノ不明ナルコト尚現状ニ於テハ石炭等ノ入手困難ナルコト

(4)　物価ノ安定及水準ニ関スル見透シ不明ナルコト従ツテ採算ノ基礎ノ立タザルコト

(5)　日本経済ニ於テ相当部分ヲ占メル財閥関係ノ会社ガソノ活動ヲ制限サレ居ルコト

(6)　従来企業家トシテハ取扱ニ慣レザル労働問題ノ発生セルコト

(7)　従業者側ニ於テハ食糧不足、住宅難、生活費ノ膨張等能率ヲ挙ゲ得ザル原因アルコト

(8)　財産税及戦時利得税其ノ他ノ租税関係ガ企業ニ具体的ニ如何ナル影響ヲ及スヤ不明確ナルコト

(9)　政府ノ損失補償、戦争保険金支払等ニ付尚明確ヲ欠クモノアルコト

(10)　決算ノ延期、証券市場ノ休止等、企業株主トシテ不安ノ存スルコト

(11)　金融機関等ヨリ必要ナル融資ヲ獲得スルコト困難ナルコト

二、我国当面ノ問題トシテハ食糧危機ノ克服ニ関シ全国民一致ノ努力ヲ傾注スルト共ニ民需生産ノ再開ヲ図ルコトガ喫緊ノ要務デアルガ其ノ現状ヲ見ルト、各種企業ハ前述ノ如キ諸種ノ原因ノ為生産ノ再開ヲ為スニ至ラズ経理面ノミノ原因ニ付テ見テモ、補償問題多額ノ借入金整理問題、租税問題等過去ニ於ケル債権債務ノ処理ノ如キ後始末的ノ仕事ニ頭ヲ奪ハレ、新規生産ノ意欲ヲ阻害シテ居ルカラ産業界、金融界ヲ通ジ此ノ種ノ過去ノ整理的ノ仕事ト新規ノ仕事トヲ区分シ、整理事業ニ没頭シ新事業ニ着手スルコトガ遅延シナイ様徹底的ナ処置ヲ採ル必要ガアル

ソコデ大体ノ考ヘ方トシテ米国ニ於ケル「レシーヴァー」制度ノ構想ニ依リ

(イ)　産業界ニ於テハ終戦後不要トナリ又ハ破壊セラレタ軍需生産等ノ設備ノ中カラ真ニ民需生産ニ使用シ得ル設備資材等ヲ最少限度ノ人員ト共ニ現在ノ企業カラ経理的ニ分離シ、新シイ会社ヲ新設セシメル、コノ新シイ会社ハ民需生産ニ必要欠ク可カラザル最少限度ノ設備ト資材トヲ以テ活発ナ民需生産ヲ行ヒソノ製品ニ対スル価格政策ニ付テモ特別ノ考慮ヲ払ヒ、又金融機関モ之ニ対シテ自由円滑ナル金融ヲ為スコトトスル、一方不要トナツタ設備資材等ヲ保有スル古イ会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ、金融機関ニ対スル莫大ナ負債整理、政府補償金ノ受入等ノ経理ノ整理其ノ他一定ノ整理計画ヲ樹テテ清算的ノ仕事ニ従事スル、尚新会社ヲ設立スル為ニ〝レシーヴァー〟ノ様ナ性質

ヲ有スル強力ナ委員会ノ如キモノヲ設ケ、各企業ノ更生策ヲ考ヘ又場合ニヨリ積極的ニ企業ニ対シ民需生産ノ再開ヲ指示シ、命令シ得ルコトトスルコトモ必要デアラウ

(ロ) 産業界ニ於ケル右ノ方策ニ対応シ金融界ニ付テモ米国ニ於ケル復興金融会社ノ如キ機関ヲ設置スル、而シテコノ復興金融会社ハ経済界ノ不安定ナル期間、通常ノ金融機関ガ為スコトヲ得ナイガ公衆ノ利益ノ為ニハ是非共必要デアル様ナ融資ヲ担当スル、即チ現在我国ハ一般ニインフレーション状態ニアリト云ハレテオルガ、ヨク観察スルト個人ノ消費者層ニハ主トシテ過去ノ蓄積ニ基ク過剰購買力ガ存在シ之ガ食糧品等ノ価格ヲ暴騰セシメ所謂悪性インフレーションノ傾向ヲ現出セルニ対シ一般産業界ハ寧ロ極度ノデフレーション的傾向ニアル、即チ民需生産ヲ再開スルニ必要ナル資金ノ獲得モ極メテ困難デアツテ、インフレーション対策ノ最大ノ対策タル商品ノ増産ヲ阻害シテ居ル事情ニアルガ一方金融機関トシテモ之ニ対シ金融ヲ為スコトハ極メテ危険デアリ好マシクナイ、ソコデ復興金融会社ノ如キ機関ノ設立ガ急務デアルト考ヘラレルノデアル、(復興金融会社ノ設立ニ関シテハ別項参照)

尚ホ金融機関ガ現在軍需会社等ニ対シ貸付テイル巨額ノ貸付金ニツイテモ何等カノ方法ニ依リ、ソノ整理ヲスル仕組ヲ作ルコトガ必要デアル

カクシテ金融機関ハ一方ニ於テ危険ナル融資ヲ担当スル復興金融会社ノ設立ト他方ニ於テ多額ノ軍需融資ノ整理トニヨリ身綺麗トナツテ前述シタ新会社ニ対シ円滑ナル金融ヲ行フコトトスルノデアル

(ハ) 尚右ニ応ジテ現行ノ資金調整法、経理統制令、銀行等資金運用令、軍需金融等特別措置法等ノ各種ノ法令ニ依ツテ行ハレテイル資金ノ調整、経理ノ統制、強制融資、指定金融機関制度等ニ付テハ全面的ニ調整ヲ行フコトニスル大体右ノ如キ構想ニヨリ産業界、金融界ヲ通ジ「レシーヴァーシステム」ノ考ニ依リ所謂過去ニ於ケル債権債務等ノ整理的ノ仕事ト新規ノ事業トヲ遮断シ急速ニ民需生産ノ活動ヲ促進スルコトガ必要デアルト考ヘル

右ノ産業界ニ於ケル新会社設立、金融界ニ於ケル復興金融会社ノ設立等ノ方策ニ伴ヒ

(1) 金融政策トシテハ所謂普通ノ金融機関ハ新会社ニ対シテハ、健全ナル基礎ノ下ニ自由ナル金融ヲ行フコトトナリ所謂強制融資ノ制度トカ指定金融機関ノ制度トカハ廃止スルコトトナル、但シ経済界ノ不安定ノ為ニ普通ノ金融デハ賄ヘヌ様ナ融資、例ヘバ現在ニ於ケル石炭企業、肥料事業等ニ対スル融資ノ如キハ復興金融会社ガ之ニ当ル

又各種ノ資金ノ統制ニ付テモ例ヘバ現行ノ資金調整法、銀行等資金運用令等ニ依ル資金ノ貸出ノ統制ノ如キハ今後ノインフレーション対策トシテ続行シ寧ロ強化スルコトガ必要デアルガ此ノ場合モ各種法令ノ整理統合ヲ図リ又其ノ統制ソノモノノ運用ニハ大キナ改善ヲ加ヘル

(2) 従来一般企業ガ受ケテイタ各種統制ノ適用ニ付テハ新会社ハ原則トシテ其ノ適用ヲ受ケナイコトトスル例ヘバ経理上ノ統制、物価政策上ノ統制等モ成ル可ク之ヲ受ケナイ様ニスル

(3) 物価政策ニ関シテモ遊休設備等ヲ切リ離シタ新会社ノ合理的ナル生産原価ヲ基準トシソノ製品ハ従来ノ公定価格制度ノ様ナ拘束ヲ与ヘナイ様ニスル

(4) 経済民主化ノ見地カラ考ヘテ産業界ニ於ケル新会社ノ株主ニ付テモ小株主、従業員ヲ優先セシメル等ノ配意ヲ為スト共ニ新財閥ノ発生防止ニ努メ又統制ニツイテモ従来ノヤリ方ヲ改善スル

出所　大蔵省資料Z五二六―三―二。

## (27) 復興金融会社設立要綱(試案)(昭和二一年一月二二日)

復興金融会社設立要綱(試案)(昭二一、一、二二)

民需生産ノ再興ガ我国経済維持ノ為最大ノ急務タルニ拘ラズ別稿ニ詳述セル如ク我ガ国民需生産ノ将来ニ付テハ不安ヲ抱クベキ各種ノ政治的、経済的原因ガ存在スル為ニ金融機関トシテハ仮令企業者ガ民需生産ノ再興ヲ開始セントノ意欲ヲ有スル場合ニモ之ニ対シテ資金ヲ供給スルコトヲ肯ジ得ザル実情ニ在ル。而シテインフレーション抑制ノ為ニハ一方ニ於テ浮動購買力ノ吸収ニ種々ノ施策ヲ講ズルコトガ必要デアルト共ニ其ノ反面ニ於テ必要ナル方面ニ必要ナル資金ヲ供給シ以



テ民需生産ノ再興ヲ図ルコトガ肝要デアル。依而左ニ依リ政府ノ損失補償ヲ背景トシテ資金ノ供給ヲ為スベキ特殊金融機関(復興金融会社ト仮称ス)ヲ設立ス以テ他ノ一般金融機関ガ其ノ将来ニ不安ヲ感ジ資金供給ヲ行ヒ得ザル場合ニ之ニ対シテ必要ナル資金ヲ供給シ民需生産再興ノ為注ギ水ノ役割ヲ果サシメントスルモノデアル。之ニ依リ現在一般ノ金融機関ニ於テモ政府ノ損失補償ヲ前提トスル政府命令ニ基ク融資ヲ実行シテ居ルノヲ廃シ今後一般金融機関ハ専ラ正常ノ資金供給ヲ行フコトトシ特ニ危険性高ク而モ公衆ノ利益ノ為ニ必要ナル資金ノ供給ハ専ラ此ノ復興金融会社ヲシテ行ハシメルコトトスル。

一、復興金融会社ノ形態

(イ) 目的及業務

左ニ掲グル目的ノ為ニ必要ナル資金デアツテ経済事情不安定ノ過渡的期間ニ於テ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナル資金ヲ供給スルコト(但シ飽迄将来ノ回収ヲ前提トスル金融ヲ行フノデアツテ初メカラ回収ノ見込ナキモノニ付テハ政府支出トシテ処理スルモノトシ両者ハ厳ニ区分スルコト)

(1) 国民生活ノ維持(例ヘバ肥料工業、石炭採掘業、土建事業其ノ他一般民需産業ニ対スル資金ノ供給)

(2) 我国経済ノ速カナル民主主義的再建(例ヘバ農地制度ノ改革、財閥解体等ノ経済民主主義化ヲ円滑ニ実行スル為ニ新ニ土地株式等ヲ獲得スベキ資力少キ多数ノ者ニ対スル資金ノ供給)

(3) 我国経済ノ速カナル国際経済ヘノ協力参加(輸出品産業ニ対スル資金ノ供給)

(ロ) 資本

資本金〇〇億円トシ全額政府出資トスルコト

(ハ) 役員

(1) 総裁一名、副総裁一名、理事及監事若干名トシ政府之ヲ命ズルコト

(2) 役員ハ関係官庁官吏ノ兼務ニ依ルモノ及金融機関、商工業者、農業関係者ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツルコト

(3) 業務ノ重要事項ニ関シ総裁ノ諮問ニ応ズル参与若干名ヲ置クコト

(ニ) 資金調達

(1) 社債ノ発行　払込資本金ノ一定倍数ヲ限リ社債発行ノ特典ヲ認ム

(2) 一般金融機関ヨリノ共同融資

(3) 日銀預金部ヨリノ借入

(ホ) 損失補償

政府ハ毎事業年度生ズル損失ノ全部ヲ補償スルコト

(ヘ) 政府ノ監督

政府ノ厳重ナル監督ニ服スルコト尚本会社ヨリ資金ノ供給ヲ受ケタ相手方ノ経理ニ付テモ厳重ナル監督ヲ行ヒ得ルモノトスルコト

(ト) 存続期間

設立後五年ヲ経過セルトキ解散スルコト但シ帝国議会ノ協賛ヲ経テ其ノ以前ニ解散シ又ハ存続期間ヲ延長スルコトアルベキコト、解散後ハ清算法人トシテ存続スルコト

二、経過的処置

前述ノ復興金融会社ノ設立ハ議会ニ於テ法律案ノ協賛ヲ要スル結果其ノ設立ハ本年七、八月トナルガソレ迄ノ間何等ノ処置ヲシンナイデオルコトハ絶対ニ許サレナイ。ソコデ経過的ニ左ノ措置ガ考ヘラレル。

(1) 連合国司令部ノ許可ヲ受ケ復興金融会社ノ設立ノ原則ヲ決定シタ上復興金融会社設立ノ際ハ之ニ肩替ヲスルコトヲ条件トシテ融資ヲスル方法之ニ付テハ現在ノ日本興業銀行ニ別勘定ヲ設ケサセ興業銀行ヲシテ復興金融ノ実務ニ当ラシメル

復興金融ニ必要ナル資金ハ興業銀行ガ政府保証付キ債券ヲ発行シテ預金部又ハ市中銀行ヨリ調達スル

(2) 連合国司令部ノ許可ヲ得テ現在ノ強制融資ノ制度ヲ暫定的ニ続行スル方法

コノ場合モ日本興業銀行ニ実務ヲ担当サセ資金ノ調達ハ前項ト同様トスル

右ノイヅレノ場合ニツイテモ新ニ官民ヨリナル復興金融委員会ノ如キモノヲ設ケ慎重ナル手続ニヨリ融資ヲ決定スル

三、関連シテ考慮スベキ事項

(1) 民需生産再興ノ為ノ諸施策トノ関係殊ニ産業界ニ於ケル措置トノ関係
(2) 民需生産再興ノ為企業経理ニ関シ講ズベキ施策
(3) 「インフレーション」抑制策トノ関係
(4) 他ノ金融機関トノ関係
(5) 命令融資制度トノ関係
(6) 本会社ノ金融ト政府支出トノ関係

編注　復興金融会社構想はすでに「復興金融会社設立要綱（試案）（二一、一、一三）」（大蔵省資料Z五一一―二四七、同Z五二六―三―一）があり、それが一月二二日付の前掲「民需産業再開ニ関スル資金面ヨリノ対策（試案）」、後掲「民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策（試案）」および本資料の三文書の形で成案されたものと考えられる。

出所　大蔵省資料Z五二六―三―二。

## (28) 民需産業再開促進の為の新会社旧会社分離方策（試案）

（昭和二一年一月二二日）

民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策（試案）

（昭二一、一、二二）

戦争ニ伴フ負担ノ処理ニ関スル方針及今後ノ事業経営ニ対スル見透難ノ為操業停頓ニ陥ツタ感ノアル各産業ノ現状ヲ打開スル為各産業ハ今後民需生産ニ利用シ得ル設備、資材及人員ヲ現在ノ企業ヨリ経理的ニ分離シ分離セル企業所謂新会社ハ自由円滑ナル金融ヲ受ケ其ノ生産品ニ付テハ価格政策ヲ調整スル等旧来ノ債権債務関係ニ拘泥セズ潤達ナル民需産業ニ適進スルコトトスルト共ニ不要トナツタ設備資材等ヲ保有スル所謂旧会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ金融機関ニ対スル負債ノ整理、補償金ノ受入レ、債権債務関係ノ決済等一定ノ整理計画ヲ樹テ整理事務ヲ



終戦後ニ於ケル産業ハ累積スル諸般ノ障碍ト国家統制ノ反動的弛緩トニ依リ全面的ニ麻痺状態ニ陥リ其ノ生産ハ激減セルト共ニ他方流通部門ノ不均衡ナル膨脹ト相俟チ正ニ破局的様相ヲ呈セントスルニ至レリ、之ヲ徒ラニ産業ノ自主的回復ニ放置センカ遠カラズシテ民生ノ混乱ヲ惹起スルノ虞少カラズ之ガ打開ノ眼目ハ食糧ト石炭ノ増産ニ存スルヲ以テ当面ノ施策ヲ之ニ集中シ其ノ主要ナル隘路ノ解決ニ努ムルト共ニ之ヲ起点トシテ逐次重要産業ノ振興ヲ図リ均衡アル民需生産ノ再建及民生ノ安定ニ資スル如ク国民ノ理解ト協力ニ基ク所要ノ統制指導ヲ行ヒ以テ事態ノ匡救ヲ期セントス

要　領

一、施策ノ重点ヲ石炭並ニ化学肥料其ノ他食糧増産ニ緊要ナル物資ノ増産ニ指向シ之ガ隘路ヲ為ス主要事項ノ解決ニ付敏速適確ナル処置ヲ講ズ

二、石炭生産ノ増大ニ伴ヒ輸送部門、輸入見返リ物資生産部門及重要衣食住物資生産部門ノ需要ヲ優先的ニ充足スル外之等ノ基礎トナルベキ諸産業ニ対スル配炭ノ増大ヲ図リ以テ生産循環ノ拡大ヲ誘導ス

三、右ニ要スル資材ニ付テハ遊休、偏在乃至隠匿ノ状態ニ在ル資材ノ動員ヲ第一次的ニ強行スル外重要ナル資材ニ付配給ヲ規正シ之ガ重点集中ヲ図ル

四、重要産業ヲ通ジ生産ノ中核トナルベキ者ヲ指定シ之ニ対シ資材、作業用品ノ集中配給ヲ行ヒ且食糧ヲ増配スル等国家ニ於テ生産要素ノ確保ニ付積極的支援ヲ為スト共ニ国家計画ニ基ク生産ノ完遂ヲ期スル如ク之ヲ指導ス

五、重点工場事業場ノ勤労体制ヲ刷新シ併セテ作業運営ヲ合理化スル為労務者及企業家ノ代表ヲ以テ構成スル協議機関ヲ設ケ当該工場事業場ニ於ケル配給物資及福利施設ノ管理、作業計画ト勤労条件トノ調整等ノ事項ニ付公正ナル協議ニ基ク運営ヲ行ハシムルト共ニ右機関ヲ通ジ当該企業ノ適正活発ナル経営ニ対スル労務者ノ意見ヲ積極的ニ反映セシム

六、速ニ健全ナル民需生産ヲ開始セシムル為必要ナル企業ニ付テハ新会社ヲ創立セシメ之ニ所要ノ生産設備ヲ貸与シ又ハ所要ノ事務ヲ委託セシムル等ノ方途ヲ講ゼシムルト共ニ右新会社ニ対シテハ積極的ニ所要資金ノ融通ヲ斡旋ス

七、適正ナル価格水準ニ基キ重要物資ニ付急速且綜合的ニ価格ノ改訂ヲ行ヒ以テ産業活動ノ円滑ナル運営ヲ促進スルト共ニ之ガ恪守ニ付全力ヲ傾注ス

八、重要工場事業場ノ生産実施ニ付常ニ現場ノ実情ヲ把握シテ敏活ニ具体的ナル支援ヲ行ハシムル為所要ノ官吏ヲシテ現場ニ挺身セシメ隘路ノ打開ト生産ノ増強ニ協力セシム

措　置

一、前各項ノ目的ヲ達成スル為重要物資ノ生産、配給、価格等ニ付所要ノ統制ヲ実施ス

二、統制ノ発動ニ当リテハ広ク産業界、労働界、消費界ノ代表者及学識経験者等ヲ以テ構成スル委員会ヲ設置シ右委員会ニ於テ其ノ方針及措置ノ大要ヲ審議セシムルト共ニ常ニ其ノ実施ノ状況ヲ監査スル為右委員会ヲ主体トシテ活発ナル行政査察ヲ行ハシム

三、統制ノ実施ニ当リテハ画一的ナル運営ヲ避ケ、企業者ノ創意工夫ヲ助長シ、公正ナル競争ヲ保持シ以テ最大ノ能率ヲ発揮セシムル如ク措置スルト共ニ産業界ヲシテ自治的ニ運営セシムルヲ適当トスル事項ハ原則的ニ民間機関ヲシテ行ハシム

四、統制ニ違反シタルモノニシテ情状特ニ重キモノニ対シテハ資材等ノ配給停止、一定期間ノ営業ノ停止等ノ措置ヲ講ズ

五、本件措置ノ実施ニ必要ナル法制ヲ速ニ整理ス

六、本件措置ト併行シ特ニ民生用物資ノ配給方法ヲ刷新シ消費組織ノ合理化ト相俟チ消費者意見ヲ反映セシムルニ必要ナル方途ヲ講ズ

七、民需生産ノ再開ニ要スル資金ノ供給ニ付テハ必要ナル特殊金融機関ヲ設クルモ差当リ既存金融機関ニ依ル積極的金融ヲ確保スルノ措置ヲ講ズ

八、民需生産ノ増強ニ緊急必要ナル設備ノ建設ニ付テハ産業設備営団ヲ活用スルト共ニ之ガ貸付ヲ受クル企業ノ経理ニ付テハ特別ノ監督措置ヲ講ズ

編注　本文の原案は二月六日付で商工省から閣議に提出された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三二。

## (29) 緊急事態に対処する生産増強方策大綱

（昭和二一年二月八日閣議決定）

緊急事態ニ対処スル生産増強方策大綱

方　針

## (30)　民需生産再開の為の企業経理対策要綱（閣議了解案）

（昭和二一年一月二六日大蔵省）

①

民需生産再開ノ為ノ企業経理対策要綱（閣議諒解案）

（大蔵省昭二一、一、二六）

民需生産ノ再開ハ我国当面ノ最大要務ノ一ナル処之ヲ促進スル為ニハ民需生産ノ再開ヲ阻害シ居ル各般ノ原因ヲ除却スル為各分野ニ亘ル綜合的対策ヲ講ズルノ要アリ、其ノ諸対策ノ一環トシテ企業ノ経理ニ関シ左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

一、資金面ニ関スル措置

(1)　復興金融機構ノ創設

産業界及金融界ノ双方ニ各種ノ不安定ナル要素ガ存スル結果民生産業復興ノ為ノ資金ニシテ公衆ノ利益ノ為ニハ是非トモ必要ナルニ拘ラズ普通ノ金融機関ガ通常ノ融資トシテ金融スルコト困難ナルガ如キ事例多キ実情ニ鑑ミ経済界ノ不安定ナル暫定的期間ニ於テ専ラ斯カル場合ノ資金供給ヲ担当スベキ復興金融ノ機構ヲ創設ス、之ガ為

(イ)　来ルベキ特別議会ノ協賛ヲ経テ復興金融会社法（仮称）ヲ制定シ之ニ基キ特別ノ金融機関（復興金融会社ト仮称ス）ヲ設立ス

(ロ)　右復興金融会社ノ設立ニ到ル迄ノ経過的期間ニ於テハ復興金融会社設立後之ニ肩替リスルコトヲ条件トシテ現在ノ日本興業銀行ヲシテ別勘定ヲ設ケシメ復興金融ノ業務ヲ行ハシム

右復興金融ニ要スル資金ハ政府保証付興業債券ノ発行ニ依リ之ヲ調達ス

(ハ)　右復興金融ノ運営ヲ適正ナラシムル為官民ヨリ成ル復興金融委員会ヲ設置ス

(ニ)　右ノ仕組ノ設定ニ伴ヒ現在ノ強制融資ノ制度ハ之ヲ廃止ス、但シ右ノ如キ復興金融ノ機構創設ニ到ル迄ノ経過的期間ニ於テハ連合軍ノ承認ヲ得テ強制融資ノ制度実情ニ即シ運営ス

(2)　金融機関ノ資金融通ノ抑制

前項ノ復興金融機構ノ創設ニ依リ民生産業復興ニ必要ナル資金ニ付テハ其ノ円滑ナル供給ヲ図ル一方金融緊急措置令ノ運用其ノ他ニ依リ思惑、買溜、闇取引等ノ資金ノ融通ハ厳重ニ之ヲ抑制ス、殊ニ将来ノ貨幣価値ノ低落ヲ見越シ此ノ際出来得ル限リ借入金ニ依存セントスルガ如キ傾向ニ対シテハ厳重ニ之ヲ抑制スルト共ニ遊休隠退蔵物資ノ活用方策ト照応シ資金融通ノ面ヨリ強力ニ之ヲ支援ス

(3)　軍需融資ノ処理及企業ノ補償

金融界ニ於ケル軍需融資ノ処理ハ産業界ニ於ケル軍需企業ノ損失補償及賠償ニ対スル補償ノ問題ト不可分ノ関係ヲ有スルヲ以テ産業界ニ於ケル損失額ヲ速カニ調査決定シタル上其ノ損失ヲ産業界、金融界及国家ノ三者ニ於テ公平ニ負担スルノ原則ノ下ニ軍需融資ノ処理及企業ノ補償ヲ実行ス

軍需融資ノ処理ニ付テハ軍需融資ノ肩替リヲ為スガ如キ特別ノ処理機関ノ設置ヲ要スル場合モアリ得ベキモ差当リノ処置トシテハ各金融機関ニ於テ特別勘定ヲ設ケテ之ヲ整理セシムルコトシ各金融機関ノ軍需融資ノ処理ニ付テハ産業界ニ対スル政策トモ睨合セテ統一的方針ニ依ラシムルモノトス、尚之ガ為適当ナル委員会ヲ設置ス

(4)　過剰購買力ノ活用

主トシテ過去ノ蓄積ニ基ク尨大ナル過剰購買力ノ食糧其ノ他ノ生活必需物資ヘノ集中ニ依ル価格ノ暴騰ニ対シテハ今般実施セル通貨、食糧、物資等ニ関スル一連ノ施策ヲ強力ニ推進シ「インフレーション」ノ昂進ヲ抑圧スルト共ニ進ンデ之ヲ民生産業復興ノ為ノ必要ナル資金トシテ動員活用ス

二、経理面ニ関スル措置

企業ガ終戦後不要トナリ又ハ賠償ノ対象トナリタル軍需生産ノ設備其ノ他政府ノ損失補償、戦争保険金、損失ノ繰延等ノ不安定資産及未整理借入金ヲ多額ニ有スル為民需生産ニ使用シ得ル設備資材等ヲモ有スルニ拘ラズ新ナル民需生産ヲ開始シ得ザル事例多キ実情ニ鑑ミ其ノ民需転換可能ノ設備資材等ヲ必要ナル



人員ト共ニ適当ナル方法ニ依リ現在ノ企業経理ヨリ分離シ新会社ヲ設立シテ之ガ経営ニ当ラシムル措置ヲ講ジ速カニ生産ヲ開始セシムルヲ適当トス

右措置ノ実施ニ当リテハ物価政策等ノ適正ナル運営ヲ期シ金融ニ付テモ亦普通ノ金融機関ヨリ通常ノ金融ヲ行ハシムルモノトス

新会社ノ分離ニ依リ不要トナレル設備等ノミヲ保有スルコトトナル旧会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ政府補償金ノ受入、負債ノ整理等ノ整理事務ヲ行ヒ清算ニ入ルモノトス

尚新会社ノ設立其ノ他民需産業ノ再開並ニ軍需企業等ノ整理ヲ円滑ナラシムル為商法等ノ特例ヲ設クル等ノ法制的措置ヲ講ズルモノトス

三、統制法令ニ関スル措置

現在産業資金ノ調整ヲ規定セル臨時資金調整法、会社経理統制令、銀行等資金運用令、軍需金融等特別措置法、企業整備資金措置法等ノ法令ヲ整理統合シ来ルベキ特別議会ノ協賛ヲ経テ産業資金法（仮称）ヲ制定シ「インフレーション」防止ノ為ノ資金統制ノ強化其ノ他前各項ノ措置ノ実行ニ必要ナル法律的根拠ヲ規定ス

欄外　野田主計局長筆跡のペン書き記入。

①本件ハ閣議了解後モ発表不致ニ付御含置被下度ク

編注　本文と同題で、二一年一月三〇日付文書が作成されており、一月三一日大臣室で検討されたうえ、若干の手直しが加えられてこの閣議了解案が作成された。

出所　大蔵省資料Z五一一―三一五。

## 8　国庫債務負担の推定

### (1)　戦後に於ける国庫負担等調

（昭和二〇年九月二〇日―二一日大臣官房文書課）

昭和二十年九月二十日

大臣官房文書課長

別紙ハ大臣ガ明二十一日午前中ニ緊急ニ所要セラルルモノナルニ付午前十一時迄ニ間迄ヒナク文書課迄御届被下度（部数ハ差当リ一部ニテ可ナリ）

追而右計数ハ大ツカミノモノニテ宜シキ由ニ付為念

戦後ニ於ケル国庫ノ負担

第一、戦費

第二、戦時中ノ一般会計（主計局）

右国債発行高及今後二十年度発行所要額（金融局国庫課）

特殊借入金額（国庫課）

第三、各種ノ政府ノ保証債務額（企画課）

第四、戦争保険金其ノ他ニシテ已ニ公約セルモノノ今後ノ負担（金融局保険証券課、産業資金課）

第五、軍需会社整理ノ為国庫ノ負担トナルベキモノノ予想額（金融局産業資金課）

第六、満、鮮、台、樺太関係ニ於テ国庫ノ負担予想額（諸事業整理ノ為負担トナルベキモノヲ含ム）

第七、喪失領土及占領地域ニ於ケル発行通貨ノ整理ニ要スル負担（外資局）

第八、右ノ外特ニ政府ノ負担トナルベキモノト予想セラルルモノ（主計局及各局課）

総計

戦時中一般会計予算

| | |
|---|---|
| 臨軍ノ繰入ノ控除 | 〇〇〇 |
| 第一及第二ノ通シ純計 | 一、〇〇七 |
| | 一、六九二 |

註　一、地方団体ノ戦争関係経費ハ（昭和二十年九月二十日現在）

二　国債発行額及借入金調（昭和二十年九月二十日現在）

(1)　支那事変処理ノ為国庫ノ負担ニ属スル公債及借入金

| | | |
|---|---|---|
| 第一回 | 支那事変公債 | 一、三〇七 |
| 第二回 | 大東亜戦争中 | 一、一七七 |
| 第三回 | 小計 | 二、四八四 |
| 第四回 | 大東亜戦争中 | 一、〇一七 |
| 第五回 | 軍需会社整理ノ為国庫ノ負担ニ属スル公債 | 一、〇一七 |
| 第六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第四十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第五十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第六十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第七十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第八十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第九十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百二十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百三十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百四十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百五十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百六十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百七十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百八十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第百九十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百二十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百三十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百四十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百五十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百六十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百七十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百八十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第二百九十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百二十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百三十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百四十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百五十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百六十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百七十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十八回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百八十九回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十一回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十二回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十三回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十四回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十五回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十六回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十七回 | 戦争保険金其ノ他ニ属スル公債 | 四一〇 |
| 第三百九十八回 | 

（ロ）本邦人預金関係

| | |
|---|---|
| 満洲 | 一、 |
| 支那 | 〇〇 |
| 南方 | 〇〇 |
| 計 | 〇〇 |
| （ハ）合計 | 〇〇 |
| 各地域通貨別邦貨本金額 | 五九、三〇〇 |
| 各地域ノ特別円残高 | 一、〇〇〇 |
| 計 | 五九、三〇〇 |
| 第八、方ノ外特ニ政府ノ負担トナスベキ予想セラルベキノ | 四四 |
| 一、予算外国庫負担 | 一、七三〇 |
| （イ）一般会計ヲ算外契約額 | 一、二一八 |
| （二）十年度予算計上額、罹災資材確保照応分、元利保証ノ額ヲ除ク、 | |
| 以上各項ニ付左ニ準ズ） | |
| （ロ）臨時軍事費分 | 一、一一〇 |
| （ハ）外地分 | 一一〇三 |
| 計 | 一一、一 |
| 内訳 | 七三六 |
| 朝鮮 | 一一 |
| 台湾 | 一一 |
| 樺太 | 七三 |
| 関東局 | 六六 |
| 戦災復旧費（今後負担見込額） | |
| 戦災復旧分 | 〇〇〇、〇一 |
| 一、其ノ他（今後負担見込分） | |
| 三、軍人恩給負担額（二十億ノ五ヶ年間分） | 〇〇〇、〇一 |
| （1）傷痍軍人保護関係 | 〇〇 |
| （2）軍人遺族保護関係 | 四、一一 |
| （3）恩給費 | 四、八七 |



出所　大蔵省資料Z五三六―一―一。

（注）①現ナマ除ク　四〇%
②総額ノ七割見当ヲ推定
③総額ノ内訳（未定額）
　①　郵便貯金
　　八月二十七日現在ニテ概算
　　外　愛知文書課長証明ニテ概ネ
　　内訳
　　預金部　資金運用部ニ預入ノ分　五九、五七三、一、
　　簡易保険積立金　一一、七三一、
　　恩給金庫　一一、〇三六、
　　共済組合　一、〇六七、
　　日本勧業銀行　一、一、
　　農工銀行　〃
　　興業銀行　〃
　　横浜正金銀行　〃
　　朝鮮銀行　〃
　　台湾銀行　〃
　　計　一〇、一、
　②　北支ノ分　四、二、五九、五七七、
　　中支ノ分　四、二、五七七、
　　南方ノ分
　　昭和二十年九月末　正金預ッ金　五九、五九七、
　　昭和二十年五月末　〃　五九、五七七、
　　昭和二十年九月末　〃　五九、五七七、
　　昭和二十年九月末　日本側銀行預ッ金
　　中支　〇〇一、七一一、
　　南方
　　昭和二十年九月末　日本側銀行預ッ金
　　中支　〇〇一、
　　南方
　　昭和二十年九月末　現在高ノ殆ンド全部ヲ
　　満洲　一、二一八、〇〇〇、
　　昭和十七年九月末　〃　五九、
　　昭和十七年九月末　〃　五九、
　　昭和十七年九月末　〃　五九

| | | 第一想定 | 第二想定 |
|---|---|---|---|
| 外 | 債 | 二億円余（三十年払ノ時） | 一億円余（六十年払ノ時） |
| 占領軍費 | | 十五億二千四百万円（外債分ヲ五十年分ト算出）（割引率ノ時） | 七億六千二百万円（百年分割払ノ時） |

(1)　外債払ヲ伴フ予算

ソ三十年乃至六十年ノ長期ニ亘ル償還ヲ行フ場合ニハ、其ノ元利支払ノ為ニ毎年度予算ニ計上セラルベキ金額ハ、概ネ次ノ算式ニ依リテ算出セラルベシ。

$$\text{毎年支払額} = \text{外債額面} \times \frac{r(1+r)^n}{(1+r)^n - 1}$$

ここニ $r$ ハ利率、$n$ ハ償還年数ヲ表ス。例ヘバ利率百分ノ三、償還年数三十年ノ場合ニハ、$r = 0.03$、$n = 30$ トシテ計算スベシ。

(2)　占領軍費ノ特別取扱

占領軍費ニ関シテハ、前記ノ原則ニ拘ラズ、毎年度ノ予算ニ計上スル金額ヲ以テ足レリトスル特別取扱ヲ認ム。但シ其ノ金額ハ、前年度ノ実績ヲ基礎トシテ、物価指数ノ変動ヲ考慮シ、且ツ将来ノ撤兵計画ヲ勘案シテ、合理的ニ算定セラルベキモノトス。

(3)　償還期限ノ延長

前項ノ規定ニ依リ算定セラレタル金額ガ、当該年度ノ歳入ノ百分ノ五ヲ超エントスル場合ニハ、超過額ノ償還ヲ翌年度以降ニ繰延ベルコトヲ得。此ノ場合ニ於テモ、繰延ベタル額ニ対シテハ、当初ノ利率ニ加ヘテ百分ノ一ノ利子ヲ附スルモノトス。

(4)　特別会計ノ設置

占領軍費ニ関スル収支ハ、一般会計ト区別シテ、特別会計ヲ設ケテ経理スベシ。特別会計ニハ、歳入トシテ、一般会計ヨリノ繰入金、外債収入金、及ビ占領軍ヨリノ直接収入ヲ計上シ、歳出トシテ、占領軍ノ維持費、施設費、及ビ日本人労務者ノ給与ヲ計上スルモノトス。

## 第三　今後ノ国際収支ノ見通シト財政ノ支払能力

今後ノ国際収支ノ見通シニ付テハ、種々ノ不確定要素ガ存スルモ、概ネ左ノ如キ傾向ヲ辿ルモノト予想セラル。

(1)　貿易収支ノ改善

輸出ハ、世界経済ノ回復ニ伴ヒ、緩慢ナガラモ増加ノ傾向ヲ示スモノト見込マレル。特ニ繊維品及ビ雑貨類ニ付テハ、相当ノ輸出余力アリト認メラル。

(2)　貿易外収支ノ改善

貿易外収支ニ付テハ、船舶運賃ノ回復ニ伴ヒ、相当ノ改善ヲ期待シ得ベシ。

(3)　占領軍費ノ減少

占領軍費ハ、逐年減少ノ傾向ヲ辿ルモノト予想セラルルガ、其ノ減少ノ速度ハ、撤兵計画ノ進捗状況ニ依リ左右セラルルコトトナルヲ以テ、確実ナル見通シヲ立ツルコトハ困難ナリ。

(4)　外貨準備ノ現状

現在ノ外貨準備ハ、誠ニ僅少ニシテ、国際収支ノ突発的変動ニ対スル緩衝力トシテハ、極メテ脆弱ナリト言ハザルヲ得ズ。

## 第四　財政再建ノ基本方針

一、財政再建ノ目標

財政再建ノ目標ハ、概ネ左ノ三点ニ置クモノトス。

(1)　均衡財政ノ回復

(2)　国債依存度ノ逓減

(3)　通貨価値ノ安定

二、均衡財政ノ回復

均衡財政ノ回復ハ、昭和二十六年度ヲ以テ、遅クトモ昭和二十七年度ニハ、之ヲ実現スルヲ目標トスル。

三、国債依存度ノ逓減

国債依存度ハ、毎年度ノ一般会計歳出ニ対スル国債発行額ノ割合ヲ以テ表ハスモノトシ、之ヲ逐年引下ゲテ行クモノトス。

四、通貨価値ノ安定

通貨価値ノ安定ハ、財政再建ノ最終目標ニシテ、之ガ為ニハ、物価ノ騰貴ヲ抑制シ、且ツ国際収支ノ均衡ヲ維持スルコトガ必要ナリ。

## 第五　財政再建ノ具体的方策

一、歳出ノ節減

(1)　軍事費ノ削減

軍事費ハ、国家財政ニ対スル最大ノ圧迫要因ナリ。従ッテ、之ノ削減ハ、財政再建ノ最モ重要ナル鍵ヲ握ルモノト言ヒ得ル。

(2)　行政機構ノ簡素化

行政機構ハ、戦後ノ急激ナル膨張ニ伴ヒ、著シク複雑化シ、且ツ重複ヲ生ジテヰル点ガ少ナクナイ。

(3)　補助金ノ整理

補助金ハ、其ノ性質ヲ慎重ニ検討シ、不要不急ノモノハ、思ヒ切ッテ廃止スルコトトシ、必要ナルモノニ付テモ、其ノ交付基準ヲ明確ニシ、且ツ重点的ニ交付スルヤウ改メルコトトシタイ。

二、歳入ノ増加

(1)　税制ノ改正

税制ノ改正ニ付テハ、現行税制ノ根本的ナ改革ハ、暫ク措キ、当面ハ、税負担ノ公平ヲ期スル為ノ、技術的ナ改正ヲ行フニ止メルコトトシタイ。

(2)　税収ノ確保

税収ノ確保ニ付テハ、徴税機構ノ整備ト、納税者ノ協力トニ俟ツベキモノデアルガ、特ニ、所得税ノ捕捉率ノ向上ニ、一層ノ努力ヲ払フ必要ガアル。

(3)　専売益金ノ増加

専売益金ハ、財政収入ノ重要ナル源泉デアルカラ、其ノ増加ニ努メルコトハ、勿論デアルガ、之ガ為ニハ、消費者ノ負担ヲ過重ニシナイ範囲ニ於テ、適正ナル価格政策ヲ採ルコトガ必要デアル。

三、歳出ノ節減

(1)　軍事費ノ削減

軍事費ハ、国家財政ニ対スル最大ノ圧迫要因ナリ。従ッテ、之ノ削減ハ、財政再建ノ最モ重要ナル鍵ヲ握ルモノト言ハザルヲ得ズ。

(2)　行政機構ノ簡素化

行政機構ハ、戦後ノ急激ナル膨張ニ伴ヒ、著シク複雑化シ、且ツ重複ヲ生ジテヰル点ガ少ナクナイ。

(3)　補助金ノ整理

補助金ハ、其ノ性質ヲ慎重ニ検討シ、不要不急ノモノハ、思ヒ切ッテ廃止スルコトトシ、必要ナルモノニ付テモ、其ノ交付基準ヲ明確ニシ、且ツ重点的ニ交付スルヤウ改メルコトトシタイ。

四、歳出ノ節減ト社会保障

社会保障ハ、国民生活ノ安定ニ欠クベカラザルモノデアルガ、之ガ為ニ、財政ノ負担ガ過重ニナラナイヤウ、十分ナ考慮ヲ払フ必要ガアル。

## 第六　財政再建ノ為ノ税制改正

一、税制改正ノ基本方針

税制改正ハ、次ノ三点ヲ基本方針トシテ行フモノトス。

(1)　税負担ノ公平

(2)　税収ノ確保

(3)　経済ノ安定

二、所得税ノ改正

(1)　基礎控除ノ引上ゲ

(2)　扶養控除ノ増額

(3)　税率ノ緩和

三、法人税ノ改正

(1)　税率ノ引下ゲ

(2)　同族会社ノ課税

四、間接税ノ整理

(1)　物品税ノ簡素化

(2)　酒税ノ増徴

(3)　専売益金ノ増加

## 第七　財政再建ノ為ノ歳出節減

一、軍事費ノ削減

(1)　軍事費ノ限度

(2)　軍事費ノ内容

二、行政機構ノ簡素化

(1)　中央官庁ノ整理

(2)　地方行政ノ簡素化

三、補助金ノ整理

(1)　補助金ノ廃止

(2)　補助金ノ交付基準

四、社会保障ノ重点的実施

(1)　社会保障ノ範囲

(2)　社会保障ノ程度

## 第八　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第九　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第十　財政再建ノ為ノ税制改正

一、税制改正ノ基本方針

(1)　税負担ノ公平

(2)　税収ノ確保

(3)　経済ノ安定

二、所得税ノ改正

(1)　基礎控除ノ引上ゲ

(2)　扶養控除ノ増額

(3)　税率ノ緩和

三、法人税ノ改正

(1)　税率ノ引下ゲ

(2)　同族会社ノ課税

四、間接税ノ整理

(1)　物品税ノ簡素化

(2)　酒税ノ増徴

(3)　専売益金ノ増加

## 第十一　財政再建ノ為ノ歳出節減

一、軍事費ノ削減

(1)　軍事費ノ限度

(2)　軍事費ノ内容

二、行政機構ノ簡素化

(1)　中央官庁ノ整理

(2)　地方行政ノ簡素化

三、補助金ノ整理

(1)　補助金ノ廃止

(2)　補助金ノ交付基準

四、社会保障ノ重点的実施

(1)　社会保障ノ範囲

(2)　社会保障ノ程度

## 第十二　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第十三　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第十七　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第十八　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第十九　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第二十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第二十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第二十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第二十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第二十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第二十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第二十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第二十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第二十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第二十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第三十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第三十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第三十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第三十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第三十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第三十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第三十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第三十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第三十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第三十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第四十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第四十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第四十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第四十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第四十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第四十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第四十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第四十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第四十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第四十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第五十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第五十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第五十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第五十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第五十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第五十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第五十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第五十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第五十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第五十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第六十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第六十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第六十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第六十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第六十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第六十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第六十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第六十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第六十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第六十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第七十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第七十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第七十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第七十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第七十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第七十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第七十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第七十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第七十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第七十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第八十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第八十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第八十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第八十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第八十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第八十五　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第八十六　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第八十七　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第八十八　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第八十九　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第九十　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第九十一　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第九十二　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費ノ増加

(1)　公共事業費ノ必要性

(2)　公共事業費ノ重点的実施

三、文教費ノ増加

(1)　文教費ノ必要性

(2)　文教費ノ重点的実施

## 第九十三　財政再建ノ為ノ歳入増加

一、税制改正ニ依ル増収

(1)　所得税ノ増収

(2)　法人税ノ増収

(3)　間接税ノ増収

二、専売益金ノ増加

(1)　専売益金ノ増加ノ必要性

(2)　専売益金ノ増加ノ限度

## 第九十四　財政再建ノ為ノ歳出増加

一、社会保障ノ充実

(1)　社会保障ノ必要性

(2)　社会保障ノ重点的実施

二、公共事業費

| 区分 | 昭和二十一年度生産国民所得予測試算 | | | 昭和二十五年度生産国民所得予測試算 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実行 | 名目 | 昭二一 | 実行 | 名目 | 昭二〇 |
| (1)農林水産業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (2)鉱業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (3)水産業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (4)工業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (5)交通業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (6)運輸業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (7)通信業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (8)公益事業 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (9)国民総生産 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (10)国民総所得 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (11)国民純所得 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (12)国民所得 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (13)国民総支出 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (14)国民総消費 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (15)国民総投資 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (16)国民純投資 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (17)国民総貯蓄 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (18)国民純貯蓄 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (19)国民総貯蓄率 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| (20)国民純貯蓄率 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |

注　右ラ概略九百億円ナルモ数字ニハラ前提ニ採用ス

昭和二十一年度国民消費性向試算

注　賠償ニ依ル撤去又ハ破壊セラルル国内産業施設等ノ現存資本ノ喪失ヲ

| 区分 | 労働 | | 消費財額 | 貯蓄 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 労働 | 目 | | 労働 | 目 |
| (1)一般公務費 | 一、飲食物費 | (1)主食 | 五四〇億円 | (2)住宅、保健衛生費 | |
| | | (2)副食 | 一八〇億円 | | |
| | | (3)調味料 | 四八億円 | (3)交通通信費 | |
| | 二、住居費 | (1)家賃、地代 | 一三七億円 | (4)教育修養娯楽費 | |
| | | (2)修繕、水道 | 一〇億円 | | |
| | | (3)家具什器 | 一二億円 | (5)被服費 | |
| | 三、衣服費 | | 四七億円 | | |
| | 四、雑費 | (1)酒 | 一七億円 | (6)保健衛生費 | |
| | | (2)煙草 | 九億円 | | |
| | | (3)其ノ他嗜好品 | 四億円 | (7)交際費 | |
| | 五、其ノ他 | | 九〇億円 | (8)其ノ他 | |
| (2)財政収入 | 一、租税 | (1)所得税 | 四億円 | | |
| | | (2)法人税 | 一億円 | | |
| | | (3)相続税 | 一億円 | | |
| | | (4)地租 | 一億円 | | |
| | | (5)家屋税 | 一億円 | | |
| | | (6)営業税 | 一億円 | | |
| | | (7)其ノ他 | 一億円 | | |
| | 二、専売益金 | | 一億円 | | |
| | 三、官業益金 | | 一億円 | | |
| | 四、官有財産収入 | | 一億円 | | |
| | 五、其ノ他 | | 一億円 | | |
| (3)財政支出 | 一、軍事費 | | 一億円 | | |
| | 二、賠償費 | | 一億円 | | |
| | 三、其ノ他 | | 一億円 | | |
| (4)財政余剰 | | | 一億円 | | |

対外援助ノ経済的側面」ヲ参照サレタシ

ラ持ツテヰル機械ヲ以テ「ポーレー」ノ認可ヲ米人中ニ補償ヲ行フコトヲ原則

トシ賠償ノ対象ヲ在外財産ノミニ限ルコトニ決定シタ

賠償ノ対象ヲ在外財産ノ補償ヲ在内財産ノ補償ニ代ヘタノハ在内財産ノ方ガ

広汎ニ亘リ且ツ多額ニ上ルノデ賠償ノ範囲ヲ制限スル為ニ外ナラナイ

産業設備中賠償ノ為撤去又ハ破壊セラレタモノニ付テハ之ヲ原則トシテ四十五年ノ期間ニ均等償却スルコトニシタ

賠償ノ為撤去又ハ破壊セラレタ設備ノ補償ハ之ヲ現金ニ依ラズ生産財ノ現物ヲ以テ支払フ

（中略）

（単位）

| 区分 | 昭和十一年 | 十二年 | 十三年 | 十四年 | 十五年 | 十六年 | 十七年 | 十八年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊経費 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 |
| 国債費 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 |
| 地方交付税交付金 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 |
| 臨時軍事費特別会計繰入 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 |
| 一般会計 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 |
| 歳入合計 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 | 000,480 |

（注）

一　臨時軍事費特別会計繰入は、昭和十一年度以降各年共通の一定額とする。

二　地方交付税交付金は、昭和十一年度の決算額を基準とし、以後毎年一〇分の一ずつ増加するものとする。

三　国債費は、昭和十一年度末の国債残高に対する利子及び減債基金繰入額とする。

四　特殊経費は、軍事費以外の臨時的支出を含む。

五　歳入合計は、一般会計と臨時軍事費特別会計との合計額から重複分を控除したものとする。

六　昭和十一年度の歳入合計は、四億八千万円とする。

七　昭和十二年度以降の歳入増加率は、前年度比一〇分の一とする。

八　昭和十一年度の歳出は、歳入合計と同額とする。

九　昭和十二年度以降の歳出は、歳入増加額の範囲内で、各年度の財政事情を勘案して配分する。

十　公債発行額は、昭和十一年度末において、国債残高が歳入合計の二倍を超えないように抑制する。

十一　利子負担率は、国債残高に対し、年平均三分五厘とする。

十二　減債基金は、国債残高の一〇分の一に相当する額を毎年積み立てるものとする。

十三　この表に掲げる数字は、すべて概数とする。

十四　この表は、昭和十一年度から十八年度までの八箇年間を対象とする。

十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

五十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

六十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

七十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

八十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

九十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百二十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百三十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百四十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百五十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百六十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百七十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百八十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

百九十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百二十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百三十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百四十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百五十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百六十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百七十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百八十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

二百九十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百二十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百三十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百四十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百五十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百六十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百七十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百八十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

三百九十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百二十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十四　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十五　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十六　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十七　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十八　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百三十九　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百四十　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百四十一　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百四十二　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百四十三　この表は、昭和十一年度の予算編成に際し、参考として作成したものである。

四百四十四　この

四、昨年十一月十五日「ボーレー」ノ国際記者団ニ対スル会見ニ於テ「臨ボニテモラレタキモノニ付テハ、第一ニ占領費用、第二ニ日本ノ必須ナル輸入物資ニ対シ先ヅ二千億ドル、第二ニ占領軍ノ為ニ特ニ本国陸海軍ノ間ニテ決定セラレタ占領軍費ノ一四ヲ日本ニ於テ支払フコト、右ニ付「ボーレー」ノ随員ハ「占領軍費ガ賄ハレル事ハ日本ノ為ニ幸福デアルガ、日本ノ財政ニ対シテハ重荷ニナルデアロウ」トノ感ヲ表明シタガ、但シ占領軍ノ消費スル物資ノ輸入及将兵ノ俸給ニツイテ独逸ニ於ケル様ニ日本ノ外貨ヲ以テ支払ハレルコトハ絶対ニナイ、ト云ウ事ヲ意味シテイルト云ウ点ニ注目スベキデアル、尚現在日銀保払勘定ニテ支弁シ居ル分ヲ昭和二十一年度予算ニ計上シテ日銀ニ返済スル事

目本ニテチーシスキ、例ヘバ余ノ俸給三百五十万中ヨリ占領軍費ヘ如何ナル名ヲ以テ日本ニテ受取ッテモ差支ナイガ、但シ余ノ手ニ渡ル分ハ一万円ニ満タヌ事ニナルノデアル、ソレデ日本ニテ支払ヲ求メルコトハ出来ナイ、ト云ウ事ヲ意味シテイルト云ウ点ニ注目スベキデアル、尚現在日銀保払勘定ニテ支弁シ居ル分ヲ昭和二十一年度予算ニ計上シテ日銀ニ返済スル事

百万ヲ限度トシテ日本ニ支払ヲ求メルコトハ出来ナイ、

|  | 昭和二十年九月末 | 十月末 | 十一月末 | 十二月末 |
|---|---|---|---|---|
| 戻入額 | 〇 | 六一、一三三 | 一一一、三五八 | 一六九、一〇八 |
| 残額 | 三九、八四六 | 一三四、四八二 | 五八、八七三 | 一一三、九〇五 |

(各地支出官勘定ノ合計)

|  | 昭和二十年九月末 | 十月末 | 十一月末 | 十二月末 |
|---|---|---|---|---|
| 受送金額 | 七六〇、一五三 | 一、〇二六、六五〇 | 一、一九二、一五〇 | 一、二四一、二五〇 |
| 現金受入額 | 〇 | 一〇五 | 八、三一〇 | 一〇七、九二七 |
| 振替額(受) | 〇 | 六一、〇八〇 | 七四、一一三 | 一〇八、七七三 |
| 振替額(払) | 〇 | 六一、〇八〇 | 七四、一一三 | 一〇八、七七三 |
| 戻入額 | 〇 | 六一、一三三 | 一一一、三五八 | 一六九、一〇八 |
| 支出額 | 一四〇、六一三 | 四〇三、五九九 | 五九二、三四五 | 六四三、一九七 |
| 残額 | 六一九、五四〇 | 五六二、〇二三 | 四九六、八五七 | 五三六、八七三 |
| (合計残額) | 六五九、三八六 | 六九六、五〇五 | 五五五、七三〇 | 六四九、七七七 |
| (純支出額) | 一四〇、六一三 | 四〇三、四九四 | 五三四、二六九 | 四五〇、三三三 |

(註)

一、資金官吏勘定ノ内容

連合軍司令部ノ「ファンデイング・オフイサー」ノ勘定ニシテ其ノ内容左ノ通リ

(1) 貸記額トハ司令部ノ要求ニ従ヒ日本政府ガ日本銀行本店ノ仮払ニ依リ「ファンデイング・オフイサー」ノ勘定ニ貸記スルモノナリ

(2) 送金額トハ「ファンデイング・オフイサー」ガ地方ノ支出官（デイスバーシング・オフイサー」ニ送金セル額ニシテ地方支出官勘定ノ受送金額ト見合フモノナリ

(3) 現金受入額トハ「ファンデイング・オフイサー」ガ地方ノ支出官ヨリ受入レタル額ナリ（例ヘバ部隊ガ本国ニ帰ル際「ファンデイング・オフイサー」ニ返戻スル如キ場合ナリ）

(4) 戻入額トハ地方ノ支出官ガ資金不要トナリタル為「ファンデイング・オフイサー」ニ戻シタル額ニシテ地方支出官勘定ノ戻入額ト見合フモノナリ

二、各地支出官勘定

(1) 受送金額ニ付テハ資金官吏勘定ノ(2)参照

(2) 現金受入額トハ例ヘバ新潟ノ部隊ガ帰国ノ為名古屋ニテ乗船スル際新潟ノ支出官ガ不要ノ金ヲ名古屋ノ支出官ニ現金ニテ渡ス場合ナリ

(3) 振替額（受）トハ地方ノ支出官ガ他ノ地方ノ支出官ヨリ振替ヲ受ケタル額ナリ

(4) 振替額（払）ハ(3)ノ振替額（受）ト見合フモノニシテ支出額ニハ含マレズ

(5) 戻入額ニ付テハ資金官吏勘定ノ(4)参照

三、各月ノ純支出額ハ「ファンデイング・オフイサー」ノ送金額ヨリ同勘定ノ現金受入額、戻入額及地方支出官ノ残額ヲ控除セル額ナリ、地方支出官ノ支出額ヨリ其ノ現金受入額及「ファンデイング・オフイサー」ノ現金受入額ヲ控除セル額モ右ノ純支出額トナル

占領軍費（物件費）実績

(単位　千円)

|  | 返金額 | 支出額 | 残額 |
|---|---|---|---|
| 九月末 | — | — | — |
| 十月末 | 八四、五〇二 | 二三、七二五 | 六一、七七六 |
| 十一月末 | 一七四、九〇九 | 八五、五三九 | 八九、三七九 |
| 十二月末 | 三九三、七三九 | 二五〇、九七〇 | 一四三、七六八 |

(註)　占領軍ノ要求ニ基キ帝国政府ガ物的施設ノ供与ヲ為ス為日本銀行仮払勘定ニテ支払ヒ居ルモノナリ

円系通貨発行実質高調



満洲、蒙疆、支那及南方ニ於テ発行セラレタル旧円系通貨ハ終戦後夫々当該国ノ中央銀行券ヲ以テ回収セラルベキヲ以テ我方ノ原因ニ依リ発行セラレタル旧通貨ニ付テハ賠償トハ別個ニ我国ニ於テ所要ノ負担ヲ為ス様連合国ヨリ要求シ来ル公算大ナリ、之等各地ノインフレーションハ顕著ナリシヲ以テ当該地域ノ金価格（場合ニ依リ物価ヲ斟酌ス）ト米国ノ金価格トノ比率ニ依リ米弗ニ換算シ之ヲ一弗十五円替ニテ円貨ニ換算スレバ左表ノ如ク総額三百億四千六百九十万五千円トナル

（以下本書二七一ページ所収——編者）

外貨債関係国庫負担推定額

外貨債ハ既ニ外貨債処理法ニ依リ邦貨債ニ借替完了シ居ルモ連合国等ニ於テ右借替ヲ認ムルヤ或ハ借替ヲ認メズ原借入者ヲシテ返済ヲ行ハシムルコトトナルヤモシレズ、又政府ガ返済ニ当ルコトトスルモ賠償トハ別個ニ要求セラルルヤ又ハ賠償ノ内ニ含メテ処理スルコトトナルヤ判明セザルモ別個ニ要求セラルル建前ニテ計上スレバ左表ノ通六十九億八千五百万円余ノ負担トナル

然ルニ昭和二十一年度乃至二十五年度ノ間ハ外貨ハ食糧輸入等ノミニ充当セラルベク全然余裕ナカルベキヲ以テ実際ニ於テハ概ネ二十六年度以降ニ於テ占領軍費中ノ外貨払及外地通貨ノ処理等トモ見合ノ上返還ニ応ズルコトトナルベク仮ニ契約ヲ改訂シ三十年間ニ延払ヲ行フコトトスルモ毎年二億円以上ヲ予算ニ計上シ且外貨ヲ用意スルノ要アルベシ

|  |  |  |  |  |
|---|---|---|---|---|
| (一)昭和二十一年度負担（一弗一五円換算） | 弗 | 二一、八三五、三一一 | 二五、四三七、六九〇 | 四七、二七三、〇〇一 |
|  | 磅 | 一六、九一三、六五八 | 三一、九七一、七八一 | 四八、八八五、四三九 |
|  | 計弗 | 八九、九八八、三五三 | 一五四、二八三、九六七 | 二四四、二七二、三一九 |
|  | 円 | 一、三四九、八二五、二八〇 | 二、三一四、二五九、五〇五 | 三、六六四、〇八四、七八五 |
| (二)二十二年度負担 | 弗 | 二、四九四、三五六 | 四、六四五、五三九 | 七、一三九、八九五 |
|  | 磅 | 一、六三二、一九九 | 二、七八三、三六二 | 四、四一四、五六一 |
|  | 計弗 | 九、〇六八、〇八七 | 一五、八六二、四八七 | 二四、九三〇、五七四 |
| (三)二十三年度負担 | 弗 | 二、二二二、一四九 | 四、六四五、五三九 | 六、八五七、六八八 |
|  | 磅 | 一、四九二、一四二 | 二、七八三、三六二 | 四、二七五、五〇四 |
|  | 計弗 | 八、二三五、四八一 | 一五、八六二、四八七 | 二四、〇八七、九六八 |
| (四)二十四年度負担 | 弗 | 一、九三三、六三九 | 四、六四五、五三九 | 六、五七八、一七八 |
|  | 磅 | 一、三五三、二二五 | 二、二八八、三四七 | 三、六四〇、六〇二 |
|  | 計弗 | 七、三八二、三二六 | 一三、八六七、五七七 | 二一、二四九、八〇三 |
| (五)二十五年度負担 | 弗 | 一、六五一、七八一 | 四、六四五、五三八 | 六、二九七、三一九 |
|  | 磅 | 一、二三一、五三三 | 二、二八八、三四七 | 三、五一九、八七九 |
|  | 計弗 | 六、六一四、八五四 | 一三、八六七、五七六 | 二〇、四八二、四三〇 |
| (六)二十六年度以降負担 | 弗 | 七、〇三一、三五八 | 二三、五六四、一五五 | 三〇、五九五、五一三 |
|  | 磅 | 五、八〇五、一二五 | 一九、〇二五、六六四 | 二四、八三〇、七七九 |
|  | 計弗 | 三〇、四二五、九七四 | 一〇〇、二三七、五八〇 | 一三〇、六六三、五五四 |
| (七)総計（一弗一五円換算） | 弗 | 三七、一五七、五九四 | 六七、五八四、〇〇〇 | 一〇四、七四一、五九四 |
|  | 磅 | 二八、四二五、九〇一 | 六一、一四〇、八六三 | 八九、五六六、七六四 |
|  | 計弗 | 一五一、七〇四、九七四 | 三一三、九八一、六七四 | 四六五、六八六、六四八 |
|  | 円 | 二、二七五、五七四、六一〇 | 四、七〇九、七二五、一一〇 | 六、九八五、二九九、七二〇 |

(註)

(1) 外債ノ償還ニハ額面償還制ト買入償還制トアルモ後者ニ付テハ額面ニ相当スル価額ニテ買戻スモノト推定シテ計算ス

(2) 本年度（昭和二十一年度）負担中ノ利子ハ大東亜戦争開始以来昭和二十二年三月三十一日迄ニ利払期到来スルモノヲ未償還現在額ニ依リ算出セリ

(3) 大東亜戦争勃発以後（但シ計算ノ便宜上昭和十八年三月末迄ヲ最初ノ一年度ト看做ス）昭和二十二年三月末迄ニ契約上ノ償還終期ノ来ルモノハ昭和二十二年三月三十一日ニ償還スルモノト仮定ス

昭和二十二年三月末迄ニ契約上ノ償還終期ノ来ラザルモノハ未償還現在額ヲ大東亜戦争勃発以後契約上ノ償還終期迄ノ年度数ヲ以テ除シタルモノノ五年度分（昭和十六年十二月八日ヨリ昭和二十二年三月三十一日迄）ヲ昭和二十二年三月三十一日ニ於テ額面ニ依リ償還

| | 米　貨（千弗） | 円貨額（千円）<br>一弗十五円替 |
|---|---|---|
| 日　銀 | 一、二〇〇、二九九 | 一、五四三、四五五 |
| 其ノ他 | 三、二七三 | 一、九、〇四〇 |
| 計 | 一、二九六、三三三 | 一、七二三、四九五 |

右ノ外政府所有分五〇、〇三七弗（七五〇、五五五千円）ヲ補償ノ対象ト　ナラザル公ラ除外ス

賠償ノ対象トナル本邦ノ対外投資額（昭和二一、一二、五）

在外財産ニ ポーレー」ノ昭和二十年十二月七日ノ声明ニヲ加ヘ賠償ノ対象ト　ナル居ル処資料ノ不完全ナルニヨッテ、尺度ヲ円金額ヲ以テ表ハス事ニ依ッテ大イニ異ナレ　ラ顧慮セズ又現地銀行ヨリノ借入ニ依リ投資ヲ含ムモノ本邦ヨリノ投資トニヲ　ル場合ニ於テハ記ノ如ク三百二十七億八千八百万円ナル　ニ三、三五〇百万円

朝　鮮　一七、三五〇、〇〇〇円

台　湾　一、二〇〇百万円

(2) 台　湾

合　計　一、三〇〇百万円

古倉以来昭和元年末迄
昭和二年ヨリ十四年末迄

朝　鮮　一、二一一、〇〇〇百万円

(1) 朝　鮮

併合以来昭和六年末迄
昭和七年ヨリ十三年末迄
昭和十四年ヨリ八年末迄

台　湾　一、二一七、三三三百万円

樺　太　一、二一七、三三三百万円

(3) 樺　太

合　計　一、二一七、三三三百万円

昭和十九年末（推定）　一、二一一、〇〇〇百万円

満洲
日本ノ対満投資額ヲ本邦ニ於ケル主要会社ヘ株式払込金額、社債純増加額、借入金額等ノ形式ニ依ッテ調達シタル円貨金額ヲ計算スレバ昭和二十年三月迄ノ累計額ハ、九、〇三六、三三〇千円ヲ　(満洲国政府ノ日円ニ依ル借入金ヲ含ム)ノ去ル昭和六年ヨリ通ジ

(参考)　因ニ本邦ヨリ左ノ地域ニ対スル投資額ヲ非投資会社株式払込額及社債発行ニヨル計算ヘ

| | 社　数 | 株式払込額 | 社債現在高 | 株式社債計 |
|---|---|---|---|---|
| | 昭和十九年末 | 一、二一七、三三三 | 一、二一一、〇〇〇 | 二、三二八、三三三 |
| 満洲 | 一七 | 四五 | 一一 | 七三 |
| 支那 | 一八 | 四三 | 一一 | 七四 |
| 南洋 | 一四 | 四 | 一 | 一九 |
| 合計 | 四四 | 一一 | 一一 | 六四 |

(注)　株式払込ハ左ノ通（日銀及興銀調）

| | 社　数 | 株式払込額 | 社債現在高 | 株式社債計 |
|---|---|---|---|---|
| | 昭和十九年末 | 一、二一七、三三三 | 一、二一一、〇〇〇 | 二、三二八、三三三 |
| 満洲 | 一七 | 四五 | 一一 | 七四 |
| 支那 | 一八 | 四三 | 一一 | 七三 |
| 南洋 | 一四 | 四 | 一 | 一九 |
| 合計 | 四四 | 一一 | 一一 | 六四 |

賠償ノ対象トナル在外私有財産ノ内容ハ、大体左ノ通リデアル。

(4)　表中赤ト黒ノ計ノ赤ヲ以テ表示セル部ノ弗換算ハ一弗四弁三仙ニ依リ換算シタモノデアル

賠償ノ各年度ノ末日ニ償還スベキノミヲ計算セリ

ロ　通貨ハ全テ元本額ノ各年現在額ニ依リ算出シタルモノニシテ、此ノ場合元本ノ償還ハ既ニ実行セラレタルモノヲ含ム

金銀等ノ貴金属ハ既ニ進駐軍ニ依リ保管セラレ居ル方ガ昨年十二月七日ノポーレー声明ニ在ル如ク発港ニ送ラル筈ノ処、本邦消費ノ為解除セラレツツアリ又右調査後新タニ発見セラルベキモノモ若干存ス

第一、現金、貴金属、有価証券ノ評価

内務省ノ手許資料ニ依ル推算額左ノ通リ

| | |
|---|---|
| 現　金 | 三、七三七百万円 |
| 預　金 | 一一四百万円 |
| 有価証券 | 三、〇〇三 |
| 貴金属 | 一、七三七 |
| 計 | 六、八八八 |

其ノ他ノ地域
南方甲地域
南方乙地域
支　那
満　洲
関東州
南　洋
台　湾
朝　鮮
計

第二、関東州及満洲

昭和七年以降ノ分

一、関東州

関東州ニ本店ヲ有スル会社ノ払込資本金ハ昭和十一年末現在ニテ一億一、九〇〇万円ニシテ、其ノ内訳ハ左ノ通リデアル

| | |
|---|---|
| 南満洲鉄道株式会社 | 四億 |
| 満洲重工業開発株式会社 | 一億 |
| 満洲電業株式会社 | 一億 |
| 満洲炭礦株式会社 | 一億 |
| 満洲採金株式会社 | 一億 |
| 満洲軽金属製造株式会社 | 一億 |
| 満洲石油株式会社 | 一億 |
| 満洲化学工業株式会社 | 一億 |
| 満洲曹達株式会社 | 一億 |
| 満洲合成燃料株式会社 | 一億 |
| 満洲鉱山株式会社 | 一億 |
| 満洲自動車製造株式会社 | 一億 |
| 満洲飛行機製造株式会社 | 一億 |
| 満洲電線株式会社 | 一億 |
| 満洲住宅営団 | 一億 |
| 満洲電気化学工業株式会社 | 一億 |
| 満洲軽合金製造株式会社 | 一億 |
| 満洲人造石油株式会社 | 一億 |
| 満洲人造繊維株式会社 | 一億 |
| 満洲ソーダ工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉱業開発株式会社 | 一億 |
| 満洲農産公社 | 一億 |
| 満洲畜産興業株式会社 | 一億 |
| 満洲拓殖公社 | 一億 |
| 満洲興業銀行 | 一億 |
| 満洲中央銀行 | 一億 |
| 満洲電信電話株式会社 | 一億 |
| 満洲航空株式会社 | 一億 |
| 満洲土木建築株式会社 | 一億 |
| 満洲港湾株式会社 | 一億 |
| 満洲倉庫株式会社 | 一億 |
| 満洲電気通信工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道車輌株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道建設株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道機械株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道電気株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道土木株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道倉庫株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道港湾株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道航空株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道通信株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道電気工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道車輌工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道建設工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道機械工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道電気工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道土木工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道倉庫工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道港湾工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道航空工業株式会社 | 一億 |
| 満洲鉄道通信工業

| | 中 | 支 | 北 | 支 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 振興以外の会社関係 | | | | | |
| 右以外ノ鉱山 | 000,03 | ﾒ・ﾒﾐﾒ | ｵﾘﾙ・ﾘ | | |
| 船 | | ｾ・ｲ01 | ﾌ・ｲ01 | | |
| 繊維工業 | | ﾋ・ｲ01 | | | |
| 化学工業 | | ﾋ・ｲ01 | | | |
| 食品工業 | | ﾋ・ｲ01 | | | |
| 雑工業 | | ﾋ・ｲ01 | | | |
| 貿易業 | | ﾋ・ｲ01 | | | |
| 商業 | | ﾋ・ｲ01 | | | |
| 計 | | ﾋ・ｲ01 | | | |

（単位　百万円）

（参考）

北中支ヲ次ノ許可会社ノ資産額ヲ双的最近ノ十六ヶ月ニ亘リ五十年八（月）

| | 昭和十五年度 | 十六年度 | 十七年度 | 十八年度 | 十九年度 | 二十年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会社数 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 他ノ払込済株式 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 計 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 公社債 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 他ノ払込済株式 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 計 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 公社債 | | | | | | |
| 他ノ払込済株式 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

（参考）

会社分ヲ除ク

（単位　百万円）

| | 計 | 北支 | 中支 | 南方特別地域 | 計 | 内地 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 民間職業紹介所 | | | | | | | |
| 民間職業紹介所 | | | | | | | |
| 平均一日就業者数 | | | | | | | |

（参考）一月始現地ヨリ報告ニ依レバ左ノ通ナリ（単位　百万円）

計

| | 民間職業紹介所 | 民間職業紹介所 |
|---|---|---|
| | 内地 | 南方特別地域 |
| 男 | 一〇一 | 四五 |
| 女 | 一〇一 | 一七一 |
| 計 | 一三一 | 二七二 |

（参考）

現地外務省出先機関ヨリノ報告ニ依レバ南方占領地域ニ於ケル労務者ノ

| | 昭和十五年度 | 十六年度 | 十七年度 | 十八年度 | 十九年度 | 二十年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | 三五一 | 三五一 | 三五一 | 三五一 | 三五一 | 三五一 |
| 女 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 | 一〇一 |
| 計 | 四五二 | 四五二 | 四五二 | 四五二 | 四五二 | 四五二 |

当南支ヲ於ケル事業中海南島ヲ除ク事業会社総数四社ノ二十年四月現在総投資額三千五・九百万円ヲ次ノ広狭ニ海南島ヲ比較スレバ一億円程度ナルベシ

第四　南方占地域

現地外務省出先機関ヨリノ報告ニ依レバ南方占地域ヲ次ノ如ク投資ノ売

油ヤシ

ゴム　甲　　十七百五万円

　　計

蚕　　五百五〇

　　計

麻　　四百五十

（参考）

南方甲地域ニ於ケル在外資産額ノ左ノ通ナリ

| | 昭和十四年度 | 十五年度 | 十六年度 | 十七年度 | 十八年度 | 十九年度 | 二十年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会社債 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 他ノ払込済株式 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 計 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 公社債 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 他ノ払込済株式 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 計 | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ | 000ｴ |
| 公社債 | | | | | | | |
| 他ノ払込済株式 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

（単位　百万円）



（参考（一）　満洲国関係債現在高（昭和二十年八月十五日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国債 | 六七九 | 三四四 | 大正 | 元年 |
| 日銀調 | 七五 | 昭和 | 二年 | |
| 銀行債 | 二〇八 | 興銀調 | 一〇〇 | 一年 |
| 会社債 | 四〇〇 | 三九五 | 五〇 | 二年 |
| 会社債 | 四〇八 | 九三 | 五〇 | 三年 |
| 計 | 四 | 五 | 一 | 四七二 |

（参考（二）　昭和十二年ノ貿易外支払勘定ノ大蔵省為替局調ニ依レバ対満二九、一九、一九、一

第六次　共ノ他
第一乃至第五項ニ掲ゲル以外ノ請願ニ対スル審査ノ如シ

一　請願ノ為撤去セラルベキ国内設備評価額

賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備評価額ハ次ノ「ポーレー」勧告ニ基ヅキ昭和二十年十二月七日中間報告ニ依ル撤去工場ニ付推算スル一七記ノ通九十二億九千九百万円プラス、此ノ外工廠関係ワルモノ政府所有ニシテ補償ノ対象トナラザル以下計上セズ

商工省関係　九、〇一一、九百万円

運輸省関係（造船）　六七一〇

計　九、九一一、九百万円

賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備評価額

（第一表）　第一表算出ノ基礎トナル数字

| 業種 | 国内設備中賠償ニ撤去セラルベキ割合 | 評価基準（単位千円） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 火力発電 | 1/2 | | |
| 航空機 | 全部（機体、発動機五七社及プロペラ二十二工場ニシテ百二十工場ノ内第二軍需工廠、第一、第二中島及川西ノ各一ヲ除ク八月二十六日現在ノ設備ヲ基準トス） | 概算 六、〇〇〇、〇〇〇 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 鉄鋼 | 二、六〇〇、〇〇〇 | 一、三二一 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 工作機械 | 四、八〇〇、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 軸受 | 一、八〇〇、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 硫酸 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 曹達（苛性曹達ヲ含ム） | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 計 | 一二、六〇〇、〇〇〇 | 一、三一一 | |
| 鉄鋼 | 二、三一一、〇〇〇 | 一、三一一 | 昭和廿年九月価格ニ約機於ケル国有及建物ノ有償ノ推定円ヲ含ム設備 |
| 合計 | 一四、九一一、〇〇〇 | 二、六二一 | |

（備考）　一、二、ニ、ハ生産物ノ大部分ハ撤去ノ為ニ生産ヲ停止スルモノト認メラルルモノニシテ、撤去ノ為ニ生産ヲ停止スルモノト認メラルルモノハ含マレズ

二、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノ多キモ、之ハ戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

三、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

四、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

五、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

六、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

七、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

八、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

九、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

十、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ

十一、賠償ノ為撤去セラルベキ国内設備ノ内ニハ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノニシテ、戦争ノ為ニ生産ヲ停止シ又ハ縮少シテ居ルモノハ含マレズ



軍需生産ニ対シ政府ノ要請ニ応ジ、軍需会社法等ニ基ク生産命令、設備拡充命令又ハ一、軍需生産ニ対スル国家総動員法、軍需会社指定ノ場合

昭和二十年十月二十四日現在　　一七、五七二
昭和二十一年一月末　　一七、五七〇

二、指定会社ハ「ポツダム」勅令ニ基ク政府ノ公文ニ基キ生産命令、設備拡充命令又ハ生産ニ関スル命令ニ従ヒ又ハ之ニ準ズル文書ヲ受ケタル会社ヲ謂フ

（備考）　一、二、ニ、ハ生産物ニ対スル設備ノ大部分ハ撤去ノ為ニ生産ヲ停止スルモノト認メラルルモノニシテ、撤去ノ為ニ生産ヲ停止スルモノハ含マレズ

| 工作機械 | 軸受 | 硫酸 | 曹達（苛性曹達ヲ含ム） | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 〇一五社 | 〇〇五社 | 〇一三社 | 〇一四社 | 〇一四社 |
| 四、八〇〇、〇〇〇円 | 一、八〇〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 八、八〇〇、〇〇〇円 |

八月末現在推定　三二、〇〇〇百万円

三、強制融資現在高（昭和二十年八月十五日現在）

興銀本支店分　三、四三九百万円

（註）別ニ疎開資金　一八〇百万円アリ

工場疎開資金（受命銀行全部）　六三九百万円

四、戦時金融金庫投融資現在高（昭和二十年七月末現在）

| | | |
|---|---|---|
| 融資 | 承諾額 | 五、三七一百万円 |
| | 実行額 | 三、六三二 |
| 投資 | 承諾額 | 六六六 |
| | 実行額 | 三七四 |
| 計 | 承諾額 | 六、〇三七 |
| | 実行額 | 四、〇〇六 |

（註）融資実行額中軍需会社ニ対スル分ハ前記二ニモ包含セラル

五、社債現在高　総額　昭和十九年十二月末現在

政府保証債　昭和二十年八月十五日現在

| | |
|---|---|
| 事業債 | 一七、〇三四百万円 |
| 内政府保証債 | 七、七三〇 |
| 金融債 | 一五、四四七 |
| 内政府保証債 | 八、四四五 |
| 計 | 三二、四八二 |
| 内政府保証債 | 一六、一七五 |

六、政府出資現在高（昭和二十年八月十五日現在）

| | |
|---|---|
| 政府出資特別会計分 | 二、九八六百万円 |
| 右ニ対応スル民間出資 | 二、三八九 |
| 他ノ特別会計分 | 二五七 |
| 右ニ対応スル民間出資 | 一、〇〇〇 |
| 計 | 三、二四四 |
| 右ニ対応スル民間出資 | 三、三〇五 |

戦争保険ニ関スル補償

一、保険会社ヨリ企業又ハ個人ニ対シテ支払ヒ又ハ今後ニ支払フベキ戦争損害保険金ノ総額ハ三百二十九億円（企業ニ対スルモノ百九十五億円、個人ニ対スルモノ百三十四億円）ト推算セラレ其ノ支払ニ付政府ガ保険会社又ハ損害保険中央会ニ対シテ補償ヲ行フコトトナリ居レリ

二、昭和二十年九月迄ノ保険会社ノ支払額ハ左ノ通

| 支払額総計 | | 内訳 | |
|---|---|---|---|
| 件数 | 支払額（千円） | 現金（千円） | 封鎖勘定（千円） |
| 一、九六七、二〇三 | 二五、三二三、三五七 | 七、〇〇五、四七〇 | 一八、三〇七、八八七 |

右ノ二百五十三億円中約百三十億円ハ住宅及家財ノ分ニシテ約百二十億円ハ工場、倉庫、機械、商品等ノ分ト推定セラル

三、昭和二十年十月ヨリ十二月中ニハ三十億円ガ支払ハレタルモノト推定セラル、其ノ中約九割（約二十七億円）ハ工場倉庫等ノ分ト推定セラル

四、総額三百二十九億円ト昭和二十年九月末現在ノ支払額タル二百五十三億円トノ差額（七十六億円）ハ非住宅関係ノモノ多キヲ以テ九割ガ封鎖勘定一割ガ現金ト仮定スレバ封鎖分六十八億四千万円、現金分七億六千万円トナル仍テ三百二十九億円ノ現金払ト封鎖勘定トノ内訳ハ左記ノ通ト推定セラル

（単位　千円）

| | 現金分 | 封鎖勘定分 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和二十年九月迄実績 | 七、〇〇五、四七〇 | 一八、三〇七、八八七 | 二五、三二三、三五七 |
| 昭和二十年十月以降推計 | 七六〇、〇〇〇 | 六、八四〇、〇〇〇 | 七、六〇〇、〇〇〇 |
| 計 | 七、七六五、四七〇 | 二五、一四七、八八七 | 三二、九二三、三五七 |

編注　本資料中、国民所得試算の財政収入及び国民消費の計数、並びに企業補償に関連する民間出資の計数に不突合があるが、原文のまま。

出所　大蔵省資料Z五一一一九〇。